新井白石全集

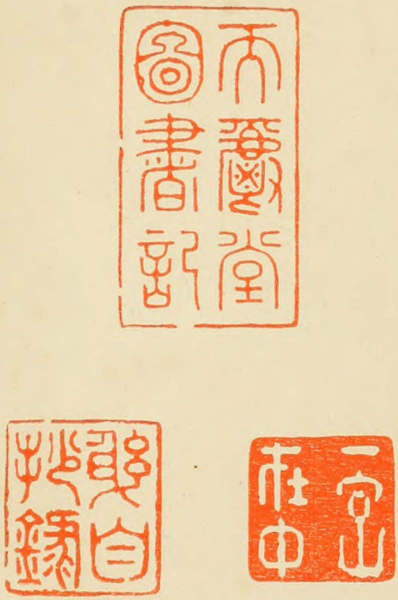
第四


國書
刊行會

東雅

總論

天下之言には古言あり今言あり其古今之間相移りきて
其方言あり方言の中に亦雅言あり俗言あるを
古書には太古より近古に至るまで其世の人のいひし所の
語を記せし也今言とは今世の人のいふ所のものを語れる也今方言の
人の所言に古の所言にかなへるものは古の時にこそ
京洛其世なる間雅言なる所言は
古とも其中國東南西北の人のいふ所を其人は雅言なるを
俗なりとのみ思ひて其人の今にいふは雅言なりしやをしらず



新井白石全集第四

例言

一、東雅とは日東爾雅の謂なり、本書別ちて二十卷四十八部とす、和名類聚鈔によりて専ら物名を解釋したるものにして、享保二丁酉年夏、深川の寓居にありて之を選述す、時に先生年六十一歲なり、凡例に「明年の夏病榻暇あり其書せし所を觀るに、毫言紛謬援引失據すくなからず、業已に志倦み氣疲れぬ、たゞ其太甚なるものを删去りて、後者の改定を竢つ」とあり、内閣所藏先生自筆の原本を閱するに、其卷の二十の末尾に「己亥二月廿日脫稿畢」とあり、これによりて之を見れば、享保二年夏に一旦稿成り、翌三年夏よりこれに改删を加へ、同四年二月に至りて、始めて其功を終へたるものゝ如し、

本書は主として、内閣所藏先生自筆の原本に據りて校訂を加へ、傍ら他の諸本を參攷したり、今その梗概を左に記す、

白石先生自筆本　是は美濃板紺表紙二十一册あり、第一册には、卷首に安積澹泊の序、次に室直淸の序を載せ、次に總論、凡例目錄を收めたり、第二册以下は、每册各一卷を綴り、末卷には、新川平元成の跋を附したり、本書には、每卷其首に先生の藏書印なる「天爵堂圖書記」、其尾に「躬自抄錄」の印章を捺し、卷の一の首には、天爵堂の印の外に猶ほ「一字在中」の印をも添へたり、首卷に揭げたる序文には、澹泊及び鳩巢の印章あり、普通流布の本には、ひとり鳩巢の序を載せて、澹泊の序を收めず、

六册本　「景川藏書」の印あり、此本には、鳩巢の序の次に澹泊の序を載す、原本に近きものに據りて、校合したるものと覺しく、異本として參考に資すべき點多し、

罫紙十一册本　「小幡文庫」の印あり、第一册の末尾に、「寶曆八年四月七日一校之橋彥」の文あり、澹泊の序無し、善本にあらずと雖も、原本を去ること遠からざるものなり、

小本十一册　罫紙本と系統を同じくす、是亦澹泊の序なし、但文字は頗る明瞭に

して晦澁の憂尠し、

淺草文庫本十册　原本と等しく淺草文庫に收めたるものにて、世に流布するは大抵是なり、澹泊の序並に元成の跋を缺けり、

自筆本は、對語(例へば春夏秋冬兄弟姉妹の如き)を横に並列せるも、今便宜上之を縱に配列したり、

自筆本の割注は、各其本文の下に注したれども、今便宜上簡單なるものゝ外、本文より一字を下げて次行に置きたり、

自筆本は、文字の音讀すべきものは、右傍に|を加へ、(太-古、東-方、音-韻、天、信ずの如く、)訓讀すべきものは、左傍に|を加へ、(我-國、虚-空の如く、)又合動詞には、右傍に片假字にて送假名を附する(翔リ行く、合セ呼ぶの如く、)など頗る用意の周到なるものあれども、今一々之を附加せんには、印刷上煩雜を來し、誤謬を生ずるの恐あれば、殊更に之を省略したり、

本書の語格には、誤れるもの尠からず、例へば、用の字を用フ。用ユ。ル。と波也兩行に混用し、已然をあらはすに、ラ。バ。といひ、如ク。ナルモノを如キ。ナルモノと用ひたるものあり、假名遣には、オとヲ、イと井、エとヱ、ハとワ、ヒとヘ、へとエ、ヅとズ等を混用したるものあり又送假名の如きも一定せざるものあれども、今原本の眞を傳へんが爲め、すべてそのまゝに從ひ、敢て漫りに改めず、文字の用法の如きも亦然り、但し本書の校訂に就きて、特に一言し置くべきものあり、

卷之五、人倫部、人品の條下、太夫(マチキミ)は普通大夫に作るを正しとすれども、今原本の儘に從ひたり、

卷之八、器用部、冠の條下、冠。帽。の具を原本幞。頭。の具に作る、今倭名類聚鈔に據り、之を冠帽の具と改む、

卷之九、織紝具、鍋(ツミ)の條下、原本紡は績。也に作る、今倭名類聚鈔に據り績と改む、

卷之十一、槃(サラ)の條下、磁楪漆楪の楪。を弘文館刊本碟。に作る、然れども、原本並に

諸本共に楳に作るを以て、原本に從ふ、

同瓷の條下、和珥武鑠坂を、原本和珥武珥坂に作る、今六冊本並に萬葉集抄に據り鑠と改む、

卷之十二、飲食部、腊(キタヒ)の條下、煆治は普通鍛治に作るも、今原本に從ひて煆治とせり、

同八雲御説とあるを、弘文館刊本には、八雲御抄の説に作る、然れども之は八雲御抄の説といふを略したるものなるべきを以て、原本に從ふを可とせり、

卷之十四、果蓏部、橘の條下、橘の渡來を允恭天皇の御世の末とあれども、其實は垂仁天皇の御代なり、依て允恭天皇の下に、(垂仁誤歟)と注し、

同書棗の條下、美棗を弘文館刊本羊棗に作る、是或は孟子盡心篇、曾晳嗜羊棗、曾子不忍食羊棗の羊棗と見たるにはあらざるか、然れども、青要之山、又東十里曰騩山、其上有美棗、(山海經)甘瓜抱苦蔕、美棗生荊棘、(古詩)等あるに據り、今原本に從ふ、

卷之十七、禽鳥部、鷺の條下、豊葦原之水穗國は伊多久佐夜藝氐有那理の那の下に(祁か)と注し、

卷之十九、鱗介部、王餘魚の條下、爾雅の下に、弘文館本に據りて釋地の二字を補ふ

本書卷首に掲げたる寫眞板は、先生自筆本の筆影にして、裏面には、先生の印章三個を摸刻したり、（同本例言に大槻如電翁の詳しき考證あり）

一、東音譜は、文學士保科孝一氏、他年研究せられたる原稿を本會に寄送し、且凡例を副へられたれば左に掲ぐ、

（一）、本書は五十音と我邦の字音及び支那杭泉漳福各州の字音とを對照し、次ぎに、二合音送聲餘聲收聲濁音及び重音等の寫し方を立案したるものにして、凡例には琴譜に倣ひて作りたるものなりとあれども、蘭學の知識に原きたるものなるは、素より論なし、

（二）、本書世に傳ふるもの、孰れも魯魚帝虎の誤謬からず、譜圖に於て殊に甚しきものあるを見る、元來白石先生は五十音に於けるアヤワ三行をアイウエヲ、ヤヰユヱヨ、ワイウエオの如く謬

り、是によりて譜圖を作成せられたるものなれども、筆者概ねこれに心付かず、又、杭泉漳福各州の諸音に通曉せずして、轉寫したるがだめ、斯の如く夥しく誤謬を生じたるなり、故に今專らこれらの誤謬を正し、旁ら左の諸本を對照して校訂を加へたり、

一、內閣藏本、和學講談所、淺草文庫の藏印あり。
二、東京帝國大學文科大學國語研究室藏本、不忍文庫、阿波文庫及び言語取調所の藏印あり。
三、同室藏本、橘氏藏書の印あり。
四、東京高等師範學校藏本、
五、帝國圖書館藏本、
六、文學士新村出氏藏本、伴直方書寫の奧書あり。

(三)、本書中往々誤謬なりと推定せらるゝものあるも、諸本概ね一致せるものは、暫く舊來のまゝに存せり。

一、同文通考も、保科氏、諸書を參酌して特に校訂の勞をとられ、且凡例を寄せられたれば左に揭ぐ、

(一)、本書は白石先生が專ら和漢の文字に就きて、其起源及び沿革を詳論し、假名の字源を考覈せられたるものなり、成稿の年次詳ならざれども、正德年中六代將軍家宣公の臺命によりて撰述せられたるものなるは、左の如き奧書を載せたるものあるによりて明なり、

蜂屋定章家藏題跋云右同文通考一部三冊者正德中文昭院樣御代新井筑後守爲學官之時於御奥被仰付候筑後守自筆相認申候而被差上之候薨去已後其書可及燒捨筈之處(但於御奥新規被仰付候書物等者皆燒捨候不限此書之由)村上正方(俗名源左衞門)于時御小納戶役相勤申候此書收置之候依是正方致所持之候而其家老祕藏之書本(正方所持之書卽新井氏之自筆也)我等與正方心安相語候也間彼祕本借之候寫之候畢

寛保三年癸亥四月　　蜂屋小十郎定重

天明三癸卯年正月十五日書寫畢　　大井田義房印

(二)、本書は白石先生の歿後、新井白蛾補登之を補校して四卷となし、寶曆十年九月京都にて板行したるもの、普く世に行はるといへども、白蛾の補校を經ざる先生の原本として傳はるもの、亦他に數種あり、卽ち左の如し、

(一)文字考　黑川眞道氏藏本　寫本三卷　目錄なし　全文平假名交

日、始製文字　六書　古文　大篆　籒文　史書ともいふ　奇字　籒文ともいふ　小篆　秦篆　玉筯篆といふもともに同じ　隷書　佐書　楷書　眞書　正書ともいふ　八分　飛白　章草　行書　草書　百體書　俗字　訛字創字を附す　押字

月、神代文字　肥人書　薩人書　眞字　漢音吳音　梵字　新字　符字　片假字　伊呂波　點圖　篆書　八分飛白　行字　草字　片假字釋文　伊呂波釋文　音類假字釋文

星、國字　國訓　借用　誤用　訛字　省文（卷首ニ凡例ヲ缺ク）

（一二）毫品記　内閣藏本　寫本二卷　目錄あり　全文片假字交但凡例は平假名交

乾、始製文字　六書　古文　大篆　籀文史書ともいふ　奇字　籀文ともいふ　小篆　秦篆　玉節篆といふも共に同じ　隷書　佐書　楷書　眞書　正書ともいふ　八分　飛白　神代文字　肥人書　薩人書　眞字　漢音吳音　篆書　八分飛白　行書　草字　新字　梵字　符字　押字　點圖

坤、章草　行書　草書　百體書　俗字　訛字創字を附す　押字　凡例　國字　國訓　借用　誤用　譌用　省文

毫品記は乾坤二卷なれども乾坤ともに各々二部に分かれ各部の終りに

藤原資康

石氏許勝

藤原昌敷（敦カ）

又八
藤原資康
石氏許勝
藁氏昌敷

の名を署したり

(三)同文通考　東京帝國大學文科大學國語研究室藏本　寫本二卷(和學講談所の藏書印あるもの)目錄あり　全文平假名交

上、始製文字　六書　古文　大篆　籒文史書ともいふ　奇字

籒文ともいふ　小篆　秦篆　玉筯篆ともいふも共に同じ　隸書　佐書

楷書　眞書　正書ともいふ　八分　飛白　章草　行書　草書

百體書　俗字　訛字創字を附す　押字

下、神代文字　肥人書　薩人書　眞字　漢音吳音　篆書

八分飛白　行書　草字　新字　片假字　以呂波　梵字

符字　押字　點圖　片假字　釋文　以呂波釋文　音類

假字釋文
凡例　國字　國訓　借用　誤用　訛字　省字
(四)同文通考　黑川眞道氏藏本　寫本三卷　目錄あり　全文片假名交
上、始製文字　六書　古文　大篆　籀文　史書ともいふ　奇字
籀文ともいふ　小篆　秦篆　玉筋篆といふも共に同じ　隸書　佐書
楷書　眞書　正書ともいふ　八分　飛白　章草　行書　草書
百體書　俗字　訛字創字を附す　押字
中、神代文字　肥人書　薩人書　眞字　漢音呉音　篆書
八分飛白　行字　草字　新字　片假字　伊呂波　梵字
符字　押字　點圖　片假字釋文　伊呂波釋文　音類假
字釋文
下、凡例　國字　國訓　借用　誤用　譌字　省字
本書には毎卷卷頭に本書の由來を記し又賛を載せたり卽ち卷の上に

白石先生撰　全部參卷　上中下是爲次

官奏

同文通考　卷上

正德年中侍勤　寢殿特奉
官命製述斯書以上奏之收在祕府世人
無一以覩焉　今適得寫本謂之官奏

卷の中には

同文通考祕本傳寫　既題上卷復保中卷　述贊曰

有若宿儒　勉旃世紀　審思弗殆
優學而仕　鼇背翱々　白石博士
鳳毛翩々　紫陽刺史　侍講離群
脩業原始　新編擇精　舊案執枝

海外梯航　既知所指　日東圖籍
亦藏諸巳　天下車書　同文同書
堂上几杖　尙德尙齒

其裏に

白石先生撰　全部參卷 上中下是爲次	官奏　同文通考	是書所選厥事在卷首矣　上卷凡謂中華諸字然至中卷　審述本朝字製於是乎兩域別論者確矣

次ぎに卷の下には

同文通考祕本傳寫 前題上中重及下卷 述贊曰
神世龜兆　海內化光

皇朝鳳詔　天上文章　境部新字
字廢行藏　吉備假字　字貽偏傍
制字邦俗　述辭文揚　原始宿儒
待問墨莊　昔年貢擧　新井賢良
研精白石　錫爵紫陽　同文著書
通考括囊　古今窮理　博洽無疆

その裏に

白石先生撰　全部參卷　上中下是爲次

官奏

同文通考　卷下

完帙參卷始曰漢論中曰倭說終曰俗
書有省字之類當以視焉
官奏所殊不亦大乎實得祕本寶之寶之

敬致曰元本下卷不記目錄按是始有凡例因然矣今私與其卷上及中
共類焉乃載目錄于此敢有便於展卷而已

(五)同文通考　家藏　寫本三卷　目錄あり　全文片假名交

是はすべて黑川氏所藏の三卷本に同じ、

(六)同文通考　翁草第五十より第五十三に收む三卷目錄あり全文平假名交

是も大略黑川氏所藏の三卷本に同じ、但卷頭に贊を載せず、卷の上に、

白石先生撰
官奏同文通考
是書所撰厥事在卷首矣上卷凡謂中華諸字然至中卷審述

といふ一節を擧げたるのみ、又翁草の第五十には本書の上卷、第五十一第五十二には中卷、(第五十一に神代文字より新字まで第五十二に片假字より以下を收む)第五十三には下卷を收め、國字國訓借用等に於ける標出の文字に和訓を加へず、解注に訓點を施さず

（七）書契文談

國語學書解題目錄によれば、本書は寫本にて神代文字より前の條を缺き、次きの如き奥書を載せたりと云ふ。

此書平假字二卷也新井筑後守撰之寶永ノ頃上書也ト門人某下書反古ヲ綴テ二卷トシテ寫之祕シテ懷中セリ書契文談ハ後人假題之也ト云フ。

（八）文字考　文學博士大槻文彦氏所藏　寫本　一卷

是は始に凡例（全文平假名交り）を擧げ、次ぎに國字國訓借用誤用訛字省字等に關する解注を載せたるものなり。但標出の文字に和訓を施さず、解注に訓點を加へず、標出の字數も他に比して少しく不足せり。

一、本書は白蛾の補校して刊行したる四卷本を基とし、專ら文字考三卷本　同文通考二卷本　同三卷本　及び毫品記等によりて、嚴密に之を校讎し、原文と補注との區別を明にせんがため、補注

にはすべて〔〕を加へ、又白蛾がみだりに原文中假名にて記したる語句を漢字に改め、和訓なるを字音に訓み、送假名を増減し、弖爾遠波を取捨したりと思はるゝものは、大抵原文に復したり。但白蛾の補注はすべて刊本のまゝに從ひ、敢て改删を加へず。又文字考三巻本　同文通考二巻本　同三巻本　等には國字國訓借用等の解注に訓點を施さゞれども今便宜の爲め刊本に從ひて之を加へたり。

一、國字國訓借用誤用訛字省字及び解注等に標出したる字躰は、諸本皆其筆勢を異にし、據るべきものあるを見ず。此等は書中に散見せる異躰の文字と共に、止を得ずすべて刊本に從ひたり。

一、國字國訓借用等に於て、其標出の文字及び解注の語句に施したる和訓は、諸本皆多少の異同あり。此等は互に相對照して、其

宜しきに從ひたり。

一、本書の假名遣には誤れるもの尠からず。白蛾が補校の際誤れりと信ぜらるゝものは、二卷本の文字考同文通考三卷本の同文通考によりて校訂し、他は敢て私見を以て改めず原文のまゝに存せり。

一、朝鮮聘禮事は、正德元年辛卯十一月、朝鮮國王より德川將軍家宣御代替の御祝儀として、信使を來聘せしむ、それに對する取扱手續の次第を記したるものにて、内閣文庫に一卷本と二卷本とあり、今二書を參考して校訂す、

一、朝鮮信使進見儀注、同賜饗儀注、同辭見儀注も、亦前と同時の記にして、何れも内閣文庫本に據りて校訂せり、但し進見儀注は二本ありて、其中の「記錄所御用」の印を押捺したる本の末尾には、當時の布令の類を載せたり、今便利の爲め其儘附載し、（五百七十三頁正德元年十月廿日

以下）猶萩野博士の寫本をも參考したれども、文辭に異同あるを以て、大抵は内閣本に據りたり、

一、御教諭及諺解は、當時朝鮮の使客に教諭したる漢文と是が諺解なり、本書は白石爛に収むる所の本と萩野博士の寫本とに據りて校訂せり、

一、朝鮮信書之式、一名朝鮮之詰ともいふ、本書は、内閣文庫に白石先生の自筆本あり、奉書二ツ折りの横帳にて、本文四枚、表紙には朝鮮國信書の式、包紙には朝鮮之詰（朝鮮信書の式の事）とあり、又同文庫に寫本一册あり、奥書に、右朝鮮之詰一册、以君美肉筆謄寫、天保甲午冬、偃修局とあり、その文躰全く同じ、

一、朝鮮信使議及び朝鮮冠服の事は、廣白石叢書に収むるもの丶外、他本に接せず、奥書に、右二通、以白石筆書面摸寫了とあり、

一、朝鮮聘使後議は、内閣文庫本と五事略の末に附載せる本とに據

りて校訂せり、

一、朝聘應接記及び抄釋は、朝鮮人申叔舟が撰びし海東諸國記の中より、我が邦の使節を應接する例のみを抄出して、抄釋を加へたるものなり、本書は、文學博士松本愛重氏の寄送に係る、

一、國書復號紀事は、本會所藏の廣白石叢書本を本とし、内閣文庫の寫本及び白石叢書、白石子等收むる所の數本に據りて校訂したれども、なほ文意の了解し難き所少なからず、又彼國の人名等の各書其字を異にせるものあり、其等は「本ノマヽ」とするか、或は（一本作□）と分注を附することゝせり、

一、以酊菴事議草は、萩野松本兩博士の寫本を原とし、白石爛に收むる所の本及び帝國大學附屬圖書館の故内藤耻叟翁の白石叢書に收むる所に據りて校訂せり、

一、坐間筆語は、一に觀樂筆談、内殿燕樂筆談などいひ、樂曲に關する

筆談なり、朝鮮の使臣來聘の時、幕府燕樂を使臣に賜ふ、先生坐に在り、樂奏する毎に使臣と筆語す、宴罷て其樂名を錄し、一一其下に問答の語を附して以て進む、卽ちこの稿なり、本書は本會所藏の寫本を原とし、內閣文庫の寫本及び白石叢書、白石爛、白石子等に收むる所の諸本を以て校訂せり、

一、江關筆談も、同使臣來聘の時、先生其旅館本願寺を訪問し、交々筆語問答したるものなり、韓使趙泰億、先生の才華を歎賞し、當日の事を以て、曠世の偉事とし、自ら輯めて一卷とす、卽ち是なり、本書も大略前の叢書に據りて校訂せり、

一、白雉帖は、當時德川將軍より朝鮮國王へ賜る屛風の畫讚なり、先生命を奉じ、議して高玄岱をして、本邦歷史上の事實を叙述せしめたるものにて、孝德天皇御宇長門國より獻上したる白雉の畫贊を第一に出せるより採りて帖名としたるなり、此帖は、內閣文

庫の刻帖を以て原本とし、玆に附載す、

一、西洋紀聞卷三は、白石社出版の活字本、卽ち文學博士大槻文彥氏が、舊修史館所藏の先生の自筆本に據りて校訂せられたる本を原とし、傍ら本會所藏の寫本及び內閣文庫本をも參考せり、而して本書下卷の末に收めたる附錄及び邏馬人欵狀は、大槻博士の按文と共にそのまゝ附載す、又卷首に收めたる序文は、當時のものならず、白石社本は、一本によりて篇末に收めあれども、本會は姑く卷首に掲ぐることゝせり、又卷末の正德四年二月朔日の中渡等は、本會所藏の異本西洋紀聞によりて附載す、なほ本書に就ては、白石社本に大槻博士の詳細なる凡例あり、左に掲ぐ、

一、本書は修史館の御藏に白石先生の自筆の本のありしを一覽する事を得て傳寫の一本を校訂して印刷に付したるものなりその原書は卷首に天爵堂圖書記の印あり卷ごとに末に白石、源君美、一字在中、等の朱印を捺し且本書の趣意も筆記

して家に藏し他日のおほやけの尋問に備へられしものなれば先生の家に傳へられし本なる事論なく又自筆なるは僅に此一本なる事も知るべし固より得がたき自筆本の希有に世に存しつるなれば案本の訂正も植字の校合も殊に謹嚴を加へたり故にその正しき事は他書の比すべきにあらず（先生の著に采覽異言外國通信事略等洋外の事を記せる書尚若干部あるがその傳寫本には地名人名等假名にて記したるものゝ誤字何れも甚し本書中の洋外地名人名の假名と合せて正すべきなり）

一、原書は大判美濃紙を打ちたるに濃き墨にてあざやかに字形大く九行二十四五字ほどに書きつめたり字体は和様にしてから様をまじへ雋拔にして快手にはしりがきして然して又謹嚴いやしくもせし所あらず誠にその寫法の熟手精妙なるを見るに足れり但し行文中稀には假名用法の違へるものゝかれこれ見えたるあれどもそれら皆その頃の世のつねなる誤りなれば今は正すに及ばずいゐひ等もつとめてそのまゝとせり（あまりにいかゞなりと思ふは傍にモトノマヽと記せり）且字傍のふりがなすてがななども舊きに依れり（中略）洋外の地名人名等の假名に希には前後一様ならぬも見えしが皆改めず又エくウロくバ、ヤンドくウ、キヤくウ、などヱウ、ドウ、等の右の間にくのしるせる所ありこれは假名の如くに讀むべくコー、ドー、など音便には讀むまじきためのしるしなるべけれど活字の便りあしければ除けり云々

一、本書の大要上卷は奉行所にて羅馬人召對糺問の事を記すその記事の體明晰詳悉にして曲寫自在なる筆鋒はその塲のありさまを今眼のあたりに見するが如し誠に和文叙事體の絶妙なるものはこれらの文に於てや見るべき中卷は羅馬人の言ひし海外諸國の地理歴史など記せるものにして全く采覽異言等の原稿なり（尚采覽異言等と見合すべし）現時より見れば事は陳腐に屬しつれども今はたゞ始めて海外の事を談話の間に聞き得てかくまでに書き取りたる識見の跡を稱して觀るべし且その頃天主教傳來海外交通等の事につきては修史の案となるべき事も多かるをや下卷は羅馬人と問答せる雜話をしるし末にその述べし天主教の大意をあげこれにつきて逐次に其妄を辨駁すその言に天地萬物自ら成る事無し必ずこれを造れるものありといふ說のごときもしその說の如くならむには天主また何ものゝ造るによりて天地いまだあらざる時には生れぬらむ天主もしよく自ら生れたらむにはなどか天地もまた自ら成らざらむ云々といひこれを冒頭の第一駁として其餘の論辨該精にして快痛ならずといふ事なく今の世に人人が耶蘇敎につきて喋々批難排擊するほどの論旨は早く〳〵も悉く先生の口に出でゝありその識見の卓（◯落タルカ）越なる事驚歎せむにも餘りある事なり云々。

一、采覽異言（五卷）は、東西各國の地理を明にしたるもの、吾邦にて撰述せる萬國地誌の嚆矢にして、正德三年癸巳の自序あり、又書中に、ロ｜テ、ボ｜タンなど右に線あるは長呼の符にて、今ローテ、ボータンなど記すものなり、是等の事は、東音譜に悉しくその例あり、本書は大槻博士が故小中村清矩、磐瀬玄策氏等の藏本と、自家所藏本等の外に、增訂采覽異言をも參考して校訂せられたる白石社活字本に、なほ同氏の書入ある本を借りて校訂せり、

一、以上の外に雞林來聘記（十二卷三冊黒川眞道藏本）朝鮮聘使詳解（五卷二冊帝國圖書館本）等數種あれども、すべて後人の編輯せしと思はるゝものなれば、今省きて載せず、

一、本書編輯校訂の事に關して、文學博士上田萬年氏、大槻如電翁、文學博士大槻文彥氏、同萩野由之氏、同松本愛重氏、文學士保科孝一氏は、或は手澤秘藏の諸本を貸與せられ、或は指導の勞を執られ

たり、茲に一言して感謝の意を表す、

明治三十九年四月

黒川眞道識

新井白石全集第四總目錄

新井白石全集第四總目錄終

東雅序

白石先生著東雅二十卷覺得借而觀之其書一倣源順倭名鈔之例譯以國字其所援引皆古簡舊牘間有互相發揮者則據異邦之書以證之語有不可了者割愛截之義有不可曉者設疑闕之烹飪

秋津六部之史咀嚼寧樂七代之集淹貫富贍使人目佃而意漁九原可作則梨壺才子豈不忻忻於地下哉蓋上古淳朴語言甚簡後世文物丕隆欲其詳雅而轉注假借遂有失其眞者譬如元趙良弼女直人也本姓朮要甲音訛爲趙家因以趙爲氏後世不復知其本姓遂謂良弼中州士人之族也

我邦語言之轉亦多類之其輕重清濁緩急長短出於天成之聲移於流俗之習

先生能遡其源而探其本故每論其世以辨明之史稱沈約撰四聲譜獨得於胷襟窮其妙旨此編雖非音韻之書而其得於胷襟不多讓焉鄭夾漈曰梵人別音在音不在字華人別字在字不在音故梵有無窮之音華有無窮之字若

我邦則不然四十七單音開闔旋轉以爲無窮之語言今此書也非梵非華直
我邦上世之語言焉耳自中古有文字以來字載音而語成語駕字而義存
先生融釋通會不離乎語言之中而精詣妙契有出乎語言之外者雖謂之兼華梵亦可
也或曰昌黎不云乎爾雅注蟲魚定非磊落人況譯蟲魚乎甚非所望於
先生也曰不然凡有物必有是名有是名必有是義大而日月山川小而喘耎肖翹莫不
各有其名而存其義古昔
神聖開物成務因自然之聲音體品物之情狀彝倫於是乎敍政敎於是乎出居今之世不
知古語之義庸其可乎然
先生非用精力於此書者寓居海上長夏無事手錄成卷以爲消遣之資耳
先生不自以爲奇而覺則視爲希世之珍借謄一通藏諸藩府旣而
先生使覺序之自顧謭陋不能措辭而其書之美可傳於世者備於鳩巢先生之序覺何
喋喋多言哉故特記其轉寫之歲月因及其書之梗概耳

享保十年二月穀旦　水戸府下　澹泊齋　安積覺　敍

東雅序

天下之聲不過五而五聲之變不可勝窮蓋聲之初出者爲言言雜而相軋則音生焉聖人於是因言以制字因字以寓音然後其言與音一定而不可易已唯我東邦不待文字而能盡言語之變唯彼西竺不假文字而能盡音韻之變其名天下之物通天下之故東邦貴於言語西竺貴於音韻而中土之於文字則兼之矣夫中土西竺姑置不論至於我東邦則居萬國之先開聲氣之元其聲單而素其音希而疏譬之色其白者乎纂組黼黻五色異采而白則受之譬之味其甘者乎鼎飪盤飣五味異和而甘則受之是故輕重淸濁平上去入不過四十七轉而天下之言足雖中土蕃國之語我合數言而通之無不可譯者此我東邦所以達五方之言通五方之欲也余友白石源君精於國語其言曰我邦之語未易驟言有會意有轉注有假借或二合或三合而聲有緩急有長短有以發語有以助語凡如此之類不可槩以一例斷之且我邦自中葉以上常與三韓往來其言多有得於彼土者況復近世漢語梵音與蠻人之語往往雜出而並行者乎今欲通之先論其世考其言之出孰先孰後然後參伍綜核各以其倫則庶乎不謬矣世之好論倭語者不辨古今詳源委乃欲以膚見而

臆決之宜其牽合附會而有不通也是歲之春君出其所著東雅二十卷以示余曰吾遇丁酉之災寓居海上數月傍無一書長夏無事乃探倭語而推論之意有所會隨手集錄積日漫濾几上秋後遷城北宅不復經意久之逮明年夏病中偶見舊稿於殘篋中乃繼而成之爾昔永叔遷夷陵也無書可覽間取爰書覽之而自謂足以學文子瞻在儋耳與田夫野老爲鬼怪之譚以消孤悶吾何敢自比古人然此書則爰書鬼譚之類也顧其言頗成次第有可觀者亦不忍以覆醬瓿豈曹公所謂雞肋者歟吾子盍序之余非素識倭語者然卽而觀之見其議論有據商訂得當各有條理井井不亂其於交錯紛糾處最極意搜抉無復餘蘊發揮前人之微旨一洗世俗之陋習該博之學淹通之智後世必有知之者豈與所謂爰書鬼譚者比哉君其無多讓焉遂爲之序

享保己亥夏四月初八日

英賀室直清書

東雅

總論

天下の言には古言あり今言あり。其古今の間に於て。又其方言あり。方言の中に亦各雅言あり俗言あり。古言とは太古より近古に至るまで。其世々の人の云ひし所の語言なり。今言とは近世の人いふ所の語言なり。たゞ今五方の人の語言。各同じからざる所あるのみにはあらず。古の時といへども。亦各其世にありて。五方の語言同じからざりし。猶今の如し。古もまた中土東南西北の人の如き其人には雅なるあり俗なるあり。大やうはよき人のいふ所は雅言あり。賤きがいふ所は俗言にあらざるものすくなし。それが中古言の猶遺れる。今の人のいふ所にはあらねど。其語の解すべきあり。解すべからざるものあり。また今の人の云ふ所の。もとこれ古言に出し。其解釋を得ざれば。義明らかなるべからざるもすくなからず。爾雅の書に釋詁釋言などいふあるは。古言今言其異あるを解きて。人をして知らしむるを釋詁といひ。古今の間四方の言の。能く通ずる事なきを解きて。人をして知らしむるを釋言といふ。千載の下に生れて。千載の上に通じ。一方の内にありて。四方の外に達しなむ。難からざる事ともいふべからず。我東方の古言の如きは。幸に今先達の人の訓釋。なほ傳はれる者どもなきにあらず。

舊事紀古事記日本紀姓氏錄古語拾遺風土記等に。古語を釋せし見えたり。其餘萬葉集を始めて。代々の歌詞を釋せし諸家の說。またすくなからず。凡夫等の書にもれぬる所の如きは。類を推し例に倣ひて。其義を求めつべし。尙其解すべからざるものあるは强て其說をつくるべからず。

世の人いふ事あり。和語を解くには謎語を解くが如し。其要訣を得ぬれば。解くべからざる者なしなどいふなり。凡天地の大なるより見ぬれば。我東方の如き。またこれ一方の地にてあるなり。されど其一方の內。また古今の間五方雅俗の言多からずともいふべからず。一つに皆概して謎語となして解せむ。其義を盡すべき事なりとも思はれず。ましてや古を師とするにあらずして。みづから其意解を

もて。其義を釋しなむ。我信ずる所にはあらず。
我國古今の言に相通じなむには。まづ其世を論ずべき事也。舊事紀古事記日本紀等の書にみえし太古の語言の如きも。其書撰述の代の人の云ふ所をもて記されしとみえし事もあれど。神名人名また歌詞の如きは。古より云ひ嗣しまゝなる者とぞ見えたる。古を去る事やゝ遠くして。海外の人のゆきかふ事ありしより。此かた夫等の語言。相交はれりと見えし事もありて。韓地の諸國　本朝に服屬せし後に及びては。彼土の人等。此に來れるのみにもあらず。彼國に置れし官府を充りて。其政を掌れる　本朝の人々も多かりし程に。これかれの方言相雜らざる事を得べからず。六經の學の相傳れるより後。百濟の博士等。おの〳〵其學をもて來りつかふまつる。代々に絶ず。秦漢隷楷の書體を取用ひ。我國の古文廢せしに至ては。古語の如きも。或は其言廢れ。或は其義隱れて。我東方の語言。大きに變ぜし事の始とこそ見えたれ。それより後。佛氏の書また傳はれる。梵語の如きも。其敎と共に此に行はれ。其後又禪敎の來れる後。宋元代々の方言をもて。我國の俗諺となりしも。亦少からず。近世に及びては。西南洋の蕃語も。俗間に行はれしありけり。梵語の此間の語となりし事は下にみえたり。禪語の此間の俗諺となりし事は。詳に壒囊抄にみえけり。番語の今も世に行はれぬるは。たとへば琉璃をビイドロといひ。毛布をトロメンといひ。玫瑰花をロウザといひ。石竹をアンジャベルといひ。燈架をカンテラといひ。鎖紐をボタンといひ。身に近き衣をジバンといふの類。猶多かり。それが中。琉璃を毘頭梨といひ。毳布を兜羅綿などいふ事は。佛經にも見え來れり。
されば我國太古の初より。今世に至るまで。五方雅俗の言。風と共に移り。俗と共に易れるのみにあらず。海外諸國の方言の如きも。また相混じぬと見えたり。凡は人の言に於ける。その云ふ所として。其義あらずといふものなし。また其義を取れる所の如きも、世の俗尚のある所に隨ひて。其趣亦各同じからず。今の言葉の義を取れる例を推して。古の言葉を解しなむ。實に其義に合ぬべしとは思はれず。上古おのづから上古の俗あり。中古おのづから中古の俗あり。近古おのづから近古の俗あり。これよりして。後世を遞(タガヒ)にして

おの〳〵其世の俗ありて。すべて其尙ぶ所同じからず。されば古今の言に相通じなむ。まづ其世を論ずべき事なりとはいふなり。

我師なりし人の敎へられしは。凡經書の正義の如きは。迂濶の言也と思ふ事多かり。後に說者の解釋せし所の理致。通暢なる如きは。恐らくは其本旨にあらじと云ひたまひたりき。我國古今の言の義を尋ぬるに及びて。思ひ合せぬる事ども少なからず。又のたまひしは。我年十二三の時に。貞德のいひし事あるなり。其幼き比ほひまでは。京の人のものいひ。今の如くにはあらず。今の人のいふ所は多くは尾張の國の方言相雜れるなり。これは信長秀吉の二代うちつゞきて。天下の事しり給ひしによれるなり。又近き程は三河國の方言の移り來れるなりと。云ひしとの給ひしなり。此事によりて思ふに。貞德の幼き比ほひの京の人のことばといふも。またふるきむかしの京の人いひし所のみにあらじ。足利殿の代の程。東國の方言相雜はらぬ事をも得べからず。すべて古今の言。其代々の俗尙によりて。移りかはれる事。また皆これらの事の如くなるべし。

我むかし海外の人こゝに至れるに遇ひて。其言を聞き。其義を問ひし事どもありけり。我東方の言ほど。聲音の少なきはなく。西方の言ほど。聲音の多きはなし。中土またそれに次ぐ東南の方音は揚れり。東北の方音は濁れり。西北の方音も亦これに同じ。其事たとへば鶯の啼く聲を聞くに。初春には聲なほ澁りぬる。春半たつ程やゝ滑になりて。春暮ぬべき頃ほひには。百千宛囀の音あるが如し。東方の音は新鶯なり。中土の音は喬に遷れる鶯なり。西方の音は流鶯なり。それが中。西方諸國の如きは。方俗音韻の學を相尙びて。其文字の如きは尙ぶ所にはあらず。僅に三十餘字を結びて。天下の音を盡しぬれば。其聲音もまた猶多からざる事を得べからず。中土の如きは。其尙ぶところ文字にありて。音韻の學の如きは。西方の長じぬるに及ばず。我東方の如きは。其尙ぶ所言詞の間にありて。文字音韻等の學は。相尙べる所にもあらず。されど天地の間。本おのづから方音あり。我東方の聲音のすくなき。其聲音のなきにあらず。則是は天地發聲の音にして。天下の音を合せて。其中にあらずといふも

のなし。されば古より今に至るまで。海外の人こゝに來りぬる。我國の人其語を譯するによらずしては。彼情を通ずる事をよくせず。たゞ我方域の內に於て。相言ふ所の多からずして足れるなり。しかはあれど。聲成レ文謂二之音一、音發爲レ言。言成レ文爲レ詞とも見えたり。凡言詞の間。聲音の相成す所にあらずといふものなし。我國古今の言に相通ぜむ。音韻の學によらずして。また他に求むべしとも思はれず。

今世に行はれぬる 對馬伊呂波といふもの。又五音五位圖などもいふにや。其字母凡五十字。脣舌牙齒喉の音を列ねて圖となし。縱橫相轉じて相呼ぶ法などあるなり。此圖はむかし吳國の比丘尼。對馬國に至りて。國人にをしへたりし所なりといふなり。今世に傳ふる所のもの。原圖のまゝにやあるらむ。又我東方の音をのみ。括盡しぬる所にもやあるらむ。思ふに其人彼本土をさりて。韓地を經てのち。彼島には來りぬらむ。然るに 今朝鮮音韻の學を聞くに。此國にはなき所の音どもあるなり。また我西方の人にあひて。彼方音を問ふに。其字母わづかに三十三字にして。天下の音として。うつすべからずといふものなく。彼人中土の文字多きを論じて。支那人はよく記性强しとこそ 見えたれ。夫等の字盡く記し得て。天下の言に 通ぜむ。いと煩しき事なり。我方の如きはしからずなどいひけり。また我國の方音を聞て。脣舌牙齒喉の音。皆これ 分曉ならず。それが中喉音のヱといふ音の如き。我國の人呼ぶ所は。全くこれ喉音にはあらずなどいひけり。その呼ぶ所を聞くに。云ふ所の如き誠に然なり。彼國の字母を見るに。その三十三字の中我國の字母は。たゞ喉音の第一行のみ。其字ありて。其字の形も其音に象れり。其餘の字形も亦猶かくの如くにして。並に皆我國の音のある 所にあらず。誠に彼方の字を用ひて。我國の字母をしるさせしに。其字を結ぶ事。或は二合或は三合して。其文をなす。助紐(イ詞)反切の妙得て いふべからず。これは其方俗いにしへより今に至て。此學をもて相尙びぬるが 故に其精妙こゝに至れりと見えけり。たゞ我國の音は。入聲を聞くが如し。實には入聲なるにはあらず。其聲の結びて。いまだ開けざるなり。

我國古今の言。其聲音の轉ぜし殊に多かり。その變を

盡さんには。悉く擧べからず。其大略の如きは。五方の音同じからざるによりて。轉ぜしと見えしあり。五音の文相雜れるによりて。轉ぜしと見えしあり。凡五方の音。輕あり。重あり。淸あり濁あり。淸濁輕重相半せるあり。其俗の緩なる急なるによりて。其呼ぶ事に緩なるあり。急なるあり。其淸めるは上り。濁れるは下り。輕きは浮み。重きは沈む。緩なるが變ぜしは。呼ぶ事開き。急なるが變ぜしは。呼ぶ事合ふ。また唇舌牙齒喉の音の如き。かれをばよくいひ得ぬれど。これをばよくいひ得ざるあり。これをばよくいひ得れど。かれをばよくいひ得ざるあり。その呼得ざる音の如きは。轉じて他音にゆかざる事を得ず。是等の類は。其方俗によりて其音の轉ずるなり。或は二合の音或は三合の音の如きは。彼是の音相合ふによりて。轉じて他音となれるあり。凡これらの類は並にこれ其聲音の自ら轉ぜしなり。また此音を轉じて彼音となり。彼詞を轉じて此詞となりしが如きも。また少からず。

是等の事。極めていひ難かり。唯爰には。其大略を擧しなり。日本紀に見えし下照姫の歌に。天(アメ)ナルヤといふべきをアモナルヤといひ。ウナ懸(カケ)ルといふべきを。ウナカセルといひしが如き。其方言によれりしなるべし。されば此歌は夷曲(ヒナブリ)也とはしるされたるなり。此餘この語は。其國の俗いふ所なりとしるされしも見え。また風土記萬葉集等にも。諸國の方言の見えし少なからず。猶今も其國の俗は。いづれの音をいひ得ず。この國の語は。いづれの音相わかれずなどは。世の人も相謂ふなり。たとへば太古の語には。善をばヒといひけり。ヒといふ言葉轉じて。フともいひ。亦轉じてヨといひけり。そのヨといふ言また詞ノ助を得てヨシといひしに。其詞ノ助亦轉じて今の如きは。中土東西南北の方言によりて。ヨシといひ。ヨキといひ。ヨカといひ。ヨクといひ。またヨフなどもいふ。其音の輕重濁淸。呼ぶ事の開合緩急。また各相わかれたり。又クワといふ音をよびてカといひ。セといふ音をよびてスエといひ。テといふ音をチエと呼ぬる類は。上にいふ所の其音をよび得ざれば他音にゆきしなり。これら轉じていふに意(コヽロ)あるにはあらねども。その自から轉ぜしかくの如し。凡古今の間。五方雅俗の言の同

じからぬ。またかくの如し。我書に此語は某語の轉せし也といひ。此語は某音を呼ぶ事の緩なる也。急なる也。開きし也。合ひし也など註せし類は。皆是此條にしるせし事の如くなるが故なり。

また言(コト)といひ詞(コトバ)といふ義をも。よくわきまふべき事なり。音發爲レ言。言之成レ文爲レ詞とも見えたり。先達の説に。發語の詞なりといひ。詞助也などいひし。皆これ詞なり。太古の言の如きは。其音單出して。卽ち言となりし多かり。或は之を云はんとして。まづ其聲の發して。此語を起しぬるあり。之を發語の詞といひ。また上の詞助なりなどいひけり。或は其言の餘音ある。之を詞助とも。助詞ともいひ。また其初に彼言あるによりて。此言も出來しが如き。其詞を得て。彼言の轉せしあるも。すくなからず。或は彼と此との言を合せて。其言となれるには。彼此二つの言の。相合ふ所を助けし詞あるを。中の詞助とも 又やすめ字なども云ひし也。すべて是等の事によりて。自(オノヅ)から其言も長く。其語も多くなりしと見えけり。

これらの事ども。並に我書に註せし所に見えたり。たとへば日をヒ といひ火をホといふが如きは。並に其音單出して言(コト)となりしなり。晝をヒルといふは。ヒといふは日也。ルといふは詞助也。星をホシといふは。ホといふは火也。シといふは詞助也。晝とはまづヒといふ言葉あるによりてまた晝といふことばの出來し也。ヒといひヒルといふは。ルといふ詞助によりて轉じたるなり。星とはまづ火といふ言葉あるによりて。また星といふ言葉の出來しなり。ホといひホシといふは。シといふ詞助によりて。轉じたるなり。また光をヒカリといふは。ヒは日也。カは赤なり。古語には赤色をカといひしといふなり。リは詞助なり。ヒカリとは日の赤きによりていひし言なり。ヒといひカといふ二つの音の合ひし。餘音の詞助とよりてヒカリといふ言になりしなり。幽をホノカといふは。ホは火也。ノは則中の詞助にて。やすめ字などいふものなり。カは赤なり。ホノカとは。火の赤きによりていひし言也。ホといひカといふ二つの言をあはせいふ間を。ノといふ詞をもて助けて。ホノカといふことばとはなりし也。又古語に赤をカといひしも。其音の單出して言となりしなり。又そのカといふ言葉をいひ出

さんとして。アといひし如きを。發語の詞とも。上の詞助などもいふ也。それをまたアカシとも。アカキなどもいふ。シといひキといふは。アカといふ言の餘音にて。則これ下の詞助也。凡これらの類をもて。上中下の詞助といふ事をも。二合三合などいふ事をも。推し知るべき事なり。

世の古言を解釋するに。上略中略下略等の說あるなり。我思ふ所には異なり。天地の運。古今の變あるが如きも。なを人生の少長壯大あるが如し。太古の時は人の幼なるが如く。古を相去る事のやゝ遠きに至ては。人のやゝ長じて。かつ壯大に至れるが如し。今試に學語小兒の言(コト)を聞くに。そのいふ所最短し。年やゝ長じぬるに隨ひて。其言もやゝ長くなり行く程に。遂にまた文にして華ならずといふものなし。古言の略せるが如くなるは其朴也。これを略していひしにはあらず。其朴なるが變じて文となりぬる。其言も亦自から長くなりて。長き事既に極りぬれば。これを略していはざる事を得ず。我思ふ所の如きは。後世の言の如きは。略して云ひしも少からず。またこれを花に比するに。上世の言の如きは。その蓓蕾なり。中世の言は。其花の開けし也。下世の言は。其花の爛漫に及びし也。其略して云ふは。其花すでに飛で。纔(ハツカ)に殘れる也。是等の外或は二言を合て一言となれるあり。或は二言を合呼ぶに。下の音を帶びて。上の音にあるあり。是等も亦其語の略せるにはあらず。則これその音の轉によれる。また猶紅と綠との色を見るが如し。紅なるは赤白のまじはりてなれる所なり。綠なるは青黄のまじはりてなれる所なり。赤を略して紅となり。青を略して綠となれるにはあらず。

其略語の例に。略語とはことばを略していふ。ひゆるを氷(ヒ)といひ。しばしくらきを。しぐれといひ。文(フミ)出(デ)を筆(フデ)といひ。墨研(スミスリ)を硯(スヾリ)といふの類也といふなり。古語に氷をばヒといひけり。またヒといふ言を開呼びては。ヒイといひけり。ヒユとはヒイといふ語の轉せしなり。ヒユといふ語を略して。ヒといひしにはあらず。詳に氷の註に見えたり。また古語に天の陰りぬるを。シケといふ。またそれをシグレといひしは。シケといふ語を呼ぶ事の緩くして。ケといふ音を開きぬれば。クレとはなりしなり。これも雨の注に詳に見えたり。筆をフミデといひしは古語

也。硯をスミスリといひしも。亦古語也。倭名鈔を併せみつべし。しかるを後にフミデをフデといひ。スミスリをスヾリといひし如きは。其呼ぶ事の急にして。フといひスといふ言に。ムといふ音を帶びて呼びしなり。ミといひムといふは轉聲なるによれるなり。これらは其語の略せしにはあらず。○又其說に轉語とは。五音相通によりて名づけしなり。上(カミ)を轉じて君(キミ)とし。高(タカ)を轉じて竹(タケ)とするの類なり。といふなり。上を轉して君といひ。高を轉じて竹といふが如きは。然るべし。君といひ竹といふが如きは。すでに太古神世の時より聞えたりけり。夫等の時にあたりて。五音相通などいふ事によりて。名づけよびし所なるべしとも思はれず。○又反語とは。かな返しなり。見ゆを目(メ)とし。きえをケとし。やすくきゆるを雪(ユキ)とするの類也といふなり。古語に目をばマといひけり。マといふ語の轉じてメといひし如きは。或は方言の同じからぬにもやよりぬらむ。見るといひ。見ゆといふが如きは。マといひメといふ言によりて。いひし所にぞあるべき。もしミといふ語を轉じて。目(メ)といひしならむには。耳(ミヽ)をよびてミミといふが如きは。またいかにやあるらむ。古語に消ゆるをばケといひけり。ケといふ言葉を緩く呼びし音の。開きてキエとはなりしなり。雪をユキといひしは。其色の白きをいひしことばなり。詳に雪の註に見えたり。是等の語も。並に太古の時より聞えたりけり。其代の比ほひ。切韻の學などいふ事の傳りてや。ヤスの音を反してユとなし。キエの音を反してケとなし。ケの音を轉じてキとなし。ユキといふ事のあるべきにもあらず。是等の說の如き。其世を論ずる事にも及ばず。後代の事をもて。太古の事を說きぬるが致す所とこそ見えたれ。其言同じくして其事異に。其名同じくして其物異なるが如きあり。されど是等の類は。我國の假字(カナ)をもてしるしぬれば。其字は同じけれども。これを呼ぶには。其聲の平上去入。其音の淸濁輕重によりて。各自ら相別れて同じからず。これもまた轉語也。たゞ其言の始めこれを轉じて。かれとやなしぬらん。かれを轉じてこれとやなしぬらん。今に於ては。知るべからざるも少なからず。

或說に。我國の言に借語の例あり。他の名と言葉と

を。其儘に借り用ひて。名づけしをいふ。日を借りて火とし。天を借りて雨とする類これ也といふなり。我思ふ所はこれもまた轉語なり。たとへば。火の如きをも。ヒとしるしたらんには。其字は日といふに同じけれど其餘氷刀檜樋また靈善箙間並等の如き。並にみな古語には。ヒといひしかば。是等もまた皆ヒとしるしなむ事は相同じ。されど其物其事を呼ぶには。又おの〳〵相わかれて同じからず。これすなはち其聲の平上去入。其音の輕重清濁によれるなり。他の名と言葉とを其まゝに借用ゆとはいふべからず。ましてや古語には。日をばヒといひ。火をばホといひけり。されどヒといひ。ホといふも。轉音なれば。其初日をヒといふによりて。其音を轉じて。火をホといひしにや。また日をヒといひ。火をホといふ。おの〳〵其義ありしにや。火をホといひしを。轉じてヒといひしは。或は方言にや出ぬらむ。或は轉語にやよりぬらむ。すべて是等の如きは。今はた知るべからず。雨をアメといふは。天をアメといふを。其儘借用ひしといふが如きは。然るべからず。雨をアメといひしは。なを天の水といふが如し。天より水の降れるの謂なり。古語に水をばミといひけり。詳なる事は雨の註に見えたり。

古言の義を求むるに。古事記にしるせし所。其正を得しと見えし事ども多く。古語拾遺これに次ぐ。諸國風土記の中。其徵となしつべき者なきにあらず。日本紀に見えし所の歌また萬葉集の歌の詞の如き古人の釋せし所。心を潛むべき事なり。仙覺律師の萬葉集の釋の如きは。其妙解とおぼしきものども少なからず。能く是等の書に熟したらんには。思ひ半を過つべき事也。

漢字を用ひて。此國の言をしるされしもの。舊事紀を始とす。其字を用ひられし所によりて古言の義自ら明かなる事も少からず。日本紀またこれに次ぐ。先達の人相傳へて。日本紀の文はすなはち舊事紀に因られしなどいふなり。令義解に釋せし所の如き。本朝にして漢字を取用ひし法を觀つべきもの最多かり。倭名鈔は物の名を注して。其下に引用ひし所の文によりて。其義をさとしつべき。また少なからず。漢字を取用ひられし後に。彼字を讀て此間にいふ所

の。いづれの事なり。いづれの物なりとなせし。彼と是との義自ら合ひぬるは。論ずるに及ばず。或は彼字と此間にいふ所との相合はざるも少なからず。凡これらの類世の人概して乖誤也といふなり。是また不通の論とこそ云べけれ。むかし孔子の春秋を傳へし三家の書を見るに。其しるせし所。おの〱其方語ありと見えたり。爾雅方言等の書に見えし所も。また古今四方の言相同じからず。さらば此間にして彼字を用ゆるに。其義異なるあるも。またこれすなはち此間の方言にこそあるなれ。

たとへば鋺の字の如き。剜の字の俗。剜音豌削也といふなり。此間には金椀となして。讀てカナマリといふ。其字の金に從ひ。椀の省に從ひぬるを取るなり。梶の字の如き樹杪也といふなり。此には船柁となして讀てカヂといふ。其字の木に從ひ。尾に從ふを取るなり。凡これらの類。此間にして彼字を用ゆる。別に其義のあるなり。もし皆我國の訛謬也といはんには。春秋の三傳に見えし。齊魯の語の同じかぬ。爾雅方言等の書に。四方の異言見えしごとき。彼もし正ならんには。此は謬れるにて。此もし正ならんには。彼は謬れるなるべし。されどその彼此相同じからぬによりてこそ。異言を通じ。方言を記するの書はあるなれ。然るを世の人。彼によりて此を非とし。概して乖異訛謬也といふが如きは。通達の論にはあらず。或はまた飮食藥物の類は。彼此相謂ふ所の同じからざる。若し其名を正し。其物を辨ずる事。なからましかば。世の憂を貽す事少なからずともいふべけれど。これも亦しからず。我いふ所の如きは。彼と此との方言あるをいふなり。もし能其方言に相通じて。其物の如き此にして いかにいふを。彼にしてはいかにいふと。云ふ事の疑ふべき事なからむには。なにの憂を貽す事や有べき。爾雅の書の如きは。上は天地より始て。下は蟲魚の微なるに至るまで。悉く皆古今四方のいふ所を釋せられけり。

それが中また彼字を讀て。此事此物となせしに。其古訓近訓同じからざるも少なからず。たとへば舊事紀に鶬讀てシギとなされて。日本紀又これによらる。倭名鈔には鷸讀てシギとなし。また揚氏漢語抄を引て。田鳥の字讀む事亦同じ。日本紀に朴讀てヱとなされ。

倭名鈔には榎讀てエとなすが如き。舊事紀日本紀に見えし所は。其義自ら相合へり。倭名鈔に見えし所は本據不レ詳。されど後の人。並に倭名鈔に見えし所によりて。舊事紀日本紀に見えし所をば用ひず。遂にまた田に從ひ鳥に從ひし字を創造りて。シギとなすに至れり。是等の類は本朝の國史により從ひて。後の訛を承くべき事とも思はれず。

舊說に漢字の音を轉じて。和訓となせしありといふ事あり。似たる事は似たれど。其義を盡せりとも思はれず。漢字の音を用ひて。其音の轉じぬと見えし類は。彼音を轉じて。此語となすに意ありしにはあらず。前にもしるせし事の如く。五方の言の中。我國ほど其聲音少なきはあらず。漢字の音の如き。我國になき所のものは。其音自から轉せざることを得ず。たとへば吳をよびてクレといひ。漢を呼びてアヤといふが如き。吳の字。訛胡切角次濁音をもてよぶべけれど。夫等の音は。我國のなき所なれば。呼得る事かなはずして。すなはち轉じてクレとなりし也。又漢の字。虛汗切羽次清音をもて呼ぶべけれど。これも我國になき音なりしかば。呼得る事かなはずして。すなはち轉じてアナとなりアナ又轉じてアヤとなりし也。漢をよびてアナといひ。またアヤといひし事。日本紀に見えたり。

其餘の音の如きも。亦これに同じ。また此間の語ひとり漢字の音の轉せしのみにもあらず。韓地の方言の轉せしも少なからず。たとへば太古の時よりいひ嗣て。海を呼びては。アマといひしを。また韓地の方言によりて。ワタともいひけり。日本紀の釋訓に。海を讀てホタイといふ事の見えし卽此なり。猶今も朝鮮東南の俗。海を呼てバタイといふなり。今によりて古を推すに。日本紀釋訓にホタイと見えしは。或はボタイ或は又ポタイの字訛りて。ホタイとなりしも知るべからず。ボといひバといふ音の如きは。此國になき所なりければ。其音轉じてワタとならざる事を得ず。是れみな其音を轉じて。呼びしにはあらねど。其音の自ら轉じたりけるなり。古語拾遺に書契以來。浮華競興。顧ニ問故實一。靡レ識ニ根源一。といひし誠に然なり。我國の古言。其義隱れ失せし事。漢字行はれて古文廢せしに因れる多しとこそ見えたれ。細かにこれを論じなむには。此語と彼字と主客の分なき事あたはず。我

國の言。太古の初よりいひ嗣し如きは卽主也。海外の言の如きは卽客也。漢字盛に行はれしに至ては。其義を併せてかれに隨はずといふものあらず。これよりして後。客つゐに主となりて。主はまた客となりたりけり。古言の義。猶今も遺れるものあるは。亦その幸にぞありける。たとへば猶此樹を伐りて彼枝を接ぐに。彼枝既に長じて。樹となりぬるに及びて。此樹はたゞ其の根株のあるのみなり。されどまた江南の橘。踰ㇾ淮而自變爲ㇾ枳といひし事もあるなり。彼字の如きも。もとこれ此國に出し所ならねど。其聲音の自ら轉じて。此間の聲音の如くになりしは。その然る事をも期せずして。然る所の者ありしとこそ見えたれ。

海をよびてワタといふが如きは。我國太古の言に見えたり。然るを韓地の方言なりといふ事。聞く人の疑を貽すべければ。其事の由をこゝに註するなり。日本紀の例。凡地名の如きは國史撰述の時の名によられしといふ事あり。これは見る人に。便りあるためのみにもあらじ。舊名既に隱れて失せにしかば。今いふ所によりて。記るされし事もありと見えたり。それが中。海をよびて。ワタといふが如きは。伊佐奈岐伊佐奈彌の二神。生み給ひしといふ神の中に。大綿津見神綿津見神といふの見えしを。海神をいふと見えけり。又太古の俗。其國其神を生み給ひしなどいひしは。或は其國を開き。或は其國を平け給ひて。其君と立てしを云ひしとも見えたり。さらば韓地の如きも。かの二神の代に。或は開き或は平け給ひしに。その海外にある所なれば。其方言のまゝに。これを呼びてワタといひ。其君をツミとは云ひしなるべし。ツミとは猶地祇といふが如し。後の代に至りて「秦韓の人のこゝに來りしに。姓賜りて秦公讀て。ハダノキミといひしも。また猶ワタツミといひしが如くなりしと見えけり。されど是等の事は。其徵とするに足れる者もあらねば。しばらく置きて論せず。素戔烏神の天降りませし時。韓地を過て出雲國に至り給ひしといふ事の如きは。本朝の國史に見えし所なり。其後また新羅任那狛國等の人。こゝに來りし事ども。神功皇后新羅を征し給ひし時を待ちしには あらず。さらば此間の語かしこにも傳り。かしこの言の此間に傳はれる。其因來る所。世すでに久しき事にぞ有べき。古言のか

しこに出しあらむ。疑ふべき事にしもあらず。ましてや六經の相傳はれるに及びて。百濟の博士等。各其學をもて來り傳へたらむ。其方言の此間の語となりし少なからず。なを今も朝鮮の方言の。其徵とすべきあるは。論ずるに及ばず。其徵とすべきなきが如きも。古今の言風俗と共に移り易りぬる。彼此ともに又同じ。ましてや三韓遞ひに興り亡びて。即今の李氏に及びたりしかば。彼古言の今に遺れるもの多かるべきにもあらず。我書に韓地の方言なりといふものあるが如きは。日本紀に見えし所によりしもの少なからず。

漢土の方音。韓地の方言の如き。此間の語となりし例は。前にもしるせり。又我書の中に。其義を釋せしも見えたり。梵語の此間の語となりし例。其一二をこゝに擧つべし。たとへば猿をマシラといひ。杜鵑をホトヽギスといひ。水をアカといひ。南風をハエといひ。界をタツキといひ。燒をタクといひ。殕をカビといひ。斑をマダラといひ。曲鈎をハリといひ。調布をテヅクリといひ。杖をカセヅヱといひ。智をサトシといひ。愚をヲロカといひ。盛なるをサカエといひ。生をカリといひ。本事あるをサダカといひ。本事なきをサダカナラヌといふの類。また尙多かり。

マシラは摩斯咤也。ホトヽギスは別都頓宜壽也。アカは阿迦也。ハエは婆庾也。タツキは駄都也。タクは陀呵也。カビは迦毘羅也。マタラは曼陀羅也。ハリは婆利也。テツクリは頭鳩羅也。カセツエは刺竭節也。サトシは薩埵也。ヲロカは阿羅伽也。サカエは遮迦越羅也。カリは歌利也。サタカは闍陀伽也。

是等の外。天をソラといひ。晝をヒルといひ。洲をシマといひ。船をフナといひ。量をハカリといひ鬘をマルといひ。曲をマガルといひ。母をヲモといひ。殘賊をアラといひ。玲瓏をエラといふが如きは。舊事紀古事記日本紀等にしるされし。上世の言に似たる事もあれば。世の疑をも貽しぬべき事なり。されど梵にいふ所と。此にいふ所と。其聲音を倂せ見るに。正しく彼と此との語の相似たるにもあらねば。上にしるせし所の如く彼語を取りて此語となせし類とは同じからず。

ソラは素洛也。ヒルは彌樓也。シマは四摩也。フナは浮囊也。ハカリは佉梨也。マルは摩羅也。マカル

は摩渇羅婆也。オモは阿摩也。アラは阿羅也。ユラは吉由羅也。

又これらの外。俗諺にある所の如きは悉〻に擧べからず。

今の俗にいふ所の如き。其一二をしるして例となすなり。たとへば主をダンナといふは。檀那也。翻して布施といふと見えたり。友をシルヒトといふは。尸利密多羅也。翻して吉友といふと見えたり。威勢あるをイカメシといふは郁伽也。翻して威徳といふと見えたり。癡なるをバカといひ。無知をバカラシなどいふは。慕何を翻して。癡といひ。摩訶羅を翻して無知といふと見えたり。理に合ふ事なきをスダラナシといふは修多羅也。翻して契經といふと見えたり。手重きをモダラック などいふは母陀羅也。結ㇾ印手をいふなりと見えたり。判決をサバクといふは沙婆珂也。善說をいふと見えたり。髮を除くを 髮をスルなどいふは周羅也。頂留ニ一髻ー。除髻皆除也と見えたり。瞟眼をヒガラメといふは賓伽羅也。翻して青目といふと見えたり。癩疾の人をカハラモノといふは迦摩羅也。翻して癩病といふと見えたり。竊盜をスリといふは朱利草也。翻して賊といふと見えたり。死に近きをアナバタとふは阿耨波陀也。翻して不生といふと見えたり。又蚌蛤の類にアサリといふものは。肉舍利の謂と見えたり此ものには其珠の殊に多きものなり。又サモシキ。ヒスシなどいふが如きは。僧家自ら稱して貧道といふが如し。サモは沙門也。ヒス苾蒭也。是等の類最多し。古の時。僧家に相謂し所の俗間にも其語を傳へし。猶今も殘れるなるべし。

東雅　凡例

爾雅の書始に釋詁釋言釋訓あり東方上世の言本朝の正史に見えし所のものは先儒の訓釋すでに備れり後代の歌詞文辭の如きも諸家の註解またすくなからず此書の編は要とするところ物名を釋するにあれば倭名類聚鈔に見えし所に據りて天地より始めて蟲魚の類に至るまで其名の釋すべきを釋す義既に闕けて解すべからざるものと釋を待ずして義自ら明かなる者の如きは收載することを必とせず

凡辨證本朝の正史實記をもて本としその餘は先達の訓釋に據る野語小説の如きも相參て證發すべきものをば必らずその出所を分註す

凡物名舊釋せし所の説あらざると舊釋の如きも疑ふべき所あるをば並に義不レ詳といふ其中他の義例に據りて此訓釋となすべきあるは其義を參註す或は其説のいまだ盡きざる或は附註すべきあるをば其下に分註す

古今の言義趣同じからず物に名づくる事も亦然りされば古より聞えし物の如きは其事を併せ錄す其世を觀つべきための故なり

凡物の名此名によりて彼名あるあり其義の相係れるものは併せ錄して各物を分出さず

古言の雅なる後の俗言となり古言の俗なる後の雅言となれるあり物名亦然り此書の作言近くして正を取るべきを主とす凡俗間に呼ぶ所の名の如きは其説を盡さず

鳥獸草木の類古今の異言によりて其物また詳ならざるものあり。此書たゞ其名を釋する事を主とす。其物を辨ずる事を必とせず

此書の作丁酉の夏にあり時に海上に寓して與に語るべきなし舊聞を綴集し筆に隨ひて編を成す客間たゞ一篋の書あるのみにして校訂に便りすべきものなし秋後居を北郭門外に卜するに至りて詳該を加ふるに及ばず明年の夏病榻暇あり其書せし所を觀るに耄言紛謬援引失レ據すくなからず業已に志倦氣疲れぬたゞ其太甚なる者を刪去きて後者の改定を俟つ

目錄

東雅卷之一

筑後守從五位下源君美撰

天文第一

天アメ　義不ﾚ詳。我國太古の代に。アメといひし其語同じくして。其義異なるあり。アメ亦轉じてアマといひしは。其斥(サシ)言ふ所ありと見えたり。漢字採用ひて。天讀てアメとなし。アマとなすに至ては。古語の義隱れしもまたありと見えけり。

天をアメといひ。アマといひし義。舊(モト)釋せし所も其說多かり。されど五方の言もとより同じからず。我國の語。我國のすがたあり。他方の言の如きも。また然ぞありける。漢梵の書に見えし所をもて。我國の語を釋しなむに。たとひ一二の似たるありとも。悉く皆其義相合ふべきにもあらず。たゞいかにも我國のすがたによりて。其語をば釋すべし。或はその義闕けて聞えざる。或は其義隱れて顯はれざるが如き。凡義不詳といふもの。後皆これに傚ふべし。　アメといひ。アマといふが如きも。其義幷に詳ならねど。國史實錄にしるされし所を併見るに天をさしてアメといひしあり。人の至りて高くして上なきをもて天に配してアメといひしと見えしあり。至尊のある所なるをもて。アメともアマとも云ひしと見えしあり。各其義當る所ありと見えけり。此等の事ども能く我國の書を讀得たらむ人の。自ら明かなるべき所なれば。其說を費すべき事にもあらず。アメまた轉じてアマといふといひしは。萬葉集抄に。アマともいひアメともいふ也。ひとりだちにいふ時に。アメツチともいひ。アメにあるなどいふ。これ女聲なり。又久堅のアマノガハラなどいふ常の事なり。マとメと同内相通の故に。男聲をよべば。アマといはるゝなり。と見えしが如き是なり。凡轉語といふもの。後これに傚ふべし。

天又ソラといひし事は。太古の語なりとも見えず。アメといひソラといふ。斥言ふ所同じからず。古事記に。太古の初。陰陽の二神。大倭豐秋津島

を生む。亦名は天御虚空豊秋津根といふと見えて。又舊事紀には饒速日尊。天磐船に乘りて。大虚空に翔行き。巡睨て天降り給ひき。虚空見つ日本國とは。卽是をいふ歟としるされ。又古事記に彦火々出見尊の御名を天津日高日子穗々手見命と申し。又天津日高の御子虚空津日高とも申せしと見えたり。これら上古の時事にソラといふ語の見えし始なり。然るに我國の語に。天をさしてヲホソラといふは。則阿修羅なり。すべて上古の語に。梵語多かりなどいふ說あり。天下の言もとより多し。彼是の方言を合せ聞たらんには。多かる中に相似たる事もなどか無からざらむや。されど天をばアメといひ。虚空をばソラといふ事の如き。そのさし云ふ所同じからねばこそ。舊事紀には天御虚空とも。又大虚空を翔行きて天降るともしるされ古事記には天津日高の御子空津日高としるしたれ。上古の語には。アメといひ。ソラといふ事の。相わかれし其徴の明かなる。舊事古事等の記に見えし處。既にかくの如し。天の字を讀てソラといふは。後世に出し所にて。阿修羅等の說。信ずるに足べからず。

日ヒ　ヒとは靈也。上古の時。凡そ物の靈なるを稱じてヒといふ。されば後に漢字を借用ひられしにも。靈の字を讀て。ヒとは云ひしなり。舊事紀には産靈の字讀てムスビとせられしを。古事記には産巣日としるして讀て。ムスビとせしが如き。卽是日といふは靈の義なるが故也

古語にムスといひしは。産の義にて。ヒといひしは靈の義なれば。産靈の字を借りて。ムスビとはしるされしなり。又産巣日としるせしは。産巣の二字を引合せてムスと讀み。ヒといふには日の字を用ひしなり。彼是を通じ見て。日とは靈の義なる事を知るべし。

日の字亦讀て。クサといふ事あるは。奇也。クシといひクサといふは轉語にて。其義は靈の字に異ならず。また日時の日の字。讀てカといふは初二日をフツカといひ。初三日をミカといふの類也。

カとは開なり明なり天既に開け明るをさしいふ也。

アクといふことばを引合せて呼ぶ時は。カといふ言葉となるなり。是等を音韻の學に。反切の音といふなるべし。

譬ば。漢に月の初二日を旁死魄といひ。初三日をは哉生明などいふが如く。日の正訓にはあらず。

月ツキ　舊說に日に次の義也といふ。舊事古事日本紀等共に。先(サキ)に生二日神一。次に生二月神一と見えて。又其光彩亞レ日。可二以配レ日なども見えたれば。舊說の如き其義に合へるなるべし。凡上古の語に。ツといひしは。次の義あり。配の義あり。（義の字の下併見るべし）又弦月をユミハリヅキといふは。其形の弓を張るに似たるの謂也。望月をモチヅキといふはモチはミチの轉語にて。滿月(ミチヅキ)といふが如し。

舊說にモチツキといふは。日月相望の義なり。モはむかふ詞なり。チは語助なりといふ。此說。望の字においては其義を得しとみゆ。モチヅキなどいふ語の。中世より後に出たらむには。さもありぬべし。上世よりいひ傳し語ならむには。舊說の如きは。如何あるべき。これ上世の時には。いまだ漢字を傳得ざりしが故なり。

星ホシ　陰陽二神。日神月神を。生給ひしなどいふ事は。見えたれど。星神を生給ひしといふ事は。聞えず。天(アメ)に惡神(アシキ)あり。名を天津甕星(アマツミカボシ)といひ。亦名は天香々背男(アマノカカセヲ)といひしといふ事は舊事紀に見えしかど。其義も闕けぬ。古語に火を呼びて。ホといふ。ホシとは其光の火の如くなるをいひしに似たり。

ホは火(ホ)也。シは詞助也。又火をホといひしも。日といふ語の轉ぜしと見えたり。

天河アマノガハ　義自明也。天(アメ)と河(カハ)といふによりて。あはせいひしなり。是等の言(コトバ)の如きは。太古の語とも聞えず。すべて此等の類殊に多かり。

雲クモ　古語にクといひし。黑(クロ)しといふ詞なるあり。クロといひ。クリといふは。黑色也。暮をクルといひ。クレといひ。暗をクラといふが如き皆是也。

萬葉集抄に。日の暮るゝをクルともクレともいふは。黑くなる詞なりといふ。此義也。

雲蔽ひぬれば。天暗(クラ)きによりてクモといふなり。クロといひ。クラといひ。クモといふ。卽轉語なり。又天陰をクモルといふは。雲生(クモオフ)るの謂也。これは雲によりていひし所の語也。

霞カスミ　義未レ詳。倭名鈔には。唐韻を引て。日邊赤雲也と註しぬ。説文に。雲日氣相薄(セマル)とも見えて。則晨霞暮霞など云ひしものにて。此にしても朝霞夕霞などもいひ。又茜刺日(アカネサス)とも。豐旗雲(トヨハタクモ)に入日刺(イリヒサス)なども云ひしもの是也。今俗にアサヤケ。ユフヤケなどもいふなり。カスミといひしは赤彩(カシミ)なり。萬葉集抄にカといひしは。赤き義なりといひ。

赤色をアカといふ。アは發語の詞なり。カはヤクといふが如し。其色の火の燒る如くなるなり。ヤクといひ。ヤケといふ語を合せて呼ぶときは。カといふ言葉になるなり。俗に霞をヤケといふも。また此義なり。

日本紀には。彩、讀てシミといふは。卽染(シミ)也。シミといひ。スミといひ。ソミといふ。皆轉語なり。

萬葉集の歌に。染、讀てシミといひけり。

烟ケフリ　ケとは氣(ケ)也。フリとは降(フリ)也。氣降(ケフル)の謂なり。

霧キリ　キリといふも。亦晤の義なり。舊說にキリとは。クロの轉語也と云へり。

キはクと同韻にして。リはラロ等の同韻なるをいふなり。

日向國風土記に。昔天孫の尊。此國高千穗(タカチホ)二上之峯(フタカミノタケ)に天降給ひし時に。天晤冥にして晝夜を別たず。その土蜘蛛(ツチクモ)二人が敎のまゝに。稻千穗(イネチホ)をぬきて。籾(モミ)となして投散し給ひしかば。天開晴を得たり。これに因りて高千穗二上の峯といふよしをしるせり。其峯は卽今霧島(キリシマ)が嶽(タケ)といふものにて。延喜式に見えし霧島社。猶今も其峯の西にあるなり。さらば舊說の如き其義相合へりと見えたり。

紛(マギレ)讀て。マギルといふも。またこれ目昏(マギル)の義なり。

虹ニジ　萬葉集歌には。ノズとよみけり。今も東國の俗にはノジともいふなり。倭名鈔にはニジと讀む。皆其語の轉なり。其義は詳ならず。

萬葉集に綵讀てニといふ。ニといふは卽綵にて。シは詞助なりしに似たり。

風カゼ　義未詳。古語にサといひ。又カザといひし。又倭名鈔に。暈讀て日月のカサといふ。詳ならず。皆是其語の轉せしにて異なる義ありとも聞えず。

舊事紀に。陽神朝霧を吹撥ふの氣(イキ)化して風神とな

れりなどいふ事は。見えけれど。カゼといふ義の如きは聞えず。

古語にカゼをサとのみ云ひしによれば。カといひしは上の詞助なりしに似たり。萬葉集抄に。カは詞の上の助なり、弱きをカヨハキといひ。細きをカボソキといふが如しと見えたり。またセとは狹也とも見えたり。迫をセマルといふも。則迫狹の義なるなり。さらばカゼといふは。其氣の物に迫りぬるをいふ事。たとへば雷風相薄(アヒセマル)など。いひし事の如くなりけむも知らず。サといひしはセの轉語なり。

疾風をハヤチといふは。疾速の義なりしかば。舊事紀に速飄疾風等の字を用ひて。ハヤチとは讀れし也。

今俗にハヤテといふは。其語の轉ぜしなり。

回飈をツムジといふは。回旋の義なり。旋毛の如きをもツムジといふ。卽此也。

後俗ツジカゼといひて。辻風の字を用ゆるは。ツジカゼといふツの字に。ムの音を帶びて呼びしなり。たとへば東をヒムガシといふを。今ヒガシといふ事の如し。

我國の俗。旋轉の貌をツムといふ。紡織の具にツムといふ物あるも。其旋轉の義によれるなり。

倭名鈔。鍋の字讀てツミといふ。ツムといひツミといふ。亦是語の轉也。

又暴風をアラシといふは。暴(アラシ)の義也。我國の俗。嵐の字を讀てアラシといふ。此字もと山氣の蒸潤をいひて。迅猛の風をいふ事。もとこれ梵語に出づ。倭名鈔には。孫愐が嵐は山下出風也。といふ說を引て。アラシと註し。又暴風の字をしるし。漢語抄を引て。ハヤチ又ノワキノカゼと註せり。ノワキといふは。ニハカの轉にて。卽暴の義なり。後俗野分の字を用ひしは。暴風の山より下るをば。ヤマオロシといひ。野を分るをばノワキといふに似たり。

雨アメ　義不詳。アメとのみいふは。歇後の語に似たり。日本紀には。雨の字讀てアメフルといひしなり。

アメとは天水(アマミ)といふに似たりそのメといひし音に。メミの二つの音を結びしと見えけり。水をミといふ義は。下に見ゆ。

又日本紀に。雨氷の字讀て。ヒサメフルといふは。ヒとは氷也。サメとはアメといふ語の轉にて。即是雹なり。亦これをアラレといふ也。アラレとは散なり。迸散るの義なるべし。日本紀に散の字讀て。アラレといふが如きこれなり。今俗是をヒヨウといふは。氷雨の字の音によりて呼びしなり。推古紀に。大雨。河水漂蕩。滿ニ于宮庭一といふ。大雨の字。誤寫して火雨となせしを。ヒサメと讀み。又其誤を傳へて。皇極紀の大雨の字をも。ヒサメとは讀しなり。源順の博物なるも。なを私記の説を引て。倭名鈔に火雨の字を收めて。讀てヒサメといひしこそ心得られぬ。又暴風をムラサメといふは。我國の俗。凡そ物の均しからぬ貌をムラといふ。暴雨の降り降らぬ所均しからねば。かくいふなり。小雨をシグレといふは陰雨なり。日本紀に。天陰の字。讀てヒシケといふ。ヒは日也。シケとはクモルの義と見えたり。今も西方の俗に。天陰をシグレといひ。東國の俗にシケといふ。古語の。今も猶民間に遺れるなり。ケといひクレといふが如きは。又轉せし語なり。天陰りて小雨するをシグレのアメといひしを。後には小雨をシグレなどいふは。アメフルといひし事をアメとのみいふが如く。又雨水をニハタツミといひしは。暴水也ニハタとは。ニハカの轉語なり。ツは語助にして。ミは水なり。

露ツユ　義不レ詳。萬葉集抄には。ツといふは水なり。水の白きをツユといふと見えけり。白色をユといふ義は。雪の註に見えたり。

ツユとは。そのツブ〱として。白をいひしも知るべからず。粒ををツブといふも。ツといひしには。圓なる義ありしに似てけり。古訓に圓、讀てツブラといふなり。

霜シモ　義不レ詳。東北の地方にて。冬の空のきはめてさえぬる夜に。降れる霜の。木末垣はなどに悉皆花をなしぬるをシラボといふものは。即是霜華なり。シラボとは。シモといふ語の轉じたるなり。其語方言には出たれど。シモといひしは。其色の白きに因れりといふ事の。徵とするには足りぬべきなり。

或説に。シモとはシムなり。寒き事の身にシムをいふなりなどいふは。いかゞあるべき。なを潮の

條を併見るべし。

雪ユキ　義不レ詳。舊説に。上古の語に。ユキといひしは。潔齋の義なるなり。雪またユキといふ事も。皎潔の義なりといふ。

古語にイといひ。ユといふことは。相轉じていひけり。齋の字讀て。イともユともいひしが如き卽此なり。古語にユキといひしは。卽今キヨシといふ詞なり。ユの音を開きて呼ぶ時は。キヨといひ。キといふ音は轉じてシとなるが故なり。凡物の色白きは。潔きものなれば。古語に其色の白きもの。多くはユといひけり。雪露又木綿繭などの如きこれなり。雪をユキといふ。ユとは白きなりキとはケの轉にして消なり。其色白くして消ゆるなりといふ説の如きは。いかゞあるべき。

アハユキといふ事。舊事紀に日神。素戔烏神の天に昇給ひしを迎へ給ひし時。踏二堅庭一。而陷股若二沫雪一蹴散し給ふといふ事の見えしを。日本紀も。其文によられ。古事記に見えし所も。また異ならず。倭名鈔に沫雪の字をしるし。讀てアハユキといひ。日本紀を引て。其弱如二水沫一と註せり。（これ私記の説なり）釋

日本紀にも。師説を引て釋せしところ。亦これに同じ。世人これらの説によりて。沫雪とは春雪をいふなりともいひ。又冬のはじめ降れをもいふなり。などいひ傳へたれど。萬葉集の中には。冬の歌にはゆきを讀しあまた見えて。特には「しはすにはあはゆきふると知らずかも梅の花さくつぼめらずして」とよめる歌あり。世の人の説しかるべしとも思はれず。沫雪といふものは。たとへば雪の初作りて。いまだ華をなさゞるが。つぶつぶとして。水沫の結びたるやうにあれば。沫雪といひしなり。古事記の歌に。多久夫須麻佐夜具賀斯多爾阿波由岐能と見えしは。

多久夫須麻は。栲衾なり。佐夜具とは喧響なり。阿波由岐は卽沫雪なり。此歌須勢理媛命のよみ給ひし所なるべし。

其降れる音の。さやげるを云ふなるべし。さらば卽今アラレといふ物にてあるなれば。ケハヽラヽカシともしるされたるなり。然を後の人。其義を誤解きて。其弱如レ沫などいひしによりて。又春の雪の消やすきをいふなり。などゝいふ事にはな

りしなり。萬葉集に見えし歌どもは。其讀める人
人。古を去る事も遠からず。また說文等に見えし所
をも。倂見しと見えたれば。おのづから古き義を失
なはず。
說文に霰稷雪也。言雪初作未成華。圓如稷粒也と見えたれば。雪いまだ華を成ざらむをば。冬にもあれ。春にもあれ。稷雪とこそいふべけれ。萬葉集の冬の歌共に。あまた見えし事。疑ふべくもあらず。それが中。梅の花さくつぼめらむしてとよめるは。彼雪のいまだ華をなさゞるをかたどり云ひしなるべし。
又雪と雨と雜り下るを。ミゾレといふは。水降の轉語なるに似たり。倭名鈔には霙の字。讀てミゾレといふ。

雷イカツチ　イカヅチとは畏るべきの神といふが如し。上古の語に。イヅといひイカシといひしは。嚴畏の義也。されば舊事紀には。嚴の字。讀てイヅといひ。日本紀には亦讀てイカシといふ。總言ふには。神祇の字讀てカミといひしかど。分言ふには。神の字よむでカミといひ。祇の字よむてツミといふ。山津見神綿津見神などいひしが如きこれなり。
山津見神等の如き。亦皆山祇の字を用ひられたり。されど又地祇の字讀て。クニツカミといひし事もあり。
ツミ亦轉じてツチといふ。軻遇突智神。野椎神などいひし如きこれなり。
軻遇突智また迦具土とも。香來雷ともしるし。野椎また野槌ともしるしたり。
ツチ亦轉してツヽといふ。盤筒神。底筒神。鹽筒老翁の如き。一にまた盤土底土鹽土など云ひしこれなり。亦雷の字。讀てツチといふ。山雷をして。天香山之五百箇眞賢木を掘じといひ。火神の名を嚴香來雷とし。薪の名を嚴山雷とすと云ふが如きこれ也。
是等の事。舊事紀日本紀等に見えたり。山雷は則山津見之神なり。香來雷は前註に見ゆ。
さらば又嚴雷といひし事。霹靂の神をのみいひしとも見えず。また山木水土の如き。其神をいひて。イカヅチとせしのみにあらず。雄略紀に天皇三諸

岳の大蛇を見畏給ひ。名を賜りて雷となされしと見えたれば。此時までも畏るべき者を。崇め偁びて。雷といひし事。猶これ太古の俗の如くなりしとぞ見えたる。イカヅチ又はナルカミともいひ。ナルカミは鳴神なり。雷霆の聲あるを稱し謂へるなり。霹靂をカントキなどいふも。皆是神をもて稱ずる事。ツチといふの義に相同じ。カントキとは。疾雷といふが如し。

或説にイカヅチとは。怒の義なり。雷は天の怒也といふ事あり。ツチとは槌なり。人物を撃の義なりといへり。義合へりとも聞えず。されどイカルといふも。イカとは卽嚴の義なり。ルといひ。リといふが如きは。語助也。是又畏るべきの義によれり。

電イナビカリ　イナとはイカの轉語にてこれも畏るべきの事なり。ヒカリは光なり。又イナヅルヒともいふ。ヅルヒとは出火なり。又イナヅマともいふは。もとこれ農家炎旱の日に。雷雨を得て。稻の胎まむ事を。おもひ望むより出し語なりといふ。稻妻としるせり。

以上天象

歲トシ　義不レ詳。年の字を讀む事。亦同じ。トシ亦轉じてトセともいふ。一年をヒトヽセといひ。二年をフタトセといふが如き是なり。三十年をミソヂといひ。四十年をヨソヂといふが如きは。トシといふことば轉じて。シといひ。シ亦轉じてチといひしなり。

月ツキ　正月ムツキ。二月キサラギ。三月ヤヨヒ。四月ウヅキ。五月サツキ。六月ミナヅキ。七月フヅキ八月ハツキ。九月ナガツキ。十月カミナヅキ。十一月シモツキ。十二月シハス。義共に不詳。我國の月名。太古よりいひつぎし言葉とも聞えず。舊事紀に。邪神之音サハへなせしといふ事。三たび見えたり。それが中。一つは狹蠅の字を用ひ。讀てサハへとし。一つは五月蠅の字を用ひ。讀むこと狹蠅の如し。さらば上宮太子の比ほひ五月をよびてサツキといひし事。既にありしにや。其餘の如き。また如何にやありけん。陰陽の二神。日神月神を生み給ひ

しに。其月神の御名。一つには月讀（ツキヨミ）とも申せしは。上古の語に讀むといひしは。後世にカゾフルといふ言葉なりなどもいひ傳たり。月の數をかぞへ云はむには。かぞへいふ所の名なき事を得べからず。天地より始て。凡物の名に至るまで。後世にいふ所の如き。上古に云ひし所のまゝなりとも見えず。古を去る事久しくして。世の移り替りぬるに隨ひ。其いふ所も亦うつり替りぬるが故なり。たとへば初（ハツ）空（ソラ）月、梅見（ウメミ）月などいふが如き。後代の歌詞に出たれど。遂に其月名となりし事の如く。古を去る事。久しき世の人の。云ひにしところの終に其名となりて。古にいひし所の如きは知る人もなくなりにたるなり。五月をサツキといひ。又世の人今も猶つゝしむべき月なりなどもいふなり。此月の事は。舊事紀に見えし所なれば。古の時の名なりけむとも知らるゝなり。卯月長月陽月歳終（ウツキナガツキカミナツキシハス）などいふが如きは。漢にも古くいひ傳にし所なれば此等の如きは。我國に漢字傳得し後の人の云ひし所なるにや又たまたま其名の相同じかりしにや。すべて其詳なる事を知らず。

疑を闕くとも疑は疑を傳ふとも見えたれば。我疑ひ思ふ所の中。其一二をこゝに注しぬ。舊説には。ムツキといふ事は。ムツビヅキといふ也。上古の語にスベムツ神などいふ事はあれど。ムツをムとのみいひて。睦の義ありとも見えず。又ムツといひ。ツキといふ。ツと。いふことばのかさなれる故に。一つのツといふことばに。二つのツといふ言葉はこもれり。などもいふべけれど。夫れもまた然るべしとも思はれず。キサラギ。ヤヨヒ。などいふが如きも。古く釋せし所の如きは。その釋なからむには。空さえかへりぬる月なりとも。草木の生ひそふる月なりともしらるべしとも覺えず。古き語に。キサとも。キサケとも。キサキとも。キサイとも。いひし事どもあれど。其釋せし所の義とは同じからず。卯月といふ事は。詩の豳風に。四之日といふ事を。周正の四月は卯月なりと。見えしものどもある也。周正の如きは左もこそあらめ。夏時を行はれんに至ては。四月を卯月といふべき事にあらず。などいふ事もあるべけれど。今も猶四月を卯月といふ事は。たと

へば上巳といふは。もとこれ三月上旬の巳日をいふ事なれど。魏晋より後には。巳日にはあらねど。三日をもて上巳といふ事の如し。ウノハナの咲ぬる月なれば。卯月といふなりといふ説の如き。然るべしとも思はれず。ウツギといふ木は。その中のウツホなれば。ウツギと名づけしに。其花のたま〳〵卯月に咲ぬれば。卯花などもしるせしなり。サツキといふ事は。早苗とる月なれば早苗月といひしを。サツキとはいふなりといふ説も。また如何あるべき。舊事紀に見へし所は。前にしるせし事の如しサナエといふも。サハヘといふが如くに此月の名によりてこそ云ひし言葉なるべけれ。水無月といふは。水涸れて盡るの義なりといふなり。水無瀬(ミナセ)などいふ地名もあれば。さもあるべしや。されど此月は疫(エ)やみする事ありとて。御祓する事なれば。是等の事にや依りぬらむ。フヅキといふ事。これも亦文月の義なるべしとも見えず。ハツキといふは。八月を葉月といふ事。漢にも見えしといふ事あれど。其事又疑ふべき事あり。長月陽月の如きは。漢にも古くいひ傳し所なり。其中に陽月を讀て。カミナヅキといひしは。カミノツキといひしことばなり。たとへば萬葉集の歌に。神邊山(カミヘヤマ)としるせしを讀て。カミナヒヤマといふが如し。古語にはノといふは。カ轉じてナとなりし事いくらもあり。水上の如き。ミノカミといふべきを。ミナカミといひ。田上の如き。タノカミといふべきを。タナカミといふが如きこれなり。霜月といふ事。漢にも古く云ひし事なれど。それは九月をこそいひけれ。我國にては十一月をいひしなり。その月は異なれど。其義を取る事は相同じ。シハスとは。これも漢に十二月を歳終といひしが如く。歳の終りをいふなり。古語に年をトシともいひ。トセともいひ。又チともいひしこと。前に註せし事の如く。そのチといひしは。トシといふ言葉一たび轉じてシとなり。シといふことばふたび轉じて。チとなりしなり。シハスといふが如き。シとはトシといふことばの一たび轉せしところなり。ハスといふはハツなり。スといひ。ツといふも。その語の轉せしなり。我國の語に。およそ事の終りをば。ハツと

もハテともいふなり。されば萬葉集に極の字讀て。ハツともいへば。俗に極月の字を用ひて。シハスともいふなるべし。

閏月の如き古には。ノチの其月といひけり。日本紀に。閏讀てノチといふ。卽此なり。今も俗間には。猶其言あり。閏讀てウルフといふ。義詳ならず。古きものどもには。潤の字を用ひて。閏となせしと見へたり。さらば閏をウルフといひしは。潤の訓に從ひしなるべし

日ヒ　干支エトヒヨミ　エトとは兄弟也。甲を木兄といひ乙を木弟といふが如し。其餘皆これに同じ。ヒヨミとは日讀なり。古語に凡物をかぞふるを讀むといひけり。暦本をコヨミなどいふも此義なり。子をネといひ。丑をウシといふが如きは。十二肖屬の名を呼びしなり。又朔をツイタチといふは月立なり。我國の俗。凡事の始をタツといふ。立春立秋を春たつ秋たつといふが如きこれなり。二日をフツカといひ。三日をミカといふが如きは。其日數をかぞへいふなり。

カといふ義は前の日の條に見ゆ。

望日をモチノヒといふは。なを滿月をモチツキといふが如し。

滿月の義は前の月の條に見ゆ。

晦日をツゴモリといふは。月隱なり。古語にコモルといひしは。隱の義なり。此夜月晦なれば。かく云ひしなり。

時トキ　義未詳。トキ亦轉じてヂキといひ。ツカともいふ。アカトキをアカツキといひ。曉也時の間をツカノマといふが如き。これなり。

歲時月日といふ事の如き。太古の時事しるせしものどもに。歲といふ事の見えしは。陰陽二神。蛭兒を生み給ひしに。三歲までに脚立ずと。舊事紀に見えしぞ始なるべき。但し此等は寓言に出し所也と。日本紀私記には見えけり。此外。舊事紀古事記等に素戔烏神。大年神を生み給ひ。大年神。御年神。羽山戸神等を生み。その羽山戸神。また若年神を生みしなどいふ事見えけり。

春夏秋冬四つの時をトキと云ひし如きは。いまだ見る所なし。花の時などいふ事は見えたり月日の如きは。前に見えたればこゝにはしるさず。

その年といひ。時といふ義の如き。既に闕けぬれば。今はた其詳なる事をば知るべからず。歳讀てトシといひ。時讀てトキといふ。そのシといひ。キといふは。もとこれ轉語にて。又トといひ。ツといふも轉語なり。月をツキといふは。日にツグの義也と見えけり。又常をいひてトコともいひ。トキともいふ。そのコといひキといふも。また轉語なり。凡歳時月日といふ事は。日を積て月となり。月を積て時となり時を積て歳となり。歳々相嗣ぎて。古となり今となる。これ卽萬世の常なるなり。さればそのいふことばもヒといひ。ツキといひ。トキといひトシといふが如くに相次ぎ相轉じて。またトコともトキとも云しも。知るべからず。一日の辰時より始て。一歳の節時をも。万世の常なるをも。共にこれトキといひし事。いかさまにも其謂あるべき事なれど。すべて是等の義隱れて見えずなりけり。

春ハル　夏ナツ　秋アキ　冬フユ

并に義不詳。四時の名。太古の時に見えし事は。舊事古事日本紀等に。陰陽の二神。大倭豐秋津洲を生み給ふ。亦名は大御虛空豐秋津根別といふと見えし。これ秋といふ名の始て見えし所歟。されどこれは後世に名づけられし所なりともいへば。(私記の説)太古の事の徵とすべきにもあらず。又二神共に。速秋津彥速秋津姬の神を生み給ひ。陽神。建秋日神を生み給ひしなども見えたれど。延喜式の祝詞には速秋津姬の名を速開都咩ともしるされしかば。之も漢字を借用ひられし時。其語たまたま相同じければ。秋の字を用ひられしかど。其實は春秋の秋といふ義にはあらざりしも知るべからず。正しく春秋の秋の事と見えしは。舊事古事等の記に。日神。天熊大人命。葦原中國の稻種を取らしめ給ひ。始て天狹田長田に殖ゑ給ひしに。其秋垂穎八握莫然しと。舊事紀にしるされしぞ。まがふべくもあらぬ秋の事也ける。其後素戔烏神の御孫羽山戸神の子に。若年神夏高津日神。(またハ夏の女神といふ)秋比女神。冬年神等ありと舊事紀に見えしぞ。夏冬の名のみえしはじめなり。されど古事記には。冬年神を久久年神としるして。久久二字を讀むには音を以てすべしと註したれば。舊事紀に見えし冬の字は誤寫せしところなりと見えたり。また舊事紀に。思兼神兒表春命下春

命みえけり。これも春秋の義なりしにや。たゞ其字を借用ひられしにや不ㇾ詳。此等の名義既に闕ぬれば。今はた如何にとも辨ふべからず。今もし古語の類例によりて。其義を推し求めなんには。古語にはハラクといひしは開なり。春の名ハルといひしも。年開ぬるの義にて。たとへば漢に開歳などいふが如きか。夏とは熱也。アツをナツといひしは轉語にて。其炎熱の時をいふなるべし。古語にアキといひし事の如き。速秋津姫また速開都咩としるされし例によらば。これも開の義にや。取ぬらん義不ㇾ詳。亦舊事紀に飽咋之宇斯能神といふ見えたり。さらば百穀既に成りて。飽滿るの義にもやあるらむ。溟渤讀てオキウミといふをオホキウミともいひ。滄海原讀てアヲウナバラといふを。オホウナバラともいふによらば。アキとはオキの轉語にて。大の義にもや有べき。さらば百穀既に成るをもて。其時を大也とするなり。日神。葦原中ッ國を豐葦原之千秋長五百秋長之瑞穗國とのたまひしも。此義なるべし。冬とは冷也。ヒユをいひてフユといひしも。又語の轉ぜしにて。其寒冷の時なるをいひし也。

春とは草木の芽はる時なれば。ハルといふ。古語にハラロと云ひしは。萠出るをいひし也。秋とは草木の色かはりぬる時なれば。アキといふなり。古語にアキと云ひしは黄なる色を云ひし也といふ說あれど。草木のもえ出るを芽もはるなどいひしは。春といふことばによりて云ひし也。たとへば田を耕すをばハルといふ事の如し。又草木の黄ばみし色をアキなど云ひしも。秋といふことばによりていへるなり。たとへば物を販くを。アキモノといふ事の如し。ハルとのみいひ。アキとのみいはんに。いかにしてかは。草木の萠出て又黄葉する義なりとは。わきまへ知るべき。開の字讀てハラクとも。ホルともいひけり。原をハラといふも開なり。然るに今も筑紫人は原をいひて。ハルといふ也。是等方言にはあれど。ハルといふは開の義なる事の徵とはなしつべし。ホルといひ。ハルといふが如きも。また轉語也。アツといひナツといふが如きも。もとこれ轉語にして。またナといふ詞を長く呼ぶ時は。おのづからアといふ語もこもれり。又ヒエをフユといふが

如き。これも亦もとこれ轉語にして。またフといふことばには。ヒユといふ語をこめたり。是等の事は。註するにも及ぶべからざれど。ナツといひフユといふ。アツといひヒユといふ義なりといふ事。心得ぬ事なりといふ人もこそあれと思へば。事煩しけれど。こゝに註しぬるなり。

朝アサ　暮クレ

朝アサといふは。アサは開也。

日本紀釋に開の字讀て。アサといふなり。天開き明かなるをいふ也。アシタともいふは。萬葉集抄に古語にシタといふは。間といふことばなりといふなり。さらばアケシホドなどいふが如し。暮クレといふは。クレは暗なり。天昏く暗きをいふ也。　タユフベといふは。ユフは夜といふことばの轉也。へは語助也。

晝ヒル　夜ヨ

晝ヒルといふ。ヒは日也。ルは語助なり。日の中する義なるべし。　夜ヨといひ。ヨルといふ。ヨとは今日と明日との中間なればなり。古語に凡事の節限ある中間をさして。ヨといひけり。夜をヨといひて。前世をサキノヨといひ。後世をノチノヨなどいふが如きも。たとへば竹節の間をいひて。ヨといふが如し。ヨルといふ如き。ルといふは語助なり。

宵ヨヒといふはヨとは。夜也。ヒとは間也。古語にヒといひしには。間の義あり。

日本紀に石間の字讀てイハヒといふ。卽此也。間亦讀てヒマといひ。アヒといふ。其義亦此なり。

曉アカツキといふは。古語にはアカトキといひけり。アカとは開也。トキとは時也。天開け明なる時をいふ也。

今朝をケサといひ。今日をケフといふは。今夜をコヨヒといひ今年をコトシといふに同じ。ケといひコといふは。轉語にて共に此といふことばなり。ケサといふはコノアサなり。ケフといふはコノヒなり。ケフといひ。キノフといふ。フといふことばは。日といふ語の轉せしなり。又昨日をキノフといふことばは。古語にはキソといひしなり。去年をコゾといひしに同じくして。古をコシカタといふが如く。コゾといひ。キソといふ。ソといふことばは。共に語助なるべし。俗にキノ

フの前ノ日を。ヲトツヒといひ。コゾの前年をヲトヽシといふが如き。ヲトといふはヲチ也。今を去る事の遠き也。古語に遠をいひて。ヲチともヲテともいふ。チといひテといひトといふ。皆轉語にて。ヲトツヒといふ。ツは語助なり。俗にヲトヽヒといふは。轉語なり。又明日をアスといふは。アは開(アク)なり。スと云ふは。キソといふソと同じく語助なり。今夜の明けなむ日をいふなり。アスの明日をアサテといふは。アは明日なり。サとは去なり。テは語助なり。明日の去(サ)りての日をさしいふなり。

古イニシヘ　今イマ

イニシとは往(イニシ)也。へとは語助也。春邊(ハルベ)夕邊(ユフベ)などいふが如し。來(コ)しかたといふが如し。　又昔をムカシといふは。見しかたといふが如し。ムといひミといふは轉語なり。　今イマ古語にはウマともいひけり。日本紀にイといひウといふは轉語なり。たとへば魚をイヲともウヲともいふが如し。イマといひ。ウマといふ義の如きは幷に不レ詳。イは發語の詞なるべし。古語には目をマといひぬれば。イマとは目前(マノマヘ)の時なるをさして。云ひしにや。

以上歳時

東雅卷之二

地輿第二

地ツチ　義不詳。按ずるに我國太古の語には。天に對しては必ず國といひけり。

天神。國神。天御柱。國御柱などいふ類。悉く皆然らざるはなし。

されば舊事古事等の記に見えし。地の字を讀むにも。クニといひ。又はトコロなど讀めり。舊事紀の始に。天地未判などしるされし事はあれど。これはまさしく三五曆記淮南子等に見えし所を。檃栝して其文を成され。地の字を讀む事。我國もとより土を呼ぶことばによりて。ツチとせられしと見えたり。されど其餘太古の事どもしるされしことばの中に。天に對し言ふに。地をもてせられし事は見えず。さらばアメツチなどいふは。我國の上世よりいひつぎしことばとは聞えず。

萬葉集の歌にアメツシと讀しは。則轉語なり。

古事記の始に見えし所も。舊事紀の文によれるなるべし。日本紀の如きは。舊事紀に據りて。撰ばれし所也といひ傳へたり。舊事紀すでにかくの如し其他はいふに及ばず。

或人の説に。土地の字共にツチとよむは。漢音によれる歟　當時南京の音をもて　土地の二字を合せ呼ぶに。ツチといひ。ツヽといふが如しといふなり。我國に漢字の傳りしより。此かたの語には。漢音によりて我國の方言ともなりし。いくらもあれど。土をいひてツチともツヽともいひしが如きは。我國太古よりの語たる事。疑ふべくもあらねば。其說また據るにたるべしとも覺えず。

又地震をナイフルといふは。ナイとは鳴也。フルとは動なり。鳴動の義なり。今俗にナイユルなどもいふなり。ユルも又動也。エルグといひエルガスなどいふも亦同じ。上古の語にユラガシテなど見えし。卽此也。

土ツチ　上古の語に。ヒチといひ。ツチといひ。ツヽといひ。亦ハニともいひけり。ヒチといひしは泥沙之土をいふなるべし。埿土といひ沙土といひしが

如き。卽此也。水漬す所の土をヒチといふなり。古語にヒチといひ。ヒタチといふ。皆これ漬也。袖ヒチ袖ヒツなどいひまた衣手漬國などいふこれ也。

漬をいひて。ヒチといふは。乾をいひてヒルといふの反語なる也。

乾をヒルといふは。日照すの義也。漬をいひてヒチといふは。未レ乾をいへば。反語とはいふなり。

又ハニともいひしは。倭名鈔に埴の字讀てハニといひ。釋名を引て土黃而細密曰レ埴と注したり。ハニといふ義詳ならず。古語にニといひしは。黏ずるの義にして。ニといふ語轉じてヌといひ。ネといひ。ノといふ。亦皆黏ずるの義あるなり。說文に據るに。埴は黏土也と見えたれば。我國にしても。黃土を呼びてハニといふは。其黏じぬるをいふに似たり。

埴をハニといひ。脂をヤニといひ。凡物を塗るをヌルといひ。煉るをネルといひ。糊をノリといふ皆これ黏着の義にてあるなり。

また黃櫨の字。ハニシと讀み。今の黃櫨木也と注す。世にハジ色といふもの。卽此にて。黃色を染る木也。

ハニシといひハジといふ。異なる詞にはあらず。たとへば土師の字ハニシとも。ハジとも讀むが如し。ハニシといひ。ハジといふ。幷にハニの轉語なり。

又舊事紀日本紀等に見えし。天梔弓といふものは。古事記に天之波士弓としるせしもの也。これはクチナシの木をいふにあらず。桑の一牛。梔なきを梔といふと見えし。山桑の木也。山桑をハジといひしも。其木の色の黃なるによりてなり。すべて是等の如きは。黃土をハニといふによりて。其色の黃なるものをば。ハニシといひ。ハジともいひし也。土の字讀てハニといふが如きは。黃土の名によりて。汎く土の事をばハニといひしと見えたり。

古今の語に。かくの如くに相轉じていふは。いくらもあるなり。よくよく心得べき事にや。

磐イハ　萬葉集抄に。古語に家をイハとも。イハロともいひしなり。イハとも。イヘとも。イホとも。又

イハロとも。イハホロともいふ。皆同じき也と見えたり。

イハロ。イハホロのロは。并に詞助也。後皆これに傚ふべし。

我國にも太古の時には。巣に棲み穴に居てけり。神聖相繼で。戸を造り苫を覆ふの制始れりしかども。神を祭るをイハキといひ。齋殿を磐屋戸など云ひし如きは。太古の語によりし所也と見えたれど。猶その代にも。岩穴の居もありしにぞ。伊都之尾羽張神。逆に天安河の水を塞上て。道を塞き。天石室に座れりなどいふ事あり。（舊事古事等の記に見ゆ）人代に及びても。賤者は猶穴に居しあるを。土蜘蛛とはいひし也と。攝津國風土記には見えけり。されば巖磐の類。イハホといひ。イハといふが如き。即今家をいひて。イヘといふが如くなれば。古語には又家をもいひてイハともイハロなどともいひしなるべし。圓屋をいひてイホとも。イホリともいふが如きも。即是イハホ。イハホロなどいひし古言の轉ぜし也。イハホといひ。イハホロといひしは。岩穴を鑿開するの義也。古語にホリホルなどいひしは。開といひし語也。されば日本紀にも開の字を讀て。ホルとはいひけり。窟の字イハヤと讀む義も。則石室の義なり。

石イシ　義不レ詳。舊說に石をイシといふは。イは發語之詞。シといふは石はちひさけれども。水に浮ぶことはりなし。必ず沈むが故に。シといふなりといへり。

沈むといふことばは。石によれりといはゞ。さもありぬべし。金石の類いづれか水に沈まざるべき。心得がたき事なり。

されど岩といひ。石といひ。礒といふが如きは。其語の轉ぜしにて。其實は異也とも見えず。石の字イハとも讀み。イソとも讀む。天石屋戸。石上振之社など。しるされし即此なり。

イハとはイは。舊說の如くに發語の詞と見えけり。古語にワといひしは囘也。礒囘浦囘など云ふこれなり。イハといふは。其根の盤れるをいふなり。又古語にシといひしは下也。日本紀に下の字を讀てシといひけり。イシといふは。地下にあるの義にて。下津岩根などいふが如きこれなり。總

言へば。其磐根の大きなるを。イハといひ。小しきなるをイシといふなり。

又細石をサヾレシとも。サヾレイシともいひて。礫の字を用ゆるは。サとは細なり小り。サヽといひしは小にして小しきに細にして細かなるをいふ也。レといふは語助也。シは即石也。亦萬葉集抄に。古の時に石をクリといひしは。山陰の方言なりと見えけり。仁徳天皇の御歌に。イクリといふ事のあるを。釋にはクリは石をいふなり。イとは助語也と見えしかば。此語因來る所久しき事也。

今も俗に細石を。クリイシなどいふ也。土塊をツチクレといふも。土の石に似たるをいふ也。

クリといひクレといふは轉語なり。

沙スナゴ　太古の語には。スとのみ云ひしと見えたり。沙土根と申す神おはしましき。洲をスといふも。又これによれる也。イサゴともいふは。石によりていひしなるべし。

小兒の細石を翫ぶ戯をイシナドリとも。イシナゴトリなどいふが如き此なり。

またマナゴともマサゴともいふ。古の俗。凡物を賞せし詞に。マといひマナといひし事多かり。

萬葉集抄にも。マナゴ地といふは。うつくしきをいふ也といへり。眞の字を讀てマともマナともいふ。

ナゴサゴなどいふは。其纖細をいひし詞なるべし。

塵チリ　チリとは散なり。舊説にチリヒチとは。塵と泥とをいふといひ顯昭の説又一説にチリとは。草木の摧けたるをいふ。土の風にふかれて立つをば。ヒチといふなりといふ。仙覺の説さらば塵泥塵土何れをもいふべし。チリアクタなどいふは。チリは塵也。アクタは芥なり。アは發語の聲にて。クタは腐也。即腐芥之義也。

俗にチリホコリなどいふが如きハ。火起の義にて。火中より起れる灰塵をいふなり。

泥ヒチリコ　倭名鈔にヒチリコ。またコヒチともいふと見えたり。ヒチといふは土也。リと云ふは語助にて。コといふは。スナゴなどいふコの詞に同じき也。

俗にはドロといふ。其義不詳。古事記にトロヽグ

といふ語見えたり。猶今も俗にトロロといふが如きは。滑（ナメラカ）をいふ也。泥の滑かなるをいひしと見えたり。

以上土石

山ヤマ　義不レ詳。萬葉集抄に。昔は山をいひてネといひし也。ヤマといふは。ヤは高き義也。マは圓（マトカ）なるをいふ也。其形の高く圓なるをいふ也といへり。されど古語に八俣（ヤマタ）といひ八田（ヤタ）間などいひし例によらば。ヤマとは只その高く隔りぬるをいふに似たり。古語にヤと云ひしには重り積れるをいひ。マと云ひしには限り隔りぬるをいひしあり。凡そ物重り積りぬれば。其形自ら高し。限り隔りぬれば。その勢自ら間（ヒマ）あり。されば後に漢字を傳得て彌の字を讀てヤといひ。間の字讀てマといひ。ヒマなどいひける也。

古にネといひしは卽嶺也。屋をヤといひしが如きは。高き義なり。玉をタマといふが如きは圓なるの義也。されど山の如きは。其形必ず圓なるにもあらねば其圓なるの義ありともおもはれず。

古語にイヤといひしが如きは。イは發語之音也ともいひ傳へたり。今も俗にイヤが上に重れりといふが如きは。古言の遺れるなり。彌の字を讀て、ヤともイヤともいふに至て。其字義によりて此ことばの増すといふ義に。なりし程に。我國太古の時に。重り積めるをいひて。ヤといひし義は。隱れて見えずなりぬ。八の字讀てヤといふが如きも。此義ありとぞ見えける。凡は古語の義を失ひし。是等の類多かるべし。先達の言に。あながちに漢字に執すまじき事なりといひしは。是等の事のためにぞあるべき。すべてかゝる事の如きは。よく我國の古書を讀む法知れらむ人は。其義自ら明かなるべければ多く言を費ずにも及ぶべからず。

山の字讀てムレといひし如きは。百濟の方言也と見えたり。釋日本紀峯嶺幷に讀てミネといふ。上古にはネとのみいひし也。萬葉集抄に。昔は山をネといひしといふはこれ也。

筑波根富士根などいふ類也。

古語にネといひしには。止（トマ）るの義ありしかば。峯を

ネといひしは。其止りて。動かざるの義なるべし。又高きを神にし。尊びて。ミネといふ事。たとへば後世の俗。みつの御山。伊豆の御山などいふことばの如く。道をも始は。チといひしを。後にミチなどいふ事にはなりけり。

古事記に、御路の字を用ひて、讀てミチといふ、是なり。

韻書を按ずるに。嶺高山之可二踰而過一者。嶺領也。如三首之有二領頂一也といふ事あり。品字箋 此説によらば。我國の俗に。高き山の踰て。上下しつべきを。タウゲといひて。峠の字創造りて。其字とするは。卽嶺也。タウゲとは。タは高也。萬葉集抄に見ゆ ウゲは穿也。高山を穿過ぬる道なれば。タウケといふ。古事記に神倭伊波禮毘古命。吉野山より踏穿越て宇陀に幸ますといふが如きこれ也。

日本紀に、穿讀てウゲチといふは、穿道の義也。

嶽タケといふ。タケは高なり。倭名鈔には漢語抄を引て。嶽の字ミタケと讀むと注せり。ミといふ義はミネのミの字に同じ。舊事紀日本紀には。共に峯の字を用ひて。タケと讀れし也。巓イタヽキといふは。人の頂にかたどり云ひし也。岬日本紀にサキと讀み。私記には山側也。又兩山間也と注す。倭名鈔には讀てミサキといふ。ミといふことば。またミネミタケのミの義に同じ。

崎の字の下を併見るべし。東山の地名に。ハナワといふ所。こゝかしこにある也。方言にこそと思ひしかば。そこらの人に問ふに。山の鼻を廻る所を申す也といひし。後に清輔朝臣の奥義抄を見しに。陸奥武隈の松の事をしるして。武隈のはなはとて。山のさし出たる所のあるなりとぞ。近く見たる人は。申せしとしるせり。今も俗に凡そ物のさし出たるさきを鼻といひ。まはれる所を輪といふなり。さらばハナワといふは。岬讀てサキといふものとぞ見えたる。

峡ヤマノカヒといふは。山間也。カヒといひ。アヒといふは轉語なり。

萬葉集の歌にハガヒとよみしを、抄に羽のゆきあひなりといふが如し。

岫クキといひ。洞ホラといふと。倭名鈔には見えたり。日本紀には洞の字讀てクキといふと注せられ

けり。上古の語に。クキといひしは。漏也。古事記に。陽神。火神を斬給ひし御刀之手上に集る血。手俣より漏出といふ事をしるして。漏讀て久岐といふと注し。又舊事紀に少彥名命。父神の指間より漏落しと見えしを。古事記には手俣より久岐斯としるせしか如きこれ也。されば隙ありて漏出べき所をも。クキといふ。間道讀てクケヂといふが如きこれ也。

前に見えし穿讀てウゲチといふ、卽此也、クといひ、ウといふは、轉語なり。

岫も洞も山穴なれば。クキとはいふなり。洞またホラといひしは。開也。日本紀には開の字チてホルといひ。ホラといふ。また轉語也。

坂サカといふ。日本紀には。山險の字。讀てヤマサカといひしかば。サカとは險也。麓フモト。古語にはハヤマといふ。日本紀注に麓讀てハヤマといふこれ也。ハとは端也。舊說にハヤマとは。山の淺きといふなりといへり。

これ山に入る事の深からぬの義なり、ヤマノハなどいふには異なり。ヤマノハは山之末などしるせり、梢を木末といふ事の如し。

倭名鈔には麓讀てフモトといふ。フモトとは踏初なり。山にのぼる初なるの義也。

初の字古訓モトといふ。本初の義なるべし。

丘ヲカ　義不レ詳

谷タニ　義不レ詳。上古は丘をばヲといひて谷に對しいひけり。八岐大蛇。蔓ニ延于八丘八谷之間一。味耜高彥根ノ神。映レ于二二丘二谷之間一といひしが如きこれなり。ヲカといひ。タニといふは。起と絕といふの謂にて。山起立ち。山隔絕つる義なるべし。

ヲキといひヲカといふ轉語なり。タチといひタニといふ轉語なり。

丘讀てヲといひしを。また尾の字を假りて。ヲと讀めり舊事紀に見えし。八丘八谷の字。古事記には八谷八尾とするせしが如きこれなり。

後人尾上としるして。ヲノヘとよむこと。これらによれるなるべし。

其後丘陵岡岳等の字。讀て幷にヲカといふ事になりて。峯嶺の字。讀てヲといふ事にもなりたり。

日本紀萬葉集等に又谷の字よむてヤツといひ。ヤといひ。セといひ。ウナといふが如きは。方言の同じからぬによれるにや。讀てハザマといふが如きは。山夾レ水曰レ澗。など見えし義に同じかるべし。

谷讀てヤツといふ事は。播磨國風土記に見えたれば。其始山陽の方言よりや出ぬらむ。ヤといふは。ヤツといふに同じくして。ヤの語にツの音を納めしなるべし。セといふは。大和の國泊瀬(ハセ)。一つに長谷としるす。舊說にセとは狹之謂也といふなり。ウナといふは。信濃國更級郡には小谷郷あり。オウナといふなり。田畦の高低あるによりて。ウネといへば。山谿の高低あるをも。ウナといひしにや。ハザマといふは。日本紀に蘇我ノ入鹿の家を谷ノ宮門といひしと。しるされて。谷讀てハザマといふと注せられたり。今も陸奧國には。ハザマといふ地名多かり。これら其始東山の方言に出たるにや。只いづれにも當時の方言同じからぬによれるに似たり。

谿。倭名鈔に讀むこと谷と同じく。爾雅水出レ山入レ川曰レ谿の說を引たり。さらばこれは我國に谷川といふ者。卽此也。

原ハラ　ハラとは開(ヒラク)也。古語にハラシといひしは。開く事をいひしかば。日本紀に開の字。讀てハラシとは云ひし也。遼遠をハルカといふも。開け遠きの義也。今も筑紫の方言に。原をばハルといふなり。古に又讀てアラともいひけり。アラとはハラの轉語にして。卽是開(アク)也。又古語に天之原、海原、河原など云ひし類は。ハラとは上(ホトリ)也。日本紀に川上の字をカハラと讀しが如きこれなり。また松原檜原杉原など云ひし類は。ハラとは林也。日本紀に竹林の字をタカハラと讀み。松林の字を讀てマツバラといひし。並にこれなり。

野ノ　義不レ詳。古語にノといひしには。伸(ノブ)るの義なるあり。古語拾遺に樂の字を釋して。手を伸(ノ)すの義也と云ひけり。ノシといひ。ノスともいひ。ノブとも。ノビともいふが如き。そのシスフヒなどのことば。皆これ語助也。古時野の字讀て。ナといひし如きは。ノといひ。ナといふは。轉語なり。また古語にナといひし。無(ナ)也莫(ナ)也。の義ありき。さらば野をノ

といひし事は。其平遠曠濶の義なるに似たり。凡そ屈めるものを伸しぬれば長し。また蹙めるものを熨して。平かになすをも。ノスといふ其義幷に通ず。

杜モリ　日本紀に見えし長柄杜。私記に讀てモリとす。天武記世ノ人此字讀てモリといふ事。これによれりと見えけり。されど此杜の字の如きは。社の字をもて。誤寫せし所こそ見えぬる。舊事紀に見えし。湯津楓木。古事記には湯津香木としるし。日本紀には湯津杜木と見えて。此にカツラといふと注せられけり。私記には杜字は桂字を誤れりといひけり。長柄杜の如きも。もし初より杜字に作りたらむには。私記またこれをも其誤を正しつべし。然るに是等の說も見えず。讀てモリといひし事は。必ずこれ後人傳寫の誤にして。私記の頃ほひ迄は。社の字たりし事。疑ふべからず。万葉集には。社また神社の字。共ニ讀てモリといひけり。古の時には此國にしても。社には樹を植て。其主となされ。それをばモリとも。またイツキともいひし也。日本紀に石上振之神椙と見え。生國魂社樹などみえて。また隼別王の舍人等の歌の詞に。イツキと見えしを。私記に森也と釋せしが如き。これ也。また此事によりて。神社にしもあらねど。凡木だちしげき所をも。モリなどいひしを。後人遂に木多貌也といふ義もあれば。森の字借用ひてモリと讀む事にもなりし也。かゝるならはし。いづれの代にも多かる事なり。古の語に。神社をモリとも。イツキともいひし。其義の如きは。既に闕ぬと見えしかど。素戔烏神。新羅の曾尸茂梨の所にやどり給ひしと見え。また神籬の字。讀てヒモロギといふ。そのモリといひ。モロといふ。幷にこれ古に神を齋祀れるものを。さし云ひし所にて。また後にはハヤシなどいひしに同じき事とこそ見えたれ。

モリといふものゝ事は。倭名鈔に見えず。其字日本紀にみえし所にて。世の人ふるく用ひも來りぬればこゝに附しぬ。

林ハヤシ　義不ㇾ詳。出雲國風土記に意宇郡拜志鄕の事を記して。昔國造られし大神大穴持命。越の八口を平けむがために。此地樹林茂盛の所に至りまして。吾御心之波夜志との給ひし故に。林といふ神龜

三年の詔に依りて。拜志としるすと見えたり。これ上古の時事を記せしにハヤシと云ひし語の聞えし始也。また顯宗天皇紀に見えし。室壽の詞に築立柱者。此ノ家長ノ御心之鎭也。取擧棟梁ハ者。此ノ家長ノ御心之林也。といふ事見えけり。舊事古事日本紀等の書に。上世の事共しるせし所に見えし。林の字皆讀てハラといふ。原の註に見えたり讀てハヤシといふ事は。この天皇紀を始とす。その後また皇極天皇紀に。蘇我ノ入鹿ノ臣また林ノ臣といふと見えしも。林讀てハヤシといひけり。萬葉集の歌に。綜麻形之林始しと見えしを。抄には杣山などの如くに。木をはやし初る也と見えけり。いまも俗に凡物を生し立るをハヤスなどいふ是なり。されば林をハヤシといひしも。其初神社を守りぬべきために。樹を生し立てぬるをいひしを。また此事によりて。凡竹樹の類生し立てぬる所をも。呼ひてハヤシといふ事になりしとこそ見えたれ。

越はすなはち上古の時。古志國也。古事記によるに素戔烏神の時。八岐大蛇がすみし地也八口は。延喜式によるに大原ノ郡に八口ノ神社あり。風土記に矢口ノ神社と見えし是なり。後に古志之地を割キて。郡縣を置れしに及びて。大原ノ郡に隷せしなり。もとの古志ノ國の名は。わづかに神門ノ郡の郷名に遺れり。此國拜志郷の外。諸國諸郡の名に。ハヤシといふもの多かり。或は拜志とも。拜慈とも拜師とも。しるして林字用ひしは。甲斐備中等ノ國にたゞ三つありて。また其國々にハヤシといふ地ある處に。林ノ神社。波夜志ノ神社拜幣志神社など見えし。こゝかしこに多く。意賀美ノ神社としるせしも。すくなからず。かれこれを併見るに。古の時には。ハヤシと云ひしものは。モリなどいふものゝ如く。神社ある所の藂木の地をさしいひしと見えたり。琉球國にして。ヲガミバヤシといふは。卽神林なり。外國の事にはあれど。彼國人の語には。我國の古語と覺しきいくらもあるなり。以レ鳥記レ官。郯子之言を徴とせし事あれば。是又一つの徵なりともいふべし。

また藂木の山にあるを。ソマといふ。義亦不レ詳。舊事紀古語拾遺等に。手置帆負神。彦狹知神をして。大狹少狹之材を伐りて。瑞殿を造らしめしと見え

しは。其事後に杣木伐り。宮材引などいふに同じければ。後にソマと云ひしは。上古に大峽少峽などいひしに同じかるべし。杣の字讀てソマとする事は。弘仁年中修理算師山田福吉等が。撰上せし所の功程式に見えしを。卽是福吉が創造れる字也と江談抄には見えたり。

藪ヤブ　義不レ詳倭名鈔に藪讀てヤブといひ。呂氏春秋の澤無レ水曰レ藪の說を引たり。萬葉集能登ノ國ノ歌にヤラといふ事のあるを。仙覺抄にはヤラとは。水つきて。かつみ蘆やうの物など。生ひ茂りたるうき土也。田舍の者はヤハラともいふと見えたり。皇極天皇ノ紀。民間の謠に。シマノヤブハラとよめるを。釋にはシマは嶋也。ヤブハラは藪原なりと見えたり。さらばヤハラといふは。卽藪原也。此ノ語因來る事の久しき也。今も俗にヤハラともヤなどもいふ。卽チ此レ也。また倭名鈔に。越中ノ國大荊の鄕を讀て。ヲホヤブといふと見えたり。さらば又荊棘叢生の地をも。ヤブといひしなるべし。今も俗に竹叢を呼びて。タカヤブなどいひて。藪の字借用るも。其據なしとも云ふべからず。

澤サハ　義不レ詳。私記に多の字讀てサハとし。古者謂二衆多一爲二左波一と見えたり。澤を呼びてサハといひしは。其草木魚鼈衆多なるの義によりて。かく云ひしも知るべからず。

牧マキ　マキとはマは馬也。キは置也。馬を放置くの義也。倭名鈔には。牧の字ムマキと讀めり。

以上山澤。

田タ　義不レ詳古語に手をタといふ。平讀てタヒラといふも、手によりて云ひし詞也。今も掌をテノヒラなどいふなり。

田をタといふも。其平かなる事手の如くなれば。かく云ひしなるべし。又古語に田地をシロといふ。日本紀に田地の字讀てシロといひし。卽此也。後の俗また代の字を取用ひ。讀むこと田地の字の如し。又田を量る事にも代をもてす。日本紀に。頃の字。讀てシロといひし亦此也。只其シロといふ義の如きは。已に闕けぬ。

詳なる事は、別に記せし物あれば此に注せず。

町マチ　といふは。マとは間也。チとは道也。田間の

道をいふ也。宮中市上の巷陌の如きを町(マチ)といひしも。また間(マチ)道の義也。

后町釆女町又は市人町などいひし類。是なり。倭名鈔居(キン)所の 部には、坊の字讀て。マチといふなり。

田十段を一町といひしが如きは。此字もと田區をいふに因りてなり。區の字讀てマチマチといふも。亦此義によりてなり。畷ナハテ。倭名鈔に四聲字苑を引て。田間ノ道也。漢語抄讀て。ナハテといふと見えたり。ナハテといふ義不ㇾ詳。俗間には繩手などしるすなり。地を界(サカ)ふにも。田を守(モ)るにも。繩引わたす事は。上古よりの俗也。テとは萬葉集抄にウナテといふ事を。ウナは海なり。テはハタの義也。邊也といひけり。さらばナハテとは。田の界に繩引渡せしほとりの道なるをいひし也。畔クロ。倭名鈔には田界也。クロといひ。一にアゼといふと。見えたれど。上古にはアといひしなり。素戔烏ノ神。日ノ神の御田(ミタ)の畔(ア)を毀(ハナタ)れし事。舊事紀に見えしを。古事記には營田(ミタ)之(ノ)阿(ア)を離(ハナ)つとしるし。古語拾遺にも毀畔讀てアハナチといふと注せり。其アといひし義は闕けぬ。アゼともいひ。クロともいふが如き。或は方言の同じからぬにや。また古今の言 の異なるにやあるらむ。其義も亦詳ならず。

或人の言に。里巷草野の言。義を取る事深からざるは。古も猶今の如くにこそあるべけれ。況や太古樸陋の俗に出し語言の如き。其義を深く求むべからず。畔をアといひし如きは。古語に手をタといひ。足をアといひし也。されば田をタといふによりて。其界とアといふ事。手足相須ッの義なるべし。アまたアゼといひしは。川瀬のやうに蹈みわたるべき所なる故なり。されば俗にはアゼ道などもいふ也。又クロといふは。いにしへの時。田地をシロといふ事あり。後に代の字を借りて。シロと讀む。田代苗代などいふ。卽是也。田地をシロといふによりて。其界をクロといふ事。又これ白黑相分つの義なるべし。民間の童謡に。シロタクロタなどいふが如き。卽是なりといふなり。これ滑稽の言に似たれど。其俗言の如き。義を深く求べからずといひしは。謂なきにあらず。日本紀に絡の字よむてアゼといひし事あり今も

俗に凡ッ物の交（マシハ）れるをいひて。アゼといふ事あり。畔をアゼといふが如きは。その田間に交絡する義なりけむも知るべからず。

畝ウネといふ義も不レ詳。古語に田をまたフといひ。ウといひしことばあり。フといひ。ウといふは。其語の轉ぜしなり。私記に粟田をアハフと讀み。豆田をマメフと讀む也。萬葉集抄に。麻（アサ）の生ふる所をウと云ふ。苧畠（チハタケ）をウといふは。常の事也と見えたり。さらば古の時に。粟豆麻苧の田。フともウともいひし也。畝をウネといふが如きもウといふは田也。ネと云ひしは垣根などいふ事の如し。又三百六十歩を一畝とし。畝の字讀てセといふが如きは其義不レ詳。また倭名鈔に畎讀てタミゾといひ。田中ノ渠也と注したり。舊事紀日本紀等に。素戔烏ノ神。日ノ神の御田の渠塡（ミゾウメ）られしといふ事を。廢渠埋溝の字をしるされ。四字引合せて。ミゾウメと讀む也。ミゾとは水（ミヅ）の轉語也。後に河渠などいふ事に。相分つべきために。タミゾとは云ひしなるべし。又溝の字。日本紀に讀てウナテといふ。其義不レ詳。

ウナは畝（ウテ）。テは縄手などいふテの義。畝の邊にあるの義にもやあるべき。

暵ハタケ　義レ不詳。日本紀に。暵の字讀てハタエといひ。耕レ麥之田と注せられたり。倭名鈔には。日本紀師說を引て。ハタケと讀み。別（ベチ）に畠の字を出して。續捜神紀の江南ノ畠種レ豆ヲといふ事を引きて。畠一ニ曰ニ陸田トハタケと讀むと注したり。

陸田とは水田に對し云ふなり。

されど畠の字訓故の書等には見えず。これ古の俗字なるべし。

ハタエといひハタケといふ、エとケとは、卽轉聲なり。

又倭名鈔に。火田の字を出し。漢語抄を引てヤイハタと讀み。また畯の字をも。ヤイハタと讀て。唐韻の火田也。不レ耕而火種也といふ說を引けり。ヤイハタといふは。火種の田の義也。ヤイとは燒（ヤイ）なり。ハタとは治田（ハタ）也。古の時に田を治（チサム）る事を。ハルといひけり。ハルは開（ハル）也。墾開の義也。

延喜式に信濃ノ國更級郡にます治田神社、治田の字。讀てハタといひ。又近江國栗本郡に治田の鄕あり。倭名鈔に讀てハタといふ。又國史に小治田

小墾田の字。共に讀てオハリタといひ。また菑の字讀て。アラキハルといふも。又皆此義也。
又俗に畑の字を用ひて。ハタと讀む。此字また見る所なし。我國の俗。火田の字によりて。創造れる所なるべし。

園ソノ　義不レ詳。苑囿等の字。讀む事亦同じと。倭名鈔に見えて。又ソノフともいふと注したり。
ソノフをソノといふは。ノといふことばに。フの聲を納めて呼びしと見えたり。ソノフとは。古俗前栽後園などいひし。後園の義。即今俗に背戸の畠などいふ者の如し。古語に背をソといふ。萬葉集の歌に。背向の字讀て。ソガヒといふが如き。これなり。またセと云は。轉語なり。ソノフといふは。ソは即背也。猶レ言レ後也。ノは詞助なり。フは粟田をアハフといひ。豆田をマメフといふ。フの如し。即これ屋後田園の謂也。また前をマへといひしも。目邊也。背亦讀て。ソヒラといひしも。ヒラと云ひしは側の謂なり。

以上田園。

水ミツ　義不レ詳。萬葉集抄に。水をミとばかりいふも。常の事也ツといふも水也といへり。
ミヅを呼びて。ミといひしは。ミといふことばに。ツの音を納めて呼びしなり。是等の類。後皆これに倣ふべし。古語にミヅといひしことばは。水をいひ。瑞をいふが如き。これなり。其中古語に瑞をミヅといひしは。後にメヅラシといひしことば也。亦滿ちぬる事を。ミツともいひしは。穀蔬草木の實の。ミノリぬるをいひしに因れり。此餘ミといひツといひしことばも少からず。水をいひて。ミといひ。ツといひ。ミヅといひし。いづれの義にやあるらむ。其義を知らず。

波ナミ揚水也。亦鳴水也。古語にナと云ひしに。擧リ揚ルの義あり。されば舊事紀日本紀に。擧の字讀てナといひけり。鳴るといひ。鳴くといふも。聲を擧るの義也。鳴水とは。その音あるに因れるなり。たとへば。阿波國風土記に。奈汰ト云フ者ハ。其浦波之音無二止時一。依リ而奈汰ト云フといふ義の如し。
地名に鳴海鳴渡などいふが如き。古語にナミといひ。ナタといふ事の如し。ナミと云ひしは。鳴

海といふ語の如く。ナダと云ひしは。鳴渡といふ語に同じ。タといひトといふは。幷に轉音なり。浪讀む事亦同じ。

氷ヒ　ヒはヒイ也舊事紀日本紀等に見えし。出雲國簸之河。古事記には肥川としるせしを。其國風土記には。斐伊川としるすが如き是也。ヒイとは冷也。ヒといひ。ヒイといひ。ヒユといふは。皆轉語也。萬葉集抄に。氷をヒといふは。ヒユといふ詞也といふ。卽此なり。またコホリといふは凝なり。

泉イヅミ　出水也。飛泉をタキといふは。タキツ也。タキといふキの音にツの音を納めて呼びしなり。舊事紀日本紀に見えし。湍津姫命。古事記に多岐都比賣命としるせしが如き是也。タキツとは。卽立水也。万葉集抄に。水にタチミヅ。フシミヅといふあり。伏水とは。出て流るゝ事なき水をいふ。立水とは湧出て流るゝ水也といひけり。

タキといひ、タキツといふ。轉語にて。ツとは萬葉集抄に、ツといふも水也といふ、卽之也詞助にはあらず。

延喜式の祝詞にも。また中臣の祓の詞にも。高山の末。短山の末より。佐久良谷に落瀧津速川の瀨など云ふ事もあるは。タキツといふは。卽激の謂にて。沸泉の義なる也。古に湍の字讀てタキとせしは。飛湍の義によれるなり。後に湍の字をば讀てセといひ。瀧の字讀てタキといふ。倭名鈔には唐韻南人名湍曰瀧の說を引用ひたり。温泉讀てユといふは。其泉の温にして湯の如くなるを云ひし也。日本紀注の一書に。泉の字讀て。ヨモツといふは。卽是黃泉也。黃泉は地下をさしていふなり。ヨモツと云ひしは。ヤミヂといふの轉也。ヤミヂといふは。冥途也。或抄に上古の俗ヨモといひしは。卽梵語の閻魔なり。などしるせり。是又天をソラといふは。卽修羅なりといふ事の如し。

沼ヌマ　義不詳。古語には。ヌとのみいひしなり。萬葉集抄に。ヌマとは。水の流れぬをいふといひけり。されど古事記に。彦五瀨命の登美毘古の痛矢串を負ひ給ひ。其御手の血を洗ひ給ひし故に其海を血沼海といふ也。と見えしは。今の和泉國の南海也。さらば古にヌといひしものは。後にいふ所には同じからぬ歟。倭名鈔に瀦の字。讀てヌマとも。ウ

マともいひけり。後にヌマといひしものは。水たまりぬる所の。泥沙のために埋まりて其水淺きをいひしと見えたり。今も俗にそれらの所をぞ沼とはいひける。

俗に泥濘の地をヌカリミなどいふは、沼の水枯れて其泥の滑なる如くなるなり。

池イケ　義不レ詳。倭名鈔に玉篇を引て。畜水也と注せり。また籞イケスといふ事は。倭名鈔に唐韻を引て。池水中編ニ竹籬一養レ魚也と注せり。我俗。竹を編むものを簀といふあり。池にある竹籬なれば。イケスとはいふなり。

塘ツヽミ　倭名鈔に。纂要を引て築レ土遏レ水曰レ塘。又謂ニ之堤一と見え。亦禮記を引て。畜レ水曰レ陂。隄亦作レ堤共に讀て。ツヽミといふと見えたり。ツヽミとは猶レ言レ累レ土。土を積し謂にして卽築レ土畜レ水之義也。

今俗に堤をドテといふは、土堤の字也といふなり。

堰埭キセキといふは。倭名鈔に唐韻を引て。堰埭は以レ土遏レ水也と注せり。キとは止也集也。セキとは塞也。水を止させ集めて。塞くの謂也。

井ヰ　萬葉集抄に井とは。あつまるといふ詞也といふ。地を鑿て水を集さしむるの義なるべし。日本紀に。好井の字讀て。シミヅといふ。シミとはスミ也。シといひ。スといふは轉音也。ツとはこれも萬葉集抄に。井をツといふ。ツとは水也といひし是也。井水は淸ぬるを好とする事なれば。好井の字を借用ひられしなり後に淸水の字讀てシミヅといふも亦此義と見えたり。

河カハ　義不レ詳。川の字讀む事亦同じ。川亦讀てカレといひしは。百濟の方言也。我國の語に。川流をナガレといふ事も彼國の方言によれるなるべし。卽今も朝鮮の方言に、川を呼びてカイといふなり。

川の名に。ナガラといふ所々に聞えて。長柄の字を用ゆる也。卽是長川の義と見えたり。淵讀てフチといふは。深水の義なるに似たり。フとは深也。

古語にフといひしには深の義あり。されば深の字讀てフカとも。フクとも。フケともいふなり。そのカクケなどいふは。皆語助なり。其義まへに

みゆ。

ツは即水也。フツ又轉じてフチといふは。土をいひて。ツ、ともツチともいふが如し。

倭名鈔に說文を引て。瀨はセ。水流ニ於砂上ニ也と注せり。又萬葉集抄に。瀨といふは淺くしてせゞらき浪たつをいふなり。とも見えたり。さらばセと云ひしは。塞(セ)の義にて。水の砂石のために塞(セ)かれて。分れ流るゝ也。されば一瀨(ヒトセ)ともいひ。瀨々(セゞ)ともいひ七(ナヽ)瀨(セ)八瀨(ヤセ)八十瀨(ヤソセ)なども云ひしなり。

古語にセといひしは。塞(セ)の義あり。されば塞の字讀て。セキともセクともいふなり。そのキクなどいふが如きは、みな語助なり。

湍の字讀てセといひしは。其字の音によれるなり。倭名鈔に。唐韻を引きて湍他端反、一音專(セン)。讀てセといふと見えたり。

又倭名鈔に。文選江ノ賦を引て。澱は讀てヨドミといふ。俗に淀の字を用ひて。ヨドといふ。澱と淀とは。古字通ず。如レ淵而淺處也と注したり。淀の字もと西域傳、其水渟居といふ。渟の字と音同じといふ事あり。古音轉注さらば水止曰レ渟といふものなり。今も俗にヨドムなどいふは。凡ッ事の渟滯せるをいふなり。萬葉集抄にはヨドとは。深くして浪などもたゝず。のどかなる所をいふなりと見えたり。

江エ　義不レ詳。我國にして。エといふものは河にもあれ。海にもあれ。其水深く入(イリ)たる所をいふ。入江(エ)細江(ホソエ)などいふ。即此也。漢に江といふものには同じからず。

天智紀に。高麗ノ國寒極浿凍れり。といふ事をしるされ。浿の字讀てエといふなり。即浿江也。浿讀てエといふは。彼方言によれる所なり。さらば此にして江をエといふ事も。彼方言に出しも知るべからず。

湖ミヅウミ　水海(ミヅウミ)也。古時湖水をばアフミノミと云ひけり。萬葉集抄に。アハウミとは。シホウミにあらざる水海なるをいふなり。と見えしこれなり。海と云ひしは。其水大きにして海の如くなるが故なり。近江ノ國をチカツアフミといひ。遠江ノ國をトオツアフミと云ひしが如きこれなり。其近遠をわかちいひしは。京畿を相去るの近遠をいふ也。

遠江國の湖は。後土御門院の明應八年九月十日。

洪水の爲に。湖の下流決して水涸れ。陸地になれり。即今切といふ所は。其水決せし所なり。一説には後柏原院永正七年八月の事なりといふ。

又古には湖の字讀て。ミナトともいふ。阿波ノ國風土記の中湖。讀て中乃水門といふ此レ也。

海ウミ　太古の時に。アマと云ひしは即海なり。天もと呼びてアメといひしを其語轉じてアマともいへば。其代にアマといひし語。天と海と相混ぜし事ども多かりき。

古語にアマといひし天と、海と相混ぜしといふは。たとへば垂仁天皇の御代に來れりといふ。新羅王の子と云ふものゝ名。古事記には。天之日矛と見え。日本紀には天ノ日槍と見え。姓氏錄には天ノ日桙と見えて。其記せし所。各異なりといへども。天の字讀て。アマといふ事は皆同じ。古語拾遺には。海ノ檜槍としるしたりけり。此書は。殊更に舊說を錄して。奏上せし所なれば。しるせし所必ず誤るべからず。此等の事の如きは。我國の古書を讀む人の心を潜むべき事にや。

ウミといひしことば。轉じてアマといひ。又ワタなどいひし如きは古の方言同じからぬによりしにや。ウミと云ふは大水なり。古語に大をウといひけり。舊事紀日本紀等に。大人の字讀てウシといひ。萬葉集に大鹿の字。ウカと讀むが如き即此レ也。ワタの義は不レ詳。

海をワタと云ふは。韓地の方言と見えけり。日本紀に海をホタイといふは。百濟の方言なり。今も朝鮮の俗パタヒといふなり。幷にこれワタの轉語なり。秦姓をハタといふも此義なるべし。猶海檜槍などいふが如し。

ワタツミと云ひしは。ワタとウミとの二語を合はせいふ。ツといひしは詞助なり。

ワタノハラといふは、猶海上といふが如し。

又オキウミ。オキツウミなどいひしは。大海なり。日本紀に溟渤の字。讀てヲキウミといひしを。倭名鈔には讀て。ヲホキウミといふ。また日本紀釋に瀛津の字。讀てヲキツといふ。さらばヲキツウミといひしは。瀛海なり。其のツといひし是も亦語助也潮をば古語にはシホといひしを。倭名鈔には。潮字讀てウシホと云ひけり。シホと云ひし義不レ詳。

ウシホといふは。海潮也。古事記には海鹽としるしたりき。食鹽をもシホといへば。其名を分ち云ひしなるべし。朝を潮といひ。夕を汐といふと見えたれば。アサシホといふは。潮にして。ユフシホといふは。汐にてこそあるべけれ。

或説に霜をシモといひ。潮をシホといふ。幷にこれシムといふ語の轉せしにて。其身にしむをいふなり。といへり。されど古語にシといひし詞には。白きをいふなり。霜をシモといひ。潮をシホといふが如きは。その色によりしとこそ見えたれ。海濱の鹹土は霜のおきし如くに其色の白きものなり。潮を煮し後に始て其色の白きのみにはあらず。シホといひ。シモといふが如き。もと是轉語なるは勿論なり。

洲シマ　古語にシマといひしは。スミの轉語なり。水中可レ居之所なれば。スミといふ。その語轉じてシマといふなり。八洲知之といふ事を。八隅知之ともいふこれ也と。萬葉集抄に釋せし。誠に然なり。舊事紀には。洲字讀て。シマと云ひしを。古事記には島の字に改めしるせし事は。太古の時には。沙をよびてスといひけり。スヒチネの神。沙土根としるされしが如き此義なり。後に沙洲の義によりて。洲の字をば其字の音のまゝに。スと讀み。

洲の字の古音は。スと讀みしなり。シマといふには。島の字を用ひ。沙をばまたスナゴなど讀しが故なり。日本紀には。渚の字また讀て。シマとせられき。又日本紀に島讀て。アサキと云ひしは百濟の方言なり。また彼國にして。島を呼びてセマといひしは。卽是我國の方に倣ひしなり。卽今も朝鮮の俗島を呼びてセムといふは。古の遺言なるなり。

古の時。湍の字讀てタキとせしを。後に湍の字の音によりてセとよみ。タキには瀧の字を用ひしも。猶洲の字讀て。スとなせし事の如し。是等の如き。古今の訓同じからぬいくらもあり。かゝる事によりても。古語の義。隱れし少なからず。

岸キシ　倭名鈔に水邊曰レ涯。涯陗而高曰レ岸と見えたり。涯はミナギハといふ者にして。岸は卽キシなり。また渚をナギサともいふは。波の限れる所なれば。舊事紀には。波限の字用ひられしかども。古事

記には。波限の字を用ひたりけるなり。古記にキと云ひしは限（キリ）の義ありしかば。ミナギハとも。キシとも。ナギサとも云ひしと見えたり。

岸をキシといひ。際をキハといひ。限をキリといひ。段をキタといふの類。皆限るの義あり。ミナギハといふ。ミは水なり。ナはノといふ詞の轉なり。水の際（キハ）なるをいふなり　涯岸渚幷に水際をいひしに。さしいふ詞の同じからぬは。各別れし所のありしにや。涯をミナギハといひしは。浦回磯回などいふ事の如く。水涯の回れる貌をいひ。岸をキシといひしを。細石をサヾレシなど云ひしシといふことばの如く。石岸の峭（ケハ）しき貌をいひ渚をナキサといひしは。荒磯といひしソといふ詞の如く。沙渚の平かなる貌をいひしも知るべからず。古語にワをハといひしも。ソをサといひしも。幷にこれ轉語にてありしなり。

濱ハマ　萬葉集抄に。ハマとは。ハといふは白きことばなり。マといふはまはれる詞也と見えたり。されどハマとは麁讀てハヤマといひしが如くに。その海の端（ハシ）の所なればハアマとは云ひしなるべし。古語にアマといひしは海なり、ハアマをハマといひしは。ハといふ詞に、アといふ音の納れる故なり。

舊事紀日本紀等には。汀の字を讀て。ハマといひ。また御碕の字。讀てミサキといひしを古事記には濱の字。讀てハマといひ。ミサキには御前の字を用ひしなり。倭名鈔濱の字を讀む事。古事記に同じくして。汀の字をば唐韻の水際之平沙なりといふ説を引て。讀てミサキといふ。その後には。又汀の字をばミギハと讀むなり。碕の字を讀むことは前に見えし岬の字を讀むが如し。岬は山側をいふと見えたれば。碕は水際をいふなるべし。汀讀てミギハといふは。唐韻水際の義によれるなるべし。

これら又古今の訓、同じからぬ事也。

また海濱の地。潮去りし跡の沙鹵をカタともいひ。ヒカタともいひ。シホヒカタなどもいふは。舊説に方（カタ）之義也といふなり。藻鹽艸にさらば潮涸（カレ）し方（カタ）といふ義にぞあるべき。倭名鈔には師說を引て。潟の字讀て。カタといふなり。

浦ウラ　義不レ詳。倭名鈔には四聲字苑を引て。浦ハ

大川旁曲渚。船隱レ風所也と註せり。

古語にウラといひし事多し。浦を呼びてウラといひし。いづれの義にやあるらん。ウヘウラなど云ひしは表裏なり。又ヲモテウラともいひし。これに同じ。又萬葉集抄にウラとは下なり。ウラモナシなど云ふが如き是なりといふ。ウラミといひ。ウラヤムといひ。ウラヲモヒといふの類。皆これ心の內に思ふ所をいへば。ウラとは下なりといふも。また裏といふ義に異ならず。又占卜をウラといひ。ウラナヒといふが如きは。ウラアハスなどいふに同じくして。龜甲のうらの方を鑽(キ)りて。ハヽカ火(ヒ)にて燒て。表の方の坼(サケ)し狀(カタ)を見る事なれば。これも又裏といふ義に異ならず。また上をもウラといふ。ウラウラシともいひ。またウレともいふ是也。ウレといふは。ウラといふ語の轉せしなり。また末をもウラといふ。草にウラワカミといひ。木にウラガレといふが如き是なり。又古には桑ノ樹をウラクハノキといひしと見えたり。また麗(ウルハ)しといふ事を。ウラクハシといひ。また和(ヤハ)らげる事を。ウラヽといふ。春の日の和らげるをウラヽなどいふが如き是也。舊說にすべて重ね言ふことばには。上のことばのすゑを重ねいふ。たとへばハラハラといふべきを。ハラヽといひ。キラキラといふべきを。キラヽといふが如き是なりといひけり。さらばウラヽといひしもウラウラといふことばなるなり。是等のことばの中。浦をいひて。ウラといひしは。倭名鈔に船隱レ風所也と見えし說に據らば。風浪の平かに和らげる所をさしいひしともいひつべき也。

以上河海

東雅卷之三

地輿第三

東ヒムカシ　西ニシ　南ミナミ　北キタ

太古の時。東西南北の方位をさしいひし事。見る所なし。舊事古事等の記に。天孫日向高千穗之久士布流多氣に天降りまして。宮地を求給ひし時。吾田笠狹之崎に至り。長屋之竹島に登り給ひ此地は韓國に向き長屋笠狹之崎に直りて朝日の直り刺す國。夕日の日照る國也。との給ひしといふ事見えたるは。其方位を分ちいひ給ひし事の如くなれど。まさしく東西などいふ事とも見えず。神武の御時の事をしるされしに至て。始て東征の字見えたり。されど是等は國史撰述の時によりて。しるされし所なれば。當時には如何にいひけむとも知られず。亦日本紀の成務紀に。以二東西一爲二日縱一。南北爲二日横一。山陽曰二影面一。山陰曰二背面一。と見えしも。其比までも東西南北といふ事はなくして。日縱日横などいふ事。こゝに始れりしにや。また其比には東西南北の名。既に定りしに此時に至て。又日縱日横の名を定られしにや。是又其しるされし所詳ならず。

日本紀には。日縱讀てヒタヽシと點したれど。萬葉抄の歌詞には。ヒタテと讀みたり。ヒタテといふべし。日横またこれに傚ふべき也。

さらば東西南北の名の如き。いづれの時に定りにし事也とも知るべからず。東をアツマといふ事の如き。日本紀に其事の由をしるされざらむには。如何にしてかは。其ことばの吾嬬之義也とは知らるべき。東西南北の名の如きも。東をアヅマといふが如くに。必ず其故ありぬべけれど。いひも傳へず。しるしも傳へざれば。後人のいふ所の如きは。其徵とするに足るべからず。

此事も又世の人の。我疑を定められん事を思ふが爲に。我疑ひ思ふ所をしるしぬるなり。東をヒムガシといひしは。ヒは日也。ムカとは向也。シと云ひしは語助也。景行天皇日向國子湯縣に幸し丹裳小野に遊び給ひし時。東に望て。此國は日出る方に直向へりと。のたまひて。其國を日向と

名づけ給ひしといふ事。日本紀並に日向國風土記に見えたり。東方をヒムガシカタと云ひしも。其義またこれに同じかるべし。西をニシといふひしは。ヒネシといひし詞にて。日沒る方をいふなるべし。万葉集の歌に。渡津海の豊旗雲に。伊理比禰之といふ事を。諸本には伊理比沙之と見えたれど。二條院御本には伊理比禰之と見ゆ。此御本は清輔の點せし所なるよし。仙覺律師の抄に詳に見えたり。萬葉集の諸本異同を論ずるにも及ばず。古語に日禰之といひし事はありける也。允恭紀に天皇しば〱日根野に遊獵し給ひしと見えしは。卽今和泉國日根郡にありし地名なり。また近江國にも日根郷といふあり。ヒネシといふは。なを日沒るといふが如し。ヒネシと云ふことばの轉じて。ニシとなりぬるは。今試にヒネといふ詞を引合せて呼びぬれば。ニといふことばになりぬるなり。　南をミナミともミナムともいひしは。たとへば武内宿禰の歌に。阿布瀰能瀰と云ひしを。淡海之海といひし事のよし。日本紀釋に注せしが如くに。ミナミとはミノミにて。海の見えし方といふなるべし。上のミといひしは海也。ナといひしはノといふことばの轉せし事。前に注せし陽月の注に見えしが如し。下のミといひし詞は。月夜見などいひし見といふ詞にて。見えぬる事をいふ也。日本紀に東海東海道等の字。共に讀てウメツミチといひけり。ウメとは海也。ミといひ。メといふは轉語也。ツといふは語助也。此道にある國國は。其南の方海にのぞみし所なれば。かくは名づけられたるなり。上古の時この葦原中國。其北方は越の山重り隔りて。南方は海見えたりしかば。其方をさし名づけて。ミナミとはいひしなり。　北をキタといひしは分也。亦陸也。これ日の出沒る方を分ち。海見えし方に對して。陸の方といひしなり。古語にキタといひ。クマリといひしが如きは。皆是後の代にワカツといひし詞也。されば漢字を傳得し後に。分の字讀てキタともクマリともいひけるなり。分の字讀てキタといひしは。日本紀に大分君をヲホタノキミともヲホキタノキミとも讀み。倭名鈔に筑前國新分郷をニヒキタと

讀しが如き是也。亦讀てクマリといひしは古事記の水分神の注に。分の字讀てクマリといふと。しるせしが如き是也。延喜式に水分社の分の字讀てコマリといふは。卽クマリの轉語也。キタといひ。クマリといふが如き。異なる詞にはあらず。キといふ詞轉じてクといひ。タといふ詞轉じてマリとなれる也。又日本紀に北陸北陸道の字共に讀て。クヌガノミチといふ也。クヌガといふも。またキタといひし詞にて。異なる詞にはあらず。クヌといふはキといふ詞の轉ぜしにて。カといふはタといふ詞の轉ぜし也。古の時クヌガといひしを今はクガといふなり。たとへば初は東をヒムガシといひしを。後にヒガシといふが如し。クヌといふもクンといふも其詞同じ。讃岐サンキの字よびてサヌキといふが如し。ヒンガシをヒガシといふも。クヌガをクガといふも。古の人はヒといひ。クといふことばに。ムといひヌといふ音を帶びて呼びしを。今は夫等の事なければ。其詞の異なるやうにも覺ゆるなり。上世の初。朝の日の出。夕の日の沒イる所を。分ちし方なる故に。

其方をさしてキタといひしに。其詞の轉じて。凡ソ平陸の地をクスガといふ事にもなりし也。此葦原の中國ひらけし初の如きは。その東南西の方は。皆々海に臨みし地也。北の方のみ越の山重り隔りて。人のゆきかふ道もなくて。只其山をもて此國の限りとなされ。其方をさしてクヌガとはいひしなり。日本紀に。陰陽の二神。大八洲を生み給ひし事をしるされし。一書に豊秋津洲の外に越洲を生み給ひしと見えたり。纂疏には。此説然るべからず。今三越と畿内と。此地相連屬す。別洲といふべからずと見えたり。後の代に至て。越の道ひらけしによりてこそ。この別洲にあらざりし事は知れぬれ。其道いまだ開けざらむ時に當りて。三越の地をもて別洲の如くにいひつぎたらむ。疑ふべくもあらず。凡是等の事は。よく我國の古書をも讀み我國の古語をも解くにあらずしては。其義を得る事もよくし難くやあるべき

以上方位

國クニ　義不レ詳。古語にはクムとも。クモとも。またクともいひけり。皆其語の轉せしにて。上世には天(アメ)に對しいふには。必ずクニをもて稱せし事。たとへば漢に天地と云ひしが如くにぞありける。(前にしるせし地の條に詳なり)

舊事古事等の記に。陰陽二神。國土(クニツチ)を生成さむ事を。相議りたまひし事をしるされ。國土の字讀て。クニツチといひしを。日本紀には國土の字を改めて。州國の字を用ひられ。讀てクニツチといふは舊事古事等の記に同じ。さらば國(クニ)とは猶土(ツチ)といふ義の如くなりしと見えけり。又國と云ひしは分界の義ありとも見えたり。

前に註せし事の如く。古語に分界の事をクマリといひけり。クニといひクムといひクモといふが如きは。クマリといふ詞の轉じたりしなり。たとへば舊事古事等の記に。伊豫二名嶋謂此嶋者身一而有二面四一。毎面有レ名としるされて。伊豫國讚岐國阿波國土佐國等の名を分ちしるされ。又筑紫洲亦謂身一而面四。毎レ面有レ名としるされて。筑紫國豊國肥國日向國等の名を分ちしるされしが如き是也。さらば天(アメ)といひ國(クニ)といひしも。一嶋の内にして國相分れしも。皆是分界の義あるに似たり。

或説に國をクニといふは。郡の字の音の轉せし也。といふなり。我國ひらけ始りし時に。國常立國狹土豊國主等の神おはしませしと見えたり。それらの時に郡の字の音轉じて。クニといふ詞の如き出來りたらむとも思はれず。凡國郡の名義は。別に記せし者あれば。こゝには注せず。

郡コホリ　舊事紀に神武天皇卽位の初。功臣に。國(クニ)造縣主等を寄賜(ヨサシタマ)ひしとしるされ。其後の代々國といひ縣(アガタ)といふ事は見えたれど。郡といふ事の見えしは。成務天皇四年二月。國郡立レ長(ニ)。縣邑置レ首(ヲ)と見え。五年九月隔二山河一而分二國縣一。隨二阡陌一以定二邑里一。など日本紀に見えしぞ始なる。其文の如きは。郡と縣とを分ちしるされしかど。其代にかゝる文字ありしにはあらず。是はたゞ國史撰述の時によりてしるされし所にて。郡といひ縣といひ。其名同じからねど。其實異なるにもあらず。されば國郡縣邑などしるされて。又國縣邑里ともしるされ。又縣の字讀て。アガタといひしかど。又コホリとも讀

み。郡縣の二字引合て。コホリと讀し事も見えたり。孝德記に孝德天皇大化二年正月。畿內の國司郡司を置れ。又凡郡の大中小。その郡司の大領少領主政主帳等の官を定られしよりして。古の縣主等の制改りて。これより後代々の令式。皆此時の詔によられし所なり。其初縣をアガタといひしは分也。其國內の地を分て。縣となすを云ふなり。後に郡をコホリといひしは。韓國の言に出しなり。卽今も朝鮮の俗。郡をも縣をも幷にコホルといふは。卽コホリの轉語なり。

或說にコホリとは。小割なりと云ふ。古語にかゝる義あるべしとも思はれず。

村ムラ　ムラとは聚也。群黎の聚落をいふ也。邑の字讀むこと亦同じ。日神。天邑君を定められしと見え。又成務天皇の御時。國郡邑里を定められしなど見えしが如き是也。邑と村と其字同じからねど。其實は異なるにあらず。景行天皇紀に村亦讀てフレといふは。ムラといふ語の轉ぜしなり。亦安閑天皇紀に。竹村の地讀て。タカフといふは。猶茅生せし地をヲウといひ。茅生せし地をチフといふが如し。後にタカムラといひしは卽是也。村亦讀てスキといひ。スクといふが如きは。百濟の方言也。また古時人名姓字等に。村主の字見えて。讀てスクリといふが如きも。亦百濟の方言也。凡姓字に村主と稱せしは。皆是大漢三韓等の諸蕃也。それが中。漢人の如きも。其祖先三韓の地に流寓し。彼土の村主などいふものになりしが。我國に歸化せしに。賜りて姓となりし所なりと見えたり。

里サト　鄕の字讀むこと亦同じ。鄕といひ里といひ。其字同じからねど。共に讀てサトといへば。相通じ用ゆる事ありと見えたり。たとへば和銅の詔に。諸國郡鄕名。着好字とありしに。延喜式には。諸國部內郡里名。幷用二字。必取嘉名。と見えしが如き是也。鄕里の字共に讀て。サトといふは。サは狹也。トは所也。其狹き所なるの謂なり。又大化の詔。及び其後代々の令式に見えし。造戶籍之法によれば。凡五十戶爲里と見えたり。鄕には寬狹の同じからぬありと見えて。凡居狹鄕。有樂遷就寬を處置すべきの法あり。又度地之法。五尺爲步。三百步爲里とも見えたり。さらば汎く言ひ

てサトといふには。郷里の字通じ用ひぬれど。凡造ニ戸籍一度レ地等の法に至りては。里の字を用ひて。讀むこと其字の音を用ゆると見えたり。

道ミチ　義不レ詳。上古には道をばチといひしなり。道早振といひ。伊都之道別なども云ひし是なり。又ミチといひしは。ミとは御也。チは卽道也。古事記に御路の字を用ひてミチと讀む。たとへば嶺をミネといひ。碕をミサキなどいふことの如し。南北を阡としタテシノミチといひ。東西を陌としてヨコシノミチといひ。大路はヲホヂといひ。小路はコウヂといふ。又街衢等の字。讀てチマタといふは。道の分るゝ所なり。猶水の分るゝ所を。ミナマタといひて。派また沱の字を讀て。ミナマタといふが如し。辻の字を用ひて讀む事。十字の如くなるは我國の俗。創造れる所なり。徑路讀てタヾチといひ。間道讀てカクレミチといふ。

タヾチといふは。タヾは直なり。今俗にスグミとといふ是なり。カクレミチとは。あらはに人の通はぬをいひしなり。

又京畿の外。東西南北の國を。七道に分たれし事初。崇神天皇の御時。大彦命武渟川別吉備津彦丹波道主命等を。北陸東海西道丹波の四道へわかち遣はされしと見えしは。北陸東海などいふ事の見えし始なり。

北陸東海の事は。前の方位の條に見えたり。されど是らもまた國史に見えし所をいふなり。

其後景行天皇の御時。彦狹島王を東山道十五國都督となされしと見えしは。東山道といふ事の始なり。又其後成務天皇の御時。國縣を分て邑里を定め。以ニ東西一爲ニ日縦一。南北爲ニ日横一。山陽曰ニ影面一。山陰曰ニ背面一と見えしは。山陽山陰などいふ事の始なり。又其後孝德天皇の御時。畿内國を定られしと見えしは。畿内といふ事の始なり。天武天皇十四年九月。東海東山山陽山陰南海筑紫に。使者を遣されしと見えしは。南海といふ事の始なり。文武天皇大寶元年六月。凡國宰郡司。其庶務一依ニ新令一ことを勅せられ。是日遣ニ使七道一。宣下告依ニ新令一爲上レ政せられしに至て。遂に畿内東海東山北陸山陰南海西海の七道を。定置れし事の始なりけり。

驛ムマヤ　孝德天皇大化二年正月。初置ニ驛馬傳馬一。

及造ニ鈴契ーと見えしは。我國の諸道に。驛傳を置れし始なり。驛馬の字讀てハイマといふなり。倭名鈔には。唐令を引て驛の字讀て。ウマヤといふと注したれど。萬葉集の歌には。波由馬宇馬夜と讀けり。抄にハユマはハイマ也。卽早馬也。ハユといひ。ハヤといふは轉語なり。また驛路の字をば。ハイマヂとよむと見えたり。日本紀には驛使の字をもハイマといひけり。さらば驛路をばハイマヂといひ。驛舍をばハイマムマヤといひ。驛馬をばハイマと云ひしかば。驛使をも亦ハイマとも。ハイマツカヒともいふ事。後の代に。いづれの方の早馬至る。など云ひし如くなりしと見えたり。其置驛飛驛。幷に驛馬傳馬を配すべき等の法は。令式等に見えて。又水驛には驛別に船を置き。丁を配すべきの條あり。其水驛をばミヅマヤといひし事。源氏物語には見えけり。日本紀幷に萬葉集の歌に。鈴舟といふ事の見えしを。萬葉の抄には驛路の船の事なりしと見えたり。これ驛使には鈴契等を給りしが故に。かくはいひける也。又亭の字日本紀には。ムマヤムヂと讀しを。倭名鈔にはアバラヤと讀み。釋名の亭人所ニ停集ー也といふ註を引き。館の字をタチと讀て。一つにムロツミといふ客舍なりと注したり。是等は元明天皇四年の春。始置ニ都亭驛ー。と見えし者にて。唐に所レ謂郵亭館驛の如き卽是なり。タチといふ義不レ詳。ムロツミとは。周禮に三十里有ニ路室ー。路室有レ委。五十里有ニ候館ー。候館有レ積などいふによれりと。見えたり。

橋ハシ　義不レ詳。我國の初。陰陽二神。天浮橋の上に立給ひしといふこと見えたり。舊事古事日本紀共に丹後國風土記には。其國與謝郡東北の隅に。天椅立といふ所のもの此なりと見え。播磨國風土記に。其國賀古郡に石橋ありて。八十橋といふ所のもの此なりなど見えしを。舊說には。天浮橋とは丹後國にある所のもの卽此なりなどいふなり。されど其後皇孫天降ませし時にも。天浮橋よりして。筑紫日向の高千穗の久士布流多氣に至りませしとも見えしかど。卽今日向國に夫等の神迹ありとも聞えず。只是等の如き天浮橋といふものは。後の代に浮橋などいふもの丶事とは見えず。大己貴神。皇孫のために。此國を避奉られし時に。高木の神。彼神のため

に天之日隅宮を造られ。其往來て海に遊ばれむ具のために。高橋浮橋を造られ。又天之安河に打橋造られむと。詔し給ひし所の如き。其高橋浮橋打橋などいふ者の制は知るべからねど。是等は卽今いふ所の橋の事とぞ見えたる。古語にハシといひしは。ワタシなどいふ語の如くに。彼と此との絶間を渡す者をいひしなり。堂と基との間を渡す者を階といひ。高きと下きとの間をわたす者を梯といひ。箸と云もの。また鳥の觜。獸の喙の如きも。皆これその食ふべき物と。口との間をわたす者なれば。橋もまた彼岸此岸の絶間をわたすものなる故に。ハシとは名づけいひたりけむ。棧道をカケハシといふも。また此義に異なるべからず。倭名鈔には。棧道の字讀てヤマノカケヂといひけり。矼の字讀てイシバシといふは。石橋なり。圯の字讀てツチハシといふは。土橋なり。又倭名鈔橋の條に。楊氏漢語抄を引て。葱臺は橋兩端所ㇾ竪之柱。其頭柎ニ葱花一。故言。と見えしものは。橋柱の摺頭。漢に護柎といふもの。卽今俗に橋のギボウシといふ是なり。キとは葱なり。ボウシは帽子なり。其頭に蒙らしむる義なり。

津ツ　義不ㇾ詳。古語にツと云ひしは。あつまるの義あり。されば集の字讀て。ツとも。ツムとも。ツメとも。アツム。アツマルなどともいふなり。津とは舟船の集る所なれば。ツと云ひしなるべし。

　アツムといふアは發語の詞なり。着の字よむてツクといふも。また津來の謂にて。是等は津といふ詞によれるなり。

日本紀に津の字トマリとも讀みしは。舟船の止る所なるが故なり又ミナトといふは水門なり。舟船の出入る所なれば然いふなり。

　ミナトといふナ。またノといふ詞なり。

阿波國風土記には。湖の字讀てミナトといひ。倭名鈔には、說文の水上人所ㇾ會なりといふ說を引て。湊の字讀てミナトといふなり。また河にもあれ。海にもあれ、水を渡るべき。皆ワタリといふは。卽渡なり。其義の如きは不ㇾ詳。

關セキト　セキとは塞也トとは所也。要路を塞て非常に備るをいふ。孝德天皇大寶二年。初て關塞斥候防人を置れしと見えしは。是等の事の始なり。今に

は伊勢國鈴鹿美濃國不破。越前國愛發をもて。三關として。鼓吹軍器を設け。國司別に守固し。其餘は兵士を差配すべしと見えけり。其後越前國愛發の關をば廢せられ。近江國勢多關を置る。其餘置レ關たりし國々。又其廢置の如きは。國史格式等に見えたれば。爰にはしるさず。其斥候といふは。凡邊要の地には。烽を置かる。皆相去ること四十里にして。毎烽に長を置き。烽子を配して。晝夜を分ちて候望し。もし賊ありて境に入り。烽を放つべき時は。晝は烟を改ち夜は火を改つ。邊警を告る事。急にして飛ぶが如くなれば。烽の字讀て。トブヒとはいひしなり。河内國高安烽を廢し。始て高見烽及大和國春日烽を置て。平城に通ずなど見えしが如き是れなり。元明和銅五年詔に防人とは。太宰府及び三關等を守防の兵をいふなり。防人讀てサキモリといふ。これ上世の夷守など云ひし者の遺制と見えたり。

城シロ　義不レ詳。古語にキといひしは。城柵をいひしなり。されば城の字をも柵の字をも。幷に讀てキといひ。また城柵の二字を引合せても。キと讀け

り。

古語にキといふは限の義あるなり。垣墻をカキといひ。關塞をセキといふの類。皆然り。さらば城柵をキといひしは。內外を限るの義にやあるべき。

日本紀に神武天皇。八十梟師と戰ひ給ひし時。皇師作レ城處を城田といひしとしるされしは。始て城の字聞えし所なり。其後垂仁天皇紀に。皇后の兄狹穗彥王反して。稻城に據られしといふ事みえて。積レ稻作レ城。其堅不レ可レ破此謂二稻城一也としるされたり。舊事紀には。其事詳ならず。古事記には其時の事いと詳に見えたれども只作二稻城一とのみしるして。積レ稻作レ城などいふ事は見えず。古の時に。イナキといひし者は。成務天皇紀に。縣邑置レ首。又縣邑置二稻置一と見えし卽これなり。稻置とは。後に屯倉を置かれ。屯倉首して。其事を掌しめられし如くに。稻置の事を掌るものを置れしなり。其稻置といひしは。租稻を蓄積む所なれば塹を穿り垣を築きて。盜賊水火のために備ふ。狹穗彥王の據られしところ。其制の如くなれば。其代にイナキ作りしな

ど云ひしを。後に漢字を得て。其事をしるすに及て。置(キ)と城(キ)と其字を讀む事も其義も同じければ。城の字を借り用ひしによりて。遂に積ㇾ稻作ㇾ城などいふ說も起りしなり。雄畧天皇紀に見えし根使主(ノ)が據りし所の稻城も。崇峻天皇紀に見えし物部守(ノ)屋大連の據りし稻城も。亦皆これに同じ。

狹穗彥王の時の事。日本紀に見えし所。疑ふべき事ども多かり。其記されし所は。垂仁天皇五年十月。皇后兄(ノ)穗彥王反して。忽に積ㇾ稻作ㇾ城。其堅不ㇾ可ㇾ破。此謂二稻城一也攻ㇾ之踰ㇾ月不ㇾ降。皇后悲しみ給ひ。皇子譽津別(ホムツワケノ)命を抱きて。城中に入ます。天皇軍を益して城を圍まれ。城中に勅して急に皇后皇子を出さしむ。將軍八綱田(ヤツナタ)放ㇾ火(チ)て攻るに及び。皇后皇子を抱かしめて。城を踰て出しまいらせれ。遂にその兄王と共に城中に死し給ふと見えたり。舊事紀には。其事の詳なるは。別に記ありとしるされて。四年の秋九月丙戌朔戊申。皇后母兄狹穗彥王謀反。明年冬十月己卯朔旦。王與二皇后一共死二于城中一と見えたり。これ日本紀に見えし所疑ふべき一なり。古事記には。皇后城中に入給ひし時に。妊身(ハラミ)ませしかば。天皇これに忍ひ給はず。殊更に軍をめぐらして。急に攻給ふ事なしと見えたり。さらば城堅くして拔ざるにもあらず。これ日本紀に見えし事どもの疑ふべき二也。又古事記に。皇后御子を生み給ひし後に。城外に置きまいらせられしを。天子その御子をとらせ給ひ。凡子(ツ)は母命ず。此御子の名いかにやいふべきと問はしめ給ひしに。今城燒けなむ時に生れ給へば。本牟智和氣(ホムチワケ)の御子と申すべしと答させ給ひて。終に城中にして兄王と共に死し給ひし。其事の始末詳にしるしたり。其本牟智和氣の御子と名づけまいらせられし故は。ホとは卽火也。古語にムチともムツとも云ひしは。貴也。ワケとは男子之稱也。舊事紀日本紀等にしるされし所と。其字は異なれど稱じ申す事ばは相同じ。もし日本紀に見えし所の如くならむには。何の故にかゝる御名をば得られたるらむ。これ又疑ふべき三也。是等の事の如き。猶其疑ふべき事見えし。既にかくの如し。其餘は云ふに及ばざ

れども。積レ稻作レ城などいふ事は。古事記には見えず。舊事紀に見えし所の如く。城を圍み攻むる事二年を經たらむには。稻の刈穗積たらむものなにの堅き事ありてよく久しきに耐て其城の破れざりけむ。たとひ日本紀にしるされし事のごとくなりとも。いまだ皇后入りまさざる程に火つけて燒かむに。なにの堅くして陷らざる事月を踰るには至るべき。また日本紀に據るに。狹穗彥王の稻城作られしは。冬十月なり。守屋大連の稻城を作りしは。秋七月なり。是等は猶應時之急に備ふるため。田稻をも刈積みつべし。根使主の稻城作りしは。夏四月なり。刈積むべき稻なきの時なり。且は其時の事にしるされしにも。根使主官軍のために誅せられ事平ぎし後に。其子小根使主。ひそかに人に語りて。天皇の城は堅からず。我父の城は堅かりしといひし事。聞えて人をして根使主が宅を見せられしに。實に其言の如くなれば其子をも捕へて殺さると見えたり。稻を積みて作りたらんもの。皇城よりも堅かるべしとも思はれず。悉く書を信せば書なきにしかずとは。かゝる事をぞ云ふなる。此等の事を辨じ明らめむも。事煩しけれど我國の城は。稻を積みしに始れりなどいふ說もありと聞ゆれば。我思ふ所こゝにしるすなり。

其後皇極天皇紀に。蘇我大臣蝦夷父子。家外作二城柵一。門傍作二兵庫一。更起二家於畝傍山東一。穿レ池爲レ城。起レ庫儲レ箭。と見えしぞ。其代に城といひし者の制やゝ詳に見えけり。かくて中大兄の皇子。彼大臣子入鹿を誅し給ひ。即入二法興寺一爲レ城と見えたり。中大兄皇子卽位の三年（即是天智天皇の御事）是歲於二對馬嶋壹岐嶋筑紫國等一。置レ烽。又筑紫に築二大堤一。貯レ水曰二水城一。其後長門筑紫讃岐對馬等の國に。多くの城を築かれ。又大倭國高安城を築て。積二穀與一レ鹽。など見えしは。此時新羅我國に二心ありて。唐國に內附し高麗百濟等の國を滅したりし故によりし也。其後の代々。或は筑紫に新城を築かれ。或は太宰府をして邊（ホトリ）の城どもを修めしめられ。或は高安城を修められ。又東北西邊の城堡。守防修理の令も見えたれど。夫等の城ども。いづれの頃に廢せられたりけむ。いまだ詳ならず元正天皇養老三年の冬。備後國

の安那茨城葦田等の城を停められしと見えしは。西邊の城堡を廢せられし始にて。聖武天皇天平年中。諸國防人を停められ。筑紫防人を停められしなどは。諸城既に廢せられしが故也とこそ見えたれ。又柵といひしものは。孝德天皇四年。造二停足柵一。置二柵戸一と見えしぞ。淳足は即今越後ノ國沼垂ノ郡是なり 東北邊の地に柵造られし事の始なる。其後元明天皇和銅元年の秋越後國に新たに出羽ノ郡を建む事を奏せしに。よりて。其請ふ所を許され。二年の夏。令二諸國一。運二送兵器於出羽柵一。五年の秋。始て出羽の國を置る。これ北道の蝦夷を鎮めらるべきがため也。其後しきりに諸國の民を遷して出羽柵戸に配せらる。凡陸奥出羽等の國にある所の柵。國史に見えし所も少なからず。陸奥國風土記。幷に壺碑等に據るに。其國宮城郡多賀城は。鎮守府將軍大野朝臣東人神龜元年に築し所なり。然るを國史には。多賀柵としるされたりけり。古の時には城柵共にキといひしかば其字をも互に相通じ用ひたりしなるべし。又倭名鈔に。出羽國に雄勝秋田の二城ありし事見えたれば。猶其比までも是等の城は廢せられず。すべて

我國邊防の事。上世にありては。いまだ聞く所あらず此事始て聞えしに及びても。其守は三韓の地にこそありつれ。其後は西邊をもて其要とし。又其後には轉じて。陸奥出羽等の國にありけり。これ其事勢の然らしめしのみにもあらじ。いかさまにも故ある事とぞ見えたる。令に凡縁邊諸郡人居。於二城堡内一。安置せよといふ文によらば。古語に城柵共にキと云ひしは。置の義にもやあるらむ。壁は猶柵の如し 其後城字讀てシロといひ。柵の字は音のまゝに讀て。サクといふが如きは其始東北邊の方言にや出ぬらむ。倭名に鈔墻壁の類に柵の字を收め。讀む事音のまゝにサクといひて。說文の編二堅木一也。といふ註を引きしは。日本紀に柵字亦讀てカキといひし者をいふなり。城の字讀て。ミヤコといふ事は。下に注しぬ。亦讀てサシといひしは。百濟の方言なり。」倭名鈔に櫓の字讀て。ヤグラといひ。城上守禦樓と注し。庫の字ツハモノクラと讀み。諸軍器在レ庫といふ唐令を引きたり。日本紀には。庫又兵庫の字。幷に讀てヤグラといふ。ヤグラといふはヤとは箭なり。クラは置なり。古語にクラと云ひしは坐置を云ひしなり。 蘇我蝦夷大

臣の城。起レ庫儲レ箭と見えし。卽此也。又倭名鈔に。塹の字讀てホリキといひ。四聲字苑を引て。遶レ水長水坑也と注せしは。ホリとは穿なり。キとは限なり。蘇我蝦夷大臣。穿レ池爲レ城と見えし者にして。卽今の城池なり。

說文に城池の無レ水を隍といふと見えたり。隍は近俗カラホリといふものなり。

又日本紀を引て。營讀てイホリといひ。軍營也と注せしは。猶草舍を呼ぶが如し。其義不レ詳。又辨色立成を引て助鋪はコヤ。一つにヒタキヤといふ。如二衞士屋一也といひしは。後に京師の篝など云ひし者の如くなりしと見えけり。

京の篝といふは。鎌倉の代の時のものに見えけり。卽今街上を守る辻番所などいふ者の如きものなり。又營造の事ある時に。其材を架してコヤといふ事のあるは。古きものどもに木屋としるしたりけり。

都ミヤコ　ミヤとは宮也。コは古語にコといひ。カといひしは。所也。天皇の宮居し給ふ所をいふ事。大宮處などいふが如し。京の字よむ事も亦同じ。城の字また讀てミヤコといふは。皇城京城などいふの義也。天武天皇八年の冬初置二關於龍田山大江山一仍難波築二羅城一と見えしは。羅城といふ事の始なる也。

漢には羅城とも。外城とも。羅廓ともいひしなり。今俗に外廓などいふ者の如し。郭の字古訓を知らず。近くは讀てクルワといふ。義亦詳ならず。クルとは囘也。車をクルマなどいふも亦しかり。ワとは又囘也。浦囘里囘などいふ事の如く。さらば郭をクルワといふも。是等の義にて。城を囘繞の義にや。

鄙ヒナ　義不レ詳。上古には至尊を稱ずるに日を以てし。其立給ふ所を稱ずるに。天をもてす。荒陬をさして。アマサカルヒナなどいひしは。天を離るゝ事の遠く。日の御蔭なきの義なるべし。さらばヒナとは日無也。後に漢字を得て。夷の字讀てヒナといふ。舊事紀日本紀に。下照姬の歌を。今號二夷曲一としるされ。アマサカルヒナとは。天離夷也と。釋日本紀に注せしが如き是也。

舊說にヒナとは日長也。田舍のつれ〴〵にして。

日長きを云ふなり。など見えたれど。アマサカルヒナといふ事は下照姫の御歌に。始れることばなり。上古の代に夫等の義によりて。かゝる詞あるべしとも思はれず。田舍讀てイナカなどいふ事は。ヒナといふ語の轉せしにやあるべき。

また夷人をエミシといふは。神武天皇紀。久米歌の詞に見えしをエミシとは夷也。と釋に見えて。日本紀にまた夷の字讀て。エビスといふと注せられ。蝦夷の字亦讀てエミシといふなり。ヱミシといひ。エビスといふ。其語轉せしのみにて。異なる詞にもあらず。舊説には。彼島人鬚長くして。蝦の如くなる故也などいふなり。蝦夷後にはヱソといふ。漢人の書に野作としるせし。卽此也。すべて是等の稱。其義詳ならぬ歟。

神武の御歌にエミシといふ事。すでに見えけり。彼島夷をさし給ひしにもあらず。又其蝦といふ者をヱビといひし。彼嶋夷の鬚の長きに似たりし故にやよりけむ。すべて其詳なる事を知るべからず。

倭名鈔に邊鄙の字。讀てアヅマヅといふ。舊説にヅといひしは。猶人といふが如しといふなり。アヅマとは東方の地をさしぬるなり。邊鄙の字東方の人をのみさしいふべしとも思はれず。

坊マチ　市イチ

倭名鈔に聲類字苑等を引て。坊は別屋也。又村坊也。野外叢居也。など注せり。其讀てマチといひしは。區別之義にして又よぶ所の田間之道を。町といふに同じければ。俗には町の字を用ゆる事にもなりしなるべし。　市讀てイチといふ。イとは集也。チは道也。百貨聚り來りぬる道をいふ成べし。亦倭名鈔屋宅類に。肆邸家店家等の字を收めて。肆讀てイチグラといふ。肆は陳レ物所也。と見えたれば周禮註に市店に物を陳ね置くの謂にして。後の俗。見世棚などいふもの也。邸家は。俗に停レ賣取レ賃所也。津屋といふと注せり。さらば卽俗に問屋といふ者の如きを云ひしなり。店家は。俗に東西町といふ是也。座賣レ物舍也と注しけり。さらば是は座商之居舍也。今俗に店讀てタナといふ。卽此也。凡坊とは。街市の總名にて。商賈來り聚りて。交易する場を市といひ。客商を留むる所を邸家といひ。座商の居

所を店家といひ。その物を陳ぬる所を肆といひし也。毎坊の門を昔は坊門と云ひしを。後俗是を釘貫(クギヌキ)といふなり。釘貫とは門墻の上に釘をうちぬきて。其先を返さずして踰る事を禦ぐが故なりと云ひけり 壒嚢抄に

以上國都

東雅卷之四

神祇第四

神カミ　上古の時。神といひしは人也。日本紀に。神聖神人等の字。讀てカミといひし。卽此也。我國の語。凡稱じてカミといふは。尊尙之義也ければ君上の如き。宮長の如き。皆是をカミといひ。近く身に取りても。頭髮の如きをいひ。遠く物に於ても。上なる所をさして。カミといふ。ましてや斯人の神聖なる。これを尊び稱じてはカミといひ。また大神とも。大御神ともいひける也。カミまた是をツミといひ。ツミ又轉じてツチともいひ。ツヽともいひし事は。前の地の注にしるしたれば。重ねてしるすに及ばず。カミ亦稱じてムチとも云ひけり。日神の御名を於保比留咩乃武智と申し釋日本紀にみゆ國造られし神の名を。大穴牟遲神と申し。又八島牟遲能神といひしも。おはしきが如き是也。二神の名古事記に舊事紀には。日神の御名を大日靈貴としるされ日本紀またこれによられしを。私記には。古者謂二古貴者一。爲二武智一。自餘諸神。或謂二之尊一。或謂二之命一。日神是諸神之最貴也。故云二武智一などしるせり。されど舊事紀また大日靈尊ともしるされ。又國造られし神の名を。大己貴神とも。大己貴命とも記されたりけり。武智といひ。尊といひ。命といふ其差等相別れしとは見えず。たゞ其借用ひられし尊によりて。神といひ。貴といひ。其語異なる如くには見えぬれど。上古の語に。カミといひ。ムチといふ。異なる詞とも聞えず。大和攝津等の國にある大神鄕。共に讀てヲホムチといふと。倭名鈔には見えけり。

貴の尊讀てムチといひ。親の字讀てムツといひ。大人の字讀てウシといふが如きは。其語の轉せし所にて。皆是尊尙の義なれば。上の字讀てカミといふ義に異ならず。されば又神の字亦讀て。ムチともいひし也。

又カミといひし語。轉じてクマともいひけり。舊事紀日本紀等に見えし天熊大人命。武三熊大人。熊野櫲樟日命。また熊野山。熊成峯。新羅王子天日槍の齎來りし熊神籬などいふが如き。皆是也。熊字讀

てクマといふ事は。もとこれ百濟の方言に出し也。即今も朝鮮の俗。熊を呼びてクムといふは。猶其古言の遺りたる也。我國に於て漢字通はし用ひられし初は。彼國の博士等ぞ傳へたりける。されば其字を讀む所の如き。をのづから彼方言の相雜らざる事をも得べからず。其漢字を用ひて。我國の事を記しぬるに及びて。古の時に。クマといひし語の。たま／＼熊の字を讀むに同じかりければ。其字を借りて讀てクマと云ひしとは見えたれど。此にして云ふ所の如きは神なり。彼にして呼ぶ所のものは獸也。其義もとより相合ふべくもあらねば。古の時にカミ亦轉じて。クマといひし義は。遂に隱れて失せけり。凡古言の本義を失ひし。漢字のために誤られしと。見えし多かり。古事記に。因レ訓述者。詞不レ逮レ心といひ。古語拾遺に。書契以來。不レ好レ談レ古。顧ニ問故實ニ。靡レ識ニ根源ニ。など云ひし。是等の事のためとこそ見えたれ。倭名鈔に。糈米讀てクマシネといひ。楚辭の注を引て。精米の神に享する所也とも注し。石見淡路等の國にある。クマシネの郷並に神稻の字を用ゆなど見えしが如き。猶幸に古の遺言の後に傳はれる也。是等の事によりて。三熊野(ミクマノヤマ)山。一つに三神山(ミクマノヤマ)などとしるす事もありしなるべし。舊說に神をカミといふは。鏡(カヾミ)といふ義也。と云ふが如き。深く其義を辨ずるに及ばず。我國の神人は。天地と共に成出給ひしとぞいふなる。もし鏡によりて。カミといふ名の始りたらんには。鏡といふものは天地よりも猶さきに成れるものにやあるらむ。是等のことはりは。あまりに近き事にこそあれ。

又倭名鈔に。鬼讀てヲニといふ。或說に隱の字の音の訛也。鬼物隱而不レ見。故俗呼曰レ隱(ヲニ)也。と見えたり。舊事紀に陽神黃泉軍(ヨモツイクサ)のために追はれて。黃泉平(ヒラ)坂(サカ)に至り。桃樹の下に隱れ。桃子を採りて。待擊ち給ひしかば。其軍迯還りね。これ用レ桃避レ鬼之緣也。と注せられし事はあれど。是は後世の俗によりて。しるされし所にて。上古の語に。ヲニといひし事は見えず。さらば倭名鈔の說の如く。後代に及びで漢字によりて。其名出來しも知るべからず。たゞ其隱の字の音訛れりといふが如きは。如何あるべ。鬼物はもと是陰に屬しぬれば。陰の字の音によ

りて。名つけしなどいはむは。さもありなまし。又佛といふも。もとこれ胡神也けり。初め其像の漢に入りし時に。渾邪王。祭レ天金人を獲しといふもの。卽此也。其像の我國に入りし事も。百濟より貢獻れる所なり。我國の語に是を名づけて ホトケといひしは。百濟の方言によりし所也。ホトケとは。卽これ浮圖(フト)といふ語によりて。轉じ訛りし稱とこそ見えたれ。

以上神鬼

宮(ミヤ) 義下の宮殿の條に見えたり。宮殿を造りて神を齋(イツ)き祀(マツ)らるゝ事の始は。舊事古事日本紀等の書に據るに。高木の神。大己貴神のために。天之日隅宮を造られ。天穗日命して。其祭をしらしめられしをもて。其事の起りとすべき所也。舊說に天瓊戈を心御柱ともなづくといひ。兩大神宮の中に立る心柱といふもの。極めて神秘の事也などいふなり。其說の如き受傳ふる所もこそあるべけれど。正史實錄等に其徵となしつべき事は見えず。天御柱國御柱などいふが如き。其ハシラと云は。舊說によるに。ハとは永き義なりと云ひけり。萬葉集抄 シラとは標(シルシ)なり。神功皇后。杖(ツキ)たまひし矛をもて。新羅王門に樹られて。爲二後葉之印一といふが如き。卽此義也。陰陽二神。磤馭盧島に立給ひしといふも。大和國龍田に坐(マ)す天御柱國御柱といふ者も。後の代にありては。見る所なくなりにたれど。皇孫の命。日向國高千穗久士布流多氣に。天降ましける始に。建られしものは。猶今も見在せり。其事なを神功皇后の御事の如し。されば國中の天柱といひしは。其國を開かれし初に。永世の標鎭となされし所をいひし程に。凡宮室を始建る如きも。まづ一つの柱を建て。其標鎭とし。又是をもハシラといひけり。顯宗天皇紀に見えし。室壽の詞に。築立柱者。此家長御心之鎭也。といふが如き是也。彼天之日隅宮之制の如きは。舊事紀に見えし所も詳にして。後代に及びていつき祭られしところ。大社中社小社の差等によりて。正殿幣殿拜殿舞殿直會屋(ナフライヤ)外舍雜舍などいふ者の如き。定制ありて。其後俗に神明造(リ)。王子造(リ)などいふが如きは。制の同じからぬ事ども有りと見えたれど。夫等の事。詳にしさるむは言長し。悉く擧

るにいとまあらず。

社ヤシロ　ヤシロとは屋代也。亦ミヤシロとも云ふが如きは。御屋代なり。上古の時には。地を掃ひ。齋場を設けて。神を齋祀る儀なり。その齋場をばユニハなどいひしを。其後其齋場を屋代とも云ひしは。齋場をもて宮殿に代るの義也。古語にシロといひしは。御手代御杖代などいふが如し。それに代るを云ひしなり。信濃國に屋代郡といふあるが如きも。またかゝる義によれりと見えたり。

大倭國青垣三諸の社は。大三輪大神の願のまにまに。大己貴神の齋き奉られし所也。然るに此社の如きは。宮殿等の制もあらず。只其齋場を設られし所にて。漢にして社といふ者の如くなりければ。社の字を用て。ヤシロとは讀しにや。延喜式の神名帳に見えし所の神社の如き。今に至ては。其神蹟さだかならぬあるも。其宮殿の廢れ壞れて。其蹟をもとむべからざるのみにもあらじ。初より大三輪の社の如く。只齋場を設けて。其神を齋祀られしを。世久しくなりて。其祀典の廢れしによりて。其齋場をあはせて知るべからぬに至りしも。多かるべき事也。宮殿の制あるが如きをも。ヤシロといふ事は。後代の俗に出し所とぞ覺ゆる。社の字亦讀て。モリといふが如きは。前にしるせし杜の字の條に詳なれば。こゝにはしるさず。亦讀てコソといふ。其義不レ詳。天武天皇紀に。社戸臣の字。コソと讀み。また万葉集歌に。社の字コソと讀し多く見ゆ。又延喜式神名帳に見えし大小神社の中。コソといひし七座あり。古語にコソといひし。如何なる義なりともいまだ知らず。

神籬ヒモロキ　皇孫天降り給ひし時に。高皇産靈神詔して。吾則天津神籬と。天津磐境とを。葦原中國に起し樹て。吾孫のために齋るべし。汝天兒屋根命天太玉命は。天津神籬を持て。葦原中國に於て吾孫のために齋奉れとのたまひ。其後神武天皇。大倭國畝傍之橿原宮にして。卽位ましませし元年。皇天二祖の詔に從ひ。神籬を建樹給ひ。又其後崇神天皇六年の秋。倭笠縫邑に。磯城神籬を立られしなどいふ事は。舊事紀日本紀及び古語拾遺等に見えし所にて。日本紀古語拾遺の注に。神籬讀てヒモロキとい

ふと見えたり。又垂仁天皇三年の春。新羅王子天日檜の齋來りし物の中に。熊神籬といふ者ありけり。舊說に神籬者叢祠也磐境者兆域也といひ。また神籬は坂木也。磐境は天香山の磐をひきかきたる也といふ。或說に此事秘旨あり。後說の如き大に然らずといふ也。前說は日本紀纂疏に出し所にて。後說は淸三位宣賢卿の抄せられし所。もと是卜部家の說にして。神籬磐境の如きは。たとへば朝家に三種の神寶を傳らるゝ事の如く天兒屋より今に至るまで。我家に相傳ふる所也としるされたり。初高木神。言別たまひて兒屋太玉の二神に詔し給ひし所なれば。其秘旨あらん事はいふに及ばず。凡は事にもこそよれ。此事に限りては。卜部家の說の如き。外人の喙を容るべき所にあらず。但し我思ふ所は。ヒモロキと聞えしもの。其制二つありぬべし。天兒屋天太玉の二神。高木の神の詔をうけられしと。見えしものは。天より持來られし所也。天日槍の齋來れる所は。韓地にして神を祭れるものと見えぬれば。其制の同じからぬ所あるべき事也。是等の事によりて。後人の說の如きに至りても。同じからぬ所やあるらん。そのヒモロキ。イハサカといふ義の如きは。幷に詳ならず。胙の字讀て。ヒモロキといふは。別にこれ一物也。

神籬の字借用ひて。ヒモロキと讀まれしによらむには。神は卽靈也。古語に靈をばヒといひけり。籬は內外を守り限るなれば。其字を讀てモロキとはなされし也。さらばヒモロキは猶神を守る所といふが如し。もし坂木なりといふが如くならんには。今も神輿の渡ます時には。必賢木を根こじにこじて。持渡す事也。これ皇孫天降りませし時に。天津神籬を持來られし義に。始りけむも知らず。王の鼻とて。面赤く鼻高き面をかうぶれる者の渡るも。猿田彦の神。皇孫の御先に立ちて。つかふまつられし事に起れりといふなり。又磐境も。天香山の磐をひきかきし者ならむには。卽周の代に祏と云ひしものゝ如くにこそ聞ゆれ祏は廟中藏主石室とも。また廟主石函とも云ふ也。神籬は叢祠也といふ說の如きは。叢祠の字。もと是史の陳勝傳に出て。謂二草木岑鬱神祠一也と注したり。さらば古に。モリなどいひし義に

は相合へり。又磐境者兆域也といふが如きも。壇域塋界皆曰レ兆。と注せし所によられしと見えたれど。兆域とは墓限をこそいふなれ。但し我說の如きも。古より云ひつぎし詞と借用ひし字とによれる所なり。其正義に於ては我もとより知るべき所にもあらず。

瑞籬ミヅガキ　古語に伊都といひ。湯津といひ。美都といひ。于都といひ。皆これ相轉せし語にて。尊崇の義なる事は相同じ。またイガキとも云ひしは。イとは齋也。

鳥居トリヰ　義不レ詳。倭名鈔に考聲切韻に楣は今之門雞棲也といふ。辨色立成に鷄棲は鳥居也といひ。楊氏が說同じと注せり。此餘諸說多かれど其徵とすべき所もなければ。盡く信ずるにたらず。世にいひ傳る所は。舊事古事日本紀等に。彥火々出見尊。海神の宮に至り給ひしに。門前に一ノ井ありといふ事の見えしを。鳥居といふ者の始なる也。鳥居之方といひて事あり。眞言秘密之義なりなどいふなり。海神の居の事。我國の神をいつき祭らるゝ齋庭の制の始となりぬべきにもあらず。まして陰陽往來眞言秘密等の說。其附會に出し事信ずるに足らず。我思ふ所の如きは。鳥居といふ者の始。多く言を費すまでもなし。本朝の正史に見えし所。自ら明かなるに似てけり。日神天ノ磐屋戶にさしこもり給ひし時。高天原みな闇く。葦原中國悉く闇く。是によりて常夜往き。八百萬の神等憂迷ひ。天之八湍川原に。神集ひに集ひて高皇產靈神之子思兼神に。思はしめらる。遂に彼神の思ひ慮られし事の如くに。日神磐屋戶を開き出まして。高天原及び葦原中國。自ら明かなる事を得てけり。此時彼神の思ひ議られ。群神其事に從はれし所の事ども後の代の神事の始となりし。特に多かり。然るに彼神の思ひ議られし事の最初に。常世の長鳴鳥を集て互に鳴しめられしよし。舊事古事日本紀に見えしは。何事のためにかくはしるされたりけむ。舊說にも此事は鷄鳴て天門開くべきの義に取られしなどもいふなり。初には餘神の憂迷はれしと見え。後には群神の樂舞はれしと見えしも其磐戶を鎖されしと開かれしとの事に係りければ。手力雄神。日神の

御手を給りて。引出しまいらせしに及びて。天兒屋天太玉の二神。端出之左繩を御後界に廻懸て。またな入ましそと申されし事こそ見えたれ。されば此事によりて。齋庭の門の如きは。其鎖さむ事を深く懼れて。其扉をも設けず。其制の如きは。彼長鳴鳥の聚り棲みし所に象りて。其名をも鳥居とは名づけ云ひたるなり。されど又其事此物の始なる出しるせるものなし。などいふ事もあるべけれど。凡神事の此時に始りし事ども。なにかは是其事の始なりと記されし者やはある。たゞ麻績祖長白羽神して。麻を種て青和幣とす。今衣を白羽と稱するは。此其緣也と。舊事紀にしるされし事の外は。見る所あらず。又華表柱の字を讀て。トリキといふが如き。其制の如きは。似たる所もあれど。すべて我國太古の事に於ては。漢梵の事を雜引きて。其徵とすべきにあらず。

注連シメ　倭名抄祭祀具に。顏氏家訓の注連の字を收めて。シリクヘナハと讀み。日本紀の端出之繩の字を讀む事。これに同じと注せり。日本紀に界以端ニ出之繩ーとしるされしを讀て。シリクメナハといふ事は。古事記によるに。其繩をもて日神の御後方に。控度せしによりてなり。さらばシリクメとは猶御後方といふが如し。注連の字舊く讀てシメと云ひし也。シメとは標界の義なれば標の字又讀てシメといふ也。

神庫ホクラ　日本紀に神庫讀て。ホクラといふと注せらる。其義は不レ詳。其事の如きは。垂仁天皇八十七年の春。五十瓊敷命の身老て。神寶を掌り給ふ事かなはじとて。御妹大中姫命の主り給はむ事をのたまひしに。手弱女也。天神庫に登る事あたはじと申し給ひしかば。神庫高しといふとも。われよく神庫のために梯作らむと。のたまひし故に。諺に神之神庫も梯立のまゝにといふと見えて。また神府の字をも。讀てホクラといひ。神府寶府等の字。幷に讀てミクラともいひけり。倭名鈔には。漢語抄を引て。寶倉の字ホクラと讀み。一に神殿をいふと注したり。今も俗に神祠の小しきなるをホクラといふ也。倭名鈔に一つに神殿をいふと見えたれば。此說も因來る所久しき事にぞ見えける。

日神葦原中國を瑞穗國とものたまひ。また高木

神皇孫を天降しませせし時。天兒屋天太玉二神にみことのりして。吾高天原にきこしめす齋庭之穗をもて。また吾兒にまいらすべしと。のたまひし事。舊事紀日本紀等にも見えたれば。其始め齋庭の瑞穗を藏め置く所の。たとへば拔穗(ヌキホ)の御穗を收る稻實屋の如きものを。ホクラといひしに事起りて。凡そは神寶を藏め置く所を。ホクラといひしも知るべからず。或人の說に。叢祠の字ホクラと讀むなりといふ。叢祠の事は。前の神籬のに見えたり。

賢木サカキ　舊事紀に。日神。天磐屋戸にさしこもりませし時。天香山(アマノカゴヤマ)之五百箇眞賢木(イホツマサカキ)を掘して。鏡玉幣を取懸て。天太玉命廣厚稱辭(ヒロクアツキタヽヘコト)せられしと見え。古事記にも此事をしるして。眞賢木としるしたり。日本紀に其事をしるされし所は。舊事紀に據られしかど。眞賢木をば。眞阪樹としるされたり。古記に眞(マ)といひ御(ミ)といふが如きは。轉語にして。共にこれ尊ぶ事と。物とに加稱(クハヘ)せし詞也。賢木としるし。坂樹としるす如きは。借用ゆる所の字は異なれど。共に讀てサカキといふ事は同じ。萬葉集抄に。サカキとは榮ふる木をいふ事也と見えたり。又日本紀に。五百箇眞坂樹八十玉籤(ヤソタマクシ)としるされし事を。私記には玉籤は坂木なり。玉とは尊貴之名也。此坂樹を用ひて地に刺立て。祭神之木とする故に。是を籤といふとしるせり。さらば賢木を地に刺立しをば。玉籤ともいへるなり。

玉は尊貴之稱也とは。古語に物をよぶに玉といふ事を。加稱せしものども。皆其物を美する詞也。地に刺立るが故に。籤といふ也とは。萬葉集抄に。クといふ詞は入るの義也といひし事あり。串(クシ)といひ。杭(クヒ)といひ。釘(クギ)といひ。鍥(クサビ)といふが如き。皆これ木に入り土に入るをもて。名付いひし所なり。岫をクキといひ。隈をクマといふが如きも。其入りたる所をいひ。又口をクチといふも。入るの義なり。

倭名鈔には漢語抄を引て。龍眼木讀てサカキといひ。今按ずるに。龍眼は其子之名也。見レ于二本草一。榊字未レ詳と注したり。龍眼木をもて。サカキとする事詳ならず。江談抄に據るに。榊字の如きは。神を祭る所の木なる故に。我國の俗。創造れる所也。又

ハヽカノキとは榊也と云ひし説あり。藻鹽草に舊事古事等の記に見えし所は。天香山之婆々迦を取り天香山之五百箇眞賢木を掘せしなど。列ねしるされしかば。ハヽカといひ。サカキといふ。各其樹ありて一物也とは見えず。或は後の代に至りて。婆々迦に代ふるに賢木を用ひし事などのありしによりて是等の説も起りたりしにや。ハヽカの事は下に詳也。

已上神祠

幣帛ミテグラ　麻ヌサ　木綿ユフ

舊事紀に日ノ神。天磐屋戸をさしこもりませし時に。天太玉命率二諸部神一。造二幣帛一。令二麻績祖長白羽神一。種レ麻以爲二青和幣一。復令二津咋見神一。種二殖穀木綿一以作二白和幣一。並一夜蕃茂也。復令三天日鷲神造二木綿一と見えたり。幣帛讀てミテクラといふは。ミとは御也。其物を尊び稱する詞なり。テとは手也。クラとは座也。是を擎りて神座に奠くの義なり。麻讀てヌサといふは。古語に麻をばフサといひ。ヌサといふ。其語の相轉せしなり。

後にミヌサとも。アサヌサとも。マソヌサ。ともいふが如き。皆これなり。

和幣讀てニギテといふは。古語にニギといひしは和也。テは是を擎りて神に見ゆるの義也。ニギテとは。其制の精しき也。

舊説にニギテとは右手にニキリテ。神を祭るが故に。かくいふ也。また神の御心を和らぐる義也ともいふなり。是等の說。受け傳ふる所こそ有べけれど。ニギテとは延喜式祝詞に。荒妙和妙荒稻和稻など見えし和といふ事の如く。其幣物の精しく細きを云ふに似たり。古語にニギといひしは。和也熟也。されば和熟二字幷に讀て。ニギといひけり。凡物の精熟せる柔和なる故なるべし。增韻に精は熟也細也とも見えたり。

また麻讀てアサといふ。又ヲといひ。ソといふは轉語なり。其子なきものを苧とし。讀てカラムシとも。マソともいふ也。

萬葉集抄に筑紫風土記を引て。長木綿といふは麻也。短木綿といひしは苧也。といふ即是也。

穀讀てカチと云ふ。倭名鈔に玉篇を引て楮は穀木也といふ。卽此也。木綿讀てユフといふ。日本紀私

記に。木綿自有ニ木綿之樹一。卽柔ニ摩其皮一。爲レ之。と見えたり。豊後國風土記に。速見郡柚布鄕。此郡中栲樹多生。常取レ皮以造ニ木綿一。因曰ニ柚布鄕一。と見えしは。卽是木綿之樹をいふ也。古語にユといひしは凡物の色白きを云ひし詞なり。ユフとは亦結也。たとへば猶束帛といふが如し。總言ふときは。摯りて神を禮するものをミテグラといひ。麻にもあれ。苧にもあれ。穀にもあれ。栲にもあれ。其皮を取りて絲となし。それを結ひて取垂るを。ユフといふ。分言ふときは。麻苧之類をば青和幣といひ。ヌサといふ。穀と栲とをば白和幣といひ。木綿といふ也。青といひ。白といふ。其色をもていへる也。

古書に木綿をかきしを見たり。今いふ幣帛などいふものには。大に異なり。卽今紙もて幣となす如きも。これも因來る事は。近かるまじきなり。紙といふも。楮木をもて造りぬる所なれば。其物實は古の物にかはれるにもあらず。

古語拾遺に。穀木是木綿也と見え。又穀木所レ生。故謂ニ之結城郡一と見えし如きは。木綿とは。穀木の一名なるに似たれど。舊事紀にしるされし所。また日本紀私記。豊後國風土記に見えし所の如きは。然るにはあらず。又栲樹は。倭名鈔にも載せず。いづれの樹也といふ事をしるせしものもあらず。今試に群書に見えし所を併せ考ふれば。其樹皮を取りて。神を禮する贄なとせしをば。木綿といひ。其樹絲を織りて帛となせしをば。其麁きと精しきとによりて。荒妙和妙などいふなり。

荒妙とは舊事紀に織布の字を。荒妙と注せられ。古語拾遺も亦これに同じく。また和妙の字を。爾岐多倍と注したり。日本紀纂疏に。和妙則帛之名。荒妙則布之名也。と注せられしは後世の制によりて。說つくられし所なり。上古の時。帛を和らかなりとし布を荒しとせしにはあらず。多倍といひしは。栲樹の絲をもて。織成せし所にて。精なるをニキといひ。其麁なるをアラといひしなり、神祇令に。麻を績き以成ニ敷和衣一。敷和衣者宇都波多也とみえしも麻布にも。また和衣の字を用ひしなり。

舊事紀日本紀に。栲幡といふは。是を織る機也。萬葉集に白栲衣とも。栲領巾などとも云ひ。日本紀

に栲衾と云ひしが如きは。其布を衣巾。または衾となしたるなり。又舊事紀に栲繩といひしは。その樹皮をもて。繩となしたるなり。されば卽今東國の俗に。シナといふ者。其樹なるべし。神樂の歌にも。木綿つくるしなのはら。など見えたり。

東國の地に。シナといふ樹あり。舊說に綟といふ木の皮は。白きものなり。中にも信濃國に生ずる物。きはめて色白ければ。諏訪の御裝飾に前後に用ひらるゝ也。さればシナの國とは云ひし也といふ事あり。今俗此樹絲を織る事などをば知らず。常に皮を取て。繩となすに。最堪レ用ものなり。古に栲繩と云ひし者これなるべし。古語に白色を譽めて。白栲といひしは。よのつねの事也。又シラとも。シロともいひけん。枕詞に栲と云ひし事も。よのつねなり。されば栲樹をシナの木といふは。シラの木といふ語の轉ぜしと聞ゆるなり。古語にシラといふ事を。シナともいひけり。又俗に剝といふ事をタクルといふは。此樹の皮を剝取る事によりし詞なるも知るべからず。

又木綿をもて手繦として。木綿手繦といふものは。其事天鈿女ノ神、天ノ香山之の天蘿を。手繦とせられしに起りしといふ也。日本紀に。手繦の字讀てタスキといふ。古事記には。手次としるせり。是は袖長くして事に從ふに便ならざるに。是を用ゆれば便ある事。猶手を次ぐが如くなるが故なり。蘿の字。日本紀に讀てヒカゲといふと注せられ。古事記には。日影としるせり。倭名鈔には。唐韻を引て。女蘿也と注したり。又祭服之飾に。ヒカゲカヅラといふ者あり。是も天鈿女神。天之香久山之眞折を蘰とせられしに。事始りしといふなり。舊事紀日本紀には。眞坂樹を蘰とすと見えしかど。古事記には。眞折としるしたるに。古語拾遺も是によりて眞辟としるし。神樂の採物の歌にも。マサキノカツラと讀みし也。さらば舊事紀日本紀に見えし眞坂樹をも。讀てマサキと云ふべし。マサキと云ふも亦葛の名也。天鈿女のヒカゲを手次とし。マサキを蘰となせしは。天磐屋戶開け。日影さして。眞幸あらむ事を言壽かれし所とこそ見えたれ。萬葉集の歌に。見えし眞幸の字。讀てマサキクといふなり。

舊說にヒカゲといふものは。陰地に生ずれば。日

蔭葛（カゲノカヅラ）といふと見えたり。又舊說に。祭神の時。手繦にシデをつけて。木綿手繦といふ。山伏の結袈裟（ユヒゲサ）といふも。卽是也といふなり。木綿手繦。日蔭の絲などいふ者は。皆これ後代の制に出しなるべし。舊事古事日本紀等には。ヒカゲを手次とし。マサキを鬘とするとこそ見えたれ。我をもて見れば。ヒカゲを手次とし。マサキを鬘とせしといふ遺制の如きは。卽今もある也。木綿手繦といふ者の如きは。漢人の說にも見えし事あるなり。

仙覺律師萬葉集に取用ひし字の事につきて。漢字に執すまじき事も。あまたあるべしといひしは。我國の古語を釋する要旨とこそいふべけれ、我國の古語といふものに太古の時より世に云ひつぎし所なるを。漢字を傳へしに及びて。彼字を借用ひて此事をしるしぬるに。我語と彼字と其義を取る事本自ら異なる所も多く。又此にいふ所と。彼にいふ所と似て非なる事も少なからず。然るをかならず彼字義にのみ拘り執しぬれば。

我語の本義をうしなひぬる事にはなるなり。舊事紀に。木綿の字借用ひられしこときも。杜仲といふ樹は。これを折れば白絲多き故に。亦は木綿といふなりと見えし事の。我國のユフといふ樹の如くなれば。其字を借用られしと見えたり。されど津咋見神の植られし所も。天日鷲神の造られし所も。共に木綿とのみしるされて。其植しとは樹をいひ。其造りしとは幣をいふ事の明らかならずなりし程に。古語拾遺には。舊事紀の文を改竄して。穀卽木綿也とは注したるなり。日本紀私記には穀といひ木綿といふ者の二物なる事をば辨知りぬと見えて自有㆓木綿之樹㆒としるしたれど。其樹はいづれの樹なりといふ事の明らかならずと見えて。そのしるせし所また詳ならず。倭名鈔には。祭祀具に木綿を載て讀てユフといひ。本草注に云木綿折ㇾ之多㆓白絲㆒者也と注して。其物の草にやありけん。木にやありけん詳ならず。また木類に杜仲を載て。讀てハヒマユミといひ。陶隱居本草ノ注云。杜仲一名木綿。折ㇾ之多㆓白絲㆒者也と注したり。これもユフといふ者のいづれの樹なりといふ事を。明らかにせざりしと見えて。陶隱居が本草に見えし杜仲の注を引て。

舊事紀の木綿の字を註せしのみにて。ユフはこれハヒマユミ也ともハヒマユミはこれユフ也ともいふ事は詳ならず。豐後國風土記に。栲樹をもて。木綿とする事の見えしによりてこそ。木綿之樹といふ者の明らかになりしのみにあらず。古時には。タクといひタヘと云ひし者も。又明らかにはなりけん。また舊事紀に。栲の字を借用ひられし如きも。栲は似レ穀色白しと見えし事の我國のタクといふ樹の如くなれば。其字を借用ひられしなるべし。日本紀古語拾遺等またこれによられて。萬葉集の如き。亦讀てタヘともいひけり。されど栲はもとこれ山樗の一名にして。我國のタクといひ。タヘといふ者の如く。絲ありとも見えねば。古事記には。其字を借用ひずして。絁の字を用ひて。讀てタヘといひけり。これは此樹絲をもて造る者の麻縠などよりも。其色の絶て白きが故とぞ見えたる。然るを日本紀纂疏には。栲は木の義にあらず。訓曰ニ多倶(タク)一。猶レ言レ繰(クル)也としるされたり。これ又タクといひ。タヘといふもの。自ら其樹ある事の明らかならずして。曲て其說を造られし所なり。是等の諸說の如き。或は其を辨ふるに及ばず。或はその字に拘れるによれるが故也。倭名鈔に杜仲ハヒマユミといひしは。卽今俗にタマツバキといふ。其類にして蔓生なるをマサキといふ。此也といふなり。古にマサキカヅラといふ。其類なるべし。すべて是等の物ふるく釋せし所。さだかならねば。事煩しけれど此に注す。

粿カシヨネ　神酒ミワ

倭名鈔祭祀具に。漢語抄を引て。粿讀てカシヨネといひ。淨米也と注せり。其義不レ詳。日向國風土記。初皇孫高千穗二上之峯に天降ませしとき。天暗冥にして。晝夜をわきまふべからず。此所の土蜘蛛二人。奏せしによりて。御手をもて稻千穗を拔て。籾となされ。投散し給に。卽天開晴れぬ。されば高千穗二上峯といふと見えし如きは。俗に散米(サンマイ)といふ事の始とぞ覺ゆる。又糈米は倭名鈔に。離騷の註を引て。讀てクマシネといひ。精米所ニ以享(スル)レ神也と注したり。クマシネとは。卽神稻(クマシネ)なり。倭名鈔又漢語抄を引て。粢餅讀てシトギといふ。シとは白也。

トギとは即今も米を洗ふをトグといふ。淨米をもて造れる餅をいふ也。神酒は倭名鈔に。日本紀私記を引て。讀てミワといふ。神酒をミワと云ひし事は。土佐國風土記に。神河（ミワカハ）の事をしるして。其水清きが故に。大三輪大神のために。酒を釀（カミ）するに。此河水を用ゆるに因りて。河名となすと見えたり。又此事に因りて凡神酒を稱じて。ミワといふ事は起りしと見えけり。

今も酒家の望子に。杉の葉を用ゆるが如き。また此事に因れるなるべし。それをサカバヤシといふ。ハヤシとは望子の訛れるなり。

又倭名鈔に。葉椀葉手等の字。讀てクボテといひ。ヒラテといふ也。延喜式には。葉椀を覆ふに笠形ノ葉盤をてもすと見えて。葉盤の字。讀てヒラテといひ。其形笠の如しと注せられたり。クボといひ。ヒラといふは。其形を云ひて。テとは手してさゝぐるの謂なり。ヒラテといふものは。クボテの盞となすべきもの也。並に葉（シ）の字を用ひしは。我國の古の俗。凡飲食の物。藉くに槲（カシ）葉もてせしが故也。されば膳夫膳部等の字を。讀てカシハデとはいひけり。

此事の如きは。漢人の說にも見えし也。北史に我國の事をしるして。俗無㆓盤俎㆒。藉以㆓槲葉㆒と見えたり。其盤俎なしといふは。傳聞の誤なり。今も俗にカヘシキといふ事をするは。柏葉を藉くの義なり。又周禮に大祝辨㆓九拜㆒といふ事あり。其三に振動といふ注に以㆓兩手㆒相擊也と見えしを。唐の陸德明が釋文には。今倭人拜以㆓兩手㆒相擊。と見えけり。本朝儀式に。大嘗會祭辰日獻㆑物柏㆑手と見えし事。即此也。俗にはこれをカシハデウツなどいふなり。古語はこれを八開手（ヤヒラテ）などこそいひけれ。或人の說に神を拜して手を拍つを。カシハデウツといふは。拍手の字を誤寫して拍手となして。亦讀てカシハデといひしを。遂に其謬を傳へし事。たとへば鍛冶の字を誤寫して。鍛冶となせしを。讀てカヂといふが如しといふなり。此說の如きも。また其義を詳にせざるの訛とこそおぼゆれ。

已上祭具

陵ミサヽキ　墓ハカ

伊奘冊尊。神去給ひしを。出雲國と伯耆國との堺。比婆之山に葬るとも。紀伊國熊野之有馬村に葬るも。見えしは後の山陵の始なるべし。伊奘諾尊。幽宮を淡路之洲に構へ給ひしと。見えしは。後の壽陵の始なるべし。其後饒速日尊。神去給ひて天に還葬まいらせしに。神衣帶手貫三物をば。登美白庭邑に葬斂めて。墓となされしと。見えしは。墓といふ事。始て見えし所なり。素戔烏神の柀の木は。顯見蒼生奥津棄戸將臥之具となすべしとのたまひしは。後の棺槨などいふものゝ具と見えけり。以上の事どもは舊事紀に出づ。其後筑紫の山陵より始て。代々の山陵の事ども。國史に見えて。令式にも亦皇陵王臣の墓。兆域の制など見えたり。天皇には。ミサヽキと申し群下にはハカなどいふ事。いづれの比ほひにや始りぬらむ。仁德天皇紀荒陵の字をば。讀てハカといひけり。其義の如き。并に不レ詳。

むかし日向國人の云ひしを聞しに。其國にある所の神代の御陵なりといふものども。其形制船の如くなる丘なるなりといひけり。或説にサヽとは小也。キとは杵築也。小しく築く也。ツカとは築也。ハカとは地を除きて葬るなりといひけり。如何にやあるべき。日本紀に據るに。仁德天皇の御代の比ほいまでは。陵をもハカといひし如くにぞ見えける。また初雄畧天皇。市邊押磐ノ皇子を近江の來田の郷の蚊屋野に殺し給ひ。皇子の御尸を。その帳内佐伯部の仲子が尸と共に。彼野に埋られたりけり後に。皇子の御子顯宗天皇。卽位おはしまして。御父の埋れ給ひし所を。求められしに。近江の狹々城山君韓袋が妹の老嫗。其所を知りて教へまいらす。然るに皇子の御骨と。仲子が骨と。相分ちがたかりしかば。蚊屋野中に雙陵を造起て。相似如レ一。葬儀無レ異。かの老婦を優䘏したまひ。常に宮傍に居らしめ給ひき。其兄の韓袋ノ宿禰は。初皇子の。殺され給ひし時の謀に連りし罪によりて。充ニ陵戸一。兼守レ山。削ニ除籍帳一。隷ニ山部連一けり。されど妹の功によりて。賜ニ本姓狹々城山君氏一といふ事。顯宗紀に詳に見えけり。かの雙陵は。狹々城山君して守らしめられし事によりて。遂に皇陵をミサヽキなどいふ事の始りしも。また知るべからず。

寺テラ　我國佛寺の始は。蘇我稲目宿禰に起りし事。世に知れる所なり。今また記すに及ばず。日本紀に寺伽藍佛殿精舎等の字。幷讀てテラといふ。テラと云ひし義の如き。不ㇾ詳。或はこれ當初百濟高麗等の方言にや出たりけむ。其事亦不ㇾ詳。
佛はもと胡神也。それを祭れる所なれば。こゝに附しぬ。佛具等の字。倭名鈔に見えたれば。こゝに附せす。

以上陵墓

東雅巻之五

人倫第五

人ヒト　義不ㇾ詳。上古の語に。ヒといひしは。靈也亦善也。トといひしは。止也所也。ヒトとは靈(ヒ)の止(トヾマ)る所といふが如し。さらば惟人萬物之靈などいふ事に。其義自ら合ひぬるにぞあるべき。其神聖の德あるをば。尊び尙びてカミといひし事は。前にしるせり。總言へばカミといひ。ヒトといふ。共にこれ其善を極言ふの稱なるべし。

　古語にヒといひしは。靈の義なるよし。前の日の注に見えたり。善也といふ事は。萬葉集抄に見えたり。

古の語に。ヒトといふ事を。トとのみもいふ。舊說にツといふは。猶人といふが如しともいひけり。ツといひトといふが如きは。卽語の轉せしなり。また上古の俗。尊尙する所を稱じて。ミコトといふ。公望私記には猶ㇾ如ㇾ言ニ御事一也と見えたり。舊事紀には至尊をば尊の字を借用ひそれに次ぎては命の字を用ひて。並に讀てミコトとなさる。日本紀又是に依られしかど。古事記には一つに命の字をのみ用ひたり。これ上古の時。ミコトと云ひしに其差等ありし事にもあらざりしが故と見えたり。また稱じてウシといふ事ありけり。舊事紀日本紀等には。大人の字を用ひらる。

　古俗にウと云ひしに。大の義ありしことは。前の海の注に見えたり。

古事記には。宇志の字をしるしぬ。此語猶後の代までもいひつぎし也。

　履中紀に。瑞齒別皇子。太子を稱して大人(ウシ)とのたまひしことあり。また天武紀にも大人といひし人の名も見えき。

宇志といひし語。轉じてヲシといふ。忍としるし。押としるし。排としるす。取用ひし所の字は。同じからねど。ヲシといふ語に於ては異なりとも聞えず。

　陰陽二神生給ひし所に。天之忍男神。大事忍男神。風木津別(サモツワケノ)之忍男神等あり。吾勝尊の御名を天忍穗根と申し。其御弟に熊野櫲樟日(スヒ)命と申せし

を。忍踏命とも忍隅命とも申しき。孝安天皇の御名を國押人と申し。清寧安閑宣化三代の天皇の御名。共に廣國押と申し。欽明天皇の御名を。廣國排と申し。又皇子にも押としるし。忍としるせし御名多かり。萬葉集抄にヲフシとは。少主と云詞なり。姓の中凡海といふ此心なりとも見えけり。古俗ウシといひし。大人の義と見えたれば。ヲシと云又少主の義なりけむも亦知るべからず。

亦轉じてはヌシといふ。日本紀に主の字讀てウシともいひ。ヌシともいひし。卽此也。又男をばオといひ。女をばメといひけり。陰陽の二神を。オガミメガミと云ひし是也。亦尊び稱しては。男をヒコといひ。女をばヒメといふ。ヒコとは卽日子なり。ヒメとは卽日女なり。

古事記には。日子としるし。比賣としるす。舊事紀日本紀等には。彥媛の字を借用ゆ。

又男をワケといふ。陰陽二神生み給ひし所の石土毘古神石巢比賣神大戸日別神など舊事紀に見えしこれなり。古事記に別讀で和氣といふと注せり

又男を麻良といふ。舊事紀に物部ノ造等祖天津麻良笠縫等ノ祖天都赤麻良など見えし此也。

麻良舊訓は字の如し。後に讀て麻呂といふなり。マロとは圓貌をいふ詞也。古義男をヲといひ。女をメといふが如くに。太古朴陋の俗に出し詞なれど。終に男子の通稱となりし事。子兒等の字讀てコといふ詞の如くなれば。人名に命せしのみにもあらず。凡物名にも麻呂をもて命ずる事にはなりたり。

又小兒をアコといひ。

日本紀の釋に小兒の字を讀てアコといふ。

チコトいひ。

倭名鈔に赤子の字をチコと讀み、含乳之義也と注したり。

ミドリコトいひ

義不詳萬葉集には、綠兒若兒若子等の字を。ミドリコと讀む。倭名鈔には。嬰兒の字を用ひたり。

女子をばナコともいひ。ヲミノコなどともいひし也。日本紀釋に見えたり

童男をば。オクナと云ひ。童女をばヲトメと云ひ。

共に日本紀に見ゆ、ヲトメ又小女とも稚女とも

しるせり。萬葉集には乙女丁女ともしるす。
又ヲホナゴともいひけり。
萬葉集に大名兒としるせり
年既に長じては。男をばヲトコといひ。
卽男也、古事記に、壯夫の字をオトコと讀むと注し、萬葉集には、壯士の字をオトコと讀みたり。
女をば猶ヲトメとも云ひ。又タヨハメともいひ。又轉じてタヲヤメなどもいふ。
舊事紀古事記日本紀等にも。手弱女としるし。亦は婦女婦人等の字を用ひ。萬葉集には。婇女幼婦等の字を用ゆ。
老翁をばヲヂといひ。
舊事紀日本紀等に見ゆ、伯叔父とヲヂといふも、此稱によれるなるべし。
またオキナといひ。
日本紀に。翁老人老父等の字を並用ひらる。
老嫗をばオンナといひ。日本紀倭名鈔等にオウナといひ。萬葉集に
又オキメといひけり。
顯宗紀に。置目(オキメ)は老嫗の名也と注せられたり。古事紀には。賜レ名號ニ置目一と見ゆ。童男をヲクナといひ。童女をオトメといひ。老翁をヲキナといへば。老女またオキメと云ひしなり。日本紀に老嫗の名と見えしは。稱呼の號を云ひし也。

父チ、　母ハ、

上世には。父をヲヤといひ。母をヲモといひ。
舊事紀日本紀等に。母の字讀てヲモといひけり。百濟の方言にも。母をヲモと云ひけり。今も朝鮮の俗。母をヲミといふは。古の遺言也。我國の語。彼國に傳へしか。又彼國の語の。我國に傳りしか詳ならず。
古俗また父をカゾといひ。母をばイロハといひ。
日本紀の仁賢天皇紀に。俗呼レ父爲ニ柯曾一と注せられたり。また字母をイロハといふも。卽母の義に取りしなり。
又父をテヽとも云ひけり。
萬葉集に見ゆ。抄にはチヽといひ。テヽといふは。轉語なり。と見えたり近俗父をトヽといひ。母をカヽといふが如きもまた語の轉ぜしなり。
亦俗に。父母をすべ稱じて。タラチネとも。タラチネノヲヤとも云ひ。また父をタラチヲといひ。母を

タラチメともタラチネノハヽともいひけり。其義の如きは並に不詳。

萬葉集には帶乳根とも、足常などともしるしたり。

上古の時ヲヤといひしは。父にのみも限らざりしと見えて。舊事紀に御祖としるされ。ミヲヤと云ひしは。祖神の御事也。日本紀には。皇祖皇考の字引合せて。ミヲヤとは讀みしなり。俗には祖父母をば。ヲヤノヲヤなどいひ。繼父母をばマヽと云ひけり。眞間の字を用ゆる也。まことには隔てある事を云ひしなるべし。庶母をばマヽと云ひし事。日本紀に見えたり。

子コ　女ムスメ

舊說に子といふは。男之通稱也と見えたり。さらばコとのみいふは男子なる也。

父母に對し言ふには。男子女子總稱じてコといふ。男子女子を分稱ずるには。男子をコといひ。女子をムスメといふ。又俗に男子をムスコなども云ふ事あり。

女子をムスメといふは生女也。古語に凡物を生するをムスといふ。舊事紀日本紀等に。産の字讀てムスといひ。萬葉集に。生の字讀てムスと云ひし。卽是也。長子をエコといひ長女をエヒメといふ事。日本紀に見え。季子をばヲトゴといふ事。延喜式祝詞に見えたり。式には弟子の字を用ひたり エといふは兄にて。ヲトといふは弟也。亦稚子をワカコといふ。古語拾遺に。日神常に吾勝尊を御腋に懷き給ひしを。ワキコと申せし語の轉して。ワカゴといふ也と見えたり。されど古の神名及び人名に別といひしも聞えて。萬葉集抄には。ワケといふは男子の稱也と見えしかば。ワケといひワカといふ。卽是轉語にて凡男子の通稱なりしにぞあるべき。

俗に若子の字を用ゆるは。もとこれ弱の字を用ゆべき事なれど。其字又讀てヨワシといふに嫌あれば。弱と若と其音の同じきが故に借用ひしといふなり。

最愛兒をマナゴといひ。又愛兒ともしるし。實子をばマコといひて。眞子としるせし事ども。萬葉集に見えたり。繼子をマヽコといふ。其義前に見えし繼父母の義の如し。古語に父子をばカゾコといふ。

孫をばムマゴといひしを。俗にはコノコなどもいひしは。卽子之子の義也と見えたり。子之子の字は爾雅に出づ

兄アニ　弟オトウト　姉アネ　妹イモウト

古語に兄をばセといひ。弟をばナセといひ。姉をばナネといひ。妹をばナニモといひけり。亦兄をイロネといひ。弟をイロトといひ。姉をイロセともいひ。兄弟姉妹相稱して。ハラカラなども云ひしは。皆是同母兄弟姉妹なるを云ふ也。

兄をセといひ。弟をナセといひ。姉をナ子トいひ妹をナニモといひし事は。日本紀に見えしなり。其ナといひ。ナニといひしは。汝也。兄の字舊讀てエといひけり。エといひ。セといひ。ネといふ皆は轉語也。ナセといひ。ナネといふは。幷に汝(ナ)兄(セ)といふが如し。ナニモといとは。卽汝妹(ナニモ)なり。萬葉集抄に。イモといふは。イは發語之詞也モとは向ふの義也と見えたり。古歌に兄弟の事を。箸(ハシ)向ふと云ひしが如くなるべし。古の俗。妻をもイモと云ひしは。相親しむの謂と見えたり。また同母兄弟姉妹を稱して。イロネとも。イロトとも云ひし。イロとは卽イロハ也。母をいふなり。

ネとは卽兄也。トとはヲト也。猶甲をエと云ひ。乙をトといふが如し。イロセとは。エといひセといふは。轉語也。卽同母の兄弟をいふ。古事記に素戔烏神。自ら稱して。天照大神之伊呂勢者也。とのたまひし事の見えしは。弟をもイロセと云ひしなり。昆弟相尙ぶの稱にして。ナセといひしが如きも。また此義とこそ見えたれ。ハラカラとは。猶同胞といふが如し。ハラとは腹也。古語にヨリといふ詞をも。カラといひけり。されば自の字間の字。並にカラと讀むなり。同じき腹の間より出でしを云ひし也。たゞ其義の如きは不ㇾ詳。

其後又兄をばアニといひ。姉をばアネといひ。弟をばヲトウトといひ。妹をばイモウトといひ。相通じては。兄姉をもセウトといひ。弟妹をもヲトウトといひ。また兄をばコノカミなどいひけり。

アニといふ。ア子といふ。アは大也。古語にアといひ。アヲといひ。ヲといひ。ヲホといふが如き。皆相轉じていひけり。ニといひ。ネといふは。幷に兄也。ヲトウトとは少人也。舊事紀日本紀に。

少男讀てヲトコといひ。少女讀てヲトメと云ひし事の如く也。イモウトとは妹人也。セウトとは兄人也。コノカミとは子上也。その我よりさきに生るゝ事を云ひし也。

夫ヲウト　妻メ

古語に。夫をばヲトコといひ。妻をばヲトメといひ。陰陽二神。相呼て少男少女とのたまひしと見えし是也。

舊事紀日本紀に見えし所也。古事記には遠登古遠登賣としるしたり。

ヲトとは少也。コとは男子之稱にして。メとは女之稱也。亦妻をツマといふ。素戔烏神の歌に見えし所是也。また妻をメロといふ。下照姫の歌に見えし所これなり。また夫をセとも。セナともいふ。婦をばイモといふ。日本紀に。古者不レ言ニ男女長幼一。女以レ男稱レ兄。男以レ女稱レ妹。と注せられし。卽是也。夫婦相親しみては。夫を我兄とも我兄子ともいひ。婦を吾妹とも吾妹子とも云ひ。夫婦相呼びてツマともいひ。

始をツマといふは常の事なり。又夫をもいふなり。萬葉集に夫の字讀て。ツマといふが如きは是也。

夫婦を並稱して妹兄といひ。前の妻をコナミと云ひ。後妻をウハナリといひ。共に日本紀に見ゆ 寡婦をヤモメなど云ひけり。倭名鈔に見ゆ

夫をヲウトといひしは男人也。妻をメといひしは女也。亦ツマと云ひしは。ヲトメといふ言葉の轉せしなり。

ツとはヲトといふ言葉を。引合せてよぶ語の轉せしなり。マと云ひメといふ又轉語なり。

されどヲトメといふ詞は。陽神の呼給ひし所に始れるにもあらず。それよりさきに。大苫彥。妹大苫邊の二神おはしましき。舊事紀に。妹神の名。又は大戸之邊とも。大富邊とも申せしと注せられしを。古事記には。意富刀能辨神としるせり。このヲホトノべと申せし語の。轉じてヲトメとはなりたるなり。其後陽神の生み給ひし風ノ神。級長津彥。級戸邊の二神あり。その戸邊と云ひしは。卽戸之邊といひし語の轉せし也。其後また日神。天磐屋戸にこもり給ひし時。鏡造られし神石凝姥命といふあり。古事

按に。伊斯許理度賣命としるせし是也。其トメと云ひしも。又トベの轉語なり。是より後の代々の事。古事記日本紀に見えし所に。刀辨としるし。戸辨としるし。戸賣としるし。（以上は古事記）戸畔としるし。戸邊としるせし。（已上は日本紀）女の名多かり。それが中。天皇の寵姫を稱し申せし少からず。又允恭紀に。皇后の初その母に隨ひて。家におはしませし時。呼びて戸母と云ひし事あり。戸母此に覩自といふと注せられけり。敏達紀に始て夫人を定められし事見えて。夫人の字よむて。オトジとも。オホトジとも。いふと。釋日本紀に注せしは。その世の人夫人の御事を稱して。大刀自と申せしが故なり。藤原ノ夫人を大刀自と申せし事は。萬葉集にも見ゆ。

すべて是等の事を併見るに。トベとも。トメとも。トジとも。又ヲトメとも。ツマとも云ひしはたゞ其語の相轉じたるにて。もと是異なる詞にはあらねど。相敬しては。トベトメトジなどいひ。相親しみては。ヲトメともツマとも云ひしにぞあるべき。トベトメなどいひし詞の轉じて。トジとなりしと云ふは。むかしはトジといふ事をトジメと云ひしがゆゑなり。トジともトジメとも云ひしは。たとへば吾妹とも云ひ吾妹子とも云ひし事の如くなるなり。刀自女といひし事は。催馬樂の歌にも見えたり。

然るを倭名鈔に。負の字讀てトジといひ。劉向列女傳を引きて。古語に老母を負とす。今俗に老女をいひて刀自の字を用ゆるは。負の字を訛りしるせしなり。日本紀に專の字。讀てタウメとす。今老女を呼てタウメといふ。タウメとはモハラの古語也。トメといひトジといふは。我國の昔より云ひつぎし所也。覩自刀自等の字を用ひしは。其字の音にとれるのみにて。漢に云ふ所の古語によるべきにもあらず。亦日本紀に見えし所に據るに。居家之女佳人の如きをも。トメともトジとも云ひしかば。老母老女の稱なりとのみも云ふべからず。主人之妻をイヘトウジなど云ひしは。即家刀自也。主人之妻。老母老女の如きは。相敬ふべきところなれば。當時是等の稱もありしを。倭名鈔には如何にかくはしるしたりけむ。顯昭の說に。戸自といふ事は

或は官女或はつかさならねど。老女にも若女にもわたりて。いふ事ありと見えし。誠に然なり。又倭名鈔に。タウメとしるせしも。古より云ひつきしトメの稱なるを。亦訛りしるしたりけり。

世に酒造りて商ふものゝ家にて。酒造る事をしる者を。トウジといふもまた刀自なり。むかし造酒司に大刀自小刀自次刀自とて三つの酒造る壺ありけり。その大刀自は酒三石計いりしもの也。後に酒造る人をもよびて。刀自といひしは。ふるくより云ひつきし詞なり。かの造酒司の刀自は。三條の院の御時。大風に彼司たふれし時に。三つながら。打割りてけり。と舊きものにしるし置きけり。是等の事の如きも世には異國の事など附會せていふ說ありとぞ聞ゆる。

上世には。族をいひてウカラと稱す。其義不詳。後にヤカラといふは。其語しぜしなり。凡九族の稱。上世に相呼し所。舊事紀日本紀等の書に見えし所は。こゝにしるしぬ。其餘は倭名鈔に見えて。其義亦詳ならぬもあればこゝにはしるさず。

族をウカラといひしは。古語にウといひしに。生の義なるあり。カラとは前に注せしが如く。自也間也。其父母昆弟之間より。相生れし所なるをや云ひぬらむ。又こゝにしるせし外。倭名鈔に見えし所の親戚之稱に。祖父をヲホヂと云ひしは。大（ヲヽ）父（チヽ）といふが如く。祖母をヲホバといひしは。大（ヲヽ）母（ハヽ）といひ。また阿婆といふが如し。曾祖父母をば。祖父母を稱する如くにして。また大の字を加へ。高祖父母をば。遠の字を加稱せしなり。伯叔父外舅の如きをヲヂと云ひしは。上世に老翁を稱せし所也。伯叔母從母の如きも。ヲバといひしは。祖母を稱する所に異ならず。曾孫をヒヽコと云ひしは。古語にヒといひしは間也。子と孫とをへだてし謂なるべし。玄孫をヤシハコといひしは。義不レ詳。古語にヤと云ひしは。重なるの義なり。シハといひしは繁也。孫子のますます。繁多なるを云ひしに似たり。甥をヲヒといひ。姪をメヒといふ。ヲといひ。メといふは。男女なり。ヒとは間也。猶レ子にして間ある義也。從父母の兄弟姉妹をイトコといふ。義不詳。古にニといひ。ヲといひ。ユといひしは。皆これ從之義也。ユまた轉じ

てイといひけり。さらばイトコといふイは從也。トは人也。コは子也。從父母たる人の子なれば。イトコとは云ひたりけむ。壻をムコといふは。古語にムといひしは。親睦之義也。コは郎子也子婦をヨメといふは。ヨメとは古の時女子之通稱也。催馬樂の歌に。コノイヘノヲトヨメといふは。即此家之少婦也。舅をシウトといひ。姑をシウトメといふ。シとは親の義にて。トとは人也。メとは女也。

已上親族

天皇スベラギ　上古の語に。スメともスベとも云ひしは。猶大統といふが如し。皇親の字。讀てスメムツといひ。皇孫の字。讀てスメムマゴといふが如き是也。またナギともナミともいひ。ロギともロミとも云ひしは。其語相轉せし所にて。共にこれ尊尙之稱と聞えたり。伊佐那岐伊佐那美神。沫那藝沫那美神。頰那藝頰那美神。また神魯岐神魯彌の命など云ふが如き是也。延喜式祝詞に。加夫呂岐と見えしは。即神魯伎なり　天皇の御事を。スベラギと申しまいらするは。即これ大一統之尊號にておはしますなるべし。又スベラミコトと申しまいらするは。皇尊と申すの語なるべし。又ミカドと申しまいらする事は。ミコトと申す轉語也などいふ說あれど。是はたゞ御門と申す語にて。たとへば漢に天子の御事を。闕下など稱じ申すに同じかるべし。されば古には朝廷の字。讀てミカドとは云ひし也。亦是等の義によりて。皇帝の字。讀てスベラミカドとは申すなるべし。後ノ代に及びて。オホキミなども申しまいらするは。即これ大君之義と見えたり。キミとは。君の字の音によれるなどいふ說あれど。漢字は。人皇第十六代の朝廷に傳へられしとこそいふなれ。豐玉姬命。日子波限武命を生み給ひ。海鄉に歸り給ひし後。天津日子穗々出見ノ命にまいらせられし御歌に。岐美何余曾比斯多布斗久阿理祁理と讀み給ひたれば。其代にすでにキミといふ語はありけるなり。キミといひしも。亦これカミといふ語の轉せし所とぞ聞ゆる。

皇后キサキ　**妃**ミメ　**夫人**ヲトジ

太古の代には。至尊に配し給ひし御事を稱じ申す所も。凡人にかはらずと見えけり。舊事紀古事記等

に。泥土煮尊。妹沙土煮尊など見えし如き是也。古語に妻をイモといひし事。前註に見ゆ舊事紀に押穂耳尊。拷幡千々媛命を妃となされしと見えしは。國史に妃の字見えし始也。又神武天皇の正妃姫蹈鞴五十鈴姫命（ヒメタヽライスヾヒメノミコト）を尊びて。皇后となされし事見えしは。國史に正妃皇后等の字見えし始也。また綏靖天皇。尊二皇后一曰二皇太后一と見えしは。國史に皇太后の字見えし始也。されど當時は如何に稱申せしを。國史にはかくしるされたりけむ。詳ならず。日本紀には。妃字讀てミメといひ。正妃の字讀てムカヒメといひ。皇后の字讀てキサキといひ。皇太后の字讀てヲホキサキといふと見ゆ。其義の如きは並不レ詳。

ミメとは御妻（ミメ）の義にして。ムカとは古語に對をいふ也。至尊に配しまいらするの義なるべし。また古語にサキといひ。サイといひしは。幸也。上にキといふ詞を加て。キサと稱せしは。君の寵幸し給ふの義にやあるらむ。ヲホキサキとは卽太后なり。

敏達天皇の御代に。始て夫人を定られしといふ事。日本紀に見えけり。讀てヲトジとも。ヲホトジともいふと。釋には注せり。トジの義は前に註せり。

皇太子ヒツキノヒコ　皇子ミコ　王オホキミ

上古には至尊の御子をば。男をヒコ神と申し。女をヒメ神と申す。ヒコと申すは日子（ヒコ）也。ヒメと申すは日女也。其にこれ天津日嗣の御子なるが故なるべし。されば日嗣の御子に立ち給ひしをば。ヒツギノミコとは申せし也。これ後に皇太子と申す御事也。其餘の御子をば。ミコとも申し。ヲホキミとも申して。皇子の字讀てミコといひ。皇女の字讀てヒメミコといひ。王の字を讀てヲホキミといひけり。其後また親王の宣旨かうふり給ひぬれば。親王と申し。又其餘は諸王など申す事になりたり。內親王法親王など申せし如きは。古には聞ゆべきにもあらず。又王の字を讀てコニキシといひしは。百濟の方言也彼國の書に。新羅王むかしは居西干と稱し。後に居師今（コシコム）と稱せしと見えたり。その居師今は。コニキシの轉せし也。居西干はコニセシムといひて。百濟にては其國の世子を稱したりけるなり。

釋日本紀に出づ。コニキシとしるせし事。覺束なし。ニシキモといふべきにや。其說長ければこゝ

には注せず。

臣ヲミ　上古の時。臣を稱せし所詳ならず。舊事紀に。神武天皇東征之日。大伴氏遠祖日臣命の功を賞し給ひ。改めて道臣と名づけられしといふ事。見えしぞ始て臣といふ字見えて。亦讀てオミといふ事の始なる。又同紀に天皇大倭國橿原宮にて。卽位ましませし元年正月臣連伴造國造等。元正朝賀せしとしるされしは。まさしく臣連等の字見えし始なりけり。臣の字讀てオミといふ。義不レ詳。亦ヲンともいひしは。其語轉せし也。

世々のみかどの踐祚大甞祭は。橿原宮にして卽位ましませし儀によられしと見えけり。然るに此祭には。小齋親王以下。五位以上の官。及ひ諸司小齋人をも卜定し。其事に從はしめられ。其餘大齋の群官は。宮門の內に入る事を得ず。夫等の事ども。式儀式等の書に詳也。又第十代のみかとまでは。君も神も同殿におはしまして。供奉の儀神皇一體なりしかば。凡そは殿上の侍臣これを稱する事。大甞祭の事の如くなりしを。後に漢字傳得るに及びて。臣の字讀て小齋といひしとこそ見えたれ。小齋また小忌にも作れり。

又臣の字をのみ讀て。オミ、オンなどいひしにもあらず。首の字讀てオムとも。オトとも云ひ。使主の字。オミと讀む事。日本紀に見えたれば。オミオンなどいひしは。すべて臣僚の稱なりとぞ見えたる。日本紀に。臣等の二字讀てヲノラといふ也。これは古事記に。火照命の山ノ佐知母己之佐知。海ノ佐知母己之佐知とのたまひ。延喜式祝詞に己命といひし詞などの如く。己等と云ひし言葉にして。臣自ら稱せし所なりしと見えたれば。其字の正訓ともなすべからず。又日本紀に。君臣の臣の字。讀てヤツコといふ也。日子五瀨命。登美毘古が痛矢串を負ひ給ひ。賤奴之痛手負ふとの給ひしも。古事記に見えし。これ又ヤツコといふ詞の見えし始なるなり。日子五瀨命は。日本紀に見えし彥五瀨命也。登美毘古は。鳥見長髓彥か事なり。さらば臣を稱して奴子といひしも。臣みづから賤しみ稱せし言葉のまゝに。呼びし所なるべし。また僕の字。讀てヤツカレといふも。奴子等といふ詞の轉じたる也。後にまた臣の字讀て。マウトといひしは。參人といひし詞にて。參り仕ふるの義なるべし。侍臣の字ヲモト

マチキミと讀み。群臣の字マムテキムダチなど讀みしが如きは。又臣の字の正訓とも見えず。中臣氏をナカトミといふが如きは。ナカツヲミといふ詞の。ツオの二つを引合せて呼びぬれば。トといふ詞になりたる也。また朝臣の字アソミといふが如きも。アサヲミといふ詞の。サオの二つを引合せてよびぬれば。ソといふ詞になりたる也。但し上古の時。アソといひし。アサツヲミの義とは見えず。朝臣の字を借用ひし其本義にはあらず。下のアソの注を併見つべし。倭名鈔には。奴讀てツブネといひ。僕讀てヤツカレといひ婢讀てヤツコといふ。其義並に不詳。

太夫 マチキミ　日本紀に。太夫の字亦讀て マチキンダチとも。マツリゴトマウチギミなどいふ也。舊事紀に。神武天皇元年正月。皇子太夫。率二群官臣連伴造國造等一賀正朝拜矣。としるされたり。されど其代に太夫などいふ。官名あるべきにしもあらず。是は國史撰述の時に。執政の臣の事をかくしるされし所なれば。古事記日本紀等には其事をばしるされず。垂仁紀の五太夫。仲哀紀の四太夫など見えしも。亦これに同じ。日本紀に見えし。宣化天皇の御時に。命ぜられし太夫の官に至ては。漢字傳得られし後の事なれば。これは正しく此官名の國史に見えし始とこそ云ふべけれ。又舊事紀に。神武天皇二年二月宇麻志麻治命天日方奇日方命。倶拜二申食國政太夫一者。今之大連大臣是矣。としるされたり。此事また古事記日本紀には見えず。食國の字。讀てオスクスといふ。月夜見尊に夜之食國しらす事を。寄賜ふといふ事を。食の字讀てオスといふと。古事記には注したり。萬葉集抄に。乎須久爾とは。おほやけに貢物そなふる國をいふ也。と釋せし是也。さらば御食津國など云ひしに同じ。御食津國も。萬葉集に見ゆ。　政の字讀てマツリゴトといふは。天に奉じ。神に事ふるは。國の大事なりければ。凡ッ軍國の事を總言ふに。マツリゴトとはいふなるべし。申の字讀てマウスといふ。古語にはマヲスといふと見えたり。日本紀釋 政を申すとは。國政を議し申すの義なるべし。太夫の字讀て。マチギミといふ。景行天皇紀に見えし。時人の歌には。マヘツギミと讀けり。舊事紀に。天祖の神。常世ノ思金神に詔して。取二

持前事ニ爲レ政と言依賜ひしといふ事あり。マヘツとは。マヘは前也。ツは助詞也。卽是取ニ持前事ニ之義とそ見えたる。また萬葉集の歌には。マムテキミとも讀たり。日本紀に朝參の字。讀てマウデといふマムテといひ。マウテといふ。並に轉語なりければ。朝參之義也しも亦知るべからず。キミとは君也。天邑君などいひし君之稱の如く。その長上を稱せし所なり。後にマウチギミといふが如きは。亦是其語の轉せし也。實には其代にかゝる官名ありしにはあらじ。かの天祖の神。思金ノ神に言寄給ひし事の如くなるを。國史撰述の時にかくはしるされし也。

國政を議し申すの職を。太夫としるされしは。たとへば孝德紀に太夫所レ使レ治レ民也などいふ事の如く。後には夫等の職掌の人を。太夫と稱せしが故也。

されど後の代に公卿太夫の如き。皆稱してマチキミチタチといふ事の始は。こゝに見えしなどはいふべき事也。

日本紀に。公卿大夫の四字引合せてマチキムダチとも讀み。群卿群臣等の字を讀む事も。亦これに同じ。又大夫の字マチキミとのみ讀しにもあらず。カミとも讀し也。攝津職大夫をカミと讀しが如き是也。

麻治命の後。其子彦湯支命。其孫出雲色命。三世相繼ぎて申食國政太夫に任せられしと。舊事紀には見えたり。

上古の時に。マチキミといひし詞の相轉じて。マヘツキミとも云ひ。マムテキミとも云ひ。マウチキミともいふが如き。或は前ノ事の義となし。或は朝參の義となし。或は議申の義となす。いづれか是なるべしとも知られず。舊事紀に據るに。神武卽位の御時に。宇麻志麻治命等。羣臣をひきゐて。朝賀せられしと見えたり。或は當時在廷之臣を稱じて。麻治君達といひし事の。故事となりしに。久しくして其本義の隱れしより。紛々の言も起りしにやあるべき。

大臣ヲホマチキミ　舊事紀に。安寧天皇四年四月。宇麻志麻治命之孫出雲色命を。申食國政大夫となさる。懿德天皇二年三月。出雲色命をもて大臣とな

され。奉レ齋二大神一。大臣之號始起レ于二此時一也と見えたり。此事古事記日本紀には見えず。日本紀には成務天皇三年正月。武内宿禰(タケルウチノスクネ)を大臣となさると見え。大臣の字。讀てヲホマチキミといふと。いひ傳へたり。古事記にも。此事見えたり。是等の如き。其代に當りて。如何に稱じたりけむ事を。大臣とはしるされたるらむ。是よりさき。景行天皇五十一年八月。武内宿禰を棟梁之臣となされしといふ事も。またこれに同じ。仲哀天皇崩じ給ひて。武内宿禰。神功皇后をたすけまいらせ。新羅を征されしなどいふが如きは。しるすにも及ばず。其後仲哀の皇子忍熊王の御軍。彼大臣のために。敗れ給ひし時の御歌に。多麻枳波屢于知能阿曾(タマキハルウチノアソ)とよみ給ひ。また仁德五十年三月。天皇彼大臣に賜りし御歌にも。多藝耆波屢(タマキハル)宇知能阿曾とよみ給ひたりけり。古く釋せし所にも。タマキハルとは。ウチとのたまふべき枕詞にて。ウチノアソとは卽武内大臣也と見えたれば。其代にアソといひしは。後に所謂大臣の事なりし疑ふべからず。されば此程漢字を傳得るに至て。大臣の字をば取用ひたりけるなり。其アといひしは。ヲといふ詞の轉せしにて。卽大之義也。ソと云ひしはヲミヲンなど云ふ詞の轉せしてに。卽臣之義也。釋日本紀に見えし所也。されどタマキハルウチと云ひつゞくるは。常の事也。それも是等の御歌によりて。竟に後の世の枕詞にもなりつらめ。こゝにタマキハルとよみ給ひしは。タマチハフなどいふ如くに。其心のたけきをいふ詞にて。タマキハルウチノアソとは。武内の大臣とよみ給ひしにや。釋の如くに内の大臣とのみあらむには。其武の字は讀かくし給ひしにやあらむ。

其後朝臣の字を讀て。アソといふに至りて。古の時アソといひしは。大臣之稱也といふ義は。隱れて失せし事猶スクネの始は。寵異之稱也しといふ事も。さだかならずなりにしが如し。

アソとは土をアソといへば。出て土より土に歸れる義にやなどいふ說もあるにや。此說の如きは如何にやあるべき。

大連(ヲホムラジ)　神武天皇卽位の初。連(ムラジ)の官名見えし事。前にしるせし事の如く。其後垂仁天皇二十三年八月。大新河命(ヲホニイカハノ)を麻滓命七世之孫大臣になされ。大臣

大新河命。賜物部連公姓。即改大臣號大連。奉齋神宮。大連之號。始起此時。と舊事紀に見えたり。其職掌の如き。いひも傳ざれば。其名義も又知るべからず。後の代に至ては。送終之禮には。土師宿禰。年位高進者。爲大連。其次爲小連。並紫衣刀劍。世執凶儀。と見えたり。（令義解に）

宿禰スクネ　舊事紀に。初神武天皇。宇麻志麻治命の勳績ありし故に。寵異特甚しく。近宿殿內。因號足尼。足尼之號。自此而始。孝安天皇三年八月。以六見命、三見命（共にこれ麻治命四世の孫也）爲足尼。次爲宿禰。奉齋大神。宿禰者。始起此時。孝元天皇八年正月。以大綜麻杵命（麻治命五世の孫）爲大禰。開化天皇八年正月。武建命。大峯命。（二人共に大綜麻杵の弟也）並爲大尼。供奉。大尼之號。始起此時。成務天皇元年正月。物部膽咋宿禰。爲大臣。次爲大宿禰。奉齋神宮。大宿禰之官。始起此時矣。と見えけり。

印本には。二の大宿禰の上に共に大の字を脫す。これより後に。大臣大連を以て。宿禰となされしをば。大宿禰とは云ひしなり。されば膽咋宿禰をも。又大足尼としるし。又物部小前宿禰。大連より大宿禰になされしとも見えたり。

日本紀私記に。昔稱皇子。爲大兄。又稱近臣。爲少兄也。宿禰之義。取於少兄也。と見えたり。その宿禰の義は。少兄に取れりといふ。誠に然り。古時皇子を稱じて。大兄とすといふも亦然り。されど大禰大尼等の號も。又皆大兄之義也。と見えしかば皇子のみ。大兄の稱おはしませしとも云ふべからず。又允恭天皇の御名を。雄朝津間稚子宿禰皇子と申しまいらせしかば。臣をのみ稱じて。少兄と云ひしともいふべからず。足尼の始は。勳臣を寵異せられて。少兄をもて稱じ給ひしを。後に其稱の官名となりて。又大禰の號も起りしに。其後大臣大連等の官も起りて。宿禰大禰の品秩も。其始の如くにもあらざりしかば。又大宿禰の號始りて。大臣大連等を以て。其官に拜せられしとこそは見えたれ。始麻治命の如きも。率內物部。宿衞の事を掌られしと見えたれば。後に是等の事によりて。宿禰の字をも借用ひしにぞあるへき。足尼といひ。宿禰といひ。また大禰といひ。大尼といふ。其用ゆる所の字は異なれど。少兄といひ。大兄といふ義に於ては異なるに

あらず。

舊事紀に見えたる所の。足尼といひ。宿禰といふ異なる稱の如くに見えて。大禰といひ。大尼といふも。また異なる稱の如く見えたり。これは只取用ひし所の字の異なるなり。其稱ずる所の詞皆同じ。讀者其文によりて其義を害すべからざる事也。

伴造トモノミヤツコ　舊事紀に。初天祖。饒速日尊を葦原中國に降されし時。五部遣を伴領となされて。天物部二十五部の人を率ゐしめ。同じく兵仗を帶して。供奉しめらる。其後瓊々杵尊を降されし時も。五部伴領の神を。配侍らしめしと見えし。これら伴ノ造の官に見えし始也。伴の字讀て。トモといふ。卽是扈從之義也。今も猶從者事をトモと云ふ其遺言也。造の字讀てミヤツコといふ。ミとは御也。ヤツコとは。臣也僕也。物ノ部讀て。モノヽべと云ふ。卽兵士也。五部二十五部の部の字。讀てトモノヲと云ふ。延喜式祝詞に見えし。天皇朝廷爾仕奉留。比禮挂伴男。手繦挂伴男。靫負伴男。劒佩伴男。八十伴男と見えしこれ也。されば其兵士の兵仗を帶きぬるをもて。モノヽべとはいひしなり。其後賜りて物部を姓となされしかば。兵士をばモノヽフといひ。姓をばモノヽべと分ちいふ事にはなりたり。造とは其物部を領しぬる官長をいひしかば。卽是後代の武官の長の職掌にてあるなり。

國造クニノミヤツコ　舊事紀に。神武天皇二年二月。定レ功行レ賞たまひし時。椎根津彦命を始として。功臣等に寄賜りて。大倭國。葛城國。凡河内國山城國。伊勢國。紀伊國等の國造なされし。宇陀弟猾を建桁縣主となされ。志貴弟磯城を志賀縣主となされ。又三臣を簡び遣して。治否を巡察せしめて。諸國の國造縣主を置れしと。見えたり。其國造本紀に見えし所。凡百四十四國の國造ありき。造の字の義前に見えし所の如し。國縣の事を掌れる官長にして。卽是後代の國守郡領の職掌の始なるなり。

古語には國造の神といふが如くに。クニツクリといひしが故に。舊事紀にも國造の字を用ひられしなるべし。後にそれをクニノミヤツコといひしと見えけり。クニノミヤツコとは。たとへば鎌倉の代に。諸國御家人など云ひし言葉の如く

にこそ聞ゆれ。本朝文武職官の號歷代の沿革。悉くにしるすにいとまあらず。また其事の如きは。我むかし錄せしものもあれば。今こゝには只上古の職名をのみ。略記して。其他に及ばず。其の臣連造宿禰縣主等の如き。或は賜て姓となり。或は其官を世々にして。姓ともなりて。是等の官。何れの代に廢せられしといふ事も。さだかならずぞなりたる。

士サブラヒ　我國にして。士といふもの。漢に公卿大夫士などいふものと。其義不レ同。此義を詳に論ぜんには。事長かりぬべし。近世に所謂サブラヒといふ者は。侍衞の義也と心得んには。大やうたかふべからず。古に物部といひ。後に武士などいふが如き卽是也。

侍の字讀てオモトビトともいひ。またサフラフとも云ひしなり。ヲモトとは御許也。君側に近侍するの義也。サブラフといふも。また祗候之義也。後の代に至ては禁中の瀧口。東宮の帶刀。院中の北面等を侍の官とす。これ上古の時の内の物部。其後帳內舍人兵衞などしるして。共に讀てトネリなど云ひし者の如き。侍衞之士を稱せし也。其後また五位六位の侍などいふ事始りしは。これもまた祗候の義に似たり。

民タミ　舊事紀には。民の字讀てヒトグサといひ。亦讀てヲホムダカラといひ。蒼生の字讀てアヲヒトクサといふ。日本紀これによられたり。古事記には。人草の字を用ひ。靑人草など用ひたり。ヒトクサとは猶天之益人などいふが如くに。（此語は式の祝詞に見ゆ。）民生の蕃庶なるをいふに似たり。ヲホダカラとは。民をもて國の大寶とするの義なるべし。

元々億兆百姓黔首黔庶等の如き。皆々讀で。ヲホダカラといふと見えたり。

そのアヲヒトグサといひし如きは。自ら蒼生といふ義に相合ひたりける也。私記には。古事記日本新抄等を引きて。蓋古以二貴人一喩レ於レ木。故謂二神及貴人一爲二一柱一木一。以二賤人一喩レ於レ草。故謂二天下人民一爲二靑人草一也。と見えたり。されど葦原中國には。多有二道速振荒振國神一。復磐根木株草之垣葉。猶能言語などいふ事もあれば。上古の時。神及貴人を木に比せしとのみも云ふべからず。

雜また種等の字。舊讀てクサといふ。民をよびてクサといひしは。雜種の謂なりしも知るべからず。亦青人草といひし事。後の俗にも青侍青女房などいふが如き。その青といふは。賤人の稱と見えけり。これ古の遺言に出しなるべし。青といふをもて。賤稱とするの義。つまびらかならず。

又農民をタミといひし事。其始を知らず。日神天熊大人命して。葦原中國の水田陸田の種子を取らしめ給ひ。よりて。天邑君を定めて。始て其種子を殖られしなど見えたれば。

舊事紀に此天邑の邑君といふ詞。後に連讀して。ムラジといふの起りと見えし。

此時既に稼穡の事をも。民に敎導れし也。さらば其比よりして。タミといふ名も始れるにや。タミとは田部也。へといひ。ミといふは。其語の轉ぜし也。國史に田部といふ事の見えし始は。景行天皇の御代の末の事にて。やがて成務天皇御代つがれし始に。諸國に令して。國郡に長を立て。縣邑に首を置れし事どもあり。又欽明天皇の御代に。百濟高麗人の其國の亂を避來りしものどもを。屯倉の田邊となされしなど見えしが如き卽是也。

工タクミ　タクミとは造るといふ語の轉也。タといひツといふは。轉語也。クムといひクルと云も。また轉語也。

タは手也我國の俗。凡そ合作る事をクムといふ。組を織るをクムといひ。組をクミといふが如きも又此義也。

俗に手を叉するを手を組むといひ。兩人相抱持するをも組むといひ。凡營造之事をキリクムといひクミタツルなどいふが如き皆是也。

古の時。工匠の類をテビトといふ。これその手伎あるをいひし也。凡我百工の事國史に其事の始て見えし所はあれど。其事始は不レ詳。大苫彦大苫姬二神の時戶道の事既に始れりしより後。陰陽二神淡路洲に天降まして。八尋殿を見竪給ひしなどいふ事もあれば。木匠の事の如きも。太古之時既に其事始れる也。國史に其事の見えし始は日神。天磐屋戶にこもり給ひし時。手帆置負神。彦狹知神。以二天御量一。造二雜器一。復伐二大峽小峽之材一。而造二瑞殿一。また神武天皇大倭國橿原宮造給ひし時。彼二神之孫正

殿を構立つ。其裔孫所レ居紀伊國御木麁香二郷。其採レ材忌部所レ居。謂二之御木一。造レ殿忌部所レ居。謂二之麁香一と見えしは。舊事紀古語拾遺等卽後に杣匠といひ。木匠と云ひし者の事也。其後新羅百濟より良匠をまいらせし事。代々に見えて。番匠など云ひしは。昔飛驒國匠。每年九月番上交代せしによる。それが中。大匠を都料匠などいひしを。俗にトウリヤウなどいふは。其語の轉じ訛れるなり。また埿土煮沙土煮の二神と。世を同じくせられし。天鏡尊と申せしは。伊弉諾神の祖神也とも申す歟。又天神伊弉諾神に。天瓊弋を寄賜ひしなど見え。また伊弉諾神の十握劍白銅鏡などいふ者も見えたれば。冶鑄之工の如きも。太古の時既に其事ありけるなり。國史に其事の見えし始は。舊事紀に。日神天磐屋戸にこもり給ひし時。鏡作祖石凝姥命。天糠戸神等。鏡作られしと見え。古事記には。鍛人天津麻羅を求めて。伊斯許里度賣命に科せて鏡作られしとも見えたり。倭名鈔には。俗に鍛冶を鍛冶といふは訛れりと注せり。されど垂仁紀に。鍛の字讀てカヂといひしは。カタシといふ語の轉ぜしにて。鍛人をカタシといひしは。上世よりいひつぎし所。古事記に見えし所の如し。漢字傳得し後。其字相似たるをもて。鍛冶を鍛冶といひしにはあらず。

カタシといふは。キタシ也。カといひキといふは轉語也。されば鍛の字又讀てキタシともいふ也。キタシといふは。刀刄の類を打造るに。折返すなどいひて。打折て段々になして。打造る故にかくいふ也。又それをキタフなどいふは。卽キタシ也。又大己貴神。櫛八玉神をして。天八十毘良迦を作らしめられしと見えたれば。舊事古事等に陶瓺の工の如きも。天孫いまだ此國に天降まさぬ時より。其事聞えし也。其後神武天皇。八十梟帥をうたれし時。天香山社中土を取らしめられ。造二天平瓮八十枚𢍁嚴瓮。而祭二天神地祇一給ひしと見えしは。後に物部八十手所レ作祭神之物といふものにて。これら國史に陶工の事見えし始也。されど陶の字讀てスヱといふ事の見えしは。崇神紀に大田田根子を茅渟縣陶邑に求得らる。其母は陶津耳之女也と見えしぞ始なるべき。スヱといふ義は不レ詳。

陶器をスヱツキといひ。陶工をスヱツクりなど

いふは。凡土器を作るには。旋盤に土をスヱテ造る故なりといふ。いかゞあるべき。

畫工の始さだかならず。繪畫の字。共に讀てヱといふは。繪の字の音によりしに似たりけれど。出雲國風土記には。秋鹿郡恵曇郷の事を記して。須佐能乎命の御子磐坂日子命。此地の形如ニ畫鞆ー哉。とのたまひし故に。恵伴といひしを。神龜の詔によりて。今の字に改めたりと見えたり。もし此説によれば繪の事の如きは。我國の上世よりありし所にて。其字の音によれる所ともいふべからず。畫工の事見えし所は。雄畧天皇の御世に。魏安貴王之後。曹龍一名は辰貴といふもの。此に來る繪の事を善くす。これ大岡忌寸之祖也と。姓氏錄に見え。崇峻天皇の御世に。百濟王。畫工白加を進らす。其後推古天皇十三年秋。始て黄書畫師山背畫師を置れしと。日本紀に見えしぞ。我國畫師の始なる也。是等の外。凡百工の事の如き。悉く擧るに遑あらねば。こゝにはしるさず。女工の事に至ては。舊事紀に伊弉諾神の冠裳衣帶。皆々神となりなどしるされて。又其後日神。葦原の保食神を化出し桑蠶を取りて。繭絲を抽し給ひしより。始有ニ養蠶之道ー乃起ニ紝織之業ー。としるされたり。もし日神の御時。紝織の業始りたらむには。それよりさきは。如何なる物をもてか。衣裳とはなされたるらむ。但し蠶絲をもて紝織するの業。こゝに始れるの義にや。古事記には。其事をばしるさず。日本紀は舊事紀によられたれど。始有ニ養蠶之道ーとのみ見えて。その起ニ紝織之業ーといふ事をばしるされず。なほ布帛の條を併見るべし。

商アキビト　古の時には。毎歳之秋。布穀の類。既に成りし後に。商賣之道通じたりけり。されば百貨をもて布帛に代ふるをアキモノスといひ。行きて賣る者をアキビトといひし也。今も邊鄙之地にして。其俗猶かくの如し。これを買ふを。カフといふは。布穀の類をもて百貨に代ふれば也。これを賣るをウルといふは。アキモノして。其贏利を得れば也。贏利の字。讀てクボサといふ。其義不レ詳。又販夫販婦を呼て。ヒサキビト。ヒサキメなどいふ義も不レ詳。

ヒサクとは提の字讀てヒサグといふ如くに。物貨を手に提げ肩に擔ひて。賣るものをいふに

や。

巫カンナギ　カンナギとは。カンは神也。ナギはネギ也。ネギといひ。ナギといふは。轉語也。古語にネグといひしは。悦の義也。

慰勞の字讀て。ナグサメネギラフといふなり。ナグといひネギといひ。又ニギといふ。皆轉語也ネグネギなどいふは。卽慰勞の義にて。神を和らげ悦ばしむるなり。説文注に祝は所ニ以悦レ神といふ其義自ら合へり。

カンナギは女の神に奉ずるもの也。天鈿賣命の後。猿女君の如き是也。日神。天磐屋戸にこもり給ひし時。天鈿賣神。眞辟葛を鬘となし。蘿を手繦となし。竹葉を手草に結び。手に著鐸之矛を持て。巧作俳優して。歌舞ひしと見えしが如き。今も巫女の神を樂しむるに。其遺風ある也。又巫女の類の。弓を鳴らし神を降して。神語を傳ふる事あり。仲哀天皇。熊襲を征したまはむとて。筑紫の珂志比の宮に幸ましませし時に。皇后息長帶日賣命に。神憑りませしかば。天皇御琴ひき給ひ。武內宿禰。沙庭に居て。神の命を請ひ給ひしといふ事。古事記に見えしは。此事もまたふるき俗也し

和琴は日神天磐屋戸にこもり給ひし時。天兒屋命弓六張をもて。其絃を鳴らされしに。事始たりといふ也。仲哀の御時。唐琴此に傳るべきにもあらず。そのひかせ給ひしといふものも。和琴なるべければ。後に弓を鳴らして。神を降す。卽これ其事とこそ見えたれ。

古には其名を如何にやいひけむ。後には御子などいひて。亦俗には市女などもいふ也。傾城白拍子などいふものの如き。是等の事より。始れりなども云ひたりけり。漢の妓女の始も。巫倡に事起りしとも聞えたれば。いづれの國にも似たる事ありとぞ覺ゆる。

今の男倡の如きも。百餘年前。出雲御子といふものより事起りて。其初は歌舞妓など云ひしと。まさしく其初の事を見し故老のいひき。

覡ヲノコカンナギ倭名鈔に覡の字讀む事。かくの如くにして。男祝也と注したり。これは男の神につかふる事つかさどれるなり。日神。天之磐屋戸にこもり給ひし時。齋部遠祖天太玉命。天香山之眞賢木の

枝に。鏡玉和幣など取懸て捧持ち。廣厚稱辭して。天兒屋命と共に祈禱申せしと見えしは卽是。ネギコトホグの事なるべし。

子ギといふ詞。ふるくは禰疑とも。禰宜などもしるし。言壽の字。讀てコトホギ。コトブクなどもいひけり。

後に所レ謂神主祝部などいひし類。すべてこれ男祝の事也。

神主は神事を主るの義也。祝讀てハフリといふ。義不レ詳。舊事紀に古俗衣を白羽と云ひしと見えて。ハソデなどいひしは。卽衣袖也。さらばハフリとは。袖振るなどいひし事の如く。起舞して神を樂しむるものを。稱せしにぞあるべき。然るを後には。遂に漢に大祝少祝などいふものの如き。職稱となりしと見えたり。

醫クスシ　我國療病禁厭之方は。大己貴少彥名二神に始れる事。舊事古事日本紀等の書に見えて。其方法の如きも。上世よりいひつぎし事の如きは。寓言に出し所なれど。大要をば見つべき事どもあり。其後又三韓より醫工醫方の如き。代々にみつぎまいらせし事は。國史に見えけり。醫の字讀て。クスシといふは。奇也。延喜式の祝詞に。奇の字讀て。クスシといふと注せし卽是也。古語にクシといひ。クスシといふが如きは。轉語也。其術の奇効あるを云ひし也。藥石をクスリといふも。亦これ奇の義にてある也「

トウラベ　天神。陰陽二神天降されし時。太占をもて占ひ給ひしといふ事。聞えたれば。此事太古よりありし所也。其後日神。天磐屋戶にこもり給ひし時。天兒屋命天太玉命等。天香山之眞牡鹿之肩を內拔て。天香山之天波々迦を取て。占はしめられし事見えまた皇孫を天降されし時天。兒屋命に命じて。太占の事をもてつかふまつらしめらると見え。今も其命の後。卜部氏の掌どれる所卽是也。私記には。上古之時。未レ用二龜卜一。以二鹿骨一而用ゆるを。フトマニといふと見え。釋には龜卜は。皇孫天降ります時。鹿骨のトたがひありしによりて。太詔戶命。龜卜の事をすゝめまいらせしに。事起れると見えけり。フトマニといひ。ウラといふ並に義詳ならず。ウラカタとは。鹿骨にもあれ。龜甲にもあれ。婆

々迦の木をもて焚きし。卜兆をいふ也。古狀の字を用ひて。讀てウラカタと云ひけり。ウラナフとは。其卜兆を見て。吉凶をことはる也。占合占相等の字を用ひてウラナフとは讀し也。太古には。また片巫といひて。巫鳥をもて占ふ事もありけり。俗にはまた歌占竈占石占足占道占などいふ事どもありけり。後に三韓より卜筮の人など。みつぎまいらせ。また漢土より其術傳へたりし事ども見えたり

フトマニといふ事。フトは卽太也 古語に其事を尊大にする詞也けり。マニとは。マチといふ語の轉せしにや。占卜の詞に。町といふ事ありしなり。或は又我謀をすてゝ。神に隨ふの義にもやあるらむ。古語にマニといひしは隨也。ウラとは。ウヘウラなどいふ如くに。其事いまだ表にあらはれ見えざるを。推占ふの義にや。龜卜には。甲の裏の方を鑽りて焚きて。其表の方の拆けぬる形によりて。吉凶を斷はる事ある也。我國龜卜の事。古にありて。伊豆壹岐對島三國の俗。其事をよくしたりき。今も對島の國人 大事をば必龜卜をもて斷はる事にぞ有ける。

倭名鈔に見えし。人倫類にしるせし所。釋を待たずして。義自ら明かなる。今こゝに載せず。

日本紀に。儒の字讀て。ハカセといふは。博士の字の音による也。僧の字讀て。ホウシといふが如きは。法師の字の音によれる也。前に注せし佛の字。讀てホトケといふが如きも。又是等の例の如くなるべし。かゝる類は。もとこれ我國の上世より。云ひつぎし方言あるべきにもあらず。漢字傳得後。かの字の音をとりて。此字の訓となしぬるなり。これらの類また少からず。

已上八品

東雅卷之六

宮室第六

宮ミヤ　ミヤとは御屋也。至尊の居を稱申す詞也。舊事紀に。陰陽二神。磤馭盧嶋に天降り。八尋殿を化竪て。共に同宮に住ませりと見えしは。宮殿等の字見えし始也其後皇孫。日向の國に天降りまし吾田の長屋の地に。底津磐根に宮柱太敷き。高天原に氷木高知りて。ましませしと見え。亦其後神武天皇。大倭國畝傍之橿原宮に都し給ひしは。天津日嗣の皇御孫。天の御蔭日の御蔭と隱座して。大八洲の國しろしめす。大宮の始なるべし。また神宮をミヤといふ事は。前に註しぬ。萬葉集の歌に我住む家をミヤといひし事見えしを。抄には其ほどに隨ひて。賞じいふ詞也といひけり。上古之初。ミヤといひしも。只その如くに。ほど／＼につけて。相稱じいひけむ事の。後に宮殿等の字を借用ひ讀てミヤといふに至ては。凡人の稱すべき所にあらざる事になりたりし也。

殿トノ　義不レ詳。釋日本紀に據るに。殿の字。舊讀てヲホトノといふ。陰陽二神。淤能碁呂嶋に天降りまして。八尋之殿を見立られしと見えしは。ヲホトノといふ事の聞えし始也。舊事紀古事記に上古之時。巢居穴所いまだ宮室あらず大戸之道神の時に至て。始て宮室之制ありといふ說あれば纂疏殿を稱してヲホトノといひしは。彼神の御名に取れる歟。又かの畝傍橿原宮造られし時。天太玉神の孫天富命。手置帆負。彦狹知二神の孫を率ひて。正殿を構立つとも見えたれば。殿を稱じてトノといひしは。彼命の名を取れるも又知るべからず。

此事古語拾遺に見えたり。トミといひ。トノといふ事。古語には相通じていひしなり。大戸之道神また大富邊神といふが如きこれ富命の造られし制なれば。トノ作りなど云ひたりけむも知るべからず。

日本紀に內寢また臥內等の字。並讀てヲホトノといふ也。これは寢殿正殿などいふ者にはあらず。萬葉集抄に。マサカとは寢所也。人の住宅にとりて。

まさしき住所なるによりて也。と釋せしもの也。また舊事紀に。古語に正殿を麁香(アラカ)といふとしるされ。古語拾遺にも。殿の字讀て。ミアラカといふと註しき。古語によらば殿の字讀てアラカといふべきに。八尋之殿の字の如き。ヲホトノと讀みし。如何なる故にや詳ならず。アラカとは在所(アリカ)也。ミアラカとは御在所(ミアリカ)なり。アラといひ。アリといふは。轉語にて。古語にカといひ。コといふが如きは。處所也。棲所をスミカといひ。隱所をカクレガといふ。此處をコヽといひ。彼處をカシコといふが如き。是也。

甍の字讀て。イラカといふも。又アラカの轉せし也古の時は。天皇宮殿の制。氷木(ヒキ)たて堅魚(カツヲ)上(アゲ)られて。臣庶屋舍の制には同じからず。初橿原宮造れし制。皇孫日向國に天降りまして。始造られし瑞御殿(ミヅノミアラカ)に因りて。造りつかふまつると。舊事紀古語拾遺等に見えしは。是等の事を云ふなるべし。

天皇之御舍には。堅魚上られしといふ事。古事の雄略天皇記に見えしなり。

此制いづれの御代に改められけん。詳ならず。後にはたゞ神社にのみ。氷木堅魚の制を用ひらる。是は出雲の大神。請ひ給ひしによりて。垂仁天皇の御時。其宮制。天皇之御舍の如くに。修造られしに始れる事にぞあるべき。(此事も古事記に)其後寶龜の初諸國に官符を下され。大社中社小社の制を定められしにより。かゝる物にも定れる制ある事にぞなりぬる。氷木とは。さまぐにしるしもし。また千木(チギ)などもいへど。日本紀倭名鈔等に見えし如くに。搏風の字を用ひ「讀む事は。舊事古事日本紀倭名鈔等に見えし所の如くにヒキといふをもて正とすべし。

舊事紀には搏風搏木氷椽等の字を用ひらる。その搏風の字用ひられし事。搏風の字は。もと儀禮士冠禮の疏に出でしに。一つに搏風ともしるせしが故なるべし。古事記には氷木氷椽等の字を用ゆ。これを千木といふは氷木の轉語なるなり。古語拾遺延喜式祝詞また元々集等に見えし所は皆千木の字を用ひ。また比疑知疑などしるせしものもあるなり。

上古之俗刀(カタナ)をばヒといひしを。舊說に刀の氷(ヒ)の如くなるをいふ也といひけり。

舊事紀古事記に。建御名方神の武御雷神の手をとりて。立氷の如く。劍刄の如くに。取成せしといふ。卽是也。

其代に風災を厭ふべきために屋上に雙刀を交植しを後には木をもて其狀をうつして立てぬれば。それを名づけて氷木といひしと見えたり。今も東國の方には猶この俗ある也。

東國之俗に暴風の時に鎌刀の類をもて。屋上にもたて又は高竿につけてもたつ。かくの如くしつれば風のために屋を發かれずといふ也。春夏之間。風雷之變に乘じて龍の起る時。必ず民屋を倒し樹木を拔く事。我見もし聞もしつる事どもあり。此事を禁厭之方也と見えけり。龍は鐵を忌むものなりといふ事は漢人の說にも見えけり。

堅魚木は堅結木也顯宗天皇紀の室壽の詞に取結ふ繩葛は此家長の御壽之堅也と見えしは此物をいふ也。今も萱草をもて屋をふくに。その萱合せし所に。竹にもあれ木にもあれ。串となし三尺許を隔ては。橫たへさして（萬葉集の歌に。打氷刺す刺竹なといふこと見えたり。）繩葛をもて。堅め結ひて。其上に蘆荻等の物を束縛ひて置くを俗にはカラスオドリなどいふ也。昔は天皇之御舍を造らるゝにも。猶太古之制を存せられ。かの葺草をもてふきし屋に。串を橫たへさして。繩葛をもて堅結ひし狀に象りて。木をもて造られしを。堅結木とはいひし也。それを堅魚といひしは。凡宮室を造るには。むねと鎭火の事を言壽ぬれば屋材之具。多くは水物をもて名づけいひぬるが故也。

屋材の具。水物の名に取りしとは。懸魚蟇股龜腹蝦虹梁千鳥搏風鴟柄などいふの類也。氷木堅魚の制の如きは。太古の時には。此屋皆然りしにぞあるべき。今も猶田舍には。其制ある事なれど。天皇之御舍に。其制を存せられし。いとありがたき事也。是等の物の事。秘決ある事也などいふ說もあれど。其徵とすべき事しかるべきものには見えず。家乘稗說に出し所の如きは。信ずべき事にもあらず。

樓 タカドノ　臺の字讀む事亦同じ。舊事紀。海神の宮の事しるされし所に。樓臺の字見えしを。日本紀には臺宇の字にあらためられて。讀てタカドノヤとなされ。又仁德天皇紀の高臺等の字。並讀てタカ

ドノといひけり。雄略天皇紀に。始起ニ樓閣一とするされて。樓閣の字またタカドノと讀たりさらば。古には是等の字。皆讀てタカドノといひける也。倭名鈔には。樓の字讀てタカドノとし。臺榭の字。ウテナとよみて。土高きを臺といひ。屋あるを榭といふと注したり。其ウテナといふ義詳ならず。日本紀に見えし所によらば。樓閣之始は。雄略天皇の御代に起れるにぞあるべき。

屋ヤ　萬葉集抄に。古語にヤといふは。高之義也 と見えけり。さらば屋をヤといふは。在レ上覆ニ棟宇一をいふ也。またヤ子といひしは。子といふも。高之義と見えたれば。屋脊をいふなるべし。漢には甍といふなりすべてヤといひしは。上を覆ふの總名なれば。殿屋とも云ひ家屋ともいふが如く。貴賤に相通していひし所と見えたり。凡家屋を覆ふの制。古には萱草を用ひし也。檜皮を用ひ。十寸板を用ひし事の始。いまだ詳ならず。皇極天皇の 御時。飛鳥板蓋の新宮に。遷給ひしといふ事見えたり。もしこれ板屋の制の始ならむには。臣庶の屋舍板葺を用ひし事も。其比にや始りぬらん。宮闕に瓦覆はれし事も。同じき御代の事に始て見えたり。元明天皇の 御時までは臣庶の家は。板屋草舍の制のみ也しを。聖武天皇即位の初に五位以上。庶人の營むに堪たらむもの。瓦舍を構立て。塗るに赤白を以てする事。始りたりけり。これは帝京の壯麗を萬國に示され。かつは中世以來の 板屋草舍の如きは。營み難くして。破れ易く。空しく民財を殫しぬる故に。太政官の奏請によられし所也と見えたれど。上古淳樸之事。一變せし事の始なる也。また殿屋の制の如き。四阿の字讀てアヅマヤといひ。兩下の字讀てマヤといふ。其義は不詳。

藻鹽草にアヅマヤといふは。御所作などの。雨だりの四方に落る也。マヤとは臺屋などの。兩方に雨水落るをいふ也と見えたり。アヅマヤといふ事。催馬樂の名には。東屋としるされたれば。其始東國の屋制にや出ぬらむ。マヤといふ事。古語にマといひしは。兩之義なり。萬葉集の歌に。二手としるして。マテと讀み。二梶としるしてマカヂと讀むが如き。是也。さらば兩下之義にして。雨水の兩方に落る 義なるべし。今もいやしき俗

に。雨夫をマオトコなどもいふ也。
庇の字讀てヒサシといふは。萬葉集の歌に。內日指(ウチヒサ)しといふ事を。抄にはすべろぎの宮の內高くして日の光さし入。內を照しぬれば。內日さす宮といふなるべしと。釋せし事あり是等の事によれば。ヒサシとは日の直(アタ)り刺(サ)す義にや取ぬらむ。說文に庇は蔭也と見えたり。天之御蔭(アメノミカゲ)日之御蔭(ヒノミカゲ)と隱坐(カクレマス)などいふ。事に其義合ふ所あれば。此字讀てヒサシともいふなるべし。亦說文に廡は堂下周廡也と見えて。大厦四邊重檐也などいふ說もあれば。廡の字。亦讀てヒサシといふと見えたり。廊の字。倭名鈔に殿下外屋也と注して。ホソドノと讀たり。舊說にホソドノとは廓也。又廂の屋也ともいふ也。藻鹽草に後に渡殿(ワタドノ)といふ者は。漢に長廊などいふ者なるべし。檐の字。倭名鈔にノキと讀て。屋檐也と注したり。ノキとは除(ノキ)也。屋內を除(ノゾ)く外なる義にして。漢に軒除などいふ屋にも相似たる歟。軒の字を讀む事。亦同じ。されど增韻に。檐宇之末曰レ軒といふ注によらば。ノキバといふものは軒也。
俗に軒端の字を用ひて。ノキバと讀むなり。

家イヘ　宅舍等の亦。並讀む事亦同じ。萬葉集抄に。イとは發語之詞也。へといふが家にてある也といひけり。さらば大戶之邊神など云ひし。その邊といふ詞は。家の義にて。後に戶の字讀てへといひしは。卽家也。又イヘとも。イハとも。イホともいふ。皆同じ。又イハロとも云ひし也といふ也。前の岩石の條を併見るへし室の字讀てムロといふ。倭名鈔には。白虎通の黃帝宮室を作りて。以避二寒暑一。といふ說を引けり。我國にしてムロといひしも。護(モル)の義にて。風雨を庇(ヲホヒ)護(モル)をいふなるべし。日本紀に神武天皇の八十梟帥が餘黨を誅し給ひし時。大室(オホムロ)を忍坂(オシサカ)の邑に作りて盛に宴饗を設て。これを取れと。道臣命に命じ給ひしといふには。窨を忍坂に掘られしと見えけり。さらば土室などいふもの丶事とこそ見えたれ。さらば室といふ者は。上古之俗。穴處の事に始りたりし事にや。されど舊事古事等の記に。大己貴神。父の御神の許に參給ひしを家に率(ヒキ)ひ入て。八田間(ヤタマノ)大室に喚入れ給ひし事をしるされ。又日本紀に。手研耳(タギシミミ)命片丘大窨中(オホムロノ)にまして。大床に獨臥し給ひしなど。しるされし事の如きは。後代にマサカなど云ひし

如き寢所の事をいふに似たり。されば室の字。日本紀に亦讀てヨドノともいふなるべし。マサカは殿字の注に見えたり。ヨドノの事履仲天皇紀に見えたり。又日本紀に。新室の字。或はニヒミヤとも讀み。或はニヒムロとも讀み。御窟殿の字。讀てミムロドノといふ。總てその制の如きは不レ詳。むかし南都にゆきて僧寺の室といふものども見えしかど。上世にありて室といひしものの制なりとは見えず。もと是僧寺の制なるが故なるべし。顯宗紀に見えし。播磨の縮見屯倉首が新室あそびせし時の事。しるされし所を見るに。億計弘計兩皇子を。室の外竈の傍の左右にすえて。燭を秉らせまいらせしなど見えたれば。堂室などいふものの制也とは見えず。たゞ汎く家室などいひし詞の如くに聞ゆるにや。

第宅イヘ　倭名鈔に。宅有二甲乙次第一。故曰二第宅一也。讀むこと家の如しと見えたり。漢の時には。爵雖レ列侯。食邑不レ滿二萬戶一。不レ得レ作レ第。など見えたれば。尋常の人の家宅を稱ずべき所にはあらず。

世に將相の第宅の如きを亭といひ。館といふ事ありと見ゆる也。亭といひ。館といふ者は。逆旅之舍をいふ事。前の驛の注に見えしが如し。然るを第宅の事に稱じぬる。其故こそあるべけれど其義をばいまだ詳にせず。

廳マツリゴトドノ　倭名鈔に四聲字苑を引て。延レ賓屋也又衙也。讀て。マツリゴトドコロといふと見えたり。其マツリゴトドコロとは。官衙の義なるべし。韻書には古者治レ官處。謂二之聽事一。後語省。直曰レ聽。加レ广作レ廳。と見えたり。後に官廳使廳などいふが如きは卽是也。

又俗に政所としるして。マンドコロと讀む。卽廳の謂也。

倉クラ　古語にクラと云ひしは。置の義なり。座をも位をも鞍の如きをもクラといふ。卽是也。倉庫は凡物を藏め置く所なれば。クラといふなり。令義解には。穀藏曰レ倉。米藏曰レ廩。と見えしに。倭名鈔には。倉廩の二字。共に藏二穀物一也。讀てヨナグラとも。イナグラともいふと注し。又唐令の諸軍器在レ庫皆造二棚閣一。安置。といふを引きて。庫の字讀てツハモノ、クラといひ。棚閣の字をタナと讀む。是は

唐の甲庫と云し所の者也。釋名に庫舍也。言二物所レ在之舍一也。と見えたり。又唐に經史子集の四庫もありけり。庫の字ツハモノノクラとのみ。讀むべき事とも見えず。兵庫ヤクラと讀む事は前の城の注に見ゆ。又タナといふは板を擧作るの謂なり。されば舊事古事等の書に。並に板擧の字用ひて。讀てタナといふと。古事記並に日本紀に注せられけり。

厨クリヤ　倭名鈔に說文を引て。庖屋也。クリヤと讀むと注したり。クリといふは。卽黑色也。ヤは屋也。其烟火の爲に薫り。黑き屋なればかくいふ也。漢に墨突など云ひしも。竈烟に黔みぬる也。また倭名鈔に。四聲字苑文字集略等を引きて。竈はカマ。炊爨處也。窟はクド。竈後穿也。と注したり。舊事紀に。素戔烏神の御子大年神の子。奥津彥奥津姬。此二神は。諸人爲ニ祠レ竈神一者也と見え。彥五瀨命を葬れる紀伊國竈山をば。讀てカマヤマといふと見えしかば。竈をよびてカマといふ事は。上古よりいひつぎし所なるなり。されど神樂の歌には。トヨヘツヒと讀みければ。竈を呼びて。ヘツヒといひしも。又久しき代よりの語にや有らむ後の俗。竈の字讀てカマドといふが如きは。竈殿を誤り言ひしなり。然るに日本紀私記に。師說を引て加摩斗とは。梵語也。漢謂レ竈。此間之語。梵語相交者乎と見えたり。心得られず。今世に行はるヽ梵釋の書には。此義も見えず。ヘツヒといひ。カマドといひクドといふ事の如き。義不レ詳。

古語にヤキといひ。ヤクといひしが如きは。カといひしは語の緩急開合によれる也。火の神軻遇突智を。火燒速男とも。又火々燒彥とも云ひしが如き此義也。金をカチといふが如きも。燒煉りて成るをいひ。凡そ瓦器の類瓶をカメといひ。甌をミカといひ。甕をユカといふが如き。皆これ埴を燒きて成れるものをいふ也。鍛をカタシといひ。脯をキタヒといふが如きも。燒き炙るを云ふ也。カといひキといふは轉語也。炊をカシクと云も。卽此義也。是等の如き猶多けれど。悉く擧べきにもあらず。また古語にマと云ひしは目也。目とは猶孔竅といふが如し。日本紀に大目麁籠無目堅間などいふ者の見えしが如き是也。卽今も俗に孔竅をいひて。メともメドともいふ也。されば竈

をカマといひしは。土を穿ちて坑となし。火を燒く所なるをいふ事。猶火坑といふが如し。竈をクトといひしは。古語にクといふは入也。猶穿入るといふが如し。トといふは處也。竈後を穿ちて。穴となせし處をいふなり。ヘツヒといひしも。又火坑といふが如し。ホといひ。ヒといひ。へといふは轉語也。古語に中窪かなるを。ツボといひ。ツビと云ひけり。壺坩の類をツボといひ。甲螺を呼びて。ツビといふが如き是也火處の地を穿ちて。中窪かなれば。ヒツボといひし也。

陰陽二神火神を生み給ひしと見えし。太古の世に火と云ふ事の聞えし始也。其後大己貴神。出雲國多藝志之小濱に。天之御舍を造りて。天御饗を建御雷神に獻られし時。櫛八玉神。膳夫となりて海布之柄を鎌として。燧臼を作り。海蓴之柄をもて。燧杵となし。火を鑽出して。我所燒火者。高天原は。神産巡日御祖命の。登陀流天之新巣之凝烟之八拳垂まで燒擧。地下は。底津石根に燒凝す。と言壽きしと見えしは。燧といひ凝烟といふものの聞えし始也。倭名鈔には。火鑽讀てヒキリといひ。燧讀てヒウチといひ。薪をタキヾといひ。燼をモエクヒといひ。炲煤をスヽといふ。古語に火をホといふ。ヒといひしは。轉語也。キリとは猶木を穿つ器を鑿といふが如く。ウチとは擊也。金石相擊つをいふ也。タキヾとは燒木也。日本紀には。薪讀てカマギといひけり。カマキとは竈木也。モエクヒとは。モエは燃也。クヒは猶杙といふが如し。火餘木をいふ也。スヽといふ義は不レ詳。

倭名鈔に唐韻を引きて。炲煤は灰集レ屋也と注せり。櫛八玉神の祝詞によるに。新巣は猶新宮といふが如し。古語にスといひしは。巣也棲也。さらばスヽとは。巣に棲むの謂にて。即集屋の義の如くなる也。

厩ムマヤ　倭名鈔に四聲字苑を引きて。ムマヤと讀み。牛馬舍也と注したり。令義解などの如くに。馬舍也と注すべき事にや。牛には牛室の字を用ひてウシヤと讀むなり。

厠カハヤ　倭名鈔に溷圊等の字をも。皆同じくカハヤと讀む其義不レ詳。

舊説に。高野山の地形悉く曼陀羅の義を表す。故に不潔をとゞむる事をゆるさず。溷厠をば必ず。河上に架するをもて。カハヤといふなりといふ。さらば此山開けざらむ世には。如何にやいひぬらむ。

柱ハシラ　其義神社の條に詳なり。我國の俗。凡屋を作るには。柱立といひて。柱を立るをもて。事始とするは。太古よりの遺俗と見えけり。舊事古事日本紀。幷に延喜式祝詞等に。底津磐根爾宮柱太敷立つといふは。此事にして。室壽詞の始に。築立柱者此家長御心之鎮也といふもの是也。倭名鈔に。柱礎の字。ツミイシとも。一つにはイシズヱとも讀むと見えしは。底津磐根といひしもの即是也。

棟ムネ　萬葉集抄に。ムとは高き義也。と見えたり。ネとは屋根といふが如し。凡そ屋舍の具。宗とする所なれば。かくいひしと見えけり。俗にはムナギなどもいふ也。

梁ウツバリ　ウツとは内也。舊事古事等の記。内の字讀てウツといひけり。ハリとは張也。屋内にありて。柱頭を開き張る者なればかくいふなり。俗にはハリなどもいふなり。

椽ハヘギ　倭名鈔に。兼名苑を引きて。榱一名は橑。一名は椽。ハヘギともタルキとも。いふと見えたり。ハヘとは延也。タルとは垂也。檐旁にはへわたすと。下に垂るゝとの二つの義なる也。室壽詞に取置椽橑。此家長御心之齊也といふもの是也。

蘆萑エツリ　草舍を覆ふには。エツリといひて蘆萑の類を編むことゝ。簾の如くなるを。上のかたをば棟に釣りて。下し垂れ。竹椽を覆ひて。さて葺草をもて葺也。エツリとは。エは上也。ツリは釣也。上に釣る所の者なるをいふなり。是によりて。椽竹をエツリ竹などもいふ也。室壽詞に。取置蘆萑者。此家長御心之平也と。いひしは即是也。

壁カベ　義不レ詳。倭名鈔に壁は室之屏蔽也と注したり。カベとは内外を限り隔つるの謂に似たり。カは墻也。ヘは萬葉集抄に。ヘとはつゝかずして隔あるをいふなりと。見えし義の如し。又壁帶。倭名鈔に。漢書音義を引きて。謂二壁中横帶一也。今按ずるに。マワタシ。功程式に間度といふと注せり。壁中横帶ならむには。今俗にヌキなどいふ者の

如く聞ゆるにや。說文構字の註に構は壁柱。西京謂二之壁帶一と見えけり。心得られず。

又說文を引きて。在レ屋曰レ窻。在レ墻曰レ牖。窻牖幷に讀てマドといふ。マといふは目也。トといふは所也。我國の俗。凡そ孔竅をメといひ。メドといふ。猶人の眼あるが如くなるをいふなり。漢にしても窓をいひて。眼などいふ俗ある事なり。（象眼窻などいふ事の如し。）說文によるに。凡物置二壁間一曰レ庋と見えけり。舊事紀に素戔烏神。八岐大蛇を斬り給ひし時に。廻れる垣を造り其垣に八つの門を作り。每レ門假庋を作りて各置二醩一口一。而盛レ酒と見えしを。古事記には。八佐受岐を作られしとしるし。日本紀には。假庋サスキと讀むと注せられたり。說文の說によらむには。その廻れる垣の內に。假りに酒醩を置きし所を。サスキとは云ひしなるべし。サとは狹也小也。スキとはシキといふ語の轉ぜしにて。布置の義と見えけり。然るを又日本紀に。麛坂王。祈狩して。假庋に居たまひしといふ事をしるされたり。是は物置二壁間一之所をいふ義とも見えず。舊事紀に一柱騰宮としるされ。古事記には。足一騰宮としるして。讀てアシヒトツアガリノミヤと云ひし者の如くなる也。

或人の說に。俗に棧敷といふものは。古の假庋サスキといひし語の轉じたるなりといふ也。舊事古事等に見えし所によらば。古にサスキといひしものは。もとこれ墻壁の間に物を置く所也。後代に棧敷といふもの丶如くにはあらず。日本紀の後說の如きは。棧敷といふ者に似たる所もあれど。それも假りに作りし所と見えたれば。後代に院の御棧敷などいひしものの如くにもあらず。さらば必ずしも假庋の義を誤りて棧敷といひし事也ともいふべからず。

堦ハシ　倭名鈔に。考聲切韻の登レ堂級也といふ說を引きて。ハシ一つにシナともいふ也。と注し。又兼名苑を引きて。砌一名は階也。ミギリとよむと注したり。ハシといふは。其義橋をハシといふに同じ。（橋の條を併見るべし）シナとは卽級也。古語にシといふは下也ナといふは擧也。下より登るの義也。ミギリといふは。ミとは道をミチなどいふが如く。たつとび稱ずるなり。キリは限なり。堂下の限也。後俗またキ

ダハシなどいふは。キダは段也。其階級の段々あるをいふ也。

庭ニハ　ニハとは。ニはイムの轉語にて。齋也。ハは場也。すなはち齋場也。上古には神を祭るに必ず地を除ひて齋場といひしかば。朝を拜する所をも。またニハといひしに。又此事によりて。凡門堵之間をいひて。ニハといふ事にはなりたる也。

萬葉集抄に。ニハといふを釋して。ニとはやはらぐ詞也といふ事あり。さらば庭をニハといふも。神をやはらぐる所也などもいふ事にや。されど齋場の據あるにはしくべからず。

後に庭院をいひて壺といふ事あり。或人の說に。爾雅の宮中衖謂ニ之壼ヿといふ事を引て衖與レ巷同。然るに俗に宮中の衖に。酒壺の壺を用ひ。讀む事もまた酒壺の壺と同じく。ツボといふ事は誤れりといふ也。むかし梨壺桐壺などいひしものは。宮中之道をいひしにはあらず。漢に庭院などいひしもの卽是也。然るをかく名づけしは。その人間之境にあらざるをもて。方壺蓬壺瀛壺などいふ義に取られて。御壺などいひし事。猶上皇の宮居を仙洞など申す事の如し。夫等の事聞えし始は。本朝の文學方盛也し時の事ぞかし。室家之壼などいふ字誤用ひて。御壺などいひ名付たるべしとは思はれず。また此事に因りてそれより後の人。庭院を壺の中などいふ事にはなりたる也。庭院といふものは有ニ垣墻一者曰レ院と。增韻に見えしが如き是也。

垣墻カキ　倭名鈔に並に讀でカキといふ也。古語にカと云ひしは詞の上の助詞也。

此義は前の風の注に見えたり。

キといひしは內外を限る。亦築墻の字ツイガキ。一つにツイヒヂといふと注せり。ツイとは築也。ヒチは土也。土を築て墻となすをいふ也。築墻之始いまた見る所あらず。累レ石爲レ垣事は。齊明天皇後飛鳥岡本宮に始れりと見えけり。

累レ石爲レ垣の事の如き。太古より其制ありしと見えし事あり。國史に見えし所は。齊明の御時を始とすべし。

又日本紀に。海神之宮の事をしるされし所に。雉堞の字讀てタカヾキヒメガキといふ也。禮註によれ

ば一雉とは城の高さ一丈長さ三丈をいふ也。堞とは城上女垣也。と說文に見えたり。是等の事に據りて。雉の字タカヾキと讀み。堞の字ヒメガキと讀しと見えたれど。增韻には堞は雉堞也と注したれば。二字引合せて。ヒメガキなどは讀むべき事也。籬の字。倭名鈔に釋名を引て。籬は以レ柴作レ之。言二踈離一也。讀てマガキといひ。一つにマセといふと踈し。說文に栫は。以レ柴壅(フサク)レ之。讀でカクフといふと注したり。マガキといふ。マとは間(マ)也。內外の間をかくふ之謂也。マセとは。間(マ)を塞(セ)くをいふ事。猶中垣などいふが如し。カクフとは。卽今俗にカコフなどいふ是也。

或人の說に。マセガキとは猿(マシ)垣也。猿をふせぐ垣をいふ也といふ。倭名鈔には籬の字一つにマセと讀むと注し。また舊說にマセガキといふ事を釋して。籬の字マセと讀む也ともいひけり。マセともマカキともいふを。またマセカキなどと。同じ事をかさねいふはよのつねの事也。古語のまゝにマセとのみいはんには。或說の如きは。其義をなしぬべき事とも覺えず。後に鹿垣(シヽガキ)などいふものありしによりて。かゝる說をも附會せしなるべし。

門カド　義不レ詳。倭名鈔には四聲字苑を引て。門は所三以通二出入一也。と注したり。漢には兩扉を門といひ。單扉を戶といふ。されば門の字。兩扉の形に象れるなり。

門をカドといふは戶によりていひし所と見えけり。さらばカといひし。これも詞の上の助語にやあらむ。戶をトといふ義も不レ詳。萬葉集抄には。風のトといふ詞を釋して。風の音をいふ也。ヲとは動作之義。トとは鳴る義也。門戶をトといふも人のたゝけば鳴る故也といひけり。其說の如き。音といふ語を釋せし所は。さもありぬべし。門戶をカドといひ。トといふ。人の敲きぬるを待ちて。是等の名あるべしとも思はれず。戶といふ詞は。太古より聞えし所なり。其義すでに隱れしにぞ有べき强て其說を作るべからず。

倭名鈔に見えし。門戶之具の中釋しつべきものども。一二をこゝに附す。楣の字讀でマグサといひ。爾雅の門戶上橫梁也。といふ注を引けり。されど楣

といふもの。もとこれ門戸の具にはあらず。儀禮及び爾雅に據るに。古にありては。凡屋制多くは五架也。正中の衡梁を棟といふ。此にムチといふもの即是也。其次なるを㞙といふ。此にモヤといふもの即是也。

これは前後に一つづゝ二つ也。そのモヤを母屋としるす。古にはヲモヤといふ。

又其次なるを楣といふ。此にマグサといひしもの即是也。これも前後に一つづゝ二つ也。棟と㞙と楣とあはせて五架といふなり。楣の下は門戸を設くる所なれば。楣とは門戸上横梁也といひしなり。マグサとは。古語に兩ある者をマといひけり。屋の兩下の制を。マヤといふが如き是也。上の屋の字注を併せ見つべし又古語に物の限りをいひて。キサといふ。波限をナギサといふが如きこれ也。前の岸の字註を。併見つべしキサといひ。クサといふは。轉語にて。マグサといふは。屋の前後兩方の限にある横梁なるが故也。此にしても。古の時にマグサの下は。門戸を設けし所なれば。凡は屋の内にあらねど門戸の上の横梁をば。マグサといふ事にもなりたる也。棖の字。爾雅の注を引て。門雨旁木也。と注し。讀てホコタチといふ。近俗の方立(ホウダテ)といふは。古語の轉ぜし也。舊說に昔は遠き近きをいはず。道をあるく時は。鉾をつきて兵具とせり。然間。人の家へ入ては。此鉾を妻戸に立てそへて置けるが。きづのつきける故に。それを隱さむとて ほうだちをしはじめたり。さればほうたちは。ほこたち也。といひけり。藻鹽草に此說によりて。門雨旁木をホコタチといふ義は明かなれど。古には殿門の外。矛栫を設けて威儀となされ。舊事紀に令には太政大臣より以下儀式の制もありけり。是等の義によりて。ホコタチの名ありけむも。亦知るべからず。閾讀てシキミといふは。凡そシキといふは。下にあるをいふ也。古語にシといひしは下也。キといひしは置也。ミといふは止也下にありて止り限るの義也。またトシキミといふは 猶門限などいふが如し。梱の字讀てトボソといふ。凡そ物のさし入る所を。ホゾといふ也。これは俗にクルともいひ。クルヽともいふものにして。門扉の依りて開閉する所也。

クルとは廻轉之貌をいふ詞也。クル、とは。クルクルといひし詞也。

扉の字讀でトビラといふは。凡そ物の薄きをいひ。

て。ヒラといふ。門扉の形をさしいひし也。
葉手の字讀てヒラテといひ。牖の字讀てヒラダフチといひしが如き是也。
鑰匙讀てカドノカギといひ。鈎匙讀でトノカギといふが如き。カギとは。凡そ物の曲れる貌をいふ詞也。

倭名鈔に見えし屋宅具。多くは後世にいひなづけし所と見えて。其義自ら明かなれば。釋するにも及ばず。それが中一二の釋しつべき物をば。こゝに附す。桁讀てケタといひ。屋桁也と註す。ケタとは。肩の轉語なり。枅讀で肱木といふが如く。屋材を負ふは猶人の肩の如くなるをいふなるべし。功程式に肱木と見えしものは。唐韻に承衡木といふもの也。

功程式を引て。長押の字。讀でナゲシといふは。卽ナガオシ也。文撰に見えし承塵の字。讀でナゲシといふは。然るべからず。承塵といふものは。仰塵ともいひ。仰陽仰板などとも。又天花板などともいひて。此にして天井板といふもの也。長押といふものにあらず。延喜式大嘗宮の制。しるされしにも。以二檜竿一爲二天井一。席爲二承塵一と見え。倭名鈔にも釋名を引て。承塵は施レ於レ上。承レ塵也此間名如レ字と注したり。枓の字讀でトガタといふは。其形の斗の如くなるをいふ也。斗とは十升の器也。栭の字讀でタヽリガタといふは。其形の絡梁の如くなるをいふ也。絡梁とは絲を絡ふ器なり。蔀讀でシトミといふ。シとは下也。トミとは止也。其制の上より下に下り止るをいふ也。軒檻讀でヲバシマといふは。殿陛之間。欄檻之制。橋の小しきなるが如くなるをいふ也。瓦の字讀でカハラといひ。蔣枋切韻を引て。泥を燒てこれを造り。屋宇の上を蓋ふと注しけり。カハラといふ義不レ詳。崇峻天皇元年の紀に。是歲百濟佛舍利及び造寺工瓦工等。まゐらせしと見えたり。神宮之忌詞に。瓦葺といふ事のあるは。我國瓦屋の始は。佛寺に事起りぬと見えたれば。瓦といふものも。彼紀に見えし所や。始なるらむ。さらばカハラといふは。百濟の方言にて。瓦の字の音を轉じ訛れるも知るべからず。
古語に。燒をいひてカと云ひし事は。竈の注に見

えたり、カハラといふも泥を焼て造れるをいひしも。知らねど。たゞいづれにも瓦といふものは。我國の上世より聞えし者にはあらず。土器をカハラケなどいふが如きは。後代に出し詞なる也。古にはスヱツキといひし也。陶器讀でスヱツキといふ卽是也。

花瓦をアブミガハラといふは。其形の鐙に似たるをいふ也。疏瓦をツヾミカハラといふは。其形の鼓(ツヾミ)に似たるをいふ也。牝瓦をメガハラといふは。其形の仰ぎし也。牡瓦をヲガハラといふは。其形の俯したる也。鴟尾の字讀でクツガタといふは。其形のクツガタといふものヽ如くなるなり。

倭名鈔に唐韻を引て。楥は靴履楦又法也。此間にクツガタといふと注せしもの是也。古畫の大内裏圖を見しに。クツガタの制は。漢にいはゆる鴟尾にもあらず。卽今の海魚の形なるものにも。異にして。いはゞ靴を側(ソバダ)てしを見る如くなれば。かくは名づけたるなるべし。

又造作具に見えし檜楚。讀でヒソといひ。欂讀てクレといふが如き其義不ㇾ詳。

倭名鈔に。漢語抄の檜楚を引て。俗用二檜曾字一。今按楚字是也。と注したり。檜楚とは。延喜式に以二檜竿一爲二天井一。といふが如き。檜の細木をいふに似たり。サホの二字を引合せてよぶ時は。ソといふ詞也。古俗また物の細きをソといひ。スといふ。卽是轉語也。又倭名鈔に。說文を引きて欂は壁柱也。讀てクレといふ。功程式有二檜欂椙欂一と注したり。今俗にクレといふ物の如しとも見えず。今いふ所のものは。劈開きて薄板となし。屋を葺くべき材也。東國之俗に。地上のシバといふ草を。土ながら取り起して。屋を葺くを。クレを切るなどいひて。圦の字を用ひて。クレと讀む也。いにしへにいひしアツマなる埴生(ハニフ)の屋など云ふものヽ制にやあるらむ。萬葉集抄に。古語にクといひしは。入るなどいふ詞也。と見えけり。土に从ひ入に从ひし字。讀てクレといふは。近俗の創造りし字也とも見えず。屋葺くべき料の材をクレといひし。是等の事に因れりと見えたり。されど木に从ひ薄に从ひし字。假用ひてクレと

讀みしは。只その薄板となして。屋葺くべきの義なり。榑字の本義によれるにはあらず。凡そ倭名鈔に注せし所にかゝる事の義。分曉ならぬ事どもある也。

板イタといふは。イは發語之詞也。タは手也。その平かなるをいふの謂也。柹コケラといふは。もと是削木之細片をいふ所にて。其魚鱗に似たるをいふ也。

鱗又コケラといふ事は。後に見ゆ。卽今薄板をもて葺く屋を。コケラブキなどいふものは。柹讀てコケラといふの義にはあらず。

已上宮室

東雅卷之七

器用第七

尺タカバカリ　舊事紀に手置帆負彥狹知の二神。天御量を作られしと見えて。謂二大小量雜器類一と注せられたり。其天御量といふものは。度量權衡の類をいふに似たれど。古語拾遺には。大小量の字をば大小斤としるしたりけり。大小斤とは。只これ物の輕重を量るものゝ事を云ふに似たり。

或は大一斤小一斤などいふが如きによらば。大小斤とは。物の輕重を量る器をいふなり。

これ我國の度量權衡の始と見えたれど。ハカリといふ義の如きは不レ詳。倭名鈔稱量具に。今按知二長短一謂二之度一。知二輕重一謂二之稱一。知二多少一謂二之量一。と注して。尺の事は見えず。裁縫具に。辨色立成を引て。尺。竹量也。讀てタカバカリといひ。また工匠具にも。辨色立成を引て。曲尺讀でマガリカネといふと注したり。其裁縫具に見えしは。竹尺也。工匠具に見えしは。鐵尺也。是等は共に後代の制に出し所也。上古之時は。凡物の長短を量るには。咫といひ。握といひ。尋といひ。八咫鏡十握劍八尋殿などいひし類。卽是也。されど八寸を咫とし。八尺を尋とするが如きを云ひしとも見えず。咫讀でタと云ひしは手也手をもて量る也。握讀でツカといひしは束也。指掌を合せて量る也。握また拳ともしるす。その義は相同じ。尋讀てヒロといひしは廣也。兩手を伸て量るを云ひし也。舊事紀に。手足內。廣と云ふか如し。古事記には。八尺の字讀でヤサカといひしが如き。上世の云ひつぎし所。此義ありしにや。また尺の字を借用ひて。其音を轉じて。サカと讀しにや知るべからず。古語にサカといひしは。物の積數をいひしと見えたり。下の升の注に見ゆ寸讀てキといひ。分讀てキダといふが如きも。義不レ詳。

古語にキといひしは。凡事の限りをいふなり。限の字をキサともよみ。キハともキリともいふに。相通じて用ひぬるが如き是也。さらばキといふも。キダといふも。並に其限りをいふなり。刻讀でキザムといふも。其義にてあるなり。

權衡ハカリ　倭名鈔に廣雅を引て。錘謂二之權一。讀

でハカリノオモシといひ。兼名苑を引て。銓一名は衡。稱也。楊氏漢語抄に。權衡讀てカラバカリといふと注したり。

稱また秤といふ。即今ハカリといふもの也。錘は即ハカリノオモシ也。衡は俗にハカリノサホといふ也。倭名鈔に注せし所。分曉ならず。令義解には。權懸錘也。衡横木也と見ゆ。

上古之時。物の輕重を量れる制。いかにやありけむ。いまだ詳ならず。姓氏錄に據るに。崇峻天皇の御世に。豐城入彥命之後。多奇波世君三世之孫久比を。

豐城入彥命は。崇神天皇の皇子也。其五世之孫竹葉瀨君といふ。日本紀に見ゆ。

吳國に遣されて。雜寶物等を交易せしめらる。其中に吳權あり。天皇これを問はせ給ひしに。吳國にして萬を懸定むるもの也と。奏せしといふ事見えたり。（萬とは猶萬物といふが如し。）さらば權衡の始は。もとこれ吳國より傳へし所なり。されば漢語抄に。カラハカリとは云ひし也。

即今俗にレテグといふものゝ類。所謂カラバカリ也。レテグといふは。鼇等の音の轉ぜし也。此餘天秤俗にテンビンといひ。杠秤俗にチギなどいふものあり。

升マス　倭名鈔に陸詞切韻を引て升は十合器也。讀でマスといふ。又禮記注に概は平二斗斛一者也。斗概俗にトカキといふと注し。龠合斗斛の字の如き。皆其字音の如くに讀で。又說文を引て。石猶レ斛也。と注せり。日本紀に。千斛讀てチサカといふは。百石をいふ也。とに。百積讀てモモサカといひ。萬葉集抄には見えたり。さらば古語には斛石並にサカと數へいひしと見えたり。上古之時に。凡物の多少を量れる制。いかにやありけむ。マスといひ。サカといふが如き。其義も又不レ詳。

古事記に。八尺讀でヤサカといひ。日本紀に千斛讀でチサカといひ。萬葉集に。百石をモヽサカといひて。百積の字を借用ひたり。其借用ひし所の字によりて見れば。古の時に凡物の積數をばサカといひしと見えたり。尺は十寸を積る數なり。斛は十斗を積る數なり。

律リツ　古の時この物の名聞えず。催馬樂の歌に。

律といひ呂といふあり。律呂の字。讀むこと其字の音の如し。卽今律管の如きをば。俗にリツダケといふなり。

暦コヨミ　我國の暦いづれの頃に始れるといふ事。さだかならず。またコヨミといふ義も不レ詳。國史には欽明天皇の御代に。百濟に詔して醫易暦の博士等して。卜書暦本藥物等を付送せしめられしと。見えしぞ其事の見えし始なる。此より後。代々に行れし所の如きは。國史に見えし所なれば。しるすにも及ばず。

古語にコといひしには。詳細の義あり。ヨミとは數をかぞふる事をいひけり。歲月日時を細かにかぞへしるせしものをいふに似たり。

漏刻トキノキザミ　我國漏刻の制。いづれの頃はひにや始りぬらむ。國史には天智天皇の太子にておはしませし時に。始て親所二制造一也。と見えたれば。此事をもて。其始とやなすべき。トキノキザミとは。時刻也。其制度の如きは不レ詳。後代に及びて其博士を置れしも。如何なる制をや用ひたりけむ。これも不レ詳。

慶長年中に。西洋人トケイといふ者をまいらせし事あり。其制に倣ひて作れる物。今は盛に世に行はれぬ。トケイといふ事は蕃語にはあらず。其時の事しるせし日記には。斗雞としるしたりけり。これは明の人して其蕃語を譯せしめてまいらせし所也。其器の制。北斗のかたちの如くなる者ありて。其指す所に隨ひて其時を知り。おのづから鳴りて時を報ずる事。雞の如くなれば。かくは名づけしにや。其器の妙用にかたとりいひし事。只二字に盡きぬ。今は其字を用ひざるにや。

已上度量　附暦漏刻

鐸サナキ　舊事紀に日神。天磐屋戶に籠り給ひし時天目一箇神(アメノマヒトツノ)。鐵鐸(サナキ)を作り天鈿目命の手に著鐸の矛持ちて。覆槽置(ウケフセ)而蹈登(フミトド)杼侶許斯(ロコシ)といふ事見えて。鐵鐸讀てサナキといふと注せられたり。古語拾遺また是に同じ。卽今も巫女の手に鈴を執りて舞ふは。此事に起れりといふなり。倭名鈔にも三禮圖を引て。鐸は今の鈴なりと見えたれば。此物の如きは。我國樂器の始などもいふべきもの也。サナキとい

ふは。サは細也。ナキは鳴也。音の細かなるをいふなるべし。鐸亦讀てヌデといふは百濟の方言に出し所と見えたり。鈴讀てスヽといふ。義詳ならず。これも亦韓國の方言に出し所なりしに似てけり。鈴をスヽといふ事。其說特に長し。其說の如き我別に記せしものに詳なれば。こヽにはしるすにおよばず。

琴コト　倭名鈔に日本琴倭琴。並に讀てヤマトコトといひ。鵄尾琴又是に同じと見えたり。此器は日神。天磐屋戸に籠り給ひし時。御琴神。天香弓六張を用ひて。其弦を鳴らされしに始れりなどいふ也。（一說に天兒屋命に始れりともいふなり。）又古の時に。神を降すには。琴を鳴せし事ありとも見えたれば。（古事記仲哀天皇の御事しるせし所に）琴箏琵琶新羅琴百濟琴などの如き。外國より傳來りし者の類にはあらず。其名づけいひし所も必ずその謂あるべけれど。其義不ㇾ詳。

或人の說に。琴をコトといふは。ヲトといふ語の轉せし也ひきならしぬれば。音あるをいひし也。といふなり。いまだ其徵となすべき事は見えねど。古語に小なるをヲといひ。またコといふ。トとは鳴之義也とも。萬葉集抄には見えたり。人言をコトといふも。言は必聲也。などいふが如くに。其義を音に取りしと見えしかば。琴をコトといふも。また義を音に取りしも知るべからず。また我國に唐琴を傳へし始。詳ならず。其絕たりし事は。體源抄に詳なりき。瑟は初より我國に傳はりしとも見えず。箏はもと秦聲なり。雄略天皇紀に。秦公酒琴を彈せしと見えしは。此物の事なりけむも知るべからず。箜篌をクダラゴトといひしは。此には百濟より傳りしが故なるべし。此器はもと漢武帝の時に造りしものなりといふなり。是等の類。倭名鈔に見えし所。其義疑ふべからねば。今はた釋するにおよばず。

笛フエ　義不ㇾ詳。日神天磐屋戸にこもりませし時。天鈿女神。天香山の竹採らしめて。此物作られしとしるせし物あり。（前に注せし倭琴の事と共に元々集に出づ）さらばこれもまた我國太古の世に始れる物にぞあるべき。笙篳篥（シヤウヒチリキ）簫（コマフエ）等の如き。外國より傳れる類にはあらず。繼體天皇紀に見えし歌の詞に。竹の末枝をば。笛に造り吹鳴らすといふ事ありもし是等の詞によ

らむには。フとは吹也。エは枝也。竹の枝を採り造りて吹ならしぬるに因りて此名ありしなるべし。篳篥の如きは。皆其字の音を呼ふ也。篇讀てマヽブエといふ。その始高麗より傳へし故なりと見えたり。

皷ツヾミ 義不レ詳。倭名鈔に見えし鐘鼓の類。其義自ら明かなり。釋するに及ばず。

東國之俗に。盤に水を盛りて。其中に小しきなる麻笥を。内向けて浮べ置き。其底を槌つに鼓の如くなる音すなり。それをばウケといひて。これ鼓の始也といふなり。土俗の説に出し所なれど。ウケといふは。天鈿女の神。覆槽置て踏とゞろかされしといふ事の。そのウケといふに同じく。またツヾミといふも。水によりて名つけいひしに似たり。

我國の樂舞は。日神。天磐屋戸を出で給ひし時に。群神歌舞はれしと見えしが如き。其事の聞えし始也。外國の樂舞を傳へし始不レ詳。樂舞すでに傳りたらむには。其器また傳りたりけむ云ふに及ばず。日本紀に據るに。欽明天皇の御世に。西蕃其國の樂人して依レ番上下せしめしと見えけり。推古天皇の御世に。百濟人味麻之來りて。吳の伎樂を學得しよしを申すよりて。少年を集めて。始て其舞を傳ふと見えしは。我國の人。唐樂を傳へし始なるなり。其後唐國に赴きて學得しが如き。其人少からず。

已上樂器

金カネ 義不レ詳。我國太古の世には。珠玉をもて寶とし金銀を寶となせし事は見えず。陰陽二神天降ませし始に。矛劔の類ありと見えたれば。銅鐵の如き。すでに其用ありしこと疑ふべからず。正しく其物の名見えし始は。日神。天磐屋戸にこもり給ひし時。天金山の銅を採りて矛造り。天香山の銅を採りて鏡造りしといふ事。舊事紀に見えしを古事記には天金山之鐵を取て鏡造りしと記せしが如き即是也。（猶此よりさき。天鏡尊といふも。舊事紀に見えたり。）金銀の如きは。神功皇后新羅を征し給ひし初に彼國王進貢の物に始て見えて。これよりして。後彼國をば寶の國と稱じたりける也。顯宗天皇の御世に當りて。歳比登稔し。百姓殷富。稻斛銀錢一文なりしと見えたれば。其比ひ。

銀錢既に世に行はれたりし也。されど其事の始は不レ詳。大伴金村連。武烈天皇の卽位を勸進せし語に。光二宅日本一。誕二受銀鄕一とも見えたれば。此比までも西藩の貢銀をもて。我國用に充てられし所にぞあるべき。其後天武天皇の御世に。對馬の島始て白銀を貢し。已上日本紀に見えたり。聖武天皇の御世に至りて。陸奧國始て黃金を貢す。我國の金銀を產せし始也。元明天皇の御世に武藏國銅を献せしによりて。元を和銅に改められ。始て鑄錢司を置て。銅錢を鑄られ。是年また始て銀錢を行はると見えしは。續日本紀に我國の銀銅をもて錢幣を造られし始にして。是より後。五金之屬諸國に產せし所。國史令式に見えし少からず。遂に其用廣く行るゝ事にはなりてけり。凡そカネといふは。五金の總名にして。コガネといふは卽黃金也。キといひコといふは。轉語也。銀（シロカネ）銅（アカ・ネ）鐵（クロカネ）の如き。皆其色をもて呼ぶ事これに同じ。倭名鈔に鐵一つにネリといひ。鐵精をサビといふ。鉛は青金也。ナマリといふと見えたり。錢をゼニといふは其字音の轉じたる也。

古語にヤクといふ事を。カといひしなり。詳なる事は。竈の註に見えたり。ネといふは。ネリといふ語の急なる也。凡五金之屬。燒煉りて成るをもて。カネといひしと見えたり。鐵をネリといふも煉也。其の堅きをいふ。猶百煉鋼といふが如し。鉛をナマリといふは生（ナマ）也。堅からざるをいふなり。今も物の生しくして。堅からざるをば。ナマルなどいふなり。鐵精をサビといふ義不レ詳。但しサビといふもの。鐵にのみあるにはあらず。

珠（タマ）　玉（タマ）

並に義不レ詳。我國太古之俗。珠玉をもて寶とす。されば凡物を美する詞に。玉をもて加稱せし少からず。又ヌといひ。ニといひしが如きも玉也。舊事紀には瓊の字を借用ひられしかど。古事記にはこれによらずして。沼（ヌ）の字を借用ひたりけり。日本紀私記には。師說を引て。瓊赤玉也。といひしかど。越後國風土記には。八坂丹。玉名。謂二玉色青一。故云二青八坂丹玉一也。と見えたり。ヌといひニといふが如きは）其轉語と見えたれど。或は赤玉とし。或は青玉とす。其詳なる事を知らず。

舊說には。玉とはタは高也。マは圓也。其價高く。

其形圓なるをいふ也。と云ひけり。またヌといひ。ニといふが如きも。舊事紀には。古語に赤色をニといふの事のあるによりて。瓊は赤玉也。といふ義を取りて。瓊の字を借用ひられしかど。古事記には。此義を取らず。私記の師說は。舊事紀によりて。其說をなしたるなり。然るを越後國風土記には靑玉也。といふ也。靑玉出二倭國一と廣志に見えしが如き是等の物をやいひぬらむ。古語にニといひし。赤色をのみいひしにもあらず。光彩あるをさして。ニといひし事も見えたり。萬葉集に。綵の字讀てニといふが如き是也。總言ふ時は。光彩をいひてニといふ。分言ふ時には。五彩の中。其色の鮮明なるをもて。赤色をニといひしなるべし。さらば八坂瓊之五百箇御統(ミスマル)などいひしものは。靑赤の玉のみにもかぎらず。五彩の玉をもて造られたれば。ニといひしも亦知るべからず。

倭名鈔に見えし玉の類。多くは其字の音をもて呼びし所なれば。其義を釋するにも及ばず。瑠璃の如き俗にビイドロといふが如きは。卽梵語也。梵には瑠璃を一つに毘頭梨(ビイツリ)ともいふと見えし。卽是也。翻譯名義集に見ゆ。卽今も番人の語をきくにこれに同し。雲母キラ、といふは。舊說にキラ〳〵なり。重點をば。下を略し呼ぶ事ありといふ。卽是也。萬葉集抄に見えたり

已上寶貨

布ヌノ 義不レ詳。倭名鈔に四聲字苑を引て。布は織二麻及紵一爲レ帛也。と注したり。萬葉集抄には。布の字をば。ノと讀めり。ノにはヌとも。ニともいふひゞきあり。またニヌともしるすは。ニはヌイのひゞきあり。ヌにニヌのひゞきありと見ゆ。其ノといひヌといひ。又ニともいひし如きは。皆其音の轉せしにて。布をノといひしは。木綿(ユフ)に對し言ふ所の名なるべし。木綿は神にまいらする幣の總名也。木綿の事。前に見えたり ノといふは卽幅也。織りて其幅をなせるをいふ也。舊事紀に。粟忌部天日鷲神(アハノイムベノアメノヒワシノ)して。木綿を造らしめ。倭文連祖天羽槌雄神(シトリノハヅチノヲノ)して。文布(シトリ)を織しむと見えしが如き。卽是也。倭文の字シトリと讀む。日本紀には。讀でシツヲリといふと注せられけり。倭名鈔には。シトリと讀む。日本紀釋には。諸祭幣物

の內。倭文を常陸國之所濟也。有二青筋一文布といふと見えたり。さらばこれは我國の機絲織文の始なるなり。シヅヲリといふ義不レ詳。

舊說に。シヅヲリまたシトリといふは。其語の急なる也。シヅハタといふ事を釋して綾錦など織るになぞらふれば。布織る機はシヅハタといふべしなど見えしは。シヅとは賤之義也。これは綾錦の貴きに對しいふの義となせる也。別にこれ一義にして。太古の時シヅヲリといひし義なるべしとは見えず。倭文の始の如きは。いまだ錦綺の類ありしにはあらず。シヅとは筋をいふに似たり。いまも東國之字に。筋といふ事をシヅといふなり。魏志に我國より班布をまいらせしは。此物の事とこそ聞ゆれ。

倭名鈔に。麻布紵布並讀でアサヌノといふ。麻は卽アサ也。卽カラムシ也。(麻苧の事は。前の幣帛の注にも見えたり。)また調布讀でツキヌノといひけり。調とは公に貢する物をいふなり。崇神天皇十二年の秋。始校二人民一更科二課役(エツキ)一。此謂二男之弭調(ユハズノツキ)。女之手末調(タナスヱノツキ)一と見えし。これ我國之調の始也。日本紀及び令式に見えし庸布は。讀でチカラヌノといふ。是等は古の時天下の人民。田有れば租稅を輸し。家有れば調を輸し。身有れば庸を輸す。其調と庸とのために。公にまいらする布をいひて。ツキノヌノ。チカラヌノとはいひけるなり。

調をツキといふ義不レ詳。庸をチカラといふは。力役之征なればなり。稅をタチカラといふ義も。亦これに同じかるべし。

又倭名鈔に唐式を引て。白絲布は今俗に手作布の三字を用ひて。テヅクリノヌノといふと注し。本朝式を引て。商布讀でタニといふと注したり。舊きものに。陸奧國には。手づからしぬる事をば。手作となんいふとしるせしあり。(陸奧後三年合戰の繪の詞書に)テヅクリノヌノとは。其始彼國の方言に出し所なるべし。タニと云ふはタは手也。ニは卽布也。猶手作布といふが如し。調と庸との布の如きは。公に輸す所也。其餘は自らの服用とも也。また商物にもしつべければ。かくは云ひし也。また倭名鈔に漢語抄を引て。貲布讀でサヨミノヌノといふ。今按ずるに。貲布當レ作二⿱此巾布一と見えたり。サとは細也。ヨミとは升也。猶細

布どいふが如し。

貲帉その音はおなじけれど。帉布は細布也と見えたれば。今按の說に從ふべし。古語にヨミといひしは。物をかぞふる事をいひし也。凡そ布を織るに。その縷をかぞへて。幾升などいふ事あるなり。

帛キヌ　倭名鈔に說文を引て。帛は薄繒也讀でハクノキヌといふ。絹はキヌ陸詞切韻にいふ繒帛也。練はネリキヌ。蔣魴切韻にいふ熟絹也。絁はアシキヌ。唐韵にいふ繒似レ布也と注せり。その帛讀みてハクノキヌといふは。帛字の音と絹字の訓とを合せていふ也。絹讀でキヌといふ義不レ詳。說また下に見ゆ。日本紀に絹讀でカトリといふ。

カトリは下に見えたり。

練讀でネリキヌといふは。熟練するをいふなり。絁讀でアシキヌといふは。其麁惡にして布に似たるをいふ。日本紀亦讀でフトキヌといふ。其義亦同じ。舊事紀に。天熊大人。葦原中國の桑蠶を取持て。日神に進らせしより。養蠶之道ありて。紝織之業起れりとしるされたれど。我國の上世にありては。たゞ麻楮の類をもて。白羽(シラハ)倭文荒(シツチリ)妙和妙等を織成せし事のみ聞えて絹絁などいふものゝ名は聞えず。たとへ舊事紀の說の如くに。上世よりこのかた。養蠶織絹等の事ありとも。たとへば。後代に及びて。神服部の赤引絲をもて織れる所をも和妙などいひしが如くなりけむも知るべからず。

服部氏。神衣を織る事は。令式等を併見るべし。

また神功皇后紀に繒の字見えしも。讀てハタといひしなり。

仁德天皇の御世に。百濟弓月君(ユツクノ)率ひ來りし百二十七縣の秦氏を。諸郡に分置き。卽養レ蠶織レ絹しめてこれを貢す。因りて其姓を波陀(ハタ)と賜ひし事。姓氏錄にしるされしこそ。此事の始なるべけれ。是よりさき神功皇后の御時。新羅貢献の物に。縑絹等の名見えしは。卽是彼國調絹の始なるなり。日本紀に見ゆ。是等の事に據りて見れば絹をキヌといひしは。韓地の方言に出て。絹の字の音の轉じ訛れるやうにぞ聞えぬる。垂仁天皇二年に。赤絹一百疋をもて。任那王に賜ひしといふ事。日本紀に見え。姓氏錄にもまた其事見えて。絹賜ふとしるされしが如きは。我國の

絹の事見えし始なれど。此事は舊事紀古事記古語拾遺等の書には見えず。或は史書潤飾之文に出たりけむも知るべからず。

魏志に神功皇后の彼天子にまいらせられしものをば。倭文布の如くにしるせり。垂仁天皇の御時。任那王に賜りし所も。また夫等の物の類なるべきを。史書撰述之日。かくしるされたらむも知るべからず。

綿ワタ　義不レ詳。日本紀。姓氏錄古語拾遺等を併考ふるに。應神天皇の御世に。秦皇之後弓月君百濟よりして來歸し。その孫浦東君が時に當りて。仁德天皇詔して波陀の姓を賜る秦の字讀でハタといふ卽是也。其ハタといひしは。かの貢せし所の絹綿。肌膚に軟かなるをもて。其姓となされしと見えけり。此事に據らむには綿をよびてワタといひしも。其義又これに同じかるべし。古語にハといひ。ワといふ事相通せしと萬葉集抄にも見えたり。

姓氏錄に見えし所。秦氏諸姓の事。各異同ありて其文また錯誤あり。日本紀古語拾遺等を併考へて其要をこゝに附す。仲哀天皇八年。秦始皇三世孝武王之後。功滿王來朝せり。其子融通王。應神天皇十四年に來朝し。奏請して國に歸り百二十七縣狛姓を率ひて歸化す。融通王子普洞王。仁德天皇の御世に。姓賜りて波陀といふ。秦の字讀でハタといふ。是也。普洞王の子秦公酒。雄略天皇の御世に。禹豆麻佐の姓を賜ひ。太秦の字讀でウヅマサといふ。卽是也。融通王又一つに弓月君に作るは。彼にして。融通の字を讀む音は。此にして弓月の字をよむ訓の如くなるが故なり。普洞王一に浦東君に作るは。普洞浦東並に讀む事。其字の音の如くなる故なり。百二十七縣狛姓と見えしは。狛二十七縣百姓の字を誤寫せしと見えけり。姓氏錄に二十七縣百姓としるされたりし文ありけり。日本紀古語拾遺に見えし。百二十七縣の百の字の如きも。狛の字を誤り寫せし事。これに同じかるべし。古の時三韓といひしは。馬韓辰韓辨韓是也。辰韓はもとこれ秦之亡人。苦役を避け來りて。韓國に適く。馬韓其東界の地を割きてこれに與ふ。これに依りて。秦韓ともいふなり。其地北のかた濊狛に相接したりと。漢人の說

には見えけり。初秦始皇三十二年に。蒙恬をして兵三十萬人を發して。長城を築かしめらる臨洮より起りて。遼東に至るまで。延袤萬餘里。三十五年太子扶蘇して。蒙恬が軍を上郡に監せしめられ。三十七年に始皇崩ぜらる。こゝにおゐて。宦者趙高二世胡亥を立て。扶蘇に死を賜はしむといふなり。されど我國の秦氏自ら稱して。始皇三世孝武王之後也といふによれば。扶蘇徒らに死せしにもあらず。竊に逃れて東のかた遼を度り來れるにや。また子ありて其亂を避けて。遂に濊狛之地に君たりしものを。孝武王といひしにや。扶余國は古の濊狛之地なりと見えたり。扶余といひ。扶蘇といふ。其音又相遠からず。或は王父の名によりて。其國の號となりたりけむも。知るべからず。辰韓また秦韓といひしは。彼長城の卒の如き。扶蘇父子の間に隨ひ來れる者共。馬韓東界の地を得て。舊君に服屬せしに。功滿融通が時に及び。隣敵のために地を亡ひて。百濟に屬し。遂に國人を率ひて。我國に來れるならん。三韓蓋爲二百濟新羅一所二呑併一といひ。晉太康の後。辰韓の朝貢たえぬと見えしは。秦氏我國に來れる時と相合へり。又我國にして高麗の字。狛の字並に讀でコマといふ其義詳ならず。仲哀天皇の御世に來朝せしといふ功滿王といふもの。その功滿の字を讀む事。コマといふに同じ。其子融通王。狛二十七縣百姓を率ひて。來れりと見えたれば。功滿王と聞えし者。卽これ狛王の謂にして。彼父子もとこれ濊狛之君にぞあるべきさらば狛讀てコマといふは。もとこれ彼國之方言にて。濊狛高麗同種也とも見えたれば。高麗亦讀でコマといふも。狛同種なるが故也とこそ覺ゆれ。

秦姓をハタといひし義は。姓氏錄古語拾遺に見えし所の如くなるべしとも思はれず。其說殊に長ければ。こゝには註せず。ハタは韓國之語也。

絲イト　舊事紀に。葦原の保食神。口裏に蠶を含み。絲を抽る事を得しといふ事見えけり。倭名鈔に。文字集畧を引て。絲はイト蠶所レ吐也。又說文を引て。線はイトスチ。絲縷也。類はイトノフシ。絲節也。絓は惡絲也。漢語抄にシケイトといふと注したり。イトといひ。シケといふが如き。義不レ詳。

イとは發語之詞にて。トとは細きをいふに似たり。凡そ物の細きをいひて。トといひし事どもある也。尖讀てスルドといひ。鋭よむでトシといひ。刺讀でトゲといひ。鋒讀でトガリといふが如き。是也。また俗に蠶絲をスガといふ也。古語にスガといひしは細なり。スガルノタチといふは。卽細太刀也。スガルハチといふは。細腰蜂なり。スガヌといふ如きも。眇目にて凡そ物の細きをば。卽今もスガルとは云ふ也。またカナといふは。卽獨繭絲也。カナとは猶片絲といふが如し。カタといひ。カナといふは。轉語なり。シケといふ義未ㇾ詳。

綿ニシキ　義不ㇾ詳。神功皇后紀に。新羅王其子を質となし。よりて金銀彩色及綾羅縑絹(アヤキヌカトリノキヌ)を八十艘の船に載て。官軍に從はしむ。これ新羅常に八十艘の調を貢する緣也。と見えたり。其彩色の字。讀てニシキといふべし。萬葉集に。綵色の字讀てニシキといふ是也。日本紀私記には。錦の字古訓ニシキモといふと見えたり。もとこれ彼國の方言に出し所なるに似たり。我國にして。錦織れる始は。未ㇾ詳。職員令に。織部司掌ニ織錦一の事見えたれば。官にして織らしめられし。因來る所久しき事也。諸國をしてこれを織らしめられし如きは。元明天皇和銅四年閏六月。挑文師を諸國に遣され。始て錦綾を織る事を敎習せしめられしと見えて。これよりして後。我國にして織り成せるものども。令式に見えし如きも。其樣少からず。漢人の說に。女王國に明霞錦魚油錦ありと見えしは。杜陽雜編 我國の產也。などいふ說あれど。此事もとより我國の事に。あづかるべきにもあらず。漢武帝の時に。日本國麒麟錦十端を貢すといふが如きは。韻府續編 正しく日本國の貢せし所と見えたれど。其世彼國に通ぜし事の如きは。本朝の國史に見えし所にもあらず。これ又傳聞之謬とこそ覺ゆれ。

新羅の君を尼師今(ニシキム)といひし其故ありと見えたり。說長ければ此に注せず。

綾アヤ　令義解に。綾者有文之繒也と見え。倭名鈔には。綾はアヤ。野王曰。似ㇾ綺而細者也。考聲切韻に。紋は吳越謂ニ小綾一也と注したり。綾讀てアヤといふ。義不ㇾ詳。日本紀に據るに。應神天皇三十七

年。阿知使主。其子都加使主等に詔し。呉に使して。縫工女を求めしめらる。阿知等高麗に赴き。郷導を乞ふ。其王。久禮波久禮志等をして。みちびきて呉に至らしむ。工女兄媛弟媛呉織穴織四婦女を得て歸れり。

これよりさき二十年の秋。阿知父子其黨類十七縣の人を率ひ來れりと見えたり。姓氏錄續日本紀等によるに。阿知は後漢靈帝の後也。其十七縣といふもの。いづれの國にありし所といふ事不レ詳。日本紀には。呉王四婦女をあたへしと見えたり。按ずるに是歲丙寅は。惠帝光熙元年にして。呉亡びし二十五年の後也。呉王とは誰人をいひしといふ事を知らず。高麗王の郷導たらしめしものは。呉人の彼國に來りて留れるものと見えたり。

其後雄略天皇十二年の夏。史部身狹村主青檜隈ノ民使德博等。呉に使たる事。再び十四年の春。呉國の使及び手末材伎漢織呉織。衣縫兄媛弟媛等と來り歸れり。

姓氏錄によるに。牟佐村主は。呉孫權子高之後にして。檜前村主は。漢齊王肥の後。檜前忌寸は阿知使主之後也。其博德といふ者は。村主の祖なる歟。忌寸の祖なる歟。其詳なる事を知らず。是時青等呉に使たる事。我國の史に依らば。彼にありて。宋明帝景明二年戊午にして。此にしては雄略天皇二十二年の事也。その呉といふものは卽宋也。

呉を稱してクレといひ。漢讀てアヤといふは。當時三韓の方言也。穴讀てアナといひしは。卽是漢の字の音をよぶに同じ。

卽今も閩人の語の如きは。漢の字を讀むことアヌといふが如くなれば。アナといひしは。其轉音なる也。

織讀でハトリといふは。機織といふ語の急なる也。ハタヲリといふ。タヲの二字を引結びてよびぬれば。トといふ音になりぬるなり。

その呉織といふは。呉地の工女にて。穴織とも漢織ともいひしは。漢地の工女をいひし也。當時南を呉といひ。北を漢といひしと見えたり。我國の綾は。彼漢女の織出したりければ。アヤとは名づけ云ひしと見えたり。また綾は有文

の綾をいふなれば。文の字亦讀てアヤといひけるなり。

綺カムバタ　倭名鈔に。蔣魴切韻を引て。似レ錦而薄者也。俗にはキといひ。一つにヲリモノ。又カムバタといふと注せり。日本紀には。讀てカマハタといひ。古事記にはカリハタともいひけり。俗にキといふと見えしは。其字の音也。ヲリモノといふが如きは。此物にのみ限るべしとも覺えず。カリハタともカマハタともいふが如き。並に不レ詳。

カムハタといふは。シヅハタといふ對しいひし所にて。上下の義によれるにや。シヅハタの事は。倭文の注に見えたり。或は日本紀に霞幡と見えしもの。此物の事なりけむも知らず。

羅ウスハタ　日本紀には。羅讀でウスハタといひ。紗の字讀むこと亦同じ。令義解に。羅者綺之屬。織有二邪文一者也と見え。倭名鈔には。羅此間にラといふ。紗は俗に音射。似レ絹太輕薄也と注したり。ウスハタとは。ウスは薄也。ハタは機也。其うすきをいふなり。俗に羅をラといひ。紗をシヤといふは。其音を呼びし也。

縠コメ　令義解に。細繒也。と見え。倭名鈔には。釋名を引て。其形縐縐視レ之如レ粟也。縐は唐韻に縮文貌といふ。此間にシヾラギといふ也。と注したり。コメとは卽其文の粟米の如くなるをいふなり。シヾラギとは。皺シハめる文の貌をいふ。卽今のシヽラなどいふもの其義也。

縑カトリ　倭名鈔に絹縑。並に讀てカトリといひ。釋名の其絲細緻の註を引きけり。カトリといふは。カタヲリといふ語の急なるなり。其細緻をいふ也。古語に厚き事をカタといひけりカタとは俗に固織などいふが如し。

また倭名鈔に。繒は師說に讀む事。縑の如し。今按ずるに布帛總名也。と見えたり。今按の說の如きは。誠に然也。さらばなど繒讀でキヌとはいはざりけむ。其故を知らず。又令には。細綾の字見えしを。義解に紬者大絲繒也。と釋し。式にも綿紬絲紬等の物見えたり。倭名鈔には。紬の字を收めず。されば古訓の如きは。いまだ知らず。近俗讀てツムギといふなり。ツムギとは紡ツムグ之義也。

繡ヌムモノ　倭名鈔に。蔣魴切韻を引て。以二五色

絲ｰ剌ニ萬物形狀ｰ也。と注せり。今俗にヌヒといふ卽是也。

兎褐トカチ　倭名鈔に蔣魴切韻を引て。緇衣以ニ兎毛ｰ和織也。此間にトカチといふと注したり。トカチとは。字音を呼びし也。昔は陸奧國より此物を織出せり舊說に狹（ケフ）の細布といふは。兎毛をもて織れる物也といひけり。

袖中抄に。或物に書て侍りしは。けふの細布は。兎毛を物の蓋に入れ。蓋に細き穴をあけて。それより苧を通して引出せば。それに兎毛のつきて出るを。ひねりつけて織るなり。うるさくわづらはしき物なれば。ほそきなりたてには例の苧をして。兎の毛をば。緯にする由。侍りきと見えたり。

近世に至て。西洋の國に產しぬる毛布の類。其名品少からず。我國にいふ所の名と。彼國の人のいふ所と同じからぬもあるなり。これ又其音の轉訛せしが故也。是等のものは。古に聞えざる所なれば。こゝにはしるさず。又俗に褐讀でカチといひて。紺色とするは。誤れるなるべし。カチとは。紺地としるすなり。節用集に紺地讀てカチといふ。則是也。

夾纈カウケチ　倭名鈔に布帛部に。東宮切韻に。纈は結レ帛爲ニ文綵ｰ也。孫愐曰。繒之有ニ夾花ｰ也。此間にカウケチといふと注し。また韋革ノ條に纈讀てユハタと注したり。式に二目一目纈など見えしもの是也。ユハタといふは結（ユフ）也ハタは幅（ハタベリ）也。俗には目結（カノコ）などもいひけり。卽今鹿子などいふものゝ類これなり。

當時來れる漢土人は。我國の鹿子を茘支殼文といふなり。實に似たるものにてはある事なり。

又綵絹の字。日本記には讀てシミノキヌといひけり。シミとは卽染（ソメ）也。シミといひ。ソメといふは。轉語也 染色の如きも。古に聞えし所と。今の物とは。似て非なるものどもあるなり。凡は五色並に間色の名義の如き。多くは詳ならず。

已上布帛

東雅卷之八

器用第八

冠カウフリ　倭名鈔に。冠幘條に。辨色立成を引て。幞頭讀みてカウフリといひ。烏幘の下に。兼名苑を引て。幘一名は頭衣。烏幘子。俗訛レ烏爲レ焉。今按烏焉或通ずと注したり。これは只後代の制によりていひし也古語にカウフリといひしは。上に加ふるの義と見えけり。○被蒙等の字讀みてカウフリといふか如し。舊事古事等の記に。伊弉諸神の御冠の事見え。出雲國風土記には天下造られし大神の御冠の事も見えけり。卽大己貴命太古の制の如きは。知るべからざれど。上に加ふるの服ありしとは見えたり。日本紀に引れし一書に素戔嗚神。左右の髻に。所レ纏五百箇統之瓊綸解き給ひしといふ事見えたれば。其世には。男女皆珠玉をもて。首飾となせし事にぞありける。此遺制尙後代までも聞えたりけり。雄略天皇紀に。吳使を饗せられし時。供食者を撰ばれ。根使主に其事を命せられしに。使主が玉縵甚美なりしと見えしが如き。卽是也。

これは大草香皇子の寶に。押木珠縵といひしもの也

是等の事によりて見れば。舊事紀に大己貴神。躬被二瑞之八坂瓊一。而百不足八十隈に隱れませしと。しるされし瑞之八坂瓊といふものは。出雲風土記に天下造られし大神の御冠。としるせし物也けむも知るべからず。雄略天皇の遺詔に。唯有レ所レ留レ恨者。朝野衣冠。未レ得二鮮麗一とのたまはせ給ひしは。此時までも衣冠の制。いまだ備らぬ事どもありける也。推古天皇十一年冬十二月に至て。始て冠位を制せらるゝ事。凡十二階。以二當色絁一縫レ之。頂撮總如レ囊。而著レ緣。唯元日著二髻華一。十六年秋八月。隋國の使進見之日。諸王諸臣。悉く金髻華をもて著頭にし。衣服皆錦紫繡織。及び五色綾羅を用ゆ。一に服色皆用二冠色一。と見えしが如きは。まさしく後代の冠制の始にして。彼にても。至レ隋始制レ冠。以二錦綵一爲レ之。以二金銀一鏤レ華。爲レ飾と志るせし所也。隋書倭國傳に見えし所也されど我國にして。カウフリとい

ひしものは。既に太古の時に聞えたれば。此時に始れるにはあらず。唯後代の冠制の因りて始れる所なるなり。十九年夏五月五日。兎田野に藥獵し給ひし日。諸臣服色。皆隨二冠色一。各著二髻華一。或金或豹尾鳥尾を用ひしめらる。

髻華の字。讀でウズといふ。釋日本紀に。髻華者鈿也。今世挿頭花象レ此歟と見えたり。鈿の字亦讀みてウズといへば。髻華といひ鈿といふ。其制異ならざりしにもあるべけれど。豹尾鳥尾を用ゆと見えたれば。後の挿頭花の如くなりし物とも思はれず。挿頭花といふものは天鈿女命の。天之香山の眞拆を鬘とせられしなど見えし事の遺制にてあるなり。されば舊事紀に。此神の名をしるされしにも。鈿の字を借用ひられしと見えけり。ウズといふ義の如きは不レ詳。

其後孝德天皇大化三年。是歲七色一十三階之冠を制し給ひ。其冠は織繡紫綿青黑等をもて作り。緣と鈿とをもて。其高下を異にせらる。詳なる事は國史に見えけり。五年の春。又冠十九階を改制せられ。天智天皇三年の春。二十六階之冠を制せらる。天武天皇十年の夏。親王以下庶臣に至るまでの。服色の制を定められ。十一年の春三月。位冠の制を停められ。夏六月。詔して漆紗冠を着しめらる。十三年夏。男女衣服制を定められ。詔に男子者有二圭冠一冠而著二括緒褌一と見えたり。其圭冠といふもの。私記には師說を引て。今の烏帽子也としるせり。さらば其比までは。烏帽子をも。すべてはこれを冠といひける也。文武天皇大寶元年に詔して始て新令に依て。四十八階之冠を制せらる。皆漆冠と見えたり。これよりして後。凡冠服之制。此時の令に依らるゝ所也といふ也。令に見えし所は。禮服には。皆冠としされ。朝服には皆頭巾としるさる。其頭巾の制。五品以上は。皂羅を用ひ。六位巳下は皂縵を用ゆと見ゆ。

義解に縵とは無文繒也と見えたり。

我國の冠制を通じ考るに。太古の制の如きは。知るべからず。推古天皇の御代に至て。始て當色絁をもて。縫ひて冠を制せられ。元會の如きは。金銀の髻華を着頭となさる。大化の制の如きも。又此制によらる。大寶の制の如きに至ては。上世より此かたの

玉統玉縵などいひしものと。中世の髻華等の制によりて。禮冠を作られ。朝服の如きは。たゞ天武天皇十一年の制の如く。漆冠を用ひられしとぞ見えたる。禮冠の制の如きは。延喜式にしるされし所詳也。此天皇の御時。粟田朝臣眞人。唐國に使して。則天武后に見えて歸れり。彼にして其時の事をしるしけるには。眞人冠二進德冠一。頂有二華蘤一四披。紫袍帛帶。進止有レ容と見えたり。そのしるせし所の如きは。我國の禮冠をいふに似たり。

唐書に見ゆ。按ずるに粟田朝臣。正四位下をもて使たりけり。令によらむには。その禮服の如きは。深緋衣條帶等を用ゆべし。然るに紫袍帛帶としるせるは。傳聞の詳ならぬに似たれど。其代に深緋と云ひし色の如きは。彼國にしていふ所の紫色なれば。かくしるしけると見えたり。

幞頭（モカウ）の字の如きは。元正天皇靈龜三年の詔に。始て見えしが。其詔には六位以下の羅幞頭を禁ず。また幞頭後脚。莫レ過二三寸一。など見えけり。其幞頭といふ者は。卽是大寶元年詔の漆冠。儀制令の皂羅皂縵等の頭巾にぞあるべき。　倭名鈔に見えし冠幘の具に。簪讀てカンザシといひ。挿レ冠者也と注す。卽今の制の如きは。たゞ揷頭花など挿むべきものにして。實用のためにはあらず。巾子は所二以挿一レ髻者也。此間に巾を讀む音如レ渾と注せり。卽今コジといふもの是也。コジとは。古に櫛形を云ひし者の。そのクシと云ふ語の轉じたるなり。其櫛形といひしも。櫛の形をいふにはあらず。髻を挿むものなれば。クシガタといひしを。櫛形としるせしに。後にはまた巾子ともしるしたる也。舊事古事等の記に髪の字讀みてクシといひ。また古語には髪をクシといひしよし。大隅國風土記等にも見えたり。纓の字。唐韻を引て俗に燕尾（エヒ）といふと注したり。靈龜之詔に。幞頭後脚と見えしもの。卽是也。其形燕尾に似たれば。エンビともいひしを。其語轉じてエヒともいひしに。其蕤纓の字音に近ければ。遂に纓の字を借用ひしと見えたり。又舊說に。古語には。帶をエヒと云ひしといふ事あり。冠脚はもとこれ頭巾の帶なれば。かく云ひたりけむも亦知るべからず。

古畫の冠服せし人を。繪がきしを見しに。そのエヒの形。今世のものゝ形にもあらず。たゞ後に垂

れしものにて。唐書に見えし唐巾にたがふ所もあらず。

緌の字讀てカウフリノヲとも。ホヽスケともいひ。又ヲイカケともいふ。或說に。老人髮落以レ此繫レ冠使レ不レ墜。故名ニ老懸一也。今不レ論ニ老少一武官皆用レ之。と見えたり。令義解には緌謂ニ冠緌一と見えたり。左氏傳の注に。紞は冕之垂者と見えて。瑱を懸る繩の雜綵絲をもて。織れるものなれば。緌の字讀みてカウフリノヲともいひしなり。ホヽスケといひしは。義不レ詳。老懸といふ事は。倭名鈔に注せし所。義自ら明かなり。されど武官の皂緌を用ゆる事。令に見えて。古よりの制也。後代に起りしにはあらず。此物の制。いづれの比に始れるといふ事は。いまだ所見あらねど。前にしるせし事の如く。推古天皇十九年の夏。藥獵の日に。諸王諸臣の髻華。金及豹尾鳥尾等を用ひしめられし事ありしは。此物のよりて始れる所なりけむも知るべからず。

漢代の制に。貂蟬冠といひしは。金蟬を鉬となし。貂尾を珥となしたるなり。亦鵕鸃冠といひしは。鷩鳥の毛羽をもて。飾となしたる也。孝德天皇の紀には。鉬蟬の字見えて。鉬の字讀みてウズといふ事。髻華の字を讀むが如し蟬の字讀みてカザリクシと云ひけり。さらば我國にして。髻華といひし者。元これ漢代貂蟬の制を移されし者にや。或は金或は豹尾或は鳥尾を用ひしなどみえし即是也。是等の事によるに。推古天皇紀の豹尾の字は。貂尾の字を誤寫せしを。其誤を傳て。正す事もなかりしも知るべからず。コユルギといふ名あるヲイカケは貂尾也といひも傳へたれば。古のヲイカケは貂尾なりしは疑ふべからず。纓緌等の字。此にしていふ所のものは其字義に合へりとも見えねど。もとこれ其字を借用する所なれば。必らずしも其本義に拘るべきにもあらず。纓緌等の字義の如きは。纓は冠系也。冠之纓結レ于ニ頷下一。其餘下垂者。謂ニ之緌一と見えたれば。纓の字を冠脚となし。緌の字冠系とするが如きは。其義に合へるにはあらず。

又圭冠といふもの。私記には卽今の烏帽子也と見えて。讀みてハシハカウフリといふ。其義も詳ならず。又其制の始も詳ならず。孝德天皇紀に鐙(ツボ)冠以ニ

黑絹一爲レ之。と見えしものも。亦不レ詳。江帥の説には。ツボ冠は當時世に用ゆる所のもの也と見えけり。後に烏帽子といふもの。國史令式等に見えし所にもあらず。またエボウシなどいふは。其字の音をもて呼ぶ所なれば。後世に名づけいひし所なり。もし私記の説の如くならむには。古にハシハカウフリと云ひし者にや。只いづれにも其制の因來る所は。特に久しき者とは見えけり。すべて是等の事の如き。別に記せしものあれば。こゝには詳にせず。

埃嚢抄に。推古天皇の御時。小野妹子。隋朝に渡りける時。髻をば椎髻といふ事にて。ゑびすの如くに冠などをもせず。足をもはだしにて。ちはやといふ物の樣に。布の一はたばりをかづきて。前後にさげたるばかりにてありけるを。隋ノ煬帝哀給ひ。衣冠を給ひけるとかや。日本決擇記といふものには。應神天皇の御時より。盛に物縫ひきもの着る事。上下を分たず。衣裝を調ふる事にはなりたり。其先には君臣の間に用るばかりにて。次〳〵の卑しき者は。裸なる類多ありけりと見えたりとかや。但し日本紀には。妹子歸朝の時。唐使此國に來る儀式をいへるは。嚴重極りなく。ゆゝしくこそ聞ゆれ。決擇記の心は。水火せるにやと見えたり。そのしるせし所の如きは。異邦の書に見えし所には。相合ひぬる事もあるにや。此時の事の如きは。舊事紀古事記等には。しるしも置かれず。もし決擇記の説の如くならむには。日本紀に見えし所は。史書潤飾之言にやあるらむ。我國の人左衽の事の如きは。元正天皇の御世の比までも。其遺俗ありしかど。雄略天皇の御時。呉使を饗せられし時。根使主。玉縵せし事の見えしに依らば。妹子の。隋に至りし日。椎髻までの事にも至らざらまし。それが中小野ノ臣妹子の名の事を。ヲノ、イモコと讀來りたりけり。我國報聘之書詞のごときも。蘇因高としるされしと見えたり。これは彼國よりしるし來れるに依られしなり。隋書にもかくぞしるせる。妹子讀みてイモコといふ。因高の音に相近く聞ゆれど。小野讀みてヲノといふは。蘇の字音に似つべくもあらず。然るを呼びて蘇といひしは。彼方音をもて。小の字を呼ぶ音の似たる所もあれば。借用ひしにや

あるらむ。姓氏錄によるに。妹子臣は孝昭天皇の皇子天足國押人命より出で大春日朝臣と。其姓其祖を同じくす。近江國滋賀郡小野村に家せしによりて。小野をもて氏とすと見えけり。即今も滋賀郡に小野村といふあるなり。大津の驛より五里ばかりの北にぞあたるべき。河海鈔に淺茅生の小野といふは。近江にありと見えし。これなるべし。小野毛人の如き。即今も其墳塋之地。山城國愛宕郡小野の里にありけり。世に傳ふる所の小野氏系圖。並に新編纂圖などいふ者に見えし所は。妹子臣は。敏達天皇の皇子。春日皇子の御子也といふなり。姓氏錄にしるされし所には合はず。大春日朝臣と其祖を同じくせしなどいふ事によりて。かく誤傳し事の如し。仁德天皇の御代に來れる百濟の王仁が如きも。世にはワウニンなどよぶ事なれども。もとこれワニとこそいひつれ。古事記に和邇としるせし。即是也。凡そ古人姓名の如きも。後に誤傳へしものも少からずぞ見えける。

衣キヌ　倭名鈔に。在レ上曰レ衣在レ下曰レ裳總謂ニ之服一と注したり。舊事紀には。日神。天齋屋戶にこもりませし時。令ニ麻績祖長白羽神ニ績レ麻。今衣稱ニ白(シラ)羽一。此其緣也。としるされ。古語拾遺にも。其しるせし所。舊事紀の如くにして。今俗衣服謂ニ之白羽一。此緣也としるせり。古語にまた衣をばソといひけり。舊事紀古事記日本紀等に。衣の字讀みてソといひし是也。ソといひ。またキヌといひ。コロモといふが如き。義並に不レ詳。日本紀には。細袍衣服等の字。皆讀でコロモといふ。それが中。細亦讀みてソともいひ。衣服讀みてキモノともいひけり。

古語に背をソといふ。よりて背字此に讀みてソといひしなり。今讀みてセといふは。其語の轉せしなり。衣これをソといふは。太古之衣制。猶後に背子(ハイシ)といふ者の如くなりし故のみ。彼此之言同じからぬど。名づけいふ事は異ならず。絹帛等の字。幷に讀でキヌといふ。衣また讀みてキヌといひしは。その絹帛の類をもて。製しぬるによりて。これをもキヌといふに似たり。或人の說にコロモといふは。キルモノといふが如し。コロとはキルの轉語にて。モとは物なりといふなり。され

ど衣服の字コロモとも讀み。またキモノとも讀みたれば。其コロモといひしには。別に其義ありぬべけれど未レ詳。

袖をソデといひしはソは衣也テは手也。猶衣手といふが如し。釋名にも袖は所ニ以受レ手也と見えたり袂をタモトといふは。萬葉集に手本としるせるが如き是也。衿は倭名鈔に釋名を引て。衿は頸也所ニ以擁レ頸也。襟は禁也。交レ於前。所三以禁ニ禦風寒一也。並讀みてコロモノクビといひ。衽は衣前襟也。ヲホクビと讀むと注せり。ヲホクビは。後の俗大領などしるせり。我國之俗。古にありては。皆左衽なりしを。元正天皇養老三年二月。始て天下百姓をして。右衽せしめられたりしなり。衩は倭名鈔に。方言注を引て衣衩也。コロモノワキとよむと注せり。

裳モ　萬葉集抄に。裳は向ふの義也と見えけり。又讀でモスソといふは。スソとは下衣也。下の字讀みてシといふ。シといひスと云は。轉語なり。釋名に。上曰レ裙。下曰レ裳。卽是也。裙の字讀む事裳の字の如し袴は倭名鈔に。蔣魴切韻を引て。脛上衣名也。讀みてハカマといふと注せり。舊事紀に。日神。御裳を縛て。御袴となされしと見え。日本紀またこれによらる。ハカマとは脛縛也。

ハキといひ。ハカといふは。轉語也。萬葉集抄に。古語にマといひしは。まとふの義なりと見えたり。

又倭名鈔に奴袴の字。楊氏漢語抄を引て。サシヌキノハカマ。一つに絹狩袴。キヌノカリバカマといふと注したり。古の時に。布帛の類をばすべて。ヌといひしかば。その奴袴としるせしものは。卽後にキヌカリバカマといひしもの是也。賤者の袴なるの義にはあらず。

布の字ヌといふ義は。上の布の注に見ゆ。奴の字讀みてヤツコといふ事は。前に注しぬ。

これは天武天皇十三年。詔に見えし括緒袴の遺制とこそ見えたれ。

括讀みてクヽルと云ふは。古語にクといひしは入るなり。クルは卽繰也。緒を貫き入れて繰り寄するをいふなり。

又舊事紀古事記に。褌字讀でハカマといふ。倭名鈔には。方言注を引て。袴而無レ跨。謂ニ之褌一。讀みてス

マシモノとも。チイサキモノともいふと注せり。これ後の世の制によりていひし所なり。

倭名鈔に犢鼻褌の字を注して。楊氏漢語抄を引き。松子はモノシタノタフサギと讀みけり。日本紀には犢鼻の字讀でタフサギといふ。義不レ詳。按ずるにタフサギとは。手塞(タフサギ)の義にや。今も賤しきが水などに入りて。褌のなき者の。手をもて前をふさぎぬる事はあるなり。今も邊地の俗。褌をタフサギなどいふは。古言猶遺れるなり。

背子 カラキヌ　倭名鈔に辨色立成を引て。背子はカラキヌ。形如ニ半臂一無ニ腰襴一之袷衣也といひ。また楊氏漢語抄を引て。背子婦人表衣。以レ錦爲レ之。領巾はヒレ。婦人項上餝也と注せり。カラキヌとは其制もと唐國よりや出ぬらむ。領巾讀みてヒレといふ。東宮切韻に。帔領巾也と注し。延喜式にも。帔字讀みてヒレと云ひしによれるなり。されど天武天皇十一年。詔に膳夫釆女等之手襁(タスキ)肩巾(ヒレ)。並莫レ服と見え。(肩巾よむ事、領巾に同じ、)延喜式祝詞にも。比禮懸伴男。襁懸伴男。靫負伴男。劔佩伴男。伴男の八十伴男など見えたれば。古にヒレといひしもの。婦人の飾をのみいひしにはあらず。

ヒレの事は。甲冑の具に見ゆ。併せ見つべし。

又倭名鈔に衵の字。唐韻を引て女人近レ身衣也。漢語鈔にアコメギヌといふと注したり。說文六書故等の說の如きは。たゞ日々に常に衣(キ)る所の身に近き衣を衵といふと見えたり。婦人の服をのみいひしにはあらず。アコメといふ義は不レ詳。

衵はもとこれ男女少長に限らず。近身之衣をいふ也。我國にしてアコメギヌといふは。其義にあ(ハ)らず。女(メ)のわらはの姿によりていひし詞也。女のわらはは成人の如くにきぬを襲ぬる事もなければ。身に近き衣のまゝなるを。アコメ姿といひしなり。アコメとは古語に童をいひしなり。日本紀にアコといふ事を。釋には小兒也と注せし是也。メといひしは卽女なり。

又舊說に褶は女の袴の上にきる所の裳なり。ウハモといふと見えたり。(藻鹽草に)されど推古天皇十三年の紀に。諸王諸臣に命じて。褶を着せしむと見えて。褶の字讀でヒラミといひしを。天武天皇十一年の詔に。褶をきる事を停めらる。又大寶の令に至ては

親王諸王。諸臣。禮服の如き。深緋深縹等の紗褶ありて。倭名鈔にも釋文を引て。褶は襲也。覆二袴上一之衣也。讀みてウハミといふと注せり。これ又婦人の服をのみいひしはあらず。

ウハミといひ。ウハモといふは。その語の轉せしなるべし。ヒラミといふは。其義不レ詳。

帶オビ

古語にタラシといひしは帶也。されば舊事古事日本紀等に。帶の字讀でタラシといふ。タラシとは垂(タラシ)也。其結び垂るゝをいひし也。後にこれをオビといひし義不レ詳。

舊說にエビとは帶の事なりとも見えたれば。オビといふまた。エビの轉語なりけむも知らず。エビとは卽燕尾也。これも結垂るゝの義なり。

日本紀に。腰帶脚帶つらねしるされて。腰帶をばオビと讀み。脚帶をばアユヒと讀む。アユヒといふは結(ユヒ)也。ユヒとは其末の垂れざるなり。オビとは。結び垂ぬるを云しと見えたり。さらばオビとはエビの轉語也しと見えたり。倭名鈔に。唐令を引て。大帶今按一云二博帶一。着二禮服一帶也。革帶。今按ずるに以二其所レ附金玉石角等一。爲レ名。革帶其總名也。縌帶はカラクミ。唐韻に織レ絲爲レ帶也といふと見えけり。革帶は後に玉帶石(ゴクノ)帶などいふものして。縌帶は後の平緒(ヒラヲ)などいふものゝ類と見えけり。

カラクミとは。組む事の唐制に傚ひしをいふなり。

履クツ

倭名鈔に唐韻を引て。革曰レ屝麻曰レ履革曰レ履。並に讀みてクツといふ。襪はシタグツ。靴はケノクツといふと注せり。クツの義不レ詳シタといふは下也。ケといふは靴の字の音を呼ぶなり。

古語にクといひしは。入之義也といふなり。足を納るの義によれるなるべし。ツといふは詞助なるべし。また倭名鈔に。今按ずるに野人以二鹿皮一爲二半靴(ハウクワ)一。名曰二多鼻(タビ)一。宜く唐令單皮履の單 皮の字を用ゆべしと見え楊氏漢語抄を引て。線鞋はセンカイノクツといひ。辨色立成を引て。絲鞋はイトノクツ。今按ずるに。俗にシカイといふ。麻鞋はヲグツ。錦鞋はキンカイといふと注せり。そのセンカイといひ。シカイといひ。キンカイといふが如きは。皆其字の音を呼ぶなり。たゞ其タビといふものは。當時の野語。唐令によりて其名あ

りしにはあるべからず。古畫の旅人。鹿皮の半靴をつけしものを繪がきしをば。まさしく見たりき。タビとは旅なり。其行旅の具なるによりて。タビグツといひしと見えたり

倭名鈔衣服類。其字其訓悉く備りて。義亦疑ふべきも多からず。それが中。一二の釋すべき物をば。こゝに附しぬ。袍の字。日本紀崇神紀に讀みて。コロモといひしを。倭名鈔には。楊氏漢語抄を引て。ウヘノキヌ一つにいふ朝服著レ襴之袷衣也と注せり。古の制かゝるべしとも思はれず。日本紀に見えし所の如きは。たゞ袍者表衣之通稱なるの義を取れるなり。倭名鈔に見えし所の如きも。令の制には少しく異なるものと見えけり。襖の字の如きも。允恭天皇紀には。讀みてコロモともいひしを。倭名鈔には。唐令を引て。アヲシと讀みたり。其アヲシといふは。襖子の字の音をもて呼びし所なり。これも又後代の制によりていひし所なり。儀制令の位襖の義解には謂ニ無レ襴之衣一也と見えたり。又倭名鈔に襴衫の字。楊氏漢語抄を引て。スソツケノコロモ。一つにナホシノコロモといふと注せり。天武天皇十三年。詔に男女並衣服者有レ襴無レ襴。及結紐長紐。任レ意服レ之。其會集之日。着ニ襴衣一而着ニ長紐一。唯有男子者。有ニ圭冠一。冠而着ニ括緒褌一と見えて。襴の字讀みてスソツケといふ。其襴衣といふものは。卽倭名鈔の襴衫にして。今の直衣といふものは。其遺制なる也。紐子讀みてヒモといふは古語にヒといひしは間(ヒ)也。モといひしは對(ムカフ)也。上下にもあれ。左右にもあれ。兩間にありて。對し結ぶの義なり。

また鎖紐をトンボウなどいひ。近俗にはボタンなどいふなり。トンボウとは。其形をかたどりいひしなり。ボタンとは。西洋拂良機(フランキイ)國の方言の轉じたるなり。

又行縢行纏等の字。倭名鈔には。行旅の具に見えて。行縢讀でムカバキといひ。行纏は本朝式の脛巾を引て。ハヾキと讀む。されど令には武官禮服に。行縢脛巾等見えて。行縢は所ニ以裹一股脛上令ニ衣不ニ飛揚一者也。と義解にはしるせ

り。ムカバキといふは。向股などいふが如く。両股に着くの義にて。ハバキといふは脛着の義なるべし。

倭名鈔服玩具に見えしもの。もとこれ冠服の具にして。其類なるが故に。釋しつべき事あるものをば。今こゝに附す。倭名鈔に。四聲字苑を引て。笏は手板。長一尺六寸。濶三寸厚五分也。笏音忽。俗に尺といふと注せり。尺といふ義詳ならず。是は俗。其字の音の如く呼ぶ事を忌む所ありて。笏作る木の名をもて。呼びし所とこそ覺ゆれ。同き鈔に。椓は漢語抄に佐久ノ木といふ。唐韻に椓木可レ爲レ笏也といふと注せしは即是也。（椓の事は後に詳也）扇讀みてアフギといふは。風を扇ぐの義なる也。

我國の扇の事は。漢土にしても。奇玩となせし事ども見えたり檜扇などいふものゝ事。事長ければしるさず。

團扇讀みてウチハといふは。其制の翳の如くなるによれるなるべし。翳讀みてハといふは。雉尾扇などいふ物の如く。此制の始。羽をもて作りし事によりて。遂に其名と也しなるべし。

又玉佩讀みてヲムモノといひしは。帶物也。綬讀みてクミといふは。組也。雑綵を組みて。佩玉を貫くをいひし也。綟讀むこと字音の如く。四聲字苑を引て綟者靑而黄也と注したり。平緒差縄などいふものの外。今俗に此語遺れるあり。（段々筋などいふが如きなり）總讀みてフサといひ。蔣魴切韻を引て。聚レ絲成レ束也。と注したり。古語拾遺に。上古之時。麻をフサといひしと見えたり。其物によりて此名ありとこそ見えたれ。

已上冠服

帷カタビラ

倭名鈔屏障具に。釋名を引て。帷は圍也。以ニ自障圍一也。讀みてカタビラといふと注したりカタビラといふ義不レ詳。

倭名鈔澡浴具に。溫室經論語注等を引て。内衣明衣讀みてユカタビラといふと注したり。又俗に大帷帷子などしるして帷の字讀みてカタビラと云ふものあり。すべて是等の名義詳ならず。

又倭名鈔に見えし幕。マクといふは。其字の音也。

又帟ヒラバリといふは。周禮注に。平帳曰レ帟之義也。幄アゲハリといふは。小爾雅に。覆帳謂二之幄一之義也。幔マダラマクといふは。本朝式。斑幔之義也。幌をばトバリといふなり。凡帟幄之屬をハリといふは。釋名に帳張也。といふ義によれりと見ゆ。さらば小帳曰レ斗之義によりてトバリといひしも知るべからず。和名鈔に。帳は此間に長といふと注せしは。字の音をもて呼ぶなり。俗亦讀みてタレヌノといふなり。

簾スダレ　倭名鈔に。野王云。簾は編竹帳也。讀みてスダレといふと注したり。古の俗。凡そ竹をもて作れるものをスといふ。簀讀みてスノコといひ。篦讀みてスリといふが如し。タレとは垂也。

衣架ミソカケ　倭名鈔に。爾雅注の樾は懸衣架也。といふを引て。衣架讀でミソカケといふなり。ミソとは卽衣也。カケは懸也。今俗衣桁といふ物の類なり。

衾フスマ　フスとは臥也。マとは纏也。臥して身に纏をいふなり。舊說に古語にマといふは。まとはるの義也。といひけり。萬葉集抄に出つ。

枕マクラ　日本紀私記に。師說を引て。枕とは云レ高二之眼目一と見えけり。さらばマとは目也。クラとハ坐也。置也。目を高く置くの義なる也。說文に枕は臥所レ薦レ首とも見えたれば首を置く義なりけむも知るべからず。マとは猶カミといふがごとし。カミとは卽首をいふなり。

古語に凡そ尊び稱じては。マといひ。ミといふ。眞讀みてマといひ。御讀みてミといふ是也。もとこれ相轉じいひしなり。猶カミといふが如し。マとはもとカミといふ語を。引合せて呼びしなり。

茵シトネ　倭名鈔に。茵は茵褥。褥は此間にニクといふ。今按毛席名也。と注せり。されど茵褥幷に讀みて。シトネといふ也。シトネとはシタへの轉語にして。下に重ぬるの謂也。

俗に中倍などいふも。中に重ぬるをいふなり。

氈カモ　倭名鈔に野王の說を引て。毛席也。讀てカモといふと注せり。日本紀に毾㲪讀てアリカモといふ。卽是百濟の方言と見えたり。又倭名鈔に毯は

毛席。此間名如レ字と注す。これ其字の音をもて呼ぶが故也。

集韻に氈は細罽也と注し。韻會に毾㲪罽也と注したれば。并にこれ毛席也。毾㲪をアリカモといふ事。百濟の方言に出むには。氈をカモといふ事もまた知りぬべし。

筵ムシロ　倭名鈔に。說文にいふ。筵は竹席也。唐韻にいふ薦席也。讀みてムシロといふ。薦は唐韻にいふ席也。讀みてコモといふと注したり。ムシロとは。ムシはマシの轉語也。古語に座をばマシといふ。御座の字ヲマシと讀む。卽是也。ロは詞助也。家をイハロといふが如し。コモとは草名。倭名鈔に辨色立成を引て。茭字讀みてコモといふもの。卽是也。薦はもと茭蒯を織りて席となせしによりて此名あるなり。又釋名を引て。縛壁。以レ席縛二著於レ壁也。漢語抄に。防壁讀みてタツゴモといふと見えしも。薦席をたてゝ壁に着るをいひしなり。

卽今も薦の類に。イトダテといふものは。古にタツゴモの料となせし物と見えけり。

又籧篨讀みてアムシロといひ。說文の奄竹席也といふ說を引きしは。卽今アジロといふもの是也。アシロとは卽奄竹席(アニシロ)也。

古語にアといひしは。奄也。大也。又アラともいふ。ラといひしは詞助也。

疊タヽミ　倭名鈔に本朝式を引て。疊讀みてタヽミといふと注せり。舊事紀に。海神。天孫を迎まいらせしに。八重席薦(ヤヘタヽミ)を鋪設しと。しるされしを。日本紀に讀でヤヘタヽミと云ひし卽是也。古事記に其事をしるせしには。美智皮(ミチカハ)之疊八重を敷き。また絁(タヘ)疊八重を其上に敷き具ふと見えたり。美智といふは海驢也。絁といふは栲布(タクヌノ)也。さらば古の省筵には。茵褥之類なにもあれ。重疊して鋪設くるをいひて。疊といひしかば。席薦の如きをも。また疊とはいひしなり。我國の疊といふものは。卽是周禮の筵の制に異なるにあらず。また倭名鈔に孫愐が說を引て。籐(トウ)は圓草褥也。此間に圓座(エンザ)といひ。一つにワラフダといふと注したり。ワラフダと云ふ義不レ詳。

或人の說に。ワラとは藁なり。フタとは蓋也。藁をもて作れる形の。圓蓋の如くなるをいふなり

といひけり。今俗に硯蓋といふものは。もとこれ硯匣の蓋也。廣蓋といふものは。もとこれ衣箱蓋なり。ワラフダといふものも。もと藁にて作りし物の蓋に。事始りたらむも知るべからず。民間にしては此物をワラダといひ。又チコガキといふものをも。チコダなどもいふなり。別に義ありけんも知らず。もしさらばフといひしは。詞助にやあるべき。

几オシマヅキ　天武天皇紀に。群臣に几杖を賜ひし事をしるされ。几杖二字引合せて。オシマツキと讀むなり。倭名鈔には几讀みてオシマツキといひ。今按几屬有二脇息之名一所レ出未レ詳と見えたり。或は二物となし。或は一物となす。其名義もまた不レ詳。

床トコ　舊事紀に。高皇産靈神。眞床追衾をもて。皇孫を覆ひ給ひしといふ事見えたり。日本紀私記によるに。眞といふは褒美之詞にて。床は臥床をいふと見えたり。トコとは止所也。倭名鈔に楊氏漢語抄を引て。牙床讀みてクレドコといひ。胡床讀みてアグラといふ。牙床胡床の如きは。卽座床にして。クレドコは呉國之制に出し所也。胡床もとは胡國の制に出しかど。此にアグラといふは。其義にはあらず。アといふは脚也。クラといふは座也。猶日本紀に趺坐讀みてツチアグミキルといふが如し。古には珠蒔胡床。志津蒔胡床などありし事。日本紀に見えたり。

胡床はもと交牀也。交牀は卽今俗に床几といふ物の類也。

已上几筵類

鏡カヾミ　我國は太古之初に。天鏡尊といふおはしませしと見え。舊事紀に又伊弉諸神の白銅鏡作ノ祖天ノ糠戸ノ神の造られし八咫ノ鏡といふものども見えて。舊事古事日本紀等の書其八咫鏡は。三種神寶の一つなりと聞えしかば。其因來る所も。特に久しく。崇秘る所も最重し。其名義の如き舊釋せし説も多けれど。唯その明かにして。明かなるの謂と心得む。大やうたがふべからず。

火神を香具土といひ。又惡神香々背男といひしあり。香具香々語聲の轉せしにて。すべては火の貌と見えたり。今も物の光耀あるをカヾヤクな

どいふは。古言の遺れるなり。鏡をカガミといふも此義と見えし。其事長くして亦別にしるせしものあれば。ここには略を擧るのみなり。

倭名鈔には。孫愐切韻を引て鏡は照ニ人面一者也。讀みてカゞミといふと注し。また鏡臺は讀てカゞミカケといふと注せり。鏡を懸るものなるをいふなり。

櫛クシ　伊弉諾神。並に素戔烏尊の湯津爪櫛。鹽土(シホツヽ)老翁(ヲヂ)と玄櫛(クロクシ)などいふもの見えたれば（舊事古事日本紀等の書に）因來る所すでに久しき物也。そのクシといひしは義詳ならず。釋日本紀に並訓ニ久志一といふ事見えたり。櫛をクシといふも。並(ナラブ)之義と見えたり。異朝にして櫛比といふは。よのつぬなり。倭名鈔には。櫛讀みてクシといふ。梳枇總名也。梳は細櫛讀みてホソキクシといひ。枇は百刺櫛讀みてサシグシといふと注したり。

嚴器カラクシゲ　倭名鈔に嚴器は俗に唐櫛笥(カラクシゲ)の三字を用ゆと注せり。（笥の義は下に見えたり）

倭名鈔容飾具に。經粉讀みてベニといふ義詳ならす。

倭名鈔に釋名を引て。經赤也染使レ赤。所ニ以著一頰也。と注しなり。さらばべとは邊也。ニとは赤色也。南頰及唇爪甲の邊を染めて。赤からしむるの謂也。

粉讀でシロキモノといひ。又白粉の字を出して。音みてハフニといふ。ハフニとは。白粉の字の音の轉せし也。

シロキモノとは。今俗にオシロイといふ是也。白粉の字。萬葉集にはシラニと讀みたり。古語にニといひしは。丹色をのみいひしにはあらず。白色をも。ニといふなり。ニとは彩色をいひし也。ハフニとは今俗にはオシロイといふもの即是也。

黛マユズミ。説文には黛は畫レ眉墨也。澤アブラワタ。俗に脂綿の二字を用ゆ。黑齒ハグロメ。今婦人黑レ齒具。鉸刀ハサミ。鑷子ケヌキ也と註せり。

手巾タノゴヒ　タは手也。ノゴヒは拭也。今俗に手拭といふ即是也。倭名鈔に。巾箱者盛ニ手巾一之器也。俗に打亂匣(ウチミダレバコ)といふと見えたり。巾箱を打亂匣といふ義未レ詳。

匜ハンザフ　倭名鈔に。説文を引て。匜は柄中有レ道。

可ニ以注レ水之器也。或説云。有レ柄半挿ニ其內ー。故呼爲ニ半挿ー也。俗に槺字を用ゆ。所レ出未レ詳と注したり。

盥タラヒ　倭名鈔に。説文を引て。盥は澡レ手也。楊氏漢語抄に。澡盥讀みてタラヒといふ。俗に手洗の二字を用ゆと注したり。

浴斛ユブネ　倭名鈔に。楊氏漢語抄を引て。浴斛讀みてユブネといふと注せり。ユとは湯讀。フにとは。凡そ木にて作れるもの丶。横より縱の長きをびて。フネといふなり酒槽をサカブネといひ。馬槽をマブネといふが如き是也。

また倭名鈔澡浴具に注して。澡洒レ手也。浴洗レ身也。といひけり。今俗に澡浴をいひて。サウヤクとし。澡豆をいひてサウヅとするが如きは。其音の轉訛せるなり。

薫爐ヒトリ　倭名鈔に薫爐讀てヒトリといふ。古のヒトリといふものは。猶今の香爐讀。

俗に火取の字を用ひしなり。

又方言注を引て。火籠はタキモノ丶コ。今薫籠也と注したり。今俗にフセゴといふもの是也。

フセゴとは。猶フスベカゴといふが如し。

火爐ヒタキ　倭名鈔に。楊氏漢語抄を引て。火爐讀みてヒタキといふ。

即今火鉢などいふものの類なり。

火筯讀でヒバシと注し。炭讀みてスミといひ。灰讀みてハイといふ。炭の義は墨の注に見えたり。ハイとは。其字の音を呼ぶ也。

燈燭トモシビ　令義解に。油火を爲レ燈。蠟火を爲レ燭也と見えたり。倭名鈔には。四聲字苑を引て。器照曰レ燈。竪燒曰レ燭。並に讀みてトモシビといふと注せり。トモシビとは。萬葉集に留火としるせる。即是也。其光を留めて消ゆる事なからしむるの義也。トモとは。トムの轉語。即留也。シとは詞助也。ヒは火也俗に火をトモスなどいふ即此義なり。

亦倭名鈔に。燈心讀みてトウシミといふは。其字音の轉也。燈盞讀みてアブラツキといひ。燈械讀む事。字音の如くにして。所ニ以居ニ燈盞ー也と注したり。

アブラツキといふ。アブラは油也ツキとは。古俗凡そ器を呼ぶの名也。今俗にアブラツギといふ

ものは。油瓶。讀みてアブラガメといふものなり。又俗に燈盞をトウガイといふは。燈械によりて言ふ事の訛れるなり。

油讀みてアブラといひ。涅槃經の胡麻子を熬(イリ)て。擣(ウチ)押すときは。油を出す事を得といふを引たり。アブラとはアブルといふ語の轉せしなり。アブルは炙也。猶熬といふが如く。また燈籠讀む事字音の如くにして。本朝式。燈樓の如きも通稱也。篝はカヾリ。竹器也。今按漁者以レ鐵作レ篝。盛レ火照レ水者をいふと注したり。カヽリの義不レ詳。

古語に燒(タク)をカといひし事。竈の注に見えたり。火を燒く籠なるをいふに似たり。

また唐式の松明は。今按今之續松(ツイマツ)乎と見えしは。俗にタヒマツといふ是也。タヒは手火(タヒ)也。伊弉諾神。湯津爪櫛の雄柱(ホトリバ)を牽折(ヒキカキ)て。秉炬となされしと見えし。卽此物の始也。

籠コ　舊事紀に籠(カタマ)。土老翁。竹を取りて。太目(オホメ)麁籠(アラコ)を作る。または堅間(カタマ)を作るともいふ。堅間とは今之竹籠也といふこと見えたり。上古の時には竹籠をカタマといひしなり。古事記には無間堅間(マナシカタマ)としるし。日本紀には無目堅間(マナシカタマ)としるされしによらは。麁籠といひ。堅間といふもの。其目あると。目なきとによりて。其名も同じからぬなり。これをコといひしは。物をコムルの義也。されば籠の字亦讀でコムルとはいひし也。又讀でカゴといひしは。竹籠(カゴ)也。カといひタケといふは轉語なる也。

カといふ音を開て呼ぶ時は。タケといふ語となり。タケといふ語を。合せ呼ぶ時は。カといふ音となるなり。

箱ハコ　倭名鈔に。楊氏漢語鈔を引て。篋筥筐篚皆讀みてハコといふ。ハコといふ義不レ詳。柳筥(ヤナイハコ)などいふものありて。木をもて作りて。ハコといふものもあれど。倭名鈔にも。箱を竹器の類に載せしかば。ハコといふものは。もとこれ竹をもて作れるものに始りて。これもまた籠るの義によれるとは見えたり。蓋讀みてフタといふは。舊説に二つの義にて。箱の蓋を開きぬれば。二つとなるなどいふ事見えたれど。直指抄にこれは唯フタグの義にて。其開(ア)きし所を塞(フタグ)をいひしと見えたり。

厨子ヅシ　倭名鈔に讀むこと字音の如くにして。

辨色立成を引て。堅櫃(タテビツ)は厨子別名也と注したり。さらば古の時には。此物をタテビツともいひしなり。我國の厨子の事は。異邦の書にも見えし事あり。

櫃ヒツ　倭名鈔に。蔣魴が切韻を引て。櫃は似レ厨。向レ上。開闔器也。俗に長櫃韓櫃折櫃小櫃等の名ありと注したり。古の時に。物を藏むる具に。ヒといふものあり。大神宮式に御樋代(ミヒシロ)などいふもの見えしが如き是也。ヒツとは。ヒは樋也。ツは詞助也。即是古に樋といひしもの也。

机ツクヱ　案の字よむ事亦同じ。倭名鈔に唐韻を引て。机は案ノ屬也。といふ即是也。ツクとはツキの轉語也。古の俗。凡器を呼びてツキといひしもの多し。エとは枝(エダ)也。其脚ある事の。人の肢あるが如くなるをいふ也。

巳上巾櫛類

東雅卷之九

器用第九

犂カラスキ　倭名鈔に。唐韻を引て。犂はカラスキ。墾田ノ器也と注したり。此器もと韓地より傳しかば。かく名づけしなるべし。素戔烏神大蛇を斬給ひし劔。舊事紀日本紀等に。其名を韓鋤としるして。讀みてカラサヒといふ。私記には。其形似レ鋤。故名レ之。今之須岐(スキ)也と見え。釋には先師之說を引て。カラスキ歟と注せり。古の俗。小刀をサヒといひ。鋤をも又サヒといふ。劔の名サヒといひしは。小刀(サヒ)也。其名同じかりしかば。舊事紀に。鋤の字借用ひられしを。日本紀またこれによられし也。劔の形。犂鋤に似たるをいひしにはあらず。詳に刀劔の注に見えたり。スキの義は下に見えたり

鋤スキ　倭名鈔に。鋤鍤二字並に讀みてスキといひ。釋名を引て。鋤は去レ穢助レ苗也。鍤は揷レ地起レ土也と注せり。舊事神武天皇紀に。天太王命孫天富命牽ニ手置帆負彥狹知等神之孫一。以ニ齋斧齋鉏(イミヲノイミスキ)一始採ニ山材一構ニ立正殿一。と見えしは。たとへば。大嘗祭の齋場を設らるゝに。齋鉏をもて始掃レ地。齋斧をもて始伐レ木。などいふ事の如くなり。上古之時。鋤といふもの。墾田之用のみにあらず。凡そは去レ穢掃レ地之器なれば。其名をスキといひし也。スキとは素戔烏神の出雲淸地(スカノトコロ)に至りまして我心須賀須(スガスガ)賀斯(カシ)とのたまひしによりて。此地を呼ひて淸といふと。舊事紀日本紀等に見えし。卽是也。スガといひ。スキといふは。其語の轉せしなり。鋤亦讀みてサヒといひし。義不レ詳。倭名鈔に。國語註を引て。鎛は鋤ノ屬也。漢語抄にサヒツエといふと見えたり。古にサヒといひしは。卽是鎛の事なれど。鎛も亦鋤之屬なれば。鋤の字亦讀みてサヒといひしなるべし。サヒツエといふもの。卽今俗にコグハ(サヒ)といふ者と見えたれば。其サヒといひしは。小柄之謂と見えけり。

鋤ノ屬にサヒツエといふあり。椎ノ屬にサイツチといふあり。サヒといひ。サイといふは。其語相同じ。並にこれ其執る所の小しきなるをいふ也。

俗に鍫鍬等の字。また讀みてスキといふなり。

鍫クハ　倭名鈔に。鍫亦作レ鍬。兼名苑に。鍫一名鏵。讀みてクハといふ。說文に钁大鋤也。讀む事上に同じ。唐韻に。杴は鍬ノ屬也。漢語抄に。コスキと讀むと注したり。

鏵は鋤ノ屬と見えしに。コグハといふは。小鍫也。杴は鍫ノ屬と見えしに。コスキといふは。小鋤也。もとこれ鍫といふも。大鋤なるが故に。相通じていひしと見えたり。

クハといふは。クとは入るといふが如く。ハは齒也。其制齒の如くにして。土に入るをいふ也。

或人の說にクハといふは鏵の字の音を呼ぶ也といふ。こゝろえぬ事にこそあれ。

又倭名鈔に。辨色立成を引て。馬杷はウマグハ。一に馬齒といふ。漢語抄に鍽棒讀むこと上に同じ。鍽棒は唐韻に。銕齒杷名也といふと注せり。馬に繫けて田を治る具なれば。ウマグハとはいふ也。

鈲カナガキ　倭名鈔に。漢語抄を引て。鈲はカナガキ。一つにクシロといふと注せり。銕をもて打造る事。爪の如くなれば。カナガキといふ也。クシロとは。クジリといふ語の轉せしに似たり。我國之俗に。物を挑出するを。クジルといふ也。卽今俗にクマデといふものゝ類なり。

クマデは俗に熊手の字を用ふ。銕搭之屬なるなり。

又倭名鈔に。方言の四齒杷を謂て欋といふを引いて。欋讀みてサラヒといふ。卽今俗に木杷をサラヒといひ。竹杷を木間ザラヒとも。木葉カキなどいふ。俗に爬の字をいひてサラヒといふ也又方言注を引て。杷之無レ齒者。爲レ扒。扒は漢語抄にエフリといふと注せり。エフリといふ義不レ詳。

鎌カマ　倭名鈔に鎌一名は鍥。並讀みてカマといひ。柌は鎌柄也。カマヅカと讀むと注したり。カマとは刈也鉤也揚子方言に。刈鉤或謂ニ之鎌一と見えしに。其義自ら相合ひぬるとこそ見えたれ。凡物の柄をツカといふは。束也。手の握る所なるをいふなり。

俗にツカムといひ。ツカマユルなどいふが如き此義也。

連枷カラザヲ　倭名鈔に。陸詞切韻を引て。連枷打

レ穀具也。讀みてカラザヲといふと注せり。此器また韓地より傳へし所と見えたり。サヲは竿也。竿の訓の如き。倭名鈔には皆サヲとしるせり。古語に凡そ物の細きをソといひけり。ソ亦轉じてサヲともサホともいひしなり。前の宮室の部に。其義見えたるなり。

已上農器

桑蚕クハコ　舊事紀に。初葦原中國に保食(ウケモチ)ノ神あり。其神月ノ神のために擊殺され。頭は桑蠶と化り。口裏に繭を含みて。絲を抽つ。これよりして。養蠶(カフコ)之道ありと見えたり。桑は木名也。クハといふは。飼葉也。蠶を飼ふ葉なるをいふなり。蠶は倭名鈔に。說文を引て。蠶は吐レ絲蟲也。讀みてカヒコといひ。一つにコガヒスといふと注せり。カヒコといひ。コガヒスといふは。これを養ふこと兒の如くなるをいふなり。また倭名鈔に。繭は蠶衣也。マユといふと注せり。マとは眞也ユとは其色の白きをいふなり。猶眞白といふが如し。ユの義前の雪の注に見ゆ。蠶は釋蟲にあるべし。

倭名鈔には。蚕絲具に載せしが故にこゝにしるしぬ。

蠶簿エビラ　倭名鈔に。兼名苑を引て。簿はエビラ。一名笛養レ蠶器。施ニ蠶於ニ其上ニ令レ作レ繭者也。と注せり。エビラの義不レ詳。

籰ワク　倭名鈔に。說文を引て。籰收レ絲者也。字亦作レ䌯と見えたり。ワクといふは。其レ字の音を呼ひしなり。

反轉クルベキ　倭名鈔に。辨色立成・漢語抄等を引て。反轉讀みてクルベキといふ。萬葉集抄にクルベキとは。絲をかけて繰る物也。籰(ワク)といふものに似て。大きなるなりと見えたり。クルベキの義不レ詳。

此器をカセワともいひ。マヒバともいふなり。方言の同じからぬにや。即今東國の方には。クルベキといふなり。絲をクリてへぬるものなれば。クルヘキといふにや。古語に凡器具をば。ケといひ。キといひしなり。

絡垛タヽリ　倭名鈔に。楊氏漢語抄を引て。絡垛讀みてタヽリといふ。タヽリといふは。百濟の方言と見えけり。これも絡(マトフ)レ絲之具也。

繰車ヲホガ　倭名鈔に繰讀みてクルといふ。絡ㇾ絲取也。漢語抄に繰車讀みてオホカといふと注したり。繭を煮て絲を取る具也。卽今東方之俗はカナワクといふなり。ヲホカの義不ㇾ詳。

鍋ツミ　倭名鈔に。字書に。鍋は紡車收ㇾ絲者也。字亦作ㇾ檛漢語抄にツミといふ。唐韻に。紡は績也といふは。ツムグなり。蔣魴切韻に。績は績(ツムク)ニ麻苧一名也といふは。ウム也と註せり。ツミとは。紡之謂也。俗にツムといふもの是也。

鍋は溫器也。檛は粿の本字也。倭名鈔に。並に讀みてツミといひ。また引く所の書名も不ㇾ詳。延喜式には。錘讀みてツミとす。錘は田器也。これもまた其據る所を知らず。毛詩斯干篇。載弄ニ之瓦一の註に。瓦は紡塼なりと見えて。先儒讀でツムといふが如きは。誠に然なり。ツミといひ。ツムといふは。轉語にして。紡塼とも。紡錘ともしるすもの。卽是也。また倭名鈔に。紡車の字。鍋の注に見えたれど。和名をば注せず。其代には如何にやいひけむ。卽今俗にイトヨリグルマといふ是也。また鍋の注に。績は績ニ麻苧一也と見えて。績桶俗にヲゴケといふものをば載せず。延喜式に。麻笥讀みてヲケといふは。今俗にヲゴケといふもの是也。

卷子ヘソ　倭名鈔に。楊氏漢語抄に卷子はヘソといふ。今按ずるに本文未ㇾ詳。閭巷所ㇾ傳。績ㇾ麻圓卷名也。と注せり。舊事紀日本紀には。綜麻の字讀みてヘソといふなり。麻絲をへたるものなるをいふなり。

麻絲をヲと云ひ。またソと云ひしは轉語なり。

機ハタ　太古の世にありて。織絍の事起りぬれば。機杼の具。並始る事を知りぬ。たゞ其因來る事。旣に久しくして。其始を知るべからざれば。名義の如きも。亦不ㇾ詳。機といふ者の見えし事は。舊事紀に。稚日女尊(ワカヒルメ)。機より墮給ひ。天棚機姬神。神衣を織られしなどいふこと見えしを始とす。日本紀纂疏には。高木神の御女拷幡千々姬(タクハタチヾ)と申せしを。幡猶ㇾ機訓亦通ずとしるされしかど。幡といひ機といふもの。名は異ならずとも。義は同じかるべしとも思はれず。倭名鈔には。機の字を訓せし事は見えず。楊氏漢語抄を引て。高機タカハタといふと注し。又

說文を引て。緯は織レ横絲也。ヌキといふ。謂レ緯則經可レ知と注したり。ヌキとは貫也。經の絲を貫くをいふなり。

舊事紀に。長白羽(ナガシラハ)神して麻を種しむ。今衣稱ニ白(シトリ)羽ニ此其緣也と見え。又天羽槌雄神して。文布を織らしむ。といふ事見えたり。機をハタといふ。ハとは白羽槌等の羽の如く。衣をいひ。タとは手にて。和幣をニギテといふ手の如くに。衣とすべきものを織るの義にや。又タとは經緯之經の義にもやあるべき。或は又猶羽槌といふが如くなるにや。タとはツチといふ語の轉にてはあるなり。機をハタといひ。旗幡の字をハタといふ。其義同じかるべしとは思はれず。

杼ヒ　倭名鈔に。通俗文を引て。受レ緯曰レ竽亦謂ニ之梭ニ並讀みてヒといふ。今按竽は杼字也と注せり。舊事紀日本紀等に。梭讀みてカヒといふなり。ヒといふは。即カヒ也。凡物の執る所をカヒといふ。柄讀みてカヒといふ是也。梭カヒといふも其義也。倭名鈔に梭讀みてヒといふによれば。舊事紀日本紀に讀みてカヒといひしカといふ詞は。即詞の上の助詞といひしものなり。其義は前の風の注に見えたり。

筬ヲサ　義不レ詳。倭名鈔に。唐韻を引て。筬は織具也漢語鈔にヲサといふと注せり。

縢チキリ　倭名鈔に。四聲字苑を引て。縢はチキリ。織機卷レ經之木也。と注せりチキリといふ義不レ詳。

綜へ　倭名鈔に玉篇を引て。綜は機縷持ニ絲交ニ者也と注したり。へといふ義不レ詳。即今俗にもへといひ。又はアヤとも。アソビなどともいふなり。舊事紀に。綜讀みてへといひ。倭名鈔亦同し。三蒼解に。綜は理レ經也。と見えければ。機縷持ニ絲交ニ者に。綜の字用ひて。へといひし其義相合へり。されど我國の語に。へといひし。必ずしも經を理むるものをのみいひしとも見えず。へといふ詞はヒクといふ語の相轉せしと見えたり。萬葉集に。延の字讀みてハへといふも。ハとは長きをいふ也。へとは引くをいふなり。亦讀みてノベといふも。ノとは直の義をいふなり。へとは引くをいふなり。されば凡そ絲を治る事に。へといふが如きは。引くの義をかねて。其中にあるなり。

機絲を調るを。機をヘルといひ。緜絲を績て卷子なすをヘソといひ。絲を絡ふに。クルベキといふものあり。經を牽くに。ヘグシともヘクビともいふ者あり。また騰に綴るにヘヲといふ者あり。弋射して繳を收るに。ヘマキといふものあるが如きは。皆此義なり。

臥機クツヒキ　**機躡**マネキ

倭名鈔に。楊氏漢語抄辨色立成等を引て。臥機をクツヒキといひ。亦辨色立成に。機躡は躡踏也。マネキといふと注せり。クツヒキとは。足に懸て牽くをいひ。マネキとは一低一昂手をもて招く如くなるをいふ也。

繀莩クダ　倭名鈔に。說文を引て。莩繀レ絲管也。漢語抄にクダといふ。辨色立成新撰萬葉集等には。管子の字を用ふ。漢語抄に。繀車はヌキカブリといふ。說文に繀は着ニ絲於レ莩也。といふと注せり。クダといひ。ヌキカフリといふ。其義並不詳。

東國史管山城を。日本紀に久陀牟羅としるさる。牟羅は韓語。山也。クダも韓語にや出し。

織複キノアシ　倭名鈔に。孫愐切韻を引て。織複機之卷レ絲者也。漢語鈔に。キノアシといふと見えたり。其義不レ詳。

キノアシは。俗に鹿之爪。又は猫脚などいふが如く。其形をいふに似たり。

已上織紝具

砧キヌイタ　倭名鈔に。唐韻を引て。碪はキヌイタ。擣レ衣石也。字亦作レ砧。擣レ衣杵はツチ也と注す。キヌイタは。衣板也。卽今いふキヌタ也。

剪刀モノタチカタナ　倭名鈔に。楊氏漢語抄を引て。剪刀はモノタチカタナ。所三以裁二衣裳一也と注せり。されどモノタチガタナは。裁刀也。剪刀はハサミといふもの卽是也。

針ハリ　倭名鈔に。陸詞切韻を引て。鍼はハリ。縫レ衣具也。字亦作レ針と注せり。ハリといふ義不レ詳。棘刺をハリといふが如きは。針によりていひし所なるべし。

鍇ヲヨビヌキ　倭名鈔に。玉篇を引て。鍇はヲヨビヌキ。指沓所ニ以縫レ衣具也と注せり。卽今ユビヌキといふもの指を貫くをいふなり。

熨斗ノシ　倭名鈔に。蔣魴切韻を引て。熨斗はノシ。所ニ以熨ニ衣裳一也と注せり。ノシとは展也伸也。
卽今ヒノシといふもの也

已上裁縫具

縄墨スミナワ　倭名鈔に。涅槃經を引て。縄墨讀みてスミナワといふと注せり。縄はナワ也。墨はスミ也。其呼ぶ所と。其記せし所の同じからぬは。我國の語には。スミナハと云ひつきしかど。漢字を借用ひぬれば。其字を用ゆる事は。漢語に從ひしが故なり。ナワとは合也。アフといひ。ナフといふは。轉語也。舊事紀に。占合の字讀みてウラナフといふが如き。卽是也。

古語には。ナワといひ。アワといふ。相轉じていひけり。唐菓子といふものの中に。其形縄を結びし如くなる物の。カクナワといふあり。倭名鈔飯餅類に。楊氏漢語抄を引て。結果は形如レ結レ緒。此間亦有レ之。今按。和名カクノアハと注せし如き。亦是也。

また漢語抄を引て。準縄讀みてミヅハカリといふ。卽今俗にミヅナワといふ是也。スミは前に註せり。また漢語抄を引て。墨斗讀みてスミツボといひ。蔣魴切韻を引て。墨窓讀みて。スミサシといふ也。

曲尺マガリガネ　倭名鈔に。辨色立成を引て。曲尺はマガリガネといふと注せり。前の尺の注に詳に見えたり。

斧ヲノ　舊事紀に。天目一箇神。斧造られし事見えたり。手置帆負彥狹知等の神。大峽少峽之木を伐りて。瑞之御殿を構立せられしと見えしも。後代に及びて。大宮造られし初に。齋部。齋斧をもて。始て木を伐るなどいふ事の始なるなり。倭名鈔には。鐇は廣刃斧也。タツキといふ。斧はヲノ一にヨキといふと注せり。タツキとは。タツは縱也。ヨキとは。ヨは横也國樔人の歌に。ヨクスといふ事を。日本紀釋に。横臼也。と註せしが如き是也。古語に鋒刄あるものゝ類をキといひ。またナといひ。ノといひし。義は前の刀劔の注に見えたり。凡材を取るに横ざまに截つべきと。縱ざまに削るべきと。其用ゆる所の制同じからねば其名づくる事も異なるなり。すべてはこれをヲノといふ。ヲノとは。その大刄なる

をいひしなり。又萬葉集抄に。古は斧をワといひけり。ワとは木を破るの義也と見えたり。また倭名鈔征戰具に。鈇鉞幷讀みてマサカリといひ。鈇亦作レ斧と注したり。マサカリといふ義不レ詳。

素戔烏神大蛇を斬給ひし劒の名を蛇之麁正(オロチノアラマサ)といひし事見えたり。乃あるものをマサと名づけいひし義ありと見えたれど。今は不レ詳。カリといひ。キリといひ。コリといひワリといふが如きは。皆轉語なる也。

釿テヲノ　倭名鈔に。釋名を引て。釿はテヲノ。所ニ以平ニ滅斧迹一也と注せり。テヲノとは。萬葉集に手斧としるせし卽是也。その手といひしは。執るをいひて。平かなるの義かねて其中にあるに似たり。

鏟カナ　倭名鈔に。唐韻を引て。鏟はカナ平レ木器也。釋名に。釿有ニ高下之跡一。鏟以レ此平ニ其上一也といふ。辨色立成には。曲刀の字を用ひ。新撰萬葉集には鉇の字を用ゆ。今按。鉇字所出未レ詳。と注せり。カナといふもの。古の時には。マカナといひけり。萬葉集の歌に。眞鉇(マカナ)といひし卽是也。マカナは卽辨色立成に。曲刀(マカナ)としるせしもの。今もなをその物あるなり。

今俗にヤリカナといふもの丶屬に。ナマゾリといふ物。卽是也。

鉇は鉋の字を誤り寫したるなり。鉋は玉篇に平木器と注せしもの。卽今俗にツキガナといふ是也。

鋸ノホギリ　倭名鈔に。四聲字苑を引て。鋸はノホギリ。似レ刀有レ齒者也と註せり。ノは刀也。ホは齒といふ語の轉也。キリは切也。今俗にノコギリといふ是也。

鋸の制。大小あり。大鋸をば。俗にヲガともヲホガともいふ。小きなるものも。其制多し。ヲガヲホガなどいふ。ガはハといふ語の轉なり。

鑿ノミ　義不レ詳。按倭名鈔に玉篇を引て。鑿はノミ所ニ以穿一レ木之器也と注せり。

ノは卽刀(カタナ)也。ミといふ義不レ詳。或人の說に。ミといふはメといふ語の轉也。見るといふも。目を開くをいふなり。我國之俗に。凡孔竅を目といふ。ノミは穴を穿つものなれば。刀の目を開くものなるの謂なりといふ。如何があるべき。

又辨色立成を引て。鏨はカブラヱリ。曲刀鑿也と注

す。カブラとは鳴鏑也。ヱリは鏨(ホル)也。

我國之俗彫刻をいひて。ヱルといふ也。また鏨をいひてもホルといひ。ヨルといふ事あり。穴をヱリ穴をヨルなどいふが如き是也。カブラヱリといふは。鏨之義也。また小刀の箭の筈をさすものを筈刺(ハツサシ)といふ亦是類也。俗にハンサシといふは。即筈刺也。

鍉モヂ　倭名鈔に考聲切韻を引て鍉は鑽也。漢語抄にモヂといふなりと注す。我國之俗。凡物の戻れる事をモヂといふ。其義不レ詳。

錐キリ　倭名鈔に錐讀みてキリといふ。キリとは鑽也。

義は前の刀劔の注に見ゆ。或説にキリとは。木入也といふ。しかるべからず。

又倭名鈔に。毛詩を引て錐に次ぐに觽をもてし。説文に觽は角鋭端可ニ以解レ結者也といふ。クジリといふと注せり。舊事紀の神武天皇紀に。天ノ手抉(アマノタクジリ)とのいふ事見えたれば。此語因來る所。既に久し。其義如きは。不レ詳。古語にクといひしは。入るの詞也。と見えけり。今も俗に手指また物をさし入れて。抉

出するを。クジルといふ也。

我國にして刀に挿む笄といふものは。漢に觽といふものヽ用の如くなるなり。

釘クギ　倭名鈔に。陸詞切韻を引て。釘はクギ鐵杙と注せり。古語にクと云ひしは。入也。また凡物の鋭耑なるをキといひけり。クギとは其鋭耑なる物に入るをいふ也。また倭名鈔に唐韻を引て。錯はキリクキ無レ蓋釘也。漢語抄を引て。鍬鏂はノシガタノクギ。頭高大釘也と注す。ノシガタの義不レ詳。或説に。浮漚丁は俗にクワンガフといふもの是也。砲頭丁は俗にベウといふなり。延喜式に鎹の字讀みてカスガヒといふ。これまた釘屬也。萬葉集にはカヒといふ詞を。羽のゆきあひなりといふによらば。カスガヒといふも。兩木のゆきあひを合はするをやいひぬらむ。此物は漢に馬蝗絆といふ。ものヽ類なり。鎹の字は。我國の俗。創造れる所也といふなり。又舊釘を起すものを。クギヌキといふあり。漢に千斤といふものの類なり。

栓キクギ　倭名鈔に。四聲字苑を引て。栓はキクギ。木釘也と注せり。今俗にセンといふは。字の音を呼

ぶなり。
亦俗にクサビといふものは。楔也。クサビといふ義不レ詳。そのクといふは入るの義と見えたり。古の時。サビといひしものどもあれば。義を取る事いづれなりしも知るべからず。亦俗にチキリといひ。アリといふものあり。チキリといふ者は。禮の士喪禮檀弓等に見えし。衽といふものにて。鄭氏注に。衽は小要也といひし是也。兩端大にして。中小しければ。小要とはいひしなり。織機の具にも。經を卷くもの丶チキリといふありこれも兩端大にして。中小しきなるなり。彼によりて此名やあるらむ。また是によりて彼名やあるらむ。チキリといふ義不レ詳。アリといふものは。漢に馬蹄筍といふものなり。アリとは蟻也。その穴を穿つをいふなり。また漢に筍とも直筍ともいふものを。此にはホゾといふなり。ホゾとは菓蓏の蔕あるに似たるが故也。或説に柄讀みてホゾといふといふなり。

椎ツチ　字亦作レ槌。太古之初に國狹槌神あり。一つには國狹立とも。また國之狹立ともしるしたれば。唯これは其字を借用ひられし所にして。其義を取りしとも見えず。又野椎神といふも見えたれど。これもまた字を借用ひられし所にして。ツチといひしは猶神といふが如くなるなり。前の神の註に詳也擊レ物具を呼びて。ツチといひしは。卽擊也。ウチといひツチといふは。其語の轉せし也。倭名鈔に廣雅を引て。鍦はカナヅチ。鐵槌也と見えしは。カナとは卽鐵也。纂文を引て。方椎謂二之柊揆一。漢語抄に。サイヅチといふ。また纂文に以二大槌一爲二椓擊一。漢語抄に。アヒといふと注せり。サイとは。其小をいひ。アヒとは其大をいひし也。
古語に小をいひてサとし。大をいひてアとせし義は。前注に見えたり。イといひヒといふ。轉語にして。並に詞助也椓擊は今俗にカケヤといふものの類なるなり。

杙クヒ　倭名鈔に。杙讀みてクヒといひ。今按。俗以レ杭爲レ杙。非也と注す。舊事記には。橛讀みてクヒといふ。クヒといふは。其土に入るをいふなり。
クの注前に見ゆ。ヒといふは詞助なり。

泥鏝コテ　倭名鈔に。爾雅を引て鏝謂二之朽一字亦作レ釫

郭璞曰圬泥鏝也。また玉篇を引て鐵鏝はコテ。塗レ土具也と注せり。コテといふ義詳ならず。俗に泥を和する事を。泥をコヌなどいふなり。古よりいひつぎし俗言ならんも知らず。もしさらばコとは土を和するをいひ。テとはこれを執て塗るをいふなり。

已上工匠具

鞴フキガハ　倭名鈔に漢語抄を引て。鞴袋はフキガハ也と注せり。舊事紀に。石凝姥神。天八湍河之川上の天堅石を採り。又眞名鹿皮を全剝て。天之羽鞴を作れりと見えたれば。古語にはハフキといひしなり。後にフキカハといひしは。吹皮也。今俗にフイガフといふは。フキガハといふ語の轉せしなり。日本紀に。踏鞴讀みてタヽラといふは。新羅の方言に出しと見えけり。

舊事紀に。神武の皇后の御名を。姫鞴五十鈴姫命としるされしを。日本紀には踏鞴としるされたり。されば踏鞴をタヽラといふ事。我國上世よりいひつぎし事の如くに見ゆれど。二紀にしるされし所は。たゞ夫等の字を借用ひられし所なるなり。古事記には。比賣多々良伊須氣余理比賣としるして。その御名を得たまひし故をも。詳にしるしたり。踏鞴の義にもあらず。また五十鈴の義にもあらず。併見つべし。

鎔イカタ　倭名鈔に漢書注を引て。鎔はイカタ。鑄レ鐵形也と注せり。金を鎔するをイルといふは。猶漢に煎辨といふが如し。カタとは摸範也。

倭名鈔鍛冶具に。鎚はカナヅチ。銕鉗はカナバシ。銕碪はカナシキ。鉸刀はハサミ。所三以切二銅鐵一也。鑽はタカネ。剪レ銕器也。鑢はナラシ。一つに剗刀といふと注せり。タガネといふ義詳ならず。金を斷つの義にもやありけむ。ナラシとは平也。日本紀に平讀みてナラシといひけり。

鑢子ヤスリ　倭名鈔に漢語抄を引て。鑢子はヤスリ也。錯子はコスリ也。唐韻に。錯は鑢別名。又摩也。といふと注したり。鑢は。六書故に錯之精者とも見たれば。ヤといふは彌精きの義にて。コといふは細小の義なるべし。スリは卽摩也。

礪ト　倭名鈔に兼名苑を引て。砥一名は礪。マト細

礪石也。礩一名は磺。アラト麁礪石也。四聲字苑に。礪は磨レ銕石也。今按總名也と注せり。トといふ義不レ詳。

古語に鋭利をトといひけり。礪をトといひしは。鋒刃之類を。利からしむる所なるをもて。此名あるにや。磨をトクといふが如きは。また礪によりていひし所なりと見えたり。

已上鍛冶具

舟船フネ　倭名鈔に舟船の字。並讀てフネといふ。舊事紀に。陰陽の二神。御子を生れし始に。水蛭子を生む。此子入ニ葦船一而流し給ひきと見え。古事記。又これに同じく。其後また鳥之石楠船神を生給へり。亦は天鳥船神ともいひし事。二書に見えし所亦同じ。これら我國の舟といふ事。見えし始にて。フネといふ義の如きは。いひも傳らず。崇神天皇の御世に。諸國に令して。始造ニ船舶一と見えしは。日本紀にこれよりして。舟楫之利。普く天下に通せし始と見えたり。

舶ツクノフネ　倭名鈔に唐韻を引て。舶は海中大船也。楊氏漢語抄に。ツクノフネといふと注せり。神功皇后紀にも。帆舶の字を讀みて。ホツムといひけり。ツムといひツクといふが如きは。其語轉せし所なりと見ゆれど。其義は不レ詳。

ツクノフネとは。海中の大船なりと見えたり。ツクといひ。ツキといふ。相轉して云ひし常の事也。御調ツキ物など運漕する所なるをやいひぬらむ。ツムといふも。また積載するを云ひしも知らず。

艇ヲブネ　倭名鈔に唐韻を引て。艇は小船也。漢語抄にヲフネといふ。游艇はハシフネといふと注せり。ヲブネは卽小船也。日本紀に見えし同船の字。讀みてモロキフネともいひ。亦讀みてハシフネともいひけり。漢に三板脚艇などいふ所のものなり。

舴艋ツリフネ　倭名鈔に唐韻を引て。舴艋はツリブネ。小漁舟也と注せり。ツリフネとは。釣舟也。イサリフ子といふは漁舟也。

漁舟をイサリフ子といひ。漁火をイサリビといふ。東國之俗に。魚市をイサバといふなり。イサバとは漁場之義と聞えたり。これら古の遺言と見えたれど。イサリといふ義の如きは。いまだ詳

ならず。

舼タカセ　倭名鈔に。釋名に艇小而深者曰レ舼。今按ずるに舼はタカセなり。俗に高瀬舟の字を用ふと注したり。義不レ詳。

舊事紀に。猿田彥の神。背の長七尺餘ありしといふ事見えたり。今も人の長短をいふに。背の長き短きなどいひ。人のみにもかぎらず。凡もの丶長短高卑をも。セの長き短き高き卑きなどいふ事也。船の底深ければ。旁高きものなれば。タカセブネといひしを世の人高瀬舟などしるしぬれば。倭名鈔にかくは注したるなり。

艜ヒラダ　倭名鈔に。釋名艇薄而長者曰レ艜。今按ずるに艜はヒラダ。俗に平田舟の字を用ゆと注したり。義又不レ詳。

俗に凡物の薄きを。ヒラともヒラタともいふ也。葉手をヒラテといひ。壁錢をヒラグモといひ。一枚一片等の字を。ヒトヒラなどいふが如き是也。舟の薄きものなれば。ヒラタフネとはいひしなり。

舸ハヤフネ　倭名鈔に漢語抄を引て。舸讀みてハヤフネといふと注せり。舊事紀に。大己貴神の子八重事代主神の。鳥遊せしを召すに。熊野諸手船（モロタフネ）して。其使をつかはされしと。見えし事を。日本紀には。其船を天鳥船とも。天鴿船ともいふ。と注せられたり。釋には播磨國風土記を引て。其國に大なる楠ありしを伐りて造れる船の迅（ハヤ）き事。飛が如くにして。一檝（カヂ）に七浪（ナヽナミ）を越去りしかば。速鳥と名づけしと見えたり。鴿船といふは。速鳥之義にして。迅速之謂也と釋したり。古に鳥船鴿船などいひしもの。後にハヤフネと云ひし類是也。

諸手船とは。水手（カコ）の多きをいふなり。熊野とは出雲國の地名なり。

艨艟イクサブネ　倭名倭に四聲字苑を引て。艨艟戰船也。漢語抄にイクサノフネといふと見えたり。

イクサとは。萬葉集抄に。イは發語の詞クサとは戒る義也うち任せては戰ふ時を（イクサとのみ心得たれど。戰ふ時は）いふに及ばず。戰はぬ時なれども。兵士（ツハモノ）をばイクサと言る也と見えたり。

桴筏イカダ　倭名鈔に論語注を引て。桴編ニ竹木一。大曰レ筏。小曰レ桴。並讀みてイカダといふと注せ

り。イカタの義不レ詳。

古語に大きなるをいひて。イカといひけり。天智天皇紀に見えし紀大人臣。紀氏系圖には。大人の字讀みてイカウトといふが如き是也。卽今も俗に大きなる事をイカシなどいふなり。艇薄而長をヒラタといへるが如くに。これも亦竹木を編む事。大なるによりて。イカタといひしも。知るべからず。

倭名鈔舟船具に見えし所の物ども。こゝに附す。舳は兼名苑注に。船前頭。謂二之舳一。漢語抄に。舟頭制レ水處也。へといふ。艫は兼名苑注に。船後頭謂二之艫一。漢語抄に。舟後制レ水所也。トモといふ。と注したり。日本紀に船槻讀みてフナノへといふ。と注せられたれど。これは船前頭をいひしとは見えず。へといひ。トモといふ義の如きは不レ詳。

或人の説に。倭名鈔に兼名苑注を引て。舳は船前頭。艫は船後頭とす。按ずるに小爾雅も亦これに同じ。されど增韻揚子方言等に見えし所は。舳は船後持レ舵所にして。艫は船頭刺レ擢處なれば小爾雅兼名苑等の説明ゆべからず。日本紀にも。舳艫の字。讀みてトモへといひ。中臣祓に見えし所も。亦これに同じ。古訓の如きは。字義にそむかずといひけり。此説の如き。其謂なきにはあらねども。いまだ其義を盡さずとやいふべき。船後曰レ舳といふは。揚氏が方言に見えしを始とす。説文增韻の如きも。亦これに同じきやうには見えぬれど。方言には。後曰レ舳。舳制レ水也と見えしを。郭璞が注には。今江東呼レ柁爲レ舳と見えたれば。方言のいふ所の如きは。船柁にして船後頭持レ柁所をいひしにはあらず。思ふに。これは船の柁ある事は。猶車の軸あるが如くなれば。これを舳ともいひ。亦通じては。舳の字をも用ひしと見えしなり。説文には。舳は漢律名二船方長一爲二舳艫一。一曰二船尾一。と見えたり。此説の如きも。方言の如くに柁をいひて。船尾とやなしぬらむ。我むかし西洋喎蘭陀(ヲランダ)人にあひて。彼方俗を問ふ事ありしに。其人西方にして。船

造れる始の事どもをいひて。柁といふものは。鳶の空中にありて。兩翼を展て動かさず。其尾をもて風を制するを見て造出したる也。柁はこれ船尾なりといひき。外國の人の言には出たれど。續博物志に。視レ鴟制レ柁と見えしに。其說も又合ぬるなり。說文に柁をもて船尾となせし。其義またかくの如くなりけんも知るべからず。また文選の如きは。盛に此國に行はれし事。年既に久しく。倭名鈔に用ひし所も少からず。郭璞が江賦。舳艫の注に。李善は說文を引て。舳船尾也艫船頭也と注し。張銑は。舳船傍。艫船尾也と注したり。此兩說の如きも。或は舳を船尾とし。船傍とし。或は艫を船頭とし。船尾とす。順これらの注を見ざるにはあらじ。然るに兼名苑注漢語抄等に據りて。舳をへとし。艫をトモとせし事。必らず其說ありぬべき事也。すべてこれを論ずるに。方言及郭璞か注の如き。舳といふものは柁也。我國にカヂといふもの是也。說文の一說に。舟尾といふが如き。これも又拕をいふに似たり。文選の張銑が注の如きは。舳は船傍也。我國にフナバタといふもの是也。是等の說の如きは。舳をもて。へとせしにも非ず。又トモとせしにも非ず。小爾雅兼名苑注の如きは。舳をへとなし。艫をトモとなしたる也。增韻の如きは。舳をトモとなし。艫をへとなし文選李善が注も。またこれに同じきに似たる也。彼國の書に見えし所。其異同あり事。すでにかくの如く。或は方俗のいふ所。同じからぬにやよりぬらむ。或は古今の言の異なるにやよりぬらむ。其詳なる事をば知るべからず。ましてや我國に於て。彼國の字を借用ひむに。一つの據ある事を得たらむには。足りぬべきもの也。古より用ひ來れる所。既に久しき事にて。是等の事の如きも。またこれ我國の方言なり。日本紀舳艫の字讀みてトモへといひしが如きは。微とするにたらず。凡漢字を借用ゆるに。其字を用ゆる事は。彼國にして用ひ來りぬる如くにして。これを讀む事は。

また我國の俗。いひつぎし所の如く。ずるは例也。たとへば前に見えし繩墨の字。讀みてスミナハといふが如ぎ。その讀む所によりて。繩の字をスミとし。墨の字をナハとなしぬべき事にはあらず。中臣秡の如き。必ずしも其徵とすべしとも思はれず。

帆は四聲字苑に。船上掛ニ橋上ニ取ㇾ風進ㇾ船幔也。讀みてホといふ。釋名に。或以ㇾ席爲ㇾ之。故曰ニ帆席一也。帆竿はホケタといふ。帆柱帆檣。並讀みてホバシラといひ。長梢帆綱。並讀みてホヅナといふと見えたり。ホといふ義不ㇾ詳。ホケタとは。屋桁の如くなるをいふなり。我國の上世より。船の名は聞えたれど。帆といふものゝ事は見えず。舊事紀に。手置帆負神とぞいふ見えて。古語拾遺またこれによりしかど。これは只その字を借用ひられし所のものと見えたり。古事記日本紀等に見えし。無目堅間(マナシカタマ)小船(ヲフネ)といふものゝ無目堅間といふは。帆席をいふに似たれど。徵となすべきものにもあらず。帆これをホといふは。後に其字の音をもて呼びしところにて。舊名は世に聞えずもやなりぬらん。また或說に。帆竿は帆柱なりといふ事あり。これら又古訓にあらず。

笭はフナドコ。釋名云。舟中床所ニ以薦ㇾ物也と注せしは。卽舟床也。苫はトマ。爾雅注云。編ニ菅茅ヲ以覆ㇾ屋也と注せしは。屋を覆ふものならむには。舟船の具にのみも限るべからず。大苫彥。大苫邊等の神おはしましければ。トマといふものは。太古より聞えし所にして。其義は不ㇾ詳。蓬庫はフナヤカタ唐韻に舟上屋也と注せしは。卽舟屋也。枻はフナダナ。玉篇云大船旁板也と注せり。日本紀には。船枻讀みてフナノヘといふと注せられたり。フナノヘとは船邊也。舊讀みてフナバタといふは。猶フナノヘといふが如し。棹はカイ。釋名云。在ㇾ旁撥ㇾ水。櫂字亦作ㇾ棹。漢語抄にカイといふと注せり。檝橈等の字。讀む事亦同じかるべし。倭名鈔に。檝橈並に讀でカヂといふは。審ならず。カイとはカクなり。たとへば鳧雁足指間之幕

を。ミヅカキといふが如し。卽撥レ水之義也。舵はカヂ。日本紀に船拕の字。讀みてカヂといふ。卽是也。舊事紀には。梶の字を用ひて。カチと讀みき。カヂといふ義不レ詳。倭名鈔に唐韻を引て。舵正レ船木也。楊氏漢語抄に。舵船尾也。或作レ柁。タイシといふ。今案ずるに。舟人呼ニ挾抄一爲ニ舵師一。是也と注しぬ。其しるせし所。審ならず。また艫はロ。唐韻所ニ以進レ船也と注したり。日本紀には。櫨楫の字。讀みてカコカヂといふ。其義亦不レ詳。

揚氏方言に。楫謂ニ之橈一。或謂ニ之櫂一。所ニ以隱レ櫂。謂ニ之欒一。所ニ以懸レ櫂。謂ニ之緝一。と見えしを。郭璞注には。欒は搖レ櫓小橛也。緝繫ニ櫂頭一索也とみえたり。此說の如きは。楫橈櫂共にこれ一物にして。卽今艕といふもの。欒は俗にいふ榜臍にして。緝は俗にいふ榜綱也。また廣韻には。櫂は楫也といひ。釋名には。短曰レ檝。長曰レ櫂。と見え。集韻には。或作ニ棹䑽一といひ。增韻には。櫂之短者。吳越人呼爲レ橈といふ。是等の說の如きは。棹擢橈。亦これ一物にして。倭名鈔に棹はカイといふものなり。また倭名鈔に引用ひし舵正レ船木也といひ。船尾也といふ說の如き。船尾にして正船木ならむには。日本紀に讀みてカヂといひしものなる事。疑ふべからず。揚氏がタイシといひしは。卽是舵師の字の音にて。舊事紀に梶取と見えし者をいふなり。舵をさしいひしとは見えず。然るを舵の字を讀む事。日本紀の如くにはあらずして。楫橈等の字をカヂといひ。棹櫂等の字をカイといひし事。いかなる據やあらん。其義を知らず。また日本紀にも。船柁の字カヂと讀み。榜棹の字亦讀みてカコカヂといひし事。疑ひなきにあらず。榜の字讀みてロといふが如きは。其字の音なり。これは漢字傳得し後に呼ぶ所なり。それよりさきに。此物の名をば如何にやいひけむ。榜楫の字。讀みてカコカヂといふによりて見れば。後の代にロといふもの。古にありては。カコカヂとやいひぬらん。もしさらば。方言幷に郭璞

が注には相合へり。されどまた水手を呼びて。カコといふ事は。應神天皇の御世に始るよし。日本紀に見えたれば。それよりさきの代にありて。楫といふものを。呼びし所の如きなを詳ならず。或人の說に。今俗用ニ梶字ニ者非也。續字彙補に。梶樹杪也と見えたりといふなり。梶讀みてカヂといふ事は。すでに舊事紀に見えけり。今俗の用ゆる所とはいふべからず。カヂは木をもて船尾となしぬるものなれば。木に从ひ尾に从ひし字を借用ひて。讀みてカヂといふ。これも亦我國の方言なり。

亦倭名鈔に唐韻を引て。篙又作ㇾ篙。棹竿也。讀みてサヲといふ。

サヲの義は。前の連枷の注に見ゆ。

考聲切韻に。纜は維(ツナク)ㇾ舟縄(ナハ)也。讀みてトモヅナといふ。唐韻に牽紋挽ㇾ船縄也。讀みてツナデといふ也。唐韻に牂牁(サウカ)は所ニ以繫ㇾ舟。漢語抄にカシといふ。四聲字苑に。海中以ㇾ石駐ㇾ舟曰ㇾ碇。字又作ㇾ矴。並讀みでイカリといふ。蔣魴切韻に。屎淺ニ舟中水ニ之斗也。讀みてユトリといふと注したり。イカリは。萬葉集に重の字。たは重石の字を用ひて。イカリと讀みけり。古語に重き事をイカといひき。日本紀に。重讀みてイカシといふが如き是也。イカリとは。猶權錘をヲモリといふ事の如くなるなり。カシといふが如きは義不ㇾ詳。

牂牁讀みてカシといふ。義は不ㇾ詳。今俗に繫ㇾ舟之處を。カシといふは。其遺言と見えたり。俗には河岸の字を用ひて。カシといふなり。碇讀みてイカリといふ事を。或說に石懸也といひけり。然るべからず。古語に石をシといひしは。よのつねの事なり。イといひし事いまだ。見る所なし。屎讀みてユトリといひしは舟中にしては水入るといふこと忌む事なれば。水を避て湯といひし也。今も俗に舟中の水をばアカといふ。阿伽とは梵語に水をいふなり。亦倭名鈔舟具類に。艭は說文云。船著ㇾ沙不ㇾ行也。俗にキルといふ也と見えけり。キルは止也。卽今俗にスワルとい

ふが如き是也。唐韻を引て。艤は整レ舟向レ岸也。讀みてナヨソヒといふ。艕は船不レ安也。讀みてカヒロクといふと注せり。フナヨソヒといふは。フナは舟也。ヨソヒは促裝といふが如し。カヒロクといふは。猶飄といふが如し。日本紀に飄の字。讀みてヒヽルといひ。ヒロカスといふが如き是也。簸揚の義なるべし。

已上舟船

車クルマ　クルマとは轉廻の義と聞えたり。舊事紀に。大己貴神。天羽車(アマノハクルマ)大鷲に乘りて覓妻(ツママキ)し給ひしといふ事見え。また駿河國風土記にも。大己貴神。天日鷲羽車に乘りて。御穗御崎に休み給ひしなどいふ事も見えたり。さらば其代に既に車といふ者のありしなり。舊事紀に。また景行天皇紀に。車駕の字見えしを。日本紀またこれに依られたりき。倭名鈔には。四聲字苑を引て。車駕の字を注して。牛馬入ニ轅輗中一也と見えたれど。我國にして古よりこのかた。車を馬に駕せし事は聞えず。後代に及びて。車制もまた少からず。宋元豊年中に。高麗より我國の車を獻ぜしなどいふ事聞えたりき。いづれの制にやあるらむ。詳ならず。文昌雜錄に見ゆ。亦倭名鈔車具の部に。車蓋俗に車の屋形(ヤカタ)といふ。漢語抄に車箱は。クルマノトコといひ。一つに車輿といふ。軾は車前也。クルマノトジキミといふ。轅はナガエ。俗に前にあるを轅と云ひ。後にあるをは鴟尾と云ひ。或は小轅といふ。軛はクビキ。所ニ以扼ニ牛領一也。軸はヨコカミ持レ輪者也。轉はトコシバリ車下索也。輪はワ。車脚所ニ以轉進一也。輞は車輪郭曲木也。漢語抄にヲホワといひ。一つに輪牙といふ。轂は輻所レ湊也。漢語抄にクルマノコシキといふ。俗には筒といふ。輻はヤ。轄はクサビ。釭は轂口鐵也。クルマノカリモといふ。轆轤は車帷也。俗に車簾といふ。輣は車中所レ坐者。クルマノシトネといふ。榻は床也。シヂといふ。車鞦は所ニ以制ニ牛後一也。シリガキといふ。鞅は軛下絆レ頸繩也。漢語抄にムナガキといふ。䡓綖は牛領上衣也。俗にクビヲホヒといふ。牛縻は牛韁也。ハナヅラといふ。絭は牛鼻環也。漢語抄にツシノハナギといふと見えたり。軸穀輻釭

等を呼ぶ所の如き。義不ㇾ詳。榻は車具にのみ限るべきにもあらず。唯ての シヂといふ義は。亦不ㇾ詳。榻をシヂといふは。床子のを轉じて。名をなせしに似たり。

轝コシ　倭名鈔に四聲字苑を引て轝字或作ㇾ輿並讀みてコシといふ。車無ㇾ輪也と見えたり。コシの義不詳。舊事垂仁天皇紀に。皇妃日葉酢姫の妹竹野媛みづから輿より墮死せし地を。墮國といふ。今は乙訓といふは訛れりたり。といふ事見えたれば。其世に既に輿といふ者はありけるなり。腰輿の字みてタゴシといふは。タとは手也。手して舁きぬるをいふなり。

或人の説に。輿をコシといふは。もと是腰輿之義也といふなり。

輦テグルマ　倭名鈔に周禮を引て。后居ニ宮中ー。縱容所ㇾ乘。謂ニ之輦ー。爲ニ輕輪ー。人挽所ㇾ行と注せり。令義解にも。舉行曰ㇾ輿。輓行曰ㇾ輦也と見えたれば。古の輦は挽て行く所なりしと見えたれど。後に輦といふ者の如きは。輪ある物にはあらず。いづれの比ほひに。其制の改りぬらむ。詳なる事を知らず。

已上車輿

鞍クラ　クラとは座也。馬上に座する所なるをいひしなり。古事記に。大己貴神の鞍の事見えたれば。此物の名は既に大古の時より聞えたるなり。倭名鈔に。俗に唐鞍移鞍結鞍等の名ありと注せり。後代に及びて。名づけ呼ぶ所の者ども猶多かり。又倭名鈔鞍具部に鞍橋一に鞍瓦。楊氏漢語抄。幷讀みてクラホネといふと見えたり。クラボネといひしは。古時に鞍といひしは總名也。分言ふには上にして鞍褥あり。下にして鞍韉あり。鞍橋鞍瓦の如きは。物の骨幹あるが如くなれば。かく名づけしと見えたり。日本紀には。鞍橋讀みてクラニと云ひ。また鞍前後橋とも鞍瓦後橋ともしるされたり。此文に據る時は。鞍橋といふものは。古語マヘツワ・シヅソなどいひ。卽今俗にマヘワ・アトワといふものにて。鞍瓦とは俗にイギとも。ユギともいふものにて。總べてはこれをクラボネといふなり。されば。鞍瓦後橋の字。讀みてクラボネノシヅクラボネとは云ひしなり。

舊說にユキといふべし。イギとはいふべからず。といふ。また或の人說に。ユギとは床木なりといふなり。古語には居木としるして。イギといひけり。鞍をクラといふ事の座の義ならむに。鞍瓦を居木といはむあしかるべしとも思はれず。又これをユキといふ事は。結木の義と見えたり。或人の說の如き。其據を知らず。

また倭名鈔に。鞍褥は楊氏漢語抄に。クラシキといふ。俗にウハシキといふなり。古俗表數の字を用ゆ 屟脊はナメ。蔣魴切韻云。鞍下屟脊也。

俗にハダツケといふ是也。ナメとは滑なり。

韉はシタグラ。唐韻に鞍韉也。韂は韉之短也といふ。今按ずるに韂は俗にいふ駒韉歟。

俗に切付といふもの是也。シタグラとは下鞍也。

駒韉は詳ならず。

鞖はシホテ。考聲切韻に。穿鞍橋皮也と注したり。

切韻の說による時は。鞍橋といふものゝマヘツワシツワといふものなる事。いよいよ明かなり。シホテは古俗は四方出としるしたりけり。源平盛衰記に鞍邊の四方より出し帶あるを云ひしなり。又鞍靶は楊氏漢語抄に。クラヲホヒといふと注したりけり。

鞦シリガキ　當胸ムナガキ

俗にシリガイ・ムナガイといひて。尻懸胸懸等の字を用ゆるもの是也。カキといひ。カイといひ。又カケといふ。皆轉語也。

腹帶ハラオビ　俗にハルビといふもの是也。倭名鈔に。周禮を引て。鞶はウハハラオビ。馬大帶也と注せり。

鐙アブミ　倭名鈔に蔣魴切韻を引て。鞍兩邊承レ脚具也と注せり。アブミとは。アは足也。フミとは踏也。足の踏む所なるをいふなり。倭名鈔に楊氏漢語抄を引て。鐙靼はミヅヲ。逆靼はチカラガハといふと注せり。古の鐙は。今制の如くにはあらず。壺鐙舌長半舌などいふか如き。其制も各異なれば。ミヅヲ・チカラガハの制も。今の物には同じからず。ミヅヲの義不レ詳。チカラガハは。俗に力革としるすものこれなり。

古鐙の猶今も世に殘る物ともをば。見る事を得

たりき。鐙にミヅヲといふあり。鑣にミヅヽキといふあり。幷にそのミヅといふ義不レ詳。今も俗に孔竅をよびて。メドといひ。メドまた轉して。ミヅといふなり。針孔をハリノミヅといふが如き是也。ミヅヲといふものは。環に舌あるものなり。その環孔をミヅといひ。舌を尾といふに似たり。ミヅヽキといふ義も。亦かくの如くなりと見ゆ。

障泥アフリ　倭名鈔に唐韻を引て。韉は障泥。鞍飾也と注せり。アフリといふ義不レ詳。
足の踏む所の者をアブミといふが如くに。足の觸るゝ所のものなるが故に。アフリといふに似たり。

鑣クツバミ　倭名鈔に說文を引て。鑣はクツバミ。俗にクヽミといふ。馬銜也。兼名苑に。一名は勒といふと注したり。釋名に據るに。鑣は今俗にクツハノカヾミといひ。銜はクツハノハミといひ。總べてこれをクツハといふは。卽勒也。また辨色立成に。承鞚一つに七寸といふはミヅキ。俗にミヅヽキといふと注せしは。卽今俗にクツハの引手蛇口などいふものなり。また楊氏漢語抄に。韁鞚一つに馬鞚といふは。クツハヅラ。俗にクツハといふ。轡讀む事亦同じと注せしは。卽今俗にタヅナとて。手綱としるすもの是也。今俗にクツハといふものは。古はクツバミといひ。古俗にクツハといふものは。今はタヅナといふ。これら古今の言の同じからぬ也。古にクツバミといひしは。口に含むをいふなり。クヽミとは。則銜（フクミ）也。ミヅキ●ミヽキ等の義詳ならず。クツハヅラといひしは。クツハは口輪也。凡そ俗に廻轉之貌を輪といふなり。萬葉集に囘轉の字。幷に讀みてワといふが如き是也。ツラは聯（ツラ）也その馬口に聯絡するをいひし也。
今俗に手綱の兩末をミヅヽキといふは。クツバミのミヅキに着く所なれば。これをも亦かくいひしなり。或人の說に。倭名鈔に承鞚一つに七寸といふによる時は。卽今タスケとも。タチギヽなどともいふものを。古にミヅヽキといひしなりといへり。然るべからず。古の馬飾に。今のタスケなどいふ如くなるものはあらず。古畫の鞍馬を繪がきしものを。併せ見つべし。源義家朝臣。

門の鑰なかりしを。クッハノミヅツキにて。ジャウをあけさせられしといふ事。古事談にも見えたり。今の手綱手助などいふもの門鑰を啓(ヒラ)くべしとも思はれず。

䪁頭ヲモヅラ　倭名鈔に唐韻に䪁は䪁頭也。羈は馬絡レ頭也といふ。今按ずるに絡頭卽䪁頭也と注したり。ヲモヅラとは。ヲモは面也。ツラは聯也。卽馬頭に聯絡ふをいひしなり。今俗にヲモガイといひて。面懸としるすもの是也。

倭名鈔に鞍馬具の部に。古にいふ唐鞍の飾見えたり。杏葉韉雲珠金鏤樓額尾韜の如き是也。古畫の唐鞍移鞍等を置きし馬の圖を見しに。餝抄に圖せし所に。大やうは差はず。杏葉は鞦當胸等の飾也。辨色立成を引て。イヒラといふ。俗にキヤウエフといふと注せり。イヒラの義詳ならず。キヤウエフは。杏葉の字の音をもて呼びし也。韉は唐韻に鞍鞴也。楊氏漢語抄に。カレヒツケといふと注せり。餝抄にハネとしるせし者是也。集韻に據るに。韉は鞍邊帶。或作レ鞖と見えたり。さらば鞖韉もとこれ同字にして。異物にあらず。然るに。倭名鈔には。鞖讀みてシホデといひ。韉讀みてカレヒツケといふが如き。其說あるべけれど。不レ詳。今も俗に鞍後左右のシホデに。捕付物付などいふ名あるは。古にカレヒツケといひし名の遺りぬるとぞ聞ゆる。雲珠は。辨色立成にウズといふ。今按ずるに。雲珠は雲母之一名也爲二馬飾一。未詳と注せり。ウズといふは。雲珠の字の音をもて呼びし所にて。鞦上之飾也。金鏤は。蔡邕が獨斷に馬冠也。高廣各五寸。上如二三華形一者也といふ。今按ずるに。俗には銀面之菖蒲形といふ也と注せり。此物は馬の頭上の飾也。菖蒲葉の如くなるものゝ。並び立ぬれば。俗にはかくいひし也。樓額は。辨色立成を引て。讀みてヌカヾキといふと注せり。ヌカとは。古語に額をいふ。カキとは懸也。卽俗に銀面といひしもの也。尾韜は。考聲切韻に韜は所三以韜二馬尾一也。俗に尾袋といふと注したり。これは馬尾を唐尾といふものに結ぶ時に。用ゆる所の物なり。此餘槽櫪芻秣等の類の如き。悉く皆其義自

ら明かなれば釋するにも及ばず。

已上鞍轡

簏スリ　倭名鈔行旅具。幷に竹器具に。說文を引て簏は竹篋也。楊氏漢語抄に。簏子はスリといふと注せり。スリといふ語。舊くいひつきし所なる也。筑後國風土記に。筑前筑後兩國之間。有二峻狹坂一往來之人。所レ駕鞍韉磨盡。土人曰二鞍韉盡之坂一と見えけり。即今も行旅具に。竹簏のアブミスリといふものあり。

俗にはアブズリといふ。即鐙磨之謂なり。又此類にしてコリといふものあるは。韓地の方言に出けり。今も朝鮮之俗。コリといひて。栲栳の字を用ゆるもの即是也。

笵ハタゴ　倭名鈔に唐韻を引て。笵飼レ馬籠也。漢語抄にハタゴといふ。俗用二旅籠字一と注せり。此語猶今もあるなり。もとは行旅之内。飼レ馬もの丶籠より出しと見えたり。ハタゴといふの義は。不レ詳。

樏子カレヒケ　倭名鈔に蔣魴切韻を引て。樏子は中有レ障之器也。漢語抄にカレヒケといふ。今按俗所レ謂破子是也。破子はワリゴと讀むと注せり。カレヒは糲也。ケは笥也。ワリゴとは。其中有レ障之義也。

今もワリゴといふものありて。其制も亦多し。

蓑ミノ　素戔烏神。風雨に簑笠着給ひしといふ事。見えたれば。二つの物の名は。古の時より聞えて。其義も闕けぬ。倭名鈔には。說文を引て雨衣也と注せり。

笠カサ　簦ヲホガサ

倭名鈔に毛詩註。史記音義等を引て。笠可二以禦一レ雨也。簦は笠有レ柄なり。俗に大笠といふと注せり。カサの義不レ詳。笠にして柄あらむには。即今のカラカサといふもの丶類なるにや。其制の如きは知らず。

古畫に蘭笠の如くにして。大なるものに柄あるを繪かきしを見たりき。夫等のもの。大笠といひしもの丶制にやあらむ。不レ詳。

已上旅裝

網アミ　倭名鈔に纂要を引て。獸網曰レ罘。麋網曰

レ民兎網曰レ罝。並讀みてアミといふ。廣雅に。罟漁網也。讀むことも亦同じ。爾雅に鳥罟謂二之羅一。鳥羅讀みてトリアミといふと注したり。萬葉集には鳥網讀みてトアミといひけり。又纚は文選注を引て。纚網如二箕形一。狹レ後廣レ前名也。師說にサテといふと注したり。サといふは小也。テといふは手也。萬葉集鈔にサデとは。小き網を持て。魚を捕るをいふ。此網は手にもちてとるなりといふ卽是也。アミといふ義の如きは不レ詳。古事記に。但馬國和那美之水門は。垂仁天皇の御世に。山邊之大鶙。鵠を張網取りし故に。其水門を和那美之水門といふと見えたり。さらば張網をいいてワナミといひしなり。

或人の說にアミとは。編也といふなり。繩の合ひぬるをナワともいへば。網は編むをもてアミといひしも知るべからず。然し網をば古より此かたスクとこそいふなれ。萬葉集鈔に。網造るをスクといふ。スクとはツグといふ詞也。ツとスと同韻なるが故也と見えたり。神武天皇の初。高尾張邑の土蜘蛛を葛網を結て。掩襲殺レ之。よりて改めて其邑を葛城といふと見えしも。カツラヲキの義也と見えたり。網をアミといふ事。編むの義なるべしとも思はれず。又古事記に。張網讀みてワナミといひしは。說文に罾は網也といふ義に合ぬるにや。我國の上世には。罾罟之類總言ひてはナワミといひ。分言ふには一目を張るをば。ワナといひ。衆目を張るをばアミといひしと見えたり。さらばアミとは。衆目の謂にぞあるべき。衆は猶大といふが如し。古語に大をばアといひけり。ミといひメといふは。轉語也。舊事紀日本紀等に。大目鹿籠といふものも見えたり。

蹄ワナ　倭名鈔に周易を引て。蹄は師說にワナといふと注せり。舊事紀には。火折尊。川鴈の羂に嬰りしを解きて。放ち給ひし事見えて。羂讀みてワナといふなり。周禮翼氏注に。置二其所レ食之物於二羂中一。鳥來下則掎二其脚一。と見えて羂絹相通じぬれば羂讀みてワナといふ事その義合ひぬ。ワナといふ義は詳ならず。又倭名鈔に弶は四聲字苑云。取レ獸械也。漢語抄にクヒチといふ。㨿は唐韻に射レ鼠斗也。漢語抄にナユミといふ。又漢語に鼠弩はヲシ。一に鼠弓といふと注せり。並に其義不レ詳。

鳥獸を取るにワナといふあり。魚鱉をとるにヤナといふあり。射鼠斗をもまたナユミといふ。そのナといひし義不ㇾ詳。漢にしては掩取るを坑にすといふ事あり。さらば此にしてナといひしも。またアナといふ義にもやあるらむ。ワナ・ヤナ並にこれアナの轉語にして。ワといひヤといふには。自らアといふ音を帶びて。掩取るの義もまた相合へり。繩を綰ねて其中を空とし。鳥獸の入來るをとるをば。ワナといひ。水を堰きて其闕を空とし。魚鱉の落下るを取をば。ヤナといひしに似たり。說文にも絹は綰也と見えたり。綰ねしをいひては。輪といひ。高きをいひては。ヤといふが如きは上世よりの語にてあるなり。

囮テヽレ　倭名鈔に唐韻を引て。囮は網ㇾ鳥者媒也。漢語抄にテヽレといふ。又文選に少養ニ雉子一。至ㇾ長狎ㇾ人。能招ニ引野雉一者謂ニ之媒一。師說にヲトリといふと注せり。並に義不ㇾ詳。

テヽレとは。トヽリといふ語の轉ぜしに似たり。日本紀に鳥取の字讀てトヽリといふなり。ヲトリといふヲは。招引之義なるに似たり。今も俗に招引をいひて。ヲビクなどいふ事あるなり。

黐モチ　倭名鈔に唐韻を引て。黐はモチ。所ニ以黏一ㇾ鳥也。擈はハガ。所ニ以捕一ㇾ鳥也と注せり。我國之俗。凡そ物の黏ずるをモチといふなり。ハガの義不ㇾ詳。

漢に黏竿といふものは。此の俗サシザヲといふもの是也。

矪クルリ　倭名鈔に唐韻を引て。矪はクルリ。射ㇾ鳥矢名也と見えたり。クルリの義不ㇾ詳。また彈弓は。俗にダンキウといふ。放ㇾ丸弓也と注す。これは竹弦にして。丸を飛すもの。射ㇾ鳥の弓也。また弋射讀みてイヅルといひしは。飛鳥に加ふるをいふ也。弋或讀みてイグルミといふなり。射翳讀みてマブシといふ。野雉を隱射るをいふなり。並に義不ㇾ詳。驅射讀みてヲムモノイルといひしは。古俗。追物射といひし是也。照射讀みてトモシといひしは。火を照らして鹿を射るをいふなり。

ダンキウは字の音を呼びしなり。イツルとは。弋射具に。矰繳といふあり。矰は矢の名也。繳は生絲縷なり。其繳を矢に着けて。飛鳥に加ふ繳をね

るには鐖といふあり。鐖をばヘマキといふなり。その射る事の魚釣るが如くなれば。イツルといひしと見えたり。またイグルミといふは。今も俗に纒繞をいひてクルムといふなり。繳をもて飛鳥に加ふるをいひしなり。

魚梁ヤナ　神武天皇。吉野之地に至り給ひ。作レ梁取レ魚者に逢ひ給ひし事。舊事古事日本紀等に見えたり。倭名鈔には毛詩注を引て。魚梁讀てヤナといひ。また唐韻の籍取レ魚箔也といふを引て。漢語抄にヤナズといふと注せり。ヤナの義不レ詳。（跡の注を併せ見るべし）

又倭名鈔に。玉篇を引て。筌はウヘ捕レ魚竹笱也。笱は取レ魚竹器也と注せり。萬葉集抄に。ウヱとは。竹にて編みたる簀を。口ひろく末をゆひすべて。山川の瀬にふせ置きてウヱの左右をば。塞ぎて。ウヱの中より水を流して。魚の流入るを取るなりと見えたり。ウヱの義不レ詳。又倭名鈔に爾雅を引て。罧亦作レ槮。フシツケといふなり。郭璞曰。積二柴於水中一。魚得レ寒。入二其裏一。因以レ簿圍。捕二取之一。と注したり。フシとは柴也。柴は小木也。古事記日本紀等に。柴讀みてフシと注したり。即是也。

ツケとは漬（ツケ）也。これを水中にするをいふなり。又倭名鈔に纂要を引て。籊は以レ鐵施二棹頭一。因以取レ魚也。漢語抄にヒシといふと注せり。ヒシといふは。其三稜ある菱角の如くなるをいふなり。稍讀てヒシといふが如きも此義なるなり。

釣ツリ　倭名鈔に聲韻を引て。釣はツリ。設二鈎餌一。取レ魚也と注せり。八重事代主神。出雲國三穗之崎にありて。釣レ魚られし事。舊事紀に見えたれば。釣魚の事は。上古より既に聞えたる也。ツリとは鈎連の義なるべし。鈎をば上古の俗呼びてチといひけり。日本紀に火々出見尊。兄命と幸易（サチカヘ）られし事しるされし注に。鈎讀みてチといふと見えたり。後に此物をハリと云ひしが如きは梵語也。波利翻二曲鈎一といふ即是也（翻譯名義集に）。俗に簾鈎をハリといふが如きも亦此義也。倭名鈔に泛子。漢語抄にウケといふ。今按ずるに網具に。又此名ありと注せり。泛子は即釣具也。網具にウケといふ者は。舊説に網繩に付る桶などをいふなりと見えたり。（藻鹽草に）ウケとは即泛（ウケ）

也。

倭名鈔畋獵具釋しつべき事あるをば。こゝに錄せり。また鷹犬具に。唐韻を引て。擥は所三以綴二鷹狗一也。今按。一字兩訓。鷹にありてはアシヲといひ。犬にありては。キヅナといふと注したり。アシヲとは。鷹の足に綴るをいふ也。卽今ヘヲといふもの是也。又絛讀みてヲホヲといふは。卽今俗に大緒としるすものなり。キヅナとは。牽綱也。文選注を引て。緤は牽也。またキヅナと讀む。犬枷はクビツナといふなりと注せり。クビツナとは。犬の頸に繫るをいふなり。又漢語抄を引て。旋子讀みてモトホリといふと注せり。卽鷹具也。萬葉集に回の字。讀みてモトホルといふが如き是也。其物のよく旋轉するをいふなり。韝讀みてタカダヌキといひ。文選注に臂衣也といふを引きけり。字既に弓矢の具に見えたり。古畫に此物を繪がきしを見しに。弓小手といふものゝ如にして。其制少しく異なり。卽今俗にタカノユガケなどいふものは。此物の遺制なるなり。また鞲は玉篇を引て。犬鞲也。クサリといふと注せり。卽犬具也。鏁の字また刑具に見えて。カナヅカリといふと注したり。ツカリといひ。クサリといふは。卽轉語なり。鐵索をも呼びて。ツカリともクサリともいふ。其義不レ詳。

卽今の如きは。鐵索をば皆クサリといふなり。萬葉集抄に。クサとは戒る義なりといふ事あり。刑具にクサリといふあるは。クサとは戒る義にして。リといふは詞助にやあるらん。今俗に凡事の相連接せしを。クサリなどいふ事のあるは。もと鐵索の名によりていひし語にぞあるべき。

已上漁獵具

東雅卷之十

器用第十

書フミ　文の字讀む事亦同じ。日本紀には。文書二二字引合ても。フミと讀みけり。フミとは文の字の音の轉せし也。字讀みてナといふ。漢にしても字又名といひし事もありけり。或はモジと讀むは。文字二字の音を用ひしなり。我國にして。上世より此かた用ゆる所の字ありて。各國また行ふ所のものもありけり。後の代に肥人の書などいふが如き卽是其一體也。漢字を傳得し後に至て。其字皆廢したる也。天武天皇の御代に。境部連積石等。勅を奉じて造れる所の新字。一部四十四卷を撰進せしかど。遂に行はるゝに及ばず。これその廣く行はれ難き所あるが故なるべし。世に所謂漢字傳得し事は。神功皇后の御世に始れりなどいふ也。

釋日本紀に見えし所也。姓氏錄によるに。仲哀の御代に秦韓の人。既に來朝せしと見えたり。世に所謂漢字といふものは。卽秦の隷書也。さらばその書體の如き。神功皇后の攝政の時よりさきに。この國に通ぜし事ありしも知るべからず。

應神天皇の御世に。百濟の使臣阿直岐來るに及びて。菟道の太子に經典を授けまいらせ。また其薦申せし事によりて。彼國の博士王仁を徵されて。諸典籍を學び給ひしと聞えしは。我國文學の始にして。又百濟より博士を貢する事の始なる也。阿直岐は阿直岐史之祖にて。王仁は書首等の祖これ也。

阿直岐古事記には。阿知吉師としるし。王仁をば和邇吉師としるせり。王仁讀みてワニといふべし。ワウニンなど呼ぶことは。訛れるなり。

畫の事は。前の畫工の注に見えしかば。こゝに注せず。

設色の具の如きも。推古天皇の御代に。高麗貢上の僧曇徵能作ニ彩色及紙墨一。と見えしは。又その法を傳へし始なるべし。倭名鈔圖繪具に見えし所。その名義自ら明か也。

璽シルシ　舊事記に天照大神皇孫を此國に天降します時に。八坂瓊曲玉及八咫鏡。草薙劍。三種寶物。

永爲二天璽一と見えて。日本紀これによられ。古語拾遺には。八咫鏡及草薙劍。二種神寶。永爲二天璽一と見えけり。或は三種といひ。或は二種といふ說の如く。其義明かにせむ事は。いともかしこし。本朝令に見えし神璽之鏡劍といふ事を。義解には。璽は信也。猶レ言二神明之徵信一と釋せり。さらば。璽讀でシルシといふ語は。異ならねど。後に璽といひ。印といひ。並に讀みてヲシテともいふものには。其義同じからず。璽印の字。並に讀みてシルシといふは。卽信也。ヲシテといふは。古の時は朱墨の類をもて。掌の内に塗りて。これを押して。信としたりしが故也。

俗にはこれを手印などともいひ。又劵契を手形などいふ事も。これに起りしといふなり。攝津國四天王寺に。上宮太子の手印といふものゝあるをば。まのあたり見る事を得たりき。

それが中。至尊にのみ璽と稱し。群下には印といふ。其始の如きは。いまだ詳ならず。古の時官私郡國の印。其大小並に數の如き。國史令格等に詳に見えたり。

諸神の攝社に璽の社といふものゝあるは。其神社の寶璽を藏めし所也といふ也。世に熊野の牛王といふものゝ。鳥形の文あるは。古の鳥篆の體の如くにぞ見えぬる。また牛王といふも。璽の字をわかちて牛王といふ。米の字わかちて八木といふが如し。古の俗にかゝること多かりし事也。其後また漢土の押字といふものゝ如くに。草名などいふ事をもて。行ふ事も起りたる也。

俗にこれを書判といふなり。是等の義を釋しつべき事。無益の事なればしるさず。

紙カミ　義不レ詳。我國の紙墨等造る法は。高麗より傳へたりしなり。推古天皇十八年の記に。彼國貢上僧曇徵。能作二紙墨一と見えし是也。さらば紙を名づけてカミといふも彼方言に出しも知るべからず。

穀樹一名楮。俗にカウゾといふなり。古の時此樹皮をもて神衣織りしかば。カウゾとは神衣といふ語の轉せしなり。紙といふものも。又此樹皮をもて造りぬれば。樹名によりてカミといふ名起りしも知るべからず。又紙といふものゝ始は。古の時。竹簡に代へし所也とも見えたれば。カミと

云は。箇の字の音の轉せしもまた知るべからず。

墨スミ　義不詳。舊事紀に。倭國菟田の墨坂は。神武天皇この國に入り給ひし時。菟田の八十梟帥。軍を分ちて焃炭を置きし所也よりて此名起れりと見えたり。異朝にしても。墨の始は。石を燒て燼となし。すなはち墨となせしといふ事なれば。我國にしても墨をスミといふ事。炭をスミといふによれりしも知るべからず。されど日本紀に墨坂の事をしるされし所。舊事紀の文の如くにして。焃炭の字をば改めて。炭火としるされ。讀みてオコシビといふ事也。さらば古の時には。炭をばオコシビといひしを後に墨といふもの出來しに及びて。炭を呼ぶ事も墨と同じくなりぬれば。かのオコシビ置しといひ傳へし地をも。スミサカといひて。しるすに墨坂の字用ゆる事になりしも。又知るべからず。我國にして紙墨造る事は。高麗の法を傳へしと見えたれば。其名の如きも。又彼國の方言にや出でぬらむ。瑜麋(スミ)とは。漢代の墨の名也と見えたり。

或人の說に。墨をスミといふは。染(ソミ)といふ語の轉也。といふ也。墨をスミといふは染也といはむはさもありなまし。舊事紀に。炭の事に因りて名を得し地を。墨坂としるされしによらむには。墨をスミといひ。炭をスミといふ。異義あるべきにもあらず。炭をスミといふ事染の義なるべしとも思はれず。また日本紀に據る時は。上古の時炭をばオコシビといひしなり。後にスミといふ事は。墨といふ者の出來りての後に。炭の色黑きが。墨に同じきが故によれるなるべし。すべて此等の疑はしき事の。其徵とするに足れる事もなからむを。强て說造る事あるべからず。又舊事紀に。軻遇突智(カグツチ)の名。火之燒炭とも見えしかば。上古之時に炭をスミといふ事なしともいふべからず。などもいふべけれど。古事記には。火之炫彥とするせり。世に行はるゝ舊事紀に見えし所は。傳寫すでに誤れりとこそ見えたれ。

筆フミデ　倭名鈔に筆讀みてフミデといふと見えたり。フミは書也。テは手也。猶和幣をニギテといふ事の如し執りて書するをいふなり。

卽今フデといふは。語の急なる也。

又漢語抄を引て。髤筆はハケ。陸詞切韻に髤以レ漆

塗レ物也といふと見えけり。ハケといふ義不レ詳。

硯スミスリ　倭名鈔に硯讀みてスミスリといふ。其義明か也。

即今スヾリといふも。語の急なる也。

水滴器讀みてスミスリガメといふは。水瓶をいふなるべし。

簡フミダ　倭名鈔に簡札二字。幷に讀みてフミタといひ。簡所ニ以寫レ書記レ事者也。札簡也といふ說を引きて注せり。フミは書也。タとは板也。

即今札をフダといふも。語の急なる也。フミイタを呼ぶ事の急にして。フミダといひし語のフンダとなりて。後には又フダといふが如きによるに。圓座をワラフダといひ。屐をアシダといふ。そのタといふも板の謂にて平かなる事。板の如くなる事をいひしなるべし。

書案讀みてフミヅクヱといひ。書櫃讀みてフミビツといふ案櫃等の釋は。前に見えたり。笈讀みてフミバコといふ。倭名鈔に唐韻を引て。負レ書箱也といひ。又風土記を引て。狀如ニ冠箱一而卑と注せり。後俗笈讀みてヲヒといふは。負レ書の說によれりと見えたりされど後には負レ書の事のためとも聞えず。たゞ山伏または行御（アンギャ）の僧などの。行李の具をいふ事にはなりたり。即今笈（オヒ）といふものを見るに。これは漢に避秦（ヒシン）と名づけいふ所の物也。避秦と名つけいひし事は。むかし秦の亂を避けしもの丶。衣衾藥物之屬を納れて負ひしが故也。さらば此物の始は。秦韓人の此に負ひ來りしに因れるも知るべからず。

避秦の事は宋人小說の書に見えたり。又高野ひじりといふもの丶負ふものを。むかしはヤロウといひき。藥籠の字を用ゆ。物の蓋の制に。ヤロウブタといふあるは。此物の制に倣ひし也。とふるき人のをしへたりき。かの避秦の制を按ずるに。藥籠の制に同じきものにぞありける。

已上文具

矛ホコ　倭名鈔に。揚子方言を引て。戟或謂ニ之于一。或謂ニ之戈一。並にみてホコといふと注し。亦釋名を

引て。手戟曰ㇾ矛。人所ㇾ持也。字亦作ㇾ鉾。讀てテボコといふと注したり。凡矛戟之類。もとこれ其制の同じからぬによりて。名も亦異なるなり。本朝の令に。矛矟の字見えしも。矛者二丈矛也。矟者丈二尺矛也。と義解には注し舊事古事日本紀等にも。矛皆讀てホコとはいひけり。後代に至てこそ。手鉾などいふものは聞えたるなれ。我國之初。陰陽二神。天瓊矛をもて。國土を生成し給ひしと言えたれば。我國の兵器これより先なる物もあらず。其制之始をも知るべからず。亦ホコといひし義も詳ならず。

舊事紀に見えし天瓊矛の字。古事紀には天沼矛としるせり。日本紀は舊事紀によりて記されしかど。瓊此曰ㇾ努と注せられけり。私記に或本に努字爲ㇾ貳也。蓋古者謂ㇾ玉或爲ㇾ努。或爲ㇾ貳。兩說並に通ずといひしかば。瓊矛讀みてヌホコと云事は。疑ふべからず。然るを世の人讀みてトホコといふ事。心得られず。思ふにこれは。瓊矛は。即是獨鈷也。讀みて度保古といふなどしるせしものどもあるが故なり。古事記の如きは。舊事紀にしるされし所によらず。改めて沼矛としるせし事。其謂ある事とぞ覺ゆる。また或人の說に。ホコとは火によりて云ひし所也。亡の字讀みてホロブといふも亦然り。凡物を亡すもの。火よりも猛きものはあらず。また其形も火の穗に象れりともいふべきもの也といふ也。されどいまだ其徵となすべき事は。見る所あらず。

其後大己貴神。此國を細戈千足國と名付られ。また其國平られし廣戈を。天孫にまいらせられしなども見え。天孫天降ませし初に建られし所の矛は。今も猶日向國諸縣郡霧島嶽に現在せり。神功皇后もまた杖き給ひし所の矛をもて。新羅王の門に植て給ひて。後葉之標となされしとも見えたり。日本武尊に賜り給ひし所。また文武天皇の御世に。伊勢大神宮にまいらせられし所にも。比々良木乃八尋矛などいふもの聞え。令には又諸臣の儀戈といふものも見え。其餘平鉾三股鉾などいふが如きもありけり。槍また讀みてホコといふ。令義解には。木兩頭銳者。卽戈之屬也と見えたれど。天智天皇の中大兄と申まいらせし時に。入鹿臣を斬り給ひしに。自ら長槍を執り給ひしと見えたれば。鋒及なからむ

物とも思はれず。其後に花槍鎌槍鯰尾槍などいふものゝ如き。木の兩頭銳きものとのみも見えず。後代に及びて。ヤリといふものは古の長槍の制によりて。名付てヤリといひしは。破(ヤリ)の義と見えたり。

劍ツルギ　舊事古事日本紀等に。伊弉諾神。十握劍の事見えて。其餘劍の事どもしるされし多けれども。其始も不レ詳。又ツルギといふ義も。不レ詳。古事記には草薙劒の事をしるして都牟刈(ツムキ)之大刀といひけり。ツムギといひ。ツルギといふは。其語の轉じたる也。應神天皇の御歌に。ツノギノサヤと讀み給ひしをば。日本紀釋に劒鞘也と注したりけり。又古語にツルといひ。ツノといふは。相轉じていひけり。越前國敦賀(ツルガノ)郡を。古には角鹿(ツノガノ)國といひし如き是也。角をツノといひしは。突く事あるの謂也。また凡物の鋒刄あるをば。キといひけり。鋸(ノキ)といひ。錐(キリ)といひ。釘(クキ)といふの類。其鋒あるをいふなり。鑽讀みてキルといふも。亦此義によれり。鐇(タツキ)といひ。斧(ユキ)といひ。鋤(スキ)といふの類は。其刄あるをいふなり。斬讀みてキルといふも。此義によれるなり。きらば劍をツムギとも。ツノギとも。ツルギともいひしは。其鋒刄ありて。突くべく斬るべきをいひしなるべし。萬葉集に。劍の字讀みてタチともいひけり。古時にツルギタチとも。タチツルギともいひしものは。舊說に常の大刀刀(タチカタナ)といへるは。片刄に刄をつけたる也。ツルギタチといへるは。うらうへに。刄をつけたると聞えたりといふ也。萬葉集抄にみゆ　刄讀みてヤイバといふは。ヤイとは燒(ヤイ)也。燒刀燒鎌(ヤキタチヤンカマ)などいふが如くに。燒き鍛(キタ)すをいふ也ハ　とは齒の物を斷つ義にとれる也。

大刀タチ　刀カタナ　倭名鈔に四聲字苑を引て。似レ劍而一刄曰レ刀。大刀讀みてタチといひ。小刀讀みてカタナといふと注したり。前に記せし事の如く。古事記には。草薙劒(タチ)をも都牟刈(ツムキ)之大刀としるしたり。タチといふは斷也。そのよく物を斷つをいふ也。萬葉集には。刀の字讀みてタチといひけり。倭名鈔に小刀讀みてカタナといふと見えたれど。上古之時には。刀をばヒといひ。ヒエともいひ。小刀をばサビといひし也。

サは小也ヒは刀也。

刀をヒといふ事は氷木の條に見えたり。

古事記には。天孫。海神の宮より還り給ひし時。佩び給ひ小刀を解きて。送りまいらせし。和爾の頭に着けて返さる。其和邇者今に於て佐比持神といふ也と見えし。即是也。又日本紀に。素戔鳥神。八岐大蛇を斬り給ひし劔を。蛇韓鋤之劔といひ。又舊事紀に。稻飯命。拔レ劔入レ海。化爲ニ鋤持神一と見えし。鋤の字并に讀みてサヒと云が如き。亦是小刀をいひし也。亦通じては。大刀をもサヒといひけり。推古天皇の御歌に。太刀ならばクレのマサビと讀み給ひしを。クレのマサビとは。呉之良劔之名也と。日本紀釋に注せしが如き是也。後に又カタナといひし事は。即一刄之義也。我國之俗。凡物の雙なるをばモロといひて諸の字を用ひ。隻なるをばカタといひて。片の字を用ゆ。又刄ある物をば。ナともノとも。相轉じていふ也。刀鐁斧鑿鍥などいふが如き是也。其取佩く所の物なれば。又ハカシともいひけり。日本紀に御刀の字讀みてミハカシといひし即是也。倭名鈔に唐韻を引て。欛は劔柄也。讀みてタチノツカといふ。鐔は劔鼻也。讀みてツミハといふ。鞘は刀室也。讀みてサヤといふと注せり。日本紀には。劔柄の字讀みてタカヒと云。釋には神世之昔は。劔之柄をタカヒといふ。日向國風土紀に。宮埼郡高日村は。昔は天より降れる神劔柄をもて。此地に置き給ひしによりて。劔柄村といひしを。後人改めて高日村といふと見えし。即是也。と見えたり。されど劔柄をタカヒといひし義の如きは。不レ詳。古事記に道臣命大久米命等。横刀之手上を握りて。宇陀の兄宇迦斯を罵詈れしといふこと見えたり。タカヒとは即手上也。考工記に。劔莖人所レ握。鐔以上也といふに其義自ら合ひぬる也。

タカヒといひ。タカミといふは。即轉語也。

鐔をツミハといふ義不レ詳。倭名鈔蚕絲具に。鍋讀みてツミといふものは。今俗にツムといふ物にして。其物に輪あるを。また俗にツムノハといふ也。刀劔の鐔。其制のよく此物に似たりければ。ツミハとはいひし也。

即今俗に細太刀の鐔を。フンドウなどいふ事の如し。

鞘讀みてサヤといふは。サは小(サ)也。ヤは室(ヤ)也。卽刀室の義なる也。古語にサハともいひしは。その語の轉せし也。

古語にはサイヤといひしを。其語急にして。サヤといひしも。亦知るべからず。小刀をサヒといひし事本文に詳也。

又倭名鈔に韠韄讀みてヲビトリといふは。其取り佩く所なるをいふ也。劔鞱讀みてタチノフクロといふは。説文に鞱は劔衣也といふ卽是也。

弓ユミ　我國矢弓の始。詳ならず月神また月弓尊と申せしことのみ見えたれば。其物既に太古之初よりして聞えたる也。ユミといふ義不ㇾ詳。萬葉集歌には。弓をイといひし事見えたり。古語にユといひ。イといふ事は。相通じていひしが故也。雷の注に詳なり されば弓をユといひしは射の義にして。またユミとも。ユムともいひしが如きは。猶齋をイといひ。イミといひ。イムといひしが如くなるべし。

或人の説に。ユミといふは。ユガミ也。其形のユガミぬるによれりといふ也。ユガミとは。弓上(ユガミ)也 ユガムなどいふ詞は。弓によりてこそいひし所なれ。萬葉集には弓上の字をユズエとも讀みたり。

また弓をミトラシといひしは。御執(ミトラシ)也。男子の執る所の物なるをいふ也。萬葉集鈔に。ミトラシは御弓也。ミタラシといふは。轉語也といふ卽是也。

弓は男子の執る所也とは。崇神天皇紀に。天下の人民に始めて調役を科せられしに。男之弭調(ユミハズノミツキ)と名づけられし如きをもても。古の俗を知るべき也。

倭名鈔に釋名を引て。弓末曰ㇾ簫。ユミハズといふ。中央曰ㇾ弣ユミヅカといふと見えしは。俗にユハズといひ。ユヅカといふもの是也。古事記には。弓端の字を用ひて。讀みてユミハズといひ。また萬葉集抄には。ハズと。ハシといふ。同語也。物に隨ひて。ハズをつくるに。矢もし張殿(ハリドノ)のシキシなどのハズをば。中をえりて。うらうへのハシにつく。弓のハズは。中につくる物なれば。中ハズといふと見えたり。されど弓も矢も。ハズといふものは。弦を含む所なれば。其義を觜(ハシ)に取りけむも知るべからず。ツカとは。猶束といふが如し。手の握る所なるをいふ

なり。倭名鈔に弦讀みてユミヅルといふ。萬葉集の歌には。ツラと讀みけり。俗にツルといふ即是也。ツルとは鈎連之義にして。其弓の本末を掛て引くべきをいふ也。

鈎の字は。懸レ物引來るをいふと見えたり。或人の說に。蔓を借りて。弦の名ありと見えし。心得られず。もしさらば魚を釣るなどいふも。蔓を借りてやいひぬらん。凡そ字義には。虛なる實なる。そのわかれありて。同じきに似て異なるあり。心得べき事也。

又倭名鈔に。弩讀みてヲホユミといふと注せり。

箭ヤ　矢讀む事亦同じ。日本紀私記には矢は以レ弓射遣之義也と見えたれど。ヤとは破也。其物を破るをいふなるべし。石を破る鐵器に。ヤといふもの丶あるも。亦此義なる也。

今も俗に破る事を。ヤルといひ破れし事をヤレといふ也。そのルといひ。レといふが如きは。詞助也。ヤといふは。卽破也。後にまたヤブル・ヤブレなどいふが如きは。矢觸也。矢の觸る丶義也。たとへば毒氣に感じ觸れしをカブレなどいふは蚊觸の義なるが如し。

倭名鈔に注して。釋名に笶其體曰レ簳はヤガラ。旁曰レ羽はハ。其足曰レ鏑或曰二之鏃一はヤサキ。俗にはヤジリといふ。揚子方言に。鏃不レ鋭者謂二之平題一。はイタツキ。唐韻に。筈は箭受レ弦處也といふは。ヤハズ也と見えたり。

簳讀みてカラといふは。其字の音の轉せし也。ハといひ。サキといふ義の如きは。下の注に見えたり。イタツキといふ。義不レ詳。ハズは弓の注に見えたり。倭名鈔に。鏑鏃並に讀みてヤサキといふ事は。見えたれども。鳴鏑をカブラといふ事は。見えず。鳴鏑の事は。下の蔓菁の註に見ゆ。

靫ユキ　倭名鈔に釋名を引て。步人所レ帶曰レ靫。以レ箭叉二其中一也。讀みてユキといふと註せり。日神。千箭五百箭之靫を著給ひし事。見えたれば。盛レ矢器を名づけてユキといひしは。太古よりの語にてある也。

舊事紀日本紀等に見えたり。千箭五百箭の字。古事記には。千入五百入に作れり。

古語に凡物を盛る器をいひてケといふ。亦轉じて

はキといひけり。

其ケといひしは。筒の字を借用ひたりき。備筒麻筒などしるせし如き是也。

ユキとは弓筒（ユキ）也。猶射具といふが如し。倭名鈔また周禮注を引て。箙は盛レ矢器也。ヤナグヒと讀む。唐令に胡祿二字を用ゆと注せり。ヤナグヒとは。矢之筒也。古語にノといふ詞助をナといひしこと尋常也。クヒとはキといふ語を。呼ふ事の緩き也。後の俗また箙の字を讀みて エヒラといひ。箇簿等の字をも用ひたり。エビラといふ事。義不レ詳。倭名鈔には。蚕絲具に。蚕簿の字を載せ。兼名苑を引き。簿一名箇。養レ蚕器。施二蚕於其上一。令レ作レ繭者也。讀みてエビラといふと注したり。彼是を併せ按ずるに。古の時。盛レ矢器をば。ユキといひ。中比にはヤナクヒといひしを。其後又蚕簿（エビラ）の制の 如くに作りなしてよりて。エビラと名づけしとこそ見えたれ。盛レ矢之器。古今の制亦多し。後にまたウツボといふものあり。東鑑には羽壺としるしたり。是等の類。古に聞えざる物をば。釋するに及はず。

韝トモ 倭名鈔に蔣魴切韻を引て。韝は在レ臂避レ弦具也。讀みてトモといふ揚氏漢語抄日本紀等に。鞆字を用ゆ。本文未詳と注したり。鞆字始て舊事紀に見えて。古事記日本紀等に見えし所。亦同じ。トモ或は讀みてカラといふ。日本紀には。上古時。俗號レ鞆謂二褒武多（ホムタ）一としるされ。鞆字讀みてホムダといふとも。注せられけり。さらばホムダとも。カラとも。トモともいふ。一物にして三名ある也。其義並に不レ詳。鞆字の如きは。我國之俗創造れる所とぞ見えぬる。

此もの。猶今も古の遺制は ある也。其字革に从ひ。丙に从ひしは。柄の字讀みてカラといふに傚ひて。此字創造りて。亦讀みてカラといふに似たり。凡そ此物の事を詳にせむ言長ければ こゝに注せず。

倭名鈔また射韝の字を載せ。說文を引て。韝は射臂沓也。讀みてタマキといふ。一つに小手といふなりと註せしは。舊事紀に。饒速日尊の手貫（タヌキ）と見えしものと。一物にして。射る時に手を貫き纏ふもの。俗に弓小手（ユゴテ）といふ是也。倭名鈔にまた毛詩注を引て。韘は抉也。讀みてユミカケといふと注せしは。俗に

弓懸としるして。ユガケといふもの卽是也。

倭名鈔に。的讀みてマトといふ。日本紀には。的讀みてイクハといひけり。其義並不レ詳。萬葉集に。圓方の字讀みてマトガタといひしに據る時は。マトとは其形の圓なるによりて。名づけいひし所也。倭名鈔にまた揚氏漢語抄を引て。射垛讀みてイクハドコロといふ。此間にはアムヅチといふ。今按又用二堋字一と注せしは。今俗にアヅチといふもの是也。されど其制の如きは。古に同じからず。

幡ハタ　倭名鈔に考工記を引て。幡は旌旗之總名也。讀みてハタといふと注せり。我國の旌旗之制。其始不レ詳。舊事紀に。伊弉冊神を紀伊國熊野有馬村に葬る。土俗祭二此神之魂一者。花時以レ花祭。復用二鼓吹幡旗一歌舞而祭。と見えたれば。其因來る所。既に久しき事也。推古天皇紀に。上宮太子の奏請によりて。大楯及靫又旗幟に繪がゝれしと見えしが如きは。本朝の仗旗。此比にや備りぬらむ。萬葉集抄に。ハタといふは。古語にハといひしは長也。タといひしは手也。手の長くして。かゝれるをいふ也と見えたり。古に手といひしもの。後にはまたアシともいひけり。倭名鈔に唐韻を引て。旒は旌旗之末垂者也。讀みてハタアシといふと見えし卽是也。

楯タテ　日神。天磐屋戸にこもりませし時に。彥狹知神をして。作盾とせられ。神武天皇卽位之日。宇麻志麻治命。矛盾を造備られ。推古天皇の御世に。大楯作られしなどいふ事によれば。已上舊事古事日本紀古語拾遺等に見ゆ古の時には。兵器のためのみにもあらず。儀衞にも備られし所なる也。タテといひしは立也。神武天皇東征之日。草香津に至りて。植レ盾られし所を。盾津といひし事。舊事古事日本紀等に見えし。卽是也。倭名鈔に釋名を引て。狹而長曰二歩楯一。歩兵所レ持也。讀みてテタテといふと注せしは。用明天皇紀に。大伴毘羅夫。手に弓箭皮楯を執りしと見えしが如き。卽其物之類と見えけり。

甲ヨロヒ　倭名鈔に釋名を引て。甲者似三物之有二鱗甲一也。讀みてヨロヒといふと注せり。古語には。甲をはカワラといひけり。日本紀に崇神天皇十年。武埴安彥が兵。官軍のために破られ。脫レ甲而逃。時人號二其脫レ甲處一曰二伽和羅一と見え。古事記に應神天皇の皇子大山守命。宇遲を襲はむとして。河を渡る

に及びて。水中に墮ち入り死し給ひしを。鈎(カギ)をもて探るに。其衣中の甲に繫りしかば其地を號して。訶(カ)和羅前(ワラサキ)といふ也など見えし卽是也。其カワラといひし如きも。物の鱗甲あるの義に相合へる也。今も俗に龜の甲をカメノカワラなどいふ。亦是也。

武內宿禰を高良明神といふもこの義によれるなり。

其後にヨロヒと名づけいひし事。いづれの比ほひにや始りぬらむ。日本紀に據るに。鎧の字讀みてヨロヒといふは百濟の方言に出しに似てけり。又倭名鈔に說文を引て。冑讀みてカブトといふ。首鎧也と注しけり。此物古にありては。いかにやいひけむ。カブトといふが如きは。もとこれ韓國の方言に出し也。

古の時韓地の語に。カブトといひし如きは。もとこれ甲冑の二字を。其方音をもて呼びしなるべし。卽今も朝鮮の音には。甲を呼びてカブトといふ也。又ヨロヒといふ事もとこれ我國の語に出たらむには。ヨソヒといふ語の轉せしなるべし。天武天皇の御時。文武の官をして兵を習はしめられし詔に。兵馬並當身裝束之物。務具儲足よと見えて。裝束の字讀みてヨソヒといふ。ヨソヒとは軍裝といふが如し。又冑の標(シルシ)を笠幟と云事は。古くより聞えし所也。日神。天磐屋戶にこもりませし時に。手置帆負神(タオキホオヒノ)を作笠(カサヌヒ)とし。彥狹知(ヒコサシリ)の神を作盾(タテヌヒ)とすと見え。その後また饒速日(ニキハヤヒ)尊を此國に降されし時にも。物部等祖 天津麻良(アマツマラ)曾々(ソ)・笠縫等祖天津赤(アカ)麻呂等をして。供奉せしめられしなどいふ事。舊事紀に見えたり。其事がら武事の備の如くに見えたれば。その笠といふもの。雨を禦ぐ爲のみにもあらず。漢に。氈笠などいふものの如くなりしも知るべからず。鐵冑の制。其始笠といふものに事起りしかば。後代に及びて冑のしるしを笠幟などいふ遺言ありしも。また知るべからず按ずるに今も東方蝦夷の地にしては。戰の時に笠をかうぶる也。それを東方の俗語に。タガラガフシといふなり。細木を骨となして藤をもて編みし物也。

倭名鈔に征戰弓劒等の具に見えし所。釋しつべき事あるは。こゝに錄せり。詳なる事は。む

かし輯錄せし所の書に見えたれば。本朝軍器考こゝには唯その大要をのみ擧げぬ。

已上武器

東雅卷之十一

器用第十一

鼎アシガナヘ　倭名鈔に說文を引て。鼎は三足兩耳。和二五味一之寶器也。讀みてアシガナヘといふと注せり。鼎讀みてアシガナヘといふが如きは。古訓にはあらず。古には竈を呼ひてカマと云ひ。釜を呼びてカナヘといひ。鼎を呼びてはアシガナヘといひけり。釜をカマといひ。竈をカマドといひ。鼎をカナヘといふが如きは。後の俗に出でしなり。アシカナヘといひしは。其三足あるか故なり。カナとは金也。銅鐵之總名也。へとは上古之俗。凡器を呼びし總名也。嚴瓮讀みてイツベといひ。忌瓮讀みてイムベと云ひ。火瓮讀みてホノヘといひ。堝をナベといひ。罐をツルベといふが如き皆是也。後これに傚ふべし。

古語に凡物の間隔あるをヒといひけり。日本紀に間讀みてヒといふが如き是也。ヒまた轉じてへといひ。メとも云ひけり。鼎釜之屬を呼びて。へといひしは。其水火之間にあるをいふ也。櫃櫝の屬をヒツといひ。瓶甕之屬をカメといふ。其義を取る事亦然り。間隔の字後にヒマ●ヘダテなどよむ。又此義にてあるなり。

釜カナヘ　倭名鈔に釜はカナヘ。一つにマロガナヘといふと注したり。カナヘの義は。鼎の釋に見えたり。マロガナヘとは。其腹下の圓なるをいふなり。釜をカマといひ。竈をカマドといふが如きは。後の俗より出でたり。

古には竈をカマといひしを。後俗に釜をよびてカマとなし。遂に竈をばカマドといふに至れり。カマドとは竈殿の語訛りし也。されど。今も鹽を燒きぬる竈。又瓦を燒きぬる竈の如きは。カマといふが如きは猶古語の遺れる也。釜をカマといふが如きは。韓地の方言にや出でぬらむ。卽今も朝鮮の俗。釜を呼びてカマといふなり。

鍑サガリ　倭名鈔に四聲字苑を引て。鍑は似レ釜而大口。一云小釜也。漢語抄にはサガリといふ。俗には懸釜の字を用ゆと注す。サガリとは下也。その下

し懸くべきをいふ也。

釜鍑之屬。今も方俗によりて。其制相同じからず。古の制の如き。猶詳にすべからず。今によりていはんには。釜は俗にはハガマといふ物の如くにて。鍑は茶釜などいふ物の如くにして。懸くべきものをいふなるべし。されど釜に似て大口ならむものならば。卽今鹽を燒きぬる物の如くなるをいふに似たり。

銚子サシナベ　倭名鈔に四聲字苑を引て。銚は燒器。似二鋗鐼一而上有レ鐶也。辨色立成に。サシナベといふ。俗にはサスナベといふなりと注したり。其注せし所に據れば。猶今の鑵子といふものの制の如くにして。鐶とは俗に弦といふものをいふに似たり。サシナベとも。サスナベともいひしは。匜を半挿（ハンザフ）といふが如くに。其注ぐべき道あるをいふ也。後の世の如く。銚子（テウシ）の字の音をもて呼びて。酒器となすものにはあらず。ナベの義は下に見えたり。

匜は前に見えたり。鐶といふものは。漢に提梁といふものにて。匜の柄中に注ぐべき道ありといひしは。漢に流といふものをいふ也。酒器の銚子といふものは。毛詩に酌似二大斗一などいふものゝ類をいふ也。

鑊子ヒラガナヘ　倭名鈔に方言要目を引て。鑊はヒラカナヘといふ。今按するに和名なし。俗に稱する鑊子は煖酒之器也と注せり。此註による時は。順の此ほひ。鑊子をば字の音のまゝに呼びしと見えたり。煖酒之器ならむには。卽今俗にカミナベといふ物の類をいふ也。

卽今煖酒之器を。カンナベといふは。カミナベ也。カミとは溫釀をいふ也。或はカナナベといふ語の轉じて。カンナベといひしもまた知るべからず。

鎗アシナベ　倭名鈔に唐韻を引て。鎗字亦作レ鐺。漢語抄にアシナベといふと注せり。アシは足也。猶アシガナヘといふが如し。六書故に據るに。鎗は俗作レ鐺。耳足ある器と見えたり。今の如きは此制を見ず。

鍋カナヽベ　倭名鈔に唐式を引て。鐵鍋はカナヽベといふと注し。又辨色立成を引て。堝はナベといふ。今按ずるに金謂二之鍋一瓦謂二之堝一。字或相通と

注したり。ナヾとは古語に中を呼びてナといふ。日本紀釋に中の字讀みてナといふ是也。へとは間也隔也。其中に盛る所の物を隔つるをいふなり。凡ナベといふもの。皆これに傚ふべし。鍋よびてカナナベといひしは。土を以て作れるものに分つ也。日本紀に瓺の字。讀みてナベといひしは。瓦なるものをいひし也。さらば此物の始は。土をもて作りしより起れるにぞあるべき。今の如きは。土をもて作れるものをば。土鍋といひて鍋をばナベといふ事になりたり。

鏊イリナベ　倭名鈔に四聲字苑を引て。鏊は炒レ餅鐵盤也。今按ずるに此間に煎餅盤といふ是也と注せり。今の如きは鏊讀みてイリナベといふあり。或人の説に。大者爲レ鑊。淺者爲レ鏊。鑊はヒラナベ鏊は。イリナベといふといふなり。鑊をヒラナベといふは。方言要目讀みてヒラガナへといふに據りぬる也。鏊は增韻に釜屬とのみ注して。其形制は。不レ詳。倭名鈔に煎餅盤といふが如きは。卽今も其物あり。今俗にイリナベといふものゝ如きは。其形制。煎餅盤には同じからず。凡そかゝる者の類は。其方俗にもより。又時制にもよる所なれば。今によりて古を推すべからぬ事多かり。強て其説をなすべからず。また今俗に瓦器のホウロクといふもの。鏊之屬なるものあり。古よりありしものにや。詳なる事を知らず。物を焙する事を。ホイロを取るなどいふは。火色也。其火を得て色の變ずるをいふ也。ホウロクとはホイロの器なるをいふ。クとは器を呼びてケといひ。キといふ語の轉ぜし也。下學集に。焙爐の字讀みてホイロといふは。漢音をもて呼びし所にて。それは火牀の類。別にこれ一物也。

鈔鑼サフラ　倭名鈔に唐韻を引て。鈔鑼銅器也。鈔鑼。音與二沙羅一同。俗云二沙布羅一。今按。或説云。新羅金椀。出二新羅國一。後人謂二之雜羅一者。新羅之訛也。正説未レ詳と注せり。サフラとは。もとこれ新羅方言也。卽鈔羅也。雜羅之義にはあらず。卽今も朝鮮より此器を出せり。俗にサハリといふ也。サハリといふはサフラの音の轉じたる也。倭名鈔また別に金椀を載せ。讀みてカナマリといひ。日本靈異記を引て。鋺の字俗にカナマリといふ。其字所レ出不

レ詳。古語謂レ椀爲ニ末利一。金椀の字を用ゆべしと注したり。新羅金椀。後人これを雑羅といふの說によれば。カナマリといひ。サフラといふもの。もとこれ異なる物にはあらず。我國にしてカナマリといふもの。彼國にしてサフラといひし也。カナといふは金也。マリといふは。マルといふ語の轉ぜしにて。其形の圓なるをいふ也。鋺の字讀みてマリといふが如きは。靈異記に見えしのみにもあらず。日本紀に玉鋺の字讀みてタママリといふ也。唯その鋺讀てマリといふ義は未レ詳。

鋺はもとこれ椀の同字也。日本紀に借用ひて。讀みてマリといひし。必ずその說あるべけれど。今は則義闕けぬ。

鉢ハチ　倭名鈔に四聲字苑を引て。學ニ佛道ー者食器也。胡人謂ニ之盂一。今按和名以レ音爲レ名と注せり。此器。梵語には鉢多羅といひしを。漢に通稱して鉢盂とはいひけり。此間の僧家にもある所也。今俗に盤屬に鉢とよぶ所の物にはあらず。

今俗に鉢といふものは。下に見えたり。又俗に首鎧をよびて。鉢といひ。腦蓋を呼びても鉢といふ也。抹額をよびて。鉢卷といふが如き。又是に依れり。諸聲品字箋に。盔は盂屬。卽鉢也。今謂首鎧曰レ盔。と見えたり。さらば彼俗にも首鎧を呼ぶ事。此間の俗に同じかりけり。腦蓋を呼びて鉢といふが如きは。もとこれ首鎧によりていひしなるべし。

已上金器

樽タル　倭名鈔漆器之類に。辨色立成を引て。酒樽有レ脚酒器也。字與レ尊同亦作レ罇。今按無ニ和名一。俗稱ニ其聲ーと注せり。尊はもと銅器也。倭名鈔すでに漆器となし。後人讀みてタルといひし事。並に其義不レ詳。

後俗また棰の字を用ひて。酒器となし讀むこと樽に同じ。棰はもとこれ箠楚之箠に同じくして。酒器の名にはあらず。其字木に从ひ垂に从ひぬるによりて。借用ひて讀む事。垂の如くにして。酒器とはなしたる也。

又倭名鈔に蔣魴切韻に。樽は酒海也といふ。今按ずるに。俗所レ用罇と酒海と。各異なりと注したり。さ

らば順の比ほひ。酒海といひしもの。漢にいふ所は旣に同じからず。

倭名鈔には。酒海は漆器類に載たり。延喜式にも。內匠寮にして酒海を造る朱漆等の料。詳に見えたれば。其漆器なること疑ふべからず。或說に。古制瓦器なる物ありといふ事あり。古の時ツボといふもの丶如きも。木をもて造れるあり。瓦をもて造れるあり。ナベといふもの丶如きも。鍥をもて造れるあり。瓦をもて造れるあり。これら其名は同じけれども。其質は各異なり。酒海の如きも。また木瓦の二式ありしも知るべからず。

壺ツボ　倭名鈔漆器の類に。周禮注を引て。壺はツボ所ニ以盛レ飲也と注し。又瓦器の類に。揚氏漢語抄を引て。坩はツボ壺也。今按ずるに。木謂ニ之壺一。瓦謂ニ之坩一と注せり。壺といひ坩といふ。古制は知るべからず。ツボとは。其形の圓なるをいひしと見えたり。古の俗。凡物の形圓なるを呼びて。ツブといひ。ツボといふ。圓讀みてツブラといひ。粒讀みてツブといひ。水沫をミツボといひ。草木の蓓蕾を。ツボミといふが如き。皆是也。壺の如きも。古にはツブといひけり。日本紀に。壺此にツブといふと注せられし卽是也。

倭名鈔に唐韻を引て。罇は酒器也。字亦作レ樽。本朝式にいふ罇子と注せり。これも亦漆器也。說文によるに罍本作レ罇。似レ壺容ニ一斛一之器也。と注したり。さらば罇もまた壺之屬也。毛詩金罍の字の如きは。舊讀みてモタヒといふ。倭名鈔には。罇罍等の字には。和訓をば注せず。甕の字讀みてモタヒといひけり。是等の如き其說あるべけれど。詳なる事を知らず。

酒臺シリザラ　倭名鈔に。東宮舊事。辨色立成等を引て。酒臺。酒臺子。並讀みてシリザラといふと注したり。シリといふは下也。サラとは盤也。此もまた漆器也。其制の如きは。不レ詳。

盤讀みてサラといふ義は下に見えたり。

疊子ウルシヌリノサラ　倭名鈔に。唐式に飯椀。羹椀。疊子各一といふ。疊子は揚氏漢語抄に。ウルシヌリノサラといふ也。又唐令の朱合は。今按ずるに。俗に所謂。朱漆合子也と注せり。疊子合子等の制の如き。今は知るべからず。後の俗に椀といひ。

御器（ゴキ）といひ。引入（ヒキレ）といひ。合子（ガフシ）といふものゝ如き。其遺制也と見えたり。

大槃タイハン　倭名鈔に。唐式の大槃は。本朝式にいふ朱漆臺盤。黑漆臺盤也と注せり。卽今之臺盤是也。大山津見神。其二女にして。百取机代之物（モヽトリノツクエシロ）を持しめて。皇孫の尊に參らせしと見えし。机といふもの此物の始とぞ見えたる。南北史等に。我國の人。食に盤爼なしなど見えしは。いかに傳へ謬りたりけむ。覺束なき事也。

箸ハシ　倭名鈔に。筯はハシ字亦作レ箸。唐韻に筯は匙也といふ。匙はカヒ。兼名苑に匕一名は匙といひ。說文に匕は所二以取一飯也といふと。注したり。箸をハシといふは。觜也。其食を取る事の鳥觜の如くなるをいふ也。又ハシとは端也。古には細く削れる竹の中を折屈めて。其端と端とをむかひ合せて。食を取りしかば。かく名づけし也。猶弓の弭。箭の筈をハズといふが如しともいふ也。カヒとは古語に物の柄を呼びてカヒといふ。匕匙飯匙の如き幷にカヒといふも其義也。

古の時に。箸竹幾株などいひしは。今の如く二筯をもて。一前などいひし如くにはあらず。細く削成したる一筯を。中より屈めて。その兩端を對して。食を取りたる也。萬葉集に見えし弟の挽歌に。父母が成しのまに〳〵箸向ふとも讀み。又今も諺に。箸折屈めし兄弟也。などいふ事のあるは古の遺言にして。其本一つなるものゝ相向ひぬるをいふなり。

已上漆器

瓺ミカ　甈サラケ

倭名鈔に本朝式を引て。瓺はミカ。甈はサラケ。今按ずるに。甈字所出未レ詳。辨色立成には。大甕をミカといひ。淺甕をサラケといふと注せり。ミカとはミは深也。（深山讀みてミヤマといふ事の如し）古語にカといひしは。ヤクといふ語を合呼びし也。ヤクは燒也。卽今俗に瓷器を呼びて燒物といふか如く。瓦器にして深きをいふ也。サラケとは。サラは淺也。淺をアサといふ。アは發語の詞也古語にサといひしは。細也。小也狹也淺也。サラといひしラは。卽これ詞助なる也。

ケはカといふ語の轉せし也。瓦器にして淺きをいひし也。𠆣の字の如きは。所レ出不レ詳。我國之俗。創造れる所なるも知るべからず。舊說に。凡物の大なる。甕といふとも見えたり。

游堈ユカ　倭名鈔に唐韻を引て。堈は甕也。楊氏漢語抄に。游堈はユカといふ。今按ずるに。俗人大桶を呼びて。ユカヲケといふ是也。游堈讀みてユカといふは。字の音をもて呼びし也。辨色立成にヲホミカといふは。ヲホは大也。ミカは甕也。俗に大桶をユカヲケといふとは。ユカとは甕の極めて大なるものをいひしかば。大桶をも亦かくいひしと見えたり。

卽今俗に酒戶の大桶をヲホコガなどいふは。ユカヲケといふ語の轉語せしと見えたり。

甕モタヒ　倭名鈔に楊氏方言を引て。甕甖等の字。共に讀みてモタヒといひ。甕亦作レ瓮。甖亦作レ罌と注せり。舊事紀日本紀の如きは。甕讀みてミカといひけり。建甕槌神(タケミカツチノ)。天津甕星(ミカホシ)等の甕の字を讀む事の如き是也。さらば上古之時。總てはこれをミカといひしを後世の俗。其制之大小によりて。名づけ呼ぶ所も相わかれたりける也。モタヒといふ義の如きは不レ詳。

上の㮶子の注を併見るべし。モタヒといふは。モタは持つ也。ヒとは卽器也。その擁持しつべきをいひしに似たり。

瓶子カメ　倭名鈔に楊氏漢語抄を引て。瓶子讀みてカメといふと注せり。カは瓺讀みてミカといふのカに同じくして。メは古語に器を呼ぶ語也。カメとはなほ瓦器といふが如く。酒瓶の如きは。後俗また字音をもて呼びけり。ヘイジなどいふ瓶子胡瓶などの如き是也。

古語に器を呼びて。ヒと云ひ。へといひ。メと云ひし事は鼎の註に見えたり。

盃サカヅキ　倭名鈔瓦器類に。〓方言注。兼名苑等を引て。盃亦作レ坏一名㔸。盃之最小者曰レ盞。並讀みてサカヅキといふと注せり。筑後國風土記に據るに。古の俗には。酒盞をば枳波(ウキハ)といひけり。日本紀には。筑紫俗。號レ盞曰ニ浮葉一としるされたり。さらばウキハといひしは。筑紫の方言に出しと見えたり。ウキハといひしハは葉也。古俗酒

をも葉に盛りて飲みけり。御酒柏（ミキノカシハ）といひしが如き是也。盞もと葉によりて。造り出しければ。かくいふ也。ウキは浮也。詳なる事は。槲葉の注に見えたり。

サカヅキとは。サカは酒也。ツキとは古語瓦器を呼びツキといふ。高坏短坏等の如き是也。後俗また器の字を讀みてツキといふ下器讀みてカツキといひ。窪器讀みてクボツキといふが如き是也。倭名鈔に見えしサカツキといふものも。今の如くに漆器なるものをいひしにはあらず。即今カハラケといふもの是也。カハラケといふは。カハラは瓦也。ケは笥也。古には凡そ食を盛るものを呼びて。笥といひけり。俗には土器を讀みてカハラケといふ也。

ツキとは古語に器を呼びてケといひ。キといひしかば。土をもて作れる器なるをいひしに似たり。土器（ツキ）の字の音をもてや呼びぬらむ。後俗又是によりて。凡そ器をよびてツキといふあり。飯次（メシツギ）湯次（ユツギ）などいふ類是也。また鍾の字讀みてサカヅキといふ也。即今瓷器にしてチヨクといふもの是也。鍾を呼びてチヨクといふは。福建及び朝鮮の方言なるを。近俗かの方言の如くに呼びし也。

盌（マリ） 倭名鈔に說文を引て。盌字亦作ㇾ椀小盂也。辨色立成にマリといふ。俗にはモヒといふと注せり。マリとは圓（マロ）也。鈔鑼の注に見えたり。モヒといひしは。日本記釋に。武烈天皇紀に見えし影媛の歌に玉笥（タマケ）には。飯（イヒ）さへ盛り。玉盌（タマモヒ）に水さへ盛りといふ事を釋して。ヒといふは並也。飯に並びて水を盛るをいふ也と見えたり。さらば椀を又モヒといひしは。モとは盛也。ヒとは並也。笥に盛りし飯に。並びて物を盛るものなるをいひしなり。萬葉集抄には。モヒとは茶垸也といひけり。又或說には。延喜式に片垸と見えしは底深き器をいふ也とも見えたり。此物倭名鈔には。瓦器類に載しかども。玉鋺といひ。金鋺といふものありて。また葉椀讀みてクボテといふ物もあれば。古の時も。瓦器をのみ椀とせしとは見えず。延喜式に見えし所は。土器なるものをば鋺形（マリカタ）としるされたる也。今の如きも。漆器なるあり。瓷器なるあり。椀の字呼びてワンといひて。漆器なるものは。古の飯椀羹椀の類也。瓷器なる物は。茶甌也。其餘瓦器にして椀といふものは見え

ず。

今俗に飯椀といひ。汁椀といふものは。古の大椀中椀の類にして。平皿といふは。古の盤の如く。壺皿といふは。古の窪坏(クボツキ)の如く。笠といふものは。古の笠形の葉盤(ヒラデ)といふもの丶如く。延喜式に見えし。漆器の大椀徑八寸六分。深三寸。中椀徑七寸八分。深二寸。盤徑八寸。窪坏徑五寸深一寸。五分。又葉椀に盛りしものを覆ふに笠形葉盤をもてすなど見えたり。今を去る事百餘年前の御(ゴ)器(キ)といふ物を見るに。今の物の如く。其形小しきにはあらず。大やう式に見えし所に相近し。又椀の字よびて。ワンといふ事は。我國に禪法始れるより後の事にして。宋國の音也。古の時に引入合子などいひし物也と。塵添壒囊抄に見えたり。

盆 ヒラカ　倭名鈔に唐韻を引て。盆は瓦器也。字亦作レ瓫。辨色立成にヒラカといひ。俗にはホドギといふと注せり。舊事紀古事記等に櫛八玉神(クシヤタマノ)。海底之埴をもて。天之八十毗良迦を作りし事見え。舊事紀日本紀に。神武天皇天香山の埴をもて。八十平瓫(ヒラカ)天手抉(タクジリ)八十枚嚴瓫(ヒライツベ)を作り給ひし事見え。太神宮本紀に天八十枚加(ヒラカ)と見えて。日本紀釋には。平賀者盛ニ供レ神物一之土器也と見えし卽是也。ヒラは平也。其形をいふ也。カは燒也。瓦器なるをいふ也。猶漢に瓦盆といふが如し。ホトギの義不詳。

ホドとは臍といふが如く。キは器也其形の窪かなるをいひしと見えたり。

また嚴瓫讀みてイヅベといふ。日本紀釋には。凡嚴瓫は祭神土器總名也と見え。また崇神天皇紀の忌瓫(ベ)も嚴瓫の如しと釋せり。イヅといひ。イムといふ。幷に尊ぶの詞也。へといふは器也。今俗に盆といふものは。卽此槃處也。古の時。瓦器をいひし如くにはあらず。

日本紀釋に。又嚴瓫を釋して。今按ずるに。嚴は嚴重也。瓫は土瓶(コト)也といひけり。瓫は卽盆也。盆と瓶とは其物各異也。此說の如きは然るべしとも思はれず。今俗にインベヤキといふが如きは。卽忌瓫(イムベ)也。又瓦器の事を呼びてスヤキといふは。スは陶也。ヤキは燒也。陶器の字讀みてスヱツキといふが如し。

盤 サラ　倭名鈔に唐韻を引て。盤は器名也と注し。

また器皿の字を注して。皿は器總名也といひて。其訓の如きは注せず。古語にサラといひしは。凡器の淺きをいひけり。されば後の人。皿の字を讀む事も。亦古に盤の字よみしが如くなる也。日本紀には葉盤の字讀みてヒラテといひ。釋には柏葉盛レ物也といひけり。これは我國太古之俗。凡飮食の物盛るに葉をもてして。これをヒラテといひしによりてなり。其後これに代ふるに。瓦器をもてして。名づけてサラといひしかば。盤亦讀みてサラとはいふ也今の如きは磁楪漆楪の類を呼びて。サラといふ物はあれど。盤の字讀みてサラといふ事は聞えず。卽今之俗。盤は其字の音をもて呼びて。また瓦器なる物もあらず。サラといふ物は則磁楪也。漆楪也。また楪子よびて。チヤツといふものは。漢字をもてよびし也。

瓷シ　倭名鈔に唐韻を引て。瓷は瓦器也。俗に瓷器をいひて。シノウツハモノといふが如き是也。其字の音をもて呼びしと見えたり。萬葉集抄には靑丹(アヲニ)吉奈羅(ヨシナラ)といふ事を釋して。或說に。崇神天皇の御世に和珥武鐰坂上(ワニタケスキサカノオトリ)に鎭座せし忌瓮は。アヲニ也。されば靑瓷吉那羅とはいふ也と見えたり。もし此說の如くならむには。我國の瓷器。因り來る事旣に久しくして。古の時には。ニといひけり。後の俗よびて。シといひしは。其字の音にはあらずして。ニといふ語の轉じたりけむも知るべからず。

古に瓦器といひしは。今俗にスヤキといふものの如くにして。泑汁を用ひず。瓷といふものは泑汁を用ひしものをいふ也。

罐ツルベ　倭名鈔瓦器類に。唐韻を引て。罐は汲水器也。楊氏漢語抄にツルベといふと注したり。日本紀には。瓶の字讀みてツルベといひ。後俗また釣瓶の字を用ひて。讀みてツルベといふ也。

ツルベとは。ツルは繩もて繋るをいふ也。ベは卽器也。後俗釣瓶の二字を用ゆるに至ては。釣をよむ事訓の如し。瓶をよむ事音の如し。いはゆる湯桶(ユトウ)讀にてあるなり。

已上瓦器

捲サスエ　倭名鈔に。陸詞切韻考聲切韻等を引て。捲は器似レ斗屈レ木爲レ之。盃類也と注せり。サスは挿(サシ)也。エは柄也。屈レ木爲レ之といふは。今俗にマゲ

モノといふ物にして。湯桶などいふもの丶類也。猶今も東國の民間には。此物をもて酒器とする也。

笥ケ　倭名鈔木器の部に。禮記注を引て。笥は盛レ食器也と注したり。我國の俗飯を盛る器を呼びて。ケといひし物は。漢にいふ所の如く竹器也とは見えず。唯其字の盛レ食器也と見えしを取りて。讀みてケとなしたる也。

說文に。笥は飯及衣之器と見え。廣韻には竹器。圓曰レ簞。方曰レ笥と見えたり。

されば倭名鈔にも。笥をば木器類に載たりし也。飯を盛る器を呼びて。ケといひし義不レ詳。古俗食をいひて。ケといひけり。されば食の字亦讀みてケといふ。舊說にアサケユフケなどいふは。朝飯夕飯也といひし是也。鹽藻草に食を盛る物なれば。其器をも亦ケといひしにや。笥に盛る所なれば。食をも又ケといひしにや。詳なる事をば知らず。また倭名鈔に。檑子は漢語抄に。カレヒケといふ。俗に所謂破子是也と注せり。さらば破子の如きも。又ケとはいひける也。

凡器をケといひしもの多かり。それが中。ケとのみ云ひしは。飯を盛る物をいひけり。さらば凡器を呼ぶに。ケをもてせしは。もとこれ飯を盛る器より起れるにぞあるべき。家にあれば笥に盛る飯を草枕旅にしあれば椎の葉に盛るなどもよみけり。延喜式の內匠寮にて作れる銀器の御飯笥は。徑六寸深一寸七分と見えけり。壒囊抄に。猶勸學院には飯を笥に盛る儀ありと見えけり。今も然るにや。また其制いかにやあるらむ。いまだ其詳なる事を聞かず。

俎マナイタ　倭名鈔に。史記に見えし刀俎の字を引て。俎はマナイタ。開元式に云。食刀切机各一。今按ずるに切机は卽俎也と注せり。マナとは魚也。イタとは板也。その魚を割く板なるをいふ也。

倭名鈔に。割刀訓は見えず。俗には庖丁といふ也。莊子に見えし庖丁の事によりて。宰割を執るものを庖丁人などいひ。其用ゆる所の刀をも。またかく名づけしと見えたり。

麪杖ムギヲスキ　倭名鈔に辨色立成を引て。秤麪杖はムギヲスキといふと注せり。卽今俗にムギヲ

シといふ是也。
また俗に麪棒(メンボウ)ともいふなり。

酒槽サカブチ　倭名鈔に。酒槽讀みてサカブチといふ。古事記には。酒船としるせり。酒槽を呼びてサカブネといふは其因り來る所。久しき事也。槽をフチといふ義の如き。前の船の注に見えたり。

桶ヲケ　倭名鈔に蔣魴切韻を引て。桶はヲケ。汲㆓水於ㇾ井之器也。俗に火桶水桶菜桶腰桶等之名ありと注㆓せり。ヲケとは。ヲは麻也。ケは筍也。延喜式に。麻筍としるされしもの是也。此物の始。績ㇾ麻器より起りしかば。水火之桶の如きをも。皆呼び㆓ヲケといひし也。其制の如きも。二式あり。板を合せて圜となし束ぬるに竹篾をもてすると。木を屈めて圜となし。縫ふに樺皮をもてすると。并に底を下に設くるもの也。

杓ヒサゴ　倭名鈔に唐韻を引て。杓はヒサコ。斟ㇾ水器也瓢はナリヒサコ瓠也。瓠は匏也。可㆔以爲㆓飲器㆒者也と注せり。延喜式鎭火祭祝詞に。伊佐奈美神。火神に燒れて。石隱れ給ふ時に。更に御子水神(ミヅハ)。匏(サヒゴ)。川菜(カハナ)。埴山姫(ハニヤマ)四種の物を生み給ひて。此心あしき子の心荒びるは。これをもて鎭り奉れと。事敎へ悟し給ひきとみえたり。其匏(ヒサゴ)といふは。舊事紀日本紀等に。天吉葛讀みてアマノヨサヅラといひしものにて。太古之俗。これをもて。斛ㇾ水の器となす事を。いひつぎし所と見えたり。ヒサといふは。ヨサといふが如し。古語にヒといひしは吉也。コといふは則子也。ツラといふは蔓(ツル)也。太古の時。ヨサヅラといひしは。後にヒサゴといひし詞也。後の人。匏に傚ひて杓を造り。遂に杓を呼びてヒサコといひしかば。匏をばナリヒザコといひし也。ナリとは即生(ナル)也。

鎭火(ホシヅメ)祝詞に。火を鎭められんために。四種のものを生み給ひしといふは。火を救ふに。水を漑ぎ。泥を塗る事をいふなり。水神とは水也。埴山姫とは土也。匏は卽匏瓜也。川菜は倭名鈔に。川苔河苔等の字を讀みてカハナといふ。泥に和すべきもの也。今俗にサスなどいふもの是也。スサとは。川菜の如き。沙草(スサ)をいふに似たり。俗にヒサコといふに柄杓の二字を用ゆるは。訓と音とを

合せ呼ぶ事。猶ツルべといふに。釣瓶の二字を用ゆるが如し。亦呼びてカヒゲといふは。カヒも亦柄カヒ也。ケは笥ケ也。古俗器を呼ふの名也。その柄あるの器なるをいふなり。

臼ウス　**杵**キネ

倭名鈔に四聲字苑を引て。臼はウス。舂レ穀器也。杵はキネ舂槌也と注せり。ウスとは。ウは大也。スは窠也などいふが如くに。其形の鳥窠の如くにして。大きなるをいふ也。キネとは。上古之俗。木槌之類を呼びて。キといひしは木也。出雲ノ國杵築キツキ社。は諸神宮所に參集りて。杵築せられし故にかくいひしと。其國風土記に見えしが如き是也。ネは根也。太古之俗。子といひしもの。草木の根をのみいひしにもあらず。椎檽之末を椎根シヒネといひ。比々良木八尋矛ヒヒラギヤヒロホコ根ネなどいひしが如き是也。其代には舂くには。臼のほとりに。鼓をたてゝ撃ウチ鳴らして。杵歌をたすけ。また酒を造るをも。臼に醸する事にぞありける。此等の事。古事記日本紀等に見えて。私記にも詳に釋してけり。また國樔人の歌に。横臼ヨクスといふもの見えたれば。タチウスといふものも古よりありしと見えたり。

碓カラウス　倭名鈔に祝尙切韻を引て。碓はカラウス。踏舂具也。また孫愐切韻に。桯は碓桯也といふ。今按ずるに。俗にいふホロシ歟と注したり。我國之碾磑は。高麗の僧曇徵に始れりと見えたれば。碓もまた三韓より傳へし故に。カラウスとはいひしなるべし。舊事紀に景行天皇の皇子大碓小碓ウスの二王は雙生にておはしませしを。天皇異しみ給ひ。碓に誥タケび給ひしによりて。かくは名づけ申せしと見えし如きは。唯その字を借用ひて。讀みてウスといひしのみにて。其代にカラウスといふ者ありしにはあらじ。桯讀みてホロシといふ。義不レ詳。今は俗にサホといふもの是也。

碓桯または碓梢等の字を用ゆる也。ホロシといひしは。韓國の方言にや出でぬらむ碓䅽は則キ子なり。

磑スリウス　倭名鈔に彙名苑を引て。磑はスリウス磨礱也。と注せり。スリとは磨也。ウスとは臼也。今俗にスルスといふもの卽是也。日本紀欽明天皇の御代に。高麗貢上僧曇徵。善く磑碾を作る。蓋碾磑

を造る事。こゝに始れりとしるされ。碾磑讀みてミヅウスといふ。釋には碾磑は水碓也と注せり。今の水車の用の如きは。碓と磑との二式あり。碓は穀を舂き。磑は物を碎く。其用を施す事各異なり。令義解にも。碾磑は水碓也。作レ米曰レ碾。作レ麪曰レ磑。と見えけり。されど古の時。ミヅウスといひしは。水磑也。水碓をいふとは見えず。凡そ磨礱の制ﾂ木をもて作り。石をもて造れる。其用を施す所。又各異也。

碾は磨上の轉石。俗にウハウスといふものにて。磑は磨下の定石。俗にシタウスといふもの也。卽これ麪を作るの器也。令義解の注碾と磑とをわかちて。二式とす。如何あるべき。又今俗にスリウスといひ。イシウスといふ物あり。古に聞えし茶研は。倭名鈔木器部に。茶碾は俗に茶研といふ。幷に讀みてキシルといふと注せしもの是也。此外茶磨藥研などいふあり。

甑コシキ

倭名鈔に蔣魴切韻を引て。甑はコシキ。炊レ飯器也又本草辨色立成等を引て。甑帶炊單。幷に讀みてコシキワラといふと注したり。コシキとは卽炊^カシキ^也。カといひ。コといふは轉語也。コシキワラとは。甑蘘也又飯箅讀みてイヒシタミといふもの丶甑底を蔽ふ竹筐あり。下に見えたり。古語に飯を炊くといひしは。猶今俗に飯をタクなどいふもの丶如し。古語にカシクといふ。カといひしは燒也。詳に竈の注に見えたり。シクといひしは。詞助也。甑をコシキといひしキは。猶器といふが如し。古語に。ケといひ。キといひしは。器也。今俗に蒸籠を呼びて。セイロウといふあり。またこれ甑屬也。

已上木器

箅イヒシタミ

倭名鈔に四聲字苑を引て。蔽二甑底一竹筐也。漢語抄に。飯箅讀みてイヒシタミといふと注したり。シタミの義不レ詳。今俗にイカキといふものは卽飯籮也。イカキといふ如きも不レ詳。

倭名鈔に。又竹器のシタミといふものあり。シタミの義詳ならず。或人の說にﾂ飯箅はﾍ今俗にコシキズといふものなりといふ也。イカキといふ如きは。火斗をヒカキといふが如く。炊レ飯器なる

をいひしと見えたり。

笊籬ムギスクヒ　倭名鈔に辨色立成を引て。笊籬は麥索煮籠也。以レ竹編ニ爲之。楊氏漢語抄に。ムギスクヒといふと注せり。ムギとは素麪をいふなり。スクヒとは。我國の俗。抄取する事をスクフといふ也。下學集に笊籬は味噌漉なりと注し。旁にサウリイカキと注せり。サウリとは其字の音を呼びしにて。又イカキともいひしと見えたり。今の如きは。是等の類すべてこれをザルといふ。ザルとはサウリといひし語の。轉じ訛れる也。

篩フルヒ　倭名鈔に說文を引て。篩はフルヒ。除レ麁取レ細之竹器也と注せり。フルヒとは振也。其動きて用を作すをいふ也。

今の如きは。竹器のみにあらず。絹をもて底となす。キヌフルヒといふもの。馬毛をもて羅となす。スイノウなどいふあり。キヌブルヒといふものは。漢に羅合といひ。羅斗といふ。二式あり。スイノウは佛氏のいふ所の漉水囊の遺言にして。漢に篩斗といふ物の類也。

箕ミ　倭名鈔に說文を引て。箕はミ。除レ糞簸レ米之器也と注せり。彥火々出見尊。橫刀をもて鉤となし。一箕に盛れて。兄命に與ひ給ひしといふ事。日本紀に見えしかば。其因り來る所。特に久しきものなり。ミといふ義不レ詳。

ミとは。簸といふ語の轉なるにや。古語にヒといひ。ミといふは。相通じていひけり。簸讀みてヒといふは飄也。飄讀みてヒヽルといふが如き是也。

箒ハヽキ　倭名鈔に箒箕。幷に讀みてハヽキといふ。彥波瀲尊を誕生之日。海濱に宮を造られしに。掃守ノ連の遠祖天忍人命。作レ箒掃レ蟹といふ事。古語拾遺に見えたり。さらば此物は彼命の始めて造られし所なる也。我國之俗。掃除をいひて。ハクといふ。ハヽキとはハキハク也。

倭名鈔竹器類に。考聲切韻方言註等を引て。筐底方上圓者。爲レ籮シタミといふ。籮形小而高者。爲レ篙漢語抄にアジカといふ。今按又用ニ簣字と注せり。シタミといひ。アジカといふ。幷に義不レ詳。また今にありていづれの器ならむも。いまだ不レ詳。又四聲字苑を引て。笭箵は小籠也漢語抄にカタミといふと注せり。カタ

ミとはカタマといふ語の轉じたるなり。カタマとは。上古の俗竹籠を呼びし所の總名也。舊事紀に堅目(カタマ)は今之竹籠也。と見えし即是也。後の人筺の字亦讀みてカタミといふ也。

舊事紀に大目(オホマ)麁籠(アラコ)といひ。無目堅間(マナシカタマ)といふあり。其大目麁籠は目のあらき也。今俗にメカゴといふのヽ事なり。無目堅間は。目のなくして其間を密に造りなせしをいふ也。已上竹器

東雅卷之十二

飲食第十二

飯イヒ　太古の時。神名飯依毗古イヒヨリビコといふあり。保食ウケモチノ神口より飯イヒを出せしなどいふ事ありされど飯をイヒといひし義は不レ詳。倭名鈔に四聲字苑を引き。饔饙シウフンは半熟ノ飯也。漢語抄にカタカシキノイヒといふ。史記の廉頗が傳に見えし强飯は。此にコハイヒといひ。唐韻の飷は雜飯也といふはカシキカテ。楊氏漢語抄に。音味は麻油炊飯也。といふは。アブライヒといふ。野王糒は。乾飯也といふは。此にホシイヒといふ也と注したり。コハイヒといひ。ホシイヒといふもの丶如きは。猶今もあり其餘は不レ詳。

或人の說に。飯をイヒといふ。イは發語の詞也。古語にヨシといふ事をヒといふ。イヒとは其美食なる事をいひし也といふ也。此間の俗に。凡ッ物の雙なるを。モロといひ。隻なるをカタといふ。カタとは猶半といふが如し。半熟ノ飯をカタカシキといふは其義なるべし。カシキカテとは。今も穀蔬の類をもて。雜炊けるもの丶あるこれ也。古俗凡ッ物の雜り加れる事を。カテといふ也。されば雜の字亦讀でカテとはいふされど。粮の字讀てカテといふ事もあれば。カシキカテといふ。別に其義もやあるらむ不レ詳。

粥カユ　倭名鈔に。唐韻に饘は厚粥也といふは。カタカユ。四聲字苑に。粥は薄糜也といふは。シルカユ也と注せり。カユとは濃湯コユ也。白飲をコミヅといふが如し。コといひ。カといふは轉語也。濃湯コユといひしは。猶今俗に重湯といふが如くなる也。カタカユとは。煮レ米作レ糜もの厚くして堅きをいふ也。シルカユとは。其薄くして汁の如くなるをいふ也。また唐韻を引て。糄糅はヒメ。或說にヒメとは非米ヒ也。非二粥之義一也と注せり。即今ヒメノリといふもの此也糊讀てノリといふは。其粘ずるをいふ也。說文にも糊は黏也と注せり。

凡物の粘ずるをノといふ義は。前の土の注に見えたり。下學集に増水の字。讀てゾウスイとい

ひ。糝也と注せり。其用ひし所の字によりて見れば。粥にして水を增すの義也。されどその注せし所によるに今も民間にして菜蔬の類を鹽水をもて煮熟したるに。米麥等の粉を和して。常の食とするあり。卽今增水といふもの丶始此ものより起りしなるべし。或說に卽今ゾウスイといふものは。卽雜炊の字の音をもて呼びし也。增水としるす事しかるべからずといふ不レ知レ詳。

糄米ヤキコメ　倭名鈔に唐韻を引て。糄はヤキコメ。燒レ稻爲レ米也と注す。卽今ヤキゴメといふもの此也。

民間にして靑麥をもて糄米の如くせし物を。アヲザシといふなり。サシといふ義不レ詳。

粔籹オコシゴメ　倭名鈔に文選注を引て。粔籹はオコシゴメ。以レ蜜和レ米煎作也と注せり。オコシといふ義不レ詳。

今の如きは蜜をば用ひず。飴をもて煎米に和しつくる也。

粮カテ　倭名鈔に考聲切韻を引て。糧亦作レ粮。カテといふ。行所レ賚米也。亦儲食也と注せりカテの義不レ詳。

粉コ　粉をコといひ。コナともいひしは。其細かなるをいふ也。倭名鈔に說文を引て。麵はムギコ麥抹也粖は米麥細屑也と注し。

俗に素麪又湯餠河漏子などの如きものを。麪類といふ也。是等は小麥蕎麥等の粉をもて作れる所なれば。麪といふ事。誠に然り。其縷切するを麪といふ也と心得むは然るべからず。麪とは麥粉をいふ也。

また食療經を引て。大豆麨はマメツキといふと注したり。されど其義をば注せず。正字通に。麨は蒸二米麥一熬過磨作レ之。一曰糗。同物異名。麨以レ炒成二其香臭一故糗从レ臭。麨从二炒ノ省一也。と見えたり。さらば麨は今俗にコガシなどいふもの也。大豆麨の如き。今は不レ詳。

壒囊抄には。大智律師觀經疏を引て。麨は卽乾飯屑也と見えたれば。ホシイヒといふものなるべしとしるしたり。此說の如くならんには。麨今乾飯を磨作りて。ホシイヒといふものなり。大豆麨をマメツキといひしは。大豆を炒りて搗碎きた

らむには。今俗にマメノコといふもの丶類にや。其制詳ならねば。如何にとも思ひわかず。

餅モチヒ　倭名鈔に釋名を引て。餅は令ニ糯麪合幷一也。此にモチヒといふ。今按ずるに麪は麥粉也と注せり。古の俗。凡物の黏するものをいひて。モチといひけり。黐をモチといひ。糯米をモチヨネといひ。餅をモチヒといふが如き是也。されば糕餅の類を呼びて。すべてはこれをモチヒといふ。モチヒとは糯飯也。今の如きは。糯米の强飯を擣て。餅となしぬるを。俗にはモチといひ。又カチヒといふ也。カチヒとは擣飯也漢に餈といひて。說文に稻餅也といひ。集韻に飯餅也といひしものと見えけり。糯米麥粉等をもて合作れるものにはあらず。倭名鈔には飯餅ノ類に餈の字をば收めず。餅の字讀てモチヒといひ。釋名注引用ひしは。其代には今云モチヒの如きなるもの丶なくてやあるらむ。また古の物も今にかはらざりけれど。漢字を傳得し始より。餅の字を借用ひて。讀てモチヒといひしかば。倭名鈔にも餅の字讀てモチヒといひ。又其字義を釋すべき爲のみに。釋名をば引たりしも忘るべからず。釋名に見えし餅の如きも。猶今も其製ある也。或人の說に。餅讀てモチヒといふは非也などいふ事あれども。說文集韻の如きも。餅の字を注して稻餅也ともいひしかば。餅の字讀てモチヒといひし事。あしかるべしともおもはれず。釋名に見えし所の如く。糯米麥粉をもて合せ作りしものも。今俗に餅菓子などいひて。品製また少からず。またカチヒをカチンなどもいふは。其語轉せし也。古語に搗つ事をいひて。カチともカツともいふ。搗栗呼びてカチグリといひて。また舂米をカツなどといふ也。東北の方言と見えたり。

糉チマキ　倭名鈔に風土記を引て。糉讀てチマキといふと注せり。風土記に據るに。糉は以ニ菰蘆葉一裹ニ粘米一以ニ灰汁一煮成。尖角如ニ椶櫚葉心形一と見えたり。我國の俗には。茅葉をもて飯を裹みしかば。チマキとはいひし也。今俗には飯のみにもあらず。糕餅の類をも菰葉をもて裹みて。熟煮せしをチマキといふ也。

餻クサモチヒ　倭名鈔に餻讀て。クサモチヒといひ。文德實錄に見えし。嘉祥三年詔言に。今茲三日。

不レ可レ造レ饍。以レ無ニ母子一也。といふ事を引きたり。これは仁明天皇の御母子崩じ給ふべき事の讖也き。ハヽコグサとは鼠麴といふ草也。荊楚歳時記に三月三日取ニ鼠麴汁一。蜜和爲レ粉。謂ニ之龍舌粋一。以壓ニ時氣一。といふものこれ也。さらば古の時には。ハヽコグサをもて。米屑に和して蒸成せしを。草餅といひし也。今の如きは。艾葉(ヨモギ)を取用ひて。草餅とも艾餅ともいふ也。

倭名鈔には鼠麴は見えず。菴蘆をハヽコと讀たり。されど菴蘆は。鼠麴にはあらず。一名にして二物也。鼠麴は卽今も俗にハウコグサといふ。ハウコとはハヽコといふ語の轉せし也。

倭名鈔飯餅類に。楊氏漢語抄辨色立成等を引て。糫餅は形如ニ藤葛一名也。マガリといふと見えしは。其形の環の如くに曲れるをいふ也。結果は形如レ結レ緒。此間亦有り。カクノアワといふと見えしは。古語に果を呼てカクといふ。其字の音を呼ぶ也。アワは繩也。後の俗カクナハといひしものにて。繩を結びし形の如くなるをいふ也。捻頭はムギガタ。一つに麥子といふと見えしは。小麥粉をもて作れるをいふ也。煎餅は。此間にいふ事字の如く。歡喜團は。以ニ品甘物一。爲レ之。或說云。一名は團喜といふ也。已上楊氏が說に出し所也 粉粥は以レ米爲レ之といふは。今按ずるに粉熟也粘臍は油餅名也。粘作似ニ人膍臍一也。已上立成に出し所也 餢飳はフト。俗に伏兎といふ。饆饠は俗にヒチラといひ。餛子は俗にツイシといふ。餲。餬。餛飩。餺。飩にその字の音の如しと注したり。

煎餅より以下は。皆々其字の音をもて呼びし所と見えたり。通雅によるに。環餅捻頭饆饠餺飩等の如き。かしこにては詳かならざりしと見えたり。我國には。猶今も是等のものゝ遺制はある也。我むかし御厨子所より。公にまいらせしものどもを。見る事をも得たりき。それが中に。俗間にも其製のなをのこれるもあるなり。團喜は俗にダンゴといふものゝ形の如く。餡といふものをもて裹める也。粘臍は。俗にヘソといふものゝ形。是也。餲餬はもとこれ蝎といふ蟲の形の如

くなるをいひけり。俗にサヽモチといふものゝ中に。其形なるものある也。饆饠はヒラ也俗に花瓣といふものに似て。䭔子は俗に芋の子などいふものゝ如くなる也。是等の事共しるしぬるは。煩しけれど。異朝にしては既に其名もさだかならぬものゝ我朝にはなをありしまゝに。其制の遺りぬるは。いとめづらかに覺しが故也。

麴カムダチ　倭名鈔に釋名を引て。麴は朽也鬱レ之。使二生レ衣朽敗一也。カムダチといふと注せり。カムダチはカビタツ也。カビは殕也。タツは起也。蒸せる飯を窨にして。殕の起ちぬるをいふ也。舊說に。酒を釀するをカモスといふは麴也。米をカビさする也。と見えしこれ也。藻鹽草にカブともいひ。カビともいひ。又カミとも。カモとも。カムともいふは。皆轉語也。殕に倭名鈔に。四聲字苑に。殕は食上生レ白也といふ。今按ずるにカブといふと注したり。されど此にしてカビといふもの。白を生じぬるのみをいふにもあらず。其物によりて。或は黄なる。或は白き。其色は同じからず。麴の如きは。黄なるあり。白きあり。紅なるあり。むねとは黄なるをもて正色となしぬればにや。麴塵といふ色は黄なるをいふ也。今の如きは。麴をばカウヂといひ。麴塵をばキヂンといふ也。

梵語に迦毘羅といふを。漢には青色といひ。又名二劫畢羅一翻二黄色一といふ。迦畢羅劫畢羅。並に此にカビルといふ詞に相近し。これらたま〳〵其語の相似たる也。酒をカミスなどいひし詞は。此國に佛典いまだ傳得ざりし時より聞えたりけり。

糵ヨ子ノモヤシ　倭名鈔に說文を引て。糵はヨ子モヤシ。牙米也と注せり。古の語に。凡草木之芽をばカヒといひまたメといふ。其芽の生ひ出ぬるを。モエといひしは。轉語也。萬葉集にモエといふことを、目生としるせしが如きこれ也。萌の字讀てモエといふ。また此義也。モヤシといふは。それを芽生せしむるをいふ也。メといひモといひ。またエといひ。ヤといふ。皆轉語なる也。

飴アメ　日本紀に飴讀てタカ子といふ　其義不レ詳。倭名鈔には說文を引て。飴はアメ。米糵煎也と注せ

り。アメとは。アマといふ轉語也。アマとは甘也。其味の甘きをいふ也。又本草を引て。千歳藟汁。讀てアマツラといひ。本朝式にいふ甘葛煎也と注せり。アマツラとは。卽甘葛(アマツラ)也。卽今俗にアマチヤといふものを煎じたる也。飴の如きは。今も其製品多けれど。倭名鈔に見えし所は。卽今俗に汁飴といふものと見えたり。

甘葛煎の如きは聞えず。又說文を引て。蜜は蜂甘飴也。俗にミチといふと注せり。ミチとは。其字の音をもて呼びし也。

古の時に。甘味には。むねと蜜を用ひ。これに次ぐには飴。また甘葛煎の如きを用ひたりし也。近き比ほひより。外國の人。多く蔗糖を賫來りぬれば。それ等の物ども。用にあたらぬものとはなりたり。

酒サケ　素戔烏神。大蛇を斬給ひしに。八醞酒(ヤシホリノ)を造らしめられ。天孫の御子生み給ひし時に。神吾田鹿(カミアタカ)葦津姬(アシツヒメ)。天甜酒(アマノタムサケ)造られしなどいふ事。舊事紀古事記日本紀等に見えたれば。其因來る所旣に久しき事にて。其始をも知るべからず。萬葉集抄に。酒をサケともいひ。サカともいふは。サカエといふ詞也。酒宴は皆人のさかへ樂しむ故なり。またサヽともいはむ同じ詞也。

今俗に酒をサヽといふなり。卽これ酒の轉語なる也。

また神の酒をミワといふ事は。土佐國にある三輪川の水を用ひて。大神のために酒を釀したりけるに。殊にめでたかりければかくいひし也。神酒とかきて。ミワと訓ずるは此故也としるせり。また酒をキとも。ミキともいふが如きは。其義不レ詳。

古事記に。御酒二字讀てミキといひ。萬葉集にも。黑酒二字讀てクロキといひ。白酒二字シロキと讀むが如きは。酒をばキといひし也。日本紀釋には。ミキといふ事を釋して。酒也といひ。オホミキといふ事を釋して。御酒也といひしが如きは。酒をミキといひし也。古の時には。キといひケといふ詞をば。相通じていひけり。木をキといひ。ケといひ。またコといひしが如き此也。御酒をミキといひ。御食をミケといひし如きも。共にこれ飲食の物也しかば。これを呼ぶ所の詞の轉

じけるのみにして。其義異なるにもあるべからず。たゞその飲食の物をキといひ。ケといひし義は。今はた知るべからず。或説に食をケといひしは。消也。その消じぬるをいふなりといふ。もしさらば酒をキといひしも。ケといふ語の轉せしにて。これもまた消さるの義にもやあるらむ。また或説に。ミキとは。ミは御也。キはイキ也。人を醉はしめては。イキヲヒの出るもの也といへり。然るべしとも思はれず。

又酒を造る事を。カミともカモともいふは。舊說にカミスとは。昔は口にて米を嚼碎きて。酒を造りたる也といふ也。又カモスとは麴也。米をカビさせて。酒に造る也と見えたり。藻鹽草に前說は大隅國風土記に據りし所なりと見えたれど。然るべしとも思はれず。後說をもて正しとこそすべけれ。釀讀てカミスとも。カモスともいふ義の如きは。麴の注に見えたり。

むかし大隅國には。一家に水と米とを設けて。村に告廻しぬれば。男女來り集りて。其米を嚼て。酒船に吐入れて。酒の香出來る時に。又來り集りて。これを飲むを。名づけてクチガミの酒といふと。彼國の風土記に見えたり。猶今もまた俗にはかゝる事をばいふなり。琉球國にして酒を釀する事も。彼風土記に見えし所の如くする也といふ也。我昔琉球國の人に逢ひしごとに。かしこにて酒を造る方を尋問ひて。其說を詳にせしに。世にいひ傳ふる所の如きは。あとかたもなきそら言也けり。彼風土記に見えし所の如きも。古の俗いひつぎし所に出て。徵とするにたるべからず。素戔烏神の御時。すでに八鹽折の酒造られしなどもいふ事は見えたり。

倭名鈔に四聲字苑を引て。醴はコザケ。一日一宿酒也と注せしは。後に讀てヒトヨザケといふ也。亦讀てアマザケといふは。令義解に。醴は甜酒をいふと見えしによれるなるべし。又倭名鈔に陸詞切韻を引て醰は味長也。日本紀私記に。甜酒讀てタムサケといふ。今按ずるに。醰の字を用ゆべしと注せし如きは心得られず。天甜酒といひしは。神吾田鹿葦津姬の。天孫の御子生み給ひし時。吾田の狹名田の稻をもて。釀し給ひし所にて。令義解に注せしが

如く。卽今のアマザケといふものと見えけり。我國太古の時にありて。漢字の音によりて。タムザケと名づけいふべき事とも思はれず。唯その甜酒を呼びてタムザケといひし義の如きは。既に闕けぬ。

又倭名鈔に玉篇に云。醪は汁滓酒也。漢語抄に。濁醪讀てモロミといふ。說文に云醅は醇未レ醲也。漢語抄にカスゴメといふ。俗には糟交といふと注せり。モロミの義不レ詳。

我國之俗。凡物の二つなるをモロといひて。諸の字を借用ゆ。ミとは實也。凡物の形あるをいふ。猶身といふが如く。古の時にモロミといひしは。汁と滓と二つ相混せしをいひ。いまだ泲ざるをカスゴメといひしと見えたり。カスとは糟也。コメとは籠也。猶糟交といふが如し。今の如きは。汁滓の酒をば。濁酒といひ。其いまだ泲ざるものをばモロミといふ。古にいひし所に同じからざるに似たり。

唐韻云。醇酒は厚酒也。日本紀私記には。カタザケといふと注せしは。カタとは堅也。猶厚といふが如し。

卽今煉酒などいふものの如きに似たり。

說文にいふ。酎は三重の醸酒也。漢語抄にはツクリカヘセルサケといふと注せしは。舊事紀に。八醞酒としるされ。古事記に。八鹽折之酒としるせし物の如きをいふ也。日本紀私記には。八醞酒これを八鹽折の酒といふは。醸熟せし酒を泲みて。其酒にまた麹を下して醸す。かくの如くする事八度に至るを純酷の酒とす。鹽といふは。其汁を八度絞返すが故也。今世にも又一度をいひて一鹽といふなり。折とは。その八度折返す故也。これ古老の說也といひけり。又楊氏漢語抄を引て。醇はシラカス。白酒甘なりと注しけるは。萬葉集歌に。シロキといひて。白酒の字を用ひしもの也。唐韻を引て。醨はシル。一つにモソロといふ。酒薄也と注せり。モソロの義不レ詳。說文を引て。糟はカス。酒滓也と注せり。カスの義もまた不レ詳。

モソロといひ。ミゾレといふは。轉語也。卽今ミゾレといふ酒。その遺製なるに似たり。糟粕二字。幷に讀てカスといふは。說文に糟粕は酒滓也といふに依れる也。されどまた說文に。漉レ糟

曰㆑粕と見えしかば。糟と粕とは少しく異なる也。品字箋には。米久蘊而成㆑糟。酒既盡而名㆑粕。粕魄也。言㆓米之精魂淨盡惟死魄存㆒也。と見えけり。さらばカスといひしは。猶滓といふが如し。クヅといひ。カスといふは。轉語也。白酒をシラカスといふが如きは。所謂久しく釀して糟となるの義に似たり。

また野王が說を引て。凡非㆑穀而食。謂㆓之肴㆒。亦作㆑餚。肴はサカナといひ。一つにフクシモノといふ也と注したり。サカとは酒也ナとは古俗。魚菜をいひし總名也。サカナとは。其酒を佐くるをいふ也。フクシモノの義は不㆑詳。

古俗魚をも菜をも。幷にナといひけり。魚菜の字。並に讀てナといふ是也。後の人菜に分つべきために。魚をマナといふ。マとは眞也。

漿ツクリミヅ　倭名鈔に漿讀てツクリミヅといひ。俗にニヲモヒといふと注し。また白飲讀てコミヅといふ。今按。濃漿之名也と注せり。ツクリとは造也。ミヅとは水也。ニヲモヒの義不㆑詳。今は漿讀てコンヅといふ。卽コミヅ也。古の代には。主漿の官を置れし時もあれど。今は造釀之類に。漿をもて呼ぶものは聞えず。

末醬ミソ　倭名鈔に楊氏漢語抄を引て。高麗醬はミソ。今按。辨色立成の說同じ。但本義未㆑詳。俗に味醬二字を用ゆ。味宜㆑作㆑末。通俗文に末楡莢醬あり。末は搗末之義也。然るを末を訛りて。未となし。轉じて味となすと注したり。此說の如き然るべしとも思はれず。楊氏漢語抄辨色立成等の如き。幷に高麗醬と呼びて。ミソといひしは。卽是高麗の方言によれる也。雞林類事に據るに。醬曰㆓密祖㆒と見えたり。

宋の孫穆所㆑撰也。雞林はもと新羅の別號にして。總べては韓地をよぶ也。

はじめ彼國之製に傚ひ造れる所なれば。其名をも彼方言のまゝに呼びける也。日本寄語にも。また我國にして。醬をは彌沙といふよしをしるせし。卽此也。

此書を撰びし人の名は。未㆑詳。

今の如きも。朝鮮の俗。醬を呼ぶ事猶我國の如く也といふ也。未醬の字は。本朝令にもしるされし所な

れば。卽是我國の方語也。たやすく改換ふべき義也とも思はれず。

又俗に呼びてムシといふも。ミソといふ語の轉せし也。

醬ヒシホ　倭名鈔に四聲字苑を引て。醬は豆醢也。ヒシホといふ義は不レ詳。楊氏漢語抄辨色立成には。高麗醬をミソといひ。漢人の書にも。雞林にしては。醬を彌沙といふとしるしたれば。ミソといふものゝ醬也し事は。疑ふべくもなし。醬またヒシホといふ事の如きも。ミソといひしに異なる詞也とも聞えず。ヒといひ。ミといふは轉語也。シホといふは。卽ソといふ語を開き呼びし也。たとへば芭蕉紫菀などいふものの如き。漢音をもては。バセウ・シヲンなどいふを。我國之語には。バセホ・シヲニといふが如くに。其初は高麗醬の如きも。彼國の方言にては。ミソといふを我國之語には。ヒシホといひしを。後に又唐醬の製に倣ひ。造れるものの出來しに及びて。高麗醬を呼ぶ事は。彼國の方言のまゝに。ミソといひ。我國にて造れる物をば。ヒシホといふ事になりしかば。今の如きも。ミソといひ。ヒシホといふ事を分つべきために。末醬の字を用ひて。讀てミソとなし。醬の字讀てヒシホとはなされたる也。これよりして後。ミソといひ。ヒシホといふ事。異なる詞の如くになりてければ。順の博識なるも猶其疑を致しける也。

今の如きも。俗には猶醬を呼びて。甘味噌ともいひ。又味噌といふ事をもて加へ呼ぶ醬の製も少からぬ也。

又倭名鈔に爾雅本草等の注を引て。肉醬魚醬。皆呼爲レ醢。醢はシヽビシホといふと注せり。さらば魚鳥の類なににもあれ。醢となしたらむ。シヽビシホといふべき事はいふに及はず。亦呼びて。ナシモノといふが如きは。魚醬をいふ也。ナといふは魚也。シといふは鹽也日本紀に。魚鹽の字讀てナシホといふが如きこれ也。モノとは物也。

鹽をよびてシといふ事は。鹽の注に見えたり。今俗に。或は骨あり。或は骨なき。幷通じてタヽキといふなり。タヽキとは斷斫之義と見えけり。小魚の類。全體なるをば。鹽辛などいふ。共にこれ

醢の類にてある也。

また本朝式に見えし堅魚煎汁を引て煎汁の字。讀てカツヲイロリといふと注せり。カツヲは魚名也。イロリは今俗にニトリといふもの此也。イロリといふは。煎取也ニトリといふは煮取也。其魚を煮過して取りたる煎汁をいふ也。

イロリとは。ロといふ字に。リとトとの音を結びぬれば。イリトリといふ語を急に呼びて。イロリといひける也。

豉クキ　倭名鈔に釋名を引て。豉はクキ。五味調和者也と注せり。令式等に其字は見えしかど。今は其名も聞えずして。クキといふ義も亦不レ詳。

漢にして豉といふものには。淡豉あり。鹽豉あり。豉汁あり其方製もまた同じからず。我國にして古の時にクキといひしもの。いかなるものにやありけむ。其方製も不レ詳。卽今の醬油といふものは。古の時には聞えず。庭訓往來下學集などいふ者の如きにもしるさず。今これを造るの法は。たとへば我國にしてヒシホといふものを造る如くにして。其旣に熟しぬるに及びて。甕といふものを中にたてゝ。其甕の内に漏り入る汁を汲取る也。古語に漏る事をば。クキといふ也。少彦名神の其父神の指間より。クキヲチシなどいふが如きこれ也。古の時に豉を名づけてクキといひしは。卽漏之義にして。今の醬油といふもの。其遺製なる也。造釀の法。異朝の醬油の方の如くなればそれに傚ひて呼びて。醬油といふに至りて。古にクキといひし名は隱れて。世の人知る事なきに至れる也。又俗にタマリといふ物の如きも。味噌の自然汁の溜りぬるをいふ也。俗に溜を呼びてタマリといふは。猶豉汁の漏り出ぬるを取りて。クキと名づけし事の如し。これも又豉汁の類なる也。

酢ス　倭名鈔に酢亦作レ醋スといふ。陶隱居曰。俗呼爲ニ苦酒一。今按ずるに鄙語に酢をカラサケといふ。此類也と注せり。酢を呼びて。スといふは。字音を呼ぶと聞えぬれど。酸をスといひ。辛をカラといふが如き。其義不レ詳。

凡五味を呼ぶ所の名義。皆未レ詳。

鹽シホ　我國の太古之初より。鹽といふもの聞えた

る也。シホとは。其色の白きによりていひし所と見えたり。前の潮の法を併せ見るべし倭名鈔に。陶隱居本草注の白鹽を引て。アワシホ。人常所レ食也と注し。又崔禹錫食經の黑鹽を引て。今按ずるに俗呼ニ黑鹽一。曰ニ堅鹽一。日本紀私記に。堅鹽はキタシといふ是也と注したり。白鹽は則食鹽にして。アワといふは沫(アワ)也。其脆(モロキ)をいふ也。黑鹽をキタシといふ。キタは堅(カタ)也。其堅きをいふ也。カタといひ。キタといふは。其語の轉せしにて。シといふは卽鹽也。

たとへば古の時。鍛をばカタシといひしを。後にキタシとも。キタヒともいふが如し。

蒸ムシモノ　倭名鈔に禮經を引て。藻は蒸也。師說にムシモノといふ也。蒸は玉篇に。火氣上行する也。と見えたりと注せり。凡火氣上行するをいひて。ムシとも。ムスともいひし。義不レ詳。

茹ユデモノ　倭名鈔に。文選注に見えし霍茹を引て。茹讀てユデモノといふ也。內則注に據るに。瀹は肉菜。湯中薄熟出レ之也と見えたり。さらばユデモノとは。湯より出ぬるものをいひし也。

葅ニラギ　倭名鈔に說文を引て。葅はニラキ。酢菜也。楊氏漢漢語抄に。楡末菜をいふと注したり。ニラギとは。ニレキの轉語也。ニレキとは。則楡樹也。古の時には。楡の皮を搗て粉となして。菜にも羹にも和して食ふ。式に年中雜御菜。幷羹等料。楡粉の事見え。倭名鈔にも。末楡莢醬なども見えしこれ也。葅とは鹽と楡粉とを和して。漬しぬる菜蔬也。ければ名づけてニコラキとはいひし也。卽今の俗に香物(カウノモノ)といふは。古に葅といひ後に辣菜といひし卽此也。

式に葅を造る法見えたり。印本には。楡の字訛寫して捻となせしあり。辣菜の名は。下學集等にも見えたり。葅を後に辣菜とよびしは。僧家にてニラといひ。キといふ名の。五辛菜に同じきを忌とて。かくいひしなり。それを又俗に香物と呼びしは。五辛菜をクサモノなどいふに依りて。其稱を美にして。香物とはよびしと見えけり。

齏アヘモノ　倭名鈔に四聲字苑を引て。齏はアフといふ。一つにアヘモノといふ。擣ニ薑蒜一。以レ酢和レ之と注せり。アフといひ。アヘといふは。舊說に和の字讀てアユといふと見えし。卽此也。辛辣之菜を搗

たるにて。酒酢に和したるをいふ。
薑蒜を搗きて。醋に和して喰ふは。辛辣之味に取る也。蒜ばかり搗きしをばヒルツキといふ也。萬葉の歌に醤醋に蒜搗雜て鯛ねかふなど讀みしを見れば。韲は魚味をたすべき料と見えたり。卽今サシミなどいふ。生魚の肉を。聶て切れるを。薑芥等を醋に和したるをもて。食ふ事の如く。今俗にアヘモノといふものに同じからず。

羹アツモノ　倭名鈔に楚辭注を引て。有レ菜曰レ羹。無レ菜曰レ臛。其に讀てアツモノといふ。今按に臛は魚鳥肉をもて羹とする也と注したり。アツモノとは。熱きに宜しきものなるをいひしなり。卽今の俗。汁といふものこれ也。日本寄語に。羹を水路(シル)といふと見えし。卽是也。玉篇を引て。臛はイリモノ。少汁臛也と注し。又周易注を引て。餗はコナガキ。鼎實也と注したり。其注せし所の如き。コナガキといふ義は不レ詳。周禮禮記等の注に據るに。餗は糝食也と見えたり。糝とは米粉をもて。肉羹に和しぬるをいふ也。されば コナカキとはいひし也。コナとは米粉也。カキとは猶雜(カテ)といふが如し。糝讀てコナガキといふ。も則此義也。
今も俗に。物を和し物を合するをいひて。カキマジエとも。カキアワスなどともいふ。カテといふが如し。カテは雜(カテ)也。

鱠ナマス　倭名鈔に唐韻を引て。鱠はナマス。細切肉也と注したり。ナマとは生也。スとは醋也。生魚の肉を細かに切りて。醋をもて食ふ物なるをいふ也。
壒嚢抄に。日本紀に割鮮の字をナマスツクルと讀たり。是は野獵の事をいひしかば。魚に限るべからずとしるせり。說文に膾の字を注して。細切肉也。凡牛羊魚之腥者。聶而切レ之爲レ膾と見えたれば。膾といふもの。もとこれ魚にのみ限るべきにあらず。されど膾亦作レ鱠が如きは。字旣に魚に从ひぬ。魚膾をさしていふに似たり。我師たりし。人の禮を講して。聶讀てヒエといふは。今俗にヘグといふ詞也。切而作レ片などいふが如きもこれ也とをしへられき。

鮨スシ　倭名鈔に爾雅注を引て。鮨はスシ鮓屬也と注せり。スとは醋也。シは詞助也。魚を藏(カク)すに飯と

鹽とをもてして。其味の酸を生せしものなれば。かく名づけしなり。鮓は說文に據るに藏魚をいふと見えたり。

膎カスモミ　倭名鈔に四聲字苑を引て。膎はカスモミ。糟藏肉也と注せり。カスとは糟也。モミとは揉也。糟をもて。雜揉せし肉をいふ也。式に糟漬などいふものゝ類也。

鱐ホシイヲ　倭名鈔に禮記注を引て。鱐はホシイヲ。乾魚也と注したり。令義解の如きは。鱐謂二割乾魚一。腊謂二全干物一也。と注しけれど。倭名鈔には。禮經の注に據りて。汎く乾魚とはいひけり。又遊仙窟を引て。魚條讀てスハヤリといひ。本朝式は楚割といふと注せり。古語に細きをいひて。サといひ。またサといふ詞を開呼びては。スハといふ。木の細枝をスハエといふが如きこれ也。古語には○細枝なばサエダといひけりされば。スハといふは細也。ヤリとはワリといふ語の轉せし也。ワリとは割也。魚肉を細く割きて條の如くになしぬるを。スハヤリとはいひし也。楚の字を讀む事。スハの如くなるは。字の音をもて呼ぶ也。後の俗。スハエシリガヒといふものに。楚鍬の字を用ひし如きは。楚の字音てスハエとせし也。楚の字の音を轉じて。スハとは呼ぶべし。スハエといふ如きは。いかにやあるべき。又箠楚の楚をも。スハエと讀む也などもいふなり。これは細枝の義によれりと見えたり。

又唐韻を引て。炒䰳は火乾也。漢語抄に炒䰳魚を。ヒボシノイヲといふ。俗には火旱といふ也。火をもて乾したらむには。古に干鰹といひ。今は鰹干といふもの。また蝦夷之地より出せる。干鮭をカラザケといふものゝ類をいふなるべし。

鮍は以レ竹貫レ魚也。今按ずるにヲサシ。一つにヨチヲサシといふ也と注したり。ヲサシとはヲは魚也。氷魚をヒヲといひ。堅魚をカツヲといふが如き是也。サシは刺也。即今目刺などいふものゝ類也。ヨチといふ義不レ詳。

腊キタヒ　倭名鈔に唐韻を引て。腒腊は乾肉也。キタヒといひ。又說文を引て。脯は乾肉也。ホジヽといふと注したり。其引用ひし注によれば。共にこれ乾肉なるに。これを呼ぶ事の同じからぬ事不レ詳。令義解には。腊は謂二全干物一也と見えたれば。是は

專ら魚腊の事を釋せしなり。倭名鈔には。鳥獸の肉をいひぬれば。全干をいふの義なるべしとも思はれず。周禮の疏に。肉脩を釋して加ニ薑桂一。鍛治者謂ニ之脩一。不レ和ニ薑桂一。以レ鹽乾レ之。謂ニ之脯一と見えたり。我國之古語に。鍛治をいひてカタシといひしは。これを堅くするをいひし也。後にキタシとも。キタヒともいひしは。カタシといふ語の轉じたるなり。腊をキタヒといひしも。其肉を乾して堅からしむるをいふ事。猶漢に鍛治などいふ事の如く也しと見えたる。ホジヽとは。卽乾肉也。

ホジヽといふものは。火をもて乾せし肉なれば。ホジヽといふ。ホとは卽火也。日に乾したるをば。ヒボシといふ。ヒとは卽日也しに似てげり。

されど倭名鈔に注せし所。上に注せし如くなれば。今はた改むべきにもあらず。

また倭名鈔に師說を引て。脯の字讀てホシドリといひ。俗に千鳥の字を用ゆと注せり。周禮の注には。薄折曰レ脯と見えて。其他鳥腊をのみ脯といふべき說も見えず。楊子方言には。鳥腊を膴といふ事は見えたり。

已上飲食

東雅卷之十三

穀蔬第十三

稻イネ　舊事紀。五穀は火神軻遇突智の子稚皇産靈神の化生せし所也ともまた葦原中國の保食神の化れる所也とも見えたり。古事記には。軻遇突智の姉大宜津比賣神の化れる所也と見えたり。太古之俗。いひつぎし所。其說已に同じからずとは見えたれど。日神其種子を取得給ひて。天狹田長田に殖しめられしより。世の人始て粒食する事を得しといふに至ては。異なる說ありとも見えず。稻の如きは。保食神の腹より生れしとも。大宜津比賣神の二目より生りしともいふ也。名づけてイネといひ。亦轉じてはシネといひし義の如きは不レ詳。

古語にイといひし發語之詞なるあり。出づるの義なるあり。ネといひしは。猶種といふが如し。其嘉種なる事をいひしに似たり。またシネといひしもイネ也。イといひ。シといふは。即轉語也。

倭名鈔に。按ずるに稻熟に。早晩ありて。其名を取る。早稻はワセといふ。晩稻はヲクテといふと注せり。ワセといふは。ワはハ也。ハといひ。ワといふは。轉語也。ハとは早といふが如し。セとはシネといふ語を合呼びし也。ヲクテまたはヲシネともいふなり。ヲクといひ。ヲシといふ。共に是晩之義也。テといひ。ネといひ。またセといふは。皆轉語にして。シネといふ語を合せ呼びし也。

古語に。凡事の端始をハといひけり。後は端をハシといふが如き。シは詞助也。始をハジメといふが如きも此義也。また事の始は早くして。終りは遲きものなれば。早をハヤシといふも。ハといふは始也。ヤシといふは詞助也。ハといふは早といふが如しとは。此義也。古語に。ヘといひ。ヲクといふ事あり。ヘとは近きをいふ。ヲクとは深きをいふ。邊の字讀でヘといひ。奥の字讀でヲクといふ。即是也。凡深きに至る事は。速かなり難し。必ず後る。さればヲクルといふが如きも。ヲクといふは奥の義也。ルといひ。シといふが如きは。詞助也。ヲシといふはヲクといふの轉語也。ヲク

といひヲシといふ。其にこれ晩の義也とは此義也。

芒はノキ。禾穗芒也と注せしは。ノとは直也。キとは凡物の尖鋭なるを。古語にはキといひ。ケといひけり。前の刀劍の注に詳也 穗はホ。禾穀末也と注せしは。天神此國を呼び給ひて。千秋長五百秋長瑞穗國ともたまひし事もあれば。太古之俗に。穗を呼びてホといひしは。これを最とし。秀となしぬる美稱とこそ見えたれ。最の字讀でホといひ。秀の字讀でホツといひしが如き即此義也。

萬葉集に。最の字讀でホといひ。日本紀に秀讀でホツといふ。凡人をも物をも。譽め稱するを。ホムといふも。それを稱じて最とするの義なる也。秀亦讀でヒイヅといふはホヅといひし語の轉せし也。或說に穗をホといふは火也草木の花を結び。穗を生ずる。皆是火の力なるが故也といふ也。大古之俗に。義を取る事かゝるべしとも思はれず。

穭は自生稻也ヲロカヲヒといふ。俗にはヒツチといふと注せしは。ヲロカヲヒは。即自生也。ヒツチとは乾土也。舊說にヒツチは再生也。刈れる田に生ふる也といひけり。藻鹽草に刈たる田の水落し。あとの土に生ふるをいふ也。また糯は。青稻白米也。漢語抄にミノシロイ子といふと注せしは。其實の白きをいひし也。粳一名は秔。ウルシ子といふと注せしは。ウルといひしは潤也。潤の字讀でウルヒといふか如き即是也。倭名鈔に糯は米之黏也。モチノヨ子と注せしは。モチとは即黏するをいひし也。

黏讀でモチといふの義前の黐の注に見えたり。

穀モミ 倭名鈔に。穀はモミ。日本私記に讀でタナツモノといふと注せり。其義は幷に不レ詳。

モミとは。モはモエ也。モエとは萠也。ミは實也。其萠牙を發すべき實をいふ也。タナツモノとは。タナは種也。ツは詞助也。モノは物也。猶種子といふか如し。穀字の如きは五穀といひ。六穀といひ。八穀九穀などもいひて。百穀といふに至りぬれば。凡穀種皆呼ひて穀といふべければ。日本紀には。其字讀でタナツモノとはいひけり。亦讀でモミといふか如きは。むねと稻實をいふ事にや

あるらん。我國之俗に。籾字創造りて。モミと讀む事も。日向國風土記に其字見えたれば。因來る所。既に久しき事とは見えたり。

また倭名鈔に。糙は米穀雜也。漢語抄にモミヨ子。一つにカチシ子といふ。今按するに。本朝式所レ謂爲レ糙者。舂レ稻成レ穀之名也と注せしは。モミヨ子とは。モミは穀也。ヨネは米也。米穀相雜れるをいひし也。カチシネとは。カチは搗也。シネは稻也。稻を舂きて其殼を脫せし也。即今俗に。黑米といふものの是也。粃はシヒナセ。穀實但有レ皮而無レ米也と注せしは。シヒナセは。猶シ子ナシといふが如し。其稻實のなきをいふ也。稖は舂レ穀不レ潰者也。漢語抄にノコリシ子といふと注せしは。其潰ずして殘りぬるをいふ也。

米はヨ子穀實也粒はイナツビ。米甲也。糠はヌカ。米皮也。糲は米麥破也。漢語抄にコメサキ。一つにアラモトといふと注せしは。ヨ子とは。舊說にヨはヨシといふ詞也と見えたり。子は種也。其嘉種なるをいひし也。

稻をイ子といひ。米をヨ子といふが如きも。轉語也。また根を子といひ。苗をナヱといふも。轉語也。子といふ言葉を開呼ぶ詞はナヱなり。是等の事によりても。古語の相轉ぜし。また各〻其義ありし事を知るべし。種をタ子といひしは。其初田穀の種子を呼びしに起れる詞なるに似たり。

イナツビとはイナは稻也ツビは粒也。（粒をツブといふ義は前に注す）ヌカとはヌク也ヌクとは脫也。其實の脫けしをいふ也。日本紀には。糠讀でカラといふ。カラとは即穀皮也。コメサキとは。コメはヨ子の轉語にて。則米也。サキは裂也其碎裂けしをいふ也即今俗に粉米といふもの是也。アラモトの義は未レ詳楊氏漢語抄に糳米はマシラゲノヨ子。精細米也。粺米はシラゲヨ子。精米也といふ。烏米一名糯米は。ヒラシラゲノヨ子といふと注せしは。シラケとは精也。（シラとは白也。ゲは詞助也。）マといふは眞也眞精なるをいひ。これに次ぐを精とし亦次ぐをヒラといふ。ヒラとは猶平等といふが如し。よのつねの如くなるをいふ也。

民間之語に穀を呼びて菩薩といふ事あり。此語はもとこれ韓地方言に出し也。雜林類事に。彼ノ

方言に白米を漢菩薩といひ。粟を田菩薩といふとしるせり。又俗間に糖味噌といふものゝ。糠と鹽とを和して。造れるを名づけて。ササヂンといふ也。是は佛經を書寫するに。菩薩の字の文を省きて。ササとしるす事あり。さればササとは菩薩之義也。ヂンとは塵といふ字の音をもて呼ぶ也。これもまた米を菩薩といふ事によれる也。

和名鈔に。四聲字苑を引て。穧は刈把數也。今按ずるに。田野八所レ謂捄レ稲之。捄字所レ出未レ詳。宜レ用二此字一と注せり。されど捄の字讀む事いかにやありけむ。其訓をば注せず。詩の小雅に見えし。穧の字をば舊讀でイナタバヂといふ也。さらば捄の字も讀でタバヌとや讀ぬらむ。令に凡田長三十歩廣十二歩。爲レ段段ノ租稲二束二把と見え。義解に。束稲舂得二米五升一也と見えて。其束といひ。把といふものゝ。法量は不レ詳。卽今民間に相傳ふる所は。凡稲一束といふは十二把をいふ也。把とは片手をもて。よくつかみて。三つかみを一把とす。されば一束といふものは。手にて三十六つかみ也といふ也。此事或は古の遺法なりしも知るべからず。捄の字手に从ひ束に从ひぬるによりて借用ひて。タバヌといひし事。猶今の俗つかむといふが如く也しと見えたり。捄字所レ出未レ詳。と見えたれど。集韵には。捄は古の捄字也と見えけり。我國之俗。創造れる所にもあらす。唯其手に从ひ束に从ひしを取用ひて。其字の本義を取れるにはあらず。我國之俗の字を借用ひし。かゝる例すくなからず。

倭名鈔に稲穀類に藁稈等の。字見えず。幷ニ讀でワラといふ也。ワラとはカラといふ語の轉なり。カラとは幹也莖也。麥の注に見えたり。

麥ムギ　舊事紀には。保食神の臍尻（ホソカクレ）に麥豆を生じ。陰下（ホドシタ）に小粒麥を生ぜしと見え。古事記には。大宜津比賣神の陰（ホト）に。麥を生ぜしと見えたり。ムギといふは義不レ詳。古語にムといひしは。高き義也と萬葉集抄に見えたり。キといひしは。卽芒（ノギ）也。其芒の高きをいふ也。高しとは猶長しといふが如く也。倭名鈔に。大麥をばフトムギ。一つにマムギといふ。小麥をばコムギ一つにカチカタといふと注せり。フトは卽大（フト）也。カチは搗（カチ）也。カタは硬（カタ）也。これを搗つ

に硬きをいふ也。コとは卽小也。マとは眞也。古の俗には。小麥をもて眞麥となせしと見えたり。また麥奴はムキノクロミ。䵃はムギカラ。麥䴬也。麩はコムギノカス。小麥皮屑也と注したり。麥奴とは。大麥にもあれ。小麥にもあれ。穗の熟しなむとする時に。上に黑黴あるものをいふ。クロミとは黑實也。卽今俗にクロボといふは是也。凡穀の莖をカラといふは木の榦をカラといふが如く。物の柄をカラといふ。卽此義也。

麥粉を麪といふ事は。前注に見えたり。麩と麪とをもて。水中に採洗ひて。フといふものになす。其フといふは。麩字の音を呼ぶ也。漢にしてはそれをば麪筋といふ也。又麪をもて糊となすを。セウフといふは小粉也。漢にしてもそれを小粉といふ也。凡莖柄の如き。幷にカラといふは。榦の字の音の轉せし語也。

蕎麥ソバムギ　倭名鈔に。蕎麥はソバムギ。一つにクロムギと注せり。ソバとは。其三稜なるをいふ也。我國之俗。凡物の觚稜あるをいひて。ソバといふ柧稜木をソバノキといひ。胡瓜をソバウリといふが如き卽是也。其實の老て黑くなりしを。またクロムキともいひし也。

今も工匠の詞に木の稜を削去(ケヅリノソ)くをいひて。ソバを取るといふは。卽此義也。

積麥カラスムギ　倭名鈔に。積麥は作レ積者也。カラスムギといふと注せり。カラスとは。クロシといふ語の轉せし也。其實の黑きをいふ也。烏鴉をカラスといふも卽此義也。

粟アハ　黍キビ　舊事紀に。粟黍は保食神の胸より生(ナリ)しと見え。古事記には。大宜津比賣神の二耳より生しと見えたり。アハといひ。キビといふ。義は不レ詳。アハとはアワ也。ハとワとは。通はしてかく事。ありと萬葉集抄にも見えたり。アといふは小也。日本紀釋に。アを小と釋せし是也。ワといふは丸(ワ)也。古語に凡物の圓かなるを呼びてワといふ也。古事紀萬葉集等に。丸の字讀でワといひし是也。其實の小しきにして圓なるをいふ。粱と粟との總名也。キビとはキは黃也。ビは實也。ミといひ。ヒといふは。轉語也。其實の黃なるをいふ。稷と黍との總名也。倭名鈔には。唐韻本草崔禹錫食經等を引て。

粟は禾子也アハといふ。丹黍一名赤黍。一名黃黍。アカキビといふ。秬黍一名黑黍。クロキビといふ。秫は粘粟也。キビノモチといふ。粱は芑粟。アハノウルシチ。白粱米。一名圓米と注したり。此說の如きは。アハといふもの。一名にして二物也と見えたり。唐韻に。粟は禾子也。といひしは。我國にしてアハといひしものゝ事をいひしにはあらず。彼國の古にありて。凡穀米の殼あるものを皆稱して。粟といひ。また其苗より實に至るまで。皆稱して禾といひければ。粟は禾子也とはいひし也。

爾雅翼に。古以下米之有二浮殼一者上。皆稱レ粟。と見え。正字通に黍稷稻粱自レ苗至レ實皆曰レ禾と見えし即是也。さらば彼國の古に粟といひしものは。たとへば我國之俗。籾の字を創造りて。穀米の殼あるをモミといふものに用ひし。其籾の字の如くなる也。また米とは凡穀の殼を脫せし者をいふ也。品字箋に。穀之仁ヲ曰レ米と見えし。即是也。今の俗に稻米をのみヨチといふものゝ如くにはあらず。

我國にしてアハといふものは。彼國にしても。古の時は。粟といひけり。漢代より後に至て。始て其實大きくして毛長きものを。粱といひ今の俗にチホアハといふものこれなり實細にして毛短きものを。粟といひしに。今の俗にコアハといふものこれなり後には。また皆通じて粟といふ事。我國の如くにはなりけり。此事詳に李東璧が本草に見えし也。さらば倭名鈔に。粟の字讀でアハといふ事は。あしからず。是等の委曲を注するに及ばずして。唐韻の注を引用ひしは。然るべからず。

後深草院寶治元年十一月。西國の米穀を。宋國に渡す事を停止の事。宣下せられしを。權大納言藤顯朝卿の頭ノ辨にてありし時に。粟米と書下されしを。權中納言藤定嗣卿のこれも其時に參議にて。アワノミとは。何ぞといひて嘲けられし事によりて。たがひの爭ひとなりし事の如きも。古より其訓義の詳ならぬが致せし所なる也。

又秫を呼びてキビノモチといひ。粱を呼びて。アハノウルシチといふが如きも。如何があるべき。黍といふは。即稷の粘ずるもの。今俗にモチキビといひ。秫といふは。即粱と粟との粘するもの。今俗にモチアハといふもの也。詳なる事は。李東璧本草に

見えたり。

豆マメ　舊事紀に。保食神の臍尻に豆を生せしと見え。古事記には。大宜津比賣神の鼻に。小豆を生ナして。尻に大豆を生せりと見えたり。マメとは。萬葉集鈔に。マとは圓也といふ詞也と見えたり。メとは實也。ミといひ。メといふは。轉語也。其實の圓なるを言ひし也。倭名鈔には。大豆一名菽。マメといふ。萁亦作レ其。豆莖也。マメカラと云。崔禹錫食經に。鷰豆は紫赤色也といふは。ソヒマメ。珂孚豆狀圓々トシ似レ玉而可レ愛。故以名レ之。といふは。キチゴマメといふ也と注せり。ソヒマメ・キチゴマメ不レ詳。ソヒとは烏名也。倭名鈔に。鴗ソヒといふもの是也。舊事紀日本紀にも。鴗ソヒとしるされ。古事記には。翠鳥としるせり。即今カハセミともいふものゝ俗にショウビンともいふもの也。キチゴとは。倭名鈔に見えし覆盆子。キチゴといふ是也。今も猶ソヒマメ・キチゴマメなどいふ者のありもやすらむ。見し事もあらず。陸奥出羽等の國。沃壤之地に殖し所の豆の類は。極めて肥大にして。其根を抜くべからず。其頭を斧をもて斫取るに至りぬ。其品亦多くして。其形色各同じからず。我見るに及びしも三十餘種に至れり。其中食經に注せし所の如く。紫赤色なる。珂の如くなるも數種あり。ソヒといふ鳥の毛色に似たるも。キチゴといふものゝ實ノ色に似たるも。見えたれど。其名をそれと名づけいひしものは聞えず。漢にして鷰をもて名づけ。珂をもて名づけし如き。其故をしるせし物もやあるらむ。我見しものには。廣雅に鷰豆は大豆類也と見えたれど。これも其詳なる事はしるさず。食經に注せしところによるに。江陰縣志に見えし紫羅豆。色紫に粒大にして。青黑花紋ありといふものに似てけり。珂孚豆といふものも。珂とは石似レ玉者。一名を瑪瑙といふと見えたれば。崑山志に見えし瑪瑙豆。其物たるに似たり。或人の說に。鷰豆を讀でツバクラマメといふ也。ツバクラマメといふは。鷰豆の字によりし所と見えたり。此說の如き。其據とする所こそあるべけれど。鵲豆は。藊豆の黑きものの。黑間に白道あるが。鵲羽の如くなるが故に。かくは名づけて。また蛾眉豆とも。白眼豆など

もいふ。我國東國之俗には。鞍懸豆といふもの也倭名鈔の如きは。鷰豆の外に。また蔦豆をも載せたれば。鵲豆鷰豆。一物にして二名なるべしとも思はれず。

また小豆をアヅキといふは。アは小也。ツキはツムギといふが如し。古事記に。速須佐之男神。大蛇の尾をさきて。都牟刈之太刀を得給ひしといふ。其義相同じ。其莢の小しきにして。角あるをいふ也。

都牟刈は。前の刀劒の注に見えたり。また角の字倭名鈔に讀でケといふは。キといふ轉也。

倭名鈔に本草を引て。赤小豆はアカアヅキといひ。崔禹錫食經を引て。黑小豆·紫小豆·黄小豆·綠小豆。皆同類也。蘇敬本草注に。腐婢は小豆花也といふは。アヅキノハナ也と注せり。其中に綠小豆といふは。則綠豆。俗にブンドウとも。ヤヘナリともいふもの是也。

或説にブントウとは粉豆也。其粉の餌となすに宜しきをいふ。ヤヘナリとは。八重生也。其早く種るもの丶。頻に摘むべきをいふといひけり。

また大角豆。一名は白角豆。サヽゲといふと注せしは。サヽは細小也。ケといひ。キといふは。轉語にして。幷に角をいふ。角とは則莢をいふ也。日本紀には。荳角讀でサヽゲといひけり。今俗にはサヽギといふ。豌豆一名野豆。ノラマメといふと注せしは。ノラとは野也。古語に。野をノラといふ。ラといひしは。詞助也。今俗にエンドウといふは。字の音をもて呼ぶ也

辨色立成を引て。蔦豆は籬上豆也。アヂマメといふと注せしものは。今俗に呼びて。カキマメといふ。カキマメとは。則籬豆也また ヒラマメともいふは。扁豆也。アヂマメといふ如きは義不レ詳。

萬葉集の歌にアヂといひしは。鳥ノ名也。アヂマメといふは。猶ソヒマメといふが如く。鳥ノ名によりて名づけいひしも知るべからず。或人の説に。其味をほめてかく名づけしにやなどいへども。菽豆の類此もの丶味。殊に勝れしともいふべからず。

倭名鈔麻類に。左傳注を引て。稗はヒエ。草之似レ穀者也と注せり。卽是氾勝之が書に。稗中有レ米擣ニ取米一炊食レ之。不レ滅ニ粟米一。といふもの此俗にも粟稗など幷べ稱ずる是也ヒエといふ義不

レ詳。

倭名鈔麻類にしるせし所を見るに。荏讀でエといひ。蘇讀でヌカエといひ。香薷讀でイヌエといひ。稗讀でヒエといふと見えたり。已上の三種。幷に荏によりて名を得し所と見えけり。荏をエといふ義不レ詳。韓地の方音の轉せしに似てけり。凡我國之俗。細にして。小なるものを呼びて。ヌカといふは。糠之義也。似て非なるものを呼びて。イヌといふは。狗之義也蘇をヌカエといふは。荏の類にして葉の細なるをいひし也。香薷を呼びて。イヌエといふは。荏に似て非なるをいひし也。古語にヒといふは。ヨシといふ詞也。稗を呼びてヒエといふは。荏の如くにて。炊キ食ふに宜しきをいひしなるべし。

已上禾穀

蒜ヒル　倭名鈔に。唐韻を引て。蒜はヒル葷菜也。楊氏漢語抄に蒜顆はヒルサキといふ。今按。顆は小頭也。大蒜をヲホヒルといひ。小蒜をコヒル。一つにメヒルといひ。獨子蒜をヒトツヒル。澤蒜をネヒルといふと注せり。日本武尊。東の國々を言向平和(コトムケヤハシ)て還上ります時。足柄の坂本に至て。御食する處に。其坂神白鹿と化(ナ)りて來りたつ。其咋遺(クヒノコ)し給ひし蒜の片端をもて。待打チ給ひしに。其目に中りて打殺されぬとも。また應神天皇の御歌に。いざ安藝(アキ)野に蒜摘にとも讀給ひしといふ事。見えたれど。舊事古事日本紀等にとヒルいふ義は不レ詳。古語にヒといひしは並也。其實一頭に六七瓣相並ぶをいふ事。たとへば秋(アキ)葱(キ)之轉雙納(イヤフタゴモリ)といふが如く。ルとは詞助也しも知るべからず。獨頭とは一頭一瓣なるをいふ也。澤蒜は一名山蒜。今俗にノビルといふもの是也。ノビルとは野蒜也。ヒルサキといふ。サキは則頭也。メビルとは。ヲビルに對し言ふ也。

葱キ　倭名鈔に葱はキ。冬葱フユキといふ。楊氏漢語抄に島蒜はアサツキといふものは。本朝式文にも是を用ゆ。また水葱はナキ。一つに蒴菜といふ。今按ずるに。蒴宜レ作レ䔖。唐韻に䔖は水菜可レ食也。と見えたりと注したり。キといふ義並に不レ詳。

葱の類を呼びて。キといふは總名也。其義を知らず。今俗にヂギといふは。其根啖ふべきをいふ也。ワケギといふは。分種しをいふ也。カリギといふは。刈取るをいふ也。島蒜讀でアサツキといふは。日本紀に島の字讀でアサキといふは。韓國の方言と見えけり。さらばキといふも。もと是彼方言に出しも知るべからず。或人の說に。蒜をヒルといふは。猶晝といふが如し。されば其語を反して。アサといふ也。アサとは朝也。ツは詞助也。キは卽葱也といふ也。いかにやあるべき。ナギは天智天皇の御代の童謠を。始めとして。古歌にも亦讀けり。其義不レ詳。橋のギボウシといひ。花にギボウシといひ。又藿に葱花といふ制あるも。皆此ものによりていひし也。

薤ヲホミラ　神武天皇御製の來目歌の中に。ケミラといふ事の見えしを。日本紀釋には。大韮をいふ也と注したりけり。倭名鈔には。本草蘇敬注を引て。薤是韮類也。ヲホミラといふ。韮はコミラ。又菜總名也と注せり。ミラといひ。また菜總名也といふ。義並に不レ詳。後俗呼てニラといふもの是也。韮薤の類後にニラといひしは。ミといひ。ニといふ。相通じていふは常也。萬葉集鈔に。ナミハヤの國を。ナニハといひ。ニヲをミヲといひ。ニナをミナといふが如しと見えたり。或は。後の人。梵語によりて。其青色なるをいひしも知るべからず。梵に尼羅（ニラ）といふは。漢に青色と飜する也。

薑ハジカミ　神武天皇の御歌に。垣本に殖しハジカミクチヒビクとよみ給ひしを。日本紀釋に。ハジカミは薑也。薑をもて口に銜（フク）みぬれば。ヒラグ事甚しきをいふと見えたり。倭名鈔には。薑讀でクレノハジカミといふと注せり。凡物の名。クレをもて呼びしは。皆是吳國より來りし所也。薑の如きは。ハジカミといふ事。既に上世の時に聞しを。倭名鈔にかくいひし事。其義如何にやあるらむ。また倭名鈔に。蜀椒をナルハジカミといひ。辛夷をヤマアラ、ギ。一つにコブシハジカミといひ。蔓椒をホソキ一つにイタチハジカミといひ。吳茱萸をカハハジカミといふと注せり古にハジカミといひしもの。皆其味辛辣の物をいひし也。ハジカミといふ義も。蜀椒辛夷等の類を呼びし所の如きも。並に不レ詳。

釋日本紀に。クチヒヾクといふを釋して。ヒラグといひしは。今の俗に。口のヒヽラグとも。ヒリメクなどもいふが如く。辛辣の餘味あるをいふ也。いにしへにハジカムといひしは。辛辣をいひし詞にやあるらむ。或人の說にハジカミとは。端赤きをいふ也。薑は莖と根との端赤きもの也といふ。さらば凡ハジカミをもて呼びしもの。皆是れ薑によりてやいひぬらむ。蜀椒をナルといひしは。木に生ずるをいひ。フサといひしは。其實あつまり生ずる也。卽今サンセウといふものは。山椒の字の音を呼ぶ也。辛夷をヤマアラヽギといふは。離騷經にも。木蘭辛夷などもいひけり。其山谷之間に生じて。其氣の香しきをやいひぬらむ。コブシとは。其花の初て開く。小兒の拳を開くに似たるをいひしと見えたり。蔓椒をホソキといふは。其叢生するをいひ。イタチハジカミといふは。イタチは鼬鼠也。其氣臭きをもて。狗椒豨椒などの名あるが如し。卽今イヌザンセウといふは是也呉茱萸をカハハジカミといふ。其義いかにやあるらむ。クレのハジカミといひしもの。或は此物の一名也しも知るべからず。

又倭名鈔に。養生秘要を引て。山葵はワサビ。漢語抄に山薑の字を用ゆ。今按ずるに。所レ出未レ詳と見えたり。或人の說に。ワサビといふものは。蔊菜一つに辣米菜といふもの是也といふ也。ワサビといふ義不レ詳。漢語抄に山薑と見えしは。ヤマハジカミといふ事にやありけむ。

蔊菜の事は。亡友稻若水の說也。其說長ければこゝには注せず。

蔓菁アヲナ　倭名鈔に蕪菁。一つに蔓菁。幷讀ニでアヲナといひ。蘴はクヽタチといふ。俗に莖立（クヽタチ）の字を用ゆ。蔓菁根はカブラ。毛詩の下體は。蔓菁與レ葍之根莖也。蔓菁を大芥とし。小者を辛芥といふ。辛芥はタカナ。辛菜はカラシ。俗に芥子の字を用ゆと注せり。アヲナとは。アヲは靑也。ナとは我國之俗。凡菜蔬類を呼びし總名也。クヽタチは。卽莖立也。カブラといふ義不レ詳。大己貴神の。其父神の大野の中に射入れ給ひし鳴鏑を。採りて奉られしといふ事。舊事紀古事記等に見えて。鳴鏑讀で又カブラといふ也。古語相傳しには。鳴鏑は。もとメカブラ

をもて作り出しければ。また名づけて。カブラといふなどもいふ也。メカブラとは。海藻の根をいふ也。さらば古語にカブラといひしもの。蕪菁根をのみいふにあらず。凡物の下體をいひし也。

今俗は蕪菁根をのみ。カブラといひぬれど。古にはしかはあらず。蕪菁の根をも菖の根をも。また海藻根の如きをも。カブラとはいひけり。倭名鈔に。釋名を引て。箭足を鏑といふとも見えたり。人の脚腓をコムラといふも。猶カブラといふが如し。カブラといひ。コムラといふは。轉語なる也。

タカナとは。其莖の高きをいふ。カラシとは。其子の味辛きをいふ也。すべて其類多くして。蔓菁は芥屬也と。李東璧が本草には見えたり。まだ倭名鈔に。芸薹ヲチと注せしは。即今ナタネといひて。其子を搾して油となすもの。李東璧本草に油菜といひし是也。ヲチといふ義は不レ詳。また天名精はハマタカナ。一つにはハマフクラと注せしは。別錄に一名天蔓菁と見えて。其葉蔓菁菘菜と相類して。下濕之地に生ひぬれば。此名ある也。辛芥の類なるにはあらず。

菖ヲホネ　倭名鈔に。菖はヲホネ。俗用二大根字一。萊菔・蘆菔・蘿菔皆菖之通稱也。溫菘はコホネといふと注せり。仁德天皇の御歌に。ヲホネといふ事の見えしを。ヲホネは大根也と。日本紀釋にも釋しぬればヲホネとは其根の大きなるをいひし也。李東璧本草には。爾雅注を引て。紫花菘。俗呼二溫菘一。似二蕪菁二大根。一名蘆菔。今謂二之蘿蔔一。是也菘とは葉ノ名。萊菔とは根ノ名也といひけり。此說の如きは。菖といひ菘といふ。もと是一物にしてたゞ其根と葉とを呼ぶ所同じからぬ也。倭名鈔の如ぎは。溫菘萊菔。別に分載せて。溫菘を呼びて。コホネといひしは。これもまた其根を噉ふべきをもて。此名ありと見えたり。さらば今俗に細根大根などいふもの丶類にしてこれまた我國の方言にぞあるべき。コホネの義は不レ詳。

菖をヲホネといひし事は古より聞えて。爾雅注にもまた大根といふ事見えたれば。其根の大きなるをいひしとは見えたり。されど溫菘をば。コホネといひ。また骨蓬カハホネといふものもあ

れば。その根ふときものを呼びて。ホテといひしにや。さらばヲホテといひしヲといひし。大之謂なるべし。たゞ其詳なる事を知らず。

菫菜スミレ　倭名鈔に本草を引て。菫菜はスミレ。俗謂ニ之菫葵一と注せり。其義不レ詳。爾雅に齧ハ苦菫也といふ。注に菫葵は。本草に言ニ味甘一。而此云ニ苦菫一。古人語倒。猶ニ甘草謂ニ之大苦一也と見えたり。さらば此にもスミレをスといひしは。酸也。醋を苦酒といふが如し。ミレといひしは。ニレの轉語にして。其性の滑なる事の楡の如くなるをいひしなるべし。內則に。菫荁粉楡とも見え。洪舜兪賦にも。烈有ニ椒桂一。滑有ニ菫楡一と見えたり。

胡荽コニシ　倭名鈔に。崔禹錫食經を引て。胡荽はコニシ。味辛臭。一名香荽。魚鳥膾。尤爲レ要と注せり。コニシとは。其字の音を轉じて呼びしなるべし。今の如きは是等の物を食に充る事は聞えず。

茄子ナスビ　義不レ詳。倭名鈔に注せし所によらば。ナとは中也。スとは酸也。ビは實也。其實の味。澁りぬるをいふ也。倭名鈔茄子の下に。醶字を附して。崔禹錫食經に。茄子味甘醶といへり。唐韻に。醶は醶味也と見ゆ。醶は酢味也。俗にヱグシといふと注せり。

今俗にヱグシといふは。酸味には同じからず。されど古の時に。是を酸澁の味となせしと見えたり。諸家の本草によるに。芋のヱグキ。茄子のシブキ。幷に澁をもていひけり。日本紀に中の字讀でナといふ事は。前に注す。

又龍葵は。コナスビといふと注せしは。本草によるに。其葉如ニ茄子一。其實味酸。中有ニ細子一。亦如ニ茄子一。なるによりて。此名ありし也。もと是茄子の類にはあらず。防葵を呼びて。ヤマナスビといふが如きは未レ詳。

今俗に玫瑰をハマナスビといふ也。此物東國の地方にては海濱に生じて其實を結ぶ事茄子の如くなれば。方俗呼びて此名ある也。

芋イヘツイモ　倭名鈔に。芋はイヘツイモ。菆はイモガラ。一つにイモシといふ。俗用ニ芋柄字一。芋莖也と注せり。イモといふ義不レ詳。イヘは家也。イヘをもて呼ぶは。山芋に對し言ふ也。ツは詞助也。

今の如きはイモといふは總名也。根をばネイモ

といひ。莖をばイモノクキといひ。葉をばイモノハといひ。子をばイモノコといひ。魁をばイモガシラといひ。其莖を乾したるを。イモガラといふ事也。

山芋ヤマツイモ　倭名鈔に。薯蕷一名山芋。ヤマツイモ。俗にはヤマノイモといふ。零餘子は。ヌカゴ。薯蕷子也と注せり。ヌカゴとは。其子小しきなるをいふ也。俗に小なるを呼びて。ヌカといふ義は。前に注せり。

澤瀉ナマキ　**烏芋**クワヰ　倭名鈔に。澤瀉一名芒芋ナマキといふ。烏芋はクワヰ生二水中一。澤瀉之類也と注せり。ナマキ・といひ。クワヰといふ。義不レ詳。

キといふはイモといふ語の急なる也。二物幷に芋の名ありて。倭名鈔また芋類に収載せし即是也。ナマとは生也。クワとは鍬也。その莖葉をつらね見るに。鍬の形に似たるが故也。頭鍪の飾に鍬形といふものを。古語相傳へてヲモダカの葉のひらけざるに。かたどれりなどいふもまた此義なる也。

後俗。澤瀉の字讀でヲモダカといふは。然るべからず。ヲモダカといふものは。慈姑草也。澤瀉には異なるもの也。

古俗ヲモダカといひしもの。今俗にシログワヰといふ也。シログワヰは陶弘景がいひし藉姑生二水田中一。葉有二椏狀一。如二澤瀉一。其根黄似レ芋而小。煑レ之可レ啖。といふものにして。即慈姑一名河鳧茈一名白地栗。一名水萍。また剪刀草。箭搭草。槎丫草などいふもの是也。それをシログワヰといふは。倭名鈔に見えし烏芋。彼俗に葧臍などいひ。此にクワヰといふものに。紫黑二種あるに對し言ふ也。其慈姑は。三瓣の小白花を開く也。慈姑の如くにして。深藍色の花を開きぬるをば。雨久花などいふ也。

百合ユリ　倭名鈔に本草を引て。百合一名磨蘢。ユリと注せり。古事記に。神武天皇狹井河(サヰカハ)之上に幸ませし事を注して。其河謂二狹阿由(サアユ)一者。其河邊。山由理草多在。故號二佐韋河一。山由理之本名。云二佐韋一也。と見えたり。山由理といふは。百合・紅花者名二

山丹ヿといふもの是也。百合ユリといひし事は。日本紀に見えし所に據るに。高麗百濟等地方の呼びし所と見えけり。

ヤマユリの本名サキといひし事の如き。古事記に注する事なからましかば。誰かは知る事を得べき。物名ひとり地方によりて。異なるのみにあらず。古今の同じからぬ。かくの如し。今によりて其説をなしがたき事也。

莧ヒユ 義不レ詳。倭名鈔に本草を引て。莧味甘寒也。なと見えし事もあれば。或は其性の寒なるにより。此名有けんも知るべからず。○ヒユとは冷をも莧をもいふが故也。染色具に本草注を引て赤莧あり。○莖葉純紫。不レ堪レ食レ之。と注せしは。是をもて染料となしける也。また陶隱居本草を引て。馬莧一つに馬齒草。楊氏漢語抄にウマビユといふと注せしは。即今俗にスベリヒユといふ是也。

薇蕨ワラビ　倭名鈔に爾雅注を引て。薇蕨二字引合せ。讀でワラビといひ。貫衆讀でヲニワラビといふと注せり。爾雅及び陣藏器。李東壁等の本草に據るに。薇と蕨とは。相類して同じからざる事。猶貫衆と。薇蕨との如し。倭名鈔に載せし所によれば。古の時には。薇蕨の類。總稱してワラビといひしと見えたり。今俗にワラビといふものは。即蕨也。ゼンマイといふものは。即薇也。ワラビといふ義不レ詳。ゼンマイといふが如きも。亦不レ詳。ヲニワラビといひしは。そのワラビにして大きなるをいひし也。

ゼンマイは番語なるに似たり。

藜アカザ　和名鈔野菜類に。藜讀でアカザといひ。蓬蒿之類也と注し。また染色類に。本草の冬灰。一名藜灰アカザノハイ。陶隱居いふ此浣衣黄灰也と注せり。アカザの義不レ詳。

其色の赤きによりて。此名ありと見えたり。藜灰は是を灰となし。其汁を用ひて衣を洗ふをいふ。灰汁讀でアクといふ。是也アクの義亦不レ詳。

蘩蔞ハクベラ　義不レ詳。今俗にハコベといふもの是也。ハクベラとは。蘩蔞の音の轉せしに似たり。

是等の如き。韓地方音の轉に似たり。

蒲公草フチナ　倭名鈔に本草を引て。蒲公草一名構耨草。フチナ。一つにタナといふと注せり。並に

義不レ詳。今俗にタンポヽといふもの。蒲公英卽是也。

此菜・田園隴畝之間に生しぬるものなれば。タナといひしにや。フチナの義不レ詳。或人の說に。此菜一名を白鼓丁ともいへば。タンポヽの名あり。タンポヽとは。鼓聲をまなびいふ也といふ。如何にやあるべき。タンポヽとは。此と彼とにして。呼ぶ所を合せいふに似たり。ダンとは。タナの轉語也。ポヽとは此物一名また孛々丁といふ也。

薺ナヅナ　義不レ詳。葶藶をも亦アシナツナといふ也。此草は一名狗薺といひて。平澤田野之間に生ずと見えたれば。アシとは。雀葉之屬なるをいふに似たり。今俗にイヌナヅナといふは。卽狗薺也。

萵苣チサ　倭名鈔に孟詵食經を引て。白苣チサ。漢語抄に萵苣の字を用ゆ。今按するに。萵字未レ詳と注せり。墨客揮犀に。萵菜は咼國より來る故に名づくと見えたり。萵苣數種あり。色白きものを白苣といひ。紫なるを紫苣といひ。味苦きを苦苣といふ。また別に水萵苣あり。卽今チサといひて。水萵苣をばカハヂサといふ是也。また賣子木をも讀でカハヂサの木といふ。不レ詳。萬葉集歌に。ヤマチサといふものは。此木をいふにや。仙覺抄には。山萵とは木也。田舍人はツサの木といふ也。と見えたり。チサの義不レ詳。

蕺シブキ　倭名鈔に養生秘要を引て。蕺讀でシブキといふ。義不レ詳。蕺は味辛しと見えたれば。シブキとは其味をもていひしに似たり。

或人說に。蕺は今俗にドクダミといふ物也といふ。唐本草に。蕺菜は江南江左人。好生食レ之。關中謂二之菹菜一。と見え。又北戶錄に。其葉腥氣。故俗以爲二魚腥草一。など見えて。我國の如きも。古の時には。菜蔬となせしと見えたり。卽今ドクダミといふもの丶如きは。其臭氣食ふべしとも思はれず。人の嗜好の如きも。古今の異。またかくの如し。其ドクダミといふも。毒をダミたる義に似たり。

蕗フヽキ　倭名鈔に崔禹錫食經に。蕗葉似レ葵而圓廣。其莖煮可レ噉レ之。といふを引て。讀でフヽキといふ。卽今俗呼でフキといふは。語の急なる也。また本草を引て。欵冬一名虎鬚。ヤマブキと注せし

は。卽今俗にヤマブキといふものにして。たとへば大小薊の如き。小薊をアザミといひ。大薊をヤマアザミといふが如し。爾雅注を引て。芡一名は雞頭草。ミヅフヽキと注せしは。卽今俗にヲニバスといふ物にして。今俗にミヅブキといふ物にはあらず。又本草を引て。惡實一名牛蒡。キタキス一つにウマフヽキといふ。今按蒡を房に作るものは非也と注せしもの。キタキスといふ義不レ詳。ウマフヽキといふは。其葉フヽキに似て大なるをいふ。馬莧をムマビユといふが如し。卽今俗にゴバウといふは。牛蒡の字の音をもて呼也。

　俗に牛の字を呼ぶに。午字の音の如くするは。避二俗忌一也。

芡惡實の如きは。其葉フヽキに似たるによりて。フヽキの名ありといへども。實にはフヽキの類にあらず。今俗にミヅブキ・ヤマブキ・イハブキなど名づけいふ。其フキといふは總名也。水といひ。山といひ岩といふが如きは。一物にして其種の別れし也。凡其フキといふもの。皆莖の中に孔アナありて。是を折るに絲あるもの。陶弘景が其腹裏有レ絲といひし事の如し。フヽキといひし義不レ詳。また倭名鈔款冬の注に。一云ヤマブキ。萬葉云山吹花としるせしは。漢にして棣棠花といふもの。別にこれ一物也。

　蕗の字。楚辭に見えて。舊釋して香草とす。別錄には蕗草を甘草の一名とす。禹錫食經に見えし所は。上にしるせし所の如し。款冬は爾雅に菟奚顆凍と見えしを。郭璞が注に款冬也といひけり。疏には本草を引て。菟奚・顆凍・橐吾・虎鬚。幷に款冬の一名とし。唐本草注に。葉似レ葵而大。叢生。花出二根下一。是也と注したり。彼是を合せ見るに。唐本草に葉似レ葵而大といひ。本草衍義に。春時人採以代レ蔬といひしが如き。食經に見えし所に相合へり。蕗といひ。款冬といふ。異なる物とは見えず。弘景が說によるに。此物高麗百濟に出づとも見えたり。我國の藥名の如きは。其初百濟の博士を召して識し別たれし所と見えたれば。古俗此物をフヽキといひ。其山谷に生ずるものを。ヤマフヽキといひし事の如き。受け傳ふ所ありしにぞあるべき。倭名鈔に見えし所は。前にもし

るせし事の如くに。其名同じければ。異なる物をも合せ載せ。或は同じき物をも。こゝかしこに分ち出して。其注する所も詳ならざりしかば。款冬こゝにヤマブキといふもの丶下に。萬葉集に。山吹花とも。山振花ともしるして。讀でヤマブキといふ物を。併せ載せしほどに。遂に後人をして棣棠・款冬。一物也とする謬をも致しけるとぞ見えたる。

薊アザミ　義不レ詳。倭名鈔に本草を引て。薊アザミ。陶隱居曰。大小薊。葉並多レ刺。と見えて。大薊はヤマアザミといふと注せり。今俗に。ヲニアザミといふは。大薊也。又本草を引て。苦芺はカマナ。一つにカミヲコシナと注せり。カマナとは。鈎芺といふ名あるによれりカミヲコシナは不レ詳。今俗にサハアザミといふ是也。その薊に似て。下濕の地に生ずるをいふ也。

蘘荷メガ　倭名鈔に馬琬食經を引て。蘘荷はメガ。赤色者爲レ佳。と注せり。卽今メウガといふもの是也。義不レ詳。

或人の說に。メガとは茗荷の字の音を呼ぶ也といふ然べしとも思はれず。馬琬食經に。赤色を佳としっまた本草圖經にも。其根似二薑芽一などとも見えたり。メガとは其芽の赤きをいふなるべし。古語に赤きをカといひし事は。前注にしるしぬ。

蓼タデ　倭名鈔に。崔禹錫食經。陶隱居本草注等を引て。靑蓼はタデ。人家恒食レ之。又有二紫蓼一。また葒草。一名游龍は。イヌタデといふと注せり。タデの義不レ詳。イヌとは其似て非なるをいふ也。

李東璧本草に據るに。葒草また天蓼といふ。此餘天蓼といふもの三種あり。唐本草に生二山谷中一。作二藤蔓一。葉似二柘花一。白。子如レ棗。許無二定形一。中瓤似二茄子一。味辛。啖レ之以當二薑蓼一。といふものは。倭名鈔に。木天蓼ワタヽビといふもの。卽今俗にマタヽビといふ是也。倭名鈔に見えし所にも。ワタヽビといふもの二種。木天蓼也藟醬也。ワタヽビといふ。義並に不レ詳。

葵アフヒ　アフヒとは。日を仰ぐをいふ也。猶說文に黄葵常傾レ葉向レ日。といふが如し。古の時には。其苗葉を菜となして。常に食ひしと見えたり。其種また少からず。

兎葵イヘニレ　イヘとは家也。猶芋をイヘツイモといふが如し。ニレとは滑なるをいふ也。其煮啜ふが極めて滑なれば也。楡をニレとも。ヤニレなどもいひ。蕘花をハマニレといふも。皆これ其滑なるをいふ也。卽今俗にトロヽといひて。紙を作る料となし。其涎滑を取る。黄葵といふものも。また此類也。楡は下に見えたり。蕘花は本草圖經に。芫花根入ﾚ土深三五寸似ニ楡根一といふものにして。李東璧本草に。蘇頌芫花黄色謂ニ之黄芫花一。此蕘花也。といひしもの也。

凡物の粘滑なる。ニといひ。ヌといひ。ヂといひ。ノといひし。義前に注せり。また俗にトロヽといふ事。太古の時より聞えたりき。トロヽ、ギといふ事の。古事記に見えし。卽是也。泥をドロといひしも。其滑なるをいふ也。またトロクル・トラカスなどいふが如きも。亦皆此義なる也。

菌タケ　倭名鈔に。爾雅注・四聲字苑等を引て。菌はタケ。蕈はキノミヽ。木耳卽木菌也。と注せり。タケの義不ﾚ詳。

俗には。菌茸の類を。クサビラなどいふ也。倭名鈔には。菜蔬の字讀でクサビラといふ也。

水苔カハナ　倭名鈔に辨色立成を引て。水苔一名河苔。カハナといふと注せり。式には川菜の字を用ひたり。水苔を呼びて。ナといふは。ナは菜蔬の總名とするが故也。また養生秘要を引て。紫苔スムノリといふと注せり。義不ﾚ詳。

カハナといふものは。古今集の大事也などいへば。其詳なる義をば知らず。

芹セリ　義不ﾚ詳。倭名鈔に本草を引て。水芹一名水英。セリといふ。セリをもて呼びし物も。少からず茈胡をノゼリといひ。一つにアマアカナといひ。當歸をヤマゼリとも。ヲホゼリとも。ウマゼリともいひ葶藶。一つにハマゼリといふが如き是也。

我國之俗。芹を水菜とす。よりて其餘をば野をもて呼び。山をもて呼び。濱をもて呼びし也。茈胡をアマアカナといひしは。アマとは其味をいひ。アカナとは。其淡赤色なるが故也。當歸もと山芹の名あり。ヲホゼリ・ウマゼリなどいふは。幷に其葉芹よりは大きなる也。但し漢に馬蘄といふものにはあらず。馬蘄は。俗にヤブゼリといふも

の也。亦此にミツバセリといふものは。漢にして野蜀葵といふ物也。

荇アサヾ　倭名鈔に爾雅注を引て。荇亦作㆑莕。アサザといふ。叢㆓生水中㆒。葉圓在㆑端。長短隨㆓水深淺㆒者也と注せり。アサヾの義不㆑詳。

或人の説に。アサヽとは。アサヽキ也。淺水に生じて。花さくをいへりといふ也。如何があるべき。萬葉集抄に。重就といふもの丶如く。アサアサといふに似たり。水淺き所にあるの義也けむも知るべからず。また此菜に鳧葵の名あるによりて。俗にカモアフヒといふ物をもて疑ふ事あり。また是たま〳〵鳧葵の字の。カモアフヒといふ名に相合ふのみ。カモアフヒといふものは。別にこれ一物也。

蓴ヌナハ　倭名鈔に。玉篇蘇敬本草注等を引て。蓴はヌナハと注せり。莖長く繩を延へし如くにして。涎滑なるをいふ也。

滑かなるをヌといふ事は。前に注せり。

骨蓬カハホネ　倭名鈔に。崔禹錫食經を引て。骨蓬はカハホネ根如㆓腐骨㆒。花黄色莖頭著㆑葉者也と注せり。カハホネといふ義不㆑詳。

根如㆓腐骨㆒といふ注によれば。その水中にありて。根腐骨の如くなれば。此名あるが如し。されど此物倭名鈔にも水菜の類に見えて。古の時には。菜蔬となして。噉ふ所の物にてありけり。葍をヲホネといひ。菘をコホネといひしによらば。此物をかくいひし別に其義ありしも知るべからず。但此物の如きは。骨蓬の字の音を呼びて。カハホネといひしと見えたり。

江浦草ツクモ　倭名鈔に辨色立成を引て。江浦草はツクモ。一つにタクマモといふと注せり。義並に不㆑詳。古歌にツクモガミなど讀しは。老人の髮の亂れしをいふ也と見えたれば。是もその亂れ生ひしをいふに似たり。

藻モ　舊事紀古事記等に。水戸神之孫櫛八玉神。海布之柄を鎌とし作㆓燧臼㆒。海蓴之柄。作㆓燧杵㆒而鑽㆓出火㆒と見え。また火々出見尊の御歌に。瀛津藻といふ事見えたり。モといふ義は不㆑詳。萬葉集抄に。花のモク咲くとは。シゲク咲くをいふ也といふ事あり。モとは其生ふる事の繁きをいふなるべし。倭

名鈔に。崔禹錫食經を引て。沈者曰レ薻。浮者曰レ蘋。薻はモ一つにモハといふ。蘋は。今按ずるに大萍の名也。萍はウキクサといふと注せり。モハとは即藻葉也。ウキクサとは浮草也また昆布をヒロメとも。エビスメともいふ。海藻をニギメといふ。俗用ニ和布字一。本朝令に。滑海藻をアラメといひ。俗用ニ荒布字一。末滑海藻をカヂメといふ。俗用ニ搗布字一と注せり。其メといひしはモといふ語の轉せし也。楊氏漢語抄を引て。海松をミルといふも。ミといふは。またモの轉語也。

ヒロメといふは其濶きをいふ也。エビスメとは。蝦夷地方より出るをいふ也。俗に昆布を祝ひの物也などいふは。ヒロメの名に取りし也。ヨロコブの義也などいふは。近俗に出し所也。ニギといひアラといふは。古語に荒妙和妙などいひし如くに。其皴文の粗細をもて分ち呼びし也。ニギメをば。またワカメといひて。萬葉集には。和海藻・稚海藻等の字を用ひたり。カヂとは。搗末の義也といふ。即是也。

また倭名鈔に漢語抄を引て。鹿角菜をツノマタといひしは。その鹿角の如くなるをいふ也。辨色立成の六味菜。楊氏漢語抄の鹿尾菜。幷にヒズキモといふ。義不レ詳。ヒジキモといふは。其語の轉せし也。鹿尾とは鹿角に對し言ふなるべし。六味は鹿尾の音を訛れるにや。

漢語抄の石蒓。辨色立成の海蓴。幷にコモといふは。其少しきなるをいふなるべし。漢語抄の水雲・モツクといふ義また不レ詳。

江浦草をツクモといふ如くなるべし。

本朝式の莫鳴菜は。ナヽリソ。漢語鈔には。神馬藻に作りて。ナノリソといふ。今按本文未レ詳。但神馬莫レ騎之義也と注したるは。舊説にナヽリソといふは。食する時にはり〳〵と鳴るが。むつかしければ。ナヽリソと制する意なり。萬葉集の歌には。名のりするに。よそへてよめり。ナヽリソを。ナノリソといひなしたる也といひけり。

壒囊抄の說也。萬葉集に見えし所は。勿謂花。莫語花。名乘曾花。名告藻。勿謂藻等の字を用。

海蘿フノリ　倭名鈔に。崔禹錫食經を引て。海蘿其性滑也。フノリといふ。俗用ニ布苔字一と注せり。猶

麪糊といふが如し。其滑にして物を粘著すべき麪糊の如くなるをいふ也。
麪筋をフといふ事は。小麥の注に見えたり。
凡海苔の類亦呼びてノリといふは。皆其滑なるをいふ也。陟釐はアヲノリ俗用二青苔字一。紫菜はムラサキノリ。俗用二紫苔字一。神仙菜は。漢語抄にアマノリといひ。俗用二甘苔字一。雞冠菜は。漢語抄にトリサカノリといひ。或又用二鳥坂苔字一。本朝式に於期菜と見えしは。ヲゴノリといふと注せり。ヲゴノリの義不レ詳。

海髮イキス　倭名鈔に崔禹錫食經を引て。海髮其色黒狀如二亂髮一。イキスといふ本朝式の凝海藻はコルモハ俗に用二心太字一。コヽロブトといふ。楊氏漢語抄にはイキスは小凝菜。コルモハは大凝菜といふと注せり。イキスの義不レ詳。コルモハは卽凝海藻コルモハ也。コヽロブトとは。コヽロは凝也フトは太也。卽大凝菜也。今も俗に凝をいひてコヾルなど云也。
倭名鈔に見えし菜蔬の類。水陸之間に生するものの其義を釋すへき。また菜蔬には。あらねど。其名の相關れるものども。こゝに附し注す。此餘茶ヲホトチ。苜蓿ヲホヒ。苻蘺ヲカトヽキ。蕣蒿ヲハギなどいふが如き其義不レ詳。蒟蒻コニヤク。鬼皂莢クヽサの如きは。
楊氏漢語抄に一云蠮茂草と見えしは。ウツボクサとや讀みぬらむ。
並に其字音を轉して呼びし也。
今俗の菜蔬に充つる物の如き胡蘿蔔ニンジンといふは。其根人參に似たるをいふ也。茼蒿シユンギクといふは。春菊也。其花春開きて菊花に似たる也菠薐草ハウレンサウといふは。漢音の如くに呼ぶ也。雞兒腸ヨメナといふは。古俗物の少しきなるを呼びて。ヒメといひしが如くなる也。
世に五辛といふもの。其說同じからず。今義解には大蒜・茖葱・慈葱・蘭葱・興渠をもて五辛とし讀でヲホビル・コビル・子ギ・アサツキ・クレノヲモといふ。その興渠といふもの詳ならず。我國に其物なしなどいふ也。義解に見えし所は。梵經に見えし所に據られしなどいへども。我國の事の如きは。我國の古よりいひつきし所のまゝにして。強て其說をもとむべからず。たとひ借用る所の

字は。いかにもあれ古よりいひつぎし所は。クレノヲモといふものなれば。倭名鈔に兼名苑を引て。懷香一名懷芸。和名クレノヲモといひし物なる事。疑ふべくもあらず。もし必ず借り用ひし所の字によらむには蘭忩また如何なるものにやあるべき。拾芥抄には。或說に忩・韮・薤・大蒜・小蒜をいふと見えたり。

また七種菜（ナヽクサ）といふものも。其說同じからず。然るべき物の中に。其事見えしにや。我いまだ見る所もなし。拾芥抄には。薺・蘩蔞・芹・菁・御形・須々之呂・佛ノ座としるされて。ナツナ・ハクベラ・セリ・スズナ・ゴギヤウ・スヾシロ・ホトケノザといふ也。薺・蘩蔞・芹の如きは疑ふべからず。菁讀でスヾナといふ事。其本據詳ならねど。菁の字を用ひられしかば。蔓菁之類といはむもあしからじ。御形・須々之呂・佛ノ座の如きは。或人の說にコギヤウは文德實錄に見えし母子草（ハヽコ）。卽鼠麴也。須々之呂は菜菔也。佛ノ座は土器菜（カハラケナ）とも田平子（タヒラコ）ともいふもの。卽臭蒿也。といふ也。ハヽコグサといふものを呼びて。ゴギヤウといひし事。其徵とすべきものをばいまだ見ず。壒囊鈔には。五行とするしたる也。馬齒莧こゝには。スベリヒユといふもの。倭名鈔に一名五行草と見えたり。疑ふべくもあらず。菜菔は古よりヲホネとも。又鏡草などもいひし事は見えたれど。スヾシロといひし事は。是もいまだ其徵とすべきものを見ず。スヾシロとは。アザミをやいひぬらん。倭名鈔に。小兒剪髮之餘をスヾシロといふと見えたり。本草衍義によるに。薊は猶髻といふが如し。其花髻の如くなれば。此名ありと見えたり。アザミの花の小兒のスヾシロの如く也ければ。俗にまたかく名づけしなるべし。佛ノ座といふもの。臭蒿なりけむ事は知らず。一つに田平子といふもの也といふ如きはうけられず。壒囊鈔には。佛座田平子とならべ數へし說。二つまで見えし也。

已上菜蔬

東雅卷之十四

果蓏第十四

果コノミ　蓏クサクダモノ　舊事紀に素戔烏神。諸神に逐れ新羅ノ國を過て出雲國に至り給ひし時。其兒五十猛神天降りし時多に八十種の噉ふべき樹種をとりて。韓地には殖ずして盡く持歸りて。筑紫より始て大八洲國に殖播されしかば。此神をば有レ功之神とすと見えたり。其噉ふべき樹種といふ者は。卽後にコノミと呼びし所の物也。又日本紀に素戔烏神。大蛇を斬り給ひし時。衆菓をもて酒釀しめられしとも見えけり。コノミとは木實也。倭名鈔に說文漢書注等を引て。木上曰レ果。地上曰レ蓏。又有レ核曰レ果。無レ核曰レ蓏又木實曰レ菓。草實曰レ蓏。果は日本紀私記にコノミと云。俗にはクダモノといふ。蓏はクサクダモノといふ也と注したり。後の俗クダモノといひしは。卽樹種物といふ語の轉せしにて。又因りて草實をばクサクダモノともいひし也。

又爾雅蔣魴切韻等を引て。核者子中の骨也。サ子といふ。今按ずるに一名は人。醫家ノ書にいふ。桃人杏人等是也と注せり。サとは小也子とは根也。

桃モヽ　伊弉諾神。黃泉軍のために追れ。黃泉平坂の坂本に到りませし時。其坂本にある桃樹に立隱れて。桃子三箇を取りて。待チ擊ち給ひしかば。追ふもの悉に逃げ還れり。その助けまいらせし事を褒め給ひ。名を賜て意富迦牟豆美命と名つけられき。これ桃をもて鬼を避るの緣也。と舊事古事等の紀に見えたり。其賜ひし所の名。意富とは大也。迦牟とは神也。豆とは詞助也。美とは實也。其功の大なるを褒め給ひし所と見えたり。モヽといふ義の如きは不レ詳。されど大と云もまた多といふが如し。意富といふをもて。其名にかうふらしめられしによらば。其實の繁き者なるをいふに似てけり。古語に凡物の多き數には。モヽといひ。チといふ。モヽは卽百也。チは卽千也。漢人の說にも。桃の字木に从ひ兆に从ふ。其性易レ殖而子繁。十億曰レ兆。言ニ其多一也。など見えたり。又日本國有ニ金桃一。などいふ事見えたれど。此には是等のものはいまだ傳も聞

かず。述異記に見ゆ倭名鈔に辨色立成を引て。李桃をツバキモヽといふと注せり。ツバキとは樹名にして。日本紀に海石榴としるされしもの是也。其樹の實に。此桃子の似たれば。かくはいひし也。漢にしても其子の李の如くにして。光ありて油を塗るが如くなれば。李桃とも又は光桃とも油桃ともいふと見えたり。卽今俗にツバイモヽといふ也。ツバイとはツバキといふ語の轉じたる也。

倭名鈔に桃人一名桃奴。モヽノサネ。桃脂一名桃膠。モヽノヤニといふと見えたり。ヤニとはヤは彌也。ニとは黏するをいふ也。其黏する事甚しきをいふ也。

李スモヽ　スとは酸也。モヽとは桃也。其實酸にして多きをいふ也。倭名鈔に麥李は。麥秀時に熟す。故以名レ之。漢語抄にサモヽといふ。兼名苑注に。靑房は五月熟李也といふは。是也と注したり。サといふは早也。其熟する事の早き也。萬葉集抄に。古語に早をいひてサといふと見えし是也。

早苗をサナエといふも此義也。

杏カラモヽ　凡草木の名に。カラをもて呼ぶものは。其始め韓地より來りし所と見えあり。或は其似て非なるものを呼びて。カラといふ事。たとへば漢人の胡をもて物の名つけしに似たりと見えあり。今俗にアンズといふは。漢音をもて杏子の字を呼びし也。

楊梅ヤマモヽ　倭名鈔に爾雅注を引て。楊梅は。ヤマモヽ。狀似二苺子一赤色。味甜酸可レ食レ之。また七卷食經を引て。山櫻桃有二二種一。黑櫻子其名上に同じ。味甜美。可レ食レ之と注せり。ヤマモヽとは。其樹山谷の間に生じて。實又繁きをもてかくいひしと見えたり。

ヤマモヽといふものゝ如きは。杏李などの如くに。其狀の桃に似けるにもあらず。然るをモヽをもて呼ぶ事は。凡果のその肉。核を褁みて。核中に仁あるものを。皆モヽとはいひし也。爾雅に桃李醜核といふが如き是也。古の時物を名づけ呼びし。皆其類をもてせしと見えけり。

其注に引きし所を見るに。爾雅注の如きは。漢にいふ所の楊梅にして。此はヤマモヽといふものなる事疑ふべからず。七卷食經を引きて。黑櫻子其名上

に同じといふが如きは。疑なきにあらず。もし此說に據らむには。漢にして山櫻桃といふものに。山桃の字見えたれば。此にして其實の黑きものをも呼びて。ヤマモヽといふ也。其名は同じけれども。其物は異なる也。又和名鈔果部に。鸎實を載せて。俗にアウジチといふ。一つにウグヒスノキノミといふ。今按ずるに所ㇾ出未ㇾ詳と注し。又木部に本草を引て。櫻桃一名朱櫻。ハヽカ一つにニハザクラといふと注したり。漢人の說に據るに。櫻桃の實深紅なるを朱櫻といひて。朱櫻即鸎實なり。山櫻桃は櫻桃の類にして。其實は異なるもの丶山間に生じぬれば。かくなづけいひし也。これは又其名は同じからねども。其物は異ならず。或は名同じければ。異物をあはせてしるし。或は名異なれば。同物をわかちて。こゝかしこに出せり。されば後の疑なき事をもまぬかれず。其アウジチといふは。字の音をもて呼びし也。ウグヒスノキノミといふは。字の訓をもて呼びし也。ハヽカの義不ㇾ詳。

櫻桃を鶯桃とも含桃ともいふは。其實鶯鳥所ㇾ含なるが故と見えたり。詳なる事は爾雅禮記呂氏春秋等の注。陶隱居蘇頌等の說に見えたり。或人の說に。櫻桃は今俗にユスラといふもの。山櫻桃は俗にニハムメといふ也。今俗にニハザクラといふものは。郁李樹といふもの也といふ。其ユスラといふは。もと韓地の方言に出し也。即今朝鮮の俗に移徙樂としるして。ユスラといふもの是也。或人の說に依らむには。倭名鈔に櫻桃一名朱櫻は。ハヽカ一つにニハザクラといふと見えしもの。又疑はしき事ども也。櫻桃の字に依らんには。今俗にいふ所のユスラ也。ニハザクラといふ名に依らむには。即是郁李樹也。また古の時ハヽカといひしものも。同名にして。二物ありしと見えたり。其一つは順の所ㇾ謂櫻桃の一名也。其一つは。舊事古事本朝式等の書に見えし婆婆迦也。詳なる事は下の櫻の注に見えたり。

梅ウメ　義不ㇾ詳。熟實(ウミ)といふに似たり。ウとはウム也。メとは實といふ語の轉ぜし也。凡そ菓蓏の類。熟めるにあらざれば啗ふべからず。それが中。特に熟めるをもて佳とするものは。梅と瓜との二つ也。されば漢にしても。たゞ此二つをば熟梅熟瓜など

いひて。熟をもて稱し。我國之俗にも。ウメといひウツといひて。ウといふ語をもて呼びしものも。又此二つ也。萬葉集に烏梅の字を讀でウメといひしは。漢音を借りてしるせし也。烏梅はもとこれ青梅を採て。製り成せし藥名也。それを漢音を操りて呼ぶに。たまたま其音のウメといふが如くなれば。其字を借用ひたる也。烏梅の字によりてウメといふ名のありしにはあらず。

昔琉球國の人にあひて。其國の物産の事など尋ね問ふ事ありしに。彼國にはたゞ八重山といふ所にのみ梅樹ありて。年毎に花さきぬれど。實なりし事もなしといふ也。地氣の然らしむる又かかる事も有けり。

㮈 カラナシ　倭名鈔に㮈亦作レ柰ナイ一つにカラナシといふと注せり。ナイとは其字の音を呼びし也。カラナシといふも。其始韓地よりや傳ぬらむ。ナシとは柰子の字の音を呼びし也。此物林檎と一類にして二種也といふ也。林檎は倭名鈔にリウゴウといふ。字の音に因りて呼びし也。今の如きは。柰を呼びてリンキンといひ。林檎を呼びてリンゴといふ。共にこれ其音を轉じて呼ぶ也。リンゴといひしは。リウゴウの轉にて。卽是林檎の字音の轉也。

梨 ナシ　義不レ詳。倭名鈔に檎はヤマナシ山梨也と注せしは。ヤマナシとは山梨の字の訓をもて呼びし也。毛詩に檖といひ。疏に鹿梨一名鼠梨也といふもの是也。梨類も亦少からず。盡く擧べからず。棠梨海棠梨の如きも。又其類也。

我國之俗。ナシをもて呼ぶものゝ如きも。凡核脆くして酸澁。核中の子小圓なるもの共をいふ也。是等の事に依りて思ふに。古語に中をばナといひけり。其實味甘くして核中の酸きによりて。ナスといひしを。其語の轉じてナシといひしも知るべからず。備前國磐梨郡をばイハナスといひしと見えたり。

柹 カキ　倭名鈔に。說文兼名苑等を引て。柹はカキ赤實果也。鹿心柹はヤマガキ。柹之小而長也と注せり。カキの義不レ詳。萬葉集抄に古語にカといへるは赤之義也といふ事あり。其實赤くして。其葉も亦霜を經し後に紅なればカキとは赤き樹也といふな

るべし。ヤマガキとは山柹也。樆を山梨といふが如くなる也。

橘タチバナ　古事記に。允恭（垂仁の誤か）天皇の御世の末に。三宅連等之祖。名は多遲麻毛理を。常世ノ國に遣はして。登岐士玖能迦玖能木實を求めらる。其木實を採て。八矛に縵て還り來る間に。天皇崩じ給ひたりければ。四矛をば皇居に獻り。四矛を御陵に獻せて。叫ひ哭て死しけり。其木實は今橘といふもの也と見えしを。日本紀には其人の名を田道間守としるされ。非時香果の字を用ひ。讀でトキジクノカクノミとはせられたりけり。その常世國といひしもの不レ詳。後に橘をタチバナといひし義も不レ詳。舊事紀日本紀姓氏錄等に據るに。虎杖花をも古の時には。多遲花といひけり。さらばタチバナといひしもの。一名にして二物ありける也。（虎杖の事下に見えたり）倭名鈔にも橘讀でタチバナといひ。又本草を引て橘皮はタチバナノカハ。一名はキカハといふ。其色黄なる故也と注せり。

日本紀に。昔は新羅王子天日槍と云もの。但馬ノ國に來り留りて。其國ノ人の女を娶りて子をうむ。これを但馬諸助といふと見えたり。又姓氏錄には三宅連は。新羅國王子天日鉾命之後也と見えたり。さらば多遲麻毛理としるし。田道間守としるされしはすなはち。但馬ノ國人にして。天日槍が後なり。其世次の如きは。古事記日本紀等に詳也。常世國といひしは。古の耽羅國即今朝鮮の濟州をいふなるべし。今も彼地方にしては。此島にのみ柑橘を產しぬれば。これを以て國珍とはする也。韓地の如きは。田道間守が祖先の國也しかば。出し使せしめられし事と見えたり。我國之俗。凡海外の地をさしてトコヨの國といふ也。今の如きも。此遺俗ある也。燕雁の類はトコヨの國より來る也などいふ是也。倭名鈔に橘皮をば果蓏類と飮食の類とに幷載せたり。飮食ノ類に見えし所は。後の俗に柚皮を用ひて。カフトといひしが如き其遺俗也。カフトとは鴨頭也。其皮を薄ク切て煮汁に浮めぬるが。鴨の頭の水中に見ゆる如くなるをいふ也。又我國之俗に山橘といふものあり。藻鹽草に實の橘にあらねども。橘といふ也。紅にしてうつくしき色也といふ是なり。是は

遵生八牋・花譜・花鏡・群芳譜などに見えし平地木。今俗にヤブカウジなどいふものゝ類にして。眞橘にはあらず。

橙アヘタチバナ　倭名鈔に七卷食經を引て。橙はアヘタチバナ。似レ柚而小者也と注せり。アヘとは虀也。其實橘に似て其皮虀となして。食ふに香美なるをもて。かく名づけし也。舊說にはアヘとは。アマといふ詞の訛れる也ともいひ。又一說にはアヘタチバナとは。何をいふと明かに知る人なし。カラタチの一名也などもいふ也。一定の說ありとも見えず。

前說は顯昭の說に見えたり。其皮の甘くして。甚辛からざるをいふに似たり。されど唯古よりいひつぎし如くに。アヘといはむに若くべからず。金虀玉鱠といふも。此物を虀となせしをいふ也。唐人の詩にも。青魚雪落膾二橙虀一とは見えけり。後說は仙覺の說に見えたり。其說に諸書を引て。七卷食經には似レ柚而小といひ。釋名には似レ橘而大といふ。郭知玄は。子大皮黃皺といひ。博物志には。春夏秋冬或花或實といひ。淮南子には。橘樹至二江北一化爲レ橙とも見えたり。類聚名義抄には。或似レ柚而小といひ。或似レ橘而大といふはジヤケチの實。其形相似たる歟といへり。しかればアヘタチバナといふは。カラタチの一名なるべし。カラタチはジヤケチ也といひけり。已上の二說。幷にアヘといふは。虀たるの義を得ざるに依りて。竟に紛々の說ある也。我幼き比ほひに。大明の人にて此に來り留りし舜水朱子瑜といひし人の。此國にしてユズといふものを見て柚といふものにはあらず。此物は橙也といひしといふ也。其說の如きは。金璧事類などいふ書には合ひけり。されど又唐本草には今俗謂レ橙爲レ柚。非矣ともいひ。通雅にも李東璧本草に朱欒をもて柚とするは非レ是也なども見えたり。さらば彼にしても。橙と柚とは相混じぬる事とぞ見えたれ。又或人の說に。橙は今俗にダイダイといふもの也。其蔕に臺二つ重れるをもてかくいふ也。臺重らぬをばカブスといふ。其皮を乾して蚊を熏べぬれば。蚊の去るをもて此名ありといふ也。そのブスといひしは。我國之俗。凡そ毒物を呼びてブ

スといふ。ブスとは卽附子也。ダイダイといふ事は。其實最久しきに耐て。青黄交映し。新舊相續く事。たとへば人の世々相承るが如くなれば。ダイダイといふ也。ダイダイとは代々也。四五月の間に其實を摘み。皮を除き嚢を破り。肉を取りて砂糖に和して噉ふに。其味甘美也。上林賦に夏熟すといひ。博物志に春夏秋冬。或花或實といふが如し。亦是橙の屬にして。別に一物にてある也。

又カブスといふは。古にカブチといひし語の轉せし也。倭名鈔に狗櫞はカブチと注せしもの卽是也。カブチとは香緣也。狗櫞一つに香緣としるしぬれば。古俗其字の訓をもて呼びし也。

柑子カムジ　元正天皇御代に。播磨直弟兄(オトエ)。初賷二柑子一從二唐國一來。佐味朝臣虫麻呂。先殖二其種一。結レ子。といふ事。續日本紀に見えし。是我國に柑子ある事の始と見えたり。倭名鈔に馬琬食經を引て。柑子はカムシといふ也。カムシとは其字の音をもて呼びし也。今俗に呼びてカウジといふものとは見えず。今の如きは。古に橘子タチバナといひしものゝ類を總稱して。カウジといひて。柑子の字を用ひ。古に柑子カムシといひしものゝ類を。總稱してミカンといひ。蜜柑の字を用ゆる也。或人の說に。今俗にミカンといふものは橘子也。カウジといふものは包橘也。クチンボといふものは柑子也。といふ事あり。宋の韓彦直が橘譜に據るに。橘品十四。柑品も又八つありと見えたり。橘譜に遺れるものども。我見しに及びし書どもにしるせる猶少からず。我いまだ知らざる猶多からまし。我國に產する品の如き。盡くに見るに及ばざれども。今俗にカウジといひ。ミカンといふもの。其品も少からず。されど橘といひ柑といふ。其種もとより同じからねば。これをわかつに疑ふべくもあらず。包橘の如きは。もとこれ橘品の一つ也。古にタチバナといひ。今はカウジといふものゝ類也といはむはあしからず。ミカンといふものをもて。橘となし。クチンボといふものをもて。柑となすが如きは。我知れる所にあらず。」今俗にクチンボといふは。狗櫞木の字の音を呼びし也。クは狗杞の狗の如く。チンは因緣之緣の如く。ホは木瓜の木の如くに呼びぬるは。我方俗

の音也。但し漢にいふ所の狗櫞。我國の古時狗櫞讀でカフチといひしものにはあらず。漢に狗櫞といふもの今は。此にも其種子を得たり。

柚ユ　倭名鈔に柚一名は。櫾似レ橙而酢。幷にユといふ也。櫾椵は柚の屬。漢語抄に柚柑といふと注せり。ユとは柚の字の音をもて呼びし也。櫾椵二字を引合せてユカンといふにはあらず。爾雅に據るに。櫾一名は椵といふ也。柚屬にして。子の大さ盃の如く。皮厚二三寸。中は枳に似て食ふに味少しと見えたり。漢語抄にユカンといふは。柚と柑との二つを兼しものとする也。古時には佳果となせしと見えぬれど。即今ユカンといふものは味短きもの也。これも朱子瑜のいひしとて聞しは。此國にしていまだ柚といふものをば見ぬ也。柚といふものは。紅白の二種ありて。蔕の上にくびれし如くなる所ありて。其下よりして肉はある也といひて。其形を圖して見せし所をも見たりき。其圖せし如きは。蘇恭本草に壺柑といひしものに同じ。我國に柚といふものにも。彼圖せし所の如くにこそなけれど。其蔕の高く大きなるなきにしもあらず。又必其色をもてわかつべしとも思はれず。さきに黃蘗の僧悅峯の我許に來りし時。盤中の柑を指して。唐山の物の事を問ひしに。盤中の物此國の產にしては。其品勝れしもの也。されど形これよりは大きくして。其色又紅なる也。味の甘き事もこれに超たりと答へき。即今彼國の物の蜜に漬し糖に藏めしなど。此に來れるを見るに。誠に其言の如し。されど此國の產をもて柑にあらずとはいはず。此僧は彼杭州の人也とかいふ也。

凡草木の花實。其地方によりて形色の同じからざる。よのつねの事也。それが中。橘柚の類は。其性の變じ易きものなり。と見えて。橘踰レ淮而自變爲レ枳などいふ事もある也。其根を移して其種を殖るのみにあらず。彼枝をもて此樹にも接ぎぬ。其性又混ぜざる事をも得べからず。すべて橘柚柑橙相類して同じからず。漢唐より以來。異同之辯其說をなすこと。亦區々にして別れたり。我國の產の如きは。もとより彼國の種子をもて種得し所也。其形色の同じからざらむ怪しむべき

にもあらず。今の如きは。古に聞えしもの丶隱れもし。聞えざりしもの丶見えもするは。或は其性の旣に變じ。或は其名の旣に改れるなどもやあるらん。今に據りて。古を論ぜん事もたやすからず。まして異邦の言を引て。我國のもの丶微ともなし難き事なきにあらず。されど凡物には種といひ。類といふもの。自ら誣ふべからざる所ある事なり。是等の理をよくわきまへ知らむには。かの伯樂が馬を相せし牝牡驪黃之外に得しなどいふに同じき事こそありぬべけれ。此書の如きは。たゞ其名義を釋する事のため也。夫等の事を辯じ明らむべきためにはあらず。夫等の事を辯じ明らめむ事は。世自ら其人に乏しからず。されば强て其說を費さず。

榛子ハシバミ　倭名鈔に食經を引て。榛はハシバミ。榛栗也と注せり。萬葉集に榛ノ字をば。ハリともハギとも讀むと見えたり。又小木を呼びてシバといふ。古語にハシバといひしは。則ハリシバなり。榛樹の低く小しきにして。叢生しぬるをいひし也。ハシバミとはハシバの實をいふ也。日本紀に榛讀てハリといひ。倭名鈔に亦讀てハシといふ。卽今東國の俗にもハンの木などいふ也。小木をシバといふ。今は柴の字讀てシバといふ是也。或人の說に其木の葉。皺文多ければハシバミといふといへり。然るにはあらず。又萬葉集に榛の字ハギともナラとも讀む事は。其義未レ詳。

栗クリ　倭名鈔に兼名苑を引て。栗一名撰子。クリといふと見えたり。クリの義不レ詳。古語に石を呼びて。クリといひけり。應神天皇の御歌に。イクリといふ事の見えしを。日本紀釋にイは發語の詞。クリは石也といひ。萬葉集抄に。山陰道の俗。石をばクリといふ也と見えし。卽古の遺語と見えたり。蚌蛤を呼てハマグリといふも。其海濱にあるが石の如くなるをいひし也。栗をクリといふも。其苞の自裂けて實墜て。地にあるが石の如くなるをや云ひぬらん。其苞をば古にはスといひけり。スとは巢也。鳥巢の如くなるをいふ也。地名に栗栖(クルス)といふあるが如き是也。其刺をば倭名鈔に。栗刺俗にクリノイガといふと注せり。殼內の膜をば。倭名鈔に本草を

引て。栗扶はクリノシブ。今按ずるに其味澁之義也と注し。又杭子一名䴵栗。栗に相似て細小者。サヽグリといふと注したり。サヽとは其細小なるをいふ也。

イガといふはイは發語の詞也。ガはキといひ。ケといふ語の轉せしにて。尖鋭の義也。シブといふは。今俗にクリノシブカハといふ是也。又其苞の自ら開けぬるをヱムといふは。猶人の口を開きて笑むが如くなるをいふ也。倭名鈔には罅發の字讀てヱムといふ也。

椎子シヒ　舊事古事日本紀等に。神武天皇東征之初に。速吸門に至り給ひし時。其國神珍彦(ウツヒコ)に遇ひ給ひ椎檣(シヒサヲ)の末をさし渡して。御船に引入れて。乃名を賜りて。椎根津彦と名づけ給ひしと見えたれど。シヒといふ義は不レ詳。倭名鈔に本草を引て。椎子シヒといひけり。シヒとはシは下也ヒは實也。其實自ら墜て樹下にあるをいふに似たり。古語に落椎といひ。椎を拾ふなどいひしも此義也。日本紀萬葉集等に。下の字讀てシといひけり。

或人の說に椎をシヒといふは。其字音を轉じて呼びし也といふ。本朝開闢之始に。漢字の音を轉じて。此樹の名をシヒといふべしとも思はれず。

櫟イチヒ　**杼**トチ　倭名鈔菓蓏類に。崔禹錫食經爾雅注等を引て。櫟子はイチヒ。相似而大レ於二椎子一者也。櫟梂はイチヒノカサ。菓之自裹者也と注し。染色の類に。唐韻を引て。橡はツルバミ。櫟實也と注したり。さらば橡櫟もとこれ一物にして。其實の如きは。イチヒともツルバミともいふ二名ありし也。カサとは其形の笠に似たるをいふ也。又果蓏類に。爾雅集注を引て。栩一名杼。字與レ芧同。トチといふ。莊子狙公賦レ杼といふ是也と注したり。毛詩陸璣が疏に。唐風の苞栩を今柞櫟也。徐州人謂レ櫟爲レ杼。或謂レ之爲レ栩。其子爲レ皂。或言二皂斗一。其殼爲レ汁可二以染レ皂。今京洛及河內。言二杼汁一。謂レ櫟爲レ杼。五方通語也といひけり。さらば櫟といひ杼といふ。もとこれ一物也。倭名鈔に見えし所の如きは。櫟と杼とを分ち出して。其名も亦異なるこそ疑しけれ。されどまた陸璣が秦風の苞櫟の疏には。秦人謂二柞櫟一爲レ櫟。河內人謂二木蓼一爲レ櫟。椒榝の屬

也。其子房生爲㆑梂。木蓼子亦房生と見えしかば。彼にしても柞櫟といひ。木蓼といふもの。亦同じく櫟といひて。其子も又共に房生しけれど。其物は同じからず。

或人の説に栩はハヽソ也といふ也。倭名鈔には漢語抄を引て。柞亦讀てハヽソといふと見えたり。漢語抄の如きは栩は柞櫟也といふものゝ事をいひしなり。柞は自ら一物あり。詳なる事は下に見えたり。

橡樣栩櫟杼梠一物也などいふ説もあれど。雅通たとひ其方言の異なるありとも。相類して同じからぬ所ありぬればこそ。其名も各別れたるなれ。さらば此にしてイチヒといひ。ツルバミといひ。トチといふが如きも。古の俗わかちいひし故もあるべけれど。今の如きは其義隱れぬ。又近世より此かた笏に作るに。イチヰといひて。赤色なる木を用ひ。器を作るに。トチといひて。斑文ある木を用ゆるあり。倭名鈔には。唐韻を引て梂は木可㆑爲㆑笏也。漢語抄にサクノキといふと見えて。イチヒノ木也とは見えず。正字通に據るに。梂は樣字之僞。樣木櫟ノ屬。樣音象與㆑橡爲㆓一物㆒。と見えたれば卽是櫟讀てイチヒといふものゝ屬にして。李東璧が本草に。櫟有㆓二種㆒。一種其木心赤しといふものは。古にサクノキといひ。今はイチヰといふもの也。

漢語抄にサクノキといひしは。則柞櫟の柞の字音をもて呼しに似たり。

又一種其木高二三丈。堅實而重。有㆓斑文㆒點々。といふものは。古もトチといひ。今も亦トチといひて。器となして用ゆる所のもの是也。唯そのイチヒといひ。ツルバミといひ。トチといふが如きは。其義幷に不㆑詳。日本紀に赤檮讀てイチヒといふが如きは。その所㆑出また不㆑詳。

榧カヘ　倭名鈔に本草を引て。栢實一名榧子。カヘといふと注せり。倭名鈔に。樹名カヘといふもの二つ。榧也栢也。榧子の如きは。もと彼子被子等の名あれど。栢實をもて名とする事は不㆑詳。後の俗。榧子をば栢の字を用ひて。讀てカヤといひ。柏の字を讀む事は。もとの如くにしてカヘといふ。されど。栢亦作㆑柏とも。栢は柏の俗字ともいひぬれば。其字異なるにはあらず。唯其物をわかつべきため

に。字を用ゆる事又然りと見えたり。栢は下に詳なり。榧子カヘと云ひし義も詳ならず。

倭名鈔に引きし所の本草といふものは。和名本草にして。栢實は榧子也と注せしは。我國の方言を釋せし所也と見えたり。

榧子カヘといひし義も不レ詳。

胡桃クルミ　倭名鈔に七卷食經を引て。胡桃讀てクルミといふ。クルは吳也。ミは實也。吳國より來りし果實なるをいふと見えたり。倭名鈔に見えし地名に。吳桃讀てナグルミといふが如き是也。

本草圖經に。胡桃出二北土一。江表亦時有レ之。出二陳倉一者。薄皮多レ肌。出二陰平一者。大而皮肥。急捉則碎。といふものは卽今朝鮮より來れるもの丶如き是也。又嶺表錄に。南方有二山胡桃一。皮厚而大堅。多レ肉少レ穰。其殼甚厚。須二椎レ之方破一といふもの丶如きは。我國に產する所のもの丶如き也。さらば其初吳國より來りし所疑ふべからず。その山胡桃といふは。此にオニグルミといふものにして。又一種ヒメグルミといふものあれど。其皮薄きにはあらざる也。

棗ナツメ　倭名鈔に本草を引て。大棗。一名美棗。ナツメといふ。酸棗一名樲棗。サ子ブトといふ。大棗之中味酸者也と注せり。或人の說に。ナツメとは夏芽也。衆木の中。此木のみ夏に至りて。芽を生じぬるをいひしといふ也。サ子とは核也。フトは太也。

胡頹子グミ　倭名鈔に。胡頹子はグミ一つにモロナリといふ。本朝式用二諸生子三字一と見えたり。モロナリは。則諸生也。我國之俗。衆多をいひてモロといふ。其實の繁きをいふ也。グミの義不レ詳。

椋子ムク　倭名鈔に。椋子椋葉椋木等を分ちしるして。爾雅にいふ椋一名卽來。和名本草にムクといふと注したり。爾雅疏に據るに。葉似レ柿。子細圓。生青熟黑。其木堅重。煮汁赤色と見えて。本草に椋楊といふもの卽是也。されど其實を噉ふべしとも見えず只その葉をもて飢を救ふべき事は。救荒本草に見えたり。我國にしてムクといふものは。其實をもて果品となし。其葉をもて牙角を磨き。其木をもて刀劍の室（サヤ）となしつべし。今の如きは又其子を噉ふ事を聞かず。

今俗にムクエノキといふあり。エノキといふ樹

に似て別に一種也。其エノキに生せし實をエノミといひて採り食む事ある也。古にムクノミといふ。卽是なりしも知らず。

日本紀には椹の字讀でムクといふと注せられたり。椹は則桑椹。字亦與レ葚同。椹の字讀でムクといふべき義不レ詳。ムクといふ名の如きも。其義又不レ詳。

椹の字は舊事紀の神名。日本紀の人名に見えて。日本紀にムクと讀むべしと注せられたり。上古之俗に桑實をもムクといひしにや、いまだ不レ詳。或人の說に閩中記に加條葉可三用磨二犀角象牙一と見えしを引て。加條卽ムクノキ也といふなり。されど閩書に見えし所は。惠安志を引て。加條は吉鈎藤。一名は美龍藤といふものと。或卽一樹と見えて。其形狀も不レ詳。其しるせし所。藤生なるものに似たり。唯その牙角を磨くべしといふ文によりて。加條卽是我國のムクノキ也といはむ。信難き事なり。

瓜ウリ　義不レ詳。ウリとは其熟めるをいひしに似たり。梅の注を可二併考一。古事記にも小碓命。筑紫の熊曾が衣を取りて。劒をもて。其胸より刺通し。熟瓜の如く。振析而殺し給へりといふこと見えたり。

或說に俗に瓜をフリとしるす事よからずといふ也。古語にウといひフといふは。相通じていひけり。されば古事記にもフリサクといふ枕詞に。ウリの如くとはしるしたりけるなり。

熟瓜をば倭名鈔にはホソヂといひ。俗用二熟瓜二字一。或說極熟蔕落之義也と注し。又靑瓜アヲウリ。斑瓜マダラウリ。黃瓤キウリと注せり。其キウリといふものは。胡瓜の事をいふにはあらず。此等皆甜瓜の類。漢人のいひし果瓜也。又白瓜はシロウリ。冬瓜はカモウリ。胡瓜はソバウリ。俗にキウリといふと注せしは。白瓜は陳藏器がいふ所の越瓜にて。白冬瓜子を白瓜子といふものにはあらず冬瓜をカモウリといふは。カモとは殕也。皮の上白を生じて殕の如くなるをいひし也。胡瓜をソバウリといひしは其稜あるをいひて又キウリともいひしは其老て色黃なるに因れる也。漢にも亦一名を黃瓜ともいひけり。此等は漢人のいひし菜瓜也。又兼名苑を引て。寒瓜はカヅウリ至レ冬熟也と注したるは。永

嘉の襄瓜。李東壁本草に寒瓜といひし物ならむには。これも亦果瓜也。今に於ては。我國に是等の種ありとも聞えず。されど永嘉記に據るに。其寒瓜といふも。八月熟すと見えたれば。即今の晩瓜の如きをやいひぬらむ。亦別に此種もやありつらむ。カツウリといふ名を併せて不ㇾ詳。爾雅集註を引て。瓞(テツ)瓝(ハク)はタチフウリ。小瓜名也と注せしは。毛詩疏に據るに。瓜實近ㇾ本則小なるをいふ也。さらばいづれの瓜にもあれ。其本に近きが小しきなるをば。タチフウリといふべし。別に其種ありとは見えず。タチフといふ義もまた不ㇾ詳。

胡瓜をキウリといふ。或は其臭あるをいふ事。猶漢に胡瓜といふが如き歟。此俗臭をばキといふ。五辛菜を併せ考ふべし。

栝樓カラスウリ　倭名鈔に兼名苑注を引て。栝樓一名瓠瓡。カラスウリといふと注せり。毛詩爾雅本草等の注に依るに。栝樓は天瓜也。瓠瓡は爾雅の藈姑。一名王瓜也。即是二物也。兼名苑注。栝樓一名藈瓡といひしは。二物をもて一物とするに似たり。瓠瓡を呼びて。カラスウリとするは。此物一名老鴉瓜といふに因れる也。天瓜王瓜同じく是れ蔓生にして。其葉も又相似たれば。我國之俗共に呼でカラスウリといひしと見えたり。此物もと果蓏の類にあらざれども。名づけてウリといひぬればこゝに准ず。

老鴉瓜の名。始に本草圖經に見えて。李東壁が本草には。王瓜熟しぬれば色赤し。鴉喜食ㇾ之故。に此名ありと見えたり。

薁ムベ　薁は毛詩豳風に。六月食ㇾ薁と見えし是也。漢にしては蘡薁。一名は燕薁。山葡萄とも野葡萄ともいひて。此にしては。古時エビといひ後にムベといひ。今の俗にエビ葡萄とも。イヌエビとも。黒葡萄とも。野葡萄とも。山葡萄とも。其方言によりて呼ぶ所同じからず。古にエビといひしは。伊弉諾神の黒御鬘(クロミツラ)。葡萄(エビ)となりしといふ事。舊事紀古事記日本紀等に見えて。并に葡萄讀でエビといひし是也。後に至りてムベといひしは。則豳風の詩の薁の字。讀でムベといひし是也。倭名鈔蓏類に。郁子を載て讀でムベといひ。本草注に郁子一名棣といふを引けり。これは薁郁音同じければ。郁李一名注唐棣と

いふもの丶注の錯りて。薁子の注となりし也。もし郁李子の事ならんには。果實の類にこそあるべけれ。載せて瓜蔓の類となせしは。薁たる事疑ふべからず。エビといひ。ムベといふ。幷に義不ㇾ詳。萬葉集抄に。古語に赤色をエといひしと見えて。ヒといひミといふは。轉語也。エビとは猶赤實といふが如し。又古語にウメといひしを。後にはムベといふ。さらばムベとは即是エビの轉語也。異なる名とも見えず。

日本紀に諾讀でウメといふと注せられたり。また藻鹽草に。ムベとは宜也亦諾也と注せし則是也。

本草に據るに。郁李即唐棣也。其花は萬葉集大伴家持詠ニ唐棣花一歌に。ハチスと讀みしもの。日本紀に朱華此にハチスといふと注せられし是也。即今俗にニハザクラといふ也。但倭名鈔に櫻桃讀でニハザクラといひしものにはあらず。

萬葉集抄には。ハチス色とは。赤色なるべしと見えたり。日本紀に注せられし所に據るに。誠に然り。唐棣の名をハチスといひしには有るべからず。

葡萄エビカヅラノミ　倭名鈔に蜀都賦を引て。葡萄は漢語抄にエビカヅラノミといふと注せり。今の如きは。其字の音をもてブダウと呼ぶもの即是也。エビカヅラノミといひしは。初は燕薁を呼びてエビといひしに。後に此物を得るに及びて。其似たるに依りて。此物をもエビカヅラノミといひ。竟に燕薁をイヌエビなども分ちいひし也。又倭名鈔に紫葛讀でエビカヅラといふものは。別にこれ一物也。エビとはエは赤色をいふ。萬葉集抄に。エとは赤也といひし即是也。ビは實也 其實の赤色なるをいふ也。

倭名鈔に見えし所は。葛類に紫葛は本草にいふ。和名エビカヅラ。文選蜀都賦にいふ葡萄亂潰と。漢語抄に葡萄エビカヅラノミといふと注したり。其引く所の本草といふものは。和名本草也。又其しるせし所に依れば。葡萄は則紫葛の實をいふに似たり。諸家本草を按ずるに。紫葛は其苗葉或は蒲萄に似たりといひ。或は蘡薁に似たりといひて。別にこれ一物也。さらば此にしてエビ

といふもの。凡三つ。蘡薁也葡萄也紫葛也。然るに倭名鈔に蘡薁をば郁子となして。瓜蔓の類に合せて載せ。紫葛葡萄を一物の如くに注して。葛類に載せたり。前にも注せし如く。倭名鈔の例。凡物名同じきものをば。異物をも併せ注すといふは。是等の類なる也。

葍子アケビ　倭名鈔に。本草注崔禹錫食經倭名本草等を引て。葍藤一名烏覆。又附通子はアケビといひ。通草はアケビカヅラといふと見えたり。これ則木通附支。其實を燕覆と名づくるもの也。アケとは赤也。ビとは實也。實小木瓜の如くにして白き熟しぬれば。其内赤きをいふ也。

覆盆子イチゴ　倭名鈔に爾雅本草唐韻等を引て。覆盆子はイチゴ。今按覆宜レ作レ蕧と注せり。諸家の本草に據るに。蓬蘽は覆盆子といふものにて。日本紀に蓬蘽。此にイチムゴといふと注せられ。萬葉集の歌に。イチシといひし即是也。イチゴは即イチムゴ也。其義不レ詳。

李東璧本草に據るに。此類五種ありといふ。蓬蘽は此俗にフユイチゴといふ是也。覆盆子は此俗にツルイチゴといふ是也。莓は此俗にアシクダシといふ是也。懸鈎子は此俗にキイチゴといふ是也。蛇莓は此俗にもヘビイチゴといふ是也。それが中に懸鈎子のみ樹生にして。其他は蔓生也。或人の說に。イチゴといふは。イは發語の詞。チとは血也。コは子也。其子赤き事血の如くなるをいふといふ也。いかにやあるべき。草木の名イチといふものの如き。莔麻をイチビといひ。櫟子をイチヒといひ覆盆子をもイチゴといふ。莔麻櫟子の如き。血色に似たるの義とも見えず。

薢トコロ　倭名鈔に。崔禹錫食經の薢。兼名苑注の黃薢。幷に讀てトコロといひ。俗に用二⿱艹宅字一。漢語抄に用二野老字一。今按に所レ出並未レ詳と注せり。トコロといふ義不レ詳。我國之俗其名によりて⿱艹宅の字を創造りて。讀でトコロといふ。宅讀でヤドコロといふが故也。其根鬚多くして。老人の黃鬚なるを見るが如くなれば。野老の字を用ゆる事。猶海蝦の長鬚なるをもて。海老の字を用ひて。讀でヱビといふが如くなる也。

或人の說に。草薢はトコロ也といふ也。藻鹽草に

は。野老讀でトコロといひ。萆薢をばニドコロとも。オニドコロとも讀けり。唐本草にも。陶弘景が狗脊萆薢菝葜相類すといひしは。然るべからずなども見えたり。卽今俗のトコロといふものは。唐本草に。菝葜根作二塊結一黄赤色。といふものに似て。萆薢細長而白色也。といふものに似たりとは見えず。萆薢の葉のトコロといふものに似て。大なればニドコロとも。オニドコロともいひし名ありと見えたり。我國之俗。凡草卉の類。大なるを鬼といひ。小しきなるをば姫といふ也。菝葜の如きは。その根塊結をなして黄赤色硬鬚ありなど見えたれば。トコロといふものに似たる事は。似たれども。倭名鈔に本草を引て。菝葜はサルトリ一つにオホバラといふと見えたれば。是も亦トコロといふ物にはあらず。トコロといふものは。萆薢菝葜の類にして。別にこれ一物なれば。崔禹錫食經にも薢といひて。萆薢とはいはず。兼名苑注にも。黄薢といひしと見えたり。

菱子ヒシ　此物の名は。仁德天皇の御歌にも。すでに見えたれど。其義の如きは不レ詳。古語に刀をばヒといひけり。此物の實稜角ある事の刀に似たれば。此名ありけるにや。さらばシといひしは詞助也。魚を取る器に。ヒシといふもののあるは。此物に因りて名づけいひしと見えたり。

蓮子ハチスノミ　倭名鈔に爾雅注を引て。芙蓉又荷とす。其本は藕ハチスノハヒ。其莖は茄ハチスノクキ。其葉は蕸。亦作レ荷。其花は菡萏。其子は蓮。其中は菂。蓮は謂レ房也。菂は謂二蓮中子一蓮子はハチスノミと注したり。ハチスとは蜂巣也。其房の似たるをいひし也。ミは卽實也。

荷はハチスノハといひ。芙蕖菡萏はハチスノハナにして。既に開しを芙蕖といひ。いまだ舒ざるを菡萏といふ也。

倭名鈔果蓏類に載せし所。石榴ザクロ。枇杷ビハなどいふが如き。其字の音をもて呼びしものは。注するに及ばず。

已上果蓏

東雅巻之十五

草卉第十五

蘆葦アシ　天地開闢けし初に。形葦牙(アシガヒ)の如くにして。化(ナリ)出し神の名を可美葦牙彦舅神(ウマシアシカビヒコヂノ)と申せしと見え。また此國を葦原の國ともいひしと見えたれば。舊事古事日本紀等に我國にして凡そ物ノ名の聞えし。これより先なるはあらず。舊説に俗にはこれをヨシともいひ。また伊勢國にしては濱荻ともいふ也。と見えたり。藻鹽草に此事によりても古も今も。其地によりて物ノ名同じからぬ事をも知りぬべし。唯其アシといひヨシといふ義の如きは知るべからず。倭名鈔には爾雅注玉篇本草注等を引て。葭一名葦。一名蘆。アシ。蘆は葵也アシヅノ蘆之初生也。蒹葭は葦ノ花ノ名也と注せり。本草圖經に據るに。葭は卽蘆也。葦は卽蘆の成れるもの葵は。亂也或謂二之薍一薍は卽荻也。蘆之初生をいふにはあらず。詳なる事は下に見えたり。其花をば芀といひ。其萌の竹筍の如くなるをば。𦽚(チ)といふ太古之時にアシガヒといひ。後にアシヅノといひしもの卽是也。

荻ヲギ　倭名鈔に野王の說を引て。荻はヲキ。與レ亂相似而非二一種一と注せり。本草圖經の如きは。葵は亂似レ葦而小。中實。或謂二之薍一卽荻也。至レ秋堅成。乃これを萑といふ。蒹は似レ萑而細長。高數尺。其花其萌を呼ぶことは。葦も荻も相同じと見えたり。さらば亂と荻とは一物にして。葦とは別にこれ一物也。ヲギといひしは。スヽキに對し言ひし所と見えて。ヲとは大(ヲ)也。キといふは其芒(ノギ)あるをいひしと見えたり。卽今俗にはウミガヤなどいふ是也。蒹は卽今俗にスダレアシなどいふ也。

むかし日向の國人のいひし事を聞しに。彼國には猶今もウガヤといふもののある也。これは葺不合尊の御産屋をふきしもの也といひつぎぬといひけり。ウガヤといひ。ウミガヤといふ。其語相通じぬれば太古之時にウガヤといひし物は。荻也けむも知らず。

薄スヽキ　倭名鈔に。爾雅には草聚生を薄といふ。萬葉集歌に。花薄の字讀てハナズヽキといふと注

せり。其注せし所の如きは薄の字スヽキと讀む事然るべしと思へりとも見えねど。また正しくいづれの字を用ゆべしといふ事も見えず。陳藏器李東璧等の本草に據るに。芭爾雅に惡に作ると見えしは。此にしてスヽキといふもの也。一種莖短きを石芒といふと見えしは。此にシノヽヲズヽキなどいひし物に類して。其穗に出ぬるをば。ハナズヽキといひ。其花をばヲバナといふ也。スヽキとはヲギといふ名に對し言ふ也。スヽとは猶サヽといふが如し。其細くして細きをいふ也。キとは其葉の人を傷ふ事。鋒刄の如くなるをいふ也。ヲバナとは萬葉集に。麻花としるせり。絲などの亂たるやうなるをいふと。舊說には見えたり。

藻鹽草にスヽといひ。サヽといふ。其語の轉ぜしにて。其義同じ。たとへば雀をスヾメといひ。鷦鷯をサヾキといふ。共ニ是其小鳥なるをいふが如し。

萬葉集抄にミクサとはスヽキなり。眞草の義にてミクサといふべし。此集義讀之中。草花とかきてヲバナとよむ。是スヽキは眞の草なる故也。萬木千草多かりといへども。神祇を祠ひかざり祭るに。榊をミサカキといひ。スヽキをミクサといふべし。天照大神。天ノ磐戸にこもり給ひし時。野槌者採ニ五百箇野薦八十玉籤ーと云々。これによりて信濃諏訪明神のみさやまのかりに。花ズヽキを取て。ミヌサを奉るといふ是也と見えけり日本紀には野薦の字ノスヾとよむを。纂疏には薦は小竹之名と注せられたり。萬葉集抄の說によれば。スヽはスヽキ也纂疏之說によれば。スヾといふは猶小竹讀てサヽといふが如し。いづれか是なる事を知らず。

菅スゲ　茅チ　萱カヤ　倭名鈔に。菅はスゲ。茅はチ。萱はカヤといふと注せり。蘇頌圖經。李東璧本草等に據るに。彼にしては。茅といひ菅といふ。異なる物とも見えず。白茅は詩にいふ菅茅也とも。菅また茅類也とも。また茅に數種あり。夏花さくを茅とし。秋花さくを菅とすとも見えたり。此にして菅讀てスゲといふものも。茅の類。國語注に茅蒲と見え毛詩疏に臺草といふもの。一種此にして笠に縫ふもの。漢も亦然り一種莎といふものは。此にして

は山菅などいひて。蓑となせしものと見えたり。但し麥門冬讀てヤマスゲといふものとは。其名同じけれど。其物は同じからず。萬葉集抄にスゲとはスグ也。衆草は技葉ありて。をさなきよりをひしげるもあるに。菅はすぐにたてる物也といふ也。ただ其細く立てるをいふ事。芒をスヽキといふが如く也とぞ聞ゆる。チといひカヤといふ。義不レ詳。萱の字の如きも。倭名鈔に廣益玉篇を引て。草名也と注したれど。正しくカヤといふべき義も見えず。此字また他書には見る所もなし。日本紀に。草ノ祖草野姫としるされしは。舊事紀古事記に。鹿屋野姫と見えし所にして。並讀てカヤノヒメといふ也。さらば古の時にカヤといひしは。凡そ草を總言ひし言葉とこそ見えたれ。また彥波瀲武の御名の如きも。舊事紀日本紀には鸕鷀草讀てウガヤといふ。古事記には鵜葺草としるして。葺草二字引合て。讀てカヤといふと注したり。萬葉集の如きも。また刈草の字讀てカルカヤとはいひけり。また古の時にチといひしもの。卽今俗にチガヤといひ。またチバナともツバナともいひて。萬葉集に茅花としるせしは。彼にして茅針といふもの卽是也。

或人の説に茅をチといふは。其赤色なるが血の如くなるが故也といふ也。彥五瀨命。御手の血をあらひ給ひし海を。血沼といふ。後に茅渟海といふ是也。また神武天皇の兄宇迦斯を。斬給ひし地を。宇陀之血原といふとも見えしは。後に淺茅原などいふ事の如くにも聞えぬれば。かたがた其謂レあるに似たれども。血と茅と。其よぶ所の同じければ。血といふ名を嫌ひて。後に茅ノ字を用ひしも知るべからず。血によりて茅の名ありといふ事。其徵とすべき事は見えず。またカヤといふ事は。刈りて屋を葺く草なるをいふ也。ともいふ也。古事記に葺草の字をカヤと讀み。萬葉集に刈草をカルカヤと讀む事も見えたれば。これも其謂レあるに似たれど。草ノ祖をカヤノヒメといひしと見えし如きは。草といふものの初めて生じたらむ時に。既にそれを刈りて。屋葺く料となすべきをもて。カヤといふの神名あるべしとも思はれず。

酸漿 ホヽヅキ　舊事紀に八岐大蛇の眼如ニ赤酸醬一

と見え。日本紀もこれによられて。赤酸醤はアカカヾチといふと注せられたり。古事記にも赤加賀智としるして。赤加賀智といふは今の酸醤といふもの也と注し。又猿田彦神の眼の事をも。かくぞしるされたりける。太古之俗の。常語とこそ見えたれ。倭名鈔には兼名苑を引て。酸漿一名洛神珠。ホヽヅキと注せり。並に義不レ詳。

萬葉集抄に。カとは赤き也と見えたり。カヾとは其赤くして赤きをいひ。チとは其汁の血の如くなるをいひしなるべし。今も俗に蛇をよぶにカヾチといふ名あるは此事によれるなるべしホヽヅキとは。或人の説に。ホヽといふ蟲のつきぬる物なればかくいふ也。ホヽとは蝥也といふ也。

芄蘭カヾミ　倭名鈔に本草を引て。蘿摩草一名芄蘭はカヾミ。徐長卿はヒメカヾミ。白前はノカヾミ。白蘞はヤマカヾミと注したり。芄蘭白蘞共に藤生す。芄蘭は籬落之間に蔓延して。白蘞は山谷之間に生じぬれば。山カヾミといふ。白前は洲渚沙磧之上に蔓生して。芄蘭に似たる所あればノカヾミといひ。徐長卿は藤生にはあらねど。其子の蘿摩子に似て小しきなれば。ヒメカヾミといひし也。少彦名ノ神。天ノ羅摩(カヾミ)船に乗り給ひしとも。白蘞皮(カヾミ)をもて船とせられしとも見えて。並に讀てカヾミといひしは。即是等の物也。たゞ其カヾミといふ義は不レ詳。舊事紀には。兩說を併せしるされしを古事記には天之羅摩船としるし。日本紀には白蘞皮を船とすと見えたり。羅摩船とは其實をいひ。白蘞皮とは其根皮をいひしなるべし。共に其小しきなる事をかたどりいひし也。羅摩は今俗にチグサといふ也。莖葉共に皆白乳汁あるをいふ也。徐長卿は俗にフナハラといふ其義は知らず。

カヾチといひ。カヾミといふもの。並に太古の時に聞えし也。カヾチは赤き事。アカカヾチの如しと見えたれば。そのカヾといふは。赤くして赤きの義とも知らるゝ也。もし其例によらばカヾミとは。其實の赤くして赤きをいひし如くなれども。カヾミといふものゝ實。然るにもあらず。蘇頌本草によるに。白蘞の一種赤蘞といふは。花實功用皆白蘞と同じ但表裏倶ニ赤しと見えたり。されど此物によりてカヾミの名有べしとも思は

れず。凡そ古語の一例をもて推すべからざる。かかる事共多し。

茜アカネ　倭名鈔に兼名苑注を引て。茜はアカネ可ニ以染ニ緋色一と注せり。アカネとは赤根也。其根の赤色を染むべきをいふ也。

藍アヰ　倭名鈔に唐韻本草等を引て。藍はアヰ染色也。澱はアヰシル。木藍はツバキアヰ。蓼藍はタデアヰと注せり。アヰはアヲの轉語也。アヲとは青也。其根の青色を染むべきをいふ也。ツバキアヰとは。其葉の光れるをいふ也。（ツバキの義は桃の注に見ゆ）タデアヰとは。其葉の蓼に似たるにて萬葉集に辛藍（カラアヰ）また韓藍とるせしものこれなるべし。又萬葉集に鷄冠草讀てカラアヰといひしを、仙覺の抄には。類聚古集を引て、鴨頭草又作ニ雞冠草一。依ニ此義一者、可レ和ニ月草一歟と見えたり、されど舊讀て鷄冠草をカラアヰといひしかば、是又一説と見えたり。

カラアヰとは其葉の蓼に似たれば、辛藍といひしにや。また韓藍ともしるしたるは、此物もと韓地より出しにや不レ詳、

紅藍クレノアヰ　倭名鈔に辨色立成を引て、紅藍呉藍並にクレノアヰといふ、本朝式には紅花の字を用ゆ、俗亦用レ之と注せり、クレとは卽呉（クレ）也、アヰは卽藍（アイ）也。萬葉集に。呉藍讀てクレナヰといふは。其語の轉ぜし也。但し漢に呉藍といひしものは。藍の類にして。紅藍をいふにはあらず。此に呉藍といふは。其始呉國より來りしが故也。卽今俗にはベニノハナといふ也。（ベニは前注に見えたり）

紫草ムラサキ　倭名鈔に本草兼名苑等を引て。紫草はムラサキと注せり義不レ詳。

舊説にムラサキとは。ムは高き義也。ラは赤き義也。と見えて。朝服に此色をもて其品高しとするなどいふ也。此草の名もし冠服の品定まれりし後に名づけいひたらむには。さもこそあらめ。さらずば夫等の義なるべしとも思はれず。古にムラサキといひし色は。今いふ所の如くにはあらず。もし今の色の如くならむには。朱（アケ）を奪ふなどいふべきものにもあらず。今いふ所の紫といふものは。宋の代より出來りし油紫といふ色にてある也。

黄草カイナ　倭名鈔染色類に辨色立成を引て。黄

草はカイナ。本朝式には刈安草といふと注し。又草木部に。本草を引て藎草はカキナ。一つにアシキといふと注したり。其字其名並に異に。其注せし所も詳ならねば。黄草藎草一物也とも見えず。されど別錄呉普本草唐本草嘉祐本草等に據るに。藎草は毛詩衛風の菉竹。爾雅に菉は王芻也といふもの。一名は黄草。可ニ以染ニ黄色一と見えし物也。さらばカイナといひ。カキナといふも。たゞ其語の轉せしにて。異なる物にもあらず。刈り採るべきものなるをいひしかば。また刈安草ともいひけり。アシキとは其蘆の如く蘭の如くなるの義と見えたり。

此草また盭草ともいふ也。唐韻に綟は緑色。通作レ盭。漢書晉灼注に草染レ緑と見え。增韻には綟與レ戾同など見え。また我國の方語にモヂといふには。戾の字を用ひ來りたりけり。むかし陸奥の國信夫郡より出せるシノブズリ。たまシノブモヂズリなどいひしもの丶事。其モヂといふ義の如き。詳なる事をば知らず。唐韻增韻等の說によりぬれば。草をもて染しをいひしと見えたり。さらば其シノブズリといひしは。彼郡にして此草をもて摺しもの丶緑にして黄なる色のあひまじはりぬるを。忍ぶの亂れなどいひしに似たり。

鴨頭草ツキクサ　倭名鈔に楊氏漢語抄を引て。鴨頭草はツキクサ辨色立成には押赤草の字を用ゆと注せり。ツキクサとは萬葉集抄に月草とは露草也。よろづの花は。朝日影にあたりてこそさくに。此花は月影にあたりてさけば。月草といふといへりと見え。又類聚古集を引て。鴨頭草又作ニ鷄冠草一と見えたり。卽今俗にツユクサといふ卽是也。

此物漢にしては鴨跖草といふ也。辨色立成に押赤草としるせしと見えしは。鴨跖の字の音を訛りて。押赤に作れるに似たり。たとへば楊氏漢語抄の鹿尾菜。辨色立成に六味菜としるせし事の如し。又これによりて思ふに。楊氏鴨頭草に作れりと見えしも。もとこれ鴨跖としるせしを。後に訛寫して鴨頭となせしも知るべからず。されど又鴨頭といふは。其花色の緑なるをいひしに似たり。鴨跖といふ事。其義も詳ならず。鴨跖は古本草にも見えず。宋の嘉祐中に至りて補注せし所なり。救荒本草に一名倭青草といふとも見え

けり。是等の事につきて。疑はしき事どもあれど。此にしてツキクサといふ義にもあづからず。其說また長ければ敢て其言をつくさず。

虎杖イタドリ　倭名鈔に本草疏を引て。虎杖はイタドリといふと注したり。反正天皇。初淡路宮に生れ給ひし時。瑞井(ミツギ)を汲て洗まいらせしに。多遲花(タヂハナ)落て井中にありしによりて。御名を多遲比瑞齒別(タヂヒミツハワケノ)尊(ミコト)と申す。多遲は今虎杖(イタドリ)也と舊事紀日本紀等に見え。其事亦詳に姓氏錄にも見えたり。さらば古にはタチといひしを。後にイタドリといひし也。其義の如きは並に不ㇾ詳。

車前子ヲホバコ　倭名鈔に本草を引て。車前子一名芣苡。ヲホバコといふと注せり。ヲホバコとは大(オホ)葉子(バコ)なり。日本紀に大葉子と見えしもの。卽是也。

菴䕡子ハヽコ　倭名鈔に本草を引て。菴䕡子はハハコと注せり。文德實錄に見えし。母子草(ハヽコグサ)といふものとは。一名にして二物也。母子草は鼠麴草。また鼠耳子などともいひ。古の時には三月三日に餅となせしもの也(前の餅の注に詳なり)また白蒿をも今俗にカハラハヽコグサといふ也。ハヽコといふ義不ㇾ詳。

李東璧本草に據るに。鼠麴をば唐宋諸家不ㇾ知と見えたり。倭名鈔に見えし草木類。多くは唐代より先の本草によりて。記せしと見えたれば。鼠麴の如きはもらせる也。又ハヽコといふ事。貝母をもハヽクリといひけり。倭名鈔には。陶隱居本草注を引て。其形似ㇾ聚ㇾ貝。故以名ㇾ之と見えたり。さらば。クリといふは。猶蚌蛤をハマグリといふが如く。其形の貝に似たるをいふ也。ハヽとは母也。柞櫟をもハヽソといひけり。ハヽコハヽソの如き母の義あるべしとも思はれず。唯其葉の重れるをいふに似たれど。未だ詳なる事を知らず。

蘭フヂバカマ　倭名鈔に和名本草を引て。蘭はフヂバカマ。萬葉集。別用二藤袴字一と注せり。漢にして古の時。蘭といひしものは。卽此にてフヂバカマといふもの也。今俗に蘭字の音をもて呼び。ランといふものは。漢にして蘭花といひて。蘭草とは異なる物也。其說の如きは。李東璧本草に詳に見えたり。フヂバカマといふ義不ㇾ詳。其花淡紫色。此に藤といふ色に似て。其瓣の筒をなせしが袴に似たる所あれば(猶俗に葉の袴などいふあるが如し)藤袴とはいひしなるべし。ま

た陶隱居本草注を引て。澤蘭はサハアラヽギ。一つにアカマグサといふと注せしは。李東璧本草に據るに。蘭草と一類にして。下濕水旁に生じぬれば。此名ある也。蘭の字讀てアラヽギといふも。亦アカマグサといふも。並に義不ㇾ詳。

凡そ遠きを貴み。近きを厭ひぬるは。つねの情也けり。されど我國の古よりいひつぎし所の如き。漢人の說に合ひがたき事もあるをば。世の人多くは。これをすてヽ彼を取るべしなどいふめり。蘭の如きは毛詩騷經に見えしより始て。彼國にしても。其名あらはれ聞へしものなれど。後には其物さだかならぬ事の如くにもなりけり。我國にしては。疑ふべき所もなくてぞありける。さらば我國の古よりいひつぎし所。悉〻皆疑ふべき事にしもあらず。

菊キク　倭名鈔に本草を引て。菊はカハラヨモギ。一つにカハラヲハギ。俗には本音の如くに呼ぶと注せり。卽今キクといふもの是也。其注せし所の如きは。古にはカハラヨモギとも。カハラヲハギともいひしを。後の俗。字の音によりてキクとはいひし也。されど歌の詞などには。皆〱キクとのみ讀たれば。古言の俗なる。後の代の雅言とはなれる也。かヽる例少からず。紫菀の如きも。ノシといふ。俗にはシヲニといふと見えたれど。後にはたヾシヲニとこそいふなれ。桔梗の如きも。アリノヒフキといふと見えたれど。後にはキキヤウといひ。龍膽の如きも。エヤミグサ。一つにニガナといふと見えたれど。後にはリウタンといひしを亦後にはリンダウなどもいふ也。これら其字の音を轉じて呼びし所にて。芭蕉の如きは倭名鈔にもバセヲハといふと注せしかば。是又其字の音をもて呼びし也。

古の時には菊の字を讀てクヽといひけり。舊事紀にクヽリヒメといふ神の名を。菊理媛とするされ。倭名鈔にクヽチといふ地の名の。菊池と見えしが如き是也。されば倭名鈔には。當時の音によりて。キクといふをもて。本音とはいひし也。カハラとは川上をいふ也。ヨモギといひ。ヲハギといふが如きは。艾蕭の類なるをいふ也。白蒿一つにカハラヨモギといひぬれど。此物には異也。紫菀桔梗の名の如き不ㇾ詳。龍膽をニガナといひ

しは。其味の甚苦(ダ)きをいふ也。宋の劉蒙が菊譜に。新羅一名玉梅。一名倭菊。といふもの見えたり。これは其初我國より傳たりし白菊なる也。されば一名を倭菊といふ也。其名を新羅といふは。新羅國の義にはあらず。我國之語に白をシラといふを。彼國の字の音をもてしるしたる也。此餘彼にして倭をもて呼びしものども。多くは我國より傳へたりし所なり。前にも注せし鴨跖一名倭青草といふものも。其初我國染色之方を傳へて。鴨頭押赤等の名あるによりて。竟に鴨跖といふ名も出來しも知るべからず。

蓬ヨモギ　倭名鈔に兼名苑本草等を引て。蓬一名華ヨモギ。艾一名鼈草と注せり。これも其名相同じきによりて併(セ)注したる也。蓬と艾と一物にはあらず。蓬は詩の集傳に其華柳絮の如くにして。聚而飛如ニ亂髮ノ一といふもの。卽此にて苗葉は嬰麥の如くにして。花形菊花のいまだ開かざるが如くにして。展盡(ノベツクス)しぬれば。柳絮の如く飛ぶ也。艾は卽今俗にモグサといふもの是也。ヨモギといふ義不レ詳。モグサとは燃草(モエクサ)也。萬葉集抄にモといふはモユル詞也。ヨモギをモグサといふが如しといふ卽是也。また倭名鈔に茵陳蒿をヒキヨモギといひ。馬先蒿をもまたヒキヨモギといひ。白蒿一名は蘩。一名は蘩蒿シロヨモギとも。カハラヨモギともいひ。菊をもまたカハラヨモギといふと見えたり。これら皆蒿の類なれば。ヨモギといひしと見えたり。ヒキといふ義不レ詳。シロとは其色をもて呼ぶ也。カハラの義は菊の注に見えたり。是等もまた一名にして二物なる者とも也。

ヒキをもてよびし物ども猶あり。細辛をミラノ子グサとも。ヒキノヒタヒグサともいひ。蕪荑をヒキザクラといふ也。並に其義不レ詳。

萩ハギ　倭名鈔に爾雅注を引て。萩一名蕭。此にハギといふ。今按ずるに牧名(マキノナ)用ニ萩ノ字ヲ一。萩倉(ハギクラ)是也。辨色立成萬葉集等には。茅の字を用ひ。國史には芳宜草の字を用ひ楊氏漢語抄には又鹿鳴草の字を用ゆ。並に本文未レ詳と見えたり。此說ノ一たび出しより。後猶今に至りて。萩の字をもてハギとなして。其他の字をば用ゆるに及ばず。ハギといふ義の如

きは不ㇾ詳。

古の時に。ハギといふもの丶名をしるせし所の字。倭名鈔に見えしが如し。萬葉集には榛の字をも讀てハギといひ。紫草の字讀てアキハギともいひけり。順の說出しより。竟に萩の字讀てハギとなして其餘は用ゆるに及ばず。然るに近世以來漢地より來れる印本の爾雅をはじめて。韻書等に至るまで。蕭萩の萩。皆々荻に作りてければ。世の人疑ふ事になりたり。我弱冠の比也けり。壬戌の秋。朝鮮の聘使來れる時。館中にゆく事ありしに。其日は水戸相公の許より。人して此土に生ふる草木菜蔬等多くもたせて。其學士醫官などいふ者共に。其名を問はしめらる。彼等一行の從人等めし集めて。それらにも見せて。後に名を題して出す。これは彼國八道の產もひとしからず。其方言も異なるが故と見えたり。興ある事に思ひたれば。そこを立さらで見居たる程に。彼等はハギを見て。杻の字を。題し出せしに及びて。相公の使なるもの丶。尋ね問ふ事どもありて。其問對に時を移す。成琬と聞えし學士。筆執りて分明是杻としるして。其詞竟に屈せざりけり。彼國の書には。杻燭といふものも見えけり。其杻といふが如きは。方言と見えたれど。爾雅の疏に蕭は可ㇾ造ㇾ燭といふ事に似たる所なきにもあらず。其後廖文英が正字通。此に傳へ來りしに。これには爾雅を引て蕭萩とぞしるしたりける。我師なりし人の。それを見て順の注せし所あやまらざりけり。是は古時の善本に據りしが故也。廖氏も又善本を得しと見えけり。これも其書の名にそむかざりけり。他本は皆々訛を傳へしなるべしとの給ひたりき。陸璣が疏には。萩蒿或曰二牛尾蒿一と見え。鄭夾際が疏には。卽靑蒿也。或云牛尾蒿。今藥家謂二之靑葙子一。など見えて。一定の說ありとも見えねば。又此事をもて。亡友也ける若水稻義に正しけるに。牛尾蒿靑葙子の如きは。此にハギといふものには異也。農政全書に見えし胡枝子といふもの。ハギといふもの也。といひけり。誠に胡枝子をしるせし所の如きは。此にいふハギの如くにぞありける。陸璣が或曰二牛尾蒿一といひしも。卽是古に萩といふものなりと

いひしにもあらず。鄭夾際が如きは。陸璣は牛尾蒿の説によりて。また青葙子の説をも附會せたれば。是等の説の如き。正しく古の時。萩といひしもの。知れるにはあらず。我國にして古より此かた。ハギといひにし物。則彼にしても古の時には。蕭とも萩ともいひて。今は其俗に胡枝子といふものなるべし。萩の字讀てハギとなす事の如き。世既に久しくなりて。これもまた我國の方言ともなりにけり。其字用ひん事あしかるべしとも思はれず楊氏が鹿鳴草といひしは。小雅呦鹿の詩に據りたりし也。

又倭名鈔に七卷食經崔禹錫食經等を引て。薺菜一名莪蒿。ヲハギ狀如二艾草一而香。作レ羹食レ之と注せしは。ヲは大也ハギに似て高きをいふ也。鼠尾草ミソハギといふと注せしは。其花ハギに似て細密なるをいふ也。古語に密なるをばミソカといふ也。

著メド　倭名鈔に蘇敬本草注を引て。著はメド。以二其蘂ヲ一爲レ筮者也と注したり。メドの義不レ詳。古にメドといひしもの如何にやありけむ。これも亦不レ詳。今の俗メドをもて呼ぶものは三種ある也。メドハギといふは。酉陽雜俎に。合歡草。狀如レ著といふもの也。メドギといふは。陳藏器本草に。見えし小槳也又一種メドギといふは。李東璧本草に見えし。齊頭蒿也。是等ハギといひ。キといへば眞の著也とは見えず。

此事をも亡友若水に正せしに。著といふもの不レ詳。これを尋ね試る事。三十餘年にして。求め得しといひて。其種子をわかち贈りしを我許にも種えたり。其説殊に長ければ。こゝに注せず。

瞿麥ナデシコ　倭名鈔に本草を引て。瞿麥一名大蘭。ナデシコ一つにトコナツといふと注せり。萬葉集には石竹讀てナデシコといひけり。瞿麥又石竹の名あるが故也。今の如きは。田野に生ずる者をナデシコといひて瞿麥の字を用ひ。人家栽るものをば。石竹の字を用ひて。其字の音をもて呼ぶ也。古にも石竹をば又ヤマトナデシコなどいひけり。ナデシコといふ義不レ詳。トコナツとは其花の開く事。春より秋に至て常に夏の如くなるをいふ也。藻鹽草にトコナツ萬葉集に四時美とかけり。夏秋は歌によむ。春冬はいまだよまずと見えた

り。されど霜さゆる朝のはらの冬枯に一はなさけるやまとなでしこといふ歌の如きは。冬に讀しと見えたり。又藻鹽草にから國にありける事はいざしらずあつまのおくにおふるいしたけといふ歌を釋して。むかし勇士名は鳥田の時主といふもの丶。石を射ける矢ぬけずして花さきぬ。此花なでしこ也と見えたり。これ我俗に石竹をヤマトナデシコといふ縁也と見えけり。

女郎花ヲミナベシ　倭名鈔に新撰萬葉集を引て。女郎花。倭歌云。女倍芝(ヲミナベシ)。今按花如二蒸粟(セル)一也。所レ出未レ詳。と注せり義不レ詳。

萬葉集に見えし所は。女郎花のみにあらず。美妾・姫押娘子部四・佳人部爲・美人部師・等の字をも用ひたり。壒嚢抄に靈鬼志を引て菊を女郎花といふ事は。本據ありといひけり。されど古今集の序にをみなべしの一時くねるといふ事を。ふるく釋せしに。むかし小野頼風といふもの丶八幡に住みて。京なる女と互にゆきかよひしに。其女頼風を恨むる事ありて。川に身を投げて死しけり。死せし時にぬぎ置きし山吹がさねの衣の。土に朽ちて此花さき出たりけりといふ事あり。此事また靈鬼志に見えし何文が女の塚に。菊花を生ぜしといふに似たりし事なれば。女郎花の字借用ひて。ヲミナベシといはむ。誠にしかるべし。粧樓記に木蘭を女郎花といひしは。只其艶なる事を比せしとのみ見えたり。又江談に花色如二蒸粟一といひし事を。文選を引て。蒸粟に作るべしといひしも。又誠に然也。されど此花の如きは。蒸粟にこそよく似てけれ。漢にしていかにいひしものにやあるらむ。似たるものどもあれど。それとおぼしき物の事いまだ見ず。

牽牛子アサガホ　倭名鈔に牽牛子は。アサガホといふと注せり。アサガホとは朝に咲ク花也といふ卽是也。瓠瓜花をユフガホといふも。アサガホに對し言ひし名にて。其花の夕に咲くをいひ。又これによりて旋花をばヒルガホともいふなり。又俗にケニコシといひしは。牽牛子の音を轉じ呼びしなり。（牛讀む事午の字の如くなるは前に注す）槿また讀てアサガホといひしは。是も一名にして其物は異なる也。卽今ムクゲともキバチスともいふもの此也。ムクゲとは木槿の字

の音を轉じて呼ぶ也。キバチスとは其花の木芙蓉に似たれば也。亦今俗にテウセンアサシガホといふは。曼陀羅花也。初朝鮮より得來りしにや詳なる事を知らず。

牡丹フカミグサ　倭名鈔に本草を引て。牡丹一名は鹿韮フカミグサと注せり。義不レ詳。

古歌には色深みなどいひつゞけたれど。これらは其名に依りていひし所なれば。初名づけいひし義。かゝるべしとも思はれず。

人參カノニゲグサ　倭名鈔に本草を引て。人參一名神草。カノニゲグサ一名クマノキと注せり。舊説に人參は鹿の好み食ふ草也。故に鹿齧草(カノニゲクサ)といふ也と見えたり。壒嚢抄に鹿はよく良藥を別つといふ事あれば。我國の昔ノ人試みし所ありてかく名づけいひしと見えたり。ニゲとは獸の食みし物を。噬(カミ)反して嚙むをいふ。俗に牛のニレカムなどいふこれ也。倭名鈔に爾雅集注を引て獸呑レ芻(マグサ)噬反出而嚼。牛曰レ齝。羊曰レ䶩。麋鹿曰レ齸皆讀てニゲカムといふと注せし即此也。クマノキといひし義不レ詳。前に注せしことの如くに。神讀てクマといふなり。人參一名神草といへば。この名あるにや。また其味の苦を帶びしが熊膽の如くなるをいひしにや。

獨活ウド　倭名鈔に本草を引て。獨活一名獨搖草。ウド一つにツチダラといふ。並に不レ詳。そのツチダラといふもの。タラノ木といふものゝ葉に似たるが故に。かくいひしにや。猶不レ詳。

葛クズカヅラ　倭名鈔に蘇敬本草注を引て。葛穀一名鹿豆。クズカヅラノミ。葛瓸はクヅカヅラノ子といふと注したり。クズの義不レ詳。凡そ蔓生の物をカヅラといひ。ツヾラといふ如きも亦不レ詳。

カヅラとは。古語に詞の上の助にカといふ事あり。ツラとはツルといふ詞の轉也。ツルとは卽蔓(ツル)也。萬葉集抄に。ツとはツヾクといふ詞也。ツヾといふもツヾク義也と見えたり。さらばツルといふも。ツラといふも。ツヾラといふも。並にツヾクといふの義也。舊事古事日本紀等に。伊弉諾ノ神の黑鬘のエビカヅラと化りしといふ事見えたれば。葛をカヅラといふも是等の縁にやありけむ。さらばカといふはカミの謂也。カミ

は卽髮(カミ)也。また葛讀てカヅラといひしは古訓と見えたり。日本紀に神武天皇葛ノ網を結びて。土蜘蛛を殺し給ひしなどいふが如き。葛の字讀てカヅラといひし也。亦讀てクズといふは。細屑の義にて。其根を紛となして噉ふに依りて。此名ありしと見えたり。

藤フヂ　倭名鈔に爾雅注を引て。藟はフヂ藤也。本草の藟莢カハラフヂ。此俗に蛇結(ヘビムスビ)といふと注せり。並に不ㇾ詳。

フヂとはフシといふ語の轉ぜし也。凡藤生の物に節(フシ)あるをいふなるべし。鞭をブチといふも。古には藤を鞭となせしと見えたり。藤鞭(フヂブチ)といふ卽此也藤といひ鞭といふ其詞を轉じて呼びしと見えたり。

蘿ヒカゲ　倭名鈔に唐韻を引て。蘿は女蘿也。日本紀私記にヒカゲといふと注せり。(ヒカゲは前の木綿の注に附す)又辨要決を引て。松蘿一名女蘿マツノコケ一つにサルヲガセと注せり。今も俗にサルノヲガセといふ物此也。

サルは猿也。ヲガセとは機絲也。山谷之間に生じて絲の如くなるをいふ也。

舊事紀古事記及び萬葉集には。蘿ノ字讀てコケといふ。コケは下に見えたり。

絡石ツタ　倭名鈔に本草を引て。絡石一名領石。ツタといふと注せり。萬葉集抄には。イハヅナといひしはツタ也と釋せり。イハヅナは岩綱(イハヅナ)也。猶絡石といふが如し。ツタの義不ㇾ詳。

ツタとは猶ツタフといふが如し。ツタフとは又ツタハフといふが如し。並に蔓延の義と見えたり。

劇草カキツバタ　倭名鈔に蘇敬本草注を引て。劇草一名馬藺。カキツバタといふと注せり。萬葉集には。垣ッ旗又垣津幡などの字を用ひて。カキツバタといひけり。後の人又杜若の字。讀てカキツバタといふ也。卽今俗にバリンといひ。カキツバタといふものは。相似て同じからず。今いふ所のバリンは。卽馬藺也。カキツバタは卽今紫羅欄、俗名墻頭草。一名は高良薑といふ此也。カキツバタといひしは。其花の垣下に。さきたつるをいひし名とこそ聞ゆれ。

本草圖經に據るに。馬蘭子は葉似レ薤而長厚。三月開ニ紫碧花ー。五月結レ實作ニ角子ー。江東頗多。種レ於ニ庭階ー。呼爲ニ早蒲ーと見えたり。補筆談通雅等の書に據るに。杜若卽高良薑也。楚地山中時有レ之大者曰ニ高良薑ー。細者爲ニ杜若ー。唐時陝州貢レ之。と見えたり。また花鏡には。紫羅欄俗名墻頭草。一名高良薑。葉似ニ蝴蝶ー。而更潤嫩。四月中發レ花。青蓮色。葉瓣亦類ニ蝴蝶花ー。大而起レ臺。紫翠奪レ目可レ愛と見えたり。彼是を併せ見れば。我國の古にありては。今の如くに。カキツバタリンなど分ちいふにも及ばず。すべてカキツバタといひしを。倭名鈔には馬藺をもてカキツバタとなし。世の人また杜若をもて。カキツバタといひしによりて。後に倭名鈔にいふ所のものをば。其字の音によりてバリンなど分ち呼びし也。杜若卽高良薑。紫羅欄一名高良薑。などいふ說によらむには。我國にして杜若の字を用ひて。カキツバタと讀し。非也ともいふべからず。近き比ほひ。或人漳州府志海澄縣志等に據りて。溪蠻叢笑に見えし燕子花。此にいふ所のカキツバタ也といふ也。紫花全似ニ燕子ーなどいふは。似たる事は似たれど。叢笑には生レ於レ藤也とも見えて。また正しく其物をも見ねば。如何にとも思ひ分かず。

又倭名鈔に本草を引て。由跋カキツバナといふと注せり。陳延之小品方に據るに。東海鳶頭。卽由跋とも見えたり。鳶頭は卽是鳶尾草。今俗にイチハツといふもの也。これも又カキツバタといふ物に似たるによりて。此名ありしなるべし。（鳶尾は下に見えたり）

射干カラスアフギ　倭名鈔に本草を引て。射干一名は烏扇。カラスアフギといふと注せり。カラスアフギとは烏扇の字の訓をもて呼びし也。今俗にヒアフギといふは。檜扇を開くに似たるをいふなるべし。又俗にシャガといふ物は蝴蝶花也。花史花鏡等に蝴蝶花類ニ射干ーといふ也。

シャガといふ義不レ詳。萬葉集抄にシャガとは。ソレカといふ詞也と見えたり。此花のカキツバタハナアヤメなどいふものに似たれば。かくいひしも知らず。又俗にカラスアフギをば。烏扇となし。此物をば射干の字の音を轉じて。シャカといひしも知るべからず。

鳶尾コヤスグサ　倭名鈔に。鳶尾一名烏園。コヤスグサといふと注したり。義不レ詳。即今俗にイチハツといふもの是也。是等の類の中。最初に花を開きぬれば此名ありといふ也。

此もの。葉を鳶尾といひ。根を鳶頭とも。鳶根ともいふ。其形似をいふと見えけり。唐本草に據るに。此草所在有レ之。人家亦種。葉似二射干一而濶。短不レ抽二長莖一。花紫碧。根似二高良薑一。與二射干一全別。射干花紅抽レ莖長。と見えたり。然るを李東璧本草には。此即射干之苗。而非二別一種一。肥地者莖長根粗。瘠地者莖短根痩。其花自有二數色一と見えたれども。此にしてカラスアフギといひ。イチハツといふものヽ一種なりとも見えず。

蒲カマ　倭名鈔に。蒲カマ。蒲黄はカマノハナ。蒲花上黄者也と注せり。本草に香蒲といふもの即此也。大己貴神。稻羽白兎（イナハノシロウサギ）の和邇（ワニ）のために皮剝れしを。蒲黄をもて本の如くになされし事は。舊事紀古事記に見えたれど。カマといふ義は不レ詳。蒲黄は漢に蒲槌とも蒲蕚花ともいひ。此に蒲鉾といふものヽ中の葉の細屑なり。

魚肉を餻となして。竹串に貫き炙りぬるを。カマボコといふものは。蒲槌に似たるをいふ也。今の如きは。魚餻を板につけて。炙りぬるをも。カマボコといふは。其遺製なる故也。

昌蒲アヤメグサ　倭名鈔に養性要集を引て。昌蒲一名臭蒲。アヤメグサといふと注せり。唐本草に據るに。昌蒲を臭蒲といふは香蒲に對し言ふ也。李東璧本草に。昌蒲凡五種ありと見えたり。此にアヤメグサといふものは。白菖溪蓀の類也。此に石菖蒲といふものヽ類は。即眞の昌蒲なる也。此に高麗石菖蒲といふものは。錢蒲といふもの是也。アヤメといふ義不レ詳。昔も此物の名によりて相論の事ありなどいひ傳へし也。

菰コモ　倭名鈔に菰一名蔣。コモといふ。辨色立成に。菱草一名蘇蔣草といふ。七卷食經の菰首は。コモブクロ一つにコモヅノといふと注したり。前に見えし石蒓コモといふものは。一名にして二物也。コモといふ義不レ詳。萬葉集に眞薦としるして。マコモと讀みしもの即此也。

古には菰をも石蒓をも。コモといひしに。後に菰

をばマコモといひて。其物を分ち呼びしと見えたり。卽今もマコモといふ也。

薦讀てコモといふも。もとこれ此草を織て。席となせしをいふ。漢に茭席といふ亦此也。俗にまたカツミともいふ。一說にカツミといふは。もとこれ陸奥國の方言也ともいふ也。

莎草クヾ　倭名鈔に楊氏漢語抄を引て。クヾといふ。蘇頌圖經に此草用レ莖作ニ鞋履一と見え。李東璧本草にも。可レ爲ニ笠及雨衣一亦作ニ莎字一と見えたり。卽今俗にもクヾといひて。或は蓑となし。或は繩となすもの此也。クヾの義不レ詳。

クヾとは莖也。倭名鈔莖立の字を讀てクヾタチといふ此也。

莞ヲホヰ　藺ヰ

日本紀に莞讀てカマといひけり。倭名鈔には漢語抄を引て。莞はヲホヰ可ニ以爲レ席者也と注し。また辨色立成を引て。藺はヰ。似レ莞而細堅。宜レ爲レ席。俗には鷺の尻刺といふと注せり。萬葉集抄にもシリサシといふ草は。藺をいふと見え。また藺はイハキといふ。イハとは家といふ詞也とも見えたり。莞は小蒲とも莞蒲ともいふもの。今俗にフトヰといふ此也。藺は莞屬。今俗にもヰといひて。織て席となすもの卽此也。ヰの義不レ詳。

李東璧本草に據るに。體鬚草一名懸莞。龍常草一名鼠莞。龍鬚之小者ハ虎鬚草。一名燈心草。龍鬚之類皆是莞屬にして。織りて席となすべしと見えたり。此にしても織りて席となすものども。其地方によりて同じからずと見えたり莚の名に龍鬢と見えしものは。倭名鈔に遊仙窟を引て五綵龍鬢莚。今按するに　又有ニ九蝶莚一依レ文名レ之と注せり。龍鬢もと龍鬚の字の誤れる也。されど世既に其訛を承し事も久しくなりて今も綵席をよびて龍鬢といふ也。俗にはハナゴザといふもの其遺制也。或人の說に莞は燈心草也。といふが如きは然るべしとも見えず。此事をも若水に正したりけるに此人も我おもふ所の如くにぞいひける。

苛イラ　倭名鈔に玉篇を引て。苛はイラ。小草生レ刺也と注したり。イラの義不レ詳。されど今も猶その遺言ある也。

今も俗に。魚梗は芒刺に中りしなどを。イラメク・イラツクなどいふは。古俗刺を呼びてイラといひしと見えけり。

莱草シバ　倭名鈔に辨色立成を引て。莱草一名類草シバといふと注したり。萬葉集に道之志波草といひしもの卽此也。シバといふ義不レ詳。仙覺抄に數の字讀てシバといふ事を。シバとは頻也と釋せし事に據るに。草にもあれ。木にもあれ。其の小しくして繁りぬる。並に呼びてシバといひける也。日本紀に。柴の字讀てフシといふ。萬葉集には。柴讀てシバといひ。小歷木の字亦讀む事上に同じ。また古にフシシバなどもいひし此義也。又萬葉集に。道之志波草といふものも見えけり。さればば草にもあれ。木にもあれ。其小しくして繁りぬるをいひし詞也とは知れけり。又辨色立成に莱の字讀てシバといひしは。說文に莱ハ蔓華也といひけり。これは後の俗に。盤根草などいひしもの則草莱などいふ莱之義也或人の說には。爾雅の傳は。横目一名結縷といふもの。卽此也といふ。我國之俗。芝の字讀てシバとなして。此物となすは然るべからず。芝草は日本紀にも見えて。讀む事字の音のまゝにす。瑞草にして今俗に靈芝といふもの也。

苔コケ　倭名鈔に陸詞切韻を引て。苔はコケ水衣也と注せり。此にコケといふもの。水衣をのみいふにもあらず。舊事紀に八岐大蛇の事をしるされしに其身生レ蘿と見えて。古事記に見えし所も亦同じく並に讀てコケといふ。

萬葉集に蘿讀む事亦同じ。倭名鈔にも松蘿讀てマツノコケといふ事前に注す。

今も俗に蛇また魚の鱗をコケといふ也。此語その苔の如くなるによりていひしにや。また苔をコケといふ事は。鱗に似たるに因りてかくいひしにや。其詳なる事は知るべからず。

卷柏イハグミ　倭名鈔に。卷柏イハグミ一つにイハゴケといひ。石韋イハノカハ一つにイハグミといふと見えたり。これ二物にして。亦同じくイハグミの名ある也。イハグミの義不レ詳。イハゴケとは石苔也。今俗にイハヒバといふ是也。イハノカハとは卽石韋の字の訓をもて呼ぶ也。今俗にイハガシ

ハとも。ヒトツバともいふ是也。（ヒバといひカシハといふ義下に注す）倭名鈔草類に見えし物名。上世よりいひつぎしと見えしは。解すべからざる多かり。草を呼びてクサといふ義の如きも猶不ㇾ詳。種字讀てクサといひ。雜字讀てクサグサといふが如きは。舊く訓せし所也。是等の語も。草をクサといふによれる所と見えたり。是等の詞によりて。草をクサといふ事あるべしとも思はれず。

古の時には。百濟より諸道の博士。幷に採藥師等をも。番上せしめしとも見えたれば。我國の上世よりいひつぎし所のみにもあらず。韓地の方言をもて呼びし物も。相混ぜざる事を得べからず。石蘚を呼でスクナヒコノクス子といふは。小彦名神（スクナヒコナノ）之藥根（クスネ）といふが如く。玄參をオシクサといふも。古語拾遺に見えし天ノ押草（ヲシクサ）といふもの丶如し。また烏扇をカラスアフギといひ。薏苡をツジダマといふが如き。是等の名も。神代より聞えし事の如くに。古語拾遺には見えけり。されど。烏扇をカラスアフギといひしは。烏扇の字により。薏苡をツジダマといひしは。其珠の珠數の如くなるをいひしによりしと見えたれば。太后の時にあたりて。かゝる名あるべしとは思はれず。古の名既に亡びたりければ。今呼ぶ所の名によりて。しるせし所なるべし。芍藥をエビスグスリといひ。決明をエビスグサといひ。地楡をエビス子といひ。又アヤメタムといふが如き。旋花をハヤヒトグザといひ。大戟をもハヤヒトグサといふが如きは其始て出し地方をもて呼ぶに似たり。或は漢名によりて呼ぶ事。忘憂をワスレグサといひ。貝母をハヽクリといひ。白頭公をオキナグサといふが如き。或は漢音によりて呼ぶ事。芭蕉をバセヲバといひ。蒴藋をソクトクといふが如き。皆是漢字傳へし後に。名づけいひし所といひたり。又其名同じくくして。其物は異なるもすくなからず。旋花大戟共にハヤヒトグサといひ。卷柏石葦共にイハグミといふの類。此也。彼物によ

りて此名あるも少なからず。蕗をフヽキといふによりて。款冬をヤマフヽキといひ。芡をミヅフヽキといひ。惡實をウマフヽキといひ。芹をセリといふによりて茈胡をノゼリといひ。當歸をヤマゼリとも。ヲホゼリとも。ウマゼリともいひ。葶藶をハマゼリともいふの類。此也。大なるをばムマといひ。オニといひ。小なるをばヒメといひ。似て非なるをばイヌといひ。カラといふが如き。すべてこれ等の例によりて。其義をもとめて。そのしるべからざる。疑ふべき。强て其説をつくるべからず。されば今こゝには唯其釋すべき事あるものをのみ。注したる也。其釋を待ずして義おのづから明かなる物をもまた載せず。

巳上草卉

東雅卷之十六

樹竹第十六

松マツ　義不レ詳。倭名鈔果部に。楊氏漢語抄の五粒松を引て。五粒松子はマツノミと注せしは。海松子といふもの。卽是新羅松子。本草圖經に。五粒字當レ作二五鬣一。音傳訛也。五鬣爲二一叢一と見えしものにして。李東璧本草に。五鬣者爲二松子松一といふ此也。古語の例に依れば。マツとは霜雪をわたりて。其色改る事なきを擧めていひしに似たれど。古よりいひも傳へざる事は。如何にとも定めがたし。新羅松子の如きは。卽今も朝鮮より來るもの此也。彼國にしても其地に產す所。悉く皆此樹なるにはあらず。海松子處々有レ之。生二深山中一樹如二松柏一實如二瓜子一。なども見え。又其子にも數等ありて。玉角香をもて。最奇とし珍とすなども見えたり。此國にも播殖し物の。生ひ出しもあれど。子を生ずる事の如きはかしこより來れる物には及ばず。癸辛雜識に。倭人所レ居。悉以二其國所レ產新羅松一爲レ之。卽今之羅木也。色白而香。仰塵地板。皆是也。と見えしを。或人の說に。新羅松は則剔牙松也。此方處々にありといふ也。されど宋人の日本ノ羅木といひしものは。別にこれ一物なるべし。詳に下に見えたり。

栢カヘ　倭名鈔木部に。兼名苑を引て。栢一名椈カヘといひ。また果部に本草を引て。栢實一名榧子カヘといふと注せり。前の榧子の注に見えたり　我國にして栢ノ字借用ひて讀てカヘといふものは。卽今のカヤといふもの是也。八岐大蛇の背上に松栢生ひしなどいふ事は見えたれど。其義の如きは不レ詳。漢にして卽今栢といふものは。此にいふ所の物に異也と見えたり。

栢字爾雅に見えし所は。兼名苑の注せし所の如し。注疏幷に諸家本草に見えし所の如き不レ詳。陸佃埤雅には。栢有二數種一。入レ藥唯取二葉扁而側生者一。故曰二側柏一。と見えたり。側柏といふものは。紹興府志に。手掌柏など見えしもの。此にてはコノテガシハといふ是也。舜水朱氏は。此國の

ヒムロに似たり。混柏は此國のビャクシン是也といへりといふ也。さらば此國に柏といふ者はなくてやあるらむ。心得られず。また榧子の如きも。諸家本草に見えし所は。彼子ともいひ。羆子ともいひ。彼子當三從レ木作二柀子一。などもいひ。爾雅・柀黏の文に據りて。其葉似レ松。其木如レ柏など見えて。これも其說となす所さだかならず。たゞいづれにもあれ。古にカヘといひ。今はカヤといひて。柏一つに榧の字を用ゆるは。卽これ我國の方言にてある也。

杉スギ　倭名鈔に爾雅音義を引て。杉似レ松可三以爲二船材一。日本紀にスギといふ。今按俗用二榲字一非也。榲は柱也と注せり。舊事紀に素戔烏神。鬚髯を拔散し給へるが。則杉となれりと見え。萬葉集抄には。杉はスグなる木也と見えたり。其木の直なるをいひし也。倭名鈔に俗用二榲字一と見えたれど。榲字讀てスギといふ事は。舊事紀日本紀等の國史に見えたり。俗用の字也ともいふべからず。東璧本草には。我國に出るものを倭木といふと見えたり。彼に產するものには異なるにこそ。詳なる事は見えず。舊事紀日本紀に石上振之(イソノカミフル)神榲(カミスキ)としるされたり。榲讀てスギといふ事の如き。如何さまにも故あるべけれど。今は不レ詳。是も又我國の方言也。いづれにもあれ。國史にも見えし所なるを。俗用の字といひしは。心得られず。また爾雅にも柀黏としるされ。注に見えし所は。倭名鈔に引用ひし如くにして。疏には俗作レ杉と見えたり。東璧本草には。杉一名黏また沙木とも。檆木ともいひて。其木赤白二種也。赤を油杉とし。白を白杉とす。また倭國に出るものを。倭木といふと見え。通雅には樅・綵杉・丹桎木・柵木の如き。皆杉類也。江北呼レ杉爲二紗木一。或曰二檆木一。或曰二刺斗一と見えたり。さらばいづれの方にか方言といふものなかるべき。此國にして榲の字スギといふ事。必しも非なるべしとも思はれず。

檜ヒ　舊事紀日本紀等には。檜者可三以爲二瑞宮之材一と素戔烏神のたまひしと見えたり。ヒといふ義不レ詳。萬葉集に檜の木をサキクサといふは。諸の材木の中に。殊に良き木なれば。宮木などにも選び用ひられて。さひはふ木なれば。サキクサと

いふといひけり。古語にヒといひしは。ヨシといふ詞也。其瑞宮を造るべき良材なるをもて。ヒノキとはいひしと見えけり。

或人の說に。火の出づる木なれば。火之木といふ。水木といふものは。これを鑽るに火の出ざるをもて。其名あるが如しといふ也。此等の說の如きは。後代之俗に出し所也。太古の初に火を生じぬるを待ちてのち。ヒの名あるべしとも思はれず。ましてやまさしく檜者可ニ以爲ニ瑞宮之材一とは。國史に見えし所なるものをや。

倭名鈔には。爾雅を引きて。檜は柏葉松身。ヒといふと注せり。是も卽今漢にして檜といふものには。同じからずと見えたり。

李東璧本草に見えし所は。柏葉松身者檜也。其葉尖硬亦謂ニ之栝一。今人名ニ圓柏一以別ニ側柏一と見え通雅にも圓柏卽刺柏。所レ謂檜也と見えたり。されど圓柏といふは。卽今俗にイブキといふ物にして。側柏といふは。亦俗にコノテガシハといふこれ也。古より我國にして。ヒノキといふものにはあらず。正字通には今檜葉似ニ油杉一。幹如レ柏。其兼ニ柏葉一者名ニ二色檜一。爾雅說文皆云。檜。柏葉松身。然今檜葉四出。葉半作レ束。半如ニ柏葉一。其木堅實。外白內朱。謂ニ之松身一非レ是。或松葉柏身。庶幾近似と見えたり。すべて是等の說の如きも。正しく檜といふもの。知れりとは見えず。正字通に二色檜といふものは。卽混柏。此にビヤクシンといふもの。これなるべし。むかし我師也し人の敎へて。松葉柏身といひ。柏葉松身といふが如きは。松は其幹曲れるものにして。柏は其幹直をいふ。其葉の細麁長短。また各〻相別れて同じからずとぞいはれたりける。今此義によりて。此にヒノキといふものを見るに。爾雅說文に見えし所の如くにはあらず。さらば正字通に松葉柏身。庶幾近似。といひし其謂レありとこそ覺ゆれ。此事をも稻若水に正したりしに。此にヒノキといふものは。卽扁柏也といひき。されど舜水朱子は。檜は則ヒノキ也。扁柏は檜の類也といひしといふ也。たゞいかにもあれ。古よりいひつぎしが如くに。ヒノキといふものに。檜の字借用ひたらむ。卽是我國の方言也。あながちに。漢人近世

の說により從ふべき事とも思はれず。其言長くして事煩しければ。我おもふ所をもこゝに注して。後の正しなむ事を待ちぬべし。爾雅本草を始として。漢人諸家の說に見えし所の如き。亦此にいふ所をもて。併せ見るに。まづ爾雅に檜を柏葉松身とせしものは。後の傳寫訛れるにや。正字通にいひし如くに。松葉柏身に作るへし。圓柏といひしは。イブキ也。側柏といひ。又手掌柏などもいひしは。コノテガシハ也。二色檜といひ。混柏ともいひしは。ビヤクシン也。扁柏といひしは。ヒバの類也。されば漢にして。今に至ては。此にヒといふものゝ如きは。無きが如くにも見えぬれど。日本寄語に。檜は丢那雞と見えしは。此國にして太古之初より。人居屋材となすもの。漢字を傳得し後に檜字讀てヒノキとなせし卽是也。また前にも注せし如くに。或人癸辛雜識に倭國所レ產新羅松は。卽今之羅木也。と見えし事を。新羅松は剝牙松也。此方處々有レ之といふ也。新羅松の如き。此方にもありぬれど。本國の人の所居。悉くこれをもて屋材とすべきほど。多かるものにはあらず。彼にして日本羅木といふ事の聞えし始は。宋高宗南渡之後に。日本羅木をもて。翠寒堂を建給ひしと。南宋宮殿記に見えしこそ始也けれ。彼にして羅をもて呼びし木も少なからず。陸璣詩疏に。檖一名赤羅と見え。陸佃埤雅にも。檖一名羅。亦羅白羅の二種ありと見え。浙江通志汀州府志閩書等に見えし欏木。又癸辛雜識に新羅松を羅木といひしが如き是也。翠寒堂之材。夫等の物に異なるが故に。其物をわかつべきため。日本羅木とはいひたるらめ。その羅といひしは。埤雅檖一名羅といふ事を釋して。其文細密如レ羅。故曰レ羅也。といひしが如くに。此樹其文細密如レ羅也ければ。かく名づけいふ。又此樹歲寒を淩ぎて。色を落さゞる物也ければ。其材を得て建られし堂を。翠寒とは名づけられしなるべし。さらば其羅木といふものは。我國にいふ所のヒノキ卽此也とこそ見えたれ。

樅モミ　萬葉集に臣木。讀てヲミノキといひしを。私勘には臣木はモミノ木也としるせり。されど伊豫國風土紀に。岡本天皇皇后と共に。彼國の溫泉に

幸ましませし時の事をしるして。大殿戸有㆑樴。云㆓臣木㆒と見えたり。日本紀に樴讀てムクといふと注せられたれば。ムクノキといふものをも。亦呼びて臣木といひし也。もし私勘の説に據りなむには。舊事紀日本紀に。母木讀てオモノキといふものも。又此樹をやいひぬらむ。

母木とは神武天皇。孔舍衞之戰に。人ありて大樹に隱れて。難を免かるゝ事を得たりしかば。其樹をさして恩如㆑母といひしに依りて。其地を號して母木邑といひしと見えたる也。

オモといひ。ヲミといひ。またモミといふ。皆是其語の轉せし也。されどまたモミといひし事。別に其義のありしも亦知るべからず。倭名鈔には爾雅を引て。樅松葉柏身。モミといふと注したり。

東璧本草にも。爾雅を引用ひし事。倭名鈔の如く。通雅には。今樅不㆑知㆓何木㆒。按鳳尾松葉細。叢鬣非㆑鍼。而幹皮如㆑柏。其樅乎。去㆑皮用㆓其木㆒蓋杉類也と見え。正字通には。爾雅に樅松葉柏身とするもの。亦非と注せり。舜水朱氏は。此國のモミといふものは。羅漢松也といひけり。閩書には。羅漢松葉長而狹。色蒼秀可㆑愛と見えたり。是等の説の如き。樅といふものも。今に至てはさだかならず。我國にして條別れしが如くにはあらずと見えたり。是等の類に。古にトガといひ。今俗にツガといふものあり。萬葉集に。樛また都賀とも。刀我ともしるして。讀てトガといふこれ也仙覺抄に。樛の字或本にツゲノキと讀む。玉篇に下曲樛と見えたりされば讀てトガノキといふ也。トガとは。本の曲れるといふ詞也。トといふは。モト也。カといふは屈れる義也と見えたり。卽今ツガといふは。其語の轉せし也。樛の字讀てトガといふが如きも。また我國の方言也。またサワラヒバなどいふものゝ類猶あり。これら古には聞えず。或人の説に通志汀州志等を引て。檜亦曰㆑杜。松葉如㆓側柏㆒と見えしものは。ヒバなりといふ。閩書に見えし所も。亦これに同じけれど。泉州府志には。杜松其葉如㆑杉而尖勁如㆑刺。大如㆑松而文細其色赤など見えたれば。此にヒバといふ物なるべしとも思もはれず。

柀 マキ　舊事紀に。素戔烏神拔㆓尻毛㆒。散㆑之是成

レ柀。また柀者可ニ以爲ニ顯見蒼生(ウツシアヲヒトクサ)奥津棄戸(オキツスタヘ)將臥之具ー」と。のたまひしとしるされ。日本紀亦これによらる。萬葉集の私勘に。槇は色白く香臭く味苦し。土の底にて不レ朽也と見えしもの。卽今の俗よびてクサマキといふ此也。倭名鈔に日本紀私記に。柀讀てマキといふ。今按ずるに。杉一名也爾雅に見えたりといふが如きは我國の太古よりいひつぎし所には相合はず。マキといふ義の如きは不レ詳。後の俗。槇の字借用ひて。讀てマキといひぬるによれば。マキとは眞(マコト)の木也といひしと見えたり。

倭名鈔に玉篇を引きて。柀は木名。日本紀にマキといふ。今按杉一名也見レ于ニ爾雅ー と注せり。日本紀纂疏には。爾雅注を引て。郭璞云。柀杉木也似ニ松生。可ニ以爲ニ船及棺材ー埋レ之不レ腐。としるされたり。又萬葉集抄にも。マキとは杉の一名也。杣人の杉の木にてとりし柱を。マキバシラといふ。すぐなる木にて。柱に相合へりと見えしも。私勘にはマキバシラは槇柱也。非レ杉歟といひて。其下に注せし所は。上にしるせし事の如し。私勘の説の如きは。我國の古よりいひつぎし所に相合へり。其餘諸説の如きは。皆これ爾雅の注によりて。柀をもて杉の一名となせし也。舊事紀日本紀。共に素戔烏神の髪毛のなれる木の名ともしるされしに。杉と柀とを分ちしるされたれば。太古の時に。マキといふもの。スギの一名也とは見えず。後に杉を呼びて。マキともいひしに及て。俗また柀をばクサマキなどいひ分ちたりける也。又漢にしても。柀をもて杉とせしのみにもあらず。通雅に潛谷以ニ柀似レ杉。爲レ榧。別錄作レ棑。神農本經。有ニ柀子ー。とも見えたり。また今の俗イヌマキといふものは。世には仙柏とも。仙人柏とも。また羅漢樹ともいふ也。されど通雅には樧葉如ニ鐃鈸ー。而羅漢松似レ之とも見え。また舜水朱氏は此國のモミといふものは。羅漢松也ともいひしかば。イヌマキといふもの。羅漢松なるべしとも思はれず。我師也し人は。竹葉柏といふもの。イヌマキにこそといはれたりき。又舊事紀に奥津棄戸將臥之具 と見えしは。卽今棺槨といふものこれ也。

楠クス　倭名鈔に 和名本草を引て。楠はクスノキ。

日本紀に櫲樟を讀む事。亦同じと見えたり。舊事紀古事記に。陰陽二柱の神。鳥之石楠船神を生み給しと見え。又舊事紀に鳥磐櫲樟船を生みて。乃乘二蛭兒一。放棄つと見えしをば。日本紀には蛭兒をば載二天磐櫲樟船一放棄つと見えたり。また舊事紀日本紀に素戔烏神。眉毛を拔散し給ひしが。櫲樟(クス)となりしに。杉及櫲樟。此兩樹者可三以爲二浮寶(ウキタカラ)一。とのたまひしとも見えたり。石楠といひしは。卽今も俗に。此樹久しくして。化して石となれるなどいふ事は。太古の時よりいひつぎし所と見えたれば。かくはいふ事とぞ見えたる。

倭名鈔に。日本紀に櫲樟を讀むと楠に同じと見えしは。東璧本草に據るに。櫲樟似レ楠而一類二種也と見えたり。我國の俗にはもと是其類なるをもて。楠と櫲樟と並に呼びて。クスといひしなるべし。又石楠花(サクナンゲ)といふもの。イハクスといひしものには非ず。別是一物也。詳に下に見えたり。古語にクシともクスともいひしは。後の代に奇(アヤシ)といふが如くなれば。奇の字讀てクシともクスともいひけり。或は其材の浮寶となしつ可ければ。奇(クシ)となせしにや。或は其香あるをもて。奇(クス)となせしにや。或は其石と化(ナ)りぬるを奇(クシ)也として。此名あるにや。其詳なる事は聞えず。浮寶とは杉と櫲樟との兩樹は船材となすべき事をいふ也と。舊説には見えたり。纂疏

楓ヲカヅラ　桂メカヅラ

倭名鈔に兼名苑を引て。楓一名欇ヲカヅラ。桂一名梫メカヅラ。爾雅に有レ脂香謂二之楓一と注せり。並に不レ詳。後俗。楓讀てカヘデといふなり。倭名鈔には。楊氏漢語鈔にいふ雞冠木はカヘデノキ。辨色立成にいふ雞頭樹カヒルデノキ。今按是一木名也と注せり。此說の如きは。カツラといひ。カヘデといふ。自らこれ別物也。楓讀てカヘデとなす事不レ詳。

舊事紀古事記に見えし。天稚彥之門にたちし湯津楓樹の字。日本紀には。湯津杜木としるされて。杜木此にカヅラといふと注せられたり。また舊事紀に見えし。海津宮の門なる湯津桂樹の字。古事記には湯津香木としるして。香木讀てカヅラといふと注したり。日本紀には。これをも杜樹としるされたり。公望私記には。杜與レ桂相近。

誤也。桂無㆓加津良之訓㆒と見えたり。桂誤寫して柱となれる疑ふべからず。香木讀てカヅラといひしは。楓樹に香あるをもて。かくしるしたらむ。其謂なきにあらず。今の如きは。古にカヅラといひし物。いづれの樹也けむ事も知らず。又カヘデとも。カヒルデともいひしもの。萬葉集には。蝦手としるしたりけり。此もの漢にしては。いかにいひけむ又さだかならず。即今も彼より來れる人に尋問ふに。知れる者もあらず。我むかしに喎蘭陀人にあひて。此物の事を問ひしに。彼國は固より西北に僻りて。其地極めて寒く。春至れども花遲し。されど草木の花の如きは。此國の物に超え勝れし多かり。此國にしてサクラといひ。カヘテといふものゝ如きは。かしこにはなし。西南洋之間。彼國人のゆきかふ國々。大小凡百二三十が内に。此二種の如きものを見し事もなし。あはれ世の中の名木にてさぶらふといひたりき。それより後に彼國より來れるもの共に問ふに。答ふる所。皆はじめ聞しにたがはず。琉球國の人に問ひしにも。其國には見えずといひけり。朝鮮の人にあひし。たび／＼此事をば忘れて。問ふ事もなかりしに。正德の聘使來れる時。若水稻子。其學士李重叔といふものに。問ひし所に答へし所を見るに。彼國の楓樹と相同じと見えけり。もし然らば楓字讀てカヘデとなす事の始は。韓地の方言にやよりぬらむ。此ものゝ漢名のさだかならざりしかば。漢語抄辨色立成の如きは。雞冠雞頭等の字を用ふ。これは其形色の似たるに取りし也。此の俗。カヘデ、カヒルデなど名づけいひしも。又其形似によれりと見えたり。

楊ヤナギ　倭名鈔に。兼名苑を引て。青楊一名蒲柳。ヤナギといふと注せり。ヤナギの義不㆑詳。爾雅疏に據るに。楊一名蒲。生㆓澤中㆒。可㆑爲㆓箭笴㆒と見えたり。さらば我國の古も。此物をもて箭笴となしぬれば。ヤノキといひし也。

古語にノといふ詞轉じてナといひし事は前に注せり。

また兼名苑崔豹古今注等を引て。柳一名小楊。一名獨搖。シダリヤナギといふと注す。古語にシデといひ。シダルといふ。並に下り垂るをいひけり。され

ば垂字讀てシデとはいふ也。又本草を引て。水楊はカハヤナギといひ爾雅注を引て。檉一名河柳。ムロといふと注せり。萬葉集には。室木·天木香樹。並に讀てムロノキといふ。今の如きは。俗亦呼てカハヤナギといふ也。ムロの義不レ詳。東璧本草に據るに。獨搖といふものは。卽白楊今俗には。コヤナギといふものと見えたり。

ムロといひ。カハヤナギといふものは。自ら別なる也。

櫻サクラ　倭名鈔に文字集略を引て。櫻はサクラ。子大如二指端一。有二赤白黑一者也と注せり。我國にして。此花を賞しぬる事は。其始め履中天皇の御時。磐余の稚櫻宮より聞えて。允恭天皇。藤原宮の櫻花を御歌に詠じ給ひしより。此かた世の人此花を賞詠しぬる事。盛になりて。今の如きは。其種も數十百品に及べり。ひとの國には。我國の花の如きありとも聞えず。されば倭名鈔に引用ひし書に見えし所の如きも。唯其實の事をのみいひしは。櫻桃といふものを注せし如くにして。此にいふ櫻をいひし如くにも見えず。サクラといふ義の如きも亦不レ詳。

むかし朱舜水に。こゝの櫻花の事を問ひしに。櫻桃は此にいふサクラにあらず。唐山にしても。もし此にいふサクラあらむには。梨花海棠の如き。數ふるにたらじと答へられしと。我師也し人は語りき。琉球嗎蘭陀等の國人のいひし所は。前の楓樹の下に見えたり。朝鮮に此物ありやなしやの事を。對州の人に問ひしに。かしこにある館中に。こゝの楊貴妃といふ櫻を移し植て。其花の開きし時に。王城の人の來り見しに。問ひたりけるにかしこにもある也。其樹名をば㮈といふ也といひしと答へたり。正德聘使の時に。其學士の稱若水に對へし所を見れば。彼國にも此物はなき也さきに。㮈の字をもて對へしといふは。㮈亦作レ柰ものをいひしと見えたり。

また本草を引て。櫻桃一名朱櫻ハヽカ。一つにニハザクラといふと注せり。櫻桃讀てハヽカといふものは。太古の時に聞えし婆々迦といふものに。其名同じくして。其物は異るにや。また其ニハザクラといふものも。今の俗にニハザクラといふものには

同じからず。

前のトの注にしるせし如くに。太古の時に。フトマニといひしは。ハヽカといふ木をもて。鹿の角を焚きて。其ウラバミを見て。事を占ふ也。後に龜トを用ひしにも。龜を灼くに。ハヽカを用ひし也。式に凡年中御卜料の婆波迦木皮者。仰二大和國有封社一進レ之と見えしこれ也。藻鹽草には。奥義鈔を引て。大和國ふえふきの明神の社より。ハワカ木を取りて奉りしと見え。ハヽカイといふは朱櫻桃火とも。たゞ櫻桃火ともかけりなど見えたり。今の如きは。龜トの事。世に絶ぬ。たゞ對馬國人のみぞ大事をば必らず龜をもてうらなふ也。彼國にしては。ダラノキといひて。東國の方にてはタラといふ木をもて。龜を灼く也。其木は櫻桃といふものとは見えず。もし彼國に用ゆる所。古のハハカといふものならむには。ハヽカといふもの。名同じくして二種ある也。壬寅春對州の平倫久に問ひしに。ハヽカは。大櫻といふ木の櫻に似て。花さかぬもの丶。わか葉の赤きものなり。それを用て龜を灼き侍る也といふ。猶たつぬべし。藻鹽草にハヽカイといふに。朱櫻桃火等の字用ひしは。倭名鈔に櫻桃一名朱櫻。ハヽカと注せし所に依れる也。また今の俗ニハザクラといふもの丶事は。前の楊梅の注に見えたり。

また玉篇を引て。樺は木皮名。可二以爲一レ炬者也。カバまたカニハといふ。今櫻皮有レ之と注せり。

今も俗ニカバといふ也。又カバザクラとよぶ樹名もあり。

されど漢に樺皮といふ物には異也。又本草を引て。蕪荑一名蕨燕ヒキザクラといふが如きも。其義を知らず。

海石榴ツバキ　倭名鈔に唐韻を引て。椿はツバキ楊氏漢語抄にいふ海石榴。名上に同じ。本朝式等用レ之と注せり。海石榴讀てツバキといふ事は。式に用ひしのみにあらず。日本紀及び風土記並にこれを用ひぬ。唐人の詩の如きも。此樹を詠せしと見えたり。椿は別に一物也。倭名鈔の例。もとこれ其物異なるをも名同じきをば併せ注せり。古時。椿を詠せし歌ども丶少からねど。即今いづれの物ならむも知らず。海石榴の如きは。今もツバキといひて。

其花山茶に似たるもの是也。ツバキとは。古語にツバといひしは光澤貌をいひけり。其葉其實。共に光澤あるをいひし也。

舜水朱氏我國のツバキを見て。これ山茶也。此國の花は。唐土のものより種類多くして。花もまされりといひしといふ也。我が師也し人は。凡花木名レ海者。皆從二海外一來。といひし事あり。かしこにして。海石榴と呼ぶ事。其初此より傳へしも知るべからず。といひ給ひき。或人の説に。ツバキは山茶也。俗用二椿字一甚非といひけり。もし椿の字をもて。即今のツバキ也とせんには。其非なる事いふに及ばず。山茶花をもてツバキ也といふも。是也とは見えず。嘉泰志紹興府志等の如きには。山茶花似二海石榴一とも。山茶海石榴。各是一種とも見えたり。唐の宋之問翫二郡齋海榴一詩の如きも。則此にしてツバキといふものを賦せしと見えたり。ツバキといひ。サヾンクワといふものゝ如きは。一類にして別種なり。楊氏ツバキを海石榴といひし事。誤れりとは見えず。今の如きは。ツバキといひ。サヾンクワといふもの。皆これ其花をもて賞する事也。古の人の椿を詠せし歌ども。或は玉椿といひ。或は青椿といひ。此餘山椿といひしが如き。唯これ其葉の色をもて稱せしと見えて。花の事に及べりとも見えず。さらば古時に椿字借用ひて。ツバキといひしものゝ如きは。即今ツバキといひて。花をもて賞する物とは見えず。萬葉集の歌のツラ〱椿ツラ〱にとよめるを。袖中抄には。女貞とかきて。タツキと讀み。又ツラツバキと讀む。これを押返してよめりといひけり。女貞は倭名鈔に。楊氏漢語抄を引て。ヒメツバキといひしもの也。我國之俗。凡そ其類にして小しきなるものをヒメといふ。さらば椿讀てツバキといひしもの。女貞の類にぞあるべき。仙覺鈔には。椿はツルツルとしたる物なれば。人の目かれず。見るによそへて。ツラツラニとよめる也と見え。又ツバといふは。毛なども生ひずして。ツルメキたる詞也。ツバイモ、といひ。ツバキなどいふは此義也。エヅリハなどいふも。又同じと見えたり。此等の説によるに。海石榴も椿も。光り澤(ウルホ)へる葉あるによりて。ツバ

キの名ありしと見えたり。
漢に椿といふものは。近く其物を此にも移し來れり。全くこれ別物にてある也。
我許にもありしを。火のために燒かれて今はなし。

女貞タツノキ ヒメツバキ　倭名鈔に拾遺本草を引て。女貞一名冬青タツノキ。楊氏漢語抄に。ヒメツバキといふと注せり。舊説には女貞亦讀てツラツバキといふといへり。袖中抄に並に不ㇾ詳。タツノキ。ヒメツバキ等の名をもて。呼ぶ物ありもやすらむ。いまだ聞かず。或人の説に。即今モチノキといふもの。冬青木也。與二女貞一同名。又名二凍青一といひ。亦一説に。女貞はネズミモチといふこれ也。といふ也。救荒本草に。凍青樹。高丈許。樹如二狗骨樹一。而極茂盛。葉微窄而頭頗圓不ㇾ尖。五月開二細白花一。結ㇾ子如二豆大一紅色。などいふ如きは。即今此にしてモチノキといふものとぞ見えける。さらば或人の説の如くにやあるらむ。モチとは。其木の茂盛りなるをいひしなるべし。花の繁くさきぬるを。モチ咲くなど萬葉集の歌によみて。又茂の字讀てモチともいふ也。藻鹽草に黐木としるして。モチヰノキと讀みし歌を引きしは。此樹の事と見えたり。その黐木としるせしは。此木の皮をもて黐となすをいふなるべし。黏黐をモチといふも。樹の名によれるにや。ネズミモチといふものは。倭名鈔には。四聲字苑を引て。梜鼠梓木也。漢語抄にネズミモチといふと見えたり。古と今と。名は同じけれど。さしいふ所異なるも知るべからず。梜といふものヽ如きは。未ㇾ詳と若水の稻子はいひたりき。

桑クハ　柘ツミ　倭名鈔に。桑柘共に注して。蠶所ㇾ食也といひけり。桑は前の桑蠶の注にも見えたり。クハとは。クは飼也。ハは葉也。蠶に飼ふ葉なるをいふ也。舊事紀日本紀に。梔讀てハジといひしは。爾雅に桑瓣有ㇾ葚者梔と見えしもの。郭璞注に一半有ㇾ葚。一半無ㇾ葚。名ㇾ梔といふ。我國太古の時に。弓材となして天梔弓といひし是也。梔讀てクチナシといふものには異也。梔の事は前の椋子の注に見ゆ　ツミとはツム也。ツムとは俗に食む事をいふ。即今も其遺言ある也。啄の字讀

てツイバムといふが如きも亦此義也。蠹の食む所なるをいふ也。卽今俗てヤマグハなどいふは。其山中にあるをいふ也。槩讀てヤマグハといふものにはあらず。

梧桐キリ　倭名鈔に陶隱居本草注を引て。桐有二四種一青桐。梧桐。崗桐。椅桐。皆桐といふ。梧桐者色白有レ子者。今按俗誤呼爲二青桐一と是也。椅桐者白桐也。三月花紫。亦堪レ作二琴瑟一者是也。と注せり。キリの義不レ詳。

卽今俗に傳へて。此樹伐るに宜しきが故にキリといふ。其萌蘖の生する。必らず大なる者也といふ。琴には孫枝を斵るなどいふ事もあれば。其義也けむも知るべからず。

梓アヅサ　倭名鈔に孫愐切韻を引て。梓はアヅサ。楸之屬也と注せり。齊民要術に。白色有レ角者爲レ梓。卽角楸也といふこれ也。アヅサとは。アは小也ツは角也。サは細也。其小角細長なるをいふ事。猶小豆をアツキといふが如し。古には弓材となして。梓弓といひし卽此也。楸は漢語抄を引て。ヒサキといふと注せり。萬葉集には最木。久木等の字を借りて。ヒサキと讀みけり。其最久しきに堪ぬる義也と見えたり。

漆ウルシ　倭名鈔に野王案を引て。漆はウルシ。木汁可二以塗一レ物也。金漆樹は。楊氏漢語抄にコシアブラノキといふと注せり。其義並に不レ詳。東璧本草に據るに。金州者爲レ佳。世稱二金漆一と見えたり。古語に潤澤をいひて。ウルフとも。ウルともいひけり。潤の字を讀む事しかるが如き此也。ウルシとは。其木汁の物を塗りて。光澤なるをいひしと見えたり。コシアブラとは。其淳者にして。荏油の類を漉去るの謂と見えたり。

穀カヂ　倭名鈔に。玉篇唐韻等を引て。楮は穀也。並にカヂといふと見えたり。穀は前の木綿の注に見えたり。

柞ユシ　倭名鈔に四聲字苑を引て。柞は木名ユシ。堪レ作レ梳也と注せり。ユシの義不レ詳。今俗にクシノキといふ是也。

柞は漢にしても。同名にして異物なるあり。此にしても。また一字兩訓ある也。嘉祐補注本草に。葉細今之作レ梳者と見えしは。倭名鈔にユシとい

ひ。今はクシノキといふもの是也。陸璣毛詩疏に。栩柞櫟也。また秦人謂レ柞爲レ櫟と見えしは。漢語抄にハヽソといひ。藻鹽草に又コナラガシハといふと見えし是也。萬葉集に櫟柴讀でナラシバといふは。則コナラをいひしと見えたり。詳なる事。又前の櫟子の注に見ゆ。

槲カシハ　古の時には。凡飲食の物を盛るに。葉をもてし。其葉を呼でカシハといひけり。日本紀に葉の字を注して此にカシハといふと見えし卽是也。カシハといふ義の如きは不レ詳。太古の時より。むねとして槲葉を取用ひしと聞えて。カシハとは槲葉をのみいひけり。本朝式に。槲とも青槲とも干槲なども見えし是也。其餘の葉をば。カシハとのみはいはず。必らず其物の名を加へ呼びけり。ミツナガシハ、ナガガシハ、ナラガシハ、コナラガシハ、コノテガシハなどいひしが如きこれ也。また柏の字を借用ひて。讀てカシハともいひけり。古事記に御綱柏としるし。日本紀に難波柏濟。讀てカシハノワタリといひ。本朝式にも。青柏干柏等の字。通用ひられしが如きこれ也。倭名鈔には。本草唐韻等を引て。槲はカシハ。柏。和名上ニ同じと注せり。これまた我國の方言なるをいひしと見えたり。凡そ倭名鈔に。柏の字見えし事。三つ。果部には。柏實一名椎子。和名カヘと注し。木部には。柏一名椈。和名カヘ。また槲はカシハ。柏和名上に同じと注したり。其カヘといひしは。古歌にもカヘノ木。また松柏の榮なとよみしものこれ也。詳なる事は。前の柏子の注に見えたり。カシハといひしは。我國の方言に。讀て槲葉となしぬる也。讀てカシハといふが如きは。柏字の正訓にはあらず。後の俗其一字にして兩訓ある事の。むづかしければ。其字百に从ひては。カヘと讀み。白に从ひてはカシハと讀む事になりたり。されど漢にしても柏の字。俗には百に从ひぬれど。百に从ひぬるは正字にはあらずと見えたり。槲は爾雅注の槲樕。東壁本草に。大葉櫟といふもの是也。その大葉櫟といひしは。此にカシハを。またナラノヒロハといひしによく相合へり。

古の詞に。イハトガシハといふ事あり。後の人の說不レ詳と見えたり。舊事紀古事記日本紀等に。磐戸とも磐屋戸なども見えしは。卽齋殿の事を

いひしと見えたれば。たとへば式に見えし神祭供物料の槲の如きをこそいひつらめ。又御綱葉といふもの丶事も。後人の說不ㇾ詳。日本紀釋に見えし所の如きも。其義は明ならず。夫木抄に。ミヅノカシハは。御裳洗川の岸に生ふると見えたれば。そのわたりを尋ぬれど。昔やありけむ。今の世には。志摩國のうちに。とくの島といふ所あり。木の上にかづらのやうにて。生ひたるを取る。これは神宮四度の御祭の時。必ず入るもの也。ナガガシハともいふ也。其葉カシハのやうにて。濶さ三四寸。長さ三尺ばかり。誠に常の木草の葉には似ずと見えたり。其しるせし所。何物の葉なる事は。いまだ詳ならねど。槲葉とは見えず。又いづれの所にも生ふる物とも見えず。古事記日本紀に。仁德の皇后。豐樂し給はんために。御綱葉を採りに。紀伊國に幸ませしなども見え。筑紫風土記には。御津柏と見え。國史にも三角と見えたれば古にはミツナといひしを。またミツノともいひしなり。古語にノといふ詞を。ナといひし。いくらもあるべし。ナといひノといふは。並に詞助也。ミヅとは即瑞也。瑞葉とは猶瑞穗などいふ如く。其物をたつとびいひしと見えたり。是等の事によるに。古の俗カシハといひしは。槲葉にのみ限れるにもあらじ。凡そ飮食物を盛るべき葉を。カシハといひし也。カシハとは。炊屋にて炊げる飮を盛りもし。褁みもしつる葉なれば。かくいふ。膳部の人を呼びてカシハデといひしも。此義によれる也。槲葉の如きは。ヒロバともいひ。ナラノヒロバなどもいひて。其葉も濶く。しなやかにして。物を盛るに殊によかりければ。むねと此物を用ひしと見えたり。此俗ひとの國にも聞えしにこそ。北史隨書等にも。我國の人は。藉以二槲葉一食ふなども見えたり。即今いづれの物の葉ならむにも。食ふべき物に藉きぬるを。カヘシキといふは。即是古の俗の猶遺れる也。

楢ナラ

倭名鈔に漢語抄を引て。楢はナラといふと注せり。萬葉集には。楱櫟等の字をも。並讀てナラといひけり。仙覺抄に據るに。古語にしなやかなる貌をいひて。ナラナラなどいふ也。此木のわか葉わか枝の。しなやかなるをもて。此名ありしと見えた

り。說文に。楢は柔木也といふ注には。其義合ひたり。槲樕の如きをも。ナラノハガシハともいひ。柞櫟の如きをも。コナラガシハともいふが如き。亦皆此義なるべし。

楡ヤニレ　倭名鈔に爾雅注を引て。楡之皮色白名レ枌。ヤニレといふと注したり。ヤニレとは其皮の粘滑なるをいふ也。我國之俗。粘滑なるをヤニといふ。脂膠等の字亦讀てヤニといふが如き此也。レといふは詞助也。

またニレともいふ也。ニレとは猶糊をノリといふが如し。ニレといひ。ノリといふ。又轉語也菹及び醬の注に見えたり。

白膠木ヌデ　倭名鈔に和名本草を引て。樗はヌデ。辨色立成に。白膠木名上に同じと注せり。これも亦一名にして二物と見えたり。樗は後に讀てアフチといふ。藻鹽草下學集等アフチは下に見えたり。白膠木は。日本紀にヌリデといふと注せられしものにして。楉木其實は五倍子。卽今俗に其木をばヌルデといひ。其子をばフシといふものこれ也。ヌリデといひ。ヌデといふは。其膠を生じぬるをいひしと見えたり。

ヌとは黏する義をいふ。其義は前注に見えたり。デとは出也。樗樹は不レ詳。此事を若水に正したりしに。これも詳ならずといひき。

楝アフチ　萬葉集に。相市之花としるして。アフチと讀みけり。倭名鈔に玉篇を引て。其子可二以浣一レ衣者也。和名本草に。アフチといふと注したり。アフチの義不レ詳。楝は卽苦楝。其子は金鈴子といふ。俗にセンダンといふこれ也。近俗樗の字讀てアフチといふは此物をいひしなるべし。

俗にセンダンといふ義不レ詳。また旃檀をも俗に呼びてセンダンといふ。これも二物にして一名なる也。

歷木クヌギ　昔景行天皇筑紫の道後の國に幸ありて。御木の高田の行宮にあはしませし時に。僵樹長九百七十丈なるありて。皆人その樹を蹈でゆきかふ。其樹の名を問はせ給ひしに。ひとりの老夫ありて。これは歷木也。いまだ僵れざりしさきには。朝日には杵島の山を隱し。夕日に阿蘇山を覆ひたりき。と申せしかば。其地御木國と名づけ給ひし

と。日本紀に見えて。其事また筑後國風土記にも見えたり。倭名鈔に本草を引て擧樹クヌギ。日本紀の歴木也と注し。また釣樟一名烏樟をも。クヌギといふと注したり。これ二物にして一名也と見えけり。一説に釣樟をば。ナミクヌギといふと見えたり。藻鹽草にクヌギの義不レ詳。

日本紀に見えし所の如きは。其樹の舊名ありつらめど。天皇其地を御木の國と名づけ給ひしによりて。其樹をクヌギといひて。其舊名はかくれしなるべし。クヌギとは猶國木といふが如し。古語にクヌといひ。クニといふ。相通じていひし也豐斟渟の神を。豐國野と申せし卽これ也。其事また神武天皇紀に見えし。母木の名を得しに似てけり。

檍アハキ　倭名鈔に。檍は日本紀私記に阿波岐といふ。今按又橿木一名也。橿は萬年木也。一名杻。一名檍。カシといふ。又杻械の杻と注せり。其注せし所によれば。アハキといひ。カシといふ。二名にして一物と見えたり。或は古今の名同じからぬにや。或は東西の言の異也しにや。詳なる事を知らず。舊事紀に橿としるされ。古事記に白檮としるして。並に讀でカシといひ後俗また樫字を創造りて。讀てカシといひ。またカタギなどともいふ也。其名義も亦並に不レ詳。

舊事紀に陽神。日向橘之小門檍原に御祓し給ひしと見えしも。古事記には阿波岐原としるし。又神武天皇。大倭畝傍之橿原宮にして。卽位ましませし事。舊事紀に見えしをば古事記には。畝火之白檮原宮としるせり。されば東西の異なるにや。古今之名の同じからぬかとはいふ也。爾雅によるに。檍橿杻其字は異なれども。これ一物にして。萬年木ともいひしなり。說文に檮斷木也と見えて。此字木名なるべき事を見ず。古事記に。白檮讀てカシといひ。赤檮讀てイチヒといふが如きこれら又我國の方言にぞあるべき。或人の說に。カシは檮也。カシとは堅をいふ也といへり。舊俗樫字創造りて。カシといひ。またカタギと呼びぬれば。カシとは堅き義にこそあるべけれど古語にカといひし詞に。堅きの義ありとも見えず。此樹の文赤きものあり。白きものあり。黑き

ものあり。古語にシラガシカタガシなどはいひしかど。赤き事をばいはず。さらばカシといふは。もとこれ其木の赤きが故によりし名也しも知るべからず。古語にカといひしは。赤き也と萬葉集抄には見えたり。又杻械之杻をテガシといひ。械をアシガシといひ。又盤枷をクビガシなどいひしも。初此木をもて造りしがば。木の名をもて呼ぶ事。たとへば櫝楚をもて杖となしぬるを呼びて。櫝楚といふ如しと見えたり。

槻ツキノキ　倭名鈔に唐韻を引て。槻木名ツキノキ。堪レ作レ弓也と注せり。我國の古には。此木の枝をもて。弓となして。ツクユミとも。ツキユミともいひて。槻弓としるせしこれ也。ツキといひし義の如き不レ詳。

今試に其木のわりきを採りて。弓となすに。其材に堪ふべきものにはありけり。

檀マユミ　倭名鈔に唐韻本草等を引て。檀はマユミ。杜仲ハヒマユミ。衞矛クソマユミ。一つにカハクマツヾラと注せり。並に不レ詳。杜仲は卽今マサキといひ。衞矛は錦木といふ。錦木とは其葉霜に染みて。紅なるをいふ也。

杜仲は上の釋神の下の注に注せり。併せ見つべき也。

朴エ　日本紀に朴讀てエといひけり。倭名鈔には爾雅注を引て。榎亦作レ檟。一名榗。エといふと注せり。鄭夾際爾雅注及び通雅正字通等に據るに。日本紀に朴讀てエといふ。誠に是也。倭名鈔に見えし所の如きは。いまだ其據を見ず。エといふ義不レ詳。其枝繁きをいふに似たり。

陸璣詩疏に見えし。繫迷一名挈榼といふもの。鄭夾際は挈榼としるして。此俗呼ニ朴樹一。其木如レ檀。子大如ニ梧桐子一而黃也といふ。正字通に朴樹膚白肉紫。五六月開ニ細花一。結レ實如ニ冬青子一。生青熟赤。有レ核。七八月采レ之。味甘美と注したり。其子は此にエノミといふもの卽是也。榎字讀てエといふ事。世既に久しくして。我國の方言の如くになりしかど。朴讀てエといふは。國史に見えし所也。改正すべき事にや。

亦俗にムクエノキといふものは。陸璣詩疏。況括筆談補等に據るに。梓楡一名駁馬。一名樸。卽是詩の

秦風に駁と見えしものこれ也。

梓楡は樹皮。青白斑駁にして。馬之駁なるに似たれば。駁といふ名ありといふ也。昔毛詩に見えし草木の事を。若水稲子に問ひし事ありし時。駁は此にムクといふもの也といひき。卽是東國之俗に。ムクエノキといふもの。前に見えし椋讀てムクといふものは。一名にして二物也。陸璣詩疏に。齊人之諺を引て。梓楡と檕楹と。甚だ相似し事をいひけり。我國之俗にも。またそれに似たりし諺ある也。エノミはなりたれども。木はムクノキ也。といふ是也。エノキとムクとは。甚だ相似しものにてある也。

又俗にタムシといふものを。患へぬるに。これを祝してエノキにうつしぬれば。立どころに愈る事あり。其氣類の相感じぬる。かゝる事もある也古今注に此樹の事を注して木似ニ檪樟一。皮多ニ癬駁としるせり。癬駁の字。下し得て妙也とこそいふべけれ。古人の字を用ひし。又かくの如くの事共ある也。

辛夷コブシ　倭名鈔に。辛夷をば飲食部に収めて。崔禹錫食經を引き。辛夷其子可レ噉レ之。ヤマアラヽギ。一つにコブシハジカミといふと注せり。天武天皇の御時。大彦命之後名代。楊花を献りしを。何の花ぞと問ひ給ひしに。辛夷花也と奏してけり。群臣奏して楊花也と申けれど猶强て辛夷花也と申ければ。阿部志斐連の姓を賜りしなどいふ事は見えたれど。姓氏錄にコブシの義は聞えず。アラヽギとは其香をいひ。ハジカミとは其味をいひしと見えたり。コブシとは花始開く時に。小兒拳の如くなるをいひしなるべし。古歌にも手を握りたるなど讀けり。蘭讀てアラヽギといひ。薑讀てハジカミといふ。詳に前の薑の注に見えたり。

櫁シキミ　倭名鈔に唐韻を引て。櫁は香木也。漢語抄にシキミといふ。また山海經を引て。莽草可ニ以毒レ魚者也。和名本草にシキミといふと注せり。これも一名にして二物なる者なるべし。櫁は正字通に據るに木檻樹。斫久乃香。俗櫁作レ樒と見えたり。陳藏器本草に。木蜜伐レ之五六年。乃取ニ其香一といふもの卽此也此物の如きは。此國に產する所とも見えず莽草は。卽菵草。一名鼠莽。寇宗奭が

衍義に。莽草諸家皆謂二之草一。而本草居二木部一。今世所レ用者木葉。如二石南葉一。葉枝梗。乾則皺。採レ之其臭如レ椒といふもの。和名本草に シキミといひて。世人其枝葉を採りて。花となし其樹皮を末として香となし。佛前に供するものはこれ也。されど莽草は毒あるものといふ也。木密の字は。もとこれ法花經に出たりければ。漢語抄には櫁の字を借用ひて。讀てシキミといひしと見えけり。シキミいひしは萬葉集抄にシキとは。シゲシといふ詞也と見えたりミといふは詞助也。其葉の茂きをいふ也。

石楠草トビラノキ　倭名鈔に。本草を引て。石楠草トビラノキ。俗にサクナムサといふと見えたり。トビラの義不レ詳。サクナムサは其字の音を呼ぶ也。藻鹽草には。石南草としるして。トベラノキと注せり。トビラといひトベラといふは。其語轉せしなるべし。或人の説に。トビラノキといふは。俗相傳ふ。除日に民家の扉に。此木の枝をさせば。疫鬼を除ふといふ。さればトビラノ木といふ也。トビラノキといふは。古く聞えし名れば。古には夫等の俗もやありけむとの 如きは。除夜にヒヽラ木。又はシキミの葉などを。門戸に挿む事はあれど。此物を用ゆる事は聞えず。今俗にトベラノキといふもの。本草衍義石楠の注には相合へり。卽今東國山谷之間に生じて。其葉トベラといふものヽ如くにて。長大なる其花色白きものあり。紅なるものあり。一苞數花を開く。甚愛しつべし。其名をシャクナギといふ也。或人それを石楠花也。といふ也。此もの俗にトベラノキといふものには。特に異也。此もの倭名鈔にいふ所也。また倭名鈔にいふ所の物。今いふトベノキならむには。此もの古にはいかにやいふらむ。本草圖經に。石南南北の地方によりて。其産する所同じからずと見え。また酉陽雜俎には。衡山有二三色石楠一。など見えたれば。かしこにしても。其いふところ同じからぬありとは見えたり。

杠谷樹ヒヽラギ　古事記に太古の時。比比羅木之其花麻豆美神おはせし事見えたり。其後また日本武尊。東征の事奉り給ひし時に。比々羅木之八尋矛を賜りしともしるせり。續日本紀にも。文武天皇大寶二年春。造宮職獻二杠谷樹一。長八尋と見えて。俗

曰二比々良木一。と注せられ。是歳の夏その八尋桙根を伊勢大神に奉られしと見えたり。倭名鈔に見えし所は。本草云ふ。黄芩和名ヒヽラギ。楊氏漢語抄にいふ杠谷樹。和名上に同じ一云巴戟天と注せり。その杠谷樹といふものは。諸家本草に見えし狗骨樹。また剛穀樹とも。猫兒刺とも。鳥不立樹ともいふもの。卽今ヒイラギといふこれ也。ヒヽラギとは其葉に刺角あるをいひしと見えたり。

古の時に刀をば。ヒといひけり。ヒヽラギとは。刀鋒を攢めし如くなるをいひしなるべし。

黄芩巴戟天の如きは。全是別物也。二つの物杠谷樹と名を同じくし。巴戟天はヤマヒヽラキともいひて倭名鈔草部にも見えたり。これ又其物異なれど。名同じき故に。三物をもて倂せ注せしなり。

杠谷は剛穀狗骨等と音相近し。楊氏。杠谷としるせし。必らず本據あるべし。黄芩をヒヒラギといひしは。杠谷樹の名を得しには。其義異なるべし。これは其味苦くして。ロヒヒラグをもて。此名ありしと見えたり。巴戟天をヤマヒヽラギといひしは。又黄芩に依りて此名ありし歟。これも味苦きもの也。ロヒヾクといふは。神武の御歌に見えたり。

欒ムクレニジノキ　倭名鈔に蘇敬本草注を引て。欒は其子堪レ爲二數珠一者也。漢語抄に。木欒子はムクレニジノキといふと注せり。ムクレニジとは。其の字の音をよびし也。今俗にムクロジといふは。聲の轉せし也。またツブといふは圓也。其子の圓かなるをいふ也。

兒女の戯具に羽子とも胡鬼ノ子ともいひて。木欒子に鳥ノ羽を植し物を。打揚ぐる板を羽子板とも。胡鬼板ともいふ也。舊說には。春初に羽子つきぬれば。夏に至て蚊にさゝるゝ事なき。まじなひ也。といふ事あり。胡鬼子の名あるが如き。その謂レありぬべき事なり。崔豹古今注に。無患子の事をしるして。昔有二神巫一。能符二劾百鬼一。則以二此木一爲レ棒。棒二殺之一。世人相傳。以二此木一爲二器用一。以厭二鬼魅一。故號曰二無患一。と見えたり。我國にも其事を傳へて。胡鬼子といふものを作り出せしに。無患木欒。其子の相似たれば。竟に木欒子を用ゆる事に成りしなるべし。すべて此

國にして。荊楚之俗を傳へし事ども少からず。胡鬼子の如きは。卽今此に來れる喎蘭陀人の兒戲に似もたる事ある也。胡地の俗しかりと見えけり。

檳榔ビンラフ　日本紀には。檳榔の字。讀てアヂマサといふと見えたり。其義不レ詳。倭名鈔には。檳榔此間音旻郞と注したり。これ又其字の音を呼びて。上の字を呼ぶに濁音を用ひし也。

檳榔毛ノ車。檳榔ノ馬裝等の檳榔呼びてビリヤウといふは。比閭の轉聲之誤れる也。此俗にいふビリヤウは。蒲葵也。比閭にはあらず。比閭は卽栟櫚また椶櫚といふ。今いふシユロの木是也。古人誤て椶を蒲葵とせし事もあれば。此にしても蒲葵を比閭といふは可也。比閭を檳榔としるされしは誤り殊に甚し。

羊躑躅イハツヽジ　倭名鈔に。陶隱居の本草注の羊躑躅は。イハツヽジ一つにモチツヽジといふ。本草の茵芋はニツヽジ一つにヲカツヽジといふ。兼名苑に山榴卽山石榴也。花與二羊躑躅一相似といふは。アイツヽジといふと注せり。並に義不レ詳。

藻鹽草に。古歌に躑躅をば浦濱又は河によめりと見えたり。さればイハツヽジ・ヲカツヽジなどの名ありと見えけり。モチツヽジといふは。これも其花葉の茂きをいふなるべし。其葉の上に餅子の如くなるものを生ずる故也。などいふ事あれど。此說は如何にやあるべき。ニツヽジとは其似たるをいひ。アイツヽジといふも。亦これに同じかるべし。今俗に山榴をばヤマツヽジといふ也。東璧本草に。羊躑躅は草部に見えたり。其故を知らず。

蜀漆クサギ　倭名鈔に新抄本草を引て。蜀漆は恒山苗也。クサギ一つにヤマウツギノ子。恒山はウグヒスノイヒ子。一つにクサギノ子といふと注せり。其義並に不レ詳。

俗には此もの草にして木の如し。よりてクサギといふ也といへり。然るべからず。

又本草を引て溲疏一名楊櫨。ウツギといふと注せり。これも義不レ詳。

或人の說に。此木中心空（ウツボ）疏なれば。ウツギといふといへり。萬葉集に子花（ウノハナ）字の花など見えて。卽今

卯の花といふものは。其もの丶花をいふ也。卯ノ花の義は。前の月名の注に見えたり。蜀漆をば東壁本草に。草部に錄したり。此にいふものと異なりと見えたり。こゝにいふクサギは。臭桐または臭梧桐などいふ物也。臭桐は外科百効全書に見え。臭梧桐は群芳譜に見えたり。

竹タケ　萬葉集抄に。タとは高き義也。といひけり。ケとは古語に木をケといふが如し。タケとは其生じて高きをいふ也。倭名鈔に。笣竹は楊氏漢語抄にいふ吳竹也。クレタケといふと見えしは。卽今俗にカンチクといふもの。其字ノ音をもて呼ぶ也。雪竹を俗に寒竹といふものには異なり。[竹淡]竹は楊氏漢語抄にオホダケといふ。今按淡宜レ作レ[竹淡]と見えしは。オホダケとは大竹也。卽今俗にタンチクといふも其字ノ音をもて呼て。或はこれをハチクともいふは。白竹(ハチク)なり。は苦竹は辨色立成に苦竹はカハタケといひ。本朝式に河竹の字を用ゆ。今按宜ニ從レ竹作レ笴と見えしは。古にカハタケといひ。卽今俗にマダケといふ是也。篦はノ。箭竹ノ名也と見えしは。卽今俗にノダケとも。ヤダケともいひて。箭簳となすもの是也。ノとは古語に直をいひてノといひけり蔣魴切韻を引て。篠細々小竹也。シノ一つにサヽといふ。俗用ニ小竹字一と見えしは。卽今もサヽといふもの。其種類亦(ホノマヽ)がり。シノといふは。シとはサといふ語の轉せしにて。卽細也。ノとは卽篦也。サヽとは卽細々サヽ也。

日本紀に小竹讀てシヌといふと見えたり。倭名鈔に俗用といひしこと。心得られず。シヌといひ。シノといふは。語轉せしにて。義異なるにあらず。

笋はタカムナ竹初生也と見えしは。猶竹苗といふが如し。兼名苑注を引て。長間笋はシノメ。笋青。最晩生。味大苦也と見えしは。猶小竹芽(シノメ)といふが如し。俗にシノベダケといふは。其語の轉せしにて。ナヨタケともニガタケともいふこれ也。

萬葉集抄には。ナユ竹といふを釋して。ナユ竹とは唐竹をいふにや。ナヨ竹ともいへり。ユとヨと同内相通ずる也。ナヨ竹のよながきなどもよめり。から竹にあたれり。よながくして。遠くなみよればば也といふ。

篁は竹叢也。タカムラといふ。俗にタカハラといふと見えしは。舊事紀古事記日本紀等に。竹林讀みてタカハラといふ是也。節をフシといひ。亦俗に節をツヽといふが如き不レ詳。

萬葉集抄にはフシといふ。フといふ詞は。隔つといふ心也と見え。ツヽといふ詞は。つヽきてといふ也と見えたれば。フシはその隔あるをいひ。ツヽとは續くの義なるべし。

素戔烏神。出雲國に天降まして。韓郷（カラクニ）の島は金銀あり。吾兒しらすべき國をして。浮寶（ウキタカラ）あらずば。これよからじとのたまひて。鬚髯身の毛拔き散して。杉檜櫲樟被となし給ひ。また噉ふべき八十木種をば。皆能播生らる。五十猛（イソタケル）神。妹大屋津姬（オホヤツヒメ）神抓津姬（ツマツヒメ）神。三柱の神又よく八十種の木を分布き。紀伊國に渡し奉る。卽此國に所祭の神是也。と舊事紀日本紀等に見えたり。上古の俗。木を呼びてケといひしと見えしは。彼神の髮毛より出でし所なるをいふなるべし。紀伊國を木國といひしも。亦此等の義によれりと見えたり。凡そ木を呼びて。ケといひキといふが如き。皆これ相轉じていひし也。されど是よりさきに陰陽二柱の神。生み給ひし木ノ神草ノ祖等の神。また鳥石楠船神などいふ神も見えて。日ノ神。天磐屋戶にこもり給ひし時。天の香山の賢木。天之婆々迦。また手置帆負彥狹知の神の。瑞ノ殿を造られし。大峽小峽之材ありと見え。又彼神の斬り給ひし八岐大蛇の身には。蘿を生じ。松柏椙檜背（ソヒラノウヘ）上に生ひしなども。しるされしかば。其髮毛をもて。化し生ふし給ふを待たずして。是等の物ども。おのづからありける也。凡そ太古の事の如きは。各〳〵みづから傳聞にし事をいひつぎ。語りつぎし所なれば。其說同じかるべきにもあらず。强て其義を求むまじき事也。倭名鈔木竹の部に見えし所。釋すべき事あるをば。こヽに釋しつ。其名義或は知るべからず。或は自ら明かなる。釋すべからず。椶櫚をスロといひ。陵苕をノゼウといひ。木蘭をモクランといひ。皂莢子をサイカシといひし類は。並に其字の音を轉じて呼びし也。厚朴をホヽガシハノキといふが如きは。

ホヽは朴字の音を轉じて呼び。カシハとは其葉をいひし也。五加をウコキといふが如きは。ウコは五加の漢音をもて呼び。キは卽木也。合歡木をネムリノキといひしが如きは。その朝舒暮斂るをいひて。又萬葉集にカウカといひしは。其字音を轉じて呼びし也。是等の類。又釋するにも及ばず。其餘古より此かた。世の俗いひつきし所の如きは。悉くに擧るにいとまあらず。

已上樹竹

東雅卷之十七

禽鳥第十七

雞ニハツトリ　日神天磐屋戸をさしこもり給ひし時。思兼神。常世長鳴鳥を集めて鳴しめられしと見えしは。〔舊事古事日本紀等に〕鷄をいふといひ傳へし也。さらばニハツトリとは齋場の鳥なるをいひしなるべし。一つに木綿付鳥などいひしも。此事にやよりぬらん。

世のさわがしき時の祭儀によれりなどいふは。古義の隱れて後に。いひ出したりける事にや。又唯よのつね人家の庭に棲む鳥なれば。かくいひしも知るべからず。萬葉集に。雞の字讀でカケといひしは東國の方言といふ也。仙覺抄には。カケとは啼聲によりていへりと見えたり。古歌にカケロと啼くなど讀し。これなるべし。古の俗其啼聲によりて。名づけ呼びし鳥もありとは見えたり。家雞の字讀でカケといふなどもいへど。凡そ事にはよりぬれど。古の方俗の言に。夫等の字義によりし事有べしとも思はれず。

倭名鈔には。雞を載せず。もとより遺漏ありけるにや。また脫簡もありけるにや。今知るべからず。今俗にその種類によりて。名づけ呼ぶもの多かり。

雉キジ　倭名鈔は廣雅を引て。雉はキヾス。一つにキジといふ。野鷄也と注せり。日ノ神、高木ノ神とはかり給ひて。此葦原の中ッ國に。天稚彦を天降し給ひしに。三年になるまで歸りごと申さゞれば。無名雉を遣はして。其由を問給ひしとも。雉名鳴女を遣はされしなども見えたり。〔舊事古事日本紀等に〕日本紀に見えし歌には。雉をはキヾシと讀たり。キヾスとは。キヾシといひしが轉せしよし。舊說には見えたり。〔藻鹽草に〕キヾシといふ義不レ詳。

此物の名。太古之頃に聞えて其義既に不レ詳。則今俗に。凡そ事のはげしきをケヾシといふ事あり。もし古の遺言ならんには。ケヾシとは。キヾシといふ語の轉せしにて。キヾシといひしは。此鳥の性の勇み烈しきをいひしも知るべからず。

また地理志を引て。山雞はヤマドリと注したり。李東璧本草によるに。鷂雉一つには山雞といふ。雉は居原。鷂ハ居ニ山林。故得ニ山名ト見えしもの卽是也。

倭名鈔に七卷食經を引て。山雞一名鸐鷄。今按鸐鷄山雞種類各異と見えたり。東璧本草に。山雞有ニ四種。名同物異と見えけり。それが中鸐雉といふは。卽錦雞。たゞ今漢地より來るあり。此にいふ山雞とは異也。

鳩ハト　日ノ神高木ノ神。無名雉と無名雉鳩とを葦原中國に遣はされしに。此雉も鳩も降來りて。粟田豆田を見て。留りて還らず。雉の頓使といひ。豆見落居る鳩といふ古語は。此事也と舊事紀にしるされたり。卽今も俗に雉鳩と呼びぬる鳩はある也。釋日本紀には。ハトは速鳥之義也と見えたり。其飛ぶ事の速きをいひしと見えたり。倭名鈔に。玉篇本草崔禹錫食經兼名苑注等を引き。鳩はヤマバト。此鳥種類甚多し。鳩其總名也。鴿はイヘバトと注せり。また崔禹錫食經を引て。鶬はイカルガ。貌似鴿而白喙者也。兼名苑注云斑鳩・鸖大尾短者也。日本紀私記に讀む事。上に同じと注せり。イカルガの義不詳。日本紀に斑鳩讀でイカルガといふ。鶬字今不詳。下學集に。鶬は豆甘鳥なりと注したり。食經兼名苑注等に見えし所の如きは。下學集の說に。相合ひしにや。されど豆甘といふ鳥は。辨色立成を引て。臘觜鳥讀でアトリとなす者に似たり。もし下學集に見えし所に據らむには。臘觜鳥といふもの。別にこれ一物なるべし。舜水朱氏は。ヤマバトは青鵻也。イヘバトは海鴿子。則勃鳩也。ツチバトは斑鳩也といひしといふ也。もし又斑鳩の字によらむには。斑隹とも錦鳩ともいひて此俗ツチバトといふものは。卽斑鳩也。

雁カリ　天稚彥の死せし時に。河雁鷺翠鳥雀雉鷦鷯鵄烏等をして。葬事に從はしめしといふ事。舊事紀古事記日本紀等に見えたり。是は天稚彥の身まかりし。高津鳥の殃によりしと見えたれば。(式の祝詞)太古之俗いひつぎし所。かくの如くなりし也。されど是等の鳥の名。既に其代に聞えて。其名づけいひし所の義の如き。今は隱れて知るべからぬ多かり。河雁といふものゝ如きは。其羂にかゝりしを。火々出見

尊の放ちやり給ひしとも見えけり。舊說には鳧雁の類をいふ也とのみ見えて。疏纂其物も不レ詳。カリといふ事は。仁德天皇の御代に。茨田(マムタ)堤に。子生るを御歌賜りて。武內宿禰に問はせ給ひ。返歌奉られし事見えたり。其餘日本紀に見えし歌には。カリカリなどもよめる見えたれども。其義は聞えず。仁德天皇の御歌にも。武內宿禰の歌にも。カリと見えたり。しかるをカハガリといふもの。二たびまで見えしは。カリといふものに。異なるものにや不レ詳。或人の說に。カリといふは。カヘリ也。カヘリとは歸也といふ也。カルといふ鳥も。萬葉集の歌に見えて。抄には鴨類也と注しぬ。これもまた歸るをやいひぬらん。鴨をカモといひ。鷗をカモメといひし如きは。水にすむもの。多くはカといふ詞をもて呼びし也。必其故ありぬべけれど。世すでに久しくなりて。其義の隱れし也。強て其說をつくるべからず。今に至ては。鴻雁之類。俗の呼ぶ所各異也。毛詩疏によるに。大曰レ鴻小曰レ雁と見えたり。鴻は下學集に。菱食と見えしもの是也。雁また大あり小あり白あり。又赤きものもある也。それは古に朱雁などいひしものども。海外の國にはありといひて。繪がきしものをば見る事を得たりき。

鷺サギ　倭名鈔に。唐韻崔禹錫食經等を引て。鵅鵝は白鷺也。サギといふ。其聲似ニ人呼喚一者也と注せり。サギといふ義不レ詳。

或人の說に。サギとはイサギヨキ也といふ也。此物の名。後の代より聞えたらむには。さもこそあらめ。其物の太古の時に見えし所。前に記せし事の如く。其代には後の代に。イサギヨシなど。いふ詞をば。ユともいひ。スガともいひたり。古語にサといひしには。喧しく騷しき義ありと見えたり。古事記に。日神・天磐屋戶にこもり給ひしかば。常夜(トコヤミ)往て。萬神之聲狹蠅(サハヘ)なすと見え。又天忍穗耳命。天浮橋に立して。豊葦原之水穗國は。伊多久佐夜藝氐有那(祁か)理との給ひしとも見えたり。其サハヘといふも。サヤグといふも。並に騷しき義にて。日本紀に訕呲讀でサハメクと注せられ。喚讀でサケブといふが如き。幷に其サといふは。喧しく騷しき義也。太古之俗に。鷺を

呼びてサギといひしは。其聲のサヤギぬるをもて。かく名づけしなるべし。倭名鈔にも。食經を引て其聲似ニ人呼喚一などども見えけり。鵲をカササギといひ。又兎をウサギといひ。猿をもサルといふが如き。これら其潔き義あるべしとも思はれず。鵲は噪き。兎は趫捷善ク走るもの。猿は躁動害レ物もの也。されば又此名あるに似たり。されど太古之語に出し所の如きは。今に於て如何にとも知るべからず。

また崔禹錫食經を引て。鷺又有ニ二種一。相似而小。色蒼黑。幷在ニ水湖間一。漢語抄に蒼鷺はミトサギといふと注せり。ミトの義不レ詳。

或人の説に。蒼鷺はアヲサギといふ也。其字の訓をもて呼びなむには。さもありぬべし。されど食經の文の如きは。鷺に似て小しく。色蒼黑のものと見えたり。卽今サギといひて。其色白く頂に長毛あるものには。大なるあり。これに次ぐものあり。小しきなるあり。觜の扁なるあり。また頂に長毛なきありて。其大小も同じからねど。アヲサギといふものは。夫等の物より。小しきなるにはあらず。サギより小しくして。其色蒼黑ならむには。俗呼びてゴイサギといふものにこそあるべけれ。ふるき歌にも。シラサギ・アヲサギ・ミトサギなどよみしも見えたれど。ゴイサギとおぼしきものは聞えず。さらばミトサギといふもの。俗にはゴイサギといひしにや。ミトとは水湖之間にありといふによらば水門の義也と見えたり。

又或人の説に。倭名鈔に辨色立成を引て鵁鶄イビといふものは。今俗にゴイサギといふもの也といふ也。鵁鶄の形狀は。陳藏器李東璧等の本草に見えし所。詳にして。此にゴイサギといふものには。似たる所ありとも見えず。

鴗ソビ　舊事古事記等に。翠鳥讀でソビといひしを。日本紀には鴗の字を用ひて。讀む事は同じ。倭名鈔に爾雅集注を引て。鴗一名水狗色青翠而食レ魚小鳥也。文德實錄には。魚虎鳥ノ字を用ゆ。今按魚虎見ニ兼名苑等一と注せり。ソビの義不レ詳。今俗にシヨウビといふは。ソビといふ語の轉せし也。又カハセミともいふは。ミヤマソビといふものあるに對しいふ也。カハとは川也。ミヤマとは深山也。セミ

とはソビの轉せし也。ソといひスといふは轉語也。ソビとは其小しきなるをいふに似たり。古語に鳥を呼びてヒといひし事は。下に見えたり。ミヤマソビといふものは。其形ソビに似て大きに。毛冠も大きくして。毛羽に白黑斑文ある也。東國之俗に呼びてキヨモリなどいふ也。其故を問ふに。此鳥能渴して水を好むによりて。淸盛といふ也といふ。さらば古歌に奥山に水乞ふなど讀し。水乞鳥といふものの類にや。詳なる事をば知らず。

雀スヾメ　古事記に天若彥の身まかりし時。雀を碓女となせしといふ事あり。スヾメとはウスメといふ語の轉せしに似たり。されど舊事紀には碓舂女としるされ。日本紀には舂女とも見えたれば。其いひつぎし所。同じからずと見えたり。或はスヾとは猶サヽといふが如く。其小しきにして小しきをいひしも知るべからず。メといひしは。古俗鳥を呼びてメといひし少からず。鴿をヒメといひ。鵠をシメといひ。鷗をカモメといひ。燕をツバクラメトいひしが如き是也。

鷦鷯サヽギ　倭名鈔に。鷦鷯は。サヽギ小鳥也と注せり。古語に細にして細かなるを狹といひけり。キとは。古語鳥を呼びし語也。其義は不ㇾ詳。鷺をサギといひ。鴇をツキといひ。鷸をシギといひ。鴉をカヤクキといひしが如き是也。即今俗にミソサヾイといふ是也。ミソといふも。其細かなる事を重ねいひしと見えたり。

密の字ミソカ讀むも細密之義也。下學集に此鳥溝に栖む事三歲かるが故に。ミソサンザイといふと見えし如きは。當時の野說と見えたり。俗に四十カラと呼ぶものあり。サヾキにミソの名あるによれるなるべし。ミソは三十といふ也。

また倭名鈔に兼名苑の注を引て。巧婦はタクミドリ。好剖㆓葦皮㆒食㆓中虫㆒。故亦名㆓蘆虎㆒と注したり。其注せし所の如きは。鷦鷯と巧婦と二物也。されど爾雅方言及び東壁本草等に據るに。巧婦といふは鷦鷯の一名にして。巧婦といふは。其巣を作る事の。巧なるをいひし也。好剖ㇾ葦ものは。鳭鷯といふものにして鷦ノの類なる也。

爾雅に桃蟲鷦其雌鴱と見えし注に。鷦鷯桃雀也。

俗呼爲二巧婦一と見え又鷹鵰は剖葦と見えし注に。好剖二葦皮一食二其中蟲一因名云。江東呼二蘆虎一。似レ雀青斑長尾と見えたり。さらば鷦鷯卽巧婦也剖葦は卽鷹鵰也。東壁か本草爾雅注に見えし所によりて。剖葦をば鷦類となしけり。兼名苑注の如きは。二鳥を合せて一つとなし。倭名鈔竟に其訛を承けし也。但し兼名苑注のみ訛れるのみにもあらず。通雅には鷦鷯鶺鷗鷹鵰皆一聲之轉となし。正字通又これによりて。同物異名とはいひし也。我師なりし人は。爾雅にいふ剖葦は。此にいふヨシキリといふ物にやといひけり

鴟トビ

倭名鈔に本草を引て。鴟一名鳶。トビといふと注せり。トビの義不レ詳。

或人の說にトビとは。飛也といひけり。もしさらば義自ら明也。古語にトとのみいひしも。鳥にしてヒといふをもて呼びし鳥もありけり。鵄をツヒといひ。鵜鶘をイヒといひ。鵠をクヽヒといふが如き是也。此物の名は。太古の時より聞えたり。トビといひし別に義ありしも。今に於ては計り難し。

烏カラス

倭名鈔に爾雅唐韻兼名苑等を引て。烏一名鴉。カラスと注したり。萬葉集抄に。カラスとは。クロシといふ詞也。これは轉聲也と見えたり。卽今俗にホソガラスといふ鳥也。ハシブトガラスといふは鴉也。ハシブトとは大觜烏・巨喙烏など見えし是也。

木兎ツク

日本紀私記に。筑紫州。地形如二木兎一故名レ之。木兎は鳥名。此云二都久一と見え。また日本紀には。仁德天皇の生れ給ひし時。木兎產殿に入りし事など見えたれど。ツクの義は不レ詳。倭名鈔には爾雅注を引て。木兎はツク。或云ミヽヅク。似レ鴟而小。兎頭毛角者也と注しまた梟はフクロフ。辨色立成にサケといふ。鵂鶹は漢語抄にイヒトヨといふと見えたり。日本紀に休留。豐浦大臣の宅倉に子を產む事をしるされ。休留は茅鴟也と注せられしを。釋にはイヒトヨは梟ノ異名也。爾雅によるに。これら皆梟類にして。惡聲の鳥也と見えたり。サケといひ。イヒトヨといふが如き。並又不レ詳。

爾雅によるに茅鴟は鵵鴟也と見え。又怪鴟老兎角鴟等の名あり。東壁本草によるに此物二種あ

り。鵋鵂は大如二鴟鷹一。黃黑斑色頭目如レ猫。有二毛角兩耳一。晝伏夜出。といふものは卽木兎也。一種鵂鶹大如二鴝鵒一。毛色如レ鷂頭目亦如レ猫。といふは卽茅鴟也。これら皆鴟ノ類と見えたり鴟とは梟一名鴟といふもの卽梟鴟也。卽今俗所レ呼幸胡者。少美好而長醜惡。狀如二母雞一。有二斑文一。頭如二鴝鵒一。目如二猫目一。其名自呼。と東壁が注せしもの卽梟也。此にしても舊說に梟の幼き時の名を。カホヨドリといふ也といひ。亦俗にフクロフとは。己が名を呼ぶ也などいふが如き。東壁が說に相合へり。木兎をツクといふは。ツは角也其耳の角の如くなるをいひしなるへし。角をツといひし事は前に注せり。サケとは其聲の惡しきをいふなるべし。叫ノ字讀てサケブといふも亦此義也。フクロフとは。卽其鳴聲をもて名となして呼ぶ也。イヒトヨの義不レ詳。又倭名鈔に。怪鴟・漢語抄にヨタカといふと見えしも又此類なる也。

桃花鳥ツキ　日本紀に桃花鳥讀でツキといひけり。倭名鈔には。玉篇を引て鴇はツキ赤喙自呼之鳥也。楊氏漢語抄の紅鶴。名上に同じ。俗用二鴾字一。今按所レ出並未レ詳と注せり。鴇の字。爾雅に鴇鶬といふは見えたれど。此にしてツキといふものとは見えず。前の鶬鶴の注に見えたり 楊氏がいひし紅鶴は。食物本草に。紅鶴は鷺ノ類にして色紅。禽經所レ謂朱鷺是也。と見えしもの卽是也。國史に桃花鳥としるされしは。我國の方言に出しも知るべからず。鴾の字の如きは。我國之俗創造りし所なるべし。ツキの義不レ詳。又俗にトキといひしは。其語の轉也。

鴾の字年に從ふにはあらず。詩經に見えし鴇也といふ說あり。鴇は今俗に野雁といふもの。紅鶴にはあらず。

鵙モズ　倭名鈔に兼名苑を引て。鵙一名鶪。伯勞也。日本紀私記に百舌鳥といふ。楊氏漢語抄に伯勞はモズ。一つに鵙といふと注せり。鵙は卽今いふモズ也。日本紀に百舌鳥としるされしは。其字を借りて讀でモズとせられし也。正訓とは見えず。モズの義不レ詳。

舜水朱氏モズを見て。不レ知といひ。百舌をモズといふは非也といひしといふ也。吳元化毛詩鳥獸草木攷に鵙似二鸜鵒一而大。性好二單棲一。毛羽灰

色。黑眉鷹嘴。能捕二燕雀一。伯趙氏・司至。伯趙鵙也といひけり。此説の如きは。此に鵙讀でモズといふものに相合へり。其鸐鶪といふものは。百舌とも反舌ともいふ也。其似たるによりて。百舌をモズとなせしなるべし。

鷸 シギ　舊事紀に鷸山祇神(シギヤマツミノ)といふ見えしを。古事記には志藝山津見神(シギヤマツミノ)に作り。日本紀には舊事紀によりて。鷸此にシギといふと注せられたり。又神武天皇。大倭兎田之兄猾(ウタノエウケシ)を斬給ひて。御軍を勞饗し給ひし時の御歌にも。此鳥の事をば讀み給ひたりけり。倭名鈔には玉篇を引て。鷸野鳥也楊氏漢語抄にいふシギ。一つに田鳥といふと注したり。後俗田に從ひ鳥に從ふ字。創造りて讀でシギといふは。楊氏の説によれる也。シギの義不レ詳。萬葉集抄に。古語にシギといひしは。繁しといふ詞なりといひけり。舊事紀に鷸山と見えしも。後にシゲヤマといふが如くに。其木立の繁きをいひしを。鷸の字を借用ひてしるされたる也。されど又是によりて鷸此にシギと名づけしは。繁の義ありしとも知られける也。舊説に古歌にシギのはねがきもゝかくといふは。曉の事也。しげき事に讀りと見えけり。藻鹽草にさらばシギとは。其羽音の繁きによれるにぞあるべき。爾雅鴽鴾母といふ注に。鷸也と見え。正字通に鷸は鶉屬說文本作レ鴽俗作レ鷸非。と見えたれど。其形狀の如き不レ詳或人陳藏器本草によりて鷸をもてシギとす。其説の如きは鷸似レ鶉。色蒼嘴長。在二泥塗間一。作二鷸々聲一亦鵪鶉類也と見えけり。其形狀は似たる所なきにあらず舜水朱氏。此にいふシギは本國にも甚だ多しされど其名をば知らず。鷸は海上にある鳥也といひし也。通雅には。古傳に見えし鷸冠之鷸は。海上にあるもの。爾雅に翠鷸といふ是也。說文に。見えし知雨の鷸は。李時珍田鳥の小者といふもの蘇秦が鷸蚌といふ是也と見えたり。是等の外また廣雅に。鷸屬之鷸も見えたり。さらば鷸といふもの。一名にして三物ありけり。舜水執レ一之説必らずより從ふべきにもあらず。唯いづれにもあれ。鷸讀でシギといふは。本朝の國史に見えし所也。楊氏の説によりて田鳥となしなむも。亦これ我國の方言也。鷺讀でシギといふが如きは。いまだ其據を見ず。

護田鳥ヲスメドリ　倭名鈔に爾雅集注を引て。鴋一名澤虞。卽護田鳥也。常在二澤中一。見レ人輙鳴。有レ似二主守官一故以名之。楊氏漢語抄にヲスメドリといふと注せり。ヲスメの義不レ詳。後俗ウスベといふは其語轉せし也。鶶(タカノハ)羽にウスベフといふ名あるは。其文此鳥に似たるをいふ也。

或人の說に。方目本草綱目に見えたり。鴋目亦名二澤虞一。護田鳥ともいふ。此にバンといふもの也といへり。李東璧がいふ所の方目の如きは。此にいふバンに似てけり。もし其物ならむには。バンといふは鴋字の漢音を轉じて呼びし也。古語拾遺に。天鈿女神をウスメといひしは。古語にヲスシといひしは畏るべきの義也。此神女神なれどおそろしき神なれば。かくいひしと見えたり古俗鴋をよびてヲスメとも。ウスベともいひしは。その方目畏るべき義にやありけむ。また今の俗に。鷭の字を用ひて。バンといふが如き然るべしとも思はれず。鷭は鴨の一名也と見えたり。舜水朱氏は。此にバンといふもの。竹雞に似たれども非也。竹雞をヤマシギといふも亦非也といひけり。漢人の繪かきし竹鷄を見しに。朱氏の說の如くにぞありける。

水雞クヒナ　日本紀に水鷄。此にクヒナといふと注せられたり。倭名鈔には崔禹錫食經を引て。蠚鳥はクヒナ。貌似二水雞一能食レ[illegible]。故以名レ之。漢語抄には水雞といふと注せり。其注せし所の如きは。水鷄と蠚鳥とは。一名にして二物也と見えたり。クヒナの義幷に不レ詳。

或人の說にクヒナは秧雞。居二田澤畔一。夏至後。夜鳴達レ旦といふもの。クイはキといふ音を開呼ぶ也。ナは鳴也。來(キ)鳴(ナク)之義也といふ也。いかにあるべき。倭名鈔に食經を引て。クヒナの注となせしは。食[illegible]之義に取れる也。東璧本草に注せし秧雞の如きは。此にいふクヒナに似たる事は似たれど。舜水朱氏は。秧雞は此にいふクヒナにはあらずといひけり。

鶚鳩ミサゴ　景行天皇。東國に幸まして上總の海より淡水門(アハノミナト)を渡り給ふ時に。覺賀鳥の聲聞えしを。其鳥みそなはし給はむとて。海中に出給ひしと。日本紀に見えしを釋して。私記に安大夫の說に。ミサ

ゴ公望按ずるに。高橋氏文ミサゴといふとしるせり。其カクガといひ。ミサゴといふ。古今の名同じからぬ歟。又カクガといふは。東國の方言にやありけむ。其義も亦不レ詳。ミサゴとは萬葉集に。水沙兒としるしたれば。其水沙之際にあるをもて。かく名づけいひしと見えたり。倭名鈔には。爾雅集注を引て。鴡鳩はミサゴ。鵰屬也。好在二江邊山中一。亦食レ魚者也と注したり。

鶺鴒ニハクナブリ　舊事紀に陰陽二神。此鳥を見て人道の事を知り給ひしと見えたり。さらば此國の鳥の名聞えし。是よりさきなるものもあらじ。されど總てかゝる事の如きは。太古朴陋之俗のいひつぎしまゝにしるされし所也。其事實なるべきにも非ず。倭名鈔には字亦作二鶺鴒一。ニハクナフリといふ。日本紀私記に。トツギヲシヘドリといふと注せり。舊説にはニハタヽキとも。イシタヽキとも。ツヽナハセドリとも。又稻負鳥ともいふと見えたり。日本紀抄藻鹽草等舊事紀に。此鳥搖二其首尾一。と見えしを。日本紀に搖讀でタヽクといふと見えたり。ニハタヽキとも。イシタヽキともいふが如きは。即此義によりて。ニハクナブリといふも。ニハタヽキといふが如くなるべけれど。總て其詳なる事は知らず。

鴨カモ　海神の女豐玉姫命。本國に歸給ひし後。火火出見尊に贈給ひし御歌に。瀛津鳥鴨つく島と讀給ひし事。古事記日本紀に見えたり。たゞ其カモといふ義は闕けぬ。倭名鈔には爾雅注を引て。鴨野名曰レ鳧。家名曰レ鶩。楊氏漢語抄に鳧鷖はカモといふと見え。鷉一名沉鳧。似レ鴨而小。背上有レ文。漢語抄にタカベといふ。郭璞方言注。鸊鷉は野鳧。小而好没二水中一也と見えしは。ニホといふと注せり。ニホトリは仲哀天皇の、御子忍熊王の歌にも見えたり。萬葉集にも。高部爾保鳥又カルといふも見えて。仙覺抄にカルは鴨類にて。田舍人は黑鴨などもいふ也。と見えたれどタカベ・ニホ・カルなどいふ義も並に不レ詳。

李東璧本草によるに。鴨は鶩今俗にアヒロといふもの。鳧はカモといふもの也。されど古より此かた鴨をカモと讀むは。我國の方言也。鷉は今もタカベといひて野鳧の類也。鸊鷉の如きは。揚子方言によるに。野鳧之小而好没二水中一者也と見え

しは古にニホといひ。今俗にイヨメとも。カイツブリともいふもの。大者謂二之鸊鷉一と見えしは。韓保昇が說に刁鴨といふもの。卽今俗に小鴨といふものと見えたり。舜水朱氏は。皂は此にいふマガモ也。飛皂水皂水鴨野鴨皆同じ。頭及び頸に赤毛あり。或は黑く或は蒼く。或は黃黑。これを漂鴨といふ。漂レ水甚多をいふといひし也。水胡盧はコガモ。栗鴨はクロガモ。といふといひし也。其種類特に多くして。此の俗よぶ所も名品多かり。カモの義。今知るべからず。タカベ・ニホ亦同じ。ニホとは湖をいひぬれば。ニホトリとは。湖中にあるの義にもやあるべき。アヒロとはアは足也ヒロは濶也。その濶歩するをいひしと見えたり。イヨメといふは。ニホメの轉せし也。カイツブリといふは。京畿の俗カイといふは。猶乍(タチマチ)といふが如し。ツブリとは。その水に沒する音をかたどりいひし也。鳰の字を用ひてニホと讀むは。我國之俗。創造りし所と見えたり。

鷗カモメ　萬葉集には加萬目(カマメ)としるして。カマメと讀み。また鴨妻としるして。カモメと讀けり。カマメといひ。カモメといふ。只其語の轉せしにて。異なる物とは見えず。カモメといふ義の如きは不レ詳。

カモメとは。卽鴨妻の義にて。鴨の如くにして小しきなるをいひしなるべし。

又其類にして小なる潮に隨ひて。往來ふものを千鳥といふ。此物の名は火火出見尊の御歌にも見えて。萬葉集には。乳鳥とも知鳥とも智鳥ともしるせり。其義不レ詳。

海物異名記に。鷗之別類。群鳴喈喈隨レ潮。謂二之信鷗一と見え泉州府志に。質小而輕迅。謂二之信鳥一と見えて。李東璧本草には。信鷗といひしもの。卽此にチドリといふ是也。チドリとは其群の多きをいふ事。猶百千鳥などいふ事の如くなるべし

鴛鴦ヲシ　倭名鈔に崔禹錫古今注を引て。鴛鴦はヲシ雌雄未二嘗相離一。人得二其一一。則其一思而死。故名二匹鳥一也。楊氏漢語抄に鸂鶒といふと注せり。陳藏器本草によるに。此にいふヲシは。卽鸂鶒也。楊氏が說の如し。されど唐人の詩に。紫鴛鴦と賦せし

此物なれば。鴛鴦の字用むも。あしかるべきにもあらず。ヲシといふ義不レ詳。

舜水朱氏もヲシは鸂鶒也。此國にして鴛鴦をば見ず。本草綱目に鸂鶒形大レ于ニ鴛鴦一と云ひしは誤れる也といひけり。東璧鴛鴦の注を見るに。此にいふヲシにはあらず。藏器本草には。形小レ于レ鴨と見えたり。舜水之説誣べからず。此物の名は。上古の時には聞えず。さらば後の人其雌雄未ニ甞相離一之義によりて。雄雌の字の音をもて。呼びしなるべし。

鸕鷀ウ　大己貴神。出雲國多藝志之小濱にして。建(タケ)御雷(ミツチノ)神を饗せられし時。櫛八玉(クシヤタマノ)神。鵜と化りしといふ事。舊事紀古事記に見え。又彦波瀲武の生れませし時。鸕鷀羽をもて産屋を葺しと。舊事紀日本紀に見えしを。古事記には。鵜羽としるせし。倭名鈔には。辨色立成を引て。大曰ニ鸕鷀一。日本紀私記にいふシマツドリ。小曰ニ鵜鶘一。俗にいふウと注したり。此注せし所の如きは。其大なるをシマツドリといひ。小なるを俗にウといふ也。されど上世よりいひつぎし所は。ウとこそいふなれ。シマツドリといふ事は。神武天皇の御歌に。ウといふ事のたまひ出むための御詞也しを。後には其名となりしと見えたり。シマツドリとは。其島に棲ぬるをいふよし。萬葉集抄にも見えたれど。ウといふ義は不レ詳。

ウとは浮之義なるに似たり。下句にウとのたまひ出すべきための枕詞也。されば日本紀私記にも。欲レ讀レ鵜之發語也とはいひけり。たとへば火火出見の御歌に。鴨とのたまひ出すべきために。上句にヲキツドリと讀み給ひし事の如し。鴨の一名をヲキツドリといふよしは聞えねど。鵜をばシマツドリといふ事になりて。又其大なるをシマツドリといひ。小なるをウといふなどいふ事も出來しと見えたり。辨色立成に小曰ニ鵜鶘一の説も。心えられず。毛詩曹風に見えし鵜は。陸璣疏には。鵜水鳥。形鴨而極大。喙長尺餘。直而廣。頷下胡大如ニ數升囊一と見え。爾雅に鵜は。鴮鸅と見えて。郭璞注には今之鵜鶘也と見えたり。其鳥のむかし此にも飛來りしを。皆人大鳥などいひて集り見るほどに。我もまさしく見てけり。陸璣疏

に見えし所の如く。極めて大なる白き鳥の。鸕鷀には似るべくもあらず。古事記に鵜字讀でウといひしが如きは。其字借用ひしのみにて。正訓にはあらず。

鶴ツル　倭名鈔四聲字苑を引て。鶴はツル似レ鵠長喙高脚者也。楊氏抄一つにタヅといふ。今按俗謂レ鶴爲二葦鶴(アシタヅ)一是也と注せり。ツルといひ。タヅといふ。義並に不レ詳。

萬葉集歌に。鶴群讀でツルムラといひけり。ツルといひ。ツラといふは轉語なり。ツルとは其飛止共に群列あるをやいひぬらん。又た一つにはタヅとは俗に田鶴としるせり。その平田に降り止るをいふにやあるらん。

又一種青蒼色のものの。俗に眞名鶴(マナツル)といふあり。舊説にまなづるは。一説に白鶴也といひけり。藻鹽草に上古の俗。眞名井眞名鹿などいひし語によらむには。白鶴を呼びていひしも知るべからず。此物は爾雅に鶬鴰と見えしもの。宋玉小招に煎二鴻鶬一といひ。景差大招に炙レ鴰といひしものにて。古人多食(ク)ひし所と見えたれば。マナとは櫛八玉神の天之眞(アマノマ)魚咋(ナクヒ)といひしが如く。その食ふべきをいひしも知るべからず。亦俗に黑鶴といふものゝ如きも。鶬鴰の類と見えけり。

古俗魚菜の類すべて食ふべきものをナといひけり。後に菜をナといひ。魚をマナといひし卽是也。酒肴をサカナといひしも。又此義也。鶬鴰をマナヅルといひしも。その鶴に似て食ふべきものなるをいひしに似てけり。舜水朱氏マナヅルは灰鶴也といひしといふ也。これは東壁本草の鶬鴰の解に。大如レ鶴青蒼色。亦有二灰色者一といふによりて此説ありと見えたれど。灰鶴といふものは。鶬鴰をいひしにはあらず。桂海虞衡志に。灰鶴大如レ鶴。通身慘色。去レ頂二寸許。毛始丹。及二頂之半一。亦能鳴舞。と見えたり。此ものを海舶の載來れるを見し事もある也。志にしるせし所に違ふ所もなし。俗には暹羅鶴といふ卽是也。

鵠クヾヒ　倭名鈔に漢語抄に鵠はコフ。日本紀私記にクヾヒといふと注せり。垂仁天皇の皇子譽津別(ホムツワケ)命年壯になり給ふまで。物言ふ事おはしまさゞり

しに。高往鵠（タカユククヾヒ）の音を聞しめして。始て其名を問給ひしといふ事。古事記日本紀に見えて。鵠讀でクヾヒといひけり。其代に漢字いまだ傳はらず。此物の名。漢語抄の如く。其字音を轉じて呼ぶべきにあらず。クヾヒの義不レ詳。卽今俗には白鳥の字音をもて。ハクテウといひ。漢の俗に天鵝といふ是也。

クヾヒとは。クヾは其啼聲をもて呼びしに似たり。ヒとは古の俗。鳥を呼びし語。前注に見えたり。されど詳なる事を知らず。

鸛ヲホトリ　倭名鈔に本草を引て。鸛はヲホトリ水鳥似レ鵠而巣レ樹者也と注せり。ヲホトリは大鳥也。卽今俗にコフヅルとも。コフノトリともいふ也。鵠に似たる謂なるのべし。

鵝ガ　倭名鈔に兼名苑注を引て。鵝は音峩。形如レ鴈人家所レ畜也と注して。此にして呼ぶ所の名は注せず。雄略天皇の御代に。身狹村主靑（ムサノスクリアヲ）等。呉國に使して還る時に。二鵝を帶（ビ）來れるに。道にして。犬のために囓れて死せし事。日本紀に見えて。釋には讀でヲホガリといふと見えたれど。其代の呼びし所とは見えず。卽今俗にタウガンといふは。唐鴈也。

此餘鳳凰孔雀鸚鵡等の如きも。亦皆其字音をもて呼びしと見えたり。

鵲カササギ　推古天皇の御時に。難波吉士磐金（ナニハキシイハガネ）新羅より到りて。鵲二隻を獻ず。難波の杜（モリ）に養はしむ。因以巣レ枝而産レ子といふ事見えたり日本紀に。これ我國に鵲來りし事の始也。カササギとは。新羅の方言と。此國の方言とを倂せ呼びしと見えたり。卽今も朝鮮の方言に。鵲を呼びてカシといふ也。カサといひ。カシといふは轉語也。サギは卽噪（サワギ）也。鵲噪ぎぬれば喜ありなど漢人の説に見えたり。

春鳥ウグヒス　倭名鈔に陸詞切韻を引て。鸎は春鳥也。楊氏漢語抄に春鳥子ウグヒスといふと注せり。萬葉集に春鳥讀でウグヒスといひしも。楊氏の説によれるなるべし。ウグヒスといふ義も不レ詳。鶯といふ物は。卽今海舶に載來れる黄鳥といふもの。此にウグヒスといふ物にはあらず。

鶯（ノ）字讀でウグヒスとなす事。未だ其所出を知らず。萬葉集の中にも。鶯讀でウグヒスとひいしと見えたれば。因（リ）來る所既に久しき事と見えたり。楊氏春鳥の説の如きも。其據を知らず。鶯讀で

ウグヒスとなす事。旣に此國の方言の如くなりしかど。春鳥の字も又萬葉集の如きも。取用ひし所にて。これ彼よりも勝りしやうにも見ゆれば。今こゝには其字を用ひし也。ウグヒスといふ義の如きも。舊釋せし事も見えず。されど梅が枝にこそウグヒスは巣をくへといひし如きは。ウグヒスといふ名の義疏の如くには見えぬ也。舊說にも。源氏物語に鶯のすだちし松といふ事を。鶯は松に巣くふといへり。なべては梅竹に巣くふ也ともいひけり。ウグヒスとは。木にもあれ。竹にもあれ。その叢り生ふる所に。巢をくひぬるものなるをいひしなるべし。古語に凡草木の類。叢り生ふるをフといひ。轉じてはウといひけり。日本紀に竹村讀でタケフといひ。又萬葉集抄に。麻の生ふる所をばヲといふ也。など見えし是也。萬葉集の歌に。柳のウレに鶯鳴つなど讀し。ウといひしは。上に見えし義にして。レとは詞助なる也。或人楊氏春鳥の事によりて。其春鳥といひし惜春鳥報春鳥などいひしもの丶類をやいひぬらん。今試に漢音を操りてウグヒスの語を學びぬれば。惜春鳥の莫摘花果と啼が如く。又報春鳥の春起春去と啼が如し護花鳥の無偸花果と啼が如くにもある也といふ也。されど惜春鳥は。其形不ㇾ踰ㇾ燕と見え。報春鳥は如㆓鴝鵒㆒色蒼と見え。護花鳥は似ㇾ燕而小と見えて。其形狀の詳なる事も見えず。舜水朱氏は。ウグヒスは黃頭鳥に似たる也といひしといふ也。黃頭は小鳥之鷙なるもの。麻雀に似て羽色更黃。濶觜小而尖。利爪剛而力強など見えたり。唯いづれにも此鳥の名。漢にして呼ぶ所の如きは古より以來詳ならぬ事と見えけり。

杜鵑ホトヽギス　倭名鈔に唐韻を引て。鶗鴂はホトヽギス今之郭公也。と詳せり。ホトヽギスとは鶗鴂の啼聲也。十王經に見えたり。倭名鈔に見えし所の如きは。我國の中世よりいひつぎし所によりしなるべし。されど鶗鴂郭公もとこれ一物にもあらず。二鳥またホトヽギスといふものとも見えず。杜鵑の如きは。此にいひ傳へし所と。漢にいひ傳へしところと。相合へる事共あり。杜鵑子規等の字は。古人もまた用ひし所とこそ見えたれ。

李東壁本草によるに。杜鵑狀如雀鷂。而色慘黑。春暮卽鳴。夜啼達旦。至夏尤甚。其聲哀切。其鳴如曰不如歸去。田家候之。以興農事。不能爲巢。居他巢生子。冬月則藏蟄。と見えしが如き。其形狀相似て。其啼聲も亦相似たり。此にして卯月にたてば夜ごもりに啼くといふが如きは。春暮卽鳴。夜啼達旦也。しでの田長(タヲサ)の朝な朝なよぶといふが如きは。以興農事也。鶯のかひ子の中のほとゝぎすといふが如きは。居他巢生子也。舜水朱氏も。本國の杜鵑は。其聲高くして慘むべし。暮春より啼て。多くは夜啼くといひけり。其聲の高低。其候の早晩はあれど。異なるものとは聞えず。唐韻に見えし鷤鳺は。卽爾雅に見えし鶻鵃也。郭公は卽爾雅に見えし鳲鳩也。全是別物也。其詳なる事をば東壁本草・通雅正字通等を併見るべし。說長ければ此に注せず。

巫鳥 シトヽ　倭名鈔に。唐韻鵐鳥名也といふを引て。漢語抄に巫鳥シトヽと注したり。巫鳥は日本紀に見えて。シトヽといふと注せられたり。古語拾遺に。昔往神代に大地主神(オホクニヌシノ)の田。蝗(イナムシ)のために枯損せしを。片巫(カタカウナギ)して占はしめられしといふ事しるして。片巫はシトヽノトリと注したり。此鳥を呼びて片巫といひ。また巫鳥(シトヽ)としるしてシトヽといひし事。必其故ありぬべけれど。義は既に闕けぬ。巫に从ひ鳥に从ひし字なるをもて。鵐の字取用ひ。シトヽと讀まん事。然るべしとも思はれず。カタカウナギといひ。シトヽといふ義。並に不詳。

正字通によるに。鵐雀屬。字與鵐同。鷮與鵐亦同。鶬鷮鴽鳥と見えたり。さらば此にいふシトヽ鵐といふものなるべしとも思はれず。或人の說に。蒿雀はアヲジトヽといふもの也といふ。アヲジトヽは亦俗にアヲジともいふもの也。

鴲 ヒメ　倭名鈔に陸詞切韻を引て。鴲は白喙鳥也。漢語抄にヒメといふと注せり。伊豫國風土記によるに。岡本天皇。皇后と共に彼國溫泉に幸しまするに。大殿戸有椹(ムク)。云臣木(ヲミノキ)。於其集上鵤(イカルカ)。云比米鳥。天皇爲此鳥。枝繋穗等。養賜也。といふ事見えたり。其記せし所によらば。鵤を呼で比米といひしに似たり。倭名鈔には鵤鴲各別に載せたり。ヒメといふ義も不詳。

古には臣を稱してヲミといひ。女を尊稱してヒメといひけり。行宮にある所のもの。天皇の寵し給ふによりて。當時の人名づけ呼びし所。かくの如く也しなるべし。下學集には鵤讀でイカルガといひて。豆甘鳥（マメアマシトリ）也と注し。鴿讀てヒワといひけり。今俗にカハラヒハといふもの は。マメウマシといふものゝ如くにして。小しきなる也。ヒメの名ありしも。また此義によれるにや。俗に凡物小しきなるを呼びて。ヒメといふ事は。前に注せり。もし下學集にいふ所の如くならむには。風土記の比米の米の字。禾の字を誤寫せしも知るべからず。詳なる事は知らず。

獦子鳥アトリ　倭名鈔に辨色立成を引て。臈觜鳥アトリ一つにいふ胡雀。楊氏漢語抄に獦子鳥。和名上に同じ。今按兩說所レ出未レ詳。但本朝國史用ニ獦子鳥一。或說。此鳥群飛。如ニ列卒滿ニ山林一。故名ニ獦子鳥一也と注したり。アトリといふ義も。其借用ひし所の字の如きも幷に不レ詳。

臈觜獦子音近くして。臈觜は蠟觜の字を誤れるに似たり。されど蠟觜は爾雅の桑扈。此の俗に豆甘鳥といふ物。下學集に。鵤は豆甘鳥或作ニ斑鳩一。と見えし是也。倭名鈔に鵤讀でイカルガとなし。獦子鳥讀てアトリとなす。其物各別なる也。また本朝國史獦子鳥を用ゆとは。日本紀に欽明天皇の皇子に獦子鳥王（アトリノキミ）と申す見えたり。されど舊事紀には臈觜に作られ。古事記には。また足取王（アトリノ）に作れり。日本紀一本又臈鳥ともしるせしあり。總てかゝる事の如き。今に於ては詳ならぬ事也。

燕ツバクラメ　倭名鈔に爾雅注を引て。ツバクラメといふと注せしは。即今俗にツバメといふ是也兼名苑を引て。燕に胡越二種あり。楊氏漢語抄に。胡燕子はアマドリといふと注せしもの。即今もアマトリといふ也。義並に不レ詳。

或人の說にツバメとは。土食（ツチハミ）也。アナグラツバメといふは。胡燕也といふ也。古語にはツバクラメとこそいひつれ。ツバメとは後の人其語を省きて呼びし名也。古語にツバといひし詞は。前の海石榴の注にしるせし如くに。凡物の光り澤へるをいひし也。クラとは黑也メとは古俗鳥を呼びし語也。其毛色の光りて黑ければ。ツバクラメと

いひし也。アマドリといふものは。藻鹽草に。和名には胡燕とかきて。アマドリとよめり。此鳥は雲の中にすみて。大かた人にも知られぬ鳥也。六月の晦日。七月になるほどに。雲の中に巢を作りて。子を生むに。風など吹て。雲いたくさわぎて。其巢の破れぬべければ。わびて啼也。其時ばかりぞ世の人。聲をも聞くと。舊き物にかけり。まことにも覺えねど。かくいへれば。さもこそあらめと見えたり。もし此説によらむには。アマドリといふは。アマとは天也。アメにすむ鳥といふなるべし。されど此鳥は東海の地方にて。雨を占ふ鳥也。雨ふりなむとするには。此鳥雲中に翔り飛びて啼く也。その大さは。鳩よりは小しくして。燕の狀の如くなる也。アマとは雨の義とこそ見えたれ。藻鹽草にしるされし事につきて。思ひ出ぬる事のある也。喎蘭陀人のもて來るものに。こゝには風鳥(フウテウ)といふなるあり。彼地方の繪に風の事をうつすには。必するかくもの也と。むかし彼國人に。此物の事を問ひしに。此鳥の生きてあるを見しものもあらず。死しぬるが地に墜てあるを。其皮をうつはぎにしたる也。つねに空中に翔りて。人間には降らぬものにやといひけり。いづれの方にも。かゝる事はいふ也。その風鳥といふものは。江寧府志に見えし雲霧鳥といふものゝ類なるもの也。

雲雀ヒバリ　倭名鈔に崔禹錫食經を引て。雲雀似レ雀而大。ヒバリといふ。楊氏漢語抄に鶬鶊。和名上に同じと注せり。其引用ひし食經の文も不レ詳。鶬鶊の如きは。爾雅によるに。卽今海舶の載來る黃鳥也。此にしてヒバリといふものには非ず。應神天皇の皇女女鳥(メトリ)王の歌に。ヒバリは天に翔ると讀給ひし事は。古事記に見えたれど。其義の如きは不レ詳。或人の說に。三才圖繪常熟縣志等を引て。嘆天亦名ニ告天子一ものはヒバリ也。ヒバリとは日晴也。此鳥日晴れしぬれば。飛鳴して雲端に上るをいふ也といひけり。稱若水は。爾雅に鷚は天鷚と見えしもの。俗に呼て告天とも。嘆天とも。叫天とも。樂天ともいふもの是也といひて。其說特に詳なりけり。或人の說の如きは。潛確類書に遇ニ天晴霽一則且飛且鳴。直上ニ雲端一。其聲連綿不レ已とい

ふ說に。相合ひたる也。

鶉ウヅラ　倭名鈔に淮南子を引て。鶉はウヅラといひ。また唐韻を引て。鷃はカヤグキといふと注せり。幷に義不レ詳。

ウヅラ。とはウとは。古語にフといひウといふ義。前のウグヒスの注に見えたり。ツラとは群あるをいひし事も。前のツルの注に見えたり。その粟田(アハフ)豆田(マメフ)などの中に。群り居るをいひしと見えたり。カヤグキとは。古俗凡そ草を呼びてカヤといひけり。クキとは猶入るといふが如し。是等の義。幷に前に注しき。其草むらの中に入り居るものなるを云ひしなるべし。或人の說に。カヤグキはボトシギといふもの也といふ也。如何があるべき。東璧本草に。鷃又作レ鴳。鴳與レ鶉兩物也。形狀相似俱黑色。但無レ斑者。爲レ鷃也。今人總以二鴳鶉一名レ之と見え。通雅には鴳鶉一物二種。無レ斑者鴳也。とも見えたり。

斲木テラツヽキ　倭名鈔に爾雅を引て。斲木一名鴷テラツヽキ。好食二樹中蠹一者也と注せり。テラツヽキの義不レ詳。卽今キツヽキといふもの是也。

テラツヽキとは。むかし物部守屋大連。殺され死して。此鳥と化りて。佛寺を破らむとせしによりて。此名を得しといふ也。後の俗。蝍蛆を梶原と呼ぶ事も。又相似たる事とぞ覺ゆる。東國之俗には。此物をケラツヽキといふ也。ケラとは俗にムシケラなどいひて。蟲豸の類を總言ふ事にて。螻蛄をのみいひしにもあらず。その木蠹を啄みぬるをいひて。ケラツヽキといひし語の轉じて。テラツヽキといふなるべし。ケといひテといふは。卽轉聲なり。

蝙蝠カハホリ　倭名鈔に本草を引て。蝙蝠一名伏翼。カハホリと注せり。義不レ詳。

カハホリとは猶蛇醫をキモリといひ。守宮をヤモリといふが如し。カハモリといふ也。卽今俗にカフモリといふ是也。ホリといひ。モリといふは轉語也。此物多くは河岸の石間。橋の下などに住むもの也。さればかくいひし也。或人の說に。蚊を欲(ホ)りぬるをいふ也といへり。如何にさる事もやあるべき。

鷲ワシ　高魂命孫(タカミムスヒノ)天日鷲翔矢命(アメノヒワシカケルヤノ)といふ神ありけり。

姓氏錄に見ゆ また大己貴神天羽車大鷲に乘り給ひしなどいふ事も見えたり。舊事紀また駿河國風土記にも見ゆ。さらばワシとは其盤飛事の車輪の如くなるをやいひぬらん。其義の詳なる事も聞えず倭名鈔には唐韻の鷲大鵰也といふを引て。鵰を讀でヲホワシといひ。山海經の鷲小鵰也といふを引て。鷲讀でコワシといふと注せり。萬葉集抄には。えびすは鷲の羽を眞鳥の羽といふ也と見えたり。さらば東方の方言には。マトリともいひし也。箭羽にマトリバといふあるは。其始東方の俗に出でし也。また倭名鈔に辨色立成を引て。角鷹はクマタカ 今按所レ出未レ詳。但角者毛角之義歟と注したり。陸佃說に。黃鷹鷂鷹鶬鷹。今通謂二之角鷹一。頂有二毛角一と見え。通雅にも鷹頭有二二三角一曰二角鷹一。など見えし如きは。此にクマタカといふものゝ事とも見えねば。倭名鈔にも。角鷹讀でクマタカといふ事をば未レ詳といひしなるべし。クマタカといふものも。本是鵰類にして。たとへば鷹といひ隼といふものゝ。其類にして別種なるが如くなる也。されば古は熊鷲といひしを。後の代に鷹を呼びてタカといふに及びて。クマタカとはいひし也。クマといひしは猶熊鰐などいひし事の如くに。其猛鷙なるが畏るべきをいふ也。熊鷲は日本紀に見へたり。

鷹タカ 仁德天皇紀に依網屯倉の阿弭古いまだ嘗て得ざりし異鳥を。網して獻りしを。百濟王の孫酒君に見せ給ひしに。此鳥類多に百濟にあり。馴得ては能く人に從ひ。また捷飛で諸鳥を掠む。俗呼びて倶知といふと奏す。是今の鷹也。

今の如きは。朝鮮之俗。鷹をばマイといふ也。彼國にしても。古今の方言同じからぬ事ある。またかくの如し。

即酒君に授けて養はしめらる。いくばく時ならずして馴れぬ。其足に韋緡を著け。其尾に小鈴を著け。腕上に居て獻る。此日百舌鳥野に獵し給ひて。數十雉を獲てけり。こゝに於て始て鷹甘部を定められしと見えたり。倭名鈔には。廣雅兼名苑等を引て。鷹讀でタカといひ。俗に黃鷹をワカタカといひ。撫鷹をカタカヘリといひ。白者不レ論二雌雄一皆シラタカといひ。大者青白を論ぜず。皆セウといふ。漢語抄には。雄を兄鷹とし。雌を大鷹といふ也。また漢語抄に鷂はハシタカ。兄鷂はコノリといひ。

鶙鵳をノセといひ。鷻子をツブリといひ。雀鷂をスゞミダカとも。ツミともいひ。雀鷂をエッサイといふと注したり。並に義不ㇾ詳。

或說にタカは高也其高飛をいふといへり。もしさらば義は自ら明なれど。鳥の高く飛ぶ。此物にしも限るべからず。その鷙猛なるをもて。タカといふ。タカとはタケの轉語也しに似たり。すべて鷹の類を呼びし名韓地の方言に出しと聞ゆるもあれば。强て其說つくる べか らず。我師也し人の。兄鷹をセウといふは。百濟の方言也とをしへ給ひき。此人うきたる事いふ人にはおはせず。必ず見し所こそ おはしたらめを。審に問ひ申さゞりしは。我怠りにこそありつれ。

鶻 ハヤブサ　倭名鈔に裴務齊切韻を引て。鶻はハヤブサ鷹屬也。隼訓上に同じ。鷙鳥也と注したり。仁德天皇の御弟に隼別（ハヤブサワケノ）王と申し。御妹に雌鳥（メトリノ）王と申すおはしましき。其雌鳥王の御歌に。高ゆくや隼別と讀み給ひし。二首まで古事記に見え。日本紀には隼別王の舍人（トネリ）等。隼（ハヤブサ）は天に昇り飛翔（トビカケル）といふ歌よみしと見えたり。さらば隼といふものは。此國に鷹といふもの。いまだ知らざりし時より。其名の聞えたりける也。ハヤブサといふ義の如きは不ㇾ詳。

ハヤブサは古事記に速總（ハヤブサ）としるせり。さらば猶ハヤトブサといふが如くなるべし。ハヤは速（ハヤ）也。トブサは則ツバサといふ語の轉じたる也。禽鳥の類をトリといふ。古語にはまたトとのみもいひしかば。そのリといひしは詞助也とこそ見えたれ。飛翔をトブといひ。捷疾をトシといふ。是等の語。鳥によりていひし所なるにや。又其捷（ト）くして。飛びぬれば。鳥といふ名のありけるにや。今はた其詳なる事を知るべからず。

卽今朝鮮の方音に。鳥讀でチヨといふが如きも。トといふ聲の轉せしに似たれど。是等は彼國の方言にもあらず。其字を讀むの音なれば。此のことばのかしこに傳はれる所とも聞えず。倭名鈔に見えし所の如き。鵯讀でヒヱドリといひ。鴲讀でシメといふが如きは。其字音によりて呼びし所に似たる也。鴛鴦をオシといひ。鵠をコフといふが如きも。また字の音によれりと見えたり。其餘其名の解すべからざると。義自ら明かなる との如

きは。注するにも及ばず。たゞ其義釋しつべきものをば爰に注しぬ。

已上禽鳥

東雅卷之十八

畜獸第十八

馬ムマ　保食神殺されし後に。馬牛と化れる事。舊事紀に見えたり。其後大己貴神の倭國に上り給ひし時。御馬の鞍に手をかけられしなど。古事記に見えしは。此時既に馬に駕する事ありける也。又舊事紀に素戔烏神天斑駒を逆剝し給ひしと見えしかば。駒を呼びてコマといふ事も。其代に聞えし也。古事記には天斑馬としるしたれば。かよはしては馬とも駒ともいひしなるべし。ムマといふ義不レ詳。コマとは卽小馬也。

爾雅注にも駒は小馬也と見へけり萬葉集抄に昔百濟國より馬を此國へ奉りたりけるに。いくばくもなかりければ。めづらしきかたものにして。ウマをば其時にはイバウミ、ノモノとぞいひける。それを秦氏の先祖よく乘れりけり。さてみかどこれをいみじきものにせさせ給ひて。ウマといはんといふ事定り。始ていこま山といふ山に放ちて飼はしめ給ひけりといふ事見えたり。もし此說の如くならんには。我國の馬といふものは。人代に及びて百濟より奉りしに始りたる也。疑しき事なれど。然るべき人の記せし所なれば。必ずうけ傳へし所ありぬべし。或は我國の初よりありつるものは。たとへば今の土佐駒などいふものゝ如くに。其形も小しきなりしに。今の如くなる物の出來し事は。百濟より其國の馬を奉りしに始れりしにや。さらばウマとは大馬の謂コマとは小馬の謂にやあるらむ。太古之時には。獸をば毛麁物。毛柔物などいひしと。舊事古事等の書にも見えたり。馬の如きをも。ムマといふ事はなくて。呼びにし名もありしを。後の代にムマといふ事になりて。もとより此國にあるものをばコマなどいひしほどに。馬とも駒とも相通はしていふ俗もありしも知るべからず。國史には應神天皇の御代に。百濟王遣二阿直岐一貢二良馬二疋一。卽養二於輕坂上厩一。因以二阿直岐一令レ掌レ飼。故其養レ馬之處。曰二厩坂一也。と見えけり。いみじ

きものにせさせ給ひて。ウマといはんといふ事。定まれりといふ事によらば。古語に凡ッ譽めていひぬる事には。ウマといふ事ありけり。可美葦牙彦舅神。可美少男。可美少女などいふが如き是也。馬の如きも其良材をほめ給ひて。ウマとは名づけられしなるべし。或はまた百濟王貢上したらむ。世のつねの物にもあらじ。胡地に出し所のもの也しかば。ウマと名づけられしも。また知るべからず。胡馬の字漢音をもて呼びぬればウマといふべし。

むかし西洋の人の。其國の馬を畫がきしものども見るに。そのたけは高けれど。其形にも似ず。うでつめのふとくして心得ぬ事に思ひしほどに喎蘭陀人に其事を問ひしに。あはれ此國の馬ほどめでたきものはあらず。本國の人ゆきかふ所。西南洋の地方。凡百二十餘國がうちに。巴爾斯亞の國の産のみ。此國の物には似たる所もある也。其餘は悉く皆畫かきしもの丶如しといひけり。其後慶長中に。暹國の主年ごとに使して我國の馬賜らむ事を。請ひし書數通を得しに及びて。喎蘭陀人の言。誣ざりし事は知りたりき。凡そ世のつねに見もし聞もしつる事は。その常に習ひて。さのみは覺えず。又近きをいとひて。遠きを貴ふ事も。人の心なりけり。こ丶ろすべき事也と思へば。こ丶に附し注しぬ。

倭名鈔に爾雅説文本草等を引て。馬はムマ。牝馬一名騲馬はメマ。牡馬一名駁馬はヲマ。駒はコマ。驢はウサギウマ。駱駝はラクダノムマと注したり。ウサギムマとは。其耳長きが兎の如くなるをいひて。ラクダは其字ノ音をもて呼びし也。

倭名鈔に見えし。牛馬毛體等の部にある所。字之義明なれば注せず。

牛ウシ　義不レ詳。牛の如きも太古之時に既に聞えし事。馬の注に見えたり。これも其初に名づけ呼びし所は。今いふ所の如くにはあらざりしを。後の代に至て。今の名出來たりけむも知るべからず。牛をウといふ事は。韓地の方言とこそ見えたれ。卽今も朝鮮之方音。牛を呼ぶ事はウといふ也。

我國のいにしへ凡獸をばシ丶といひけり。日本紀に獸の字讀でシ丶といふ卽是也。其肉の食ふ

べきをやいひぬらん。牛をウシといひ。鹿をシカといひ。羚羊をカマシヽといひ。羊をヒツジといふが如き。皆これ其肉の食ふべくして。また角生ふるものども也。必ずその故ありぬべけれども。今は其義は隱れぬ。東國之俗には。牛をタジシといふ也。タジシとは田鹿也。

倭名鈔に爾雅を引て。牛はウシ。犢はコウシ。また辨色立成に特牛は頭大牛也。俗にコトヒといふ。乳牛はチウシ。牝牛有レ子之名也と注せり。コトヒの義も亦不レ詳

犬ヱヌ　倭名鈔に爾雅集注を引て。狗はヱヌ。與レ犬同シと注せり。ヱヌ亦轉じてイヌといひし也。義並に不レ詳。火酢芹命(ホノスセリノ)の苗裔(ハツエ)。諸ノ隼人(ハヤヒト)等。天皇ノ宮墻之傍を離(ハナ)れず。吠狗(ホフルイヌ)に代りて事まつるもの也といふ事。舊事紀日本紀等に見えしによらば。ヱヌといひイヌといふは。その家畜なるをいひしと見えたり。イヘといふ語を引結びて呼びぬれば。ヱといふ也。ヌといふは詞助なるべし。

また唐韻を引いて猧ムクゲイヌ深毛犬也と注したり。今も俗に細毛をムクゲと云ふ也

猫ネコマ　倭名鈔に野王が說を引て。猫ネコマ似レ虎而小。能捕レ鼠と注せり。ネとは鼠也。コマとは。コマといひクマといふは轉語也。鼠の畏るヽ所なるをいひし也。卽今俗にネコといふは其語の省ける也。

鼠ネズミ　義不レ詳。大己貴神素戔烏神のましますに根堅洲國(ネノカタスクニ)に參り給ひしを。其大神鳴鏑(ナルカブラ)を大野之中(ナカ)に射入レて。其矢を執(ト)らしめて卽火をもて其野を廻らし燒給ひしに。鼠來りをしへまいらせしまヽに。其處を踏落して。隱レ入り給ひし間に。火は燒過にけりといふ事。舊事紀古事記に見えて。倭名鈔には。四聲字苑の鼠は穴居ノ小獸也といふ注を引けり。さらばネズミといふは。ネとは猶根ノ堅洲國などいふが如く。幽陰之所をさす也。スミとは栖也。其穴居するをいひしなるべし。

古語にネといひしに幽陰之義ある也。草木の根をネといふが如きも。寢をネといひ。眠をネブルといふが如き。並に是也。或人之說に。ネスミとは。ヌスミの轉語也といふ也。大朴の世の如きも。既に鼠竊などいふ事もありしにこそ。ヌスミなどいふ語は鼠によりてこそいひしなるべけ

れ。鼷鼠をアマクチヂズミといふは。說文に今謂ニ之甘口鼠一と見えしによれる也。鼷鼠をウゴロモチといひ。鼬鼠をイタチといひ。鼯鼠をモミとも。ムサヽビといふが如き。並に義不レ詳。

ウゴロモチといふは。其地中を行きぬる時に。土の墳起(ウゴモリオコ)しつるによりて。いひしなるべし。さらばウゴロとは蠢動之謂にて。モチとは擡起するをいふ也。イタチといふ義不レ詳。古き諺に。イタチの道を斷ちぬれば。そのよしみ絕る事ある也。などいふ也。これらの諺。古俗に出たらむには。然いふ故もありぬべけれど。今は聞えず。モミは東國之俗。此物をモヽグワといふ也。モヽとは。モミの轉語と聞ゆれど。其義は不レ詳。

梁書に我國に山鼠ありて。大如レ牛。又有ニ大蛇一能呑レ之。などいふ事の見えしは。此には夫等の事のあるにもあらず。傳聞之謬れるにぞあるべき。

鹿シカ　倭名鈔に爾雅集注を引て。鹿はカ牡鹿曰レ麚日本紀私記にサヲシカといふ。牝鹿曰レ麀。メガ其子曰レ麛。カゴといふと注せり。舊事紀に眞名鹿讀でマナカといふ。また眞牡鹿(マヲシカ)と見えしをば。古事記には眞男鹿としるしたり。眞名といひ眞といふが如きは。美稱也と見えたれば。古には牡鹿をばヲシカといひしとぞ見えたる。カといひシカといふ並に義不レ詳。

纂疏に天斑駒(アメノフチコマ)といふものは。一說に鹿名也といふとしるされたり。其代に鹿をば眞名鹿眞牡鹿などもいひしに。亦呼で斑駒といふべき事とも思はれず。斑駒といひしは。別に其物ありぬべけれど。義既に隱れしかば異なる說もありしなるべし。

又倭名鈔に本草音義爾雅注等を引て。麞一名麢クジカといひしは。此國に產するものとも見えず。クジカとは。似レ鹿而黃黑色なるをいひしと見えけり。麢羊或作レ羱カマシヽといひしは。其角の彎曲せるをもていふなるべし。

古語にクといひしは黑也。カマといひしは。其角の曲れる事。刈鉤(カマ)に似たるをいふなるべし。シヽとは萬葉集に。シヽクシロといふ事を。仙覺抄には。鹿宍(ノシヽ)氣味すぐれしをいふと見えたれば。羚羊をカマシヽといひ。また俗に鹿をカノシヽ

などいふも。並に其肉の美なるをいひしなるべし。

また本朝式を引て。葦鹿はアシカ。陸奥出羽交易雜物中に見ゆ。本文未ㇾ詳。といひしは。左思呉都賦に見えし潛鹿。異物志に見えし鹿魚の類。其形鹿の如くなる。海岸蘆葦之間にあるをいひし也。即これは海猿といひしものと見えたり。

葦鹿といふもの。東北海中にあるのみにも限らず。西南海中にもある也。出雲國風土記に葦鹿社葦鹿坂等ありと見えたり。海猿は博物志に。頭如ㇾ馬自ㇾ腰以下似ニ蝙蝠一。其長似ㇾ獺。大者五六十斤と見えたり。舜水朱氏もアシカは海獺也といひしといふ也。海猿は即海獺の大なる也。是等の外東海海中にある水獸尙多かり。

野猪キ　倭名鈔に本草を引て。野猪はクサヰナキ。又兼名苑方言注等を引て。猪一名彘。一名豕。ヰ豚亦作ㇾ豘。豕子也と注せり。舊事古事等の書に事八十ノ神其弟大國主神を殺さむとして。伯耆國之手向山ノ本に。赤猪ありといひて火をもて猪に似たる大石を燒きて。轉落されしといふ事見え。古語拾遺には大國主神の田。蝗のために枯損せしを。片巫肱巫して占はしめ。白猪白馬白雞をもて御歲ノ神に獻られしと見えて。猪幷に讀でヰといひ。また古歌にもヰと讀みし如きは。皆野猪の事にして。俗にもヰノシ、などもいひて。家猪をはブタといふ也。野猪をクサヰナキといひ。豕猪をヰといひし。並に不ㇾ詳。

熊クマ　倭名鈔に陸詞切韻爾雅集注等を引て。熊はクマ獸之似ㇾ羆而小者。羆はシグマ似ㇾ熊而黃白也と注したりけり。クマといふ義不ㇾ詳。百濟の方言にも。熊をばクマといひけり。今の如きも。朝鮮の俗。熊を呼びてはコムといふは。クマの音の轉せし也。猶此にはクマといふ語。轉してコマといふが如く也と見えけり。

太古之俗。神を畏れてカミといひ。亦轉じてクマといひしは前に注せり。熊の如きも。其猛なるを畏れて。クマといひし猶大蛇をイカヅチといふが如くなりしと見えけり。熊鰐熊鷲熊鷹また猫をネコマといひ。狻猊をコマイヌといひしか如きまた此義なる也。舊事古事日本紀等に見えし

熊の字。皆是獸の名をさしいひしとも見えず。其字を借りて讀でクマといひしと見えしもありけり。また百濟の方言。此に同じき事共ありといふ事の疑しき事もあるべけれど。舊事古事日本紀等。又は姓氏錄に見えし所。朝鮮の史籍等の如きに見えし所も。上古の時より。此人彼人ゆきかふ事のありし。いくらも見えたり。さらばこゝかしこの方言も。各相傳りなむ。怪しむべくもあらず。熊の字の如き。彼此の方言同じといふは。たとへば百濟の地名に。熊川と見えしを。クマガレといひし事。日本紀秘訓に見えけり。即今も朝鮮の俗。熊川を呼でコムガイといふ也。其コムガイといふは。百濟の時に。クマガレといひし音の轉じたりける也。

羆をシグマといふは其熊に似て黄白なるをいふ也。古語に白き色をシといひし事は。前注に見えたり。

狼 ヲホカミ　義不レ詳。倭名鈔に說文を引て。狼はヲホカミ似レ犬而銳頭白頰者也と注したり。

狼をヲホカミといひしは。これも熊をクマといふが如くに。其畏るべきをいひし事。たとへば雄畧天皇紀に。三諸山の蛇を神といひ。豐後國風土記に。直入郡球覃(クタミノ)郷の蛇を。ヲガミといひしが如くなるべし。さらばヲホカミとは大神也。また前の鹿の注に見えし如く。太古の世に。天斑駒(ノフチゴマ)と聞えしものも。此物の事とこそ見えたれ。其毛色の斑駁にして。暴なる事の畏るべければ。ブチゴマとはいひしなるべし。其代に馬をよびてコマなどいひし事あるべしとも思はれず。されどかゝる事は古よりいひも傳へざる所なれば。如何にやあるべき。

狐 キツネ　倭名鈔に考聲切韻を引て。狐はキツネ獸名。射干也。關中呼爲二野干一。語訛也と注せり。キツネの義不レ詳。此俗にも狐を呼びて。野干といふ事。こゝに出でしと見えけり。また狢をウジナともムジナともいひ。狸をタヌキともタタケともいひ。猯をミといふが如きも。並に不レ詳。

キツ子とは。キは臭なり五辛菜をすべてキといふ是也。ツは詞助也。子はエヌの轉也。エヌは犬也。

獺ヲソ　義不レ詳。倭名鈔に兼名苑を引て。獺ヲソ水獸。恒居二水中一食レ魚者也。と注せしは。卽今俗にカハヲソといふ是也。カハヲソとは卽水獺也。海獺に對しいふ也。

古語にヲスシといひしは可レ畏之謂也と見えたり。畏懼をヲソルといひし則是也。ヲスシといひ。ウスといひヲソといふ。並に語の轉じたりける也。水獸の畏るべきものなるを。いひしと見えたり。或說に詐れる事をウソといふは。此ものによれりなどいふ事あり。然るべしとも思はれず。詐れる事をウソといふは。胡詐(ウソ)の字を漢音をもて呼びし也。

猨サル　倭名鈔に。猨字又作レ猿。一名は獮猴。唐韻にいふ獮猴は。楊氏漢語抄に胡孫といふと注せり。義不レ詳。

サルとは。其性躁動害レ物をいふなるべし。古語にサといひし。躁の義ある事。前の鶩の注に見えたりし也。ルとは語助也。又古語マシラといひしは。梵に摩斯咤といひし語を轉じ呼びしと見えたり。

虎トラ　義不レ詳。虎はもとこれ此國の獸にあらず。貂をテンといひ黑貂をフルといひ。水豹をアザラシといひ。羊をヒツジといふが如き。並に海外の方言によりしも知るべからず。

今俗に貂皮をトンビといふは。貂皮の音の轉せしにて。朝鮮の方言によれりと見えたり。水豹は山東通誌の海日其大如レ豹。文身なるものに似たり。或人東壁本草によりて。遼東女直地方の海獺は。古にアザラシといひ。今はトヾといふもの也といふ也。もしさらば陸璣詩疏の魚獸。一名は魚貔といひしもの卽是也。

豹ナカツカミ　義不レ詳。

陰陽家に豹尾神あり。其位中宮にある也。されば豹を呼びて。中津神といひしに似たり。豹は尾を貴しとすといふ事は。陶弘景が說にも見えける也。

犀サイ　倭名鈔に犀音西。此間音在と注せり。此餘獅子麒麟猩々の如きも。亦皆其字音をもて呼びし也。

象キサ　象は西南夷の獸也。古の時此國に來れりと

も聞えず。然るを呼びて。キサといひしは。其牙によりて。竟に獸名の如くなりしと見えけり。倭名鈔木部に唐韻を引て。樏木文也。漢語抄にキサといふ或説にキサは蚶之和名也。此木文與蚶貝文相似。故取俗焉と注せり。さらば古には。凡物の文あるものを呼て。キサといひける也。象の如きもまた其牙の文あるによりて此名ある也。

太古之俗に。毛獸をば毛麁物毛柔物といひけり。魚をも鰭廣物鰭狹物などいふ事ありしかば。其毛の麁大なると。柔軟なるとをもて。かくいひしにや。また毛獸の如きは。然はあらず。其性の麁猛なると。柔馴なるとをもて。かくいひしにや。今は知るべがらず。後にケモノといひしは。卽是毛麁物柔物などいひしによれりと見えたり。倭名鈔に見えし所のもの。釋すべき事共あるをば。爰に注しぬ。

已上畜獸

東雅卷之十九

鱗介第十九

龍タツ　舊事紀に海神之女豐玉姫命の。此國に來り給ひし時の事をしるされて。みづから大龜に馭りとも、また龍となりて來り至るといふとも、しるされたり。また仁德天皇の御代の季に。吉備中國。川島河派に大虬ありて。其毒を被りて死するもの多かりしを。笠臣祖縣守(アカタモリ)。水に入て悉く斬盡しければ。河水血に變りぬ。其水を縣守淵といふ事。日本紀に見えたり。倭名鈔に龍讀でタツといひ。虬讀でミツチといふ。並に不レ詳。

或說にタツとは起(タツ)也。其天に昇るをいふといふ也。いかゞあるべき。古には蝮蛇をもタチといふ。凡龍蛇之屬。タツといひ。タチといふ。たゞ其語の轉せしとこそ見えたれ。ミヅチとはミは水也。ツチは神也。猶水神といふが如し。神をツチといふ義は。前注に見えたり。

鰐ワニ　天孫。海宮より歸り給ひしに。海神・一尋鰐(ヒトヒロワニ)魚して奉レ送しと舊事紀に見え。日本紀これによる。舊事紀には。初め海宮に赴き給ふにも。鹽土老翁(シホツヽノヲヂ)其事を。八尋鰐(ヤヒロワニ)と相議りしに。一尋鰐して來迎ひまいらせしとも。しるされたり。また海神之女豐玉姫命。天孫の御子生みませし時。八尋大鰐と化り給ひしと舊事紀日本紀に見えて。日本紀には。又大熊鰐ともしるされたり。倭名鈔に。鰐讀でワニといふ、義不レ詳。

舊事紀に見えし所。鰐といふものさす所ありと見えたり。古事記には和邇(ワニ)とのみしるして。鰐魚の字をば用ず是等の事必ず其故あるべけれど。今は其義隱れぬ。

鯆䱐イルカ　古事記に。應神天皇の幼くおはしませし時。祓(ハラヒ)し給はむ事の爲に。武内宿禰隨ひまいらせ。淡海(アフミ)と若狹との國を經たまひ。高志前(コシノミチクチ)の角鹿(ツノカ)の假宮(カリ)に至り給ひしに。其地に座す伊奢沙和氣(イササワケノ)大神之命。夢に見えて獻られし幣の。毀鼻入鹿魚(カキハナノイルカ)。一浦に依りしを。天皇我に御食(ミケ)の魚(ナ)賜ふと。申させ給ひし故に。其神の御名を御食津(ミケツ)大神と申す。今は氣比(ケヒノ)

大神といふ也。亦毀鼻入鹿魚の其血臭。故其浦を血浦といふ。今は都奴賀といふ也と見えたり。毀鼻とは此魚の鼻在二腦上一をいひし也。蘇我豐浦大臣の子を入鹿といひしも此物に取れる名なるべし。イルカといふ義不レ詳。倭名鈔には。臨海異物志兼名苑等を引て。鱀鰤はイルカ。一名は江豚と注したり。

高志前とは卽今の越前國也。角鹿といひ。都奴賀といふは。卽今の敦賀郡也。古事記によるにイルカと名づけいひしも。また血臭の魚といひしなるべし。血の臭をもて浦の名とせしに。一轉して都奴賀といひて。角鹿としるし。再轉して都留賀といひて。敦賀としるすが如し。チノカといひし語。轉じてイルカとなりしと見へけり。

鮝フカ　倭名鈔に辨色立成を引て鮝魚はフカ。今按未レ詳と注したり。廣益玉篇には。字亦作レ⿰月鮝。注して魚似レ鰤。蒼文赤尾。といひけり。其注せし所の如きは。山海經によりし也。鰤とは鱀鰤をいひしと見えたり。フカの義は不レ詳。

或說に東壁本草の鱣魚はフカ也といふ也。もしさらばフカとは。東壁の說に。鱣出二深水處一とも。其行也在二水底一。去レ地數寸とも見えし如くに。そのある所の深きをもて。此名ありしに似たり。また正字通によるに。⿰月鮝は魚名。鮝は乾魚をいふと見えたり。さらば⿰月鮝に作るを正とすべし。

鯨クジラ　神武天皇の御製來目歌に。クヂラサヨリと見えしを。釋には鯨也といひけり。クヂラの義不レ詳。又古にはイサといひけり。壹岐國風土記に。鯨俗云爲二伊佐一と見えし是也萬葉集の歌に勇魚讀でイサナといひし。此物の事をいひける也。イサとは卽勇也。其鼓レ浪噴レ沫。水族驚畏而。莫二敢當者一。をいひしなるべし。ナとは古語に凡魚を呼びてナといひけり。たとへば晉人以レ魚爲二鮭菜一といふが如し。其義の如きは不レ詳。倭名鈔に唐韻を引て。雄曰レ鯨雌曰レ鯢と見えたり。唐宋より此かた彼俗呼びて海鰌とも海鰍ともいふものは卽鯨也。

古語に黑色をクといひ。白色をシラといひけり。シまた轉じてチといひしも多かり。クヂラとは。クヂラといふ語の轉せしにて。此魚皮肉之間。黑

白相層りて。極て分明なるをいひしと見えたり。

鮫サメ　倭名鈔に陸詞切韻を引て。魚皮有レ文。可三以飾二刀劒一也。と注したり。サメの義不レ詳。古語にサといひしは。狹也小也。其眼の小しきなるを云ふに似たり。

鱸スヽキ　大己貴神。出雲國多藝志(タケシ)の小濱にて。建(タケ)御雷神(ミカツチノ)に饗(ミアヘ)たてまつられし時。水戸(ミナトノ)神之孫櫛八玉神。膳夫(カシハデ)となりて。禱白(ホギマウシ)せし詞に。爲釣海人(ソリスルアマノ)。口大之尾翼鱸(ハタノスヽキ)。佐和佐和邇。控依騰(ヒキヨセアゲ)てといひし事。舊事紀古事記等に見えけり。これよりさきは八束水臣津(ヤツカミヅ)野命(ノ)の神。出雲國瑕造られし時の事ども。其國の風土記にしるせしにも。波多須々支。綱打掛て引來り給ひしなどいふ事も見えたり。我國太古之世にありて。魚名聞えし事。此物よりさきなるはあらず。さればまたスヾキといひし義の如きは。聞ゆべくもあらず。倭名鈔には崔禹錫食經を引て。鱸はスヾキ。貌似レ鯉。而鰓大開者也と注したり。出雲國風土記には。波多須々支といひ。舊事古事等の書には。口大之尾翼鱸と見えしによりぬれば。スヾキといひし事の緣も。自ら明かなるにや。古語にスヾといひしは。小しきにして小しきなるをいひけり。其尾翼は。口大きなるに及ばねば。かく名づけいひしと見えたり。尾翼の字。風土記に見えし所によるに。讀でハタといふなるべし。倭名鈔に鰭は魚背上鬣也ハタといふ。俗にはヒレといふと見えたり。食經に鰓大に開くといふも。口大の義に相合へり。東璧本草に見えし所の鱸は。其長僅に數寸と見えたりこれは當時淞江に產するものによりていひし也。吳江にある鱸のごときも。三尺餘なるありし事は。後漢書にも見えたり。又紹江府志にも。鱸鏡湖中小者纔數寸許。間有二四腮者一。海鱸乃絕有二大者一としるしたりけり。

鯛タヒ　舊事紀に天孫の尊。海神の宮に赴き給ひし時の事共。しるされし所に見えし魚の名赤女(アカメ)卽鯛也としるされたり。古事記には。赤海鯽魚としるし日本紀にしるされし所も。舊事紀の如くにして。一説に赤鯛としるされしをば。讀でアカダヒといひしなり。さらば此物の名。太古の時には。アカメといひしを。後にはタヒといひし也。アカメといひ

しは。アカは卽赤也。メとは太古之俗。禽魚類を呼ぶに。メといふ詞をもてせし。常の事也。また後にタヒとよびし事は。三韓の方言によりしと見えたり。卽今も朝鮮の俗。此魚を呼びてトミといひ。道味魚の字を用ゆ。其トミといふは。彼國のいにしへタヒといひし語の轉せし也。倭名鈔に崔禹錫食經を引て。鯛味甘冷無レ毒。貌似レ鯽而紅鰭者也といふ。卽是也。

鯛字をもて魚名とせしは。禹錫食經の外には。廣益玉篇に鯛魚名と注し。鄭望膳夫錄に。鱠莫レ先レ於二鯽魚一。鯿魴鯛鱸次レ之。と見えしのみ也。其餘訓詁之書の如きは。鯛字或は收め。或は收めず。禹錫食經既に失ひたれば。其全書を見るに及ばず。倭名鈔に引用ひし所をも。世の人疑ふ事に成たり。我幼き頃ほひに。或人閩書の南產志に。嶺表異錄・興化志・宋志・海錯疏等を引てしるせし。棘鬣・吉鬣・髻鬣・奇鬣・過臘などいふ名あるものをもて。此にタヒといふもの卽是也といひし程に。其後にまた正字通を得るに及びて。其注せし所の如きは。鯛舊注引二說文一。骨耑脆也。按長箋・它魚不レ然。疑爲二鱓魚一。宜レ訓二鱓魚一。鼻端脆骨一と見えしかば。遂に鯛字をもて。魚名とする事。所出未レ詳などいふになりたり。說文に見えし所の如きも。其文全しとも見えず。或は殘缺の字ありしも知るべからず。我國の如きは。太古の時にありて。既に此物の名聞えたりけり。漢にしてもまた然ぞあるべき。さらば宋時。南方の俗。名づけいひしを待て。始て其名ありぬべしとも思はれず。古にいふ所の鯛魚。宋時之俗呼びて。棘鬣といひ。明世に至て。吉鬣髻鬣奇鬣過臘等の名ありしは。又各其方言によりしとこそ見えたれ。閩書等のものに見えし所も。棘鬣似レ鯽而大。其鬣如レ棘。紅紫色と見えたり。禹錫食經にも。以レ鯽而紅鰭者也といひき。これかれしるせし所。異也とも見えず。もし其文の工拙などいふ事を論なむには。食經に見えし所は。約而盡せりなどいひつべし。一書を得て據となして足りぬといふは。先賢の格言なる也。ましてや。食經膳夫錄玉篇等の書に見えし所。既に明かなる事。前に注せし事の如し。我さきに使して西上せし時に。若水

稻子と此事を論じて。因りて膳夫錄をもて示めして據となせしかば。大きに驚異したりき。後に見るに。その撰述せし書にも。膳夫錄の事を注したりけり。凡は故きを厭ひ。近きを賤みぬるは。人の心也ければ。我國にして古より此かた。鯛字用ひて。タヒといふが如きも。猶世の疑もありける也。又過臘魚とも臘魚ともいふは。臘來り春去る故也と見えたり。此にして古よりいひつぎし所も。櫻鯛などいひて。櫻花開きぬべき程より。此物多く寄り來る也。其時候の如きは各自ら異也。此等の事の如き。怪しとすべきにもあらず。我師也し人に。魚道といふ事を問ひし人のありしに。むかし蝦夷の地なる山の。自ら焚て其灰の海を塡(ウヅ)みし時に。此國北海の魚。寄來る所。前時の如くにはあらず。久しくして後に もとの如くにはなりけり。これ其道の 塞りしによれりとぞ見えたる。と答へられたりき。後に此事をもて。佐渡の國の事を知れる人に問ひしに。魚のみにも限らず。サヾヒやうの物までも。悉くみな海をわたり來る也。其渡り來る時には水の面。尺ばかりより下は。たとへば廣き庭に石を敷きたらむやうになりて流るゝ也と語りき。さらば鯛の如きも。冬の頃ほひには。かしこの南海にありて。春至りぬれば。東しぬるをもて。其來る事の遲速はある也。又日本紀に赤鯛讀でアカダヒといふもの。鯛の事をいひしにや。また別に一物なるにや。今の如きは。俗にアカダヒといふは。別に其物のある也。

また倭名鈔に崔禹錫食經を引て。尨魚はクロダヒ。與レ鯛相似而灰色。又辨色立成に。海鯽はチヌといふと注せり。日本紀には。神功皇后。角鹿より穴門に赴き給ひし時に。淳田門(ヌタノト)にして。海鯽魚多(サハ)に船傍に聚れるを。大御酒(オホミキ)を灑ぎ給ひしかば。卽醉て浮びぬ。といふ事をしるされて。海鯽魚讀でタヒといひけり。チヌは卽出雲國風土記に鎭仁(チニ)としるせしもの。今も俗にチンダヒなどいふ也。

閩書に海鯽魚みえたり。此にチヌといふ物也や否不レ詳。また烏頰魚。似ニ奇鬣(タヒ)一而形稍黑。といふものは。今俗にスミヤキダヒといひ。黃鰭魚。略似ニ奇鬣一。身小而薄。其尾淺黃といふものは。俗に

ハナヲレダヒといふ物也といふ也。

鯔ナヨシ　舊事紀にこれも海神之宮の事しるされし所に。魚の名口女卽鯔魚と見えしを。日本紀も是によられたり。クチメといひナヨシといふ。並に義不レ詳。

舊事紀に海神天孫の鈎を求め給ふよしを聞て。諸魚を召問ふに。口女口疾ありて參らず。召至らしめて其口を探るに。天孫失ひ給ひし所の鈎を得たり。海神制て爾口女從レ今以後。不レ得レ呑レ餌。不レ得レ預二天孫之饌一といふ。口女魚をもて供御に進らせざるは其緣也としるされ。日本紀またこれによらる。クチメといふ事も。此事によりしなるべし。ナヨシといふ事の如きも。亦此事にやよりぬらむ。古語に儞といふ事をナといひけり。卽今之俗人と制止する詞に。ヨシといふ事ある也。萬葉集抄に。ヨシといふ詞は。いなふ詞にもいふと見えし是也。不得の字讀でヱジといふ語の轉じて。ヨシといふ也。卽是ヱザレの義と見えたり。ナヨシとは猶儞不得といふが如くなる也。紹興府志に。鯔魚色黑。其頭微少而匾。謂二之蛇頭魚一。と見えたり。誠に其頭の蛇に似たる也。亦俗に此物小より大に至るまで。多くの名ありなどいふ。其大なるをボラといふ。如何なる義といふ事も知らず。其小なるをスバシリといふは。漁人これを捕るに。水面に箔を泛べて。迎へ進みぬれば。驚き跳りて。箔の中に走り入ぬるをいふ也。卽是嶺表異錄に見えし。跳艇といふもの。異魚圖贊に鯔魚極眇。一筋千頭。名曰二跳艇一。不二以レ網收一。といふもの也。近俗これを呼びてオボコといふ也。古語には鯯を呼びてオボコといひし。日本紀に鹽屋連鯯魚を注には鹽屋連小戈に作る是也。

鮸ニベ　景行天皇。筑紫の熊襲を誅して。還幸ましませし時。玉名郡長渚濱に。御船を泊められしに。御船の左右に魚の多く浮び出でしを。釣得て獻る。其名を問はせ給へども知らず。たゞ鱒魚に似たりと奏したりければ。俗見二多物一。卽云二爾倍佐爾一。此魚甚多。可レ謂二爾倍魚一と詔りし給ひけり。今謂二爾倍魚一其緣也といふ事。肥後國風土記に見えたり。倭名鈔に辨色立成を引て。鮸はニベ一つにクチと

いふ。また字指を引て。鯼其頭中有レ石。故亦名ニ石首魚一。イシモチといふと注したり。此にニベといふものは。其大なるをいひ。イシモチとは其小しきなるをいふ。イシモチとは其頭中にあるをいふ也。クチの義不レ詳。

通雅に鯼石首魚也。一名免魚。小者鰣亦名ニ黄花魚一。温海志名ニ黄靈魚一。即小石首魚也と見えたり。鮸は即免魚也。また李東壁本草に。鮸魚腹中白鰾。可レ作レ膠。と見えたり。此の俗。膠をニベといふ。此魚の名によりしと見えたり。倭名鈔に鮸鯼わかち出せしは。其大小同じからねば異なるものとやなしぬらん。正字通の如きも全是別物也といひけり。説文爾雅翼異物志通雅等。皆一物とす。二物なりとは見えず。

鮎アユ　神功皇后。新羅を征し給はむとして。筑紫松羅縣（マツラノ）の玉島里に至りまして。御食（ミヲシ）し給ふ時。四月の上旬に當りしに。御裳之絲（ミモノイト）を拔取りて飯粒（イヒボ）を餌として。細鱗魚を釣得給ひてメヅラシ物也とのたまひしによりて。其處を梅豆羅國（メヅラ）といふ。今松浦といふは訛也。それより後。四月上旬之時。其國之女。裳絲を拔き。粒（ツブ）をもて餌となして。年魚（アユ）を釣る事。今に不レ絕といふ事。日本紀に見えて。古事記またこれに同じ。倭名鈔には。蘇敬本草注を引て。鮧魚一名鮎魚。和名アユ。楊氏漢語抄に。銀口魚。また細鱗魚といふ。崔禹錫食經に。貌似レ鱒而小。有ニ白皮一無レ鱗。春生夏長秋衰冬死。故名ニ年魚一也と注せり。日本紀に年魚としるされしは。食經によられしと見えけり。アユの義不レ詳。倭名鈔に。鮧魚の一名鮎をもて。アユと注せしも。亦不レ詳。

アユとはアは小也。ユは白也。其形小しくして色白きをいひしなるべし。古語に小しきをアといひ。白きをユといひし義。前に注せり。鮎字の如きは。倭名鈔に引用ひし本草の注にも。鮧魚一名鮎魚と見えたれば。即此にナマヅといふものをいひし也。諸家本草幷に訓詁之書等に見えし所も。またこれに同じ。鮎といふもの。アユなるべしといふ義は見えず。然るを倭名鈔に。本草に見えし所の鮧の字をば取らずして。其注に鮧の一名と見えし鮎の字を用ひて。アユとなして。食經年魚の注を併せ錄せし事は。或は舊俗年魚の字

を嫌忌む事ありて。年と鮎と我國の方言近き故に。鮎の字借用ひて。アユといひしを。倭名鈔に其訛を正すに及ばざりしも知るべからず。今も俗間にアユは壽筵には。用ゆまじき物也などいふ事もある也。年魚の字は。本朝の國史に見えし所なれど。鮎字を用ひし事の縁も。今は詳ならず。また鮎讀でアユとなせし事も。世すでに久しく。我國の方言のやうにもなりしかば。こゝには倭名鈔に見えし所の如くしるせし也。此事をも稲若水に正したりしに。閩廣溪澗中に出る香魚。一名記月魚。一名細鱗魚。一名溪鰛也といひけり。鴈山志に見えし所の如き最詳也けり。春初時生。月長一寸。九月以後。可レ盈二一尺一。則赴二潮際一生レ子。生レ子則黑瘠而死レ於二鹹水中一。など見えしは崔氏が春生夏長秋衰冬死すといふ説に相合へり。崔氏鮬に似て小しき也といひしも誠に然り。たゞ白皮無レ鱗といふが如きは然らず。楊氏細鱗魚といひしが如くに。其鱗極めて細にしてあれども無きが如くなる也。また楊氏が説によれば。鴈山志に一名細鱗魚と見えし如きも。因來る所既に久しき名也ける也。

鮭サケ　倭名鈔に崔禹錫食經を引て。鮭はサケ。其子似レ苺赤光。一名年魚。春生年中死。故名レ之。今按俗用二鮭字一非也。鮭は鯸鮧魚一名也。苺子卽覆盆也と注せり。サケの義不レ詳。或は東北夷地の方言に出しも知るべからず。

世にはサケといふもの亦不レ詳といふ也。鮭は説文に魚臭也と見え。徐鉉は今俗作レ鯹といひ。鮭字の如きも二音ありて。音骸なるは魚菜也。音圭なるは河魨別名と見えたりしが故也。されど崔氏の説の如き。疑ふべくもあらぬ此物也。むかし朝鮮の信使來れる時に。或人此物の事を問ひしに。鰱魚をもて答へしといふ也。彼國の東醫寶鑑には。鰱魚味亦甘美。卵如二眞珠一而微紅色。味尤美。生レ於二東北江海中一。と見えたり。其説の如きは。彼國の方言に出で。毛詩の鱮一名鰱といふものにはあらねど。卵如二眞珠一而微紅色といふ事は。他魚のなき所にして。崔氏其子如レ苺といふ説に相合へり。また朝鮮の方俗。鰱字を借りて此物となせしも。其謂なきにもあらずと見えた

り。此魚秋に至りて。海より水に泝り來るには。百千隊を連らねて上る也。されば魚に从ひ連に从ふ字を取用ひしにぞあるべき。前にもしるせし事の如く。正德の初朝鮮の聘使來りて。京に至りし時に。若水稻子其學士等にあひて。鮏魚の事を問ひしに。學士李重叔といふもの。まづ鮏魚を見て答ふるに。其國の松魚也といひけり。次に洪命九といふ者は不知といふをもてす。亦次に嚴子鼎といふものも。松魚也といひけり。最後に南仲容といひしが答しには。此魚是我國ノ松魚也。與レ鰱性同而體小。我國東海所レ產。七八月間。自レ海作レ隊。游二上川溪一。或磨二身於レ石。鱗脫不レ止。至レ於二自斃一。といひけり。其與レ鰱性同而體小といふを見れば。學士等鰱魚を錯り認て。旣に松魚となしぬ。まのあたり其誤を正すべきにもあらねば。是も松魚也とはいひしかど。我國東海所レ產といひしより。以下は。卽今見る所の鰱魚の事をもて答へし也。洪命九が不知といひしは。是も士がいひし所の非なるをもて。其言を遜りし也。また南仲容が松魚也といひ。また與レ鰱性同而體小といひしが如きは。此にいふ鱒の如きは。其大なるものといへど。鮏よりは小しきなるもの也。京には鮏魚のまれなる所なれば。或は其小しきものをもて。彼等に見せたらむも知らず。もしさらずは其小なるものといひ。彼にいふ所の松魚。此にいふ所の鱒魚也。其大なるものとせしは。此にいふ所の鮏魚。彼にいふ所の鰱魚也。仲容が答へし所といへども。鰱魚松魚の事共。善ク知りぬるものとは見えず。其他は猶言ふにも及ばず。むかし我喎蘭陀人にあひて。其國刻板の萬國全圖をもて。蝦夷地方の事を問ふ事ありしに。むかし其國の人。かしこに至り。海口に船を止めし事ありて。此にいふマスの魚に似たる物を。多く噉ひしといふ事の。圖說に見えしとて。番字してしるせし所を讀み聞せし程に。其國にも此にいふマスの魚ありやと問ひしに。魚名はサルムといふもの。卽是也と答ふ。そのマスに似たりといふ魚も。またありやと問ひしに。我方に其物なきによりてこそ。サルムに似たるものとはしるしたれと答たりき。さらば此國にして。東北

の地方にのみ出ぬるにもあらず。凡海外にありても。此物はたゞ東北鹹淡水之間に産しぬる者にてありけり。漢にして山東遼陽の如きは知らず。其他の地方に産すべしとも思はれず。さらば其物の名さだかならぬ。怪しむべきにもあらず。また七巻食經を引て。鱒はマス一名赤魚。爾雅集注に。鯇似レ鱒者也。といふはアメ。楊氏漢語抄に水鮭といひ。一つに江鮭といふは。今按本文未レ詳と注せし物共。また鮭の類なる也。唯其アメといふものは淡水之中に生ずるもの也。マスといひ。アメといふ。並に義不レ詳。

或說にマスとは。其味の鮭魚に勝りぬるをいひ。アメとは天雨の時に此魚を得る事多きが故也といふ。如何にやあるべき。江家次第御抄に腹赤は鱒魚也と見えたり。さらば古にはマスをば腹赤といひし也。朝鮮の方言によるに。此にマスといふは。彼にいふ所の松魚也。此物の如きも。古の時には呼びにし名のありしを。後に韓地之方言によりて。松魚(マツノイヲ)を呼びてマスノイヲといひし事。たとへば古には。アカメといひしもの。後にタヒといふが如くなりしも知るべからず。またアメといふも。淡水之間に生しぬれば。アメといふアメとは卽甘也。鹹水に對し言ひし所なるも知るべからず。若水稻子は。鱒卽鬬魚。今俗にヲイカワといふ是也。マスといふものは海槎餘錄に見えし江魚是也といひけり。

鯉コヒ　倭名鈔に七巻食經を引て。鯉魚はコヒと注せり。義不レ詳。

凡魚介の類およびて。ヒといふもの多し。鯉をコヒといひ。鯛をタヒといひ。鱓魚をヱヒといひ。王餘魚をカラエヒとも。カレヒといひ。鮬をセヒといひ。又鰕をヱビといひ。貝蛤幷にカヒといひ。甲蠃をツビといひ。鰒をアハビといふが如き。かならず其義ありぬべけれど。今に於て不レ詳。

鮒魚フナ　倭名鈔に和名本草を引て。鯽魚一名鮒魚。フナといふと注せり。義不レ詳。

萬葉集には。吉魚讀でフナといふ。義また不レ詳。漢語抄に鮀魚をコツヲといひ。鮬一名婢妾魚といふをセヒといひて。今訛婢妾。謂二妾婢一也。と注せし例によらば。鮒魚をフナといひしも。其字

の音と訓とを合呼びしと見えたり。凡是等の類は。漢字傳得し後。其字を取用ゆるに及びて。竟に我國の古よりいひし所の名は隱れしと見えけり。

堅魚カツヲ　倭名鈔に漢語抄を引て。堅はカツヲ。式文用二堅魚字一と注せり。カツヲとは。卽堅魚也。其肉を煆して腊となすをいふなり。鰹字用ひて此物となすは不レ詳。

爾雅によるに鰹大鮦と見えたり。さらば。鰹は此にヤツメウナギといふもの丶大なる也。もし其字魚に从ひ。堅に从ひて。此にして堅魚といふ字の如くなれば。借用ひ讀でカツヲとせんは。元これ正訓にはあらず。漢にして此物名いかにやいひたりけむ。閩書に見えし馬鮫魚。鋭口圓身而長。青斑色。無レ鱗有レ膓。又一種二名潤腰一。一種名二青貫一。としるせり。舜水朱氏。馬鮫魚は卽此にサハラといふ是也といひけり。今試に此にサハラといひ。サコシといひ。メヂカといひ。マグロといふものを見るに。皆これ其類なる也。サハラといふものは。其身狹而長ければ。サハラといふ也。サハラとは。其腹の狹き也。サハラの小しきを。サコシといふは。其腰の狹き也。メヂカとは。マグロといふもの丶小しきなるをいふ也。二つのもの並に身圓にして腰潤し。呼びてマグロといふは其眼の黑き也。メヂカとは其眼の近き也。カツヲは。メヂカに似て。其色サハラの如く。腹に近き所に。青條ありて横さまに貫けり。さらば閩書の一種名二潤腰一ものは此にメヂカマグロなどいふものにして。一種名二青貫一ものは。此にカツヲといふもの丶如く。なる也。此にカツヲといふもの丶如きも。大あり小あり。青條あるあり無きありて。ひとしからねど。其種たる事は異ならず。或人の說に。此にいふカツヲは。松魚也。東醫寶鑑に出づといふ也。此書は朝鮮の醫官許俊撰びし所也。俗方を引て。松魚。性平味甘無レ毒。味極珍。肉肥色赤。而鮮明如二松節一。故名。生二東北海中一と見えたり。前にしるせし事の如く。正德の聘使來れる時。此にいふ鮏魚を見て。彼東海に生る所の松魚也。といひけり。此にいふカツヲにはあらず。たゞに其書に見えし所をもつて。其名を

正さむ事。いとおぼつかなき事也。彼國にカツヲありやなしやといふ事を。對馬國人に問ふに。彼國にもあれど。其名さだかならずといふなり。後に己亥の信使來りし時に。問ひしに。かしこにしては。古同魚といふ也と答へき。されど古同魚といふもの。その輿地勝覽東醫寶鑑等の書にも見えず。たゞ其近俗のよぶ所とこそ見えたれ。

また漢語抄を引て。鮀魚をコツヲといふ。本朝式用ニ乞魚字ヲ一と注せり。コツとは乞字の音を以て呼ぶ也。ヲは魚也即。今マナガツヲといふもの是也。廣益玉篇に。鮀は斷魚と注し。字彙品字箋。並に鮀を注して斷魚。一名魚游といひけり。閩書によるに。鯧魚板身口小頭縮。肥腴小鱗。小者形扁曰ㇾ鯧。鱗金黯而差厚。小者名ニ鯧鯿一。又曰ニ魚游一と見えたり。舜水朱氏。此俗にマナガツヲといふものを見て。鯧也。一名鯧鯿。麥熟する時に多有り。故に俗曰ニ麥鯿一。といひ。魴魚にはあらず。魴は此に於ていまだ見ず。といひしといふ也。玉篇に鮀を斷魚となし。字彙品字箋。並に斷魚の一名を魚游となし。閩書魚游を鯧となし。朱氏また其物を見て鯧也といひしかば。古の鮀魚即今のマナガツヲなる事。疑ふべからず。また正字通に魴魚一曰ニ鯿魚一。とみえて。鯧似ㇾ鯿と見えたれば。鯧と魴と異物なる事。朱氏の説に相合へり。マナガツヲとは。マナとは眞名鹿眞名鶴などいふが如し。其味の美なるを稱していふ也。カツヲとは。コツヲといふ語の轉じたる也。或は後の俗その音の骨に同じきを避けし事。猶笏をよびてサクといふが如くなりけんも知らず。

鰺アヂ　義不ㇾ詳。倭名鈔に崔禹錫食經を引て。鰺はアヂ。味甘溫無ㇾ毒。貌似ㇾ鮻而尾白刺相次者也と注せり。

或人の説にアヂとは味也。其味の美をいふ也といへり。萬葉集によるに。鳥の名またアヂといふあり。古にアヂといひし。別に義やありけむ。詳なる事を知らず。鰺字正字通には。鱢字之僞也と見えたり。彼にしても字義すでに闕けぬと見えたり。崔氏が説に。尾白刺相次者也といふ事。他魚のある所にもあらず。此にいふアヂなる事。疑ふべからず。此にアヂといふもの。其大小種類ま

た一つならず。

鯖アヲサバ　倭名鈔に崔禹錫食經を引て。鯖はアヲサバ。味鹹無レ毒。口尖背蒼者也と注せり。サハの義不レ詳。古語に多きを謂てサハといふ。其聚る事。多(サハ)なるをいひしに似たり。また唐韻に鰆魚有ニ横骨一在ニ鼻前一。如ニ竹斤斧一者也といふ。漢語抄にカセサバといふ。御覽鱗介部の新婦魚。辨色立成に。名上に同じ。また唐韻に鯆大魚也といふは辨色立成にナハサバといふと注したり。並に義不レ詳。

蘇頌圖經に。青魚生ニ江湖間一と見えて。字亦作レ鯖。此にいふサバとは見えず。舜水朱氏も。青魚サバにはあらず。大なるもの五六尺に至るといひけり。さらば食經に見えし所の如きは。其名同じく物異なる也。朝鮮の俗。また青魚といふものあり。東醫寶鑑にも。圖經本草を引て。非ニ我國之青魚一也と注せり。彼にして青魚といふは。我が西方之俗に。セガイといひ。東方の俗にカドといひ。此にしてはニシンといふもの是也。蝦夷人其魚を割きて。子を取て乾燥し。交易の物となし。これをカドノコといふ也。我俗呼びてカズノコといひ。其魚をニシンといふは。視語也。カズノコとは數之子也。ニシンとは二親也。其子最珍也。呂覽に。魚之美者。東海之鮞。といひし。或はこれなるも知るべからず。鰆鯆等の如きは。諸書に注せし所も不レ詳。鰆鯖は鮫別名。鯆は江䱍別名など注してこれも義既に亡びぬと見えたり。

鯸鮧　フグ倭名鈔に崔禹錫食經を引て。鯸鮧犯レ之則怒。怒則腹脹。浮ニ出水上一者也。フク一つにフグべといふと注せり。並に義不レ詳。

フクとは卽其腹脹れぬるをいひ。フクべとは浮ニ出水上一事の匏瓜に似たるをいひしと見えたり。脹讀でハルといふは張也。俗にフクルといふは。もとこれ韓地の方言に出づ。卽是豐字の韓音と見えたり。卽今も朝鮮の方言これに似たり。豐腹をハラフクルなどいふが如きも此義也。鯸鮧をフグといひ。匏瓜をフクべといふ。並に同じ。卽是河豚魚と見えしもの也。

鮔イシブシ　倭名鈔に崔禹錫食經を引て。鮔はイシブシ。性伏沈在ニ石間一者也。鯆チヽカフリ。似ニ鮔魚一而有ニ黒點一也。鮔魚カラカコ。似ニ鮔魚一而頰著レ

鉤者也と注せり。イシブシは。即石に伏ス也。チヽカフリは即土を蒙る也。カラカコは即頬に鉤を著る也。鉤讀でカコといふ也。

鮖は鰍鮖にはあらず。閩書の石伏魚の類。鱅も庸魚といふものとは見えず。䰶字不レ詳。倭名鈔に見えし注に。字與レ罔同とあれば。或は俗字也けむも知らず。イシブシ。チヽカブリ。カラカコ。などいふものは。即今カジカ。スナホリ。ハゼなどいふもの丶類と見えたり。

鱧ハム　倭名鈔に本草注を引て。鱺はハム。今作二鱧字一と注せり。ハムの義不レ詳。即今俗にヤツメウナギといふ是也。漢人之說に。鱧魚頗似二蝮蛇一といふ事あり。李東璧が說也古の俗。蝮蛇をよびてハミといふ。ハミといひ。ハムといふは。轉語也。ハムとは其形の似たるをいひしと見えたり。亦鱧魚。首左右各有二七竅一。如二七星一。ともいふ也。戴同が說ヤツメとは其眼を合て八つの竅あるをいひし也。我俗竅をばメといふ事。前に注したり。ウナギとは。其鰻鱺に似たる也。今俗にハモといふものは。これにあらず。即海鰻也。ハモとは漢音をもて其字を呼びし也。舜水の朱氏。ハモは海鰻也。海鰻鱺とも狗鰻ともいふといひし也。

倭名鈔に鱣魚をムナキといひ鰻鱺魚をハジカミイヲといひしは。心得られず。爾雅郭璞注に鱣ハ大魚也と見え。毛詩陸璣疏亦同じ。其大者長二三丈。重千餘斤に及べり。李東璧本草に。鱣一名黃魚。亦蠟魚とも。玉板魚とも見えし是也。漢楊震傳に。鱣魚と見えしものは。鱓字の訛れる也。さらば古にムナギといひ。即今ウナギといふものにはあらず。鰻鱺は即ムナギ也。古にハジカミイヲといひ。今俗にサンセウイヲといふものは。爾雅の鯢。郭璞注に鯢魚鮎レ似四脚。聲如二小兒啼一。といふもの。東璧本草に與二海中鯨一同名異物也といふ即是也。ムナギといふ義不レ詳。ハジカミイヲといひ。サンセウイヲといふ。並にこれ其魚皮の椒樹皮に似たるをいふ。古語に椒をばナルハジカミとも。フサハジカミともいひけり。

韶陽魚コメ　倭名鈔に崔禹錫食經を引て。韶陽魚はコメ。貌似レ鱉無レ甲。口在二腹下一者也と注せり。即今俗にエヒといふもの是也。コメといひ。エヒと

いふ。並に不レ詳。
東壁本草に。韶陽また邵陽とも少陽ともしるす。また鱝魚·荷魚·赤魚·鯆魮魚·蕃踰魚·海鷂魚·鍋盤魚·鑊廳魚·鍋蓋魚等。其方俗に隨ひて。名づけ呼びしと見えたり。此にコメといひ。エヒといふが如きも。其形似たれば鼈(カメ)といふ語を轉じて。コメといひ。其尾長ければ燕尾(エビ)といふ語を轉じていひしと見えたり。

王餘魚カラエヒ　倭名鈔に朱厓記を引て。南海有ニ王餘魚ー。昔越王作レ鱠不レ盡。餘半棄レ水。因以ニ半身ー爲レ魚。故曰ニ王餘魚ー也。カラエヒといひ。俗にカレヒといふと注せり。爾雅に比目魚といひ。謂ニ之鰈ーと見えしもの。卽今俗に大者をヒラメといひ。小者をカレヒといふ是也。
爾雅(釋地)に東方有ニ比目魚ー焉不レ比不レ行。其名謂ニ之鰈ー。と見えし注に。鱗細紫黑色。一眼。兩片相合。乃得レ行。今水中所在有レ之。江東又呼爲ニ王餘魚ーと見えたり。東壁本草此注によりて。其合處半邊平。而無レ鱗。口近ニ腹下ー。以爲ニ王餘魚ー。蓋不レ然。と見え。正字通の說また是に同じくして。其方俗に隨ひ。呼ぶ所の名を同じからずと見えけり。されど鰈といふもの。爾雅注本草正字通に見えし所の如くにはあらず。其形扁にして鱗細かに。一邊は紫黑色。一邊は白し。其紫黑邊に。兩目相比してあり。比目といひし卽是也。其白邊また鱗なきにあらず。通雅には今杭州錢塘江。日夕餐レ此と見えて。爾雅本草等の注を取用ゆるに及ばざりし。其故ありと見えたり。亦鰈の一名王餘魚といふが如きは。爾雅注朱厓記に見えし所。旣に明らかなれば。彼にしても古の時には。鰈を呼びて王餘魚といひし也。後人蘇松湖江に出る銀魚の大なるものまた鱠殘の名あるによりて。終に王餘の名を附會せしと見えたり。今に至ては。王餘魚といふもの。其名は一つにして其物は二つになりたり。古人鰈をもて王餘魚といひし事ども。非すべきにもあらず。此國にして古の時に。カラエヒといひしは。むかし三韓を呼びて鰈域ともいひけり。此物もと彼方の海中に多くありて。其形韶陽魚に似たれば。カラエヒといひしと見えけり。カレヒといひしは。カラエヒといひ

し語の。急に轉せし也。今俗に其大なるものをヒラメといふは。俗に側邊をヒラといふ也。其眼の側にあるをいひし也。卽爾雅にいひし比目也。倘大なるものをトイタビラメともいふは。トイタとは戸板也。卽南越志にいひし板魚也。極て小しきなるものをササノハガレヒといひ。其次なるを。クツソコガレヒなどもいふは。卽異物志の箬葉魚鞋底魚など見えし是也。此餘黒邊に石の如く鱗あるものあり。白邊に黑點の文あるものあり。其類もまた多くあり。

鰯イワシ　倭名鈔に漢語抄を引て。鰯はイワシ鯷はヒシコイワシといふ。今按鰯字未レ詳と注したり。漢語抄に堅魚鰹に作りし例に依らば。弱魚の字亦鰯に作りしも知るべからず。イワシとは弱（イワシ）也。其水を離れぬればたやすく死するをいふ也。鯷讀でヒシコイワシといふ。義も亦不レ詳。

閩書に鰮魚似二馬鮫一而小。有レ鱗大者僅三四寸。と見えしもの。卽是イワシ也。過にし比。閩中の商舶。長崎に來りて。食料を官所の人に請ひし單に。一八之の字あり。解するものなかりしに。譯人の老とたるが。イパス也といひしによりて。其請ふ所をゆるしき。後に聞しに。浙省閩中の俗。同じく此物を呼びて。イワスといふ事。此に同じといふ也。これはたゞ此國の方言に倣ひていひし也。鯷魚は倭名鈔に引用ひし本草注にも。鰊魚一つに鯷魚といふ。四聲字苑にも。鯷は小鮎魚とも見えたれば。卽是崔禹錫食經に見えし鯰ナマヅと注せしもの也。ヒシコイワシといふべきものにあらず。またヒシコ イワシといひし義不レ詳。ヒシコとは。イワシコといひし語の轉せしにや。イワといふ語を引結びて呼ぬれば。ヒといふべきが故也。また大隅國風土記に。必志里（ヒシノ）といふ事を解して。隼人の俗に。海中之洲をばヒシといふと。見えし事もあれば。はじめ夫等の地方より出しを呼びて。ヒシの小鰯などいひし事。ウミヱビ・シマアヂなどいふが如く也けむも知るべからず。又此物は魚醬となしぬる物なれば。ヒシホイワシといひし詞の轉せしにや。ヲホの二音轉じてコといふは。方俗よのつねの事也。

倭名鈔に。崔禹錫食經に鯰貌似レ鱺而大頭者也。

といふを引て。鯰讀でナマヅといひ。漢語抄には。用二鮎字一所レ出未レ詳。と注せり。鮎字所レ出不レ詳事いふに及ばず。鯰の字もまた。所出詳也とは見えず。されど似レ鯷而大頭と見えたれば。其物のナマツなる事は。疑ふべからず。鯰奴霑反と注したれば。或はこれ鮎の俗字なりしもまた知るべからず。

鯯 コノシロ　倭名鈔に四聲字苑を引て。鰶亦作レ鯯。以レ鯖而薄。細鱗者也。コノシロといふと注せり。孝德天皇紀に鹽屋鯯魚(シヲヤノコノシロ)といふ人名あり。此物に取りて命せし名と見えたり。

閩書に鰶魚如レ鰣而小鱗名青鯽。又名二青鱗一以二其鱗脊俱青一也。冬月味腴。なりと見えしもの。卽是也といふ說あり。似たる事は。似たれども。其物見ざるは如何にともいひがたし。また或人の說に。此魚の名を本はツナシといひしを。むかし後妻に惑ひしものゝ。前妻の子を家奴して殺さしむ。其奴彼子をば隱して此ツナシを多く燒きて。殺せし子をば火に葬たるよしを。其父に告げしよりして。此魚の名を子之代(コノシロ)といふ也といふ。古き物語を引て。名を釋しぬる也。火葬といふ事は。文武の御代の比にや始りぬらむ。上にも注せし如くに。此物の名をもて名に命せし人は。孝德天皇紀にも見えたり。それよりさきに。火を以て葬るなどいふ事ありぬべしとも思はれず。されど古くいひ傳へし所なれば。似たる事もこそあるべけれ。

鮊魚 シロヲ　倭名鈔に文字集略を引て。鮊魚薄身白色也。漢語抄にシロヲといふと注せり。廣雅によるに。鮊は鱎也。卽說苑にいふ所の肉薄而不レ美者。漢語抄にいふ所のものとも見えず。漢語抄にいふ所は。鱠殘魚に似て小しきなる銀魚といふものゝ。卽今シロイヲといふものに似たる也。また考聲切韻を引て。鰍はコホリイヲ小魚名也。似二鮊魚一長一二寸者也。今按俗言二氷魚(ヒウヲ)一是也と注せしは。亦俗にイサヽといふものゝ類也。シロヲとは白魚也。コホリイヲとは。氷魚也。イサヽといふは。イは發語の詞也。サヽは小小(サヽ)也。

鮊魚は長六七寸のものと見えたり。此にいふシロヲなるべしとは見えず。卽今シロイヲといひ

て。鹹淡水の間に生ずるものは。大なるものも僅。三四寸には過ぎず。卽是江陰常熟等志に。銀魚似ニ鱠殘魚ー小者と見えしもの。舜水朱氏も。此にいふシロイヲは卽銀魚也といひき。東壁本草閩志等の如きは。銀魚は鱠殘魚の一名となしけり。爾雅翼によるに。鱠殘魚は長五六寸。身圓如レ筯。漂白無レ鱗。但目點黑。と見えたれば。此にあるものにはあらず。朱舜水も。此にシロイヲといふものゝ。大なる長七八寸なるもある也といひき。江陰常熟等志に見えし所は。鱠殘銀魚大少各別れしものとなして。本草閩志の一物也とせしが如くにはあらず。

針魚ハリヲ　倭名鈔に七卷食經を引て。針魚はハリヲ一つにヨロヅといふ。口長四寸如レ針。故以名也と注せり。ハリヲとは卽針魚也。ヨロツの義不レ詳。卽今サヨリといふもの是也。

舜水朱氏。サヨリは鱵魚一名針觜魚といふもの也。といひけり。神武天皇御歌にクヂラサヨリといふ事を。釋に鯨魚多く集れる也といひけり。さらばサヨリといふは。その多依サハヨる也。ヨロヅといひしも。また此義なるべし。ヨロヅは萬なり。

鰕エビ　倭名鈔に七卷食經を引て。鰕はエビ。俗用ニ海老字ー。また漢語鈔を引て海糠魚はアミ。今按所レ出未レ詳と注せり。並に義不レ詳。

エビとは其色の蒲萄エビに似たるをいひ。俗に海老の字を用ひしは。其形の老人の長鬚傴僂なるに似たる故也。アミとは卽小鰕アミ也。東壁本草に。鰕凡數種。米鰕糠鰕青鰕白鰕梅鰕泥鰕海鰕天鰕あり。又閩中の五色鰕。兩々乾レ之。謂ニ之對鰕ー。と見えたり。また閩中の產に。赤鰕黃鰕河鰕水濱鰕斑節鰕狗鰕蘆鰕龍鰕苗鰕醬鰕等の名見えて。此餘緣鰕蚕鰕謝豹鰕の如き。凡三十餘種。其方俗に隨ひて。名異に物同じく。物異にして名同じきもあり。と見えけり。此に產する所も其類殊に多し。それが中っ海鰕は此俗にいふウミエビ。又はイセエビなどいふもの也。其大なるものを。龍鰕といふと見えたり。閩志によれば。對鰕は泥鰕之大ナル者を對し揷む也。朱舜水は。對鰕とは是を煮る時は。頭尾相對する故也といひき。此說の如きは。此にいふクルマエビといふ此也。紹興府志に。小

鰕如ニ糠蝦ー曰ニ糠鰕ーと見えしは。卽漢語抄の海糠魚アミといふもの。これを鹽而醬レ之となしたるを。醬鰕とはいふ也。

海蛸子タコ　倭名鈔に本草を引て。海蛸子タコ。今按蛸正作レ鮹見ニ于唐韻ー。俗用ニ蛌字ー。所出未レ詳。崔禹錫食經に小蛸魚はチヒサキタコ。一つにスルメといふ。日本紀私記に。貝蛸はカヒダコといふと注したり。並に義不レ詳。

タコとはタは手也。コは猶海蛸子之子の如し。語助也。其手多きをいひしと見えたり。スルメといひ。カヒダコといふ。並に不レ詳。卽今烏鰂の類にスルメイカといふあるは。其大なる事。小蛸子の如くなるをいひしと見えたれど。今の如きは。小蛸子をスルメといふ事は隱れて。烏鰂の名の如くにはなりたり。閩書によるに。石距一名八帶。大者至ニ能食レ猪。居ニ石穴中ー。人或取レ之。能以レ足黏レ石拒レ人。といふものは。倭名の海蛸子。今俗にいふ。足長蛸(アシナガタコ)也。章擧一名紅擧。似ニ烏賊ー而差大。味更珍好。といふは。倭名鈔の小蛸魚。今俗にタコといふ是也。鱆魚一名望潮。腹内有ニ白粒ー。如ニ大麥ー。といふものは。今俗にいふ飯鮹(イヒダコ)也。其大小に隨ひて。各其名ありて。極小にして蜘蛛の如くなるものを。クモダコといふに至れり。

烏賊魚イカ　倭名鈔に南越志を引て。烏賊烏鰂鰞鱡等。並に讀でイカといふと注せり。イカの義不レ詳大小また其類あり。

イカとは。イは發語の音にて。カとは其腹内に甲あるをいひしと見えたり。凡甲殼あるものをよびて。カといふ義。下に見えたり。閩書に見えし烏鰂類。亦有ニ數種ー。その柔魚似ニ烏賊ー而長。色紫。晒乾食レ之。と見えしものは。此にいふスルメイカの類也。瑣管或云ニ柔魚ー。第(タヾ)差(ヤヽ)小爾といふは。此にシャクハチイカといふ類也。墨斗似ニ瑣管ー而小。といふは。此にクモイカといふもの。其小なる蜘蛛に似たるをいふ也。舜水朱氏は。スルメとなすものは。柔魚とも梢魚ともいふ。その骨細薄なるものなりといひけり。

海鼠コ　天孫。日向國に天降ませし初。天鈿女命悉くに鰭廣物(ハタノヒロモノ)鰭狹物(ハタノサモノ)を追ひ聚て。大神の御子に仕へ奉らむやと問ひしに。諸魚は皆仕奉らむと申せし

中に。海鼠申す事なかりしかば。此口か答へざりし口といひて。細小刀をもて其口を拆かる。故に今に於て海鼠の口拆たりといふ事。舊事紀古事記には見えけり。これをコと名づけし事の如きは不レ詳。倭名鈔には崔禹錫食經を引て。海鼠似レ蛭而大者也。コといふ。本朝式に熬ノ字を加へて。イリコといふ。漢語抄に老海鼠はホヤといふ。俗には保夜の字を用ゆと注せり。ホヤも又不レ詳。

適齋訓蒙圖彙に。沙噀を此にナマコといふものとし。海參をイリコといふ。若水また沙噀沙蒜塗筍ナマコとし。海男子海蛆をイリコとす。此等明世の府志本草等に據れる也。それが中。藥性纂要の海蛆は海鼠の字音の轉せしと見えたり。また或説に。石蜐をもてホヤとす。舜水石蜐をもてホヤとする。然るべからずといひけり。卽今東海中に出づる海鼠に似て。圓かに大きく。其色の黄白なるものの。方俗呼びてキンコといふものあり。古にホヤといひしものゝ類なる也。

水母クラゲ　古事記に天地初判の時の事をしるして。久羅下那洲多陀用弊琉之時としるせり。日本紀に開闢之初。洲壤浮漂としるされ。浮漂の字讀でクラゲナスタゞヨヘルといふ事。古事記に同じ。古語にクラゲナスといひしは。浮漂ノ貌をいひし也。さらば其物を名づけて。クラゲといひしも。其水上に浮き漂ひぬるをいひしと見えたり。倭名鈔には崔禹錫食經を引て。海月一名水母クラゲ。貌似二月在一海中一。故以名レ之也と注せり。

舜水朱氏。クラゲは海蛇一名海蜇といふものなり。海月にはあらずといひけり。東璧本草によるに。海蛇。南人訛爲二海蜇一。並非也。閩人曰レ蛇。廣人曰二水母一。異苑名二石鏡一と見えたり。北戸錄に。蚱一名石蛇。海漚所レ結也といふもの卽此にクラゲといふ是也。閩書に海月ハ海蛤ノ類也。一名蠔。鏡形圓如レ月。亦謂二海鏡一。土人鱗二次之一爲二天窓一と見えしものは。此にしても俗にシャウジガヒといふ是也。シャウジとは障子也。其物をもて紙に代て。天窓とするをいひし也。さらば今の如きは。水母海月各別れしもの也。食經による時は。古の時には。水母一つに海月といひしなるべし。

太古之俗。魚をば鰭廣物鰭狹物などいひしと

見えたり。又呼びてナともヲともいひけり。魚の字讀でナといひヲといふ即是也。イヲともウヲともいふが如きは。イといふは發語之詞也。イ亦通じてウといふは轉語也と。萬葉集抄に見えけり。ナといひし事。漢に魚菜などいふものゝ如く。魚をも菜をも。同じくナといひし。其謂れあるべけれど。今は不レ詳。ヲといふは韓地の方音也。今も朝鮮の方音。魚讀でヲといふ也。魚子を近俗ハラヽゴといふ事あり。萬葉集にハラヽといふ事を。散り〳〵なるをいふと見えたり。此説の如きは。其義よく合へりとも聞えざるにや。或は是梵語に出でし言なりしも知るべからず。梵に波羅々(ハラヽ)といふは。漢に重生華と譯しぬと見えたれば。魚子の重なり生ぜしをいひしに似たり。

斑讀でマダラといふが如きも。梵語によりしにや。梵に曼陀羅といふは。漢に雜色と譯せり是等の類もまた少からず。

龜カメ　日本紀私記に龜兆傳を引て。天香山の龜津(カメツ)比女命(ヒメノ)。天孫此國に天降ります時に。御前(ミサキ)に立て降り來れり。今は天津詔戸(アマツノト)太詔戸命(フトノトノ)といふ。これ我國龜卜の事の始也と見えたり。倭名鈔にも。神龜の字讀でカメといふ。さらばカメとは。カミといふ語の轉じたる也。倭名鈔にまた漢語抄を引て。蠵讀でウミガメといひ。玉篇爾雅集註本草等を引て。黿鼉はヲホカメ大龜也。攝龜一名陵龜はコガメ。小龜也。秦龜一名蟕蠵は。イシガメ。山中龜也。鼈はカハガメ。魚鼈字或作レ鱉と注せり。

龜をカメといふによりて。又凡そ甲殼あるものを呼びて。カといひしと見えけり。甲は讀でカワラといひ。殼は讀でカラといふ也。又甲の字をカブといふは。韓地の方音也。即今も朝鮮の方音かくの如し。是等たま〳〵彼此の語音の相合へる也。

蟹カニ　古語拾遺に。彥波瀲武尊(ヒコナギサタケノ)の海濱に生れ給ひし時に。掃守連(カニモリムラジ)の遠祖天ノ忍人命(ヲシヒトノ)。箒を作り蟹を掃ひき。よりて鋪設(シキモノ)を掌る。號て蟹守(カニモリ)といふ。今俗謂ニ之掃守ニ者。詞の轉じたる也。と見えたり。カニの義不レ詳。倭名鈔に蟹はカニ楊氏漢語抄に。蟛蜞は海濱稻舂蟹之類也。蟛蜞は葦原蟹也といふ。石蟹はイ

シガニといふと注せり。

蟹をカといひしも。殼あるの義と見えたり。ニとは古語に赤色をいひし語也。或はこれを煮るに。其殼の赤きをいひしも知るべからず。萬葉集抄に。蘆蟹とは物ノ音を聞て。走り去る白き蟹也といふ事あり。葦原蟹とは。此ものをいふなるべし。稻舂蟹といふ事。如何にやあるらん。いまだ知らず。

甲蠃ツビ　石陰子カゼ　榮螺子サヾエ

倭名鈔。甲蠃の注に。蠃螺字同本草を引て。貌似ニ辛螺一而中有ニ角蓋一蓋上錯。似ニ鮫魚皮一者也。楊氏漢語抄に海螺はツビといふと見え。石陰子の注にも本草を引て。是物生ニ海中一陰精。故以名レ之漢語抄に甲蠃はカゼといふと見えたり。又崔氏食經を引て。榮螺子サヾエ。似レ蛤而圓者也。と見えたり。此注せし所を見れば。甲螺をば。楊氏漢語抄に海螺となしてツビといひ。漢語抄には石陰子甲螺となしてカゼといひ。榮螺子はまた別にサヾエといふ也。されどもとこれ類同じくして。其形の大小によりて。名もまた別れしと見えて。全くこれ別物也とも見えず。本草甲螺角蓋の注によるに。即今いふ所のサヾエ也。石陰子も漢語抄に甲螺となしぬれば。これもまた即今いふサヾエの類也。サヾエの類。其殼に芒角あるあり。なきあり。大きなるあり。小しきなるあり。其類少からず。古には其形によりてツビといひ。カゼといひ。サヾエといふ。各別れしと見えたり。ツビといふは。今俗に田螺をタツボといふ也。これも古の時には。タツビといひしと見えたり。ツビといひ。ツボといふは。轉語也。猶壺坩の類をツボといふが如く。其中窪かなるをもてかくいひし也。カゼとは。凡介蟲類カといひしはカラ也。カラとは甲殼あるをいひし也。セとは石花をセといふが如く。古語に石をばシトいふ。シといひ。セといふは。轉語也。其殼堅き石の如くなるをいふなるべし。サヾエとは。サ、は小而小也。エとはイヘ也。猶蝸牛の殼をカタツブリノイヘといひ。蜘蛛の窠をクモノヰといふが如く。其殼の少しきなるをいふ。即今のコサヾイといふものと見えけり。催馬樂の歌に。アハビサダヲカ。カゼと見えし。サダヲカは。螺をサダへ

といへば。サヾエの事なるべしと。藻鹽草にも見えたり。さらばカゼとはヲホサヾエなどいふものにやあるべき。

尨蹄子セ　倭名鈔に注して。崔禹錫食經に尨蹄子セ。貌似ニ犬蹄ニ而附レ石生者也。兼名苑注に云石華。二三月背紫舒レ花。附レ石而生。故以名レ之と注せり。セの義不レ詳。

東璧本草に。石蜐生ニ東南海中石上一。蚌蛤之屬。形如レ龜。脚亦有ニ爪狀一。殼如ニ蟹螯一。其色紫可レ食。郭璞賦云。石蜐應レ節而揚レ花。是也と見えしもの也。舜水朱氏。或人の石蜐はホヤといふを謬て。此說非也。紫色にして蟹の甲の形の如くといひしは是也。セとは石に附て生ずるの義なるべし。

義上に註しぬ。

小螺子シタヽミ　神武天皇御製の來目歌に。伊勢の海の大石に。八重匍纏へる小螺子と讀ませ給ひたりけり。シは即石也。タヽミとは重り疊まれるをいふと見えたり。釋日本紀倭名鈔には。崔禹錫食經を引て。貌似ニ甲螺一而細小。口有ニ白玉之蓋一者也。楊氏漢語抄に。細螺シタヽミといふと注せり。

河貝子ミナ　倭名鈔に崔禹錫食經を引て。河貝子。殼上黑小狹長。似ニ人身一者也。俗用ニ蜷字一非也。と注せり。ミナの義不レ詳。亦本草を引て。寄居子。貌似ニ蜘蛛一者也。カミナといふ。俗假用ニ蟹蜷字一と注せり。カミナとは即カニミナ也。其形の蟹に似たるが螺子殼中に寄り居る也。即今俗にガフナとも。ヤドカリなどもいふ是也。

損軒の說に。ミナとは水鳴也。水中にありて鳴くをいふといへり。俗に虫に从ひ卷に从ひぬるをもて。蜷の字を借用ひて。ミナといふは。螺螄纏などいふものの如くに。殼に卷き纏し如き形あるによれりと見えたり。藏器本草に。寄居蟲。有ニ螺殼間一。非レ螺也。海蛤多被ニ其寄一。又南海一種似ニ蜘蛛一。入ニ螺殼中一と見えしもの則是也。

靈螺子ウニ　倭名鈔に本草を引て。靈螺子。貌似レ橘而圓。其甲紫色。生ニ芒角一者也。漢語鈔に。棘甲螺はウニといふと注せり。閩書によるに。海膽殼圓如レ盂。外密結レ刺内有レ膏黃色。土人以爲レ醬。といふ即是也。ウニといひしは。ウは海也。ニは膽也。キといひニといふは轉語也。即今俗にカブトガヒと

いふ亦類也。

圖會に海膽を注して。又有ニ石蜐一。形圓色紫。有レ刺。人觸レ之則動搖。疑卽海膽而異ニ其名一。と見えしは然るべからず。此物二種ある也。海膽は卽此にいふウニ。其膏を醬となすもの也。一種ウニの如くに。其形栗殼に似たる。これを砂上に置くに。衆刺を搖して轉じ行く事。たとへば馬蚿の衆足を運するが如く。其死して。殼植れ刺脫けしあと。鍾乳に似て小しきなる。此に星冑(ホシカブト)といふものゝ如くなれば。俗にカブトガヒといふは。石蜐といふものなるべし。

大辛螺アキ　小辛螺ニシ　倭名鈔に七卷食經を引て。大辛螺はアキ。楊氏漢語抄辨色立成並に蓼螺一云赤口螺に作る。小辛螺はニシ。楊氏漢語抄に蓼螺子に作ると注せり。義並に不レ詳。

古語にアといひしは大(ア)也。アキとは其大きなるをいふ。ニとは赤色。ニシとは其殼內の赤きをいふなるべし。またカといひ。キといふは轉語也。アキとは其大殼なるをいふにや。白蛤海蛤並にウムキといふ。キは殼也。

田中螺タッピ　倭名鈔に拾遺本草を引て。田中螺はタッピと注せり。今俗にタッボともタニシともいふは。卽田螺也。

蚶キサ　字亦作レ蚶。古事記に。大己貴神の火のために燒かれ死し給ひしを。高木ノ神の命をもて。蚶貝(キサカヒ)姫(ヒメ)ノ命岐佐宜(キサギ)集めて。蛤貝(ウムキ)姫(ヒメ)ノ命持來て。乳汁を塗りしかば。麗壯夫(ウルハシナトコ)となり給ひしと見えし。蚶貝姫とは此物をいひし也。

舊事紀にも此事見えたれど。誤寫ありと見えたれば。古事記に見えし所による也。

倭名鈔には唐韻を引て。蚶は蚌屬狀如レ蛤。圓而厚。外有レ理縱橫。卽今ノ蚶也と注せり。キサとは殼上に刻める如き理あるをいひしと見えたり。我國の俗。凡物の文理あるをばキサといひけり。前の象の注に詳也卽今俗にアカヾヒといふもの是也。アカガヒとは其肉赤きをいふ也。

蚶貝姫とは此物也。蛤貝姫とは蛤也。是等の物熱毒湯火傷を治むる事を。太古之俗のいひつきし所。かくの如く也し也。舜水の說によるに。蚶に大小之別ある也。其大なるものは。臨海異物志

に。蛼之大者徑四寸。背上有二渧文一。似二瓦屋之壟一。といふもの。魁蛤俗には大蛼子といふ。卽此にアカガヒといふ是也。其小なるものは。本草陶隱居注に。形似二紡軖一少狹長。外有二從横文理一。といふもの蛼子 俗に小蛼子といふ。此俗にサルボウといふもの是也。古にはすべてキサといひしと見えたり。

蚌蛤ハマグリ　倭名鈔に 彙名苑を引て。蚌蛤はハマグリ。一名含漿と注せり。東璧本草によるに。蚌と蛤と。同類而異形。長者通曰レ蚌圓者通曰レ蛤。と見えたり。此國にしてハマグリといひしは。其形圓ならむにも。長からむにも。すべて海濱砂泥之間にある事の。石の地中にあるが如くなれば。ハマグリといひし也。されば蚌蛤二字。引合せて讀でハマグリとはなしける也。卽今花蛤をのみハマグリといふは。古義とは見えず。石をクリといふ事前の石の注に見ゆ

海蛤ウムギ　景行天皇。東國を巡幸ましまして。上總國の海より淡水門を渡り給ひし時に。膳臣遠祖名磐鹿六鴈白蛤を海中に得て。膾となして進らすによりて。膳大伴部姓賜しといふ事。日本紀並に姓氏錄に見えて。姓氏錄には。白蛤また大蛤ともしるせり。並に讀でウムキといふ。ウムキとは。海蛤といふが如し。倭名鈔には。本草を引て。海蛤一名魁蛤。ウムキノカヒと注したりけり。此說の如きは。如何にやあるべき。魁蛤は卽爾雅の魁陸。其注に今之蚶也といひしもの。前に見えし蚶也。蚶と魁蛤と二物也とは見えず。

姓氏錄に據るに。膳大伴部 の下には。白蛤と見え。高階朝臣の下には。大蛤としるせり。白蛤としるされしは。肉の白きをいひ。大蛤としるされしは。形の大なる物をいふ。其物異なりとは見えず。倭名鈔に見えし所は。古にウムキといひしは。海蛤の事をいひしかば。本草の海蛤の字取用ひて。讀でウムキとなし。遂に其注をも併せ注せし程に。ウムキといふものゝ。キサといふものに疑しき事にはなりたる也。

又倭名鈔に見えし 蚌蛤之類。疑しき事共こゝに附す。白貝の注に唐韻にいふ 蛤は辨色立成にオホといふ。本朝式又用二白貝二字一と見えたり。式によるに。白貝は尾張國のみ貢進せし所也。卽今

も伊勢尾張の海より出るハマグリは。其形も大きく。其味も珍也。貝おほひにも。此海より出る殻を用ゆる事也。オホとは其大(オホキ)なるをいふなるべし。即今ハマグリといふもの。「沈括筆談に。文蛤即花蛤也。其形一頭小一頭大。殻有二花斑一」といふ是也。式に白貝としるされしは。此物は即今アサリ・シヾミ・アカヾヒなどいふものゝ如くにはあらず。其肉の殊に白きをいひし也。又倭名鈔に新抄本草を引て。文蛤表有レ文者。和名はイタヤガヒと注したり。これも亦然るべからず。文蛤は筆談に見えし所のもの。即今のハマグリ也。イタヤガヒといふものは。霏雪録に。海中有二甲物一如レ扇。其文如二瓦屋一。唯三月三日潮盡乃出。名二海扇一と見えしもの。車渠は此物の大なるをいふ也。東璧が本草に。車渠海中大貝也。背上壟文。如二車輪之渠一。故にかく名づけしといふ是也。即今もイタヤガヒといひ。亦俗にホタテガヒとも。シャクシガヒなどもいふ也。ホタテガヒとは。其口を開きぬれば。一片は盤の如く。一片は帆の如くなるをいひ。シャクシガヒとは。其殻をもて杓となしぬるによれる也。すべて其形の摺扇を開きしに似たれば。海扇とはいひしなるべし。然るを文蛤をもて。此物となしぬるは。その文の字を誤り解して。漭文之文となせしと見えたり。また馬蛤(マテ)の注に。唐韻の蟶は。蚌屬也といふを引て。辨色立成にマテといふと注し。また本草に云。馬刀一名馬蛤。和名上に同じと注したり、蟶をもてマテといひしは。誠に然り。本草馬刀の注を併せ載せて。馬蛤をもてマテとなせしは。然るべからず。舜水朱氏も。蟶は漢地の物も。此にしてマテといふもの也。馬刀は別に一種也といひし事。猶東璧本草に見えし所の如く。馬刀二字の方音マテといふに相近ければ。誤り解して馬蛤をもて。マテとなせしなるべし。是等は後の俗その訛を承けし所なれば。辨せざる事を得ず。

蜆貝(シヾミガヒ)　倭名鈔に。文字集略の蜆貝似レ蛤而小黒者也の注を引て。シヾミガヒといふと注したり。其義は不レ詳。

日本紀に縮の字を讀で。シヾミといふなり。此物の殻上に縮める文あるをもていへるなるべし。

貽貝イガヒ　倭名鈔に爾雅注を引て。貽貝一名黒貝はイカヒと注せり。イカヒとは。イは即貽字の音を呼び。カヒは貝字の訓を呼びしと見えたり。

爾雅注に見えし所の如きは。倭名鈔に見えし所に異也。玄貝貽貝といひし注に。黒色貝也と見えて。一名黒貝とは見えずむかし或人のいひしは。イガヒはアコヤノカヒといふもの也。其貝より出し珠をば。アコヤノタマといふ也といへり。後に西行法師の歌を見るに。アコヤとるイガヒのからをつみおきて。寶のあとを見する也けりとよみたり。さらば今アコヤノカヒといひて。其殼のハマグリといふよりは。長くて黒きが。珠を産じぬるは蚌といひしもの是也とぞ見えたる。

紫貝ウマノクボガヒ　倭名鈔に兼名苑を引て。紫貝一名大貝ウマノクボガヒと注せり。毛詩疏に。紫貝質白如レ玉。紫點爲レ文。と見えしもの。今俗にタカラガヒとも。コヤスガヒともいふ是也。ウマノクボガヒといふ義不レ詳。

凡物の名馬といふをもて呼びしは。大なるをいひけり。此物をも馬といふは。大貝之謂にや。クボとは其腹下兩間相向ひし中の。窪かなるをいひしに似たり。

鰒アハビ　倭名鈔に四聲字苑鰒の注を引て。又本草に鮑一名鰒。和名アハビ。崔禹錫食經にいふ石決明。和名上同じくと見えたり。アハビといひ。鮑といふ。幷に不レ詳。

本草に石決明。一名鰒魚。と見えて。圖經には鰒與二決明一相近也。決明殼大如レ手。小者如二兩三指一大。と見え。東壁本草には。石決明。形長如二小蚌一而扁。鰒魚是一種二類と見えたり。是等の説によるに。鰒は今いふアハビ。決明は今いふトコブシと見えしを。古にはすべてアハビといひしと見えたり。又鮑字はもと乾魚なるを。鰒の一名となせしは。倭名鈔に引用ひし所は。いづれの本草にやありぬらん。陳藏器本草に沙魚一名鮫。一名鰒といひしをば。通雅正字通。並に其非を辯じたりき。倭名鈔にも。藏器本草を引用ひし事共見えたれば。もし當時傳得し所の本に。鮫或は鮑にもや作りたるらん。倭名鈔に引用ひし。爾雅の蕭萩。他本皆々訛りて蕭荻となせしを。正字通に

は。また倭名鈔に見えし所の如くにしるせし事もある也。たゞ其鰒といふ名の同じきによりて。鯊魚の注をもて。鰒魚の條に挿注せしは知るべからず。上に注せし鱓の注にも。馬刀の注を挿入れしが如く。凡倭名鈔の例。漢名にもあれ。和名にもあれ。名同じければ物異なるをも。併載せしが故に。後の疑を致せし事共多かり。後の人鮑を讀でアハビとなす事は。また倭名鈔に見えし所によりしとぞ見えたる。

蠣カキ　倭名鈔に四聲字苑を引て。蠣は カキ 相著虫。殼似ㇾ石也と注せり。義不ㇾ詳。

カキとは其殼相著きしをいひしが如し。

已上鱗介

東雅卷之二十

蟲豸第二十

蟲ムシ　古事記に太古之事をしるせし語に。ウジタカルといふ事見えたり。萬葉集鈔に。ムシとはむらがり繁しといふ詞也。ムとウとは。同韻相通なれば。ムシをウジといふウは本韻なれば。本韻につきて。ウジワクなどいへりと釋せり。後代に及びてムシをば蟲字を用ひ。ウジをば蛆字を用ひぬれば。ムシといひ。ウジといふ異なる物の如くにもなりたる也。

古語にムといひしは。則産の義あり。高皇産靈神の名を。古事記には高御産巣日神としるせし如き卽是也。ムスといひムシといふ。そのスといひ。シといふは。詞助也。蟲をムシといふは。たゞ其生ずるをいひしなるべし。ウジといふは轉語也。或説にムシとは蒸(ムシ)也。濕熱之氣蒸而生ずる也といふ。古義にはあらじ。凡太古之俗。いひつぎし所に。夫等の義を取るべしとも思はれず。

水蛭ヒル　陰陽二神。國土を生成給ひし初に。蛭子生み給ひしといふ事見えしは。舊事古事日本紀等に さしいふ所こそ有べけれど。太古之初に蟲ノ名の聞えし始にして。其義も既に隱れて知るべからず。

蠶カヒコ　葦原中國の保食神。月夜見神のために殺されて。其頭桑蠶となりしと見えたり。其義は既に蠶織の注に見えたり。

蠅ハヘ　日神・天磐屋戸に籠り給ひし時。萬神之聲如狹蠅(サバヘナス)鳴といふ事。舊事紀に見えしを。古事記には狹蠅那須(サバヘナス)としるし。又舊事紀に。天孫天降り給はむとし給ひし時。此國多(サハ)に道速振荒振神(チハヤフルアラフルカミ)ありて。また磐根木株。草之垣葉。猶能言語(モノイフ)。夜は熇螢火(カカヤクホタル)の如くにして喧響(ホヘドコミ)。晝者如ニ五月蠅(サバヘ)一而沸騰りしとしるされ。日本紀幷に舊事紀によられたりけり。ハヘの義は不レ詳。倭名鈔に。蠅はハヘ。聲類に虫蛆は。ハヘノコ蠅子也。兼名苑にいふ狗蠅一名犬蠅は。著レ於レ犬者也と注せしは。卽今もイヌバヘといふ也。爾雅注にいふ。蠜一名守瓜は。ウリバヘ。食ニ瓜葉一者也と注せり。

凡そ蟲の名に。ハといふをもて呼ぶは。皆羽あるもの也。蠅をハヘといひ。蜂をハチといひ。飛蟻をハアリといふが如き是也。舊事古事日本紀等に見えし所によれば。ハヘとは其聲あるによりて云ひし所に似たり。

蛇 ヲロチ　素戔烏神の斬給ひし八岐大蛇(ヤマタノヲロチ)。舊事紀には大蛇の字を用ひられしを。古事記には遠呂智(ヲロチ)としるし。古語拾遺には。古語。大蛇謂二之羽羽(ハヽ)一と見えたり。倭名鈔には。蛇はヘミ一つにクチナハといふ。日本紀私記には。ヲロチといふ。蝮は古事記に讀でタチといふ。倭名鈔にはハミ。俗或呼レ蛇爲二反(ヘン)鼻(ビ)一。其音片尾と注したり。さらば古にはハヾといひ、後にヲロチといひしを。また後にはヘミとも。ヘビともいひし也。其ヘミといひ。ヘビといひしは。蝮を反鼻といふによりて。其字音を轉じて呼び。又クチナハといひし也。其蝮をハミといひしも。また是反鼻の聲の轉じたりける也。是等の事によりても。古今之語同じからぬ事をば思ひ知りぬ。ハヾといひ。ヲロチといひ。クチナハといひ。又タチといふ。並に不レ詳。

ハヾの義既に闕たり。ヲロチは舊事紀に大蛇の字用ひられしかば。ヲ(ヲ)といふは大也。古には詞助にロといふ事あり。雄をオロといひ。家をイハロといひし如き是也。チといふはツヾといふ語の急に轉じたる也。ツヽとは猶神といふが如し。古俗蛇をば神とも大神ともいひし事。前の猨の注にも見えたり。風俗通に恙は噬レ人蟲となし。說文に古者草居。多被二此毒一と見えて。此にツヽガといふ是也。ツヽまた轉じてチといふ。蛇をヲロチといひ。蝮をタチといひ。蜂をハチといふが如き。皆是蟲の人を噬むもの也。クチナハとは俗に蝮蛇をクチバミといふによりて。またかくいひしと見えたり。壒囊抄に。クチとは腐爛也。其螫したる所に。毒氣入りて。腐爛する故なるべしといふなり。されどクチとは其口ありて噬むをいふに似たり。ナハとは其形の似たるをいふなるべし。今も俗に組を組み。繩を合(ナ)ふに。蛇口(ヘビグチ)などいふ事のある也。

また倭名鈔に崔豹古今注の玄蚖綠蛇を引て。蚖蛇は。カラスヘビ。其色の黒き也(今俗に青大蛇といふは綠蛇也)　文字集

略の蚺文如ニ連錢錦一也といふを引て。蚺蛇はニシキヘビと注せしは。其文の錦の如くなる也。亦彙名苑の蟒蛇之最大也といふを引て。蟒蛇はヤマカガチといふは。ヤマは山也。カヽチは舊事古事等の記に。八岐大蛇。眼如ニ赤酸醬一と見えしの義也。赤酸醬は前に註せり

蜈蚣ムカデ　大己貴神。其父神素盞烏神の御許に參り給ひしを。蛇室に寢しめ。明夜は呉公と蜂との室に入れ給ひ。また頭の虱を取らしめられしに。其頭に呉公多にありといふ事。舊事古事等の記に見えたり。ムカデの義は不レ詳。倭名鈔には彙名苑を引て。蜈蚣一名蝍蛆。一名百足ムカデ也と注し。また本草を引て馬陸一名百足。アマビコと注しは。卽今俗にヲサムシといふ也。アマビコの義も不レ詳。

萬葉集鈔に古語にムカといひしは。ムカフをいふと見えしかば。ムカデとは。向股などいひし如く。其手毎に相向ひてあるをいひしなるべし。アマビコと古くよりいひつぎし名と聞えぬれど。其緣も聞えず。ヲサムシとは其形の筬に似しをいふ也。

蝨シラミ　蚤ノミ　蜹ダニ　衣魚シミ　素戔烏神。大己貴神をして頭之虱取らせられし事見えたり。シラミの義は不レ詳。倭名鈔に說文を引て。蟣キサヽ虱子也。虱シラミ嚙レ人蟲也と注せり。キサヽは。もと大隅國の方言に出しと見えたり。シラとは其白色なる也。ミとは古語に蟲類に。ミといふを加へ呼びし。多くは嚙む事あるもの也。虱をシラミといひ。蚤をノミといひ。衣魚をシミといふが如き。ミとは嚙といふが如く也と見えたり。そのカといふは。上の詞助なるも知るべからず。キサヽは大隅國には。夏より秋に至て虱子多くして嚙殺さるゝものあり。彼國風土記に其事を記して。沙虱の字讀で耆小神といふと注したり。キサヽとはキサジンをいふにやと。壒嚢抄に見えたり。

また說文を引て。蚤はノミ嚙レ人跳蟲也。蜹はダニ野王按。今有ニ小蟲一善嚙レ人。謂ニ之食毒一。卽是といふ本草に衣魚。一名白魚。蟫シミ。爾雅注に一名蜹魚。衣書中自生蟲也と注せり。並に義不レ詳。ノミは。ノとは芒といふが如く。ミとは嚙といふ

が如く。芒の刺す如くに嚙むをいふ也。蚋は說文に蜹に作る。或說に蚋は俗にブトといふもの也といふ也。又竹蝨をダニといひ。木蝨もダニといふといふ說あり。六書故に蚊蚋不レ得ニ一物ニと見えたり。蚋と云もの。もと二種あり。東壁本草に元微之說を引ていふ。小蚊名レ蚋ものは。俗にヌカヾといふもの也。又小而黑者爲ニ蟆子ニといふものは。和名鈔にいふ所のダニの類也。其毒極甚しく。毒蛇鱗中に生ずといふものヽ如し。人を嚙みて其頭膚肉之間に沒す。これを捉りて。其身を斷つに至れども。頭猶よく嚙むもの也。竹蝨木蝨の如きは。ブトの類。倭名鈔にいふ所のものにはあらず。是等の毒蟲猶多し。ダニブトなどいふ義不詳。シミといふも。シとは古語に白色をいひし也。

蠛蠓マクナギ　允恭天皇紀に。蠛蠓讀でマクナギといひけり。倭名鈔には。蠛蠓ハ小蟲亂飛也。磑則天風。舂則天雨といふ。爾雅集注の文を引て。漢語抄にカツヲムシといふと注せり。並に不レ詳。

正字通には蚋似レ蚊而小。望レ之如レ霧。因而生一名蠛蠓と見えたり。此說によらば。前注に見えしヌカヾといふものヽ類なる也。

蚊カ　倭名鈔に四聲字苑を引て。蚊カ小飛蟲。夏月夜嚙レ人者也。義不レ詳。

カとは嚙也。カブレといひ。カユシといふが如きは。此物によりていひしと見えたり。豹脚は今俗にヤブカといふもの是也。

虻アブ　雄略天皇紀に虻の來りて。天皇を嚙まいらせしといふ事見えて。其事を記されし御歌には。アムと詠じ給ひたり。倭名鈔には。說文を引て。虻アブ嚙レ人飛蟲也と注せり。古語にはアムといひしに。後轉じてアブといふとは見えたり。其義不レ詳。

虻類蜚木虻鹿虻牛虻等ある也。アムとはアとは發語の詞。ムとはミといふ語の轉ぜしにて。これも嚙むをいひしなるべし。後に轉じてアブといふに及びては。前に注せしブトといふものヽ名は。此物によりてやいひぬらん。

蜂ハチ　素戔烏神。大己貴神を蜂室に寢しめられしといふ事は。前に見えし如く。また饒速日尊を天降

されし初に高木神の授給ひし神寶の中に。蜂比禮といふものありけり。可美麻治命(ウマシマチノ)の時に當りて。其比禮等の寶をもて。神武天皇に獻られしなども。舊事紀に見えけり。倭名鈔に説文爾雅方言等の注を引て蜂蠆はハチ螫ㇾ人蟲也。土蜂ユスルバチ大蜂之在ニ地中一。作ㇾ房者也。木蜂はミカバチ似ニ土蜂一而小。在ニ樹上一作ㇾ房者也。蜜蜂はミチバチ。黑蜂在ニ口土一爲ㇾ孔又有ㇾ室者也。蠮螉はサソリ。似ㇾ蜂而細腰者也。一名蜾蠃蠃と注せり。並に義不ㇾ詳。

ハチとは羽蟲の螫すものをいひしと見えたり。チといふ義は。前注にも見えし如く。ツヽといふ語急にして轉せし也饒速日尊の神寶の外にも。須世理媛命。蛇蜈蚣蜂の比禮をもて。大己貴神にあたへられしといふ事も見えたる也。其比禮といふものは。是等の蟲を除ふものと見えけり。神寶といふものの中に。此物あるをもても。上古之俗其毒を畏れし事をもツヽといひ。チといふが如きこれを畏れて神とするの謂なる事をも思ひはかるべき事也。戒愼をいひて。ツヽシムといふも。ツヽスムの義也などいふ也。ユスルの義不詳ミカとは其房の大きなる事甕の如くなるをやいひぬらむ。さらばユスルといふも。其房の泔器(ユスルツキ)の如くなりといひしも知るべからず。ミチとは蜜の字の音をもて呼びし也。サソリとは細腰の義と見えたり。サソといひ。サヽといふは。轉語なる也。リといひしは詞助なるべし。蜾蠃は日本紀にスガルと讀みたり。其義同じかるべし。古語に細き事をいひて。サともサヽとも。スガルともいひけり。本朝式に須賀流横刀(スガルタチ)といふも。則今の細太刀(ホソダチ)といふもの也。壒嚢抄にサソリとは。サヽリ蜂也。常陸國には賀蘇理岡といふ岡あり。むかし此國にササリ蜂多きによりて。此名ありといふと見えたり。其ササリといふも。サソリといふ語の轉也。その語竟に轉じてカソリともいひしなるべし。

鳥毛虫カハムシ 倭名鈔に兼名苑を引て。髯蟲一名鳥毛蟲。カハムシと注せり。義不ㇾ詳。即今俗にケムシといふもの。爾雅に螺蛅蟴。注に蛓屬也。疏に此即毛蟲と見えしもの是也。

蛓屬多し。爾雅孫炎注には螺は八角蛓蟲といひ

しを。郭璞注には失レ之といひけり。されど今俗に樹上の雀甕より生じぬる。イラムシといふものを見るに。頭尾に角ありて。毎角に叉岐あり。觸るゝ時に人を螫す。即蛓蟵也。孫炎八角之説失せりとも見えず。雀甕は俗にスゞメノタマゴとも。スヽメノマクラなどもいふもの。通雅に雀甕は蛅蟴房といひし。即是也。

倭名鈔に説文を引て。蝟はクサフ蟲似ニ豪猪一而小者也と注せしものも。毛蟲の類と見えたり。クサフといふ義不レ詳。野猪にクサヰナキの名ありて。此物また然かり。古語にクサと呼びし其義ありぬべけれど。今は知るべからず。爾雅と東壁本草には。蝟は獸部に見えて。舊本本草正字通等には。蟲名となす。いまだいづれか是なる事を知らねば。こゝに附しぬ。豪猪は此俗にヤマアラシといふもの即獸也。

蠹ノムシ　倭名鈔に説文を引て。蠹ノムシ木中蟲也本草の桃蠹はモヽノムシ。食ニ桃樹一蟲也と注せり。義不レ詳。

古語に芒及をナといひ。ノといひし事。前注に見えたり。其木を蠹する。芒及の物を斷つ如くなるをいふ也。此類最多し。

地膽ニハツヽ　倭名鈔に本草を引て。地膽一名芫菁ニハツヽと注せり。今俗呼びてニハムシとも。また斑猫(ハンメウ)ともいふ是也。ニハツヽとは。ニハは猶地といふが如く。ツヽは神也。其毒蟲なるを畏れていふ也。ニハムシとは。其地に穴して出るをいふ也。斑猫とは或其一名也ともいふによれる也。ツヽの義は前に注す

蜘蛛クモ　義不レ詳日向國風土記に初天孫・高千穗二上(フタカンノ)之峯(タケ)に。天降給ひし時に。兄弟の土蜘蛛ありしといふ事見えて。國史には神武天皇紀に。土蜘蛛といふものゝ事見えしより。代々に其事見えけり。されど太古之時にありて。ツチグモといひしは。猶國神(クニツカミ)といふが如し蟲の名によりていひしにはあらず。されば高千穗之峯をも二上とはいひし也。二上とは即彼兄弟二神之義と見えたり。

前にも注しき。古語にクマといひしは。カミといふ語の轉せし也。クモといひし亦クマの轉に同じかりき。

後に史書撰述之時に至て。ツチグモといひし稱の。

土蜘蛛といふに同じければ。其字を借りてしるされし所なる也。此物の舊名サヽガニなどいふが如く。上世よりいひつぎし所もやありぬらむを。後に韓地の方言によりて。クモといふ事にはなりしなるべし。今の如きも。朝鮮の俗猶此物を呼びてクムといふ也。或はむかし三韓の服屬しまいらせし時。彼國之俗。或國之語習ひし所の。猶今も遺れりしも知るべからず。允恭天皇紀に衣通姫の歌に。サヽガニと見えしは。私記に蜘蛛之別名也と見えけり。倭名鈔には爾雅本草兼名苑注等を引て蜘蛛クモ。蠨蛸一名蟢子アシタカグモ。小蜘蛛之長脚者也。蠅虎ハヘトリ。此蟲似二蜘蛛一。恒捕レ蠅爲レ粮者也と注せり。

サヽガニといふ事私記に言其體如蟹住二佐々原一故也と見えたり。さらばサヽとは。小竹林をいふなるべし。然るべしとも思はれず。天皇此歌を聞しめされて。製し給ひし御歌に。またサヽラガタといふ事あるを。サヽラガタとは小形也と注したり。二つのサヽ。異義あるべしとも見えず。サヽガニといふも。其形の小しくして。蟹の如くなるをいひし也。ササラのラは詞助也。

蜻蛉カゲロウ　古は蜻蛉をばアキツといひけり。我國を豐秋津洲（トヨアキツス）といふ事。國狀（クニノサマ）此蟲に似たる故也などもいふ事也。倭名鈔には。本草を引て。蜻蛉一名胡蟍カゲロウ。また崔豹古今注を引て。胡黎一名胡離はキエムバ。蜻蛉之小而黃也。赤卒一名絳騶はアカエムバ蜻蛉之小而赤也と注したり。さらば古にはアキツといひ。後にはカゲロフといふ。即今俗にトンボウといひて東國之方言には。今もエンバといひ。又赤卒をばイナケンザなどもいふ也並に義不レ詳。

萬葉集抄に。秋津とは蜻蛉也。アキツといふは。東詞にはヱバといふ也。和語之心によらば。アキは黃也。ツは赤也。黃赤の色なる虫と聞えたり。ヱとは赤也。赤羽といへる也。また蜻のちいさきやうなるを。カゲロフといふ事あれども。それはおぼろけにも見えず。深き山の隱沼などにぞ侍るなると見えたり。藻鹽草にも。カゲロフといふもの。歌にも詞にも。さま〳〵にいへり。或は遊絲也ともいふ。又春夏の木下に。カゲロムシとも

いへり。されど其は蚊といふ。八雲御說は。蜻蛉と云々と見えけり。是等の說の如きは。蜻蛉を呼びて。カゲロウといふ義さだかならず。日本紀に見えし所の如く。蜻蛉を呼びてアキツムシといふは。古よりしるせし如くに。秋津蟲也。猶燭蛾を夏蟲といふが如し。アキは秋也。ツは詞助也。秋に出で其類の衆多なるが故也。東方之俗に。イナケンザなどいふも。稻熟する時にあるをいふ也。ケンザといふは。エンバの轉語也。童部のヤンマなどいふも。エンバの轉せし也。エンバとは卽エバ也。エバとは猶ヤヘハといふが如し。萬葉集の歌に。ヤとエと相通じていふ事見えたり。よのつねの蟲の羽は。多くは二つあるを。此蟲の「四つあれば。かさなれる羽といふ也。總ては是をアキツといへど。分言ふ時は。古今の方言によりて。呼ぶ所も分れたる也。青而大者は蜻蛉。則アキツといふ。卽今トンボウといふもの也。其最大者は馬大頭。卽今俗にヤマトンボウと云もの也。黃而小者は胡黎。古にキエムバといひしもの也。赤而小者は赤卒。古にアカエムバといひ。卽今俗にアカトンボウといひ。又イサケンザともいふもの也。大而玄紺者は紺蠜。卽今俗にカチツケトンボウといふもの也。一種蜻蛉の如くにして。極めて細く小しきなるが。草叢之間に其羽を重ね植(タテ)て止るものを。卽今俗にカゲロフといふ也。此物誠に有ともなしとも。さだかに見えぬもの也。古の時にカゲロフといひしは是也。東壁本草に。蜻蛉(ハフ)言其狀伶仃也と見えしは。此物也。

促織ハタオリメ　蜻蛚コホロキ　蟋蟀キリ〴〵ス

倭名鈔に見えし所の如き。今に至ては古今之語。方俗之言。相混じて別れ難かり。漢人の說の如きも。またこれに同じかりけり。倭名鈔には。兼名苑を引て。絡緯一名促織ハタヲリメ。鳴聲如急織機。故以名之。蟋蟀一名蛬キリ〴〵スといふ。文字集畧の蜻蛚はコホロギ也と注したり。爾雅方言等の如きは。蟋蟀一名蛬。卽促織。亦名蜻蛚と見えて。もと是一物なれど。方俗に隨ひて其名同じからずと見えたり。(陸璣詩疏朱子詩經通雅正字通等皆同)されど此にしては。ハタヲリメ・コホロギ・キリ〴〵ス・マツムシ・スヾムシなどいふもの丶如き。其類は同じけれど。其種は異

なる也。明人の說にも。またこれら一物也といふは。然るべからずなどいふ事ある也（顧夢麟詩經說約に）先達之言に。漢字に執すまじき事也といひしは。かゝる事にこそあれ。たゞ如何にも我國にいふ所につきて。其名を正すべき事也。古にハタオリメといひしものは。今俗にキリ〳〵スといふ是也。古にコホロギといひしものは。今俗にイトヾといふ是也。古にキリ〳〵スといひしものは。今俗にコホロギといふ是也。もし漢字につきて其名を正しなむには。毛詩に見えし蟋蟀は。爾雅方言に見えし如くに蛬也。促織也。蜻蛚也。皆一物にして。古にコホロギといひ。今はイトヾといふ者也。毛詩に見えし螽斯。陸璣疏に蝗類也。長而青。長角長股。股鳴者也。或謂。似レ蝗而小。斑黑。其股似ニ瑇瑁一。又五月中。以ニ兩股一相切作レ聲。聞ニ數十步一。と古にハタヲリメといひしを。今はキリ〳〵スといひ。古にキリ〳〵スといひしを。今はコホロギといふものとも。卽是也。毛詩に見えし莎雞。羅願爾雅翼に有ニ青褐兩種一といふ。其青なるものは。此にいふ松蟲也。其褐なるものは。此にいふ鈴蟲也。其義並不レ詳。

陸璣詩疏に。蟋蟀似レ蝗而小。正黑有ニ光澤一如レ漆。有ニ角翅一。一名蛬一名蜻蛚。楚人謂ニ之王孫一。幽州人謂ニ之趨織一。里語曰。趨織鳴。嬾婦驚。是也と見えし卽是。古にコホロギといひ。今イトヾといふものにて。此物は蠼螋俗に捜夾子といひ。此にハサミムシといふものゝ化れる也。螽斯は正字通によるに。蟲螽總名。大小不レ一。長角修股。善跳躍。有ニ青黑斑數色一。と見えて。其類殊に多かり。それが中。古にハタオリメといひしを。今はキリ〳〵スといひ。古にキリ〳〵スといひしを。今はコホロギといふ。皆其類にして。股鳴者也。爾雅翼にいふ。莎雞は丘光庭兼明書に。其羽晝合不レ鳴。夜則氣從レ背出。吹ニ其羽一振々然。其聲有レ上有レ下。正似ニ緯車一。故今人呼爲ニ絡緯一者。と見えて。俗に金鐘兒月鈴兒などいふ類。此にマツムシ・スヽムシなどいふ。皆其類にして。翅鳴者也。ハタオリメとは織レ機女也。其餘は不レ詳。

蝗オホネムシ　倭名鈔に爾雅集注を引て。蝗ヲホネムシ。食ニ苗心一曰レ螟。食レ葉曰レ蟘。食レ節曰レ蠈。食

レ根曰レ螽。蝗總名也と注せり。ヲホとは其容の大なるをやいひぬらむ。又其類の衆をやいひぬらむ。チムシはイチムシ也。米稲を害するをいひし也。

螽斯イチツキコマロ　蚱蜢イナコマロ　蟿蚸ハタ〳〵　倭名鈔に見えし所の如きは。兼名苑に螽斯一名蜙蝑。一名蟿螽。舂黍。漢語抄に舂黍讀でイチツキコマロといふ。本草にいふ。蚱蜢はイナゴマロ。貌似二蟿蚸一而色小蒼。在二田野間一者也。蟿蚸はハタ〳〵。貌似二蚱蜢一而長細。色黄。飛時作レ聲。在二荒田野一者也と注せり。これも其注せし所の如き。相混じて別ち難かり。古にイチツキコマロといひしものは。即今いふ所のイナゴといふ是也。古にイナゴマロといひしものは。即今いふシヤウリヤウムシといふ是也。古にハタ〳〵といひしものは。今もまたハタ〳〵といふ也。其イチツキコマロといふものは。爾雅の阜螽蠜と見えしものにして即是蝗也。イナゴマロといひしは。爾雅の土螽蠰谿。注に似レ蝗而小。青斑。又呼二蚱蜢一といふもの也。ハタ〳〵といひしは。爾雅の蟿螽螇蚸。註似二蜙蝑一而細長。飛翅作レ聲者是也。其名の如き義不レ詳。

イチツキといふは。舂黍といふによらば。稲を舂くの義に似たれど。此にいふ所は。其稲につきぬるをいふなるべし。コマロは。コは其小しきなるをいひ。マロとは。古の俗。人にも物にも。加稱せし語にて。たとへば漢に子といひ兒といふが如し。即今イナゴといふもの青褐黒三種あれど。其小大長短異なるにはあらず。螽斯をもて此物の名とする事は。知るべからず。螽斯は。前のハタオリメの注に見えたり。イナゴマロといふは。これも蝗の類なるが故に此名ある也。舜水朱氏も。此物を見て蚱蜢也といひけり。蚱蜢は其形の細く長くして。蚱蜢に似たる也。シヤウリヤウムシといふは。シヤウリヤウは精靈也。俗に盂蘭盆會を精靈祭といふ。其頭ほひにあるものなれば。かくいひし也。ハタ〳〵とは其羽聲をかたとりいふ也。爾雅に飛翅作レ聲といふ是也。

螳螂イボムシリ　倭名鈔に兼名苑を引て。螳蜋一名蟷蠰。イボムシリと注せり。即今俗にカマキリといふ是也。イボムシリとは。爾雅の疏に。一名齕肬

といふ。東壁本草に燕趙之間。謂二之蝕肬一。肬卽疣子。小肉贅也。今人病レ疣者。往々捕レ此食レ之と見えし是也。カマキリといふは。爾雅注に有レ臂若レ斧奮レ之と見えし是也。斧といひ鎌といひ。各其似たるをかたどりいふ也。

蝘蜓トカゲ　倭名鈔に兼名苑釋藥性等を引て。蝘蜓は一名蜥蜴。一名は蠑螈。また本草を引て。龍子一名守宮。トカゲ。蘇敬注に云。常在二屋壁一故名二守宮一也と注したり。トカゲとは門戸の陰處にありといふが如し。其注せし所の如きは。蜥蜴・蠑螈・蝘蜓・三物共にトカゲといふに似たり。其注せし所は。爾雅によれりと見えたれど。脱誤ありしも知るべからず。方言の說の如きは然らず。東壁本草に至ては。其三物なる事を詳に論じ。岩の間に生ずるものは。石龍といふ。卽蜥蜴也。今此にトカゲといふ是也。草澤の間に生ずるものは。蛇醫といふ。今此にキモリといふ是也。屋壁の間にあるものを。蝘蜓といふ。卽守宮也。今此にヤモリといふ是也。

卽今の如きは。トカゲといふは。元の名の如く呼ぶ也。キモリとは井を守る也。井堰たまり井などにあるをいふ也。ヤモリとは屋壁之間にあるをいふ也。卽守宮之義也。

蝸牛カタツブリ　倭名鈔に本草を引て。蝸牛カタツブリ貌似二蛞蝓一背負レ殼。と注せり。義不レ詳。

カタツブリとは。片角を振立るといふが如し。その角或は左を露し或は右を露し。或は左右共に露はるゝ事もあるをいふ也。カタとは猶隻といふが如し。ツとは角也。フリとは動くをいふ也。

蛞蝓は蚰蜒ナメクヂといふ也。義不レ詳。

蚇蠖ヲキムシ　倭名鈔に說文を引て。蚇蠖ヲキムシ屈伸蟲也と注せり。義不レ詳。

ヲキとは起也。其屈して伸る時に。身を起したつをいふに似たり。

叩頭蟲ヌカヅキムシ　倭名鈔に傳咸叩頭蟲賦を引て。蟲之細微者。觸レ之輙叩頭。といふは。ヌカヅキムシと注せり。古には叩頭をいひて。ヌカヅクといひけり。ヌカとは額也。ツクとは著也。額の地に至るをいふ也。今俗にハタヲリムシといふ是也。其低昂の機織るものゝ如くなるをいふ也。

萬葉集抄にヌカヅクとは。ヌはめぐらす義。カは

頭也。神佛を拜み奉るに。頭を廻らして地になぐれば。ヌカヅクといふ也。額をヌカといふ事あるも。下の義は同じ心也と見えたり。前說の如きは。然るべしとも見えず。後說に從ふべき事也。額をヌカといひし義不レ詳。萬葉集抄に。中といふ事を。ヌカといひし義あれども。これも義合ふべしとも聞えず。舊俗抹額をマツカウなどいひて。眞向の字を用ひもし。近俗額髮をムカウガミなどもいひし事あれば。ヌカとはムカの轉語にて。向ふの義にぞ有べき。

蟻アリ　倭名鈔に爾雅集注を引て。蚍蜉一名馬蟻ヲホアリ。赤駮蚍蜉一名蠪虰イヒアリ。蟻一名飛蟻ハアリ。蟻有レ翼而能飛也。と注したり。アリの義不レ詳。

倭名鈔また野王按を引て。蚳蝝は蟻子也と見えしは。即今いふアリノコ也。アリとは古語に小をアといふ。リとは詞助也。其小蟲なるをやいふらむ。イヒとは。イは發語の詞。ヒは緋也。赤色なるをいふなるべし。ハとは即羽也。

螢ホタル　葦原中國に道速振荒振神等多有て。夜者若熠螢火而喧響しといふ事。舊事紀に見えたれば。此物の名上世にすでに聞えたる也。ホタルとは。たとへば爾雅に螢火即炤と見えしが如く。ホは火也。タルは炤也。テルといひ。タルといふは。轉語なる也。萬葉集抄に。ホドロといふ言葉を釋して。ホドロとはヒカルといふ詞也。ヒカル蟲をホタルといふが如しと見えし即是也。

蝦蟇カヘル　倭名鈔に唐韻を引て。蛙カヘル蝦蟇也。蝌斗蝦蟇子也。また陶隱居本草注を引て。蝦蟇大而青脊。謂二之土鴨一。はアヲカヘル。黑色謂二之蛤子一。ツチカヘル。蛙黽アマカヘル。形小如二蝦蟆一而青色者也。また兼名苑注を引て。蟾蜍ヒキ似二蝦蟇一而大。陸居者也。と注せり。カヘルといひ。ヒキといふ。並不レ詳。

今も俗に變成をカヘルといふ事あり。鳥の子のカヘルなどいふ是也。ふるくも魚の子のカヘルなどもいひしこともありけり。蝦蟇の子の初生せし綬帶の如くなる。變じて科斗となり。科斗また變じて蝦蟇となりぬれば。カヘルコとはいふ也。或說に。カヘルとは歸也。これを取棄つる

に。よく歸るもの也などいふが如きは。然るべしとも聞えず。とりすつるによく歸るもの。蛇にしくはなし。さればふるくもいひ傳へし事に。蛇をすつるには天の逆手といひて。うしろ手にすつれば歸らず。などいひたれど。此物カヘルの名ありしにもあらず。アヲガヘルとは。綠色をいふ也。ツチガヘルとは黑色をいふ也。アマガヘルとは。今も俗に其鳴ぬるをば雨の候とする事也。ヒキの義不レ詳。古語に靈をいひてヒといふ。蟾蜍は物性靈あるものなどいへば。此名ありしも。またしるべからず。

蚯蚓ミヽズ　不レ詳。倭名鈔に本草にいふ。蚯蚓ミヽズ。崔豹古今注に。江東爲二歌女一。或謂二鳴砌一。また本草の白頭蚯蚓。一名土龍。カブラミヽズといふと注せり。

或人の説に。ミヽズとは目不見也といふ也。さもあるべしや。但し催馬樂の歌には。骨なきミヽズとはよみたり。カブラミヽズとは。其形の蕪菁根に似たるをいひしなるべし。

蠐螬スクモムシ　倭名鈔に本草にいふ。蠐螬スクモムシ。一名蝤蠐と見えたり。爾雅注によるに。蠐螬在二糞土中一。といふ也。俗に糞土をスクモといふ也。其中にあるによりて此名ありしなるべし。此物夏秋之交。蛻して蟬となる也。

蟜ヒヲムシ　倭名鈔に唐韻を引て。蟜ヒヲムシ。朝生暮死蟲也と注せり。義不レ詳。

ヒヲとは日終也。その朝に生じ。暮に死し。わづかに日を終ふるをいふなるべし。

蝶テフ　字の音をもて呼ぶ也。倭名鈔に兼名苑を引て。蛺蝶一名野蛾。似レ蛾而色白者也と注す。此餘綵蝶紺蝶。並に和名ありとも見えず。鳳蝶はホヽテフ。是鳳蝶二音之轉乎と注したり。

蛾は倭名鈔に説文を引て。蠶作二飛蟲一也。ヒヽルといふと注せり。義は不レ詳。今俗にヒトリムシといふものは燭蛾是也。

蟬セミ　倭名鈔に爾雅本草等を引て。蟬はセミ。蚱蟬ナハセミ。雌蟬不レ鳴者也。馬蜩ムマセミ。蟬中最大者也。寒蜩俗にカムセミといふ。似レ蟬而小月令ニ寒蟬鳴。といふ是也。蛁蟟クツ〳〵ボウシ。八月鳴者也。茅蜩ヒクラシ。小青蟬也と注したり。セミと

は。蟬ノ字の音を呼ぶ也。ムマゼミとは。其大なるをいふ也。カムセミとは。これも其字の音を呼ぶ也。其餘不レ詳。

或人の說にナハセミとは。名は蟬なれども不レ鳴をいふ也。クツ〱ボウシとは。今俗にいふツク〱ボウシといふもの。其鳴聲をかたどりていふ也。ヒグラシとは日暮也。鳴て日を暮すをいふといふ也。いかにや有べき。

倭名鈔に見えし蟲名。其義解すべからざると。自ら明かなるをば釋するに及ばず。

已上蟲豸

己亥二月廿日脫稿畢

東雅終

東雅跋

古今之言既異而爾雅之典成矣夷夏之詞各殊而方言之作出矣葢非言則無以足志非文則無以足言訓詁之學於是乎不得不講也於皇本朝語言之妙談何容易夫出于未有文字之先而傳于數千百載之後言言相承日用而不知且在古之時其風朴略其人淳素故其爲言也簡易質直矣歷數既舊風俗移易而語言亦因以變簡者日煩質者日文然後古代之語弗可復知降迨後世學者多賤近貴遠乃於邦典國語廢而不講間亦雖有比義屬辭者而揣摩牽强無足取焉惟我先生好古敏求孜孜不倦强學以待問積中而發外若其國家舊典禮經文章制度及四方之志九服之言靡不淹貫竊以今代遭盛明鄰邦修睦蕃國嚮化海外殊域之人至於斯也不絕矣先生每奉

敎旨咨詢方俗因玆所以接遇者亦多而其離詞絶語不勞鞮譯皆能辨其言而達其志若河之決下流冰之於夏日也古云坐照四表物來能名者先生有焉於是慨然又病國語雅訓不明其意以爲古人自有古言今人自有今言雖人殊言異所以當名辨物其致一也唯能得古人之心而後可以盡古言之情論思之暇積力有年錯綜通變極深而研幾纂成一家之書命曰東雅顧天下之言當不止於此亦惟撮其要耳觸事廣之古今雅俗之語典通萬殊之理備矣庖丁解牛未嘗經其肯綮而刄有餘地先生之於訓詁亦然神遇妙解諒有不易測者嗚呼及其至也可以辨章風謠而幽贊於神明者其唯語言之妙乎吾輩果有得乎此書則豈特伯喈之論衡而已耶成私喜斯文之有寄謹題數語於卷末

享保四年夏四月十五日

門人　新川平元成拜書

東音譜序

六書之作皆象也八卦之畫伏羲氏之字而已蒼頡因制六書鳥跡科斗古籀篆隸之文歷世損益變體百出迨乎兩漢雜以古文署篆八分爲之魏晉以還隸書遂盛東方文字之興由來遠矣唯其爲體列國不同始傳漢隸卽魏晉之際耳當是之時古三韓地咸皆內附百濟初獻經典字書乃　詔徵博士時應此選者其先漢人避亂於海外乃以中原之音爲傳世聲至於　天朝置史列國以達四方之志專行今字而古文盡廢蓋是不但讀書講學而交隣使命藩國政令各適其用也若其國中所用則其例有二曰取義曰借音取義者不必用其音也借音者不必用其義也百濟復獻佛書會有一尼自吳地來乃攝南音誦而傳之於是乎字音始有漢吳之別焉隋唐以降兩國聘問冠蓋相望東方搢紳從學於中國唐嗣聖初有續薩兩生者而至于斯最精聲音乃　詔並拜博士　命大學諸生誦習焉音韻立學而置博士之員卽始于此延暦間屢下　制詔天下之學明經諸生皆正其讀一依漢音莫用吳音凡明經宏詞科當就試者必先習毛詩及爾雅音嗣是以來諸儒切韻之書亦從

而出焉東方音韻之學此其大較也唐宋之亂聘問遂絕而方外之徒西遊求法無代無之延及明季吳越閩廣人往來相踵以迄于今如其方音皆有異同學者疑焉我嘗觀魏晉以來歷世史書記我東方之言大半與我不合夫中國之書本于象以形兼聲故字多而音少外國之書由於音以聲兼形故音多而字少如我東方則兼有之矣凡外國之言與中國異其字雖多亦非所該故諸家方言之書聲音轉假多在彷彿間且所用之字古今方俗各有異音豈能得無傳訛哉美 昔在　前代辱奉　明旨訪問殊俗采覽異言竊自以謂五方之音本非文字之可該音託於字不如音托於音之近也古者樂曲有譜蓋尙音也東方音韻之學舊有母字今當借之以記其言其字如琴譜而五音七聲莫不具備用之之法凡一音一字其音雖可一字該必合數字從衡展轉呼吸闢闔足以括天下之聲古人創意之妙亦至如此豈其不奇也哉美 雖不敏亦有取焉略定其例固作之譜以便覽我所記之言者此年實享保己亥冬十二月甲子源君美序

東音譜凡例

一東方音韻五十母字蓋本于悉曇金剛文殊問而有數字重出者猶華嚴字母兩阿藏因今從舊圖

一東方音韻母字蓋倣琴譜而作但合字之法不具其體耳琴譜字母一音一字而一音難可一字該必合數字之體以取數字之文猶梵有半滿之字於絃上之音曲盡其妙故今凡有二合三合四合之音皆倣琴譜以立合字之例

一外國字母或取五十或取四十二或取三十卽今取二十四至如東方所用之音則唯有烏意阿邪牙數字而已其他無字皆為二合三合之音凡東方字母自古所用一音一字故今一皆依舊不作新字美昔過和蘭人獲觀其國字因以其字寫東方音韻圖第一行喉音五字止是一音一字其他字並皆二合三合必取喉音之字以合其體卽是方密之所謂外國喉音特多者耳因知五音皆統于宮亦以見此圖之妙

一中國之字其書下行蓋以一音一讀故耳外國之字有二合三合四合之音亦有其字故其書不得不横行左之右之亦從其俗耳卽今所定字例凡其音二合者皆從右行以便

合呼

一凡二合音與繇切法別而有開有合其音亦異詳見于譜

一凡字各有發送餘收之聲亦二合三合四合之音所該者多故今所定字例凡一定之中以發聲爲頭以餘收二聲爲尾送聲有其右傍而餘聲亦有初發之餘有送氣之餘詳見于譜

一凡收聲平上去則有唇舌喉三音入聲則有唇舌牙三音其平上去聲喉收者與烏之餘聲相混唇收者有始終皆合之合口有合卽開之合口皆宜辨明

一凡平上去入及淸濁輕重並有舊譜一皆從舊

一東方字母音釋明人所注音多轉假而在彷彿間今所附注乃出於長崎市舶務各州都通事所塡者亦多轉假且平上去入不甚分曉姑存一二以備參攷

一是書本爲記異言而作外國之音與中國異故今音釋取義亦多與舊說不合覽者恕焉

東音譜

朝散大夫 源君美 著
東海逸民 平維章 校

五十母字舊圖

喉音	牙音	舌齒音	舌音	舌音	脣音	脣音	喉音	舌音	喉音
ア イヤ ウワ	カ キヤ クワ	サ シヤ スワ	タ チヤ ツワ	ナ ニヤ ヌワ	ハ ヒヤ フワ	マ ミヤ ムワ	ヤ ヰヤ ユワ	ラ リヤ ルワ	ワ イヤ ウワ
イ イヰ ウイ	キ キヰ カイ	シ シヰ スイ	チ チヰ ツイ	ニ ニヰ ヌイ	ヒ ヒヰ フイ	ミ ミヰ ムイ	ヰ ヰヰ ユイ	リ リヰ ルイ	イ イヰ ウイ
ウ イユ ウウ	ク キユ クウ	ス シユ スウ	ツ チユ ツウ	ヌ ニユ ヌウ	フ ヒユ フウ	ム ミユ ムウ	ユ ヰユ ユウ	ル リユ ルウ	ウ イユ ウウ
エ イヱ ウエ	ケ キヱ クエ	セ シヱ スエ	テ チヱ ツエ	ネ ニヱ ヌエ	ヘ ヒヱ フエ	メ ミヱ ムエ	ヱ ヰヱ ユエ	レ リヱ ルエ	エ イヱ ウエ
ヲ イヨ ウオ	コ キヨ クオ	ソ シヨ スオ	ト チヨ ツオ	ノ ニヨ ヌオ	ホ ヒヨ フオ	モ ミヨ ムオ	ヨ ヰヨ ユオ	ロ リヨ ルオ	オ イヨ ウオ

五十母字音釋

東音卽此間方言今所用字皆取舊事本紀古事記日本書紀等所用而與本音相近者杭泉漳福各州音並係長崎港市舶務都通事所塡者

（惡平聲）ア
東音阿　杭漳並同
泉音鴉　福音亞
鴉亞音同

（意一以伊）イ
東音伊　杭音同
泉福並音以　漳音移

（芋宇于）ウ
東音于　泉音宇
杭漳並音烏　福音無

（曳壹倚衣）エ
東音曳　泉音同
杭漳並音爺　福音移

（惡兀五嗚）チ
東音嗚　杭漳福並音倭
泉音奥

（駕甲假加）カ
東音加　泉漳福同
杭音哈

記吉凡基　キ　或作　杭音幾　東音基　漳音鷄　泉福並音其

句矩居　ク　東音矩　杭福並音古　泉音句　漳音孤

結平聲　ケ　東音計　杭音朅　福音桂　漳音茄　泉音啓

庫苦枯　コ　東音苦　杭音歌　泉福並音可　漳音科

〇　サ　東音沙　杭泉漳福皆同

是失始詩　シ　東音詩　漳福並音是　漳音同　杭音悉

素粟數疎　ス　或作爪　杭音四　東音素　漳音私　泉音胥　福音所

設平聲　セ　東音世　杭音捨　泉福並同　漳音蛇　蛇即捨平聲

措促楚初　ソ　東音蘇　杭音娑　漳音同　泉福並音鎖

〇　タ　或作太　杭泉漳福皆同　東音他

智擲知　チ　東音知　泉福並音之　漳音遲　杭音執

篤禿土徒　ツ　或作川　泉音子　東音徒　漳音慈　杭音沓　福音助

帝的底氐　テ、　東音氐　杭音忒　泉福並音體　漳音爹

度督堵都　ト　東音度　泉音討　杭漳並音多　福音桃

那囊何切　ナ
東音那　杭泉福並同　那又拏上聲
漳音拏

賦暱禰尼　ニ
或作丁　東音儞　杭音同
泉音　漳音疑　福音二

（　）　ヌ
東音奴
杭泉漳福皆同

賦暱儞泥　子
或作示　東音泥　福音同
杭音捻　泉音　漳音蘖

農奴東切　ノ
或作夕　東音農　杭音儺
泉音老　漳音糯　福音惱

破撥頗坡　ハ
東音破　漳音發
杭泉福並音花

費菲非　ヒ
東音非　杭漳福並同
泉音希

父復輔夫　フ
東音夫　泉漳並同
杭音敷　福音乎

鼈平聲　ヘ
東音閉　杭音靴
泉福並音分　漳音弗

鋪朴浦蒲　ホ
或作呆　東音保　杭音討一本計
泉音好　漳音福　福音和

罵末馬麻　マ
東音麻　杭漳並同
泉音　福音馬

密米彌　ミ
或作刀　東音彌　杭音糜　彌糜迷
漳音迷　福音米　泉音　並音同

務武無　ム
東音武　杭音暮
漳福並音母　泉音

咩音也滅上聲　メ
東音咩　漳音滅　杭音滅
泉音　福音買

慕木母摸　モ
東音母　杭音摩　泉音
漳音摸　福音毛

夜葉也耶　ヤ
東音耶　杭音啞
泉福並音也　漳音牙

畏乙偉威　ヰ
東音偉　杭音咿

又有由　ユ
東音由　漳音同
泉福並音有　杭音柚

越上聲　ヱ
東音衞　杭音越

欲平聲　ヨ
東音余　杭漳並音欲
福音裔

浪竦朗郎　ラ
東音郎　杭音臘　辣臘喇並
漳福並音喇　泉音獵　音同

利力里梨　リ
或作七　東音利　泉福並同
杭音梨　漳音离　梨离音同

屢呂並廬上聲　ル
東音屢　杭音盧　泉音呂
漳音而　福音魯

連入聲　レ
東音禮　泉福並同
杭漳並音列

路六魯爐　ロ
東音路　泉音勞
杭漳福並音羅

歪平聲　ワ
東音和　イウエ並重出
杭泉漳福並音哇

於去聲　オ
東音於　杭音窩

音韻字母新譜　一音一字及二合音並見前圖今取第一二行字母以發其例他皆倣此

○二合音

凡二合音與翻切法別舊譜俱用下行以便順讀而疑各字各音故今俱用橫行自左轉右以便合呼三合四合亦皆倣此

イヮ	イヰ	イユ	イヱ	イヨ
ウヮ	ウイ	ウウ	ウヱ	ウオ
キヮ	キヰ	キユ	キヱ	キヨ
クヮ	クイ	クウ	クヱ	クオ

○發聲

凡聲有發送餘收放合字之法亦皆倣此發聲在字頭餘收並在字尾而送聲在其右傍發聲凡有一音一字者有二合者並見于前

○送聲

送聲者送氣聲也不可以混餘聲本音不轉以送其氣即送聲也

ア	イ	ウ	エ	ヲ
カ|	キ|	ク|	ケ|	コ|
イヮ|	イヰ|	イユ|	イヱ|	イヨ|
ウヮ|	ウイ|	ウウ|	ウヱ|	ウオ|
キヮ|	キヰ|	キユ|	キヱ|	キヨ|
クヮ	クイ|	クウ|	クヱ|	クオ|

○餘聲

烏阿之餘聲即本聲其餘如支開之餘聲爲意耶呼之餘聲爲耶即此

アア	イイ	ウウ	エエ	ヲヲ
カア	キイ	クウ	ケエ	コヲ
イヮア	イヰイ	イエウ	イヱエ	イヨヲ
ウヮア	ウイイ	ウウウ	ウエエ	ウオヲ
キヮア	キヰイ	キユウ	キヱエ	キヨヲ
クヮア	クイイ	クウウ	クエエ	クオヲ

○收聲

凡收皆喉音中間細分平上去有唇舌喉之三聲而唇收如中國尾閉之音侵覃凡皆聲收盡而開之類逼組之聲寒山先及歡元之類又入聲有唇舌牙之三聲而外國之音有舌音轉爲半舌喉音者如人忍賃日之日轉爲平上去入聲並同兒耳二日之日即此

アン	イン	ウン	エン	ヲン
カン	キン	クン	ケン	コン
イヮン	イヰン	イユン	イヱン	イヨン
ウヮン	ウイン	ウウン	ウエン	ウオン
キヮン	キヰン	キユン	キヱン	キヨン

クワン　クイン　クウン　クエン　クオン

已上唇收之開

アム　イム　ウム　エム　ヲム
カム　キム　クム　ケム　コム
イワム　イヰム　イユム　イエム　イヨム
ウワム　ウイム　ウウム　ウエム　ウオム
キワム　キヰム　キユム　キエム　キヨム
クワム　クイム　クウム　クエム　クオム

已上唇收之合

アヌ　イヌ　ウヌ　エヌ　ヲヌ
カヌ　キヌ　クヌ　ケヌ　コヌ
イワヌ　イヰヌ　イユヌ　イエヌ　イヨヌ
ウワヌ　ウイヌ　ウウヌ　ウエヌ　ウオヌ
キワヌ　キヰヌ　キユヌ　キエヌ　キヨヌ
クワヌ　クイヌ　クウヌ　クエヌ　クオヌ

已上舌收之合

アイ　イイ　ウイ　エイ　ヲイ
カイ　キイ　クイ　ケイ　コイ

イワイ　イヰイ　イユイ　イエイ　イヨイ
ウワイ　ウイイ　ウウイ　ウエイ　ウオイ
キワイ　キヰイ　キユイ　キエイ　キヨイ
クワイ　クイイ　クウイ　クエイ　クオイ

已上喉收之開

アウ　イウ　ウウ　エウ　ヲウ
カウ　キウ　クウ　ケウ　コウ
イワウ　イヰウ　イユウ　イエウ　イヨウ
ウワウ　ウイウ　ウウウ　ウエウ　ウオウ
キワウ　キヰウ　キユウ　キエウ　キヨウ
クワウ　クイウ　クウウ　クエウ　クオウ

已上喉收之合

○入聲

アフ　イフ　ウフ　エフ　ヲフ
カフ　キフ　クフ　ケフ　コフ
イワフ　イヰフ　イユフ　イエフ　イヨフ
ウワフ　ウイフ　ウウフ　ウエフ　ウオフ
キワフ　キヰフ　キユフ　キエフ　キヨフ

クヮフ　クイフ　クゥフ　クヱフ　クォフ

已上唇收之合

アツ　イツ　ウツ　エツ　ヲツ
カツ　キツ　クツ　ケツ　コツ
イヮツ　イヰツ　イユツ　イヱツ　イヨツ
ウヮツ　ウイツ　ウウツ　ウヱツ　ウォツ
キヮツ　キヰツ　キユツ　キヱツ　キヨツ
クヮツ　クイツ　クウツ　クヱツ　クォツ

已上舌收之合

アキ　イキ　ウキ　エキ　ヲキ
カキ　キキ　クキ　ケキ　コキ
イヮキ　イヰキ　イユキ　イヱキ　イヨキ
ウヮキ　ウイキ　ウウキ　ウヱキ　ウォキ
キヮキ　キヰキ　キユキ　キヱキ　キヨキ
クヮキ　クイキ　クウキ　クヱキ　クォキ

已上牙收之開

アク　イク　ウク　エク　ヲク
カク　キク　クク　ケク　コク

イヮク　イヰク　イユク　イヱク　イヨク
ウヮク　ウイク　ウウク　ウヱク　ウォク
キヮク　キヰク　キユク　キヱク　キヨク
クヮク　クイク　クウク　クヱク　クォク

已上牙收之合

○清濁　舊譜清音如字濁音用二點凡有清音有濁音有清濁音今一皆從舊覽者擇焉

ガ　ギ　グ　ゲ　ゴ
ザ　ジ　ズ　ゼ　ゾ
ダ　ヂ　ヅ　デ　ド
バ　ビ　ブ　ベ　ボ

已上濁音　清濁音又倣此

○輕重　舊譜輕聲如字重聲用一圈卽今從舊

パ　ピ　プ　ペ　ポ

已上重音

外國之音有牙喉聲重者亦倣此

（音韻字母新譜中二合音におけるイワ キワは一本にイヤ キヤとあり。送聲、餘聲、收聲におけるものも亦同じ。　校訂者識）

同文通考序

伏惟天地自位。品物自產。已君已民。便父便子。以各其所居而安者。星霜既悠久矣乎。之
謂太素之世。但只其細者不可得而聞已矣。逮包犧氏之王天下也。俯仰於天地。作
八卦。造書契。百官以治。萬民以察。而后神農氏黃帝氏繼興。國器增作。大用通利。至唐虞
之御寓。則史官具載政事。而傳後葉。其詳也可得而聞焉也。至三代隆盛也。諸家書紀
之道備矣。又可知其細也。而經戰國。越後秦。洎兩漢隋唐之代。則又益備矣。夫文字
委而其事曲也。故昌黎集序曰。文者貫道之器也。河南程氏亦曰。文者載道之器也。雖其
意異。由文而道存。依字而事傳。文字之義。最不可不知焉。極不可不審焉。顧兩漢以
降。甚富著述。而異同多岐。有方枘圓鑿者。又去古彌遠。而多闕如者。是非博古君子爲
之折衷。而以歸一。則使後生首鼠。不得其正轍乎。蓋我
朝上古亦蓋如漢土歟。
神武天皇運屬鴻荒。時鍾草昧。聖德能雍和四海。生睿能恢弘帝紘。天業以永。生民以長。
至

應神天皇御宇文道殊布施
仁德朝廷天澤雨浹皇慈霞洽黎民益安。
履中朝廷置國史記言事達天下之志文風漸秀教化寖滿而至
文武朝廷御宇淡海公奉　勅制選令十卷律十二卷今見板本令太政官符令十一卷律六卷、按令由其書目爲十卷、蓋有闕本也、如律其書泯焉、不可見其全書、然余嘗得見殘本、由其目、則第一名例、第二衞禁、第三職制、第四戶婚、第五厩庫、第六擅興、第七賊盜、第八鬪訟、第九詐僞、第十雜律、第十一捕亡、第十二斷獄、以上爲十二卷、則政教大張文化丕開王宮閭巷咸靡不有學校之設矣置史取士之法甚詳密而三代遺法。燦然在此時且又釋奠之禮自國學至閭里豈是莫有闕如古人云夫子之道布在我朝者不亦信乎而后星移物換上怠下慢政教日弛文風月杜竟諸州亂而尙軍旅之事仁德不擧綱紀不振此日久而民物變迨後世則國朝之人不知國朝之昔或雖儒者以我國往古無學而稱不亦愚乎或雖有有職士得一事獲一書皆祕家而不傳欲以獨通古售名是不亦非乎於是
本朝上代之政化益廢彌絕不亦痛乎蓋筑州使君白石先生博學該通廣聞宏識名杰德。經國才以取和漢與文字之說者以成編名曰同文通考總羅百家折衷衆說悉攷

典籍精正引徵及官家金匱之書樞要此擧公義此定文富意優筆貴言寛繡繪自成

潤理自明實國家之黃白也抑此書也弗益後進寶將來而已我

朝盛事亦可覩于此然則可謂有忠於邦之書者也矣不佞白蛾時拾其遺意考之古

書有其所可徵者則取補之其後以藏于篋久矣不佞固非可致於先生絕出之德

者唯尊信此書之餘耳頃日再加考訂以上木公于世述所懷而爲之序云

寶曆十庚辰秋九月

新井白蛾題

同文通考卷之一

目録

同文通考卷之一

新井筑後守源公白石先生　著
新井白蛾祐登　補挍

○始製文字

上古ニハ縄ヲ結ヒテ治ム後ノ世ノ聖人コレニ易ルニ書契ヲ以テシ百官以テ治マリ萬民察ナリシヨシ易ノ繋辭ニ見エタリサレドソノ書契造ラレシ事イヅレノ代イカナル人ニ始マレリトハミエズ唐ノ司馬貞ガ補ヒシ史記三皇本紀ニハ庖犧氏始テ八卦ヲ畫シテ神明ノ徳ヲ通シ萬物ノ情ヲ類シ給ヒ書契造リテ結縄ノ政ニカヘラレシヨシヲシルセリコレ帝王紀世本等ノ書ニミエシ所ニヨリシナルヘシ通鑑外記綱目前編ノコトキモ伏犧氏八卦ヲ畫シ書契ヲ造ラレシヨシ見エ書史ニハ伏犧氏子襄ニ命シテ六書ヲ造ラシメラレシヨシミユコレラノ説ニヨラバ書契作ラレシ事ハ伏犧氏ニヤ始マリヌラン易緯乾鑿度ニハ伏義ノ畫シ給ヒシトコロ其代ノ文字ナルヨシミエタリ宋ノ楊万里王應麟共ニソノ説ニヨリテ乾坤巽艮坎離震兌等ノ卦スナハチ天地風山水火雷澤等ノ字タルヨシイヒケリ（困學紀聞ニツマヒラカナリ）モシ此説ニヨランニハ伏義氏ノ始テ畫シ給ヒシ所スナハチ文字ノ初ニテカノ書契作ラレシトイフ事ハタヾ後ノ世ニ事ヲ記シ約ヲ合スルコトノ始ニゾアルベキ路史並ニ通鑑外紀ニ倉帝史皇氏ソノ名ハ頡文字ヲ刱ラレシヨシ見エタリ史皇氏トイヒシハ上古ノ帝ニテ伏義氏ヨリ前ノ代ノ事ニテオハシマセシヨシミエタレハ文字ノ始マレルヿ伏義ヨリ尙サキニヤアルラン又眞誥ニハ三皇ノ世八會ノ文ヲ演テ六十四種ノ書ヲ作ラレシトモミエタリサラバ天地開ケ斯人ノ生出シ始ヨリヤ文字トイフモノハアリツラン世本ニハ沮誦蒼頡書ヲ作レリト見エ晉ノ衛恒ガ字勢ニハ沮誦蒼頡鳥跡ヲ覩テ思ヲ興セシトモ見エ書史ニハ沮誦鳥跡ノ書作レリトモ見ユ外記ヲ按ズルニ此フタリノ人ハ共ニ黄帝ノ臣ニシテ黄帝コレニミコトノリシ給ヒテ蒼頡ヲ左史トナシ沮誦ヲ右史トナサレシニ蒼頡鳥獸ノ跡ヲミテ類ニ體シ形ニ象リテ文字ヲ製リ出セシナリ世本字勢等ニハ沮誦蒼頡ニ文字作レリト

見エ書史ニハ沮誦鳥跡ノ書作レリト見エ外記ニハ又蒼頡ノミ文字作レリト見ユソノ説又同ジカラズ路史ニハ又倉帝史皇氏ハスナハチ上古ノ帝ニシテ黄帝ノ史ニハアラズトミエタリサラバ黄帝ノ代ニ文字ハジマレリトイフモ誤レルニヤアラン又外記ニミエシ所ヲ併セ考ルニ始ニハ倉帝史皇氏其名ハ頡（ケツ）文字ヲハジメラレシトイヒ次ニハ伏犧氏始テ書契作ラレシトイヒ又其次ニ黄帝ノ左史蒼頡文字ツクリ出セルヨシミエタルモ心得ラレズ通雅ニハ上古ノ時倉帝史皇氏スデニ字ヲ作ラレテ黄帝ノ史モ又蒼頡トイヒシカ更ニ六書造レルモイマダシルベカラズトゾミエタル周禮ノ疏ニミエシ所ハ孝經緯援神契ヲ按ズルニ三皇ノ代ニハ文ナシ五帝ヨリ下ツカタ始テ文字アリカルガ故ニ世ノ人多クハ蒼頡ヲ以テ黄帝ノ史トオモヘリサラバ文字ヲ造レル起リハ黄帝ノ代ニアリシナルベシトミエタリソノ餘フルキ書（フミ）ドモニ見エシ所モ多クハ皆黄帝ノ史蒼頡始テ文字作ラレシヨシ見ユタヾ沮誦ガ事アハセシルセシモノハオホカラズ

謹按ズルニ〔白石先生ノ按ナリ前ニ諸説異同ヲ擧ケ記シテコヽニ其大意ヲ通論シ玉ヘリ下傚之〕漢ノ司馬遷ガコトバニ學者ノ載籍キハメテ博（ヒロ）ケレドナホ信ヲ六藝ニ考フトイヒシコト〔此語ハ史記ノ伯夷傳ニ見ユ〕マコトナルカナ古ノ聖ノ文字ツクラレシハジメ古今ノ書籍ニ載セシ所ヲ併見ルニ或ハ其代異（コト）ニ或ハ其人同ジカラズソノ中黄帝ノ史蒼頡ノ作ラレシヨシハ六藝ノ書ニソノ徵（シルシ）トスベキ事ナシトイヘドモイニシヘヨリイヒ傳フルトコロオホクハコレニ同シサラバ蒼頡ノ始テ文字制ラレシヿウタガフベカラズヤシカハアレド孔子ノ演（ノベ）給ヒシ易ノ繫辭ニハ伏犧氏ノ始テ八卦ヲ畫シ給ヒシヨリハジメテ代々ノ聖人ノ天ガ下治メ給フトテ作リ始メ給ヒシ事ドモコトゴトク皆シルサレタレド書契造ラレシ始ヲバタダ上古ニハ繩ヲ結ビテオサム後ノ世ノ聖人コレニ易（カフ）ルニ書契ヲ以テストノミミエタルハ此事ノ始サダカナラヌ事ニヤカノ司馬遷ガイヒシゴトク信ヲ六藝ニ考ヘンニハ此事ノ始ハタヾ易ノ繫辭ニミエシゴトクニ心得ンコソアヤマツトコロナカルベケレ又韓詩外傳ヲ見ルニイニシヘヨリ太山ヲ封ジ梁甫ニ禪セラレシ事万有餘家仲尼コレヲ觀テコト〴〵クニハ知リ給ハズト見エタリ封禪書ヲ按ズルニイニシヘ天下ニ王タリシ君ハ太山ニミユキアリテ封禪

ノ事ヲ行レタリソノ禮オハリヌレバカノ山ノ嶺ニ石ヲタテ其事ヲシルサル韓詩ニミエシ孔子コトゴトクニシラセ給ハズトイフ事ハ彼石ニ刻メル所ヲ見給フニ世遠ク人ホロビテ其傳ヲウシナヒシカバ孔子ノ聖ニマシマセシモナホコトゞ＼クニ其文字ヲシリ給ハズトイヘル事ナルベミシ又管子ノ封禪篇ニ見エシモイニシヘ太山ニ封セシ所七十二家ソノ中管仲ガシレルトコロ十アマリ二ツ無懐氏ヲ以テソノハシメトストシルセリ無懐氏トキコヘシハ伏犠氏コリサキニ天下ニ主タリシヨシ莊周並ニ皇甫謐ガ書ニ見エタリカノ韓詩管子ニミエシ所六藝ノ書ニ見エズトイヘト文字ノ始メ伏羲黄帝ヨリナホサキノ代ニヤアリシトイフ事ノ一ツノ徴トモイフベシサラバ孔子ノ繋辭ニ此事ノ始ヲ詳ニシ給ハザリシハマコトニシリ給ハザル所ナレバタヾ其疑ヲ傳給ヒシ所トゾ覺ユル

○六書

王嬰ガ古今通論ニミエシハ蒼頡書ヲ造リシニ形立ツコレヲ文トイヒ聲具ルコレヲ字トイヘリ 按ズルニ日ハ實テ虧ルコトナケレバコレヲ實トイヒ月ハ盈チヌレバ闕ルガ故ニコレヲ闕トイヒケリ文字ツクラレシ始マヅソノ形ニ象ドリツクレルヲ形立トイヒ次ニ其形ニ實闕ノ聲ヲソナヘシヲ字トイフニヤ 又許愼ガ說文ニ獨體ヲ字トシ合體ヲ文トストミエタリ 按ズルニ戈トイヒ止トイフハコレ獨體也人トイヒ言トイフモ又同シ戈ヲ止ムルヲ武トシ人言ヲ信トスルガ如キヲ合體トヤイフベキ 李登ガ說ニハ物相雜ルガ故ニ文トイヒ文相滋ガ故ニ字トイフト見エタリ 按ズルニ轡ト云字ハ後ニ一ツノ車アリテ兩邊ハ絲ニシタガヒ前ハ口ニシタガヘリコレ馬ニ車ヲ駕シテソノ馬ノ口ニフクミシ物ヲ兩條ノ絲ヲ以テ御スル所ナレバナルベシカノ車絲口等ノ三ツノ物相雜ルヲ文ト云又マヅ車絲口等ノ三ツノ字出來テ其後ニカノ三ツノ文字ヲ合セテ轡ノ字ハ出來シタガヒテ文相滋ヘテ字トイヘルナルベシ上ノ三說ハ楊升庵ガ丹鉛錄ニ出ヅ 凡文字ヲツクラレシニ六ノ義アリ周禮保氏ノ職ニ見エシ六書トイヘル事スナハチコレナリ漢ノ鄭司農ガ 鄭玄ハ後漢ノ人也 注ニ六書ハ象形會意轉注處事假借諧聲也ト見ユ唐ノ賈氏 賈公彦ナリ 疏ニ司農ガ說ハ許愼ガ說文ニヨレルヨシミエタリ又漢書藝文志ヲ見ルニ象形象事象意象聲假借轉注ヲ六書トスソノ名鄭司農ガ注セシ所ニ少ク異ナルニ似タレドモ顏師古ガ漢書ノ注ヲ見ルニ其實ハ鄭司農ガ注セシ所ニ異ナラズ許愼ガ說文ニ見エシ所ハ一ツニ象形ト云ハ日月ノ字ノ類コレ也日月ノ形ニ象リテ作レル所ナリ 日月ノ字ノ古文ヲイヘルナルベシ 二ツニ會意トイフハ武信ノ二字ノ類コレ也人言ヲ信トシ戈ヲ止ムルヲ武トス人意ニ會合スレバ會意トハイヘル也三ツニ轉注トイフハ老考ノ字ノ類類ヲ建テ首ヲ一ツニシ

文意相受テ左右相注ヲ以テ轉注トハイヘル也按ズルニ説文ニ老ノ字ヲバ考也ト注シ考ノ字ヲバ老也ト注セリオモフニ耆老タルハ壽考シテ又壽考ハ耆老ナレバカヽル事ヲ類ヲ建ツトモ又文意相受ルトモイヒシナルベシ又二ツノ字ヲ見ルニソノ上ヲ同ジクシテソノ下右ニ轉ズルヲ老トナシ左ニ廻レルヲ考トスカヽル事ヲ首ヲ一ツニシ左右相注グトハイヒシナルベシ四ツニ處事トイフハ上下ノ字ノ類コレナリ人一ノ上ニアルヲ上トシ人一ノ下ニアルヲ下トシ各ソノ事ニ處スルノヨロシキヲ得ル事アレバ處事トハイフナリ五ツニ假借トイフハ令長ノ字ノ類一字兩用ナルヲイヘルナリ號令ノ令ノ字ヲ假リテ官署ノ長ヲ令トイヒ長幼ノ長ノ字ヲ假リテ君長ノ長トスル類ナルベシ六ツニ諧聲トイフハ形ト聲ト一ツニナルヲイフ江河ノ字ノ類コレ也江河ノ字ノ類水ヲ以テ形トシ工ト可トヲ以テ聲トスルヲイフ又漢書ノ註ヲ見ルニ象形ノ義許愼ガ説ニ同ジクイハユル象事ハ處事ノコトニシテ象意象聲即チ會意諧聲ノ義ニテアルナリタヾ六書ノ序説文ニ見エシ所ニ同ジカラズ楊用修ガ説ニハ象形象事象意象聲ヲ經トナシ假借轉注ヲ緯トスト見エ王鏊ガ説ニハ蒼頡ノ字ヲ制レル形ノ象ドルベキヲバ必ズ其形ニ象ドル形ノ象ドルベキナケレバ意ヲ會ス意ノ會スベキナケレバ聲ヲ諧フ聲ノ諧フベキナケレバコヽニオキテ轉注假借アリ二ツノモノハ皆止ム事ヲ得ザレバナリトミエタリ焦紘ガ説マタコレニ同ジコレラノ説ニヨル時ハ藝文志ニ序デシ所其義長レリトイフベシ又説文ニ見エシ所ノ轉注假借ノ解ハ先儒オホクハコレヲ用ヒズ張謙中ガ説ニ假借トハ其聲ニ因リテ其義ヲ借ル甲拆ノ字ヲ借リテ甲乙兵甲ノ字トスルガゴトシ草木ノ芽ヲ生ズルニ戴ク所ノ皮ヲ甲トイフナリ甲ノ字ノ古文ヲ見ルニ其形ニ象ドレリ其甲ノ字ヲ借リテ十干ノ甲トナシ又兵甲ノ甲トナスヲイフ轉注ハ其聲ヲ轉ジテ其義ヲ注ス貢敦七音ノゴトシトミエタリ貢敦ノ二字各七ツノ音アリ其聲ノ轉ズルニシタガヒテソノ義ヲ注スル事モマタ同ジカラズ焦紘ガ説ニモ轉注ハイハユル一字數音ナリ其聲ヲ展轉シテ注釋シテ他字ノ用トナストミエタリ

謹按ズルニ六書トイヘル事周禮保氏ノ職ニミエタリ漢ノ許愼ガ説文ヲ作レルニオヨビテ六書ノ名ヲアラハシテ其義ヲモ又解シタリ鄭玄ガ周禮ヲ注シ賈公彦ガ疏ツクレル皆説文ニヨレルナルベシ班固ガ藝文志ニ見エシ六書ノ名許氏ガ説ニ大ニ同ジクシテ少ク異ナルニ似テ其序モ又同ジカラズ顏師古ガ漢書ヲ注セシ所モ亦説文ノ説ニヨレルナルベシ六書ノ中轉注假借ノ二ツ近世ノ諸儒ノ説ヲ見ルニヲホクハ説文ノ説ヲ以テアヤマレリトスサラバ六書ノ序ハ漢志ニシタガヒテ轉注假借等ノ解ハ近世ノ説ニシタガフヲ以テ其義近シトヤスベキ

○古文

史記ニ黃帝ノ史蒼頡生レテ神聖四目鳥跡ヲ觀テコレニ像リテ以テ文字ヲ作レルヨシ見エタリマタ孝經緯援神契ヲ見ルニ奎ハ文章ヲ主ドレリ蒼頡象ニ效フ洛龜書ヲ丹青ニ曜シ萌ヲ畫字ニ垂ルトモ見エタリ宋均ガ注ニハ奎星ノ屈曲レル象文字ノ畫ニ似タリ蒼頡龜ヲ視テ書ヲ作レリトゾミエタルコレラノ説ヲ併セ見ルニ或ハ鳥跡ヲ見テコレニカタドルトイヒ或ハ洛龜ヲ見テ書ヲ作ルトイフイヅレヲヤ得タリトセン又張懷瓘ガ書斷ニハ古文ハ黃帝ノ史蒼頡ノ造レル所也頡首ニ四目アリテ神明ニ通ジ仰デ奎星ノ圜曲レル勢ヲ觀俯シテ龜文鳥跡ノ象ヲ察シヒロク衆美ヲトリ合テ字作レリコレヲ古文トイフ援神契ニ奎文章ヲ主ドレリ蒼頡象ニ效フト云ナリトハ見エタリ此説ハ上ノ兩説ヲ併セトリテ（史記援神契兩説チ云ナリ）蒼頡ノ書ヲ以テ古文トセリ又周越ガ書苑ニ鳥跡ノ書ハ蒼頡鳥ノ跡ヲミテ始メテ製レル文字ナリ科斗ノ書ノ源ハ古文ヨリ出ヅ或ハ顓頊ノ製リ給ヒシ所也トモイフト見エ又字原ニハ庖犧氏景龍ヲ獲テ龍書ヲ作リ炎帝嘉禾ニヨリテ穗書ヲ作リ給ヒ蒼頡古文ヲ變ジテ鳥跡篆ヲ作レリ科斗ノ書ハ高陽作リ給ヘリト見エタリ蒼頡ノ鳥跡ノ書作レルヨシハ書苑字原ノ説ニ同ジケレドモ或ハ文字作レル始ナリトイヒ或ハ古文ヲ變ジテ作レル所ナリトイフ其説大ニ異ナリトイヒツヽミシ顓頊高陽氏ト申セシハ其名ヲ顓頊ト申シ天下ヲタモチ給ヒシ號ヲ高陽氏ト申シケレバ科斗ノ書作ラレシヨシハフタツノ書ニ見エシ所相同ジ徐官ガ古今印史ニハ蒼頡ノ始テツクレル所ノ字ヲ古文トイフ伏犧氏ノ八卦ト表裏ヲ相ナセリ上古ニハ筆墨ナドイフ物ナカリシカバ竹挺（墨サシ）ノ如クナルモノヲ以テ漆ヲ點シテ竹簡ノ上ニシルスニ竹カタク漆膩シテ畫行コトアタハザルガ故ニ頭粗ク尾細クシテ蝦蟆子ノ形ニ似タリケリサレバ科斗ノ文トモイヒ鳥跡ノ書トモイヒシト見エタリ此説ニヨランニハ蒼頡ノ書鳥跡ヲ見テ作リ始シ所ナレバ鳥跡ノ書トモイヒ其字ノ形蝦蟆ノ子ニ似タレバ又科斗ノ書トモイヒシナリ蝦蟆ノ子ヲ一ツニハ科斗トモ名ヅクメリ吾丘衍ガ學古編ノ説マタ印史ニ同ジ彼是ヲ併セ考ルニ蒼頡ノ作レルトコロコレヲ鳥跡ノ書ト云コハ一定也字原書苑等ニヨラバ科斗ノ書ハ顓頊高陽氏作リ給ヒシナリ學古編古今印史等ノ説ニヨラバ蒼頡ノ

作レル鳥跡ノ書一ツニハ又科斗ノ書トモイヒシナリ高陽氏ノ作リ給ヒタランニモアレ蒼頡ノ作ラレシニモアレイニシヘヨリ傳フル所ハタヾ科斗ノ文ヲ以テ古文トハイヒシナルベシタヾシ字原ニ蒼頡ノ變ゼシトイフ古文ハソノイハユル龍書穗書ナドイフモノヲサセルニヤ科斗ノ文ヲイフニハアラジ

謹按ズルニ太山ニアリトイフナル封禪ノ文管仲ガ識セル所仲尼ノ觀給ヒシ所コト〴〵ク皆ソノ世ニイハユル古文ナルベシサレドソノ世ニダニコトゴトクシルベカラザレバマシテ後ノ世ニハソノ一二ヲダニモシリ得ベカラズ周終リ秦亡ビ漢ノ代ニオヨビテ仲尼十二代ノ孫博士孔安國ソノ先人ノ壁ノ中ヨリトリ得タリシ尙書並ニ論語孝經等ハ竹簡漆書科斗ノ文ニテアリシヲソノ代ノ文字ニアラザレバコレヲ古文トハイヒケリコレヨリシテ後ノ世ノ人皆科斗ノ文ヲ以テ古文トハイヒシナルベシ此字體或ハ黄帝ノ史蒼頡ノ作レル所ナリトモイヒ或ハ顓頊高陽氏ノ作リ給ヒシ所ナリトモイフソノ傳フル所同ジカラズソノ傳フル所モ亦六藝ノ書ニ考フベキ所ナケレバタヾ疑シキヲバ疑ヒテ傳ヘンニハシクベカラズ〔白蛾云篇内六藝トアルハ皆六經ヲ云〕

○大篆　籒文　史書トモイフ

大篆ハ周ノ宣王ノ太史史籒ガ作レル所也アル人ノイハク杜下史ハジメテ古文ヲ變ジテ或ハ同ジク或ハ異ニシコレヲイヒテ篆書トナス篆トハ傳也ソノ物理ヲ傳ヘテコレヲ施スヿ窮リナシト書斷ニハミエタリ古今印史ニハ周ノ宣王ノ太史籒古文ヲ損益シテ篆作レリソノ名ニヨリテコレヲ籒文トモイヒソノ官ニヨリテコレヲ史書トモイフ秦ノ時ニオヨビテ李斯ガ小篆ノ書興ルニヨリテ史籒ガ作レル所ヲバ其名ヲワカチテ大篆トイフ今ノ世ニ傳ル所石鼓ノ文コレ也トゾ見エケル（石鼓ノ文ハ石ニ刻メル本ドモツタハレルアルナリ）

謹按ズルニ秦ノ始皇ノ時先典ヲ焚キ古文ヲ廢テアラタメテ八體ノ書ヲ用ラレシニ大篆ヲ以テ其始トセラル漢興リテ太史ノ官六體ノ書ヲ以テ史ヲ試ムルノ法アリ六體ノ中其三ヲ篆書ト云ソノイハユル篆書ハスナハチ大篆ヲサセルナリ說文並ニ甄酆ガ改定メシ古文ノ六書共ニ六體ノ書ノ序ニヨレルナルベシ（篆書ヲ第三トスルヲイフナリ）張懷瓘ガ六體論大篆ヲ以テ首トス其餘衛恒ガ四體書勢周越ガ書苑ノ八體唐玄度

ガ十體イヅレモ大篆ヲ以テ其二トセリ隋書ニ見エシ書ノ五變モ大篆ヲ以テ第二變トス唐ノ六典ニミエシ五體ノ字其一ツニ古文コレヲ廢テ、用ヒラレズ其二ツニ大篆石經ニコレヲノストミエタレバ後ノ世ニオヨビテハコレヲ用ユル所小篆八分隷書等ノヒロキニハオヨバズ（書體ノ事ハ下ノ書ノ百體チシルセシ所ニ詳ナリマタ石經トハ石チタテ、經典ノ字チ刻ミシチイフ也）又書斷ニ漢書藝文志ニ見エシ史籀十五篇ハスナハチ大篆ヲイフ也凡九千字トシルセリ

○奇字　籀文トモイフ

書斷ニ見エシハ奇字トイフモノ周ノ太史史籀ガ作レル所ニテ古文大篆トハスコシク異ナリ後ノ世ノヒトコレヲ籀文トナヅク七略ニ史籀ハ周ノ時ノ史官學童ヲ敎ルトコロノ書ナリ孔氏ノ壁ノ中ノ古文ノ體トハ異ナリ甄酆ガ定メシ六書ノ中二ツニ奇字トイフハコレナリト見エタリ漢ノ藝文志說文竝ニ甄酆ガ定メシ所ナドヲ考ルニ六體ノソノ二ツニ奇字トイフモノミエタリ司馬遷ガ孔安國ニシタガヒテ問ヒシ所劉歆ガ楊子雲ニシタガヒテ學ビシ所ナドノ奇字トイフモノハ今史記周禮等ノウチニミエタレド其體史籀ガ作レル所トハミエズ（司馬遷劉歆等ガ奇字チトヒマナビシ事ハ漢書ニ見ユ）宋ノ洪景盧ガ說ニ六經ニ用ヒシ字モトヨリマ、奇字ナルモノアリ周禮ノ〔一ニ作周書〕一書コトニ多シ此書ハモト劉歆ニ出シトコロナリ劉歆ハジメ楊子雲ニシタガヒテ奇字ヲ學ビキサラバ劉歆ミヅカラ奇字作リテ此經ニ用ヒ入レシ所ナルベシトミエタリ此說ニヨランニハ周禮ニミエシ奇字ハ劉歆ガ作レル所ニシテ史籀ガ作レル所ニハアラザルベシ（瑯琊代醉編ニクハシク見エタリ）タダシ書斷ニ援キ用ヒシ所ノ七略ニイハユル史籀ハ周ノ時史官學童ヲ敎ル所ノ書也トミエシハ是ヲ漢志ニ考ルニスナハチ史籀ガツクレル大篆ニシテ書斷ニイハユル奇字トハ見エズ懷瓘ガ援キ用ヒシ所オボツカナシ（書斷ハスナハチ張懷瓘ガ書也）

謹按スルニオヨソ世ニ奇字トイフナルモノ二ツアリ一ツハ說文漢志等ニミエシ六體ノ其二ツニイハユル奇字也一ツハ周禮竝ニ史記等ニミエシ字體也オモフニ說文漢志等ニミエシ所ハ籀篆ノ變ニシテ周禮史記等ニミエシ字體ハ隷書ノ奇ナルモノトヤイハマシ又洪景盧ガ說ニヨランニハ周禮ニミエシ所ハ劉歆ガ作レル所ニゾアルベキ漢ヨリ後ニハコレヲ用ル所ナカリシニヤ奇字ノ體世ニキコエズサ

レド漢志說文等ニミエシ所ナレバ今コレヲ大篆ノ下ニ序ヅル事書斷ノ例ノゴトシ

○小篆 （秦篆 玉筯篆トイフモ共ニ同ジ）

漢藝文志ニ見エシ所ハ史籀篇トイフハ周ノ史官學童ニ敎ル所也蒼頡七章ハ秦ノ丞相李斯ガ作レル所也爰歷六章ハ車府令趙高ガ作レル所也博學七章ハ太史令胡母敬ガ作レル所也文字オホクハ史籀篇ヲ取テ篆體スコブル異ニシテ秦篆トイヘルハコレナリト見エタリ說文ニミエシ所モ漢志ニ同ジクシテ李斯趙高胡母敬等ノ作レル所ヲ小篆トイフヨシミエタリ舒元輿ガ說ニハ李斯蒼頡籀文ヲ變ジテ玉筯篆ヲツクレルヨシ見エ（玉筯篆志）印史ニモ李斯古文ト籀文トヲ損益シテ小篆作ル今玉箸篆ト稱スルモノコレ也（筯ト箸ト相同シ）小篆秦ニ興ルトイヘドモ其傳ハ實ニ漢ニ本ヅク許愼其文ヲアツメテ說文ヲツクレリト見エタリカノ秦ノ八體ノ書小篆ヲ以テソノ二ツトシ隋志ノ書ノ五變ニハコレヲ三變トシ唐ノ六典ノ字ノ五體モコレヲ其三ツトシテスナハチ璽旛碣等ニ用ルヨシ見エタリ

謹按ズルニ秦篆ノ興ルニオヨビテ史籀ガ作レル所ヲバ其名ヲワカチテ大篆トシ秦篆ヲ以テ小篆トス是ヲ小篆トナヅクルヿハ彼大篆ノ文ヲ省キ作レル所ナルガ故ナルベシ又ソノ字畫ノ似タル所ニヨリテ玉筯篆トモナヅケタリケン漢志說文等ニ見エシ所ハ此體李斯趙高胡母敬等ガ作レル所トシ其餘オホクハコレ李斯ガ作レル所ノヨシ見エタリソノ說又同ジカラズオモフニ此篆作リシ初李斯趙高胡母敬等ソノ事ヲ共ニストイヘドモ趙高胡母敬ガ書ハ後ノ代ニツタハラズタヾ李斯ガ詛楚文嶧山秦望山等ノ碑ハ久シク世ニツタハリテ其墨本ハ今モ猶世ニ傳ヘヌレバ李斯ノミヒトリ其名ヲモツパラニシタルナルベシ唐ノ六典ヲミルニ小篆ヲ以テ璽旛碣ニ用ユル所ナリトミエタリ又秦ノ八體ノ中ニモソノ四ツニ摹印トイフハ印璽ニ施ス所ナリト見ユサレドコレハ漢ノ六體ニイハユル繆篆ヲヤサシヌラン（繆篆ハ印ナ摸スル所也ト說文叙中ニ見ユ）唐ノ代ニ爾旛等ニ用ル小篆ヲイフニハアラジモロ〳〵ノ印譜印藪印式印史等ノ書ヲ併セ按ズルニ漢印ノ篆體又李斯ガ篆體ニ同ジカラズ又說文ニミエシ繆篆ニモアラズオモフニコレ學古編ニイハユル漢ノ摹印篆ニゾアルベキ魏晉隋唐ノ代ヨリ今ニ至ルマデ摸印ニ用ユル所オホクハ

彼漢篆ニ相倣ヒ碑額等ニ題スル所ハ李斯ガ篆體ヲ用フル事六典ニ見エシ所ノコトシ

○隷書 佐書 楷書 眞書 正書トモイフ

漢書藝文志ニ李斯趙高胡毋敬作レル文字オホクハ史籀篇ヲ取テ篆體マタスコフル異ナリ秦篆トイフモノコレ也此時始テ隷書作ル官獄事多キニヨリテイサヽカ省易ニ趨キ是ヲ徒隷ニ施スト見エテコレヲ作レル人ヲバシルサズ書斷ニ見エシ所ハ隷書ハ秦ノ下杜ノ人程邈ガ作レル所ナリ邈ハジメ縣ノ史タリシニ罪ヲ得テ雲陽ニトラハル獄中ニシテ思ヲフカクスル事十年小篆ノ方圓ヲ益シテ隷書三千字ヲ作リテコレヲ奏ス始皇コレヲヨミシ給ヒ程邈ヲ以テ御史トナサル此時奏事ワヅラハシクオホク篆字ヲナスニカタケレバスナハチ隷字ヲ用ヒテ隷人佐書トス故ニ隷書トイフト見エタリ按ズルニ隷トハ人ニ屬着スルヲイフト見エタレバ凡ハ官ニ屬スルモノヲ隷トハイヒケリ コヽニ下(ツカサナドイヘルモノナルヘシ) サラバカノ邈ガ書體官ニ屬スル輩ヲ佐ル所アレバ其名ヲ隷書トイヘルナルベシ又印史ニハ程邈ハジメテ篆體ヲ變ジテ此書ヲ作ル隷佐ニ便スル所ナレバ隷書トモ又佐書トモイフヨシ見ユ此說ハ隷トイヒ佐トイフ二字共ニ官ニ屬スルモノヲイヘルナルベシ又方以智ガ通雅ニハ程邈雲陽ノ獄中ニシテ篆作ル始皇コレヲ御史トナサレテ書ヲ定メシメラル世ノ人邈カ徒隷ナリシヲ以テコレヲ隷書トイフヨシミエタリ按ズルニ隷トイフハ又罪アリテ奴トナレルモノヲモイフナレバ程邈ツミカフムリシ時作レル所ナレバカクハイヒシナルベシサレバ此體ヲ隷書ト名ヅクルヿ諸說又同ジカラズ又水經ノ注ニ王次仲蒼頡ガ舊文ヲ變ジテ今ノ隷書ヲツクル始皇次仲ガ易ル所ノ字事ニ簡便ナルヲモツテ二タビマデ召ドモ至ラズト見エタリモシ此說ニヨランニハ隷書ハ程邈ニ始レルニハアラザルベシ又姚令威ガ說ニハ東魏大覺寺ノ碑陰ニ銀青光祿大夫臣韓毅隷書ト題セリケタシ今ノ楷書ナリ庾堅吾モ隷書ハ今ノ正書トイヒ張懐瓘モ程邈ガ作レル字皆眞正ナレハ又眞書トモイフトイヒシ唐ヨリ以前ハ皆楷字ヲイヒテ隷書トナス 歐陽公(宋ノ歐陽修ノコトヲ云也) 集古錄アヤマリテ八分ノ書ヲ以テ 隷書トハナセルナリトミエタリ(瑯琊代醉編ニ見ユ) 陸務觀ガ說ニモアヤマリテ八分ヲ以テ隷トスルヿハ歐陽公ニ始レリト趙明誠ガイヒシヨシミエ(老學庵筆記ニ見エ) 張邦基ガ說ニモ近世ノ

人ミダリニ八分ノ書ヲ以テ隷書トス隷書ハスナハチ今ノ正書ナルコトヲシラズト章子厚ノイヒシヨシミエタリ墨莊漫錄ニコレラノ說ニヨル時ハ八分ヲ以テ隷書トスルハアヤマレルナルベシ又世ニ漢隷ト云フモノアリコレ漢ノ代ニ石ニ刻メル字ノ歲久シクシテ風雨ノタメニ犯サレテソノ鋒鋩ナクナリシヲ見テコレ漢ノ代ノ隷體トオモヘルナルベシコレモ陸務觀ガ說ニ見ユ又散隷トイフモノハ飛白ノ筆ヲ以テツクレルヲイフコレモ亦張邦基ガ說ニミエタリ

謹按ズルニ隷書アルヒハ程邈ガ作レル所トイヒ或ハ王次仲ガ作レル所トイフ其說同ジカラズタヾ藝文志ニヨリテ秦時ニ作レル所トイハンニハシクベカラズ又世ノ人オホクハ八分ノ書ヲ以テ隷書トナスコト宋ノ歐陽脩ニハシマレルヨシ前儒ノ說スデニ詳ナリ今又唐ノ六典ヲ考ルニ隷書ハ典籍表奏公文私疏ニ用ル所今ノ正書ナルヨシミエタリサラバ隷書ヲ以テ八分體トスルヿ唐ノ代マデハナカリシヿ也典籍表奏公私文疏ニ用ユル所ナランニハ此體スナハチ今ノ楷書トモイヒ眞書トモイフモノニシテイニシヘハ隷書トイヒシコトウタカフベカラズコレヲ以テ八分ノ書トスルヿハ實ニアヤマレル所ナルベシ

○八分

李陽氷ガ說ニ秦ノ始皇ノ時上谷ノ王次仲八分ノ書ヲ制レリト見ユ書苑ニ張懷瓘ガ說ニモ始皇次仲ガ文簡略ニシテ急疾ノ用ニ赴ケバヨロコビテコレヲメサル三タビメセドモイタラズ始皇大ニ怒リ給ヒシカバ檻車ヲ制リテコレヲ送リシニ道ニシテ大鳥ト化シテ飛サリヌトミエタリ書斷ニ郭忠恕ガ說ニ小篆散ジテ八分生ジ八分破レテ隷書出ヅト見エタレバ書苑ニ此體ハ李斯小篆ノ後程邈ガ隷書ノサキニ始リシナルベシサラバ秦ノ代ヨリ始レリトモ云フベシヤシカハアレド水經ノ注ヲミレバ秦ノ王次仲ガツクレル所ハ隷書ニシテ八分ノ書ニハアラズ水經ノ注ノ說ハ隷書ノ下ニ見ユ蕭子良ガ說ニハ漢靈帝ノ時ニ上谷ノ王次仲トテ秦人ト姓名ヲ同ジクシケルモノ八分ノ書ヲツクレリト見エ又王愔ハ建初中ニ王次仲楷法ノ字ヲ作リテ八分トストイヒ書斷ニ周越ハ後漢ノ王次仲始テ八分ヲ作ルコレ楷法ノ變也トイフ書苑ニ李綽ガ說ニモ八分ノ書ハ漢ノ王次仲ニ起レリ次仲有道ノ人ナレバ詔シテメサレシニ車ノ中ニシ

テ化シテ大鳥トナリテ飛サリ三ツノ翮ヲ地ニオトセリ〔白蛾云翮ハ羽莖也ト字書ニ注スコハタヾ羽ノ字ノ意ニミルベシ〕ソノ所ヲ大翮山ト名ヅケテ今モ常山郡ノ界ニアリトミエタリ尚書故實ニ出ツコレラノ説ニヨル時ハ八分ノ書ハ後漢ノ代ニ始レル也サレド建初トイフハ章帝ノ代ノ年號ニテ靈帝ノ時ヨリハ七十餘年サキニヤアルベキ章帝ハ後漢ノ第三主ニテ靈帝ハ第十二主ニテマシマスサラバ蕭子良王愔ガツタフル所其代ハ同ジケレドモソノ時ハ同ジカラズ漢ノ蔡邕ガムスメ蔡文姫ガコトバニ八分ノ書トイフハ臣ガ隷父字ノ八分ヲ割テ二分ヲ取リ小篆ノ二分ヲ割テ八分ヲ取リテ作レル所ナリサレバ八分トハナヅクトイヒケリ又蔡邕八體ノ後ニオキテ又此法ヲ分テ八分トイフ漢ノ石經スナハチ邕ガ八分ノ書也トモイフ共ニ書苑ニ出ツサラバ又此體ハ前漢ノ末ニヤ起リヌラン又八分トナヅクル事モ或ハ八分ノ篆二分ノ隷ヲトレルガ故ナリトモイヒ又八體ノ後ニオキテ此法ヲ分ツガ故也トモイフ其説又同ジカラズ又佩觿集ニハ勢八ノ字ノコトクニシテ偃波ノ文アレバ也トモミエタリ書法ニ波トイフモノ又捺トモイフ楷書八ノ字ノ尾ノ如キヲ云フ也又宣和書譜ニハ八分ノ説ヲナスモノ多シサレド秦漢ヨリ此カタ石ニキサメルモノヲ見ルニタヾ篆隷行草ノミニシテ今イハユル八分ノ體ハミエズサラバ今ノイハユル八分ハ唐ノ代ヨリヤ始リヌランオヨソハ物ノ名モイニシヘ今オホクハ同ジカラズ今正書トイフモノハイニシヘニイハユル隷書ニテ今隷書トイフモノハイニシヘニイハユル八分ナリ唐ノ代ニ至リテ又隷書ノ中ヨリ今イハユル八分ノ體ヲバツクリ出セルナルベシ唐ノ代ニイハユル八分ハ古ニ八分トイヒシモノニハアラズト見エタリ震澤長語ニ詳ナリ此説ノコトクナランニハ後ノ代ニイハユル八分ノ體ハ唐ノ代ヨリヤ始リヌラン又八分ノ名ハ秦ノ八體ノ書ノ中ニモ又漢ノ六體ノ書ニモ見エズサラバ後漢ノ代ニ興レリトイフ説モ故アル事ニヤラン唐ノ五體ノ中ニ八分ハ石碣經碑等ニ用ル所也トミエタリ

謹按ズルニ八分ノ書或ハ王次仲ガ作レル所トイヒ或ハ蔡邕ガ作レル所トモイフ王次仲又秦人トモイヒ後漢ノ人トモイフ其代其人ツタフル所各同ジカラズシテ又今イハユル八分ハ古ノイハユル八分ニアラズトモイヘリ楊升庵ガ説ニハムカシ齊ノ地ニシテフルキ塚ヲ掘得シヿアリ其棺ノ前ニ八分ノ書アリコレヲ見ルニスナハチ太公六世ノ孫胡公ノ墓

ニテアリシヨシ水經ノ注ニ見エタリサラバ八分ノ書トイフモノ秦ノ世ニ始レルニハアラスステニ周ノ初ニアリケルナリト見エタリサラバ此體ノ始ハサダカナラヌ事ニヤ隷書ヲ以テ八分ノ書トスル事ノ誤ルヨシハ上ニ詳カナレハコヽニシルサズ

白蛾謹曰右隷分ノ說既ニ詳ナリトイヘドモ又書斷曰李斯作二八分一トアリ又杜子美ガ小篆八分ノ歌ヲ見ルニ李潮ガ(字ハ陽氷)小篆ヲ善クスルコトヲイヒテ今世ニ所レ謂八分ノ說ニハアラズ其題下ノ註ニ曰八分書謂二四旁各八分大一也トアリ是等ノ說ニヨランニハ小篆一ツニ八分ノ名アリテ又小篆ノ一體ナルニ似タリサラバ郭忠恕ガ小篆散ジテ八分生ジ八分破レテ隷書出ヅトイヒシモ隷ヲ以テ八分ノ後ニ出トス必ズ傳フル所アルニヤ然レドモ右ニ見ヘシガ如ク胡公ノ塚ヲ掘得テ棺前八分體アリトイヘバ既ニ秦ノ時ニサキダツコト四百餘年ナレバタヾ其始ハ分明ナラズト云ベシ今世ニ翫ブ所ノ體ハ李唐ノ比ヨリ盛ナルノミ蓋今筆法者流ニ傳フル所ヲ見ルニ秦隷漢隷ノ二名アリテ共ニ古隷ト稱シ其秦隷ニヨルモノヲ號シテ隷書トス卽チ今ノ隷字也漢隷ニヨルモノヲ呼テ八分ト云フ是隷ハ自ラ隷ニシテ八分ハ自ラ八分ナリ各一體アリ宋ノ歐陽脩ヨリ隷ト八分ト混同シテ一體トス其書體ノ相似タルニヨツテ誤レルニヤ今書法家隷字ノ十法ナンド云フコトアリテ永字ノ八法ニ類ス又秦隷ハ(卽チ今ノ隷字)挑拔平硬折ニ刀頭一ノ如シト云。漢隷ハ(卽チ八分書)方勁古拙斬釘截鐵(同上)備ハルナンド云ヒ又隷ハ從二小篆一回レ鋒故遲八分從二大篆一出鋒則如レ疾大篆圓而縱出八分方則橫出ト隷分辨異隷字傳等ノ書ニ(二書何人ノ著ナルコト未詳)見ヘタリ是等ノ說又傳フル所ノ書體ヲ見レバ隷ト八分ト分明ナリトイヘドモ其原始分明ナラザレバ書法トスル所モ李唐趙宋ノアイダニヤ詳ナラン歟古ニ所レ謂隷ハ卽チ今ノ楷書ニテ今イハユル隷書ハ八分ニ類シ八分又小篆ノ一名ニ混ジ其字體ノ興ル所サダカナラズ

○飛白

飛白ノ書ハ漢ノ蔡邕ニ始レリ邕鴻都ニアリテ匠ノ堊帚ヲ施スヲ見テ遂ニ意ヲ創テコレヲツクレルヨシ劉禹錫嘉話ニ見エタリ或ハ蔡邕帛ノ空中ニ飛ヲ見テツ

クリシカバ飛帛書トイフヨシノ説ハアヤマレルヨシ黄伯思ガ説ニ見エタリ東觀餘論ニマタ王隱王愔ハ幷ニ飛白ハ楷製ヲ變ズルヨシヲイヒ王僧虔ハ八分ノ輕キモノ也トイヒケリ書斷ニ此體モト宮殿ニ題署スル所ナリ其勢マタ勁大ニ字ヨロシク輕微ニシテ滿サルベシ故ニ飛白トイヘルヨシ書斷ニミエタリ又黄伯思ハ此體モトマツダク隷法ヲ用ヒテ八分ノ輕キモノナルヲ後ノ代ニ至リテマツタク草法ヲ用ルハイニシヘノ法ニハソムケルヨシイヒシカド沈存中ガ筆談ニ近キコロホヒ蔡君謨散筆ヲ以テ草書ツクルコレヲ散草トモ飛草トモイフ其法飛白ヨリ出タリトミエタレバ草法ヲ用ヒルハ古ノイハユル飛白ニハアラズ飛白ニヨリテ別ニ此體ヲツクレル所ナルヘシ

謹按スルニ此體ハ漢靈帝熹平年中ニ蔡邕ハシメテコレヲツクレルヨリ漢ノ末魏ノ初幷ニ宮殿ノ題署ニ用ヒラレシ所也書斷ニ出〇宮殿ヘ題署トハ殿門ノ額ナドイフ體ヲイヘルナリコレヲ飛白トイフ事ハ毫筆ヲ用ヒテ字ヲナスニ或ハ輕ク或ハ重クソノ輕キコトハ絲髮ノゴトクソノ重キヿハ雲山ノゴトク濃淡相錯テ字ヲナスニソノ絲髮ノゴトクナル所ヲ取テ白トイヒソノ勢ノ飛擧ヤウニアル所ヲ飛トイフナリ東觀餘論ニ出ヅサレバ梁ノ武帝モ蔡邕ハ飛而不レ白羲之ハ白而不レ飛トノタマヒシコレハ飛トイフト白トイフトニツナルノ證ナリ其字體八分ノゴトクニシテカロケレバ王僧虔モ八分ノ輕キモノ也トイヒ王隱王愔モ楷製ヲ變ズルヨシハイヒシナルベシ古ハ毫筆ヲ用ヒシニ後ノ代ニハ髹刷ノゴトクナル物ヲ用ヒテ飛白筆トイフヨシ黄伯思ガ説ニ見エタリ毫筆ハヨノツネノ筆ヲイフ髹刷トハコヽニウルシハケトイフモノナリ

〇章草

梁ノ武帝ノ草書狀ニミエシハ蔡邕ガコトバニムカシ秦ノ時ニ諸侯長ヲ爭ヒ簡檄相傳ヘ烽ヲ望テ驛ヲ走ラシム篆隷ノ書體ハソノ急ヲ救ヒガタキガ故ニ遂ニ赴急ノ書作レリ今ノ草書コレナリトイヒシヨシミエタリ又晉衞恒ガ傳ニハ漢興リテヨリ草書アリケリタヾシコレヲツクレル人ヲシラズトミユ又章草トイフモノハ後漢ノ時齊ノ相杜操草書ヲヨクシケレバ章帝コレヲ愛シ給ヒテ上表モ又草書ヲナサシメ給ヒシカバコレヲ章草トイヒシトモコレ蕭子良ガ説ナリ章ハ章奏トテ天子ニ奏スル書ノ體ナリ章帝ノカヽセ給ヒシ字體トモイフ也黄山谷ガ説ニ出ヅ梁ノ武帝モ蔡邕ガ説ヲバウタカヒ給ヒテ草書ノ初ツクラレシコト

秦ノ諸侯ト長ヲアラソフ時ナランニハ其代ニイトマアル人スクナカルベシ誰カハアラタニツクラレシ字體ヲ學ビシルベキトゾノタマヒケル張懷瓘ガ書斷ニモ秦ノ諸侯ト長ヲアラソヒシ日ハ小篆楷隷ダニイマダ出來ズイカデ草書ヲバツクラルベキ此事蔡邕ガイヒシニハアラジ後ノ世ノ人ノ誣タル說ナルベシトハイヒケリ（諸侯長チ爭シ日ハ始皇ヨリハルカニ先ノ代ノ事也小篆楷隷ハ始皇ノ時ニ始レルナリ）又書斷ニ見エシハ杜操ニ始レリトイフ說モシカルベカラズ漢ノ黃門令史游急就章ヲ作レリ隷法ヲ散ジテ麁クコレヲ書スト王愔ハイヒシ此體ハ史游ガツクレル所ナリトミエタリ黃魯直ガ（スナハチ山谷ナリ）章草千字文ノ跋ニハ章帝ノ書セ給ヒシ所トイフコトアヤマレリ章草トハ章奏ニ通ジ用フベキノミトミエ米元章ガ淮麟帖ノウチニモ章草ハスナハチ章奏ノ章ト見エタリ雲麓漫抄ニハ小學ノ流ノイニシヘヨリ此カタ日々ニ簡便ニオモムク故ニ大篆ハ小篆ト變ジ小篆ハ隷ト變ズソノノチ又隷ヲ以テ繁トシテ章奏文移ハコト〳〵ク章草ヲ用フル事ニナリニケリコレヲ名ヅケテ草書トハイヘド隷筆猶アリコレ隷ヲ去ル事遠カラザルニヨルガ故也トミエケリ（章奏ノ事ハ前ニ見ユ文移ト云ハ公私ニ通ジ用フル所ノ文ノ體ナリ）法帖刊誤ニモオヨソ草書ノ波磔ヲ分ツモノヲ章奏（一作草）トナヅクコレニアラザル物ヲバタヾコレヲ草トイフト見ユマヘノイハユル隷筆猶アリトイフハスナハチ波磔ヲ分ツモノヲイヘルナルベシ（波トイヒ磔トイフハ楷字ノ八ノ字ノ尾ノゴトクナルヲイフナリ）

謹按ズルニ草書ノ始秦諸侯ト長ヲ爭フノ日ニ興リシトモイヒ又漢ノ初ヨリ起レリトモイフ此書隷書ヨリ出シ體ナレバ漢ノ代ニ起レリトイフ事サモアルベシヤ又章草トイフモノ後漢ノ杜操ヨリ始レリトモイヒ章帝ノカヽセ給ヒシ書體也トモイフコレラ說ハアヤマレルナルベシ書斷ニ杜操ハ章帝ノ時ノ人ニテアリシ元帝ノ時史游スデニ草作レリトイヒケリコトハリニゾ覺ユル元帝ト申セシハ前漢ノ第十代ノ帝ニテ章帝ト申セシハ後漢ノ第三代ノ君ニテマシマス又後漢ノ世祖光武ノ御時北海敬王劉穆ノ草書ヲヨクセシヲ帝ヨミシ給ヒ明帝モ敬王ニ草書カヽセ給ヒシ事アリコレマサシク章帝ヨリサキノ代ノ事ニテアレハ此體ハ史游ヨリ始レリトイフ事サモアリナマシ又コレヲ章草トイフ事ハモトコレ草藁ノ書體ナレドマタ章奏ニモ通ジ用ユル所ナレバカクイヒシナリ初ハ此體ヲタヾ草書トイヒ

シヲ後ニ張伯英ガ今草ノ體出シヨリコレヲワカチテ章草トイフ事カノ秦ノ篆體出シヨリ史籀ガ篆ヲ大篆トナヅケ當時ノ篆ヲ小篆トイヒシガ如ク也トコレモ書斷ニ見エケリマタ草トイフ事ハ孔子ノ裨諶草創ストノタマヒシ草ノ字ノ義ノ如シモトコレ起草ヨリ事起レリサレバ姚察ガコトバニ草ハナヲ麁ノ字ノ如ク麁書シテ本トナスヲ藁トナヅクトハイヒケリトコレモ書斷ニ見エケリ（今モ草藁草案又ハ麁書ナド、モイフハ文ツクルトテマヅソノコトバヲアラ〳〵ト走リガキヌルヲオモイフナリ此書體モトソノ草藁ノ體ナリトイフ義ナルベシ）オモフニ此體史游ガ急就章ツクレルヨリハシマレルナランニハ急就章ノ草體トイヘル義ニテ章草トイヒケンモシラズサレド此說ハ古ノ人ノイマダイヒツタヘヌナレバイカヾアルベキタヾ古ノ說ニヨラバ章奏ニ通ジ用ユル草書ノ體トイフヘシ

○行書

張懷瓘ガ書斷ニ行書ハ後漢ノ劉德升ガ作レル所ナリスナハチ正書ノスコシ僞レルモノニシテツトメテ簡易ニシタガヒ正書ト相マシヘテ流行スル故ニコレヲ行書トイフ晉ノ世ヨリ此カタ書ニ工ナルモノオホク行書ヲ以テ名ヲアラハセリ昔鍾元常行押書ヲヨクストイフコレナリト王愔モイヒシヨシミエタリ

謹按ズルニ行書ノ始レルコト後漢ニ起リヌルヨシミエタレバ草書ヨリナヲ後ニ出來シモノ也サレド今章草ニツグニ行書ヲモツテシ行書ニツクニ草書ヲ以テスル事ハ蘇子瞻ガ說ニ眞ハ行ヲ生ジ行ハ草ヲ生ズトモ見エ又張懷瓘ガ六體周越ガ八體等ニモ草書ヲ以テ行書ニツギタル例ニシタガヘバナリ

白蛾 謹按ズルニ漢ノ劉德升字君嗣潁川人始作ル行書ヲ卽チ正書ノ變也務メテ從ヒ簡易ニ相間流行ス故ニ曰レ行ト鍾繇謂フ之ヲ行狎ノ書ト史會要ニ見ヘタリ行書ハ劉德升ガ所レ造ル異論ナシ（鍾繇字ハ元常魏ノ代ノ人也書ヲ學ブコト五十年初ハ曹喜ヲ師トシテ學ブコト十六年又劉德升ニ從ヒ抱犢山ニ入テ學ブコト三年又蔡邕ガ筆法ニ思ヒヲ精クシテ學ブコト三十年八十ニ至テ初テ神ニ入ルトイヘリ王愔ガ云ハク晉世以來書ニ工ナル者多ク行書ヲ以テ名ヲ著ハス鍾元常行書ヲ善クス是ナリ其后チ王右軍等並オコリテ其極ニイタルトイヘリ▲狎ノ字說文ニ犬可レ習也从レ犬ニ甲ノ聲廣韻ニ習也又親近也玩熟也トアリ然レバ行書ヲサシテ行狎ト云フコトハ其書日用ニ狎レ用フベキ書ナルノ意ナルベシ狎一作レ押ノ本アリ押ハ从レ手ニ音鴨簽書文字也ト注セリ共ニ洽ノ韻ノ字ニシテ字體ノ相似タルユヘ誤リ寫シタルナルベシ右字註五車韻瑞ヲ取ル）

○草書

漢興リテヨリ草書ハアリケリタヾコレヲツクレル人ノ姓名ヲシラズ章帝ノ時ニ杜伯度（杜卽チ操也）崔瑗崔寔皆工也ト稱セラル張伯英コレニヨリテイヨ〳〵精シク

巧ナリコレ草書ノ始ナリト晉ノ衞恆ガ傳ニ見エタリ書斷ニハ後漢ノ徵士張伯英ツクレル所ナリト見エタリ三輔決錄ヲミルニ杜伯度崔子玉草書ヲ工ニスルヲモツテ前時ニ稱セラル趙襲羅暉モマタ草書ヲヨクスルヲモツテミヅカラホコリシニ張伯英ガ趙襲ガ同郡ノ人朱陽ニアタヘシ書ニ上崔杜ニクラブレバタラズトイヘドモ羅趙ニクラブレバ餘リアリトミエシトシルセリ（コレ張伯英ヲノガ書ヲ自贊セシコトバナルベシ）サラバ張伯英ハ趙襲羅暉ト時ヲ同ジクセシ人ニテ杜伯度崔子玉ハナヲソレヨリサキノ時ノ人トミエシカバ草書張伯英ニハシマレリト心得ン事シカルベカラズタ、伯英カ書體ハ杜伯度崔瑗崔寔等ガ法ニヨリテコレヲ變ジテ今草ヲ成セルナリ今草ノ體ハ伯英ニハシマレリト心得ベキ事ニヤ

謹按ズルニ草書ノ體秦諸侯ト長ヲアラソフ日ニ興リシトモイヒ漢興リテヨリアリケレドコレヲ作レル人ハサダカナラズトモイヒ元帝ノ時黄門令史游ツクレリトモイフ（クハシクハ上ノ章草ノ下ニ見ユ）コレヲ草書トイヒシモノハ皆章草ノ體ヲイヘルナルヘシ後漢ノ代ニオヨビテ徵士張伯英古ノ草書ノ體ニヨリテ今ノ草體ヲツクレルヨリサキノイハユル草書ヲバ章草トイヒ今ノ體ヲバ小草トモイヒ又草書トモイヒシナリ書斷ニハ章草ハ隷書ノ捷モノニテ草ハ又章草ノ捷モノ也ト見エ又趙彥衞ガ說ニハ王羲之ガ草書ハ隷筆ナヲアリ張伯英懷素ガ書ニ至リテ其法地ヲ掃フトミエタリ（雲麓漫抄ニ）サラバ郭忠恕ガ草書狂ストイヒ蘇子瞻ガ草ハ走ルガゴトシトイヒシ類ハカノ今ノ草體ヲサセルナルベシ

白蛾謹曰王羲之ガ草書勢（書名）ノ跋ニ云善ニ篆隷行草飛白隷草ニ（上下略ス）ト見エタリ是一ツノ草ノ字ハ章草ニシテ一ツノ草ノ字ハ今ノ草書ヲイフナルベシ（隷ノ字モ一ツハ楷書ニシテ一ツハ八分ノ類ナルベシ）或ハ又隷草ト一串一名ニシテ章草ノ事トセシニヤ斯ミルヿモ上ニ所ル謂ハ章草ハ隷書ノ捷モノトイヘルニモ相應ジテ可ナラン歟右ノ跋文ノ如キヲ見レバ古ヘノ章草後ノ小草共ニ草ト稱シタルヿ明ケシ餘ハ上ニ詳カナレバ再ビ不レ贅セ○上ノ雲麓漫抄張伯英懷素ガ書ニ至リテ其法地ヲ掃フト云今オモフニ張芝（字ハ伯英ト云）ハ後漢ノ代ノ人草聖ノ名ナリ懷素ハ（郎チ張懷瓘也）唐ノ代ノ人書草ニ有レ名トイヘ𪜈後漢ノ後

三國晉ヨリ猶數世ヲ越ヘ陳隋ヲ過テ唐ノ代ナルニ其中間諸名公ヲ不レ取シテ獨リ懷素ヲ以テ伯英ト並ベ稱スルヿ其故ヲ不レ知

〇百體書

昔伏羲八卦ヲ畫シ玉ヒ蒼頡六書始シヨリ文字ヤウヤク繁クシテ秦ニ八體アリ漢ニ小學十家アリ世〳〵ニ益シ人〳〵ノ增セシ所晉ニイタリテスデニ五十六體ニオヨベリ齊ノ王融又六十四體ヲ書シ韋仲定メテ九十一種トナス謝善勛九法ヲ增シテ合テ百體トナシタリ梁ニ至テ瘦元威屛風ニ書スル所一百二十體是ヲ屛風式トゾイヒケル（湧幢小品通雅等ニ詳ニ見ユ）其後唐ノ段成式百體ノ書ノ名ヲシルシ（酉陽雜俎ニミエタリ）宋ノ靈隱寺ノ僧莫菴篆書ヲアツメテ金剛經ヲ書シテ諸體ヲソナフ（珊瑚詩話ニ見ユ）元ノ管夫人六十四體ノ書ニモトヅキテ七十二篆ヲ書セリ通雅ニ太昊ノ龍書（太昊ハ即チ伏羲氏ナリ〔白蛾曰昊ハ昦ノ俗字也〕）炎帝ノ穗書（炎帝ハ即チ神農氏ナリ）黃帝ノ雲書等ヲ始トシテ衞氏ノ柳葉篆王羲之ガ龍爪篆ニ至ルマデ體ゴトニ各〳〵コレヲ作レル人ヲシルセルモノアレド其體ト其作レル人トコレヲ傳フル所文獻ノ徵トスベキモノナケレバ信ガタキ事ナルベシ方以智ガ說ニカノ炎帝ノ穗書黃帝ノ雲書太昊ノ龍書少昊ノ鳳書（白蛾曰少昊ハ即チ少皞金天氏ナリ）顓頊ノ科斗ノ書ナドイフガゴトキハ古ヘマサニ此體アリヌベシシカハアレド確クイヅレノ帝ノツクラレシ所トセンヿハ必シモ信ラレズトイヒシコト（通雅）ニマコトニ故アリトゾ覺ユルサレバ今其體ヲバ悉ニハシルサズ

謹按スルニイニシヘ太山ニ封セラレシ所七十二家ソノ文各〳〵同シカラズトキコエシ其體ハイカニヤアリケンシルシツタヘシモノモアラズ秦ニオヨビテ八體ノ書アリケリイハユル一ニ大篆二ニ小篆是等ハ其代ノ書籍文疏ニ用ヒシ所ナルベシ三ニ刻符コレ符傳ニ施セシ所ナリ四ニ摹印コレ印璽ニ施ス所ナリ五ニ蟲書コレ蟲魚ノ形幡信トナセル也六ニ署書コレ門題ニ用ユル所ナリ七ニ殳書コレ戈戟ニ錄ス所ナリ八ニ隷書コレ其佐ニ便スル所ナリオモフニコレソノ施シ用ユル所ニヨリテ定マレル體アリテ其書オノ〳〵異ナリトゾ見タル漢ノ六體モ又コレニ同ジカルベシイハユル古文奇字篆書隷書繆篆蟲書等コレヲ用ユル所秦ノ時ニ同シカルベシタヾ繆篆トイヘルハ印璽ニ施ス所ナレバスナハチ秦ノ摹印ノ體ニシテ其名異ナルニゾアルベキ魏

晉ヨリ下ツカタ隷文遂ニ盛リニ行ハレテ古文篆隷草ノ四體ヲ用ヒラレタリ(コレスナハチ衞恒ガ四體トイフモノナリ)唐ノ時ニオヨビテ校書郎正字ノツカサドレル字體五ツアリ一ニ古文二ニ大篆此二體ハタヾ其體ヲ存スルノミニテ是ヲ用ユル所ナシ三ニ小篆コレヲ印璽旗幡ニ用フ四ニ八分コレヲ石經碑碣等ニ用フ五ニ隷書コレヲ典籍表奏公私ノ文疏ニ用フ(六典)又召奏等ニハ虎爪ノ書ヲ用ヒ誥下ニハ偃波ノ書ヲ用ヒ謝章詔板ニハ蠆脚ノ書ヲ用ヒ節信ニハ鳥書ヲ用ヒ朝賀ニハ愼書ヲ用フ又婚姻等ニモコレヲ用フコレラ詐譌ヲフセガンタメトゾ見エタル(酉陽雜俎)サレバ代々ニ用ヒラレシ文字ソノ用フル所ニヨリテ其體ヲ異ニスル事イハレナキニシモアラズ後ノ世ニイハユル屛風式オヨビ百壽福等ノ類々、ニ見ルモノ美ナルガタメニスルガゴトクニハアラザルベシ

白蛾謾曰石經トハ所レ謂ハ石經ノ大學ノ類ニテ廣ク石ニ刻ルノ書ヲ云ナルベシ碑モ碣モ文ノ一體ニテ其體モト大ニ異ナルヿナシ碑ハ古ヘハ木ヲ以テコレヲ爲リ楹ノ前ニ樹テ其中ヲ穿テ鹿盧ヲ爲テ繂ヲ貫キテ棺椁ヲ穴中ヘ下ス爲ノ木也(豐碑トモ云禮ノ檀弓ニ見ユ)漢ヨリ以來始テ死者ノ功業ヲ其上ニ刻ム稍改テ石ヲ用ヒタリ碣ハ晉ノ代ヨリ始マル唐ノ制ニ碑ハ趺ヲ龜ニシ首ヲ螭ニス五品以上ノ官人ニ用ヒ碣ハ趺ヲ方ニシ首ヲ圓ニス五品以下ノ官人ニ用フ是其異也(文體明辨五十五十六)碑碣トハ墓ニ用テ其體多シ又別ニ碑文ノ體アリ文體明辯(四十九卷)劉勰ガ云碑ハ者埤也上古ノ帝皇始テ號ニ封禪ニ樹ニ石ヲ碑ニ岳ニ故ニ曰レ碑ト周穆紀ニ跡ヲ于弇山之石ニ秦始刻ニ銘ヲ于嶧山之巓ニ此碑之所ニ從テ始ル也トソレヨリ宮室宗廟皆碑アリテ銘ヲ刻ム後漢以來イヨ〱盛ニナリ野ニモ山ニモ碑ヲ立ルヿニナリヌ又說文ナドニ註スル所ハ此碑ニシテ墓碑ノ事ニハアラズ初學記ニ碑ハ悲也所ニ以悲ニ往事ヲ也トイヘルハ墓碑ヲ云ニ近シ召奏ト云ヿ奏ノ體多シトイヘモ召奏ノ名未タ詳ナラズ誥下トハ上ニ告ヲ告ト云下ニ發スルヲ誥トイフ古者上下誥アリ故ニ下以テ上ニ告スハ仲虺之誥是レ也上ミ以テ下モニ告ルハ大誥洛誥ノ類是レ也書經ニ考テ可レ見(明辯)秦ノ代ニハ廢シテ制詔トイヒ漢ノ武帝ノ時復コレヲ作レリ唐ノ時モ亦誥ト稱セズ其後宋ニ至テコレ

ヲ用ヒラレタリ謝章モ表ノ一體ナリ凡章トイヒ奏トイヒ表トイヒ上書トイフ皆言ヲ君ニ獻スルノ書ヲ云ヒシナリ李善カ曰三王以前謂フ之ヲ敷奏ト秦幷セテ天下ヲ改テ為ス表ト總テ有四品謝スルヲ恩ヲ曰章ト陳ルヲ事ヲ曰表ト劾スルヲ驗政事ヲ曰奏ト推覆平論有テ異事進ムルヲ之ヲ曰駁トイヘリ（輪墨全書選註）又七國以前皆稱ス上書ト秦ノ初メ改テ書ヲ曰奏ト漢定ニ禮儀ヲ則有四品ナヲ四品ニハカギラズ詳カナルヿハ文體明辯等ニ見ヘタリ詔板ハ詔書ナルヘシ詔ト敕ト同シ帝王ノ命ナリ是レモ古今ノ異アリ詔書ト敕書トハ文法ハ少シク同シカラズ朝野群載ニ見ヘタリ愼一ニ作ル塡（酉陽本注）其他書體ノ名ハ百書體ニ出タリ

○俗字　訛字　創字ヲ附ス

魏ノ江式ガコトバニ世易リ風移リ文字改リ變リ篆ノ形錯リ繆リ隷ノ體眞ヲ失フ談辯ノ士クハフルニ意說ヲ以テシ時ニ炫惑シスナハチ追來ヲ以テ歸ノ字トシ巧言ヲモツテ辯ノ字トスルガゴトキ甚シトミエタリ（コレハ追ノ字ヲ邊ニ來ノ字ヲ傍トシテ歸ノ字トシ巧ノ字ヲ上ニ言ノ字ヲ下ニシテ辯ノ字トスルヲイフ也）顏氏家訓ニハ北朝喪亂ノアマリ書跡鄙ク陋ククハフルニモツパラタヤスク字ヲ作ルヿヲ以テス百念ヲ憂ノ字トシ言反ヲ變ノ字トスルゴトキ一ニ非ズシテアマネク經傳ニモミツトシルセリ（百ヲ上ニシ念ヲ下ニシテ憂ノ字トシ言ヲ上ニシ反ヲ下ニシテ變ノ字トスルヲイフナリ）宋景文ノ筆記ニモ後魏北齊ノ時（スナハチ顏氏家訓ニ北朝ト云ハコレナリ）里俗僞字ヲ作ルヿ最モ多シト見エタリ又筆記ニ見エシハ春秋ノ說ニ人十四心ヲ德トシ詩說ニハ天二ヲ西トシ漢書ニ貨泉ヲ白水眞人トシ新論ニ金昆ヲ銀トシ國志ニ天上口ヲ吳トシ晉書ニ黃頭小人ヲ恭トシ宋書ニ召力ヲ劭トナセリトミエタリコレラノ說ヲ併見ルニ春秋ノ比ヒ漢晉ノ世ヨリ僞レル字アランニハ此事後魏北齊ノ俗ヨリハジマレルニハアラジタヾ北朝ノ比ホヒニ出來シ所殊ニ多シトイフ事ニゾアルヘキ又沈存中ガ筆談ヲ見ルニ古文變シテ隷トナリシヨリ其法スデニ錯リ亂レヌソノノチ轉シテ楷字トナレルニヨリイヨ〳〵訛マリ舛テカンガフベカラザルニイタル卯金刀ヲ劉トシ貨泉ヲ白水眞人トスルヿ漢史ニ見エシ所ナリ字書ヲ按スルニ劉ノ字ハ丣ノ字ニシタガフ卯ノ字ニシタカフニハアラス貨ノ字ハ貝ニシタガフ具ニシタガフニハアラズ其代ニイカデカクハイヒケンオモフニ字書ニ見エシ所ノアヤマレルニヤ又本史ノ

記スル所アヤマレルニヤ必ス誤レルカタアルヘシトミエタリモシ此說ノ如クナランニハ世ニ用ヒ來レル所悉クアヤマレルニモアラジ字書ニ見エタル所カナラズ誤ナシトモイフベカラズヤ又里俗ノアヤマリツクル所ノミニモカギラズ故アリテアラタメラレシ事モアルナリ罰ノ字古ヘハ刀ニシタガフコレ刀ヲ持テ人ヲ詈ルノ義ナルベシシカルヲ春秋元命包ニアラタメテ寸ニシタガフ寸ハコレ法ナレハ法ニシタガフノ義ナルベシ（今モ罰ノ字又罸ニモ作ナリ）辠トイフ字ノ皇ノ字ニ似タレバトテ秦ノ始皇ノ時ニアラタメテ罪ノ字ニナサレ（白蛾曰辠ノ字五車韻瑞ニ徂賄ノ切商ノ濁音トアレハ摧ノ音ナルヘシ正字通ニ今方音讀ニ璀去聲ト見ヘ字彙ニハ音隨上聲辠也又曰从自从辛自ハ者蹙鼻辛ハ者苦辛也秦以辠似皇字改爲罪不知罪ハ乃捕魚器ナルコヲ也ト見ヘタリ（是說文ノ注ニヨツテ註セリ字典正字通韻會等ノ諸書皆說文注ヲ引證ス只字彙ノ箇ニシテ明ナルニ不知故ニ今コヽニ其注ナシルス〇罪ノ字吳氏ガ字彙補ニ內從切捕魚器也トミヘタリ）皇ノ字ハ从自从王（帝王ノ王ハ中画上画ニ近シ王者天ニ法ノ義ナリ三画平均ナルハ珠玉ノ玉ノ字也後人點ヲ加ヘテ玉ニ作ル）自ノ字ハモト鼻トイフ字也人ノ胎ヲ受ル鼻先ツ形ヲ成ス故ニ借テ自然ノ自又自己ノ自トス天下ニ王タルハ其德ノ自然ナルモノ也故ニ皇帝ノ皇ノ字从自从王其義明切ナリ後人鼻ニ作ルハ畀ノ音ヲ添タル也此類マタ多シ後世ノ俗从自ノ字ヲ白黑ノ白ノ字ニ作ルヿ正義ニアラズ皇鼻皆ノ字ノ類ヒ是也

今マ鼻ノ字ヲ論ズルニヨツテ和訓ヲ附說ス菅家ノ紫門和語類集ニ曰凡ソ妊娠熟成シテ形質ヲ生ズルニ鼻先ツ象成リテ包血ノ鑄形ヲ離ル依テ鼻レ初ルヲ端象ト云ヒ又早成ト和訓ス草木ノ花モ蕾含メル所ノ氣終ニ熟生シテ其彩香ヲ具ヘ豐火溫暖ノ陰掛ニ感シテ離開ク因テ華ト云フ然レハ鼻ト花ト離ルヽト同訓義ニシテ人身胎中ニ精血凝テ形體ヲ化スレハ母ノ血脈流行ニ離レ別ニ卓ツテ生出ル草木ノ花モ木中生氣ノ流行ヲ離レ避テ杪ニ咲ヲハナルヽト訓シテ花トイヒ或ハ避ルト訓シテ咲トイフ舊言也ト見ヘタリ此訓芝山殿ノ伊呂波聲母傳ニモ見ヘタレトモ類集ノ說詳カナリ

蓋世ノ國學ニ志ス者（神學職學歌學等）或ハ和語ト和訓トノ差別ダニ知ラザル者アリ況ヤ十例ノ義ヲヤ又訓例國音ノ奥秘アルヿヲヤ聞ヿヲ得ン故ニ其和訓ノヿヲイフモノハ通音略語ヲイフニスギズ其取ラザル者ハ漢字ノ字義ニ泥シテ和語ノ本色ヲ失フヿ多シ（先師ノ說ニ上代ノ書ナヨムヒトヘニ字義ニヨランニハ神名郎チ解スヘカラストイヘリ）夫レ和語トハ本朝國化ノ音

聲ニシテカツテ梵漢ノ字音ノ語ノ変ラサルノ本語也和訓トハ和語ヲ並ヘテ其和語ヲ訓ユ是ヲ和訓トイフ譬ヘハ霝ハ雨垂トイフノ類是也」對ノ字古ハ口ニシタガヒシヲ言多キハ誠ナラズトテ漢ノ文帝ノ時口ヲ去テ士ニシタガハシメラル（古ハ對ニ作リシヲ今ハ對ニ作ルナリ）騧ノ字禍ノ字ニ似タリトテ宋明帝ノ時䯄ノ字ニ改メラル泯昬等ノ字皆民ノ字ニシタガヒシニ唐ノ太宗ノ御名ヲ世民ト申セシ故ニ石經ニハ皆改メテ氏ノ字ニシタガヒタリキカク文字ヲ改メラレシノミニモアラズ梁ノ武帝ハ佛ヲ尊トビ給ヒシ故ニ悖ノ字ノ音ノ佛ノ字ト同ジキヲキラヒ給ヒテ倍ノ音ニ改メラレシ事モアルナリ（路史發揮註幷ニ佩觿集ニ見ユ）「又三國ノ時呉王孫休八字ヲ創テ其王子ノ名ト字トニナサルコレハ臣民其名字ニ觸犯ザランガタメナルベシ則天皇后ノ天下シリタマヒシ日宋秦客ニオホセテ十二字ヲ改メラレシニ日月空ニ當ルノ義ニテ照ノ字ヲアラタメ曌（白蛾曰コレ即チ武后自製アリシ照ノ字也唐書ニ見ユ又此字古文ニ異體多シ[illegible]皆同シ字彙補ニ出）ノ字ヲ作テミツカラ名トナサレ山水土ヲ地トシ千千万万ヲ年トセラレシ類ハ皆コレ君欺キ臣諛ヒシソノ代ノ風アサマシキ事ニゾ覺ユル南漢ノ主劉巖モマタミツカラ龑ノ字ヲ制リテ其名トス飛龍天ニ在ノ義ヲトレリト見エタリ又晉唐ノ代書學盛ンニ行レシヨリ文字ノ上下左右相易ヘ或ハ增シ或ハ省ケルモ亦多クナリタリ醴泉ノ銘ニアル秘ノ字示ノ字ノ右ノ點ヲ用ヒテ必ノ字ノ左ノ點トナセルタグヒコレヲ借換ノ法トイヒケリ黄庭經ノ䰟ノ字ノ類亦コレニ同ジ（巍ノ字ヲカレシナリ）斯蘇ノ字ヲ蘓ニ作リ秋ノ字烁ニ作リ鵝ノ字鵞ニ作ルノ類其字モト體ヲ結ガタキガ故ニ互ニ換ルコトカクノゴトシコレモ亦借換ノ法ニテ或ハ又東映西帶ナドモイヒシナルベシ凡ハ字ヲ寫スニ其體ヲ結コトカタキアレバソノ筆畫ノ少キヲバコレヲ添多キハコレヲ省ク新ノ字ヲ新ニ作レル類ハコレヲ添ル也曹ノ字曺ニ作ル類ハコレヲ省キシ也コレヲ增減ノ法トイヘルナルベシ（歐陽詢カ書法ニクハシク見ユ）「白蛾曰新ノ字ハ从木ニ从斤ニ辛ノ音（六書精蘊）ト見ヘタレバ新ニ作ルハ增ニアラス新ニ作ルモノ却テ省ル也又增減ノ法ノ事ハ詢ヨリ以前隋ノ僧智杲ガ心成頌ニ曰跡ナレバ當ニ補ニ續王（羲之ナリ）書神ノ字處ノ字皆加ニ一點ヲト見ヘタリ是ハ神ノ字神ニ作リ處ヲ處ニ作レルヲイフ是點畫ヲ添ノ例ナルベシ」サレド楊用脩ガ說ニ秋ノ字ヲ烁トナシ[illegible]ノ字ヲ酬ト

ナス類ハ左右上下ヲ相易レド其音義モト相同シ東ノ字ヲ〔白蛾曰東ハ音次木芒ナリ約束ノ東ト不レ同東ハロニ从フ〕重ヌルヲハ棗トナシナラブレハ棘トナス日ノ下ニ干ノ字〔白蛾曰干ハ音竿十干ノ始メ于ト不レ同于ハ音迂於也〕アルヲ旱トナシ干ノ字日ノ旁ニアルヲ旰トイフ〔白蛾曰旱ハ音寒去聲乾也旰ハ音幹日晩也旴ノ字ト不レ同旴ハ音虚日ノ始テ出也正字通〕コレラノ類ハ又相易フル事得ガタシトミエタレハイハユル借換増減等ノ法モ又古ヘヨリ用ヒ來レルノ外今ミダリニ意ヲ以テナシ得ガタカルヘシ又搜采異聞錄ニミエシハ俗字一ニコレ改ムヘカラザルモノアルニ似タリ沖涼況減決等ノ字ノゴトキハコト〴〵ク水ニシタガフヲ俗ニハ冫ニシタガフ顧野王ノ玉篇ニモ正シク皆水ノ部ノ中ニ見エテ又冫ノ部ノ末ニモコレヲ存シ皆俗字タルヨシヲ注シタルハソノヨリ來ル〻久シキ事ナリトシルシタリサレハ古ヨリ用ヒ來リシ事ノ久シキハ今ハタアラタムベカラサルモ多カルベシヤ

謹按スルニ吾丘衍ガ學古編ニイニシヘノ寶器ノ欵識ノ文ヲ論ジテイハク〔欵識トハコヽニイフ器ニ刻メル銘ノ類ナリ〕コレ諸侯本國ノ文也イニシヘハ諸侯ノ書文ヲ同クセズ故ニ形體ヲノ〳〵異也〔我朝ノ古ヘモ肥人書薩人書ナドイフ有シコトコレラノ類ナルヘシ〕秦天下ヲ併セテ小篆ノ書出シヨリハシメテ其法ヲ一ツニストミエタリ子思ノ中庸ノ書ヲ見ルニ天子ニアラザレバ文ヲ考ヘズトシルサレタレバ當時諸侯ノ國中ニシテヲノ〳〵行フトコロノ文アリシ事吾丘衍カ説ノゴトクニゾアルベキカノ國〳〵ニシテ用フル所ハコレヲ其國〳〵ノ俗字也トイハンモ又アシカラジサラハ此事後ノ世ニ出來シヿトモオモハレズ又沈存中ガイヒシゴトクニ今ノ字書ノ説ヲ以テ見ルトキハ春秋傳等ニ見エシ所ノ文字誤レルガゴトクナレドモカノアヤマレリト見エシ文字正シキ文字ニシテ字書ノ説アヤマレルモシルベカラス戈ヲ止ルヲ武トイフヨシ春秋傳ニミエシ所ニテ許愼ガ説文コレヲ引テ六書ノ中ニ會意ノ解トセリサレド鄭樵ガ通志略ヲ見ルニ武ノ字止ノ字ニシタガフニハアラズ戈ニシタガヒ亾ニシタガヘルナリ戈ニシタカヒテ其義ヲアラハシ亾ニシタガヒテ其聲ヲアラハス六書ニオキテ諧聲ノ字也オヨソ古文ノ舞ノ字ヲハ⿱羽亾ニ作リ撫ノ字ヲハ⿰亾攵ニ作リ廡ノ字ヲハ⿸广亾ニ作レリイニシヘ皆亾ニシタカフヲ今ハ幷ニ無ニシタガフ亾ノ字ハ無ノ字ノ篆文ニテアルナリ

サラハ武ノ字ノ凶ニシタガフ疑フトコロアルベカラス又古ニ武ノ字戊ニ作リ又戣ニ作レリ戊ノ字ハ戈ヲ取リ盾ヲ持シ象ナリ戣ノ字ハ干戈ヲ習ヒ用フルノ義ナルヘシカツハ又戈ヲ止ルヲ武トセンニハイカデ又武ヲ偃トイフコトバハアルベキ凶ノ字止ノ字トマガヒヤスキ字ナレハ今世ニ行ハル、所ノ春秋傳ハ凶ノ字ヲ誤リ寫シテ止ノ字トナセルナルベシトシルセリ鄭樵カ説モツトモ據アリトイヒツベシサラバ説文ニミエシ所ハアヤマレルナリ字書ノ説必シモアヤマリナシトモイヒカタキ一ツノ證トモナシツヘシ又楊用脩ガ説ニ今人ノ用ユル所ノ楷書ニモ數體アリ古字楷書アリ今字楷書アリ又一種省訛俗書アリ文人奇士多クハ古字ヲ用ヒ官府文移ニハ通シテ今字ヲ用ヒ吏胥下流市井米鹽ノ帳簿ニハスナハチ省訛俗字ヲ用フ錢ノ字ヲ戋ニ作リ聖ノ字ヲ圣ニ作リ盡ノ字尽ニ作ルコレナリト見エタリイハユル官府文移ニ通シ用フル所ノ今字楷書ハ其代ニ公ニ行ハル、所ナレハ私ニアラタメ正スコトヲ得ベカラス古字ノ楷書ノゴトキモ文人奇士ノ用フル所ナレハ世ノ人敢テコレヲ議スルモノナシ省訛ノ俗書ヲ用フルニイタリテハカナラズコレヲ改正サントスモシ官府ノ文移ニ用フル所ヲモツテ正シトセンニハ古字ヲ用フル事モ猶俗書ヲ用フルノ誤ニ同ジカルベシモシマタ古字ヲ以テ正シトセンニハ官府ノ文移ニ用フル所モ亦アヤマレルコト俗書ニ同ジカルベシサラバ其一ツヲ正トシテ其餘皆改メ正サントセンニハ必ズ行レザル所アルベシ彼秦ノ八體漢ノ六體唐ノ五體ナドイヒシモ皆ソノ用フル所ニヨリテ各其體ノ同ジカラザリシ事猶今ノ世ニ文人奇士ハ古字ヲ用ヒ官府文移ハ今字ヲ用ヒ吏胥〔白蛾曰前ニモ見ヘタリ異本ニ胥ヲ作レ書ニ通スルニ似タレトモ胥字ナルヘシ胥ハ官名ナリ周禮ニ出〕下流ハ俗字ヲ用フルガゴトクニ當時ニ幷ビ行レシ字體ナルヘシ彼是ヲ併セ按ズルニ今ノ俗字モアナガチニ改正サントスルヿシカルベカラズタヾミヅカラノ書ン所ハイカニモ訛リスクナカラン事コソアラマホシケレ

○押字

東觀餘論ニ唐ノ文皇羣臣ノ上奏眞字草書ソノ用フル所ニマカセラルタヾソノ名ヲバ草書ヲ用フル事ヲ得ズ其後艸書ヲ用ヒテ名ヲシルスコトニナリテソレヲ

花押ト名ヅケタリ韋陟ガ五朶雲體トイフコレナリ此事ノ始ハ久シキ事ニヤ梁ノ御府ニオサメラレシ魏晋ノ法書ヲミルニ皆コレ朱異姚懷珍等ガ名ヲソノ首ト尾ト紙縫トノ間ニシルセリコレヲ押縫トモ押尾トモイヒケリ後ノ世ノ人ノ花押ハ草書ヲ以テ其名ヲ書ス故ニ押字ト云フ蓋古ノ押縫押尾等ノ體ニヨレルナルベシトミエタリ宋ノ石林ノ葉氏ガ燕語ニハ唐ノ代ノ人ハジメハ未タ押字ト云フヿアラズタヾ其名ヲ草書ニシルシテ私記トナセリソレヲ名ヅケテ花書トイフ韋陟ガ五雲體コレナリ今ノ人ハ字ヲ押シ或ハ名ヲモ押ス王荊公ハ石ノ字ヲ押スニハジメニ一畫ヲ横ニシテ左ニ脚ヲ引キ中ニ一ツノ圏ヲナサレキトミエタリ（王安石字ハ介甫荊公ニ封セラレシ）又同ジキ代ノ張淏ガ雲谷雜記ニモ唐ノ世ヨリ我國ノ初メニ及デ人ニアタフル書牘ニ名ヲ押シ字ヲ押ス事ニテアリシ上表ニモ又カクノゴトシ今名ト字トヲ用ヒズシテ別ニ形摸ヲナスハシカルベカラズトミエタリコレラノ説ニヨラバ或ハ名ノ字ヲ用ヒ或ハ字ノ字ヲ通シ用ヒシナルベシサレド范石湖ガコトバニ古人ハ字ヲ押スコレヲ花押トイフ印ハコレ名ヲ用フ前輩ノ簡帖ニ前面ニ名ヲ書シ其後ニハ字ヲ押ストイヒショシ周密ガ癸辛雜識ニミエタレハモトハコレ字ノ字ヲ用ベキ事ニヤ宋ノ祖擇之ノ押字ハタダニ一口ノ字ヲ用ヒラレシヲアル人ノ問シニ口無㆓擇言㆒ト答シ事江隣幾雜誌ニ見エレハ雲谷雜記イハユル名ト字トハ用ヒズ別ニ形摸ヲナセルナルヘシ元ノ時ニオヨビテ蒙古色目ノ人ノ官トナリシガオホクハ筆執ヿヲ得ザレバ象牙又ハ木ヲ以テ花押ヲキザミテ用タリ宰輔オヨビ近侍ノ官ノ一品ニイタレル人別ニ勅旨ヲ得テ玉ヲモッテ刻テ用ヒシ按スルニ後周ノ廣順二年平章事李穀臂ヲ病テ其位ヲ辭シケルニ太祖詔シテ名ヲ刻メル印ヲ用ヒシメ給フトイフヿアリコレ押字ヲ刻メル印用フル事ノ初メナルヘシト輟耕錄ニ見エタリ

謹按スルニイニシヘノ書摹印ノ體アリ後ノ世ノ花押モマタ公私通行ノ字體ナレハ文字ノ一體トイヒツベシカルガ故ニ其大略ヲコヽニ附シヌ

同文通考巻之一終

同文通考卷之二

目録

同文通考卷之二

新井筑後守源公白石先生　著

新井白蛾祐登　補校

○神代文字

上古ノ世ニハ文字ナカリシヨシ忌部廣成宿禰ノ撰ビシ古語拾遺ニミエタリ（廣成ハ太玉ノ命ノ子孫ニテ其撰ヒシ書ハ五十一代ノ帝嵯峨天皇大同二年ニ奏上セシトコロ也）卜部宿禰兼方ノ撰ビシ釋日本紀ニシルセシ所ハ和字ノ起レル事神代ヨリ始レルニヤ龜卜トイフ事ハ神代ヨリ始レリ陰陽二柱ノ神蛭兒ヲ生給ヒシ時ニ天ノ神太占ヲ以テウラナヒ給ヒシトイフコトアリ文字ナカランニハイカデトヲナスベキタダシコレヲ製レシ初ハ知ルヘカラズトミエタリ（兼方ハ天ノ兒屋根命ノ後大織冠鎌足ヨリ廿一代ノ孫平野社ノ預リ神祇大副ニ任ゼシ人ニテ吉田ノ家ト同ジ流ナリ）又卜部兼倶ノ説ニハ（白蛾按上古有三國直卜部本姓也余載日本國名解）神代ノ文字凡一萬五千三百六十字アリコレヲ用フルヿ尤モ秘スル所也其義ハ一向ニ解シガタシ其字ノ體フシハカセヲサシタルヤウニ上レバ上リ下レバ下レリ龜ノトヲスルニ其甲ヲ五ツニワカチテコレヲ五行ニ配シテ火ヲ以テ灼ニ其甲ノ拆ル形ニヨリテオノヅカラ一萬餘ノ文字ヲナセリサレバ此龜兆ニツキテ神代ヨリ文字アル事ヲシレルヨシ見エタリ（日本紀神代卷抄ニ見エタリ兼倶モ天兒屋根ノ命ノ後大織冠鎌足二十八代ノ孫吉田社ノ預リ神祇副ニ任ゼシ人ニテ今ノ吉田ノ祖ナリ卜部ノ家龜卜ノコトヲツカサドルコト下ニミエタリ又神代文字ヲ用フルコト秘スル所アリトハ吉田ノ家ニツタハレル所ニ神籬ノ正印トイハル物アリカヨソ神ヲイハヒ神ヲヤワフニ彼文字ヲ用フルコトアルニヤ天兒屋根命太玉命二ノ神天津神籬ヲモチテ國ニ天降リシコト日本紀古語拾遺等ニ見ユ）

謹按スルニ異朝ノイニシヘノ代大事ニハ必ス卜筮ヲ以テ其吉凶ヲウラナハレシ事アリ（卜ハ龜ヲ灼テウラナフコト也筮ハ蓍ヲトリテウラナフコト也）古ノ蓍筮ノ法其書三ツイハユル連山歸藏周易コレナリ今ハタダ周易ノ一書ノミノコリテ其餘ノ書ハ傳ハラズ龜卜ノ書漢ノ初マデハ傳ハルニヤ文帝ノ紀ニカノ龜卜書ニミエシ繇ノ辭ヲノセタリ（白蛾曰繇ハ音宙占兆ノ辭ナリ从ㇾ䍃ニ从ㇾ卜ニ从ㇾ系ニ也繇ト不ㇾ同俗本誤テ繇ニ作リ混用ス故其別ヲ記ス）其後ハ其書傳ハラ子バソノ法モ廢レヌ（楊愼カ丹鉛錄等ニ此事クハシク見ユ）吾朝ノムカシハタダ龜卜ノ事ノミアリテ蓍筮ノ事ハキコエズ蓍筮ノ事傳ハリシ初ハ廿七代ノ帝

繼體天皇ノ七年百濟ヨリ五經ヲ奉リ三十代ノ朝廷欽明天皇ノ十四年易博士ヲ百濟ヨリメサレシ比ホヒニ始マレルナルヘシコレハ蓍ヲトリテ吉凶ヲウラナフトイフコトハ古ニキコエズト云コトナリ我朝ノ神ノ道オノヅカラ易ノ義ニ相合フコアリヌト云コトアリソノコトハ事長ケレハコヽニ畧シ擧ヌ龜卜ノ事ハムカシ伊弉諾伊弉冊二柱ノ神天神ノ詔ヲウケテ此國ニ降リ給ヒシハジメ蛭兒ノ御子ヲウミ給ヒシ事ヲ恥テ又天ニノボリテソノアリサマヲ申シ給ヒシ時天神太占ヲ以テト合タマヒテ二柱ノ神ニ教サセ給フコトアリテ又時日ヲト定テ降シ給ヒシトイフコト此事ノ世ニキコエシ始ニテ其後天照太神神孫ヲ此國ニ降シ給ヒシ時天ノ兒屋根ノ命ヲシテ太古ノ事ヲ以テツカヘシメ給ヒシハコレ彼命神事主レル事ノ始ニテ其子孫ナガク其事ヲツカサドリテ今ノ世マデニ到レリ古事記舊事紀日本紀等ニミエヽ所ナリ彼命ノ子孫ノ姓ヲト部トイヒシ事モ太古ノトノ事ヲツカサドレル故ナルヘシト部氏ハスナハチ今ノ吉田家其嫡流ニテ平野神職ハ支流ナルヘシ彼太古ヲ以テト定シ給ヒシコトモ太古ノ事ヲツカサドレル事モ其代スデニ異朝ノ古ノゴトクニ其繇ノ辭シルセル書ノアリテ其龜兆ヲ見テト合セシナルヘシ龜兆トハ龜ヲ灼ニ其甲ノ拆シ所オノヅカラ縱横ノ文ヲナスヲイフ其文ニヨツテ吉凶ヲウラナフヘシサレハ兼方宿禰ハ文字ナカランニハイカデトヲナスベシヤ

サラバ我國ノ文字ノ起レルコト神代ヨリ始レルニヤトハイヒケリ兼倶宿禰ノ龜ヲ灼ニ其甲ノ拆ル形ニヨリテオノヅカラ一萬餘ノ文字ヲナセリコレスナハチ神代ノ文字ナリトイヒシハ心得ラレズ龜ヲ灼ニオノヅカラ縱横ノ文ヲナセルハコレイハユル龜兆ニシテ書契ナドイフモノヽ體ニハアラスイニシヘ聖人ノ書契作リ給ヒシトイフコト易ノ繫辭ニ見エタリ書トハ文字ナリ契トハ合約也トイヘリ書ハ言ヲ記スヽトコロノ文字ニテ契ハ事ヲ信ニスル所ノ券契ヲイフナルベシ龜兆トイフモノハタトヘバ蓍筮ノ卦爻アルガゴトシ卦ト爻トハコレ文字ニハアラズ卦ハ六十四卦ヲイフ爻ハ一卦ニ六爻ヅヽスベテ三百八十四爻アルナリ彖ト象トハコレ其卦爻ノ繇ノ辭也彖ハ卦ノ辭ナリ象ハ爻ノ辭ナリ其辭ヲシルス事ハ文字ヲ以テシルス所ナレバ彖ト象トハコレ文字也トハイフベシ孔子ノ演タマヒシ易ノ繫辭ニ包犧氏ノスナハチ伏羲氏天下ニ王タリシ時始テ八卦ヲ作リ給フトミエテ又上古ニハ縄ヲ結ンデ治メシニ後ノ世ノ聖人コレニ易ルニ書契ヲ以テストミエタリ上古ノ代縄ヲムスビテ事ヲ記セシヲ結縄トイフナリ今モ佛氏ノ印ヲ結ブナドイフコト似タル所モ侍ル歟書契ノコトハ前ニ註シヌ卦爻即チ文字ナランニハイカデカサヽテ書契ヲ以テ結縄ニカフトハノタマフベキサラバ伏羲ノ畫シ玉ヒシ所ハコレ後代ノ文字ノ起レル所也トハ云ベシソノ

畫シ給ヒシ所則文字也トハイフベカラズ〔白蛾曰古文ニ天地ヲ作ル☰☷ニ即チ☰☷ノ卦也水ノ字作レ☵ニ即チ☵ノ卦也如レ此ノモノハ卦即チ文字ナリ然ルニ宇内ノ物事其文字悉ク卦ナランニハ字トイハズシテ卦ト呼ンデ可ナリ此等ノ事ヲ文字ノ祖トシテ文字ヲ造始タル所ナリ其造ルヤ☲ノ卦ヲ取テ火ノ字トセンヿ前ノ坎ノ卦ト同フシガタシ故ニ其義ヲ表裏シテ篆ニ作レ火ニ（六書精蘊ニ詳ナリ）是レ卦ヲ以テ字トナシガタキノ一也文字ヲ製ノ時スラタヾ一法ヲ以テ盡サズ故ニ六ノ法ヲ立テレラタリ是レ卦ハ即チ文字トハイフベカラズ愚嘗テ周易ヲ註ス（古易斷ト題ス内外篇十卷）卦下ニ註シテ云卦ハ書畫ノ本ト讀ベク觀ルベキモノ也ト是レ卦ハ書ニシテ書ニアラズ畫ニシテ畫ニアラズ又書ニアラズシテ書也畫ニアラズシテ畫也其味ヒノ旨キヿ活活妙々ハヨノツ子ノ易ヲ讀ムトイヘル者ノ知ルベキヿニアラズ〕我國ノ神代ニ龜ヲ灼テソノ兆ヲナセシハ後ノ代ノ文字ノ起レル始也トイハンハアシカラジ其龜兆ノ文一万餘スナハチ我神代ノ文字也トイハンハシカル可ラズタヾ兼方ノ説ノコトク其トアル時ハ其書アルベシ

コレヲ以テ我國ノ文字神代ニ始レル事ヲシルトイフベキモノニヤサレド又廣成宿禰ハ上古ノ世ニハイマダ文字アラザリシヨシヲイヒ又兼方ノ説ニモ我國ノ文字神代ヨリ始レルニヤトイヒシカバ必シモ神代ヨリ文字アリシトハサダムベカラズ又出雲ノ大社ニハ神代ヨリツタハレルモノナリトテ漆ヲ以テ文字ヲシルセル竹簡アマタアリ但シ其文字ハ讀得ベカラズ又尾張ノ熱田ノ社ニモカヽルモノアルニヤコレラ皆イニシヘニ聞エシ竹書ナドイフモノニテ又科斗ノ文ナドイヘルモノニハアラズヤサラバ我國ノ古ニ用ヒシ所モ異朝ノ昔ニカハラザリシニヤ又秦ノ徐福ガ我國ニ來リシ時百篇ノ尚書ヲモチ來リシヨシ彼國ノ人イヒ傳ヘタレバコレラノ竹簡カノ百篇ノ尚書ナランモシレズトイフ人アリ（徐福ガ尚書ヲ携ヘテ我國ニ來リシヨシハ宋ノ歐陽脩ノ外集ニ見エタリソノ後ノ諸儒此事ヲ述シヿコレオホシ）彼ノフタツノ社ニアリトイフナル竹簡マコト神代ヨリツタハレル所ナランニハ我國ノ神代ニ文字ナシトモイフベカラズ徐福ガ事我國ノ史籍ニミエザレバ彼國ニイヒ傳ヘル所必シモ信ベカラズ萬多親王ノ姓氏錄ヲ見ルニヒトリ秦人ノミニカギラズ彼國ノ代

代ノ人我朝ニ來リトヾマレルコトイクラトイフ數ヲシラズコレラハ皆史籍ニ載シ所ヲシルサレシ所ナリ事ヲ載ル官ヲカレザリシサキノ代ノ事ハ漏ル所最モ多カルベシ（十八代ノミカド履中天皇ノ四年ニ始テ諸國ニ史ナヲカレシコト下ニミユ）イカナル人ノイヅレノ代ニ彼國ヨリ來テ其代ノ文書ヲ我國ニノコシ傳ヘタリケンモシルベカラズタヾソノ竹簡ノカノフタツノ社ニ傳ハレリトイフヿノマコトイツハリノ間ヲシラテバイカニトモサダメガタシ

白蛾曰杜子春ガ云連山ハ伏犧歸藏ハ黄帝鄭康成ガ易贊及ビ易論ニ云夏ニ曰ニ連山ト殷ニ曰ニ歸藏ト周ニ曰ニ周易ト鄭康成又釋ニ云連山トハ象ニ山之出レ雲ヲ連々トシテ不レ絶歸藏トハ萬物莫レ不ルヿ歸ニ藏セ於其中ニ周易トハ言フ易道周普ニシテ無シ所不ルヿ備ハラ康成此釋アリトイヘモ更ニ據トスル所ノ文ナシ今取ラザル所ナリ又世譜等ニ神農一ニ曰ニ連山氏ト亦曰ニ列山氏ト黄帝一ニ曰ニ歸藏氏ト等ノ說アリテ易ニ三法アルガ如クキコユレモ更ニ別ニ一物ヲ開テ一法ヲ製スルヿ範ト易トノ別アルガ如キ例ニハ非ズ只其易中ニ於テ各ゝ發明スル所アランノミ然レハ其異トスル所ハ今伏羲ト文王トノ方位ノ同ジカラザルヲ見テ知ンヌベシ故ニ周禮大卜掌ニ三易ヲ其經卦ハ皆八其別ハ皆六十有四トイヘリ（詳カナルコトハ愚ガ古易斷及ヒ古易通等ニ述ベタレハ今コヽニ略シヌ）

又按スルニ我朝ノ上古竹簡ヲ以テ事ヲ記サレシトイフヿ正史ニ於テイヒ傳ヘザル所ナレハ彼ノ竹簡ノ如キモ正ニ二ツノ社ニ存在ストイフモ神代古舊ノ物ニハアラヌナルベシ縱然神代ヨリ傳ヘ來ルモ我朝ノ文簡ニアラザルヿ必セリ其傳ヘ來ル所ハ知ベカラズ宋ノ歐陽脩オモヘリ徐氏日本ヘ渡リシ比ハ秦イマダ書ヲ焚ザリシ時ナレハ六經ノ全文ハ日本ニアレモ令嚴ニシテ中國ニ傳フルヿヲ許ズト云シモ（歐陽集）彼竹簡漆書ナンドノヿヲ聞ツタヘテイヒケルニヤ我朝六經上古ノ全文ノ書トテ別ニ存スルヿヲ聞カズ又令禁アリテ異邦ニ傳ヘザリシ㳒舊記モナシオモフニ百年前マデハ我朝ノ人多ク中國ニ入リ中國ノ人モ亦多ク來テ我邦ニ止マル故ニ中國ノ書我邦ノヿヲ記ス甚タ細ナルヿアリ然ルニ其細ナルヤ大ヲ疎ニシテ小ヲ密ニスルヿアリ是レ他ナシ其國々ノ

余カ日本國名解ニ詳カニ記ス

白蛾按少微通鑑作徐市蓋芾字誤乎又按少微異本多或有作芾之本乎

人ノ彼土ニ渡リテ其郷里ノ細ヲ語リシヲ記シテ詳カニセシナルヘシ（登壇必究武備志等我朝ノ地理ヲ記ス甚タ細ナル所アリ備中ノ連島ヲ記ルシ和訓ヲ附スルガ如シ連島ハ方二里ニ不レ足ラ小島ナリ是等必其國人ノ語ル所ナルヘシ）故ニ彼邦ノ人我朝ノ事ヲ記ス聞アヤマレルヿ多シ難波ヲ州トスルハ（登壇ニ）古ヘハ津ノ職ヲ置レ諸〻ノ官省京ニ同ジク盛ンナリシ地ナレハ其名高ク一州ト思テ攝津州難波州ト二州ニ心得タルモノナルヘシ又勢州ノ津ヲ洞津ト書クヿ武備志ニ見ヘタリ是ハ本ト彼地ヲ名ケテ安禰津ト云姉トイフ字ニテ天照太神ニヨツテノ名ナリ後人安禰ヲ安農ト誤リ安濃ノ津アノ、松原ナド云フ異邦ノ人安農ノ音ヲ穴ノ訓ニ聞アヤマリ穴ノ字ヲ轉シ洞ノ字ヲ用テ洞津トゾ書タリ我朝ノ人彼ノ誤ヲ不レ知ラシテ洞津ト稱スルヿニゾナリヌ（津ノ土人ノ云此海岸洞ノ如シ故ニ名ツクト云コト甚タイワレナシ）カヤウノヿナド思ヒクラブレバ彼ノ竹簡讀ムベカラザル古文ノ我朝ニアルヿ傳ヘ聞タリケンヿモアルヘシ又我朝ノ人イツハリテ六經徐氏ガ書アレ𪜈令禁嚴ニシテ中國ニ傳フルヿヲ許ズト語リケンモ知ルヘカラス按スルニ秦ノ徐福我朝ニ來レルト云ヿ雜箋ニ（一名ハ珍書考水戸侯ノ史官ノ撰書ナリ）少微通鑑ヲ引テ曰徐福ハ漢ノ代ノ人ニシテ秦ノ代ノ人ニアラズ始皇ノ爲ニ仙藥ヲ求メテ不レ歸ラ者ハ秦ノ徐芾ナリトテ諸儒ノ不レ知ラヿヲソシレリ其徐福徐芾ノ別ナルヿハ知ラストイヘ𪜈今熊野ノ近クニハダスト云處アリテ文字ニハ秦住ト書クトナン土人相傳ヘテ徐福ノ住ル舊地ナリト云フソレヨリ七八里ヲ隔テ、徐福ガ祠アリ其間所々ニ古墳アリテ家臣ノ塚ナリト云カヽル舊跡今ニ傳ハリ且又秦ノ氏アレハ秦人ノ來リ住ヿハ必定ナルヘシ

○肥人書

兼方ノ宿禰ノ説ニ假字トイフモノヽ始レル事イヅレノ世ニヤ神功皇后ノ御代ヨリサキノ文書ツタハラ子バ見ル所ナシ大藏省ノ御書ノ中ニ肥人ノ字六七枚バカリアリ其字皆假字ヲ用ユソノ字トマタ明カナラザルモアリ乃川等ノ字ハ明カニ見ユコレラヲヤ假字ノ始トスベキト見エタリ（釋日本紀ニ見エシナリ）

謹按スルニ冷泉大納言爲富卿ノ本朝書籍目錄ニ肥人書五卷トノラセレタリサラハ此書モト五卷ナリシニ後ニハ纔ニ六七枚バカリ大藏省ノ御書ノ中ニ

ノコレルナリ肥人書トハ肥ノ國人ノ書也肥ノ國トイフハ今ノ肥前肥後等ノ國コレナリトイフ人アレド萬葉集ノ中ニ卷十一肥人トカキテコマビトトヨミタレハ肥人書トイフハ高麗國ノ書ヲヤイヒケン今モ朝鮮ノ國中ニテ用ユル所ノ文字其體梵篆ノコトクナルヲ諺文トイヘルアリ今ノ朝鮮トイフハ古ノ三韓ノ地ヲアハセタル國ナレバ今其國ニ用フル所ノ文字アルコト古ヨリノ俗ナルヘキサラバ高麗ノ世ニソノ國ニ行ハレシ文字我朝ニ傳リシヲシルセル書ナリケンモシラズサレド肥人書ニ見エシトイフ所ノ字今モ我國ニ用ユル所ナレバ兼方ノ說ニヨリテ此書ヲ以テ我國ノ假字ノ始トゾイフヘキ（今片假字ノツノ字假字ノつノ字等スナハチ肥人書ナリクハシキハ下ニ見ユ）

○薩人書

冷泉家ノ書籍目錄ニ薩人書トイヘルモノアリコレモ肥人書ノ類ニシテ薩摩人ノ用ヒシ書體ナルヨシイヒ傳エヌサラバコレモ亦我國ノ書ノ一體ナルベシタヾ此書ノ事クハシク記セルモノヲイマダ見サレバ詳ナラズ

○眞字

異朝ニシテ隷書又ハ楷書トモ眞書トモイヘルモノ我國ニテハ眞字トモイヒ又ハ漢字トモイヒシ也（俗ニハ眞名假名ナドシルス名トイフハ字ノ字ノ訓ナリ）眞字トハ假字ニ對スル詞ナルベシ漢字トイフハ漢ノ代ノ文字トイフニハアラズタヾ彼國ノ文字トイヘル義ナルベシ外國ノ人ハ中國ヲサシテ漢トイフ事也ト彼國ノ書ニモ見エタリ（宋ノ馬永卿ガ嬾眞子ニ）カノ文字ノ我朝ニ來リシ始ハ十六代ノミカド應神天皇十五年百濟國ニ詔シテ彼國ノ博士王仁トイフモノヲメサレシニ同キ十六年王仁マウデ來リヌ皇太子菟道稚郎子コレヲ師トシ給ヒ諸ノ典籍ヲ學ビ給ヒテ通シ給ハズトイフコトナカリショヨシ日本書紀ニミエ古事記ニハ王仁ガ來リシ時論語十卷千字文一卷ヲ獻リショシシルセリコレ彼國ノ文字我國ニ來リシ始ナリトハイフ也（按スルニ齊ノ蕭子雲千字文一卷ヲ撰ミソノ後梁ノ周興嗣次韻千字文一卷ヲ撰ビキ我朝ノ應神天皇ノ十五六年ハ彼國ニテハ晉ノ武帝太康年中ニヤ當リスランソノ後晉南渡シテ宋ノ爲ニホロボサレ宋又ホロビテ齊ノ代トナレル事ハ百九十餘年ガホドヲ經タリシサラバ後ノ世ニ出來シツル書ヲ百九十余年ガサキニマヅ我國ニ傳ルベキヤウアラジカノ王仁ガ獻リシ所一卷トキコエシハ凡將篇太甲篇急就章等ノ小學ノ書ヲ奉リシヲカクツタヘアヤマリシニヤ古事記ヲ撰マレシコトハ千字文ツタハリシノチノ代ノ事ニテアリシカバ彼王仁ガ來リシ時論語并ニ小學ノ書ノ一卷ヲ奉リシトキコエシヲ今世ニ行ハルヽ所ニヨリテソノ獻リシ小學ノ書ハスナハチ今ノ千字文ノ事ナリト心得アヤマリテカクハシルセルナルヘシ）

謹按スルニト部ノ兼俱ノ說ニ應神天皇ノ御宇ニ儒

敎始テ吾國ニ渡レリ唐ヨリ博士ヲ副(ソヘ)テ參ラセケレバ唐ノ字アヤマレル也百濟トアルベシ我國ノ人其博士ニツキテ習ヒ讀シカド漢語ナレバ其意ヲ知コトナクシテタヾ陀羅尼ナドヲヨメルガ如クニテ三百餘歳ガホドヲムナシクスグシケルニ推古天皇ノ御時廐戸(ムマヤトノ)皇子我國ノコトバヲ以テ彼國ノ文字ヲ讀テ訓點ヲ加ヘ給ヒシカバ我國ノ人始テ漢字ノ意ヲワキマヘシヨシミエタリ神代卷抄ニ此説尤信(ウケ)ガタキ事ナルベシ日本書紀ヲ按スルニ應神天皇ノ十六年百濟ノ博士王仁トイヒシモノ來レルニ皇太子コレヲ師トシ諸ノ典籍ヲ學ビ給テ通シ給ハズトイフ事ナシ同キ廿八年ニ高麗ノ王使(コキシ)ヲ奉リシニ皇太子其表ヲ讀ミデ其禮ノ無禮ナルヲ怒リ給ヒ彼使ヲセメテ其表ヲ破ラセ給ヒシヨシ見エタリ又十八代ノ帝履中天皇ノ御宇四年ノ秋始テ諸國ニ國史ヲヲカレテ事ヲ記シテ四方ノ志ヲ達セシメラルトモミエタリ我國ノ人漢字ヲサトシ知ル事ヲ得ザランニハイカデ彼表ノ無禮ヲモシロシメシ又國史ヲ置テ事ヲ記サルヽ事ノカナフベキ又宋書南史等ヲ按スルニ廿二代ノミカド雄略天皇ノ御宇彼國ニ使人ヲ通ジ給ヒテ信書ヲ贈ラセ給ヒシ事見エタリコレ日本書紀ノ中ニ見エシカノミカドノ御時身狹村主青(ムサノスクリアヲ)檜隈民使博德(ヒノクマタミノツカヒハカトコ)ヲフタヽビマデ呉國ニツカハサレシヨシシルセシ事ナルヘシ彼國ノ史ニ載シ所ノ吾朝ノ國書ヲ見ルニ彼國ノ人ノ文字ニモオトルベカラスカノ信書タトヘ彼國ノ人潤飾(ジユンシヨク)セシ所アリトモカレモシ我信書ノ意ヲ得ザランニハイカデカクハシルスベキ彼是ヲ通ジ考ルニ吾國人漢字ヲ學ブコトハ得タレトモ三十四代ノミカドノ御時マデ推古帝也(スナハチ)三百餘歳ガホド其意ヲ得ザリシヨシ兼俱宿禰ノイヒシコトモツトモ無稽ノ言也トイヒツベシ

白蛾曰愚ガ筆抄セシ續日本紀ニ王仁來朝シテ孝經論語ヲ以テ皇太子ニ授ク(カレ)トアリ是ヲ以テ見レハ古事記千字文ト書シハ孝經ノ誤リナルヘシ又オモフニ應神天皇ノ御宇始テ漢字渡ルトイヘトモ文字ノ渡リシ初メハ此御宇ヨリモ尚先(ナホサキ)ノ御代ノ事ナルベキ歟スデニ崇神(シユジン)天皇ノ(人皇第十代)御時任(ミマ)那(ナ)國ヨリ貢ヲ獻リテ入朝シ又垂仁天皇ノ(十一代)御時ニモ來朝シ我ガ天皇モメグミ厚ク賜ヘリ此時意富加羅(オフカラ)國ノ王ノ子來リ又雞林(シラキ)王ノ子モ來

朝シ數ノ貢物ヲ獻リ上ク（已上詳ナルコトハ日本紀ニ見ヘタリ雞林ト云ハ即チ新羅ナリ唐書ニ云ク龍朔三年詔以ニ新羅ニ爲ニ雞林ニト見ヘタリ）如レ此毎度入來リシ事ナレハ中夏ノ文字又ハ朝鮮ノ國字等ノ事語リ傳ヘザルコトヤアルベキサラバ文字ハ崇神垂仁ノ聖時ノ比ヨリ用ヒソメタレトモイマダ通行ノ自由ヲ得ズシテヤウヤク應神ノ御宇王仁敎導ノ後チヨリ普ク書記ノ道天下ニ布盛シナリ其盛行ヲ以テ應神ノ朝廷ヲ漢字ノ初メトハイフナルヘシ若實ニ此御時ヲ最初ナリトイハンニハ天皇ハ一文不通ニゾマシマスベキ斯マシマサンニハ何ンゾ阿直岐ニ勅シテ汝ヨリ勝ル者ヤアリトテ卒王仁ヲ召テ師トシ學ビ給フコノツマビラカナルベキヤ（阿直岐王仁ヲ答ヘ申セシコト日本紀ニ見ヘタリ）サラバ文字ハ應神帝以前ヨリ渡テ其行ハル、コトハ應神ノ朝ヨリ盛ナリトイフベキニヤ（任那國ヲミマキ國トイフコトハ御間城天皇ノ御名ヲトリテ汝カ本國ノ名トセヨト垂仁天皇ノ勅ニヨツテ也古ヘ外國マデ王化ニ服セシコト見ルヘシ）

○漢音吳音

異朝ノ書ヲ按スルニ彼國ノ中ニシテモ五方ノ聲音各々異ニシテ其正シキ事ヲ得ガタシサレハ吳楚ノ聲ハ輕ク淺キニ傷レ燕趙ノ聲ハ重ク濁レルニワタル秦隴ノ上聲ハ入聲トナリ梁益ノ平聲ハ去聲ニ似タリ（陸德明カ切韻序ニ）ヒトリ洛陽ノ地ノミ天地ノ中ヲ得テ語音尤モ正シキ事ヲ得タレドモソレモナホ譌レル所アルコトヲマヌカレズト見エタリ（陸務觀カ筆記ニ）我國ノ方音モ亦シカゾアルベキカク東西南北ノ聲スデニ異ニシテ古今雅俗ノ音モ亦ヒトシカラザルガ故ニ聲韻ノ書諸家ノ說日々ニ新ニ月々ニ增テ今ハ牛ニ汗シ棟ニ充ルバカリニナリタリ我朝ニイハユル漢音ハコレ彼國ソノカミノ中原ノ正聲ニシテイハユル吳音ハ又南國ノ方音ニテアリケリ漢音ノ傳レル始詳ナラス吳音ノ傳レル始ハ三十代ノミカド欽明天皇ノ御代百濟ノ王佛像經論ヲ獻リシ時對馬ノ嶋ニ一人ノ比丘尼アリテ吳音ヲ以テコレヲ傳フコレニヨリテ經論皆此音ヲ用フカルガ故ニコレヲ對馬音トイフヨシ江納言ノ記ニ見エタリ（大江維時對馬島貢銀記ニ）吳音ノ始テ我國ニ傳ハリシ事欽明天皇ノ御時ニ起レルナランニハコレヨリサキ應神天皇ノ御時王仁カ來リテ皇太子ニサヅケマイラセシ所漢音ノ傳ハリシ始タルコトウタガフベカラズヤ又五十代ノミカド桓武天皇ノ御宇延曆十七年ノ格ニ諸々ノ讀書出身ノモノ皆漢音ヲヨマシメヨ吳音ヲ用フルコトナカレ

ト見エタリハジメ呉音ヲ以テ經論ヲ傳ヘタルニヨリテ經論ミナ此音ヲ用フトイヘル江納言ノ説ニヨル時ハ大學ノ書生漢音ヲ以テ經傳ヲヨムヿモソノ初漢音ヲ以テ傳ヘ授ケシニリハジマレルガ故ナルヘシ彼是ヲ通シ考フルニ漢音ノ傳ハルコト王仁ガ來レル時ヲ以テ始トヤスベキ又本朝ノイニシヘ大學ノ寮ニ音博士二人ヲ置テ音ヲ敎ルヿヲ掌ラシメラレキコレ則チ彼學生ヲシテ聲韻ノアヤマリナカラシメンガタメナルヘシ此官ヲ置レシ事イツノ比ニヤ始リヌラン四十一代ノミカド持統天皇ノ御時大唐ノ續守言薩弘恪等音博士タリシヨシ見エタレハ日本紀ニ此學ヲ建ラレシ事尤モフリニシコトニテ其初ハ漢人ヲ以テ其師トセラレシ所ナルヘシ

謹按スルニ眞言ノ傳ニイヘルヿアリ我國ニハモト呉漢二音ヲ傳ヘ得タリキ始メ金禮信トイフモノ對馬國ニ止マリテ呉音ヲツタフ國コゾリテコレヲ學ビシカバ對馬音トハナヅケタリ次ニ表信公トイフモノ筑紫ノ博多ニ來リテ漢音ヲ傳フコレヲ唐音トイフ承和ノ比五十四代仁明天皇ノ御時也正法師來リ元慶ノ比五十七代陽成天皇ノ御時ナリ總法師來ル此二人ノ法師トモニ呉漢兩音ヲ説クアル説ニ尼法明初メ來リテ呉音ヲ誦ストイヘリト此尼法明トイヒシハ江納言ノ記ニ見エシ對馬島ニ一人ノ比丘尼アリ呉音ヲ以テ經論ヲツタヘシトイフモノ歟此説ニヨル時ハ呉音マヅ傳リテ其後ニ漢音ハ傳レル也モシ呉音マヅ傳リテソノ後漢音ヲ傳ヘタランニハ漢音ノ傳リシ事ハ三十代ノミカド欽明天皇ノ十三年佛像經論始テ來リシ後ノ事ニゾアルベキサラバソレヨリ二百五十四年ガサキ十六代ノミカド應神天皇ノ御時ニ始テ傳ヘシ所ノ論語等ノ書又廿七代ノミカド繼體天皇ノ十年ニ傳ヘシ五經等ノ書ハイヅレノ音ヲ以テツタヘタルランオボツカナキカツハ又ソノイハユル金禮信表信公何國ノ人ニテイヅレノ朝廷ノ御時ニ來レリトイフコトモサダカナラズ其傳フル所信ガタシタヾ文獻ノ徵トスルニ足レルヲ取テ漢音ノ傳レル事ハ王仁ガ來リシ日ニ始マリ呉音ノ傳フルヿハ佛像經論ノ來リシ日ニ始レリトスルニハシクベカラズ又按スルニ我國ニ傳フル所ヒトリ呉漢ノ二音ノミニモカギラズ三韓ノ方音俗諺モアリケリ古ノ音訓ニ今朝鮮ノ人ノ用フル聲韻ノマジハレルヿ侍リ万葉集ノ中ニ志久禮ヲ鐘禮トシルシ兒ヲ世トヨム類コレナリチカキ代ニオヨビテハイハユル唐音ヲトリ用フ

ルコト猶オホシ
白蛾曰佛經ノ創テ我邦ニ入リシ時呉國ノ比丘尼某ト云者對馬ノ州ニ到ル尼佛經ニ精ク我國ノ人初メ尼ニ從テ習ヒ讀ム尼ハ呉人也故ニ呉音ヲ傳ヘ授ク呉音ヲ對馬音ト名クルヿハ是レニ由テナリ呉ハ荊蠻ノ地故ニ音韻ノ錯舛甚シト釋氏ノ書ニモ見ヘタリ(谷響集巻ノ二)イハユル音博士ヲ置テ音ヲ敎フルヿヲ掌トラシメ玉フヿ職員令ニ見エタリ又職原抄ニハ大學寮ニ東西二曹アリ(曹ハ俗ニ部屋ト云フキミトジ)其東曹ハ大江氏主トシテ預リ西曹ハ菅原氏主トシ預リ共ニ文書ノ音義ヲ敎フルヿ見ヘタリ近世多田義俊ガ(南嶺春塘ナンド號シテ名ノ多キ人ナリ)職原辯書ニ曰東曹ニテハ王仁ガ傳ル通ノ音義ニテ日本ノ古音義ナリ是ヲ江音ト號シ代々大江氏掌ル故ナリ西曹ニテハ寶龜九年ニ渡リタル袁晉卿ガ傳タル新音義ヲ掌ル西曹ハ代々菅家預ルユヱ是ヲ菅音ト云江音ハ王仁ガ傳タル朝鮮音ニテ誤多ケレモ日本寶龜已前著シタル書籍皆此音義ヲ用タレモ是ヲ讀ニ華音計ニテハスミカタキユヘニ江音ヲモ立ラレタリ呉音ハ全ク華音ヲ用(支義屬セス寫本誤アルカ)中華ノ書ニモ呉音ト云事アリ呉ハ古ノ荊蠻ニシテエビス也其音義誤多シ又呉音ノ呉ハ誤ノ字ノ略字ニテアヤマリ有音義ト云説モアリ中華ノ説ニ呉音ト云ヿハ有テ漢音ト云ヿハナシ爾ルニ日本江音菅音ヲ心得違ヒ呉音漢音ト書誤タリイカニモ江音ハ朝鮮音ナレバ對馬音ト云モ無理ニアラス又華音ニ合テハ誤音トモ云ヘシ何ゾ別ニ漢音ト云ヿノ有ンヤト見ヘタリ此説ニヨランニハ今呉音漢音ト稱スルハ江音菅音ト云ヿノ訛言ニテ江音ハ王仁ガ傳フル朝鮮音ニテ誤多シトゾキコヘケリ此説何トヤラン故實メキテ耳路ヲ新タニストイヘモナホ疑ナキ事ヲ不レ得此説ニヨツテ江家ハ王仁ガ古音(所謂呉音)ヲ敎ヘ菅家ハ晉卿ガ新音(所謂漢音)ヲ以テ授ケラレシニハ彼桓武ノ朝廷儒經皆漢音ヲヨマシメ呉音ヲ用フルヿ勿レトノ勅ノ有シ後ハ江家ノ音義儒家ニ於テ所用ナカルベシ然ル時ハ江家東曹ニ主トシテ何ンノ音ヲヤ敎ヘタリケン又江家ノ音王仁ヨリ傳ヘテ朝鮮音ニテ菅家ハ晉卿ガ傳フル華音ナランニハ今世上イハユル漢音トイフモノハ此御宇ヲ初トシテ光

仁ノ帝以前我朝ノ人ジラザルノ音ナルベシヤ（按スルニ袁晋卿カ渡リシハ四十九代光仁帝寶龜九年ニテ此者爾雅文選等ノ音義ニ通ズル由續日本紀ニ見ユ）如レ此イハンニハ寶龜ヨリ以前代々朝廷諸名公ヲシテ彼土ニ遣ハシタマヒ諸道ヲ學ビ得テ歸朝アリシヿ諸史ニ顯然タレハ華音ノヿ知ラズトイフベカラズ彼レ是テラシ合スレバ義俊ガ辯書ハ信ガタキ說ナルヘシ只白石先生古書古說ヲ擧テ明ニ見エタルガ如ク吳音漢音ト心得ベキヿ也又義俊ガ吳音ト云ヿハ中華ノ說ニアレ𪜈漢音ト云ヿナシトテ漢音ハ菅音ノ書キ誤ト云フヿ有職先生ノ說ニハ率爾ナルニハ有マジキ歟吳ハ荊蠻ナレハ其音中華ノ音ト同ジカラズ故ニ中國ノ人其音ヲイヘバ吳音トイヒ筆スルヿアレハ吳音ト書クベシ是レ彼ノ中華ノ說ニ見エタル由ナリ漢音ト云フハ我朝ノ人ノ中華ノ音ヲ稱スルノコトバ也中華ヲサシテ漢トイヒ唐ト云ノ例ニテ漢音ト云フハ中華ノ音ト云フヿナリ（漢トイヒ唐トイフハ代ノ名ニハカヽハラズ）是我邦ノ人ノ稱スル名ナレハ中國ノ人ノ何ンゾ自ラ漢音ト稱號スルヿノ有ンヤ扨白石先生ノ按ニ近キ代ニ及テイハユル唐音ヲ取用ルヿ猶多シトイヘルハタトヘハ俗ニ物ノ不ル好ヿヲスベテヒヨンナト云凶ノ字ノ華音凶ト云ヨリイヒ傳ヘテ常語トナリ又物ノ正定ナラザルヲウロンナト云ハ胡乱ノ華音胡亂ニ本ヅク和語ノ類甚多シ又唐音ノミニアラス梵語ヲ以テ和語トセシモノアリタトヘバ胸ヲアバラト云ハ梵ニ心ニ阿鍐羅訶迦ノ五字アリト觀スルニ由來シテ和語ニイヒ傳ヘタルナリ（此說ハ菅家ノ紫門和語類集ニ見ユ）又盜ヲジラト呼ヒ又瓦ト云モ梵語ノマヽ也如レ此ノ諸國ノ詞我朝ノ常語トゾナリヌ（和語類集ニハ埴ナ燒キテ板ニ替ユル變ルヲ轉シテ瓦ト云トモアリキ）

○篆書

我國ニイハユル漢字其體モツトモ多シ（クハシクハ別ニ見エタレバコヽニハツマビラカニセズ）其中我國ノ古ヨリトリ用ヒラレシ所ハ篆書隸字八分飛白行書草書等ノ數體ニハ過ズ彼國ノ書ヲ按スルニマヅ篆書ノ體大小ノ二ツアリイハユル大篆ハ周ノ太史史籀ガツクレルトコロニテ小篆ハ秦ノ丞相李斯ガ作レル所ナリソノノチ八分行書等ノ書體興リテヨリ大篆ノ書ハ廢テ用ヒラレズ小篆ヲ以テ旛碣ニ用ヒラレシヨシ唐ノ六典ニミエタリ我朝ニシテモ篆體ヲ用ユル所タヾ印章ニノミ施サレシモノニヤ

タヾシ蒼頡ノ古文ト李斯ガ小篆ト其體大ニ異ナリトミエタレド我朝ニテハタヾ小篆ノ體ヲモッテ推テコレヲ古文トイフ事ニゾアリケル續日本紀ヲ按スルニ四十二代ノミカド文武天皇慶雲元年夏四月鍛冶司ヲシテ諸國ノ印ヲ鑄サセシメラレシ事アリ職員令ヲ見ルニ主鈴ノ職鈴印等ヲツカサドリ公式令ニハ天子ノ神璽内外ノ印幷ニ諸司ノ印ヨリ諸國ノ印ニ至ルマデ用ユル所ノ式詳ニノセラレ延喜式ニモ少納言主鈴ト共ニ鈴印ヲツカサドレルノ事ミエタリ彼ノ公式令ニミエシ内外ノ印等イヅレノ代ヨリヤ始リヌランイマダ其始ヲ知ラズトイヘトモ其始ハ諸國ノ印ヲ鑄ラレシヨリサキノ事ニゾアルベキサラハ我朝ニ篆體ヲ用ヒラレシ事ノ始モ慶雲ノ比ホヒヨリハ尙サキノ事トゾ覺ユル今ノ世ニ至リテモ公私皆印章ヲ以テ信トナス事猶古ノ如シサレド今ノ印ハ悉ク皆私印ニシテ公ヨリアガチ賜フ所ニハアラスサレバ其印ノ大小其字ノ體製皆其用フル所ノマヽニシテ定マレル式ハナシ

謹按スルニ天子ノ寶璽オヨビ諸司諸國等ノ印章ノ外諸國ノ神社ニ寶トセラルヽ所ノ印璽アル也コレヲ御正印トモ又ハ靈璽トモイフナルヘシ賀茂ノ靈璽ノ社ト申スモ彼宮ノ寶璽ナルヘシ伊勢八幡賀茂井ニ鹿嶋等ノ社ニモアリトゾ世ニ牛王トイフ物モ則カノ寶璽ノ制ニ效ヘルナルベシオモフニ璽ノ字俗ニハ玺ニ作ル遂ニ轉シ訛リテ玺ノ字ヲワカチテ牛王トハイヘルナルベシソノ中熊野ノ牛王トイフモノニ烏ノ形ヲ以テ點畫トスル事モトコレ烏ノ形ナリ烏ハ彼神ノ使ナレバ其形ヲ用フルナドイヘド古ヘニキコエシ鳥篆ナドイヘル體ヲ用ヒラレシヲカクアヤマリ傳ヘタリケンモシラズ又按ズルニ武家ノ御教書ニ用ヒラルヽ所ニ御朱印御黑印ナド稱スル事アリコレチカキ代ニ始リシ事ニゾアルベキイニシヘノ文書ニ手印トイフモノハ見エタリ手印ノ事ハ東鑑等ニミユ手印ト云フ事ハ我國ニノミ稱スル所ニアラズ異朝ニモアリケリ周禮質劑ノ註ニ質劑トハ今ノ下手ノ書ノ如シト見エタルニ疏ニハ漢ノ時ノ下手ノ書ハ則今ノ畫指券ナリ俗ニ手印ノ事アリト見エタリ又我朝ノ戶令ヲ按ズルニ書ヲ解セザルモノハ指ヲ記トセヨト云コトアリコレ則漢ノ時ノ下手ノ書唐ノ代ノ手印ノ事ナリ書ヲ解スルモノハミツカラ書スレバ其書ヲ見テウタガフ所ナカルヘシ書ヲシラザルモノハ其指ヲ

印テ其文ヲ以テ信トスコレヲ手印トハイフ也諺ニ手形トイフ事則此事ニテアルナリ又印ノ字ヲ訓ジテ於之天トイフヿモカヽルイハレナルベシオヨソ印章ヲ用フル式ヨノツネニハ朱色ヲ用ヒ凶事ニハ藍色ヲ用フルコトニヤオモフニ戰爭ノ時急ニ赴クノ間朱色ヲモトムルニイトマナキ時ハ墨色ヲ用ヒラレシ事モアリシナルベシサレバイニシヘヨリ手印トイフ事ノアリシニヨリテ彼朱色ナルモノヲモツテ御朱印トアヤマリシルシソノ墨色ナルモノヲバ又御墨印トモイヒシナルベシコレラノミニモ限ラズスベテ古ヲ去ルヿノ遠クシテ後ノ代ニオヨビテハ轉ジ訛リテ又訛ヲ生ズル事其類猶多カルベシ

白蛾曰牛王ノヿ昔シヨリ一說ナラズ余嘗テ觀海居士ト云ヘル者ノ著ス假寐夢ヲ讀ム（全部六卷編內諸說間奇絕ナルコトアリ梓行ノ本アレトモ今書肆ニモトムルニ甚ダスクナシ）其略ニ曰或人ノ曰牛王者生土之誤也把テ王ノ字ノ上畫ヲ橫ヘテ之ヲ於牛ノ字ノ下ニ以爲ス生ノ字ト則爲ス生土ノ字ト訓ニ宇布須那ト以テ生ノ字ヲ爲ス某ノ神ノ管下之所生ト以テ土字ヲ爲ス社之義ト又曰牛王ハ謂フ之ヲ牛黃ト牛黃能ク除ク不祥ヲ共ニ非也涅槃經ニ云ク如來名ク大沙門人中牛王人中丈夫ト寳印者刻テ佛ノ種子ノ梵字ヲ印ス之ヲ故ニ曰フ牛王寳印ト是亦不レ然法華譬喩品ニ云々以テ大白牛車ヲ（大乘妙法ニタトフルナリ）又云フ我爲ニ法王ト於レ法自在也安ニ穩ス衆生ヲ故出ニ現ス於世ニ偏ニ舍利弗我カ此法印ハ爲レ利ニ益セン世間ヲ故ニ說ト因テ知ヌ牛王寳印ハ出ニ於蓮經ニ矣（下略）トイヘリ今オモフニ牛王寳印トイフ名ハカヤウニヤアルベキ熊野ノ牛王ナドイフモノハ古ヘノ神璽ノ遺ニテアルナルベシ

○八分飛白

唐ノ六典ヲ見ルニ八分ノ書ハ石碣經碑ニ用フル所ナルヨシシルサレタリ又飛白ノ體ハ宮殿ノ題署スルトコロナルヨシ書斷等ノ書ニ見エタリ此フタツノ體共ニ漢ノ蔡邕ガハジメシ所ニシテ又其體モハナハダ遠カラヌ事ニヤ飛白ハ八分ノ輕キモノトゾ王僧虔ガ說ニハミエケル（クハシキ事ハ別ニシルシタレバコヽニ略ス）我朝ニシテ經碑タテラレシ事ヲキカネバ其事ハ論ズルニオヨバズ墓碑タテラレシ事ハ大織冠鎌足ノ碑文ノコトバ日本書紀ノウチニ見エタレバ此事ノ始メソレヨリ猶サキノ代ニヤ起リヌラン古ノ碑碣ニ刻マレシ體モ又イカニヤアリケン彼大織冠ノ碑ハ今モナヲ多武ノ峰ニタチシカ

ド世遠ク歳久シク風雨ノタメニムシバマレテソノ字體ハワキマフベカラズチカキ比（ホヒ）陸奥ノ國宮城ノ郡ノ士ノ中ヨリ出タリシ碑モ其文字ハワキマフベケレドソノ體ハ又サダカナラズ（万治寛文ノ間土ノ中ヨリ出シ所ニテ世ニハコレ壺ノ碑ナルヨシヲイフナリ碑ハ天平寳字六年ニ藤原恵美朝臣猶ノタテシ所ノヨシソノ文ニ見エタルナリ）世ニ僧空海ノ題署セシ所ナリトテ一切經藏ノ四大字ノ模本アリソノ體則八分ノ體トゾ見エタルマタ我朝ニオヰテ宮殿ニ題署セラレシヿ其始ヲイマダ詳ニセズ五十二代ノミカド嵯峨天皇ノ弘仁九年四月殿門ノ額ヲ改署（カイショ）セラレシヨシ見エタレハコレヨリサキニ題セラレシ所ヲ改署セラレシナルベシタヾソノ題署セラレシ始ト其文字ノ體トヲバ詳ニセズ改署セラレシ所ハ宸翰ヲ以テ北面ヲ署セラレ東西ハ橘ノ逸勢ニ詔シテ署セシメ南面幷ニ談天門ハ僧空海ニ詔シテ署セシメラル宸翰幷ニ逸勢ノ字勢ハイカニヤ有ケン空海ノ署セシ所ハ其模本ナリトテ今モ世ニ傳フル所總ニノコレリ轉寫ノ餘其眞ヲ失ヘルニ似タレド其典形ノ猶ミツベキモノアリ其體イハユル飛白ノ書トゾ覺ユル其性靈集ヲ見ルニ（空海ノ集ナリ）コレヨリサキ弘仁二年ノ六月飛白ノ書一卷ヲ朝廷ニ獻ゼラレシ事アリ在唐ノ日一タビ此體ヲミテ試ニコレヲシルセシヨシソノ獻納ノ表ニミエタレバ彼和尚在唐ノ日マノアタリ彼宮殿ニ題セシ所ヲ見ル事ヲ得テ我朝ニ歸リテ後詔ヲ奉（ウケタマハ）リテ宮殿ニ署スルトキ彼飛白ノ法ヲ用ヒラレシ事ウタガフベカラズカツハ又題署ノ體ヲ得ラレシトコソ覺ユレ又石清水ニアル八幡宮ノ三大字コレモ空海ノ署セシ所ナリトイフソノ八ノ字二ツノ鴿（ハト）相對スル勢アリ歸田錄ヲ按ズルニオヨソ飛白點畫ヲ以テ物ノ形ニカタドリテシカモ點モツトモ工（タクミ）ナリガタシト見エタリ又世ノ諺ニ山鳩トイフ鳥ハ彼神ノ使也トイフコトノアレバ彼和尚ノ弘仁ノ朝廷ニ獻ラレシ鳥獸飛白ノ體ニ倣ヒテコレヲ署セラレシ所ナルベシ（鳥獸飛白一卷ヲ獻ラレシ事コレモ性靈集ノ中ニ見ユ）六十六代ノミカド一條院ノ御時寛弘四年ノ正月藤原行成美福門ノ額ヲ修飾（シユシヨク）セラレシモ空海ノ筆蹟ヲタヅネテ粉墨ヲ添（ソヘ）ラレシヨシミエテ（朝野羣載ノ中ニ）ソノヽチ此體ニ巧ナル人モキコエズ宮殿ニ題署セラルヽ事モ久シク廢レテ擧（アゲ）用ヒラレズ

謹按スルニ八分ノ書イニシヘニ聞エシ所釋令起ガ八分ノ書ヲモツテ弘仁ノミカドニ僧空海ノタテマツラレシ事ソノ性靈集ニ見エヌ彼和尚ノ一切經藏

ノ四大字ノ摹本ノミ世ニノコリテ其餘考フル所ナシ飛白ノ體モカノ宮殿ニ題セラレシ摹本ノミゾナヲ今ノ世ニノコレル此體ノ事久シク世ニ聞エザリシヨリ空海ノ題セラレシ所ノ飛白ノ體ナリシ事ヲモ又此體モトコレ宮殿ノ題書ニ用フル所ナル事ヲモシラズ（世ノ書ヲ學ブ人空海ノ飛白ノ書體ナハ神秘文ナド名ツケ云フコトニヤ）近キ代ニオヨビテハ營門ノ下馬牌（フダ）ナド右筆（ユウヒツ）ノ人題スル事ニナリテコレニ題スルコト其祕訣アル事也ナドイヘド其字體見ルニ堪ヘズ此外ニハ神社佛寺ニノミ扁額（ガク）ヲ用ユル事ニナリタレドモトヨリ宮殿ノ題署ニナゾラフベカラザルユヘニヤヨリケン飛白ノ體ヲ用ヒラルコトトモ見エズナリタリ

白蛾曰下馬牌ノ事ハ古ヘヨリ祕訣アリテ傳ヘ來ルヿナリ今唯其體ヲ傳ヘテ不レ失モノハ禁門ノ下馬牌ノミ（皆佐理道風空海ノ書ノ摹寫ナリ）其餘諸國所々タツルトコロヲ觀ルニソノ書體書法皆見ルニ堪ヘヌヿ也（京三十三間堂ノ南ノ門ニタツルガ如キ志須磨トヤランイヘル者ノ書タリトイフ其筆者ハシラズトイヘドモ大失不法知者ノ笑ナノコス）江戸公門ノ下馬牌ハ昔ハ曾我又左衛門尙祐ノカヽレシト也尙祐ハ有職ノ器有ル人ニテ菊亭大納言殿ヘ問ヒタヾシテ當御代ノ書式等ノ事ヲ集記メ其書三十餘卷蒔用集ト號ス其書下馬牌ノ傳ヲ詳ニス（但朝家ノ傳ル所ト少シク同シカラザリキ）今ハ何人ノ書ケルト云ヿヲシラズ

○行字（ギヤウ）

公式令ヲミルニオヨソ公文ハコト〳〵ク眞書ヲナセトミエタレバイニシヘノ章奏ノ體ハイフニオヨバズ簿帳等ノ類迄モ皆眞楷ノ字ヲ用ヒラレシナリ（眞字ノ事上ニ見エタレハコヽニハ詳カニセズ）ソノ後ノ世ニ至リテハヒトリ典籍ノタグヒノミ眞楷ノ書ヲ用ヒテ其餘多クハ行書ヲ以テ通シ用ヒラレシトミエタリサレバ篆體八分飛白等ノ書ハタヾ其體ヲ存スルノミニテ行書ノ體世ニ行ハル、所其用モツトモ廣シトイヒツベシ

○草字

異朝ノ書ヲ按ズルニ草書ノ體漢ノ元帝ノ時黃門令史游ガ急就章ツクレルニハジマレルナリ後漢ノ徵士張伯英ガ今草ノ體出シヨリ其體又一タビ變ジテ史游ガ作リシ所ヲ以テ章草ト名ツケ今草ノ體ヲバ小草トモ又タヾ草書トモイヒケリ我朝ニイハユル假名ハ彼小草ソ體ヲ用ヒシ所ニテ伊呂波トイフモノ、字體則コレナリ又イハユル伊呂波ニ取用ヒシ外ノ字體或ハ行

書ノ體ヲ帶テ彼小草ノ體ト相雜ヘテ用フルモノヲモコレヲナツケテ又假名(カナ)トイフアリオモフニ小草ニモアレ行書ニモアレソノ文字ノ音ヲ假リテ我國ノコトバヲシルセルモノヲ假字ト名ツケソノ文字ノ訓義ヲトリテ用フル所ヲバ假字トハイハズ

白蛾曰 我朝ノ書ヲ呼デ御家流ト稱スルコトハ其ハジメ朝廷ニ於テ權輿セシヲ以テスベテ本朝ノ傳ヲ學ビツタフ書ノ總名也近世御家流トテ頑愚ノ一體アルコト大ニ古義ヲ失フ唯御家ト稱スルハ朝廷ノ御コトヲ申スベシトイヘリ此説未ダ舊記ニ於テ見ズトイヘドモ荒木内膳(號素白)菅沼素助(號隷道御免筆ナリ共ニ持明院中納言基時卿ノ門人ナリ)ヨリ傳フル所ナレバ必ズ朝家ノ舊傳ナルコト信ズベシ因テ記シテ後人ニ傳フ(凡ソイマ古書ヲ引テ證トスルコトヲ定説トスルトイヘドモ其古書トイヘルモノモ其ハジメハ世ニ傳フル所ノ口授ノヨキモノナリ)

○新字(ニイナ)

四十代ノミカド天武天皇白鳳十一年春三月 境部連(サカイベノムラジ)石積(イシツミ)等ニ詔シテ更(サラ)ニ肇(ハジメ)テ新字一部四十四卷ヲ造(ツクラ)シメラル(日本書紀ニ) 兼方宿禰ノ説ニ私記ヲ引テ此書今圖書寮ニアリ其字體スコブル梵字ニ似タリ其字義ノ准據スル所ハイマダ詳ナラザルヨシ見エタリ(釋日本紀)

謹按スルニ吳主孫休八字ヲ創造(ハジメ)リテソノ四人ノ子ノ名字(ナヅナ)トナサレ則天武后十二字ヲ製(ツクリ)タマヒシ事アリコレラ皆ヨカラヌ事ノヨシ彼國ノ書ニミエタリ(クハシキ事ハ別ニシルシヌ)我朝ニシテ淨(キヨ)見原ノミカド新字四十四卷ヲツクラシメラレシコトイカナル故ニヤ其書スデニ四十四卷其字ノ數オヨソ八萬ヲ以テカゾフベシサラバ書契アリテヨリ此カタノ字コトゴトクアラタメ作ラレシナルベシオモフニアマネク天下ニ施シ行ハレテカノフルキヲアラタメ此新ナルヲ布(シキ)テ我國ノ書契異方ノ文字ヲ用ヒ給フマジキタメニヤアリケンサレドイカナル故アリテカ其事果(ハタ)シテ行ハレザリケン又古ヨリ我朝ニ用ヒ來レル俗字異朝ノ書ニ見エヌ所スクナカラズ其字多クハ六書ニオキテイハユル會意ノ義ニ倣ヘリ(字ヲ作ルノ例六ノ義アリコレヲ六書トイフソノ中ニ會意トイフハ人意ニ會合ヲイフ人言ヲ信トシ戈ヲ止ムルヲ武トスルノ類ナリトイヘリ吾朝ニテ作レル字ノ中ニ神木ヲ榊トシ山木ヲ杣トスルノ類スナハチコレ會意ノ義ナリ) 日本紀私記ノ説ニヨル時ハ淨見原ノミカドノ御時製(ツクラ)レシ新字ハ梵書ニ似タルナレバ漢字ノ體ニハアラズサラバ今世ニ用ヒラルル所ノ俗字ハ彼御代ニ制ラレシ所ニモアラズイカ

ナル人ノツクリ出シタリケンタヾ杣(ソマ)トイフ字ハ山田福吉ガ作レルヨシ江談抄ニミエタリ鞆(トモ)トイフ字ハ日本書紀ニミエ鎹(カスガイ)トイフ字ハ延喜式ニ見エタリサラバマタコレラノ字俗間ニ用フルノミニアラズ

白蛾水鏡ヲ按ズルニ人王廿四代ニ飯豐ノ天皇ヲ天系ニ入レ奉リテ天武天皇ヲバ四十一代ト記シテ日本紀ノ例ニヨルヨシ見エタリ今日本紀ヲ按ズルニ飯豐ノ即位并ニ崩御ノ事ハ二十三代清寧天皇ノ文ノ下ニ見エテ別ニ一代ニハツラネラレズ廿四代ハ顯宗天皇ニテ天武ハ四十代ニ當リ玉ヘリ

同文通考卷之二終

同文通考卷之三

目錄

同文通考卷之三

新井筑後守源公白石先生　著

新井白蛾祐登　補校

○片假字

片假字一ツニハ大和假字トモイヘリ吉備大臣ノ始テ製ラレシヨシト部ノ兼倶ノ説ニミエタリ（神代卷抄）彼大臣ハ下道朝臣國勝ノ子ニテ年二十三ニシテ安倍仲麿ト共ニ唐國ニオモムキ學ブヿ二十年ガ程ヲ經テ四十五代ノミカド聖武天皇天平七年ノ春本朝ニ歸リテ高野ノ皇女ニモノヲシヘマイラセ（皇女ハ則孝謙天皇ノ御コトナリ）四十六代ノミカドノ（スナハチ孝謙帝ナリ）天平勝寶二年ニ遣唐副使ニナサレテフタヽビ唐朝ニオモムキ同キ六年ニ本朝ニ歸レリ此後次第ニ登庸ラレテ終ニ右大臣ニナサレ四十九代ノミカド光仁天皇寶龜二年ニ致仕シテ同キ六年ニ八十餘歳ニテ薨ジヌサラバ片假名ノ始レルコト聖武孝謙フタ世ノ朝ノ比ホヒニヤアルベキ其字ノ體大畧ハ梵字體文ノ半體ニ倣ヒテ漢字ノ偏旁ヲワカチトリ或ハ其聲或ハ其訓ヲ假用ヒシ字ナレバ片假名トハ名ヅケシナルベシ又俗ニ片トイヘル詞ハナヲ半體トイフガゴトシ其字又俗間ニ行ハルヽ所ト儒家ノ人々用ヒ來レル所ト少ク異アリクハシキ事ハ釋文ニミエタレバコヽニハ畧シヌ

謹按スルニ漢ノ孔安國古文ノ尙書ヲ孔氏ノ壁ノ中ヨリ得タリシニ其書コト〳〵ク古ノ科斗ノ文ニシテ今ノ人讀得ンヿ難ケレバ竹簡ヲ編テコレヲウツスニ前ノ一ツノ簡ニハアリシマヽノ書ヲモツテシ後ノ一ツノ簡ニハ當時用フル所ノ隷書ヲモツテス（隷書ハスナハチ今ノ眞字也）コレヨム人ニ便ゼンガタメ也トゾ彼國ノ書ニハ見エタリ（陸務觀ガ筆記ノウチニ）吉備公ノ此字ハジメ製レシコト彼孔安國ガ隷古ノ書ニ倣ヒテ書讀ム人ニ便ゼンガタメニゾアルベキ此事ヒトリ吾國ニアルノミニモアラズ朝鮮ノ人ノモノマナブヲ見ルニ其國ノ文字ヲ（スナハチ諺文ナリ）本經ノ行間ニ加ヘテ讀誦ニ便ズルコトナヲ吾朝ノ書ニ片假字ヲクハフルニ同ジ

白蛾曰片假字ノ作者ハ吉備公トイヒ或ハ詳カナ

ラズトモイフ説アレ𪜈吉備公ノ手ニ成レルヿ必定ナルベシ其證ニハ以呂波聲母傳ニ曰（此書ハ官家芝山宰相殿ノ祕本也）孝謙天皇ノ御宇吉備大臣入唐シテ（是フタタビノ入唐ノ日）王化玄トイフ人ニ逢テ日本ノ語ヲツブサニ語リ給ヘハ王化玄ソレヲ音ニナヲシテアイウエヲカキクケコ等ノ相通ヲタテ、吉備大臣ニ傳フ安以宇ノ類ナルヲ大臣我國ニ歸テ後或ハ偏ヲ取リ或ハ旁ヲ取テ畧字ニ書ナシ是ヲカタカナト云カタハ片ト云意ナリカナハ日本ノ古語ニテ木ノキレハシノ類ヲカナキト云中臣ノ祓ニ天津金木トアルモチイサキ木ノ事ニテ木ノキレハシノ樣ニ片カツクリカヲ切〳〵ニ書タル伝心ニテカナ伝俗説ニカリニ名ヲマウケタル故ニ假名ト云ルハ後人ノ僞説ナリ王化玄ガ古事ハ委ク類聚國史ニ見ヘタリ

○伊呂波

弘法大師漢字ヲ假テ和字トナサレシヨシ後ノ成恩寺殿ノ御説ニ見エタリ（一條禪閤兼良公ノ神代卷纂疏ニ）又今ノ世ノ假名ハ弘法大師始テ作ラレシ所ナリトモ（源氏河海抄ニ）又四十七字ハモト倭歌ノ詞也護命法師讀初シヲ弘法大師ツギテヨミ終ラレシトモイフ也（簾中抄ニ見ユイロハニホヘトチリヌルヲト云十一字護命ノヨミシニ是ヨリ下ハ大師ノツギシ所ナリトイフナリ）コレラノ説ニヨル時ハ此字體古ニハアラザリシヲ空海初テ漢字ヲ假テ作ラレシカバ假字トイヒシナルベシト部兼方宿禰ノ説ヲ按ズルニ伊呂波ハ弘法大師コレヲ作ルノヨシ申シ傳ル歟コレハ昔ヨリ傳來レル所ノ和字ヲ伊呂波ニ作リ成ル、ノ起リ也ト見エタリ（釋日本紀）此説ニヨル時ハ伊呂波トイフモノハ空海ノツクレリトイフ事徵トスベキコトハナシタヾ俗間ニイヒツタフルノミナリ又其字體モ空海ノ始テ作レルニハアラズタヾ古ニ吾國ニ行ハレシ字體ヲ用ヒテ四十七ノ字母トナセシコトハ空海ニ起レルナルベシ其字體ヲ見ルニオホクハ異朝ニイハユル草法ヲ用ヒシトコロ也其中又片假字ノ字體ヲ草法ヲ以テウツシ（へりつノ類ナリ）方訓ヲ以テ聲韻トセシ所モアリ（にとめノ類ナリ）其例ヒトシカラズクハシキヿハ釋文ニ見ユ

謹按スルニ伊呂波トハ猶字母トイフガゴトシ吾國ノ古ノ俗父ヲ加曾トイヒ母ヲバ伊呂波トゾイヒケル（日本紀幷ニ順和名抄等ニ）漢ノ許愼ガ説文ノ序ニ字トハ孳乳浸多キヲイフトミエタリ（孳トハ生息也ト見ユ人ノ子ノ生ルヲイフ乳トハ乳チモチテヤシナヒソダツヲイヘルナルベシ）又切韻ノ書ニ三十六字ヲモチテ母トシ

母ヲ以テ子ヲ呼ビ子ヲ以テ母ヲ呼ビ多クノ聲ヲナスヿアリサレバ人ノ子ノ其母ニ生レソダチヌルガ日々ニ其數ノ多キニ似ルヿナレバ字トナヅケ又彼三十六ヲ名ヅケテ字母トモイフ我國ノ伊呂波又コレニ同ジ四十七字ヲ以テ母トシテ多クノ字ヲナスガ故ニ吾國ノ詞ニヨリテ伊呂波トイフ後成恩寺殿ノ御說ニモ父ヲ加會トイヒ母ヲ伊呂波トイフナリ今ノ伊呂波ノ四十七字ヲシルシテ又一十百千ノ數ヲシルスヿコレ則父母ニカタドレル義ナリトミエタリ（加會加須其聲相通ズル故ニカクハノ給ヒシナリ）又異朝ノ書ニ吾國ノ伊呂波ヲ載テ其音ヲ釋シタルアレドモ今ノ滿字トイフモノヽ形ニ似テ大ニ其眞ヲウシナヘリオモフニコレ轉寫ノ訛レルガ致ス所ナルベシ（書史會要海篇心鏡等ニ伊呂波ヲ載セヌ滿字トイフハ今清朝ニ行ハルヽ所ノ國字モトコレ奴兒干部ノ文字ナルベシ）白蛾古記ヲ按ズルニ伊呂波ハ高野大師ノ漢土ノ字日本ノ音ウツリ易キヲ取テ伯英懷素張旭等ガ署草ニ擬ヘテ作リシナリシカハアレド日ノ本ノ風俗ニテ字カタチ筆ツカヒウルハシク皮肉ニスグルヽヿ假名ニカギリテ傳ヘアリト見エタリ（持明院殿ノ伊呂波字原ニ）又嵯峨天皇ノ御宇弘法大師勅ヲ奉ハリテ悉曇ヲ以テ我國ノ語ニ依テ出ル處ヲ一々四十七聲母ニワケテ是ヲ同字無キ長歌ニ作リ以呂波假名ト名ヅク日本ノ語ハ一切コレニテスマズト云ヿナシ簾中抄ニハ護命ト弘法ト半バ分ケテヨミツヾケラレタリトヽアレドモ然レドモ東寺第一ノ祕記ニ東寶記東門記東葉記此三部ヲ眞言家ニテ三東祕密記トテ甚祕スルヿ也コレヲ合シテ三東密要トテ二卷アリソレニモ弘法一人ノ撰トストミエタリ（伊呂波聲母傳ニ見ユ○按ズルニ大師嵯峨帝ノ勅ヲ奉ハリテ作レリト云フコトイマダ聞ツタヘザル所ナレバキハメテ信ジガタシ問者和字大觀鈔ヲ見ルニ頓阿ノ高野日記ヲ引テ曰頓阿高野山ニノボリ綱元入道ノ庵ニ宿トセラレシ夕ヘ海象トイヘルヒジリノ云ケルハ大師此山ヲ開カセ玉ヒテ堂タテサセラレケルニ木ノ道ノ工ミ文字ノ事ヲシラネバシルシアハスベキコトハリモナシトテ伊呂波ノ四十八字ヲ（八字ハ七字ナルベシ）敎ヘサセ給ヒシヨリ末ノ世ノ人ノ助ケニモ成リヌト聞エ侍ルトナン見ヘタリ此說信ナルニ近シ其ハシメカクモアリヌベシ）

○梵字

異朝ノ書ヲ按ズルニ西域ノ書オヨソ六十四體（酉陽雜俎ニ）其書皆横行ス（漢書顏氏注ニ横行トハ横サマニカキツラヌルヲイフ）佛氏ノ傳ル所ハ書ヲ造レルモノ凡三人長ゼルヲ名ヅケテ梵トイフ其書右行ス次ニ佉盧（カロ）ト云フ其書左行ス（右行左行共ニイハユル横行ナリ）少者（イトケナキ）ヲ蒼頡トイフ其書下行ストミエタリ（法苑珠林ニ○下行ノ書ハスナハチ和漢ノ書體ナリ）シカハアレド梵人ハモツトモ音ニ長ジヌレバ其

音ニハ妙義アリテ其字ニハ文采ナシ（コレハ鄭夾際ガ說ニ出ヅ）サレバ七音ノ學ハ彼國ヨリ始リテ其音二合三合四合ノ音アリテ字モマタシカリ（震澤長語ニ出ヅ）ハジメ宇文周ノ代ニ龜茲國ノ人來リテ此學ヲ傳ヘタリ（餘冬序錄ニ出ヅソノ事長ケレバコヽニハ略シヌ七音トハ宮商角徵羽半徵半商ノ七ツヲイフナリ二合三合ナドヽイフコトハ二音三音四音ヲ合セテ一音トナスナリスナハチ今ノ切韻トイフコトコレナリ切韻トハ切ハ迫ナリ韻ハ聲ナリ兩字相摩テ聲ヲ成スヲイフナリ又コレヲ反切トモイフ展轉シテ相呼ブヲ反トイフ反ハ翻ノ字ト同ジ子ヲ以テ母ヲ呼母ヲ以テ子ヲ呼ヲイフ切ノ字ノ義上ノ注ニ同ジ）吾國ニ傳ル所ハ梵音ヲ以テ梵字ヲ傳ヘ得タリ其書悉曇トイヒ又悉地囉窣覩トモ名ヅク漢ニシテハコレヲ成就吉祥章ト譯シタリコレヲ傳ヘシハジメ又サダカナラズタヾシ世ニイハユル悉曇ノ五十字文（俗ニマタ五音五位圖トモイフ）俗間コレヲ對馬伊呂波トモイフ事ハハジメ彼嶋ノ人コレヲ以テソノ音ヲ傳ヘシ故ナリトモイフナリサラバカノ江納言ノシルセシ所ノ對馬嶋ノ比丘尼ノ傳ヘシ所マタ此學ノ初トヤスベキ此文字ヒトリ僧中ニ用フルノミニモカギラズ俗間ニ用フル所ニモ相マジハレリ詳ナルコトハ下ニシルシヌ

○符字

異朝ノ書ヲ按ズルニモロ〳〵ノ符禁ヲ行ヒ鬼神ヲ劾召スルノ術ハ道家ヨリ出シナリ此事黄帝老子ニ始リシヨシヲイヘドシカハアラズ漢ノ代ノ末ツカタヨリ此事起リテソノ後後魏ノ代ニ至リテ盛ニナリシトゾミエタル（隋書ニ見ユ）此方術吾朝ニ傳ハレルコトソノ始ヲシラズ三十四代ノミカド推古天皇ノ十年百濟ノ僧觀勤トイヘルモノ來タリテ暦本オヨビ天文地理ノ書ナラビニ遁甲方術ノ書ヲ獻リシニ書生三四人ヲ撰ビテ觀勤ニ學バシメラレシトイフヿアリ（日本書紀）カノ方術ノ書トイヘルモノイハユル道經符籙等ノ事ナルベシサラバ此ミカドノ御時ヲヤ始トスベキソノ後典藥寮ニ呪禁師呪禁博士呪禁生等ノ官ヲ置レテ呪禁ノ事ヲ司ドラシメラレシトミエシ（職員令ニ〇呪禁トイフハ厭勝ノ事ナリ）世ニ傳フル所ニ天文博士安倍晴明陰陽ノ學ヲキハメテ兼テ又符術ヲ善ス五世ノ孫泰親又其祖ニ恥ザリシヨシイヘリカヽル故ニヨリシニヤ後ノ世ニ至テハ此術モツハラ陰陽道ノ業トナレルナリ其字梵ニアラズ漢ニアラズ又異朝ノ道籙ニミエシ符字ニモアラズ（俗間ニ晴明ガ判九字叶字ナドイフタグヒ多シ）コレタヾ符禁ノ事ニ用フル所ニシテ世ノ用フル所ニハアラズ

○押字

異朝ニテ押字花押ナドイフモノ吾朝ニシテハ判トゾ

イヒケル我國ニテコレヲ用ヒラレシ始イマタ詳ナラズ異朝ノ押字ハ天子ノ詔ノ畫諾(クハクダク)トイフ事ヨリハジマレリトイフナリ此說通雅ニ見ユオヨソ諸侯ヨリ奉ル所ノ議奏ニ天子ミヅカラ諾ノ字ヲ草字ニテシルシ賜ルヲ畫諾トハイフコトナリ吾朝ニモイニシヘヨリ天子ノ詔勅ニ御畫トイフコトアリシコトナレバ〔白蛾曰御畫ノ事ハ禁祕抄令等ノ書ニ見ユ〕ソノヨリ來ルコトハ久シキ事ニヤ天子ノ御押今ハタヾ後深艸ノ帝此カタノ物ノミ世ニハ傳ハレリ人臣ノ押字ノ今ノ世ニノコレル中ニ參議藤原佐理卿ノ押字ヲモツテ其首トナスベシ此人村上冷泉圓融花山一條五代ノ朝廷ニ歷仕セシ人ナレバ其比ホヒヨリハ此事スデニアリシナルベシコレヲ判ト名ヅケシ事モソノ義詳ナラズタヾシ有司ノ判署スル所ナレバカク名ヅケシニヤアラン異朝ノイハユル押字ハヲノガ名ヲモ字(アザナ)ヲモ用フ又別ニ文字ヲ撰用ヒシ人モアリケリ我朝ノムカシカクゾアリケルカノ佐理卿ノ押字ハ理ノ字ニテ藤原行成ハ成ノ字ヲ用ヒ大江匡房卿ハ匡ノ字ヲ用ヒラレタリ源ノ賴朝卿ノ用ヒラレシ所モ賴ノ字トゾミエタル室町殿ノ時ニ及デ世ヲシリタマヒシハジメ御判始トイフ事ヲ行ハルコレ政ヲ親(ミツカラ)シタマフコトノ始ナルベシ御名ノ字ヲ草ニ書成サル丶事也或ハ又別ノ字ヲモ撰バル紀傳ノ儒家ヨリ撰進セラル丶所ニヤ鹿苑院殿普廣院殿ノ兩代ハ共ニ義ノ字ヲ用ヒ給ヒシ(ジ)コレ名ノ字用ヒラレシトコロナルベシ勝定院殿ハ慈ノ字ヲ用ヒラレタリコレ別ノ字ヲ撰バレシトコロナルベシ康富記ニ見ユイニシヘノ人ハ判ヲシルサル丶時ニ又名ノ字署セラル丶事ハナカリキコレ判ニハ名ノ字ヲ用ヒラレシトイフ事ノ一ツノ證トヤスベキ花押藪ヲ按ズルニ源ノ義仲朝臣平ノ義時朝臣ノミ判ノ上ニ名ヲ署セラル其餘ニハ見ル所ナシチカキ代ニ至リテハ判ニ其名ノ字用フルトイフ事モナク又判ノ上ニ其名ヲ署スル事ニナリタリ世ノ末ザマニナレルニシタガヒテカ丶ル事モ其故實ヲシル人マレニ成リシニヨレルナルベシ

謹按スルニ本朝ノイハユル判ソノ名ノ字用ユル事今ハ世ニマレナリトイヘトモ其始名ノ字用ヒシ所ナレバモトコレ文字ノ一體ナルヲ以テ其事ノヨシヲコ丶ニシルシヌチカキホドハ世ノ人事グサシゲクナリユクマ丶ニミヅカラ判ヲ署スルニ堪ズシテオホクハソノ形ヲ木ニ刻ミテ用フル事ニナリタリ此物モトミヅカラ署スルヿヲ得テ其信ヲ示メスベキ所ナルニカクソノ本ヲウシナヘル事クダレル世

ノ俗(ナラハシ)誠スクナキガ故ニヤアルベキサレドカヽル例(タメシ)異朝ニモアリシ事ナルベシ（此事輟耕録ニ見ユ）又判ノ形ヲ見テ其人ノ吉凶ヲウラナフ事ハムカシヨリアリケリ九十五代ノミカド後醍醐天皇ノ御時天文博士安倍ノ有宗入道人ノ判ノ形ヲ見テソノ人ノ吉凶ヲウラナフニタガフ所ナカリシヨシシルセシモノアリ（雑々拾遺）ニ此有宗入道ハ晴明ガ十五代ノ孫ト聞エシカバ其祖先ヨリウケ傳ヘシ所アリシ事ニヤ又此術有宗入道ニ始マレル事ニヤ其始ハイマダツマビラカナラズ異朝ニモ押字ヲ相スル事アリト見エシカバ（劉後村ガ説ニ）此事ヒトリ吾國ノ俗(ナラハシ)ノミニモアラズ

白蛾曰　異朝ノ書ヲ按ズルニヒトリ押字ヲ相スルノミニアラズ凡テ字ヲ相スルノ一術アリコレハ人ニ文字ヲカヽシメ其字ヲ見テ其人ノ吉凶ヲ斷ズ謝氏ナル者此術ニ奇ナルヨシ見エタリ（百家名書ニ載スル相字心法ナド）吾朝ノ古ヘ此術ニ長ズル者アルコヲ聞カズ近世マレニ此コトヲイフ者アレ𪜈華本ヲミテ詳カニセシ𪜈見エズ只草紙以下ニ（雑々拾遺ナド）シルセルヲ見テイフナルベシ余ガ門人ニモ此事ヲ粗(ホヾ)ナス者アリ余モ春ノ日ノ眠リヲ催フシ秋ノ夕ベノ徒然(ツレ〴〵)ニハ兒輩ノ為ニ戯レニ字畫ノ占ヲイフ一座掌ヲ拍テ興ヲナセシ事モアリキ然レ𪜈聖ノ教ヘノ傳ヘナケレバ我ハ信ゼズ小道トイヘ𪜈見ルベキモノ有ノ類ヒノミ愚ナル者ハ易道ニ混ズ可レ笑

○點圖

訓點ノ圖コレ讀書ニ便ゼンタメニ作レル所ナルベシ其體タトヘバ樂聲ノ譜アルガ其譜ヲ按ジテソノ聲調ヲ得ベキガゴトク此點ヲ照シテ其句讀ヲ習フベシコレヲ作レル始サダカナラズ菅江二家ニ傳フル所又經點記點各ヽヒトシカラズタヾ其四聲ノ圏點（平上去入四聲ト云）異朝ノ例相同ジサラバ此事彼國ニモソノ例ナキニシモアラズ俗ニヲコト點トイフ事ハソノ圖此二ツノコトバヲ以テ始トスルガ故ナルベシ

謹按スルニ古ノ時天子書ヲ讀セ給フ御事モ諸ノ學生ソノ書ヲウクル事モ一ツニ其師授ニシタガヒテ其點ヲ讀コト此圖ヲ用ヒラレシト見エタリ今ノ代印板ノ書盛ニ行ハレテコト〴〵クミナ片假字ヲクハヘテソノ讀誦ニ便ズルヲ點加フトイフ事ハナヲフルキコトバニヨレルナルベシ

○片假字釋文

其字ノ體筆ヲ用フル事ノ簡ニ事ヲ記スルニ便ナラン事ヲ要スルガ故ニ西域半體ノ文ニ倣テ漢字ノ偏旁ヲ省キトリテ作レルナルベシ漢字ノ全文ノ如キモモトヨリ其點畫スクナキヲバソノマヽニ取用ヒシモアリ其中我國ノムカシヨリ用ヒ來レル所ヲ取用ヒシモ又梵字ヲ用ヒシモアルナリ其音ヲ用ユル事呉音尤モ多クシテ漢音ハ極メテ少ナシ漢音ヲ假リ呉音ヲ假リテ其音ヲ補ヒ又我國ノ方訓ヲ取テ音ヲ補ヒシモアルナリ古事記舊事紀日本書紀及ビ萬葉集倭名類聚抄等ノ中ニ用ヒシ字ヲ併セ考テ其義ヲ解クアヘテ私ノ説ツクラズ其字ヲ列ヌル事伊呂波ノ例ニシタガフ事ハ見ルニ便アランガタメナリ〔白蛾曰先人吉備大臣ノ作レル片カナテ以テ後人大師ノ作レル以呂波ニウツス是見易カランガ爲ナリ〕

イ　伊ノ字ノ省ケル文

ロ　呂ノ字ノ省ケル也

ハ　スナハチ八ノ字ノ全文ヲ用ヒテ漢音ヲ用ヒシナリ

ニ　スナハチ二ノ字ノ全文ヲ用ヒテ呉音ヲ用ヒシナリ

ホ　保ノ字ノ省ケルナリ漢音ヲ用フ　甲　上ニ同ジ菅家ノ點圖ニ　[illegible]ト部家ニ傳リシ經點ノ圖ニ〔白蛾曰甲ハ未レ詳ニ或人ノ曰甫ノ字ナリト[illegible]ハ保ノ省ケル也〕

ヘ　アルヒハ邊ノ字ノ省ケル也トイヒアルヒハ穴ノ字ノ省ケル也トイフイヅレカ是トイフ事ヲシラズ〔白蛾曰穴ハ音別从ニ重八ニ〕按ズルニ日本紀萬葉集等ト多クハ邊ノ字ヲ用ヒタリタヾ邊ノ字其點畫尤多シテ省キ用ユル所ソノ畫極テスクナケレバ世ノ人疑ナキニシモアラズ穴ノ字ハ別ノ字ノ古字ニテ其字畫スクナクシテ省キ用ユル所ヤヽ相似タルナリサレド別ノ字ヲ用ヒシ事ハ萬葉集ノ中ニ纔ニ見エテ其餘ノ書ニ見ル所ナシサレバ穴ノ字ヲ省キ取リシトイフ説モ亦シタガヒガタシヤ釋日本紀ニ伊呂波ハ昔ヨリ傳來レル和字ヲ用ヒシヨシ見エタリ今試ニ伊呂波ノ字ヲ併セ見ルニソレモヘノ字ニ作レリサラバ此字ハ昔ヨリ傳來レル和字ナルヲ片假字ニモ取用ヒラレシニヤ又按ズルニ與須ナドノ

字ノゴトキハ字畫尤モ多ケレドモ省キ用ユル所ノ畫ハ多カラス(ヨスコレナリ)モシ此例ニヨラバ片假字ニ取用ヒシ所日本紀萬葉集等ニ見エシゴトクニ邊ノ字ヲ省キ用ヒシトイハンモ據ナキニハアラジ伊呂波マタ片假字ニヨリテヘノ字ヲ用ヒタランモシラズ白蛾曰或ハノ(ヘツホツ)ノヘノ字トシ（其說ニ云ヘハ音ノ違ヘルニ依テ人非ナリト思フ日本紀ニ覇(ハ)ノ字ヲヘニ用ヒ弘ノ字ヲオニ用ヒ乃(ナイ)ハナト用ユベキニ能ト用レバ（ヘ(ハフケ)）モ疑フヘカラストイヘリ和字正濫鈔）或ハ反ノ字ノ省ルトイフ（反ノ字ノ說ムカシヨリイフコトニヤ伊ロハ字原ニモ此說アリ伊呂波ノ釋文ノ下ニ出ス又或人ノ云和板ノ大智度論第二十五卷以下ノ音釋ニ反ノ字ヲヘニ作ル所往々是アリ古ヘ反ノ字ノ省文ヘニ作ル證ナリトイヘリ和字大觀鈔）此等ノ說アリトイヘ𪜈先ノ述ル所明カニシテ穩當ナリトイフベシ

ト 止ノ字ノ省ケル文ニテ訓ヲ假リテ音トセルナリ舊事紀萬葉集倭名抄等ニ止ノ字ヲ用ヒテ其訓ヲ取テ音トセシ事多シ源氏河海抄ヲ按ズルニ日本紀ハ音ヲ假リテカキ萬葉集ハ音ト義トヲ以テカケリト見エタリ音ト訓トヲ用ヒシコトハ萬葉集ノミニカギラズイニシヘノ書オホクハシカリ日本紀ノウチニモ訓ヲ取用ヒシ所アリタヾ古事記ノミ音ヲ用ヒテ訓ヲトラズ片假字ヲ作レル事ソノ代ニ用ヒ來レルマヽニトリ用ヒシトミエテ訓ヲ假リテ音トセシ事オホシ伊呂波ノ字又コレニナラフベシ

チ スナハチ千(セン)ノ字ノ全文ニテ訓ヲ假リテ音トセルナリ

リ 利ノ字ノ省ケル也○匚 菅家ノ點圖幷ニト部(ウラベ)家ノ經點ニ見エタリ（白蛾曰未レ詳ニ原字下ノ左ノ字ノ草字ノ所ニ辨ズ）

ヌ 奴ノ字ノ省ケル也吳音ヲ用フ

ル 流ノ字ノ省文吳音ヲ用フ

ヲ 乎ノ字ノ省文吳音ヲ用フ

ワ 和ノ字ノ和字ヲ用ヒテ吳音ヲ用フ伊呂波ニ見エシわノ字コレスナハチ和字ナリ又疑フラクハ回(クハイ)ノ字ノ省ケルニテ訓ヲカリテ音トスル歟 禾 日本紀ノ點

按ズルニ釋日本紀ニ空海ノ伊呂波昔ヨリ傳來ノ和字ヲ用ヒテ作成サレシ所ナリトイヒシコトマコトナルニヤ河海抄ニ見エシ今ノ假名ハ空海始テ作レルノ說誤レルナルベシ吉備公ノ薨ゼシコト四十九代ノミカド光仁天皇ノ寶龜六年ノ十月也空海ノ生レシ事ハ彼公ノ薨ゼシ前ノ年寶龜五年ノヨシ見エタリシカラバ吉備公ノ片假字作ラレシコトハ空海

ノ伊呂波作レル比ヨリハルカニサキノ事ニゾアルベキ我世ノ後ニ出來ンヅル伊呂波ノ字ヲハルカノサキノ年ニシリテソノ字體ニヨリテ片假字作リ出サレン事尤其理ナキノ事ナルベシタヾ釋日本紀ノ說ノゴトクニシテ理ニ近シトイヒツベシ又按ズルニ萬葉ノ中囘ノ字ヲ以テ和ノ字ノ音ニ訓ジタルコト多シシカラバ片假字ニトリ用ヒシ所囘ノ字ノ省文ニシテ其訓ヲ假リテ音トセシモシルベカラズ其字體尤相近キニ似タリタヾシ古事記舊事紀日本書紀萬葉集倭名鈔等ヲ見ルニ此音ノ字極テ少クタヾ和ノ字ノミヲ用ヒテ倭ノ字ヲ用ヒシコト日本書紀ノ中ニ纔ニ見エタリ囘ノ字ヲ以テ和ノ字ノ音ニ訓ゼシ事萬葉集ノ外ニハ見ル所ナキ歟サレバ必シモ囘ノ字ノ省文トモサダメガタシカルガ故ニ兩說ヲコヽニアゲテ古ニ博キ人ヲ待テコレヲ正サントスルノミ

カ　加ノ字ノ省ケル也

ヨ　與ノ字ノ省ケル也

タ　多ノ字ノ省ケル也　太　菅家點圖ニミエタリ

レ　礼ノ字ノ省ケルニテ漢音ヲ用フ礼ノ字ハ禮ノ字ノ古字ナリ

ソ　曾ノ字ノ省ケル也

ツ　肥人書ノ川ノ字　川　ト部家ニ傳ヘシ所ノ經點ノ圖ニ出ヅ

肥人書ノ事上ニ詳ナレバコヽニシルサズ萬葉集第十八卷大伴ノ家持ノ歌ニモ末川(マツ)ノ字ヲ用ヒテ待ノ字ノ訓トセリ又日本紀ニ見エシ頰トイフ事ヲ古事記ニハ和豆良比(ワツラヒ)ニ作レリ印板ノ舊事記ニハ和内(ツ)良比ニ作リテ内ノ字異本ニルニ作ルヨシ見エタリコレ内ノ字ハ川ノ字ヲアヤマリルノ字ハ又川(ツ)ノ字ヲアヤマレルナリコレラヲ併考ルニ肥人ノ書イニシヘニ用ヒラレシ事釋日本紀ノ說ノゴトクナルベシ

白蛾曰肥人ノ書ノ川(ツ)ノ字其體河川(カハ)ノ川ト同ジ故ヘニ萬葉集續日本紀（稱德天皇ノ宣命ノ中）續日本後記（尼張ノ連濱主(セン)ガ歌ニ）等ノ書ニ出ルヲ見テ卽チ河川ノ字ト思ヒ川ノ字音訓トモニツノ音ナキヲ以テ河川ハ卽チ津ノ義ニ通フ故ニ津(ツ)ノ訓アリトイヘルハ大ヒナル誤マリトイフベシ

子　スナハチ子ノ字ノ全文訓ヲ假リテ音トナス

ネ　菅家ノ點ニ　ネ　ト部家ニ傳ヘシ點圖ニ出ヅ
〔白蛾曰共ニ禰ノ字ノ省ケル也〕
ナ　奈ノ字ヲ省キテ呉音ヲ用ヒタリ
ラ　良ノ字ヲ省キテ呉音ヲ用フ
ム　牟ノ字ヲ省キテ呉音ヲ用フ
ウ　宇ノ字ノ省ケル也
井　スナハチ井ノ字ノ全文訓ヲ假リテ音トセリ
ノ　肥人書ニミエシ乃ノ字ノ省文ナルベシ説ハ上ニ
詳カナリ〔白蛾曰肥人書ノ乃ノ字亦漢字ノ乃尼改切語辭也トイヘル字ト體ナ同フス〕ろ　ト部
家ニ傳ヘシ經點ノ圖ニ出ヅ〔白蛾曰是亦肥人書ノ乃ノ字ノ省ケルナルベシ〕
按スルニ漢字ノ乃ノ字ノ省文トスルモアシカラジ
タヾシ舊事紀日本紀等ノ中濃能怒等ノ字ヲ用ヒテ
乃ノ字ヲ用ヒシヿ見エザルガタヾ古事記ノ中乃ノ
字ヲ用ヒシコト一所アリ萬葉集倭名鈔等ニハ乃ノ
字ヲ兼用ヒシナリ又舊事紀日本紀ノ中ニ廼ノ字ヲ
以テ此音ニ用ヒシ所ワツカニ見エタリ漢字ノ乃ノ
字廼ノ字ト同ジ字ナレバ古ニ乃ノ字ヲ用ヒシ事ナ
シトハイフベカラズサレド釋日本紀ノ中ニ乃川等
ノ字肥人書ニ見エシヨシ明カニ見エタレバ肥人書
ノ乃ノ字ノ省文ト注シテ博古ノ人ヲマチテ正ス
ベシ
オ　於ノ字ノ省文ナリ扵ノ字ハ於ノ俗字
ク　久ノ字ノ省文呉音ヲ用フ
ヤ　也ノ字ノ省ケルナリ
マ　末ノ字ノ省文呉音ヲ用フ　丆　菅家ノ點並ニト
部家ニツタハレル點圖ニ出〔白蛾曰萬ノ字ノ省文ナリ〕
ケ　介ノ字ノ省文呉音ヲモチフ萬葉集倭名抄等ニ介
ノ字ヲモチフ世ノ人个ノ字トスルコトハ據ナキ
ニヤ
フ　不ノ字ノ省ケル也
コ　己ノ字ノ省文ニテ呉音ヲ用フ〔白蛾曰己ハ身也
對レ彼ニ而言フ曰レ己ト又十幹戊己之己ナリ辰巳之巳
巳矣之巳ト同ジカラズ又人己之己戊己之己ト不
レ同トイヘルハ〔字考正誤ノ首書ニ〕却テ泥メリ〕萬葉集ノ中多
クハ己ノ字ヲ用フ世ノ人工ノ字トイフアリ據ナキ
ニヤ
エ　江ノ字ノ省文ニテ訓ヲ假リテ音トス倭名鈔ノ中
多ク江ノ字ヲ用ヒタリ
テ　庭底等ノ字ノ省文ニテ其音ヲ假リシナルベシア
ルヒハ又天ノ字ノ省文トモイフナリ

按スルニ萬葉集ノ中多クハ庭底等ノ二字ヲ用ユ倭名抄ニハタヾ天ノ字ノミヲ用ヒタレハ天ノ字ヲ用ヒシトイフ說モ據ナキニハアラズタヾソノ省キ用フルトコロスコシク誤レルニ似タリ又亭ノ字ノ省文ノヨシイフ說アリ其證トスヘキ事ナシアヤマレルナルヘシ

ア 阿ノ字ノ省ケル也

サ 藏散等ノ字ノ省文ニテ其音ヲ假レルナルヘシ日本紀ニハ藏ノ字ヲ用ヒ萬葉倭名ニハ散ノ字ヲ用フ按スルニ世ノ人草ノ字ノ省文トスル事其證ナシアヤマレルナルヘシ

キ 幾ノ和字ノ省文ナリ其說ハワノ字ニ同シカルヘシアハセ考フヘシ

ユ 遊ノ字ノ省文ニテ其音ヲ假ル萬葉倭名等ニ遊ノ字ヲ用フ勇ノ字ヲトレリトイフ人アリソノ證トスヘキ事ナシ

メ 女ノ字ノ省文ニテ訓ヲ假リテ音トス萬葉倭名等ニ女ノ字ヲ用ヒタリ

ミ スナハチ三ノ字ノ全文訓ヲ假テ音トセル也

○ア菅家ノ點圖並ニト部家ニ傳ヘシ經點ノ圖ニ乚

按スルニ世ニ行ハルヽ所ノ假字アノ字阿ノ字トナシテ用フ菅家又明經ノ點等ニアノ字美ノ字トナシテ用フト見エタリサラバ阿ノ字イヅレノ字ヲ用ルヤオボツカナシ〔白蛾按スルニ古書ニ美ナ戸ニ作レリ民ノ字ノ省ケルナリ右ノ點圖ノアノ字ハ戸ノ字ノアヤマリナルヘシ〕

シ スナハチ之ノ字ノ變ナリ

ヱ 惠ノ字ノ和字ノ省文ニテ吳音ヲ用フ或ハ衞ノ字ノ省文ナリトモイヘリ衞ノ字ノ五ニシタガフ所トソノ音ト共ニ相似タリトイヘドモ萬葉倭名等ニ多クハ惠ノ字ヲトリ用ヒタレハ前說ヲヨシトスベシヤ〔白蛾曰諸家皆云ッ慧ノ字本朝ノ古書慧ニ作ルヱハ上下ヲ省ケル也トイヘリ〕

ヒ 比ノ字ノ省ケル也

モ 毛ノ字ノ省文音ヲ用フ

セ 世ノ字ノ省文

ス 須ノ字ノ省文漢音ヲ用フ爪 寸 共ニ菅家ノ點圖ニ出ヅ〔白蛾曰爪ハ爲ノ字ノ省文ナリ又一說ニハ爪ノ全字トス左字ノ反シ須也ト云モ亦通ズ又或說ニツノ字トシテ爪ノ訓ヲ取ルト云ハ非ナラン爪ト爪ト其體相似タルニヨッテ誤マレルナリ寸ハ

寸尺ノ寸ノ全字ナリ
右既ニ已ニ證備リ義明カニ其說コヽニ定マリヌトイヘ乇ナヲ世ノ人ノ說ヲナス所ノ字々ナキニシモアラズ今從ガハズトイヘドモ其說ヲアゲテ初學ノ疑ヲ開カンコトヲ欲ス其字如レ左

▲ワ 曰 ナ 南 テ 手 サ 薩又草 ユ 弓

又俗ニ片假字ノ題名ニ拘泥シテ皆悉ク片體ニ取ランコトヲ欲シ穿鑿迂遠ノ字ヲ取用テ充大ヒニ其義ヲ失フ其字如レ左ノ

▲ハ 半 ニ 仁 チ 知又稚 ツ 図ノ中ヲ取ル図ハ圖ノ字ノ省文トス又図ニ作ル

子 彌○按スルニ俗此字ヲ以テ彌ノ字トスルニヤ彌ノ字古書ニ見ル所ナシイハレナシトイフヘシ

井 囲○按スルニ俗囲ノ字ヲ以テ圍ノ字トスルコト甚タ非ナリ囲ハ他㫌切ノ音通策也篇海ニ見ヘタリ

ミ 身又実実ハ實ノ字ノ略體

右俗ニ傳フル所今皆不レ取ナリ又一說草字ヨリ取用ユトイヘル字如レ左ノ

▲ヘ 閉ノ草書ノ冠ニトレリ サ 一ニ作レリ七ニ左ノ草書ノ上體ニ取レリト按ズルニ上ニ見ヘタル利一ニ作レリ七ニ混同シテ別ツベカラズ姑ク記シテ博古ノ人ヲ俟ツ キ 幾ノ草書ノ字 エ 惠ノ草書 ヤ 也ノ草書

又按ズルニ古書ニヨ一ニ与与等ニ作レリ即チ与ノ字ナリ与ハ與ノ古字也省文ニハアラズ古ヘハ賜予与通ジタルヨシ見ヘタリ〔正字通〕

ン 梵字ノ◯ニトレルナリ〔白蛾曰世ノ人無ノ字ノミチ用フ日本紀ニハ多ク務ノ字又武ノ字チ用ヒラレシ〕梵書ヲ按ズルニ◯コレヲ空點トモイヒ圓點トモイヒ◯コレヲ仰月トモ半月空トモイフ又莊嚴ノ點トモイヘリ其法イハユル空點ノ音ヲナス字ニハ此點ヲ加フルナリ〔空點ノ音トハ俗ニハヌルトイフ音ノ事ナリ〕タトヘバ◯ノ字ハ阿トイフ字ナリソレヲアント呼ブ時ニハ莊嚴ノ點ヲクハヘテ◯ニ作ル類也其餘コレニ倣フヘシ

◯ 梵字長呼ノ點ニトレリタトヘハ◯ハ甌ノ字ナリウトヨブヲ短呼トイフモシウウトヨブ時ニハ◯ニ作ルコレヲ長呼トイフ也其餘コレニ倣フヘシ〔白蛾曰◯又◯ニ作ル梵亦同シ又右字ミノ外世同シク用フル字片ハトキノ合字乇ハトモノ合字伝ハト云ノ合字ニシテ皆一點ヲ省ケリ寸ハ時ノ字ノ省文コハ事ニ取リメハ爲ノ字ノ省文也此等中世ヨリ又簡便ヲ作ルナルヘシ〕

○伊呂波釋文 前ノ伊呂波ノ下ニ詳也今コヽニ略ス上ナ併見ルヘシ

白蛾曰片假字ト平假字ト（卽チ以呂波ナ云平ハ平易ノ義ニテ眞字ニ對ソヤスラカナルノ意トモイヒ又貴賤男女ヒトシク通シ用フルナレハ平均ノ義トモイヒ又其字體ノ和平ナルチ云ルイヘリ各其說不レ妨）其字同シカラサルモノ多シ又筆法ノ傳アリテ祕授スル事モ亦同シカラス○以呂波字原ニ曰假名ハ草字ノ書訣ニシテ連綿シテ斷續クヲ好メリトイヘモ以呂波ハ兒童ノ書ヲ習フ始メニシテ此式ニヨラス漢字省ケル體ヲ假リテ其字心ヲ用ヒス僅ナル字數ニテ日ノ本ノ風情アマチク通セリ故ニ名ヲ假ノ號アリ然レモ漢字ヲ宗トスレハ省畧ニイタルトイヘトモ本元ノ字式ニ離ル丶ヲソムケリトス中比末ニ走リテ本字ヲ失ヒ筆勢ニカナハズ或ハ音義正シカラス我朝ノ風俗ニシテ大ヒニ僞リヲトヾムト見ヘタリ（世ニ祕スル所ノ以呂波ノ目文トイヘル書アリ其字體アヤシキモノニシテ實錄ニ備ヘカタシ）

いろはにほ

以ノ字

呂ノ字

波ノ字

仁ノ字吳音ヲ用フ

保ノ字吳音ヲ用フ

○ほにほノ三字ほハ三水に

ほハ人篇ナルヲ一般ニ書レ之ヲ宋眞子ガ艸書訣ニ有レ點方爲レ水トし空挑却是言しトアレモ范文明ガ辨疑ニ曰三水ニ點アル多シトイヘトモ一決シカタキ事ヲ出セリ法帖ノ中チ王羲之ガカキシニ洧浣ノ二字點モナク空挑シタルアリ人篇ヲ三水ノ如ク用ヒタル草聖ノ字形ニ見ヘタリ書トコロ口訣アリトソ見ヘタリ（以呂波字原コレヨリ下圖チ以テ別ハ皆字原ノ說ナリ）

へ片假字ノ釋文ニ見ユ併セ見ルベシ

○反邊等ノ省トスサラニヨラス後京極良經公京極黃門（定家）ニハ人トイフ字或ハく取合セタル體ニ書キ給フ人トイフ字ハ漢音ハジン吳音ハニンノ音ニテ音カヨヒガタシ或人ノ傳ニ皿ノ字古ヘヨリ萬葉集ナドヘノ音ニ用ヒ來ルでで漢土ノ草聖ノ書キシニ此形チ多シ我朝ノ能書ニモ右ノ彎勢アレバイヨ〳〵是ナラメ[illegible]へ如レ此ノ今カケリ大ニ誤リ來ルトイヘリ尤近シ京極黃門ハ假名ヅカヒノ是非傳授等ヲ述ヘ玉フ一冊アリテ世ニ龜鏡トセリカホドノ人カタクナニ迷ヘルトモイヒカタシ或ハ又小野道風ハ空海大師ト世モ近ク殊ニ假名ノ本元ヲ正シ名筆ノ譽ヲ和漢ニフルヒシ人ナリへノ字

更ニ皿字ノ本字タル字體筆勢右ノ方彎勢見ヘズ
へへ（道風ノ字形）如レ此カケリ其後鎌倉ノ宗尊親王ノ
假名ハ口ニ普ク擧磬ス へへ（宗尊ノ字形）如レ此アソバ
セシ猶以テ皿ノ字ニ依カタシ人ノ字ヲカキくヲ
取合タルニ傳寫ノ誤マリカ有ラント師モ評セリ
白蛾曰此說詳カナルヿハ詳カ也トイヘトモナヲイ
マダ定マレリトイフヘカラス此字ハ片假字ノ釋文
ニ先生ノ和字トイハルモノモツトモ正說タルハシ
諸家ノ說發明スル所マチ〳〵多シトイヘトモ皆穩
當ナラザルモカヽルユヘトゾオボフ

と 止ノ字ナリ其說ハ片假字ノトノ字ノ下ニ見ユ
併ニ見ルベシ世ノ人土ノ字ノ草書トスルハ以呂波
ノ義例ヲ知サルナリ〔白蛾曰字原ニハ土ノ字トス〕

ち 知ノ字

り 片假字ノリノ字ニトレルナルヘシ
〇りノ字或說ニ利ノ字傍立刀バカリヲ取ルトイ
ヘリシカレバ刀トイフ字ナリ凡ソ畧字藁艸顛草
（張顚ガ書）ノ類ヒニモ偏傍ノウチカタ〳〵ヲ取ルコト法
ニアラズ就レ中此四十餘字ノ中チ大和假名ノ如ク偏
傍ヲ分ケテ取ルヿ此字ニカギリテアランヤ利ノ字ノ
全體ヲ畧シタルモノ也利利りわり如レ此〔字原〕

ぬ 奴ノ字呉音

る 留ノ字呉音

を 遠ノ字呉音ヲ假ル

わ 和ノ字呉音

か 加ノ字

よ 与ノ字与ハ與ノ古字

た 太ノ字

れ 礼ノ字漢音ヲ用フ
〇惣別日本ハ口訣アリテ呉音ニ讀ムナリ以呂波ハ
我朝ノ風俗ニテ漢音ヲ不レ用ヒ然ルヲ礼ノ字ニカギ
リテ用ヒンヤモト列ノ字ナリ右ノ立刀左ヘ副タル
字あ刹あ刻ゐ列ノ字體アリ以呂波ノ書訣ニ於テ
ハ一傳アルヿナレモ省テ見レハ異ナルヿアリ宗尊
親王ハ多クわ如レ此アソバシ給フ也ろノ字形ニ
カナヘリ〔字原〕

そ 曾ノ字〇野公ノ（道風朗ナ）假名ニ多ノ字形ニカケ
リ〔字原〕

つ 肥人書ノ川ノ字草書ヲ以テウツセル也〇門ハ
都豆ノ反ニテ門ノ字ノ省ニ近シトウノ音ハ漢音ツ

ハ呉音ニテ叶ヘリ字ノ原ニ

ね　禰ノ字祢ノ字ハ禰ノ俗字ナリ呉音ヲ用フ

な　奈ノ字呉音

ら　良ノ字呉音

む　武ノ字呉音

う　于ノ字草書漢音ヲ用フ日本紀萬葉集等ニ皆于ノ字ヲ用フ宇ノ字ノ艸書トイヘル人アリ誤レルナルヘシ〔白蛾曰日本紀マヽ宇字ヲ用ヒラレシ所ミヘタレハ誤トモイヒカタシタヾ今字形ヲ見レハ于ノ字トスルヿ然ルヘシ〕

ゐ　爲ノ字

の　肥人書ノ乃ノ字其說片假字ノ釋文ニ詳ナリ

お　於ノ字

く　久ノ字呉音

や　也ノ字

ま　末ノ字呉音ヲ用フ

け　計ノ字呉音

ふ　不ノ字

こ　己ノ字呉音

に　江ノ字訓ヲ假リテ音トス其說ハ片假字エノ注ニ見ユ〔二六〕〇以呂波字原ニ見ヘシハれ本字ハ衣ノ字漢字畧シテゑゑれ如ク此書ルアリ今アヤマリヲトバメテれ此字形ニナレリ我朝能書ノ書キシモれノ形チアリれ衣ノ畧ニ此カタチアル日本ノ字形多シ衣ノ上ヲ省キタルナリ古人モ此意ヲ得テ書シト覺ヘリ〕

て　天ノ字ナリ異朝ノ草書ニ天ノ字ヲて ニ作ル易ノ☰(ケン)卦ヲ取用ルナリ

あ　安ノ字其音ヲ假ル

さ　左ノ字

き　幾ノ字

ゆ　由ノ字

め　女ノ字ナリ訓ヲ假リテ音トス其說片假字メノ字ノ下ニ見ユ世ニ毎ノ字面ノ字妙ノ字ナリトイフハアヤマレルナルヘシ〔二六〕〇女ノ字漢音ハヂヨ呉音ハニヨ也メトイフ音ナシ妙ノ字ナリ我朝古人ノ書キシニめ此字形有リ又女偏ヲ隷字ニ开如ク此カケリ妙め此略ニカナヘリ〔字原〕〔白蛾曰字原ノ說下ニ辯ス〕

み　美ノ字呉音

し　之ノ字

ゑ　惠ノ字呉音

ひ　比ノ字

も 毛ノ字呉音ヲ用フ

せ 世ノ字呉音

す 寸ノ字呉音ヲ用フ

白蛾曰　右片假字平假字ノ二篇白石先生其本字ヲ定ムル事字々古書ニ考ヘ正シ毫モ浮説ヲツクラズ確乎トシテ易ヘカラス古今ニ通シテ定説タリ信從スヘシ而メ又以呂波字原ノ説ノ如キモ官家能書家ニ傳ヘ來レル所ナレハ是モ古ヘヨリ其一傳トスル所ミダリニ誤マレリトモイフヘカラズ今字原ノ書ノ例ヲ見ルニ字々皆呉音ヲ取用ヒテ漢音及ヒ訓ヲ不レ取ラ呉音ヲ用ユルヲ傳アリトス故ニ先生ノ定ムル所ト同シカラザルモノアリ日本紀萬葉集等ノ正書漢音呉音訓ト兼用ヒ吉備公ノ片假字作レルモ亦如レ此然レハ空海大師ノ以呂波作レルモ此等ノ例ニヨラズトイフヘカラズ於レ是ニ見ルトキハ止江女ノ字ノ如キハ訓ヲ假テ音トシへつのノ字ノ如キハ肥人書ヲ取用ヒラレシ事必ス先生ノ説ニ從テ異論ヲマジエヘカラズ（字原土ノ字漢音ハ淸テト也呉音ハ濁テド也彼四句ノ文ノ長歌ヨリ論セハ土ノ字叶フニ似タレトモ太ノ字叶ヒカタシ）但以呂波ハ筆法家祕授シ來ルヿ久シ諸名公ノ字形今ニ傳ヘテ範則タルヿ片假字ト同シカラズ故ニ今不佞白蛾ヒソカニ意思ヲ記ス事如レ左

と止　え江　め女　訓ヲ假リテ音トス

右三字片假字ニ於テハ毫モ異論ナシ以呂波ニ有テハ古人ノ筆跡ニテえ衣ノ字體多ク見ヘ又萬葉倭名等ニモ衣ノ字用ヒラレシ所アレバ衣ノ字トスベシとめハ止女ナルヿ明ケシ

へつの　肥人書タルヿ必セリ疑フベカラズ

右へノ字數説アリつハ門ノ字正説トイフ人アリ又カヽル目ナレヌ文字用ユヘカラズトイフ人アレモ肥人書ニ於テハ漢字ノ説附會ノミ

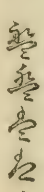
れ 片假字ニ於テハ礼ノ字ヲ正トス以呂波ニ有テハ列ノ字ヲ取ヘシ古人ノ字形存シテ見ユ（字形上ニ出ス）

○音類假字釋文

俗間ニ伊呂波ノ外或ハ小草或ハ行書ノ字體ヲ用ヒコレヲ假字トナヅケテ伊呂波ノ字ト相マジヘテ用ルアリ今伊呂波ノ字ヲ母トナシテ同音ノ字ヲツラネテ其義ヲ釋ス

い スナハチ以ノ字

ろ  路ノ字

は  トモニ盤ノ字　ハ八ノ字　

牟ノ字 も者ノ字 訓ヲ假リ用ル也
に 尓尓ノ字尓ハ爾ノ古字 耳耳ノ字 丹丹ノ字
訓ヲ假リ用フ 于于ノ字 訓ヲ假リ用フ
ほ 保スナハチ保ノ字 本本本トモニ本ノ字
へ 遍遍〔遍〕トモニ遍ノ字
と 止スナハチ止ノ字 登〔登共ニ〕登ノ字
ち 〔ち即チ知ノ字〕 地地ノ字
り 里里ノ字 理理ノ字 利スナハチ利ノ字
ぬ 怒怒トモニ怒ノ字
る 留留留トモニ留ノ字 流流ノ字 累累ノ字
類類ノ字
を 遠スナハチ遠ノ字 越越ノ字
わ 和スナハチ和ノ字 王王ノ字
か 加スナハチ加ノ字 閑閑ノ字 こ の ら トモニ
可ノ字
よ 与スナハチ与ノ字
た 堂堂ノ字 多多トモニ多ノ字
れ 禮スナハチ禮ノ字 連連ノ字
そ 曾スナハチ曾ノ字 所〔所共ニ〕所ノ字 楚
楚ノ字

つ 川スナハチ肥人書ノ川ノ字ナリ 徒徒トモニ
徒ノ字 津津ノ字ナリ訓ヲ假ル
ね 祢スナハチ祢ノ字 年年ノ字
な 奈奈奈トモニ奈ノ字〔白蛾曰南ノ字トイフ人
アレ圧ヨロシカラズ 奈ノ右ノ方ヘ引ヌクハ な
ノ字ト同シ畧ナリ南ノ草 南南等ニ似タリ此説
字原ニモ見ユ〕 那那トモニ那ノ字
ら 良スナハチ良ノ字 羅羅ノ字
む 無無ノ字 舞舞トモニ舞ノ字
う 宇宇ノ字
ゐ 井井ノ字
の 乃スナハチ肥人書ノ乃ノ字ナリ 能能トモ
ニ能ノ字 農農ノ字 濃濃ノ字
お 於スナハチ於ノ字
く 久スナハチ久ノ字 具具ノ字 倶倶ノ字
や 屋屋ノ字ナリ訓ヲ假ル
ま 末スナハチ末ノ字 満満トモニ満ノ字 万
〔万トモニ〕万ノ字ナリ万ハ萬ノ古字
け 希希ノ字 遣遣ノ字 氣氣ノ字 介介ノ字
ふ 不スナハチ不ノ字 婦婦ノ字 布布ノ字

こ 己スナハチ己ノ字 古古ノ字

ゑ 盈盈ノ字 衣衣ノ字 萬葉集倭名鈔トモニ衣ノ字ヲ用フ兄ノ字ヲ用ヒテ訓ヲ假ルトイフ說ハヨカラズ〔白蛾曰字原ニ曰俗口ニモトヱトヽヽト云ハ漢土ノ草書ニ衣ヲ衣如レ此ノ省キシ體多シ元ノ字ノ形チニ近ケレバモトヱト誤リイヘルカ黄門ノ假字ノ傳ヘニモ衣衣一ツノ假名ニ用ユ何レモ衣ノ畧シ誤リ來ル也ト見ヘタリ〕

て て スナハチ天ノ字 亭亭ノ字 帝帝トモニ帝ノ字

あ あスナハチ安ノ字 阿阿ノ字

さ さスナハチ左ノ字トイフ或ハ者ノ字歟萬葉集ニマタ者ノ字ヲ用ヒタリ 佐佐ノ字

き 幾幾トモニ幾ノ字 起起ノ字 支奇ノ字 奇同上 萬葉集奇ノ字ヲ用フ或ハ支ノ字トスルハアヤマレリ

ゆ ゆ由トモニ由ノ字 遊遊ノ字

め 免免ノ字

み ミ三ノ字 見見ノ字ナリ訓ヲ假ル

し ししトモニ之ノ字 志志ノ字

ゑ 恵恵トモニ恵ノ字 衛衛ノ字

ひ 比スナハチ比ノ字 飛飛トモニ飛ノ字 悲トモニ悲ノ字 日日ノ字ナリ訓ヲ假ル

も 毛スナハチ毛ノ字 母母ノ字 裳裳ノ字ナリ訓ヲ假ル

せ 世スナハチ世ノ字 勢勢トモニ勢ノ字

す すスナハチ寸ノ字 壽壽トモニ壽ノ字 須須トモニ須ノ字

ん 梵書空點ヲ取ル 其義片假字釋文ニ見ユ

く 梵字長呼ノ點 くニ倣ヘリタトヘバ阿ノ字アアト呼トキニ くヲ加ヘテ 阿くニ作ル類ヒナリ 梵字長呼ノ字ナリ 其義片假字 ◎ノ釋文ニ見ユ

同文通考卷之三終

同文通考卷四

目錄

同文通考卷之四

新井筑後守源公白石先生　著

新井白蛾祐登　補校

凡例

一我朝ニ用フル所ノ漢字字體自(オ)正キト訓義相同シキトハ論スルニ及ハス其餘國字國訓借用誤用訛字省字等今コヽニ收メ載セヌ

一國字トイフハ本朝ニテ造レルトコロニテ異朝ノ字書ニ見ヘヌヲイフ故ニ其訓ノミアリテ其音ハナシ

一國訓トイフハ漢字ノ中本朝ニテ用ヒ來レル義訓彼國ノ字書ニ見ヘシ所ニ異ナルアリ今コレヲ定メテ國訓トハイフ也

一借用トイフハ我朝ノ俗凡ッ文字ノ點畫多キヲハ或ハ其文字ノ音或ハ其文字ノ訓相近キ字ノ點畫スクナキヲ取テ借用フルヲイフナリ

一誤用トイフハ文字ノ形相似タルカユヘニ誤リウツシテ他ノ字ヲ用ヒ來レルヲイフナリ

一訛字トイフハ俗書ノ中アヤマリ用フルトコロ正字ニアラサルヲイフ異朝ノ書ニ俗訛トイフモノコレナリ但シ異朝ノ俗用フル所ノ訛字ハ彼國ノ書ニ詳ニ見ヘシ所ナレハ今コヽニハ載セス（誤用トイフハアヤマリ用フル所本字ニアラストイヘトモ用フル所ハオノツカラ正シキ字ナリ訛字トイフハ用フル所ノ字アヤマリテ正シカラサルヲイフナリ）

一省字トイフハ或ハ偏旁ヲ省キ點畫ヲ減シテツキニ其正キヲ失ヘルヲイフ異朝ノ書ニ俗省トイフモノ是ナリコレモ異朝ノ書ニ見ヘシ所ヲハコヽニ錄サス（訛字トイヒ省字トイフ其別ハ訛字トイフハタヾソノウツス所ノアヤマレルナリ省字トイフハ偏旁點畫ヲ省キ減ズル故ニツキニ字ヲナサヾルモノヲイフナリ）

一國字國訓借用ノ三ツ世ノ人論シテ皆コレ我俗ノアヤマレル所ナリトイフコト心得ガタシカヽル例異朝ニモコレ多シタヾ誤用訛字省字ノ三ツハアヤマレリトイフベシシカハアレドコレラノ類モ世コゾリテ久シク用ヒ來レル所ナレバ今ハタコト〴〵ク改ムルコトカタカルベシ正シキ文書ノ外ハ俗ニ従ヒ用ヒンコト便アルニ似タリ

一國字國訓借用等ノ字此書ニ漏(モル)ル所ナヲ多カルヘシ誤用訛字省字等コト〴〵クニシルスニタヘズ今コ

コニ載ル所ハタヾ其一二ヲ擧テ其例ヲ發スルノミ
一我朝ノ俗用フル所行草ノ字其體ヲ失ヒシモノ殊ニ多シコト〳〵クニ論ズベカラズ今タヾ眞書ノ體ノミヲ收メ錄ス行草ノ字體ノコトキハ眞書ノ例ニヨリテ推求ムヘシ
一字ヲ註スルニ眞字ヲ用フル事コレラノ註解假字ヲ用ヒンニハ其義通ズルヲ得ガタキガタメナリ〔此凡例十一則元本此篇ノ卷外ノ首メニア今移シテ卷内ニ置ク必ズ先ヅ讀シテ其要ヲ知ランメンガ爲ナリ〕

〇國字

本朝文字白雉年間儒臣奉レ勅所レ撰ム新字四十四卷其書泯ヒヌ焉俗間所レ用ル亦有ニ漢人字書ニ所レ不レ載者ノ蓋是國字世儒槩メ以テ爲レ譌ト非ニ通論ニ也今定テ以テ爲ニ國字ト

俤ヲモカゲ　猶レ言ニ面貌ト也
働ハタラク　活也動也
凩コガラシ　風落レ木ヲ也
凪ナギ　風止也
峠トウゲ　嶺也嶺ハ高山之可ニ踰テ而過ク者也
⿱日月ボヤー　月明也
杣ソマ　木在レ山ニ也
楾ハンゾウ　匜也説文匜柄ノ中ニ有レ道可ニ以注クレ水ヲ之器也倭名鈔ニ有レ柄半ハ挿ニ其内ニ故呼爲ニ半挿ト也按ニ近世呼ニ注レ水ヲ器ヲ謂ニ飯銅ト者ハ蓋半挿之轉訛ナリ
椙スギ　杉也倭名鈔ニ杉俗ニ用ニ榅ノ字ヲ非ナリ榅ハ音於粉ノ反柱也按ニ榅亦訛テ作ル椙ニ
榊サカキ　祭ルレ神ヲ之木也
栂トガ　木ノ名
樫カシ　木ノ名
栬モミヂ椛モミヂ　並ニ紅葉也
柾マサキ　木ノ理スヂ也
[illegible]コマイ　墻壁之具漢語抄ニ所レ謂助枝シタヂ也
畑ハタ　漢語抄作ニ火田ハタニ
[illegible]ノ　布帛ノ幅也

畠（ハタケ）陸田也倭名鈔引續捜神記云畠一曰陸田今
按字書不收畠ノ字故附于此
笹（サヽ）小竹也
芼（トコロ）薢也（一作芼）
梳（クタビレ）勞倦也
籾（モミ）穀也
糀（カウジ）麴也
蚫（アハビ）石决明也
蟶（ヒラムシ）蟜蛾也
𨀉（シカト）定ル辭
襅（チハヤ）巫女ノ上服也按倭名鈔讀作知波夜
襷（タスキ）擧袖之系也倭名鈔引續齊諧記云音義未詳本朝式讀作多須岐今按字書不收襷ノ字故
附于此
諚（ヂヤウ）猶命也

躮（セガレ）自稱子謂躮猶言賤息
𨊂（ホラフ）隱射也又窺敵也
躾（シツケ）習禮也
躻（ウツケ）空虛也又罵人之詞猶言儓癡也
軈（ヤガテ）猶少時也
辻（ツジ）街也
込（コム）猶入也又猶籠也
迚（トテモ）設兩辞又希望ノ辞也
遖（アツハレ）語ノ詞讀作天晴
鎹（カスガイ）螞蝗絆也
鐏（ジン）鐏筒或作矢頭蓋鮑箭也
鎺（ハバキ）刀ノ飾リ鎺同上（一作鉏）
錵（ニエ）劔文也
鑓（ヤリ）鎗也
閊（ツカエル）大不得入於小之謂

鞆(モ) 韝(カン)也韝ハ在レ臂ニ避レ弦(ツル)ヲ具也

鰚(ハラカ) 魚名本朝式用ニ腹赤二字ヲ一

鯰(ナマズ) 鮧(イ)魚也

鰯(イハシ) 鰛(ウン)也

⿰魚華(ハエ) 魚名

⿰魚異(ハエ) 鰙(ハエ) 并同上

鱈(タラ) 吳(クハイ)魚也 按ニ朝鮮俗ニ名ニ大口魚ト一

鰌(ドヂヤウ) 泥鰌(テイシウ)

⿰魚走(スバシリ) 鯔魚ノ小ナル者

⿰魚老(ボラ) 鯔魚大ナル者

⿰魚示(イサヽ) 鱊(イツ)魚也

鮗(コノシロ) 鯯(カイ)魚也

鯎(ウグイ) 鮅(ヒツ)也

鱇(カウ) 鮟鱇魚ノ名蓋華臍魚 鮟俗鰀(アマ)ノ字ノ也

鯑(カズノコ) 鰊鯑(カツノコ)ハ魚ノ子蓋呂覧ニ所レ謂東海之鮞也 鰊音東

魚似ニ鯉(タリ)ニ

鮩(アミ) 醬蝦也

⿰魚毘(ギギ) 鱨(アウシ)絲魚也

⿰魚惠(アヲサバ) 魚名倭名鈔所謂鯖(サハ)也

鱫⿰魚鄉(アイキヤウ) 魚ノ名

鯒(コチ) 魚ノ名

⿰魚伏(マテ) 同上

⿰魚畀(シイラ) 魚名

魞(エリ) 魚ノ名

鯏(アサリ) 蚌蛤ノ屬蓋蜊ノ字之訛

鴇(トキ) 朱鷺也

鳰(ニホ) 鸊鷉(ヘイテイ)

鵆(チトリ) 鴴(チトリ) 并信鳥也

鴫(シギ) 漢語鈔作ニ田鳥ニ一

⿰堅鳥(カシトリ) 鳥ノ名

鵴（キクイタゞキ）　小鳥ノ名

鵤（イカルカ）　斑鳩也倭名鈔引ニ崔禹錫カ食經ニ云鵤似レ鳩ニ而白喙者也　今按ニ字書ニ不レ收ニ鵤ノ字ヲ故附ニ于此ニ

麿（マロ）　麻呂ニ合ノ字古俗命ニ男子ヲ曰ニ某麻呂ト猶下漢人曰ニ某甫ト曰中某兒上也麻呂又用ニ丸ノ字ヲ丸ノ字讀與ニ麻呂ノ方音ニ同

○國訓

本朝ノ字詁有乙不下與ニ華言ニ同上者甲卽チ方言也世儒槩メ以爲ニ乖誤ト亦非ニ通論ニ今定テ以爲ニ國訓ト

偖（サテ）　語ノ辭讀テ如ニ然ノ字ノ　偖猪之訛裂也

俵（タハラ）　米苞也　俵ハ標去聲俵ハ散也又分チ界也

倩（ツラツラ）　發語ノ辭又讀テ如ニ熟ノ字ノ　倩ハ千ノ去聲美好也又清ノ去聲方言ニ東齊之間壻謂ニ之ヲ倩ト又凡ソ假代リ及ヒ暫ク雇使令亦曰レ倩ト

伽（トギ）　侍レ側也　伽ハ音茄伽藍ハ神ノ名又浮屠所レ居凡稱ニ釋氏ヲ曰ニ僧伽ト

匂（ニホヒ）　香氣也　匂ハ音云齊フ也偏也少也均也又借テ作ニ韻字ニ詳ニ見ニ于下ニ

刁（トラ）　寅卯之寅也　刁音凋風欲レ止微動ク也

坪（ツボ）　方一歩ヲ曰レ坪　坪ハ音平地ノ平處

嘸（サゾ）　語辭　嘸音武不ニ精明ナラ也

咄（ハナシ）　談話也　咄敦入聲呵也

囃（ハヤシ）　聲樂也　囃ハ音擦嘈囃ハ衆口ノ喧也又助レ舞ヲ貌チ

社（ヤシロ）　神祠也　又語助社式夜ノ切土神也

忍（シノブ　ジン）　耐也又隱也又慕也借テ爲ニ草ノ名ト　忍ハ音人去聲能也能ハ音耐又强也

猪（イノシシ）　野猪也　猪音諸豕也

淋（サビシ）　寂寥也　淋ハ音林以レ水ヲ沃也

沖（オキ）　海洋也　沖ハ音充涌搖也又和也深也

澳（ヲキ）　海洋也　澳ハ乙六ノ切隈崖也其內曰レ澳ト其外ヲ曰レ隈ト又於到ノ切深也

灘 海洋也 灘ハ徒干ノ切瀬也
扠 俗用テ作ニ語ノ辞ニ猶ニ然ノ字ニ也 扨音又挾取ル也又以テ拳ヲ加レ物ニ也
抔 猶レ言レ等ト也 抔音裒匊取ル也
拵 造也作也 拵ハ七門ノ切捃也又去聲插也
掟 政令也 掟ハ俗ノ定ノ字
揃 整也齊也 揃ハ同レ剪ニ子淺ノ切猶レ翦也字林ニ批也
梶 船舵ノ字通メ作ニ穀樹ニ 續字彙補ニ樹杪也
杌 杙也 杌音兀木ノ無レ枝也杌又訛テ作レ杬ト 杬ハ音元木ノ名
椹 弱檜也 椹ハ音椹質也
槇 木ノ名 槇ハ音軫木ノ密也
柊 枸骨樹 柊ハ音中柊楑ハ椎也 欒同レ上 正字通ニ欒ハ訛字ナリ舊註ニ桐ノ木ハ誤ナリ
樛 木ノ名 樛ハ音鳩木ノ枝曲リ垂ルナリ

椿 山茶也漢語抄ニ作ニ海柘榴ニ 椿音春木皮細肌實而赤ク嫩葉可レ茹莢名ニ鳳眼草ト象レ形ニ也
楓 機樹也 漢語抄作ニ雞冠木ニ 楓ハ音風按ニ爾雅ノ註ニ樹似ニ白楊ニ葉圓ク岐有レ脂テ而香シ
柏 或作レ栢ニ椈也又檞也又柏實ハ榧子也倭名鈔柏一名椈此云ニ加閉ト按ニ今世無下樹ノ名ニ加閉ト者上蓋柏所レ謂比牟呂樹古今異レ名ヲ而已或以ニ扁柏ヲ為レ柏ト疑ハ非ナリ又倭名鈔檞註ニ引テ唐韻ヲ云ク柏也榧子ノ註引ニ本草ヲ云柏子也一字混メ為ニ三樹ノ名ト又非ナリ 爾雅ニ柏ハ椈也通雅ニ檜椈皆柏也 正字通柏ニ有ニ數種ト按ニ今世側柏 扁柏圓柏混 柏仙柏等蓋總テ謂ニ之ヲ柏ト分テハ言レ之ヲ則其類有ニ數種ト也
檜 扁柏也 爾雅柏葉松身曰レ檜ト通雅圓柏卽チ刺柏所レ謂檜也
杜 社ノ字之訛按ニ社字古訓曰ニ茂梨ト萬葉集或ハ作レ社ニ或作ニ神社ト或訛作レ杜日本書紀又有ニ社杜二字

相訛者ニ蓋神社ノ神林古ヘ所稱通同シ後人因訛テ以レ社爲レ杜ト杜モ亦況爲ニ林叢之名ト

森（モリ）　枝葉深密之貌チ按萬葉集咏レ柳ヲ歌中森ノ字蓋爲ニ枝葉深密之義ト又通メ爲ニ林叢之名ト　森ハ疏簪ノ切木多貌

榲（スギ）　杉也詳ニ見ニ于上ニ

礑（ハタト）　物ノ相撃聲也　礑ハ丁浪ノ切器ノ底也

礒（イソ）　海涯也　礒ハ音擬山ノ峻貌

芝（シバ）　細草也倭名鈔作ニ萊艸ニ一名類草　芝ハ音之靈草也

薄（スヽキ）　芒也　薄ハ蒲各ノ切草叢也

藪（ヤブ）　林叢也　藪ハ音叟大澤也

葸（シノブ）　石長生也　葸ハ音忍葸冬也

苽（ウリ）　瓜也　苽音姑彫一名蔣

膳（ゼン）　食盤也　膳ハ式戰ノ切美食也

蛀（タマムシ）　蟲名金龜子也　蛀ハ蚟ノ字之僞蚟音王蟋蟀也

又蜻蛚別名（白蛾曰字彙ニ蛀與レ蚟爲ニ二字ト誤ナリ）

蜹（タニ）　竹蝨也　蜹ハ音芮似レ蚊而小シ望レ之ヲ如レ霧ノ因テレ雨ニ生ス

蝂（タコ）**蛸**（タコ）　並ニ章魚也　蝂ハ音早俗ノ蚤ノ字蛸ハ音梢小ナル蜘蛛也

蝬（タイラギ）　介蟲ノ名　蝬ハ音卸鹽漬ノ蟹也

蜷（ニナ）　介蟲名　蜷ハ音權蟲ノ形屈曲ル也

蛼（カウロギ）　蟲ノ名竈馬也　蛼ハ音車蛼螯ハ介蟲也

觸（フル）　猶レ佝也　觸ハ昌六ノ切觝也突也犯也

轡（クツワ）　馬銜也　轡ハ音秘馬韁也

認（シタヽムル）　猶レ調ノ也　認ハ音刃識也

詰（ツムル）　集也又猶レ充也　詰音乞問也責也治也

雫（シヅク）　點滴也　續字彙補云雫乃寡切音近レ那義闕

霞（カスミ）　春氣ノ氛氳也　霞ハ音遐日ノ旁ノ形雲也

鉇（カンナ）　平レ木ヲ器　鉇ハ俗ノ鉈ノ字鉈ハ石斜切短矛也

銃　金椀也　鋺俗ノ剜ノ字音剜削ル也
錧　蹈鞴也　錧ハ音管車軸ノ頭ノ鐵也
鍍　連鎖也　鍍ハ音度以金ヲ飾ル物ヲ也
鎰　倭名鈔ニ按ニ印鑰之鑰用ニ鎰字ヲ非　鎰音溢金數也
鍔　刀盤也　鍔ハ音咢刀劍ノ刀也
鎬　刀稜也　鎬ハ呼考ノ切地ノ名
餅　糯糕也　餅ハ音丙麪餈也
鮀　小魚倭名鈔所謂鮀也　鮀ハ俗ノ鮀字音駝按ニ爾雅ノ註ニ今吹沙小魚也
魥　魚ノ名　魥ハ音怯以物ヲ貫魚ヲ風ニ乾ス也
魳　梭子魚也　魳ハ俗ノ鯦ノ字音臼鰣魚一名當魱按ニ爾雅ノ註ニ鯦海魚似編ニ而大今江東呼ニ最大ニ長三尺者ヲ爲ニ當魱ト
鮬　鱸之小者讀如ニ松江二字方音　鮬ハ音瓠爾雅ノ註ニ小魚似鮒ニ而黑シ俗呼爲ニ魚婢ト
鱋　同上　鱋音ハ樓青魚之大者
鯷　鰛之小者鮧鯷並ニ同シ鮎別名
鯁　鮅也　鯁ハ音京魴ノ一名
鯡　魚ノ名出ニ于東海ニ俗呼爲ニ鰊鰤ト者即鯡魚之子
鯡與鯡同シ鯡音飛鰩魚一名飛魚
鯛　赤鬃魚也倭名鈔ニ引テ崔禹錫カ食經ニ云ク貌似テ鯽ニ而紅鰭者　按正字通鯛音彫說文ニ骨耑脆キ也長箋ニ它魚不然疑爲ニ鱏魚ト宜ク訓ニ鱏ノ鼻端ノ脆骨ト（白蛾曰脆ハ俗ノ肥字）
鰑　明脯也　鰑ハ音陽赤鱺也
鰒　河豚也　鰒ハ音薄石決明也
鰺　魚ノ名倭名鈔ニ引テ崔禹錫カ食經ヲ云鰺ハ貌チ似鮻ニ而尾白刺相次ク者也　正字通鰺ハ鰺ノ字之譌リ俗以爲ニ鰲鰷之鰲ト按鰲ハ音騷鮏臭也鰲ハ音參白鰷ノ別名

鰺 鯵也 鰺ハ音郎魚ノ脂

○借字

本朝ノ俗書務テ要ニ簡便ヲ凡ッ字畫多キ者或有下借ニ方音相近而字畫極テ少キ者ヲ以テ爲用テ其義蓋取ニ假借ニ而已世儒槩ッ以爲レ訛ト亦非ニ通論ニ今定テ以爲ニ借用ト

若 若ハ弱音同借作ニ老弱之弱字ト 若ハ日灼ノ切擇レ菜ヲ也一ニ曰順也又如也又汝也又語ノ辭又預及ノ辭

弁 弁辨音相近借テ作ニ辨辯等ノ字ト 弁ハ音便冕也

沓 沓䜘音相近借以作ニ䜘ノ字ト 沓音踏沸溢也

厂 厂雁方音相近借テ作ニ雁ノ字ト 厂音罕山石之厓巖人可レ居

竜 借作ニ龍ノ字ト 竜音龍起也凡从レ龍ニ字如ニ籠襲瀧隴等ノ皆从レ竜ニ非也（白蛾曰龍ハ古文於レ象ニ近レ是ニ 正字通曰別ニ訓レ起ト非ナリ）

六 六錄音相近借作ニ錄ノ字ト如下目錄ヲ作ニ目六ニ之類上ノ 六ハ力竹ノ切三兩ヲ爲レ六老陰ノ數也

表 表俵方音相近借テ作ニ俵裱等ノ字ト 表ハ標ノ上聲上衣也又外也又明也

乃 乃濃方音相近或借テ作ニ濃字ト信濃作ニ信乃ト之類ナ 乃ハ奈上聲語ノ辭也

木 借テ作ニ藝ノ字義ノ字ト如下安藝ヲ作ニ安木ニ參議ヲ作ニ三木ノ之類上蓋借ニ木ノ字方訓ヲ也

番 蕃ノ本通ッ作レ番ニ玄蕃之蕃俗間作レ番ニ番亦訛レ番非ナリ

甫 甫輔音相近或借テ作ニ輔丞之輔ニ 甫ハ匪父ノ切男子之美稱也一ニ曰大也始也又衆也又我也

包 包庖音相近借テ作ニ庖丁之庖ノ字ト 包ハ班交ノ切容也又裹也

匀 匀韻方音相似借テ作ニ韻ノ字ニ匀ノ注見レ上ニ

旦 佛氏借テ作ニ檀那之檀ノ字ト 旦ハ得案ノ切明也早

也〔白蛾曰旦ハ从レ日ニ从レ一ニ不レ可レ混ス且ノ字ニ旦ハ者
且夫苟且等之字〕

○誤用

本朝ノ俗書凡ッ字形ノ近ク似レル謬リ寫シテ作ニ他ノ字ト者
錄シテ于此ニ以爲ニ誤用ト

仮　俗ノ假ノ字　假ハ與レ反通ス

体　俗ノ體ノ字　体ハ音笨與レ倴同シ体性ハ不慧也

美　俗ノ癸ノ字　美與レ笑同シ

犮　俗ノ友字　犮與拔同シ

亰　俗ノ京ノ字　亰原ノ本字〔白蛾曰吳氏カ字彙補ニ爲ニ
亰與レ原通用ニ誤　詳ナルコトハ見ニ廖氏カ正字通亰ノ字ノ註ニ〕

刕　俗ノ州ノ字　刕音離劃也

凬　俗ノ風ノ字　凬ハ音軫新ニ生レ羽ヲ而飛也

几　俗或作ニ鳳凰ノ字ニト　几ハ音殊鳥之短羽飛几几也

ム　佛氏巖ノ字之省　ム音思自營ヲ爲レムト背レムニ爲
レ公ト隷作レ私ニ又音某與レ某同シ

夏　俗ノ夏ノ字　复音伏行ニ故道ニ也〔白蛾曰俗多ク夏ヲ
作レ复ニ可レ謂レ不レ成レ字ト〕

完　俗ノ宍ノ字宍ハ肉ノ古字　完音桓全也

宛　俗ノ充ノ字　宛音婉宮室繚リ曲リ宛轉タル也

竉　俗ノ寵ノ字　竉ハ音龍空也

壬　俗ノ閏ノ字　壬ハ挺ノ本字

啚　俗ノ圖ノ字　啚ハ鄙ノ本字

广　麻磨摩魔等ノ字俗皆省テ作レ广ニ　广ハ音剡小屋之
別名

娵　俗ノ娶ノ字　娵音疽美女也

延　俗ノ延ノ字　延ハ音貞行ク也

圣　凡從レ巠ニ字如ニキ經輕莖頸等ノ俗从レ圣ニ非ナリ　巠ハ音
經ニ水脈也圣ハ音窟致ニ力ヲ于地ニ也

冑 俗ノ鎧ノ字 冑ハ直又ノ切兜鍪也〔白蛾曰甲冑之冑與冑子之冑不同冑子ハ下从肉ニ甲冑下从月ニ音冑〕

溙 俗ノ湊ノ字 溙ハ俗ノ汰ノ字汰與汏同シ音大過也〔白蛾曰溙與滕不同滕ハ音縢波浪也〕

烛 俗ノ燭ノ字 烛ハ音蟲爞ノ省文旱天熱氣也

炮 俗ノ砲ノ字 炮ハ音庖炙肉也凡肉ヲ置ニ火中一曰炮ト

爲 俗ノ烏ノ字 爲ハ俗ノ焉ノ字音烟

忝 俗忝辱之忝又作忝ニ 忝ハ即チ添ノ字添ハ忝ノ平聲益也忝ハ音餂玷辱也累也增益之忝ハ从水ニ玷辱之忝从心〔白蛾曰忝與悉同〕

擶 俗ノ攝ノ字 擶俗搹ノ字搹ハ音厄盈握曰搹ト

拯 俗ノ掾屬之掾ノ字 拯ハ丞ノ上聲救也〔白蛾曰拯ハ抍之俗字也〕

梳 俗ノ枕ノ字 梳音尤木ノ名樟屬ヒ

柹 俗與柹混用ス柹ハ果ノ名 柹ハ芳吠ノ切削木ヲ片也〔白蛾曰柹俗ニ作柹ニ梽俗作柹ニ〕

榑 俗ノ榑壁柱也 榑ハ音扶榑桑之榑ナリ〔白蛾曰榑桑ハ國ノ名俗以扶通ス又不可混三榑與二槫ノ字一槫ハ音篆截樞ヲ車ナリ〕

櫃 字ノ櫃ノ字 櫃音塊木ノ名

狛 與二高麗一訓同シ 狛ハ音泊獸ノ名按ニ狛ハ蓋貊之訛貊ハ國ノ名三韓之屬

狗 俗ノ狗ノ字 正字通狗ハ即豹ノ字之省猶ニ豺ヲ作レ犲ニ

甲 俗ノ兜鍪ノ鍪 甲ハ音夾鎧也

綵 俗ノ絲ノ字 綵音關織貫杼ヲ也

紉 俗ノ紐ノ字 紉ハ音刃以線ヲ貫鍼ヲ也

袙 俗ノ衵ノ字 袙ハ同帊ト音怕

筏(イカダ) 俗ノ筏ノ字 筏ハ音旆飛揚ノ貌

簎(カヽリ) 俗ノ篝ノ字 簎ハ俗ノ冊ノ字音拆編簡也〔開冊同字〕

莚(ムシロ) 俗ノ筵ノ字 莚ハ音硯蔓莚ハ不ル斷ヘ貌

菀(ソノ) 俗ノ苑ノ字 菀ハ音鬱〔茂貌〕艸名

芦(アシ) 俗ノ蘆ノ字 芦ハ音戸與レ芐同シ地黄也

蚚(ホタル) 俗螢ノ字蓋蚈ノ字之訛蚈ハ音謙螢火蟲也 蚚ハ音祈强也又蠅類

写(シヨク) 俗ノ蜀ノ字 写音的繫也如ニ燭蠋等ノ字ニノ从レ写ニ並ニ非ナリ

蚌(アシマトヒ) 蟲ノ名 蚌音棒蛤蜊ノ屬

肬(ヒチ) 俗ノ肱字 肬音由贅也

豊(ユタカ トヨ) 俗ノ豐ノ字 豊ハ禮ノ古字

訢(ウツタヘ) 俗ノ訴ノ字 訢ハ音銀恭謹ノ貌

迬(マサ タヾ) 俗ノ匡ノ字 迬ハ往ノ古文

関(クハンセキ) 俗ノ關ノ字 関音卞栫(トガメ)

宋 釆(サイ) 共ニ俗ノ采ノ字 宋ハ音送國ノ名釆ハ音辨別也

釼(ケン ツルギ) 俗ノ劒ノ字 釼音日鈍也

隶(シユク) 俗ノ肅ノ字 隶ハ音代及也又音ハ示餘也如ニ蕭簫繡嘯等ノ从レ隶ニ並ニ非ナリ

雈(スヾメ) 俗ノ雀ノ字 雈ハ音追茺蔚也又音完葦也

湏(スヘカラク) 俗ノ須ノ字 湏音誨滌レ面ヲ也

餝 飭(カザリ) 並ニ俗ノ飾ノ字 餝ハ音尺飭ノ字ノ之訛致レ堅也〔白蛾曰俗間多ク从レ金ニ从レ芳ニ作ニ錺字ヲ者則不成字ナリ〕

飷(エバ) 俗ノ餌ノ字 飷ハ音甘甜也〔白蛾曰字彙註ノ飷ニ亦訓レ餌ト誤〕

養(ヤシナフ) 俗ノ養ノ字 養ハ音眷祭ノ名

鮏(サケ) 鮭也今按朝鮮ノ俗呼ニ鰱魚ト者倭名鈔ニ鮏俗ニ用ニ鮭ノ字ニ非也鮭ハ音圭鯸鮐魚ノ一名 正字通鮭ハ音骸魚

菜也晉人以レ魚爲ニ鮭菜一

魦 白小魚ノ名蓋倭名鈔所レ謂魦字之訛リ　魦ハ同ニ

鯊ノ省ニ鯊ハ吹沙也

○譌字

本朝ノ俗書ニ譌字ヲ極テ多シ不レ勝ニ盡ク枝ニ今錄シ一

二ヲ註ニ本字ヲ於下ニ以發レ例ヲ華俗所ハ用亦不レ贅

焉

丑 丑也凡从レ丑ニ字如ニ紐杻等ノ从レ丑ニ並ニ非ナリ

丞 丞也

叓 叓也叓ハ古ノ事ノ字

休 休也

修 修也　修　同レ上

徤 徤俗ノ健ノ字凡从レ建ニ字如ニ鍵鞬等ノ从レ建ニ並ニ非

會 會也凡从レ會ニ字如ニ檜繪等ノ从レ會ニ並ニ非 會　同レ上

苅 刈也

判 判也

凶 凶也

勢 勢也　勢　同レ上

勇 勇也

匡 匡也

匠 匠也

迊 匝也

升 升也凡从レ升ニ字如ニ昇陞等ノ从レ升ニ並ニ非

卬 印也

卯 卯也凡从レ卩字如ニ卽却卿御等ノ皆从レ卩ニ非也卩ハ

音節在レ右者ハ如レ邑ノ

卷 卷也

厚 厚也

叡 叡也

薗（ソノ） 園（エン）也
埒（ラチ） 埓（ラツ）也
垪（ヘイ） 屏也
堰（イセキ） 堰（エン）也
坐（ザ） 坐也座作レ座並非ナリ
壜（タン） 壇也凡从レ亶ニ字如ニ檀鸇等ノ从レ亶ニ並非ナリ
壷（ツボ） 壺也
夛（テシ） 多也
夷（エビス） 夷也
奈（ナイ） 奈也
契（チギリ） 契（ケイ）也　栔（チギリ） 同レ上
奠（テン オク） 奠也
奉（ホウ タテマツル） 奉也〔白蛾曰奉ノ古字作レ𡚁ニ𡚁ハ音忽疾也〕
孫（ソン マゴ） 孫也

殊（シユ） 孺也
宖（クワウ オホヒナリ） 宏也
宅（タク ヤケ） 宅也
宝（タカラ） 寶也
宴（エン） 宴也
寛（クワン ヒロシ） 寬也
局（ツボネ） 局也
屠（ト） 屠也
尻（シリ） 尻也凡从レ尸字俗皆加レ點ヲ非レ从ニ門戸之戶ニ蓋避ニル尸ノ字ヲ也
屡（セン） 孱也潺（セン）作レ潺ニ並ニ非ナリ
崫（クツ イハヤ） 崛也〔白蛾曰崫同レ崛ト見ニ字彙補ニ〕
岸（カン キシ） 岸也

歧（キ チマタ） 岐也

廗（セキ ムシロ） 席也

奬（シヤウ ススム） 獎也

獘（ヘイ ツイエ） 弊也

弘（コウ ヒロシ） 弘也

旀（イ ヤヨ） 弥也弥俗ノ彌ノ字

引（イン ヒク） 引也

強（キヤウ ツヨシ） 強也

影（カゲ） 影也凡从レ彡（サン）ニ字如ニ形彩參彥彫杉等ノ从レ夂ニ並ニ

非

才（サイ） 才也凡从レ才ニ字如ニ材財等ノ从レ戈ニ並ニ非

拔（バツ ヌキンヅ） 拔也

揷（サウ サシハサム） 挿也挿ハ俗ノ插字

惣（ソウ スベテ） 揔也揔ハ俗ノ總ノ字

丞（セウ ウケタマハル） 承也

旅（リヨ タビ） 旅也

族（ゾク ヤカラ） 族也

旗（キ ハタ） 旗也

萅（ハル） 春也〔白蛾曰旾萅共ニ古文春ノ字〕

叓（エイ ヒク） 曳也凡从レ曳ニ字如ニ洩絏等ノ从レ叓ニ並ニ非

曽（ソウ カツテ） 曾也凡从レ曾ニ字如ニ增層等ノ从レ曽ニ並ニ非

杓（シヤク） 杓也

椒（セウ カラハシカミ） 椒也椒ハ俗ノ椒（ヤウ）ノ字

篙（カウ サホ） 篙也

橘（タチバナ） 橘也

梁（ヤナ） 梁也

樣（ヤウ タメシ） 樣也

樣 同レ上ニ

枩（マツ） 松也
楳（ムメ） 梅也
攴（エダ） 枝也
氏（ウヂ） 氏也
民（タミ） 民也
氐（テイ） 氐也凡从レ氐ノ字如ニ底低等ノ从レ𡈼ニ並ニ非
冴（サユル） 冱（コ）也冴ハ俗ノ冱ノ字
灵（レイ） 灵也灵ハ俗ノ靈ノ字
甬（ヨウ） 甬也凡从レ甬ノ字如ニ勇通甬桶等ノ从レ甬ニ並ニ非
畧（リヤク） 略也
祓（ハラヘ） 祓（ガツ）也
祭（マツリ） 祭也凡从レ祭ノ字如ニ際穄祭等ノ从レ祭ニ並ニ非
程（ホド） 程也
窪（クボ） 窪也
竺（チク） 竺也

粂（ヨネ） 米也凡从レ米ノ字从レ粂ニ並ニ非
系（ケイ） 系也
約（ヤク） 約也
約（ヤク） 同レ上
美（ミ） 美也
聿（イツ） 聿也凡从レ聿ニ字如ニ筆律建等ノ从レ聿ニ並非
脇（ケフ） 脇也脇ハ从レ劦ニ非ノ从レ劦ニ劦ハ協ノ本字劦音[illegible]
臈（ラフ） 臈也臈ハ俗ノ臘ノ字
臘（ライ） 臘也如ニ蠟獵等ノ字ノ从レ鼠ニ並ニ非
藝（ゲイ） 藝也
貯（タクハヘ） 貯（チヨ）也
袴（ハカマ） 袴也凡从レ夸ノ字如ニ胯誇等ノ从レ夸ニ並ニ非
迎（ムカヘル） 迎也
酌（シヤク） 酌也
陸（リク） 陸也

靭 靫也

雑 雜也

駄 馱也

鼻 鼻也

臰 鼻也

亀 龜也龜俗作亀字凡如龝鼇等從亀並非ナリ

○省文

本朝俗字從簡省遂致乖謬者亦多シ今錄其一二註本字於下以發例如華俗所用省字不與焉

俯 俯也

俊 俊也凡從夋字如駿梭等從夋並非

会 會也

僉 佥 僉也並同凡從僉字如險檢驗斂等從佥從㑒並非

㞢 出也凡從出字如拙柮屈堀等從㞢並非

労 勞也 労 同上 凡從𤇾字如縈塋螢鶯等從丷從⺍並非

區 区 區也並同凡從區字如歐鷗樞驅等從区從区並非

厉 厲也凡從厲字如勵礪蠣糲等皆從厉並非

参 參也 叁 叄 並同上

粲 粲也

塵 塵也

夣 㝱 夢也並同

履 履也

奚 奚也凡從奚字如鷄溪等從㚆並非

品 只 品也並同凡從品字如區尊等從品從只並非

器器　器也並ニ同
命　命也
嘩　嘩也嘩ハ與レ譁同シ
哉　哉也
喿喿　喿也並ニ同凡从ノ喿ニ字如ニ操繰澡藻等ノ从レ喿ニ从レ喿ニ並ニ非
囊　囊也
嚴　嚴也凡从レ嚴ニ字如ニ儼巖等ノ从レ嚴ニ並ニ非　嚴
嚴嚴嚴　並ニ同
喬　喬也・喬　同上凡从ノ喬ニ字如ニ橋驕等ノ从レ喬ニ从レ喬ニ並ニ非
知　知也凡从ノ矢ニ字如ニ矩短等ノ从レ夫ニ並非
単　單也凡从ノ單ニ字如ニ彈禪等ノ从レ単並ニ非
国　国也国ハ俗ノ國ノ字

圍　圍也
圓　圓也
宿　宿也
報　報也報ハ俗ノ報ノ字
尋　尋也
崎　崎也
巠　巠也凡从ノ巠ニ字如ニ經輕莖等ノ从レ巠ニ並ニ非　又巠作レ圣ニ詳ニ見ニ于誤用圣ノ字ノ註ニ
巢　巢也
甾　・甾也如ニ緇錙等ノ字ノ从レ甾ニ並ニ非　又留ノ俗字作レ甾ニ詳ニ見ニ留ノ字ノ註ニ
婁　婁ノ俗字凡从レ婁ニ字如ニ樓縷屨等ノ皆从レ娄ニ非ナリ
姦　姦也　奸　奸也奸ハ俗ノ姦ノ也

斈(ガク マナブ) 學也 𭓞(ガク マナブ) 学(ガク マナブ) 並同レ上凡从レ𦥯(フ)ニ字如ニ覺黌等ノ从レ𦥯ニ从レ⺍ニ並ニ非

兊(キ イクバク) 㡬(キ)也㡬古幾字如ニ機饑等ノ从レ兊ニ並ニ非

幽(ユウ カスカナリ) 幽也

徳(トク) 德也

淂(トク ウル) 得也凡从レ彳ニ从レ㝵ノ字从レ氵ニ从レ㝵並非

亖(エンカク) 佛氏用作緣覺二合字

怨(エン ヲン ウラミ) 怨也如ニ宛鴛等ノ从レ死ニ並ニ非

悩(ナウ ワヅラフ) 惱也如ニ腦瑙等ノ从レ凶ニ並ニ非

憲(ケン ノリ) 憲也

懐(クハイ フトコロ オモフ) 懷也

爱(アイ) 愛也如ニ憂慶等ノ从レ夂ニ並ニ非

㳟(キヤウ ウヤマウ) 恭也恭ハ从レ心ニ俗从レ水ニ非

昼(チウ ヒル) 晝也 按ニ晝ノ字俗作レ尽ニ後人因レ訛(ブ)ニ晝ヲ作レ昼ニ書(シヨヲ)作レ昼ニ晝ヲ作レ昼ニ並ニ非

服(フク) 服也

条(デウ) 條(ヲチ/\)也

楽(ラク ガク) 樂也 条(ガク ラク) 同レ上凡从レ樂ニ字如ニ藥櫟等ノ从レ楽ニ从レ条ニ並ニ非

森(モリ) 森也

枣(ナツメ) 棗(サウ ナツメ)也

業(ゴフ ゲウ) 業(ワザ)也

殺(サツ セツ コロス) 煞(サツ)也煞ハ殺(サイ)ノ俗字

淼(ヘウ タヽユル) 淼也

渶 漢也凡从レ英ニ字如ニ歎難嘆熯等一从レ𦰩ニ並ニ非

溝 溝也凡从レ冓ニ字如ニ構講等一从レ冓ニ並ニ非

澁 澁也 澁 同レ上

炎 炎也凡从レ炎ニ字如ニ淡談等一从レ炎ニ並ニ非

炎 焱也〔白蛾曰字彙同レ熖ニ誤也詳見ニ正字通ニ〕

炉 爐也凡从レ盧ニ字如ニ廬蘆臚艫等一从レ戸ニ並ニ非

無 無也 無 同レ上

煉 煉也如ニ楝鍊等一从レ東ニ並ニ非

獨 獨也 独 同レ上凡从レ蜀ニ字如ニ濁燭觸躅等一从レ蜀ニ从レ虫ニ並ニ非

猿 猿也

驢 驢也

㬥 畾也凡从レ畾ニ字如ニ壘纍壨壘等一从レ㬥ニ並ニ非

畱 畱也 畄 同レ上ニ又俗ノ畄字作レ畄ニ詳見ニ子畄ノ字ノ註ニ

畨 番也凡从レ番ニ字如ニ幡翻等一从レ畨ニ並ニ非

篱 籬也

寸 等也

網 網也

続 續也

継 繼也 继 同レ上

綴 綴也凡从レ叕ニ字如ニ啜錣等一从レ叕ニ並ニ非

県 縣也

罗 羅也

聖 聖也

茸 聶也凡从レ聶ニ字如ニ攝鑷等一从レ茸ニ並ニ非

肃 肅也凡从レ肅ノ字从レ肃ニ从レ隶ニ並ニ非隶ノ字見ニ子
誤用ニ
臨 臨也
背 背也
脇 脇也協亦从レ劦ニ並ニ非
臘 臘也
旧 臼也又借テ為ニ舊ノ字ト凡从レ臼ニ字如ニ兒舅舊舂
等ノ从レ旧ニ並ニ非
舊 舊也
舀 舀也凡从レ舀ノ字如ニ稻焰等ノ从レ舀ニ並ニ非
叟 叟也
挙 擧也
葉 葉也
茘 荔也

蕊 蕋也蕋ハ俗ノ蕊ノ字 蘂 蕋 蘃 並同
雚 雚也 雈 同レ上ニ凡从レ雚ニ字如ニ歡觀權灌等ノ
从レ雈ニ从レ隺ニ並ニ非 ヌ 同レ上ニ歡ヲ作レ欢ニ觀ヲ作
レ观ニ亦非
虫 蟲也
覆 覆也
覆 同レ上ニ
読 讀也
讒 讒也凡从レ毚ノ字ニ如ニ鑱纔等ノ从レ毚ニ並ニ非
変 變也凡从レ䜌ノ字如ニ蠻彎戀蠻孌鸞等ノ从レ亦ニ並
非
賢 賢也
質 質也
贔 贔也

賎 賤也凡从戔字如淺錢等从戋並非

趋 趨也

越 越也如鉞字从戊並非

軣 轟也

边 邊也

逹 達也

还 還也

阝 部也

鄒 鄒也 邹 同上

酉 西也凡从西字作酉皆非猶四作四西作西並非

釈 釋也按婆娑論釋迦作尺加佛氏因造釈字亦因造訳字爲譯後人承訛凡如擇懌澤驛等皆从尺並非

閅 聞也

闌 闌也凡从闌並如欄蘭等从闌並非

阳 陽也

阴 陰也

隐 隱也

陵 陵也凡从夌字如凌菱綾等从夌並非夌俗麥字

霊 靈也 霊 同上

虽 雖也 虽 同上

雀 瞿也凡从瞿字如懼衢等从雀並非

韵 韻也〔田淵敏曰毛晃慴韻云韻或作均韵俗作韻然則韵非韻省字乎〕

鍔 鍔也 鍔 同上凡从咢字如鰐鶚等从号並非

录(ロク) 錄也(シルス)

凬(カゼ) 風也凡从レ風ノ字从レ凬並ニ非

飞(ヒトブ) 飛也凡从レ飛ノ字从レ飞ニ並ニ非

奂(ギヨ ウヲ) 魚也凡从レ魚ノ字从レ奂ニ並ニ非

庇(ロク シカ) 鹿也凡从レ鹿ノ字从レ庇ニ並ニ非

点(テン) 點也

黾(バウ) 黽也黽俗黽字凡从黽字如ニ蠅繩等ノ从レ黾ニ並ニ非

鼡(ソ ネヅミ) 鼠也 竄 同レ上凡从レ鼠ノ字从レ鼡ニ从レ竄並ニ

非

斋(サイ) 齋也(イホリ)

斉(セイ) 齊也(サイ トヽノフ)

歯(シ) 齒也 齒 同レ上ニ凡从レ齒ノ字从レ歯ニ从レ齒ニ並

非

龠(ヤク) 龠也

メ(シヤハ) 佛氏娑婆二合ノ省字

𦬇(ボサツ) 佛氏菩薩二合ノ省字

卉(サツタ) 佛氏薩埵二合ノ省字

同文通考卷之四終

朝鮮聘禮事

新井筑後守源君美著

朝鮮國王より御代替之御祝儀信使來聘に付登城之次第

一信使東本願寺より淺草寺雷神門前夫より御藏前通り淺草橋御門横山町傳馬町本町常盤橋御門え入黑田豊前守屋敷前酒井雅樂頭屋敷前大手御門より登城此時旗伏幷樂人等相留上官以下皆下馬對馬守役人令差引之

但淺草寺前辻固め伊藤播摩守加藤出雲守人數勤之其外屋敷前道筋之面々警固出之

一上々官三人百人組張番所之際之下輿

一三使百人組之御門に入此時對馬守（衣冠下襲帶劍）兩長老大目付横田備中守（衣冠下襲帶劍）御馳人（酒井修理大夫 眞田伊豆守）（衣冠下襲帶劍 同）中之御門外へ出向左にわかれ立

但對馬守兩長老は石垣に付て立東面也備中守（修理大夫 伊豆守）南之方へ北向に立

一御目付（堀田源右衛門 假六位衣冠下襲帶劍 長崎半左衛門 同）御門左右に立

一國書中之御門之外へ至り御門之向に立國書陪之官前に立對馬守侍貳人（布衣）國書之左右に立

正德元年

一十一月朔日朝鮮國王より
御代替爲御祝儀信使來聘に付登城之次第

一十一月三日信使爲御馳走御饗宴舞樂被仰付依之登城之次第

一十一月四日曲馬之次第

一十一月十一日信使御暇に付登城之次第

一朝鮮國より進物

一被下もの

一信使大坂着岸船中行列

一來聘人惣姓名

一三使百人組御番所之前に而下輿

一上々官壹人進みて國書之跡に隨て立

一備中守（修理大夫 伊豆守）に會釋して先御門に入（修理大夫 伊豆守）相互に會釋して御門に入

一國書御門に入

一三使進て御門に至時對馬守兩長老三使に會釋して

相並で御門に入但御門に出入する時惣而會釋如斯
一源右衛門牛左衛門二行備中守一行修理大夫伊豆守二行に先立て莚道を歩み次に國書に國書陪之官次に國書に少下り左右に對馬守侍貳人二行次に上々官一人次に左の方に三使右之方に對馬守兩長老
但左正使右對馬守左副使右長老一人左位事
右長老壹人相並
從者は對馬守家老假六位衣冠下襲帶劍案内之對馬守役人御門外に有之て三使之輿可置所并下官之輩を差引之
一國書御玄關前御門之内に入て輿をおろす
兼而榻二脚を此御門内の番所の邊に出し置輿至る時榻二脚を並て其うへに輿を置く對馬守令差圖之
源右衛門牛左衛門備中守修理大夫伊豆守左右にわかれて止り立
一國書陪の官國書を出して上々官に渡し上々官請取御門の內御玄關に向て立北面也
國書之臺は對馬守役人進物に付參り之者持せ來り兼而より御玄關前御門の內番所迄出し置對馬守侍差圖して國書輿は御玄關前の庭上南の方に片付置之國書陪の官は對馬守侍と御玄關前御門の內に並立上官等三使にしたがひ入時國書陪の官共別に入て御玄關を上る
一三使御玄關前御門に至る時對馬守兩長老三使に會釋して御門に入相並事如例
一源左衛門牛左衛門御玄關の外に至て左右に相別れ對して立備中守は御玄關に向て中立し國書臺に隨ふ修理大夫伊豆守は東の方並立
一三使御玄關前御門に入時寺社奉行安藤右京亮衣冠本多彈正小弼同下襲帶劍　御目付丸毛五郎兵衛天野彌五右衛門同假六位衣冠下襲帶劍　出向御玄關板敷に各對して立
右京亮彈正小弼は御徒番所の前西より第三間南北に別て立
五郎兵衛彌五右衛門は西より第二間南北にわかれ立
一三使御玄關に近づきて源右衛門牛左衛門備中守會釋す備中守國書差引して御玄關に上る
一對馬守長老三使へ會釋して入次に修理大夫伊豆守上々官貳人に會釋して並入修理大夫伊豆守は右東の方也上々官御左西方也
一三使御玄關の階を上て源右衛門牛左衛門相互に會釋して御玄關に入上官以下　御目見可仕分御玄關に入對馬守家老差引之中官以下御中門の外に立

一國書上々官持之備中守案內して板敷通り先達國書寺社奉行の前を通る時寺社奉行腰をかゞむ五郎兵衛彌五右衛門互に會釋して備中守より先達殿上之間へ相越

一三使近づく時右京亮彈正少弼三使幷對馬守に會釋して二行に先立上々官以下從者隨ひ入

但先へ五郎兵衛彌五右衛門二行備中守一行右京亮彈正少弼二人貳行左に三使右に對馬守兩長老左に上々官二人右に修理大夫伊豆守次に御目付平岡市右衛門村瀨伊左衛門假六位衣冠下襲帶劍何も二行次に對馬守家老貳人二行次に上官以下從者

一國書殿上次之間に至時五郎兵衛彌五右衛門は殿上次の間西の第二第三の柱の間より西の緣に出東向に並立

一備中守國書持之案內して殿上之間へ入

國書御目付の前を通る時御目付腰をかゞむ

國書を上段中央に置かせ國書持候上々官を差圖して次間北より第二の柱通西の方に立しめ備中守は其向に立此時會釋す

一右京亮彈正少弼は殿上之間南之緣に立留り國書持出候上々官と備中守左右に立候を相待以後三使幷對馬守等會釋し案內して殿上間之內へ入之右京亮彈正少弼は外に左右にわかれ立三使等內へ入時會釋す

一對馬守正使に會釋して入坐に付三使は御障子方對馬守長老は御襖障子之方相向て立

一右京亮彈正少弼上々官三人に會釋して殿上の間に入せ座に付上々官西の方上段に向て並坐せしむ

一上官以下の從者座につく

冠官以上は殿上次の間次有、小童は次の間南の御椽に坐す對馬守家老役人等殿上次の間幷御玄關前等に有之而令差圖

一修理大夫伊豆守源右衛門半左衛門は殿上次の間西の緣に東向に坐す是は對馬守幷家來用事筯は沙汰可仕爲也此間寺社奉行大目付殿內に入

一本日右一節信使客次ニ入

一御前護衛は板緣下段西の方組板緣疊敷之鳥居伊賀守衣冠下襲帶劍其次に御書院番頭松平壹岐守上同御小性組番頭鈴木能登守上同東之方大久保長門守衣冠下襲帶劍其次に御書院番頭三浦肥後守上同御小性組番頭松平伊勢守上同東西四品以上は簾之外に居す

一階下護衛南の緣下に胡床を立て番長御使番戶川內藏助闕腋束帶劍壺胡籙を持負弓矢をもち遠藤新六郎上同須田助十郎上同

東之方に圓座を敷帯刀御使番梶四郎兵衛（假大紋帯劔くゝりな取）
黒川與兵衛（上同）鳥居權兵衛（上同）嶋田藤十郎（上同）日下
部作十郎（上同）寄合松浦酒之丞（上同）菅沼民部（上同）石尾
織部（上同）脇坂一角（上同）石原市左衛門（上同）居之

一御前（井）殿中伺公之面々相揃
　西の御縁頬に（松平讃岐守　井伊掃部頭）各衣冠下襲帯劔高家衆
（上同　手明）詰衆の四品以上（上同）東西別座下段御襖ははづ
し松の間第二の柱の御襖立之上壁代懸之御縁の
方には御簾掛之卷上げ其内に外樣四品以上之面
面（各衣冠下襲帯劍）別座外より並入中段より御幄（帯繻子雲たて縫之　五色之糸に）
揚之出候通退去

一中段西之方御襖戸立寄候

一中段落かけに御簾懸之卷上候

一水戸中納言殿（衣冠下襲帯劍）紀伊中納言殿（同）西之板縁より西
楹之外より出座中段上り御禮有て則中段東之方に
水戸殿西之方に紀伊殿着座（但中段の上り目三疊め）

一井伊掃部頭（衣冠下襲帯劍）西の板敷より西楹の外より出座
中段へ上り御禮申上る中段西之方に着座

一老中（各衣冠下襲帯劍）西の板敷より西楹の外より壹人宛順々
出座下段にて御禮申上る左右着座（下段の上より一疊目二疊目）

但し西の方に二人東之方に三人

一高家（品川豐前守　織田能登守）（衣冠下襲帯劔　同）東楹の外より出座東之方
老中の下に居但御禮に不及

一兩長老は殿上の間座定りて後座を立御車寄之邊に
伺公

一緣長老は出座奏者番三浦壹岐守（衣冠下襲帯劔）披露下段一
疊目にて拜して退去次に集長老出座奏者番松平備
前守（衣冠下襲帯劔）披露板緣御敷居際にて拜して退去畢て
兩長老殿上間御座對馬守へ出御被遊段兩長老申聞
候

一中門廊之南之方に三使の座を設（北面）東之蔀を後に
して上々官の座を設（西面）西の蔀を後にして對馬守
（井）引禮の高家奏者番六人の座を設（東西）上々官之座
の少し北を寺社奉行大目付等の座は何も高麗へり
の疊敷之

一進物持出下段に並置中段緣際より三四人程さけて
置之中奥御小性（松平内匠頭　青山近江守）（衣冠下襲帯劔　同）（酒井日向守　森川下總守）
（上同　同）

寄合（松平阿波守　金田能登守）（衣冠下襲不帯劔　同）（伏屋備前守　藤堂筑後守）（上同　上同）（山名信濃守　三宅下野守）
（上同　同）（本原因幡守　小濱志摩守）（同上　同役之）

但進物南北九尺斗東西一丈程

一信使を召

能登守へ信使召候旨相摸守申渡能登守出て大目付に申渡す元の座に歸大目付横田備中守松平石見守則殿上間へ相越對馬守三使を　御前へ可出旨申達おく

御書院番所南之緣に南に對し立

一對馬守上々官に會釋して　御前に拜すへき由を三使に達し正使上々官に國書を持しむ

一對馬守兩長老三使に會釋し國書殿上間を出づ上々官從ふ

一兩長老次の間に並居三使に會釋してとゞまる（修理大夫 伊豆守）（五郎兵衛 彌五右衛門）次之間西の緣立國書前を通時皆腰をかゞむ兩長老長老（修理大夫 伊豆守）（五郎兵衛 孫五右衛門）は其前に止る其向に（市右衛門 伊左衛門）は上々官の跡に隨ふ

一（備中守 石見守）並先達而御書院番所西南の隅の柱の邊左右に出向對馬守に會釋し先達而大廣間東の板敷に入

三使御車寄唐戶の邊に來時高家（大澤出雲守 前田隱岐守）（衣冠下襲劍 同）唐戶の通り立向（備中守 石見守）（右京亮 彈正少弼）左右にわかれ立（出雲守 隱岐守）對馬守に禮して進ましむ

一對馬守東楹の外より　御前へ罷出東の方下より三疊目に着座

一（出雲守 隱岐守）三使に禮して　御前に出て

一寺社奉行上々官二人を誘引して中門の席につかしむ

一三使御前へ出るを待て鞍馬を南庭に牽たつ（西頭にひき立御厩方は馬の前に北面して腰をかゞむ）

一御前板敷に出て兩楹之外に對し立

一國書持候上々官板敷出て兩楹の間に立北面す

一三使板敷に出て西を上とし北面して並立此間（市右衛門 伊左衛門）は壁代之外板敷へわかれ立

一豐前守座を立東楹之内に至國書持候上々官を會釋して立

一國書持候上々官西向して跪正使進みて東向して跪き書を請取上々官は退去（市右衛門 伊左衛門）案して中門廊の上上官の席につかしむ

一正使國書の匣を持て西楹の間より入て西楹の内に至り時豐前守西に向正使は東に向兩方より進寄互に跪き正使國書渡如前兩楹の間を退去元の座に立

一對馬守少進みて　御前向て俯伏す起に不及してす

ゝむ
一出雲守隱岐守三使に會釋して楹間より　御前へ出三使拜
之處に至出雲守隱岐守左右に對し跪く
但三使進物を前にして拜す
一三使北面して四拜畢而出雲守隱岐守三使に會釋して兩楹
の間より退去中門廊の座に着しめて出雲守隱岐守座に着
一下段に有之進物面々張出しより引之
但最前出し候面々役之
次に馬は最初之道を通り御中門外へ出之次に御緣
に並置し物を進物番西の張出しより引之
一林大學頭　大學頭子同七三郎
西楹之外より入て座に着
一豐前守中段に上膝行して書匣を開き書を取膝退し
て下り大學頭に渡之
一大學頭國書讀に〔本ハ〕七三郎渡〔マヽ〕ニ別幅を一讀畢而卷レ之又
書を請取元のごとく別幅を卷込豐前守渡す
一豐前守跪て書を請取
一大學頭七三郎俯伏して立元の通り出す
一豐前守中段に上り書を匣に入棒之御上段に膝行し
て座にかへり

松平大藏少輔（衣冠下襲帶劔）御左の方に膝行して進み書匣
を取て御帳臺におさむ相模守中段に上り　仰を承
下りて下段上より三疊目之東の端着座對馬守を召
て三使に御盃を被下へき由を傳ふ
對馬守下段上より五疊目東より二疊目末の間へ
罷出
一對馬守承て東楹の外より出中門廊の座に着
引禮高家之上南に東向事
上々官に會釋して　仰の旨を達す三使御禮申上之
一對馬守三使出雲守隱岐守に會釋して起てば御前へ出下よ
り五疊目東より一疊目に着
一出雲守隱岐守三使に會釋して御前に出之
三使之跡へ市右衛門伊左衛門相從壁代の外板敷にとゞまり
上々官は從ふに不及
三使楹間より入て最初拜せし所にて俯伏畢而西之
方下段より四疊目西の一疊目へり際に着座副使從
事順々着座何も東面
一出雲守隱岐守退而下段より三疊目二疊目東之方に西面座
す
御土器三　　中條山城守（衣冠下襲不帶劔）

御引渡　横瀨駿河守同
御提土器　織田讃岐守同
西の方より兩楹の間を持出　御前へ備之如元退次
に三使之引渡出之面楹之外より持出如前退
正使給仕　内田若狹守（衣冠下襲不帶劔）
副使給仕　曾我周防守同
從事給仕　安藤山城守同
御給仕御板敷西の方跪き三使の給仕は其跡に跪く
御酌　中條山城守
御加　長澤壹岐守
兩楹の間より出　御前へ被召上御加あり其土器御
銚子載之中段之中少東之方西向に御酌扣有之時對
馬守座を起正使に會釋し進で中段黑緣際へ跪正使
中段に上り膝退して進御酌御土器を取て授く正使
御盃頂戴加、無レ之膝退して本座に歸對馬守少退き
俯伏す
一副使　御盃頂戴次第同斷
一從事　御盃頂戴次第同斷
右畢而對馬守後座
一御酌御加引之御土器御引渡等引之元の道を退出

一三使之引渡引之最前之道を退出
一（出雲守隱岐守）互に會釋し座を立罷出三使に會釋し誘引し
て拜禮の席に至しむ三使四拜して兩楹間より出
（出雲守隱岐守）三使の案內して中門廊の座に着しむ（市右衛門伊左衛門）
三使の跡に隨ふ
一本曰右一節賓ヲ禮ス
一相模守中段上り　仰を承り下りて下段上より三疊
目にて最前のごとく對馬守を召て三使自分御禮之
義從者御目見被仰付旨達之對馬守俯伏して承り東
楹の外より出中門廊へ相越上々官を以三使へ傳ふ
る前のごとくにして　御前の座に歸着
一三使の献上物出之
献上物兼而中門廊西の緣に毛氈敷之其上に並置
進物番持出之東楹の外より入下段より四疊目に
並置進物番西之方に退く虎皮は（本ノマヽ）　御目通りより
西の方へ寄之御緣に置之是庭實也進物番役之（但皮の首の方を持者首を西の方にして持出之）
一此間從者御目見に罷出者共寄置御目付對馬守家老
下知之
一（出雲守隱岐守）三使に會釋して　御前に出之東楹の外より

使の左右に並入三使獻上物を前にして四拜す此時三(出雲守 隱岐守)左右にわかれ跪く

一(出雲守 隱岐守)三使に會釋して西の方國(ロカ)座せしめ(出雲守 隱岐守)者東の方西面にして並座す

一正使は下より五疊目副使從事順々に座す

一下段に有し三使の獻上物進物番西の方より引出し兩楹間少東之方より出し西の方へ引之次御縁に並置候物是又進物番引之

一(壹岐守 備前守)上々官を誘引して退壁代之外に北面して出しめ(壹岐守 備前守)左右にわかれ立上官以下從者の立座拜する義を下知せしむ

一御車寄の唐戸を開く(小十人組二人宛素袍内外へ有之役之)上官等殿上之間次より御書院番所の落縁通り唐戸より入(但唐戸外迄は對馬守家)來案內(奏者番松平宮内少輔 森川出羽守 衣冠下襲帶劔 同)上官を誘引して東西の楹の外より內に入て跪く上官等は板出にて四拜して西を上とす上官等四度程に出之其度々宮内少輔出羽守誘引して出誘引して退出不及御前に跪く罷在(五郎兵衛 獨五右衛門)度々前後に付出

一上官等拜畢而(宮内少輔 出羽守)座を起板敷南之敷居際に東西にわかれ對し跪

一上官等元のごとく退出御車寄之唐戸を閉之(前のごとく小十人組役也)

一次官小童落縁に罷出西を上として四拜して退御目付(天野彌五右衛門 大岡忠右衛門 假六位衣冠下襲帶劔 同)前後に付誘引す

一御徒頭(長谷川半十郎 江原與右衛門 假六位衣冠下襲帶劔 同)中官を誘引して庭上舞臺の前に左右にわかれ立(腰なかゞめ)中官西を上とし二三度に出四拜して退く

御中門を開き中官を出す

一(宮内少輔 出羽守)俯伏して退

此間(右京亮 彈正少弼 備中守 石見守 源右衛門 半左衛門)等對馬守家來に下知して三使從者を促して退出の用意せしむ

一(壹岐守 備前守)上々官を誘引して御前に出板敷西北面して立しむ上座の上々官東楹まで罷出

一相模守中段に上り膝行し罷出仰を承膝退して下り仰を傳ふる座着(下段上より二疊目三疊目東より東の端)御尋有之由を相模守傳之對馬守承て少退西南面して座す(下段上へ五疊目東の方より二疊目東の端)

一(壹岐守 備前守)上々官を誘引して東楹の外より入て拜位着せしめ左右にわかれ對し跪く上々官拜位に俯伏す拜位下より一疊目

一對馬守上々官に會釋して壹岐守備前守上々官誘引して對馬守座に着して退西楹の外より並に出板敷の上に東面して並座す少北に向ふ

一對馬守三使に尋仰らるゝ旨有由を達之上々官俯伏して承り三人同しく西の方三使の座に着仰之旨有之由を通し上々官は下段一疊目へ復座

一出雲守讃岐守起て三使を誘引して拜位に着しめて出雲守讃岐守は本座に歸並座す

一壹岐守西楹の外より入て上々官の西上の者一人を會釋し誘引して正使の西より進しめ東面して跪しむ壹岐守は本座に歸

一對馬守上々官に會釋して進しめて仰の旨を傳ふ上俯伏して承りて後御返答申上之上々官其段對馬守江通し前のごととして退跪對馬守膝行して進み相摸守對して三使申上る御返答申上之

一相摸守後命を傳ふ使者の勞を慰せらるゝ由對馬守申傳對馬守承て

仰を傳ふる事前のごとし三使俯伏して御返答申上之

一上々官三使の御返答を對馬守に通ずる義前の如く相模守へ對馬守申上る事前のごとく畢而本座に歸次に上々官拜位に歸

一相模守三使の御返答を申上座に歸事仰の承時のごとし

一對馬守御禮して起て出

一出雲守讃岐守三使に會釋して拜せしむ

一三使上々官異位重行四拜し畢而東楹の外より出三使先づ出上々官は跡より退く

從事　上々官　如此出

副使　上々官　異位重行也

正使　上々官

一豐前守座を起下段の中に進み跪禮畢る由を申て本座に歸豐前守能登守相互に會釋して東楹の外より東の方に出る

一本曰右一節君ヲ問使ヲ勞ス

一水戸殿紀伊殿其座を起中段にて御禮有之退去此節月番の老中御取合申上之

一掃部頭中段に而御禮申上之下段西之方着座

掃部頭御禮の間に左右に老中座を不移

一表向四品以上之面々一列に御前に罷出御禮月番之

老中御取合申上之
一西の方松平讃岐守 井伊備中守 詰衆の四品以上一同に御禮に出御禮高家は出座に不及殘在之
一東の方の老中二人座を起て東の御襖障子際對し座す次に掃部頭西の方老中二人起て東の方南北に對し座す次に老中御襖開之下段出御殿中伺公の面々
　御目見相濟て御襖障子閉之　入御
一殿中庭上の護衛皆退出
一三使上々官等退出 右京亮 彈正少弼 備中守 石見守 等中門廊の座を起て御車寄せ唐戸の邊に出向
一出雲守 讃岐守 左右にわかれ立對馬守 出雲守 讃岐守 に會釋 出雲守 讃岐守 三使に會釋して止る 壹岐守 備前守 上々官に會釋してとゞまる
一修理大夫 伊豆守 先御玄關を出東面に對して立從者拜し畢而段々出て御玄關前に左右にわかれ立 源右衛門 半左衛門 對馬守家來差圖して下知せしむ
一三使殿上の間次の間に至時兩長老出向對馬守三使に會釋して並出る事仕出の時のごとし
一右京亮 彈正少弼 御玄關の板敷に至りて左右にわかれて對馬守正使等を會釋して止る 五郎兵衛 彌五右衛門 同しく止まる
一備中守 石見守 御玄關の階下に至て互に會釋して石見守は御式臺にとゞまる東の方に立
一修理大夫 伊豆守 三使を誘引して出る事出仕の時のごとし
一三使中之御門を出る時備中守 修理大夫 伊豆守 對馬守兩長老御門外に相送る事出仕の時出向ごとし
　一本曰右一節門送之義
一御目付鈴木飛彈守 衣冠下襲帶劍 鈴木伊兵衛 假六位衣冠下襲帶劍 河野勘右衛門大久保甚右衛門 上同 御座敷向御用等之義勤之
一大廣間四の間西の御襖障子を後にして大御番百人勤仕 素袍
一御書院番所兩番一組づゝ本番共三組勤仕 素袍
一所々勤番

御鑓奉行
御玄關東脇　土屋市之丞
　虎皮投鞘の鑓五十本立之 假六位衣冠下襲帶劍
御中門の外　御持弓頭　中坊長左衛門
御臺所口　御鐵炮頭 同　大井新右衛門
　御弓頭 同　山崎四郎右衛門

中之御門　御鐵炮頭 酒井與九郎
臺部屋口　御鐵炮頭同 前嶋太郎右衛門
大手御門　百人組頭同 齋藤帶刀
同 堀田孫太郎
下馬前　御鐵炮頭同 逸見八左衛門
御普請場　東之方 松田善右衛門

一水戸殿は紅葉山下御門紀伊殿は坂下御門より登城退出も同前手廻り幷長柄は二丸銅御門の內へ入置之其外人馬は紅葉山下外矢來坂下門外に溜置之

一出仕之面々登城之時は大手櫻田兩所より罷出退出之節は櫻田之方計通す

一表向諸役人其外御番衆登城退出共坂下御門相通之

一奥向之面々は登城退出共平川口御門相通

一御玄關前より中の御門迄莚敷之中の口にも同斷

一出仕之面々供廻り和田倉御門之內馬場の內外へ折居餘り分は御用屋敷折廻し迄差置之乘物は櫻田之外腰掛置之　但對馬守長柄御馳走人乘物は內櫻田御番所際に置之

一御玄關前腰掛置板敷の上に薄縁敷之中官差置之對馬守家來附罷立

一大手腰懸向通りは不殘下官共差置之

一同所南之方腰懸幷御疊小屋新とつなぎ迄者對馬守御馳走人の人馬置之

一出仕之面々供之者蓮池馬場邊差引は蓮池御門當番之御先手與力同心勤之

一喰違御門は中の御門加番之御先手與力同心勤之

一御玄關前二丸御門外大手下馬にも對馬守家來役人等差置之

一殿上間前掛板緣邊に對馬守家來置之此外御座敷向へも朝鮮人相越候席江は右家來差添遣之　但御用掛り之面々令指圖之

十一月三日

信使爲御馳走御饗宴且舞樂被仰付登城之次第

一信使東本願寺江寺町通り廣德寺前上野二王門前廣小路通り石川石之助小笠原左近將監安藤左京亮本

多信濃守屋敷前より筋違橋御門江入松平伊豆守戸田外記屋敷前通り神田橋御門江入松平甲斐守屋敷前より酒井雅樂頭屋敷脇前通り大手御門より登城此時旗仗并樂人等相留上官以下下馬宗對馬守役人令差引之

但東本願寺近邊より御徒町并寺町十町餘之處辻固め松平伊賀守酒井左衛門佐松平中務大輔池田内匠頭人數勤之其外屋敷前道筋之面々警固出之

一上々官三人百人但張番所之際に而下輿

一三使百人組之御門に入此時對馬守狩衣兩長老大目付横田備中守狩衣御馳走人酒井修理大夫眞田伊豆守狩衣同中之御門外へ出向左右にわかれ立

但對馬守兩長老は石垣に付て立東西也備中守修理大夫伊豆守は南之方に北面に立

御目付堀田源右衛門長崎半左衛門但六位狩衣御門之内左右に立

一三使百人組御番所前に下輿

一備中守修理大夫伊豆守に會釋して先御門に入修理大夫伊豆守相互に會釋して御門に入

但御門之出入する時惣而會釋如此

一源右衛門半左衛門二行備中守一行修理大夫伊豆守二行に先立て莚道を歩み次に左之方に三使右之方に對馬守兩長老相並

但左正使右對馬守左副使右長老一人左從事右長老壹人相並

從者は對馬守家老　案内之對馬守役人御門外に在之而三使之輿に置處并下官之輩を差引

一三使御玄關前御門に至時對馬守兩長老三使に會釋して御門に入相並事如前

一源右衛門半左衛門修理大夫伊豆守東之方に並立

一源右衛門半左衛門御玄關の外に至て左右に相わかれ對して立

一三使御玄關前御門に入時寺社奉行安藤右京亮本多彈正少弼狩衣同御目付丸毛五郎兵衛天野彌五右衛門假六位狩衣出向御玄關板敷に各對して在御徒番所の前右京亮彈正少弼は西より第三間南北にわかれ立□□□は西より第二間南北にわかれ立

一三使御玄關に近つきて源右衛門半左衛門備中守會釋して御玄關江上る

一對馬守兩長老三使江會釋して入次に修理大夫伊豆守上々官に會釋して並入修理大夫伊豆守は右東之方也上々官は左西の方也

一三使御玄關の階を上て源右衛門半左衛門相互に會釋して御玄關に入上官以下是又御玄關江入對馬守家老差引之

中官以下は御玄關前に而對馬守役人差圖せしめ東の方腰掛に群居す

一三使近つく時右京亮彈正少弼三使並對馬守會釋して二行先立上々官以下從者隨ひ入

但先江五郎兵衛彌五右衛門二行備中守一行右京亮彈正少弼二行左に三使右に對馬守兩長老左に上々官右修理大夫伊豆守次に御目付平岡市右衛門村瀨伊左衛門假六位狩衣同二行次に對馬守家老二人二行次に上官以下從者

一三使殿上次の間に至時五郎兵衛彌五右衛門は殿上次之間西之第一第三之柱之間西之緣に出東向に並立備中守も此所に止る

一右京亮彈正少弼は殿上之間南之緣に立留り三使並對馬守等に會釋し案內して殿上之間の內へ入之右京亮彈正少弼は外に右左わかれ立三使等內に入時會釋有之

一對馬守正使に會釋して下段江入兩長老は副使從事に會釋して入座に付三使は御障子之方對馬守兩長老は御襖障子の方相向候並

一右京亮彈正少弼上々官三人に會釋して殿上間に入らせ座につく上官西之方上段に向て並座せしむ

一上官以下之從者座につく

冠官以下は殿上次官小童は次の間南之御緣に座す對馬守家老役人等殿上次之間并御玄關前に在之而令差圖之

一修理大夫伊豆守源右衛門牛左衛門は殿上次の間西之緣に東向に座す是は對馬守并家來用事有之は沙汰爲可仕也此外寺社奉行大目付殿內に入

一御前護衛は板緣下段の西之方組緣頰疊敷之鳥居伊賀守其次に御書院番頭松平壹岐守上同御小性組番頭鈴木能登守上同東之方大久保長門守狩衣其次に御書院番頭三浦肥後守上同御小性組番頭松平伊勢守上同東西列居之面々簾之外に居

一階下之護衛には不及

一御前并殿中伺公之面々相揃

但水戶中納言殿紀伊中納言殿并表向萬石以上之面々は登　城無之西之御緣頰に松平讃岐守井伊備中守各狩衣高家衆上同手明詰衆の四品以上上同東西別居下段御襖はつし松の間第二之柱に御襖立之上に壁代懸之御緣の方には御簾懸之卷上其內に御譜代衆狩衣奏者番上同列座西面

二之間三の間東南に簾懸之卷上詰衆並狩衣五
位之面々後通法印法眼其外布衣以上列座南向
一大廣間　出御　御小直衣
御先立　阿部豐後守狩衣
御太刀　宮原刑部大輔同
御劔　大澤右衛門督同
繧繝縁疊二疊敷之
御上段御座所　御大茵御小茵赤地錦の縁小葵白綾の縁　重敷之
御太刀之役
御劔之役
間部越前守狩衣　本多中務大輔上同　御側高家衆
上同御小性衆上同
一御側衆各狩衣御小納戸衆布衣は御納戸構に相詰
一御上段の前帽額黃繻子雲に鳳凰五色之糸にて縫之懸之
一中奥御小性內藤若狹守曾我周防守同　狩衣　西之板縁より出兩楹の
外より並入中段にあがり御幄黃繻子雲な五色糸にて縫之揚之出候
通退去
一中段西の方御襖戸立置之
一中段落かけに御簾を懸卷上之
一井伊掃部頭狩衣　西之板敷より西楹の外より出座中
段上り御禮申上之中段西之方に着座但中段の下より二疊目
一老中各狩衣　西の板敷より西楹之外一人つゝ順々出
座下段御禮申上之左右に着座
但西之方に二人東の方に三人
一高家品川豐前守織田能登守　狩衣同　東楹の外より出座　東之方老中
之下に居
一兩長老は殿上間座定而後座を起御車寄之邊に伺公
一緣長老出座奏者番三浦壹岐守披露下段一疊目也板
緣御敷居際之拜而退去畢而兩長老殿上間へ後座對
馬守江出御被遊候段兩長老申聞之
一信使上々官を召
豐前守江信使上々官を召候者相模守申渡之豐
前守出て大目付に申渡元之座に歸大目付橫田
備中守松平石見守則殿上間江相越對馬守江三
使上々官を御前江可出旨申達之御書院番所南
之緣に南北に對し立
一對馬守上々官に會釋して三使上々官御前に拜すべ
き由を達之
一對馬守兩長老三使に會釋し三使殿上間を出て上々
官したがふ

一両長老次之間並三使に會釋してとゞまる　修理大夫 伊豆守　五郎兵衛 彌五左衛門　は次の間西の縁に立とゞまる其向に　市右衛門 伊左衛門　は上々官の跡にしたがふ

一備中守 石見守 並先達而御書院番所南の縁を通る時　右京亮 彈正少弼　對馬守會釋して先達而大廣間東之板敷に入三使御車寄唐戸之邊に來る時高家　大澤出雲守 前田隱岐守　狩衣 同　唐戸之通に立むかふ　備中守 石見守　右京亮 彈正少弼　左右にわかれ立　出雲守 隱岐守　對馬守に禮して進しむ　市右衛門 伊左衛門　壁代の外にとゞまる

一對馬守東楹の外より御前江罷出東之方下より三疊目に着座

一出雲守 隱岐守 三使に會釋して　御前江出之東楹の外より三使之左右に並入三使上々官四拜之時　出雲守 隱岐守　左右にわかれ跪

但三使上々官一同出席　三使下より三疊目 上々官の下より一疊目

從事　上々官

副使　上々官　異位重行也

正使

一三浦壹岐守壁代之外に伺公して三使上々官拜して俯伏　出雲守 隱岐守　左右に跪を見て板縁西之方に東面之少北にむかふ

一相模守下段上より三疊目東之方より二疊目東之端に着座對馬守を召て三使江御饗應且舞樂見物被仰付旨傳之對馬守承之少退西南面して座す　下段上より五疊目の東の方 二疊目東端

一壹岐守西楹之外入て上々官の西上之者一人を會釋し誘引して正使の西より近しめ東面して跪しむ壹岐守本座に歸

一對馬守上々官に會釋し近しめて仰の旨を傳ふ上々官膝行俯伏して承り膝退して正使等に仰の旨を通ず三使俯伏して御禮申上之上々官其段對馬守江達之前のごとくして退跪對馬守膝行してすゝみ相模守に對し三使申上御返答を申上之畢而本座に歸次に上々官拜位に歸

但今日相模守御前へ伺公して上意を承り重而罷出三使御禮申上段言上にも不及

一對馬守御禮して起まづ出

一出雲守 隱岐守 三使に會釋し起て四拜せしむ

一三使上々官拜し畢而東楹の外より出三使先出上々官は跡より退之異位重行也

但今日は上々官誘引奏者番勤に不及高家令差引三使一同に依罷出也

一三使殿上間に後座
右京亮 彈正少弼 備中守 石見守 等御車寄唐戸之邊迄出向ひ 出雲守 隱岐守
左右にわかれ立對馬守出雲守 隱岐守に會釋出雲守 隱岐守三使に
會釋してとゞまる入御
一營中伺公之面々御書院柳之間等之座に着
御白書院御次御譜代衆高家衆並各狩衣
但侍從以上一席四品一席柳間に芙蓉間御役人番
頭物頭法印法眼其外布衣以上列居
一備中守 石見守殿上間江相越對馬守に會釋し三使を始其外
舞樂見物之席江入べき由を達す御書院番所南之椽
にひかへ立
右京亮 彈正少弼御書院番所西南之隅之柱の邊に出向對馬守
に會釋し大廣間東の板敷に入市右衛門 伊左衛門は上々官の跡
にしたがふ
一三使對馬守兩長老上々官ゆりの杉戸の邊に至とき
出雲守 隱岐守杉戸之外に備中守 石見守 右京亮 彈正少弼左右に向ひ立出雲守 隱岐守
對馬守に會釋して進ましめ松の廊下の北櫻之間見
物之席に着しむ市右衛門 伊左衛門は壽老人之杉戸東の方と
どまり立
一御目付河野勘右衛門 大久保甚左衛門 假六位狩衣 同 上官以下小童等案内
してゆりの杉戸の邊に來る時奏者番松平宮内少輔 狩衣
森川出羽守 狩衣 出向ふ松の廊下北の方より順々見物之席
に入對馬守家老役人少々兩長老伴僧等したがひ
入
一松の廊下南之方より大廣間之方へ出る廊下壽老人
之杉戸西の方に兩番の出入五十人素袍勤仕番頭狩
衣組頭布衣相濟
一見物之席江何も着畢而市右衛門 伊左衛門壽老人之杉戸閉之
一御白書院　出御御小直衣
御先立　阿部豐後守狩衣
御太刀　宮原刑部大輔同
御劔　大澤右衛門督同
下段　御着座　御上疊御褥敷之 梨子地御刀掛置之
御太刀之役
御劔之役
間部越前守狩衣本多中務大輔上同御側高家衆上
同御小性衆上同
一御側衆各狩衣御小納戸衆布衣面々御緣頰に相詰
一下段に御簾懸之御小性衆役之同所南之御緣頰にも
御簾を懸卷上之

一出御以前井伊掃部頭松平讃岐守井伊備中守老中若年寄中各狩衣東之御縁頰に順々着座　但御前之方衝立を以仕切之

一舞樂始

振鉾三節　東儀因幡守　辻伯耆守

三臺鹽　辻豐前守　辻伯耆守　辻左兵衛將監　窪杢權頭　上左兵衛將監　窪左兵衛將曹

長保樂　東儀因幡守　林駿河守　林飛驒守　東儀内匠頭　多河内守　東儀左兵衛大尉

央宮樂　辻豐前守　辻伯耆守　辻左兵衛將監　窪杢權頭

仁和樂　東儀長門守　林大隅守　東儀左兵衛大尉　林右衛門大尉

太平樂　辻左近衛將監　窪右兵衛將曹　辻左兵衛將曹　窪左近衛將監

古鳥蘇　東儀因幡守　林駿河守　□□飛驒守　□内匠頭

甘州　窪杢權頭　辻豐前守　窪右近衛將監　辻左近衛將監　辻左近衛將曹　窪左近衛將監

林歌　東儀長門守　林大隅守　東儀左兵衛大尉　林右衛門大尉

陵王　辻伯耆守

納曾利　東儀因幡守　林駿河守

退出　長慶子

一右畢而三使之外殿上間江退座此節上官以下從者等先出して御書院番所之邊江至時三使對馬守兩長老上々官を出雲守隱岐守案内してゆりの杉戸の際左右にわかれとゞまる上官に宮内少輔出羽守誘引して出之

寺社奉行大目付等ゆりの杉戸の外迄出むかひ左右にわかれ對馬守に會釋し先立て殿上間に至る

一三使其外殿上間江退座此時御襖障子老中開之御敷居際に立御御次伺公之面々御目見相濟而入御

一三使對馬守兩長老御饗應之席江至らしむ高家寺社奉行大目付御目付送迎之儀前のごとし

一大廣間下段東の御襖障子之方に掃部頭老中越前守中務大輔相並南面して立此時三使起て互に二揖して座につく對馬守を招掃部頭始各三使江挨拶之趣達之對馬守則上々官を以通之三使之返答是又對馬守迄述之濟而各會釋して立前の如く二揖畢而退座

一上々官其外者御座敷奉行案内して席々江着しむ

三使　大廣間下段七五三

御座鋪奉行

詰衆　土井甲斐守　狩衣

奏者番　池田丹波守　同

酒井下總守　同

御書院番頭　阿部遠江守　同

同所給仕　大久保豐前守　同

御小性組番頭　朽木土佐守　同
御使番　大島因幡守　同
御書院番組頭　內藤日向守　同
中奥御小性　曾我周防守　同
同　安藤山城守　同
同　松平內匠頭　同
同　青山近江守　同
同　酒井日向守　同
寄合　松平阿波守　同
同　金田能登守　同
同　伏屋備前守　同
同　藤本筑後守　同
同　山石信濃守　同
同　三宅下野守　同
同　木原因幡守　同

初獻
酌　大久保豊前守
加　曾我周防守
右正使始之對馬守副使緣長老集長老之酌引之

二獻
酌　朽木土佐守
加　安藤山城守
右副使始之對馬守正使緣長老從事集長老酌引之

三獻
酌　大久保豊前守
加　曾我周防守
右從事始之對馬守正使緣長老副使集長老に而給納銚子入之

同所御饗應奉行　石丸五左衛門　布衣組共
曾雌權右衛門　同

上々官
松之間七五三
御座鋪奉行
請衆
奏者番　內藤山城守　狩衣
御書院番頭　高木主水正　同
御小性組番頭　稲葉紀伊守　同

同所給仕
鈴木能登守　同
同　石川備中守　同
中奥御小性　內藤若狹守　同
同　森川下總守　同
寄合　小濱志摩守　同
同　建部民部少輔　同
同　平岡和泉守　同
酌　中奥御小性　石川備中守　同
加　森川下總守　同
同所御饗應奉行
小十人頭　飯田惣左衛門　布衣組共
判事學士醫師
殿上間下段五々三
御座鋪奉行
大御番頭　宇津出雲守　狩衣
御書院番頭　三浦肥後守　同
御小性組番頭　川勝能登守　同

同所給仕
進物番衆　素袍
同所御饗應奉行
土屋數馬　布衣組共
冠官上ノ方
軍官下ノ方
柳之間五々三
御座鋪奉行
大御番頭　土屋山城守　狩衣
御書院番頭　松平壹岐守　同
御小性組番頭　松平伊勢守　同
同所給仕
進物番衆　素袍
兩番出人　同
同所御饗應奉行
御徒頭　寛助兵衛　布衣組共
次官小童
紅葉間三汁十菜
御座鋪奉行
大御番頭　酒井紀伊守　狩衣
御書院番頭　酒井因幡守　同

御小性組番頭　皆川山城守　同

同所給仕　進物番衆　素袍

兩番出人　同

同所御饗應奉行　御徒頭　江原與左衛門　布衣　組共

一三使御饗應畢而豐前守能登守出座對馬守座上に着三使對馬守に對し御禮申上之豐前守能登守退去

一三使上々官等退出右京亮彈正少弼備中守石見守等御車寄唐戸之邊迄出向

一出雲守隱岐守左右にわかれ立對馬守出雲守隱岐守に會釋出雲守隱岐守三使に會釋してとゞまる

一修理大夫伊豆守先御玄關を出東西に對して立從者等段々出て御玄關前左右にわかれ立源右衛門半左衛門對馬守家來に差圖して下知せしむ

一兩長老對馬守三使に會釋して並び出る事出仕の時のごとし

一右京亮彈正少弼御玄關之板敷に至て左右にわかれ對馬守正使等を會釋してとゞまる五郎兵衛彌五右衛門同くとゞまる

一備中守伊豆守三使を誘引して出る事出仕の時のごとし

一三使中御門を出時備中守修理大夫伊豆守對馬守兩長老御門外相送事出仕の時出むかふがごとし

一今日御菓子被下席々

中之間　溜詰高家衆芙蓉間御役人

御連歌之間　御譜代衆

鳫之間　詰衆

芙蓉間　詰衆並番頭物頭菊之間

菊之間　相詰御役人

躑躅之間　御先手躑躅之間焼火之間相詰御役人

右御菓子被下面々頂戴相濟已後三使御饗應之内中の口より順々退去

一中官に折櫃饅頭被下御玄關前腰懸に於て對馬守家來下知之

一下官に折櫃赤飯被下之下馬腰懸に而是又對馬家役人下知之

一菊之間南之方屏風を以構之御馳走人酒井修理大夫眞田伊豆守御料理三汁八菜被下之給仕兩番出人

一蘇鐵之間に而對馬守家來御料理二汁八菜被下之給仕表坊主

一大廣間北之溜に而兩長老の伴僧御料理二汁八菜被下之
給仕表坊主
一御目付鈴木飛彈守狩衣鈴木伊兵衛假六位狩衣河野勘右衛
門上同大久保勘右衛門上同御座敷向御用等之義勤
之
但勘右衛門甚左衛門今日は上官以下小童等之引
禮勤之
一大廣間四之間西之御襖障子を後にして大御番百人
勤仕素袍
一御書院番所兩番一組づゝ本番共三組勤仕素袍
一所々勤番
御玄關東脇　土屋市之丞　假六位狩衣
虎之皮投鞘之御鎗五十本立之
御中門之外　御持弓頭　中坊長左衛門　同
御鐵炮頭　大井新右衛門　同
中之御門　本番加番共　御弓頭　山崎四郎右衛門　同
御鐵炮頭　酒井與九郎　同
臺部屋口　同　前嶋太郎左衛門　同
大手御門　百人組之頭　齋藤帶刀　同
本番加番共　御鐵炮頭　堀田孫太郎　同
下馬前　逸見八左衛門　同
御普請場東之方　松田善右衛門　同
此より以下進見之儀同じ故に是を略す
十一月四日
曲馬　上覽
上々官馬上才等東本願寺より寺町通本多彈正少弼
屋敷前佐竹大膳大夫脇通御徒町津輕土佐守屋敷夫
より宗對馬守脇藤堂和泉守本多信濃守屋敷後脇通
筋違御門廣小路稻葉丹後守屋敷前夫より松平伯耆
守前松平志摩守前通り飯高市郎兵衛前村上市正前
御用屋敷前大澤右衛門督前酒井吉右衛門前吹上御
藏畑役所脇田安御門へ相越此時上々官馬上才等御
門之外に而各駕より下る對馬守家人引之御門番所
に入
但東本願寺脇新堀端より寺町通六丁餘之所辻
固松平伊賀守松平中務大輔池田內匠頭人數勤
之其外屋鋪前道筋之面々警固出之
一御前并諸衛之儀仗を立假御殿之後に御長刀御持鎗

等を建御馬三疋北の方繋に牽立虎之皮投鞘之御鎗百本假御殿之南北に建外衛六ヶ所御弓鐵炮を備

但御長刀御持鎗御召御馬出馬に付御徒頭御厩方等蓮池紅葉山下御門通相添罷越

一桐之間御番拾五人御番所に付

一大老老中若年寄等竹橋御門より入候幕次に就（竹橋御門外に而駕より下る）

一先期寺社奉行本多彈正少弼大目付松平石見守御目付（鈴木飛彈守 大久保甚右衛門）田安御門番所に赴上々官等を迎入騎べき所の馬を御番所の側に立（かねて外繋を設け立）彈正少弼石見守（飛彈守 甚右衛門）等江下りて迎ふるに不及對馬守家來誘引して番所の上江上候已後出會

一彈正少弼等對馬守家人をして告しめ上々官馬上才等を引て馬場を見せしむ（北より入て御假殿の前を經て南にいたる）事畢而御番所に入しむ（本路をへてかへる）

大老溜詰老中以下御役人等皆々棧敷にあがる

一御歩行貳組六十人御假殿の下の段につらなり座北より入

一御出御近習供奉之次第常儀のごとく御假殿に入御次に御目付（鈴木伊兵衛 河野勘右衛門）行違て彈正少弼等をして馬上才を催しむ此時御厩方の輩馬場西の方兩所の口に蹲踞す（その馬をとゞむべきため也）馬場にも相詰

一馬上才騎して馬場に入（北より入）彈正少弼石見守（飛彈守 甚右衛門）馬場の口より入て蹲踞す

見物被仰付候面々

溜詰

高家

詰衆（詰日之面々共）

御奏者番

松平佐渡守

土岐丹後守

水野肥前守

御留守居

大御番頭

御書院番頭

御小性組番頭

大目付

町奉行

御勘定奉行

御作事奉行

御普請奉行

芙蓉之間相詰　遠國奉行
同斷　遠國役人
西丸御留守居
新御番頭
御留守居番
右之內詰番之分は殿中に罷在
一田安淸水口竹橋半藏口馬場曲輪西東御門番之面々
非番共に見物被　仰付之
一見物被　仰付候面々刀置候所に御徒目付等罷在刀
持草履取等差引

馬藝之者　池起澤
　　　　　李斗興

乘形	
馬上立	立一さん
馬上倒立	さか立
馬上倒曳	さがり藤
馬上左右七步	左右步
馬上橫臥	よこ乘
馬上臀上仰臥	くわんぬき通
馬脇隱身	橫添
雙馬	雙馬

騎訖て出
一大老溜詰老中一同出座　御目見過而御間之障子
但馬守加賀守明之伺公之面々一同　御目見今日曲馬見物
被　仰付難有旨老中及取合畢而　還御
一大老溜詰老中以下御役人等退出桐間御番御徒退出
一馬上才田安御番所に入御菓子御茶御酒御肴等を上
上官井馬上才に賜彈正少弼石見守等是を奉行す
給仕御門番兩人の家來勤之事畢而上々官馬上才等退出彈正少弼石
見守飛彈守甚右衛門退出

勤方

曲馬乘出口前	御持弓頭	中坊長左衛門
田安御門內東之方	御鐵炮頭	逸見八左衛門
同所西之方	御弓頭	山崎四郎右衛門
馬場西南之方	御鐵炮頭	酒井與九郎
紅葉山下矢來御門之方	同	前嶋太郎左衛門
淸水口御門上稻荷前	同	大井新右衛門
		金田惣八郎
御前畱御徒六十人	御徒頭	筧助兵衛
		林藤四郎

馬場外廻り御徒　同　土屋數馬
一勤番之面々　還御にても場所不引取上々官等田安御番所より退出已後引取
一豫參御供其外御用懸等面々羽織袴着之
　但御徒目付與力染小袖麻上下同心は對之羽織着之
一御前置の御歩行染小袖麻上下着之對馬守家來田安御門番の家來染小袖麻上下着之竹橋淸水口御門番之家來同斷
　但御門内外に御徒目付差置候
一竹橋御門外を下乘して乘物は御舂屋前雉子橋御門之内に差置之
一平川口腰懸邊を下馬とす
一淸水口御門外を下乘として乘物は元小普請小屋場前より雉子橋小屋場前之橋より外を下馬とす
　但淸水口御門より北之方御堀之道通路相止之
十一月十一日
信使御暇に付登城之次第
一信使東本願寺より淺草寺雷神門前夫より御藏前通り淺草橋御門橫山町傳馬町本町常盤橋御門江入黑田豐前守屋敷前酒井雅樂頭屋敷前大手御門より登城此時旗仗井樂人等相留上官以下皆下馬對馬守役人令差引之
　但淺草寺前辻固め伊藤播磨守加藤出雲守人數勤之其外屋敷前道筋之面々警固出之
一上々官三人百人組張番所之際に而下輿
一三使百人組之御門に入此時對馬守(衣冠下襲帶劍)兩長老大目付仙石丹波守(衣冠下襲帶劍)御馳走人(酒井修理大夫 眞田伊豆守)(衣冠下襲帶劍)中の御門外江出向左右にわかれ立
　但對馬守兩長老は石垣に付て立東面之丹波守(修理大夫 伊豆守)南之方へ北面に立
一御目付(堀田源右衛門 長山半左衛門)(同 假六位衣冠下襲帶劍)御門之左右に立
一三使百人組御番所之前に而下輿
一丹波守(修理大夫 伊豆守)に會釋して先御門に入(修理大夫 伊豆守)相互に會釋して御門に入
一三使進みて御門に至時對馬守兩長老三使に會釋して相並て御門に入
　但御門之出入する時惣而會釋如斯
一(源右衛門 半左衛門)二行丹波守一行(修理大夫 伊豆守)二行先立て莚道を歩み次に上々官一次に左之方に三使右之方に對馬

守兩長老
但左正使右對馬守左副使右長老一人左從事右長
老一人相並
從者は對馬守家老（假六位衣冠/下襲帶劔）案內之對馬守役人御門
外に在之て三使の輿可置所幷下官之蹕を指引之
一三使御玄關前に至時對馬守兩長老三使に會釋して
御門に入相並事如例
一（源右衛門/牛左衛門）御玄關之外に至て左右にわかれ對して立
（修理大夫/伊豆守）は東の方に並立
一三使御玄門前御門に入時寺社奉行
安藤對馬守　衣冠下襲帶劔
本多彈正少弼　同
御目付（丸毛五郎兵衛　假六位衣冠下襲帶劔/天野彌五右衛門　同）出向御玄關板
敷に各對して立（右京亮/彈正少弼）は御徒番所の前西より第
三間南北に別に立（五郎兵衛/彌五右衛門）は西より第二間南北に
別れ立
一三使御玄門に近づきて（源右衛門/牛左衛門）丹波守會釋す丹波
守御玄關江上る
一對馬守兩長老三使江會釋して入次に（修理大夫/伊豆守）上々
官二人に會釋して並入（修理大夫/伊豆守）は右東の方也上々官
は西の方也

一三使御玄關の階を上て（源右衛門/牛左衛門）相互に會釋して御
玄關に入上官以下御目見可仕分御玄關に入對馬守
家老差引之中官以下御中門之外に立
一三使近づく時（右京亮/彈正少弼）三使並對馬に會釋して二行に
先立上々官以下從者亥たがひ入
但先江（五郎兵衛/彌五右衛門）二行備中守一行・（右京亮/彈正少弼）二人二
行左に三使右に對馬守兩長老左に上々官二人右
に（修理大夫/伊豆守）次に御目付（平岡市右衛門　假六位衣冠下襲帶劔/村瀨伊左衛門　同）
何も二行次に對馬守家老三人二行次に上官以下
從者
一三使殿上次の間江至時（五郎兵衛/彌五右衛門）は殿上次の間西之
第二第三の柱の間より西の緣に出東向に並立丹波
守は此所にとゞまる
一（右京亮/彈正少弼）は殿上之間南之緣に而立留り三使幷對馬守
等に會釋し內江入時會釋有之
對馬守正使に會釋して下段に入兩長老は副使從事
に會釋して入座に着三使は御障子の方對馬守兩長
老は御襖障子之方相向て並
一（右京亮/彈正少弼）上々官三人に會釋して殿上の間に入らせ
座に付上々官西の方上段に向て並座せしむ

一上々官以下の從者座につく
冠官以上は殿上次の間次官小童は次の間南の
御緣に座す對馬守家老役人等次の間幷御玄關
前等に在之而令差圖

一修理大夫伊豆守 源右衛門半左衛門は殿上次の間西の緣に東向に座す
是は對馬守幷家來用事有之は沙汰可仕爲也此外寺
社奉行大目付殿內に入

御前衛護は板緣下段の西之方但板緣疊敷之鳥居伊賀守衣冠下襲
帶劔其次に御書院番頭松平壹岐守上同御小性組番頭
鈴木能登守上同東之方に大久保長門守上同其次に御
書院番頭三浦肥後守上同御小性組番頭松平伊勢守
上同東西四品以上は簾之外に居す

一階下護衛南の緣下に胡床を立て番長御使番戶川內
藏助闕腋束帶々劔壷胡籙を負弓矢を持遠藤新三郞上同須田助十郞上同
東之方に圓座を敷帶刀御使番梶四郞兵衛假大紋帶劔くゝりを取
黑川與兵衛上同鳥居權之助上同島田藤十郞上同日下
部作十郞上同寄合松浦酒之丞上同菅沼民部上同石尾
織部上同脇坂一角上同石原市左衛門上同居之

一御前並殿中伺公之面々相揃
西の御緣頰に松平讃岐守井伊掃部守各衣冠下襲帶劔高家衆

上同手明詰衆之四品以上上同東西列居下段御襖ははは
づし松之間第二の柱に御襖立之上に壁代懸之
御緣之方には御簾懸之卷上げ其內に外樣四品以
上之面々各衣冠下襲帶劔列居西面二の間三の間四の間
東南に簾懸之卷上之御譜代衆外樣詰衆上同奏者
番上同手明五位之面々後通り法印法眼其外布衣以上
列居南面

一大廣間出御御直衣
御先立阿部豐後守衣冠下襲帶劔
御太刀堀川兵部大輔同
御劔宮原式部大輔同
御上段御座所繧繝緣厚疊二疊敷之
御大茵御小茵赤地錦之緣に葵白綾の鏡重敷
御着座梨子地御刀懸置之御座後に
御太刀之役
御劔之役
間部越前守衣冠下襲帶劔本多中務大輔上同御側高家
上同御小性衆上同

一御側衆各衣冠下襲帶劔御小納戶衆布衣は御納戶構に相詰

一御上段之前幘額黃繻子雲に鳳凰五色の糸にて縫之懸之

一中奥御小性內田相模守曾我周防守衣冠下襲同西之板敷より出兩楹

之外より並入中段に御幄（黄繻子雲を五色の糸にて縫之）揚之出候通
り退去
一中段西之方御襖戸立寄之
一中段落懸に御簾懸卷上之
一水戸中納言殿（衣冠下襲帯劔）紀伊中納言殿（同）西之板緣より
西檻之外より出座中段に上り御禮有之則中段東之
方に水戸殿西方に紀伊殿着座（但中段上より三疊目）
一井伊掃部頭（衣冠下襲帯劔）西之板敷より西檻の外より出座
中段に上り御禮申上は中段西之方に着座（下段上より二疊目）
一老中（各衣冠下襲帯劔）西之板敷より西檻之外より一人づゝ
順々出座下段に而御禮申上之左右に着座（下段上より二疊目）
・但西之方に二人東之方に三人
一高家（品川豐前守 織田能登守）（衣冠下襲帯劔 同）東檻之外より出座東之方老
中之下に居但御禮に不及
一兩長老は殿上之間座定りて後座を立御車寄之邊に
伺公
一緣長老出座奏者番三浦壹岐守（衣冠下襲帯劔）披露下段一
疊目に拜して退去次に集長老出座奏者番松平備前
守（上同）披露板緣御敷居際に而拜して退去畢而兩長
老殿上間江後座對馬守江　出御被遊候段兩長老中

聞之
中門廊之南之方に三使の座を設（北面）東の蔀を後に
して上々官の座を設く（西面）西之蔀を後にして對馬
守（幷引禮之高家奏者番六人の座を設（東面）上々官の
座の少し北を寺社奉行大目付等の座す何も高麗緣
の疊敷之
一信使上々官を召
豐前守江信使上々官を召候旨相模守申渡之豐前
守出て大目付に申渡元之座に歸大目付仙石丹波
守松平石見守則殿上間に相越對馬守三使上々官
を　御前江可出旨達之出て御書院番所南之緣に
南北に對し立
一對馬守上々官に會釋して　御前に可拜由を三使に
達之
一對馬守兩長老三使に會釋して三使殿上之間を出上
上官したがふ
一兩長老次之間に並立三使に會釋してとゞまる
（修理大夫 伊豆守）（五郎兵衛 彌五右衛門）次之間西之緣に立とゞまり其
向に（市右衛門 伊左衛門）は上々官之跡にしたがふ
一（丹波守 石見守）並先達而御書院番所南の緣を通る時（右京亮 彈正少弼）

御書院番所西南の隅の柱の邊左右に出向對馬守に會釋し先達而大廣間東の板鋪に入三使御車寄唐戸の邊に來時高家大澤出雲守 前田隱岐守 衣冠下襲 帶劔 唐戸の通立向備中守 石見守 右京亮 彈正少弼 左右にわかれ立出雲守 隱岐守 對馬守に禮して進ましむ

一對馬守東楹の外より御前江罷出東の方下より三疊目に着座

一出雲守 隱岐守 三使會釋して御前江出て東楹の外より三使の左右に並入三使上々官四拜の時出雲守 隱岐守 左右にわかれ跪く市右衛門 伊左衛門 は壁代の外左右に着座引禮の高家着座

從事　上々官

副使　上々官　異位重行也

正使　上々官

但今日は上々官之誘奏者番勤に不及三使一同に罷出に依而也

一三浦壹岐守壁代の外に伺公し出雲守 隱岐守 左右に跪を見て板緣西之方に東西し少し北に向

一相模守下段上より三疊目東之方より二疊目東之端に着座對馬守を召て三使御暇且拜領物被仰付之幷

從者等被下物之儀傳之對馬守承之少退西面して座す下段上より五疊目東之 方より二疊目東の端

一壹岐守西楹の外より入て上々官の西上の者一人を會釋し誘引して正使の西より進しめ東面して跪しむ壹岐守は本座に歸

一對馬守上々官に會釋して進しめて仰の旨を傳ふ上上官膝行俯伏して承膝近して正使等に仰の旨を通ず三使俯伏して御禮申上之上々官其段對馬守江達之前のごとくして退跪對馬守膝行して進相模守に對し三使申上御返答を申上之相模守後座

一對馬守御禮して起先出

一出雲守 隱岐守 三使に會釋して起しむ上々官したがひて東楹の外より出

一五郎兵衛 彌五右衛門 丹波守 石見守 壹岐守 備前守 御車寄唐戸之邊迄出向

但初日は寺社奉行二人出向ひ之處今日は拜領物之事にしたがふに付而奏者番立向也

一出雲守 隱岐守 左右にわかれ立對馬守出雲守 隱岐守 に會釋出雲守 隱岐守 三使に會釋してとゞまる

一五郎兵衛 彌五右衛門 石見守 丹波守 備前守 壹岐守 三使上々官等を誘引して四の間東板緣より直に蘇鐵之間通檜之間に至り市右衛門

伊左衛門は跡にしたがふ蘇鐵之間南之戸の內に各左右にわかれて對し立是より先に豐前守御前を退西之方御緣頰を廻り梛之間東御緣通り檜之間に至り西之方に東西して座す右京亮彈正少弼南之方に北面して並座す三使上々官の拜領物北之方に西を上として小十人番所の方夫より蘇鐵之間東之方迄に並置

臺と前之方に札を付正使副使從事同知僉等の字をしるす

一對馬守三使上々官を誘引して檜之間に入三使西を上とし北面して座す上々官少隔て並座し對馬守は三使の上に座す

一豐前守右京亮彈正少弼に會釋す座を起對馬守に會釋して進しむ對馬守進で豐前守座の前に跪三使江拜領物被仰付旨豐前守達之對馬守退て上々官に會釋して右之段通之次に對馬守三使等を誘引して豐前守に對して俯伏せしむ豐前守座の疊際より三疊目三使退く元のごとく並座す對馬守重而上々官に會釋して進しめ拜領物之儀述之上々官進で豐前守に對して俯伏す豐前守座の疊際より六疊目上々官退而如元並座す

一對馬守三使に會釋して退出五郎兵衛 彌五右衛門 丹波守 石見守 壹岐守 備前守誘引して中門廊の座に着しむ市右衛門 伊左衛門跡に隨ひ是より先奏者番松平宮內少輔 森川出羽守 衣冠下襲 帶劍 同下知して上判事學子上官次官小童江被下物殿上次之間西南之緣障子之際に折廻して並置宮內少輔 出羽守南之緣に南北に相對して立上々官蘇鐵之間を出時に會釋し誘引して殿上次之間に至しむ

一上々官殿上次之間に並座し上官以下に被下物之儀宮內少輔 出羽守申渡之上々官に會釋し起て御書院番所西南之緣に東西して並立

一上々官上官以下を誘引して御書院番所南之緣に入て俯伏せしむ

臺に札を付る事前に同じ對馬守役人等上官以下被下物に付俯伏する時下知之

一上官以下俯伏して後座宮內少輔 出羽守上々官を誘引して中門廊之座に着しむ市右衛門 伊左衛門跡にしたがふ

但市右衛門 伊左衛門は三使中門廊着座之後宮內少輔 出羽守跡之方に來て左右に立

一中官以下之被下物對馬守役人江大目付 手明申渡之其由をしらしむ

但今日之被下物御禮相濟已後客殿江差遣之

一豐前守不帶劔 西之方より出東楹の外より入東之方老中の前に着て三使并従者等拜領物之儀相濟候旨述之老中之次に如最前着座

　但豐前守　御書匣を相渡付而不帶劔

一對馬守重而出席前のごとく着座是より先従者御前に可拜事を借御目付對馬守家老下知之

一出雲守隱岐守三使に會釋して　御前に出之下段下より三疊目に而四拜せしめ東西に座しむ出雲守隱岐守 東之方西面し並座す

　正使は下より五疊目副使従事順々に座す

一壹岐守備前守 上々官を案內して東楹の外より入上々官下より一疊目にて四拜す此時 壹岐守備前守 左右に分れ跪く

一壹岐守備前守上々官を誘引して退壁代の外より北面して立壹岐守備前守左右に わかれ立上官以下従者 の出座拜する儀を下知せしむ

一御車寄の唐戶を開く小十人組內外に二人づゝ素袍在之而役之上官等殿上間次より御書院番所の落緣通り唐戶より入但唐戶の外迄は對馬守家來案內之書 此時宮內少輔出羽守 上官を誘引して東西之楹の外より內に入跪く上官は板敷に而四拜して退く西を上とす上官 等四たび程に出之其度々宮內少輔出羽守誘引して退に不及　御前に跪て罷在五郎兵衛彌五右衛門度々前後に付罷在

一上官等如元退出御車寄の唐戶閉之如元小十人組役之 御目付天野彌五右衛門江原與右衛門 假六位衣冠下襲帶劔同中官西を上とし二三度に罷出四拜して退く

　御中門を開き中官を出す

一宮內少輔出羽守俯伏して退く

一従者等拜し畢而出雲守隱岐守 三使に會釋し東楹の外より退く

一壁代の外に立し上々官三使隨ひて中門廊の座に着

一御書之案高家長澤壹岐守織田讃岐守 衣冠下襲不帶劔同 對して捧之面々板敷より進之兩楹の間より入中段の 上に置 之初日朝鮮之國書置る所也 元之道を退き出西之板敷に東面して並座す

一對馬守起之中門廊の座に着上々官に會釋し進ましめ　御書相渡べき由を三使に通之畢而如先座に歸る

一出雲守隱岐守三使に會釋して　御前に進ましむ

一壹岐守備前守上々官一人に會釋し誘引して壁代の 外に拜面しとゞまり立しむ

一出雲守隱岐守三使を誘引して兩楹之間より入て 拜位に 着

しむ三使俯伏す
初日朝鮮の國書を奉して俯伏せし所也但下段下より五疊目

一出雲守隱岐守三使を誘引して兩楹之間より出て板縁に北面して立しむ西を上とす

一壹岐守隱岐守西楹の外より入て 御書案を對し捧之下段中央に置之元之道を退き出板敷に復座

但御案は下段上より四疊目に置之

一豐前守座を起而東楹之內に而正使に會釋す正使楹間より入西楹之內に而豐前守に對して北行し御書案之南に並近づく豐前守南之方東に西向して跪き正使は南の方西に東向して跪く此時豐前守膝行して進み御書匣を取但花足共に取之正使跪行して進む豐前守西向して渡之正使受取捧て楹間より出東向して立豐前守は座に歸る

一壁代の外に立し上々官を進入て正使之前に至る

一正使跪て 御書匣を渡す上々官跪て請取之捧て板敷に出兩楹の間に北向して立

一正使退て元の所に立

一壹岐守讃岐守西楹の間より並入て 御案を對持て東楹の外より出る是より先に進物番二人布衣壁代之外に奈り座し御案を請取て殿上之間上段の中央に置之退く壹岐守讃岐守壁代の內江入に不及退去

一出雲守隱岐守三使を會釋して西楹の外より入て拜位につけて四拜せしむ

但自分の拜位にては無之下段下より五疊目

一三使拜し畢而出雲守隱岐守誘引して西楹の外に出る

一對馬守東楹の外に出

一御書を持上々官東向して三使の先に立三使したがひて出る

一豐前守座を起て下段の中に進み跪き禮畢之由を申て取之座に歸東楹之外より東之方に出る

一水戸殿紀伊殿其座を起て中段に而御禮有て退去此節月番の老中御取合申上之

一掃部頭中段に而御禮申上之下段西之方着座

掃部頭御禮之間に左右之老中座を下移

一表向四品以上之面々一列に御前に罷出御禮月番之老中御取合申上之

一西之方松平讃岐守井伊備中守幷詰衆之四品以上一同に 御前に出御禮高家は出座に不及殘有之

一東之方老中貳人座を起て東の御襖障子之際に對し座す次に掃部頭西之方老中二人起て東之方南北に對し座す次に老中御襖開之下段　出御東面に立御殿中伺公之面々　御目見相濟而御襖障子閉之　入御

一殿中庭上之護衛皆退出

一三使退出之節（壹岐守 備前守）上々官二人を會釋し（丹波守 石見守）一同に中門廊の座を起て御車寄唐戸之邊迄出向

一（出雲守 隱岐守）左右にわかれ立對馬守（出雲守 隱岐守）に會釋（出雲守 隱岐守）三使に會釋してとゞまる（壹岐守 備前守）上々官に會釋してとゞまる

一三使殿上次之間至時兩長老出向

一御書を捧し上々官先入て　御書を御案に置て出

一對馬守兩長老三使に會釋して並入

一（壹岐守 備前守）上々官に會釋して入座に着しむ（壹岐守 備前守）（丹波守 石見守）は殿内に入是より先朝鮮國王江被遣候品々柳之間江並置豐前守西之緣に東面して座し（右京亮 彈正少弼）其下に座す

一（丹波守 石見守）殿上間入て被遣物引渡べき由對馬守江相達して出

一對馬守上々官を以三使に通ず

一對馬守兩長老三使に會釋して進む

一三使上々官をとゞめて　御書を護らしむ

一三使殿上間を出兩長老次之間に並立三使に會釋して止る

一（丹波守 石見守）（壹岐守 備前守）（市右衛門 伊左衛門）三使幷上々官貳人を誘引して柳之間に入しむ（市右衛門 伊左衛門）跡にしたがひ各柳之間南之隅御襖障子の際左右にわかれ立

但（壹岐守 備前守）は御書院番所西南の隅の柱の通左右にわかれ向て誘引す

一三使上々官柳之間に入て北向し西を上とす異位重行して立對馬守は三使の西北之方に立

一豐前守（右京亮 彈正少弼）に會釋す兩人座を起對馬守に會釋して進しむ對馬守進て豐前守座の前に跪朝鮮國王江之被遣物三使に受取しむべき由豐前守達之對馬守退て上々官に會釋して國王江之被遣物拜見すべき由通之次に對馬守三使上々官を會釋して進右被遣物之前に當りて拜見せしむ

一三使拜見し畢而對馬守誘引して出是より先上官以下　御前に拜せし後中官等庭上江出て拜し濟て三

使上々官中門廊の座に付夫より　御書相渡間對馬守家來に通じ上官以下を案内して柳之間に入て被遣物をひそかに見せしむ御目付河野勘右衛門 大久保甚右衛門假六位衣

一冠下襲帶劒同 彌五右衛門 忠右衛門差引之

一丹波守 壹岐守 石見守 備前守　三使を誘引して殿上間次之間に至時兩長老出向

一上々官　御書匣を捧次之間に出て立

一修理大夫 伊豆守先御玄關を出東西に對して立從者等段々出て御玄關前に左右にわかれ立源右衛門 半左衛門對馬守家來に差圖して下知せしむ

一三使並上々官貳人　御書匣に從ひ御玄關江出壹岐守 備前守　御玄關板敷に對してとゞまる御徒番所の前西より第三の間 五郎兵衛 彌五右衛門同じくとゞまる

一丹波守 石見守御玄關階下に至て互に會釋し石見守は　御式臺にとゞまる東之方に立

一上々官　御書匣を捧げ御玄關前御門之内にて輿に入て相從ひて出る初日朝鮮の國書に從ひし時の通りなり是より先に對馬守役人差圖して輿を迎入國書陪の官等を相催す　御書の案は　御答の被遣物と一同に御禮過客舘江遣之　御書通る時は何も腰をかゞむ

一修理大夫 伊豆守三使を誘引して出る事出仕の時のごとし

一三使中門を出る時源右衛門 半左衛門丹波守修理大夫 伊豆守　對馬守兩長老御門外に相送る事出仕の時出向如し

此より下進見之儀に同じ故に是を略

朝鮮國王よりの進物

一人　參　五拾觔

一大繻子　拾　匹

一大段子　拾　匹

一色大紗　貳拾匹

一白照布　貳拾匹

一黃照布　貳拾匹

一黑麻布　三拾匹

一鼠　皮　拾五張

一豹　皮　貳拾張

一青黍皮　三拾張

一魚　皮　百　張

一色　紙　三十卷

一各色筆　五拾柄

一眞　墨　五拾笏

一黄蜜　百觔
一清蜜　拾器 每缸一斗
一鷹子　拾連
一駿馬　貳匹

三使中より之献上物

一虎皮　五張　一人參　拾觔
一白照布　拾匹

三使中より音物　尾張中納言殿江

一鷹　一居　一人參　一斤
一虎皮　貳枚　一白照布　五匹
一芙蓉香　三拾本　一筆　貳拾本
一眞墨　貳拾挺

水戸中納言殿
紀伊中納言殿江

一同斷

右持參之朝鮮人

上々官三人　小童三人　使令六人
下官三人　小通事三人

朝鮮人江相付候家老　平田隼人
裁判役　寺田市郎兵衛
留守居　三浦貞右衛門

徒士　四人
通詞　貳人
弓足輕　四人

一人參　二斤
一色紙　五卷
一白蜜　拾斤
一松笠　百
一眞墨　拾挺

井伊掃部頭江

一虎皮　一枚
一石鱗　一斤
一扇子　貳拾本
一筆　貳拾本
一芙蓉香　五拾本

一人參　一斤
一色紙　三卷
一眞墨　拾挺
一扇子　貳拾本

松平肥後守江

一油布　拾匹
一石鱗　一斤
一芙蓉香　貳拾本
一柏子　貳斗

一人參　一斤
一色紙　三卷
一白蜜　拾斤
一松笠　百
一眞墨　拾挺

土屋相模守江

一虎皮　一枚
一石鱗　一斤
一扇子　拾本
一筆　貳拾本
一芙蓉香　貳拾本

一同断　秋元但馬守　大久保加賀守　井上河内守
　　　　間部越前守　阿部豊後守　本多中務大輔江
　　　　久世大和守江

一人參　一斤　　一油布　五匹
一筆　貳拾本　　一扇子　拾五本
一色紙　三巻　　一柏子　一斗
一石鱗　一斤　　一眞墨　拾挺

一同断　加藤越中守　鳥居伊賀守　大久保長門守江

右持參之朝鮮人
上々官三人　小童三人　使令六人
小通事三人

朝鮮人江相附候家老　大浦忠右衛門
留守居　鈴木左次右衛門
徒士　四人
通詞　貳人
弓足輕　四人

朝鮮國王江被遣物

一鎧　二十副
一太刀　二十把
一長刀　二十條
一厨子　一座全副

一屏風　二十對

被下物

一銀五百枚宛
　綿三百把宛　三使江
一銀百枚宛　上々官三人江
一同五十枚宛　上判事三人江
一同三拾枚　學士壹人江
一同五百枚　上官次官小童　中　江
一同千枚　中官下官　中　江
一同五拾枚ツヽ　馬藝者二人江

曲馬之節罷出候　上々官　判事　軍官　小童　理馬　通事　使令　馬夫

一同百枚

太刀二十腰打候鍛冶

近江國下坂肥後守康繼之孫　武藏國　下坂康繼
山城國粟田口國綱之孫　同　法城寺國正
先祖相模守貞宗之弟子　同　橘永弘

美濃國關金重之孫
山城國藤原來金道之孫
攝津國忠綱之孫
同　兼道之孫
加賀國宗忠之孫
薩摩國康國之孫
肥前國忠吉之孫
同
同
因幡國忠國之孫
先祖豐後國河內守元行之孫
美濃國志津兼氏之孫
越中國清光之孫
豐後國忠行之孫
同　行恒之孫
山城國信國之孫
先祖原田是一之弟子

同　源國永
山城國　藤原來金道
攝津國　忠綱
同　兼道
加賀國　藤原國平
薩摩國　康國
肥前國　藤原忠吉
同　藤原政廣
同　藤原行廣
因幡國　忠國
豐前國　紀政平
武藏國　清平
越中國　清光
豐後國　忠行
同　行恒
筑前國　源重包
同　藤原守次

長刀二十振打候鍛冶

近江國下坂肥後守康繼之孫
山城國粟田口國綱之孫
先祖相模國貞宗之弟子
美濃國關金重之孫
山城國藤原來金道之孫
攝津國忠綱之孫
同　兼道之孫
加賀國宗忠之孫
薩摩國康國之孫
肥前國忠吉之孫
同
同
因幡國忠國之孫
先祖豐後國河內守元行弟子
美濃國志津兼氏之孫
越中國清光之孫

武藏國　下坂康繼
同　法城寺國正
同　橘永弘
同　源國永
山城國　藤原來金道
攝津國　忠綱
同　兼道
加賀國　藤原國平
薩摩國　康國
肥前國　藤原忠吉
同　藤原政廣
同　藤原行廣
因幡國　忠國
豐後國　紀政平
武藏國　清平
越中國　清光

安藝國輝廣之孫　安藝國　輝廣
先祖山城國國廣之弟子　陸奥國　國虎
先祖攝津國和泉守國定之弟子　同　貞則
備中國青江之孫　國重

御屏風貳拾雙繪様筆者

聖德
一孝德天皇白雉之圖　一双　探信
一文武天皇慶雲之圖　一双
孝德文武者我朝之文武の聖德をそなへ給ひし御事也

忠孝
一小松敎訓
一楠木遺誡　一双　春潮
小松は忠にして孝あり楠木は忠にして慈あり二つの德を兼し事異朝にも類少きか

詩文
一大井川三船
かゝる多才多藝の人は異朝にも稀なり
一安樂寺長篇　一双　養朴
かゝる大作は異朝にもためしなき名譽のことなり
一紫式部
一清少納言　一双　洞春
右二人は梨壺五人の歌仙の中にもことにすぐれて倭歌の道のみにあらず漢學にたけし人なり

禮樂
一朝覲行幸　一双　内藏允
同
一釋典　一双　同斷
一唐樂
一やまと樂　一双　永叔
右禮樂のことなば異朝にもたつしみせまほしき事の第一なり
一くりから落し　一双　探雪
小勢にて謀を以て多の軍兵を谷へおとす
さかしき山の上より多くの軍兵を谷へ落かさなりうするなり
一藤戸渡　一双　永叔
馬にて海をわたす
海を馬にて渡せしこと異朝に例なし異國人見て大におどろくべきなり

射勇
一爲朝大箭　一双　柳雪
異朝にて我國の弓矢遣万國の中にすぐれて大なるよし申傳ろか爲朝の大弓矢は我國にも双なければ古今一人と申すべし
一朝比奈三郎門を破
一泉小太郎船をあぐ　一双　探信
右はわが朝の力士なり

一 勇女 巴坂額　一双　養朴
　右はわが朝の勇女なり
一 業 鵜飼　一双　梅雲
　猿まはし
　是は朝鮮人先年見てことのほかふしぎがりしことなり
一 風景 富士　一双　養朴
　三保
　富士はわが朝の名山なり
一 同 吉野　一双
　龍田
　異國に櫻と楓とはみものなりさればかの國にて賞翫すべし
一 同 住吉　一双　壽碩
　玉津嶋
一 同 松嶋　一双　探雪
一 日本 花鳥　一双　休碩
一 祇園會　一双　春笑
一 射御 犬追物　一双　如川

三使井上々官江賜物

白銀貳百枚　尾張中納言殿より 三使中江
同　六拾枚　上々官三人江
右同斷　水戸中納言殿より
右同斷　紀伊中納言殿より
白銀百枚　井伊掃部頭より
羽二重三拾匹　三使中江
白銀五拾枚　上々官三人中江
白銀百枚　松平肥後守より 三使中江
同三拾枚　上々官三人中江
右同斷　土屋相模守より
右同斷　秋元但馬守より
右同斷　大久保加賀守より
右同斷　井上河內守より
右同斷　間部越前守より
右同斷　阿部豐後守より
右同斷　本多中務太輔より
白銀三拾枚　久世大和守より 三使中江

同　拾枚
右同斷

上々官三人中江
加藤越中守より

右同斷
右同斷
鳥居伊賀守より
大久保長門守より

朝鮮國信使大坂着岸船中行列

御船印段々筋
鳥船
往來船行儀下知

石川四郎左衛門組
同心壹人

宗對馬守船
船印角取紙
小早

同斷
同斷
川御座船

宗對馬守

関所船

同斷
同斷
供船

関所船

同斷
同斷
供船

同斷
同斷
供船

同斷
同斷
供船

同斷
小早船印同斷
鎮鯨丸

同斷
船印同斷
鯨船

同斷
同斷
同

同斷
同斷
同

同斷
同斷
供船

同斷
同斷
鯨船

通詞頭一人

上荷船
巡視旗三
三枝鎗三

上荷船

通詞一人

上荷船
右同
右同

上荷船

長鎗三 偃月刀二 上荷船 形名旗 上荷船 纛 清道旗 百石船 細樂二鼓手二螺角手三 銅鼓一喇叭三大平簫 大炮匠二人

宗對馬守船 船印角取紙 鯨船一艘 行列下知 通詞頭一人 通詞一人 御船印段々筋 伊豫小早

右同 右同 上荷船 右同 上荷船 右同 右同 百石船 右同 同 同 同

石川四郎左衛門組 船作法下知 與力 御船印上同 小使船一艘

稻葉伊豫守船 船印紋傍取折敷三文字 稻葉伊豫守家來 上乘

川御座 合印國書先導船 上官 上乘 通詞頭一人 通詞一人 宗對馬守家來

松平土佐守船 松平土佐守家來

川御座 船印中白 合印國書先導船 上官 上乘 通詞頭一人 通詞一人 宗對馬守家來

船印上同 小使船一艘 右同宗對馬守家來

右同 供船一艘

右同 関所船一艘 船印丸に蘆葉 引船

関所船一艘 茶船 同 同

小使船一艘 右同宗對馬守家來

右同 供船一艘

右同 関所船一艘

同同同同同同同

御船印御紋
浪速丸　國書轎
合印金御紋

上乘　石川四郎左衛門組
與力

御船驗段々筋
小使船一艘

船印丸に蘆葉
石川四郎左衛門組與力
供船一艘

船印上同
引船
茶船　同　同

上乘　宗對馬守家來
通詞頭一人
通詞一人

右同
関所船一艘

船印角取紙
宗對馬守家來
供船一艘

右同
引船
茶船　同　同

同同同同同同同

御船驗御紋
紀伊國丸　正使
合印正之字

上乘　石川四郎左衛門組
與力

御船印段々筋
小使船一艘

船印丸に蘆葉
石川四郎左衛門組與力
供船一艘

船印丸に蘆葉
引船
茶船　同　同　同　同

同同同同同同同

上乘
通詞頭一人
通詞一人

関所船一艘

船印角取紙
宗對馬守家來
供船一艘

同
同
同
同　御船驗御紋　土佐丸　合印副之字　上乘　副使　上乘　通詞頭一人　通詞一人

石川四郎左衛門組　與力　御船印段々筋　小使船一艘　宗對馬守家來　右同　関所船一艘

船印丸に蘆葉　石川四郎左衛門組與力　供船一艘　船印角取紙　宗對馬守家來　供船一艘

船印丸に蘆葉　引船　茶船　同　同　同　同

同
同
同
同
同　御船驗御紋　中土佐丸　合印從之字　從事

石川四郎左衛門組　與力　上乘　御船印段々筋　小使船一艘　上乘　通詞頭一人　通詞一人　関所船一艘

船印丸に蘆葉　石川四郎左衛門與力　供船一艘　上乘　松平讃岐守船　松平讃岐守家來

船印紋丸に五星　合印上々官一船　川御座　上々官

船印角取紙　宗對馬守家來　供船一艘　上乘　通詞頭一人　通詞一人　宗對馬守家來

船印上同
小使船一艘

右同宗對馬守家來
供船一艘

右同
関所船一艘

松平淡路守船
上乗　松平淡路守家來

船印紋丸ニ萬字
川御座　上々官
合印上々官第二船

上乗　宗對馬守家來
通詞頭一人
通詞一人

右同宗對馬守家來
供船一艘

船印上同
小使船一艘

船印紋丸ニ一文字三星
川御座
合印上々官第三船

関所船一艘

松平民部大輔船
上乗　松平民部大輔家來

上々官

上乗　宗對馬守家來
通詞頭一人
通詞一人

船印上同
小使船一艘

右同宗對馬守家來
供船一艘

右同
関所船一艘

松平安藝守船
上乗　松平安藝守家來

船印船赤
川御座　上官
合印上判事第一船

上乗　宗對馬守家來
通詞頭一人
通詞一人

船印上同
小船一艘

右同宗對馬守家來
供船一艘

右同
関所船一艘

伊達織部船
上乗　伊達織部家來

船印紋丸瞿
川御座　上官
合印上判事第二船

上乗　宗對馬守家來
通詞頭一人
通詞一人

船印上同
小使船一艘

右同宗對馬守家來
供船一艘

右同
関所船一艘

松平主殿頭船
上乘　松平主殿頭家來

船印上同
小使船一艘

小笠原右近將監船
上乘

船印紋扇子
川御座　上官
合印上判事第三船

上乘　宗對馬守家來
通詞通一人
詞頭一人

右同宗對馬守家來
供船一艘

宗對馬守船
船印角取紙
鯨船一艘

通事頭一人
通事一人

船印紋三階菱
川御座　緣長老
合印慈之字

右同
関所船一艘

上乘

小笠原右近將監家來

船印右同
小使船一艘

阿部備中守船
上乘　阿部備中守家來

船印右同
小使船一艘

右同宗對馬守家來
供船一艘

船印紋鷹羽
川御座　集長老
合印永之字

御船印段々筋
難波小早

宗對馬守家來

右同
関所船一艘

上乘　宗對馬守家來

関所船一艘

石川四郎左衛門組
與力
船作法下知

御船印上同
小使船一艘

宗對馬守船
船印角取紙
川御座
宗對馬守
家老二人

閑所船

同斷
船印上同
川御座
宗對馬守
家來

同斷
船印上同
川御座
宗對馬守
家來

通信正
通政大夫吏曹參議知製敎　趙泰億
國信を通ずる使にて位正三位式部の官にて國命を製することをつかさどるなり

副使
通訓大夫弘文舘典翰知製敎兼經筵侍講官春秋舘
編修官
正使に副たる使にて正三位の官なり

從事官
通訓大夫行弘文舘校理知製敎兼講筵侍讀官春秋
舘記注官
正五位の官なり

員役　使役之員數なり

上上官同知
三使につゞきて使の事をすべ司る官也
同　知　李碩獜
僉　知　李松年
製述官前佐郎　李礥
文章のことをつかさどる正六位の官なり
上判事僉知　金始南

諸事を裁判する官なり

前判官　洪舜明

副司勇　玄司猛

次上判事前判官　鄭昌周

上判事にさしつゞきたる官なり

前主簿　金是樑

前僉正　崔漢鎮

押物判事前僉正　金顯門

荷物をつかさどる官なり

前直長　朴泰信

前參奉　金時璞

前直長　趙得賢

良醫前直長　奇斗文

醫員前主簿　玄萬奎

同じく醫し也

副司勇　李渭

寫字官上護軍　李壽

右筆なり

上護軍　李爾芳

畫員副司果繪かき也　朴東晋

正使軍官僉知正使に付し武官也　李諮

僉知　金鎰英

前郡主　李行儉

經歷　趙健

僉正　韓範錫

主簿　柳濬

哨官盗賊奉行なり　金世珍

前參奉　韓潤綦

書記判官物かき也　洪舜衍

副使軍官前監察　閔濟章

副使に付たる武官にて目付役なり

宣傳官　鄭壽松

都事　趙儧

宣傳官　申震爀

護軍　劉廷佐

前別將　張文翰

副司猛　任道舛

閑良

書記前縣監　嚴英重

從事官軍官副司勇　卞景和

從事官につきたる武官なり

書記副司果　南聖重

別破陣兼軍官　金斗明

馬上才馬のりなり　嚴漢佐

池澤起

李斗興

理馬　安英敏

典樂樂人也　金碩謙

金世璟

中官

金益命　李明俊　鄭仁起　元萬柱　崔天若

李能白　起龍錫　李寅成　金漢伯　鄭載重

金鎰億　奴貴善　奴萬貴　奴五男　奴季奉

奴老積　奴順傑　金石乙金　崔震昌　鄭得秋

朴毛老金　崔命男　朴貴贊　李承談　李完白

白哲同　宋毛同　裴重儉　金鳳章　姜弼周

金有聲　金光日　洪俊屹　徐貴之　姜翼聖

李世勣　李德載　李愛正金　金興碩　朴致善

李尙三　崔應虎　尹昌傑　張世徵　朴明善

朴三龍　李得命　何命奉　李仁業　朴萬得

許斗白　許時萬　崔廿之　金處徤　金順昌

安汝光　崔仁建　鄭碩伊　黃白立　張大發

金海孫　鄭世察　柳占發　李愛發　李是同

許益文　李談沙里　金貴陟　朴太順　柳之望

金愛達　兪世雄　崔命丸　李重白　方戒獻

權貴千　韓命石　李達望　李哲伊　李哲安

李善石　金奉哲　河貴男　朴儉星　孫哲雄

金世昌　張以敏　尹戒雲　李承好　金孝昌

奴得伊　奴有男　奴戒相　好自民　奴孝建

奴同伊　奴貴奉　奴德星　奴信元　奴英伯

奴分男　奴國光　奴士奉　奴已石　奴次男

奴福光　奴俊弼　奴戒先　奴庚金　奴扗鵑

奴具德金　奴俊立　奴尹龍　奴莫男　奴忠勇

奴石乙福　奴孝建　奴所篤　奴貴一　奴加五全

奴甲生　奴石同　奴貴男　奴善同　奴鶴立

奴四天　奴路中　奴貫男　奴忠善　奴先伊

奴次男　奴六男　奴修得　奴太山　奴春伊

奴北棠　奴鋤乙奉　奴大應　奴枝望　奴占發

奴逸上　奴進白　奴信義　奴得善

右中官百四十四人

金順迪　琴順伊　孫尙卜　朴是夏　奴守奉
善卜只　張太江　金正寶　沈守命　郭永發
金光中　朴自老味　朴談末　金汝厚　申巳厚
朴莫金　朱別江　李白必　孫仁石　韓元石
姜戒弘　金巳里金　崔於屯　阿哲石　張介幸
張鶴善　朴太石　張次善　許善王　朴萬廸
李文伊　李莫金　孔尙必　崔者斤金　李完伊
金上民　梁千白　朴千公　梁岳伊　魯萬石
朴哲奉　李貴男　白順興　朴訓伊　金尙日
金白伊　李愛信　金杜獻　奴木奉　金順伊
金乭發　梁善中　崔戒民　金順山　朴命千
林哲昌　甲廷漢　李元昌　金於叱同　金益星
李生伊　池仰可之　中世發　金有廸　姜哲奉
許永白　金世重　金善巳　朴文弼　白完石
金好發　黃毛吉　申弼吾　高時云　奴玉山
鄭之還　朴正贊　李起民　崔命反鄭加音石乙伊
金元見　奴雲善　奴者斤男　朴戒安　朴元伊
李永望　元立伊　金承千　金麻堂　姜江山
崔覔上　魯應星　李望伊　安貴東　金士立
朴有弘　朴士守　金士明　金正伊　朴同上

鄭萬福　黃俊德　千時京　金壬戌　方尙發
金石乙奉　金仇音立　金善伊　金白善　朴得敏
朴乭萬　金義善　金仁貴　金今善　尹是發
鄭元伊　金太老味　朴自男　韓漢福　金煩掛
金進守　李守完　金太叔　金忠善　宋斗必
梁信億　金萬守　金順發　朴曲孫　白今山
崔學進　李巳龍　宋尙伊　韓立伊　張愛善
金石乙伊　崔先石乙伊　金世正　金元生
元達伊　宋敏鶴　張萬景　鄭天康　供海俊
奴岳金　崔戒海　金尙友　金方漢　金守萬
金自龍　金順發　朴順山　奴乭同　李天龜
崔萬石　金厚成　尹雪連　田玉善　崔必尙
金玉善　李山伊　金海善　金永順　鄭奉伊
金萬伊　朴正伊　金日萬

右下官百七十七人

合　三百六十八人

大坂留中官二十六人下官百人

都合四百九十四人

朝鮮聘禮事畢

朝鮮信使進見儀注

正德元辛卯年十一月朔日

朝鮮信使進見儀注

信使登城之道筋東本願寺より淺草寺雷神門前夫より御藏前通淺草橋御門横山町傳馬町本町常盤橋御門江入黑田豐前守屋敷前酒井雅樂頭屋敷前大手御門に至る

但淺草寺前辻固伊東播磨守加藤出雲守人數勤之淺草御藏火之番立花飛彈守人數火消裝束に而御藏入口御門三所に差二置之一同所御藏前土手長渡之場所人拂本多肥後守人數固レ之道筋固人拂御徒頭三組勤レ之其外屋敷前道筋之面々警固出レ之

一是日信使大手御門に至る時旗使并樂人等相止り上官以下皆下馬宗對馬守役人令三下二知之一

一節鉞之內節ばかりは三使下輿之所迄令レ持レ之

一印信關帖は殿上次之間迄令レ持レ之

一上々官三人烏紗帽油綠雲紋大段團領公服銀粧帶黑靴子摺扇附冠官冠服之制同レ之但胸背之紋高下有二差別一冠官以下笠子服色高下又有二差別一下乘橋之外百人組張番所之際に而駕より下る乘物張番所東之方に置レ之從者は腰掛に列居

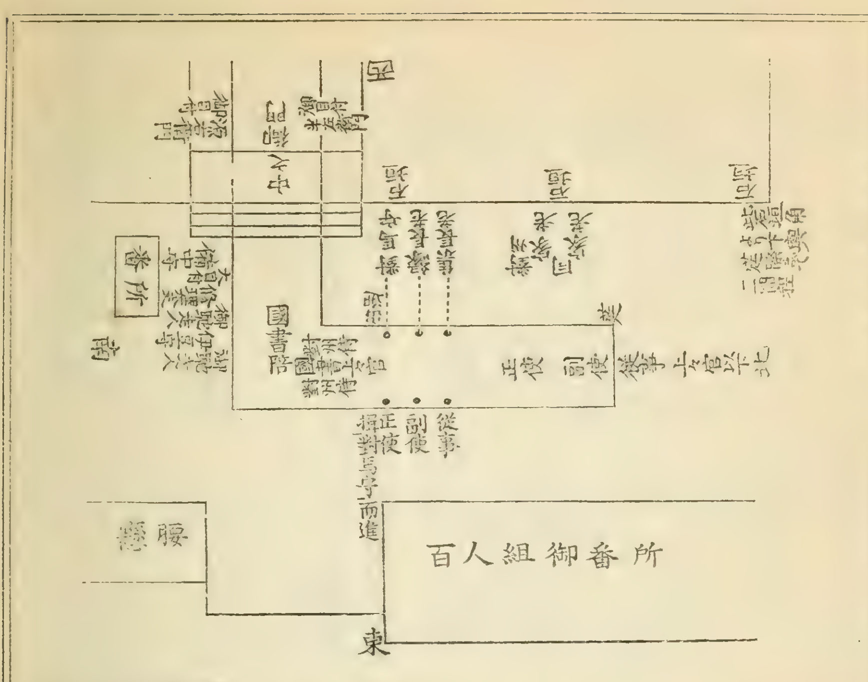
一三使百人組之御門に入此時對馬守衣冠下襲帶劍檜扇緣長老紫衣集長老黃衣大目付横田備中守衣冠下襲帶劍末廣御馳走人酒井修理大夫衣冠下襲帶劍末廣眞田伊豆守同中之御門之外江出むかひて左右にわかれ立

但對馬守兩長老は北之方石垣に附て立東面也備中守修理大夫伊豆守は南之方番所之前に立北面也御目付堀田源右衛門長崎半右衛門假六位衣冠下襲帶劍同御門之內左右に對して立

一國書中之御門之外に至り御門之向に立國書陪の官前に立對馬守侍二人布衣國書之左右に立

一三使金冠多紅紋羅朝服銀裝帶玉珮黑靴子牙笏百人組御番所之前に而下輿輿中之御門前腰掛に入二置之一

一上々官一人進みて國書の跡にしたがひて立



一備中守修理大夫伊豆守に會釋して先御門に入修理大夫伊豆守相互に會釋して御門に入

一國書御門に入

一三使進みて御門に至る時對馬守兩長老三使に會釋して相並て御門に入

但御門々出入する時惣而會釋かくのごとし

一源右衛門半左衛門二行備中守一行修理大夫伊豆守二行に先立て莚道を經て進む次に國書陪之官次に國書次に對馬守侍二人二行次に上々官一人次に左之方に三使右之方に對馬守兩長老相並ぶ從者は對馬守家老假六位衣冠下襲帶劔案ニ內之ニ

御目付半左衛門　御馳走人伊豆守　對州侍　對馬守　長老　長老　家老對州

大目付備中守　國書陪　國書　上々官　上々官以下

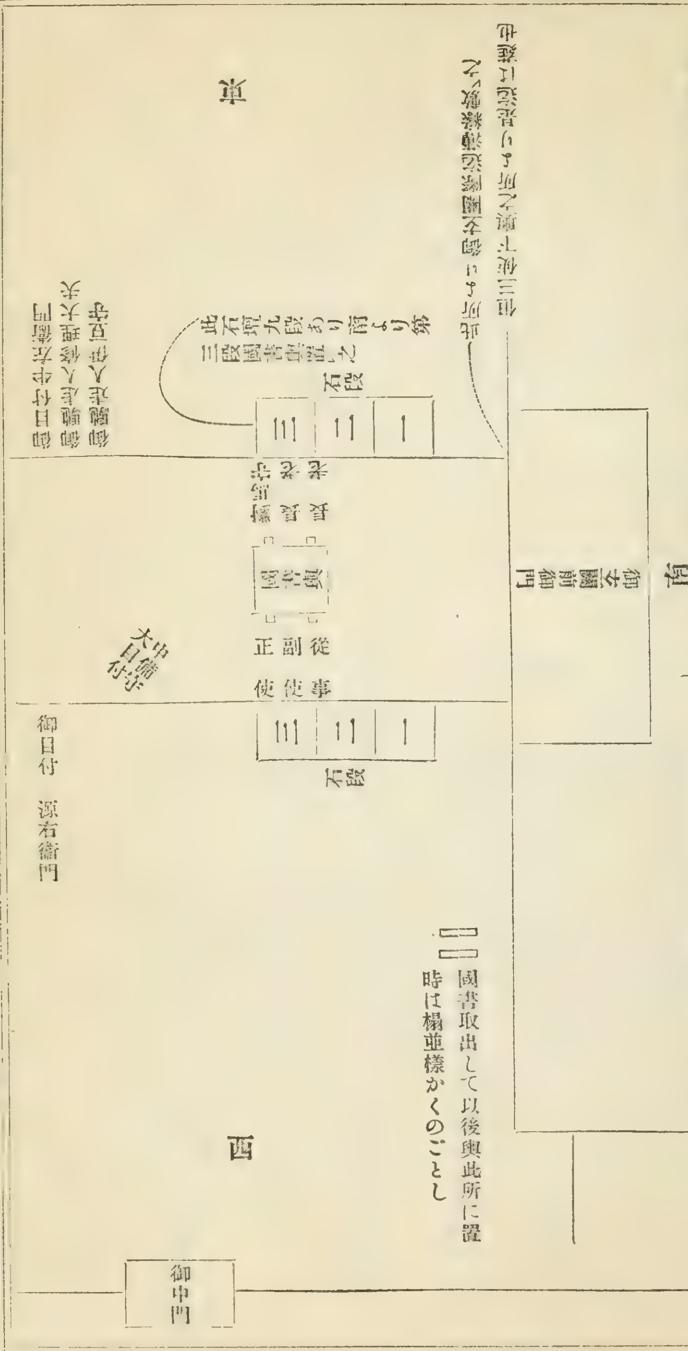
御目付源右衛門　御馳走人修理大夫　對州侍　正使　副使　從事　家老對州

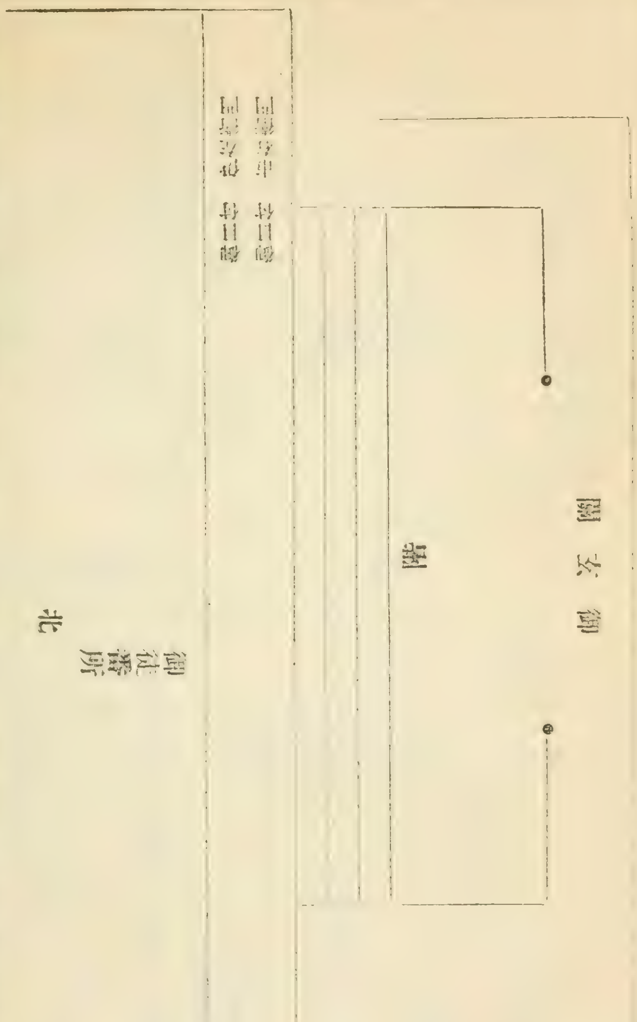
一對馬守役人布衣御門之外に在レ之而三使之輿可レ置所并下官之輩闌入を制す下知して大手下馬向通腰懸に令ニ群居一對馬守家來相添

一國書御玄關御門之內に入て輿をおろすかねて榻二

脚を此御門内西之方に出し置輿至る時榻二脚を薄縁之上にならべて其うへに輿ををく此等之儀對馬守侍令ニ差ニ圖之ー源右衛門半左衛門修理大夫備中守伊豆守左右に相わかれて止り立

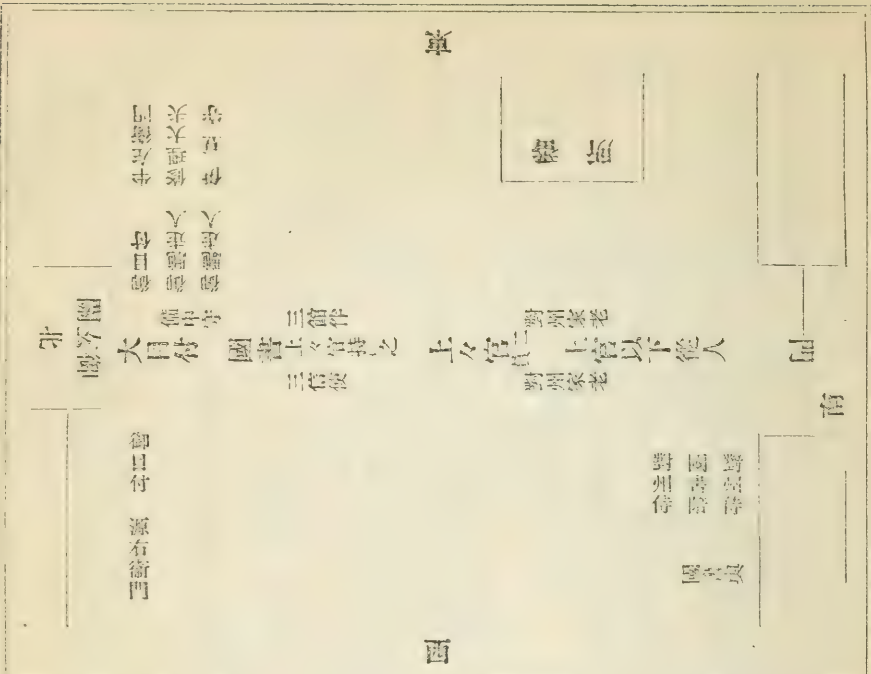
一三使御玄關前御門に至り對馬守兩長老三使に會釋して入相並事如ㇾ前輿之西之方に三使東面して座す北を上とす對馬守兩長老は東之方に西面して座す北を上とす從者等止る





一國書陪の官國書を臺に載せ輿より出して上々官に渡し之上々官請取御玄關に向ひ北面して立
對馬守侍差圖して國書の輿は御玄關前庭上南西之方に片ニ付置之國書陪之官は對馬守侍と御玄關前庭上に並び立上官等三使にしたがひ入時國書陪之官其列に入て御玄關に入

一三使御玄關にむかふ三使は左すなはち西の方對馬守兩長老は右すなはち東の方



一源右衛門牛左衛門御玄關之外左右に相對して立備中守は御玄關にむかひて中立し國書これにしたがふ修理大夫伊豆守は東之方に並び立

一三使御玄關前御門に入時刻寺社奉行安藤右京亮本多彈正少弼衣冠下襲帶劔末廣御目付丸毛五郎兵衛天野彌五右衛門假六位衣冠下襲帶劔出むかひ御玄關板縁に各對して立御徒番所之前御目付平岡市右衛門村瀨伊左衛門假六位衣冠下襲帶劔御玄關階上東之方板縁御徒番所之前並び座す西面右京亮彈正少弼は西より第三間南北にわかれ立五郎兵衛彌五右衛門は西より第二間南北にわかれ立

一三使御玄關に近づきて源右衛門牛左衛門備中守に會釋す備中守國書を誘引して御玄關に入

一對馬守兩長老三使に會釋して入次修理大夫伊豆守上々官二人に會釋して並び入

修理大夫伊豆守は右すなはち東之方

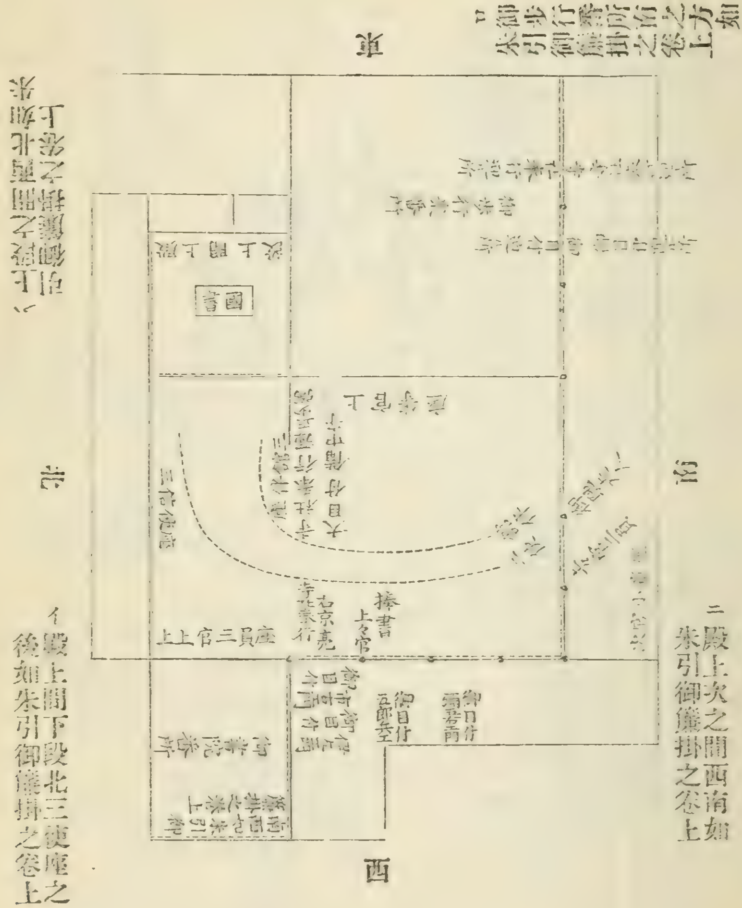
上々官は左すなはち西之方

一三使御玄關之階を上りて源右衛門牛左衛門相互に會釋して御玄關に入上官以下御目見可仕從者等皆御玄關に入對馬守家老差二引之一中官之族は御中門之外に立止る對馬守役人差圖して東之方腰懸假板敷之上に薄縁敷レ之令二群居一對馬守家來相添

一備中守國書を案內して板緣通り先達
　國書寺社奉行の前を過る時寺社奉行腰をかゞむ
五郎兵衛彌五右衛門互に會釋して備中守より先立殿上間江進む
一三使近づく時右京亮彈正少弼三使并對馬守に會釋して二行に先立上々官以下從者したがひ入
　但先江五郎兵衛彌五右衛門二行備中守一行右京亮彈正少弼二行左に三使右に對馬守兩長老左に上々官二人右に修理大夫伊豆守次に市右衛門伊左衛門二行次に對馬守家老二人二行次に上官以下從者

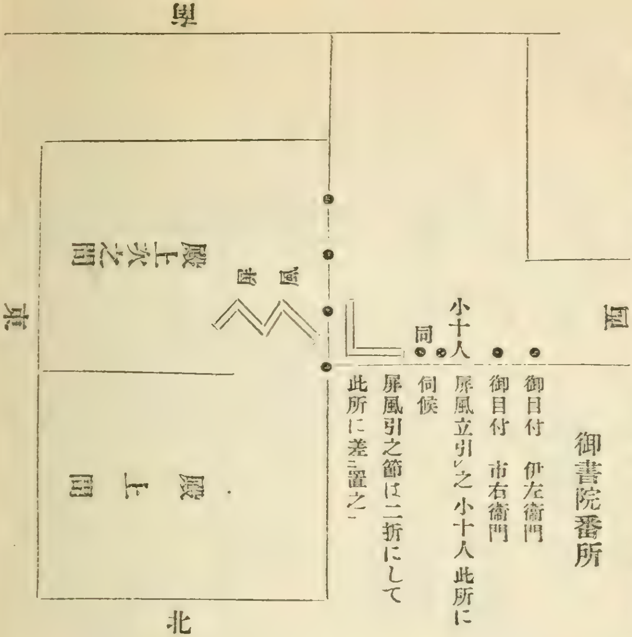
御目付彌五右衛門　寺社奉行彈正少弼　對馬守　緣長老　集長老
大目付備中守　國書上々官持之
御目付五郎兵衛　寺社奉行右京亮　正使　副使　從事
御馳走人修理大夫　御馳走人伊豆守　御目付伊左衛門　對州家老
上々官以下從人
上々官　上々官　御目付市右衛門　對州家老

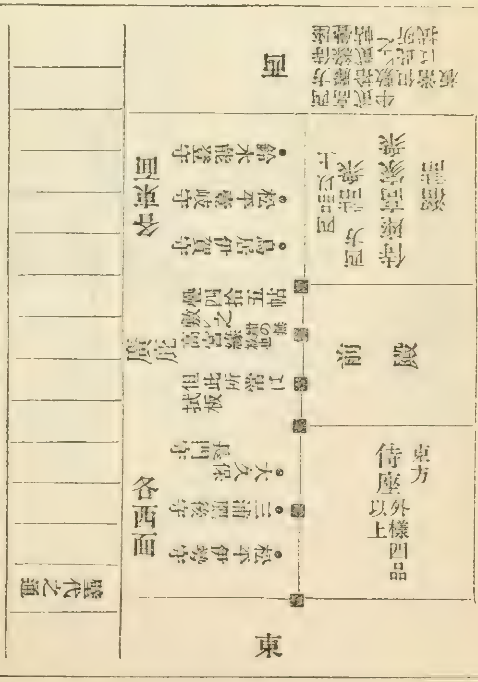
一國書殿上次之間に至る時五郎兵衛彌五右衛門は殿上次之間西之第二第三之柱の間より西之緣に出東向に並び立
一備中守國書持の案內して殿上間江入
　國書御目付之前を過る時御目付腰をかゞむ
國書を上段西北御簾掛之巻上中央に置しめ國書持し上々官を差圖して次之間に出會釋して北より第二の柱通り西之方に立しめ備中守は其向に立相對す
一右京亮彈正少弼は殿上間南之緣にて立止り上々官と備中守次之間に出て左右にわかれ立を相待て三使并對馬守等に會釋し案內して殿上間之內江入らしむ右京亮彈正少弼は外に左右にわかれ立三使等內江入時會釋有之
一對馬守正使に會釋して下段江入兩長老は副使從事に會釋して入各其座に就く三使は左御障子之方對馬守兩長老は右御襖障子之方相向ふて座す但下段北之方御簾掛之巻上
一右京亮彈正少弼上々官三人に會釋して殿上間に入れて座に就しむ上々官西之方上段に向ひて並座す
一上官以下之從者各其座に就く
　軍官以上は殿上次之間西南御簾掛之巻上次官小童は次之間南之板緣に座す對馬守家老役人等殿上次之間并板緣に在之而令二差圖一且殿中朝鮮人相越席々



圖中直線ノ點線ハ朱引ナリ

江は右家來差添遣レ之御用懸之面々下知せしむ」三使上々官等殿上間江入て次之間西之第一柱之間に西南へ折廻し屏風を立三使上々官御前に進む期に臨而引レ之出入之度々如斯是上官御禮之時御車寄唐戸開閉之小十人二人兼二役之一如二左圖一



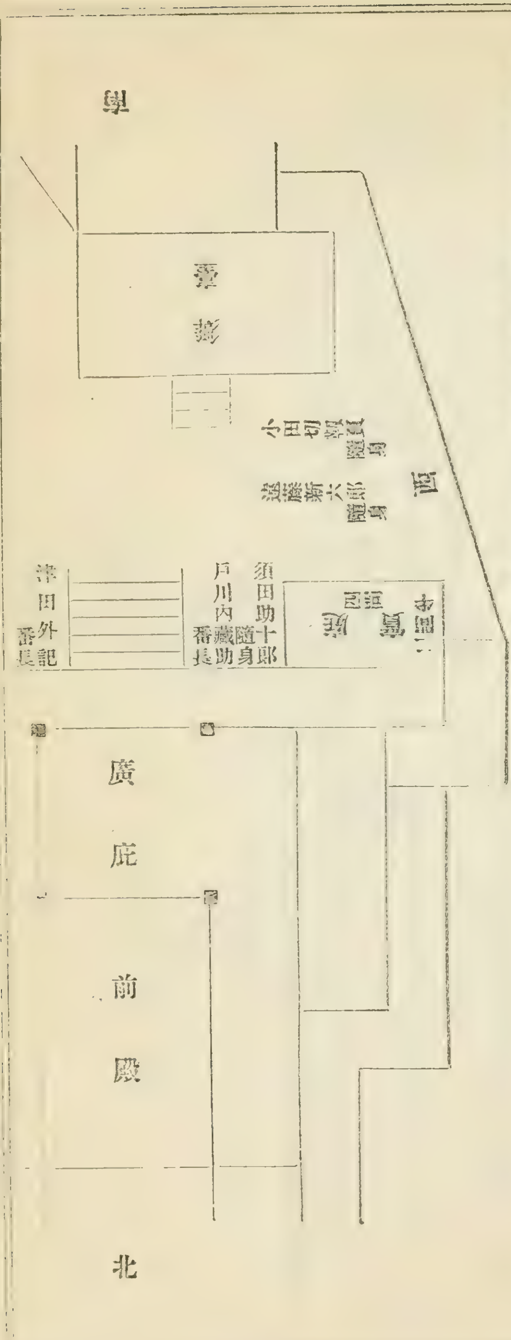


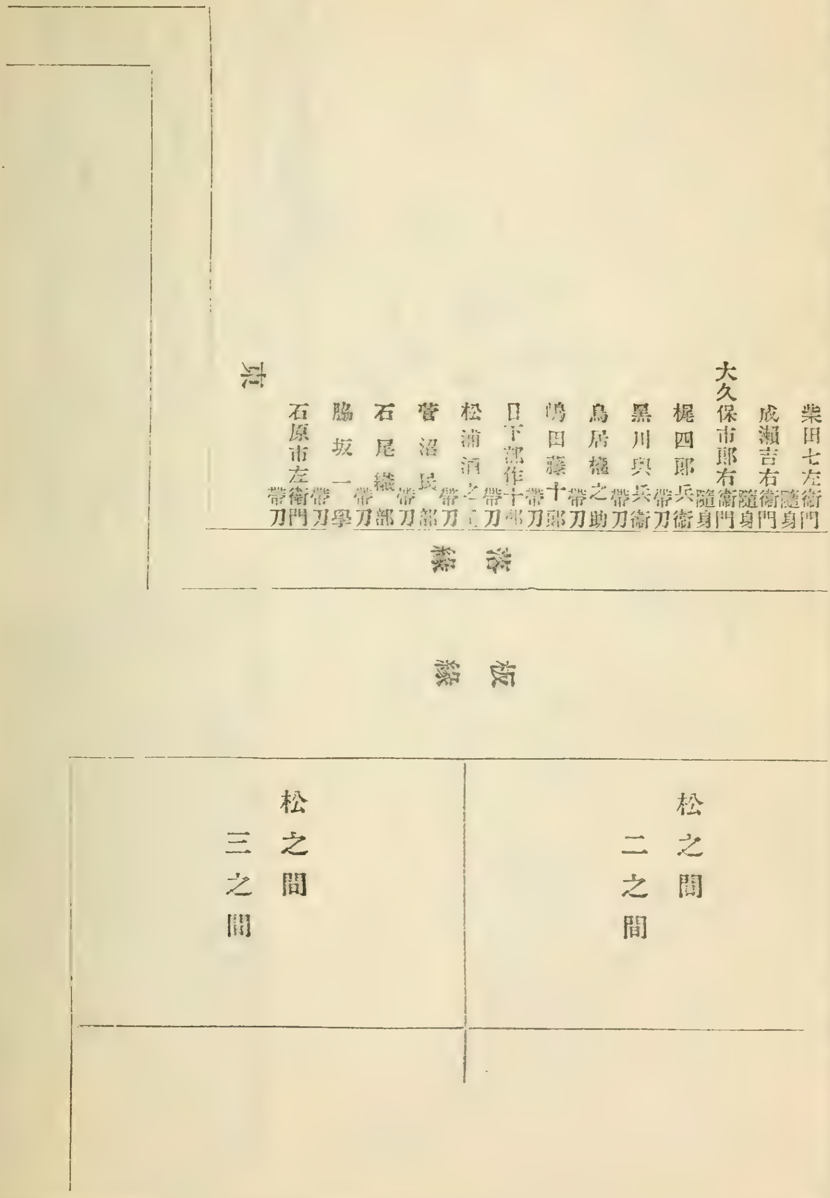
一修理大夫 伊豆守 源右衛門 牛左衛門は殿上次之間江不二入直一に西之縁に來り東向に坐す是は對馬守幷家來用事有之ば沙汰可仕ためなり市右衛門伊左衛門は御書院番所南の縁東之方に南面に並び坐す此外寺社奉行大目付は殿内松之間之方に入

右一節 信使殿上間に入

一御前護衛は廣庇前殿之西之方若年寄鳥居伊賀守衣冠下襲帯劔末廣其次に御書院番頭松平壹岐守上同御小性組番頭鈴木能登守同上各東面東之方に若年寄大久保長門守衣冠下襲帯劔末廣其次に御書院番頭三浦肥後守上同御小性組番頭松平伊勢守上同各西面東西侍座之南御簾之外に列候

一階下護衛は南之縁下階之左右に胡床を立番長二人御使番戸川内藏助闕腋束帯帯劔衛胡籙を負弓を持津田外記上同右南面近衛六人御使番小田切靭負褐下襲帯劔壺胡籙を負弓を持遠藤新六郎上同右東面須田助十郎上同柴田七左衛門上同成瀬吉右衛門上同大久保市郎右衛門同上東西列候東之方に圓座を敷帯刀十人御使番梶四郎兵衛假大紋帯劔紐を取(但太刀ニ小サ刀帯ニ添之)黒川與兵衛上同鳥居權之助上同嶋田藤十郎上同日下部作十郎上同寄合松浦酒之丞上同菅沼民部上同石尾織部上同脇坂一角上同石原市左衛門上同列居各南面

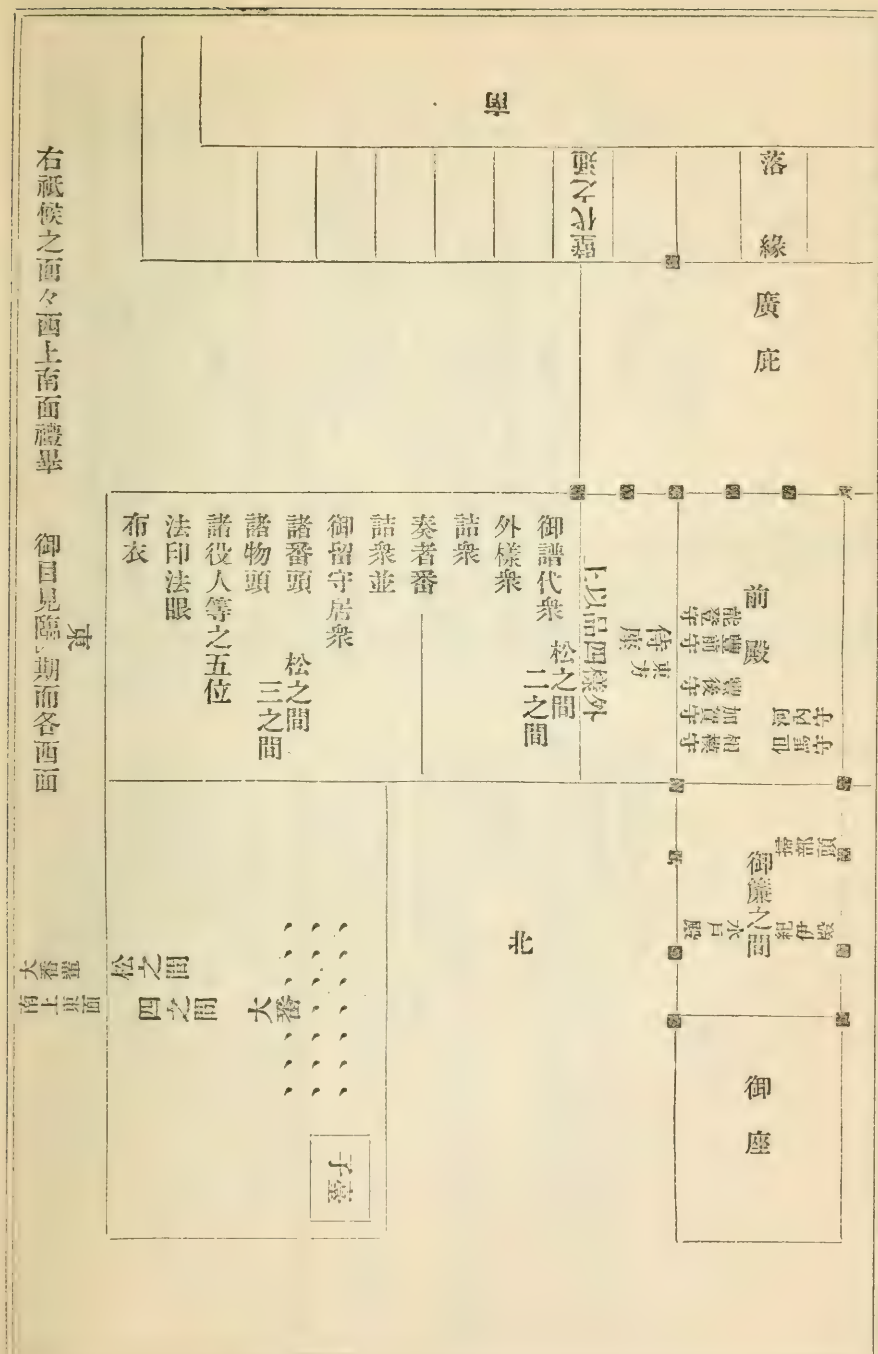



柴田七左衛門 隨身
成瀬吉右衛門 隨身
大久保市郎右衛門 隨身
梶四郎兵衛 帶刀
黒川與兵衛 帶刀
鳥居權之助 帶刀
嶋田藤十郎 帶刀
日下部作十郎 帶刀
松浦酒之丞 帶刀
菅沼長部 帶刀
石尾織部 帶刀
脇坂一學 帶刀
石原市左衛門 帶刀
松之二之間
松之三之間

一御前幷殿中伺公之面々座定る
前殿西之方御襖は除去て御簾掛之巻上南之方にも御簾掛之巻上 但此所は鴨居より四尺餘下て巻之下の方三尺程明る 其内に溜詰松平讃岐守 衣冠下襲帯劔末廣 井伊備中守 上同 高家衆 上同手明 詰衆之四品以上 上同 東面列居
前殿東之方御襖は除去て御簾掛之巻上松之間第二之柱に御襖立之上に譜代掛之南之方にも御簾掛之巻 但此所は鴨居より四尺餘下て巻之下の方三尺程明る 其内に外樣四品以上之面々 各衣冠下襲帯劔末廣 西面列居
松之間二之間三之間四之間東南北に御簾掛之巻上御譜代衆外樣衆詰衆 各衣冠下襲帯劔末廣 奏者番 上同手明 詰衆並御留守居衆諸番頭諸物頭其外諸役人之五位諸大夫 上同 後通に法印法眼之醫師等 直綴白袴 布衣之面面列居 各南面西を上とす
指貫 侍從以上 薄紫緯白無紋
但參議以上は非ニ此限一



四品 濃紫緯白無紋
諸大夫 淺黄平絹無紋
太刀 野太刀韒卷 両樣之内帶レ之
衣冠布衣共末廣持レ之白足袋着レ之 綿或は木綿
假六位衣冠之面々も裝束下白小袖着ニ用之一
布衣素襖之輩裝束下熨斗目如ニ常儀一
大廣間四之間西之御襖障子を後にして大御番百人 素襖列居 各東面南を上とす
御書院番所南西方御簾掛之巻上両御番一組宛本番共三組 素襖列居 各南面
御徒番所南方御簾掛之巻上御歩行本番共二組勤仕 組頭組共熨斗目半袴
一御目付鈴木飛彈守 衣冠下襲帯劔 鈴木伊兵衛 假六位 衣冠下襲帯劔 河野勘右衛門 上同 大久保甚右衛門 上同 殿中諸事御座敷向御用等之儀勤之


南
落縁
廣庇
簾之間
前殿
加賀守
侍座
東方
御譜代衆
松之間
二之間
外樣衆
詰衆
奏者番
詰衆並
御留守居衆
諸番頭
松之間
三之間
諸物頭
諸役人等之五位
法印法眼
布衣
北
御簾之間
紀伊殿
水戸殿
御座
松之間
四之間
大番
大番組
南上東面
右祗候之面々西上南面禮畢
東
御目見臨ミ朔而各西面

一進物之中御緣に並置べき物出レ之虎皮魚皮等すなはち庭實也　進物番布衣役之

一鞍馬二疋は御中門より牽入中門廊南之庭上に牽立

御厩之者四人白張御厩方諏訪部文九郎布衣同文右衛門上同相添

一進物之中　御前江可レ出物は先中門廊に並置卷物人參墨筆等也

右一節　殿中庭上之列居相揃

一大廣間　出御

御立烏帽子
御直衣（二藍二重襷）
但故有御變之御直衣被レ爲レ召之
御單
御指貫（紫烏襷）
御帶劔（御野太刀）
御檜扇
御襪

御先立　　阿部豐後守衣冠下襲帶劔檜扇

御太刀御褙卷　　大澤右衛門督衣冠下襲不レ帶レ劔ニ末廣

御刀　　堀川兵部大輔同

御座　御着座繧繝緣厚疊二疊敷之御大茵御小茵（赤地錦之緣小葵白綾之鏡）重敷之梨地御刀掛置レ之

御後座に

御太刀之役

御刀之役

間部越前守衣冠下襲帶劔檜扇本多中務大輔上同

御側高家衆衣冠下襲帶劔末廣御小性衆上同

一御側衆各衣冠下襲帶劔末廣御小納戸衆布衣御納戸構に相詰

一御座之前御幄懸レ之帽額黃繻子雲に鳳凰二つ五色の糸にて繡にす御幄黃繻子雲を五色の糸にて縫レ之紅の縄各一條

一中奥御小性內田若狹守（衣冠下襲不レ帶レ劔こ）曾我周防守同西之方廣庇より出雨楹之外より並び入御簾之間江上り御幄褰之本路を經て退去

一御簾之間西之方御襖戸立ニ置之一

一御簾之間落しがけに御簾を掛巨して卷ニ上之一

一水戶中納言殿衣冠下襲帶劔檜扇紀伊中納言殿上同西之方廣庇より進みて西楹之外より出座御簾之間に上り御禮ありて則東之方に水戶殿西之方に紀伊殿着座　但御簾之間北より二疊目

一大老井伊掃部頭衣冠下襲帶劔檜扇西之方廣庇より進みて西楹之外より出座御簾之間江上り御禮申上之則西之方に着座但御簾之間南より二疊目

一老中土屋相模守秋元但馬守大久保加賀守井上河內守阿部豐後守各衣冠下襲帶劔檜扇西之方廣庇より進みて西楹之外より一人宛順々出座前殿にて御禮申上之左右

に着座（前殿北より一疊目二疊目）

但西之方に二人東之方に三人

一高家（品川豐前守衣冠下襲檜扇不レ帶劍 織田能登守衣冠下襲檜扇帶劍）東楹之外より出席

御禮に及ずして東之方老中之下に座す

但豐前守は書匣を請取故劔を解

一兩長老は殿上間座定而後に座を起御車寄之邊に伺

公

一緣長老出座奏者番三浦壹岐守（衣冠下襲帶劍末廣）披露之前殿

一疊目に而拜して退去次集長老出座奏者番松平備

前守（衣冠下襲帶劍末廣）披二露之一廣庇御敷居際にて拜して退去

畢而兩長老殿上間江復座對馬守にむかひ御座に出

御之事を申知らしむ

一進物持出前殿に並置御簾之間之際より貳尺餘さげ

て置レ之中奥御小性（松平内匠頭衣冠下襲不レ帶劍 酒井日向守上同 青山近江守同）

森川下總守同 寄合（松平阿波守衣冠下襲不レ帶劍 伏屋備前守上同 金田能登守同 藤本筑後守同）

山名信濃守上同 木原因幡守上同 三宅下野守同 小濱志摩守同 役レ之

但進物南北八尺三寸東西一丈二尺餘

一信使を召

能登守江信使召之旨相模守申二渡之一能登守壁代

之外江出て大目付に達レ之本座に歸大目付（横田備中守）

（松平石見守）則殿上間江相越對馬守江三使を御前江可レ出

旨申達し出て御書院番所南之板緣に南北に對し

立

一對馬守上々官に會釋して　御前に拜すべき由を三

使に通之正使上々官に國書を持せしむ

一對馬守兩長老三使に會釋し國書を誘引して殿上間

を出る上々官二人も是にしたがふ

一兩長老は次之間に並び立三使に會釋して止る

（修理大夫 伊豆守）（五郎兵衛 彌五右衛門）次之間西之緣に立國書前を過

る時皆腰をかゞむ兩長老（修理大夫 伊豆守）（五郎兵衛 彌五右衛門）は其

所に止る其向之（市右衛門 伊左衛門）は上々官の跡に從ふ

（次頁上欄の圖は此處に入るべきを植字の都合上止むを得ず左の如く組込みたり）

（備中守 石見守）並び先立而御書院番所南の緣を通る時（右京亮 彈正少弼）

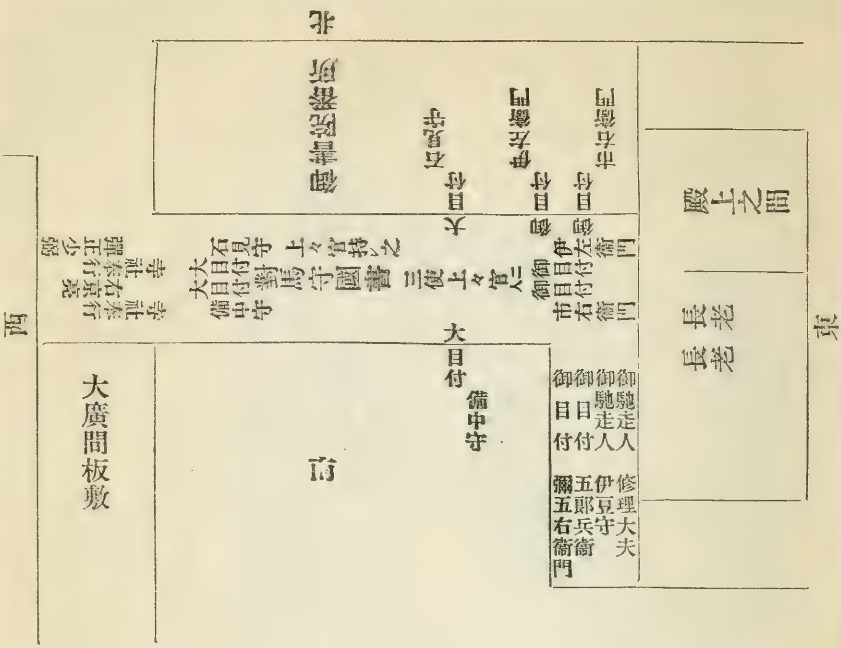
御書院番所西南の隅之柱之邊左右に出向對馬守

に會釋し先立而大廣間東之板敷に入

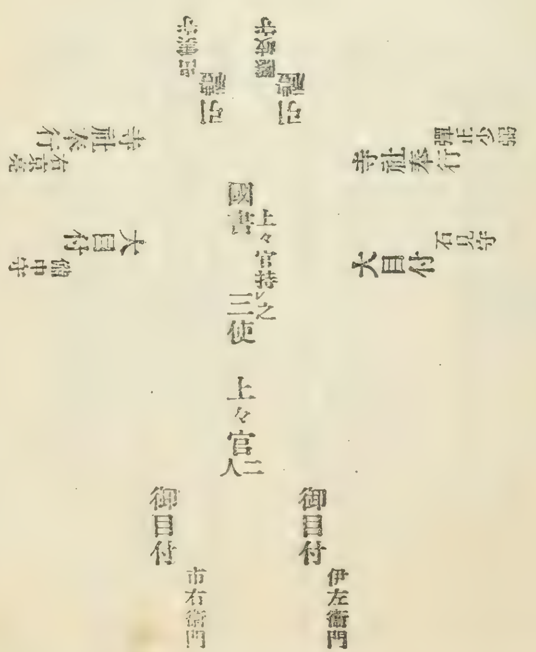
大目付（石見守）　寺社奉行（彈正少弼）　御目付（伊左衛門）

對馬守　國書（上々官持レ之）三使上々官二人

大目付（備中守）　寺社奉行（右京亮）　御目付（市右衛門）



一三使御車寄唐戸之邊に來る時高家大澤出雲守前田隱岐守衣冠下襲帯劔檜扇同唐戸之邊に立むかふ備中守石見守右京亮彈正少弼左右にわかれ立出雲守隱岐守對馬守に會釋して進ましむ



一對馬守まづ　御前に進み東楹の外より入て前殿東之方南より三疊目に着座

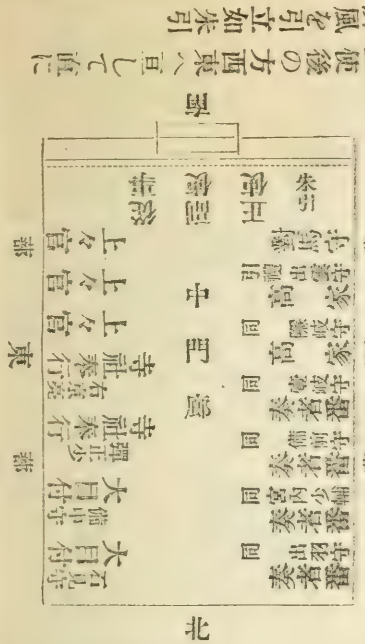
一（出雲守 隱岐守）三使に會釋して御前に進む（市右衛門 伊左衛門）跡に從ふ

引禮（隱岐守）　國書（上々官持レ之）　三使　御目付（伊左衛門）

引禮（出雲守）　御目付（市右衛門）

一寺社奉行上々官二人を誘引して中門廊之席に就しむ

かねて中門廊に三使上々官對馬守引禮之高家寺社奉行奏者番大目付等之座を設く高麗緣之疊（四十五帖）敷レ之南之方に三使（西上北面）西之蔀を後にして對馬守高家奏者番（南上東面）東之蔀を後にして上々官寺社奉行大目付（南上西面）之座とす



一三使　御前江出るを待て鞍馬を南庭舞臺之前に牽立

馬は西頭に牽立御厩方は馬の前に北面して立腰をかゞむ

一（出雲守 隱岐守）御前廣庇に入て南楹の外に對し立

一國書を持上々官廣庇に入て兩楹の間に立て北面す

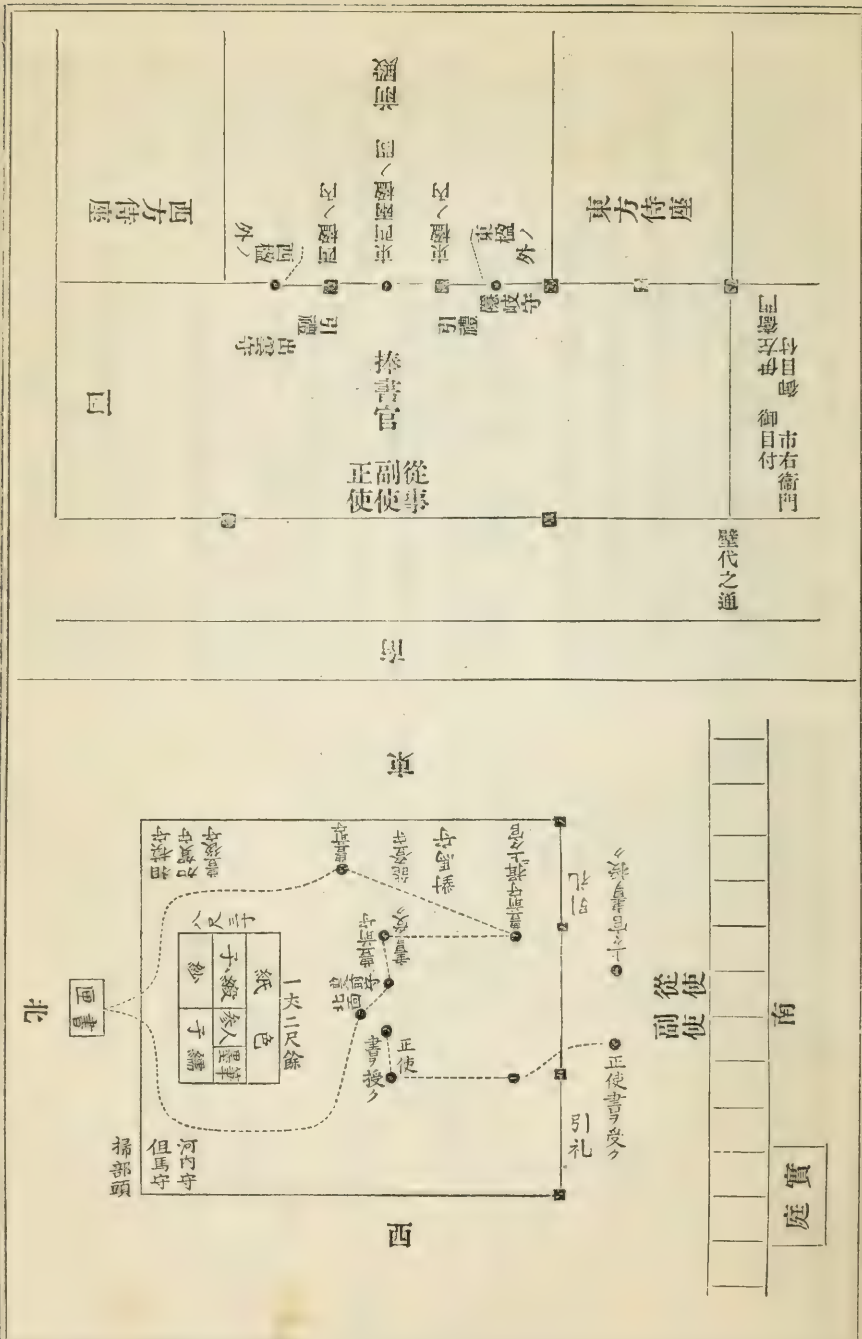
一三使廣庇に入て西を上とし北面して並び立此間（市右衛門 伊左衛門）は壁代之外板緣に南北にわかれ對し立

一豐前守座を起て東楹之內に至り國書を持上々官を會釋して立

一國書を持上々官西向して跪く正使進みて東向して跪て書を請取上々官は退去（市右衛門 伊左衛門）案內して中門廊之上々官の席につかしめて又壁代之外に來りて南北にわかれ對し座す

一正使國書之匣を持て兩楹之間より入て西楹之內に至る時豐前守並び對して北行し前殿中程にて豐前守西に向正使は東に向南方より近寄互に跪き正使國書渡レ之如レ前兩楹之間を退き出廣庇本之所に復り立

一豐前守書を請取（書匣を載る臺ともに）捧レ之跪きて北面し正使


西方侍座
東方侍座
従事
副使
正使
壁代之通
御目付
市右衛門
東
西
北
正使
書ヲ授ク
正使書ヲ受ク
引礼
河内守
但馬守
掃部頭
副使
従使
一丈二尺餘
書

楹間を出る程を待合せて起西之方進物をめぐり御簾之間中程より上り膝行して國書を南より二疊目に置之膝退して下り東之方江進物をめぐりて本之席に着座

一對馬守少すゝみて　御前に向て俯伏す起に不レ及して進む

一出雲守隱岐守三使に會釋して楹間より三使之左右に並び入三使之拜位に至り出雲守隱岐守左右に對し跪く

　但三使進物を前にして拜す

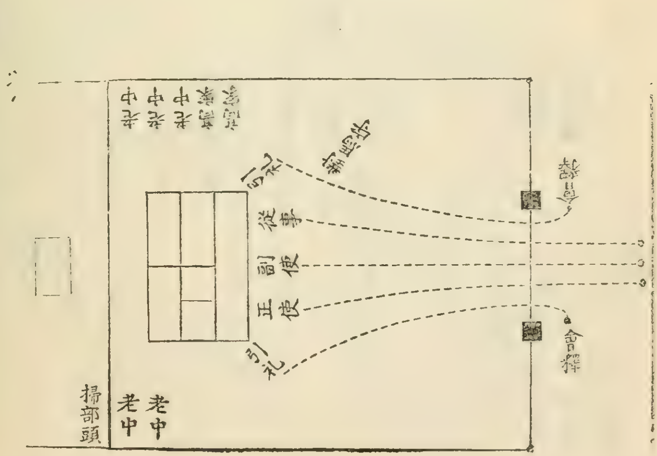
一三使西上北面して四拜畢而出雲守隱岐守三使に會釋して兩楹之間より退去市右衛門伊左衛門跡に從ふ三使を中門廊の座に就しめて出雲守隱岐守も其座に就く市右衛門伊左衛門は唐戸の南に並び座す西面

一前殿に有レ之進物西之張出しより引二納之一最前役送レ之中奥之面々役レ之次に馬を最初之道を通り御中門之外江出レ之次に庭實の物を西之張出しより引二納之一最前役送レ之進物番之面々役レ之

一林大學頭衣冠下襲不レ帶劔同七三郎大學頭子假六位衣冠下襲不レ帶劔西楹之外より入て座につく

前殿北より三疊目西之方よりは二疊目　御前に

一豐前守御簾之間に上り膝行して書匣を褁む紅帕を解き匣を開き書を取て膝退して下り大學頭に渡



レ之
一大學頭書を展別幅を取て七三郎に渡レ之而國書讀レ之次に七三郎別幅を讀畢而卷レ之大學頭に渡す大學頭請取如レ元別幅を卷こみ豐前守に渡レ之
一豐前守起て書を請取
一大學頭七三郎俯伏して起て本路を經て出る
一豐前守御簾之間に上り書は匣に入れ匣を褁み捧て臺共に御座に膝行して置レ之膝退して座に歸
一御側衆松平大藏少輔衣冠下襲不二帶劍一御左之方より膝行して進み書匣を取て御帳臺におさむ
右一節　聘禮
一相模守御簾之間に上り　仰を承り下りて前殿北より三疊目東よりは二疊目東之端に着座對馬守を召て三使に　御盃を被下べき由を傳ふ
對馬守前殿北より五疊目東より二疊目東之端江出る
一對馬守承レ之東楹の外より出中門廊の座に就く
引禮高家之上南に東面す
上々官に會釋して進ましめ仰之旨を通ず三使俯伏して御禮申上之

一對馬守三使出雲守隱岐守に會釋し起てまづ御前江出て座に就く　南より五疊目東より一疊目に就く
一出雲守隱岐守三使に會釋して　御前江出之
上々官は從ふに及ばず三使之跡に市右衛門伊左衛門相したがひ壁代の外板緣に止る

隱岐守　伊左衛門
三使
出雲守　市右衛門

三使楹間より入て最初拜せし所にて俯伏畢而西之方前殿北より四疊目西之一疊目東之へり際に着座副使從事順列して各東面に座す
一出雲守隱岐守退て前殿東之方南より三疊目二疊目に西面して座す

御土器　三　高家　中條山城守衣冠下襲不二帶劍一
御引渡　同　橫瀨駿河守　同
御捨土器　同　織田讃岐守　同

西之方より兩楹の間を持出　御前江備レ之本路を經て退く次に三使之引渡出之西楹之外より持二出之一本路を經て退く

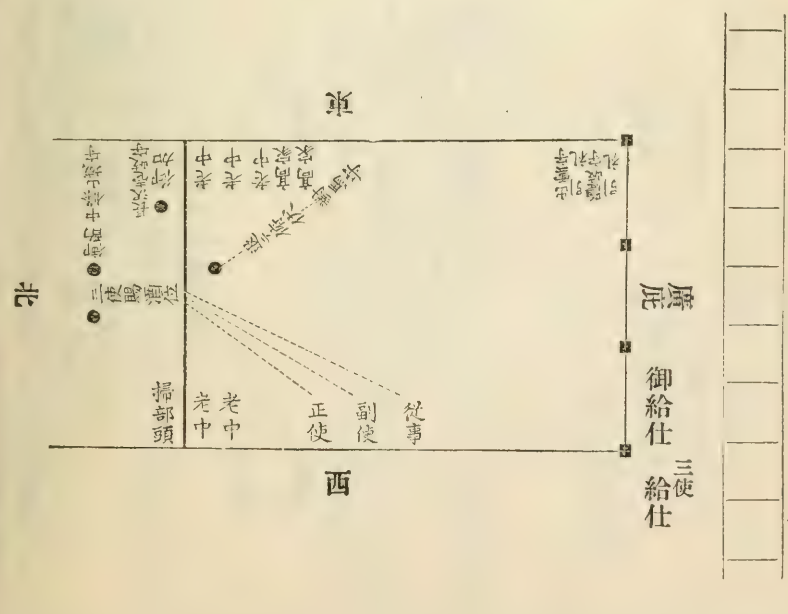
正使給仕　中奥御小性　内田若狹守 衣冠下襲帶劔
副使給仕　曾我周防守 同
從事給仕　中奥御小性　安藤山城守 同

御給仕之面々廣庇西之方に跪き三使の給仕は其跡に跪く

御酌　高家　中條山城守 衣冠下襲不帶劔
御加　同　長澤壹岐守 同

兩楹之間より　御座江出る御前江被召上御加有之其御土器御銚子に載之御簾之間中の少東之方西向に御酌扣在之時對馬守座を起て正使に會釋し進めて御簾之間閾緣際に跪く正使御簾之間に上り膝行して進み先　御座に向ひ俯伏して次に笏を懷中す此時御酌御銚子を右之手に持ながら左の手にて御土器を取て授く正使御酒をうける 加無之飲訖て御土器を持ながら又　御座に向ひ俯伏し膝退して下り本座に歸右御土器引渡三方の上に置之此時對馬守少しく退き俯伏し副使を會釋して進しむ

一副使　御盃頂戴次第同前
一從事　御盃頂戴次第同前



右畢而對馬守復座御酌御加退き出御土器御引渡等引二納之一各本路を退き出

一三使之引渡引二納之一本路を退き出

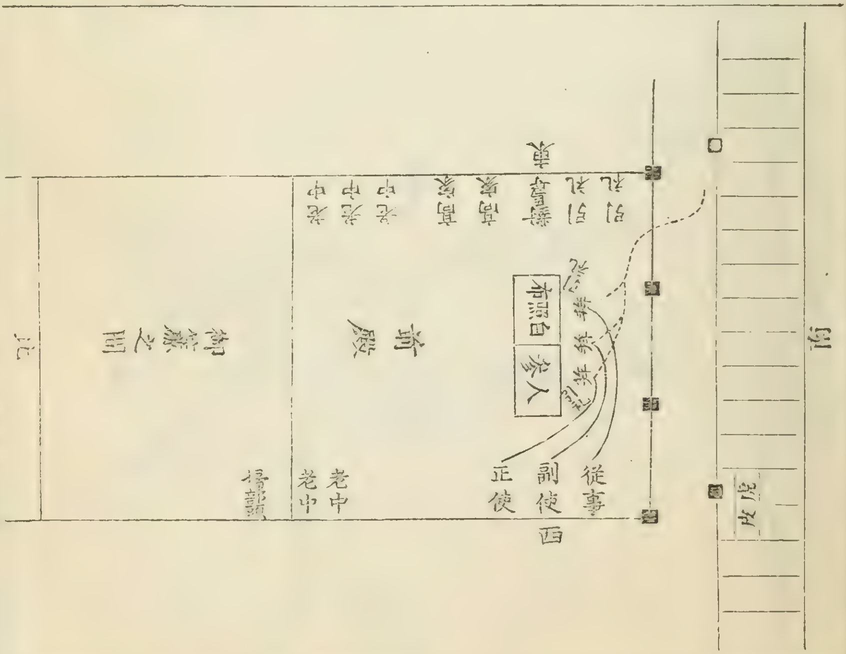
一出雲守隱岐守互に會釋し座を起進み出て三使に會釋し誘引して拜禮の席に就しむ三使四拜して南楹之間より出出雲守隱岐守三使之案內して中門廊之座に就しむ市右衛門伊左衛門三使之跡に從ふ

右一節 賓を禮す

一相模守御簾之間に止り 仰を承りて前殿北より三疊目にて如二最前一對馬守を召て三使自分之御禮之儀并從者 御目見被二仰付一旨達レ之對馬守俯伏して承り東楹之外より出中門廊の座に就き上々官を以三使江傳ふる儀前の如くにして御前の座に復る

一三使之献上物御前江出レ之献上物兼而中門廊西之緣に毛氈敷之其上に並べ置進物番持二出之一東楹之外より入前殿南より四疊目に並べ置進物番西之方に退く虎皮は 御目通りより西之方江よせて落緣に置レ之是を庭實とす進物番役二從之一

此間に從者 御目見に出る者共を寄置御目付對馬守家老下二知之一



一出雲守隱岐守三使に會釋して中門廊より御前江出レ之東楹之外より三使の左右に並び入三使獻上物を前にして四拜す此時出雲守隱岐守左右にわかれ跪く市右衛門伊左衛門は三使之跡に從ひ壁代之外に止り立三使前殿江入を見て唐戸之南江復り座す

一出雲守隱岐守三使に會釋して西之方東面に座せしむ出雲守隱岐守は東之方に西面して並び座す

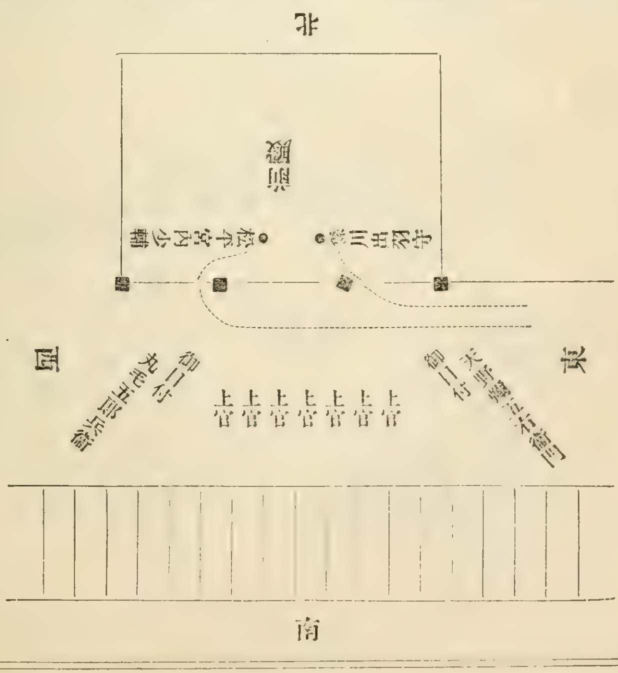
正使は南より五疊目副使從事順々に座す

一前殿に有之三使之獻上物進物番西之方より出引レ之南楹之間少東之方より出して西之方江引二納之一次に落緣に置し虎皮是又進物番引二納之一

一壹岐守備前守上々官を案內して東楹之外より入上々官南より一疊目にて四拜す此時壹岐守備前守左右にわかれ跪く市右衛門伊左衛門跡に從ふ壁代の外に止り座し上々守拜畢而壁代之外江出る時座を立

一壹岐守備前守上々官を誘引して退き壁代之外に北面して立しめ壹岐守備前守左右にわかれ立上官以下從者之出座拜する儀を下知せしむ

但次官小童落緣に拜し中官等庭上に拜する時は壹岐守備前守上々官一同に西に向ふ



一御車寄之唐戸を開く小十人組二人充素襖內外に在之而役レ之上官等殿上次之間より御書院番所落緣通り唐戸より入

但唐戸之外迄は對馬守家來案ニ內之ニ

一奏者番（松平宮内少輔衣冠下襲帶劔末廣／森川出羽守同）上官を誘引して東西之楹之外より內に入て跪く上官等廣庇にて四拜して退く西を上とす但上官等四度に出レ之其度々（宮内少輔／出羽守）誘引して出誘引して退くに不レ及御前に跪てあり（五郎兵衛／彌五右衛門）度々に前後に附き出レ之

一上官等拜畢而（宮内少輔／出羽守）座を起廣庇南之敷居際に東西にわかれ對し跪く

一上官等もとのごとく退き出御車寄之唐戸閉レ之（如レ前小十人組役レ之）

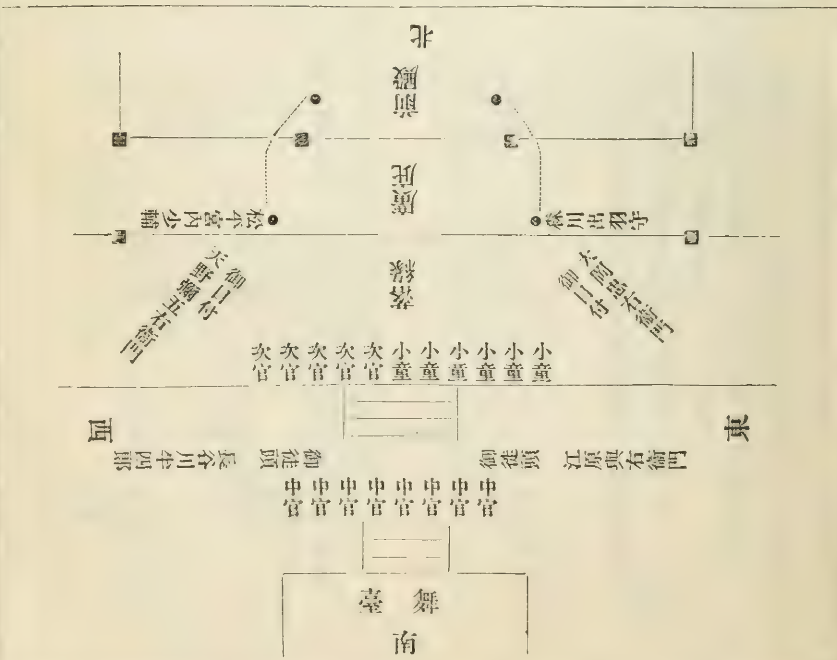
一御目付（天野彌五右衛門／大岡忠右衛門）（假六位衣冠下襲帶劔／同）次官小童之前後に附き誘引して落緣江四度に出レ之西を上とし四拜して退く

一御徒頭（長谷川半四郎／江原與右衛門）（假六位衣冠下襲帶劔／同）中官を誘引して庭上舞臺之前左右にわかれ對し立腰をかゞむ中官四度に出之西を上とし四拜して退く

但御中門を開き中官是より出入す

一（宮内少輔／出羽守）御前に向ひ俯伏して退く

此間（右京亮／彈正少弼）（備中守／石見守）（源右衛門／半左衛門）等對馬守家來に下知



して三使從者を催して退出之用意せしむ

右一節　三使自分之御禮并從者御目見

一壹岐守備前守上々官を誘引して　御前江出レ之廣庇に西上北面して立しむ

上座の上々官東楹の通に當てたつ

一相模守御簾之間に上り膝行し進み　御前に俯伏し仰を承り膝退して下り仰を傳ふる座に就く

前殿北より三疊目東之方より二疊目東之端

對馬守を召對馬守進みて跪く朝鮮國王の安否御尋有レ之由を相模守傳レ之對馬守承り少退き西南面して座す

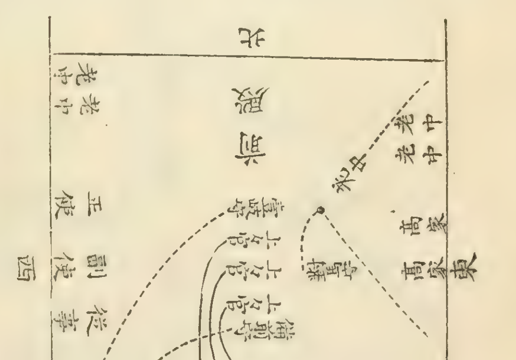
前殿北より五疊目東之方より二疊目東之端

一壹岐守備前守上々官を誘引して東楹之外より入て拜位に就しめ左右にわかれ對し跪く上々官拜位に俯伏す

拜位南より一疊目

一對馬守上々官に會釋す壹岐守備前守上々官三人を誘引して對馬守が座に就しめて退き西楹の外より並び出廣庇之西に東面して並び座す少しく北にむかふ

一對馬守三使に尋仰らるゝ旨ある由を通之上々官俯伏して承り三人同じく西之方三使之座に就き　仰



之旨ある由を通じ上々官は前殿一疊目江復座

一出雲守隱岐守起て三使を誘引して拜位に就しめて出雲守隱岐守は本座に復り並び座す

一壹岐守西楹之外より入て上々官の西上之者一人を會釋し誘引して正使之西より進ましめ東面して跪じむ壹岐守は本座に復る

江申傳ふ對馬守承りて 仰を傳ふる事前儀のごとし三使俯伏して御返答申上之

一上々官三使之御返答を對馬守に通ずる儀前のごとし對馬守相模守江申上る事前儀のごとく畢而對馬守は本座に復る次に上々官拜位に復る

一相模守三使之御返答を申上て座に歸る事仰を承る時のごとし

一對馬守少し座を出 御前にむかひ俯伏して起てまづ東楹之外より出

一出雲守隠岐守 座を出三使之左右に跪き會釋して起て拜せしむ

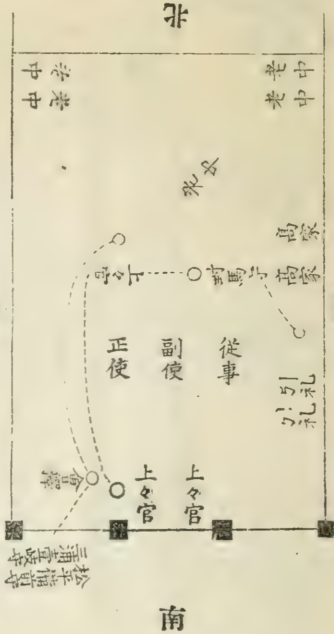
一三使上々官異位重行四拜し畢而東楹之外より出る

三使先に出上々官跡より退く市右衛門伊左衛門跡に從ふ

從事　上々官

副使　上々官　異位重行して拜

正使　上々官



一對馬守上々官に會釋し進ましめて 仰之旨を傳ふ上々官膝行俯伏して承り膝退して正使等に 仰之旨を通ず三使俯伏し承りてのち御返答申上之上々官其段對馬守に通レ之退きて正使の西北之方に東面して跪く對馬守膝行して進み相模守に對し三使之御返答を申上之

一相模守 後命を傳ふ使者の勞を慰らるゝ由對馬守

隠岐守　備前守　御目付　伊左衛門

對馬守　正使　副使　從事　上々官　上々官　上々官

出雲守　壹岐守　御目付　市右衛門

一豐前守座を起前殿之中に進み跪き禮畢之由を申て本座に歸（豐前守 能登守）互に會釋して東楹之外より東之方に出る

右一節　君を問ひ使を勞す

一水戸殿紀伊殿其座を起直に御簾之間にて御禮ありて退去此節月番之老中（豐後守）御挨拶申上之

一掃部頭御簾之間にて御禮申上之前殿西之方着座

掃部頭御禮之間に左右之老中座を下に移す

東方侍座之外樣四品以上之面々一列に御前江出御禮畢而中門廊迄退座

一西方侍座松平讃岐守井伊備中守並諸衆之四品以上一同に御前江出御禮畢而御屛風之後西之方江退座

但高家は出座御禮に不ㇾ及殘り在之而御屛風之後江退く

一東の方之老中座を起て東方侍座之御襖障子之際南之方に北面して座す次に掃部頭西之方の老中起て掃部頭は御襖障子之際北之方に南面して座す老中は南之方に並び座す（東上北面）次に（豐後守 加賀守）御襖開ㇾ之前殿出御東向に　立御殿中伺公之面々御目見相濟而御襖障子閉ㇾ之　入御

但御襖役之老中二人は座を起と直に御襖の所に至り座し御襖開ㇾ之外の方へ出て對し座す御禮畢而閉ㇾ之

一殿中庭上之侍衛皆退き出

禮畢

右一節　御前の儀禮畢

一三使上々官等御前退去之節（右京亮 彈正少弼）（備中守 石見守）等中門廊之座を起て御車寄唐戸の邊迄出むかふ（五郎兵衛 彌五右衛門）兼而唐戸の邊に祗候して此時同じく出むかふ

一（出雲守 隱岐守）左右にわかれ立つ對馬守（出雲守 隱岐守）に會釋（出雲守 隱岐守）三使に會釋して止る（壹岐守 備前守）上々官に會釋して止る

御目付　彌五右衛門

大目付　石見守

寺社奉行　彈正少弼

引禮　高家 隱岐守

引禮　奏者番 備前守

御目付　伊左衛門

御目付 五郎兵衛　大目付 備中守　寺社奉行 右京亮

對馬守　引禮 出雲守 高家

三使　引禮 壹岐守 奏者番　上々官三人

御目付 市右衛門

一修理大夫伊豆守まづ御玄關を出東西に對し立從者等拜舉而段々出て御玄關前に左右にわかれ立源右衛門半左衛門對馬守家來に差圖して下知せしむ

一三使殿上次之間の縁に至る時兩長老出むかひ對馬守三使に會釋して並び出る事入時の儀のごとし

御目付 彌五右衛門　大目付 石見守　寺社奉行 彈正少弼

正使　副使　從事　御目付 伊左衛門

上々官三人

御目付 五郎兵衛　大目付 備中守　寺社奉行 右京亮

對馬守　縁長老　集長老　御目付 市右衛門

一右京亮彈正少弼御玄關之板縁に至りて左右にわかれて對馬守正使等を會釋して止る五郎兵衛彌五右衛門同じく止る市右衛門伊左衛門是又止る但入時に各出迎ひし所

一備中守石見守御玄關の階下に至りて互に會釋して石見守は御式臺に止る東之方に立

一修理大夫伊豆守三使を誘引して出る事入時の儀のごとし

御目付 半左衛門　御馳走人 伊豆守　三信使　對州家老

大目付 備中守　上々官三人　上官以下從人

御目付 源右衛門　御馳走人 修理大夫　三館伴　對州家老

一三使中之御門を出る時備中守修理大夫伊豆守對馬守兩長

老御門外に相從る事入時出迎ふごとし

右一節 門迹之儀

一所々勤番

御玄關東脇 虎皮投鞘御鎗五十本建之 御鎗奉行 土屋市之丞 假六位衣冠下襲帶劔

御中門之外 御持弓頭 中坊長左衛門同

御臺所口 御鐵炮頭 大井新右衛門同

中之御門 本番加番共 御弓頭 山崎四郎左衛門同

御鐵炮頭 酒井與九郎同

臺部屋口 御鐵炮頭 前嶋太郎左衛門同

大手御門 本番加番共 百人組之頭 齋藤帶刀同

同 堀田孫太郎同

下馬前 酒井雅樂頭屋敷西之角 御鐵炮頭 逸見八左衛門同

御普請場東北之方 松平式部少輔屋敷西之角 御鐵炮頭 松田善右衛門同

一御玄關前御門之内より中之御門外三使下輿之所迄莚敷之但御式臺前より御玄關前御門之際迄は薄縁敷之

一中之口にも莚敷之

一水戸殿は紅葉山下御門紀伊殿は坂下御門より登城退出も同前手廻り之者幷長柄は二丸御門之内江入置之其外人馬は紅葉山下外矢來門坂下御門外に溜置之

一出仕之面々大手櫻田兩所より登城退出之節は櫻田御門之方ばかり相通る

一表向諸役人御番衆登城退出共に坂下御門相通る

一奥向之面々は登城退出共に平川口御門相通る

一出仕之面々供廻和田倉御門内馬場之内外江拂レ之居餘分は和田倉御番所後御用屋敷前迄差置之乘物は內櫻田御門之外腰懸に置之

一對馬守長柄御馳走人乘物は內櫻田御番所際に置之右之外人馬は大手下馬腰懸南之方幷御疊小屋新外繋之邊に置之

一對馬守刀持侍草履取挾箱持其外召具之從者御玄關之東御徒目付部屋之脇に差置之御馳走人之刀持幷家來は御玄關前御櫓下西之方板塀之邊に差置之

一萬石以上諸役人等召具之者左之通喰違御門より蓮池御門內迄に溜置之蓮池御門當番之御先手與力同

心差二引之一
萬石以上 刀持之侍一人 侍一人 草履取一人　諸役人 刀持之侍一人 草履取一人
右之内刀持之侍一人は御玄關前迄召連退出之
節も此所迄召二寄之一外之侍草履取は中之御門
外より直に蓮池馬場之方江拂レ之但四品以上
召具之刀持は臺部屋口御門之内に溜置之此所
勤番之御先手與力同心差二引之一
一中之口に下部屋有レ之面々も刀持侍ばかり差二置
之二無レ據儀は格別外の侍下部等不二相留一
一喰違御門は中之御門加番之御先手與力同心出入に
て固レ之
正德元年十月廿七日
一明後廿九日朝鮮信使御禮被レ爲レ請之間衣冠下襲帶
劔五半時登城可レ有レ之旨宗對馬守江自二老中一觸手
紙遣之
一右同行付て明後廿九日五時登城可レ有レ之旨在府萬
石以上之面々江從二老中一觸手紙遣之
正德元年十月廿七日
一左之通上使被レ遣レ之

上使御書院番頭酒井因幡守
水戸中納言殿
上使御小性組番頭皆川山城守
紀伊中納言殿
明後廿九日朝鮮信使御禮付而五時登城可レ被レ有之
旨被二仰遣一之
一左之書付渡レ之
水戸殿御城附江
明後廿九日紅葉山下御門より御登城御退出も
同前候衣冠下襲太刀被レ帶之檜扇御持之筈に
候右之趣可二申上一候
十月廿七日
紀伊殿御城附江
明後廿九日坂下御門より御登城御退出も同前
候衣冠下襲太刀被レ帶之檜扇御持之筈に候右
之趣可二申上一候
十月廿七日
右兩通之書付月番秋元但馬守より御同朋頭を
以渡レ之
正德元年十月廿七日
一向々江書付渡レ之
高家衆手明
明後廿九日朝鮮之信使御禮に付衣冠下襲太刀

帶之五時可レ有二登城一候

十月廿七日

黑田豐前守承レ之　詰衆同嫡子

朽井淡路守より遣レ之　詰衆並同嫡子

高木圭水正承レ之　奏者番衆手明

高木圭水正承レ之　同　嫡子

明後廿九日朝鮮之信使御禮付て衣冠下襲太刀帶之五時可レ有二登城一候無官之面々者不レ及二出仕一候

十月廿七日

一大目付江

老中支配之布衣以上
御役人

明後廿九日朝鮮信使御禮付て衣冠下襲太刀帶之布衣之面々は布衣着用五時登城候樣に可レ被二相觸一候

十月廿七日

右之書付但馬守渡レ之

一御目付江

若年寄支配之布衣已上
御役人

右同文言　法印法眼

右之書付久世大和守渡レ之

正德元年十月廿八日

一左之書付渡レ之

水野肥前守

同　周防守

明廿九日朝鮮信使就二御禮一衣冠下襲太刀帶之五時可レ有二登城一候

右之趣可レ被二相達一候

十月廿八日

但肥前守儀先頃大坂御定番內藤式部少輔跡役雖レ被二仰付一之末大坂江發足無レ之當地に罷在付而也

榊原越中守

先年朝鮮信使御禮之節父越中守罷出候者明日登城候樣に可レ被二申達一候

右之書付大目付江月番秋元但馬守渡レ之

正德元年十月廿九日

一左之書付從二御城一切紙相添對馬守方江從二相模守一

遣レ之

十一月朔日　進見（初日登城）
同　三日　賜饗（二度目登城）
同　四日　曲馬上覽
同　六日　辭見（三度目登城）

但三度目登城之日限追て相改り十一日に成
候

一朝鮮信使御禮明後朔日と被二仰出一間其旨三使江
可二相達一由對馬守方江從二相模守一以二使者一切紙遣
レ之

一明後朔日信使御禮有レ之間最前相觸通にて可レ有
登城一旨在府萬石以上之面々江從二老中一觸手紙遣
レ之

正德元年十月廿九日

一向々江左之書付渡レ之

明後朔日朝鮮信使御禮有レ之候間諸事一昨日
申上候通御心得御登城可レ被レ成候
右之通可二申上一候
十月廿九日

右書付水戶殿紀伊殿　御城附江一通充御同朋頭を
以月番但馬守渡レ之

一大目付江
高家衆手明
詰衆同嫡子
水野肥前守
詰衆並
榊原越中守
老中支配
布衣以上御役人

明後朔日朝鮮信使御禮有レ之候間諸事最前相觸候
通被二心得一可レ有二登城一候
右之通可レ被二相觸一候以上
正德元年十月廿九日
右書付但馬守渡レ之

一御目付江
若年寄支配
布衣以上御役人
法印法眼

明後朔日朝鮮信使御禮有レ之候間諸事最前相
觸候通被二心得一可レ有二登城一候
右之趣可レ被二相觸一候以上

十月廿九日

右書付月番鳥居伊賀守渡レ之

一新御番頭江

新御番組頭

新　御　番

朝鮮人登城之度々當番之面々熨斗目麻上下可レ有二着用一候

十月廿九日

右書付久世大和守渡レ之

正德元年十月廿九日

一書付渡レ之

一朝鮮信使御禮御規式相濟水戶殿紀伊殿井伊掃部頭退座

一東方着座之四品以上之面々一同御前江罷出御祝儀申上之中門廊迄退座

西之方着座之四品以上之衆一同御前江罷出御祝儀申上之御屏風之後江退座

但高家衆は不二罷出一御屏風之後に退

右濟而御次之御襖障子開レ之御次伺公之面々一同に御目見濟て入御

右書付大目付江但馬守渡レ之

正德元年十一月朔日

一朝鮮信使就二御禮一土屋相模守卯后刻登城井伊掃部頭其外老中若年寄中段々出仕

一水戶殿紀伊殿始國持大名及万石以上之面々同嫡子布衣以上之諸役人井法印法眼登城万石以上之嫡子無官は出仕無レ之

但寄合は登城無レ之榊原越中守は此節在府先例有レ之付罷出等之處病氣にて出仕無レ之

一東本願寺火之番戶澤上總介儀は登城無レ之朝鮮人逗留中は惣て不レ及二登城一

一定火消殘番壹人出仕朝鮮人登城之度々如レ此

一今日出仕之面々諸大夫以上衣冠下襲帶劔其外假六位衣冠下襲帶劔布衣素襖等着レ之

委細御儀式書に有レ之

一尾張中納言殿松平加賀守は在國

但尾張殿よりは爲レ伺二御機嫌一當地に罷在者被二差出一之於二躑躅間一月番阿部豊後守謁レ之

一表向五時揃

一朝鮮人井宗對馬守は五半時揃

一對馬守并御馳走人兩長老は三使に先達て登城
一信使巳刻過登城今度聘禮御儀式被レ改に付三使至
極嚴重之冠服着ニ用之一以前は不レ着レ之由也
一巳中刻過御座間出御掃部頭老中一同御目見
　但各帶劍故御向之緣通にて御目見檜扇は御次
　之間に差ニ置之一
一大廣間渡御
　但此節於ニ溜間一松平讃岐守井伊備中守御目見
一大廣間御上段着御信使御禮始未刻相濟て入御
一未中刻朝鮮人并對馬守兩長老等退出
　但三使中之御門退出之以後對馬守兩長老又殿
　上次之間江立歸本多彈正少弼を以信使登城御
　儀式首尾好相濟恐悅旨老中迄申ニ上之一御用も
　於レ無レ之は退出可レ仕哉と伺レ之付て可レ有ニ退
　出一旨横田備中守を以達レ之
一掃部頭老中未后刻退出
一東本願寺江爲ニ見廻一御目付根來平左衛門罷越
一今日國書東本願寺より御玄關前迄下官持レ之
一右國書通る節勤番之百人組之頭本番加番中之御門
本番加番大手前并定小屋東に相詰御先手之面々不
レ及ニ下座一番所江上り着座
一御玄關脇勤番之御鑓奉行并御中門御臺所口御門臺
部屋口御門江相詰御持御先手之面々は幕之前に立
罷在付國書通る節は何も腰を屈
一御玄關前御書院番與力番所に絹茜之內幕打レ之
一御玄關脇御鑓奉行布幕　但內幕は不レ打
一御中門外御持弓頭絹紫幕御道具後布幕
一御臺所口御先手布幕　但內幕は不レ打
一中之御門御先手布幕　但內幕は不レ打
一同所加番御先手布幕　內幕絹茜
一臺部屋口御先手布幕　內幕絹茜
一百人組御番所百人組之頭布幕　內幕絹茜
一同所加番右同斷　內幕純子（但三日十一日は絹茜）
一下馬前御先手布幕　內幕絹紫
一御普請場定小屋東御先手布幕　內幕絹茜
一大手御門（絹幕金屛風）武具增ニ飾之一
　固之事公家衆門跡方登城之節之通人數差ニ出
　之一給人以上熨斗目着用
　一國書通る節は下座三使には下座無レ之所々御
　番所同斷

一並手橋出レ之
　但大手內櫻田之外は無二此儀一
一內櫻田　右同斷
右之分朝鮮人登城之度々此レ如
一今日朝鮮人登城付て道筋固人拂等如レ左
　淺草御藏火之番　立花飛驒守
右淺草御藏前江去月十八日江戶到着節之通に
人數火消裝束にて差二出之一但自身は不二罷出一
　本多肥後守
右淺草御藏前土手矢來際江去月十八日江戶到
着節之通人數差二出之一但自身は不二罷出一
　伊東播磨守
　加藤出雲守
右淺草寺前辻固去月十八日江戶到着節之通人
數差二出之一但自身は不二罷出一
　御徒頭　設樂善左衛門　熨斗目半袴
　組共同
右神田橋之內より大手壹ッ橋之方迄固之國書
通る節は御徒下座頭は右場所之內番所に上り
罷在三使相通る時は御徒下座無レ之

　御徒頭　中山勘解由　熨斗目半袴
　組共同
右常盤橋御門之內より道三橋邊まで錢瓶橋神
田橋之方見通し迄固之御徒勤方右同斷頭は右
場所之內番所に上り罷在
　御徒頭　柴田三左衛門　熨斗目半袴
　組共同
右淺草橋御門之內より常盤橋御門之外迄固之
御徒勤方右同斷頭は淺草橋御門番所江上り罷
在
右之通勤レ之
　御目付　加藤右近　熨斗目半袴
　同　山川安左衛門　同
右先乘人拂勤レ之
　注進
一本願寺罷出之時　一度
一淺草橋迄罷越之時　一度
一大手迄罷越之時　一度
　退出之時
一大手迄退出之時　一度

一常盤橋迄罷越之時　　一度
右之通注ニ進之ー
一火付盗賊改之御先手佐久間小左衛門組與力同心
相廻之自身は不ニ罷出ー
但登城之度々其外御三家又は老中江朝鮮人相
越節如レ此
一御儀式書進見儀注別冊に有レ之
左に記分
一朝鮮國王書翰幷別幅
一三使獻上物
一三使以下登城之人數幷行列
一今日出仕之面々姓名
正德元卯十一月朔日
三使以下登城之人數
三使　三人
上々官　三人
學士　壹人
上判事　四人
但御饗應幷御暇被下物且又下行等も三人分
にて相濟內壹人は彼方にて上判事格之者之
由依レ之行列にも四人在レ之
醫師　壹人
上官　三十三人 内冠官十五人 内軍官十八人
次官　八人
小童　十五人
中官　九十貳人
下官　六十壹人
右合貳百貳十壹人
正德元卯十一月朔日
朝鮮人登城之行列左に記
一行列之外宗對馬守家老二人用人二人留守居一人眞
文役一人登城之度々從ニ三使ー先達て御城江相詰
一國書轎退出之節は空轎故行列之跡に爲レ持レ之
一御饗應之日行列同斷
但國書轎無レ之付て左右に相附御馳走人之家
來給人六人除レ之
一御暇之日行列同斷
但國書轎登城之節空轎故行列之跡に爲レ持レ之
退出之時は御返翰人に付て行列如ニ國書ー

御馳走人眞田伊豆守家來
騎馬 十騎

宗對馬守家來
足輕 一人

御馳走人酒井修理大夫家來
騎馬 十騎

宗對馬守家來
足輕 一人

對馬守家來 留守居
騎馬 鈴木左治右衛門

同人家來 家老
騎馬 平田隼人

同人家來 家老
騎馬 大浦忠左衛門

同人家來 裁判役
騎馬 寺田一郎兵衛

宗對馬守家來 裁判役
騎馬 樋口久米右衛門

同人家來 出馬役
騎馬 吉田兵左衛門

對馬守
足輕 一人

對馬守
足輕 一人

同徒士一人　對馬守家來通詞一人　小通事一人　清道旗一

同徒士一人　對馬守家來通詞一人　小通事一人　清道旗一

假月刀一

纛一　形名旗一　上馬都訓導一人

假月刀一

長鎗一　巡視旗一　三枝鎗一　令旗一　炮手一人

長鎗一　巡視旗一　三枝鎗一　令旗一　炮手一人

對馬守徒士一人　對馬守家來通詞一人　喇叭手一

對馬守徒士一人　對馬守家來通詞一人　上馬都訓導一人　喇叭手一

螺角手一

螺角手一

太平簫一　銅鼓一　鼓打手一　鉦手一

太平簫一　細樂一　鼓打手一　三穴手一　鉦手一

對馬守徒士一人　上馬都訓導一人　同徒士一人　對馬守家來通詞一人

對馬守徒士一人　同徒士一人　對馬守家來通詞一人

炮手一人　上馬 馬上才一人　上馬 別破陣　皷手一　長皷一

炮手一人　馬上才一人　上馬 別破陣　稽琴一　笛一

錚手一

上馬 典樂一人

對馬守 足輕一人　同 徒士一人　對馬守家來 通詞一人

笳一

對馬守 足輕一人　徒士一人　對馬守家來 通詞一人

使令一人　上馬 軍官一人　御馳走人家來 給人三人　上馬 寫字官一人　炮手一人

國書轎

使令一人　上馬 軍官一人　御馳走人家來 給人三人　上馬 寫字官一人　炮手一人

上馬小童一人　同軍官一人　中馬節一　對馬守足輕一人

中馬印信

關帖

上馬小童一人　同軍官一人　中馬鉞一　對馬守足輕一人

使介一人　對馬守徒士一人　御馳走人家來給人五人　吸唱

同徒士一人

蓋　正使

同徒士一人

使介一人・　同徒士一人　御馳走人家來給人五人　吸唱

對馬守家來通詞一人　上馬軍官二人　清道旗一

上馬上判事一人　纛一

對馬守家來通詞一人　上馬軍官二人　清道旗一

形名旗一

上馬都訓導一人

偃月刀一　長鎗一

偃月刀一　長鎗一

巡視旗一　三枝鎗一　令旗一　炮手一人　喇叭手一

巡視旗一　三枝鎗一　令旗一　炮手一人　喇叭手一

螺角手一　太平簫一　銅鼓一　鼓打手一

三穴手一

螺角子一　太平簫一　細樂一　鼓打手一

錚子一
皷手一長皷一銅皷一

上馬
都訓導一人

錚子一
稽琴一笛一笓一

上馬
典樂一人

使令一人
上馬
軍官一人
同
小童二人

使令一人
上馬
軍官一人
同
小童二人

對馬守
足輕一人
中馬
節
一
使令一人

對馬守
徒士一人

對馬守
足輕一人
中馬
鉞
一
使令一人

蓋

同
徒士一人
同
徒士一人
同
徒士一人

副使

給人五人（御馳走人家來）　吸唱　通詞一人（對馬守家來）　軍官二人（上馬）

給人五人（御馳走人家來）　吸唱　通詞一人（對馬守家來）　軍官二人（上馬）

上判事一人（上馬）

使令一人　清道旗一　長鎗一　巡視旗一

使令一人　清道旗一　長鎗一　巡視旗一

三枝鎗一　令旗一　炮手一人　喇叭手一　螺角子一

三枝鎗一　令旗一　炮手一人　喇叭手一　螺角子一

太平簫一　銅鼓　一　鼓打手一　錚手一

三穴手一

太平簫一　細樂　一　鼓打手一　錚手一

使令一人　上馬軍官一人　上馬小童二人　使令一人

使令一人　上馬軍官一人　上馬小童二人　使令一人

蓋

對馬守徒士一人　御馳走人家來給人五人　吸唱　對馬守家來通詞一人

同徒士一人

從事　上馬軍官一人

同徒士一人

同徒士一人　御馳走人家來給人五人　吸唱　對馬守家來通詞一人

上馬 上判事一人

使令一人

御馳走人家來 中小性一人

乗物 上々官　崔同知

上馬 小童一人

使令一人

御馳走人家來 中小性一人

使令一人

御馳走人家來 中小性一人

乗物 上々官　李同知

上馬 小童一人

使令一人

使令一人

御馳走人家來 中小性一人

使令一人

御馳走人家來 中小性一人

使令一人

乗物 上々官　李僉知

上馬 小童一人

乗物 上判事一人

御馳走人家來 中小性一人

使令一人

上馬 小童一人
乘物 製述官
上馬 小童一人
乘物 良醫

對馬守家來 通詞一人
對馬守家來 通詞一人

對馬守 足輕一人
同 足輕一人
上馬 判事九人
上馬 書記三人
對馬守 足輕一人
同 足輕一人

對馬守 足輕一人
上馬 伴僮三人
上馬 廳直三人
同 盤纒直三人
對馬守 足輕一人

上馬 使奴子三人　　對馬守家來 通詞一人　　同 徒士一人

上馬 使奴子三人　　對馬守家來 通詞一人　　同 徒士一人

一行奴子

騎馬 對馬守家來組頭 俵五郎左衛門　　騎馬 同人家來大目付 吉川六郎右衛門　　騎馬 同人家來出馬役 三浦貞可衛門

騎馬 對馬守家來眞文役 雨森東五郎　　騎馬 同人家來家老 杉村頼母

此所御饗應之日は家老杉村三郎左衛門勤レ之
御暇之日は家老平田直右衛門勤レ之

對馬守 足輕一人

對馬守 足輕一人

御馳走人眞田伊豆守家來
騎馬五騎

御馳走人酒井修理大夫家來
騎馬五騎

正徳元卯十一月朔日

一今日出仕之面々

表向

松平若狹守 藤原吉治
松平出雲守 源義昌
松平淡路守 源綱矩
宗對馬守 平義方
松平右近將監 源義賢
松平越前守 藤原信清
藤堂和泉守 藤原高敏
細川主税頭 源宣紀

松平攝津守 源義行
松平越後守 源宣富
松平大學頭 源賴貞
松平右衛門督 源吉泰
松平甲斐守 源吉里
松平大和守 源基知
松平日向守 源義孝
松平播磨守 源賴明

立花飛驒守 源宗政
松平長門守 藤原利興
松平中務大輔 源昌平
加藤遠江守 藤原泰恒
稲葉伊豫守 越智恒道
淺野土佐守 源長澄
金森和泉守 源賴旹
森和泉守 源長直
京極甲斐守 源高住
松平造酒正 源澄尙

松平修理大夫 源吉武
松平左衛門督 源直常
松平肥前守 源宣政
京極若狹守 親高式
黒田隱岐守 源長軌
津輕土佐守 藤原信重
木下右衛門大夫 豐臣俊量
堀大和守 藤原親賢
細川采女正 源利昌
伊達左京亮 藤原宗春

木下豐臣肥後守公定
織田平山城守信休
佐竹源壹岐守義長
五嶋源大和守盛住
片桐源石見守貞起
堀藤原長門守直佑
加藤藤原出雲守泰䡫
織田平丹後守長清
毛利大江讃岐守元平
仙石源信濃守政房
津輕藤原右京亮信興
金森源長門守可寛
織田平美濃守信就
鍋島藤原飛驒守元延

御譜代

小笠原源右近將監忠雄
本多藤原信濃守忠直

池田源內匠頭政熙
南部源遠江守通信
關藤原備前守長治
久留嶋越智伊豫守通政
伊東藤原播磨守長救
青木多治比甲斐守重矩
新庄藤原駿河守直祐
佐竹源式部少輔義都
松平源信濃守直之
伊東藤原修理亮祐永
龜井源能登守茲長
相良藤原近江守賴以
遠山藤原伊豫守友章
酒井源雅樂頭親愛
奥平源大膳大夫昌春

牧野源駿河守忠辰
松平源周防守康豐
有馬藤原左衛門佐直純
西尾源隱岐守忠成
增山藤原對馬守正任
松平源但馬守友著
堀田紀豐前守正休
丹羽源式部少輔倚氏

高家

松平源刑部少輔安通
松平源飛驒守定英
戶田藤原伊賀守氏長
眞田滋野出羽守信弘
本多藤原下總守康命
內藤藤原伊豫守信輝
品川源豐前守伊氏

松平源主殿頭忠雄
太田源備中守資重
松平源采女正定基
植村源右衛門佐家敬
井伊藤原兵部少輔直矩
木多藤原若狹守助芳
小笠原源近江守基重
堀田紀備後守正茂
松平源式部少輔時睦
松平源因幡守定達
堀田紀播磨守正直
牧野源阿波守忠壽
岡部藤原內膳正長敬
諏訪源出雲守忠尋
織田平能登守長福

大澤出雲守 藤原基珍
前田隱岐守 藤原玄長
横瀬駿河守 源貞顯
織田讃岐守 平信明
京極大膳大夫 源高茂

溜詰

松平讃岐守 源頼豊

鴈之間詰

松平伊賀守 源忠榮
黒田豊前守 丹治直重
稲葉丹後守 越智正知
板倉近江守 源重治
土屋左京亮 源啓直
大久保大藏少輔 源忠英
青山大膳亮 藤原幸侶
土井甲斐守 源利治

長澤壹岐守 藤原資親
畠山下總守 源義寧
中條山城守 藤原康貞
大澤遠江守 藤原基貫
前田伊豆守 菅原賢長

井伊備中守 藤原直惟

松平出羽守 越智清武
酒井修理大夫 源忠旨
松平伊豆守 源信高
蜂須賀飛彈守 源隆長
秋元伊賀守 藤原喬房
井上攝津守 源正仲
松平佐渡守 源信岑
本多遠江守 藤原正武

永井備後守 大江直英
内藤山城守 藤原政森
土岐丹後守 源頼稔

御奏者番

安藤右京亮 藤原重行
松平對馬守 源昭因
松平宮内少輔 源尚忠
池田丹波守 源輝録
高木主水正 源正陣

菊之間詰

松平主税頭 藤原宗彌
土井出雲守 源利實
水野右衛門大夫 源忠輝
内藤若狹守 藤原清行
鳥居丹羽守 平忠利
松平備中守 源正貞

永井伊賀守 大江尚平
三宅備前守 三宅康雄
戸田大隅守 藤原忠囿

三浦壹岐守 源明敬
松平備前守 源正久
本多彈正少弼 藤原忠晴
森川出羽守 源重令

松平内藏頭 越智清行
戸田越前守 藤原忠余
青山筑後守 藤原忠貴
板倉出雲守 源重信
三浦備後守 源明喬
松平能登守 源乘賢

三宅能登守 三宅康利
大久保筑後守 藤原教端

大坂御定番

水野肥前守 源忠值

菊之間縁頰詰

安部攝津守 源信賢
酒井信濃守 源忠告
内田信濃守 藤原正偏
米津出羽守 藤原正容
戸田淡路守 藤原氏成
松平下野守 源信治
柳生備前守 藤原宗弘
山口伊豆守 多々良弘豊
植村土佐守 源正朝
水野周防守 源忠房

松平織部正 源忠泰
高木播磨守 源正府
保科兵部少輔 源正賢
内藤主殿頭 藤原正貞
酒井備後守 源忠胤
本庄宮内少輔 藤原道章
永井播磨守 大江直恒
井上筑後守 源正榮
堀飛驒守 藤原直央
酒井飛驒守 源忠菊
渡邊駿河守 源登綱

御留守居

松平主計頭 源昭宗
久貝因幡守 藤原正方
大久保淡路守 藤原教福

大御番頭

酒井下總守 源忠英
松平大隅守 源忠明
土屋山城守 源朝直
宇津出雲守 藤原教信

大目付

折井淡路守 源正辰
松平石見守 源乘宗

町奉行

丹羽遠江守 藤原長守
坪内能登守 源定鑑

御勘定奉行

松前伊豆守 源嘉廣
大嶋肥前守 源義也
酒井紀伊守 源忠助
本多因幡守 藤原忠能
阿部志摩守 阿部正方
稻垣長門守 源重房
横田備中守 源由松
松野壹岐守 藤原助義

荻原近江守 源重秀
平岩若狹守 弓削親庸
御作事奉行
曲淵信濃守 源重羽
御普請奉行
水野對馬守 源重格
日光奉行
稻葉下野守 越智正能
御旗奉行
鳥居久太夫 平成勝
青木新五兵衞 藤原利繼
御鑓奉行
土屋市之丞 平正敬
本多外記 藤原正芳
梶川與惣兵衞 平賴照
御留守居番

中山出雲守 藤原明春
大久保大隅守 藤原忠香
柳澤備後守 源信尹
嶋田佐渡守 源正信
小幡上總介 平重直
下條長兵衞 源信隆
杉浦山城守 平政盛

藤堂勝兵衞 中原良暎
戸田喜右衞門 藤原忠位
平田伊右衞門 藤原宗忠
一今日出仕且御役相勤面々
御前護衞
御書院番頭 松平壹岐守 源好乘
御小性組頭 鈴木能登守 穗積直澄
階下護衞
御使番 番長 戸川內藏助 藤原安貞
近衛 小田切靱負 源直廣
須田助十郎 源盛貞
成瀨吉右衞門 藤原正起
帶刀 梶四郎兵衞 源正容
鳥居權之助 平成豐
日下部作十郎 日下部博貞

長田甚左衞門 平重親
丸茂勘左衞門 源利貞
三浦肥後守 源便次
松平伊勢守 源隆欽
津田外記 平正房
遠藤新六郎 平常就
柴田七左衞門 源康端
大久保市郎右衞門 藤原忠義
黑川與兵衞 平正增
嶋田藤十郎 源重恒
寄合 松浦酒之丞 源信英

菅沼民部 源定辰
脇坂一角 藤原安利
代り 松平與右衛門 源忠成
忌中 妻木平四郎

迎送之役
御目付 堀田源右衛門 紀通右
九毛五郎兵衛 源利雄
平岡市右衛門 源資明
大岡忠右衛門 藤原忠相

御幄之役
中奥御小性 內田若狹守 藤原正長
代り 安藤山城守 藤原愛定

書讀役
林大學頭 藤原信篤

御給仕
中奥御小性 內田若狹守 藤原正長

石毛織部 藤原氏茂
石原市左衛門 藤原次春
代り 藤掛監物 平永言
長崎半左衛門 平元仲
天野彌五右衛門 藤原長昌
村瀬伊左衛門 藤原重矩
忌中 伊勢平八郎
曾我周防守 平助元
林七三郎 藤原信充
曾我周防守 平助元

安藤山城守 藤原愛定

進物之役
中奥御小性 松平內匠頭 源乘興
酒井日向守 源忠紀
寄合 松平阿波守 源康納
伏屋備前守 豐臣爲貞
山名信濃守 源豐恭
木原因幡守 源重向
建部民部少輔 源廣充
代り 瀧川讃岐守 紀元長

庭實進物之役
朽木土佐守組 進物番 日根野式部 藤原直穏
久貝惣左衛門 藤原起爾
戶田備後守組 新見彌一郎 源正顯

代り 森川下總守 源重矩
青山近江守 藤原幸昭
森川下總守 源重矩
金田能登守 平正彥
藤本筑後守 平重賀
三宅下野守
小濱志摩守 源與貞
代り 蒔田讃岐守 平久澄 藤原廣番
鈴木能登守組 石卷權左衛門 藤原康正
三井市十郎 平尙昭
皆川山城守組 小濱平右衛門 藤原隆昌

佐々木五郎右衛門 源正光
川勝主税 秦廣基
津金修理 源康連

三使自分之獻上物之役

川勝能登守組 牧野新平 源成長
戸田備後守組 稻葉多宮 越智正房
三浦肥後守組 芝山主殿 源正勝

中官引禮之役

御徒頭 長谷川半四郎 橘重勝
代り 菅沼圖書 源正直

庭上へ御馬牽出役

諏訪部文九郎 源定堅

御車寄御唐戸并殿上門

大岡土佐守組 安藤四郎左衛門 藤原重保
戸田肥前守組 松平甚兵衛 源信言
酒井因幡守組 大久保甚左衛門 藤原敬忠
石川備中守組 前嶋又次郎 藤原成房
伊澤播磨守組 妻木主水 源光廣
大岡土佐守組 武嶋左門 菅原茂久
江原與右衛門 藤原全圭
同 文右衛門 源定軌

御屏風引役

石丸五左衛門組 小十人 太田源四郎 源暉昌
曾雌權右衛門組 長坂次郎兵衛 源澄命
飯田惣右衛門組 大草彌五右衛門 源忠由

御書院番所出人

番頭組頭御番所に代々相詰罷在

御小性組 川勝能登守組 大岡三郎右衛門 藤原直源
橫田半十郎 源忠福
筧半四郎 藤原元次
大岡甚十郎 藤原直好
小栗市左衛門 源忠尙
能勢小十郎 源頼廉
戸川三左衛門 藤原安晴
戸田備後守組 戸田新五郎 藤原山貞
青山市左衛門 藤原幸忠

山中喜六郎 橘師澄
森惣右衛門 平種雅
小栗伊兵衛 源正倚
市岡左大夫 源正次
朝岡新七郎 藤原國信
小俣宮内 多々良政周
荒川圖書 源重益
河野孫四郎 越知通春
室賀源太郎 村上正次
花房式部 源正敏
大久保源太左衛門 藤原忠恒
鈴木主殿 穗積重長

平岩七右衛門 弓削親範
山本新五左衛門 源正大
蜂尾小十郎 源定篤
押田兵庫 平勝與
本間平三郎 源季元

皆川山城守組
安部彌右衛門 滋野元行
島田甚五左衛門 源利豐
岡野權次郎 平矩明
鈴木主膳 藤原重祐
戸張八郎右衛門 平胤好
設樂甚十郎 菅原貞英
紅林甚九郎 橘長益

大岡土佐守組
彥坂源兵衛 源重時
天野傳兵衛 藤原規重
三上藏人 源季信

加藤左太郎 藤原直賢
立花內藏助 源直時
金田新左衛門 平正依
神尾平八郎 藤原長厚
間宮三郎九郎 源政茂

中野左兵衛 藤原尹久
神尾彌五兵衛 藤原守尹
早川內記 源重熈
島田忠四郎 源直房
川口式部 平宗分
早川十兵衛 藤原定賢
松田源六郎 藤原定尙

朝比奈淸右衛門 平泰尙
深津彌七郎 藤原政繼
梶川三之丞 藤原忠榮

長谷川甚五郎 橘重行
岩瀨淸次郎 藤原忠兼
永田庄左衛門 源重良
山崎吉之丞 藤原光政

松平伊勢守組
山口藤左衛門 藤原光冬
大橋兵右衛門 藤原親明
本多左京 藤原利紀
若林賴母 中原直達
長崎市之丞 平元芳
原田庄八郎 大藏種芳
親見主稅 源正英
油川萬吉 源信次

戸田肥前守組
本多勘右衛門 藤原忠貞
柳澤兵庫 源信孝
近藤八左衛門 藤原用親

打越左太夫 源光高
小澤兵吉郎 源重員
石野三次郎 源資熈
鵜殿吉十郎 源重行

島田左衛門 源隆政
須田與左衛門 源資生
京極一學 源高林
花房帶刀 源幸且
水野平十郎 源守滿
川勝勘助 秦廣達
依田內藏助 源信安

本多杢之助 藤原方信
石原市郎左衛門 藤原種利
岡部久太郎 藤原元貞

久留七郎左衛門 平正常
花村善右衛門 源正恒
星合伊左衛門 源親輝
伴助之丞 伴政繼
酒井民部 源忠景

土井豐前守組
朝比奈五郎三郎 藤原勝盛
齋藤庄左衛門 藤原利豐
朝比奈惣左衛門 藤原昌豐
玉虫八左衛門 平重茂
堀又十郎 菅原長恭
菅沼次郎右衛門 菅原定勝
遠山新八郎 藤原保篤

御書院番
松平壹岐守組
佐野宇右衛門 菅原正數
大岡忠四郎 藤原忠易
川口源右衛門 平宗允

小倉甚四郎 源正右
阿部左衛門 滋野信福
竹田求馬 藤原政治
渡邊半兵衛 源保

宮崎平四郎 紀重賢
須田甚三郎 源盛澄
小笠原平兵衛 源常福
長谷川左門 藤原貞政
德永平三郎 藤原昌仲
岡部治兵衛 藤原盛命
松平傳兵衛 源乘直

大草三郎兵衛 源公貞
坂本久之丞 源重朝
太河內平十郎 源政能

筧三郎左衛門 藤原正治
大久保源太郎 藤原忠蔭

井上讚岐守組
島津八郎兵衛 源久周
都筑長十郎 源政方
杉浦傳之丞 平吉福
永井源藏 大江治尹
前田新八郎 丸子定忠

大久保豐前守組
原田小兵衛 大藏種盛
川井喜左衛門 源和充
揖斐七之助 源政秀
町野平三郎 三谷幸貴
伴野善次郎 源常和

稻葉紀伊守組
塚原賴母 源昌親
大久保六右衛門 藤原忠亮
三枝左門 源守隆

柴田半助 菅原勝智

諸星庄五郎 藤原直義
河野源右衛門 越智通大
渡邊新之丞 源高
河內六太夫 源正安
松平源之助 源祐生

須田三十郎 源盛貞
水野五左衛門 源忠意
山崎權八郎 藤原慶正
山岡七兵衛 伴景經
布施藤兵衛 藤原隆正

酒井與市郎 源勝俊
山名平左衛門 源賴豐
小笠原求馬 源廣明

栢植文太郎 平 善之
安藤久太郎 藤原 定泰
三浦肥後守組 森川六左衛門 源 長定
三田新五郎 藤原 正伴
加藤新十郎 藤原 長救
坪内主税 藤原 定通
中根定八郎 平 正共

阿部三之丞 阿部 重親
杉岡五郎右衛門 源 尹重
秋山源左衛門 源 正續
土屋平三郎 平 正誠
小宮山主膳 藤原 昌克
平岡四郎兵衛 源 資賢
松平求馬 源 勝興

勤番

御支關東脇御鐙奉行土屋市之丞姓名は自是前老中支配御役人之所に在之

御中門外 御持 中坊長左衛門 藤原 秀廣
中之御門本番 山崎四郎左衛門 藤原 正周
臺部屋口 前嶋太郎左衛門 藤原 成命
大手御門加番 齋藤帶刀 藤原 利以
下馬前 御先手 逸見八左衛門 源 義寛

御臺所口 御先手 大井新右衛門 源 政長
同所加番 酒井與九郎 源 重春
大手御門本番 百人組 御目付 堀田孫太郎 紀 一平
橋番 間宮靱負 源 方好
御普請場前東之方 松田善右衛門 源 勝廣

道筋人拂御徒三組

御徒頭 設樂善左衛門 菅原 貞高
中山勘解由 丹治 直正

柴田三左衛門 源 勝富

道筋先乘

御目付 加藤右近 藤原 明教

山川安左衛門 源 忠義

出仕之面々

御書院番頭 伊澤播磨守 藤原 政久
井上讃岐守 源 正晴
稻葉紀伊守 越智 正辰
同組頭 京極主計 源 高久
前田帶刀 菅原 孝治
本多宮内 藤原 正矩
酒井大學 源 忠穩
御小性組番頭 川勝能登守 秦 隆尚

阿部遠江守 阿部 正房
大久保豐前守 藤原 忠庸
武田與左衛門 源 信友
松平五郎左衛門 源 正芳
內藤日向守 藤原 正峯
朽木土佐守 源 隆治

石川備中守 源總乘
皆川山城守 藤原廣達
土井豐前守 源利貞
神尾左兵衛 藤原元賞
稻葉左衛門 越智通周
堀助右衛門 菅原親行
池田修理 源政長
松平藤九郎 源正常

西丸御留守居
高木伊勢守 源守興
松平內膳正 源直貞

新番頭
酒井式部 源重遠
松平主馬 源定由
竹本土佐守 源長直

百人組
神保主膳 惟宗元茂

戸田備後守 藤原重澄
大岡土佐守 藤原政春
諏訪七左衛門 源賴篤
牧野八太夫 源貴成
桑山源七郎 藤原‥規
永井刑部 大江尙附
松平源太夫 源定計
中山隱岐守 丹治信庸
牧野能登守 田口成基
安藤治右衛門 藤原定房
仁木甚五兵衛 源守豐
安藤彦四郎 源直利

坪內惣兵衛 藤原定重
蔭山數馬 源親由
興津能登守 藤原忠閭

火消
近藤宮內 藤原重待

御臺樣御用人
堀山城守 源正勝
本間豐前守 源季孝

法印法眼醫師
半井爐庵 和氣瑞英
吉田意安法印 源宗恬
木村弘德院法印 源休民
瀨尾昌宅法眼 藤原諱範
小嶋昌怡法眼 源維和
奈須玄竹法眼 源恒干
森專益法眼 源正慶
數原通玄法眼 橘宗達

桑山志摩守 藤原元稠
堀筑後守 藤原秀雪
本多五郎右衛門 藤原忠利
早川佐渡守 源重好
今大路道三 橘玄書
木村登壽院法印 藤原季益
澁江通玄院法印 平長喜
丹羽玄孝法眼 藤原元眞
熊谷玄與法眼 私一直輝
成田宗庵法眼 源玄眞
村岡玄超法眼 藤原辰生
小森西倫法眼 丹羽賴英

儒者
林百助　藤原信智

惣御弓御鐵炮頭
筒井治左衛門　藤原義勝
淺野左兵衛　源長武
井上助之進　藤原利盛
布施出雲守　藤原正房
金田新太郎　平正秀
六郷主馬　藤原正慶
近藤源左衛門　藤原川貞
小倉半左衛門　藤原政仲
保科主税　源正靜
小笠原新九郎　源廣高
阿部四郎兵衛　阿倍重武

御使番
三嶋淸左衛門　藤原政興
宮崎七郎右衛門　紀重久
井戸三十郎　藤原直弘

加藤市左衛門　藤原甫成
平野九左衛門　平長喜
秋山十右衛門　源正輔
青木與右衛門　源信峯
赤井七郎兵衛　源正幸
佐久間小左衛門　源信房
秋元忠右衛門　藤原成朝
安部式部　滋野信旨
窪田勘右衛門　源正良
松平權之助　源信允

細井佐次右衛門　藤原勝鄉
倉橋內匠　藤原久重
井上左門　源正興

寬新太郎　藤原重熈

桐之間組頭
長田三右衛門　平重矩
長野治左衛門　藤原廣門
羽太淸左衛門　藤原正位

御鐵炮方
田付四郎兵衛　源直久

西丸御裏御門番頭
御手洗五郎兵衛　藤原宗正
小栗五太夫　源忠珍

御徒頭
土屋數馬　源宗直
本多久五郎　藤原直上
新庄伊織　藤原直旨
土岐內記　源定武
建部甚右衛門　源廣次
春日內藏助　藤原儀豐

小十人頭
石丸五左衛門　源定淸

大嶋因幡守　源義全
千葉兵部　藤原季道
日下十郎右衛門　源景秀
瀨名傳右衛門　源貞房
井上左太夫　源正次
松波六右衛門　藤原重房
山田太左衛門　源重安
寬助兵衛　藤原爲勝
三宅大學　三宅康敬
林藤四郎　源忠勝
井戸新兵衛　藤原弘宰
金田惣八郎　平正在
曾雌權右衛門　源定勇

小笠原七右衛門 源長賢
能勢三十郎 源頼成
松平孫左衛門 源忠郷
大嶋織部 源義延
御船手 向井將監 源正員
天野佐左衛門 藤原雄正
小濱佐右衛門 平昌隆
松姫君様御用人 川副新右衛門 源重賢
御部屋様御用人 諏訪庄兵衛 源正孝
二丸御留守居 菅沼長兵衛 源定治
菅沼平左衛門 菅原勝重
池田市之丞 藤原正長
御納戸頭 伊與田新左衛門 藤原武通
上田新四郎 源政方

長田新右衛門 平重賢
久津見又助 藤原茂豐
飯田惣左衛門 藤直恒
大河內又十郎 源政眞
堀七郎兵衛 源利紀
瑞春院様御用人 堀又兵衛 菅原長[illegible]
安藤助之進 藤原定知
松平助之丞 源政峻
山崎權十郎 源忠治
深津市郎兵衛 藤原種盛
內藤新五右衛門 藤原光行
仙波七郎左衛門 平道種

御腰物奉行 山岡助右衛門 作景寛　　中根次郎左衛門 平正虎
小普請奉行 間宮播磨守 源信明　　竹田丹羽守 藤原政武

一病氣斷之面々
松平陸奥守　　酒井左衛門佐
中川內膳正　　水野隼人正
岩城伊豫守　　松平筑後守
本多肥後守　　松浦肥前守
秋田伊豆守　　榊原越中守
吉良左京太夫　　內藤駿河守
松平志摩守　　小堀遠江守
本願寺へ相詰付出仕無之 戸澤上總助　　常盤橋御門當番ニ付出仕無之 九鬼丹後守

一差合斷之面々
松平玄蕃頭　　大友因幡守
酒井石見守　　大村伊勢守

正德元卯十一月二日

一昨朔日朝鮮人御禮相濟付て從ニ御三家一以ニ使者一被レ賀レ之於ニ躑躅間一月番阿部豐後守謁レ之

但尾張殿は在國故今日一同に使者不レ被ニ差
出一之
一左之書付渡レ之
在國在邑之面々より今度三度之御規式相濟惣
出仕以後右之趣使者にて連名之書狀可レ被ニ差
越一候以上
十一月二日
右は壹萬石以上之分使札にて可レ被ニ差越一候
以上
右月番豐後守宅江留守居之者呼寄可ニ寫取一旨申ニ
聞之一
一京大坂長崎駿府日光山田下田江繼飛脚遣レ之是昨
朔日信使登城御禮御規式相濟之段達レ之
但伏見奉行へも以ニ奉書一達レ之
正德元卯十一月二日
一昨朔日登城御禮中上御盃頂戴之爲御禮三使より井
伊掃部頭老中間部越前守本多中務大輔宅江左之通
相ニ廻之一
上判事三人
小童三人
小通事三人
使令六人
下官三人
對馬守家老 大浦忠左衛門
留守居壹人
徒士四人
通詞貳人
足輕
右之通御饗應御暇之翌日も爲ニ御禮一相ニ廻之一
但若年寄中へは先例不ニ差越一付て此度も不
レ及ニ其儀一也
一掃部頭老中越前守中務大輔銘々屋敷にて左之通
申ニ付之一
井伊掃部頭
玄關前 一長柄 三拾本
寄附床 一弓 十挺
同 一鐵炮 三十挺
老中
間部越前守

本多中務大輔

一長柄（玄關前）　二十本
一弓（寄附床）　十挺
一鐵炮（同）　二十挺

右之通飾レ之
但門之内外警固之次第別帳有レ之

一役人以上熨斗目半袴着レ之其外廣間番人等服紗小袖麻上下

一御禮事に上々官參時は對客之間江通レ之家老熨斗目長袴にて出會上判事參節は寄附之間江通レ之家老次之者出會之筈也

一菓子茶たばこは不レ出レ之並茶たばこ所望之時は出レ之但給仕は上々官上判事共に半袴之筈也

一今日は上判事參付取次之者寄附之間迄案内用人熨斗目長袴にて出會致二登城一之間歸宅次第可二申聞一旨及二挨拶一て令二退去一

一掃部頭老中越前守中務大輔より右爲二返答使者一宗對馬守淺草宿坊迄使番役之者（服紗小袖麻上下）遣レ之

口上

昨日御禮相濟候付て三使より預使者候宜二御心得御傳達賴存一候

但爲二御禮一朝鮮人罷越度々如レ此上々官上判事等不二相越一對馬守家來を以申越節も卽答無レ刻之は右之通爲二返答一使者遣レ之

一爲二御禮一朝鮮人相廻付て道筋人拂固勤レ之

御徒頭　柴田三左衛門（熨斗目半袴）　組共同

右常盤橋御門之内より神田橋御門邊龍口迄固之頭は常盤橋御門番所に上り罷在

御徒頭　設樂善左衛門（熨斗目半袴）　組共同

右和田倉御門之内より井伊掃部頭表門前迄固之頭は場所之内番所に上り罷在

朝鮮信使賜饗儀注

正徳元辛卯年十一月三日朝鮮信使賜饗儀注

一是日信使大手御門に至る時旗使并樂人等相止り上官以下皆下馬宗對馬守役人令下知之次第前儀のごとし

一節三使下輿之所迄令持事如前

一印信關帖は殿上次之間迄令持事如前

一上々官（冠服如前日附 以下皆如前服）冠官三人下乘橋之外百人組張番所之際にて駕より下る（乘物張番所東之方に置之從者に腰懸に列居）

一三使百人組之御門に入此時對馬守狩衣兩長老大目付横田備中守狩衣御馳走人（酒井修理大夫 眞田伊豆守）狩衣同 中之御門之外江出むかひて左右にわかれ立

但對馬守兩長老は北方石垣に附て立東面也

備中守（修理大夫 伊豆守）は南之方番所之前に立北面也

御目付（堀田源右衞門 長崎半左衞門）同 假六位狩衣御門之内左右に對して立

一三使（烏紗帽 銀裝帶）（油衾雲紋大段團領袍 黑靴子）（摺扇）百人組御番所之前にて下輿（輿中之御門前 懸腰に入置之）

一備中守（修理大夫 伊豆守）に會釋して先御門に入（修理大夫 伊豆守）相互に會釋して御門に入

一三使進みて御門に至る時對馬守兩長老三使に會釋して相並て御門に入

但御門々出入する時惣て會釋かくのごとし

一（源右衞門 半左衞門）二行備中守一行（修理大夫 伊豆守）二行に先立て莚道を經て進む次に左之方に三使右之方に對馬兩長老

御目付（半左衞門）　御馳走人（伊豆守）　對馬守　縁長老　集長老　對州家老

大目付（備中守）　上々官以下

御目付（源右衞門）　御馳走人（修理大夫）　正使　副使　從事　對州家老

相並ぶ従者は對馬守家老假六位狩衣 案内之

一對馬守役人布衣御門之外に在之而三使之輿可レ置所幷下官之輩闌入を制す下知して大手下馬向通腰懸に令二群居一對馬守家來相添

一三使御玄關前御門に至る時對馬守兩長老三使に會釋して御門江入相並事如レ前

一源右衛門半左衛門 御玄關之外に至て左右に相わかれ對して立修理大夫伊豆守は東之方に並び立

一三使御玄關前御門に入時刻寺社奉行安藤右京亮本多彈正少弼 狩衣同 御目付丸毛五郎兵衛天野彌五右衛門 假六位狩衣同 出むかひ御玄關板緣に各對して立御徒番所之前 御目付平岡市右衛門村瀨伊左衛門 假六位狩衣同 御玄關階上東之方板緣 御徒番所之前並び座す 西面 右京亮彈正少弼 は西より第三間南北にわかれ立五郎兵衛彌五右衛門西より第二間南北にわかれ立

一三使御玄關に近づきて源右衛門半左衛門 備中守に會釋す備中守御玄關に入

一對馬守兩長老三使に會釋して入次に修理大夫伊豆守 上々官に會釋して並び入修理大夫伊豆守は右すなはち東之方上々官は左すなはち西之方

一三使御玄關之階を上りて源右衛門半左衛門 相互に會釋して御玄關に入上官以下御饗應被下之輩皆御玄關に入對馬守家老差引之中官之族は御中門之外に立止る對馬守役人差圖して東之方腰懸假板處之上に薄緣敷之令二群居一對馬守家來相添

一三使近づく時右京亮彈正少弼三使幷對馬守に會釋して二行に先立上々官以下從者したがひて入

但先江五郎兵衛彌五右衛門二行備中守一行右京亮彈正少弼二行左に三使右に對馬守兩長老左に上々官三人右に修理大夫伊豆守 次に市右衛門伊左衛門一行次に對馬守家老二人二行次に上官以下從者

一三使殿上次之間に至る時五郎兵衛彌五右衛門備中守は殿上次之間西之第二第三之柱の間より西之緣に出東向に並び立

一右京亮彈正少弼は殿上間南之緣にて三使並對馬守等に會釋し案內して殿上間之內江入らしむ右京亮彈正少弼は外に左右にわかれ立三使等內江入時會釋有之

一對馬守正使に會釋して下段江入兩長老は副使從事に會釋して入各其座に就く三使は左御障子之方對

馬守兩長老は右御襖障子之方相向ふて座す

一右京亮彈正少弼上々官三人に會釋して殿上間に入れて座につかしむ上々官西之方上段に向ひて並び座す

一上官以下之從者各其座につく

軍官以上は殿上次之間次官小童は次之間南之板緣に座す對馬守家老役人等殿上次之間並板緣に在之而令差圖且殿中朝鮮人相越席々江は右家來差添遣之御用懸り之面々下知せしむ

一修理大夫伊豆守 源右衛門牛左衛門は殿上次之間江不入直に西之緣に來り東向に座す是は對馬守並家來用事有之は沙汰可仕ためなり市右衛門伊左衛門は御書院番所南之緣東之方に南面にならび座す此外寺社奉行大目付は殿內松之間の方に入

右一節

一御前護衛は廣庇前殿之西之方若年寄鳥居伊賀守狩衣其次に御書院番頭松平壹岐守上同御小性組番頭鈴木能登守上同各東面東之方に若年寄大久保長門守狩衣其次に御書院番頭三浦肥後守上同御小性組番頭松平伊勢守上同各西面東西侍座之南御簾之外に列候

一階下之護衛には不及

一御前並殿中伺公之面々座定而

但水戶中納言殿紀伊中納言殿並外樣萬石以上之面々は登城無之

一大廣間出御御立烏帽子御小直衣御座御着座

一中奧御小性內田若狹守曾我周防守狩衣同西之方廣庇より出兩楹之外より並び入御簾之間江上り御幄褰之本路を經て退去

一大老御簾之間老中前殿出座各狩衣

一高家黑川豐前守織田能登守狩衣同東楹之外より入東方老中の下に座す

一兩長老は殿上間座定而後座を起御車寄之邊に伺公

一緣長老出座奏者番三浦壹岐守狩衣披露之前殿一疊目にて拜して退去次に集長老出座奏者番松平備前守狩衣披露之廣庇御敷居際にて拜して退去畢而兩長老殿上間江復座對馬守にむかひ御座に出御之事を申知らしむ

一信使上々官を召

豐前守江信使上々官を召之旨相模守申渡之豐前

守壁代之外江出て大目付に逹之本座に歸大目付横田備中守松平石見守則殿上間江相越對馬守江三使上々官を御前江可レ出旨申達し出て御書院番所南之縁に南北に對し立

一對馬守上々官に會釋して三使上々官御前に拜すべきよしを三使に通之

一對馬守兩長老三使に會釋し三使殿上間を出る上々官したがふ

一兩長老は次之間に並び立三使に會釋して止る

修理大夫伊豆守五郎兵衛彌五右衛門は次向間西之緣に立止る其向向市右衛門伊左衛門は上々官の跡にしたがふ

一備中守石見守並び先立而御書院番所南の緣を通る時右京亮彈正少弼御書院番所西南之隅之柱之邊左右に出向對馬守に會釋し先立而大廣間東之板敷に入

一三使御車寄唐戸之邊に來る時高家大澤出雲守狩衣前田隱岐守同唐戸之通に立むかふ備中守石見守右京亮彈正少弼左右にわかれ立

一出雲守隱岐守對馬守に會釋して進ましむ

一對馬守まづ御前に進み東楹之外より入て前殿東の方南より三疊目に著座

一出雲守隱岐守三使に會釋して御前江出て三使上々官一同に進み東楹之外より三使之左右に並び入三使上々官異位重行四拜之時出雲守隱岐守左右に對し跪く拜畢而出雲守隱岐守は東之方江退き西面して並び座す市右衛門伊左衛門は東之方江退き西面して並び座す市右衛門伊左衛門は壁代之外に止り左右にわかれてむかひ座す

引禮 隱岐守　正使　副使　從事　上々官　上々官　上々官　御目付 伊左衛門

引禮 出雲守　御目付 市右衛門

從事　上々官

副使　上々官　異位重行拜

正使　上々官

拜位は前日自分御禮の拜位に同じ三使は前殿南より三疊目上々官は南より一疊目

一三浦壹岐守壁代之外に伺公して三使上々官拜位に

就き出雲守隠岐守左右に跪くを見て廣庇西之方に行て東面し少しく北にむかふ

一相模守前殿北より三疊目東の方より二疊目東之端に著座對馬守を召て三使江御饗應且舞樂見物被ニ仰付ニ旨傳レ之對馬守承レ之少し退き西南面して座す前殿北より五疊目東之方より二疊目東之端

一壹岐守西楹之外より入て上々官の西上之者一人を會釋し誘引して正使之西より進ましめ東面して跪しむ壹岐守は本座に歸上々官拜位に歸座する時壁代之外江退去

一對馬守上々官に會釋し進ましめて仰の旨を傳ふ上々官膝行俯伏して承り膝退して正使等に仰の旨を通ず三使俯伏して御禮申上之上々官其段對馬守に通之退きて正使の西北之方に跪く對馬守膝行して進之相模守に對し三使之御返答を申上之畢而相模守復座對馬守本座に歸次に上々官拜位に歸

但今日は相模守 御前江伺公して上意を承りまた伺公して三使御禮申上段言上にも及ばず

一對馬守少し座を出 御前に向ひ俯伏して起てまづ出

一出雲守隠岐守座を出三使之左右に跪き會釋して起て四拜せしむ上々官同じく拜す異位重行也

一三使上々官拜し畢而東楹之外より出る三使先に出上々官は跡より退く市右衛門伊左衛門跡にしたがふ

但今日は上々官之引禮奏者番勤るに不レ及高家令ニ差引ニ三使上々官一同に依レ命ニ進退ニ也

引禮 隠岐守　　御目付 伊左衛門

對馬守　正使　副使　従事　上々官　上々官　上々官

引禮 出雲守　　御目付 市右衛門

一三使上々官殿上間に復座右京亮弾正少弼備中守石見守等御車寄唐戸之邊迄出迎五郎兵衛彌五右衛門兼而唐戸の邊に祇候して此時同く出迎出雲守隠岐守左右にわかれ立對馬守出雲守隠岐守に會釋出雲守隠岐守三使に會釋して止る

御目付伊左衛門

御目付市右衛門

御目付彌五右衛門　大目付石見守　寺社奉行彈正少弼　引座隱岐守

御目付市右衛門　大目付備中守　寺社奉行右京亮　引座出雲守

對馬守

三使

上々官三人

御目付伊左衛門

御目付市右衛門

御目付彌五右衛門　大目付石見守　寺社奉行彈正少弼

御目付五郎兵衛　大目付備中守　寺社奉行右京亮

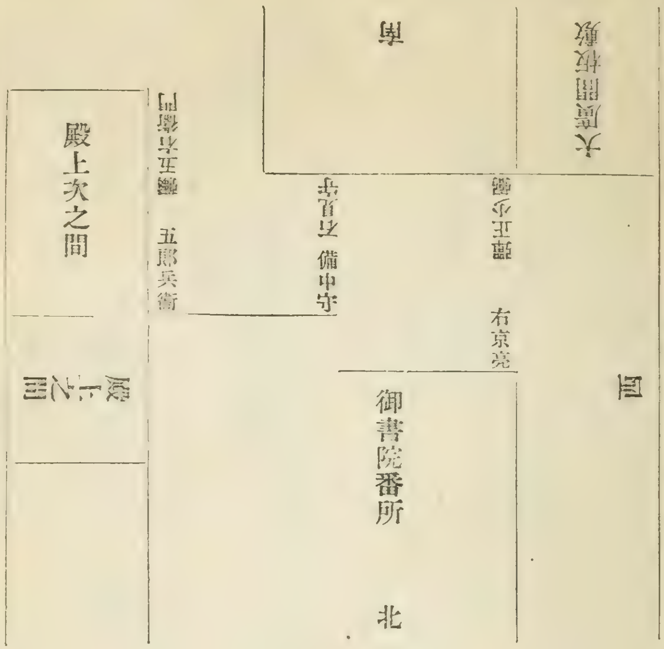
對馬守　三使　上々官三人

入御

右一節

一殿中伺公之面々御白書院柳之間等之座に就く

一備中守石見守殿上間江相越對馬守に對し三使を始其外舞樂



見物之席江入べき由を達し出て御書院番所南之緣に南北に對し立

一對馬守上々官に會釋して舞樂見物之席江可レ就旨三使江通じ畢て三使上々官對馬守兩長老左右に列立して殿上間を出る

修理大夫 五郎兵衛 伊豆守 彌五右衛門 は次之間西之緣に立止る其向之 市右衛門 伊左衛門 は上々官の跡にしたがふ

正使　副使　從事　御目付伊左衛門

上々官三人

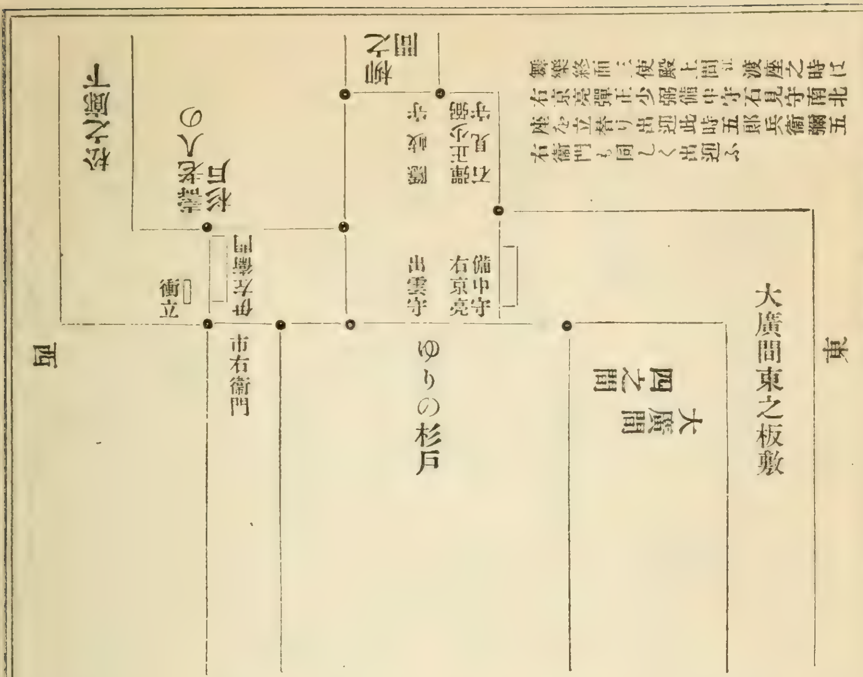
對馬守　緣長老　集長老　御目付市右衛門

一備中守石見守並び先立て御書院番所南之緣を通る時右京亮彈正少弼御書院番所西南之隅の柱の邊左右に出迎ひ對馬守に會釋し先立て大廣間東の板敷に入四之間の北緣頰通りを誘引す

大目付石見守　寺社奉行彈正少弼　正使　副使　從事　御目付伊左衛門

上々官　上々官　上々官

大目付備中守　寺社奉行右京亮　對馬守　緣長老　集長老　御目付市右衛門



一三使對馬守番長老上々官ゆりの杉戸之邊に至る時出雲守隱岐守杉戸之内に左右にわかれて立むかふ杉戸之外に備中守石見守右京亮彈正少弼左右に向ひ立出雲守隱岐守對馬守に會釋して進ましめ松の廊下の北櫻之間見物之席に就しむ市右衛門伊左衛門は壽老人の杉戸東之方に左右にわかれ止り立

一御目付河野勘右衛門大久保甚右衛門假六位狩衣同上官以下小童等誘引してゆりの杉戸之邊に來る時奏者番松平宮内少輔森川出羽守狩衣同杉戸の内に左右にわかれて出むかひ案内して松の廊下北之方より順々見物之席に就しむ對馬守家來役人少々兩長老之伴僧等したがひ入

一見物之席江何茂著畢而市右衛門伊左衛門壽老人之杉戸西之方衝立の際に一人宛皆々相詰

一御白書院　　出御

一舞樂始

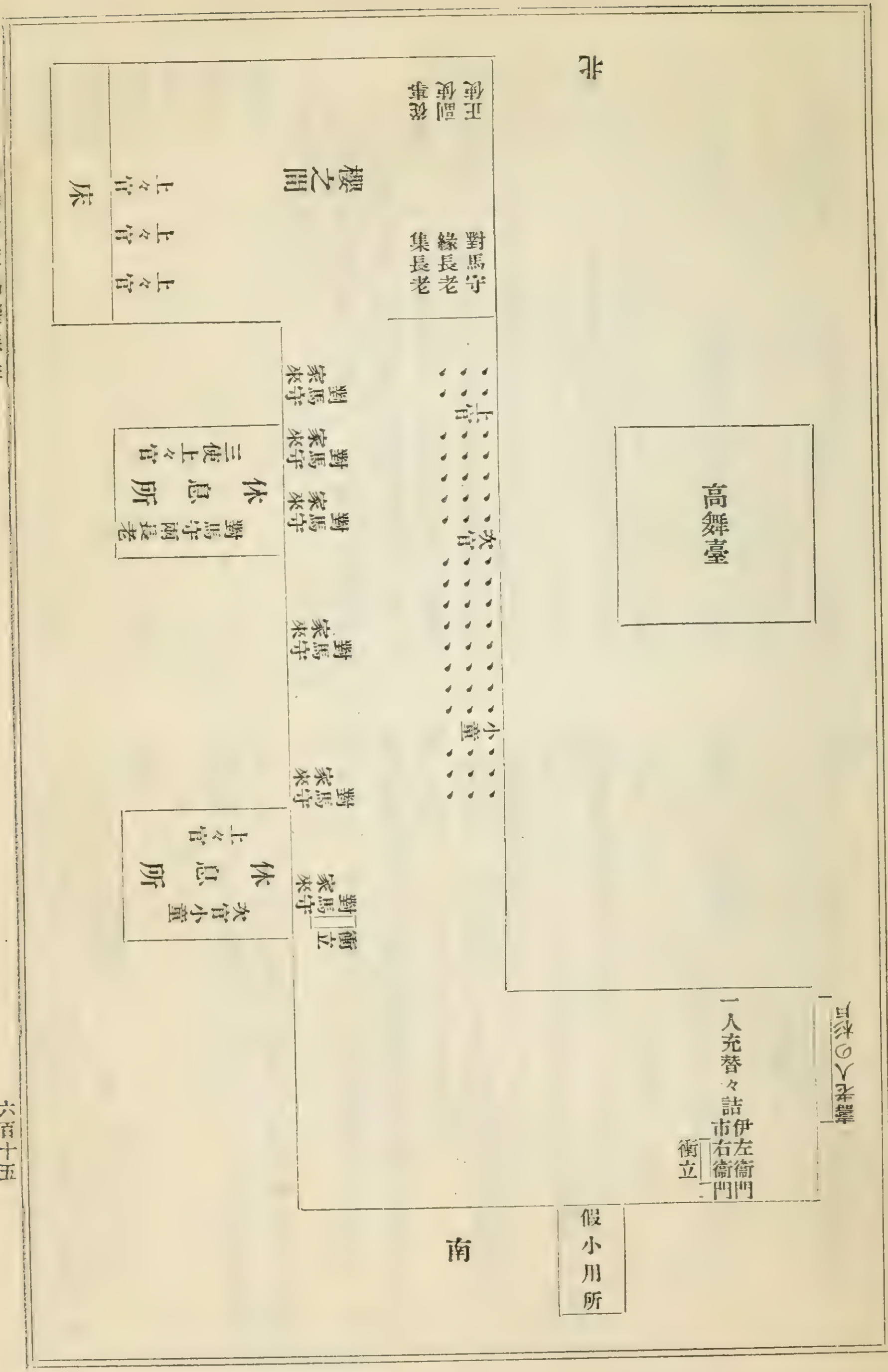
振鉾三節

三臺鹽

長保樂

央宮樂

仁和樂


北
高舞臺
櫻之間
對馬守
緣長老
集長老
上々官
床
休息所
三使上々官
對馬守兩長老
上々官
次官小童
上官
次官
小童
對馬家来守
衝立
伊左衛門
市右衛門
一人充替々詰
假小用所
南

太平樂
古鳥蘇
甘州
林歌
陵王
納曾利
退出　長慶子

但舞樂番付六通大廣間　出御以前本多彈正少弼於殿上間對馬守江相渡之三使江三通上々官三人江一通對馬守江一通兩長老江一通也

一樂終而三使其外殿上間江退座此節上官以下從者等先づ出して御書院番所之邊江至る時三使對馬守兩長老上々官を出す出雲守隠岐守案內してゆりの杉戸の際左右にわかれ止る上官等宮內少輔出羽守誘引して出之右京亮彈正少弼　備中守石見守　五郎兵衛彌五右衛門等ゆりの杉戸の外まで出むかひ左右にわかれ對馬守に會釋し先達て殿上間に至る市右衛門伊左衛門は上々官の跡にしたがふ

入御

右一節

一備中守石見守殿上間江相越對馬守に對し三使を御饗應之席江可レ令レ就旨達レ之出て御書院番所南の緣に南北に向ひ立

一對馬守上々官に會釋して三使御饗應之席江可レ就旨を通じ畢而三使對馬守兩長老左右に列立し上々官一人跡にしたがひ殿上間を出る

修理大夫伊豆守　五郎兵衛彌五右衛門は次之間西之緣に立止る其向之市右衛門伊左衛門は上々官の跡にしたがふ

一備中守石見守並び先立て御書院番所南之緣を通る時右京亮彈正少弼御書院番所西南之隅の柱之邊左右に出むかひ對馬守に會釋し先立て大廣間東之板敷に入

大目付石見守　寺社奉行彈正少弼　正使　副使　從事　御目付伊左衛門

上々官一人

大目付備中守　寺社奉行右京亮　對馬守　緣長老　集長老　御目付市右衛門

一出雲守隱岐守唐戸之邊に出むかひ大目付寺社奉行左右にわかれ立出雲守隱岐守對馬守に會釋して進ましめ東楹の外より入前殿西之方に三使を座せしむ出雲守隱岐守は廣庇に出て西之方に並び座す對馬守は前殿東之方に着座兩長老は東方御襖之外壁代之内に南面して並び座す上々官は廣庇西之方に北面して座す寺社奉行等廣庇東之方に伺候市右衛門伊左衛門は壁代之外に左右に向ひ座す

一大老老中越前守中務大輔東楹之外より入て東之方に列立北上西面對馬守は北面して並び立此時三使立て揖す相互に二揖畢而各着座大老對馬守に會釋對馬守大老之前に至る今度信使來聘之處進見賜饗等之儀式段々首尾能兩國之大慶不レ可レ過之旨演達之對馬守承りすこし退き上々官を會釋し進めて右之旨趣を述る上々官三使之座江至り銘々に通之銘々に返答承り對馬守に達之上々官は本座に復る對馬守大老老中等に向ひ述之畢而大老老中越前守中務大輔各座を立三使立て相互に二揖有之而退去此節兩長老廣庇江出座各蹲踞して謁之畢而退去對馬守前殿東之方西面して座す兩長老其次に並び座す御饗應始る

一上々官は大老老中等退去之後松之間御饗應之席江就く

一上々官之御座敷奉行内藤山城守高木主水正殿上間江相越上々官二人を誘引して松之間壁代之外御饗應之席に就しむ西上南面

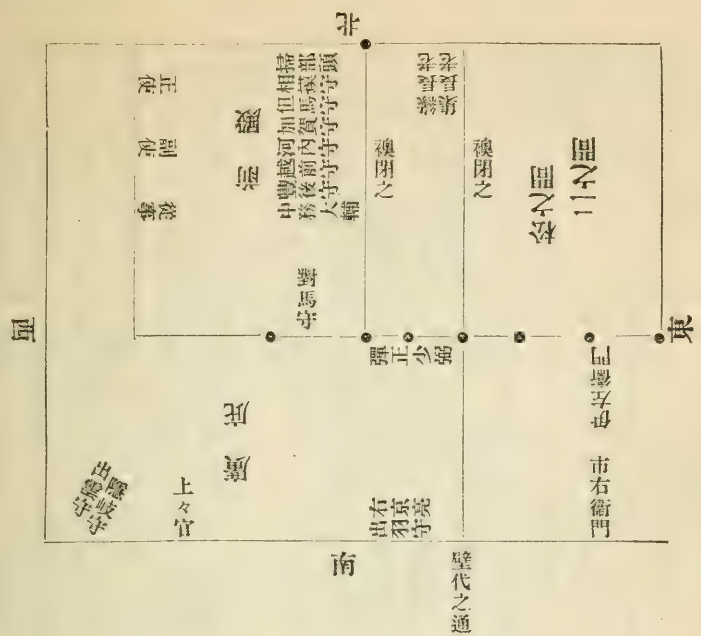
御座敷奉行主水正

上々官　上々官

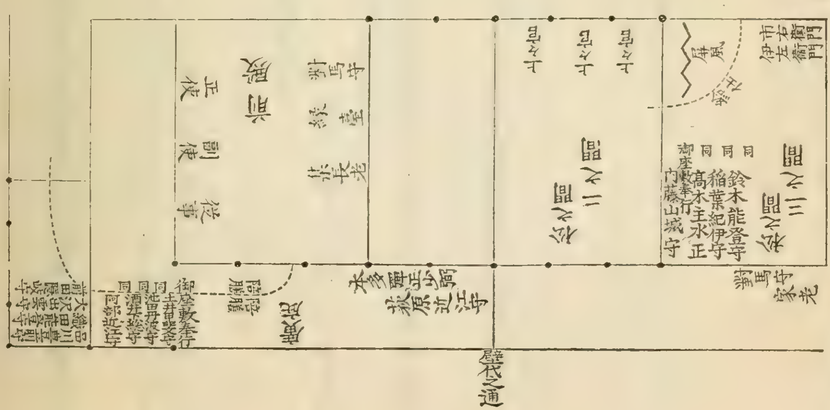
御座敷奉行山城守

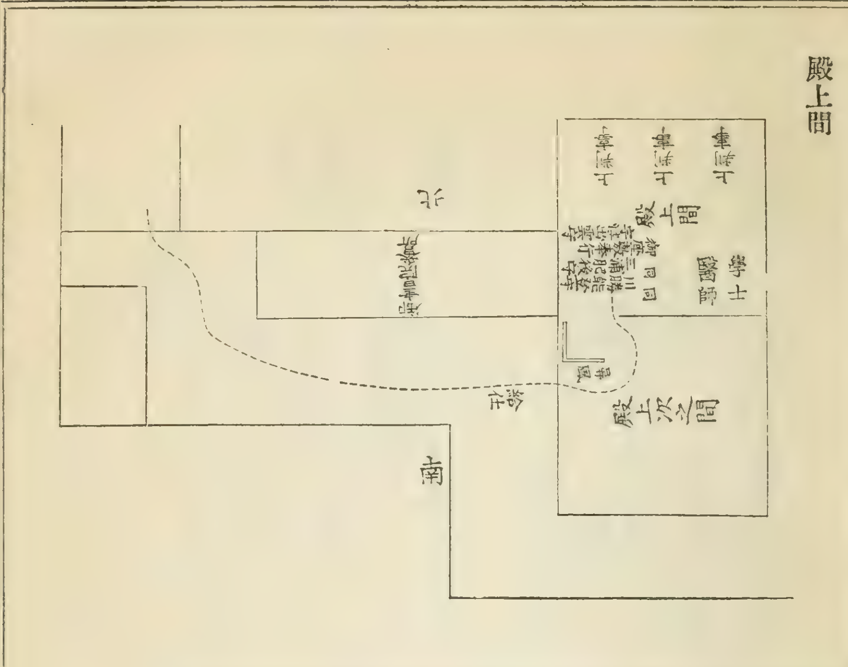
一上々官其外は御座敷奉行案内して御饗應之席々江就しむ

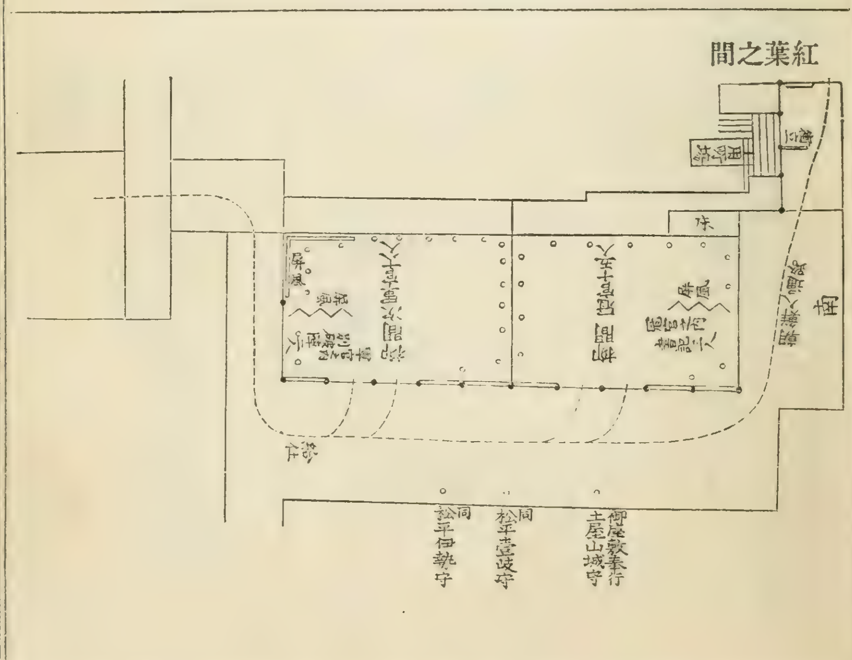
大老老中等三使對面並御饗應席々之圖

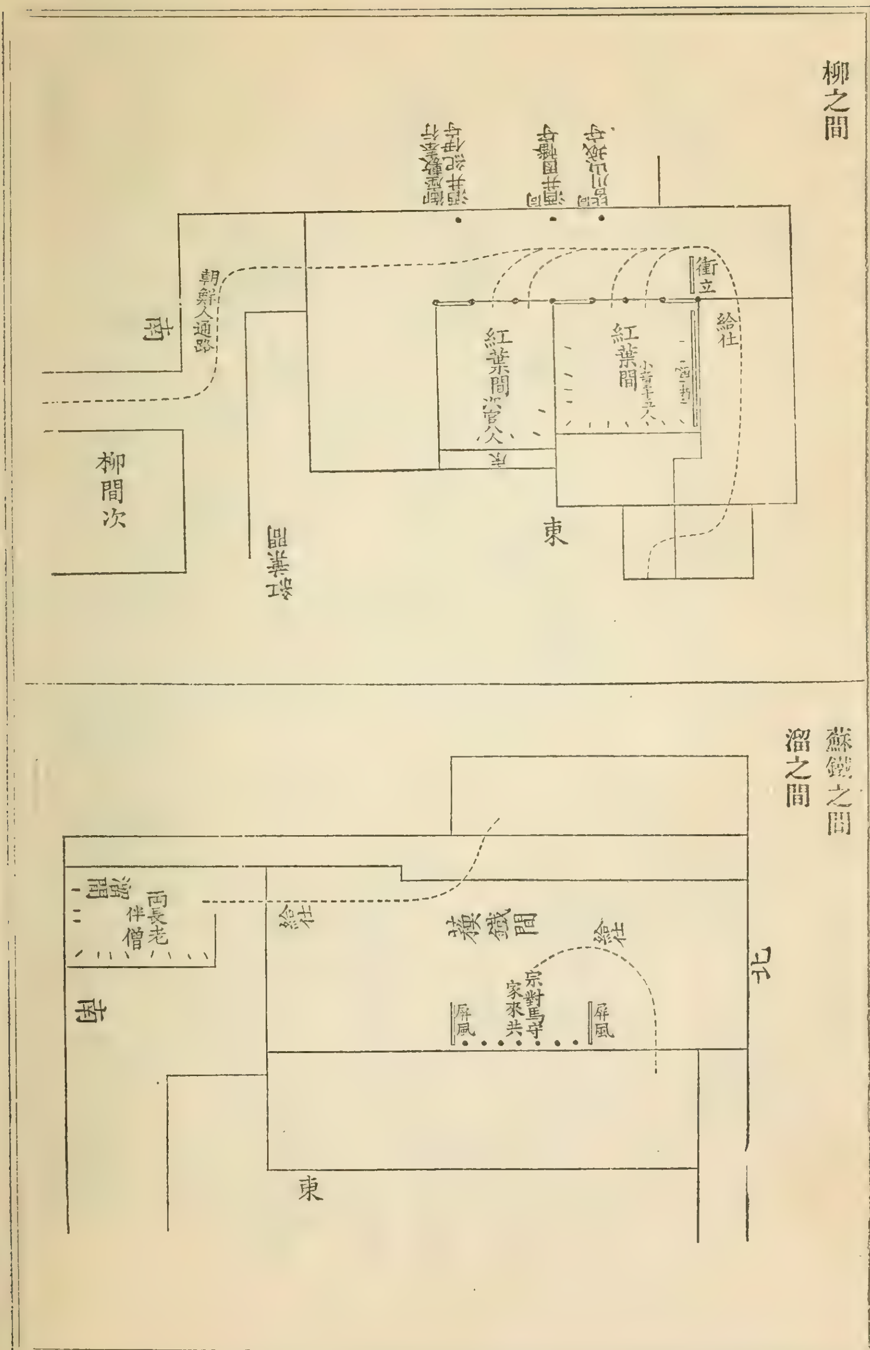

北
東
南
西
二之間
松之間
正使
副使
従事
上々官
對馬守
市右衛門
壁代之通

大廣間 前殿 松之間


三之間
二之間
松之間
正使
副使
従事
對馬守
壁代之通


殿上間
北
南
殿上次之間
給仕


紅葉之間
給仕
御座敷奉行
土屋山城守
同
松平壹岐守
同
松平伊勢守


柳之間
衛立
給仕
紅葉間
紅葉間次官八人
朝鮮人通路
南
柳間次
紅葉間
東
溜之間
蘇鐵之間
溜間
兩長老伴僧
給仕
蘇鐵間
給仕
宗對馬守家來共
屏風
屏風
北
南
東

三使對馬守兩長老
大廣間前殿七五三
御座敷奉行

詰衆
奏者番 土井甲斐守狩衣
同 池田丹波守同
大御番頭 酒井下總守同
御書院番頭 阿部遠江守同

同所給仕
御書院番頭 大久保豐前守狩衣
御小性組番頭 朽木土佐守同
御使番 大島因幡守同
御書院番組頭 內藤日向守同
中奧御小性 曾我周防守同
同 安藤山城守同
同 松平內匠頭同
同 青山近江守同
同 酒井日向守同

寄合 松平阿波守狩衣
同 金田能登守同
同 伏屋備前守同
同 藤本筑後守同
同 山名信濃守同
同 三宅下野守同
同 木原因幡守同

初獻
酌 大久保豐前守
加 曾我周防守
右正使始之對馬守副使緣長老從事集長老に而酌引之

二獻
酌 朽木土佐守
加 安藤山城守
右副使始之對馬守正使緣長老從事集長老に而酌引之

三獻
酌 大久保豐前守

加　曾我周防守

右從事始之對馬守正使縁長老副使集長老に而給納銚子入之

同所御饗應奉行　小十人頭　石丸五左衛門 布衣組共

曾雌權右衛門 布衣組共

上々官

松之間七五三

御座鋪奉行

詰衆　内藤山城守 狩衣

奏者番　高木主水正 同

御書院番頭　稻葉紀伊守 同

御小性組番頭　鈴木能登守 同

同所給仕

御小性組番頭　石川備中守 狩衣

中奥御小性　内田若狹守 同

同　森川下總守 同

寄合　小濱志摩守 同

寄合　建部民部少輔 狩衣

同　平岡和泉守 同

酌　石川備中守

加　森川下總守

同所御饗應奉行　小十人頭　飯田惣左衛門 布衣組共

判事學士醫師

殿上間下段五々三

御座鋪奉行

大御番頭　宇津出雲守 狩衣

御書院番頭　三浦肥後守 同

御小性組番頭　川勝能登守 同

同所給仕　進物番 素襖

同所御饗應奉行　御徒頭　土屋數馬 布衣組共

冠官上之方
軍官下之方

柳之間五々三

御座敷奉行　大御番頭　土屋山城守 狩衣

同所給仕
御書院番頭 松平壹岐守狩衣
御小性組番頭 松平伊勢守同
進物番素襖
兩番出入同

同所御饗應奉行
御徒頭 筧助兵衛布衣組共

次官小童
紅葉間三汁十菜

御座敷奉行
大御番頭 酒井紀伊守狩衣
御書院番頭 酒井因幡守同
御小性組番頭 皆川山城守同

同所給仕
進物番素襖
兩番出入同

同所御饗應奉行
御徒頭 江原與右衛門布衣組共

一三使御饗應畢而豊前守能登守出座 對馬守座上に就く三使御禮之儀對馬守高家に對し俯伏して申上之豊前守能登守退去

一出雲守隠岐守三使に會釋し起しむ三使 對馬守 兩長老東楹之外より出る上々官も三使に從ひて退去市右衛門伊左衛門跡にしたがふ

一右京亮 彈正少弼 備中守 石見守等御車寄唐戸之邊迄出迎ふ五郎兵衛 彌五右衛門兼而唐戸之邊に伺候して此時同じく出迎ふ

一出雲守 隠岐守左右にわかれ立對馬守出雲守隠岐守に會釋出雲守隠岐守三使に會釋して止る三使上々官對馬守兩長老殿上間江入從者等御饗應悉畢而退出

一修理大夫 伊豆守先御玄關を出東西に對して立從者等段々出て御玄關前左右にわかれ立源右衛門 半左衛門對馬守家來に差圖して下知せしむ

一兩長老は對馬守三使に會釋して並び出ること入時の儀のごとし

一右京亮 彈正少弼御玄關の板緣に至りて左右にわかれて對馬守正使等を會釋して止る五郎兵衛 彌五右衛門同く止る市右衛門 伊左衛門是また止る但入時に各出迎ひし所

一備中守 石見守御玄關之階下に至りて互に會釋して石見守は御式臺に止る東之方に立

一修理大夫伊豆守三使を誘引して出る事入時の儀のごとし
一三使中之御門を出る時備中守修理大夫伊豆守對馬守兩長老御門外に相送る事入時出迎ふごとし
禮畢
右一節
一中官に折櫃饅頭被レ下之御玄關前於ニ腰掛一對馬守役人下知之
一下官に折櫃赤飯被レ下之下馬腰懸に而是又對馬守役人下知之
一菊之間にて御馳走人酒井修理大夫眞田伊豆守御料理三汁八菜被レ下之
一蘇鐵之間にて對馬守家來御料理二汁八菜被レ下之給仕表坊主
一大廣間北之溜にて兩長老之伴僧御料理二汁八菜被下之給仕表坊主
一御付目鈴木飛彈守狩衣鈴木伊兵衛假六位狩衣河野勘右衛門上同大久保甚右衛門上同殿中諸事御座敷向御用等之儀勤之但勘右衛門甚右衛門今日は上官以下小童之引禮勤之
一御玄關前御門之内より中之御門外三使下輿之所まで莚敷之但御式臺前より御玄關前御門之際迄は薄縁敷之
一對馬守御馳走人乘物は內櫻田御番所際に置之右之外人馬は大手下馬腰懸南之方并御疊小屋新外繁之邊に置之
但今日は對馬守乘物に而登城
一對馬守刀持侍草履取挾箱持其外召具之從者御玄關之東御徒目付部屋之脇に差置之御馳走人之刀持并家來は御玄關前御櫓下西之方板塀之邊に差置之
正德元卯十一月朔日
一明後三日三官使御饗宴且又舞樂被ニ仰付一間狩衣着之五半時登城可レ有之旨對馬守從ニ老中一觸手紙遣之
一右同斷付而御譜代衆江狩衣着之五時登城可レ有之旨從ニ老中一觸手紙遣之
一左之書付渡之
高家衆手明
詰衆同嫡子
詰衆並
奏者番衆手明
同嫡子

水野肥前守

同　周防守

明後三日朝鮮人江舞樂見物被ニ仰付ー候間狩衣着用五時可ㇾ有ニ登城ー候無官之面々は不ㇾ及ニ出仕ー候

老中支配
榊原越中守

布衣以上御役人

明後三日朝鮮人江舞樂見物被ニ仰付ー候間五位之面々狩衣着用布衣は布衣着之五時可ㇾ有ニ登城ー候

十一月朔日

右大目付江豐後守渡之

一御目付江

若年寄支配
布衣以上御役人

法印法眼

明後三日朝鮮人江舞樂見物被ニ仰付ー候間五位之面々狩衣着用布衣は布衣着之五時登城候樣可ㇾ被ニ相觸ー候

十一月朔日

右書付御目付江久世大和守渡之

正德元卯十一月三日晴従午下刻雨

一三使御饗宴且爲ニ御馳走ー舞樂見物就ㇾ被ニ仰付ー之土屋相模守卯后刻登城井伊掃部頭其外老中若年寄中段々出仕

一表向五時揃

一朝鮮人宗對馬守は五半時揃

一水戶殿紀伊殿初國持大名表向萬石以上出仕無之御譜代衆同嫡子詰衆同嫡子奏者番同嫡子詰衆並布衣以上御役人法印法眼登城

但嫡子之分無官者出仕無之寄合茂不ニ罷出ー榊原越中守は罷出筈之處病氣に而不ㇾ及ニ出仕ー

一今日出仕之面々諸大夫以上狩衣其外假六位狩衣布衣素袍等着之委細御儀式書に有之

一對馬守并御馳走人兩長老は三使に先達而登城

一三使辰后刻登城

一巳中刻於ニ御座間ー掃部頭老中如ニ例日ー一同御目見相濟而大廣間渡御

但此節於ニ溜間ー松平讃岐守井伊備中守御目見

一大廣間御上段着御信使御禮始巳后刻相濟而入御

一午刻重而御白書院出御舞樂始未中刻相濟而入御

一三使對馬守兩長老上々官櫻間上判事學士醫官冠官
軍官次官小童等於二廊下一舞樂見物被二仰付一之
一櫻之間御床に左之通被レ飾レ之
御掛物百猿百鶴　二幅對狩野探幽筆
砂物但二島　銀鉢
松之眞
清南天苔木あいしらひ
正眞松
眞之方筒作り躑躅葉前置にも躑躅請方
筒作り伊吹
流し伊吹
水仙花　椿　寒菊　藜　蘆
一舞樂畢而於二席々一御饗應始
一御饗應相濟朝鮮人並對馬守兩長老等申中刻退出
但三使退出之節初日之通對馬守兩長老殿上次
之間江立歸本多彈正少弼を以御饗應舞樂首尾
好相濟恐悅旨老中迄申上之退出之儀伺之付而
右同人を以可レ有二退出一旨達レ之
一三使退出之節雖レ爲二雨天一御馳走人大目付御目付
對馬守兩長老手笠に而何茂御儀式書之通中之御門
外迄送レ之
一三使并上々官并歩行立之官人等雨具御馳走人より
出レ之馬上之官人雨具は乘鞍馬差出從二面々一出レ之
一申后刻掃部頭老中退出
一東本願寺江爲二見廻一御目付武藤庄兵衞罷越
一御三家より今日舞樂御饗應相濟付而使者被二差上一
之於二躑躅間一月番阿部豐後守謁レ之
一御玄關前御書院番與力番所其外勤番之所々大手內
櫻田御門幕飾等初日登城之通也
一今日朝鮮人登城付而道筋固人拂等如レ左
松平伊賀守
酒井左衞門佐
松平中務大輔
池田內匠頭
右本願寺近邊より御徒町并寺町十町餘之所辻固
勤レ之但自身は不二罷出一
淺草御藏火之番　立花飛驒守
右人數初日登城節之通淺草御藏前差出之自身は
不二罷出一
但本多肥後守人數は不二差出一之今日は朝鮮人

下谷通相越人拂に不ㇾ及付而也

御徒頭 本多久五郎 熨斗目半袴
組共同

右大手より神田橋之内松平右京大夫屋敷邊迄
固之頭は神田橋御門番所に上り罷在

御徒頭 三宅大學 熨斗目半袴
組共同

右神田橋之内松平右京大夫門前より御門之外眞瀬
養安院前御堀端御用屋敷前近藤宮内屋敷邊迄固之
頭は右場所之内番所に上り罷在

御徒頭 新庄伊織 熨斗目半袴
組共同

右筋違橋御門之外昌平橋之内外稲葉丹後守屋敷邊
迄固之頭は右場所之内番所に上り罷在
右之通勤之

御目付 三淵縫殿助 熨斗目半袴
同 石谷七之助 同

右先乘人拂勤之
注進
一本願寺罷出之時　一度
一筋違橋迄罷越之時　一度
一大手迄罷越之時　一度
退出之時
一大手迄退出之時　一度
一神田橋江罷越之時　一度
右之通注進之
一舞樂番付六通大廣間出御以前本多彈正少弼於殿上
間對馬守江相渡之三使江銘々一通充上々官三人江
一通對馬守江一通兩長老江一通之積也大高檀紙竪
紙認之書式如左

振鉾三節
三臺鹽
長保樂
央宮樂
仁和樂
太平樂
古鳥蘇
甘州
林歌
陵王

納蘇利

退出　長慶子

正徳元卯十一月三日

一御儀式書賜饗儀注別冊に有レ之

左に記分

一三使以下御饗應幷中官下官江折櫃被レ下次第

附人數

一出仕之面々江於二席々一御菓子被レ下次第

一今日出仕之面々姓名

一御饗應之次第左に記

大廣間前殿

御勝手後之間北之方

御臺子西之御緣御附書院

三使

相伴　對馬守狩衣

同　兩長老

七五三

本膳

二膳

三膳

追膳　四ツ目

五ツ目

銀　湯次

同　食鉢

置盃　三方に居出之二獻濟三獻之時奈良臺と引替之

捨土器

吸物

銚子　但銚子白紙飾糸花

加　初獻

正使始之次對馬守次副使次緣長老次從事次集長老に而酌引之

吸物　初之吸物と引替之

銚子

加　二獻

副使始之次第對馬守次正使次緣長老次從事次集長老に而酌引之

吸物　二獻目之吸物と引替之

盃臺　奈良臺眞之糸花人形三つ立金紗掛け　銘々

押取肴　三方共木地臺押共に糸花飾之　銘々

折　三合

二星之物木地すはま臺に組付木地三方に居
三星之物　右同斷
但折之物星之物此三品は上座に並置三獻目始
銚子
加　　三獻
從事始之次對馬守次正使次綫長老次副使次集長老
給納銚子膳部等引之
菓子九種杉木地緣高龜足（蝶千鳥）白木三方に而出之糸花（松梅椿とんぼう）楊枝添
茶臺天目　上々官迄は平茶碗帛に而出之
松之間　御勝手後之間北之方御臺子四之間北西之隅
上々官三人
右御饗應七五三仕形膳具共に三使同斷
盃臺　影足島臺眞之糸花人形三つ立金紗かけ銘々
押取肴　銘々
殿上之間下段御勝手蘇鐵之間御臺子御書院番所東南之角
上判事　參人
學士　壹人
醫官　壹人
五々三
本膳

二膳
三膳
追膳四ツ目
五ツ目
湯次
食鉢
吸物
盃臺　影足島臺眞糸花人形三つ立金紗掛け銘々には不出上座迄一つ充臺二つ出る
押取肴　木地三方に作花立之盃臺と數同斷
茶　平茶碗帛なし
菓子九種　杉木地緣高龜足（蝶千鳥）白木三方に而出之糸花（松梅椿とんぼう）楊枝添
柳之間　御勝手檜之間御臺子柳之間東御緣頰
冠官上之間　十五人
軍官同所次之間　十八人
五々三仕形膳具共に殿上之間同格
盃臺　影足島臺眞糸花人形三つ立金紗懸け銘々には不出上之間次之間兩所へ數十出之
押取肴　木地三方に作花立之銘々には不出盃臺と數同斷
紅葉之間御勝手紅葉之間續進物番詰所御臺子同所西之御緣北之角
次官　八人

小童　十五人

三汁十菜外香物

塗盃　朱いつかけ

吸物一種

肴二種

但吸物膳に肴一種組付

菓子三種杉木地緣高白木小足打に居楊枝添

茶平茶碗帛なし

後

菓子五種杉木地緣高白木小足打に居楊枝添

三使より次官小童に至迄銀之間鍋用之食鉢湯次茂

三使上々官江は銀上判事以下は錫を用是も銀鉢之

格也

御玄關前腰掛

中官　九拾貳人

大折　壹合三尺四方深サ壹尺

大饅頭　七百五拾入但百五十八之積

大へぎに盛之

薄茶出之

大手下馬

下官六拾壹人

大折　壹合三尺四方深サ壹尺

切强食黃白　千八百入但百八拾人之積

大へぎに盛之

薄茶出之

菊之間屛風仕切

御馳走人

酒井修理大夫

同

伊豆守名代

眞田出羽守

三汁八菜外香の物

吸物一種

肴二種

菓子三種木地緣高白木小足打に居楊枝添

茶

後

菓子五種木地緣高右同斷

蘇鐵之間屛風仕切御勝手同所御徒目付御用詰所

宗對馬守家來

百人前內三十八人前出る

二汁七菜外香の物

吸物一種

肴二種

菓子五種白へぎ木地足打にすへ

右同席に而通詞へ菓子計出る白へぎに盛

大廣間之北溜御勝手蘇鐵之間西緣頰
雨長老伴僧拾人前
二汁七菜外香の物
吸物一種
肴二種
菓子五種白木緣高 木地足打にすへ
大廣間御樂屋
樂人 百人前
二汁五菜外香の物
肴一種
菓子五種白へぎ

一當日出仕之面々於二席々一御菓子被レ下之次第

一御連歌之間 御譜代大名
一中之間 溜詰 高家 芙蓉之間御役人
一雁之間 詰衆
一芙蓉之間 詰衆並
右餅菓子五種白へぎ 箸付
但貳百八十人前
一菊之間 番頭物頭 菊之間に相詰御役人

一躑躅之間 御先手 躑躅之間 焼火之間江相詰御役人
右餅菓子五種木地大へぎ 箸付
但四百八人前餘
一獻之間[illegible]アルカ 奥向之衆
右餅菓子同斷
但貳百人前
一御歩行加番所 御給仕幷兩御番大御番 素袍着之出人
右赤飯へぎ盛 香の物箸付
但五百人前

正德元卯十一月三日

一今日出仕之面々
溜詰 宗對馬守
御譜代 高家
雁之間詰 御奏者番
菊之間詰 大坂御定番
菊之間緣頰詰
御留守居 大御番頭
大目付 町奉行
御勘定奉行 御作事奉行
御普請奉行 日光奉行

御旗奉行　御鑓奉行
御留守居番
以下若年寄支配
御書院番頭　同組頭
御小性組番頭　同組頭
西之丸御留守居　新番頭
百人組　御持頭
火消　御臺樣御用人
法印法眼醫師　儒者
惣御弓御鐵炮頭　御使番
桐間組頭　御鐵炮方
西丸御裏御門番頭　御徒頭
中奥御小性　小十人頭
御船手　瑞春院樣御用人
松姫君樣御用人　御部屋方御用人
二之丸御留守居　御納戸頭
御腰物奉行　小普請奉行
一今日出仕且御役相勤面々
御前護衛
御書院番頭二人
御小性組番頭二人

迎送之役
御目付十人 伊勢平八郎忌中ニ付出仕無之
御幄之役
中奥御小性三人
大廣間御座敷奉行
同所御給仕
御書院番頭
御小性組番頭一人
御書院番組頭一人
御使番一人
中奥御小性五人
寄合七人
御酌之役
御書院番頭一人
御小性組番頭一人
中奥御小性二人
同所御饗應奉行
小十人番頭二人
同與頭四人
同組廿一人

松之間御座敷奉行　御書院番頭一人
御小性組番頭一人
御給仕肝煎　同　組　頭一人
同所御給仕　御小性組番頭一人
中奥御小性二人
寄　合三人
御酌　御小性組番頭一人
加　中奥御小性一人
同所御饗應奉行　小十人頭一人
同　組　頭二人
同　組十人
殿上之間御座敷奉行　御書院番頭一人
御小性組番頭一人
御給仕肝煎　同　與　頭一人
同所御給仕　進物番十六人

同所御饗應奉行　御　徒　頭一人
柳之間御座敷奉行　御書院番頭一人
御小性組番頭一人
御書院番組頭一人
御給仕肝煎　御小性組組頭一人
同所御饗應奉行　御　徒　頭一人
同　組　共
同所御給仕　御小性　組廿三人
內進物番八人
御書院番十九人
內進物番五人
紅葉間御座敷奉行　御書院番頭一人
御小性組番頭一人
御書院番組頭一人
御給仕肝煎　御小性組與頭一人
同所御饗應奉行

御徒頭一人
同組共

同所御給仕
御小性組十九人
內進物番四人
御書院番十六人
內進物番一人

殿上間御屛風引役
小十人組六人

御書院番所出人
番頭組頭御番所に代々相詰罷在
御小性組五十人
御書院番五十人

松之御廊下出人
番頭組頭御番所に代々相詰罷在
御小性組廿五人
御書院番廿五人

勤番
朱書
御玄關東脇御鑓奉行土屋市之丞姓名は從是前老中支配御役人之所に在之

御中門外
御持 中坊長左衛門 藤原秀廣

御臺所口
御先手 大井新右衛門 源政長

中之御門 本番
山崎四郎左衛門 藤原正周

同所 加番
酒井與九郎 源重春

臺部屋口
前嶋太郎左衛門 名乗なし

大手御門 本番
百人組 齋藤帶刀 藤原利以

同所 加番
堀田孫太郎 紀一平

橋番
御目付 間宮靫負 源方好

下馬前
御先手 逸見八左衛門 源義寬

御普請場前東之方
御先手 松田善右衛門 源勝廣

道筋人拂御徒三組
御徒頭 本多久五郎 藤原直上
三宅大學 三宅康敬
新庄伊織 藤原直宗

道筋先乘

御目付
三洲縫殿助 源永正
石谷七之助 藤原清職

一病氣斷之面々十五人 性名略之
正德元卯十一月四日

一昨三日舞樂御饗應之爲御禮三使より掃部頭老中越前守中務大輔宅江左之通相廻之
上判事三人
小童三人
小通事三人
使令六人
對馬守家老 平田隼人
留守居一人
徒士四人
通詞二人
足輕

右朝鮮人淺草御藏前罷通ニ付本多肥後守侍 幷足輕等少々差出人拂申付之

一爲御禮朝鮮人相廻付而道筋人拂固勤之
御徒頭 長谷川半四郎 熨斗目半袴

組 共同

右常盤橋御門之內より神田橋御門邊龍口迄固之頭は常盤橋御門番所に上り罷在
御徒頭 井戸新兵衞 熨斗目半袴
組 共同

右和田倉御門之內より井伊掃部頭表門前迄固之頭は場所之內番所に上り罷在

正德 舞樂

五月廿四日
一京都江織飛脚に左之通申遣之
京都樂人 辻伯耆守
同 辻豊前守

朝鮮人來聘付而右兩人事御用有レ之間早々可レ被レ下旨可ニ申渡一段松平紀伊守從ニ老中一連名之以ニ書狀一申遣之
但書狀は奧御右筆部屋に而調レ之

正德元卯六月廿八日
一書付渡之
一舞曲五番可レ然候事

一五番之中本朝之曲二ッを可ㇾ奏候しかれば賀王恩承和樂之二曲に可ㇾ有ㇾ之候歟猶其外に可ㇾ然も可ㇾ有ㇾ之哉之事

一唐樂は三曲を奏可ㇾ申候其中陵王は不ㇾ及ㇾ申候太平樂は甲冑を着し可ㇾ奏候此外一曲之事は三臺鹽か甘州か二曲之中を以て可ㇾ然候事

一右方の樂高麗曲多く相見へ候歟其中本朝か唐の曲を交奏候而はいかゞ可ㇾ有ㇾ之哉之事

一管方伶人は鳥甲襲裝束にて可二相勤一候

以上

右之書付彈正少弼江相模守渡ㇾ之

正德元卯七月五日

一京都次飛脚に左之通申遣之

京都江

一樂人之人數五十一人内十人は紅葉山樂人相加京都樂人四十一人之內貳人は先達而罷下殘る三十九人朝鮮人江戶着前別紙書付之通裝束持參當地江着在之樣可二申渡一旨達ㇾ之

正德元卯七月五日

裝束之覺

一襲裝束　七拾人前

但
左方　三拾五人前
右方　三拾五人前
左方

一常之袍紅紗　拾人前

一前掛裾同　六人前

一蠻繪　皆具　六人前

一太平樂　同　四人前
但甲冑裝束也

一陵王　同　壹人前

一打毬樂　同　四人前

一散手　同　壹人前

一拔頭　同　壹人前

一還城樂　同　壹人前

一採桑老　同　壹人前

一同係物裝束　一通

一陪臚　皆具　四人前

一安摩雜面并笏　二通
一蘇合甲　六例
一賀殿甲　六例
一振鉾之桙　一本
一散手之桙　一本
一太平樂之桙　四本
一陪臚之桙　四本
并楯四枚
一鞨鼓但舞樂　一通
一奚婁振鼓　二通
一糸鞋共
右者　左方裝束
右方
一常之袍薄黃紗　拾人前
一前掛裾同　六人前
一蠻繪　皆具　六人前
一古烏蘇之後參　二本
一同太刀并笏　四振
一林歌　皆具　四人前
一納曾利　同　二人前

一狛桙　同　四人前
一八仙　同　四人前
一貴德　同　壹人前
一新靺鞨　四人前
一蘇利古雜面　四通
并白楚
一退宿德面　六枚
一皇仁面　六枚
并甲
一地久面　六枚
并甲
一綾切面　四枚
并甲
一胡德樂面　四枚
一同瓶子取面　壹枚
但笑面也
一同瓶子盞　一通
一振鉾之桙　壹本
一貴德之桙　壹本
一狛桙之棹　四本

一二鼔　壹
一三鼔　壹
一糸鞋共
右者　右方裝束
左右
一釣大鼔鉦鼔　二通
以上
右之通昨四日御書付出に付今日京都江遣之
正德元卯七月五日
今度被二仰付一候
舞樂番付
振鉾(エンブ)
三臺鹽(サンダイエン)　長保樂(チャウホウラク)
央宮樂(ヤウグウラク)　仁和樂(ニンワラク)
太平樂(タイヘイラク)　古鳥蘇(コトリソ)
甘州(カンジユ)　林歌(リンガ)
陵王(レウワウ)　納曽利(ナソリ)
退出　長慶子(チャウゲイシ)
樂人人數　五十壹人
内十八人は紅葉山之樂人相加
正德元卯七月十五日

左之書付從奥出る
舞樂
三臺鹽
長保樂
甘州
右六人立に而可二相勤一候
右書付彈正少弼江相模守渡レ之但京都江同十七日次
飛脚之節遣レ之
正德元卯九月廿九日
一朝鮮人登城之節舞樂御饗應之習禮今日始而有レ之
老中出座見分
一左之書付本多彈正少弼差二出之一
上方樂人　辻伯耆守
同　辻豊前守
右兩人は從二六月一就二御用一罷下り居申候
上方樂人　東儀因幡守
同　林駿河守
同　多上總介
同　窪杢權頭

同　　上左近將監

右五人は八月

禁裏舞樂御裝束爲二宰領一先達而着府仕罷在候

一上方樂人殘る三十八人は今明兩日に到着仕候

右之通に而都合上方樂人四拾五人相揃申候

右之通書付差二出之一

但上方樂人十九人今日到着相殘る十九人は明朔日可レ爲二到着一之處駿州富士川滿水に付延引同二日到着

正德元年十月十九日

一樂人共江左之通可二申渡一由從二彈正少弼一相二伺之一

覺

一此度舞樂被二仰付一候節表樂屋江之火鉢之儀は相止筆あたゝめ候ため裝束所江計火鉢差出可レ然候事

一此度は異國人見物被二仰付一候儀候間表樂屋列座之輩舞人者勿論隨分大切に相勤舞樂之內不二立騷一座居混亂無レ之樣相愼可レ申事

一表樂屋は勿論裝束所其外に而茂高聲不レ仕作法能相勤尤於二裝束所一たばこなど給申間敷事

右可レ爲二伺之通一旨彈正少弼江相模守達レ之

朝鮮信使辭見儀注

十一月十一日

朝鮮信使辭見儀注

信使登城之道筋東本願寺より淺草寺雷神門前夫より御藏前通淺草橋御門横山町傳馬町本町常盤橋御門江入黒田豊前守屋敷前酒井雅樂頭屋敷前大手御門に至る

但淺草寺前辻固伊東播磨守加藤出雲守人數勤レ之淺草御藏火之番立花飛驒守人數火消裝束に而御藏入口御門三所に差二置之一同所御藏前土手長渡之場所人拂本多肥後守人數固レ之道筋固人拂御徒頭三組勤レ之其外屋敷前道筋之面々警固出レ之

一是日信使大手御門に至る時旗仗（非樂人）等相止り上官以下皆下馬宗對馬寺役人令二下知一之次第前儀のごとし

一節三使下輿之所迄令レ持事如レ前

一印信關帖は殿上次之間迄令レ持事如レ前

一上々官（冠服如二前日一附冠 官以下皆如二前服一）三人下乘橋之外百人組張番所之際にて駕より下る（乘物張番所東之方に置レ之從者は腰懸に列居）

一三使百人組之御門に入此時對馬守（衣冠下襲 帶劍檜扇）兩長老大目付仙石丹波守（衣冠下襲 帶劍末廣）御馳走人（酒井修理大夫 眞田伊豆守同）（衣冠下襲 帶劍末廣）中之御門之外江出むかひて左右にわかれ立

但對馬守兩長老は北之方石垣に附て立東面也

丹波守（修理大夫 伊豆守）は南之方番所之前に立北面也

御目付（堀田源右衛門 長崎半左衛門 同）（假六位衣冠下襲帶劍）御門之内左右に對して立

一三使（金冠多紅杭雞朝服銀裝 帶玉珮黑靴子牙笏）百人組御番所之前に而下輿（輿中之御門前腰掛に入置レ之）

一丹波守（修理大夫 伊豆守）に會釋して先御門に入（修理大夫 伊豆守）相互に會釋して御門に入

一三使進みて御門に至る時對馬守兩長老三使に會釋して相並て御門に入

但御門に出入する時惣て會釋かくのごとし

一（源右衛門 半左衛門）二行丹波守一行（修理大夫 伊豆守）二行に先立て莚道を經て進む次に左之方に三使右之方に對馬守兩長老相並ぶ從者は對馬守家老（假六位衣冠下襲 帶劍）案二內之一

御目付半左衛門　御馳走人伊豆守　對馬守　緣長老　集長老　對州家老

大目付丹波守　上々官以下

御目付源右衛門　御馳走人修理大夫　正使　副使　從事　對州家老

一對馬守役人布衣御門之外に在レ之而三使之輿可レ置所并下官之輩闌入を制す下知して大手下馬向通腰懸に令ニ群居一對馬守家來相添

一三使御玄關前御門に至る時對馬守兩長老三使に會釋して御門江入相並事如レ前

一源右衛門半左衛門御玄關之外に至て左右に相わかれ對して立修理大夫伊豆守は東之方に並び立

一三使御玄關前御門に入時刻寺社奉行安藤右京亮本多彈正少弼衣冠下襲帶劔末廣同御目付丸毛五郎兵衛天野彌五右衛門假六位衣冠下襲帶劔同出むかひ御玄關板緣に各對して立御徒番所之前御目付平岡市右衛門村瀨伊左衛門假六位衣冠下襲帶劔同御玄關階上東之方板緣御徒番所前之並び座す西面

右京亮彈正少弼は西より第三間南北にわかれ立五郎兵衛彌五右衛門は西より第二間南北にわかれ立

一三使御玄關に近づきて源右衛門半左衛門丹波守に會釋す丹波守御玄關に入

一對馬守兩長老三使に會釋して入次に修理大夫伊豆守上々官に會釋して並び入

修理大夫伊豆守は右すなはち東之方

・上々官は左すなはち西之方

一三使御玄關之階を上りて源右衛門半左衛門相互に會釋して御玄關に入上官以下御目見可レ仕從者等皆御玄關に入對馬守家老差ニ引之一中官之族は御中門之外に立止る對馬守役人差圖して東之方腰懸假板敷之上に薄緣敷之令ニ群居一對馬守家來相添

一三使近づく時右京亮彈正少弼三使并對馬守に會釋して二行に先立上々官以下從者したがひ入

但先江五郎兵衛彌五右衛門二行丹波守一行右京亮彈正少弼二行左に三使右に對馬守兩長老左に上々官三人右に修理大夫伊豆守次に市右衛門伊左衛門二行次に對馬守家老二人二行次に上官以下從者

一三使殿上次之間に至る時五郎兵衛彌五右衛門丹波守は殿上次

之間西之第二第三之柱の間より西之緣に出東向に並び立

一右京亮彈正少弼は殿上間南之緣にて三使幷對馬守等に會釋し案內して殿上間之內江入らしむ右京亮彈正少弼は外に左右にわかれ立三使等內江入時會釋有レ之

一對馬守正使に會釋して下段江入兩長老は副使從事に會釋して入各其座に就く三使は左御障子之方對馬守兩長老は右御襖障子之方相向ふて座す（但殿上間上段下段次之間等如二前日一御簾掛之卷上）

一右京亮彈正少弼上々官三人に會釋して殿上間に入れて座につかしむ上々官西之方上段に向ひて並び座す

一上官以下之從者各其座に就く

軍官以上は殿上次之間次官小童は次之間南之板緣に座す對馬守家老役人等殿上次之間幷板緣に在之而令二差圖一且殿中朝鮮人相越席々江は右家來差添遣レ之御用懸り之面々下知せしむ

一修理大夫（伊豆守）源右衛門（半左衛門）は殿上次之間江不レ入直に西之緣に來り東向に座す是は對馬守幷家來用事有レ之ば沙汰可レ仕ためなり（市右衛門 伊左衛門）は御書院番所南之緣東之方に南面に並び座す此外寺社奉行大目付は殿內松之間の方に入

右一節

一御前護衛は廣庇前殿之西之方若年寄鳥居伊賀守（衣冠下襲帶劍末廣）其次に御書院番頭松平壹岐守（上同）御小性組番頭鈴木能登守（上同）各東面東之方に若年寄大久保長門守（衣冠下襲帶劍末廣）其次に御書院番頭三浦肥後守（上同）御小性組番頭松平伊勢守（上同）各西面東西侍座之南御簾之外に列候

一階下護衛は南之緣下階之左右に胡床を立番長二人御使番戶川內藏助（闕腋束帶帶劍壺胡籙を負弓を持）津田外記（上同右南面）近衛六人御使番小田切靭負（衣冠下襲帶劍壺胡籙を負弓を持）遠藤新六郎（上同右東面）須田助十郎（上同）柴田七左衛門（上同）成瀨吉右衛門（上同）大久保市郎右衛門（上同）東西列候東之方に圓座を敷帶刀十人御使番梶四郎兵衛（假大紋帶劍絹を取（但太刀ニ小ヽ刀帶添之））黑川與兵衛（上同）鳥居權之助（上同）島田藤十郎（上同）日下部作十郎（上同）寄合松浦酒之丞（上同）菅沼民部（上同）石尾織部（上同）脇坂一角（上同）石原市左衛門（上同）列居各南面

一御前幷殿中伺公之面々座定る

前殿西之方御襖は除去て御簾掛之巻上南之方にも御簾掛之巻上但此所は鴨居より四尺餘下て巻之下の方三尺程明る其内に溜詰松平讃岐守衣冠下襲帶劔末廣井伊備中守上同高家衆上同手明詰衆之四品以上上同東面列居

前殿東之方御襖は除去て御簾掛之巻上松之間第二之柱に御襖立之上に壁代掛之南之方にも御簾掛之巻上但此所は鴨居より四尺餘下て巻之下の方三尺程明る其内に外樣四品以上之面々各衣冠下襲帶劔末廣西面列居

松之間二之間三之間四之間東南北に御簾掛之巻上御譜代衆外樣衆詰衆各衣冠下襲帶劔末廣奏者番上同手明詰衆並御留守居衆諸番頭諸物頭其外諸役人之五位諸大夫上同後通法印法眼之醫師等直綴白袴布衣之面々列居各南面西を上とす

指貫之品如二前儀一

太刀如二前儀一

衣冠布衣共末廣持レ之白足袋着レ之

假六位衣冠之面々茂裝束下白小袖着二用之一布衣素襖之輩裝束下熨斗目如二常儀一

大廣間四之間西之御襖障子を後にして大御番百人素襖列居各東西南を上とす

御書院番所南西方御簾掛之巻上兩御番一組充本番共三組素襖列居各南面

御徒番所南方御簾掛之巻上御歩行本番共二組勤仕組頭組共熨斗目半袴

一御目付鈴木飛驒守衣冠下襲帶劔鈴木伊兵衛假六位衣冠下襲帶劔河野勘右衛門上同大久保甚右衛門上同殿中諸事御座敷向御用等之儀勤レ之

一大廣間出御御立烏帽子御直衣（二藍三重襷）但故有而夏之御直衣被レ爲レ召レ之御單御指貫（紫鳥襷）御帶劔（御野太刀）御檜扇御襪

御先立　阿部豐後守衣冠下襲帶劔檜扇

御太刀御鞘巻　堀川兵部大輔衣冠下襲不帶劔末廣

御刀　宮原刑部大輔同

御座御着座繧繝縁厚疊二疊敷レ之御大茵御小茵（赤地錦之縁小葵白綾之鏡）重敷レ之梨地御刀掛置レ之

御後座に

御太刀之役

御刀之役

間部越前守衣冠下襲帶劔檜扇本多中務大輔上同

御側高家衆衣冠下襲帶劔末廣御小性衆上同

一御側衆各衣冠下襲帶劔末廣御小納戸衆布衣御納戸構に相詰

一御座之前御幄懸レ之帽額黄繻子雲に鳳凰二つ五色の糸にて繍にす御幄黄繻子雲を五色の糸にて縫之紅の縄各一條

一中奥御小性内田若狹守曾我周防守衣冠下襲不帶劔同西之方廣庇より出兩楹之外より並び入御簾之間江上り御幄裵之本路を經て退去

一御簾之間西之方御襖戶立置ㇾ之

一御簾之間落しがけに御簾を掛亙して卷ニ上之ー

一水戶中納言殿衣冠下襲帶劔檜扇紀伊中納言殿上同西之方廣庇より進みて西楹之外より出座御簾之間に上り御禮ありて則東之方に水戶殿西之方に紀伊殿着座但御簾之間北より三疊目

一大老井伊掃部頭衣冠下襲帶劔檜扇西之方廣庇より進みて西楹之外より出座御簾之間江上り御禮申ニ上之ー則西之方に着座但御簾之間南より二疊目

一老中土屋相模守秋元但馬守大久保加賀守井上河內守阿部豐後守各衣冠下襲帶劔檜扇西之方廣庇より進みて西楹之外より一人充順々出座前殿にて御禮申ニ上之ー左右に着座前殿北より一疊目二疊目

但西之方に二人東之方に三人

一高家品川豐前守織田能登守衣冠下襲帶劔檜扇同東楹之外より出席御禮に織田能登守忌中ニ付今日出仕無ㇾ之因ㇾ玆能登守同職豐前守兼役仕候儀今日之御日記江書入候ニ付此所に付札不ㇾ仕候若又御儀式書ハ御日記江御入不ㇾ被ㇾ遊候ハバ付札仕置可ㇾ然御事にも可ㇾ有ニ御座ー哉及ずして東之方老中之下に座す

一兩長老は殿上間座定而後に座を起御車寄之邊に伺公

一緣長老出座奏者番三浦壹岐守衣冠下襲帶劔末廣披ニ露之ー前殿一疊目に而拜して退去次集長老出座奏者番松平備前守衣冠下襲帶劔末廣披ニ露之ー廣庇御敷居際にて拜して退去畢而兩長老殿上間江復座對馬守にむかひ御座に出御之事を申知らしむ

一信使上々官を召

豐前守江信使上々官を召之旨相模守申ニ渡之ー

豐前守壁代之外江出て大目付に達ㇾ之本座に歸大目付仙石丹波守松平石見守則殿上間江相越對馬守え三使上々官を御前江可ㇾ出ㇾ旨申達し出て御書院番所南之板緣に南北に對し立

一對馬守上々官に會釋して御前に拜すべき由を三使に通ㇾ之

一對馬守兩長老三使に會釋し三使殿上間を出る上々官是にしたがふ

一兩長老は次之間に並び立三使に會釋して止る

修理大夫伊豆守五郎兵衛彌五右衛門は次之間西之緣に立止る其向

之市右衛門伊左衛門は上々官の跡にしたがふ
一丹波守石見守並び先立而御書院番所南之縁を通る時右京亮彈正少弼御書院番所西南之隅之柱の邊左右に出向對馬守に會釋し先立而大廣間東之板敷に入
一三使御車寄唐戸之邊に來る時高家大澤出雲守前田隱岐守衣冠下襲同帶劍檜扇唐戸之通に立むかふ丹波守石見守右京亮彈正少弼左右にわかれ立出雲守隱岐守對馬守に會釋して進ましむ
一對馬守まづ御前に進み東楹之外より入て前殿東之方南より三疊目に着座
一出雲守隱岐守三使に會釋して御前江出之三使上々官一同に進之東楹之外より三使之左右に並入三使上々官異位重行四拜之時出雲守隱岐守左右に對し跪く拜畢而出雲隱岐守は東之方江退き西面して並び座す市右衛門伊左衛門は壁代之外に止り左右にわかれてむかひ座す

從事　上々官
副使　上々官　異位重行拜
正使　上々官

拜位三使は前殿南より三疊目上々官は南より一疊目
但今日は上々官之引禮奏者番勤るに不レ及高家令ニ差引一三使上々官一同に依レ令ニ進退一也
一三浦壹岐守壁代の外に伺公して三使上々官拜位に就き出雲守隱岐守左右に跪くを見て廣庇西之方に行て東面し少しく北にむかふ
一相模守前殿北より三疊目東之方より二疊目東之端に着座對馬守を召て三使御暇且拜領物被ニ仰付一之并從者等被レ下物之儀傳レ之對馬守承レ之少し退き西南面して座す前殿北より五疊目東之方より二疊目東の端
一壹岐守西楹之外より入て上々官の西上之者一人を會釋し誘引して正使之西より進ましめ東西して跪しむ壹岐守は本座に歸上々官拜位に歸座する時壁代之外江退去
一對馬守上々官に會釋し進ましめて仰の旨を傳ふ上々官膝行俯伏して承り膝退して正使等に仰の旨を通ず三使俯伏して御禮申上之上々官其段對馬守に通之退きて正使之西北之方に跪く對馬守膝行して進み相模守に對し三使之御返答を申上之畢而相模守復座對馬守本座に歸次に上々官拜位に歸
一對馬守少し座を出御前に向ひ俯伏して起てまづ出出雲守隱岐守座を出三使に會釋し起しむ上々官したがひ

て東榲之外より出る

一五郎兵衛 彌五右衛門 丹波守 石見守 壹岐守 備前守 御車寄唐戸の邊迄出迎ふ

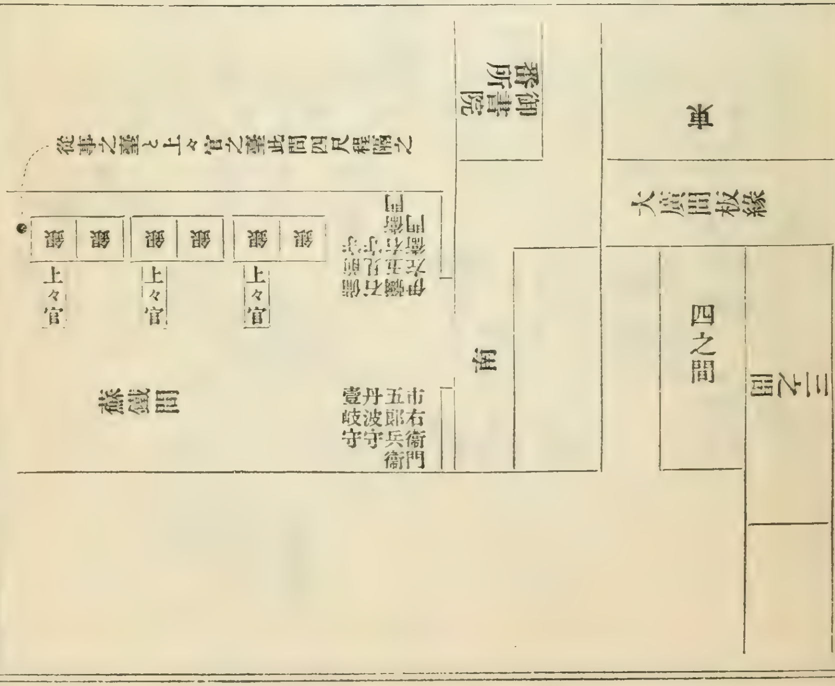
但五郎兵衛 彌五右衛門は兼而唐戸の邊に祗候して此時同じく出むかふ

一出雲守 隱岐守左右にわかれ立對馬守出雲守 隱岐守に會釋出雲守 隱岐守三使に會釋して止る

但前儀は寺社奉行二人出迎之處今日は拜領物之事にしたがふに付奏者番立迎ふ也

一五郎兵衛 彌五右衛門 丹波守 石見守 壹岐守 備前守 三使上々官等を誘引して四之間の東板縁より直に蘇鐵之間通檜之間に至る市右衛門 伊左衛門は上々官の跡にしたがふ蘇鐵之間南の戸之内に各右左にわかれて對し立是より先に豐前守 能登守御前を退き西之方御緣頰を廻り柳之間東の緣頰通りを檜之間に至り西之方に東面して並び座す右京亮 彈正少弼南之方廊下に北面して並び座す三使上々官の拜領物北之方に西を上として小十人番所之方それより蘇鐵之間東之方迄に並べ置

臺の前之方に札を付正使副使從事上々官等の字をしるす



御目付 彌五右衛門　大目付 石見守　奏者番 備前守　御目付 伊左衛門

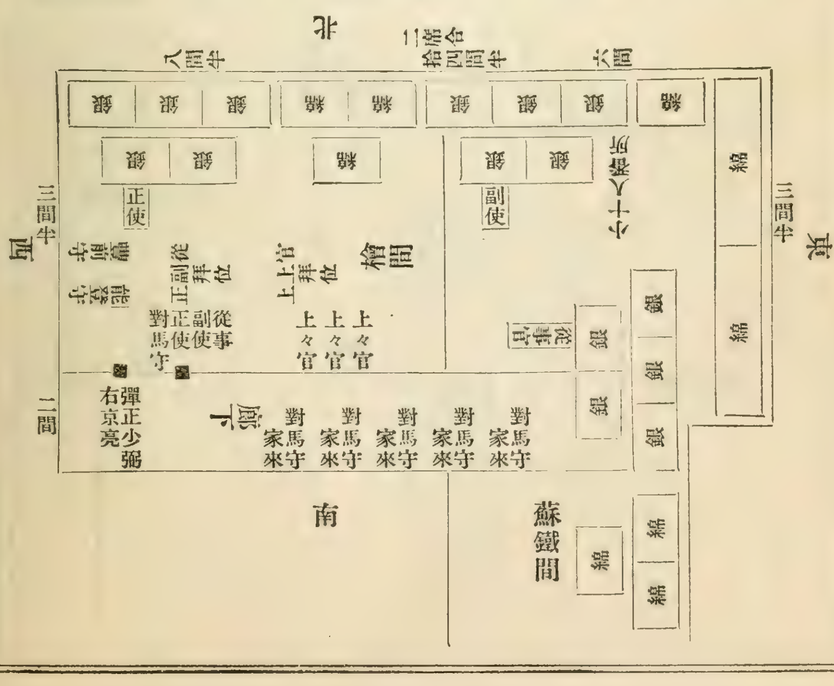
對馬守　三使　上々官三人

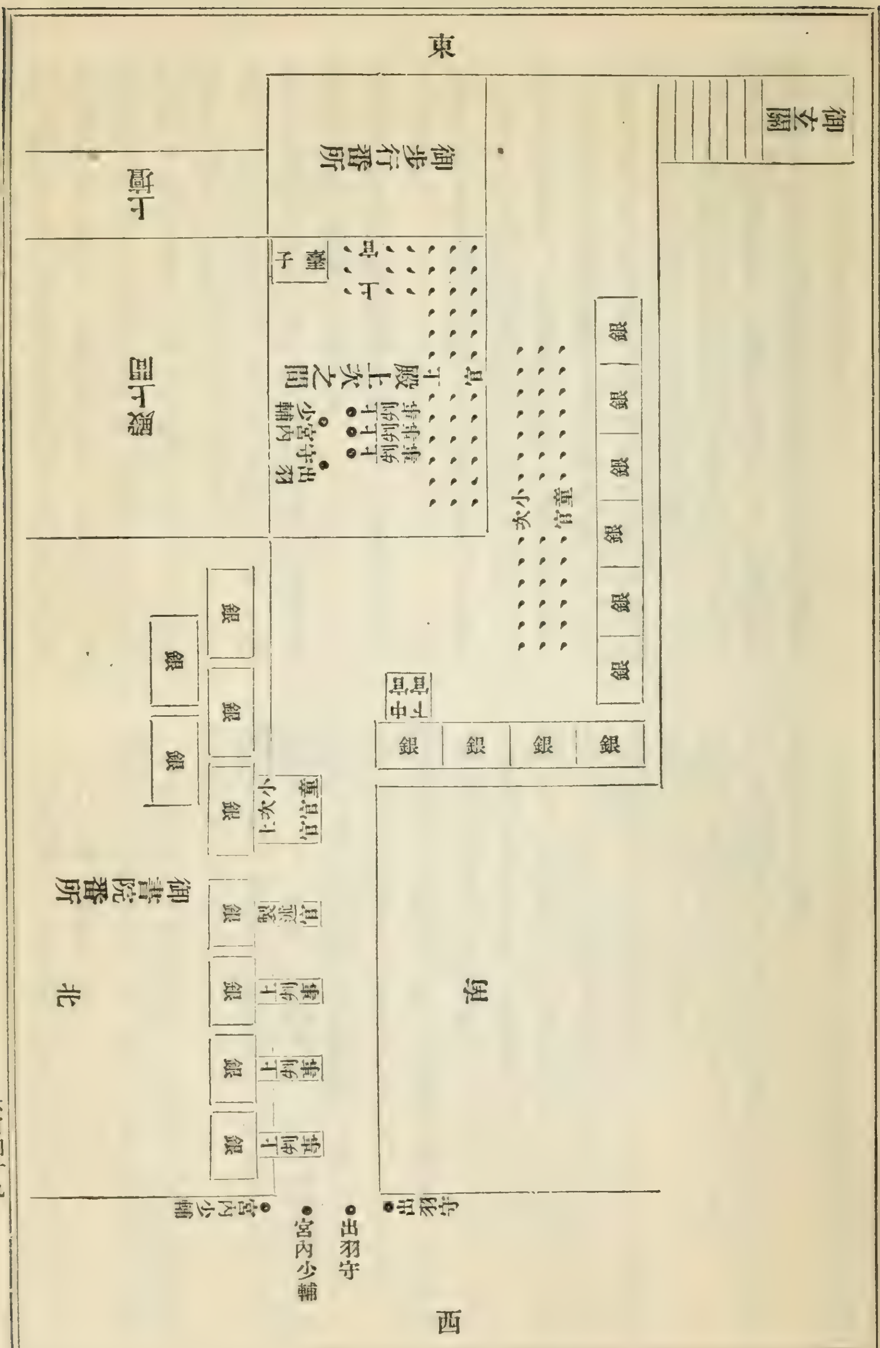
御目付 五郎兵衛　大目付 丹波守　奏者番 壹岐守　御目付 市右衛門

一對馬守三使上々官を誘引して檜之間に入三使西を上とし北面して座す上々官少し隔て並び座し對馬守は三使の上に座す

一豐前守右京亮彈正少弼に會釋す右京亮彈正少弼座を起對馬守に對し會釋して本座に歸對馬守進みて豐前守座の前に跪く三使井上々官江拜領物是にて受しむべき由豐前守達之對馬守少退き東南面して上々官に會釋す上々官西上之者一人對馬守前に至る右之段對馬守達之上々官三使江銘々通之上々官は本座に歸る對馬守三使に會釋す三使座を出豐前守に對して俯伏す豐前守座の疊際より三疊目退きて本座に並び座す對馬守重而上々官に會釋し進ましむ三人共座を出て豐前守に對して俯伏す豐前守座の疊際より六疊目退きて本座に並び座す

一對馬守三使に會釋して退き出五郎兵衛 丹波守 壹岐守 彌五右衛門 石見守 備前守誘引して三使上々官中門廊之座に就しむ市右衛門 伊左衛門跡にしたがふ是より先奏者番松平宮内少輔 森川出羽守衣冠下襲帶劔同




東
御玄關
御歩行番所
殿上次之間
小宮内輔
出羽守
銀
御書院番所
北
出羽守
宮内少輔
西

末廣下知して上判事學士上官次官小童江被レ下物御書院番所南之敷居際に並べ置中官下官之被レ下物殿上次之間西南之緣障子之際に折廻して並べ置宮内少輔出羽守南之緣に南北に相對して立三使上々官大廣間東之板緣に入時殿上次之間に至る

一上判事殿上次之間に並び座し上官以下に被レ下物之儀宮内少輔出羽守中ニ渡之ニ上判事に會釋し起て御書院番所西南之緣に東面して並び立

一上判事以下御書院番所南之緣に來り各臺の前に當りて俯伏す

臺に札を付る事前に同じ上判事以下被レ下物之前に當りて俯伏する時對馬守役人下ニ知之ニ

一上判事以下俯伏して復座宮内少輔出羽守中門廊の座に就く

但三使其外中門廊着座之次第如ニ前儀ニ

一中官以下之被レ下物對馬守家老江大目付手明折井淡路守横田備中守中ニ渡之ニ其由を知らしむ殿上次之間西之板緣北之方

但今日之被レ下物御禮相濟以後客館江差ニ遣之ニ

豐前守能登守不ニ帶劍ニ西之方より出東檻之外より入東之方老中之前に就て三使幷從者等拜領物之儀相濟旨述之老中之次に如ニ最前ニ着座

但能登守は御書匣を相渡付而劍を解

右一節 辭見幷物を賜ふ

一對馬守中門廊を起てまづ御前の座に就く是より先に從者御前に可拜事を催す御用懸り之御目付對馬守家老下ニ知之ニ

一出雲守隱岐守三使に會釋して御前江出之東檻之外より入前殿南より三疊目に而四拜せしむ此時出雲守隱岐守左右にわかれ跪く市右衛門伊左衛門は三使之跡に從ひ壁代之外に止り立三使前殿江入を見て唐戸之南江歸り座す

一出雲守隱岐守三使に會釋して西之方東面に座せしむ出雲守隱岐守は東之方西面して並び座す

正使は南より五疊目副使從事順々に座す

一壹岐守備前守上々官を案內して東檻之外より入上々官南より一疊目にて四拜す此時壹岐守備前守左右にわかれ跪く市右衛門伊左衛門跡に從ふ壁代の外に止り座し上々官拜畢而壁代之外江出る時座を立

一壹岐守備前守上々官を誘引して退き壁代之外に北面して立しめ壹岐守備前守左右にわかれ立上官以下從者之出座拜する儀を下知せしむ

但次官小童落緣に拜し中官等庭上に拜する時

は壹岐守備前守上々官一同に西に向ふ
一御車寄之唐戸を開く小十人組二人充素襖内外に在之而役之上官等殿上次之間より御書院番所落縁通り唐戸より入但唐戸之外迄は對馬守家來案内之此時宮内少輔出羽守上官を誘引して東西之楹之外より内に入て跪く上官等廣庇にて四拜して退く西を上とす但上官等四度に出レ之其度々宮内少輔出羽守誘引して出誘引して退くに不及御前に跪てあり五郎兵衛彌五右衛門度々に前後に附き出レ之
一上官等拜畢而宮内少輔出羽守座を起廣庇南之敷居際に東西にわかれ對し跪く
一上官等もとのごとく退き出御車寄の唐戸閉レ之如レ前小十人組役レ之
一御目付天野彌五右衛門大岡忠右衛門假六位衣冠下襲帶劍同譯官小童之前後に附き誘引して落縁へ四度に出レ之西を上とし四拜して退く
一御徒頭長谷川半四郎江原與右衛門假六位衣冠下襲帶劍同中官を誘引して庭上舞臺之前左右にわかれ對し立腰をかゞむ中官五度に出レ之西を上とし四拜して退く
但御中門を開き中官是より出入す
一宮内少輔出羽守御前にむかひ俯伏して退く

一從者等拜し畢而出雲守隱岐守座を出三使に會釋し起しめ東楹之外より退く
一壁代之外に立し上々官三使にしたがひて中門廊之座に就く市右衛門伊左衛門跡に從ふ
右一節 恩を入り謝す
一御書之案高家長澤壹岐守織田讃岐守衣冠下襲不レ帶劍レ同對し捧て廣庇西之方より進み兩楹の間より入て御簾之間の上に置レ之初日朝鮮之國書置し所也本路を經て退き出廣庇西之方に東面して並び座す
一對馬守御前を出て中門廊の座に就き上々官に會釋し進ましめ御書賜るべき由三使に通レ之畢而御前の座に歸
一出雲守隱岐守三使に會釋して御前に進ましむ
一壹岐守備前守上々官一人に會釋し誘引して壁代の外に西面して止り立しめ左右に並び立市右衛門伊左衛門跡にしたがひ壁代之外左右にむかひ立

引禮隱岐守　奏者番備前守　御目付伊左衛門
三使　上々官一人
引禮出雲守　奏者番壹岐守　御目付市右衛門

一出雲壹岐隱岐守三使を誘引して兩楹之間より入て拜位につかしむ三使俯伏す

拜位は初日朝鮮之國書を奉りて拜せし所也 但前殿南より五疊

一出雲守隱岐守三使を誘引して兩楹之間より出て廣庇に北面して立しむ西を上とす 出雲守隱岐守 は兩楹の外に對し立

一壹岐守讚岐守 西楹の外より入て御書案を對し捧て前殿中央に置レ之本路を經て退き出廣庇に復座

但御案は前殿北より四疊目に置レ之

一能登守座を起て東楹之內にて正使に會釋す正使楹間より入西楹之內にて能登守に對して北行し御書案の南に並び近づく能登守南之方東に西向して跪き正使は南之方西に東向して跪く此時能登守膝行して進み北面して御書匣を取 但花足共に取レ之 正使膝行して進む能登守西向して渡レ之正使請取捧レ之楹間より出東向して立能登守は座に歸

一壁代の外に立し上々官進み入て正使の前に至る此時壹岐守備前守は中門廊江歸り座す

一正使跪て御書匣を渡す上々官跪て請ニ取之一捧て兩楹之間に北面して立

一正使退てもとの所に復り立

一壹岐守讚岐守 西楹之間より並び入て御案を對し捧て東楹の外より出る是より先に進物番二人 佐々木五郎右衛門 武島左門 同 布衣 壁代の外に來り座し御案を請取て殿上間上段之中央に置て退く 壹岐守讚岐守 壁代の內え入に不レ及ニ退去一

一出雲守隱岐守三使を會釋し西楹の外より入て拜位につけて四拜せしむ

但自分の拜位にはあらず前殿南より五疊目

一三使拜し畢而 出雲守隱岐守 誘引して西楹の外より出る 市右衛門伊左衛門 跡にしたがふ

一對馬守少し座を出御前にむかひ俯伏して起てまづ東楹之外より出る

一御書を持上々官東向して三使の先に立三使したがひ出る

引禮隱岐守　　御目付伊左衛門

對馬守　　御書上々官持之　　三使

引禮出雲守　　御目付市右衛門

一豐前守座を起て前殿の中に進み跪き禮畢之由を申て本座に歸豐前守能登守互に會釋して東楹之外より東の方に出る但今日豐前守一人にて雖相勤禮畢之由を申て本座に復り檜扇懷中より取出し手に持東楹之外より東之方江退去

右一節 御書を授けらる

一水戸殿紀伊殿其座を起直に御簾之間にて御禮ありて退去此節月番の老中豐後守御挨拶申上之

一掃部頭御簾之間にて御禮申上之前殿西之方着座

掃部頭御禮之間に左右之老中座を下に移す

一東方侍座之外樣四品以上之面々一列に御前江出御禮畢而中門廊迄退座

一西方侍座松平讃岐守井伊備中守幷詰衆之四品以上一同に御前江出御禮畢而御屏風之後西之方江退座

但高家は出座御禮に不レ及殘り在レ付而御屏風之後江退く

一東の方之老中座を起て東方侍座之御襖障子之際南之方に北面して座す次に掃部頭西之方の老中起て掃部頭は御襖障子之際北之方に南面して座す老中は南之方に並び座す東上北面次に豐後守但馬守御襖開之前殿出御東向に立御殿中伺候之面々御目見相濟而御襖障子閉レ之入御

但御襖役之老中二人は座を起と直に御襖の所に至り座し御襖開之外の方へ出て對し座す御禮畢而閉レ之

一殿中庭上之侍衞皆退き出

禮畢

右一節 御前の儀禮畢

一三使退去之節壹岐守備前守上々官二人を會釋し丹波守石見守各一同に中門廊之座を起て御車寄唐戸の邊迄出むかふ五郎兵衛彌五右衛門兼而唐戸の邊に伺候して此時同じく出むかふ

引禮隱岐守　　御目付伊左衛門

對馬守　　御書上々官持之　　三使

引禮出雲守　　御目唐市右衛門

三の間出　右上々官二人此所に使之跡にしたがふ

上々官

上々官

(次ノ圖ハコヽヘ並ブ筈ナリ)

上段

奏者番壹岐守　大目付丹波守　御目付五郎兵衛

奏者番備前守　大目付石見守　御目付彌五右衛門

一出雲守隱岐守左右にわかれ對馬守出雲守隱岐守に會釋出雲守隱岐守三使に會釋して止る

御目付彌五右衛門　大目付石見守　奏者番備前守

御目付五郎兵衛　大目付丹波守　奏者番壹岐守

引渡隱岐守

引渡出雲守

對馬守　御書上々官持之　三使　上々官二人

御目付伊左衛門

御目付市右衛門

一三使殿上次之間に至る時兩長老出むかふ

一御書を捧し上々官まづ入て御書を御案に置て出

一對馬守番長老三使に會釋して並び入

一上々官同じく入て座に就く壹岐守備前守丹波守石見守は殿內松之間の方に入是よりさき朝鮮國王江被レ遣品々柳之間に並べ置豐前守能登守西の緣に東向して座し右京亮彈正少弼其下之方に並び座す

一丹波守石見守殿上間に入て被レ遣物引渡すべき由を對馬守江相達して出御書院番所南之緣に南北に對し立

一對馬守上々官を以て三使に通ず

（此圖ハ前圖ノ次ニアルベキ筈ナルモ都合ニヨリ茲ニ出ス）



一對馬守兩長老三使に會釋して出

一三使上々官一人をとゞめて御書を護らしむ

一三使并上々官二人殿上間を出る兩長老次之間に並び立三使に會釋して止る

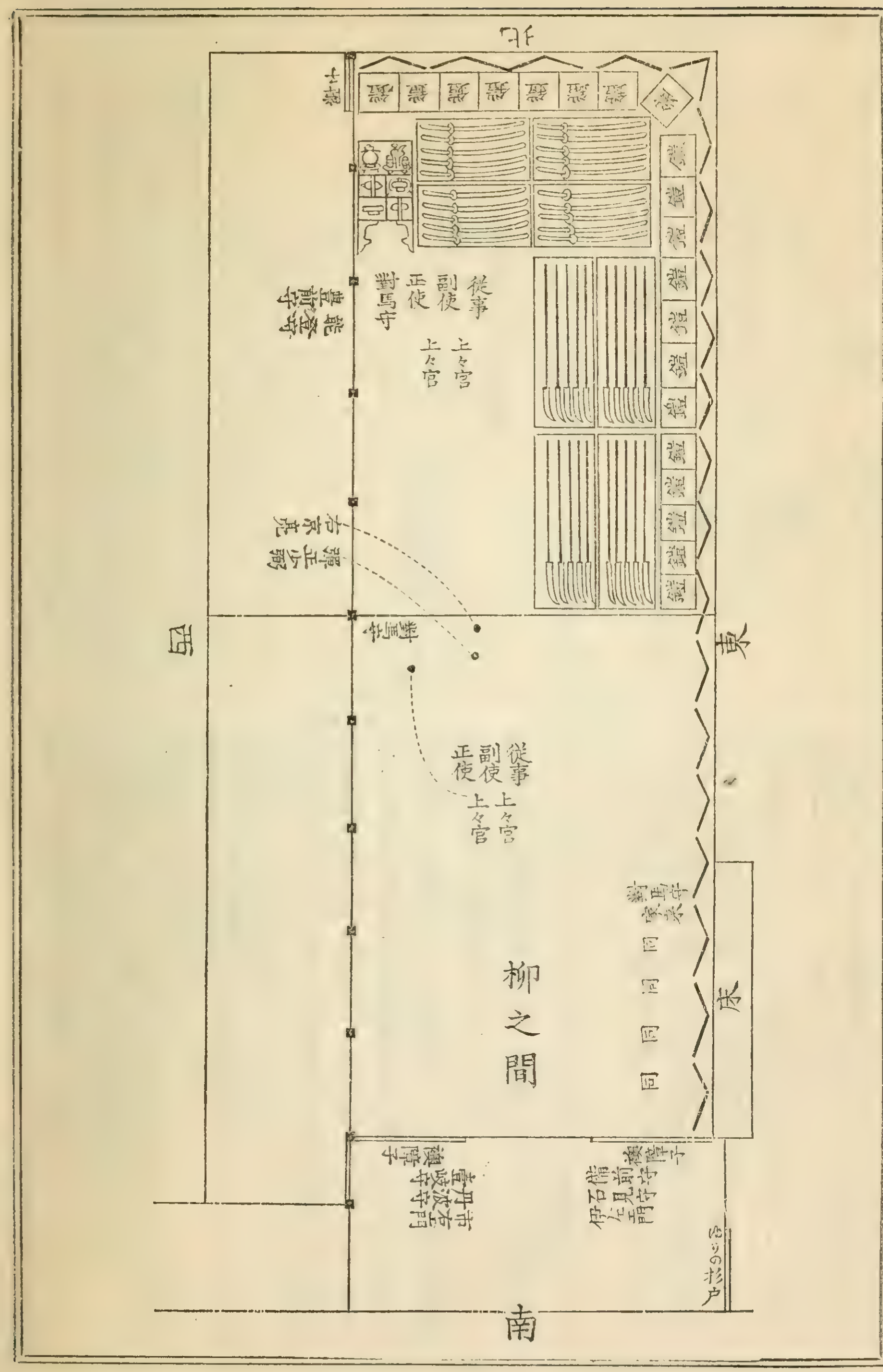
一修理大夫伊豆守 五郎兵衛 は次之間西之縁に立止る其向之市右衛門伊左衛門 彌五右衛門 は上々官の跡にしたがふ

一丹波守石見守並び先立て御書院番所南の縁を通る時 壹岐守備前守 御書院番所西南之隅の杜之邊左右に出むかひ對馬守に會釋し先立て大廣間東之板敷に入四之間の北縁頬通りを誘引して柳間に入らしむ各柳之間南之端御襖障子之際左右にわかれ對し立

一三使上々官柳之間に入て北面し西を上とす異位重行して座し對馬守は三使の西北の方に座す

（コヽニ下ノ圖入ル）

一豐前守右京亮彈正少弼に會釋す兩人座を起對馬守に對し會釋して本座に歸る對馬守進みて豐前守座の前に跪く朝鮮國王江被遣之物三使に受とらしむべき旨豐前守達之對馬守退きて本座に復り上々官に會釋して國王への被遣物拜見すべき由を通ず次に對馬守三使上々官を會釋して進め被遣物の前


北
西
東
南
從事
副使
正使
對馬守
上々官
從事
副使
正使
上々官
柳之間
床

に當りて拜見せしむ
一三使拜見し畢而對馬守誘引して出る是よりさき上官以下　御前に拜せし後中官等庭上江出て拜し畢而三使上々官中門廊の座に就きそれより御書相渡る間に御目付勘右衛門甚右衛門彌五右衛門忠右衛門對馬守家來に通じ上官次官小童を案內して柳之間に入れて被ㇾ遣物をひそかに見せしむ對馬守家來相添
一五郎兵衛彌五右衛門市右衛門伊左衛門丹波守石見守壹岐守備前守三使を誘引して殿上間に至る市右衛門伊左衛門は上々官の跡にしたがふ

但五郎兵衛彌五右衛門は是よりさきに南之御襖障子の外江來りて此時同じく迎ひて先に立
一修理大夫伊豆守先御玄關を出東西に對し立從者等拜畢而段出て御玄關前に左右にわかれ立
一源右衛門半左衛門三使殿上次之間に至る時兩長老出迎ふ對馬守家來に差圖して下知せしむ
一上々官御書匣を捧て次之間に出て立
一三使上々官二人御書匣にしたがひて出る兩長老は對馬守三使に會釋して並び出る事入時の儀のごとし

御目付彌五右衛門　大目付石見守　奏者番備前守　正使　副使　從事　御目付伊左衛門
御書上々官持之　上々官二人
御目付五郎兵衛　大目付丹波守　奏者番壹岐守　對馬守　緣長老　集長老　御目付市右衛門

一壹岐守備前守　御玄關の板緣に至りて左右にわかれて對馬守正使等を會釋して止る御徒番所之前西より第三間　五郎兵衛彌五右衛門同じく止る同所西より第二間市右衛門伊左衛門是又止る　入時に出迎ひし所
一丹波守石見守御玄關の階下に至りて互に會釋して石見守は御式臺に止る東之方に立

一上々官御書匣を捧て御玄關前御門之內にて輿に入れて相隨ひ出る事初日朝鮮の國書にしたがひし時のごとし三使對馬守兩長老等輿の左右に並び座し御書輿に入て隨ひ出る次第皆初日のごとし是よりさきに對馬守役人差圖して榻二脚を薄緣の上にならべ其うへに輿を置　初日かの國書をおきし所也　國書陪の官等を

相催す

但輿は三使登城の時跡にしたがひ持來りて御玄關前庭上に片付置レ之

御書の案は御答之被レ遣物と一同に御禮過て後客館江遣之御書通る時は皆々腰をかゞむ

一修理大夫伊豆守三使を誘引して出る事入時の儀のごとし

一源右衛門半左衛門先に立て中之御門之内左右に對して止る事入時のごとし

御目付半左衛門　御馳走人伊豆守　對州侍　正使　副使　從事　對州家老

大目付丹波守　國書陪　御書　上々官　上々官　上官以下從人

御目付源右衛門　御馳走人修理大夫　對州侍　對馬守　緣長老　集長老　對州家老

一三使中之御門を出る時丹波守修理大夫伊豆守對馬守兩長老御門外に相送る事入時出迎ふごとし

右一節　禮物を附す

一所々勤番

御玄關東脇　御鑓奉行　土屋市之丞　假六位衣冠下襲帶劍

虎皮投鞘御鑓五十本建之

御中門之外　御持弓頭　中坊長左衛門　假六位衣冠下襲帶劍

御臺所口　御鐵炮頭　大井新右衛門　同

中之御門　御弓頭　山崎四郎左衛門　同

本番加番共　御鐵炮頭　酒井與九郎　同

臺部屋口　御鐵炮頭　前島太郎左衛門　假六位衣冠下襲帶劍

大手御門　百人組之頭　齋藤帶刀　同

本番加番共　堀田孫太郎　同

下馬前　酒井雅樂頭屋敷西之角　御鐵炮頭　逸見八左衛門　同

御普請場　松平式部少輔屋敷西之角　東北之方　御鐵炮頭　松田善右衛門　同

一御玄關前御門之内より中之御門外三使下輿之所迄莚敷之但御式臺前より御玄關前御門之際迄は薄緣敷之

一中之口にも莚敷之

一水戸殿は紅葉山下御門紀伊殿は坂下御門より登城退出も同前手廻り之者幷長柄は二丸御門之内江入置之 其外人馬は 紅葉山下外矢來 門坂下 御門外に溜二置之一

一出仕之面々大手櫻田兩所より登城退出之節は櫻田御門之方ばかり相通る

一表向諸役人御番衆登城退出共に坂下御門相通る

一奥向之面々は登城退出共に平川口御門相通る

一出仕之面々供廻和田倉御門內馬場之内外江拂之居餘分は和田倉御番所後御用屋鋪前迄差置之乘物は內櫻田御門之外腰掛に置レ之

一對馬守長柄御馳走人乘物は內櫻田御番所際に置レ之右之外人馬は大手下馬腰懸南之方幷御疊小屋新外槃之邊に置レ之

一對馬守刀持侍草履取挾箱持其外召具之從者御玄關之東徒目付部屋之脇に差二置之一御馳走人之刀持幷家來は御玄關前御櫓下西之方板塀之邊に差二置之一

一万石以上諸役人等召具之者左之通喰違御門より蓮池御門內迄に溜二置之一蓮池御門當番之御先手與力同心差二引之一

万石以上（刀持之侍一人 侍一人 草履取一人） 諸役人（刀持之侍一人 草履取一人）

右之內刀持之侍一人は御玄關前迄召連退出之節も此所迄召二寄之一外之侍草履取は中之御門外より直に蓮池馬場之方江拂レ之 但四品以上召具之刀持は臺所屋口御門內に溜置之一此所勤番之御先手與力同心差二引之一

一中之口に下部屋有之面々も刀持侍ばかり差二置之一無レ據儀は格別外の侍下部等不二相留一

一喰違御門は中之御門加番之御先手與力同心出入にて固レ之

奉レ命教二諭朝鮮使客一

源　君　美

教領客使

予纘二承前業一、繼レ志述レ事、亦推隣國之好、在レ懷不レ已、以二朝鮮接壤密邇一、行理之命、無二世不一レ至、方二其大祖大王開國一始通二聘於前代恭獻王一、蓋修二高麗氏之舊好一也、自爾兩國使命交際、各有二禮制一、相敦睦者幾二百年、及二勝國壬辰之變一、兵釁一開、兩國失レ驩、積有二歲年一、天厭二喪亂一、眷二顧有道一、我

神祖受レ命、奄二有方國一、撤二禍其宗社一、迺遠出レ令、反二其旄倪一、修二我前好一、休二息厥民一、聘問以レ時、相繼不レ絕、雖レ然當二我草昧一、務在二簡易一、賓主之禮、蓋有レ闕焉、爾後所レ因損益、隨レ時取レ旨、未レ有二一定之制一、當今嗣德百年、禮樂可二由起一、凡爲二經國之典一、可二以昭明一、爰命二有司一、議二定賓禮一、奉レ之以二舊法一、考レ之以二古禮一、度レ之以二一國一、今使客或怪下其有レ異二乎前儀一、領客使其曉二使者一、謀レ事補レ闕、行レ之以レ禮、記不レ云乎、禮從レ宜、使從レ俗、想宜二知悉一、

正德元年辛卯十月十五日

御教諭諺解

予纘より不已に至る

われ前人の業を纘承けその志を繼ぎ其事を述ぶまたこれ隣國のよしみの事懷にありてやまず

まづこれにて隣好の事御如在に思召れぬあらましなり

以朝鮮より不至に至る

朝鮮の壤を接てきびしくちかきを以て使者の來る事世々に至らずといふ事なし

行理の命とは使命といふ事也行理とは使の事

方其より好也に至る

朝鮮の大祖の國を開かれしにあたりて最初にあなたよりして我國の義滿將軍へ音問を通せらるこれは朝鮮の前代の高麗國王氏より義滿將軍へよしみを通せられし舊例をふたゝびおさめられしもの也

恭獻王とは義滿將軍の諡なり大明永樂の天子の送られし所なり朝鮮の大祖より始て使の九州まで來りしは應永五年の事これ日本朝鮮の通好の

第一度なり

自爾より二百年に至る

しかりしより日本朝鮮兩國の使のまじはりまじはる事たがひに禮制の例式ありてたがひにあつくむつばれしもの二百年近くなり

及勝國より歲年に至る

秀吉關白の文祿元年壬辰の夏に及びて兵の釁一たびひらきて日本朝鮮のふるきなじみ斷絕してたがひの歡心をうしなふ事歲をつみて七年に至れり

勝國とは我うちかちし國を申すなり周禮に出づ

天厭より不絕に至る

上天もその喪亂に厭給ひて有道の人ありやとかへりみかへりみ給ひて我　神祖天命をうけ給ひてつゐに東方の國をたもち給ひさて福を朝鮮の宗廟社稷にむかへ給ひてすなはちすみやかに號令を出しそのとらはれて日本にあるものどもをかへし我前代京の公方の時のよしみを脩め朝鮮の民をやすめられしかばこれよりあなたの聘問時々に來るべき節をうしなはず代々相つぎてたえず

此時の和談の時に朝鮮にてはたゞ／＼先王の墳墓をほりくずされし事世あらんかぎりのうらみなれば中々和談の事は心得たりと申すべきやうなしと申す大明へも每度此事を申されし故にただは和談もなりがたき故歟大明への奏聞には日本より我先王の墓をほりくづしたる下手人をわたし候間此上は和談仕るべしと奏聞ありてさて和談とゝのひたり此事大明の書に見へたり

雖然より之制に至る

しかれども當代のはじめ百餘年の兵亂の後をうけられしかばなに事もまくらやみの如くなる時なれば此時の急務はたゞ簡に事すくなく易にたやすくとり行はるゝが第一の事にて賓主の禮などはこゝかしこ闕たる事どもありそのゝちあるひは我國初の例によりしたがひ又略しつ益しつせられし事どもみな／＼その時／＼に隨ひ　上の御旨を伺ひて執行せしほどにしかと定りたる別の例式といふ事まづ只今まではなかりしなり

簡易といふ事漢高祖の政にて古來ほめたる事なり政事は時をしるを急務とす兵亂の後にそのまま禮樂は行はれぬ事なり周公の禮といへども武

王の代に行はれしにはあらず成王の時に行ひは
じめられしなり
當今より脩明に至る
今にあたりて我前人の德をうけつぐ事すでに百年
也百年にては禮樂の興る時至るものなりと申し傳
へたればすべて國を經るの典禮はそろ〳〵修め明
しむべき事なり
爰命より二國に至る
こゝに役人どもに命じて賓禮を議定せしむまづ將
軍家代々の古法を奉じうけてさて三代より此かた
大明までの禮儀をかんがへさて日本と朝鮮とのつ
りあひをはかりて高下なきやうにす
今爲より以禮に至る
今度信使ども前より異なる禮數あるを不審に存ず
る事もあるべきがためにかるが故に領客使等をし
て信使どもにさとして事を相謀り今迄闕たる事を
補ひ此度の儀を行ふに禮を以てせしめよ
いにしへの聖人の法に新君の卽位の時隣國より
使のありし時に使者と共に諸事相談もありて今
迄闕たる事どもをば補ふ事定まれる法のよし左
傳に見へたり謀より下みな〳〵左傳の字也
記不より知悉に至る
禮記の曲禮にいはずや禮は文に宜しかるべきは文
にし質によろしかるべきは質にすべしまた人の國
へ使にゆくものは其國に入りては其國の風俗にし
たがふものなりと思ふこれらの事盡くよろしく〳〵し
り明らめらるべし
進見、賜饗、辭見儀これは御目見御饗應御暇と三日に御定の子細
唐宋以來、外國朝聘其儀有レ三、曰入見、曰錫宴、曰
朝辭、
本朝舊儀、亦有ニ進見賜饗辭見一焉、蓋所ニ以勞ニ其使
者一也、我使臣之往ニ于
朝鮮一、其於ニ我使一、亦猶ニ我之於ニ其使者一也、近例外
使進見之日、
賜レ饗而已、今使客千里將レ命、一見事訖、則甚非ニ
朝廷禮待之意一矣、奉
レ旨詳定、其進見之日、禮賓如ニ前儀一、
賜レ饗之日、設ニ樂於
內殿一、宴ニ樂之一、辭見之日、附以ニ
國信禮物一、一如ニ舊儀一、

唐宋の代より此かた外國の朝聘に其禮儀三つあり書と幣とを奉るを入見の儀といふこれ一つ其使を宴せらるゝを錫宴といふこれ二つ歸國の時に御暇を申して禮答の書幣を給るを朝辭の儀といふこれ三つなり本朝にての舊儀もまた進見といひ賜饗といひ辭見といふあり其儀同じ（これはむかし天子の朝の儀にて京の時の儀はみえすしかれどもひろく本朝といひて京の時も此儀などいふやうにあるべし）如此の儀ある事は其使者の來るを勞玉ふの禮なり　我國王の使臣の朝鮮にゆきしに朝鮮にて我使を應接ありしも又こなたにてあなたの使を應接せられしが如くなりき（進上肅拜といふはすなはち進見なり關内宴といふはすなはち賜饗なり下直肅拜といふはすなはち辭見の儀なり）近き例は外國の使進見の日にそのまゝ饗を賜るばかりなり（こゝに朝鮮の使といはゞ琉球等の使を内にこめてなりこれ當代の事をひろく申すべきためなり）今は使客千里の海陸をへて來りしものをたゞ一たび御覽じてそのまゝ事の訖るといふは　上にて禮を以て使を御對待の　御本意にかなはずこゝを以て禮臣等御旨を奉りてつまびらかに議定す其進見の日には御盃を　下さるゝ事近例の如く（禮賓とは御盃を下さるゝ事なり）饗を賜る日には　內殿に樂を設けてこれを宴しこれを樂ましめ辭見の日は御暇を給りてさて國王へ御禮答の御書御物をわたしある事いにしへの本朝の儀の如くなるべし

受書儀（これは正使の手より國書をうくべきの子細）

古者聘禮、賓襲執レ圭、享禮賓裼奉ニ束帛一加レ璧、若有レ言則以ニ束帛一如ニ享禮一、記曰若有レ故則卒レ聘、束帛加レ書將レ命、蓋敬ニ其君命一也、按ニ宋時南北敵國之禮一、正使捧レ書、副使正レ笏隨レ之、如ニ明時東宮受ニ蕃使一進見儀、及蕃使參ニ見省府臺宮一儀、亦蕃使取レ箋取レ書跪進、

本朝外使進見舊儀亦復若レ此、近例客使入見儀、使下其上々官捧ニ書匣一、正副使等隨レ之、受書官受ニ書匣於殿外一而入啓封呈訖、正副使等入拜、蓋非ニ賓所三以敬ニ其君命一也、且不下與ニ古禮一合上、今奉レ旨詳定、其上々官捧ニ書匣一、正副使等隨レ之而入、上々官在レ前正副使等在レ後、當レ殿列立北嚮西上、受書官進揖ニ正使一、正使少前東向、上々官對跪、正使跪取ニ書匣一、起入レ自ニ兩楹間一而西、與ニ受書官一對行、跪進ニ於殿南北之中一、受書官西面跪受レ之、

古の聘禮にまづ聘禮とて正使衣をかさねて圭の玉

を手にさゝげ奉り次に享禮とて正使衣をかたぬぎてきぬのつかねしに璧の玉を手にとりそへて奉ることなりもしなにとぞ故ある事の時は聘禮終りてきぬのつかねしに書をとりそへて奉る事享禮の儀の如し（これ古代の禮にも正使書をさゝげし事の例なり）宋の時遼金の天子との使の禮を按ずるに（宋に南遼金は北也對待の禮を敵國の禮といふなり）正使は書をささげて副使は笏をとりてあとにしたがふ大明の世東宮の外國の使をうけ給ふ儀も外國の使の中書省都督府御史臺などの官人參見の儀も東宮へその國王の箋をとりてまいらせその外へもその國王の書を取てまいらする儀なり本朝の舊儀もこれに同じ（むかし天子の朝の儀これに同じ）近例には上々官に書匣をもたせ三使はあとにしたがひこなたの書をうけとる人御次の間にてうけとりてさし上ての後に三使
御前に拜すこれ古禮に圭をとり束帛をとり書をとりし正使をのれが君命を敬せしところにあらず古禮に合す今度　仰をうけてつまびらかに議定す上々官書匣を捧て三使あとにしたがひて
御前に入上々官前にたちて三使あとにたつこなたの受書人つゝみて正使を揖する時正使すこしすゝみて東にむかひ上々官それに對しひざまづき正使もひざまづき書匣をとりて東西の楹間より入て西し受書人ならびゆきてひざまづきて　御殿の眞中にてまいらせ受書の人ひざまづきてうけとるべし

書幣及使者位（これは國書を御中壇にをきその南に進物又その南に使者拜すべきの子細）

古者聘禮賓襲執レ圭升西楹西東面致レ命、授ニ玉於中堂與東楹之間一、享禮、賓裼奉ニ束帛一加レ璧、庭實皮、或馬、則入設、亦三ニ分庭一、一在レ南、賓如レ初升致レ命、授レ幣而出、按ニ宋時南北敵國之禮一、禮物入列ニ於殿下一、使者在ニ其後一、明時東宮受ニ蕃使一進見儀、設ニ箋案于丹墀之北一設ニ方物案于箋案之後一設ニ使者位于方物位之後一、蕃使參見省府臺宮儀亦置ニ書案于月臺上之北一、方物案分ニ陳于東西一、使者拜ニ于其南一、
本朝舊儀、亦復如レ此、近例、禮物入ニ
殿前一、列ニ於南榮之下一、使者拜位在ニ
殿內一、大悖ニ於古禮一、今奉
レ旨詳定、設ニ書案位於殿上正中一、禮物可ニ以爲レ幣者、則設ニ其位于書案之南一、其可ニ以爲ニ庭實一者、則陳ニ于南榮之西、及庭上一、設ニ使者位于幣物之南一、頗與ニ古禮一合、

古の聘禮まづ聘禮の時正使圭の玉を執り堂を上りて西楹の西に東面して命を致し玉を堂の眞中の少し東へよりて進ずる也これ主君の進物は堂中にて奉る例次に享禮の時賓きぬをつかねしに璧をとりそへてさて庭實とてけものゝ皮と又は馬などは庭を三つにしてひとつ南のかたにありさて正使すなはち賓なり昇りて前の如く西楹の西に東面して命を致して幣を奉りて出づすなはちきぬ玉の事なり又按ずるに宋の時南北の禮に禮物は殿下につらね使者はそのあとにて禮を申す也明の代に東宮へ蕃國の使の參る時まづ書案その南に進物の案又その南に使者の拜位あり又中書省都督府御史臺にての儀まづ書案その南に進物の案又その南に使者の拜位同じことなり本朝の舊儀もこれに同じ近き例はまづ進物を南のゝきの下にならべ使者は殿内にて拜す大きに古禮にもとれり今御旨をうけて議定す書案は殿上の眞中進物はその中に幣と古にいひし類の物どもを書案の南に庭實と古にいひし類の物どもを南のき西のかた又は庭上につらねて使者の拜位は彼幣物の南にあるべしかゝれば大半は上古の聖人の禮にあふなり

賓位 これは今度使者を西の座に御つけ被成候子細

古者聘禮々賓々位在レ西、賓覿、奉ニ束錦一入レ門右、北面奠レ幣、再拜稽首、蓋以ニ臣禮一見也、擯者辭、賓出、擯者坐取レ幣出レ門、西面請レ受、賓禮辭聽レ命、奉レ幣入レ門左、介皆入レ門左、西上、蓋以ニ客禮一入、可レ得レ從レ介也、賓揖讓升振レ幣進授、當ニ東楹一北面、按近例禮賓儀ニ賓位ニ于東ニ西面、如レ是則待レ賓以ニ我臣禮一也、不下與ニ古禮一合上、今奉レ旨詳定當下設ニ使者位於西一、以ニ客禮一待上レ之、

古の聘禮に禮賓とて聘禮と享禮と終りてのちに賓に酒を賜る禮の時に賓の位は西にありさてその禮訖りて賓覿とて正使自分の禮を申す時進物には錦をつかねしを手にさゝげて門に入て右の方につきて右は東也北面してその幣を地にをき再拜し首を地につく此東のかたにて禮を申すは臣下の禮を以て拜する也擯者とて君の禮をたすくる人臣禮にての拜は御無用にて候といへども正使はかまはず右の如く拜して門より外に出るなりその時かの擯者ひざまづきてその進物をとりて門外へもち出て東のかたにたちて西むきになりて正使に進物を御うけと

りあれとて返す也正使一度辭退してその旨に任せ又その進物をさゝげて此度は門に入りて左に就く（左は西なり）副使從事もそのあとより入て皆々左へつきて西のかたを上として西につき又副使以下をもしたがへて入るなりさて正使堂に上りて進物を參らせて東の楹にあたりて北面する也（これは西のかたは客位東のかたは臣下の位の例也）近例には　御杯を下さる時に賓東にありて西面す如此なれば待するに臣下の禮を以てするなり古禮にあはぬ事也今御旨をうけて議定す使者はいつも西に座して客の禮を以てまち給ふべきなり

献主（これは今度相伴は對馬守兩長老に被仰付る子細）

古者燕禮、必有二献主一、諸侯燕二其臣子一、使下宰夫（中士太宰之屬）爲二献主一、君於二其臣一、雖レ爲レ賓不二親献一、以二其尊一莫二敢抗一レ禮也、若與二四方之賓一燕則不下以二其賓一爲上レ賓、而以二其介一爲レ賓矣、禮家之說主國之君饗時、親進二醴於賓一、今燕又且献焉、人臣之禮、不三敢褻煩二尊者一、於レ是賓升レ堂而辭讓、欲レ以二臣禮一燕一、盖爲二其恭敬一也、雖レ然賓實主國所レ宜レ敬也、故席二之于阼階之西一、北面、有二折俎一、不レ嚌レ肺、不レ啐レ酒、君迎二上介一以爲レ賓、使下宰夫爲中主人上、如レ燕二其臣子一、盖其不下以二所レ與レ燕者一爲上レ賓者、禮家以謂燕爲レ序二歡心一、賓主レ敬也、

本朝舊制、燕二外國之賓一則使下其食使掌上レ献二飲食一猶二周官宰夫之職一也、我

國初之例、未レ有レ燕二賓於

殿內一也、

殿內燕レ賓使下三家爲上二主人一自二丙子一始、雖レ然夫三家者、我

王室懿親、故其位在レ西、賓就二臣位一、且酌則先酌二主人一、爾後因以爲レ例、盖非レ所二以敬レ賓樂一レ賓也、大悖二古禮一、今奉

レ旨詳定、使三領客使等兼二其食使一、以爲二献主一、賓正二其位一、主人位二于其東一、尚其序二歡心一、以達二敬レ賓之意一、

古には燕禮の時必す献主とて相伴の人あり諸侯のその臣下を燕せらるゝ時宰夫とてかろき中士を以てその相伴とさるゝ事也これは君のその臣を賓となさるゝに賓といへば敬せらるべきものなれども自身に酒を献せらるゝ事はなし尊者の身として臣子と同格の禮はなき故なりもし外國の賓を燕せらるゝ時はその賓たる正使をば上客とせずその副使

從事などの如くなるものを上客となさるゝ事也儀禮の法の如く主がたの國の君禮賓の時に御杯を正使へ給るなり燕の時も又御杯事あるべしこれ禮なりしかれども人臣の禮は尊者を切々御事多くなれ申さぬが禮なるゆへにかの正使御座鋪に入ての上にかたく辭し申してたゞ〳〵臣下を燕せらるゝ如くに願ひ奉り候よしを申すこれは亭主がたの國君をうやまひ奉る故也しかれども正使は眞實に亭主がたの國君の敬し給はでかなはぬものなるが故にその正使の座を西階の西にかまへてなをし玉ひて北面の座につけ珍膳を出し玉ふ事なりされど正使はその御膳に手もつけず酒をものまぬ法なりさて君かの上介とて副使の類を堂上にむかへ玉ひ我臣下を燕さらるゝが如くに宰夫を相伴の亭主になさるゝ也それは燕を給る上客をば上客にせられぬやうなるがそのいはれは儀禮の法にいはゞ燕禮といふものはたがひのよろこびをあはせたのしむべきためなり賓といふものは敬を主とす正使を賓として敬し給へば御馳走のせんがなき故也とかく賓をたのしますべきために正使にはかまはず副使を上客とはもてなさるゝ事也聖人の禮おもしろき事也さて本朝の古禮も共食使といふものを以て外使の相伴となさるゝ事なり此共食使そのまゝ宰夫の職なり當家の初に御城にて三使を宴せられし事なし寛永十三丙子のとしより御城にての御宴給りたり三家御相伴なりしかれども三家御一族の歴々たる故に西の座になをし三使をば臣下の位の東座につけ其上に又杯も三家より始りたりこれよりのち此事が例となりたりこれは賓を敬し賓を樂ましむるといふの儀にあらずしてはなはだ古禮にもとりたり今　御旨をうけて領客使等を以て共食使の職をかねしめて相伴となし三使をばあるべき通りに西の方の客位になをして相伴は東座につかしむこれにて客を歡樂せしむるの心をのべてさて又客を敬し給ふ意を達せらるゝなり

内宴服（これは御饗應の日朝鮮の者ども常服にてこなたも狩衣の儀たる子細）

本朝之禮、席レ地而坐、卽是古之遺風、燕禮亦所二以樂一レ賓也、而今外使公服著レ靴、恐不レ便二於坐久一、當下其内殿設レ宴之日上、則使客宜三皆常服而入一、如二我官司一亦皆具レ服如二常儀一

本朝の學をしくといふものは三代聖人の時の遺風なり（げに異朝の末代の禮なり）燕禮といふものは文賓を樂ましむる所なりしかるに今外使公服の時靴をはゝ也久しく座する事ならぬものなりこれによりて内殿に宴を給ふ日はみな／＼つねの服を着て參るべしこなたの役人中もみな／＼裝束常の儀の如し（狩衣なつ申ねの儀とらす事は如此なざる事を得ず）

朝鮮國信書の式の事

本朝天子の御事異朝にしては天皇とも又は天王とも稱しまいらせ將軍家の御事をば國王と稱す朝鮮の諸書に見えし所も又しか也されば大元大明の天子我國代々の將軍家に贈り給ひし詔勅皆々日本國王をもて稱せられ大明の代に當りて勅して日本國王の册封ありし事も兩度に及びき（太宗の時鹿苑院公方 神宗の時豐臣關白）當家に至りて朝鮮と隣好を修め給ひし初より彼國より來れる書式日本國王をもて稱せし事旣に三度是彼國の昔より兩國往來の書式によれる成るべし然るに寛永十三年のたびより其書式改りて日本國大君と稱しまいらせ是より後此式代々の例とはなりたり是は當時日本國王と稱しまいらする事我朝家の御事に疑ひあればとて寛永十二年に彼國に牒して今より後は其王の贈らん書舊式を改めて日本國大君をもて稱せらるべき由を約し定め給ひし所也とは申す歟謹て按ずるに大君といふ字はもと是周易の中より出づ又尚書大禹謨の篇孔安國が傳には大君は天子也と見え孔穎達が疏には周易を引用ひて大君とは天子を謂ふ也と見えたりさらば日本國大君と稱せん事は卽是日本國天子と稱するに相同じありし代々の例に任せて日本國王と稱し參らするをだに猶憚らせ給ひしなど申傳ふるにまさくし我朝家萬乘の尊號をこひうけさせ給ひし事心得ぬ事の第一にや又朝鮮にて撰みし經國大典を按ずるに彼國王の儲嗣を世子といひ諸王子の中其王の正妃のうめるには大君の號を給ひ其餘は君の號を給ふの由見えたりさらば彼國にて大君と稱するは其王子に賜ふ所の號にて有る也しかるに彼國に約し定められて其臣子の號を受給ひし御事是又いかなるいはれといふ事を知らず又本朝國史を按ずるに始め神功皇后三韓を征し給ひ彼國に日本府を置れて其國々を治め給ひしより齊明天皇の朝に至る迄凡天皇二十四代歷數四百六十餘年が間は彼國の君臣我朝の臣妾たらずといふ者なし此事ひとり本朝國史に見えし所のみにあらず晉宋齊梁等南北諸史舊唐并に百濟本紀等の書に悉く詳也然れ共今朝鮮の史書を考るに（東國通鑑 三國史記）等我

國をさして彼國外藩のごとくにしるしをきぬ是我國の爲に臣屬せしといふ事をはぢにくみて其本國の爲に曲て隱し諱む所あるが故なるべし又光仁天皇の朝に渤海國王奉りし啓に自ら我國の甥と稱せしかば其賓禮を停められ其無禮を責戒め給ひたりきましてや前時壬辰の亂後兵禍連れる事既に七年彼國の人民我兵の爲に殺しかすめられ彼國の宗社我兵のために傾き攘る當家世をしろしめされし初に悉く其とらはれを返して再其隣好を修められ兩國の往來古來將軍代々のごとくになりぬといへ共彼國の君臣いさゝかも人心あらむには前日の恥を怨憤らずと云事なかるべし然るに近例のごとくに其臣子の號をもて我に加へしめ彼をして其君父の尊に居る事を得せしめられば彼少しく其志を伸る事を得て近くは彼中國の天子に奏せん所も遠くは萬代の史鑑に記さん所も倭酋前代之非を改めて和親の議を講じ我に事ふるに臣子の禮を以てせん事を哀請ふ我彼にゆるすに大君の號を以てすなど稱する事あらじとも思はれず若然らば此事ひとり當家の瑕瑾のみにあらず我國萬代の恥辱とこそ申すべけれされば此大君の號の如きは此國にては我朝家萬乘の尊號を犯し給ひ彼國にては其王臣子の僞號を受給ひし御事なれば彼といひ是といひ其御あやまち少しき也とは申すべからず但し大君の號の御事當時儒生に仰下されてしかるべからむ名號をよく〳〵撰みて參らすべしと有しかば撰み上りし所也とも承れば此御あやまち當時の御心より出し御事とは聞えず只其儒生の古を稽へぬと撰む事の精しからぬとの致す所にて其誤當時に歸し參らせ遂に我國萬代の恥辱共なりなむ事返す〳〵も惜しむべき御事なる歟唯須くは此後よりは有し代々の例の如く國王をもて稱せしめ給はむ事古に聞えし善蓋先人之愆といふ大孝の御事とや申すべき但し又本朝の皇親親王と申し參らすれ共現任大臣の上にたゝせ給ふ事叶ふべからざる御事歟まして其餘諸王の御事に於てをやさらば王號の如きは本朝に於てはさのみは貴み參らすべき御事とも見えざれ共異朝にしては古も今も相通じて貴とする所なれば異邦に稱して王號を用ひられん事其事宜を得たりとは申すべしされど又王號の御事は我朝家に憚らせ給ひし事と聞えて既に古より此方兩國往來の舊式改められし上なれば今はた室町殿の

代々秀吉の御時のごとくに私に其號用ひられんも易からざる所ましまさむには此事の由を詳に奏せられて有し代々の例のごとく王號をもて異朝には稱せしめ給ふとも又別に一つの嘉號を賜りて改め稱せしめ給ふとも宜く勅裁を仰がるべき御事歟本朝武家代々の御事異朝に稱して日本國王と申せし事鎌倉の代より始れりされど自ら稱して日本國王としるされし事は鹿苑院殿の御時より始れり但し此事朝家の勅裁を仰がれて宣下有し事とは聞えずされば本朝にしては親王宣下の外王號勅許の事未其例あらずとも申すべき歟昔神功皇后の御時三韓の國々本朝にしたがひ參らせしより此方凡天皇二十四代暦數四百六十餘年が間は新羅百濟高麗任那秦韓慕韓等の六國はいふに及ばず卓淳加羅等のごとき多くの小國の王といへども皆々本朝の封爵を受參らせずといふ事なしさらば本朝にして異姓封王の例ましまさずとは申すべからず但し又此等は海表諸藩の國々にて我國中にて王號を賜りし事は其例未あらずとも申すべき歟然れ其王者無外とも申傳へたれば王命の至る所地の遠近海の內外をば論ずべからず何れか王土王臣にはあらざるべき僅に海の內外を論じて此等は我國中の例に准じ難しなどいはむは通論とは申し難き歟且は又謹て本朝古今の事例を按ずるに毎事皆々古の例によられしとのみも思はれず其時に隨ひ其事によりて古に未其例あらずといへ共義をもて起されし新例すくなからずまして彼王號の事例におきては本朝古の例既に右のごとし武家の先蹤も又傍例にあらずとは申すべからず又凡の事我是を貴しとすといへ共彼貴しとせず彼是を貴しとすといへ共我又其貴き事を知らず若彼が貴ばざる所をしめして我を貴ばしめむ事をおもふがごときは其事是を遂せりとはいふべからず必彼をして我を貴む事を知らしめんには彼に示すにその貴ぶ所を以てするにはしくべからず昔鹿苑院殿の始めて大明の天子に上書し給ひし時に自ら日本國准三后と稱せられき三后と申し奉るは皆是天子萬乘の尊自ら貴とみつかへ給ふ御事共にて本朝にしては其貴き事まことにいふべからずされど異朝にしては更に其名號を貴としとは思はず是に答へらるゝの書には日本國王といふを以てせられその後つゐに金印を賜りてまことの國王に封せられきこれ異朝にしては古より

今に至る迄王爵をもて殊に貴とみおもふが故によれり近くは又當家に及びて征夷大將軍の御事をも朝鮮にては貴としともせざりしこと是又彼准三后の事の如し又我朝にては親王と申參らすれ共現任大臣の上にたゝせ給ふ事かないがたしとも申す歟まして其餘諸王に於てをやさらば異朝にて貴としとする王爵も本朝にては貴としとするに足らずとも申すべし然れ共我國の中の事はいかにも有ぬべし異邦に示して彼をして貴とむ所をたつとしまめ給はんには其貴むまゝに王爵を以て稱せしめ給はむにはしくべからずさらば日本國王の號のごときも若親王諸王の例にまかせば我朝にてはさのみは貴とかるべしとも覺えざれ共異邦に稱し給はむ事國體をも事體をも二つながら得たりとは申すべき歟

朝鮮信使議

緣長老へ某申遣す案

信使請改候事之條々

一國書體式の事は論ずるに及ばず候聘禮の重きものは國書にしくはなく候其故は種々の禮節は此國書をもち來り候に付て出來る事にて候へば末節にて候其の上その末節之事はみな／＼こなた御國中にての事にて候あなたへ參候ものとては御國書ばかりにて候へば聘禮のしるしは此御國書にかゝり候得ばいはゆる國信これにしくものはなく候しかれば最初に御敎諭をなされ候事は第一これらの御ためにて候兼て御ことはりもなくふと出され候とてもの事に候處に殊更日の始に御敎諭をなしをかれ候御丁寧の上とやかく申され候事は論ずるにたらず候事

一諱の字の事先王の法のごとく五世までを諱候常法にて候へば此方と和好のゝち其國王名を以て通ぜられ候上は此方にても相知れたる事にて候それを犯されれ候はゞ御無禮勿論にて候七世まで諱候事まづ天下になき事しかも此かたにて存せざる時の事にて候しかれども朝鮮にて諱候はゞそれは一國の法と申すものにて候乍去御隣好の上はあなたにていまれ候はゞそれも御諱遣され候事禮儀にてかねて御存知なき事に候へばたま／＼犯され候事少も／＼こなたの御あやまちにては無之候あなたより御しらせ申上候上はいかにも御あらため遣はされ候事御隣好におゐてしかるべき御事に可レ有候事

一大猷院樣御代に寛永元年十三年廿年三度まで御國書御往來有レ之候御諱の字存すまじきやうも無レ之候二名不二偏諱一との申しやうにて有レ之をも權現樣以來家の字御代々御通り字にていみ候はゞ下の御字たる事もあなた合點にて御當代に至て御名をさけ候て不備にいたし國王の書にも不備と有候これらたしかに下の御字を諱ことは覺悟候事にて其上たとひ日本にて諱之法うとく候と存候とも君子忠恕の道にて候はゞおなたより諱候てこされ候がまことの隣國相敬さるの道にて候日本は諱レ之之法うとく候間いかやうにしてもくるしからず候こなたをば七代といふともいませ申すべく候とは近頃／＼その心を推し候に

無禮の至我を辭するにては無レ之樣其上文たとひ信使大猷院樣御諱の字にこゝろづきなく候とも今度御下文出候上はその心付もなく候てたま／＼犯し候とてあやまちを身に引かけ候ての處置候は事禮に於て可レ然事に候歟の事

一右申候ごとくこなたの御國書あなたの七代の祖諱を犯され候ぶんなればかく御改め被レ下候事なにの御耻辱もなき事國體に於て害なく候あなたよりは御祖父大猷院樣御諱を犯し來り候處にその御とがめもなくこなたばかり彼七代の諱を御改め候ては天下後代におゐて當御代の事をなにと評論仕るべく候歟次に當時に目のあき候ものゝ一人もなく殊には對州竝兩長老にも此御心付なく候ひしかと申候はゞ罪は對州竝兩長老に歸し申すべきと被レ存候如レ此の事には國體國辱と申所に專ら心をつけ申すべき事第一にはあるまじく歟の事

一此方是非とも御改めあるまじきにてはなく候あなた改め候はゞそのまゝ御引かへ候はんとの事に御座候へば三使申上られ候處聞召ひらかれぬにてはなく候事

一此上も三使御下文の旨に任せがたきと申され候はば對州竝各の御とりはからひ可レ有レ之御事とは三使へ申候はんか來書にも此方國體諱を犯され候上はこなたにばかり御改め候へとは重て申さる事にてもなく候此上は朝鮮國王へ御うかゞひにしくはなく候あなたより御國書改め來り候へばこなたも御持參候へとまた亦其上に專ら濟候何れも朝鮮國王御旨を伺ひ進すべく間まづ江戸を御たち候へ我等より早速飛船を以て最初の御教諭今度の御返翰各より我等へ給り候御書付其上に出候御下文一々にうつしを我等より禮曹へ差越申すべく其通書大かたならず長州か壹岐の邊へ各我等が船の參り候時分には到來すべく候もしあなたよりも御返書改められつかはされ候へば此方よりも御改め被遣候はんとの御事に候はゞ我等方より早々東武へ使者を通じ改り候御返書と御返し事たるべき朝鮮の國書とを合せて二通早々對州迄參るやうに申上引かへ進すべく候次にはこなた御國書上つゝみに御名御印のなき事も國王いかゞと思召候はば此時改めつかはされ候國書にあなた國王の御名も御印ものぞかれ被レ遣候へば何事もなく候其御斷は

我等何分にも東武まで申上べく候各にも國諱の事を仰上られ上にも聞召ひらかれ候て改め遣はされべく候たとへ七代の祖にても朝鮮にて御いみ候はゞ御いみ被レ成べく候御事に候とも仰出候事は各御本意は達し候これをしほに當地御たち可レ然候さていづれの道にも日本の地の中にてこなたの御返書を改められ候てそれを御もちめで度御歸國候へば各の御筋目はたち殘る所なく候由御申きかせ候へば事は濟み申すべく候緒々其上にも猶々三使申され候事候はゞ亦其時の事にて候これらほどの事いかほども仕りかたは可レ有レ之事と思存には存候事候　以上

十一月十七日

石二通以二白石筆書面一摸寫了

朝鮮聘使後議

本朝古の時隋唐の代々に往來を通せられし事は我國の子弟の才俊なるものをして彼國學に就てもの學ばせ（これを大唐留學生といふ）其餘は經籍藥物等の求のために候らひき唐の世亂れし後は遣唐使の事はやみて彼國より來れる商船の利のみを通せられ求法の僧の便船に加はりて彼國に行く事は候らひき

入宋沙門など申せしは此頃の事也其後元の世と成ても此事ありきすべて以上の事ども詳にすべきには文長ければ大概を記す

其後京都公方の代に及び明の天子に使を參らせ朝鮮と好を結ばれし事ども皆々我國に乏しきものども求得らるべき爲と見えたり

甚しくしては慈照院殿の時明の天子に奏して銅錢十萬貫を賜はるべき由を申されき是等の事我國の恥辱と申べし

東照宮の御代をしろしめされし初に日本朝鮮の和議を講せられし御事は以上の御事どもの御爲にはあらず文祿の初に日本朝鮮の戰起りて其禍相連なる事七年にして太閤秀吉薨逝の後我國の軍は還る事を得たりき蜂蠆だにも毒ありと申事の候へば朝鮮君臣の事はいふに及ばず明の天子も其怨を我國に報せられんには東西生靈の禍やむ時有べからざる事を思召めぐらされしによりてなり朝鮮の君臣も明の天子のために其厄難を援けられて其封内をば安堵しけれ其明の兵猶其國に留り鎭めて其將士相驕り國人を淩轢せし事ら我國の兵禍に大方かはる事もなかりしかはいかにもして國人を蘇息せん事をおもひしに東照宮御代をしろしめされて前代の非を改られし事共を傳へ聞又朝鮮の男女我國の兵の爲にとらはれしものとも還し遣はされし所前後三千人に及びければやがて兩國の和事なりて夫より此かた彼國東西の民兵革の事を相忘れし且既に百年に及たり我國再造の恩においては彼國の君臣長く忘るべからざる所也慶長元和の間祖宗創業の御時に當りては國家の御政事務めて簡易を要とせられければ彼國の信使來れる時に其聘禮を講じ明らめらるゝにも及ばず然るに彼信使はもとよ

り武事においては其國の敵し難き事を耻ぬればいかにもして文事を以て我國に長たらん事を爭ひしかども彼使を迎へられし事はもとより兩國和好の事によりければ其不恭の事をも咎めらるゝに及ばずつひに主賓應接の事例の如ぐになりし事どもあり

元和の時に國書並執政の書の事を論じ申せし事は是その文事を以てあらそふの一つ也或は客館に入る時に輿に乘ながら門に入り或は信使みづから其國書をさゝげて參らするに及ばずすべて正德の時に改め定められし事ども皆其不恭の事ども也然るに我國の人彼使を勅使と稱し甚敷しては國書の中に大明の事を天朝としるされし類は當時文事をうけ給はれる人々の不學の誤とも申べきか彼使を勅使としるせし事は金地院の日記にも見えし也

前代の御時朝鮮修聘の事あるべきに依て古の聘禮はいふに及ばず彼國にして日本國王の使を應接の事例迄を講じ明め(闕)られて朝鮮信使禮待の事例を改定められまづ信使客館に入る時門前に於て輿を下り我國の使客館に至る時階下に迎へ送るべき禮節を以て對馬守義方に仰下さる義方其事を以て告諭しけるに信使其禮を爭ひて事決せず大坂に至る日に及びて客館に入る禮において我國の約束に從へり我國の使を階下に迎送の事においては相爭ふ事日を重ねて後對馬守客館使岡部美濃守長泰館伴兩長老と共に信使と對議するに其日申の事の初より夜半に過れども事決せず對馬守か家人平田直右衛門直賢と申すゝみ出て申けるは我島主祖先以來隣好の事を掌る既事に百餘年今義方か時に當りて諸君の爲に誤られて兩國の和を失ふべきは我國の御爲のみにあらず朝鮮の御爲にも然るべからず所詮諸君自ら階を下りて官使を迎送せらるべき事かなふまじくは某等諸君をたすけて階を降り昇りて其禮を終ふべしといひしに其詞屈して副使病してこゝにあらずかれと相議して答申べしとて其夜も過ぬ對馬守が家人等ひそかに相謀りて信使等階を降らざらんには我々取て引おろすべし相隨ふ軍官ども信使をたすけんとするものをば一々にからめ取れとて其組子どもを定めし事ども漏れ聞えしにや此事もまた終に我國の約束には從ひけり

其後彼國の學士此事を論じ申すは改め定められし所盡く禮制に相かなひし事は論ずるにおよばずた

だ國命を受けし日に聘事例の如くに行ふべしとありしに其例に通ずべき事國命に違ふが故なりと申せしと也

都下に至るを及びて改定めらるゝ所の禮制を以て對馬守に下されて信使等に示し諭す

此時信使等驚き顧て明主なる哉と歎じ申てさらばおのれ等も公服を以て見え奉る事然るべからず朝服をそなふべしと金冠玉佩等の服をそのふ此儀は此度を以て始とす

信使進見の儀盡く改定られし禮の如し賜饗の日に及びて三家御相伴の事を以て對馬守に申す旨有て客位に就て後（則殿上の間）某出向ひしに又其事を以て申事どもありて問對時を移せども事決せず其後に某いかにもかなふまじき由を申きりし事候ひしに其詞屈して此日もまた改定られし禮の如くに事訖れり辭見の日もまた改定られし所のごとくにして禮畢りぬ日を隔て後に國書を改め賜るべき由の事起りたりき是より先に某存する所候ひしかば對馬守問ふ事の如くにして朝鮮の國諱を問はせ候に忌む事なくして申さんにはいかで諱とは申すべきとて答へず賜饗の明日某客館に至りし時に正使我國において諱の法を尋問ふ事候ひき此時某彼信謀を覺悟し候ひしかば其心得して答候ひしに案の如くに國書を賜ひしに及びて其國王七代の祖の諱を犯されし由を以て對馬守家人をして某が許に申送り候ひき某其使に答て彼國の書すでに我國諱を犯されたりもし必我國の書を改めらるべき事を請ひ申されんにはまず其國の書を改めらるべきかと申事によりてもし請ふ所かなふべからずんば其國にかへらん事もかなふべからずと申す大かた其氣色各死を以て相誓ひぬと見えしなど申事にて其事がら以之外には申沙汰し候ひき

是等の事共前に申せし文事を以て彼國の長たらん事を爭ひ候事共にて候なり

此事遂に御聽に達して仰下さるゝ御旨ありて彼此の國書相改りて信使等其國に歸る事を得たりき

此時信使等其國に至りしとひとしく罪を蒙りし由聞えしは此後使の來らん時の謀の爲と見えたり

事訖りて後某議を上りしには日本朝鮮隣好を修められし御事は兩國の和睦を講せらるべき御爲に候を只今迄の如くにては遂には兩國の相爭ふ事の媒と申べ

く候其時にあたりて上に英主の剛斷と申御事もなく下に國家の大體古今の典故抔申事をも存じ知る者もなく候はんには必我國の恥辱をとらるべき御事にて候況や彼國一行の使を迎へられむ爲に五畿七道の人民を相累され候事國家の長策とは申べからずむかし後漢の光武帝玉門關を閉て西域を謝絶せられしを威德の御事と萬代の今に申傳へて候ひし御事はしろしめされし所にて候へば此時を以て彼國を謝絶せられ候て然るべき御事に候但し其謝絶の御こと葉には禮尙往來といふ事は我往て彼來らざるも禮にあらず彼來りて我往ざるも禮に非ず

　此語は禮記の曲禮に見えたり

朝鮮の我における祖宗より以來彼國の使は來れ共我國の使往し事なしたとひ彼國をして我が報禮を望む事あらずとも我いかでか彼國に報ゆるに共に非禮に相失するに至るべきや彼國もし前王の好を忘れずして辱く我國を存問せらるべくんば自今以後彼使の來る我國の境上に至り止り我使もまた境上に就て其使を迎接して禮に報ゆべし然れば則彼も來り我も往て往來の禮においてふたつながら相失する所なかるべし彼國もし此事を欲せざらんには請ふ今よりして我に辱き事なかるべし此由を以て彼國に告知らすべきよし對馬守に仰下されなば彼國必ず我にしたがはずといふ事有べからずもしゝからば彼國の使對馬の國に至り止りて對馬守其禮信の物を轉送し我國よりは御使を對馬の國へ遣はされ

　此御使は高家貳人に御使番衆を差副らるべく候歟

報禮の物を彼使に附還せられ候はんには其禮は簡易にして其事も永久に行はるべき御事に候もし彼國我にしたがふ事なくして信使をば進ずまじき由を申事も候はんには我國より其好みを絕れしと申御事にもあらずして自ら彼國を謝絶せらるべき事是またしかるべき御事に候由を以て申候ひしにいく程なくして御他界の御事につきて其事も果して行はれず候ひき

　附（一本には附の字なし）

前御代の御時某今より後は朝鮮の使を我國中に返らるべからずと申候ひし事は其謂れある事どもに候むかし慶雲院の公方（義勝）代の初に朝鮮の使來り候ひしに天下諸大名の財用つゞかずして京都にむかへらるゝ事かなふべからず兵庫より還さるべきなど議せられ

候事も候ひき天地の運も必ず盛衰の時候ふによりて國家の財用も常に贍足る事はあるべからず候へばもし今より後萬代の御間に京都の代の事の如くなる御事も出來候はんには我國の弱を外國にしめされん事尤以て然るべからざる御事に候當時我國富强の御時に當りて御子孫萬代までの御事を深く遠く思召めぐらされ何れの御代までもたやすく事行はるべき所を議定し置かれ候を以て國家の長策と申すべき御事に候是のみならず朝鮮の事永く隣好を結ばるべき國に非ず子細ある事に候其ゆゑは朝鮮歷代の書共を見るに大かた我國を以て彼國に臣屬せし事の如くに記し置き甚しきは倭酋倭奴倭賊などしるし候事筆を絕候はず酋とは蠻夷魁帥の稱と注し候て夷の長をいやしみ稱し候言葉にて奴といひ賊と申事はきはめて人をいやしめ稱し候言葉にて候其國の書共かくの如くに記し候事は昔三韓の國々我國に臣屬せし事ども本朝歷代の國史に見え候のみにあらず異朝においても魏晋宋齊梁陳隋の代々の史に相見え候事共にて其後我國の兵禍に苦しみ候ひし事世として是なき事もなく新羅文武王と申せしは我國の兵を患られて自ら誓て死せし後は龍と成て國を護り寇を防ぐべしとて東海の水中に葬られしを其子神文王父を葬ひて高く臺を築て東を望まれしに大龍海中にあらはれ見えしとて今も我國の方の慶尙道の海邊に大王岩別（別一本作利）見臺などゝ申所現在し候程の事にて候へば彼國の君臣の我國の事を憤り恨み惱り候事誠に萬世の讎と思ひなし候故にて候然るを又秀吉の御時彼國の兩京を陷られ先王の墳墓をも押破り其禍七年に相つらなり百年の今におよび候へども我國の方の地凡七百萬石ばかりの地は荒野の如くに成りはて壬辰の年に（卽文祿元年）我國の軍打入候日を以て海上に戰艦をうかべて我國の兵調伏の法を行ひ候事年々に絕へずもとより其兵弱くして我國に敵すべからざる事をば覺悟していかにもして文事を以て其恥を雪ぐべしと思ひめぐらし候ひしかば此年頃おもはざる外の事共に外國の侮をもとり候事も候ひきしかるに此度においては彼國のものども其志を失ひ候事ども多く候へば此後必しも一國の力を盡しても又其志を得候はん所を相謀るべき事に候いやしき言葉にも勝ては兜の緖をしむると申しならはせる事も候へば此時に及てよろしく其御沙

汰有べき御事にて候かたとひ彼國のものどもの我國において宿怨盡く解けやらずとも東照宮の彼國を再造せられし御恩においては其國王大臣にありて相わするべからざる事に候へば我國においてもたゞ隣國の御交りを全くせらるべき事當時においても然るべき御事にと存寄たるが故にて候ひき然るに前御代御他界の後に至り朝鮮の大學士崔鳴吉（吉一本告に作る）と申せし者の其大臣と相議し國王に申て修め正し候政事撮要と申書を見候に慶長以來彼國の使來りし事ども皆々其情形を偵探して明の天子に奏聞せし由を記しき

　我國の案内撿見の使と申す事なり

夫のみならず東照宮の御事を始め奉りて御代々の御事みな〳〵倭酋を以て稱し候ひき彼國の人常に隣國の交りは禮と信とを以てする由を申しまた吾が朝鮮は古より禮義の邦也などゝ申事に候へども我國にむかひては隣好を繼て聘禮を修め候と申て其國にては倭情を偵探するの使とし我國にむかひては國王を以て尊び稱し其國にては賤しめ稱して倭酋と申事何の禮とし信とする所候はんや何の禮義の邦とすべき所候はんや誠に古へに申傳へ候ひし纖貊東夷の國俗とは申すべき事に候

　纖貊は東方の夷地卽今の朝鮮の地にあり

前御代御在世の日某いまだ此書を得ず候ひしかば言上の趣もいまだ其辭激切ならず候ひし事見聞の博からざるが故に候へば自ら羞ち自ら恨みてもなほ餘りある事共に候

正德乙未春二月廿六日脫藁　　源　君　美

右源君美所ㇾ著、正德六丙申歲四月十日撰成、憑二拾遺藤詮房一（姓間部氏封高崎侯）呈二政府一閣老土浦侯、（源姓土屋政直君）自二宮中一持二還私邸一、令二記室謄寫一、卒ㇾ業以ㇾ次達二原本於篁間侯一（源姓井上正岑君）云、予祖大家正幸、掌二仕土浦侯一、業已有ㇾ年矣、先ㇾ是正幸雖二致仕一、然有二舊相識猶存者一、而得ㇾ聞三此書藏而在二於其府內一、然而未ㇾ得二經覽一、今歲元文己未夏、翰林生徒盧白子、眎二予此書一、旣獲ㇾ所ㇾ願何賜加ㇾ之、遂騰而藏焉、韓使敎諭文一篇、亦源君美（姓新井名君美字在中任筑後守一）所ㇾ著、監生員蘭臺先生所ㇾ示ㇾ予者、幷附二卷末一云、大家興孝識

朝聘應接紀

迎送

國王使、遣三品朝官、率京通事、迎于三浦、還時護送

三浦熟供

國王使留三浦時、上副官人（正使稱上官人副使稱副官人後並同）正官（舡主押物侍奉稱正官後並同）伴從人、量數熟供、其餘船夫給料、○國王使早飯、正官以上、車食七果床、伴從人車食五果床、並三度湯、○朝夕飯、上副官人七楪床、飯羹二二樣湯、一樣炙、正官伴從人、五楪床、飯羹二一樣湯、一樣炙、晝點心、上副官人正官、五楪床、飯羹一一樣湯、伴從人、三楪床、飯羹一一樣湯、

三浦宴

國王使三浦留時、宴享三度、（其一度宣慰使、差使員設行）還時一度（差使員設行）宣慰使宴、上副官人、長車食外行安酒入排小一果四行床、正官宣慰使同、但無一果、伴從人馬蹄車食七梁床、並紙野生花（下並同）三度湯、點々果大肉、（雞猪）差使員宴、上副官人馬蹄車食外行安酒入排四行床、正官對客三行床、伴從人馬蹄車食七果床、餘與宣慰使宴同、（國王使以下並同）○每宴留舡、舡夫人給直麥米一升油一合乾魚一首生魚肉隨宜、白酒一鐥、

路宴

國王使慶尙道三所、其一所觀察使、其二所守令設行、忠淸京畿各一所、觀察使設行、觀察使宴品、與三浦宣慰使宴同、守令宴品、與三浦差使員宴同、（國王使以下並同）

京中迎餞宴

國王使漢江迎宴、上副官人、車食七果床、正官以下、車食五果床、並四度湯點々果、油蜜果、五星二部、實果五星二部、茶肉交排五星二部、（已上禮賓寺）大肉乾猪三口、（司宰監）酒、（司醞署）還時餞于漢江、

晝奉盃

國王使、隔三日一設、上副官人正官對客、（禮賓寺正有故則內贍寺正）車食七果床、伴從人、車食五果床、並三度湯、點々果、（禮賓寺掌設）酒、（司醞署）

京中日供

國王使、早飯三時食品、與三浦同、自願乾受、則早飯熟供、其餘三時、五日一次都給、正官以上、每一人中

米二斗、黃豆六斗、舡主押物侍奉、則太五斗 直麥米七升、全鮑一百五十介、石首魚五尾、靑魚二十尾、白蝦醢三合、眞魚二首、生鮮五首、鹽五合、眞油二合、醬三升、醋一升五合、藿十兩、芥子二合、茶一合、僧則除魚醢、給眞茸瓢古竹筍、五海名各五合、淸酒三瓶、燒木三十五斤、炭自二月至九月、二斗五升、自十月至正月、五斗五升、伴從人、每一人中米二斗、黃豆四斗木麥米五升、其餘上同、○杻炬、國王使、每一日都給三柄、司宰監

闕內宴

國王使、 進上肅拜後饋餉、上副官人、茶食外行安國入排小一果四行床、絲虛乙臣皮、絲表花纓絡、炷香具、正官對客、內侍府官馬蹄車食安 酒排入四行床、已上朝啓 驛 伴從人對客、內侍府官馬蹄車食九果床、已上勸政門南行廊 並四度湯、點々湯、床湯內贍寺 酒、司醞署 大肉司畜署下同 （下直肅拜饋餉、與 進上肅拜同、

禮曹宴

國王使慰宴、上副官人、散子外行小一果、四行床、紵布花、勸花同 正官長車食四行床紙花、勸花同伴從人亦同 曹堂上宮、馬蹄車食三行床、下並司 伴從人馬蹄車食九果床、並四度湯、點々果、已上禮賓寺 大肉、司畜署僧則餅禮賓寺 酒、司醞署 妓工人、於常例倍數、近杖令三十名、皆着皂隷衣冠、兵曹 ○餞宴同、

名月宴

國王使以下、大小諸使、上官人正官以上、車食七果床伴從人、車食五果床、並四度湯、點々果、

下程

國王使三度、每度酒、餅、果實、蔬菜、海菜乾茸笋、豆腐、眞末、淸蜜、乾魚肉、生魚肉、醢芥子、五味子、茶、油醬、醋等物、禮曹啓給、其度數物目、以使人厚薄、人數多少、留日久近、加減酌定、○別下程亦同、承政院啓給、

例賜

國王使上副官人、各給九綜緇染木綿長衫一、單袷隨時 九綜白綿布長衫一、鴉靑羅內藍僧冠一、黑馬皮雲鞋一、九綜白綿紬、白紵布、黑麻布、各三匹、綵花席五張、正官綿紬白紵布、黑麻布、各一匹、

別賜

如有因事引見、則有別賜、臨時承政院啓給、因人緊不緊有多寡

上京道路

自乃而浦、由金山淸州至京城、日行二息、十三日程、

由大丘尙州槐山廣州、至京城十四日程、○自富山浦、由大丘尙州槐山廣州、至京城十四日程、由永州竹嶺忠州楊根、至京城十五日程、○自鹽浦、由永川竹嶺忠州楊根、至京城十五日程、○自乃而浦、水路由金海自黃山江下至東江洛昌寧善山忠州自金遷至漢江廣州、至京城十九日程、○自富山浦水路、由梁山自黃山江至洛東江昌寧善山忠州自金遷至江廣州、至京城、二十一日程、○自鹽浦水路由慶州丹陽忠州廣州、至京城十五日程、○國王使無限日、諸酋使以下、過限則計日減料、或病或水漲、或未得輸卜、不得已留滯者、於所在官、受明文而來、還時同、

給料

國王使以下、皆一日兩時、各一升、國王使上副官人中米、餘皆糙米、　國王使、或二船三船々夫、全數給料、

諸道儀

國王使三浦宴享、宣慰使東壁、上副官人西壁、並交椅、差使員堂上、則東壁宣慰使之下、交椅、堂下官、則南行繩床、正官西壁差後、伴從人又後行、並繩床、　宣慰使宴、宣慰使陪宣醞、到三浦客館、由中門入、客使就大門外祗迎、　宣慰使至大廳、安宣醞於卓上、訖近東西向立、客使由西門入、就西庭、東上北向立、異位重行、四拜、通事引上副官人陞自西階、至卓前跪、宣慰使稍前西向立、傳旨云云、執事者酌酒、授宣慰使、宣慰使執盞、立授上副官人　上副官人俛伏興受盞飲訖、正官以下、各以次陞、飲訖、上官人以下、各還就庭上位行四拜、上副官人由西階陞、詣大廳、就宣慰使前再拜宣慰使、答拜、各就位、正官陞詣宣慰使前再拜、無答就坐、伴從人就楹外、北面再拜、亦就坐、行宴如常儀

路次觀察使宴、觀察使慰宣使東壁、上副官人西壁並交椅、正官以下、各西壁、差後重行、如宣慰宴儀、客使將入、觀察使出庭下、引陞大廳、東西相向再拜就坐、正官就觀察使前再拜無答伴從人就楹外再拜、各就坐、差使員守令、雖堂上不得參、○路次守令宴坐、與三浦宴同、

禮曹宴儀

國王使宴、兼判書、判書、參判、東壁交椅、各以次差後上副官人西壁、交椅、正官西壁後行、伴從人、月臺上北向、並繩床、客使入自西挾門、就兼判書判書參判前、

以次再拜、皆答拜各就坐、正官入自西庭、陞自西階、就東壁再拜、無答伴從人就中階上、北向再拜、各就坐、宴訖、各再拜如初儀乃書、

海東諸國記抄釋

朝聘應接記 此記朝鮮の申叔舟が選びし所の海東諸國記の中に出づその日本國王の使を應接する例のみを抄出して經國太典故事撮要等のごとき彼國の書并我國五岳の僧の使たりし日しるせし紀行の諸書をあはせ考へ又本朝國史の中蕃使應待の事例を按じて粗其義を釋して書上候

迎送歸るを送る例也

日本國王の使來る時は國王とは將軍家の御事當時は足利殿の代なり三品の朝官して其國の三品の京官なり京通事を率て三浦に迎しむ三浦の事下にみゆ還る時も同じく三品の朝官京通事をひきゐて護送して三浦に至るこれを宣慰使とはいふ也その王命を宣諭して慰安するの使なり

按本朝の舊例蕃使入朝の日存問使を差して其使を存問し京に入るべき使なれば領客使二人隨使一人を差遣して迎へ入らる領客使は在洛の雜事を掌り隨使は記錄及公條の事を掌れり又存問使領客使を兼せし例も見へたり其存問使領客使等皆文官の六七位をもて充られし歟

三浦熟供我國の船泊り所の浦三所ある也、乃而浦、富士浦、鹽浦これなり熟供とは煮熟せる食物を供するをいふ、

國王の使三浦の中に來り留るうちは其正使副使を始て部船主進上押物侍奉等の正官正官といふは部船主より侍奉までをいふなり後これに倣ふべし并に伴從人に至るまで其數を量りて毎日に熟供し其餘船夫には食料の物を給す當時正使副使は五岳の僧を主とし部船主は今いふ船大將の如く進上押物は信物を奉行し侍奉は使の事に從ふ武士をいふなるべし給料とはいまいふ下行の事の如し其熟供の次第早飯の食品は正官以上一等伴從人一等早飯とは朝とく粥をすゝむるをいふ朝夕の飯食品正使副使一等正官伴從人一等晝の點心は正使副使正官一等伴從人一等晝の點心とはこゝにて小御といふものなり○其食品の名皆々其國の俗稱にして詳なる事いまだしらずたゞ其品等ある事たとへば七五三五五三二汁五菜などいふ次第のごとし

三浦宴我國の使三浦にとゞまれるうち一日に四度の熟供の外又慰安を設るなり

國王の使三浦に留るうち宴を設る事三度其中一度は宣慰使設け二度は差使員設く還る時には三浦に留るうちたゞ一度差使員宴を設く宣慰使の事前に注したり差使員は別に朝官をつかはして應接する使をいふ其宣慰使の宴の酒食の品正使副使一等正官と其宣慰使と一等伴從人一等也其差使員の宴酒食の品正使副使一等正官と其對客と一等伴從人一等也對客とは客に對して伴食するもの也こゝに對客と見へしは差使員をいふ歟三浦にて宴する度毎に船に留れる船夫にも酒食を給す

路宴我使三浦より京に赴く路次の間五所にて宴を設る例なり

國王の使京に赴く時慶尙道の中にて宴する事三所其中一所は觀察使二所は州郡の守縣の令等宴を設く忠清道にて一所京畿道にて一所此二所は各其道の觀察使宴を設く歸る時の路宴も亦これに同じ（觀察使とは各道の風を觀俗を察し州郡の治否を察する事をつかさどる使をいふ按ずるに慶尙忠清京畿三道の觀察使は皆其國從二品の官なり）其觀察使の宴は三浦差使員の宴に同じ（その餘は皆々給料なり給料の事は下に詳なりこゝにいふ下行の事のごとし）

按本朝の舊例蕃使京に赴く時領客使路次の國郡に移して其船駄人夫等を給せしむ其國司人夫を部領して過る境を防援すと見へたり其路宴等の事いまだ所見あらず

京中迎餞宴（京に入る時に迎慰する宴と歸る時に餞送する宴なり）

國王の使漢江に至る時に（漢江は王京に近き水の名也）禮賓寺迎慰の宴を設く其酒食の品正使副使一等正官以下一等（禮賓寺は賓客燕享の事を掌れる官なり）還る時に漢江に餞送の宴設る事此例に同じ（按ずるに其食品三浦の宴路次宴等に比すれば加れる事ありと見へたり但し其對客禮賓寺の官なるやいまだ明文を見ず）

按本朝の舊制蕃客京に入る郊勞使を差して慰勞して客館に安置す又水路は裝船をもて陸路に莊馬をもて迎へ京城門外には將軍等騎兵二百蝦夷二十人を率ゐて迎接せられし等の禮あり迎宴を設けられし例いまだ所見あらず．

晝奉杯（チコンブリ）（我使彼王京に留れるうち晝時酒を賜ふの例なりと對州の使かしこに至る時も此禮猶ありといふ）

國王の使京に留るうち三日を隔て一度づゝ酒果を賜ふ事正使副使正官其對客官一等伴從人一等其對客官は禮賓寺正也もし故ある時は內資寺內贍寺等の正對客す（禮賓正は其國の正三品の官內資寺內贍寺等は供饋の事を掌れり其正は正三品の官なり）

按本朝の舊制蕃客京に入りしのち掌客使二人史の二人其在京の雜事を掌り共食二人饗の日各其使に對して飲宴す（掌客使の官秩いまだ明文を見ず共食は從五位下辨官を差されし例あり）又左京職の進屬史生各一人書生二人兵士六人を率ゐて客館を禁衞し右京職南門を禁衞する事これに準ず

京中日供（在京の中日々に供給する所の例也）

國王の使在京の中日毎に供する所早飯と朝夕飯晝の點心其食品三浦に留りし日熟供の例の如しもし食料の物を受む事を請ふ時は早飯のみ日々に熟供して其餘三時の食は毎日の物料を五日に一次づゝ給す正使副使正官伴從人一等（部給は五日に一度づゝ毎日の食料とすべきものどもをすべて供するをいふ今こゝに下行にいふ事のごとし其食品の名また詳ならぬものあり粗柜といふは蠟垣の類なるべし今も對州の使かしこに至る時早飯部給等の事ありといふ）

闕內宴其國王の殿內にて宴を給ふ例なり

國王の使進上肅拜禮畢て後宴を給ふこれ進獻の時をいふ也進上肅拜といふは國信の物を進上して肅拜するの義なり　其酒食の品正使副使一等正官と其對客の官と一等これは朝啓廳にして宴を設く伴從人と其對客官と一等これは勤政門南行廊にして宴を設く

其對客は內侍府の官なり內侍府は宦者也其官長は從二品の官二人ありこれら我正官に對し其正從三品の官は我伴從人に對する歟いまだ其明文をば見す下直肅拜の宴もまたこれに同じ我使還る時に辭拜するを下直肅拜といふすなはち辭見の事なり

接本朝の舊制番使に宴を賜ふ事は朝見禮畢りし後日に至て或は殿內或は朝堂におゐて宴を賜ふ辭見の日に宴を賜ふ事いまだ所見あらず客館にして餞宴ありし事は所見あり

禮曹宴禮曹の官曹にて慰宴を設る也

國王の使在京の中禮曹にして慰宴一度其酒食の品正使副使一等正官一等禮曹の堂上官一等これ對客の禮曹なり堂上官といふは其國の正三品の通政太夫以上をいふ也正三品の通訓太夫以下をば堂下官といふ也禮曹の判書參判參議等すなはち堂上官なり

妓女樂工等常宴享の例よりは其數を陪しかの國にて宴する時必す妓女樂工歌舞して酒をすゝむる事也今もなをかくの如し　使令三十人皆々皂隷の衣冠を着て事に従はしむ此使令兵曹よります所なりさらば警衞等の事をも兼ぬるかこゝにいふ足輕などいふものゝ類なり

名日宴これは四時俗節に宴を設るをいふ歟その義いまだ詳なる事をしらず

我國王の使を宴する酒食の品正使別使正官以上一等伴從人一等

下程京中日供の外に酒果等の物を賜る事をいふなり

國王の使在京の中下程を給ふ事三度これは禮曹の官其王に啓して給す其度數物目等は使人の厚薄と人數の多少と留る日の久近とによりて或は加り或は減し其事宜を斟酌して定る事也

別下程とて正使副使正官に人別に給する事ありこれは承政院の官啓して給する所也其度數物目等は下程に同じ承政院は王命を出し納る事を掌る官にて堂下官なり

例賜これは常例にて賜ふ所をいふ也

國王の使に物を賜ふの例正使副使一等正官一等其物は布帛衣服の類也

別賜これは別に旨ありて賜ふ所あるをいふ

もし事の因ありて殿內に引見る時別に賜ふ事あり其時に臨み承政院の官啓して定む

給料陸路にもあれ水路にもあれ日々に給する所の路料なりこゝに下行の米といふものなり

國王の使皆一日に兩時の合米一升づゝすべて二升を給す但し正使副使には中米しらけし米の中なるものこゝに中白などいふ歟其

餘は皆糙米なり（しらげぬ米也こゝにいふ黑米）又國王の使の船二船三船ありともその船夫にも食料を給す

諸道儀（慶尙忠淸京畿等の諸道にて我國の使を宴する時の儀例なり）

國王の使を三浦にて宴するの儀其宣慰使の坐位は大廳の東壁に就き我正使副使の坐位は西壁につく主客ともに交椅（キヨクロクノルイ也）を設く差使員もし堂上官なれば南行に繩床（シヤウギノルイ也）に坐す（堂上官堂下官の事前の注に見へたり）我正官の坐位は西壁差後のかた伴從人は又其後行に就く並に繩床を設く（以上は座次也）其宣慰使の宴の儀宣慰使の官宣醞に陪して（宣醞とは其王の宣して給ふ所の酒をいふそれにしたがひ來るを陪といふ）三浦の廳に至りて中門に入る時我國王の使大門の外に就てつゝしみてこれを迎ふ次に宣慰使大廳に至りて宣醞を卓上に安置し訖て其卓に近く東方に西向にたつ次に我國の使西門より入て大廳の庭の西に就く東方を上とし西を下とし（東を上座にて西を下座とすなどいふ事）各北面してたつ正使副使一行正官一行伴從人一行にたちて四拜す（これを異位重行といふ正副使の後に一行正官の後に一行也）次に通事の官（すなはち宣慰使の率ひ來りし京通事なり）我正使副使を引て西の階より陞て卓前に至りて跪しむ宣慰使やゝすゝみて西向に立ながら其王命を傳ふ其執事の者宣醞を盞に酌て宣慰使に授く宣慰使其盞を執りて立ながら正使副使に授く正使飮訖りて後正官以下其次第のまゝに階に陞て其酒を飮む次に正官以下も飮訖りて後正使以下各階を降て庭下の位に就て四拜す次に正使副使西階より陞りて大廳に至り宣慰使の前に就て再拜す宣慰使も答拜しておの〳〵東西の壁の交椅に就く次に正官等も陞て宣慰使の前に詣りて再拜し訖て西壁の坐位に就く宣慰使は答拜の儀なし次に伴從人は楹の外に就て（楹外とはこゝにいふ簷頰の如き歟）さて宴を行ふ事は尋常の儀の如し又慶尙忠淸京畿等の路次にて觀察使の宴の儀は（すなはち路宴なり）觀察使宣慰使は東壁我正使副使は西壁並に交椅に坐す正官以下は西壁のやゝ後に位する事宣慰宴の儀の如しまづ我正使副使等入らんとする時觀察使庭下に出むかひ正使副使を引て大廳に陞り東西に相向て再拜し各その坐に就く次に正官に觀察使の前に就て再拜して西壁の位に就く觀察使答拜の儀なし次に伴從人等楹外に就く北面再拜して西壁の位につくさて宴を行ふ事尋常の儀の如し但し觀察使の宴には差使員守令にたとひ堂上官也といへども參る事を得ず三道の路次にて州郡の守縣令等の宴儀は三浦差使員の宴に同じ

禮曹宴儀（禮曹官にして宴するの儀也）

國王の使を宴するの儀禮曹兼判書（正二品の官）判書（上に同じ）參判（從二品の官）東壁の交椅に各其次第のまゝに就く我正使副使の位は西壁に交椅を設く正官の坐は西壁の後行伴從人の坐は月臺の上に北に向ふ正官以下幷に繩床を設く（月臺いまだ詳ならず思ふに近き地なるべし）次に正使副使西俠門より入て兼判書判書參判の前に就て其次第のまゝに再拜す兼判書等皆々答拜し主客各東西の位に就き次に正官西庭より入西階より陞りて東壁に就き再拜す兼判書等は答拜の儀なし次に伴從人中階の上に就て北に向ひ再拜して各其位に就く宴訖て各再拜する事初の儀の如く禮畢るすなはち出づ

按に迎餞の宴明文なし禮曹の宴の如くなる歟又闕內宴の儀も明文なしおもふに禮曹宴の如くにてたゞ其對客內侍府官なると伴從人の宴を門廊に賜ふの儀異なるべき歟

朝鮮冠服の事

朝鮮の經國大典を按ずるに其國冠服の制祭服といふあり朝服といふあり公服といふあり常服といふありこれらの冠服皆々其品位によりて其制ありと見えたりその祭服といふものはたとへば本朝の小忌のごとく朝服といふは則本朝の禮服のごとし（この故に金冠銀帯玉佩黑靴象牙笏等みな〳〵そなはれり）公服といふは本朝の朝服のごとし（この故に烏紗帽銀帯黑靴等の制にて玉佩牙笏等は用ゐず）常服といふは本朝直衣又は狩衣等を用ゆる事のごとしむかし京都の公方の代の頃より當家の初壬戌の頃に至るまで朝鮮の使の來れる事前後に通じて凡そ三百餘年が間その冠服みな〳〵公服を用ひたり然るに此度の信使進見辭見の日は公服を用ひ賜燕の日は常服を以て入るべきよしを仰下されしをうけ給りて申しけるは當代に及て禮樂に御こゝろざし厚しと承り及びぬいかで公服をもて進見し奉るべきや朝服を用ひ候べしたとひ賜宴の日といふとも常服を用ゆべからず必らず公服を用ひ候べしと申してはたして進見の日朝服を用ひたりこれ本朝の禮制に准せば禮服をもて見え奉りし也いにしへも韓の代我天朝に臣職をもて朝せし時はしらず朝鮮の代となりて武家に使をまいらせられしよりこのかた今日のごとくなる禮義ついに聞も及ばずこれらの儀こなたより申せし所にもあらず三使みづからかく其冠服をあらためて見えまいらせし事誠に古今の中奇代の禮と申すべしその上三使殿上の間にさぶらひし時某ゆきむかひ候ひしに上々官の中崔同知といふものを正使すゝましめて今日天氣はれ快霽にて進見に及びし事誠に兩國の大慶に候よしを申しそのゝち進見の禮訖りし中門廊に坐せし時に某對馬守に申すべき事ありてその所に至りし時正使某を見てうちわらひ例の崔同知をまねき候ひしほどに某も對馬守に物申し訖りて正使の坐にむかひし時崔同知すでに正使の前にすゝみよる某崔同知をしてすでに進見の禮畢りて御杯をも給られめでたく候みな〳〵客使の禮客進退のありさま見所ありて覺え候ひしと申せしに正使答ていはく今日朝廷の儀まことにをそれ入存じ候ひぬ我等がいやしき禮儀なにの御覽候所か候べきしかれ

ども事故なく進見し奉り候事誠に兩國の大慶には存じ候と申し候ひぬこの時の事は中門廊にさふらひし人々のうちにきゝ候ひし人々こそ多く候べけれ誠にありがたき御事に覺えて悦びの涙を催し候き

辛卯十一月朔日　　　源　君　美謹記

國書復號紀事

筑後守從五位下源君美著

勝國之主、侵二伐朝鮮一、前後七年、聲三言報二先世之仇一、然其禍亦慘矣、先世之仇、言高麗王氏誘二導元兵一寇二我西邊一也、我國初乃命二對州一、與二朝鮮一講和、復修二舊好一、先レ是州使者數往二朝鮮一而不レ得レ回、

初州使二梯七太夫一久レ之不レ回、次吉副左近、亦次柚谷彌助、皆不レ得レ回、辛丑八月、禮曹報レ州書云、要時羅等始到二敝邦一天將三輙卽拿二送天朝一、其後處置、非二敝邦所レ知、卽言二此事一也、按懲毖錄、要時羅嘗在二兵間一、爲二小西行長一屢使二于朝鮮一者、蓋州之譯生與四郞也、

是歲庚子冬、慶長五年始得二報書一而還、蓋是之時、彼亦既厭二上國留屯將士、驕傲尤甚一、欲三與レ我渝レ平、以紓二其患一也、

州使石田甚右衛門始得レ報還、其書不レ題二姓名一、相傳是彼邊將所レ報也、凡書皆載二之續方策合編一、故不レ錄焉、後皆倣レ此、

明年辛丑、州遣二橘智正一還二所レ擄人口一、

朝鮮紀年撮要云、萬曆二十九年辛丑、對馬島倭平義智連遣二橘智正一刷二還所レ擄男婦一、來要二和好一、乞レ通二關市一、遣二柳根一具レ由奏聞、幷咨二禮兵二部軍門等衙門一、又云、橘智正等又來賀二和議一、探二天兵有無一、移二咨萬軍門一乞二差遣一、天朝委レ官、嚴レ辭開諭、○橘智正者、州將井手六左衛門姓名、萬軍門者、明經理萬世德也

八月禮曹報書以謝、明年壬寅秋、遣二全繼信、孫文彧等一來到二于州一、州刷二得薩摩州所レ擄金光等一、附レ使而還、

先朝鮮王戚被レ擄在二薩州一者、義智以レ請、乃命二薩州一而還レ之、撮要云、三十年壬寅、橘智正三次出來、察二問天兵有無一、情形難レ測、願得二兵水將一員一、量帶選二鋒數百一督二同本國邊將一訓二練兵卒一、使聲二聞遠播等情一、順付賀等陪臣金功、奏二聞于帝一、三十一年癸卯、對馬島遣二橘智正一刷二還被レ擄男婦數百餘名一、來求レ和、

甲辰秋復遣孫文彧與僧松雲偕來、冬州守平義智帶領使來到京城、己巳春二月、　神祖引見雲等、優遇遣回、

甲辰七月、文彧及雲齋持禮曹報對州書來議和、十二月義智帶領使來到伏見城、乙巳春二月、　神祖入朝、因引見雲等、乃令藤正信僧承兌等、就館會議而還之、松雲朝鮮僧葆眞大師弟子、勝國之難、嘗與藤淸正相遇于西生浦者也、事見于懲毖錄、及僧淸韓筆記、藤正信本多佐渡守、承兌鹿苑長老也、○撮要云、三十二年甲辰七月、橘智正等留駐馬上投降倭子連續出來、情形難測、遣僧人松雲于日本、瓜探賊情、刷還本國被擄人口一千三百餘名、致家康意曰、我於壬辰在關東、不曾于預兵事、朝鮮與我實無讐怨、請與通和、具由咨報于遼東撫鎭各衙門、三十三年乙巳春、撫院題曰、倭奴窺伺朝鮮、包藏禍心、頃自搶歸之後、尙蓄狡謀屢肆要挾、寔口測相相應委官偵探、以便調度、原任遊擊董正誼前往朝鮮、偵探倭情、不時揭報、

是歲冬、對州遣橘智正使于朝鮮、丙午春禮曹報書、因請果欲通和、先致國書、州乃遣橘智正具狀以聞、乃附以國書、

禮曹書略曰、我國通好於日本、垂二百年、不意壬辰之歲、秀吉無故動兵、辱及先陵、至痛在心、久猶不忘、在我固自無通好之理、但聞右府盡反秀吉所爲、今若先爲致書、縛送犯陵賊、則我國亦無相報之道乎、撮要云、三十四年丙午春、撫院差原任遊擊劉興漢、來到本國邊上、偵探倭情、無論緩急、不時飛報、冬日本國源家康修書通好、遣回答使呂祐吉慶暹等、如日本偵事機、仍具由奏聞、○按是時國書、承兌所撰、美因求藁本於圓光及金地等藏、而竟無所得矣、

丁未夏五月、朝鮮遣使來聘、二國修好、實始于此、

是歲四月、對馬守平義智迎接信使、來到京師、先是乙巳夏、神祖傳國、遷居于駿之府城、因命義智、吾今老矣、宜諭外使、使往聘江城、閏月使等到來都下、五月卒聘而還、路過府下、神祖乃命引見、賜饗而還、○撮要云、三十五年丁未、回答使呂祐吉、回自日本、刷還被擄人一千二百四十餘名、探得家康自至國政、盡反秀吉所爲、傳位於

其子秀忠等情具由奏聞、
己酉春□月我遣使報聘
去歲戊申二月、朝鮮國王李昖薨、世子琿襲封、琿壬辰之役、藤淸正所獲王子順和君是也、撮要云、三十七年己酉、日本差玄蘇平景直、修書來謝、欲假道仍修貢大明、本國備咨撫鎭等衙門、○按國書文缺、亦是承兌所撰、朝鮮回書、見于續方策合編、蓋是之時、對州奉旨、差僧玄蘇平智求等充聘使、因約定本州交關事例、所謂已酉約條也、玄蘇字規伯號仙巢、州之以（字アルカ。）酊菴長老、明萬曆乙未年、賜號國本光師、平智求柳川豐前守、故下野守調信子也、撮要作景直者、非景直、卽智求舊名、○撮要云、四十年壬子、都御史楊鎬因浙江總兵楊宗業題移咨本國、節該全羅慶尙四道、牟雜倭奴、朝鮮臣民、傾心相向云々、備陳本國實狀、順付賀至使臣趙存聲陳奏辨誣、撫院差官黃應楊來到釜山、探倭情而去、四十一年癸丑、對馬島屢通書契、言關白源家康乞由朝鮮通貢上國、辭意難測、遣朴弘耆等、具由奏聞、按修貢通貢、並言我欲與明通互市耳、事見續方策合編、○撮要云、四十二年甲寅、賀至使宋英耉回自京師、兵部因本國倭情辨誣事、題奉聖旨內、該國世稱恭順、朕已洞燭倭奴窺伺還、嚴行修備、以絕狡謀、不宜以道路訛傳、自生疑惑、爾部行文、與佗知道、
丁巳（元和三年）秋八月、朝鮮來聘、賀我統一方內也、
撮要云、四十五年丁、巳先是倭酋家康旣滅平秀賴、要請信使、使至邊、乃遣吳允謙朴梓等回答、兼辯探情形、具由奏聞、○考金地國師日記、是歲八月朝鮮信使來到京城、奉獻書幣、乃命師撰回書、對州之老平□□致書曰、聘而加書、昭其信也、因聞曩者丁未之聘、朝鮮君臣、不信我國書、以爲非是王其國者也、而其使臣爲之獲罪矣、蓋疑其不稱王也、弊邑二三陪臣、切恐今若所賜亦如前式、使者必有所謂、以累執事、且執政之書、斥禮曹名、亦以爲無禮也、竊恒事體匪輕、不敢不□伏願尊者垂念、爲國熟計之、師乃與諸宰執議、林道春與焉、師云、自古我王、未嘗有與蕃夷相問之書也、高麗小夷、故我所貽書、不寫王字例也、道春亦謂所報禮曹、只當改其式已、因奉明旨、并從其議、平□口者島川內匠

也、○初州與朝鮮議和曰、是則我內府之意也、癸卯八月、神祖累拜征夷大將軍從一位右大臣、州人更稱曰大將軍、於是和事幾敗矣、昔在勝國之難、彼中之人（州ノ譯歟）、呼我褊師、如清正行長、爲大將軍、如其部下平調信金太夫、亦皆呼云將軍、至是議者聞州人之言、乃怒曰、吾始聞汝言、以爲爾國主命也、而疑其狡謀、果彼大將軍使也、州人百方開諭久之事解、禮曹報島主第二書云、內府、第三書云、右府、亦皆從州人所稱耳、癸卯以來、我遣安南柬埔寨呂宋等國書、皆稱日本國大將軍、丙午遣朝鮮書藁本既亡、未知其式何如也、至於丁未、其所答書式則云、朝鮮國王姓諱奉書日本國王殿下、卽如前世故事也、而我書唯稱日本國姓諱已、故今州人所告如此、及其使者得我回書、果與州人往復論難、卻之不受、州人不知所出、平調興與僧玄方相謀、竊取國書、而塡王字於日本國下、以授之曰、州爲代請、幸蒙允許、然後受之、美按丁未之聘、號曰回答使、蓋言其報神祖所遣之書也、使者到日、神祖傳位、　德廟報書、故我今所報、非彼所遺、且其書亦不稱王、是則所以有疑於我也、然我書自稱王與不王、於彼何害、而當時議者、其言如此、亦何也、國初以來、彼遣使來聘、察我情形、以報上國、若有事涉疑訝、則有不易辨明故耳、平調興柳川豐前守、故豐前守智永子、玄方字規伯、號桑林、又稱自雲、玄蘇弟子、○又按國師所議、皆不可解、歷朝國史載　天朝所賜高麗百濟新羅及渤海等國詔書、公式令亦有賜蕃國詔書等式、豈謂自古我未有與蕃夷相問之書哉、朝鮮申叔舟記載曰、日本國王代序云國王、於其國中、不敢稱王、只稱御所、所令文書稱明敎書、聘問隣國、天皇不與焉、據此觀之、前世之主、稱異邦曰王、亦可知也、若其不然、則朝鮮君臣、豈復以我書不稱王、爲乖其體式哉、僧瑞溪所錄、前世遣朝鮮書、皆刪王字、蓋有所避嫌耳、是非其原式也、

甲子（寛永元年）冬十二月、朝鮮來聘、賀我新主也、先是朝鮮國王李琿爲其侄李綜所簒、琿素稱仁柔、綜其親侄也、綜因見琿疾、密約琿繼母王太妃子宮中、舉火爲號綜、以救火爲名、領兵入宮、縛

レ石投レ火而不レ死、令三王太妃數二其罪一而廢レ之、綜逐郎二王位一、時明天啓三年癸亥也、至レ是綜遣レ使賀聘、以繼二先好一、〇撮要云、天啓四年甲子、先レ是倭酋秀忠傳二位于其子家光一、遣二鄭總姜弘重辛啓先等一回答、刷二還俘口一乙丑鄭總等回、日本刷二還被レ擄人一百四十一名一、關白言、欲二盡刷還一、以三兵人等、已生二長子孫一、不レ能二折居一云云、

己巳閏三月、遣二使朝鮮一、問二其兵事一也、

先レ是丁卯春正月、建州虜騎數萬急襲二義州一、進陷二郭山安州等所一、平壤黃州等軍、望レ風自潰、王出二奔江都一、遼鎮總督毛文龍率レ兵應援、明主乃命二巡撫袁崇煥、水陸發レ兵、虜遂與二朝鮮和一、退二擄義州一、秋撤レ兵而還、戊辰年對馬守平義成入覲將レ還レ藩、德廟（猶ノ誤カ更考時代爲是）密令下宰臣一傳上旨、遣二使朝鮮一、前往二王京一、詳察二事機一、據レ實咨レ報、蓋將レ發二援兵一也、是歲己巳春正月、義成遣二僧玄方一、平智廣等使二于朝鮮一、閏二月到二釜山一、夏四月始入二王京一、彼乃謝曰、前者狂胡暫擾二西鄙一、未レ機事既平定、卽今疆域晏然、則不レ至下煩二大國一之憂上也、五月使還、平智廣者杉村采女也事詳二于自雲見聞錄、及禮曹報書一、〇撮要云、崇禎二年己巳、對馬島酋遣二僧玄方等一至二釜山一、請二上京一口陳二機事一、朝廷許レ之、而使三後勿二爲レ例、玄方至レ京、請レ通二貢上國一、助レ兵平レ遼、且請下勿レ減二公貿本貨一等事上、並不二准許一、別加二賜予一、玄方還、十月以二袁經一略奏レ題、有下婧二倭欵奴一等語上、因賀二節使臣李忔一具奏辨明、

丙子冬十二月、朝鮮遣レ使修レ聘、兩國信書、始改二舊式一、

先レ是對州君臣有レ訟、久レ之不レ決、義成言、陪臣平調興詐爲二國書一、罪不レ容レ誅、辭連二玄方一、卽言下增二添王字一事上也、 猷廟震怒、親自責問、調興陳曰、昔在二國初一、以三敝邑之密二邇朝鮮一、而兩國之好、委二任敝邑一、是以有二往年之請一、既而不レ獲レ命、陪臣至愚不レ知レ所レ出、唯國是謀、敢不レ避レ死、以成二其好一、乃到二于今一、罪無レ所レ逃、固知レ之矣、玄方曰、當二彼之時一、義成尙幼、無レ所二與聞一、一二陪臣唯與レ我謀已、於レ是論減二其罪一、流二竄調興玄方于東州一、乃命二義成一、招接修レ好、且令致二大君之號一、僧玄昉撰レ書、其辭皆取レ旨耳、是歲丙子秋、朝鮮遣二任絖金世濂黃㦿等一來聘、 上得二其書一、乃召二林道春一闡讀、問曰、其

式何如、對曰、一依二盛旨一、上喜、羣臣畢レ賀焉、自レ是以往、癸未壬戌之間、兩國信書、一皆遵二守此式一矣、

後七十四年、至二於辛卯正德元年之聘一、乃復二國初祖宗之例一矣、

初 文廟潛第、好レ學無レ倦、博聞强識、最習二故事一、嘗論二兩國信書式一、曰昔鄭一小國、介二在乎大國之間一、而衆賢各盡レ所レ長、故靡レ有二敗事一耳、詩云、無レ競維人、蓋謂之也、及二其嗣一レ位、朝鮮將レ聘、乃命二有司一、各錄二呈事例一、美因上二其議凡十條一、一曰稱號、其略云、孔子曰、必也正レ名乎、名者不三惟言二其君臣父子一、而自二天子一以至二諸侯及卿大夫士一、其爵位名號、亦皆是也、故下犯レ上、僭也、名非二其實一、乱也、僭之與レ乱、非二其正一也、夫大君天子之稱也、虞書汝陟二元后一、漢孔安國傳曰、元大、后君也、大君天子、周易大君有レ命、唐孔頴達疏曰、大君謂二天子一也、而今朝鮮官制、有二大君一者、自二高麗氏之世始一、凡其諸君、蓋倣二周末七國封レ君故事一、若二彼大君一、靡レ有二根據一、是則夷中僭制也、昔在二國初一、我反二朝鮮講和一、而彼之於レ我、稱レ之曰レ王、以二其敵禮一也、近世以來、彼國信書、稱レ我以二其僞號一、蓋是其初我自致レ之也、當時議者、皆以爲王是天子之號、非三我所二得稱一、而使二我無一レ可レ稱者、遂致二此僭亂一也、古者天子稱レ皇、三皇是也、其次稱レ帝、五帝是也、其次稱レ王、三王是也、及二周之衰一、列國諸侯、皆僭稱レ王、秦併二天下一、自以二德兼三皇五帝一、故并爲レ號、漢因二秦制一、而其封レ侯稱レ王、四夷君長亦稱レ王、魏晉以後、歷代因レ之如レ此、視二之夏后殷周之世一、天子稱レ之曰レ王、自レ漢已來、王是爲二君長通稱一已、 天朝天子稱曰二天皇一、天子之衆子、稱二之親王一、親王之子、謂二之諸王一、諸王子孫襲レ稱傳二于四世一、藩國君長、亦皆稱レ王、若二百濟新羅任那加羅等一是也、其寓公亦襲二舊號一、若二扶余氏一世稱二百濟王一是也、唐書曰、日本初主皆以レ尊爲レ號、更以二天皇一爲レ號、宋史所レ書最爲二好悉一、王是非二 天朝天子之號一也、故朝鮮記レ籍、載二日本天皇王代序一、其所レ謂國王、稱二我盟主一也、明人諸書所レ載、豐後王、薩摩王、亦皆稱二其君長一也、孔子又曰、名不レ正則言不レ順、言不レ順則事不レ成、故君子名レ之、可二必言一也、言レ之可二必行一也、君子於二其言一、無レ所レ苟而已矣、名者所二以我有一レ所レ名、而彼得而

稱之也、彼其所稱、而我不以爲名、何其名之不可必言、而不可必行也、臣愚竊惑焉、伏乞博問有識、細加詳議、庶其無所苟而已、　上曰、是則有祖宗故事已、或上議曰、古今異言、以有訓詁之學焉、方國殊別、以有方言之作焉、是古非今、貴遠賤近、皆非達者之論也、王之爲訓、猶言大君、我東方語言也、前世有議、以換其字、以我語相通故耳、然復行之有年于此、書曰、無作聰明亂舊章、罔以側言敗厥度、大君之號、可以無改矣、美曰、易曰、大君、漢唐諸儒皆以爲天子、而爲其官勳邑號、止有朝鮮僭制已、而今我使彼致其號、是令臣子我也、是令州縣我也、質諸聖人之言、而僭稱天子、考諸夷邦之制、而降號封君、敗度亂章、莫斯爲甚、若用舊章、國初之例、　祖宗之式、可謂舊章、詩云、率由舊章、言是不愆不忘也、書云、爾尙蓋前人之愆、言其率乃祖之彝訓也、孟子曰、古之君子、過則改之、今之君子、過則順之、豈徒順之、又從爲之辭、繇此觀之、則君子所改可知矣、議者唯曰、國初之例、彼國信書、稱我謂王、而我所答、不敢稱王、當今之議、若欲彼此相稱曰王、則豈是祖宗之式哉、美曰、　祖宗之世、二國之書、一皆稱王、只我回書雖孫詐爲然、於其體式實得之矣、且彼國之書、稱王於我、而我不受之則已、受而報之則是我非王亦何也、稱與不稱、奚必擇焉、又難曰、孔子曰、君子名之可必言也、言之可必行也、君子於其言、無所苟而已矣、今夫稱諸異邦曰王、於其國不稱王、君子名言、不可如是之苟也、美曰、禮、天子諸侯、皆所自稱、內外不同、在內從內辭、在外從外辭、周室方伯、其擯天子、曰天子之吏、自稱於諸侯、曰天子之老、於外曰公、於其內曰君、吾未聞在內從外辭也、且朝鮮記載有之曰、日本國王、於其國中、不敢稱王、只稱御所、曰國王、外辭也、曰御所、內辭也、彼亦既知我內外之稱矣、又有議曰、禮云、君與臣同國、非禮也、天皇國王、並係之日本、恐其非禮也、必可稱王則別立其名號、可以定上下之分、美曰、近者勝國之世、明朝禮臣亦有是議、曰、日本原有王、來諭存亡、關白或另擬二字、或即以所居封之、天子不允、乃封日本國王、夫禮

所レ謂君臣同國、以三君與二臣僕一、尊卑無レ別、爲二非禮一也、非レ言二其所一レ稱也、古者周王周父、而周公之後爲二周卿士一、世稱二周公一、及二秦亡一、亦有二楚義帝楚霸王一、亂世君臣、置而無レ論、武王周公皆聖人也、豈其不レ知レ禮乎、又議曰、　本朝之制、皇子皇女拜レ命之後、皆稱二親王一、而今無レ所レ受レ命、乃自稱レ王、竊恐後世必有二君子譏一矣、美曰、古者人臣之禮無二外交一、不二敢貳一也、天曆中吳越來聘、　勅令下丞相納上二其書幣一、以報レ禮焉、維我將相境外之交、實始レ自レ此也、降及二叔世一、霸王代興、號二令天下一、異邦之人、稱レ之曰二國王一、自レ此而後、天皇國王、其稱亦分矣、（明人始有二持明天皇、國王良懷等語一、是也、）猶漢天子稱二皇帝一、諸侯有二封王一也、然我異姓封レ王例、自レ古以來、未二之有一也、方今翼二戴　天子一、綏二靜諸侯一、雖下由二此假王一、以交上二隣國一、亦是所下以張二我　皇室一、鎭上二撫方外一也、世之議者、只據二魏晉南北等史書一、以謂二　本朝天子一、彼稱爲レ王、王之爲レ號、非三人臣所二得稱一、而不レ知二彼吏臣之體一、不レ得レ不レ然也、紛紛諸說、我是之由、何其自視之卑且陋、一到二于此一、魯仲連齊國一男子、欲二蹈レ海而死一、義不レ帝レ秦也、堂々　天朝天子、豈彼藩王之比哉、於是遂罷レ議、乃命二對州一曰、兩國信書、一如二國初故事一、以爲二永世之法一矣、

○壬辰春、外使竣レ事而還、美乃上書曰、謹按朝鮮之來、遵二循高麗故事一耳、胡元之世、王氏爲二之鄉導一、寇二我西鄙一、兵連禍結、二十餘年、西鄙之人、畜レ憤含レ怒、乘二我內亂一、乃修二舊怨一、踰二越瀚海一、伐レ國隳レ城侵二彼邊境一、靡二歲咸寧一、王氏深悔二前禍一、卑レ詞來請レ求レ和、及二李氏簒立一、乃繼二前世之好一、自レ是兩國信使不レ絕、勝國之難、李氏宗社、剪焉傾覆、會二　國家創業之初一、我速出レ令、反二彼旄倪一、以紓二其民一、勤而撫レ之、使好復通、夫朝鮮狡黠多レ詐、利之所レ在、不レ顧二信義一、蓋濊貉之俗、天性固然、方二彼喪亂一、我兵所レ至、若レ入二無人之境一、兩月之間、八道瓦解、二京失レ守、而李氏不レ亡、以到レ于レ今、無レ他、是則明主勞二其師旅一、暴二露海外一、飛芻輓粟、以救二屬國一之意故也、夫建州女直、實彼世仇、及三其縱二盜中原一、竊據二　上京明社屋一矣、而朝鮮無下敢出二一兵一、以赴上二其難一、貢降納レ款、唯恐レ不レ及也、彼於二本朝一、棄レ恩忘レ德、靦無二其耻一、亦既如レ此、而況於二隣誼一乎、是故自二我國初一、遣レ使到來、覘二我動靜一、卜二我虛實一、內

與二中國一、爲二之反間一、以レ此度レ之、我今與レ彼、請信修睦、而受二其詐一、適足三以貽二笑遠夷一矣、臣嘗聞二耆老之言一、　祖宗之世、朝鮮來聘、猶二今中山使者一、縣次傳レ之、到二于都下一、館二之僧舍一、受二其書幣一、贈レ餞遣回、　猷廟當國承平漸久、府庫羨溢、欲下示二遠人一以上二我富雄一、招二接彼使一、供擬二聘厚一、於レ是所レ過州縣、爭以二侈麗一相夸尙、修二除道路一、崇二大亭館一、而致二其饔餼一、極二水陸珍奇一、杯盤畫レ文、金銀飾、既至二都下一、則館遇燕賚賜予之費、以二鉅萬一計、而遣二其王一者不レ預焉、自レ是而後、東西二十二州、水陸千里、調發給レ使者往來、人馬舶船、隣路數百里、騷擾殊甚、及二四遠之境一、盡輸二折役錢一、重以二官吏侵漁一、百姓窮困、遂爲二天下大弊一矣、屬者彼使將來、辱與二末議一、考二諸事例一、一一如二舊聞一、愚臣竊謂累世之好、義難二卒絕一、不レ若二禮以節レ之、宜レ爲二之漸一、謹上二時宜十餘事一、然有司只循二習故事一、而不レ達二大體一、以文二其無用一、而盡二力於苟且一、無慮用費大萬有餘、公私耗弊、猶二前日之事一也、曩時　殿下嗣レ位之初、天下之用甞屈矣、群臣議欲下變レ法通レ利、以足上二國財一、英明獨斷、不レ允レ所レ請、幸因二天地之助一、歲比登稔、軍國之資、得二以周贍一、與レ民休息、德至渥也、臣具聞前世嘉吉中、朝鮮來弔二國喪一、公私窮窘、用度不レ給、以辭レ之、使者固請不レ已、乃迎入二京師一、夫國家之運、盛之有レ衰、猶二朝之必暮一也、若使三異時府帑空竭、卽如二曩時一、而有下以二我衰弱一示中諸遠方上、亦如二前世一、則實非二天下之長策一也、昔兩漢之世、孝武迎二渾邪之衆一、罷二敝中國一、光武閉二玉門之關一、謝二絕西域一、撿二之往古一、按二之當今之務一、空疲二耗方內一、逆二迎外國間諜之使一者、臣竊爲レ國不レ安也、詩云、迨下天之未上レ陰雨一、徹二彼桑土一、綢二繆牖戶一、今女下民、或敢侮レ予、夫今之時、未レ革二其弊一、後不レ可レ救也、不レ勝二惓惓一、昧死陳愚、惟　國家留神省察焉、書上、厥明二召見一、問曰、乃者所レ定、賓客之式、有司不レ究二本末一、幾誤二國事一、切慮後來未レ能二遵承一、今省二來書一、與レ我意合、卽如二其計一、極言無レ諱、對曰、禮尙二往來一、往而不レ來、非レ禮也、來而不レ往、亦非レ禮也、　德廟之世、我報二其聘一、彼乃留館二境上一、遷延移レ日、虛辭飾說、遂謝入レ京、蓋壬辰之變、彼有レ所レ懲也、自レ此之後、我亦不レ往、彼所レ不レ欲者不レ强也、今若乃命二對州一以告レ之曰、嚮者辱繼二舊好一、施及二敝邑一、不腆

先君之禮、我亦何忘、敬共幣帛、敢請聘期、彼必文爲之辭謝、勿復使、我又論以先王往來之禮、據以 祖宗聘問之例、卽與之議、乃定其約、彼此往來、止于境上、以禮館待、而受其書幣已、是勤一使之勞代除萬世之弊也、 上甚稱善曰、事未晚也、子其熟計、我亦可思耳、居未幾、 上不豫、是歲十月升遐矣、

正德二年冬十一月晦日書、　㊞

○日本國對馬州太守拾遺平義方奉書朝鮮國禮曹參判大人閤下、節屆朱明、伏惟貴國安寧、本邦亦其揆一也、共樂悠久、吾大君繼受寶命、安和邦家、盛使來聘之期、來歲五月、發軺於貴國、而七八月之交、到著于東武、跋涉計日、要勿違時、乃差遣正官平眞連都船主卒守經報知焉、更祈爲國若序自嗇統希盛亮、肅此不備、

寶永七年庚寅四月日、

○朝鮮國禮曹參判洪禹朝奉復日本國對馬州 太守拾遺平公閤下、辱惠書、喩以貴大君克紹前烈、安輯邦家、要我信使、脩厥舊好、玆乃善隣之致意也、欣感曷已、行期遲速、敢不如命、珍貺謹領、薄儀表忱。希照亮、不備、

庚寅年七月日

○朝鮮國 東萊府使李正臣奉書日本國 對馬州太守拾遺平公閤下、緬惟淸和興居珍勉、近因使事、頻接音耗、良用慰沃、第於貴差所言書禮請除事、窃以爲不然、盖本朝於信使行、贈遺禮物於貴大君之胤子者、肇自壬午、伊時以新生爲賀、而亦有禮物、則今何獨以猶在襁褓時未定封爲辭耶、禮官之通書貴邦執政者、其來盖久、有非今日所可遽廢也、通書始自丁未、則己酉約條之載不載、非所可論、且當兩國之重尋和好、貴國先還俘口、逮我遣答使、禮官之有書者禮也、刷還事則持附及而已、厥後雖別事所附、每使輒有書札、則其可謂我有求而爲之耶、夫交隣禮際、幣物將意、古道然也、今所停除雖無損於我、我所重者在禮、而貴邦之遽欲並廢其禮者、抑何意歟、大抵兩國之間、有事則必在辭命、玆事果是貴州受江戶指意者、則宜以文字通報、今欲變改故常、而曾無片牘之見及、唯來差口舌是憑、不用壬戌嚴有院停奠時別單之前事、此在貴邦、旣有欠於審愼、我朝廷亦無

レ可二以徵信一、玆用二馳書一奉問、望須下明二示江戶之指意一、使中兩國交際之禮、靡上有二隳缺一幸甚、使船常侍二回復一以發、並宜諒レ之、統希二崇照一不備、

辛卯年四月日

○本多彈正少弼藤原忠晴奉二書對馬州牧宗拾遺閣下一、朝鮮來聘、業已在レ近、想當レ不レ慭二於素一耳、先レ是聘使之來、別將二禮物一贈二我儲闈一、又使禮曹與二我閣老一書、更相問遺、以致二殷勤一、去歲秋朝廷建議、以爲此兩件不レ妥二於事體一、以妨二時宜一、是欲二從レ今而廢一レ之、乃使下對州牧、先達中此意於レ彼、而彼國東萊府使李某移二書對州一、以爲兩件事、行レ之已久、不レ可二遽廢一、遂不二相肯一、因州牧重請二朝廷之指一、以レ故今不レ得レ不下具二事狀一以報上、寬永癸未之歲、嚴廟降誕、彼國遣レ使來賀レ之、朝鮮之有レ聘二於儲君一、此其始也、及二天和壬戌一、憲廟承統之三年、朝鮮來聘、以賀二嗣位一、是時有下儲闈在二西城一、而信使詣レ闕拜二謁憲廟一、以二儲副尙幼一、不レ克二親臨一、命二時執政臣某一、代二儲君一受レ拜、三使方就レ位、不二肯拜一曰、吾受レ命之日、聞レ拜二世子一、未レ聞レ拜二執政一、禮官某進使二譯者言一曰、君幼、以二重臣一代受レ拜、我國之禮也、不レ見レ君不二肯拜一、貴國之禮也、客行二其禮一、我行二我禮一、三使起拜二空位一而退、今朝廷盛意、蓋謂二修好善隣一、國之寶也、一拜一揖、禮之末也、今儲副猶在二襁褓一、則受レ聘不レ受レ謁、如二寬永故事一、亦可也、然隣國修レ好、萬世事也、修世儻有下儲副幼居上二別殿一、如二天和之時一、亦恐爭二禮拜揖之間一、以致二賓主之異言一、其或由レ是以失二兩國之歡心一、則是徒取二禮之末一、而舍二國之寶一也、不レ若乙從レ今罷下通二聘儲闈一之事上爲レ便、若夫禮曹通二書我執政之臣一、考二之於古一、質二之於禮一、皆失レ之、初我神祖修二兩國之好一、尋二室町家之舊好一也、當二室町御世之時一、每二朝鮮來聘一、如有レ事則彼議政府通レ書、附二及我管領一、除、外曾無二書附一、其他九州探題、亦有二左右議政一相往復者、第管領暨各州郡、若有二私聘一、則纔與二禮曹一通信、此其事體不レ同、所レ不レ論也、方二慶長丁未一、始通二脩好一、會二彼國禮曹一、職掌二朝聘一、以致二我執政書一、當二其時一、我執政亦不レ得レ不二以レ書報一、彼遂執而因レ之、朝廷謂二今我一有二執政一、卽古之管領也、議政與二執政一通問、一依二室町之舊一、有二何不可一、若言三禮曹職掌二聘問一、要道二其禮一、則我國自有二其職在一、雖下今欲中復舊遽改上二近例一、彼所レ不レ由、若仍二近例一而行、吾所レ不レ安、彼之不レ欲者、吾所レ欲レ之、彼此鑿枘、又恐失二兩國

之歡一、夫脩二隣好一明二國信一、既有二國王之書一足矣、故謂レ停二除之一可也、由レ是觀レ之、廢二除二事一、皆朝廷之深計遠慮、不下獨爲二我國一謀上、亦爲二朝鮮一謀也、而彼府使不二之察一、固執以爲二不可一、竊爲二朝鮮一不レ取也、今奉二閣老之旨一、以レ書達二閣下一、書到、其諭二告于彼一、使三彼曉然知二朝廷之意一、不備、

正德元年六月日

○朝鮮國禮曹參議吳命峻奉二書日本國對馬州太守拾遺平公閣下一、緬帷炎序、興居增重、朝廷爲レ賀二貴國新化彌光一、專价二奉幣一、惇二信修好一、諒奉二至意一、勉輸二心力一、略表二菲儀一、並希二莞領一、不備、

辛卯年五月日

○一項接二東武分付文字一、有レ云、今番貴聘使在レ途、朝夕所レ用、令下沿路所司一、一以二乾物一入供上、但赤間關還時牛窓大坂京城尾張州駿河府、當下准二貴國接一待我國王使一例上、特設二行路宴一、往返各一度内、大坂京城駿河府三所、特命二上使一員一、傳レ旨慰レ勞、坐位對馬州太守兩長老、與二貴聘使一相對坐下上使就二太守上頭一坐下、傳レ旨訖卽出、然後排レ宴、考二諸貴國謄錄一有レ云、國王使往聘二貴國一之時、宣二慰使一由二中門一入、客使就二大門外一祗迎、今者止聽二階下出迎一、其中官以下不レ論二往返一仍從二熟供一事、

一使行到二品川驛一、特差二上使一員一、傳レ旨迎勞レ事、

右項一依二東武分付一、謄此書開如レ此、竊念壬戌年、貴聘使進向二東武一之時、沿路接待、一從二熟供一、第飮食非レ無二異嗜一、調飪非レ無レ爽レ口、勉强就レ席、不レ欲レ下レ箸、輒求二乾受一、任レ意自辦、排二床之設一、止見レ勞レ煩、今有二乾物入供之擧一、其在二上官以上一、足レ爲二使宜一、至レ如三累二行慰勞之典一、較二諸前例一、禮數加レ隆、止聽二階下出迎一、想亦出三于優二待貴使一、不レ欲二重勞之意一、然古不レ云乎、敬二隣國之君一、乃所三以敬二其君一也、今能就二大門外一、祗迎レ使、其動必以二禮之美一、播二諸視聽一、以爲二朝家嘉歡之地一、如何、此乃不佞三成之微念、未レ知二果中レ理也、否、不二敢自外一、直吐二衷悃一、幸勿レ咎焉、

七月日對馬州太守平義方

○承二貴州謄報東武行會文字一、已將二沿路行廚一、以二乾物一供億、赤間關還時牛窓大坂京城尾張州駿河府等處設レ宴、往還各一遭、貴國王使傳レ旨時、排坐序次、悉皆照領、而累次勞レ餉、蔓出二格外一、仰認二賑春一、深切感戢、

但紙尾所際、階下祗迎一事、恐貴國或有所未詳前例者、故茲就自丙子至壬戌四度信使時已行前規、書呈別幅、而來諭所謂貴國使臣、往聘弊邦之時、門外祗迎一節、非徒事在久遠、無所憑驗、前此通信使往來之時、曾無據此爲例之事、則到俺等、何敢輕議變改、有所低昂乎、兩國交際之間、以此禮節、所當一遵舊式、無失体例而已、須將別幅、轉報東武、以爲考例遵處之地、幸甚、

辛卯八月日、通信正使趙泰億副使任守幹從事官李邦彥

○別紙

丙子（寬永十三年）十一月二十六日、通信使任絖等一行到岡崎、江戸使者井上筑後守來、具公服自大門步入、跣足解劍、對馬州大守及兩長老引入使臣、具冠帶出見、無階下迎入之節、

癸未（寬永二十年）六月二十四日、通信使尹順之等一行到岡崎、江戸使者松平新五左衛門來、解劍脫履、太守引使者入、三使臣具冠帶出接、而無階下迎入之節、

乙未（明曆元年）九月二十日、通信使趙珩等一行到岡崎、二十一日辰時、江戸問安使尚野權兵衛至、太守引入如前儀、三使臣具冠帶、出楹外導入、

壬戌（天和二年）八月十一日、通信使尹趾完等一行到岡崎、江戸問安使駒井次郎左衛門、來太守引入如前儀、三使臣具冠帶、楹外迎送、相與再揖、

○今番乾供設宴、並排坐序次、悉皆照領之意、回示詳悉、竊謂至當、但階下迎送一節、揆諸禮制、元當在大門外、朝廷優待之厚、止聽階下迎送、貴使曾無謝恩之言、却有守例之意、詳察回示、不勝駭悶、夫丙子以來已行之例、本州亦能知之、況在朝廷、豈有不詳之理哉、惟其斟酌量處、有階下迎送之命、若欲固執弊例、以爲辭退之地、則恐輾轉相持、愈見難處、未知下落果如何、蓋此一節、已有前例與否、姑且勿論、卽使朝廷新創傳旨慰勞之禮、則爲貴使者、迎於楹外而後安於心耶、抑亦迎於大門外而後安於心耶、萬一我國馳一介之使、報聘貴國、而使其欲援丙子以來弊例、止迎宣慰於楹外、則貴國肯聽其所爲耶否、誠能反復三思、則自知今番之命、出於當然、而貴使所執、未必盡事上之禮矣、以貴使之明斷、生長禮義之邦、此等道理素所熟講、兩國形勢、想亦在默會之中、不知有何所疑、而至

於此哉、我國王使往聘貴國事例、不獨記載明白、蓋時有古今、理無久近、禮義所關、焉得推諉、回示所謂事在久遠、無所憑驗云云者、固非本州所宜狀聞、大夫出疆、安國家利社稷、專之可也、惟望熟加思慮、仔細商量、務使兩國之好、歸於無事之境、幸甚、

辛卯八月日對馬州太守平義方

○來諭謹已領悉、而自前信使之來聘於貴國、非止一再、信使至岡崎、貴國輒有勞慰、擧我信使承接儀節、卽伊時之所謹定而行之者、苟以楹外迎送爲未安、則當初貴國亦豈肯聽從、我使臣亦何敢率意行之乎、來書以中道勞問、爲出於新刱、楹外迎送、謂非所當行、遠引俺等所不知之前事、責之於今日、欲以百年來明白可據之例、歸之於弁髦、誠未知其得當也、葢俺等旣受我國王命而來、貴使亦奉貴國王命而至、則彼此均是奉命之人、對坐序次、亦且相當、而楹外迎送、乃所以致祗敬之禮也、口口知貴國使臣之奉命、而不念俺等之亦奉王命、何耶、舊例旣如此、則豈因接遇之厚薄、而禮貌有所加損乎、東武則待之勤縟、俺等亦豈不知而無感賞之心哉、前牘已致其區區鳴謝之意、而來書謂以償書謝言、亦未可曉也、貴國自有已講之儀禮、俺等亦有應行之節目、在此呶呶、亦涉多事、而今玆來書辭意欠溫、殊失相敬之道、顯有脅持之意、辭令之間、不宜如是、並希照諒、

辛卯八月日通信正使趙泰億副使任守幹從事官李邦彥

○這番大坂京城駿府三處宴享、及品川驛有上使慰勞之禮、三使大人下階迎送、尤爲妥當之事、旣受東武分付再四演說、未見聽從之意、對州居於兩邦之間、每欲無事於交聘之際、故此事循前例施行是願之意、非不極力預先禀請、惟朝家參較古典、審量禮法、旣有此等分付、則豈對州之力所能爲哉、頃又接東武分付云、壬戌年以前、使臣坐轎、直到堂階、甚爲不敬、排坐序次、階下迎送、豈非當然、語意嚴緊、難可挽回、在東奉行、不敢公然問其所以、潛地探其緣由、則朝家議論、一如別紙所言云、葢朝家之意、以爲朝鮮素爲尙禮之邦、豈不知坐轎等事、斯爲非禮之大者耶、縱使我人有所不省、固當自改其非、以盡敬隣之禮、而百年之久、因循弊例、未嘗爲之一辭、殊非誠信之道矣、夫東武之命、

既出二於事理之當然一、而徒以二前例一爲レ請、只恐枉費二口肳一、不レ見二成功一、遷延相持之際、非三獨壞二了一團和氣一而已、窃念使道以レ禮自將、斯速處斷、使三兩國之好、歸二於無事之境一、豈不レ美哉、九月日、對馬州太守平義方、

○別紙

公食記云、賓之乘レ車、在二大門外西方一、曲禮云、客車不レ入二大門一、禮之所レ言如レ此、夫以レ君入二其臣之門一、猶未レ聞レ有二乘車之禮一、而朝鮮禮臣偃然坐レ轎、直到二堂階之下一、此何禮耶、

聘禮云、賓到二于近郊一、君使卿勞レ賓、迎二于舍門之外一再拜、勞者不二答拜一、又云、君使卿歸二饔餼一、賓迎二大夫于外門外一再拜、大夫不二答拜一、又云、賓遂行舍二于郊一、公使卿贈、受二于舍門外一、如二受レ勞禮一、

海東諸國記云、宣慰使到二客館一、由二中門一入客使就二大門外一祗迎、禮之所レ言、既如レ彼、其國之俗又如レ此、而朝鮮使臣、不三肯迎二我上使於門外一、此亦何禮耶、且以二聘禮之文一、彼再拜、此不二答拜一者、考レ之則足、爲下以二君命一勞上者、不三敢爲二之相抗之的證一、今傳レ旨之際、坐位之有レ序、何須二多言一、朝鮮有二禮義之名一已久、而此等事既非二先王之典一、又非二其國之禮一、豈不レ幾下於レ斯而可レ忍、孰不レ可レ忍者上耶、

○具官源君美再拜、奉二書對馬州太守宗拾遺執事一、伏聞執事迎二接朝鮮信使一、詣二南府一赴二西京一、王事無レ盬、賢勞何已、想今馬首已東、朝覲在レ近、至祝至祝、窃惟貴州當二兩國之衝一、居二邊要之地一、世襲二其封一、外藩王室、以二協隣結好一、安二社稷一息二民人一、其爲レ所レ係也尤重矣、昔者遭二我喪亂一、九州不逞之民、鋌而走レ險、入犯二朝鮮一、其沿海州縣、爲レ之厭苦、蓋有レ年矣、貴州遠祖、始與二西隣一合約、懲二我姦宄一、鎭二撫其疆場一、而使三其廟堂之上、久無二東顧之憂一、是則貴州所下以有中大造上于西一也、延及二尒曾祖時一、我勝國主怨下西隣無中一介之使、來繼中前好一、賀上其當國一、命二貴州一責以二禮聘一、而彼以二水路迷昧一爲レ辭、大守躬自臨二其國一、陳以二禍福一、縛二送其叛民之在レ我者一、而後與二其使一偕來、貴州爲二朝鮮一謀也、可レ謂レ至矣、然而以三其使爭二我報禮一、激二彼之怒一、奮焉震電、遂致二兩國生靈之禍一、關白嘗患三師出無二名、乃聲下言在昔高麗導二蒙古兵一以來寇上、吾復二我九世之讎一、蓋藉二口於此一耳、其實則怨二彼君臣之鄙レ我也、及二我神祖之興一、誕膺二天命一、遏二其亂略一、降二命貴州一、講二兩國之

和、而彼又脩怨於貴州、至於貴州行人、有死其間者、然貴州不忘舊德、不校其犯、盡心竭力、積以歲月、而後使命始通、於是又修前代之好、息兩國之民、則貴州所以再大造于西也、由是觀之、則西隣通好於我、常以貴州爲東道之主、凡兩國交際、事無大小、貴州自當、不得不盡其心竭其力也已、今我王殿下、以外使辱在我國、欲以禮拜其貺、乃使有司脩明賓禮、曰、謀事補闕、禮以行之、是朝廷志厚之至也、僕聞諸道路之言云、執事體悉朝廷盛意、諭賓以其禮、賓曰、我受命之日、唯聞奉舊從事、不聞其他、至我使臣奉敎、就館設宴、賓不爲之迎、又不爲之送、不知此言信然否、若信然、則僕之所爲貴州憂者在此、禮稱他國之臣曰外臣、彼國之使、卽我主之外臣也、今我使臣、以我王命臨之、彼以我王之外臣、不由出迎、則是與臣之無禮於其君者、何以異哉、我國之爲臣子者、視外臣之無禮於我王如此、其誰能無介然於懷德耶、我朝世世嗣、元元沐化、黎庶生死安樂、目不視兵、於今百年、猛將悍卒、無所施其勇、不得策功於世、徒以快快就死牖下爲恨、自初道路之言、傳於都下、輿論洶洶、衆人巷議、皆搤腕切齒、且怒且喜、相謂曰、何其我王待彼使者又過厚哉、盍使我執彼無禮者、以莅其境、請戮於其社、君子之人則怨之曰、古稱積德百年、禮樂可興、今我王有志於脩禮、卽此時也、且朝鮮古稱詩書禮樂之邦、其當專對之任、亦必說夫禮樂而敦詩書者也、今我以禮待之、而彼傲使于人、則棄其君命也、豈謂詩書禮樂之邦之人而如是乎、其必不然、古之大夫出境、有可以安社稷利國家者、則專之、夫君以禮與信、屬諸使臣、而使臣以無禮行之、則信何以立乎、苟失禮與信、又何受命之有、春秋之義、諸侯用夷禮則夷之、用中國則中國之、安有身出禮義之鄉、而用夷自貶者哉、君子之過也、如日月之食、其必有改之、僕嘗辱知於執事、故不得不爲執事敢私布之、書曰、一人三失、怨豈在明、願執事請賓悛其容、自郊勞始、今僕區區之心、非獨爲貴州之憂、實是爲兩國生靈謀也、想書不盡言、期以朱蟠及于近郊之日、僕將自往而執謁於候館、面承指敎、頓首再拜、

○敎領客使、予纘承前業、繼志述事、亦惟隣國之

好、在レ懷不レ已、以二朝鮮接レ壤密邇一、行理之命、無二世不レ至、方二其大祖大王開レ國、始通二問於前代恭獻王一、蓋修二高麗氏之舊好一也、自爾兩國使命交際、各有二禮制一、相敦睦者、幾二百年、及二勝國壬辰之變一、兵釁一開、兩國失レ驩、積有二歲年一、天厭二喪亂一、眷顧有レ道、我神祖受レ命、奄有二方國一、徼福二其宗社一、廼速出レ令、反二其旄倪一、修二我前好一、休二息厥民一、聘問以レ時、相繼不レ絶、雖レ然當二我草昧一、務在二簡易一、賓主之禮、蓋有レ闕焉爾後所レ因損益、隨レ時取レ旨、未レ有二一定之制一、當今嗣德百年、禮樂可二由起一、凡爲二經國之典一可二以脩明一、爰命二有司一、議二定賓禮一、奉レ之以二舊法一、考レ之以二古禮一、度レ之以三國一、今使者或怪下其有上レ異二乎前儀一、領客使其曉二使者一、謀レ事補レ闕、行レ之以レ禮、記不レ云乎、禮從レ宜、使從レ俗、想宜二知悉一、

正德元年辛卯月日

一唐宋以來、外國朝聘、其儀有レ三、曰入見、曰賜宴、曰朝辭、本朝舊儀、亦有二進見賜饗辭見一焉、蓋所三以勞二其使者一也、我使臣之往二于朝鮮一、其於二我使一、亦猶三我之於二其使者一也、近例、外使進見之日、賜レ饗而已、今使客千里將レ命、一見事訖、則甚非二朝廷禮待之意一矣、奉レ旨詳定二其進見之日一、禮賓如二前儀一、賜レ饗之日、設二樂於内殿一宴二樂之一、辭見之日、附以二國信禮物一、一如二舊儀一、

一古者聘禮、賓襲執レ圭升二西楹一西、東面致レ命、授下玉於中堂與二東楹一之間上、享レ禮賓賜奉二束帛一加レ璧、庭實皮或馬則入設亦、三分庭一在レ南、賓如レ初升致レ命授レ弊而出、按二宋時南北敵國之禮一、禮物入列二於殿下一、使者在二其後一、明時東宮受二蕃使一進見儀、設二箋案于丹墀之北一、設二方物案一位二于箋案之後一、設使者位二于方物位之後一、蕃使參二見省府臺一、官儀亦置二書案于月臺上之北一、方物案分陳二于東西一、使者拜二其南一、本朝舊儀亦復如レ此、近例禮物入二殿前一、列二於南榮之下一、使者拜レ位在二殿內一、大悖二於古禮一、今奉レ旨詳定、設二書案一位二於殿上正中一、禮物可二以爲レ幣者、則設二其位于書案之南一、其可三以爲二庭實一者、陳二于南榮之西及庭上設一、使者位二于幣物之南一、頗與二古禮一合、

一古者聘禮、賓襲執レ圭、享禮賓裼奉二束帛一加レ璧若有レ言則以二束帛一如二享禮一、記曰、若有レ故則卒聘束帛一加レ書將レ命、蓋敬二其君命一也、按二宋時南北敵國之

禮二正使捧レ書、副使正レ笏隨レ之、如二明時一東宮受レ書使進見レ儀、及三蕃使參二見省府臺一、官儀亦蕃使取レ箋取レ書跪進、本朝外使進見舊儀、亦復若レ此、近例客使入見儀、使下其上上官捧二書匣一、正副使等隨レ之、受書官受二書匣於殿外一而入、啓レ封全訖、正副使等入拜、蓋非下賓所三以敬二其君命一也、且不下與二古禮一合上、今奉レ旨詳定、其上上官捧二書匣一、正副使等隨レ之而入、上上官在レ前、正副使等在レ後、當二殿側一立北嚮二西上一、受書官進揖二正使、正使少前東、上上官對跪、正使跪取二書匣一起、入レ自二西楹間一而西、與二受書官一對行、跪進二於殿南北之中一、受書官西面跪受レ之、

一古者聘禮、禮賓位在レ西、賓覿奉二束錦一入レ門、右レ北面二奠幣一、再拜稽首、蓋以二臣禮一見也、擯者辭レ賓出、擯者坐取レ幣出レ門、西面請レ受、賓禮辭聽レ命、奉幣入二門左一、介皆入二門左西上一、蓋以二客禮一入、可レ得レ從レ介也賓揖讓升、振幣進授、當二東楹一北面、按二近例禮賓儀一、賓位二于東西一面、如レ是則待レ賓以二我臣禮一也、不下與二古禮一合上、今奉レ旨詳定、當設使者位二於西一、以二客禮一待レ之、

一古者燕禮、必有二献主一、諸侯燕二其臣子一、使三宰夫（中士太宰之屬）爲二献主一、君於二其臣一、雖レ爲レ賓不二親献一、以二其尊一莫二敢抗一レ禮也、若與二四方之賓一燕、則不下以二其賓一爲上賓、而以二其介一爲レ賓矣、禮家之說、主二國君一饗時親進二醴於賓一、今燕又且献焉、人臣之禮、不三敢褻二煩尊者一、於レ是賓升レ堂而辭讓、欲下以二臣禮一燕上、蓋爲二恭敬一也、雖レ然賓實主國所レ宜レ敬也、故席二之于阼階之西北面一、有二折俎一、不レ嚌レ肺、不レ啐レ酒、君迎二上介一以爲レ賓、使三宰夫爲二主人一、如レ燕二其臣子一、蓋其不レ以下所與燕者爲中賓者上、禮家以謂燕爲レ序二歡心一、賓主敬也、本朝舊制、燕二外國之賓一、則使下共食使掌上献二飲食一、猶二周官宰夫之職一也、我國初之例、未レ有レ燕二賓於殿內一也、殿內燕レ賓、使三三家爲二主人一、自二丙子一始、雖レ然夫三家者、我王室懿親、故其位在レ西、賓就二臣位一、且酌則先酌二主人一、爾後因以爲レ例、蓋非レ所二以敬一レ賓樂一レ賓也、大悖二古禮一、今奉レ旨詳定、使下領客使等、兼二共食使一、以爲上献主、賓正二其位一、主人位二于其東一、尙其序二歡心一、以達二敬レ賓之心一、

一本朝之禮、席レ地而坐、卽是古之遺風、燕禮亦所二以樂一レ賓也、而今外使公服著レ靴、恐不レ便二於坐久一、當二其內殿設レ宴之日一、則使客宜二皆常服而入一、如二我官

司二、亦皆具服如二常儀一、
茶禮日
三使多紅杭羅朝服　金冠　銀粧帶
佩玉　象牙笏　黑靴子
別宴日
三使油葉雲紋大段團領　烏紗帽
銀粧帶　黑靴子
辭宴日
三使多紅杭羅朝服　金冠　銀粧帶
佩玉・象牙笏
右單係下外使呈二領客使一者上

○朝鮮國王李焞奉二書日本國王殿下一、聘問之濶、倏焉一世、竊承二殿下光紹基圖一、誕敷二區域一、其在二隣好一、曷勝二欣聳一、肆馳崇价、庸擧二信儀一、修レ睦致レ慶、式循二故常一、仍將二菲品一、聊寓二遠忱一、惟冀益懋二令猷一、永固二交誼一、不備

辛卯年五月　日朝鮮國王李焞

奉　書

朝鮮國王李　焞　謹封

日本國王殿下

別幅
人參伍拾觔　大繻子拾匹
大段子拾匹　色大紗貳拾匹
白照布貳拾匹　黃照布貳拾匹
黑麻布參拾匹　虎皮拾五張
豹皮貳拾張　貂皮貳拾張
青黍皮參拾張　魚皮壹百張
色帋參拾卷　各色簾伍拾柄
眞墨伍拾笏　黃蜜壹百觔
清蜜拾器　每缸壹斗　鷹子拾連
駿馬貳匹
際

○日本國王源御諱奉二復朝鮮國王殿下一、玉燭時、和應二儀之交泰、寶隣世睦、講二百年之欣懽一、禮幣既豊、書辭且縟、其於二感懌一、罔レ磬二敷陳一、有二少謝儀一、附二諸歸使一、願符二善禱一、永介純釐、不備、

正德元年辛卯十一月　日　日本國王源御諱

奉二　復

朝鮮國王殿下一書

右同書奉

旨取法于宋時南北往來体式

別幅

鎧貳拾副　大刀貳拾把　長刀貳拾條

厨子壹座全副　屛風貳拾對

整

正德元年辛卯十一月　日

日本國王源御諱

○奉呈對馬州太守拾遺平公閣下

伏惟辰下尊候珍嗇、俺等猥膺使命、來修聘儀、歷水陸險阻、殆六千餘里、間關跋涉、自是職分內事、而國王殿下、爰稽古典、特施新恩、脊得隆異、夐出常例、實前後使价之所未能得者、此盖國王殿下、特推善隣之至誼、以及啣命之賤价、私悰感戢、有不可言、使事垂竣、今當復路、而第國書中可改字、及外面封式一事、迄無變通之擧、俺等悶鬱、如何盡言、夫避諱之法、厥亦舊矣、三代以前、雖或疎畧、自漢唐以來、此法截然、史牒所載、斑々可考、而至於弊邦、無論世代久遠、避諱一法、視古尤嚴、則顧此國書、俺等其敢晏然受去、歸達於我國王殿下乎、至拾二名於禮固無偏諱之法、而惟我先王之諱、唯此一字、挨諸禮法、在所當諱、貴國之汎用此字、初雖出於無心、今因俺等之請改、貴國既已知之、則其在隣好相敬之道、宜即刪改、而顧俟累日、迄無處分、豈執事尚未轉聞於國王殿下而然耶、至於外面到式、自前交聘之際、明有定例、既書御諱、又安御寶、累世遵用、未嘗改變、而獨於今日、有違舊式、在兩邦均禮之道、亦豈不有歉乎、玆兩事、於禮俱不容不改、未改之前、俺等斷無賫奉歸國之理、更望執事將此事狀、作速稟改、俾無使事淹滯之弊、千萬幸甚、不備、

辛卯十一月　日通信正使趙泰億副使任守幹從事官李邦彥

○執政府奉旨、下領客使、朝鮮修聘一事、禮有異儀者、特降教諭領客使已悉之矣、如我國書之体式、其禮之所關最大者、今不須再論、第我王復書內犯一字朝鮮國諱、三使者懇欲請改、問其國諱、乃係朝鮮七祖世大王之諱、云禮曰、舍故而諱新、五世而斬、六世而則親盡、是天下之通禮也、而未識朝鮮國、自有所據、夫一國有一國之制、一朝有一朝之度、果曉其據何敢犯之哉、即宜故辨、今爲三使者說

朝鮮一秖解二朝鮮之諱一、不レ論三我日本有二日本之諱一耶、
諱閲二其國書一、內犯二今王殿下王父獻祖大王之御諱一、則
置而不レ顧、是何理耶、若二彼國七代遠祖一、則在二我開國
之前一、我實所レ不二素知一也、而猷廟之朝、以二御名一遞二
於彼國一者凡三、則彼豈有レ不レ知二我之所一レ諱耶、夫已
所レ不レ欲、勿レ施レ於レ人、忠恕之道也、彼儻欲レ使下我諱
其所上レ諱、則必先避二我之所一レ諱、而後可矣、盖惟朝鮮
國王之意、亦以二其臨文不諱之故一、而其書不レ避二我之
國諱一耶、卽我王殿下之受二其書一、亦惟恕之意焉耳、又
爲三三使者一說二朝鮮國王之意一、未三必知二其使者之所一
レ言矣、使者且回奏二我國王之復書一以復命、儻朝鮮國
王果欲レ改二我之復書一、則使者請二其國王一、必先改下其國
書之犯二我所一レ諱者上、然後併二我王之復書一齎二來之一則
可也、詎容改辨以復レ之、何難之有、乃以二其所一レ有、易二
其所一レ有爾不レ然已領之復書、還二我王殿下一、已奉之國
書、領二回之朝鮮一、另修二其國書一以齎來、如二聘事一則禮
已畢、何必遠歷二東都一、便到二對馬州一、交二與領客使一、取二
其移奏之可一也、待三其有二國書之到一、王書亦當レ復レ之
矣、領客使其明曉二之三使者一、自當二裁度一、故下、
正德元年辛卯十一月　日侍從兼相模守源朝臣

講定節目

一依二執政府奉旨文書一、所レ受貴國復書、還爲二奉呈一、
弊國國書、仍爲二賫去一、一邊馳啓二弊邦一稟請改送所
處、交二付于馬州大守一、貴國所レ改復書、卽爲二交付
事一、
一彼此國書中犯二諱一字一改下外、其餘勿レ爲二變改事一、
一外面封式、貴國既不二變改一、弊邦外面封式、亦當レ不
レ書二御諱一、不レ著二御寶一、不レ書二諱封事一、
一依二此施行一、則今十九日發程事、
復書中、感字下、戢悅書三字、並無レ得、其中擇二善
者一書塡、幸甚、
一國書紹字上可レ改處、則貴國慶長以後御諱中、併除二
从レ于从レ里字一外、不レ論二某字一、從レ便書塡事、
辛卯至月十八日

○朝鮮國王李焞奉二書日本國王殿下一、聘問之闊、倏焉
一世、窃承二殿下克紹基圖一、誕敷二區域一、其在二隣好一、曷
勝二欣聳一、肆馳二耑价一、庸擧二信儀一修レ睦致レ慶、式循二故
常一、仍將二菲品一、聊寓二遠忱一、惟冀益懋二令猷一、永固二交
誼一、不備、
辛卯年五月　日朝鮮國王李焞

奉ニ　呈

日本國王殿下一

〇日本國王源御諱　奉ニ復朝鮮國王殿下一、玉燭時和、應ニ
二儀之交泰一、寶隣世睦、講ニ百年之欣懽一、禮幣既豊、書
辭且縟、其於ニ感戢一、罔レ罄ニ敷陳一、有ニ少謝儀一、附ニ諸歸
使一、願符ニ善禱一、永介ニ純釐一、不備、

正德元年辛卯十一月　日　日本國王源御諱

右二十九篇、係ニ辛卯聘事文字一、事皆見ニ其文一、故不三
別爲ニ之說一云、

正德壬辰春三月筑後守從五位下源君美書

以酊菴事議草

對馬の國以酊庵へ五山の長老を差つかはされ幷客使の館伴たる事

むかし大元の世祖我國に使をつかはし朝貢をめさるる事度々に及べり鎌倉の執權等相議して返牒に及ばず其使どもみな／＼きつてすつ臣ひそかに此事を按ずるに外國の使をきつてすてし事以の外の事と聞ゆる事は勿論なり但し鎌倉の代には代々の執權文學をふかくこのみて皆々和漢の才ゆたかなりしかば陪臣の身として九代に及びて天下の政を心に任せたりきされば異國の形勢をしろ事たとへば掌のうちを見る如くなれば大元の猛威をもの丶かずともせずつゐに軍起るにおよびて二度までうちやぶりてすてぬれば今に及びて彼國より我國を來り侵すべき事をば代々に其望をたちぬ誠に我國萬代の功ありと申すべしまことにゆゝしき事ども歟世祖我國にして禪法を尊信すときこしめしてやがて禪僧を以て我國に渡さる當時僧日蓮のみ禪宗は我國をみだるべきよし時の執權に申せしといふ誠に此僧の人にこえすぐれし眼ありしものとみへたりこれ我國よりも又禪僧だ以て外國の使とする事の由とも申すべしその丶ち元弘建武のみだれの丶ち大明の太祖即位の初我國に使せられしにも二人の僧に勅せらるこれ大元の例によられし故にや臣又按ずるに隋唐宋の代々本朝異朝の通好絶ゆる事なし元明の代その事なかりしかば此兩代のはじめみな／＼使ありて我國の使をめされきしかるに今大清の代となりてすでに七八十年一度もその事なししかるに又今の天子その國の傳ふる所は殊に英雄の主なりいかさまにもおもひはかり給ふ所あるべき事なりこれらの事能々深く遠く我國のためにおもひはからるべき御事共歟此時南朝征西將軍の宮懷良親王筑紫にて其使に應接ありてやがて禪僧を御使となされて其禮に答らるこれ我國の禪僧外國に使する事の始なり其後鹿苑院殿よりこのかた大明朝鮮に聘せられし代々皆々禪僧を以て其使となされきさすれば當時の管領をはじめて諸國の守護幷に對馬の私聘等皆々禪僧を以て其使とせずといふものなし文祿の初豐臣太閤大明を攻られんとてまづ朝鮮を犯されし時或人禪僧を撰びて書記の事しらしめらるべしと申せしにわれ我國のいろはを以て萬國布行ふべし異國の文字なにの益かあるべきとて用ひられずされど文字の往來事ゆかずなりたればやがて五山の禪僧をえらびて名古耶の陣にめしぐせらる此事世には秀吉不學の御あやまちと申す也臣按ずるにそのあやまちたる事は勿論なり但し秀吉の雄才はおよぶべからず只今大清の世となりてその本國の文字世に滿字といふものを以て漢字と共に一天下にならび行はるゆゝしき事なり此事秀吉ののたまひしいろはを以て外國に行はんとありしになにのかはりめかあるべきもし秀吉の志を得たまはゞかならず我國のいろはは漢字とともに萬國に行はるべき事なりその丶ち我神祖の天下をしろしめすに及びてつねに五岳すなはち五山の事の僧をめしあつめられて文字の事をつかさどらしめらるこの頃林道春は文才ありとてめし出されしかどいまだ年わかければだゞ經書など講ぜしめられしのみにてありしよしなり駿

府に御座を移されしのち南禪の傳長老に仰下されて五岳の長老ことごとくにめされて北辰居ニ其所ニ而衆星共之論を試らる（此事駿府政事錄にも見へたり又五山碩學の始なれば五山にてつれに申す事也）しかるに當時名寺の僧一人も試に中らずたゞ小院の僧のみ皆々試に中れり神祖御氣色殊によろしからず傳長老をめして其旨を尋ね仰下さる長老答申けるは此事あやしむにたり候はず近代亂世以來五岳の僧も學の淺深によらずたゞ財寶の多少によりて出世も仕り候へば當時よき寺院に住持し候ものは皆々學をつとめしものどもには候はずたゞ其財寶のゆたかなるもの共なりされば此度かたのごとくにも文字をつらね候ひしものどもは皆々かちはだしにて柿がみつゝみ肩にしてめしにしたがひ參りしものどもにて候これらはたゞ學業をのみ精しく勤めてその名をも世にのこさばやと存ずる輩也と申す

神祖不學の僧の寺領多くして碩學の僧の貧窮ならむ事しかるべからずさらば其不學の僧の寺領をけづりて其領を以て碩學の僧にあたふべしと仰ありしよりはじめて五岳の碩學領といふ事は出來て今も學才の聞へあるものども撰びてかの碩學領を賜ふ事にはなりたり此時南禪の一寺のみ不學の僧一人もなかりしかば此寺の僧のみ寺領をけづらるゝに及ばず永く此寺の規摸とは申す也（神祖南禪寺を以て僧錄司となされしもかゝる故と承はる）そのゝち寛永の頃對馬守の家人柳川と獄の事決して後義成望みて兩國往來の書私にしるさむ事しかるべからず公より此事つかさどるべき人を差下さるべしと申しければ申す所其理ありとてかの五岳碩學の僧を撰ばれて始て東福寺の郡長老を差下され（これ今度の棟長老の祖なり）其國以酊庵に寄住して兩國往來の事をしらしめらるこれ五岳碩學の僧對州に輪番する事の始也これよりしてのちおよそ朝鮮聘使の度ごとに館伴の事もつかさどれり（但し當番の外に別に一人を撰びつかはされて二人對馬守とともに館伴たりこれを兩長老など申すなり）これ古來我國の使として外國の事聘に從ひしが故なり

謹按ずるに本朝のむかし隋唐幷に三韓渤海等に聘を相通ぜられし代々には必當時學術文才ゆたかなる人を撰びて正副等の使となされ一行の使人皆々其撰を極められき（その使となされしうち大臣に迄至りしは吉備菅家其人なり其餘公卿に至らざるはすくなし）唐滅びて遣唐船の事やみ渤海滅びて蕃客の事やみしにより我國の文學も日々に衰へてつひには武家の代となりたり其後南北戰亂の間武人の中文事にそのいとま

あらざれば鎌倉の代の如く文字をしれるものなきに至て太平記のうち義貞朝臣の確執奏狀は一夜にみづから作られし所なりと世にあまねく申傳へたり鎌倉の代文學の士ありし事思ひはかるべき事歟つゐに禪僧をして外國の事をしらしむるに及べりされば三才圖彙等の書を見るに一人の禪僧を寫して日本國の人と注したりこれ當時見る所にしたがひて圖せし所と見へたりあさましき事共にて我國の耻辱にあらずとは申すべからずいかで我國の武人にのみ限りて外國の事におゐては目しひ耳しひのごとくに目見る事なく耳きく事なくしてわづかに五岳の僧をたのみて其事をきゝわきまへその事を見わきまふべきやもし今よりのち萬代の間我國外國はからざる外の事も起らん時に其國に使して君命をも辱しめざらむものそも／＼又誰人かあるべき猶又亂世の舊俗によりて世にいはゆる長袖の出家沙門にのみ命せられむにいかでか國威を万里の外にものぶるには及ぶべき凡國には其器あり武人にして文事をかぬるものこれすなはち其具なり孔子家語の書を見るに齋魯の會に孔子文事には武事を備へ武事には文事を備ふべしとのたまひしはこれらの事と見へたりさらば亂世といふとも文事の備闕べからずまして太平の今日におひてをやしかれども我國古より文學の種なからむにはいかにせむ朝家のむかし武家のいにしへ文章を以て異朝に稱せられしその人またとぼしからず凡そ物として古にありし事今にあらずといふものなしさらば今日に及びて我國の文學を起れん事はたゞ人主の唱はせ給ふとしからざるとにかゝれり某が申す所たゞに太平の代の飾とのみ存ずるにあらず必其備あるべき御事なるを以て也

豐臣太閤大明を攻られんとてとある所の貼黄
此時我國大明和議の事起りしに秀吉其使を撰ばれて内藤飛彈守如安を大明につかはさる如安北京に至りて大明のものどもと問答しき如安が問答せし事ども異朝の書にしるしとゞめて我國にも傳はれり此ものは古より丹波の國の荻野内藤といひつたへしものゝ後にて武略の事はもとより其家なればいふに及ばず文學の名だに世にしられしものなりしによりてかゝる大事の使に徴されて異朝に名譽をとゞめたりゆゝしかりしつはものなりさらば其頃にも文武の才ありしもの世にとぼしきにはあらざりけり此もの天主の敎を奉ぜしものにて當家の初其國にゆかむ事を望申せしかば御ゆるしありとも申すなり其子孫いづれの國にやあらん其後の事は詳ならず

我國の武人にのみかぎりてとある所の貼黄
某此度もし／＼朝鮮の人に見へんに自ら稱して武人なりと申さんと存ずる事これらの心得あるによれりもししからずば外國にての習ひ文人をばたつとび武人をばいやしむ事也そのいやしむ武人と申さむと存ずる事は身のためを存ずるにあらずいかにもして我國の中武人にも文事あるものもありけりとおもはしむべしこれ國體におひてしかるべき御事かと存ずる微忠のみ也さらに身のために候はず

坐間筆語

余頃讀二坐間筆語一深美二白石源大夫之答一矣近世俗儒不レ解二大經一偶接二異邦人一筆舌之間詖辭妄答不レ知下失二國體一自辱者間或有上諸於レ是俗人犬吠有下話說及中明清之事上如下謂二其人一曰二華人一謂二其產物一曰二華物一之類上實關二乎人倫名敎一也不レ細矣冀世之舌以代レ筆者於二此答一致レ思則言可レ寡レ尤耳蓋朝鮮原吾屬國而彼以二禮義衣冠之邦一自居矣建二淸道巡視之旗一以行矣加之我州郡勞來之費不レ可レ訾也然有二言責一人所下以不中爲議上者豈以二柔遠之故一厚レ往薄レ來耶將爲二宗膾胥敎一而存二乎蓬艾之間一耶

天明己酉正月甲子

平安鈴木兵溫識

題坐間筆語

皇朝樂部有下得二於本邦一者上有下得二於外國一者上京師伶官之家世掌レ之自下近燕饗以二散樂一爲上レ禮古禮遂廢不レ行可レ嘆也已辛卯冬朝鮮使臣來聘惟十一月三日賜二宴於內殿一依二前代例一當レ用二散樂一朝散大夫源君美建議更以二古樂一代レ之徧二用本邦外國之樂一及二燕饗之日一堂上樂作使臣皆竦然改レ容每二樂更奏一君美與レ之筆語應對如レ流宴罷乃第二錄樂名一各附二問答之語于其下一以進今之所レ錄卽其稿也昔延陵季聘レ魯觀二三代之樂一左氏傳レ之古今以爲二美談一自二漢季三國之後一歷二南北十六朝一以逮二南宋遼金之時一敵國交聘前後相踵未レ聞レ有下使臣觀二樂於燕會之間一者上千有餘年間絕矣不レ可レ見者今乃見レ之吾知後之作レ史者亦將下繼二左氏一而傳レ之使丙其事赫乙々於百世之下甲豈特使臣榮抑亦邦家之光也

鳩巢主人室直淸題

坐間筆語

正德元年、朝鮮來聘、使者至二于江戸一、本年十一月、
賜二燕樂一、白石源君美在レ坐、與二使人一筆語、

燕樂目錄

振鉾　三臺鹽　長保樂
央宮樂　仁和樂　大平樂
古烏蘇　甘州　林歌
陵王　納曾利　長慶子

振鉾

東方開國之日、天祖象レ功樂舞、凡陳樂必先奏二此曲一
振鉾讀如二復武一、或曰周大武舞、源君美
渢々乎其治世之音也、正使趙泰億
又有二祀享之樂一耶、同
祀享則有二神樂一、國風則有二催馬樂一、美
振鉾似二是復武一音節雍容可レ觀、想必用二於祀享一、從事李邦彦

三臺鹽

疏勒鹽曲之一也、隋唐以備二燕樂一者、美
何其不レ取二韶頀一而雜二用外國之音一耶、億
故曰二燕樂一、美
何不レ用二古樂懸一耶、億
唐宋樂懸可レ考而已、所レ謂龍鳳鼓等制卽此也、其制詳
見二于文獻通考等一、美
通考雖二古書一何如二六經一、億
此又所三以備二燕樂一也、美
舞人傅レ粉耶、同知崔尙嶫
男子何用レ施レ粉爲、美
美哉其面絕白、大抵是邦人物淸而麗、嶫

長保樂

卽チ是高麗部樂、美
貴邦猶有二此舞一耶、同
勝國之音今則亡矣、億
我朝有二我朝幷他邦之樂一、逢二貴國之人一則奏二貴國之
樂一以犒レ之、逢二唐山之人一則奏二唐朝之樂一以慰之、副使任守幹
（是相國寺緣長老、告二韓人一之語、君美誤爲二任守幹言一）イ

央宮樂

本朝樂舞、美
大抵頗有二古雅之調一、可レ貴可レ貴、億
諸賢不レ喫二相思烟一耶、美
恩賜自是、錦綉恐烟氣點汚、億
錦綉不レ染二烟氣一文彩自鮮明也、古色則無レ如レ之何、美

戯而已、不佞性不レ吸ニ烟茶一、兩僚則能嗜レ之、億
墨出ニ靑松烟一、墨客嗜レ烟豈得レ無レ非ニ其氣類一耶、美

仁和樂

亦是高麗樂舞、美
揷レ冠者何、億
貂、美
伶官何亦揷ニ侍中之貂一、億
是樂出レ者自ニ貴邦一、諸賢應レ知ニ其說一而已、美

太平樂

一名小破陣樂、卽是唐明皇所レ作、美
甞聞貴邦之人士、善ニ擊刀術一、幸爲ニ俺等一啓請、以得ニ一覩一如何、幹
本邦之俗、卒伍以上皆腰ニ雙刀一、戎事則又佩ニ一刀一、長短大小各適ニ其用一、若ニ農商一亦無下不レ佩ニ一刀一者上、身已佩レ之、而不レ堪ニ運用一亦何爲、又有ニ拔刀之術一、其法神機出入變動不レ測、隻手纔及ニ刀頭一電掣風驚、灑レ血吐レ霧、鋒及如下未レ出ニ乎室一者上、而跬步間、有下人既喪ニ其元一騈レ肩而坐上焉、是等小技人人能レ之、諸賢欲ニ試觀上之則請ニ宗馬州一可也、何必啓請、美
貴國黃倡劍戯亦如何、同

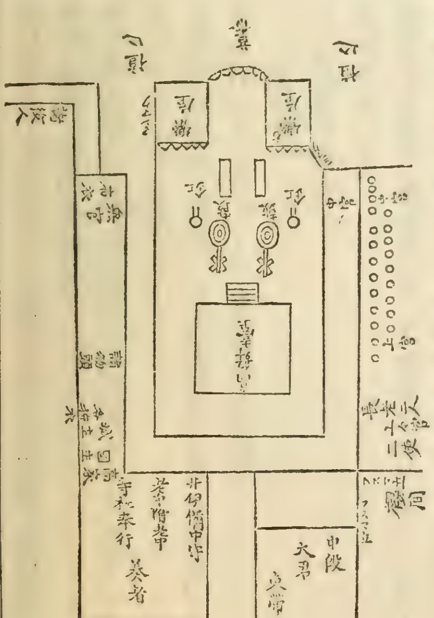
鷄林兒黃倡年十四、學レ劍報ニ父讐一、至レ今有ニ樂府一、鷄林人最善ニ是舞一、可レ觀、億
妓女輩亦能レ之、擲ニ雙劍於空中一、能以ニ一手一接レ之、同億
皇京大坂亦有ニ此樂一耶、幹
天朝樂官、世守ニ其職一、大坂及南都亦是舊京之地、各、有ニ樂戶一、皆是歷世千有餘年而不レ墜ニ厥業一者、美

古鳥蘇

是亦高麗部舞、美
所レ採者何、億
盖是古之拂子、吾甞得レ見ニ天朝禮器圖一、其中有ニ拂子圖一、卽如ニ舞人所レ採者一、南京又有ニ三秘庫一、庫中所レ藏皆是聖武天皇內府之物、有ニ一麈尾一、其制與ニ舞人所一レ採亦異、世傳ニ庫中一、又有ニ晁卿遺書一云、當時實是唐開元全盛之日、則知庫中諸寶器、多是唐代之物也、美
王維李白之詩皆存耶、幹
僕去歲一ニ過南京一及レ見ニ三大舊庫巍然猶存一、但恨未レ得レ見ニ其所レ藏者一、不レ知王李之詩亦如何、美
金生眞蹟猶存否、從事李邦彦
多ク有ニ印蹟一、親筆亦或有レ之、美

甘州

卽是天寶樂曲、美
詞章可レ得レ見歟、億
唐詩中有二甘州詞一卽是、美
林歌
又是高麗樂、或作二臨河一、舞人所レ戴李白詩所レ謂金華折風帽之類乎、美
金華折風帽卽我國新冠者所レ著金色草笠也、此則工人所レ著花冠之類、士大夫不レ著レ之、億
陵王
齊人象下蘭陵王長恭破二周師於金墉城下一者上、卽蘭陵王入陣曲、美
所レ採何物、億
簫、美
高齊之樂、何以傳二播於貴邦一耶、幹
天朝通二聞於隋唐一之日、所二傳來一也、美
此等樂譜、雖レ非二三代之音一隋唐以後音樂、獨傳二天下不傳之曲一誠可レ貴也、億
天朝與レ天爲レ始、天宗與レ天不レ墜、天皇卽是眞天子、非レ若二西土歷朝之君、以レ人繼レ天易レ姓代立者一、是故禮樂典章、萬世一制、若二彼三代禮樂一、亦有二其足レ徵者一、何其隋唐以後之謂哉、美
有レ禮如レ此、有レ樂如レ此、乃不二一變至レ華耶、億
手之舞之、足之蹈之、無下不レ中二於其節一者上最妙、嶬
奏二此曲一者其先高麗人、因以レ狛爲レ姓、於二其聲樂一當代第一、其假面亦數百年前之物也、美
納曾利
高麗部樂、美
不佞輩叨二此盛事一已極二感荷一、況與二白石君一周旋、此豈小奇緣耶、尤幸、吾輩別後幸勿レ忘レ之、億
衞詩有レ之云、終不レ可レ諠兮、何敢不二拜嘉一、美



江關筆談

通政大夫吏曹參議知製敎趙泰億輯

辛卯十一月五日。在江戸時。白石源璵君美來訪館所。叙寒暄訖。

平泉取紙筆書示曰。筆端自有舌。可以通辭。何必倩譯。

白石曰敬諾。

南岡曰。貴邦先秦書籍獨全之説。曾於六一鏞刀之歌見之矣。至今猶或有一二流傳者耶。南岡從事號

白石答。本邦出雲州有大神廟。俗謂之大社。嘗聞神庫所藏竹簡漆書。蓋古文尙書云。

青坪曰。其書想必以科斗書之。能有解之者。亦有謄傳之本耶。青坪副使號

白石曰。本邦之俗。深秘典籍。蓋尊尙之也。况似有神物呵護之者。亦可以恨耳。

平泉曰。或傳熊野山徐福廟。有科斗之書。古文厄于火。而不傳云。此言信否。

白石曰。此俗人誣説。

青坪曰。有書不傳。與無同。果有此書。則當與天下共之。深藏神廟。意甚無謂。何不建白謄傳一本耶。

白石又曰。尾張州熱田宮。諸君所經歷也。此宮中亦有竹簡漆書二三策云。蓋科斗文字。

南岡曰。歸時可能得見否。

白石曰神府之秘。不可護觀矣。

平泉曰。蔡中郎之秘論衡。本不是美事。崇信鬼神。又近於楚越之俗。有書不見。與無何異。

白石曰。周外史所掌三皇五帝之書。孔子乃斷自唐虞以下。訖于周。凡百篇。秦火之後。漢人始傳今文於伏生之書。嗣後亦得古文於孔子壁中。其篇數增多於所聞伏生之書。於是今古文併得五十九篇。而先儒以謂古文至東晋間方出。其書皆文從字順。非若伏生之書。有不可讀者。其亦難言矣。且若始得壁中書云。科斗書廢。時人無能知者。况今去漢已遠。世果有能知其書者哉。後之要見二帝三王之道者。何必求於先秦科斗之書。善讀今文。亦既足矣。且夫二帝三王之道。與民同其好惡而已。我先神

藏之。後民奉之而至于今。今且褻神明。怫民情。或索而得之。乃謂我能得二帝三王之書。無乃非二帝三王之心乎。愚所以不敢也。

白石曰。公等奉使萬里。合二國之驩。雖則賢勞。豈不壯哉。若僕生懸弧以來。嘗如坐井。未嘗始望洋。初冠在壬戌之聘。造諸貴邦二三君子。嗣後唐山琉球及大西洋歐羅巴地方。和蘭蘇亦齊意多禮亞人等至於斯。僕皆得見之。且今與諸公周旋有日。于此。少償四方之志耳。

青坪曰。大西洋是西域國名。歐羅巴意多禮亞等國在於何方耶

白石曰。貴邦無萬國全圖耶。

南岡曰。有古本。而此等國多不載。

白石曰。西洋者去天竺國。猶且萬里。有所謂大小西洋。僕家藏有圖一本。可以備觀覽焉。

南岡曰。果有所儲。毋慳一示。

白石曰。第恨其地名誌以本邦俗字。諸君難解。其圖義。在月令廣義。圖書編等書者即是。

南岡曰。吾邦無此書矣。

明日白石送一小圖來曰。萬國全圖。原本二式。有地毬。有橫幅。皆係番字。其字如絲髮。地名人物風俗土產。盡備焉。利山人所刻六幅圖及月令廣義。天經或問。圖書編等所載。譯以漢字。略記其梗槩而已。此小圖吾長崎港人所作。其縮地之法尤妙。只惜圖小所載地名存十一於千百。且譯以諺文。恐諸君子不可解。試使對馬州譯人讀之可也。若其地毬橫幅等原圖。則歐羅巴諸國所貢數本藏在秘府。今僕之力不能使諸公一視之。亦可以恨也。

青坪曰。琉球去此當幾千里。福建距長崎亦幾何。

白石曰。本邦里法五百里。在南海之中。其地當于赤道之下。故氣候熱云。福州距長崎亦略同。

青坪曰。福建往來之路。曾聞有海賊之出沒者。商舶亦無被劫之事耶。

白石曰。閩海寇賊。所未嘗聞。

南岡曰。每年往來商舶。有定額云。然耶。

白石曰。唐山及西南海舶。歲額有百六七十艘。常年來聚于長崎港。

平泉曰。聞近年海路多枳。唐船不來云。未知何故。

白石答曰。去歲南京商舶。愆其來期。後聞浙江等處。

賊船出沒。今年春。官兵勦捕賊首。海路已開。其來如舊。

南岡曰。賊是何等賊。何以勦滅耶。

白石出懷中小冊視之。乃曰。賊魁鄭盡心。陳明隆。李老柳。爲南京總兵所護云。老柳眞是賊名。其以盡心爲名。可發一笑也。

南岡曰。鄭盡心是鄭錦餘孽否。

白石曰。誠然。

青坪曰。曾聞西洋古里國。利瑪竇者到此。有文字留傳者。信然。

白石曰。只有交友論一篇。我國嚴禁天主法。盡火其書。交友論者。百川學海說郛等書收錄焉。

南岡曰。琉球使來聘貴國云。其冠服儀度何。文字何如。

白石曰。中山使副冠服。卽是明代遺制。自餘以色絹纏其首。至于常服。則王子以下。亦如之。但以錦紫黃紅青綠爲差等。童子簪金花。衣則大袖寬博。腰束大帶。官制正從各九品。國中文書與本邦之俗同。或有善和歌者。明代以來。比歲朝聘。故習讀文字。以任長吏通事之用者。永樂年間所賜閩人三十六世之後也。今中山二十八世祖舜天王者本邦源將軍爲朝之子。故其王源姓。以尙爲氏者。以王父字爲氏也。

白石曰。當今西方諸國。皆用大淸章服之制。貴邦猶有大明之舊儀者何也。

平泉曰。天下皆左衽。而獨我國不改華制。淸國以我爲禮義之邦。亦不加之以非禮。普天之下。我獨爲東周。貴邦亦有用華之意否。今看文教方興。深有望於一變之義也。

白石曰。僕嘗學詩。至於雅頌。則知殷人在周。服其故服而來也。始聘使之來。竊喜以謂朝鮮殷大師之國。況其禮義之俗出於天性者。殷禮可以徵之。蓋在是行也。既而諸君子辱在于斯。僕望其儀容冠帽袍笏。僅是明世章服之制。未嘗及見彼章甫與黼冔也。當今大淸易代改物。因其國俗。創制天下。如貴邦及琉球。亦既北面稱藩。而二國所以得免辮髮左衽者。大淸果若周之以德而不以疆然否。抑二國有假靈我東方。亦未可知也

青坪曰。貴邦劍銃爲長技云。故欲見劍術。曾已仰請高明如或欲見我弓馬之才亦當仰副耳。

白石曰。刀劍之術。前日聞レ命。且今及レ此。蓋似下公以レ我爲レ有二尙武之俗一者上。本邦素尙レ武也。雖レ然如今所レ聞。乃是古之技擊非二我所レ尙也。虞書贊レ堯曰。乃聖。乃神。乃武。乃文。文武不レ可二專尙一也久矣。我開闢以來神聖相繼。德被二四表一。遠邇率服。帝室中衰。戎車屢駕。當二是時一。源大將軍賴朝。天縱勇智。討二其亂畧一。奢二定武功一夾二輔帝室一。實有レ如二桓文之事一焉。於レ是乎一二變我仁厚之風一。遂成二勇銳剛毅之俗一。愚嘗論レ之曰。本邦譬二諸岐周之地一。文王用レ之。以興二二南之化一。秦皇用レ之有下朝二八州一之氣上。風俗與レ化移易。顧二導レ之之術何如一耳。孔子曰。仁者必有レ勇。蓋東方之風氣亦使レ然也。及二吾神祖受レ命。武以遏レ乱。文以興レ治。列聖纘業。百二年于今一。文武忠孝。不二啻勝レ殘去レ殺之日一。嘗聞昔者貴邦申文忠公叔舟臨レ卒。成宗康靖王問二其所一レ欲レ言對曰。請勿下與二日本一失上和。申公於二我前代干戈之際一。其言若レ此。況今諸公憂レ國如二文忠用レ心。則實是兩國蒼生之福也。

平泉曰。申文忠公卽僕外先也。臨レ終一言。誠出下於睦二鄰好一戒二邊釁一之意上。而明公亦聞二此言一。勉戒至レ此。兩邦千萬世之幸歟。可レ賀。

白石曰。前言以論二善鄰之誼一耳。不レ圖申公之外孫。實來講二兩國之和一。公世二其德一。則豈唯僕所レ謂蒼生之福。公門亦有二餘慶一焉。謹賀。

青坪曰。不佞常以爲貴邦一尙レ武之國。今來見レ之。則文敎甚盛。誠可二奉賀一。申文忠之言。千古格言。而卽今兩國主聖時平。鄰好自然敦睦。何可三一分二相阻之念一乎。客中悰。欲三一見二絕藝一有レ所二仰請一。盛敎如レ此。慚悚慚悚。

白石曰。兩國和好。禮信而已。諸君於二對州一。亦是東道之主。唯其以レ密二邇貴邦一。未界微事。相二失其驩心一是懼。

平泉曰。誠然誠然。但恐貴邦不レ如三吾邦之盡二誠信一耳。」

白石曰。自レ古敵國生レ隙。輕銳好レ事之人。爭レ長不二相下一。而開二邊釁一者多矣。老拙竊恐後生少年。必因二交接節目一。相二失兩國之驩心一。諸公歸レ國之後。能爲二朝廷一議焉。諸公國之重臣。敢布二腹心一。

青坪曰。細小節目。本來不レ爲二計較一。何可レ有二此過慮一乎。然各〻盡二在レ我之道一。則鄰好可二以萬世永固一矣。

白石曰。過憂過慮。老生常態而已。詩不レ云乎。采レ葑采レ非。無二以下一レ禮。我言雖レ耄。請亦擇レ焉。

平泉曰。宗對州。與ニ俺等ー萬里同行。辛勤護持。其誠勤。國王殿下果已下燭否。

白石曰。伏惟明睿有レ臨。靡レ所レ不レ照。

平泉曰。貴國諱ニ國諱ー法如何。二名固不ニ偏諱ー。而貴邦國諱有ニ偏諱之規ー耶。貴邦人士所レ作詩文。或有レ犯ニ用所諱之字ー。未レ知何故。

白石曰。本邦古字。猶ニ貴邦諺文ー。中世以來方俗假ニ借隷楷等字ー。以通レ義而已。是故凡用レ字法。要在ニ訓詁ー。而不レ在ニ聲音ー。如下諱ニ國諱ー法上。亦必不レ在ニ文字ー。雖レ然及ニ于近世ー。大抵有ニ偏諱之法ー焉。

平泉曰。國書回答文字。曾前使臣或於下未レ及ニ正書ー之前上得レ見矣。明間可ニ以得レ見耶。

白石曰。辭命之事。僕不レ與焉。無ニ能爲ー已。

平泉曰。俺所レ着。公知レ之ヲ乎。

白石曰。不知。

平泉曰。此是幅巾。

白石曰。本邦近製ニ幅巾ー。僕未レ見ニ古制ー也。若其有レ副幸得レ借レ一。以倣レ製焉。

平泉遂脫贈。

白石起再揖謝曰。可ミ以比ニ縞紵之贈ー。

平泉曰。欲レ著ニ幅巾ー。先著ニ緇冠ー。制在ニ家禮圖式ー。可レ考

白石曰。副使從事所レ戴。似ニ本邦所レ謂錦繡冠ー。

又曰。下官前歲觀ニ光於上國ー。幸及レ見ニ天朝冕弁之制ー。蓋是上世之物。且本邦文物。出ニ於三代之制ー者不レ少。如ニ僕所レ戴者ー。卽是周弁之制。亦如ニ深衣之制ー。校ニ之禮經ー。則知漢唐諸儒漫費ニ其說ー也。

南岡曰。深衣之制。司馬公以後。自有ニ定論ー。貴邦豈有ニ他本ー耶。

白石曰。考ニ之禮經ー而可也。漢唐以來諸儒紛々之說。何足ニ以徵レ之也。本邦之俗。所レ稱吳服者。蓋與ニ深衣之制ー。大同小異耳。

南岡曰。貴邦冠婚喪祭。用ニ文公家禮ー否。

白石曰。本邦五禮。多與ニ三代之制ー相同。如ニ其凶禮ー則大連氏小連氏。世掌ニ相喪事ー焉。孔子稱ニ善居レ喪者ー。卽是且如ニ唐陸德明周禮音義之書ー。引ニ鄭大夫之說ー。以爲本邦蓋有ニ古之遺法ー。可ミ以見ニ其梗槩ー耳。近世喪祭。儒家頗依ニ朱子家禮ー而行レ之。

陸德明經典釋文周禮音義。春官宗伯簑氏職曰。九攑稽首振動。音義曰。如レ字。李依ニ大夫ー。童音。杜徒弄

反。今倭人拜以兩手相擊。如鄭大夫之說。蓋古之遺法。

席上製述官及三書記入來

白石曰。製述官。令胤幾位在。

東郭曰。僕之螟子名胤祚。年二十一歲矣。（東郭卽製述官號）

白石曰。鄭宣傳於其祖文忠公。世次多小。（宣傳卽鄭纘述）

東郭曰。圃隱先生十一代孫。登武科。以裨將方在行中。大明太祖建國之初。圃隱先生以進賀使入中州。得見文物之盛。豈不壯哉。奇哉奇哉。圃隱集中有紀實之誌焉。

白石曰。鄭先生之後。何爲登武科。

東郭曰。其人自是能文奇士。而朝廷勸令就武矣。以其才略出衆。可作大將軍耳。

白石曰。壬戌之聘。僕與滄浪子有一揖之舊。洪書記莫爲其族人耶。（洪世泰號滄浪）

洪書記答曰。有知舊之誼。而非親戚也。

白石曰。敢問君家門閥。及令子弟幾在。嚴南二君亦如何。

洪書記曰。僕姓洪。名舜衍。字命九。號鏡湖。系出南陽。見爲太常待判官。而科第則丁巳進士。乙酉文科耳。年今五十九。而命途奇薄。一子纔歿於數年前。膝下更無一塊肉。承此盛問。不覺悲咽。

嚴書記曰。僕姓嚴。名漢重。字子鼎。我國江原道寧越郡人。號龍湖。年四十八。庚午參進士試。而戊辰及第。歷職秘書省博士。承文院校檢。高敞州大守。今以副使記室來。鴈行則只有一弟。名漢年。有兩子。長名徹次名徹。

南書記曰。聖重姓本宜寧居京。乙未從事官壺谷先生第三子也。年四十七。伯兄正重。官至慶尙道觀察使。已於甲申卒逝。一兄一弟。無官職耳。

白石曰。壬戌製述官成君琬。健在否。

洪書記曰。今夏已作千古人矣。

白石曰。昔得海外之交。今作地下之人哀哉。

東郭曰。此人官不高。壽不長。可哀可哀。

白石曰。翠虛有嗣子否。（翠虛卽成琬號）

東郭曰。有二子矣。

白石曰。幸歸國之日。以僕言。達其二子。

東郭曰。當如敎耳。

白石曰。今日僕因製述官。見圃隱鄭公之遠孫。在昔本朝永和二年實是大明洪武十年。鄭公以高麗氏之

使一來見二我九州節度使源貞世一以講二二國之和一。貴邦開國之日。朴公敦之來。乃是修二高麗氏之舊好一也。公等進見之日。受書官源少將者。貞世九代之族孫。

青坪曰。鄭宣傳纘述。郎圃隱先生十一代孫也。厥後奕世簪纓。爲レ人亦奇士。故僕以二軍官一帶來。若二源公之裔一。誠是奇事。未レ知源少將名字云何。而將有下入二來館一之事上耶。

白石曰。故九州節度使。源公族孫。名伊氏。見任二近衞少將。兼豐前守一。家世稱二品川一。信使始到二都下一之日。斯人亦嘗得レ奉レ使而來二于館中一。公等辭見之日。或有レ見二斯人於闕下一焉。

青坪曰。今日此會。誠兩國千古之盛事。可三以記二諸國乘一矣。

白石曰。昔者鄭公申公相繼而來。以講二二國之和一。近者壺谷南公以二丙申之聘一來。今開趙公郎申公之外遠孫。而任公李公與二鄭南二公之後一偕來。李公且南公門人也。豈唯群公世二其德一。抑所レ謂故國有二世臣一。亦若レ此。實是鄰邦之大慶也。不佞幸見二此盛事一。可レ謂二曠世之奇會一耳。公等記以垂二之後世一。則庶二乎不朽一矣。

南岡曰。使華交聘。何代無レ之。而今日此會。無レ愧二乎僑向之相得一。豈不レ奇哉。別後相思。當レ同二望扶桑之日一而已。能不二黯然一。

青坪曰。古語云。傾蓋如レ故。若二一笑莫逆一。何論二疆域之異同一。今日之會。一堂笑謔。眞兩國交聘以來不レ易レ得之事也。肝膽相照渾忘二楚越之遠隔一。明公以爲二如何一。

平泉曰。疆域有レ限。海陸遙隔。一別之後。嗣音無レ路。言念及レ此。能不二悒々一。唯有二一片明月一。分二照萬里之心肝一耳。

白石曰。鄙懷亦唯在二隰桑之卒章一。中心藏レ之。何日忘レ之。諸公歸レ國之後。幸賜二東望相思一。

又曰。今日之宴語。記レ之亦奇。敢請席上數十紙。他日幸賜焉。遂揖別而歸。

江關筆談終

白雉帖題辭

古之名畫摹二寫人物一、未レ有下不レ出二故事一者上、使下後來觀レ之者不レ問而知二其事一、不レ名而知二其人一、若二所レ謂望而知レ伐レ莒然上、嗟其使二觀レ之者意而得レ之固難、其觀レ之者意而得レ之豈復易也、吾聞東郭齊人也、素知三莒之所二以可レ伐、故意而得、設令二晉楚之人望而視レ之焉、則惡知三其口開而不レ闔非二筥與柜之謂一乎、又惡知三其擧レ手而指非レ爲二雲煙飛鳥過レ乎二其前一乎、若使三目不レ識二聖賢之書一徒觀二夫袞衣繡裳負扆南面而立者一、混不レ曉下其周公負二成王一之圖上、觀下夫河目隆顙獨立儽然如二喪家之狗一者上、卒不レ曉下其孔子立二鄭門一之圖上、吾故謂繪事之可レ傳レ于レ世者亦不レ可二以無レ記焉、去年冬朝鮮修二聘我一、其報禮有レ例附二之使者一、其中貼金彩畫屛風繪二我古聖主賢臣良將勇士才女健婦名山大川宮闕廟堂鐘鼓樂舞等一、臣美忝奉二　明旨一、遂議謂、畫面無二記事一彼未三必識二其情一、乃命二臣高岱一記二其事一凡十五篇、如二不レ須レ記者一單志二其名一、就復使二手題レ於レ屛、書凡五體、於レ是炳焉煥然、能使三外域之人一展眉目間了然識二我古君臣之盛德偉業一者、猶如三縉紳諸生之能識二周公孔子之盛德偉業一焉、不下翅如二齊人之以レ徵射レ明而已上矣高氏、二子〇有誤字歟特以二其艸本五體一勒レ石、因叩レ予請レ書二其由一、予拙レ於二文辭一焉得レ書、然惟向者予幸得レ與二末議一、於レ義則似レ不レ可二却以辭一焉、若二其書畫工拙一予素未レ識、且置弗レ論、要至レ子記下文之縱橫變化無レ不三各極二其致一者上、予又安敢措二言其間一哉、

正德壬辰春二月既望筑後守源君美題

白雉帖

臣高玄岱奉　旨撰并書

孝德天皇白雉圖　　狩野探信畫

孝德天皇元年乙巳、始立二年號一曰二大化一、帝仁而好レ儒、勵二精機務一、(看イ)卽位之始、勅置二一鐘一匭於朝堂一、詔曰、蓋聞古者朝有二進善之旌、誹謗之木一、所下以通二治道一而來中諫者上也、朕以二渺々膺二大寶一、思レ撫二育蒼生一、(生劾帖作赤)宵旰不レ遑、只恐九重嚴邃、萬國遼絕、窒二滯視聽一、其有二上表諫疏者一、不レ擇二貴賤一、皆須レ投二之匭一、朕親識二年月一、與二百僚一議レ之、如朕拒レ諫不レ納、或群臣黨援阿比、有二諸令レ寃無レ告者一、其鳴レ鐘以聞、於レ是政無二紕漏一、朝野翕然向レ風、六年正月九日、白雉之瑞見焉、左右大臣率二百官一、薦以朝賀、詔曰、朕惟涼德、何以享焉、乃卿等輔理之功、奉レ遵レ制化之所二以致一也矣、其改二元白雉一、大二赦天下一第一

文武天皇慶雲圖　　狩野探信畫

文武天皇大寶四年夏五月甲午、備前國獻二神駿一、西樓上慶雲見、詔大二赦天下一、改二元慶雲一、蓋省二其瑞一而益脩二其德一、紹二其往一而勉二其來一也、秋七月甲申、粟田朝臣眞人使二于唐一而還、自云、嚮至二楚州一、人問曰、何處人、答謂日本國人、曰、我丞聞海東有二大國一、謂二之君子國一、人民豐樂、禮義敦行、觀二爾儀容一、豈不レ信乎、唐史載、長安三年、日本國使朝臣眞人來、眞人好レ學、能屬レ文、進止有レ容、武后宴二之麟德殿一、還レ之、亦謂レ之也第二

大江匡房賦四百句圖　　狩野養朴畫

江都督匡房、從四位上成衡之子也、博學宏才、最善レ文、康和二年秋八月、詣二安樂寺一、賦二古調四百句一、計二三千字一、援レ筆而成、時年六十、其才氣矍鑠、至レ老而不レ倦可レ知矣、其暮年記云、予四歲始讀レ書、八歲通二史漢一、十一歲賦レ詩、十六歲作二秋日開(閑イ)居賦一、歷二任顯位一、承德元年、兼二太宰權帥一、至レ今以二菅江一稱二文章大手筆一第三

源經信兼三船才圖　　狩野養朴畫

承保帝幸二葛野川一、嵐山紅葉、飄颻錯落雨下、泛レ流濯レ錦、不レ暇二掇拾一、鷁首龍舟、命載二賦歌之臣一、勅一舫賦詩、一舫奏樂、亞相經信後至、帝不レ悅、經信佇二立水

涯一、呼レ船曰、不レ掄也、廼乘二管絃之船一、賦歌賦詩以献、鳳簫玉管、應レ手而奏、雲起風生、響合二水波一不レ遒、帝大悅、咸稱レ兼二三船之才一矣、第四

平重盛諫父圖　狩野春湖畫

平重盛、相國淸盛之子也、嘗從二淸盛一有二匡復之功一、淸盛恃レ功跋扈、凡機務沿革、惟意所レ欲、晩因レ病爲レ僧、號二淨海一、狂暴愈甚、保元上皇患レ之、密引二亞相藤成親僧西光等一謀レ之、事覺、西光亡、淸盛大怒、大索二獲西光一、考二掠之一、具得二其狀一、竟逮二捕成親等一、親莅罵辱、將レ加二重刑一、重盛苦諫曰、夫成親、上皇之寵臣也、非二叛臣一也、不肯聞刑不レ上二大夫一、罪疑惟輕、況爲レ逞二私怨一、欲三擅殺二廷臣一、是罪在レ我也、惟大人圖レ之、淸盛意解、然憤々包二藏禍心一、一旦身被レ甲陳レ兵、將レ逼二上皇一、重盛驚趨二父所一、至則甲光旗影燭レ天、鈴閣下貔貅雁行、重盛從容入、衆兵大驚、淸盛遽著二素絹衣一、甲鱗隱宛、手遮レ之、慚色可レ掬、重盛跪問レ狀、淸盛曰、上皇嚮二群小之說一、有二赤族之擧一、吾將三先發之以鎭二民心一、重盛泣曰、噫禍胎成矣、大人爵極二人臣一、祿食二天下之半一、男列二將相一、女選二嬪御一、退避謙抑、猶恐二鬼瞰一、縱令有二讒口嗸々一、當二亟詣レ闕陳レ誠以待レ罪、而將レ圖二不軌一、不肯不レ知二其謂一、爲レ子畔レ父非レ子、爲レ臣畔レ君非レ臣、請賜レ死以兩二全臣子之分一、設不レ許則寧趨二衞闕門一、決不レ爲二無賴而生一、反覆懇款、淚數行下、淸盛默然、重盛歸、亟觀レ兵、僞衞レ闕者、淸盛大懼止、重盛憂悶發レ疾、適有二良醫中國來一、或勸二診候一、重盛曰、死生命爾、吾之疾、非三藥石之所二能愈一也、且身列二泰階一、國家之輕重繫焉、設卒然見二異方浮遊之醫一、是國無二良工一、朝無二大臣一矣、尋薨、第五

楠正成教子圖　狩野春湖畫

元弘元年、天皇蒙塵、楠正成應レ勅拜レ命、蓋夢賚之臣也、始對策曰、東賊悖逆淫亂、荼二毒天下一、陛下脩二仁義一、任二賢良一、乘二其弊一而加二之天誅一、何難之有、夫戰伐之功、在二於智謀一、若止以二兵勢一論、今合二天下之兵一、武相二州不レ可レ當也、若其用レ謀而行、是易レ圖而不レ足レ懼也、雖レ然、兵家不レ在二一旦之利一而可レ必者一、第使二臣正成在一、中興可レ圖、皇業可レ復矣、帝說、正成義勇氣烈、赤忠英武、用レ兵如レ神、機權出沒、赤坂三日之糧、托二跡蟬蛻一、劔城孤立之危、視二容虎威一、皇天大譴怒、東賊伏レ誅、帝廼復位、奈釁隙內啓、兩雄爭レ功、遂錦旂日暵、矛戟雲擁、厥勢無レ可レ爲矣、正成廼進レ策、王師萬

全是計、不レ聽、正成則招二其子正行櫻井驛一、時方十一歲、撫敎曰、今吾與レ而永訣矣、吾死、天下其與亂也、爾毋二貳心一、盡レ忠仗レ義、挾二輔王室一、正行請レ從レ軍、正成不レ允曰、吾欲レ貽二忠於國一也、正行去、正成據二湊川一、兵最寡、自レ辰至レ未凡十六戰、身被二十一創一、竟自殺、年四十有三、正成敏達帝之裔、正玄之子也、君子曰、三木一草、惟楠木死得二其所一、旣而正行起、數奏二大功一、後主倚賴焉、然不二復納一レ諫、方三敵大擧擊二正行四條畷一、正行謂レ衆曰、惟有二一死一、報レ國報レ父而已、血戰數十合身被二五創一、弟正時中レ矢不レ能レ前、乃相與自殺、時年二十有五第六

紫式部編書圖　狩野洞松畫

紫式部之源氏一編、縱橫六十帖、卓二絕古今一者矣、始承二上東門院之敕一、新設二機杼一、因而成レ文、趨二石山寺一謁二大士一也、時八月十五夜、一道平流、山間明月、一輪涵空、暎レ水蕩漾、淪漣縹渺、神思光音、風際詞華、潞發氣蘭言珠、自恐二文機飄散一、趣就二佛前一、大般若經反面以識、立成二須磨之卷一、首諸桐壺帚木、以レ次編就、蓋齊物論之奇、結二之一夢一、西廂記之奇、復以レ夢結、惟源氏之奇、至二雲隱一而一筆勾斷、至レ今無三人窺二其涯涘一、上原二內廷一、下悉二人事一、本二乎情性之自然一、莫下可二止遏一者上、雖下或未上レ逃二艷史葩經之稱一、其寔寓二乎典敎贊化之意一、竟成二一家之鉅編一、豈尋常俊女閨咏、同日語邪、式部正五位下越前守爲時女也第七

淸少納言捲簾圖　狩野洞春畫

淸少納言、淸原元輔女、永延帝之才人也、帝因二雪盛下一、顧盻言、香爐峰景當二何如一也、淸氏侍レ側無レ所レ陳、亟趨而捲レ簾、則恍然矣、一時稱二其敏捷一、想下繇白樂天草堂東壁題詩有中遺愛寺鐘欹レ枕聽、香爐峰雪捲レ簾看之句上也、蓋秘思姸辭、騁二於兎園之賦一、方喩體物、禁二於蘇子之咏一、若二夫柳絮片言一、艷二崑山之玉屑一、珠簾一撥、訝二天風之淸吹一、不レ涉二於言一而妙二於事一、形二於儀一而成二其趣一、淸氏可レ謂レ緊レ之矣、有二枕草子若干卷一行二於世一第八

源義仲陷俱利伽羅圖一隻　狩野探雪畫

俱利伽羅陷、奇戰也、平氏率二十萬衆一、已入二越中一、過二俱利伽羅嶽一、陣二於猿馬場一、源義仲謂二部將兼平一曰、信州橫田之役、直以二三千餘騎一攻二沒四萬兵一、今以二五萬一敵二十萬一、一人當二二人一、況以レ逸待レ勞、必勝之道也、迺分レ兵屯二七處一、約應期合、而驅入二南谷一陷二沒之一、初

義仲領兵三萬、陣於埴生庄、平氏進黒坂口、兩陣相持、日晩不動、平氏雖虞夜襲、兵疲困臥、時壽永二年五月十一日也、夜半、右軍兼光、大吹實螺、鼓譟而進、義仲親將左軍、放犇火牛、群觸隊衙、屯兵齊合、翼而夾擊、驚前掩後、搖山動峽、平氏事出不意、不知措手、秖見有一路、認爲活門、豈知蹈罔底之谷、如有嚮導而引、渾々然躙踐雜沓、驅羊而赴、陷沒死者以萬數第九

源盛綱渡藤戸海圖　狩野探雪（一本作永叔）畫

元暦元年、大將軍源範頼討平氏、率三萬衆、趣往西國、到播州室津、平氏大將軍資盛、發戰艦五百隻、風湧而來、止於備州兒島、源氏進備州藤戸、兩家相持、隔海三里而近、源氏無舟楫可渡、平氏發小舟、揚扇、而招請渉、時佐佐木三郎盛綱、入夜賺得土人、問之、有可用馬渡否、土人曰、可、試效導之、廼二人相與濟、探其深淺、且廻、盛綱慮其泄計、不專功於身、立殺之、小舟又來加侮、盛綱輙裝馬而渡、有從者共七騎、大將軍亟使監軍、策馬而追制之、不可、監軍亦隨濟、大將軍自謂後也、立麾軍競渡、矢石如雨、源兵不少却、逆水而取、用鐵爪鉤舟、軍聲破海、酣戰日暮、舟則放洋而走、源兵就兒島而營第十

源爲朝大箭圖一隻　狩野柳雪畫

源爲朝、廷尉爲義第八子也、爲義因其梟傑横行、從幼放之、十三歳起兵、十五歳討平九國、僭爲九州總追捕使、自號曰鎭西八郎、凡爲戰攻陷陳不知其數、觀其施設、闇有孫呉之略、十八歳、保元元年七月、俄爲兩掖門有事、起而趣之、身長七尺、眼角、勇力拔山、弓長七尺五寸、蹶五人之張、三年密節老竹箭、七寸五分圓金鏃、神臂左長四寸、一矢洞貫二人、發無不中、中無不斃、衆莫敢當、挾弓飛鞚、張拳逐北、必奔潰而止、然軍衄父害、使挫其兩臂、而放之大島、醫五十日、臂復舊、永萬元年三月、島中適有鷺南飛、仰瞪曰、彼必有所止、急挾弓走、舸追之、抵鬼國、國人驚其悍勇、悉率服、或曰、鬼國即琉球國、居頃之、娶大里按司之妹、而生舜天王、乃中山王之祖也第十一

平義秀破門圖　狩野探信畫

平義秀號三郎、和田左衞門尉義盛第三子也、驍勇膂力絶人、建暦三年五月、義盛惡平義時之強、謀誅

レ之、親族義村密報二於義時一、義時犇據二將軍幕府一、以爲二兎窟一、義盛竟圍二幕府一、四面屠レ旌、摩レ壘飛レ箭、意特在二義時一、義時使二泰時朝時拒戰一、義秀乘レ勝直衝、其牙門堅牢、義秀瞋レ目截手撞破レ之、門關鐵鏁摧折、勢如レ壓レ卵、家突入二南庭一、縱レ火大燒、白刃耀レ天、光イ 鳴鏑廻レ風、逞勇壯力、威猛如レ神、名將殞レ命無數、幕府兵雲集、掎二角義秀一、遂不レ能レ當二其力一、義盛孤軍援絕、星夜苦戰、垂レ曉矢盡馬疲、父子悉死、義秀獨率二五百騎一、遁而入レ海、不レ知レ所レ終第十二

泉親衡負船圖　　狩野柳雪畫

泉小次郎親衡、源滿快之裔也、勇力無雙、適見二一舟一舸イ張レ帆七幅、試擧二負之一不二甚難一、稍爲二戲弄一、觀者駭絕、時平義時擅二東方之權一、威福賴レ己、親衡謀レ誅二剪之一、建曆癸酉、其事露、遣二將士一捕レ之、親衡迎戰、手斬二其將及從卒數十人一而遁、竟不レ知レ所レ之第十三

坂額女拒敵圖　　狩野養朴畫

坂額女號二坂額御前一、城小太郎資盛姨母也、善射、發無レ不レ中、蓋資盛平氏遺孽也、建仁元年、將レ亡二源氏一、嬰二孤塢越後國鳥坂一、比都攻レ之多敗亡、源賴家因命二佐佐木三郎盛綱一、率二越後佐渡信濃三國甲兵一伐レ之、資盛力戰拒レ之、坂額女指揮、策略特絕倫、童髮腹卷登二城樓一、彎レ弓數發、應レ弦而倒與之○恐有誤字歟盛綱兵多沒不二背前一、適坂額中レ矢傷レ股、城遂陷第十四

巴女殺敵圖　　狩野養朴畫

巴女、朝日將軍源義仲妾、中三權頭之女也、美而勇、膂力絕レ人、善騎射、稱二女將軍一、初義仲擧二兵于信州一、勤王討二平氏一、使三巴女爲二一方將一、每戰有レ功、未三嘗取レ敗、義仲大克入二京師一、平氏奉二少帝一而西奔、上皇還レ宮、遂命二義仲一護レ洛、既而群小構レ罪陷二義仲一、義仲計窮、擧レ兵犯レ闕、源賴朝亦素嫉二其功一、遂聲言討レ之、義仲兵衂、尙力戰突レ圍、出二江之滸一、則剩有二七騎一耳、巴女驍勇倍劇、不レ被二一創一、義仲告レ之曰、我運已竭矣、期二必自殺一、爾可二速回一、勿レ累レ我、巴女不レ得レ已、以二君與レ妾永訣一、願言嚴殺○恐有誤字歟攔君目前、頭間、御田師重率レ衆驟至、巴女欣然踴躍、身被二紫纈戰袍一、烏幘一、金鐙綵轡、鬓髮如レ雲、揚且衝、馳レ馬衝擊、直扼二師重一、擊二仕鞍前一、拗截レ頭、捽レ頭而擲、後以レ壽終、九十有一歲、師重素有二勇名一、力敵二六十人一、竟死二巳手一第十五

白雉帖　終

西洋紀聞

是羅瑪人豫遵(按ニ本書ニ羅瑪人、名、ヨワン、バツテイスタシローテ、豫遵、蓋ヨワン也、)口供。新非璵奉ニ鈞旨ニ盤詰。而次ニ第其語ニ者。或以示レ余。因詭ニ之序ニ。所レ說地理謠俗。視ニ明淸人書所レ載。頗有ニ異同ニ。一一ニ瞥是書ニ。不レ遑ニ考訂ニ。且如ニ度兒格ニ。此謂レ在ニ利未亞ニ。而其采覽異言。乃擬以ニ土魯番ニ度兒格固非ニ土魯ニ。而土魯在ニ亞細亞ニ。與ニ利未亞ニ絕遠。中間有ニ歐羅巴一大洲ニ隔レ之。而弗ニ之察、則其他不レ能レ無ニ繆誤ニ可レ知已。祇之說レ敎。所レ謂竊ニ佛之糟粕ニ者。一言以蔽レ之。天主云々。與ニ佛自說ニ前身ニ粗相影響。佛之天堂地獄。道家亦同(同、或作、因、)有レ之。祇又剽勦。更加ニ陋瑣ニ。果爾則天有ニ三堂ニ地有ニ三獄ニ矣。可レ供ニ一噱ニ。佛氏之黠者。稍聰レ言レ之。唯譚ニ高妙之理ニ遁也喋々。豈西人惷愚猶可ニ誑以ニ此。遂例ニ視我ニ邪。抑始無ニ高妙者ニ乎。日本支那。居ニ發生之初ニ之云。明々與ニ其地球說ニ矛盾。至レ藻ニ鑑白石ニ。恐ニ其圖ニ併呑ニ。不ニ敢告ニ其國狀ニ。則意在レ貢レ諛。此數者所レ當レ致レ詰。而僭焉何歟。白石好炫ニ其才ニ。不レ能ニ居レ晦而觀ニ明。故墮ニ(墮、或作レ隨、)其玄中ニ耳。告者是書不レ知ニ何人藏ニ。按ニ明律ニ。私藏ニ禁書ニ杖ニ一百。告者有レ賞。我令甲禁ニ祇敎ニ文字更嚴峻。故是書目可レ得レ見。口不レ可レ得レ言。譬ニ諸生ヲ呑ニ一物ニ。不レ吐不レ下。使ニ人煩痛ニ。兼懼ニ邇近或株連坐ニ見知故縱之罪ニ。今而序レ之。是預甘結公案。

文化丁卯暢月个臣書。

此文もとより當時のものならずされど諸傳寫本多く揭げたれば姑く付して玆に存す个臣といへるはいづこの人なりやを詳にせず其文甚鬱滯の氣あり崎陽象胥の徒の筆にもあらん歟

西洋紀聞上卷

寶永五年戊子十二月六日、西邸にて承りしは、去八月、大隅國の海島に、番夷ありて一人來り止まる、日本江戸長崎などいふ事の外は、其言語きゝわきまふべからず、みづから紙上に數圈をしるして、ロウマ、ナンバン、ロクソン、カステイラ、キリシタンなどさしいひ、ロウマといひし時には其身をゆびざせり、此事長崎に注進す、阿蘭陀人にたづねとふに、ロウマといふは、西洋イタリヤの地名にて、天主教化の主ある所也、ロクソン、カステイラ等のごときは、いかにも心得がたしといふ、又南京、寧波、厦門、臺灣、廣東、東京、暹羅等の人にとふにも、キリシタンといふは、邪教の名目とは聞及びぬ、其餘の事は心得られずと申すといふ也、と仰下さる、某承りて、其人、西洋の國より來れるは、一定に侍るならむ、されど、其ことばの聞得べからずと申すは、心得られずと申す、かさねて其故を尋下さる、ふるく候ひし人の申せし事を承り覺候し事も侍り、彼地方の人は、きはめてよく萬國のことばに通じ侍りければ、むかし、ナンバンの人、我國に來りし初、數日がほどに、我國のことばに通じ得て、つゐに其教をも傳へしと申し候ひき、其法の此國に行はれし事も年久しく、其國の人常にゆきかよひ、又此法禁ぜられし時、我國の人其教に隨ひしものども、彼國に渡しつかはされしも數多く候ひき、されば、彼國の人、此土の言葉はよく通じ候ひなむ歟、我國にもとむる事ありて來らむものゝ、其ことばに通ぜざらむには、なにゝよりてか、其志をもとげ候べき、但し五方の語言同じからずして、其中また古言今言ある事に候へば、其傳習ひし所、我國の中、いづこの人のことばをか習ひ候ひぬらむ、ましてや、彼國の人、こゝに通ぜざる事、既に百年に近く候へば、今のこと葉に同じからぬ事も候べき歟、これらの心得したらむものして、聞かせ候はむには、いかむぞ其ことばをきゝわきまへぬ事の候べき、阿蘭陀人の申す所は、猶心得られず、ロクソンと申すは、宋元の代より此かた呂宋などしるせし國にて、其國より出し壺をば、我國の人葉茶を貯ふるに宜しとて、呂宋眞壺など申す事は、

誰々もしり候ひぬ、またカステイラと申すは、イタリヤなど聞えし地に近き國にて、むかし、其國にて作り出せし果子の、此土に傳へし物は、今も候なる、これらの事は、美なども其名を聞覺候ものを、其地方の人の心得難きと申す事、尤心得がたく候歟と申す、申す所其謂ありと仰下されたりき、かくて、彼人は、法にまかせて刑せらるべしなど聞えし程に、其年も暮て、明れば六年己丑の正月十日に、國喪の御事ありて、それらの事も聞えず、此年もまた暮むとするに、十一月の初に至て、去年の冬、大隅國に來りとゞまれる外國の人、近き程にこゝに來るべし、其事の由を尋問ふべきもの也と、仰下さる、また去年長崎の奉行所注進の狀をも、うつし出されたり、これは、彼來りし由いまだ詳ならず、某が申せし事ありしによりて、某して尋問しめられんために、めされしとぞ聞えし、我國のことばのみならましかば、いかにも聞得べし、思ふに、地名人名、または其教法等の事に至ては、其方言ぞ多かるべき、此法禁の嚴なるによりて、阿蘭陀等の國の通事などいふものも、猶さとし得ぬ所ありと聞えたれば、此事に至ては、きはめて難事也、此事、奉行の許には其こと葉など翻譯のものありぬとおもひしかば、しかる物のあらむには、借し賜るべき由を申す、其事執政の人々に仰下されしかば、奉行の許より書三冊を進らす、借し下されて、これを見るに、其教法の大要など見えて、其こと葉を譯せし事はあらざれど、其中一二の用にあたれる所なきにしもあらず、かくて、彼人こゝに至れりと聞えて、同月の廿二日に奉行所にして召對すべきに及びて、前の日奉行の人々にあひて、其事を約す、（横田備中守、柳澤八郎右衛門）其日巳の時過るほどに、かしこにゆきむかふ、（きりしたむ屋敷といふ、城北小石川にあり）奉行の人々出合ひて、かれが攜來りし物どもを見る、我國にて新たに製られし金錢等の物見えて、また法衣也といふもの、白布にて作れるを、よく〳〵見るに、そのうらの方に、我國の南都にて織出す布の朱印ある也、奉行の人々にも見せ、其餘のものにも見せしに、うたがふべくもあらずといふ、心得ぬ事に思ひしほどに物ども皆見はてゝ、長崎より差副てつかはせし通事のものどもを召す、（大通事今村源右衛門英成、稽古通事は品川兵次郎、嘉福喜藏といふ、此二人の名は聞かず）某、彼輩にむかひて、むかしナンバンの人、長崎にありし時は、其國の通事等あり、其法禁せられ

し初には、その人猶ありしかど、それら死うせし後は、其學を傳ふるものあるべきにもあらず、いはんや、法禁の初は、おやよりても、彼地方のこと葉をいひしものは、嚴刑をまぬかれず、たとひ其言葉を聞傳しものも、敢て口より出すべき事にもあらず、かくて、七八十年をすぎぬれば、今はそのことばに通せむものあるべきにあらず、凡そ五方の語言同じからねば、たとへば、今長崎の人をして、陸奥の方言聞しめむには、心得ぬ事多かるべけれど、さすがに、我國の内のことばなれば、かくいふ事は、此とにやと、をしはからむには、あたらずといふとも遠からじ、我萬國の圖を見るに、イタリヤ、阿蘭陀、同じく歐羅巴の地にありて、相さる事の近きは、長崎陸奥相さるの遠きがごとくにはあらず、さらば、阿蘭陀のこと葉によりて、彼地方のことばををしはからむに、其七八には通じぬべき事にこそ、されど、おほやけに申さむ事には、正しく其語を學得ざらむ事、をしはかりて申さむは、玄かるべからず、今日の事、前日の事に同じからず、これおほやけに申す事にはあらず、某がために、そのこと葉を通ずべきためなれば、たとひ彼申さむ事、心得ぬ所ありとも、かた〴〵が心にをしはかりおもふ所を以て、某に申せ、某も又かた〴〵が申す所、正しく彼申す所の義に合へりと、信じ用ひんともおもはず、さらば、かた〴〵をしはかる所の僻事ありとも、其罪にもあらじ、奉行の人々も聞しめされよ、彼等もとより學び得ぬ所なれば、たとひ解し申す所の誂り多しとも、咎給ふべき事にあらずと申す、人々も承りぬと答らる、かくて、午の時すぐる程に、かのものを召出せり、二人して、左右をさしはさみたすけて、庭上に至り、人々にむかひて拜す、坐を命じてのち、庭上に設置し榻につく、其廳事は、南面にて板縁あり、縁をさる事三尺ばかりにして、榻をまうく、奉行の人々、縁に近く坐し、某は座の上の少しく奥に坐したり、大通事は板縁の上、西に跪き、稽古通事二人は、板縁の上、東に跪く、かのもの、長途を輿中にのみありて、歩に堪ず、獄中よりこゝに至るをも、輿してめし致せり、これによりて、人をしてさしはさみたすけし也、榻につきし後は、寄騎の侍一人、歩卒二人、そのかたはらとうしろとにありて、筵の上に跪き居れり、此のちの儀、みなこれに同じ其たけ高き事、六尺にははるかに過ぬべし、普通の一は、其肩にも及ばず、頭かぶろにして、髮黑く眼ふかく、鼻高し、身には茶褐色なる袖細の綿入れし、我國の紬の服せり、これは、薩州の國守のあたへし所也といふ、肌には白き木綿のひとへなるをきたりき、坐につきし時、右手にて、額に符字かきし儀あり、此のちも常にかくのごとし、其說は末に見ゆ、かくて、奉行の人

々、通事していはせし事ありしに、拜して後にこれに答ふ、これは、天すでに寒くして、其衣薄ければ、衣あたへしに、うけず、その故は、其教戒に、その法を受ざる人の物ゝうくる事なきによれり、されど、飲食の物のごときは、其國命を達せむほどの性命のためなれば、日々に廩粟を費す事、國恩を荷ふ事すでに重し、いかで衣服の物まで給りて、我禁戒にそむくべき、はじめ、薩州の國守の給りし物、身にまとゐぬれば、寒をふせぐにたれり、心をわづらはし給ふ事あるべからずと、申切りたりし由也、此問對事終りて後、人々某を揖して坐をすゝめしめらる、此日は某、他事に及ばず、たゞ彼國地方の事など、通事に命じて問はしめて、其いふ所を聞く、萬國の圖を携ゆきて、其圖をしめしてたづねとふに、此圖は、此土にしてしるされし所なれば、精しからずといふ、奉行所に、ふるき圖ありと聞えしかば、かさねては、其圖を出さるべしと相約したりき、其問ふ所に答ふる所をきくに、かねておもひはかりしごとくに、事わづらはしからず、但しそのいふ所は、我國畿內山陰西南海道の方言うちまじりて、彼地方の聲音にて、操り出しぬれば、正しく其事とおもふも、疑ぬべき事あり、かれまた、そのいふところを、こなたの人の聞得がたき事もやあるとおもひしにや、必ずそのことばを反覆していふ、又あやまり傳へし事も、すくなからず、まして、彼地名人名に限りては、其土に稱するまゝにいひしかば、それらの事は、よく〳〵たづねきはめて、地名人名等をわかつ、又通事等は、阿蘭陀の語に學び熟しぬれば、舊習にひかれて、彼いふ所のごとくにいひ得がたき事どもあるを、をしへいふ事などもありし、かくして打聞く事、一時ばかりの後には、某も、みづから問ひもし、答へもする事共ありて、日すでに西に傾きしかば、奉行の人々に、又こそ參るべけれと、いとま乞ひす、こゝに至て、彼人、通事にむかひて、某こゝに來りし事は、我教を傳へまいらせて、いかにも此土の人をも利し、世をも濟はむといふにあり、それに、某が來りしより、人々をはじめて、多くの人をわづらはし候事、誠に本意にあらず、こゝに來りしのち、年すでに暮むとし、天また寒く、雪もほどなく來らむとす、これにありあふ御侍を初て、人々日夜のさかひもなく、某を守り居給ふを、見るに忍びず、かく守り居給ふは、某もしもにげさる事もありなむがためにぞ候らむ、萬里の風波を凌ぎ來りしも、いかにもして、此土に參り

て、國命を達せむがために候に、ねがひのまゝに、此所には來りぬ、此所をさりて、又いづれのかたにかのがれ候べき、たとひ又某こゝをにげさるとも、此國の人にも似ざらむもの丶、いづれのかたに、身を一日もよせ候事のかなひ候べき、されど、仰によりて守らせ給はむ上は、其守怠り給ふべき事然るべからず、晝はいかにも候へかし夜る〳〵は、手かし足かしをも入られて、獄中につなぎ置れ、人々をば、夜を心やすくゐねられ候やうに、よきに申して給るべしといふ、奉行の人々も、其由を聞て、あはれとおもひし氣色ありしを、某、此ものは、おもふにも似ぬいつはりあるものかな、といひしを、大きに恨みおもひし氣色にて、すべて、人のまことなきほどの耻辱は候はず、まして、妄語の事に至ては、我法の大戒に候ものを、某、事の情をわきまへしより此かた、つゐに一言のいつはり申したる事は候はず、殿には、いかにかゝる事をば仰候ぞや、と申す、今、汝のいひし所は、年くれ、天も寒きに、こゝに候もの丶、よるひるとなく、汝を守り居るが、見るに堪がたさに、かくは申す歟と問ふ、其事に候と答ふ、さればこそ、其申す所は、いつはりにてあるなれ、彼等が汝を守るも、奉行の人々の命を重んじぬるが故也、又、奉行の人々も、おほやけの仰をうけて、汝を守らせ給ひぬれば、汝がいかにも事故なからむ事をおもひ給ふが故に、衣うすく、肌寒からむ事をうれへて、衣給らむとのたまふ事、度々におよびぬ、もし今汝が申す所のまことならむには、などか、此人々のうれへおもひ給ふ所をやすむじまいらせざらむ、もし此人々のうれへ給ふ所をも、汝が法のためにかへり見ざる所あらば、何條、こゝに候ものどもの法のために汝を守る事、かへり見おもふにはおよぶべき、されば、汝のさまに申せし所の誠ならむには、今申す所はいつはれる也、今申す所のまことならむには、前に申せし所はいつはれる也、此事はいかにも申披くべしといひしかば、大きに耻おもひし氣色にて、今の仰を承り候へば、さきに申せし事は、誠にあやまり候ひき、さらば、いかにも衣給りて、御奉行の心をやすむじまいらすべきに候と申す、奉行の人々も、よくこそのたまひ給りつれといひて、悦びあへり、かさねて、又通事にむかひて、同じき御恩に候へども、ねがはくは、給らむもの、絹紬の類は、某が心な

をやすかるべからず、たゞ木綿の類を以て、製し給り候やうに、たのみまいらする候といふ、すでに日くれぬべければ、かれをも獄中に還し、某も歸りぬ、明ればは廿三日の夜、通事等、某が家にめして、きのふかのものゝ申せし事の、心得ぬ事ども、尋ねとふ事あり、廿五日に、またかしこにゆく、奉行の人々も出あひて、彼人召出したり、けふは、かの奉行所にある所の萬國の圖を、出されしをもて、彼地方の事をとふに、事明らかにして、異聞ども多かりき、此圖は、七十餘年前に作りし所にて、今は彼國にも得やすからぬ物也、こゝかしこ、やぶれし事、惜しむべき事也、修補して、後に傳へらるべしなど申しき、けふも、巳の時過る頃より、未の初まで問對して、かれをば還しつ、けふは、奉行所より給はりし木綿衣をかさねて、其事を謝す、獄中のやうをも見給へとて、奉行の人々案内してゆく、獄屋の北の方に家あり、そこに、むかし、彼敎の師、正に歸したるを、置れし所也といふ、年すでに老たる夫婦二人のものありて、奉行の人々を迎拜したり、これは、罪あるものゝ子どもの孥となりしを、かのこゝに按置せられしものゝ奴婢に給りしが、夫婦となされし也、これらは、其敎をうけしなどいふものにはあらねど、いとけなきより、さるものゝめしつかひし所なれば、獄門を出る事をもゆるされず、奉行所より衣食して、老を送らしむる也けり、さて、彼獄舍を見るに、大きなる獄を、厚板にて隔てゝ、三ッとなし、その西の一間に置く也、赤き紙を剪て、十字を作りて、西の壁にをして、その下にて、法師の誦經するやうに、その敎の經文を、暗誦して居けり、それが居る所の南に舍ありて、守れるものども守り居たり、こゝらの事ども見はてゝ後に還れり、晦日に、またゆきむかふ、けふは、奉行の人々、出合給ふにはおよぶまじと申しければ、出合ふにも及ばれず、けふは、過し頃たづねし事共の、なをとふべき事あるを尋問ひて、日を暮しつ、すべて、此ほど尋問ふ事共、彼地方の事のみにして、かれがこゝに來れる由をも、又其敎の旨をも、問ふに及ばず、かれは、事にふれて、その事どもいひ出しぬれど、そのいらへをもせで、うちすぎたりき、その明の日に、申上しは、きのふ迄に、彼人を見候事凡三日、今は、彼が申すほどの事、聞まがふべくもあらず、かれも又某申すほどの事共、よく聞わかち候ひ

なむ、此上は、かれが來りし由をもたづねきはめばやと存ず、さらむにおゐては、かれが申す所、必ず其教の旨にわたり候べければ、奉行の人々も出あひて、事の次第をよく〳〵承れと、仰下さるべくや候はんと申す、聞召されし由仰下されたり、奉行の人々にも、出合ひ給ふべしといひやりて、十二月の四日にゆきむかふ、奉行の人々も出合たり、彼人を召出して、こゝに來れる事の由をも問ひ、又いかなる法を、我國にはひろめむとはおもひて來れるにや、とたづねとふに、かれ悦びに堪ずして、某、六年がさきに、こゝに使たるべき事を承りて、萬里の風浪をしのぎ來りて、つゐに國都に至れり、しかるに、けふしも、本國にありては、新年の初の日として、人皆相賀する事に候に、初て我法の事をも聞召れん事を承り候は、其幸これに過ず候とて、彼方にしては、十二月四日をもつて、歳首とする歟、但し暦法のたがひあるによれる歟、その教の事ども、說き盡しぬ、其說、はじめ奉行所より出せし三册の書に見えし所に、たがふ所もあらず、たゞ其方言の同じからずして、地名人名、すこしく同じからぬあれども、皆々その音の轉じたるのみなりき、凡そ其人博聞强記にして、彼方多學の人と聞えて、天文地理の事に至ては、企及ぶべしとも覺えず、

彼地方の事共を問ひしに答へし所は、下にしるしぬ、彼方の學、其科多し、それが中、十六科には通じたりと申しき、たとへば、其天文の事のごときは、初見の日に、坐久しくして、日すでに傾きたれば、某、奉行の人にむかひて、時は、何時にか候はんずらむと問ひしに、此ほとりには、時うつ鐘もなくて、と申されしに、彼人、頭をめぐらして、日のある所を見て、地上にありしおのが影を見て、其指を屈してかぞふる事ありて、我國の法にしては、某年某月某日の某時の某刻にて候といひき、これらは其勾股の法にして、たやすき事と見えしかど、かくたやすくいひ出しぬべしともおもはれず、又チ、ランド鏤板の萬國の圖をひらきて、エウロパ地方にとりても、ローマはいづこにや、とたづねしかど、番字の極めて小しきなるものなれば、通事等もとめ得る事あたはず、彼人、チルチヌスや候といふ、通事等なしと答へたり、何事にやといへば、チ、ランドの語にパッスルと申すもの、イタリヤの語にては、コンパスと申すもの、事に候と申す、某、その物はこゝにありといひて、ふところにせしものを取出してあたふるに、此物は、その合ふところのゆるびて、用にあたりがたく候へどもなからむにはまさりぬといひて、其圖のうちに、はかるべき所を、小しく圖したる所のあるを見て、筆をもとめて、其字をうつしとりて、かのコンパスをもちて、その分數をはかりとりて、彼圖は案上にあるを其身は庭上の榻にありながら、手をさしのばして其小しく圖したる所よりして蜘蛛の網のごとくに、繪がきし線路をたづねて、かなたこなたへ、かぞへもてゆくほどに、其手のおよびがたきほどの所に至りて、こゝにや候、見給ふべし、といひて、コンパスをさしたつ、よりて見るに、小しきなる圈の、針の孔のごとくなる中に、コンパスのさきはとまりぬ、其圈のかたはらにローマンといふ番字あり、と通事餘等申す、此餘、チ、ランドを始て、其地方の國々のある所を問ふに、前の法のごとくにして、一所もさし損ぜし所あらず、又、我國にして、此所はいづこぞと、とふに、又前の法のごとくにして、此所にやといふに、これも番字にてヱドとしるせし所也、これら、定まれる法ありと見えしかど、其事に精しからずしては、かくたやすかるべき事にもあらず、すべて、これらの事、學び得べしやととひしに、いとたやすかるべき事也といふ、我もとより數に拙し、かなふまじき事也といへば、これらの事のごとき、あながちに、數に精しきを待つまでも候はず、いかにもたやすく學得給ふべき事也といひき、

また、謹愨にして、よく小善にも服する所ありき、其人、庭上の榻につくに、まづ手を

拱して、一拜して、掌につき、右の大指を以て、額にあたりて、畫する事ありてのちに、口を瞑して坐す、坐する事久しけれども、たゞ泥塑の像のごとくにして、動く事なく、奉行の人々、また某の、坐をたつ事あれば、必ず起ちて拜して坐す、還り來りて、坐につくを見ても、必ず起ちて拜して坐す、此儀日々にかはらず、ある時、奉行の人のくさめせしを見て、其人にむかひて、呪誦して、通事にむかひ、天寒し、衣をかさねらるべき歟、我方の人は、くさめする事をばつゝしむ事也、むかし、通國此病せし事ありしが故也、といひき、又通事等ラテンの語を通じて訛れるをば、打返しゝをしへいひて、習得れば、大きに贊美す、某がいひしをきいて、通事の人々は、なまじゐにヲ、ランドの語に學び熟したれば、舊習の除きがたき所ありて、今仰候ごとくにはあらず、これもとより我方の語に習ひ給はぬが故によりぬ、などいひてわらひたりき、又ヲ、ランドの賊船には、其傍に多くの窓をまうけして事、上中下の三層あはせ、毎窓に大砲を出せしといふ事を、いひ得ずして、かたどりいはむとする事もたやすからず、某、左手を側てゝ、その四指の間より、右手の指頭、三つを出して見せぬれば、さこそ候ひしといひて、通事等にむかひて、敏捷におはし候などいふ事共ありき、又ノーワヂ、ランデヤの地、こゝをさる事、いかほどにや、とたづねしに、答へず、また問ひしに、通事にむかひて、我法の大戒、人を殺すに過る事あらず、我いかでか、人ををしへて、人の國をうかゞはせ候べきといふ、某そのいふ所をきいて、心得られず、いかにかくいふにやと、通事等に問はせしに、存ずる所の候へば、これら地方の事は、答申すべからずといふ、猶又その所存を問しむるに、此ほど、此人を見まいらするに、此國におゐての事は存ぜず、我方におはしまさむには、大きにする事なくしておはすべき人にあらず、ヲ、ランデヤノーワ、こゝをさる事遠からず、此人、その地とり得給はむとおもひ給はゞ、いとたやすかるべし、さらば、其路のよる所を詳に申さむには、人の國うつ事ををしへみちびくにこそあれといふ、某、これをきいて、奉行の人々、聞給はむもかたはらいたければ、今きくがごときは、たとひ某そのこゝろざしありとも、我國に嚴法ありて、私に一兵を動かす事はかなひがたしと、いひてわらひたりき、其過慮かくのごとくなるに至れる事どもありき、

すべて其教法を說くに至ては、一言の道にちかき所もあらず、智愚たちまちに地を易へて、二人の言を聞くに似たり、こゝに知りぬ、彼方の學のごときは、たゞ其形と器とに精しき事を、所謂形而下なるものゝみを知りて、形而上なるものは、いまだあづかり聞かず、さらば、天地のごときも、これを造れるものありといふ事、怪しむにはたらず、かくて、問對の事共其大略をしるす所一册、進呈す、すでにして、明斷ありて、我國耶蘇の法を禁ずる事年あり、今彼徒のこゝに來れる、行人の其寃を告訴ふるもの也と稱す、もし行人ならむには、いかむぞ、其國信とすべきものをば帶來らずして、詐りて我國の人となり來れる、たとひ言ふところ實ならむにも、跡のごときは疑ふべし、しかりといへども、稱する所は、彼國の行人也、例によりて誅すべからず、後來其言の徵あらむを待ちて、宜く處決すべきもの也、と仰下さる、某その事情をはかるに、此後に至ても、彼國人のこゝに來らむ事は、絶ゆべからず、されば後按のために、此たびの事ども錄して、進呈すべき由を言上し訖ぬ、いくほどなくして、上にもかくれさせ給ひしほどに、正德四年甲午の冬に至て、かのむかし其敎の師の正に歸せし者の奴婢たりしといふ夫婦のもの、（此敎師は、黑川壽庵といひしなり、番名はフランシスコ、チャアンといひし歟、奴婢の名は、男は長助、女ははるといふ、）自首して、むかし、二人が主にて候ものゝ、世にありし

時に、ひそかに其法をさづけしかども、國の大禁にそむくべしとも存せず、年を經しに、此ほど彼國人の、我法のために身にかへり見ず、萬里にして、こゝに來り、とらはれ居候を見て、我等、いくほどなき身を惜しみて、長く地獄に墮し候はん事のあさましさに、彼人に受戒して、其徒と罷成り候ひぬ、これらの事、申さゞらむは、國恩にそむくに似て候へば、あらはし申す所也、いかにも、法にまかせて、其罪には行はるべしと申す、まづ二人をば、其所をかへて、わかち置かる、明年三月、ヲヽランド人の朝貢せし時、其通事して、ローマ人の、初申せし所にたがひて、ひそかに、かの夫婦のものに、戒さづけし罪を糺されて、獄中に繫がる、こゝに至て、其眞情敗露はれて、大音をあげて、のゝしりよばゝり、彼夫婦のもの名をよびて、其信を固くして、死に至て志を變ずまじき由をすゝむる事、日夜に絶ず、此年來れるヲヽランド人申せしは、はじめ、北京におもむきしといふ、トーマス、テトルノンも、ほどなく其國に歸れりと聞ゆ、これは、初よりかしこにありし其國人に妬忌せられて、とゞまり居る事かなひがたくて、など承りぬ、と申しき、また、此人のこゝに來れる事、いかにやおもふと問ふに、さればば、此事、我方の人も、心得ぬ事に申す也、或は、もし其罪を犯す事ありて、すでに死に當り候ひしを、いかにも其罪贖ふべき事をおもひはかりて、此國に來らむ事を望みしかば、彼國の人も、もしかれが申すごとくに、申ひらく事もありなむには、何の幸かこれにすぐべき、又國法のごとくに殺されんには、もとよりの事也とおもひて、望請ふ所に任せてもや候らむと申しき、チヽランド人の説の如きも、さもあるべしや、某が思ふ所は、しかにはあらず、彼國の議に、其法行はるべき時至りぬとおもふ所ありて、まづ試にこの人をつかはせしにや、と思ふ所ある也、某かく思ひ合せし事は、此人のたづさへ來りし我國新製の金と錢との二ツにあり、某初に、彼もち來りし黄金三品の事を問ひし時に、本國の事のごときは、ヱウロッパ諸國の布施によりて、金銀等の財貨もとむる事を待たずして、猶あまりありといひ、またロソンの地に、白銀多く出ぬる事、また我國東南の海島より金銀多く出ぬるを、イスパニア人の、とり得る事などいひて、これらの物共の事本國にいひ送るまでもなく、我が文一ツかきてロソンに送りつかはすとも、いかほども來るべき事なり、と申せしに、某が耳にはとまりて、此人の今なにの故に來れるにや、と心得ぬ事におもひしが、思ひ合せぬ、其國にて、我國黄金の製と錢の製との改まりしを傳へみて、國財以の外に窮したり、國民さだめてくるしみなむ、民くるしむ時は、命の行はれざる所あり、たとひ其禁なを行はるとも、金銀をもてみちびきなば、其禁開く事ありぬ、とおもひ謀りしにや、と思ひしかば、此のちは、金銀等の事は、いひも出す事はせざりき、かくて、此年の冬十月七日に、彼奴なるものは病し死す、五十五歳と聞えき、其月の半より、ローマン人も、身病ひする事ありて、同じき廿一日の夜半に死しぬ、其年は、四

十七歳にやなりぬべき、

前代の御時に、某申せし事もあれば、今此事をしるす事凡三卷、初には此事の始末をしるして、長崎奉行所より注進せし大略をうつして附す、中には、其人のいひし海外諸國の事共をしるす、終には、某問ひしに答へし事共の大要をしるす、此事、すでに年月を隔てぬれば、今はわすれし事共多くして、そのこと葉のごとき、その事のごときは、なをしるすところの誤りのみぞ多かるべき、それが中に、海外諸國の事に係れる所は、異聞博からむために、もとむる人もありなむには、祕すべき事にもあらず、卷の終の事に至りては、外人のために傳へむ事、しかるべからず、もしおほやけよりめしたづねらるゝ事もあらむには、此限りにあらざる事は、いふに及ばず、

附録 大西人、始來りし時の事、こゝに見えたり

大隅國馭謨郡の海上、屋久島の地栗生村といふところに、阿波國久保浦といふ所の漁人等、來り止りて、魚捕る事を業とするあり、寶永五年戊子、八月廿八日、これら七人、舟をうかべて、同き島の湯泊といふ村の沖に出づ、陸よりは三里許へだてたらむ海の上に、目なれぬ船の大きなるが、一隻うかびゐしを見つけて、栗生村をさして歸るに、彼大きなる船より、小きなる舟おろして、其舟に帆かけて、こなたの舟を追來る、こなたの舟にも帆かけてはしり歸るを、彼小舟にもうちがひといふ者を添て、追來るに、わづかに十間ばかりをへだてゝ見るに、其舟には、目なれぬものども十人ばかり乘たるが其中に一人、水をこふさましたり、こなたにもかなふまじき由のさましして、乘りゆくほどに、彼小舟も、大きなる船のかたにむかひて歸りぬ、此日の夕、同き島の南にあたる尾野間といふ村の沖に、帆の數多き船の、小舟を引たるが一隻、東をさしてゆくあるを村のものども、あやしみ見て、打出て守り居るに、夜に入り空くもりぬれば、その行方をしらず、明れば廿九日の朝、尾野間より二里許の西にある湯泊といふ村の沖のかたに、きのふ見えしごとくの船見えしかど、北風つよくして、南をさしてゆきしほどに、午の時に至ては、帆影も見えずなりき、此日彼島の戀泊といふ村の人、藤兵衛といふ百姓也炭燒む料に、松下といふ所にゆきて木を伐るに、うしろのかたにして、人の聲したりけるをかへり見るに、刀帶たるものゝ手して招く一人あり、其いふ所のことばも聞わかつべからず、水をこふさまをしければ、器に水汲てさしをく、ちかづき呑て、又まねきしかど、その人、刀を帶たれば、おそれて近づかず、かれも其心をさとりぬと見えて、やがて、刀を鞘ながらぬきてさし出しければ、近づくに、黄金の方なる、一つ取出してあたふ、此ものきのふ見えし船なる人の、陸に上りしにや、とおもひしかば、其刀をも金をもとらずして、磯の方に打出て見るに、其船も見えず、また外に人ありとも見えず、我すむ方にたち歸りて、近きほとりの村々に、人はしらかして、かくとつぐ、平田といふ村のもの二人、

出來しをともなひて、（字は五次右衛門、喜兵衛といふ者ども、）松下にゆきて見るに、彼人戀泊のかたを指（ユビ）さして、かしこにゆかむといふさましたり、足つかれぬとみしかば、一人それをたすけ、一人は其刀をもち、一人はそれが携へし袋やうの物をもちて、戀泊の者の家にゐて行て、物したゝめてくはす、かの人、また黄金のまろき二つと、方なる一つと、を取出て、あるじにあたふ、（藤兵衛なり）辭してとらず、その物いひ、きゝわきまふべからざれども、其形は我國の人也、（さかやき、こゝの人のごとくにして、身には、木綿の淺黄色なるを、基盤のすじのごとくに染なしたるに、四日結の紋あるに、茶色のうらつけたるを着て、刀の長さ二尺四寸餘なるを、我國の飾のごとくにしたる一腰をさしたるなり、）此事、島を守れるものゝ、許に聞えしかば、宮之浦（ミヤノウラ）といふ所に、かのもの置くべき所作り出して、うつし置て、薩摩守の許につぐ、薩州の家人等、連署して、其事を長崎の奉行所に告ぐ、（其書に、九月十三日としるす、彼家人等、島津大藏、同將監、新納市正、種子島藏人、連署す、長崎の奉行は、永井讃岐守別所播磨守也）彼人、長崎に送り致すべき由をいひ送れり、其後、又薩州より彼ものゝ、圏（マル）作りていひしことばなどの事を、長崎にいひ送れり、（前に見えしローマン、ロクソンなどの事也）阿蘭陀の人を始て、長崎にありあふ外國の人共、奉行所に召集て、かれがいひし事ども尋問ふに、各、其事曉（サト）すべからずとこたふ、かくて、冬も末に至りぬれば、北風吹つゞき、海の上波あらければ、彼ものを送致す船、二たびまで風に吹もどされぬ、これをむかふる薩州のもの、つとめて風波をゝし凌ぎ、からうして大隅の國に至り、それより又長崎に送り致す、かのもの、ひたすら江戸におもむかん事をこふて、長崎にゆかむ事をねがはざりし氣色しけれど、其望に任すべきにあらず、多くの挽船共して、長崎の地方網場（アミバ）といふ所に至りぬ、こゝより船をとゞめ、陸よりして、長崎にむかへ入れて、獄舍に置く、阿蘭陀の通事共して、彼來れる由をとふに、地名などは、聞も及びしあれど、其餘の事ども、きゝわくべからずといふ、阿蘭陀人をばことににくみおもふ由なれば、其人して問はむ事もしかるべからず、障子を隔てゝ阿蘭陀人して、そのいふ事を聞しむるに、これも聞しらぬ多く、ましてそのいふ所、半は我國のことばもまじはりぬと聞えて、猶々聞わかつ事かなはず、彼人も、いかにもして、思ふ事共いひあらはしてむ、とおもふ氣色なりしかば、たづぬべき事共、こゝにありあふ阿蘭陀人してとふべしといひしに、さも侍らむと答へしによりて、阿蘭陀人のうちにて、むかし彼地方のこと

ばを學習ひしもの丶ア、テレヤンドウといひしを、その甲必丹（カピタン）ヤスフルハンマンステアルといふもの、召ぐして出合たり、彼地方のことばといふはラテンのことばといふ事也詳に下に見えたり　これによりて、彼人こゝに來れる事の由は聞えて、其由をもて、奉行所の注進あり、後にきくに、彼人、阿蘭陀人に對せし禮、ことに驕れるありさまにて、阿蘭陀の人、いかにおもふ所ありしにや、ことにおそれし色あらはれき、彼國のこと葉學得しといふも、六年にして、其業を廢しければ、ことごとくには通じがたくて、その通じ得ぬ所々は、かの人いひをしへてのちに、其事を解したりといふ也　そのゝち長崎よりして、又こゝに送り致せし事は、其明年の夏の末に至て、參らせよと仰下されしによりて、去年より彼ものゝいふ事共聞なれし通事に三人つけて、九月廿五日に、長崎を出したてしに、十一月の半に來り着ぬれば、天主の法を禁ずる事つかさどれる奉行の人々に仰せて、その廳事の獄舍に按置せられし也、これより後の事共は、前に志るせし所にみえたり、奉行の人々のいひしは、彼人日々に食ふ所の物、定れる限等あり、初め長崎に至りし日より、こゝに來るに及びて、すこしも相變せず、よのつねの日には、午時と日沒の後と、二度食ふ、その食は、飯、汁は、小麥の團子を、うすき醬油にあぶらさしたるに、魚と蘿蔔とひともじとをゐれて、煮たるなり、酢と燒鹽とをすこしく副ふ、菓子には、燒栗四ッ、蜜柑二ッ、干柿五ッ、丸柿二ッ、パン一ッ、その齋戒の日には、午時にたゞ一度食ふ、但し、菓子はその日も兩度食ひて、其數をくはふ、燒栗八ッ、蜜柑四ッ、干柿十、丸柿四ッ、パン二ッを二度食ふ、その菓の皮實等はいかにやすらむ、すてしあとも見えず、齋戒の日とても、魚をも食ふ、またこゝに來りしより、つゐに浴せし事もあらず、されど垢づきけがれし事もあらず、これらの食事の外に、湯をも水をも飲みし事もなしといふ　その攜持し袋にゐれし所は、銅像、畫像、これに供養すべき器具、法衣、念珠、此餘は、書凡ッ十六冊、また錠のごとき黃金百八十一、彈のごとくなる黃金百六十、我國元祿年製の金錠十八、我國の錢七十六文、康熙錢三十一文等あり、その中、書六冊は、つねに身に隨へて、手を停めずしてこれを誦すといふ、これらの物の形製等、つまびらかにしるさむ事無用也、故にこゝに略す

正德五年乙未二月中澣筑後守從五位下源君美

白石

原印
君美

西洋紀聞中卷

大地、海水と相合て、其形圓なる事、球のごとくにして、天圓の中に居る、たとへば、鷄子の黄なる、靑き内にあるがごとし、其地球の周圍九萬里にして、上下四旁、皆人ありて居れり凡、其地をわかちて、五大州となす、一つにエウロパ、漢に歐邏巴と譯す、某はじめ、漢音のごとくによびしを、西人聞て、これ支那の音、非也といふ、後にまた阿蘭陀人に問ふに、そのいふところも亦然也、むかし、我俗、ヨツロツハといひしは、漢音の轉じ訛れるなり、俗に奥南蠻といふ地方、卽此也、二つにアフリカ、漢に利未亞と譯せるは、卽此　三つにアジア、漢に亞細亞と譯するは、卽此〇阿蘭陀鏤板の圖に據るに、以上三大州、共に一圏の内にありて地上界とす、四つには、ノヲルトアメリカ、番語ノヲルトといふは此には南といふ、漢には南亞墨利加と譯する、卽此　五つには、ソイデアメリカ、ソイデといふは、此には北といふ、漢に北亞墨利加といふ、〇阿蘭陀鏤板の圖によるに、以上二大州、共に一圏の内にありて、地下界とす　其エウロパの地方南はマーレ、カスピヨム漢に翻して、地中海といふ、北は、グルウンランデヤ、漢譯は、臥蘭的亞、また臥兒濵德ともいふなり　ヲセヤーヌス、ツフナンテリヨナーリス、漢に伯爾作客海と譯せし地方也　東は、タナイス、漢に大乃河と譯せり　ホントスエキシーノス、漢に黑河的湖と譯す　西は、マーレ、アツトランテイフム、漢に翻して大西洋といふ、に至る、〇アフリカ地方南はカアボテボネイスフランサ、漢に大浪山といふ地、すなはち地方、猶詳に下に見えたり　北は、マーレ、ニゲーテラーニウム、地中海、東は、マーレ、ルーブロム、漢に翻して西紅海といふ、シイマタカスカ、アフリカ東南海中の島也、漢譯は麻打曷失葛、詳なる事は下に見ゆ、西は、ヲセヤーヌス、エテウビークス、漢に河摺亞諸滄と譯す、利未亞西方の海也、に至る、たゞ其東北の地、僅に一路ありて、アジアの地と相聯れり〇アジア地方は東は、ヲセヤーヌス、ネンシス、漢に翻して小東洋といふ、の諸島に至り　ヤアパン、リウキウ、エソ等の國なさす也、ヤアパンは、日本也、リウギウは、琉球也、エソは、野作也、　西は、タナイス、すなはち大乃河　ホントスエキシーノス、すなはち黑河的湖　マーレ、ニゲーテラーニウム、すなはち地中海　マーレ、ルーブロムすなはち

西紅海 マーレ、ランチードル、漢に翻して南海といふ の諸島スマアタラ、ロソン等の國をさす、スマアタラは沙馬大蠻、ロソンは呂宋、猶下に詳に見ゆ に至り、北はタルターリヤ、マーリヤ 本ノマヽ タルターリヤは韃靼國、マーリヤは、此に海といふ、すなはちこれ韃靼の北海の事をいふ也 に至る、○ノヲルト、アメリカの地、四海のためにかこまれて其西北、僅に一路ありて、ソイデ、アメリカの地に相聯れり、其東北、海を隔て、すなはちアフリカ西南の地方に相當れり、其東北ノ海をマーレ、テルノルといひ、西海をチセヤーヌス、ペルヒヤ 本ノマヽ ーヌスといふ ○ソイデ、アメリカの地、東南の方、一路僅にノヲルト、アメリカに通じ、其正南は、マーレ、テルヌルに至り、これその南海の名也 北は、グルウンランデヤに相聯りて、其西北の地、いづれの所に至る事を詳にせず 其西北の方は、すなはち日本野作等に當れり、 其東はすなはちマーレ、アットランテイフムにのぞめり すなはち大西洋

按ずるに、大西洋地球地平等の圖、其由來る所、いまだ詳ならず、大明吳中明、萬國坤輿圖に題して、歐邏巴國中、鏤有舊本、蓋其國人、及拂郎機人、皆好遠游、時經絕域、則相傳而誌之、積漸年久、稍得其形之大全といふ、我今大西人に逢ひて、歐邏巴鏤板の輿地圖を出して、其說を問ふに、彼其圖を見てこれ七十年前、ヲ、ランデヤ人の鏤し所なり、其精妙いふべからず、今は西洋地方にも、得易からざる所也といふ、そのヲ、ランデヤといふは、卽今我國に歲々朝貢する阿蘭陀國の事にて、萬國坤輿圖に、喎蘭地、則蘭地としるして、西洋布地、二島最妙と注せしもの、卽此也、喎蘭地は、すなはちヲ、ランド、則蘭地はヲ、ランドの屬州、セーランド卽此なりかくて、此事を以て、阿蘭陀人に問ひしに、昔、本國の人マゴラアンス、もつとも天文地理の學に精しく、また舟を操る事を、兼善くす、六大舶に、衣食器械等の物、こと〴〵く載せて、大洋にうかび、萬國を周流す、其舶の風濤のために敗れしあれば、其人物を、各舶にわかちのせて、敗れしものをば、焚棄つ、かゝりしほどに、六年を經し後に、餘す所の舶、たゞ三隻、本國に歸りぬ、此時に至て、萬國山海輿地の說、最詳なる事を得たり、たゞ南方一帶の地と、ソイデ、アメリカの西北の地方は、猶いまだ詳ならずといふ、今其ヲ、ランド鏤板の圖に據りて、萬國坤輿圖、幷に三才圖繪、月令廣義、天經或問、圖書編等に見えし所の圖を見るに、此等は、皆其大略をしるせしのみ也、亦按ずるに、萬國坤輿圖に、歐邏巴、利未亞、亞細亞、南北亞墨利加の外

に、墨瓦刺泥加の一州を加へて、六大洲とす、其說に、墨瓦蠟泥、係拂郞機國人姓名、前六十年、始過此峽、幷至此地、故歐邏巴士、以其姓名、名峽、名海、名地といふ、其墨瓦蠟といふは、卽是マゴラの番音轉じ訛れるにて、亦繆りてヲ、ランド人を、以て、拂郞機國人となせし也、されど、阿蘭陀鏤板圖には、南方一帶の地は、いまだ詳ならずして、其地名をたてしにもあらず、又萬國坤輿圖說に、南北亞墨利加、全爲四海所圍、南北以微地相聯といふ、今阿蘭陀鏤板圖に據るに、北亞墨利加、其西北の地方、いまだ詳ならずとす、强て其說を作るべからず

ヱウロパ諸國、（諸國、ことごとくしるすに堪ず、たゞ西人の說にあつかれる事を略記す、餘これに倣ふ、）

イタアリヤ（漢譯に意太里亞、また意太禮亞といふ）　ヱウロパの南地、地中海上にあり、其國都をローマンといふ、（ヲ、ランドの語に、ローマといふ也、漢に譯して邏馬國といふ、）此方敎化之主、都する所にして、周圍僅に十八里、居るもの七十萬人に及ぶ、其俗機巧にして、器を制する事、極めて工緻也、其敎化之主は專らデウスの敎を掌る、軍國の事に至ては、各地ドウクスありて、これを掌る、（ドウクスは、酋長也、詳なる事は、下に見ゆ、）其地中海に、コラアリウム、ルウブリイを生ずといふ、（赤珊瑚樹也、其樹もつとも長しといふ、）

シシーリヤ（漢譯西齊里亞といふ、我俗にシシリヤといひし卽此、）　ヱウロパ極南、地中海の一島也、此島二山あり、一山は、常に火を出し、一山は、常に烟を出して、晝夜絕ずといふ、

按ずるに、本朝寬永年間、こゝに來る耶蘇の徒に、コンパニヤ、ジョセフといひしは、此國の人なりといふ、（ジョセフ、後に正に歸して、字を岡本三右衛門といひし也、）

ポルトガル（國都名リサボン又リスボン、漢に譯して波爾杜尾爾といひ、また波羅多伽兒といひ、また蒲麗都家といふ、むかし我俗ホルトギスとも、ブルトガルともいひ、また南蠻といひしは卽此、）　ヱウロパ西南海上の地にあり、此國、番貨を海外諸國に通じて、つゐにアジア地方、ゴア、マカーヲ、マロカ等の地に、其人をわかち置て、互市の事を掌らしむといふ、（ゴアは、我俗にゴワといひ、マカーヲは、我俗にアマカワといふ、マロカ、またマテヤといふ、詳なる事は、下に見ゆ、）西洋の番舶、我國に通ぜし事、此國をもて始とす、又天主之法東漸せし事も、此國の通ぜしによれる也、

按ずるに、ポルトガル人、初に豐後國に來れる事は、天文十年七月也、其後、薩摩國に來れるは、天文十二年八月也、慶長元和之間、歲々に來聘せし五和、

天川等の人といふは、五和は、ゴア也、天川は、アマカリをいふ也、皆是此國の人、それらの所にありて、海舶の事を掌れるもの丶使也、慶長十八年の冬、番舶の耶蘇之徒を帶來る事を禁ぜられし これよりさき、慶長十四年、我國の人、アマカワにゆきて、貿易するもの三百人、此國人のためにことゞヽく殺さる、明年其人こゝに來れるを、其舶と共に焚殺されし事ありき、寛永十六年に及びて、番舶の來る事を止めらる、同十七年五月、此國の貢舶來る其人を併せて焚かる、正保四年六月、此國進貢の船來れり、八月これを押還されき、ジョセフが説によるに、はじめポルトガルの王妃は、イスパニヤの王の女也、ポルトガルの王、嗣なくして死して、其妃父母の國に歸る其妃はらめる事ありと聞えて、ポルトガルの臣民、追とゞめて國に還し納る、かくて、男子生れて、世をつぎ、廿二歳にして死す、また嗣なし、先王の弟の、エイズスの徒となりて、ローマにありしをむかへて、嗣とす、此人もとより娶らざれば、嗣子もなし、臣民相謀りて、先王の姪女を嗣とし、イスパニヤの王に謂ふて、其國事を治めしむ、そのゝち、彼姪女、男子をうむ、其子成人の後、エイズスの法に歸して、國に當らむ事をねがはず、其子も、また父とひとしく、世をのがる、臣民皆勸め進むれどもきかず、つゐにローマの師徒、共にすゝむるに、デウス、汝の國を以て、汝の先王にあたへ給へり、しかるを、すてゝ治めざらむは、しかるべからずといふ、こゝにおゐて、やむ事を得ずして、國に當れり、初イスパニヤの王、此國を治めしより、こゝに至て六十年、ポルトガルの王の後、位に復しぬ、これによりて、我國へも、先王の好を繼て、再び禮聘を修められし、今をさる事七十八九年前の事也、其王の名、ドンジュアン、クワルといふ也といふ、其事、即是正保四年六月、此國人のこゝに來れるをさしいふ也、貞享二年三月、此國の貢舶來れり、またこれを押還さる、此後は來る事絕たり、

亦按ずるに、彼方、天主之敎、我國に入りし事は、此國のはじめて通ぜし時に、フランシスクス、サベイリウス 漢に譯して佛來釋古者といひし即此也 といふ師の、其舶に駕して、豐後國に來れるに始るといふ、即是天文年間の事也、また彼ノ敎、漢に入りし事も、大明神宗萬歷二十九年の春、大西洋利瑪竇が來りしに始れりと見えたり、其萬曆二十九年は、本朝慶長六年に當れり、さらば、彼敎の漢に入りし事は、我國に入りしよりは、相後れたる事、六十年におよべり、

イスパニヤ チ、ランドの語には、イスパンヤとも、スパンヤともいふ、俗に譯して、伊斯把你亞とも、伊西把你亞ともいふ、此也、即ポルトガル、フランスヤ等と、地を接て、其屬國十八あり、またソイデ、アメリカの地を併せて、新たに國を開き、ノーワ、イスパニヤと號す、ノーワとは、此にいふ新也、餘皆これに倣ふ、我俗に、ノチバイスパンヤといひしこれ也 其後、また、アジア地方、ロクソンをも、併せ得たりといふ、ノーワイスパニヤ、ロクソンの事等、下に詳なり、

按ずるに、慶長年間、此國始て來聘す、そのゝち、呂宋、新伊斯把你亞等の商舶、來る事絕ず、これら皆、此國人の來れる也、番舶來る事を止められしに及びて、來らず、寛永元年の春、再び聘を修す、これを

黜(シリゾ)けらる

カスティリヤ カスティラともいふ、漢に譯して、加西郎(キヤスイラン)といふ、むかし、我國に聞えしカステアンといふこれ也、イスパニヤの東南にありて、共にこれ與國也といふ、按ずるに、此國むかしより、我に通せし事聞えず、但し、我國に始て天主教を弘めし、フランシスクス、サベイリウスといひしは、此國の人也といふ、

ガアリヤ またラテンの語に、フランガレキスとも、フランガレンギヨムともいふ、そのレキス、レンギヨムといふは、國といふがごとしといふ也、また、イタリヤの語には、フランスヤとも、フランガレイキともいひ、チ、ランドの語には、フランスといふ、漢に譯して佛郎察(フツランチヤツ)といふ、むかし我俗がフランリヤンといひしは、ガアリヤの轉訛せし歟、ヱウロパ西海の上にありて、イターリヤ、イスパニヤ、ヲ、ランデヤ等の地に相接す、またソイデ、アメリカの地を併せ、新たに國を開きて、ノーワ、フランスヤと號すといふ、按ずるに、此國の商帕、むかしはこゝに來れりといふ、其事いまだ詳ならず、或人の説に、大明の書に、佛郎機國(フツランキイコ)と見えしは、佛狼機(フランキイ)とも、發郎機(ハツランキイ)とも、ポルトガル也といふ、心得られず、漢に譯して、波爾杜瓦爾(ホウルトワアル)、萬國坤輿圖に波羅多伽兒(ホウロトナキヤル)、武備志に蒲麗都家(ブリトキヤ)、世法錄に、といふがごときは、すなはちポルトガル也、佛郎機は、フランガレイキ、フランガレキス等、を訛譯(アヤマリヤク)せしに似たり、フランガレイキ等を、佛郎機と譯せしは、ポルトガルを譯して蒲麗都家といひ、カスティリヤを譯して加西郎(キヤスイラン)といふがごとし、亦按ずるに、西洋人、大明に通せし事は、武宗正德十二年佛郎機國の入貢を始とすと見えたり、其正德十二年は、本朝永正十四年に當りぬれば、番舶始て我國に來りし天文十年よりは前なる事、廿四年におよべり、

ゼルマアニヤ、チ、ランドの語には、ホーゴドイチとも、ドイチともいふ、漢に入爾馬泥亞(ジユルマアニイヤア)とも入耳馬泥亞(ジユルマアニイヤア)とも譯す、ヱウロパ地方の大國にて、國都をば、ビヱンナ或ウヱエンチナといふ、此方諸國相推して、其君をインペラドールと稱す、これに屬せしホルトス七人あり、インペラドール、ホルトス、等の事、下に見ゆ、七人のホルトスといふは、たとへば、七諸侯などいふがごとしといふ、チ、ランド人の説には、其君をばケイヅルと稱して、ホルトス九人ありといふ、孰是なる事を知らず、民物富庶にして、兵馬最強し、しかれども、兵を動かすに、たやすからず、ホルトス一人も議合(アワ)ざれば、事決せざるが故也、また國北に近く、地寒くして、鹽硝を産せず、常に給る事をヲ、ランド人に取るといふ、

プランデブルコ、フランデボルコともいふ、漢譯、いまだ詳ならず、ゼルマアニヤの東北、ホタラーニヤの西北にあり

ホタラーニヤ、（和蘭呼爲ニポウル。）漢に波多里亞（ホウトヲリヤア）、また波多禮亞と譯す、ゼルマアニヤの東ポローニヤの北にあり、

ポローニヤ、漢に譯して、波（ボウ）羅泥亞（ローニイヤア）といふ、ゼルマアニヤの東にあり、

サクソーニヤ、漢に沙瑣泥亞（サアソニイヤア）、また沙所泥亞（サアソ）と譯す、ゼルマニヤに相近しといふ、其ある所をいまだ詳にせず、

モスコービヤ、ムスコービヤともいふ、漢に没厠滿未突（モツツウイヤウ）と譯す、ヱウロパ東北の地にあり、其地極めて寒し、冬時氷厚きこと丈におよぶ、人馬共に其上を往來すといふ、

スウェイチヤ、スヱシアとも、スウェツヤともいふ、ヲ、ランドの語には、スウェイデともスパイデともいふ、漢に蘇亦齊（スウエツイ）と譯す、ヱウロパ北地にありて、ノールエウェギヤの地に相聯る、ノールウェギヤは、エウロパの極北、氷海にのぞめる地也、ノールイギとも、ノーレイギともいふ、漢に譯して、諾爾祁亞（ノルキイヤア）といふ、卽此也〇西人の說に、スウェイチヤの王妃、ローマンに來て、天主を拜せしを見たりき、その與從最盛なりしといふ、さらば、此國も彼敎を尊信する所と見ゆ、

ヲ、ランデヤ、ヲ、ランドともいふ、漢に喎蘭地（ヲ、ランデ）と譯す、大明の書に、和蘭（ヲ、ラン）、また紅夷（ホンイ）とも、紅毛鬼（ホンマウクイ）ともいふ、と見えしものあれども、紅夷國は、安南西北にあり、其人、衣を制らずして、綿布を身に纏ひ、紅絹を頭に纏ふ、其形、囘回（ウイウイ）に似たり、國に䞶なければ、安南多く䞶をもて、其珍寶に貿ふと、三才圖繪にはしるせり紅、夷、此國の人をいふべしとも見えず、ゼルマアニヤの西北にあり、初ゼルマアニヤ人、海上の小島に至て漁獵し、つゐに土地を闢きて、國を建る事七州、イスパニヤに屬す、其後、イスパニヤの徭役、苛酷なるに堪ずして、其國と絕つ、其國つゐに兵を擧てうつ、隣國をの〳〵相援けて、戰ふ事八十餘年、ヲ、ランド、つゐにイスパニヤの十州を侵し奪ふ、諸國もまた兵に疲れて、兩國を和す、ヲ、ランド、其侵せし地を還して平ぐ、其人、水戰を善して、これに敵するものなし、其陸戰のごときは、水戰に及ばず、しかれども、アフリカ、アジヤ數州の地を侵し取りて、國すでに富み、兵亦强く、今に至ては、エウロパ一方の强國也、其七州といふは、ヲ、ブルイツスル、フリイスランド、ヲルランド、セーランド、グルーニンゲ、ゲルトルランド、ウイトラキト、其侵取りし海外の地は、カアプトボネスペイ、ゴドロール、マロカ、バタアビヤ、ノーワヲ、ランデヤ、ゼイラン等、これなりといふ、西人の此國の事を說きし所、猶下に見ゆ、但しヲ、ランド人の說とは、異同あり、此國の事は、別にしるせしものあれば、こゝには略しぬ、

按ずるに、此國始て此に通せしは、慶長五年の事也、エウロパ地方の國、むかしより其貢聘の絕ざる

ものは、ひとり此國のみ也、

アンゲルア、アンゲリヤともいふ、イタリヤの語には、エンゲルタイラといひ、チ丶ランド人は、インゲラントといふ、漢には、漢父剌亞（ハアスチヤハラツヤア）とも、または、諳尼利亞（アスニイリヤア）とも譯す、むかし我國にて、インガラテイラとも、またゲレホロタンともいひ、俗にはイギリスといひしは、すなはちこれなり、エウロパ西北の海中に二大島あり、此國、幷にスコツテヤ、一島の地にわかれたつ、アンゲルアは、其南にあり、其一島は、イベリニヤの國也、此國海中にあるによりて、其俗舟を操る事を善くして、また善く水戰に習へり、ヲ丶ランド人、海外に通ずる事を得しも、初、此國人、をしへみちびきしによりて、つゐに海路に熟せし也、此方諸國の貢舶、其水戰を善する事を、あひ畏れて、此國人を、號して、海賊とす、其君大に羞惡みて、國人みだりに外洋に出る事をゆるさず、また此國、もとより天主を尊信して、其敎を奉ず、近世に至て、其君、正妃を廢して、寵妾をたつ、天主の敎、もと他犯を以て大戒とす、此方敎化の主、其破戒の故によりて、此國と絶つ、其敎を奉ずる諸國も、またこれとたつ、ヲ丶ランド人を絶しも、また此時の事也といふ、

按ずるに、本朝慶長の五年、此國始てヲ丶ランド人と共に、我國に通ず、十八年の秋、はじめて貢聘す、明年にまた來れり、其後來る事未レ詳、延寶元年五月、我國漂流の人を送り來る、七月に至て其國に歸れり、

慶長十八年癸丑八月四日、インカラテイラ國使來る其書蕃字、通事譯し云、おふぶりたんや國、ふらんす、國ゐらんだ國、三國の帝王に十一年以來なり候云々、其名の所に、大ぶりたんや國の王、居城はおしめしきせめし帝王れいきく、又譯云、いがらたいら、又は、げれぶろたんとも申候、いづれも國は一つ名は二つ有レ之、卽いぎりすへの返書つかはさると云々、九月一日の事也、校者云此の文は原書中卷の首に付紙となりてありしを今書込みてこゝに入れたり

スコツテヤ、チ丶ランドの語に、スコツトランドといひ、またシコツテアともいふ、漢に譯して、思可齊亞（スーコツイヤア）といふ、エウロパ西北海中にあり、アンゲルアと共に一島の地にわかれたつ、其國アンゲルアの北にあり、

イベリニヤ、チ丶ランドの語に、イ丶ルランドといふ、漢に、喜百泥亞（ヒイベニイヤア）と譯すエウロパ西北海中にありて、アンゲルア、スコツテヤ等の國に相逼近し、

グルウンランデヤ、漢譯前に見えたり、此國の極南は、エウロパ

の北海に至り、其北地は、ゾイデアメリカにつらなれり、此方、寒凍極めて甚しく、人物を生せず、ヲ、ランド人、海鯨を逐ふて、此地に就て捕るといふ、チ、ランド人の說に、むかし本國の人相議して衣食器械、寒をふせぐべき物どもを備へて、此地に就てとゞまる、かくて明年に至て、本國の人、また至て見るに、其人、坐するものは坐ながら死し、起つものは、起ながらし死て、一人も生活するものなく、其肌肉乾脯のごとくにして、腐爛せず其地寒凍の甚しき、かくのごとくなるに至るといふ、

大凡、エウロパ地方の諸國、其君を立るに、其嗣たるべきもの、すでに定まれるは、論ずるに及ばず、もし嗣いまだ定まらざるは、臣民各其嗣とすべきもの、名を志るして出す、其志るせし所の數、多きものを以て、其君とす、君其臣に官を命ずるも、亦これに同じ、臣民薦むるもの多き人を擧用ふ、君敢てみづから一官を命ずる事もあたはず、チ、ランド人の說に、本國には、君をたてずといふ、たとへば、周の六卿の如くに、なの／＼其事を掌れるの官長をたてゝ、治めしむ、國人その官長を撰ふ事は、此方諸國、君をたつる法のごとし、又ジョセフが說によるに、エウロパ地方、レネサ、ゼヌワのごときは、國こぞりて、一人を撰ひて、國事を治めしむる事一年、毎年に其人を代ふるといふ也、レネサ、ゼヌワ等の國、いづれの所にありといふ事は不レ詳、此方諸國、君長の位號、數等あり、其上等を、ホンテヘキス、マキスィムスといふ、これ最第一無上等の義也、ひとりローマン敎化之主一人のみ、此號ありといふ、此方の諸國、天主之敎を尊信するが故に、此號を以て、其人を推稱するとみえたり、其次は、インペラドール、これ、漢に帝といふがごとし、ゼルマアニヤの君のごとき、これ也といふ、其次は、レキス、これ、漢に王といふがごとし、フランスヤ、アンゲレア等の國君のごとき、これ也といふ、其次は、フレンス、レキスに次ぎし所の號也といふ、其說をきくに、たとへば漢の大將軍のごときをいふ歟、チ、ランド、イスパニヤ、相戰ふ時に、アンゲレアのレキス、其國の兵をひきゐ來りて、チ、ランドのフレンスとなりて戰ひしなど、いふ事あり、其次は、ホルスト、これ、フレンスに次ぎし所の號也、ゼルマアニヤに屬せし、七國の主に、此號ありといふ、これ又漢の將軍の號あるがごとくなる歟、其次は、ドウクス、これ、ホルストに次ぎし所の號也、イタリヤのごとき、所在なの／＼其兵をつかさどるものありて、これをドウクスと稱すといふ、部落の酋長を稱する所なるべし、これらに屬する所、またその／＼其位號あり、こと／＼くにかぞふべからず、萬國坤輿圖を按ずるに、歐邏巴州の諸國、凡官有二三品一、其上は、教化を興す事を主るといふは、ローマの主をいひ、其次は、俗事を判理すといふは、インペラドール、レキス等のごとく、其次は、專ら兵戎を治むといふは、フレンス、ホルスト等のごときを、其力によりて、稱する所同じからぬ歟、此方諸國の俗、大に同じけれども、亦少しく異ならざる事あたはず、たゞ其ゼルマアニヤ、スウェイチヤ、ヲ、ランド等地方の人は、髮黃に縮りて、瞳子白し、ムスコービヤ地方の人は、モゴル人に似たり、此方相尙ぶ所の敎は、皆これヱイズスの法也、たゞヲ、ランド人のみ、ルテイルスの徒也といふ、ヱイズスは漢に耶蘇と譯す、むかし、我俗に、ゼスといひしこれ也、ルテイルスは、其法の異端也といふ、チ、ランド人の說に、此ノ方各國、冠制異同あり、皆玉を以て飾れり、たゞこれ、國君卽位の時に、用ふるのみ、よのつねは、皆々被髮を以て禮とす、被服のごときは、皆本國に相同じ、モゴル人といへども、本國の制に、大に異なるにもあ

らず、地方、北に近くして、氣候寒多し、されど土壤肥衍にして、庶物豐饒也、たゞイタリヤ、イスパニヤ等の地方、稲に宜し、其他は、稲なくして、大小麥に宜しといふ、此方諸國の方言、同じからず、玄かれども、其大約、三つに出ず、一つにヘイペレイウス、二つに、ラテン、三つに、キリイキス、またヘレッキスともいふ、凡大事を記すには、必ず此等の語を用ふ、其ヘイペレイウスといふは、ユデヨラの語也、ユデヨラとは、ラテンの語にして、イタリヤの語にはジュデアといふ、漢に如徳亞ニユイテヤアと譯す、これ也、これ古の國ノ名、其國、今は滅びたり、其國人の子孫諸國に散在してあるものを、ヨード人と稱すといふなり、ラテンといふは、古の國ノ名、今はその地詳ならず、キリイキス、またこれに同じ、その中、ラテンに至ては、此方語音に相通せずといふ所なし、されば、諸國の人、これを學びずといふものあらず、又諸國用ゆる所の字體、二ッあり、一つに、ラテンの字、二つに、イタリヤの字、其ラテンは、漢に楷書の體あるがごとく、イタリヤの字は、漢に草書の體あるに似たり、其字母、僅に二十餘字、一切の音を貫けり、文省き、義廣くして、其妙天下に遺音なし、其説に、漢の文字萬有餘、強識の人にあらずしては、暗記すべからず、しかれども、猶聲ありて、字なきあり、さらばまた多しといへども、盡さゞる所あり、徒に其心力を費すのみといふ、其これを習ぶの學、ガラアマテイカといふは、梵に悉曇あるがごとく、其聲音を習ぶ學なり、レトーリカといふは、漢に文章あるがごとし、其語をつられて、言を記さるの學なりといふ也、此餘、天文、地理、方術、技藝の小しきに至る迄、悉皆學あらずといふ事なしといふ、

アフリカ諸國、

トルカ、（萬國全圖都兒瓦或此イタリヤの語に、トルコといひ、他邦には、ツルコといふ、漢に譯せし所いまだ詳ならず、）

此國、其地甚廣くして、アフリカ、エウロパ、アジアの地方につらなり、國都は、古のコウスタンチイの地、古の時、ローマの君、他を避けし所也といふ、コウスタンチイ、またコンスタンチヤともいふ、漢譯未レ詳、パルパアリヤの北、マーレニゲーテラーニウムに近き所にあり、パルパアリヤは、漢に巴耳巴里亞、また馬爾馬利加マアルマアリキヤと譯す、マーレニゲーテラーニウムは即地中海也、其俗、タルターリヤに、すなはち韃靼國ひとしく、勇悍敵すべからず、兵馬の多き事、一日にして、二百千を出す、二十萬をいふ日を歴るにおよびては、其衆はかるべからず、エウロパの地方、その侵凌に堪ずして、各國相援てこれに備ふといふ、

按ずるに、其説に、アフリカの地方、ことごとくこれトルカに屬し、また東北は、ゼルマアニヤに至り、東南は、スマアタラに至るといふ、またジョセフが説によるに、此國ポルトガルに相隣れりといふ、またヲ、ランド人に、此國の事を問ふに、其地、東北タルターリヤに相聯る、これ其種類也といふ、

さらば、トルカの地、西北はポルトガルの地に相接し、東北は、ムスコービヤの東に至れり、ムスコービヤは、ゼルマアニヤの東北にありて、最遠く、タルターリヤに相近し、たゞ其東南海を越て、スマータラに至るまで、此國に屬すといふ事。心得れらず、又其大國たる事かくのごとし、萬國坤輿圖等の諸說、此國の事に及ばず、漢譯また詳ならぬ事も、心得られず、按ずるに、萬國坤輿圖に、利未亞州大耳瓦國ありて、馬爾馬利加の地に近し、其大耳瓦、或はこれトルカの音轉じ訛れる歟、また都爾の字を注して、其下の字漫滅せし所あり、善本を得て、考ふべき事なる歟、

カアプトボネスペイ、イタリヤの語に、カアボテボネイス、フランサといひ、ヲ、ランドの語に、カアボテボース、フランスとも、カアプともいふ、漢譯未レ詳、其地は、すなはち漢に大浪山角としるせし所也、按ずるに、萬國坤輿圖の仙勞冷祖島の地に、曷叭布剌といふあり、カアプの音轉じ訛りて、仙勞冷祖島の地ノ名とするに似たり アフリカ極南の地にあり、虎豹獅子禽獸之類最多し、近世ヲ、ランド人、其地を併得しといふ、ヲ、ランド人の說をきくに、此地を併せ得しにはあらず、此方海舶、東南洋におもむく時、必ず經過の地也、これによりて、其海口に、舶をとゞむる當所あむるなりといふ、

マタカスカ 漢に、麻打曷失曷と譯し、また仙勞冷祖島といふと見えしは、番語サンロレンソ、すなはち此也、 アフリカ東南海中の大島也、

按ずるに、萬國坤輿圖、利未亞の地、七百州ありと注して、此方の名山大川、其大略をしるす、ローマ人、ヲ、ランド人等の說く所も、此方の土俗人物等、皆詳ならず、おもふに、此方トルカの地に係りぬれば、ヱウロパ人至るものすくなくして、其事いまだ詳ならぬ歟、たゞそのカアプ、マタカスカの地、ヲ、ランド人說くところは、其人禽獸にひとしといふ、ヲ、ランド人、マタカスカに至て、其地產をとる、土人畏避けて相近かず、飲食の餘をすつるを見るにおよびては、またひそかに來りて竊食ふ、その癡呆なる事、かくのごとしといふ、

アジア諸國、

ハルシヤ、漢に、巴爾齊亞、また巴兒西と譯す、我俗にハル(ヘシヤ)といふ、此也、インデヤの西、アフリカ地方の東につらなれり、モゴルの屬國也といふ、

按ずるに、此國出す所名產多し、ヲ、ランド人の說に天下良馬を產ずる地、たゞ日本と、ハルシヤとのみ、萬國の地、およぶ所にあらずといふ、本朝慶長年間、暹羅、東埔寨等の國、聘を通じて、しきりに馬を賜らむ事を望請ひし事あり、さらば、ヲ、ランド人のいふ所、誣ずといふべし、

モゴル、漢に莫臥爾または、莫臥兒と譯す、我俗にモウルといふもの、すなはちこれ也、古の印度の地、地廣ク人稠ク財物豐衍此方の大國也、されど殊隣相

接して、兵革の事もまた絶ず、ベンガラ、サラアタ、インドスタント等、其屬國也、コストゴルモンテールといふは、其海港の名、番舶輻湊の地也といふ、ベンガラ、下に見えたり、サラアタ、漢譯いまだ詳ならず、或人錫蘭山卽此也といふ、心得られず、インドスタント、漢には應土私當、また印度斯當と譯す、コストゴルモンテールは、コストとは、こゝに海邊といふがごとし、以下は地名也といふ、漢譯未ㇾ詳、

按ずるに、其說に、天下の宗とする所の敎法三つ、キリステヤン、エイズスが法、我俗キリシタンといふ、此也、ヘイデン、またこれをゼンテイラとも稱ず、といふ也、マアゴメタン、これ也、そのマアゴメタンは、モゴルの敎にして、アフリカ地方、トルカもまた其敎を尊信すといふ、おもふに、これ漢に回回の敎といふもの、或は是也、或人說に、回回すなはちモウルといふ、心得られず、萬國坤輿圖を按ずるに、莫臥兒、回回、其地相去る事遠くして、阿蘭陀鏤板の圖には、回回といふもの、つまびらかならず、

ベンガラ、ナ、ランドの語は、ベンガーラといふ、漢に榜葛剌とも、旁葛臘とも、榜葛蘭とも、譯せり、古の東印度の地也、其地、各色布帛藥物等を出すといふ、卽今ナ、ランド人齎來りて賣る所の布帛に、此國の名に係れる物あり、これ其產する所、

インデヤ 漢に譯して、應帝亞といふ、 西印度の地也、按ずるに、古の印度といふものは、五天竺の總名也、今いふ所のインデヤは、古にありて、西天竺の地方なり、ゴア は其西海の地に在りて、番舶輻湊の所也、ポルトガル人、其地に據りて、互市の事を管す、ゴア、漢に臥亞と譯す、我俗にゴワといふもの、卽此 マルバル、チヤウル、サントメイ、皆是こゝに屬する所の地名にて、其俗モゴルに似たりといふ、マルバル、またはマラバアルともいふ、ゴアの南にあり、チヤウル、サントメイ等の地、各色布帛を出す、卽今、布帛の類、その地名に係れるものあり、はじめ、これらの所より來れるによれる也、チヤウル、サントメイ、漢譯いまだ詳ならず、

按ずるに、はじめ、ポルトガル人、ゴアの地に據りて、つゐに廣東海港の地を借りて、其人をわかち置て、海舶の事を管せしむ、本朝慶長元和の間、或は西域國總兵巡海務事と稱し、或は西域國奉行天川港知府事と稱じて、歲々に朝貢せし五和天川の人といひしは、卽是ポルトガル人のこれらの地にありしものども也、五和は、卽ゴア也、天川は、卽阿媽港、番語マカチといふもの、廣東の海口にある地名なり、

セイラン またセイロンとも、サイロンともいふ、漢に譯して錫狼島とも、錫蘭國とも、翠藍嶼とも、齊狼ともいふもの、卽此也、インデヤ南海の中にあり、海に近き山麓に、佛足の跡猶存す、或は佛涅槃の地これ也といふ、其俗モゴルに同じくして、其地、眞珠、寶石、肉桂、檳榔、椰子等を產すといふ、

按ずるに、此國の南地に、コルンボと稱ずる所あり、其人色黑し、漢にいふ所の崑崙奴、或は是也、ヲランド人の說に、凡そ赤道に近き地の人、ことごとく皆クロンボにして、其性慧ならずといふ、其クロンボといふは、コルンボの音の轉ぜしにて、その人色黑きをいふ也、（此に、黑色をクロシといふ、されど、近俗、人の色黑きを、クロンボといふは、もとこれ番語に出づ、）

スイヤム、（シャム、またはシャムローともいふ、漢に暹羅と譯す、これ也、）古の時、暹と、羅斛と、二國あり、大元至正の比、羅斛人、暹を合せて、一國となれり、スイヤム、またシャムともいふは、すなはち暹の番音也、其地、南方にありて、氣候熱甚しく、たゞ其冬月に至る時、夜稍涼し、其人螺髻裸體、綵帨を用て腰を束ね、其產する所の物は、藥物皮角の類也といふ、

按ずるに、本朝慶長年間、其國始て通ず、元和寛永の間、其王しきりに金葉の書を、（我俗に、金札といふもの、これ也、）奉て、聘問す、今においては、たゞ其商舶の來るのみありて、歲々に絕ず、（慶長之初、我國の人、かしこにゆきて、つゐに其王臣となれるものどもあり、其人、また我國の執政に書聘を通じたりき、それらが子孫、猶今も其國にありといふ、）

附

占城、（我俗チャンパといふ、番名いまだ詳ならず、）柬埔寨、（甘孛智、澉浦只、漢甫寨、皆同じ、我俗カボチャといふ、番名は未レ詳、）二國、共に暹羅の東にあり、大泥、（我俗タニといふ、番名は未レ詳、）暹羅の南にあり、本朝慶長の初、ともに我國に通ず、たゞ占城は、其王の聘せし事聞えず、柬埔寨の歲聘は、寛永の初におよべり、今はたゞ其商舶の來れるのみなり、（此等の國は、西人いまだ經ざるの地なる故に、其說を聞かず、されど昔我國に通ぜし所なれば、こゝに附す、）

マロカ、（マラカ、またはマテヤといふ、漢に滿剌加とも、麻剌加とも譯して、暹羅に隷して、いまだ國と稱せずといふ、）スイヤム西南の方、海にのぞめる地にあり、此地もとポルトガル人據る所、今はヲ、ランド人に屬すといふ、

按ずるに、本朝慶長十七年二月、ヲ、ランド人奉れる書に當時カステリア人と、マロカに戰ふ事を載たり、さらば、此地もとカステイリア人の據りし所を、ヲ、ランド人戰遂ふて、つゐにみづからこゝに據りしとみえたり、カステイリアは、すなはちカステイラ、ポルトガルの與國也、

スマアタラ、（ソモンタラともいふ、漢に、須門那、須文達那、蘇木都剌、蘇門塔剌、蘇門荅剌、沙馬大剌等と譯し

た、アジア地方、南海の中にあり、わづかにその東北海を隔て、すなはちマロカの地也、此國、直に赤道の下にあたれり、春秋の二分には、日影を見ず、春分より、秋分に至て、日影南にあり、秋分より春分に至て、日影北にあり、氣候極めて熱く、たゞ夏冬には、其熱甚しからず、人皆裸體にして、色黑く、俗また暹羅に似たり、其地黄金を産す、ヲ、ランド人、これをとるといふ、

ジヤガタラ、漢に咬喇巴(キヤウラパ)、また交留吧(キヤウリウパ)、咬噌吧(キヤウリウパ)等いふ、卽此なり、スマアタラ東南海中にあり、此國すべてジヤワといふ、漢に譯して、古は闍婆(チエホア)といひ、今は、瓜哇(チヤウワア)といふ、ジヤガタラは、ヲ、ランド人據る所の地名にて、其治城は、バタアビヤにあり、漢譯未ㇾ詳、圖書編、闍婆の下に、婆達(ホブタ)あり、或は此歟、こゝより、南にさる事十四五日程、ジヤワに至る、卽是本國の主、都する所也、其主をば、ススーナムと稱す、其俗、髪をかうふり、薄き布に糊強くして、頂に纏ひ、袖窄き衣に、短き袴を着く、地方暖にして、穀一歲に再熟し、庶物また豐衍なり、これによりて、其人飢寒をしらず、性また懶なる事甚しジヤガタラ、もとポルトガル人のために據らる、前九十餘年、ヲ、ランド人、これと戰ひて、つゐに其地をとる、本朝元和九年癸亥の事也、今ヲ、ランドの治る所に、漢人の來り寓するもの、三四萬人に至るといふ、

按ずるに、慶長の比、ヲ、ランド人、バンタンに往來の事聞ゆ、バンタンは、すなはちジヤワの地名、漢に板淡(バンタン)と譯する所也、亦今毎歲こゝに來れるジヤガタラの人といふものは、其國人にはあらず、漢人のかしこに寓するものども也、

ボルネヲ、ボルネヨ、またはボルーネル、漢に渤泥(ホエツニイ)また、波耳匿(ボウルエツホア)何と譯す、スマアタラの東、ジヤワの東北にある海島也、土俗スマアタラに同じ、其地水精、龍腦等を産すといふ、

マカサアル、漢譯未ㇾ詳、これセレベスの南地の名也、セレベスは、漢に譯して、食力百私(シツリツベスウ)といふ、ボルネヲ東南海中にあり、土俗スマアタラに同じ、黄金、檀木、等を産すといふ、

附

マカサアルの東北海中に、メンダナヲといふあり、メンダナヲ、漢に茗荅閙(メヌタナウ)または明大〇(ミシタ)と譯す、此餘、海島猶多し、皆これ西人の說きし所にあらずして、其事詳ならざれば、こゝにしるさず、

ロクソン、ロソンともいふ、漢に呂宋(リユイソム)と譯す、我俗には、ルスンといふ、チ、ランド人、またルコーニヤともいふ、チイナのカンタンの南海にあり、チイナは、支那也、カンタンは、廣東也、其國の南土をば、マテヤといひ、またマネラともいふ、マネラ、我俗マンエイラといふ、漢に瑪泥兒訝(マアニイルヤ)と譯す、古の時、其主あり、近世以來、イスパニヤ人併せ得て、其人をして、國事を治めしむ、其西南の地に、銀を産する山あり、イスパニヤ人、これを採らしむ、チイナ人來り採るもの拾貳萬許、またヤアパンニヤ東南海中に金銀を産する島あり、ヤアパンニヤは日本なり、東南海中の島名、いまだ詳ならず、またヤアパンジスすなはち日本人也の子孫、此國にあるもの、すでに三千餘人、集り居て、聚落をなす、其人、本國の俗を變せず、土人は、双刀を腰にし、出る時は、槍を執らしむ、其餘も皆一刀を帶ざるはなし、イスパニヤ人これを御するに法ありて、妄に國中に出行く事を聽さず、前四年、ヤアパンジス、風に放されてこゝに至れるもの十二人、イスパニヤ人彼聚落に就て、居らしむ、此國の北は、すなはちフルモーザなりタカサゴの事也、即今の臺灣、もとヲ、ランド人に據りし所、今はチイナに屬すといふ、

按、慶長年間しきりに我國に聘せし呂宋(ルスン)國といふは、みなこれイスパニヤ人のかしこにありしものの使也、

ノーワヲ、ランデヤ、海南にあり、其地極めて濶し、今はヲ、ランド人併せ得たり、これによりて、ノーワヲ、ランデヤと名づくといふ

此地の事ヲ、ランド人にとひしに、此地ジャガタラより南にさる事四百里許、これ我國の里數によりていふ所也、本國の人、はじめてこゝに至る事を得たり、其土極めて濶し、其人禽獸のごとくにして、言語通せず、地氣甚熱くして、こゝに至れるものども、病ひし死して、生殘るものわづかになりて、歸る事を得たりノーワヲ、ランデヤと名付し事は、其地を併せ得たるの義にはあらず、本國の人、新たにもとめ得し所なるが故也といふ、此事詳なる事は、阿蘭陀の事しるせしものに見ゆれば略す、

按ずるに、其人の言に、チイナといふは、即支那也、タルターリヤといふは、即韃靼也、ヤアパンニヤといふは、即日本也、此等地方の事、其經歷せし所に係らざれば、其說のしるすべき事もなし、萬國坤輿圖に據るに、韃靼の東方、海に至るまでの地を圖して、狗國、室韋、野作等の國、其地にありと見えた

り、阿蘭陀鏤板の圖に據りて、阿蘭陀人の說をきくに、エソ、エソ、漢に譯して野作といふ、我國にて、蝦夷といふもの即此、の此地、タルターリヤに相聯れるや、否、いまだ詳ならず、本圖鏤板の圖には、エソ東南海口の地のみを圖して、此海口に至て、こゝにいふ所のマスに似たる魚、多く食ひし事を、注したりといふ、こゝとは、即我國をいふ、マスに似たる魚とは、こゝにいふ鮭魚の事をいふなるべし、またヲ、ランド人に問ふに、ヲ、ランド地方より此に來るには、其北海より去りて西し、アフリカの西を經て、カアプ地方に至て、東に折れ、アジア南海を過て、ジャガタラに至り、こゝよりまた北して、スマアタラ、ボルチヲ等の諸島を過て、東北の方、我國に至る、其行程をはかるに、凡ッ一萬二千九百里に及ぶといふ、これまた我國の里數による也、もしヲランド地方より、北に去りて、東に轉じ、北海を經過て東し、北海は、すなはちタルターリヤ、マーリヤといふもの、韃靼海の事をさしいふ也、南に轉じて、此に來らば、行程わづかに三四千里に過べからず、なにを苦しみてか、此路にはよらざるやといひしに、其人のいはく、誠に然也、今より三年の前に、アングルア人、ウェール ムダンベイルといふものありて、身みづから北海を越て、東洋に至りしといふ、我方の人、其事を難じて、天地の北日光到らず、海常に暗く、潮甚ダ急也、そのいふ所信ずべからずといふ、彼人これを憤りて、書作りて世に行はんとす、もし其書成りて、其言信ずべくは、本國の幸、これに過べからずといひき、これ正德二年壬辰の事也、其後また此事を問ひしに、去年、彼人死して、書もまたいまだ成らざりきといふ、これ正德四年甲午の事也、これらの說に據るに、萬國坤輿圖に見えし所、盡くに信ずべからず、

ノヲルト、アメリカ諸國、

ノーワ、イスパニヤ、漢に、新伊西把儞亞と飜譯す、我國の俗に、ノチバイスパニヤ、またはノビスバンヤといひし此也、ノヲルトアメリカの南地にあり、こゝを過て南する時は、すなはちソイデアメリカの地也 イスパニヤ人併せ得て、新たに國を開きし所也、其海口アカプールコといふ地、番舶輻輳、人民豐饒之地也といふ、

按ずるに、本朝慶長十五年、此國の船、逆風に放されて、我國に漂來る、其船を修め整へしめて、還さる、同十七年の夏、其國入聘して、恩を謝す、此年、我國の商船も、かしこにゆく、今はすなはち絕たり、

ノーワ、フランスヤ、（漢に譯して、新拂郎察といふ、）ノヲルトアメリカ東北の地にあり、其地甚濶し、これまたフランスヤ人併せ得て、新たに國を開きし所也といふ、

按ずるに、此方の地、極めて濶く、其俗、木石と共に居り、鳥獸と共に羣す、エウロパ地方の國々、その地を併せて、新たに國を開きし多し、ノーワイスパニヤ、ノーワフランサ等の外に、ノーワ、カラナナタ、（カラナ、タ、漢譯いまだ詳ならず、其本國は、エウロパ地方、イスパニヤの南、地中海の上にあるなり、）ノーワ、アンタルシア、（アンタルシア、漢に俺大督西亞(アヌタルシイヤア)といふ也、本國は、エウロパ地方、カラナ、タの西（イスパニヤ、ポルトガルの西南なり）にあるなり、）のごとき、皆これ也、ヲ、ランド人の說に、アメリカの地、六七月の比、麥を收むといふ、しかれども、各國の風土物產等、いまだことごとく詳ならず、

ソイデ、アメリカ諸國、

バラシリヤ、（バラシリヤともいふ、漢に伯西兒(ベッシイル)と譯す、卽此、）ソイデアメリカ東方の地なり、其地極めて荒濶にして、東南北の方、ことごとく皆海に至る、其俗、木に棲み、穴に居て、好みて人を食へり、其北海の中、セントヘンセントといふ小島は、タンバコを出す所也といふ、（セントヘンセント、漢譯未レ詳、タンバコは、漢に淡把姑(ダスバクー)、淡婆姑(ダスボテクー)、淡芭菰(ダスバクー)等の譯あり、すなはちこれ烟草也、）

按ずるに、祕府にエウロパのクラントあり、ヲ、ランド人、此國人と戰ひ、勝ちし事を、しるせし見ゆ、其注する所に、據るに、エイズスの敎、此地方にも行はれし也、（クラントは、エウロパの俗に、凡て事ある時は、其事を圖注し、鏤板して、世に行ふもの也、）

附

萬國坤輿圖に據るに、南亞墨利加、巴大溫(パタウン)の地は、長人國也と注せり、ヲ、ランド人に此事を問ふに、むかし、本國の人、此方の南海を過ぎしに、そのバタゴーラスの地に至て、人をして小舟に駕し、水口より泝りて、其地を見せしむ、久しくして歸らず、海岸にのぼりて、はるかに望むに、荒濶にして、見る所なく、たゞ沙頭に、大きなる屋の內に、火を燒きし跡ありて、其邊に人の足跡あるが、よのつねの人の足、二つを合せしほどにて、兩足相去れる間も、これにかなへり、此故に、此地の人、長大なる事をば推し知れり、始つかはせし人も、つゐに歸る事を得ず、又此地の人を見しにもあらずといふ、其バタゴーラス、すなはち漢に巴大溫(パタウン)と譯せし所也、また

萬國坤輿圖に、此方孛露(ベツルウ)國、産レ香、名二巴爾娑摩(バルサモ)一、樹上生ずる初、刀を以て劃レ之油出、塗レ戸不レ敗といふ、すなはちこれ西洋地方より出る所バルサモといふもの、此樹油也、ヲ、ランド人に此物を産する地を問ふに、ベールイヒヤノムといふ、漢に孛露(ヘルウ)と譯せし所にして、巴爾娑摩(バルサモ)、すなはちバルサモ也、

附

當時エウロパ地方、こと〴〵く戰國となりし事は、初イスパニヤの君、名はイノセンチウストーデーシムス、嗣とすべき子なし國人は、ゼルマアニヤの君の第二の子、名はカアロルス、テルチウス、かならず其嗣となるべしとおもひたり、これは、ゼルマアニヤは、此方の大國にして、しかも其君の子はイスパニヤの君の外姪なるが故也、〔イノセンチウスは、イスパニヤの君の名也、トーデーシムスは、こゝに第十二世といふがごとく、其國の大祖より、十二代にあたれる君なるを、かく稱するは、此方の俗也、カアロルスは、ゼルマアニヤの君の子の名也、テルチウスは、こゝに第二子といふがごとし、〕十年前におよびて、〔本朝元祿十三年庚辰なり、〕イスパニヤの君、死する時に至て、其嗣いまだ定まらず、其親戚群臣に遺令して、一封の書をとゞめ、我死せば此書を捧げて、天主像前に至て、披らき見よ我嗣の事は、これにしるせりといふ、國人其書を捧げて、ローマンに至て、天主の像前にして披き見るに、フランスヤの君の孫、名は、ピリイフス、クイントスを以て、嗣とすべしとしるしぬ、〔クイントスは、こゝに第五子といふがごとし、フランスヤの君の嗣子の第五の子也、〕人皆驚きて、敢て言を發せず、されど、其君の命せし所なれば、敢てたがふべからず、フランスヤの君の孫をむかへて、君として、其冠をわたす、〔世を繼て、位につく時に、先世より相傳し所の冠をかうふる事、此方の禮也といふ、〕ゼルマアニヤの君悅びずして、其第二子を納むとす、ローマンのホンテヘキスマキスイムス、トーデーシムス、〔ホンテヘキスマキスイムス、こゝに最第一無上等といふがごとし、これ此方教化之主の號也、トーデーシムス、これも其祖師より第十二世なり、〕ゼルマアニヤ、フランスヤの君に說きて、相平がしむるに、ゼルマアニヤの君、其言を用ゐず、つゐにレヲポルースをして、〔レヲポルースは、其將軍の名、〕水軍四萬の將として、其子をイスパニヤに納る、其國のホルトス、〔ホルトスは、その屬國の君號なり、〕こと〴〵く皆兵を發して、これにしたがふ、イスパニヤ人、兵三萬を發し、フランスヤの君、援兵四萬を發し、すべて水軍七萬、これをふせぐ、ヲ、ランド人、アングルア人、ゼルマアニヤをたすけて、兵を發す、イスパニヤ、フランスヤ等の與國も、またその

〳〵其兵を發し相たすけて、或は陸に戰ひ、或は水に戰ひて、其戰やまず、すでにして、六年の前、ゼルマアニヤの君死し、本朝寶永元年甲申五年の前、ポルトガルの君も死す、これイスパニヤの與國なり、兩軍水陸の兵、戰ひ死するもの、すでに十八萬人に餘り、又ポローニヤの君死してフランデブルコ、リトアニヤ、ゼルマアニヤ、（漢譯、肥良的亞、禮勿泥亞）の三國、其國をあらそひ、ポローニヤの兵、戰死するもの七千人、ゼルマアニヤの兵もまた戰死するもの二千人に及びき、此戰の事は、其說詳ならず、リトアニヤもまたいまだつまびらかならず、またムスコービヤ、サクソーニヤ、相くみして、スウエイチヤと戰ひ、ムスコービヤ、またトルカと戰ふ、凡十年の間、諸國こと〴〵くみだれて、此方の人、其生をやすくせず、我こゝに來らむとする始、これ本朝寶永四年丁亥の事、フランスヤより船にうかび、カナアリヤにゆかむとするにアンゲルア、ヲ、ランデヤ等の兵馬廿萬、其戰艦百八十隻、チビリタイラにみち〳〵て、ゆく事を得ず、ゼルマアニヤ人に說きて、わづかにまぬかれて、こゝを過ぬといふ、カナアリヤは、海島の名、エウロパの海西にありて、フランスヤに屬す、チビリタイラは、ポルトガル、トルカ等の海門にあり、

續前說は、これ庚辰より丁亥に至る、凡十年の間の事也、それより後の事はヲ、ランド人の說を、こゝにしるしぬ、

己丑年四月、本朝寶永六年なりヲ、ランド人、フランスヤ、イスパニヤ等人と戰ひ、一萬餘人を斬て、フランスヤの地、レイセル、バルゲ、タウルネキの三城を取る、ヲ、ランド人戰死するものも一萬餘におよべり、庚寅年本朝寶永七年なり四月、ヲ、ランド人、イスパニヤ人と戰ひ、五千人餘を斬て、三千人を虜にす、六月、ヲ、ランド人、フランスヤに攻入りて、一萬二千人を斬り、四千餘人を虜掠す、ヲ、ランド人も戰死するもの一萬千人餘、つゐにそのドーツイ、ベトーネ、センタマン、モンス、四城を降しつ、辛卯年本朝正德元年也、七月、ヲ、ランド人フランスヤに攻入りて、其國都パレイスを去る事四十里、ブショムの地を取り、つゐにゼルマアニヤ人と共に、イスパニヤ人と戰ふ、此年八月、トルカ、タルターリヤの兵、ムスコービヤと戰ひて、さきにそのために侵し奪れしトルカの地を復す、又此年秋、スウェイデと、ディヌマルカとの戰起れり、これは、さきに、兩國地を爭ひて、ディヌマルカ（漢譯第那瑪爾加）の戰利なく、ここかしこの地をうしなふ、ヲ、ランド人、ディヌマルカを援來りて、つゐに兩國に說てたいらがしむ、此年、ディヌマルカそのうしなひし地を復すべきため

に兵を發す、壬辰年、本朝正德二年なり、此年の春、アンゲルア、ヲ、ランド人、トルコ、ムスコービヤに說て、相たいらがしむ、四月、ヲ、ランド人、ゼルマアニヤ人と共に、イスパニヤ、フランスヤ人と戰ふ、その軍、をのをの十萬人、敵を斬る事凡一萬餘、ヲ、ランド、ゼルマアニヤ人の戰死するもの、九千五百七十人、をのをの軍を引て去る、七月、ヲ、ランド人、フランスヤの地、クイノを攻取りつゐにマルセ子の地に入りて戰ふ、敵よく拒戰ひ、勝ことを得ず、軍を引て還る、かくて、此年以來、ゼルマアニヤ、フランスヤのうらみによりて、與國をの〳〵其兵につかれ、兩國に說きて、相たいらがしめむとす、兩國言ありて相したがはず、癸巳年本朝正德三年の事なり九月、兩國つゐに相平ぎ、をのをの侵せし所の地、虜にせし所の人を還す、

按ずるに、ゼルマアニヤ、フランスヤの戰始りし事は、本朝元祿十三年庚辰に當れり、兵連なる事十四年にして、事たいらぐ、此年本朝正德三年癸巳也

君美

一字在中

西洋紀聞下

大西人に問ふに、其姓名鄕國父母等の事を以てす、其人答て、我名はヨワン、バツテイスタシローテ、ローマンのパライルモ人也、すべて其語を聞くに、聲音うつし得べからず、其名を稱するごときも、ヨワンといひ、チアンといひギョアンといふがごとし、其近く似たるをしるす也、餘皆これに倣ふ、そのヨワンといふは、ラテンの語也、ポルトガルの語は、ジョアンといひ、ヲ、ランドの語には、ヨヤンといふ、パライルモは、ローマンに隷する地名也といふ父はヨワン、ニシローテ、死して旣に十一年、母は、エレヨノフラ、猶今ながらへて世にあらんには、是年六十五歲也、父の名と、其名と、相似て、たゞニといひ、バツテイスタといふのみ同じからず、此事を問ふに、昔エイズスの大弟子十二人の中に、ヨワンニスといふありき、凡そキリステヤンをの〳〵其法をうけつぎし祖師の名を、みずからの名に加稱す、ニといひ、バツテイスタといふ、皆名也、シローテといふは、姓也といふ兄弟四人、長は女也、幼にして死す次は兄也、ピリプスといふ、次は我、是年四十一歲、次に弟あり、十一歲にして死して、旣に廿年、我幼よりして、天主の法をうけ、學に從ふこと廿二年、師とせしもの十六人、彼方の學、其科多し、師十六人といふ事は、其學科につきて、をの〳〵師ありしといふローマンにありて、サルチェドスに至り、六年前に、一國の薦擧によりて、メサツショナ、リウスになされたり

き、サチエルドスは、彼方教化之主よりして、第四等の號、メツショナナリウスは彼方弘法の事のために、使たるものを、稱する所なりといふ初本師の命をうけて、此土に來るべき事を、奉りしよりして、此土の風俗を訪ひ、言語を學ぶこと三年、またトーマステトルノンといひしもの、これも師命をうけて、ヘツケンにゆくべし、三年の前、二人、をの〳〵カレイ一隻づゝに乘りつれ、ヤネワを歷て、カナアリヤに至り、こゝにてまたフランスヤの海船一隻づゝに乘りて、つゐにロクソンに至れり、これよりして、トーマステトルノンは、ペツケンにおもむき、我は此土におもむく、海上忽に風逆し、浪あらくして、船覆らむとせし事、三たびに及びしのち、はじめて此土に至る事を得しといふ、トーマステトルノンは、同門の人の名也、ペツケンは、すなはち大淸の北京也、ヲ、ランド人は、ペツキンといふ也、カレイは小舟をいふ、ヤネワ、カナアリヤ、共に西洋海島の名也男子其國命をうけて、萬里の行あり、身を顧ざらむ事はいふに及ばず、されど、汝の母すでに年老ひて、汝の兄も、また年すでに壯なるべからず、汝の心におゐて、いかにやおもふと問ふに、しばらく答ふる事もなくて、其色うれへて、身を撫していふ、初、一國の薦擧によりて、師命をうけしより、いかにもして、其命を此土に達せむ事をおもふの外、又他なく、老母老兄

も、また我此行ある事は、道のため、國のため、其幸これに過ずと、悦びあへり、されど、此體擧りて、父母兄弟の身をわかたずといふ所あらず、いきて此身のあらむほど、いかでかこれをわするゝ事はあるべきといふ

我國の風俗語言は、いかなる人に就て、訪ひ學びしにやと問ふに、其懷にせし二小册子を取出て、これら此土の事を記せし所也、またロクソンに至りとゞまれる時に、此國の人にあひて、訪ひ學びし事どももありきといふ、其小册子の名、一つをば、ヒイタサントールムといふ、これ我國の事を記せし所也、一つをば、デキショナアリヨムといふ、これ我國のことばをしるして、彼方の語を以て翻譯せし所也、二册子共に、長さ五寸許、廣さ四寸許、こゝに、やまととぢといふものゝごとくにして、其厚さおの〳〵一寸には餘れり、我國の事を記せしといふ物には、繪かきしものを、さしはさみてありき ロソンにて、我國の人にあひしとは、もとよりかしこにありし我國人の子孫、すでに多く、また三年前に我國人の風に放されて、かしこに至りし十四人有しにあひて、此土の事どもたづねとひしといふ

其行嚢の中に、ある所の黄金三品、彈のごとくなるあり錠のごとくなるあり、我國元祿年製の錠あり、こゝにいふ小粒判、また我國の新錢のあるあり、此等は、何れの方にて、もとめ得しところなるにやと問ふに、凡そ羈旅の人、行貲なくしてかなふまじきは、いふに及ばず、初ローマンを去りし時、スクウタアルセンテヤといふ銀をもち出しを、カアディキスといひし所にて、イスパニヤの銀に換得て、又それを、マルバルに至りし時にホンテチリといひし所にて、其國の銀に換得たりき、これは其地方によりて、各其國の寶貨の形製同じからず、其地方に行はるゝ物にあらざれば、用ふべからざるが故也スクウタは、其銀の形の名也、アルセンテヤとは、銀といふ事の番語也、カアディキスは、イスパニヤの地名也、マルバルは、インデヤの地名、ゴアの南にあり、ホンテチリは、マルバルの街坊の名、人物繁盛の地なりといふ、ロクソンに至りて、また黄金に換たり、これ此土には、黄金を重貨とするが故也、彈のごとく錠のごとくなるもの、すなはち此也、此土の金錢は、三年の前に、ロクソンに到りし人のもちし所に、換來れる所也といふ、

其法衣の名を問ふに、ルリヂヨと答ふ、これを製れる所の布は、我國の産也、いづれの方にて、求得しにやと問ふに、これもマルバルのホンテチリにて買得て、ロクソンに至て、法衣とはなしぬといふ、其法衣、ポルトガルの語には、カッパといふ、昔我俗其製に倣ひ、雨衣を作れり、今其製を見るに、今俗にマルガッパといふ物のごとくにして、くびかみの所、少しく異也、

これを身に披きて、前襟にて、ボタンといふ物をもて、左右を鎖す、其たけ長くして地を曳くこと三四尺に至れり、本師より以下、其等位の高下によりて、其たけの長短あり、本師の着る所は、特に長くして地を曳く事數尺、侍者して、これをとらしめてゆく也といふ、

其同門の人、北京(ペッキン)におもむきしは、其國の人、かしこにゆく事の始にやと問ふに、しかるにはあらず、チイナにも チイナとは即支那也 初は我法を禁ず、前八十年、其禁すでに除きて、我法ふたゝびかしこに行はる、それのみならず、今の天子、我本國に使して、物を施し入られし、すくなからず、それが中、マルカリイタ七つ迄あり、其大さ、我方にもいまだ見し事を得ざる所也、其報禮には、一度に鐵彈三十を發するトルメンツトムをまいらせたりき、マルカリイタは、貝の珠也、その大さ拳のごとくなる物ども也、トルメンツトムは、大砲なりといふ、されば、當時も、本國の人サンデヨルヂヨは、ナンケンに居る事、すでに十年、アバツトコルテルは、カンタンにある事、また十年、又スイヤムにても、十八年の前に、我法を禁ぜし事ありき、今は、其禁除きしかば、二年の前に、フランシスクスかしこにゆく、この餘、トンキンにあるもの三人、クチンチイナにあるもの二人、これらは其名を忘れたりといふ、サンジヨルジヨ、アバツトコルテル、フランシスクス、皆これ其徒の名、ナンケンは、南京也、カンタンは、廣東也、トンキンは、安南の地也、クチンチイナは、東埔寨の東にあり、漢譯未レ詳、

むかし、我國に來りて、始て其法を說しものゝ事を問ふ、今を去る事、百二三十年前、彼方の化人に、フランシスクス、サベイリウスといひし、此土に至りて、我法を說く、豐後の屋形、はじめに其敎を信受して、つゐに管下の大名して、はるかに我本國に使せしめ、多くの物を施入せらる、其使、いとけなき子を携來て、我徒となし、歸らむとするに及びて、身死したり、其使葬りしところは、猶今にローマンにあり、其フランシスクス、サベイリウスは、カステーリヤの人にして、ポルトガルの君の師たりしかど、我法の弘通のために東し、此土に來れる事も、再びに至りて、其西に歸れる時、サンチヤンにして終りき、サンチヤンは、チイナ、カンタンの南にある海島也といふ、カンタンは、廣東也、サンチヤンは、即香山(ヒヤンシヤン)縣也、番語、香山の音、轉じ訛れる也、

按ずるに、フランシスクスは、漢に波羅多伽兒(ホテロトテキヤル)人、佛來古者(フライシイツクチエ)といふもの、即此也、豐後の屋形は、大友左衛門督入道宗麟也、其使せしものは、植田入道玄佐(玄佐、もと淸和源氏にて、渡邊の家をつぎ、又齋藤の家をつぐ、家紋巴なり、其子名虎松、時に三歲也といふ)もとは、美濃國齋藤の族也、天正十二年に、宗麟がために使して、ローマに死す、西人懷にせし册子に、一道人の瓶を持て、童子の頂に灌ぐ所を、繪かきし

圖を指示て、これ豐後の大名の子の、法を受くる圖也といふ、但し豐後の屋形、其使等の姓名を問ふに、其姓名は、つたはらずといふ、コンパニヤジョセフが説に、むかし豐後國に、鬼怪ある家あり、ポルトガル人の來れるを、かしこに按置す、ポルトガル人、其壁上にクルスをかきしに、そのゝちは彼怪やみぬ、國司此事をきゝて、不思議の事におもへり、一年を經し後に、フランシスコシャヒエル來りしかば、國司やがて、其法をうけしといふ、そのフランシスコシャヒエルといふは、ポルトガルの語也、ラテンの語にフランシスクスサベイリウスといふ、これ也、クルスは、十字也、又ジョセフが説に、此師の、神に通ぜし事共を、しるせし所多し、西人の説も、またそれに似たる事共あり、其説皆これ古の神僊の事など、いひ傳へし所のごとくにして、こと〴〵く信ずべからず、されば、こゝにしるさず、その中、ゴアに此師の尸を、葬斂めし棺あり、水晶をもて作りしかば、其形あらはれ見ゆるに、なをいける人のごとしといふ、此事をもて、ヲヽランド人に問ふに、人すでに死しぬ、其形やぶれざる事を得ず、もし其説のごとくならむには、必是藥物のしからしむる也といふ、其言、誠に然也、萬國坤輿圖を按ずるに、曷剌比亞(カラヒヤア)の地に、一藥、名巴爾剌(バルラ)を産す、塗レ尸不レ敗、また孛露(ルウ)の地、巴爾婆摩(バルサモ)樹を産す、其油塗レ尸不レ敗といふ、さらば、彼方、古より尸に塗りて敗れざらしむるの物あり、また大西人に、エウロパ地方、幻術ありて、種々其神怪を示す事ありといふ、其事ありやととふに、其術ある事を聞かず、デウス時々人間に降る事あり、また古の化人、種々神通を現せし事も、すくなからず、また符咒等の法ありて、其効驗ある事よのつね也、我こゝに來らむとして、カナアリヤに至りし時、其所鬼怪の事ありて、我に請ふ、我すなはち符をあたへて、たち所にこれをとゞめぬ、卽今もこれらの事あらむには、其事を試られば、我言の誣ざる事はしり給ふべしといふ、また此事をも、ヲヽランド人に問ひしに、エウロパ地方彼敎ヲ尊信する所には、かならず、木を以てクルス作りて、闔門にたつ、またクルスを小しく作りて、各家の上にたつ、またアンニエスといひて、白蠟にて、羊子の類のものゝ、右の手に、クルスかきし旌もちしを造りて、常に身にしたがへ、また凡そ人に過ふに、右手の大指を以て、クルスを、己が額と唇と胸とにしるす、これ天雷、鬼神、諸々の災難をまぬかるべきの法也といふ、其説のごとくに、デウスよく萬物をつくりて、人を利生せんには、これら擯災の法を、人にをしへんよりは、其天雷鬼神等を、造り出さゞらむには、しくべからず、またそのカナアリヤの事は、島中の人、こと〴〵く鬼物也、これはフランスヤにして、兇惡(エキ)のもの、死刑に至らぬを、流し竄くる所なるが故也、ヨヤンもし鬼を役するの術あらむには、みづから獄中に苦しむ事を、まぬかるゝにはしくべからずやといひて、わらひたりき、いにしへより、キリステヤンの徒、其法を説くもの、鬼物の事をば、天狗といふ、西人の語もまたしかり、これ我俗のことばによりて其説をなす事と聞えたり、

大明の萬暦年間、始に天主の敎を倡ひし大西洋の人、利瑪竇が事を問ひしに、答ふる所なし、ふたゝびとふに我いまだ其事を詳にせずといふ、

按ずるに、フランシスクスサベイリウスがごときは、いにしへより此かた、こゝに至れる大西の人、其事を説ざるものはあらず、彼利子がごときも、明季諸儒の言に據るに、凡大西の人にありて、其人を知らずといふ者なかるべし、しかるにいまだ其事におよびしものはあらず、心得られず、後に新刻大藏の闢邪集を見るに、利子は香山嶴(ヒヤンシヤンアウ)に近き小國に生れしと見えて、其事跡もまた詳也、またヲヽランド人の説を聞くに、ヱイズスの徒、諸國にゆきて其幼敏のものを見ては、多方にして其國にひきゐ來りて、これを敎育し、學既に通じぬれば、をの〳〵

その本國に散じ遷して、其法を說かしむ、これ其說の俚耳に入やすからむ事をはかるが故也といふ、我國のむかし、其教の師たるものも、半は彼國の學に就きし輩なりき、さらば利子がごときも、香山に近き國に生れて、其人穎悟、西に去りて、彼學に就き、つゐに中土に入て、始に其教を倡ふ、縉紳書生、そのために惑されて、大西の人、此方の聲音に通じ、よく三教の書を讀み、其說吾儒と合ふ所ありとす、かれもと東土の人に係りぬれば、大西の人、みな其人を玄らざりしも、また怪しむにたらず、（挍者云利瑪竇がたしかに意太利人なる事はさきに刊行せし釆覽異言の跋の欄外に辨ぜり見合すべし）〇今これを欄内に收む

彼方戰國の事を問て、其兵いづれか最強きと問ふに、陸戰はトルカに敵するものあらず、水戰は古にはフランスヤの兵を稱す、其後は、アンゲルアに敵するものあらず、今に至ては、ヲ、ランデヤを其最とす、アンゲルアもまたこれに次ぐ、其戰船、高く大きなる事山嶽のごとくにして、其船旁に、窓を設くる事三層にして、每層に八九あり、各窓大砲を架して、敵船の大小高下遠近に隨ひ、其砲を發す、其遠きに及び、堅きを破る事、ヲ、ランデヤの制に玄くものあらず、我むかしフランスヤにゆきて、近海の所、民物豐富の地を見たりき、こゝに來らむとして、其所をすぎしに、こと〴〵く皆赤地となりて、生草をだにも見ず、其事を問ふに、ヲ、ランド人の大砲のために陷りて、方數里の地、忽にかくなりしといひしといふ、

ヲ、ランド人に、其大砲の制を問ふに、スランガといふは、鐵彈の重さ八斤、カノンといふは、鐵彈重さ四十斤、半里の外に至る、（我國の里數をもてはかる也）其たけ短かければ、遠きに及ばず、ボンといふは、鐵彈の圍み、合抱、其中を虛にして、火藥を實て、空にむかひて發つ、地に墜る時に、彈、碎けて火發し、土に入る事五六尺許、方里許は、こと〴〵くに灰塵となる、此器最遠きにおよぶといふ

彼方、火器の始をとふに、ジュデヨラのトゥツパルカインの人、始め作れり、其地ダマスクスといふ所に相近しスコルペイトゥムの始は、今をさる事すでに二千餘年也といふ（ジュデヨラ、またユデヨラといふが如し、漢に如德亞と譯せし即此也トゥツパルカイン、ダマスクス、皆地名、漢譯不詳、スコルペイトゥムは、こゝにいふ銃なり、）

ヲ、ランド人に、銃砲等の始をとふに、其始をば玄

らずといふ、
イスパニヤ、フランスヤのごとき、海外の國を併せ得て、國を開きし事を問ふに、たとへば、ノーワイスパニヤのごときは、初其國を治むるものもなく、其人こゝかしこむらがり聚りて相爭ひ、弱きは、強きが肉となりて、人の屍を相食ふに至れり、イスパニヤ人、風のために放されて、こゝに至りて、其衣食の業ををしへ、貨財の用を通じて、みちびくにデウスの敎を以てす、此方の人、始て其生養の道を得て、相悦び服し、つゐに其地を納れて、本國の君の治めむ事を望請ひぬ、ロクソンのごときも、俗皆裸體にして、わづかに樹皮を以て、前後を遮る、其人また禽獸に相遠からず、イスパニヤ人、こゝに至るに及びて、其生養の道を得るのみにあらず、我敎ある事をもしりぬ、國人擧りて、本國に內屬せむ事を望請ふ、或人諫て、相去る事萬里にして、彼國を治めむ事、我財用もまた給ぐべからず、棄てむにはしかじといふ、本國の君、海外の人をして、いきてその生を安くし、死して其苦をまぬかれしめんには、我デウスの恩に報ふる所、すくなからじといひて、つゐに其請ふ所をゆるされき、此餘、ゴア、アマカワのごときは、其地を借て、海舶互市の事に便する所也、すべて其國を侵し奪ひしなどいふ事にはあらずといふ、ノーワイスパニヤ、ロクソン、皆國名、ゴアは、インデヤの地名、アマカワは、阿媽港、廣東にあり、皆前に詳也

我國、東に僻りて最小しき也、また我に大禁ある事をば、凡そヱウロパ地方の人にありて、こと〴〵くしれる所也、今はた何のもとめありて、此所には來りぬらむ、心得られずととふに、まづ此國の東に僻りて、かつ小しき也と、のたまふ事しかるべからず、凡ッ其國を論ぜむに、其地の小大、其方の近遠を以てする事、あるべからず、萬國の中、其土壤廣く大きなるは、タルターリヤ、トルカに如くものなし、されど其人のごとき、禽獸にだにもしかざるべし、ヱウロパ諸國の人のごときも、もし我敎化によるにあらざらむには、またタルターリヤ、トルカに異なるべからず、我ローマンのごときは、方僅に十八里にはすぎず、されど、我道のある所なれば、西南諸國尊び敬はずといふ所なし、これを頭の小しきなるが、四體の上にあるにたとふべし、また試に物を觀るに、其始皆善ならずといふ事なし、天地の氣、歲日の運、萬物の生、こと〴〵く皆東方より始らずといふ事なく、萬國の中、東方に國せ

しもの、此土の外には、黒子ばかりの地もあらず、さらば、此土の萬國にこえすぐれしは、我また多言を費やすにおよぶべからず、次に、我法今は此土に行はれざりし事、遠く前代の事を論ずるにもおよぶべからず、（その懐にせし小冊子に、豊臣大閤の事をしるして、テイランにして、我法を禁ぜられし由、みえしといふ、テイランは、番語に、多く人を殺せる暴惡の人を稱するといふ、）今代に至て、我法を禁ぜられしは、初ヲ、ランド人、我教を以て、世を亂り國を奪ふの事也と、告申せしによれる也、此事某深く辨ずるにもおよぶべからず、我ローマンの國ひらけしより凡ッ一千三百八十餘年、寸土尺地といふとも、人の國侵し奪ひし事あるや否は、ヲ、ランド人に尋問れんには、其事必らず明らかに候はん歟、彼ヲ、ランドのルテイルスのごときは、（ルテイルスとは、ヲ、ランド人尊信する所の祖の名也、すなはちこれ其法の異端也といふ、猶下に詳なり）地を侵し國を奪ひし事、世々に絶ずして、今その併せ得る所は、前に申せし事のごとし、さらば人の國を誤るもの、其教にはよるべからず、たゞその人によれる也、またイスパニヤ、フランスヤのごとき、海外の地を併せしも前に申せし事のごとく、それらの國は、其君といふものもなく、其民歸する所なかりしによれる所也、もし此國のごとくならむには、其民なにを苦しみてか、其君を萬里の外にはもとむべき、我今こゝに來れるは、此寃を雪られて、國禁を開かれん事、チイナ、スイヤムのごとくならん事を、望請ひ申さむがため也といふ、

按ずるに、凡國を論ずるに、其土の小大、其方の近遠によらずといふは、達論に似たり、又國を誤るもの、其教によらず、其人によるといふも、其言また理あるに似たり、されどもまた其教とする所は、天主を以て、天を生じ、地を生じ、萬物を生ずる所の大君大父とす、我に父ありて愛せず、我に君ありて敬せず、猶これを不孝不忠とす、いはんやその大君大父につかふる事、其愛敬を盡さずといふ事なかるべしといふ、禮に、天子は、上帝に事ふるの禮ありて、諸侯より以下、敢て天を祀る事あらず、これ尊卑の分位、みだるべからざる所あるが故也、しかれども、臣は君を以て天とし、子は父を以て天とし、妻は夫を以て天とす、されば、君につかへて忠なる、もて天につかふる所也、父につかへて孝なる、もて天につかふる所也、夫につかへて義なる、もて天につかふる所也、三綱の常を除くの外、また天につか

ふるの道はあらず、もし我君の外につかふべき所の大君あり、我父の外につかふべきの大父ありて、其尊きこと、我君父のおよぶところにあらずとせば、家におゐての二尊、國におゐての二君ありといふのみにはあらず、君をなみし、父をなみす、これより大きなるものなかるべし、たとひ其敎とする所、父をなみし君をなみするの事に至らずとも、其流弊の甚しき、必らず其君を弑し、其父を弑するに至るとも、相かへり見る所あるべからず、

我國、ひとり東にあるのみならず、チイナもまた東にありて、其文物聲敎、古より稱して中土とす、其國またいかにと問ふ、されば此土の人のごときは、たとへば圓なる物を見るがごとく、チイナの人は、方なる物を見るに似たり、また此土の人溫にして和なる事、かくのごとしといひて、みづから手をもて其衣を把り、又手を以て其榻を撫て、チイナ人の固くして澁れる、これに似たり、近きを賤しみて、遠きをたつとぶべからずといふ、

按ずるに、方圓の說、其試る所あるに似たり、漢人のごときは、其所謂堯舜以來聖々相傳ふる道ありて、異端の言に至ては、老佛の微言も、なを行はれ難き所あり、我國のごときは、古より此かた佛氏の學盛にして、宗をたて、派をわかち、其徒をの〳〵我敎を倡ひ、天下の人、彼に歸せざれば、これに入り、みづから異敎を見て、怪しむ事をしらず、かれを轉じてこれに移すに、其說行はれやすき事、漢人の正を守て、動かしがたきがごとくにあらざれば也、

其こゝに來らむ始、本師命せし所、また彼告訴ふる事ども、其大要いかにと問ふ、昔フランシスクス、サベイリウス、始て此土に來りて、我法こゝに行はれし事七十餘年、タイカフサメの時に至て、始て我徒を黜け逐はる、タイカフサメは、こゝにいふ所の太閤樣也、其事は、秀吉九州を征されし時に、長崎に住せしパアテレを逐出されし事をいふなり、これよりして、我法の師徒、因誅をまぬかるゝものなく、つゐにエウロパ諸國の人、此に通ずる事を得ざるに至れり、先師ホンテヘキス、マキスイムス、イノセンチウス、ウンデイシムス、ホンテヘキスマキスイムスは、こゝに最第一無上等といふがごとし、ローマン敎化之主の號なり、イノセンチウスは名也、ウンデイシムスは、こゝに十一世といふがごとし　其第一祖より十一世にあたれば也、ウンは一つ也、デイシは、十也、ムスは、世といふがごとしといふ、此事を深く歎きしかど、其志むなしくして、十年前に終れり、

今のホンテヘキスマキスイムス、キレイメンス、トッヲデイシムス、キレイメンスは、名也、トッチデイシムスとは、十二世といふがごとし、トッチは、二つ也、デイシは、十也、ムスは、世といふがごとしといふ、前志を繼ぎて、此事を議せしむるに、衆議決せずして、年を經しほどに、カルデナアル相議してカルデナアルは、本師に次ぎしもの、七十二人ありといふ、昔チイナにおゐても、我法を禁じしかども、今は其禁開けしのみにあらず、其天子の使、こゝに來る、またスイヤムのごときも、我法を禁ずといへども、これまた其禁を除けり、今に至ては、チイナ、スイヤム、すでにかくのごとし、此事前に見ゆ、ヤアパンニヤにも、まづメッショナ、リウスを奉りて、告訴ふる所ありて、次ぐにカルデナアルをヌンシウスとして其好を修めて、我法を、再び東土に行はるべきもの歟と申す、ヤアパンニヤは、日本也、メッショナ、リウスは、前に注せり、カルデナアル、上に見えたり、ヌンシウスは、こゝに信使といふがごとしといふ、衆議つゐに一決して、メッショナ、リウスたるべきものを撰ぶに、衆また同じく某を薦擧しかば、其命をうけてこゝに來れる事は、前に申すがごとし、老大の母と兄とを棄て、萬里に來る事、法のため、師のため、其他あるにあらず、初、此命をうけし日より、我志を決せし所三つ、其一つは、本國望請ふ所を聽されて、我法ふたゝび此土に行はれんには、何の幸かこれにすぐべき、其二つには、此土の法例によられて、いかなる極刑に處せられんにも、もとより法のため、師のため、身をかへり見る所なし、さりながら、人の國をうかゞふ間諜のごとく、御沙汰あらむには、遺恨なきにあらず、それも本師の命せしに、國に入ては、國にしたがふべし、いかにも其法に違ふ所あるべからずと候ひしかば、骨肉形骸のごときはともかくにも國法にまかせむ事、いふにおよばず、其三つには、すみやかに本國に押還されん事、師命をも遂し得ず、我志をもなし得ず、萬里の行をむなしくして、一世の譏を貽さむ事、何の恥辱かこれにすぐべき、されど我法いまだ東漸すべからざる時の不幸にあひし事、これ又誰をか咎むべき、これらの外、申すべき事もあらずといふ、

初、我國に至りし時、長崎にゆかむ事をねがはず、直にこゝに來らむと望む、其故をとふ、我萬里にして、此行ある事は、我國命を上達すべきため也、此故に直にこゝに來らむ事を望請ふ、いはんや長崎のごときは、ヲ、ランド人のある所、我またかしこにゆかむ事をねがはずといふ、聞くがごときは、其國の使命をう

けて來れる也、凡は隣國の使人といへども、必ず其信を伸る所あり、我國もとより汝の國と、舊好あるにあらず、もし其信とすべき物なからむには、何を以てか其使たる事を信ずべき、いはんや、汝のこゝに來る、我國の服を服し、我國の言を誦ず、これ我西鄙の人をまどはすに、我國の人となり、ひそかに其法を說むとするにあり、其計窮しぬれば、初て其國の使と稱す、其跡につきて見る時は、そのいふ所信ずべからずと問ふ、此國にして我法を禁ぜられしより、凡我方の人長崎に來れる、或は殺され、或は押還され、いまだ一人の國命を達せしものあらず、これ我孤身にして、西鄙の地に至りとゞまれる所也、此國之服を服せし等の事に至ては、長崎におゐて申す所、すでに訖りぬ、又本國の議は、前に申せし所のごとく、告訴ふる所、もし恩裁の御事あらんには、かさねて信使を奉て、其恩を謝し申して、我法を此土に行はんといふにあり、國に入ては、まづ其禁をとふの禮、いづれの國にかなからざらむ、いはむや、國禁を除かるべき事を望請ふ使として、いかむぞ其國に入りし初に、禁を犯し、罪をかさね、みづから國命を辱しむる等の事をなすべきや、其義自ら明らかにこそ候べけれといふ

天主の敎、我いまだ聞所あらず、其大略を聞かむと問ふ、大凡、物自ら成る事あたはず、必これを造るものを待得て成る、今試に一堂の制を見るに、其制自ら成る事あらず、必工匠を待えて成る、一家の政を見るに其政自ら治るにあらず、必君長を待えて治る、天地萬物、これに主宰たるものあらずして、成る事あらず、其主宰名づけて、デウスといふ、（デウス、漢に天主と譯す、）デウス初に天地萬物を造らむとするに當りて、まづ善人を仕しめむために、諸天の上にハライソを作り、（ハライソとは、漢に譯して、天堂といふ、佛氏いはゆる極樂世界のごとし、）無量無數のアンゼルスを作る、（アンゼルスは佛氏いはゆる光音天人の類、ポルトガルの語に、アンジョといふなり、）其後に、大地世界を作りて、タマセイナを取て、（タマセイナ、此に淸淨土といふが如し、）男を作りて、アダンといひ、其右脇の一骨を取て、女を作りて、ヱワといふ、すなはちこれ人の始也、彼男女をして夫婦となし、テリアリの地に居らしめ、（テリアリ、こゝに安樂國土といふがごとし、）其餘の地をば、鳥獸のある所とす、凡人物のアニマに、三の品あり、（アニマは、魂なり、）草木のごときは生のみ、（榮枯のみあるをいふ、）禽獸のごときは動のみ、（飛走のみあるをいふ、）此二つの物は、形すでに滅びぬれば、アニマもまた滅びぬ、こ

れを、始あり、終ありとす、人のごときは、最靈にして其アニマ天地と共に滅びず、人は靈魂ありて草木鳥獸に異也といふ、これを、始あり、終なしとす、これによりて、デウス、アダンヱワに戒むるに、つゝしみてマサンを食ふことなからしむ、もしそのこれを食はむには、禽獸の中に墮して、長くその苦をまぬかるゝ事なからむがため也き、マサンは果の名也といふ、佛氏いはゆる地餅の類歟、其苦とは、生死病死等の苦也といふ、こゝに、ルウチヘルといひしアンゼルス、自ら其智なるにほこりて、稱じて、デウスといひ、またこれを信ぜしアンゼルスすくなからず、デウスこれをにくみて、インペルノを作りて、それにくみせし輩と共に、ことごとく皆下界に追下して、インペルノに居らしむ、ルウチヘルは、アンゼルスの名也、インペルノはこゝに火坑地獄とすといふ、ルウチヘルその輩とのみインペルノに苦しまむ事を恨て、テリアアリに飛行き、まづヱワをすゝめて、マサンを食はしむ、アダンまたヱワがすゝめによりてこれをくらふ、かくてアダンとヱワと、共に天戒を破りて、テリアアリを逐れてければ、其子孫人間に降りて、其苦をまぬかれず、こゝにおゐてアダン、ヱワ、コンチリサンの心を發して、コンチリサンとは、此に懺悔といふ、ふかく其罪を謝す、デウス其罪の大きにして、自ら贖ふ

事のあたふまじきをあはれみて、自ら人の身と生れて、二人に代りて、其罪を贖はむ事を誓約す、二人は、つゐに九百三十歳の壽をたもちて、終りてハライソに至りたり、アダンをさる事二千餘年にして、今をさる事四千年の前なりといふ、ノヱといふもの、其男子三人あり、父母子婦すべて八人のみ、デウスの敎をうけしたがふ、世の人これを信ぜず、デウス降りて、ノヱに敎て、船作らしむ、百廿年にして船成れり、デウスまた降りて、彼等を敎て、穀蔬雞豚の類迄、ことごとく共に船に載しむ、すでに大雨降る事四十日、大水、山をかねて、大地の人物、ことごとく溺れ沒す、ノヱが父子夫婦のみ死をまぬかる、其船、猶今アルメニヤの山の巓に現存し、また其水に漂來る螺殼の類、ヱウロパ地方、所在の山岳の上にあるもの猶あり、ノヱを去る事、二千餘年にして、今をさる事、三千餘年前なりといふ也、デウス、ジュデヨラのスイナイに降て、モイセスといふものに、マンダメンドを授て世の人にをしへしむ、ジュデヨラは國の名、前に注す、スイナイは山の名、モイセスは人の名、マンダメンドは佛氏いはゆる戒也、十條ありといふ、エヂップトの君、其敎を信ぜず、つゐにモイセスを殺さむとす、エヂップトは國の名、ヲ、ランドの語には、エギップトといふ、漢に譯せし所、詳からず、これに隨ひて、國を避しもの數萬人、其君

自ら兵をひきゐて、マーレブロムに逐至る、海中忽に潮わかれ、路ありてのがれさる、潮また忽に湧きて、逐ふもの皆溺れ死す、マーレブロムは、マーレは、海也、ブロムは、またアルサトといふ、此にいふ血也、人死して、其海こと〴〵く血となれると也、漢に西紅海と翻するもの、卽此也、モイセスをさる事、凡一千八百年、今なさる事一千七百餘年也といふ、ジュデヨラの國、ナザレツに、サントス、マリヤといふ聖女あり、ベーテレアムの君、ダアヒツトの後也、ナザレツ、地名也、漢譯未ㇾ詳、サントスとは、尊稱也といふ、餘皆これに倣ふべし、マリヤは、漢に瑪利亞と譯すといふ、ベーテレアムは、地名也、ダアヒツトは、其君の名、漢譯ともに未ㇾ詳、十六歳の時、夢にアンゼルス降りて、デウスの命を告て、デウス其子となりて、名をヱイズス、キリストスといふべし、又サントスジョセフして、之が父とし、ベイテレウェンに産しめて、エヂップトより、むかへかへすべし、といふ事を見る、アンゼルス、前に見えたり、ヱイズスキリストス、漢に耶蘇と譯す、我俗にゼスといひしは、漢譯の音轉じ訛れるなり、サントスジョセフ、人の名也、ベイテレウェンは、地の名なり、漢譯未ㇾ詳、エヂップト、前に見ゆ、こゝに於てジョセフをともなひ、ナザレツを去り、ベイテレウェンの驛に至りて、つゐに男女の道にあづからずして、男子を其廐中に産む、夢見し所によりて、ヱイズスキリストスと名づく、ヱイズス生れしは、是歳乙丑の年を去る事、一千七百九年前の十二月廿五日の夜半也といふ、さらば本朝人皇第十代、崇神天皇三十年辛酉の歳にて、漢平帝元始元年にあたれり、アラビア、タルソ、サバ、三國の君、ヱイズスが生れし夜に當て、客星現れしを觀て、聖人ありて生れし事をしりて、をの〳〵國を出て、其所をもとむ、アラビアは、今アジアの地方にあり、タルソ、サバ、共にある所をしらず、漢譯共に未ㇾ詳、三國の君、同じき所にゆき逢て、共にジュデヨラの君エローデスに見えて、此事を問ふ、エローデス其事をしらず、其人をもとめ得ば、必我がために告知らすべしと約す、こゝをさりて、行程十三日、ベイテレウェンに至るに、彼星かしこの上にあたれり、遂に其驛にして、ヱイズスを拜する事を得ぬ、アンゼルスありて降りて、三國の君を戒むるに、ヱイズスの事をもて、ジュデヨラの君に告る事あるべからずといふ、これ彼こゝろにいむ事あるによれる也、マリヤつゐにこゝをさりて、エヂップトにゆく、ジュデヨラの君、三國の君の其事を報ぜざるを怪しみ、明年、國中の幼兒、生れて二歳なるもの、數萬を索て、ベイテレウェンに殺す、七年にして後、其君死す、アンゼルスまた降りて、マリヤに告て、ナザレツに歸らしむ、ヱイズス生れて、瑞應多く、幼にして　みづから天主の子と稱じ、十二歳にして、始てヱルーザレムに說法する事三年、其敎をうけしもの五千人、ヱルーザレムは、ジュデヨラの地

名也といふ、漢譯未レ詳、ジュデヨラの君セイザル、これをにくみて、其罪を斷りて、カルワーリエにおゐて、磔し殺す、カルワーリエは、山の名、イタリヤの語には、カルワリコといふといふ、共に、漢譯未レ詳、番語、磔をクルスにかけしといふ、クルスは、漢に翻して十字架といふもの也、また黄金を以て、其像を造りしを、イマゼンといふあり、これエリズス捕はれゆく時に、まろびしを、女人の帨巾にて、其面を拭ひしに、其面の形、帨巾にうつりしに始れりといふ、又エイズスが像を見しに、銅像の十字架上に磔殺せられし所也、死して後、三日にして蘇生し、其母マリヤにみえて、弟子のために法を說く事、また四十日、終に上天しつ、これデウス、初の誓約のごとく、人と生れて、アダン、エワ、がために、其罪を贖ふ所也、いく程なくして、ジュデヨラの君、其敵アルテウスの爲に滅び、國中の人民城郭、ことごく火のためにやかれて、すなはち今トルカの地に、其荒墟のみ遺れるあり、カルテウスは、或は地名、或は人名、詳ならず、漢譯も亦未レ詳、エイズス上天の時、其年三十三、其母マリヤは、六十三歲にして上天せり、此徒の念珠、コンダツといふ、珠の數三十三なるは、エイズスが年の數に取り、六十三なるは、マリヤが年の數に取る所なりといふ、エイズスが弟子七十二人、その中十二の上足あり、サントスペートルス、サントスパウルス二人、十二人の中なりといふ、エルーザレンをさりて、イタリヤの地、ローマンに來れり、これらもまた其君セーザル、アウグストスがために殺さる、其後三百廿餘年にして、ローマンの君コースタンチイノ

ス、癩疾を患ふ、衆醫みな多くの小兒を殺して、其血に浴せむ事を請ふ、其君、身の疾のために、人を殺すに忍びずといひて、其言を用給ず、此夜二神人を夢見しに、シルウェステルといふ師、ツラッテにあり、かれに就てまみえば、汝の疾癒べしと告ぐ、其君みづから其人を求るに、夢に見し所の二神人の像、彼師の所にあり、これすなはちペートロス、パウルス也、初ペートロス、ローマンのためにころされしより此かた、其法をうけつぎしもの三十二世、ことごく皆國誅をまぬかれず、三十四世にして、シルウェステルに至る、其君の請ふによりて、聖水をもて其頂に灌ぐに其疾たち所に癒ぬ、其徒受戒の時、必らず授水の儀軌あり、これエイズス殺されし時の血をもて、一切の罪惡を祓除するの義也といふ、たゞし、其事佛氏灌頂の法に相同じき歟、ツラッテといふは、シルウェステル隱れ居し山の名といふ、其君大きに悅びて、やがて其居を避けて、みづから鍬とりて、十二フンダメントをすへて、サントス、ペートルス、エッケレイジャを建つ、フンダメントは、こゝにいふ礎也、サントスペートルスエッケレイジャといふは、こゝに精舍の名あるが如し、番語、テンプルスといふは、こゝに寺といふが如し、イタリヤの語には、カイルキケと云也といふ、またローマン、シスチイリヤ、ネアポリス、ノウルビイナ、ボノーニャ、ペラアラ、スタアトスホンテヒイチウス等の地を施入し、七つの地名、漢譯未レ詳、國を去る事數百里に

して、コースタンチイの地に移り居れり、今トルカの國都、すなはち其地なりこれより此かた、ヱウロパ地方の國君宰臣を始て人非人等に至るまで、悉皆此法を尊信せずといふものなく、凡ローマンの地、四面皆石を疊みて基となし、其圍十八里、そのエツキレイジヤ始て建しより、此地いまだ火災ある事なく、世々に金銀珠玉をもて莊嚴せし事、天下の寺觀比すべき所にあらずして、こゝに聚り居るもの凡七十餘萬人、其地、八つの山ありといふ、チ、ランド人の說には、ローマの周圍二十四里許、その地勢險にして、七山秀起り、樓閣殿堂、金碧相映じ、いふばかりなき壯觀也、其徒を除く外は、多くは工匠其巧妙天下双なし、諸國の工、また來り學ぶもの多しといふ、初め、シルウェステル此地を開きしより、今のキレイメンスに至るまで、二百四十餘世、凡一千三百八十餘年、其敎化之主、相繼でこれを稱して、パアパといひ、またこれをホンテヘキスマキスイームスといふ、ヲ、ランド人は、その本主をパツスといふ、パアパの轉語なる歟、按ずるに、今の本主はシルウェステルより二百四十餘世といひ、又十二世ともいふ、これホンテヘキスマキスイムスの號ありてよりは、十二世なるの義歟、其徒をの〳〵位號あり、其上等は、スムテホンテヘキス、すなはちこれ敎化之主也、其次はカルデナアリス、此位にあるもの七十二人、これヱイズス七十二弟子に准ず、そのパアパの席をつぐものには、七十二人の中を撰びて、をの〳〵其名を紙にしるし、これを封じ、ヱイズスの像前にてひらき見て、其名しるせし數、多きをもて、其人とすといふ、其次は、ヱピイスコプス、其次は、サチェルドス、其次は、リヤアコノス、其次は、スブテア、コノス、其次は、エキソルチイスタ、其次は、アコーリトス、其次は、ヲステアーウス、其次は、レキトラトス、これより以下、其職掌の名號猶多し、そのヱピイスコプスより以下、其數皆定まれる事はあらず、パアテレ、漢には巴禮と譯す、我俗にパテレンとも、バテレンともいふは、これなり、イルマンなどいふは、其位號にはあらず、ヱウロパのことばに、父を、パアテレといひ、母を、マアテレといひ、兄弟を、イルマンといふ、されば我たつとぶものは、パアテレともいひ、我したしきものをば、イルマンともいふ也、此土のむかし、其敎の師友を稱して、パアテレ、イルマン等の稱ありしは此義也、凡一世界の内にして、をの〳〵其たつとぶ所の敎法あり、其宗をわかつに、三つに過ず、一つには、キリステヤン、これヱイズスの法也、我俗に、キリシタンといふは、ポルトガルの語、二つには、ヘイデン、またこれをゼンテイラといふ、此法を問ひしに、此宗には、佛を多く立て、それにつかふる也といひて、其敎とするところはつまびらかならず、三つに、マアゴメタン、これ漢に回回敎といふものをいふ也、ヱウロパ地方にして奉ずるところは、皆是キリステヤンにして、またをの〳〵其宗派あり、我うけ傳へし所は、カトーリクスの派也、そのキリステヤンより出て、別に一法をた

つるものを、すべてヱレゼスといふ、（これその教の異端なりといふ、）ルテールス、アルリヨ、カルピノ、マニケヲ、の類、皆是ヱレゼスとす、ヲ、ランデヤに奉ずる所は、ルテールスすなはちこれ也、（ルテールスは、人の名也、ポルトガルの語には、ルテロといふ、もとこれキリステヤンにして、後におのれが宗をたつ、チ、ランド人の説を聞くに、たとへば、祖師禪あるがごとく、其教外の宗と見えたり、）アジア地方に行はるゝ所、モゴルの教といふものゝごとき、これを稱してマアゴメタンとす、（アフリカ地方、トルカのたつとぶ所も、マアゴメタンなりといふ、按ずるに、ヱウロパ地方、ムスコービヤ、其俗モゴルのごとしといへば、これもマアゴメタンなるや否、其説は聞かず、）又此外、チイナにして尊信する所のごときは、其學稱してコンフウショスといひ、（これ儒者自然之學也といふ、彼教には、天地萬物、みづから成る事なし、皆これデウス造れる所也といふ、しかるに儒には、大極、兩儀を生ず、大極すなはち理也などいふを、しかはあらずといふなり、）其徒を稱して、アデイヱスといふ、（これ儒者の事也）これ此土におゐて、周孔の道といふもの即此也といふ、

按ずるに、西人其法を説く所、荒誕淺陋、辯ずるにもたらず、玄かりといへども、其甚しきものゝごときは、また辯ぜざる事を得べからず、まづ、其番語稱して、デウスといふもの、漢に翻して天主（テンチウ）とす、これ彼此聲音相近きにとれる事、たとへば、ヱイズスス譯して耶蘇（ヤース）とするがごとし、番字もと讀むべからず、漢字を假りて、其聲音をうつせるのみ、其義番語にありて、漢字にあるにはあらず、然るに明季の諸儒、利瑪竇初に天主の字を借り用ひて、其番語を譯し、つゐに其説を附會して、經にいはゆる上帝これ也とす、諸儒其説にまどひて、其非を覺らず、もしデウス譯して天主といふ、すなはちこれ天の主宰、經にいはゆる上帝なるべくば、ヱイズスス譯して耶蘇といふ、耶蘇また何の義かあるべき、（此事、我國にして、日神の御事を、漢字を得るに及び、大日孁貴（ヲホヒルメノムチ）としるされしによりて、大日如來これ也といふ説のごとし、）經に所謂上帝の說の如きは善く書を讀むものゝ、自ら知れる所なれば、今此に論ずる事を待たず、もし天主教法の字、梵典に出し所といはむには、我もとより知れる所にあらず、（天主教法の字は、最勝王經に出づ、）今西人の説をきくに、番語デウスといふは、此に能造之主といふがごとく、たゞ其天地萬物を搬造れるものをさしいふ也、天地萬物自ら成る事なし、必ずこれを造れるものありといふ説のごとき、もし其説のごとくならむには、デウス、また何ものゝ造るによりて、天地いまだあらざる時には生れぬらむ、デウス、もしよく自ら生れたらむには、などか天地もまた自ら成らざらむ、又天地いまだ成らざる時、まづ善人のた

めに天堂を造るの說、天地もいまだ生ぜずして、斯人すでに善惡の相わかれしも心得ず、凡其天地人物の始より、天堂地獄の說に至るまで、皆これ佛氏の說によりて、其說をつくれる所なれば、これ又こと〴〵く論辯するに及ぶべからず、まづハライソを作るといふは、刧初の天地、風吹水滅じて、次第に沫を結び、化して天宮となるといふがごとく、アンゼルスの說は、光音天人の事にして、マサンを食ひしといふ事は、地味を食ひて、體重く、光滅び、また粳米を食ひて、男女の形わかれしといふに似たり、其天戒を破りしもの、罪大にして自贖ふべからずデウスこれをあはれむがために、自ら誓ひて、三千年の後に、ヱイズスと生れ、それに代りて、其罪を贖へりといふ說のごとき、いかむぞ、嬰兒の語に似たる、方今刑をつかさどれるもの、猶よく其情のあはれむべきものを議して、其罪を赦し宥む、其天戒といふものも、デウス自ら誡し所也、自ら其罪を赦し宥むに、なに事のあるべきにや、いはむや其誡しところのごときも、これをして果を食ことなからむのみ、あやまちてこれを食はむ罪、いかむぞ其食ひしものの自ら贖ふ事あたはずして、其獄決せざる事三千餘年を經て、デウスそれに代りて、其罪をうくるにはおよぶべき、たとひデウスは、アダンがために其罪をうくるとも、これを磔罪せし所のもの、これまた誰に代りてか、つゐに其國を滅すには至りぬらむ、又デウス盡世界の人を溺殺し、ひとり其敎にしたがふもの、海中に路開け、また其駕せし所の船、大水に漂ひ來りし所の螺殼の類、猶今にありといふ說のごとき、デウス稱してみづからよく天地人物を生じ養ひて、大公の父無上の君といふ、さらばなど其人をして、皆こと〴〵く善ならしめ、皆こと〴〵く其敎にしたがはしむる事あたはずして、盡世界の人をして、こと〴〵く皆絕滅せしむるには至れるにや、たとひまたデウスといへども、人をして皆こと〴〵く善ならしむる事あたはず、皆こと〴〵く敎ふる事あたはずば、いかむぞまた天地能造の主とは稱すべき、また至愚にして、其敎ある事をしらざるもの、何の罪かは深く咎むべき、しかるをつゐに盡世界の人をして、こと〴〵く皆絕滅に至らしむる事、いかむぞまた、これを生じこれを養ふ大父大君とは稱すべき、また怪石の船の形に似たる、斷崖に螺の殼ある、いづれの地にかなかるべき、我國のある所もまたしかり、いかむぞ又デウスの事

にあづかるべき、其十誡といふもの、また佛氏の說によりて、たゞその他犯の戒を、一條にわかち出す、今其說をとふに、我敎化之主より始て、凡其徒弟たるもの丶ごときは、こと〴〵く皆女子に近く事をもゆるさず、其他尊貴の人といへども、一妻の外に、他犯の事ある事なし、此故は、夫婦相和がざるは、必ず其邪淫による、世間父ありて、其生母の故に、其子をにくむあり、子ありて、其生母の故に、父を怨むるあり、其母を同じくするものは相愛し、其母を異にするものは相にくむ、父子兄弟相和らがざるも、もと丶して他犯による、これによりて、其禁特に重しといふ、又古より以來、彼方諸國戰亂の事をきくに、皆これ其嗣絶ふるが故によれりといふ、其流弊のこ丶に至れるも、またあはれむべし、ヱイズス降生之初、種々瑞應あり、自らデウスと稱せしといふの類、釋迦文生れて種々瑞應を現じ、自ら稱して天中天といひし事のごとく、其磔殺せられし後に蘇生して、其母にみえしといふの類、小瞿曇賊せられ、木その身を貫き、立て丶以て標となす、大瞿曇その血をとりて、人となせしといひし事の如く、シルウェステル聖水を以て、國君の頂に灌しは、大梵天王、四大海水を以て、其太子の頂上に灌ぎし事のごとく、其君ローマンを施入して、精舍を建てしといふ類は、缾沙王、迦蘭陀竹園を施して、僧伽藍摩となせし事のごとく、すべてこれらの說、番語こと〴〵くに通曉すべからずといへども、大約その敎の出來る所、西天浮圖の說に出づ、陰かに其粃糠を竊むの說、鍾子が言ひし所、また我を欺かず、卽今其說によりて、ヲヽランド鏤板の地圖に據るにそのデウス降生の地ジュデヨラのごときは、西印度の地方を相去る事遠からず、又其說にヱイズス未だ生れざる以前、ジュデヨラのみ、デウスの敎ある事をしる、其他はこと〴〵く皆佛敎を尊信したりといふ、さらば西天浮圖の說、其地方に行はれし事、ヱイズスが法のさきにあり、今ヱイズスが法をきくに、造像あり、受戒あり、灌頂あり、誦經あり、念珠あり、天堂地獄輪廻報應の說ある事、佛氏の言に相似ずといふ事なく、其淺陋の甚しきに至りては、同日の論とはなすべからず、明季の人、其國の滅びし故を論せしに、天主の敎法、其一つに居

れり、我國嚴に其敎を禁せられし事、過防にはあらず、幾を知るものにあらざらむには、誰かはこれをよくすべき、たゞその夷を以て夷を治む、時の權宜には出ぬれども、虎をすゝめて狼を驅る、またその畏なきにはあらず、

君美

一字在中

附録

謹而言上

異人之儀萬里之外國之人にて殊に此者と同時に本唐へ參候ものゝも有之由に候得者本唐の裁斷も可有之候旁以此御裁斷は大切之御事と奉存候付愚意之旨不顧憚言上如左

右

異人裁斷之事に上中下の三策御座候歟第一にかれを本國へ返さるゝ事は上策也（此事難きに似て易き歟）第二にかれを囚となしてたすけ置るゝ事は中策也（此事易きに似て尤難し）第三にかれを誅せらるゝ事は下策也（此事易くして易るべし）

謹按

むかし　神祖の御時慶長十九年より彼宗門を制せらるゝといへども法禁なほゆるやか也その後彼國人來りて其法をひろむる事は我國を奪ふ謀也と聞えて（其法もと正しからずといへども我國を謀るといふは實なるべからずしかれ共島原の變出來たれば申ひらく事難かるべし）　猷廟の御時其禁もつとも嚴になりて我國の人其法を轉ぶものをばたすけおかれ轉ばざるものをば誅せらる彼國より來れる師といへども轉びしをばたすけおかれ轉ばざるものをば凡百餘人まで誅せられたり（彼國の師たすけおかれしもの某が聞及し所わづかに五人歟）しかれども彼國の人來る事猶やまず我國人彼法をうくるもの猶やまざれば猷廟御末年に及びてかれらには杖をつかせよと仰られたり（杖つかせよとはころぶに及ばず誅せよとの御事也）其輩が轉ぶ事をゆるさず皆ことごとくに誅せらる（前後凡二三十萬人）云かれば今猷廟の御末年の例によらば此度の異人をば其罪のありやなしやを問はずして誅すべしこれを御裁斷あらむ事易くして易しといへどもかれ番夷の俗に生れそだつ其習其性となり其法の邪なるをしらずして其國の主と其法の師との命をうけて身をすていのちをかへりみず六十餘歲の老母幷年老たる姉と兄とにいきながらわかれて萬里の外に使として六年がうち險阻艱難をへてこゝに來れる事其志のごときは尤あはれむべし（君のため師のために一旦に命をすつる事は有べし六年の月日萬里の波濤をしのぎしは難きに似たり）臣又　仰を蒙りかれと覿面する事已に二度其人番夷にして（本書むしばみ讀得ず）番夷なれば道德のごときは論ずる

に及ばずされど其志の堅きありさまをみるにかれがために心を動かさゞる事あたはずしかるを我國法を守りてこれを誅せられん事は其罪に非ざるに似て古先聖王の道に遠かるべし此故に臣ひそかにおもふ所はこれを誅せん事易くして易けれども下策に出づ又かれをたすけて囚（トラヘ）おかれん事

猷廟初の御法によるに其法は轉びし上にたすけおかるべし臣かれが志の堅きをみるにすみやかに首を刎らるゝとも其志の變ずべきものとも見えずなまじひにかれを轉ばせんとして轉ばざるをたすけおかれんは我國の祖法をみづから弄ばせ給ふに似たり又轉ぶと轉ばざるとを問ずしてたすけおかれむは我國の祖法をみづから守らせ給はざるに似たりたとひ當代仁厚の大德を以て一時の權宜をはかり給ひてかれをたすけてとらへおかせ給はむともかれが命のあらむかぎり獄舍の中に痛み苦まむ事もまたあはれむべし是一ツ

猷廟の御末年杖つかせよと仰ありしより此かた彼國の人の來れるもの命（モトノマヽ）たすけられし事一人もなし玄かれ共今又かれを彼國につかはしたりましてや此度の使命たすけられて世にあると聞えば我國の法すこしくゆるみぬとおもひて彼國より來らむ者必らず踵を繼べしこれ又その來路を開かせ給ふに似たり是二ツ

たとひかれが事彼國に聞ゆる事なからむにもかれ來りてのちその事のなるやならずやを聞く事なからむには一二年を出ずして必ず又使をつかはすべし（今もある事也はじめ使の返事なければ心もとなくてかされて又使をつかはす事これ又人情のつねなり）これも又その來路を開く也是三ツ

かれを獄中に囚んには與力同心を始てもしかれが迯うせん事あらば罪蒙らむ事をおそれて日夜にこれを守るに心をくるしむるものすくなからじこれ四ツ

此故に臣ひそかにおもふ所かれをたすけて囚おかれん事易きに似て尤難しこゝを以て中策とすかれをして我

祖宗代々の法をきかしめ

我國初より此かた聖子神孫よく祖宗の位をつぎよく　祖宗の天下をたもち給ふ事これたゞよく祖宗の法を適（適は遵の誤なるべし）ひ守り給ふによれりたとひ汝が訴ふる所の事その謂あり汝が法とする所その理ありとも今はた我　祖宗の法をやぶりて汝番夷の法を行ふ事を

ゆるすべからず謹で　祖宗の法を按ずるに汝が如くの輩轉ぶ時はたすけ轉ばざる時は誅す當代仁恩廣大汝が其主の命をうけて身をかへり見ず萬里に使し來れる事をあはれみ給ふが故にその命をたすけて本國へ歸し給ふ所也すみやかに汝が國に歸り其主に申すべし此のち又汝がごとく我國に來らむものをば海邊の國守に仰せてまづ誅してのちに申さしむべしかならず汝の國人をして我誅を試み陷らしむる事なかるべしと或は文にしるし或はことばにのべて長崎に來る廣東の船又は琉球より唐へゆく船にのせて呂宋へ歸さるべしもし然からば彼國をして
我祖宗の法は天地と改るべからずして
當代仁恩の廣く聖度の大きなる事をしらしむべし（長崎より來る時も乘物の外をばみる事かなはざるやうにせしと也かれ國に歸るとも我國の風俗をかたるべき樣もなし）これ其事難きに假たりといへども易くして殊に古先聖王仁厚寛裕の事なればこゝを以てこれを上策とすこれらの中を以てよろしくゑらみ給ふ事あらむには臣が愚忠むなしかるべからず

此上書すこしはや過たれどももし臣がいはゆる上策を取られてかれを歸されんにはすみやかなるにしくべからずしからば此たび付來れる與力同心幷通詞等に守らせ歸して來春夏の間長崎に來る廣東の船にものせ返さるべきかとまづ言上如右

○

此度渡り來候ロウマン人幷御役所書物等の説にて承知候大略條々

一彼法にてたつとみつかへ候天主と申候は天地萬物を造り出し候神靈にて人間の善惡をかんがみ善なるものを天堂にのぼせ惡なるものを地獄に墮し候事をつかさどるの主と相聞え候其法を修し候ものは十戒を持ち諸惡を斷じ天堂に生をうけて地獄の苦しみをまぬかれ候事を求め候事と相聞え候其天主と申すものは道家に上帝と申すものに似候而其修行の法ことごとく佛家の法に同じく相見え候事

堯舜周孔の書に上帝と申す事有之候は天地造物の主宰の理をさし候へば彼法並道家の説のごとくその神人天上に有之候而時々人間に降り福を降し禍を降し種々の奇異有之事のごとくには無

之候これにつき此等の法にては聖人の法をいみきらひ候事に御座候歟

一彼法を始て說き出し候人の名をヱイズスと申候漢土の字にて耶蘇としるし候はこれにて候彼徒にてこれを敎主とたつとみ候事たとへば佛家にて釋迦につかへ候事のごとく相聞え候事

彼法に天堂地獄の說をたて其敎主の像につかへ灌頂戒律符呪念珠等の事共有之候次第一々佛家と相同じく候又其像は磔の形にて候これは諸惡を斷絕仕らせ候ため第一入門の所と相見え候由其故は人の惡は皆々欲心より出候凡人の欲さまざまに候へども至りて切なるものは身命に過るもの無之候其身命をだにすて候上は其外の欲はかぞふるにたらず候歟こゝを以てまづ此所より始而道に入る事と相見え候是又佛家生死をかろんずるの說と相同じく候歟佛國と彼國とは地つゞき程遠からず候得者佛氏の說彼國に流れ入り一變仕りたる法と存せられ候

一ドウマンと申す所は彼敎主の本地にて候たとへば我國にて天台の比叡山眞言の高野山のごとくなる地に候而いにしへ其國王より其地をあたへられ其法の本地となり其法の師弟子皆々其所に而法を修行候故奥南蠻の國々其法をうけ候貴賤ともに寄進之地も多く布施の物も多く事の外に繁昌の道場と相聞え候事

一奥南蠻の國々大半は彼法をうけ候かと相見候得ども又其法をうけ申さぬ國々も有之候阿蘭陀等も中頃より彼法をば用ひ申さぬ由相聞え候事

阿蘭陀等信向の法は彼法より出候而別に法をたてたるものにて候佛家に禪宗の有之候ごとくなるゆきかたと相聞え候しかれば天主をばたつとみ候へども耶蘇をば用ひ申さず候我國の諸宗皆皆釋迦の說より出候へども祖といたし候所はおの〳〵同じからず其法もまたおの〳〵かはり候ごとくに相聞え候

一彼法の師諸國に渡り候而其法をひろめ候事これ耶蘇の敎と相聞え候其故は天主は天地萬物の父母にて一世界の人皆これ兄弟にて候父母の子を見候事は男女少長をゑらばず皆々同じ心にて父母の心を以て其子の心とする時は兄弟の間は相したしみ相

愛すべき事に而候又子をやしなひ子ををしゆるは父母の心にて候其父母の心を其子の心とする時は兄弟の間は相やしなひ相をしゆべき事すなはち天主の心天主の法にて候との義と相聞え候これ又佛氏の摩騰迦竺法蘭等をはじめて代々の三藏漢土に來り佛教をひろめ達磨南海を渡りて梁魏の間に禪法をひろめ候心と同じく皆々番夷の風俗と相見え候事

一彼國の人我國に來り法ひろめ候事は我國をうばひとり候謀の由相聞え候事は阿蘭陀人幷に彼國の人フランシスクスリアン幷に又我國より彼國へ渡り法を傳候コンパニヤドウウと申すもの申し出したる事に御座候歟其教の本意幷其地勢等をかんがへ候に謀略の一事はゆめ〳〵あるまじき事と存せられ候事

大猷院樣御代渡り候コンパニヤジヨセンと申すもの後には岡本三右衞門と申す名を被下御扶持方幷妻女從者等被下さしおかれ候もの三卷の書を作り置候事反逆の謀にて無之趣を一々に辨じおき候を此度を此度見候處にいかにも〳〵其道理分明に相見候歟

一彼國の人其法を諸國にひろめ候事國をうばひ候謀略にては無之段々分明に候といへども其法盛になり候へばおのづから其國に反逆の臣子出來候事はまた必然之理勢にて候歟ちかくは大明三百餘年の天下ほろび候事の端は三ヶ條有之候うち其一條は此法の行れ候故の由たしかに其時の書に相見え候大明ほろび候事は

大猷院樣御他界の比の事に候大明に而は此事の覺悟無之候と相見え候處に我國にてはさきだち候て彼法をきびしく御制禁被遊於今此害一かた斷絶仕候事

御名譽の御事と乍恐奉存候事

○右白石先生の羅馬人處置獻議と天主教大意との二篇は向山篤氏（誠齋又偶堂と號す通稱は源太夫といふ今の黃村翁の父なり）の輯錄せる偶堂雜記中に見えたるを取り出せるものなり向山氏は舊幕府の吏職にありて專ら經世實用の學を講じその藏する所往々希覯の書多くこの二篇のごときも先生の手書案本の幕府內史局に存在せしを見出して竊に謄寫しおきたりしものと

いふ今西洋紀聞を參考するにつきて最必用なるものなればこれを卷末に付す本書にかの羅馬人の裁斷を文昭公の親裁に出でし如くに記したれどもこの獻議によりて觀れば先生の竊に奉れる三策の中策を採られしことといちじるし壬午春日文彥記す

暹媽人欵狀（或は意大里亞暹馬人申口ともあり）

異人申口之覺

一いたりや國之内ろうま之者にて御座候名はよわん、ばつていすた、ゑろうて、と申候歳四拾壹に罷成申候

一私儀ろうま切支丹宗門之師仕候出家にて御座候

一私國元に母存命に居申候兄弟も御座候私同門之出家にて御座候妹も御座候父は死申候尤私妻子は無御座候

一私儀ろうま切支丹宗門之總司ほんとへきす、まきゑもす、と申者六年以前ゟ申付日本え切支丹宗門之法を勸め之がため渡海仕候樣にと申渡候に付其内（共内な或は右内とせり）日本詞等言習三年以前七月上旬比ろうまを出申候右之刻私同門之出家とうます、てとるのん、と申者壹人是も總司ゟ之下知にて唐北京へ遣申候私一同にろうま出船仕候がれいと申小船貮艘類船にてやねわと申島に寄せ夫ゟかなりやと申所へ參其所ゟふらんす國之大船貮艘に私幷に同門之者壹人宛乘り組水主四拾人餘程充乘呂宋え參此所ゟ同門之者壹人は唐之内北京え參申候私儀は日本へ心ざし參申候處屋久島へ着岸仕候に付壹人陸へ揚り申候

一船中水拂底仕候に付右之沖にて魚取候船を見掛候故端船え七八人乘り水をもらい可申と呼懸申候得共聞入不申陸之方へ漕行申候に付追ひ付き不申候

一私儀屋久島に揚り申候處日本人家につれ行申候其節日本人四人罷在食事爲致候故金子を取出し右之爲償遣候得共早速指戻し申候尤船にて江戸へつれ行くれ候樣にと申掛候得共言葉通じ不申候

一私乘渡候船は屋久島より直に本國へ歸り候筈に御座候

一私之外壹人も日本之地に揚り不申候尤私より以前にも同門之者壹人も日本之地え參不申候

一屋久島にて右之日本人え宗旨之咄仕聞せ候得共一切言葉通じ不申候に付聞入不申候尤薩摩より長崎迄之間も宗門之咄仕候儀も御座候得共言葉通じ不申候

一日本人之風俗に形を替候儀其處々之風儀をまなび不申候得ば其所之者笑ひ申候に付日本人の姿に替へ申候私同門之者今度唐へ參候は唐人之風俗に替へ候由申候

一日本衣類幷に刀は呂宋にて求申候月額は船中にてそり申候但呂宋に日本人共居申候尤日本衣裝にて居申候呂宋にて日本人居申候所は圍之如く成所に一所に集り居申候

一江戸へ參申度と申候儀は江戸にて宗門を弘め申度心差にて候故奉願候ろうまの總司申付候は日本之内何之國にても隨分法を勸め申樣にと申付候

一私儀日本に御留置被成候共又は本國へ御歸し被成候共又は日本にて如何樣の御掟に被仰付候共不苦候ろうまの總司申付候も日本に御留被成候共又は御歸し被成候共御下知次第に仕候樣にと申渡候

一日本にて切支丹宗門御制禁之儀成程於國元も其隱れ無御座候人々も存尤私儀も其段存罷在候得共總司より申付候故渡海仕候

右之趣あゝでれやんどうと申阿蘭陀人らてんと申詞を以異人へ尋掛け申候處右之通返答仕候由どう申候に付私共和げ指上申候以上

かびたん、やすふる、はん、まいんすてある

あゝでれやんどう

通事目付

子十一月

通詞

異國人致所持候大袋之内諸色之覺

一四角成びいどろ鏡の樣成物壹

異國人に相尋候處さんたまりやと申宗門之本尊之由申候

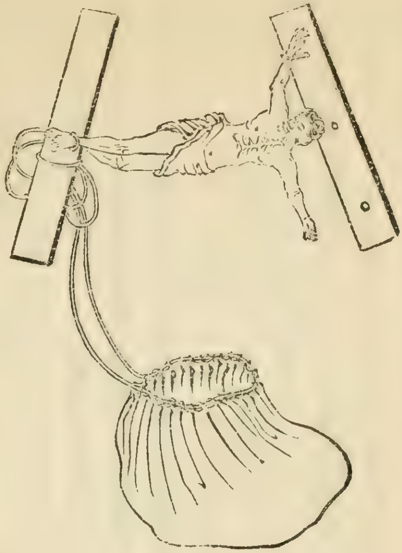
竪　壹尺

横　八寸五分

但裏は皆木にてかねのくわん打有之候赤どんすの袋に入候

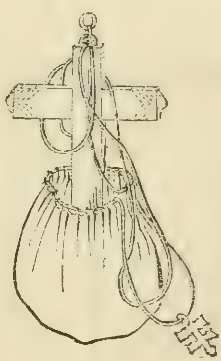


一からかねにて拵候人形壹　但袋共



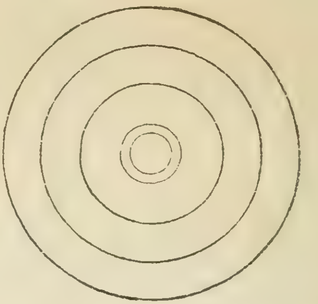
異國人に相尋候處人形はゑぞきりすてと申宗門之本尊にて候幷に袋はれいすさあきり（或はレイスキイサアキイマリとも記す）と申物之由申候
此人形幷二本のかね共にからかねにて拵付置候
袋は古き金入之樣成きれにて御座候

一びいどろにて拵候十文字之物壹　但袋共
右之紐にかな物壹付置候（此かな物しんちうにて拵附置候）



異國人に相尋候處りんぎのんぐろくすと申物幷かな物もぐろくすと申物にて此十文字宗門之上にて殊之外大切のものゝ由申候
此十文字之物びいどろにて角にいたし候此内に佛之樣成形籠置候樣に相見申候金のはりがねにて角々包候幷にくわんにほそき紐付袋に仕付置申候

一金之鏡之樣成物壹
一金にて丸く拵其內に人形彫付候物數四拾貳
但裏銀革袋に入
右之袋に入
此二色異國人に相尋候處鏡の樣成物はれすさあくれ（さあくれ或はあかれともす）と申物幷に金にて丸き物はめたありやと申物にて是又大切成物の由申候總て宗門之道具貴き物は何に不依れすさあくれと申候由申候

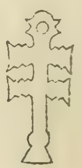


此大サ六寸四分四方表金裏銀にて薄く拵候物但赤革袋に入有之候



金ゝにて大サ七分四方程厚サ五厘程づゝ有之候何も皆金にて中之繪樣は少しづゝかはり申候數四十二

一しんちうにて拵候かな物之樣成物貳



異國人に相尋候所ぐろくすと申物之由申候

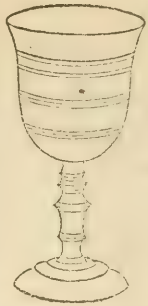
一守袋之樣に拵紐緒（緒或は結とす）留め有之物壹
但中に橫文字之書物有

異國人に相尋候處是もれすさあくれと申物之由幷中に有之候書物大切成物之由申之候



上之方に口有之候廻りははりがねにてかゞり置申候

一銀にて猪口之様に拵足を付候物壹



異國人に相尋候處是もれすさおくれと申宗門之器之由申候

外銀にて内は金を流し候ものと相見へ申候

右は赤革の袋に入其内に金のはりがね二把入置候

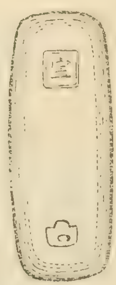
一苧縄にて拵かな物を入置候物壹



異國人に相尋候處てしひりいないると申物にて候悪念起り候時分此縄を以其身を打痛申物之由申之候

如此苧縄にて三尺程に拵所々結び目有之花之様成角立候かなものを入置候

一呂宋國にて取替候金壹



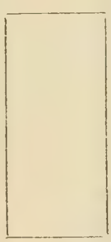
此通之金硯墨之様にいたし候物尤裏之方は木目も無之文字之様成極印二所に有之候得共慥に難見分候

一同板かね之様成金大小百八拾壹

此掛目九拾八匁



掛目三匁七分餘



掛目二匁餘

此金大小合百八拾壹枚

掛目總合三百八拾五匁



掛目壹匁五分餘

一同小キ丸金百六拾粒

但粒大小有之丸薬之様にいたし候金掛目不同

有之貳分三分四分程充御座候百六拾粒合惣掛
日五拾壹匁

一日本小粒　拾八　但新金

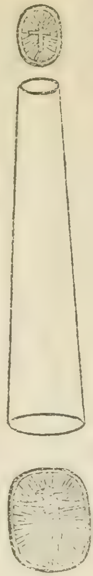
一錢　一緡　但寛永日本錢　七拾六錢
康熙唐錢　三拾錢

右四色取集うちかひ袋に入有之候

一鐵之印判　壹

裏印之方

表印之方



一びいどろにて貳寸四方程之丸き薄板に五色之佛之樣成繪書候物　九ッ

異國人に相尋候處ばしよろぞきりすてと申物之由申候

一佛之樣成繪赤地金入の守袋に入　壹ッ

異國人に相尋候處さんたまりやろさあく或はありと申物の由申之候

一横文字之書物大小　拾壹冊　但革之表有
内六冊は異國人不斷致所持見申候

一同　双紙　大小　五冊

一横文字之反古　貳拾四枚
但此内にろうま總司之方ゟ遣候往來切手之由にて壹枚有

一宗門之佛之繪大小　貳拾四枚

一黒玉之珠數　壹連　但かざりなし

一白布にて拵候宗門之法衣　壹包

一白布にて拵候宗門之法衣　壹袋

一紺無紋綾之樣成異國者物幷帶共　壹通り

一ふらすこに入候油　但壹箱に入小ふらすこ三ッに入置候

此油異國人に相尋候處宗門之者大切成時節爲呑
申候油之由申候
一挽物之小香合　壹
但内はなさもの油之ねり藥少有
一蒔繪之中香合　壹　但明き物
一蒔繪之小香合　壹　但明き物
一鋏　壹
一錫之紙入　壹
一鼻目かね　壹　但革之家鞘或は入
一日本樣に拵候刀　壹　腰
但躬　貳尺四寸七分　樋有り　反八步　中心無銘　やき無之
鐔　しんちう貳枚はゞき
切羽　しんちう　貳　枚
柄　しんちう之打鮫　但柄糸黑きより糸に
て菱卷
目貫　金ンやき付之樣成金模樣雨龍の樣成生キ
物ふち柄頭　赤銅雲の模樣金にてやき付
鍔　赤銅三枚合しんちうのふくりん取模樣
雲から草の樣成形金にて燒付
鞘　ひやくだんぬり鯉口小尻赤銅にて張
下緒　もめん平紐の樣成物付置候
目釘　やき付之金めつき
右之品々銘々相改阿蘭陀人に致通達異國人に相尋
候處右之通に御座候以上
子
十一月

以別紙申入之候
一先達て申入之候當八月廿九日松平薩摩守方領分大
隅國屋久島にて異國人見出候百姓藤兵衛并に其節
出合候安兵衛五次右衛門喜右衛門五右衛門去十一
日薩摩守方家來共より警固相添送越候に付壹人宛
召出遂吟味候處藤兵衛八月廿九日戀泊村松下と申
所え炭燒に參木を伐申候處不見馴人刀を指手まね
きいたし何や覽申候得共言葉通不申怪敷體に候故
側え難寄見合候得者水望申度致仕形見せ申候故藤
兵衛持合候器に水を入與へ申後え退き申候得ば又
又招候得共刀を指罷在候故氣遣に存候間寄付不申
候處右之人刀を鞘共に差出候に付近寄刀を請取申

候其節外に人壹人も無御座候故右之刀をば腸之本之根に差置礒邊え參見廻し候得共人無御座候故村え參安兵衛と申者を以怪敷もの見出候間何も參候樣に申遣候平內村之百姓五次右衛門喜右衛門と申者折節荷を持使に通候とて參掛り候異國人村之方え手を指草臥候體に相見へ候間喜右衛門は大袋を持五次右衛門刀を持藤兵衛は異國人に手を添藤兵衛家迄召連置五次右衛門喜右衛門は最前之荷物を持先え使に參候其節近村之五右衛門と申者藤兵衛方え參候藤兵衛は食を拵異國人に給させ可申と致支度食事も出來給させ申候得ば少給申其節黃色之四角成金を差出くれ候得共怪敷樣子に御座候得ば則返し申候何角と異國人申候得共、圓言葉通不申候其內役人番人共大勢參候由藤兵衛申候事

一安兵衛召出承候處右藤兵衛申口之通相違無御座候右近鄉え異國人之儀申に參直にあなたこなた役人共えも申廻り其跡之儀は不存候方々觸廻又藤兵衛方え參候得ば最早役人番人等大勢參居申候由申候事

一喜右衛門五次右衛門壹人宛召出承候處最前藤兵衛申口之通少も相違無御座候右兩人共荷物持先え參候故跡之儀不存候由申候事

一五右衛門呼出し承候處是又藤兵衛申口之通相違無御座候怪敷人見出候由承候に付藤兵衛方え參異國人に食など給させ候手傳などいたし申候其內異國人何や覽申候得共一圓言葉通不申候尤何にても貰申儀は曾て無御座候由申候事

一當八月廿八日大隅國屋久島之內湯泊村之沖にて異國船見當り候節阿波國之漁人船頭市兵衛水主實兵衛喜兵衛清左衛門市十郎休助右六人薩摩守方家來共より警固相添送越候處去廿一日壹人宛召出承候處船頭市兵衛申候は八月廿八日爲漁獵湯泊村之沖え罷出候處陸より三里程も可有之歟沖之方に唐船之樣に帆數多き船壹艘間切居候に付唐船之儀者近寄不申筈に常々御法度御座候間村之方え乘戾候處跡より橋船に乘異國人追かけ申體に相見へ候に付早々乘退候得者急に漕來間拾間許も乘かけ右橋船より聲を立水を呑度仕形を致地方之方えゆびさし候に付水は法度と申手をふり見せ申候て船を押切栗生村之方え罷歸申候右橋船は本船之方え乘戾其

以後之儀者不存候由申之候事
一右沖にて追かけ候節異國人何ぞ申かけ物貰候哉と相尋候得者何や覽聲を立候得共言葉通不申其內に間遠く罷成候故何事も不承候右之首尾に御座候故物くれ候儀も無御座候由市兵衛申候事
一其外實兵衛淸左衛門喜兵衛休助市十郎壹人宛召出承候處市兵衛申口之通少も相違無御座候事
右之通異國人え携候藤兵衛安兵衛五次右衛門喜右衛門五右衛門幷に湯泊沖にて異國船見當り申候漁人船頭市兵衛永主實兵衛喜兵衛淸左衛門市十郎休助都合拾壹人之者共召出遂吟味候處異國人申口之通少も相違無之候尤踏繪も申付候處疑敷儀毛頭無御座候依之右之者共勝手次第在所え差返し候樣可申付と存候右之趣御序之刻御老中え可被申上之候以上

十一月廿六日　駒木根肥後守印判
別　所播磨守印判

永　井讃岐守殿
佐久間安藝守殿

以別紙申入之候
一先達て申入候從薩州送越之候異國人度々召出遂吟味候處先書にも如申入候口通兼申候依之阿蘭陀人を以爲致通達度存候得共先頃も申入候通異國人殊之外阿蘭陀人を嫌候體に相見へ候に付不計阿蘭陀人に出合候て相さからひ申口も滞可申と存候に付かぴたん阿蘭陀人を物陰に差置爲承候得共異國人日本口をもまじへ申候に付彌致混雜難聞屆申候に付異國人え爲申聞候は其方口通不申候故申候儀其日本人聞請がたく候間阿蘭陀人を召寄可致通達旨申含候得ば異國人得と致納得候に付去十九日南蠻口覺申候阿蘭陀人壹人かぴたん召連罷出かぴたんは物陰に指置爲承申候
一阿蘭陀人を以異國人え相尋候者其方事異國之內いづれ之國之者にて如何樣之心指にて日本え致渡海候哉と問懸候處異國人答申候は某はいたりや國之內ろうまと申所之切支丹宗門之出家にてよわんばつていすた、ゑろうてと申ものにて御座候ろうま宗門之總司ほんとへきす、まきすもすと申師に致隨身數年宗門之學文仕三老程之出家にて宗門之師

をも致候ものにて御座候右師匠ゟ六年以前相弟子とうます、てとるのんと申者と某え申付候は壹人は日本え相越宗門を弘め候樣にと申含壹人は唐國北京え參是又宗門勸候樣に申付候間三年已前七月上旬兩人共に同日ろうまを罷出かれいと申小船貳艘に乘連れやねわと申島に寄せ夫ゟかなりやと申所え參其所ゟふらんす國之本船貳艘に壹人宛乘組水主四十人程宛乘呂宋え參此所ゟ壹艘は北京え乘別れ某は日本え心指方々と乘廻り漸當八月廿八日大隅國屋久島之内湯泊村之沖迄致着船候處船中水拂底に候に付橋船に乘移り其邊を乘廻り候處折節獵船壹艘日本人六七八乘組陸之方え乘行候間彼獵船を追かけ拾間許に乘寄候節某之船ゟ聲を立水を乞候手樣(或は手招とす)を致候得共日本人曾て不致同心體にて手を振其上おそれ候哉急に濟退申候故又々本船に乘り戻り翌廿九日之朝右之船ゟ某壹人を橋船に乘せ屋久島に卸置其外之者共は直に本船え乘移り卽刻致出船本國え罷歸候某壹人屋久島にあなたこなたとあるき見申候處に日本人壹人木を伐(或は剪とす)罷在候に付近寄物申かけ候得共言葉曾て通不申候故水望候手樣(或は手招とす)いたし見せ候得者水を呑せ申候其後日本人三人參候て某を人家え召連食事等あたへ申候其節食事爲代金子を遣候得共卽座指戻候由異國人申之候事

一又相尋候は其方日本人之ごとくにさかやきをそり日本樣之着し物いたし日本拵之刀を指罷在候は如何樣之心指にて右之躰をいたし候哉於屋久島に日本人を賴着し物刀等をも調申候哉異國人答申候は異國の姿風俗にて罷越候はゞ日本人わらい可申と存呂宋國におゐて日本人着し物日本拵之刀調申候さかやきは船中にてそり申候日本人え曾て賴不申候尤其所々之風俗をまなび不申候得ば其所之者笑ひ申候に付北京え參候同門の者は唐之風俗をまなび候て罷越候由異國人答申候事

一又尋申候は右乘來候船日本之内外之所々えも乘行其方躰之もの卸置候筈に候哉此以後跡より同門の者參候樣に申合候哉日本に止り罷在本國え審々に可致通路申合仕候哉と相尋候へば異國人答候は屋久島に某壹人卸置其外何れ之所にも卸候筈之者壹人も無御座候船は直に本國に罷歸り候尤此以後跡

ゟ參候もの申合不仕候日本に止り罷在候ても本國え通路之儀曾て申合不仕候由答申候事

一又尋申候は其方乘來候船はろうま之總司ゟ仕立遣（或は迄りとす）候哉又便船を頼參候哉異國人答候は右乘來候船幷に北京え參候船共にふらんす國之船にて御座候ふらんす國之儀宗門一派（或は流とす）之國にて御座候に付ろうま之總司ゟ申付にて日本北京え宗門勸之ため參候由申候故同宗之者之儀に候間船頭水主共に賃銀等申儀も無之送越申候由答申候事

一又相尋候は其方ゟ以前にも日本え宗門勸之ために差越候者も有之候哉左樣之手筋を以此度其方壹人指遣候哉と相尋候得ば異國人答申候は某ゟ以前に日本え致渡海候者壹人も無御座候何之手筋も無之日本之内いづれ之所え成とも揚り宗門を弘め候樣にと總司申付候由答申候事

一又相尋申候は其方江戸え參度由長崎え參候儀は嫌申段如何樣之わけに候哉異國人答申候は本國總司申付候節も江戸え罷越候樣にとも（或はとはとす）不申付候長崎之儀者阿蘭陀人罷在候段及承候本國にては敵國にて御座候江戸之儀者呂宋國に日本人も罷在日本之樣子書記候書物も御座候に付及承江戸と申儀も存候由答申候事

一又尋候は其方日本言葉を間々に申候何方にて日本言葉相習候哉異國人答申候は六年以前總司ゟ日本渡海之儀就申付候本國之言葉にては通用難成候故日本言葉を書記候書物にて申習候由答申候事

一又尋申候は其方屋久島え揚り候刻ゟ以來日本人え宗門之噺をいたし勸候哉日本人に何にてもとらせ候哉異國人答候は屋久島ゟ爰元え參候迄之内日本人え宗門之儀も申懸候得共言語曾て通不申候故一言も聞入不申候屋久島にて水を呑せ人家え召連食事給させ申候に付右之爲價金子日本人え遣候得共取不申其儘返し申候右之外者何にてもとらせ申事無御座候由答申候事

一又尋申候は切支丹宗門之儀は日本國中堅御制禁に候其段存知ながら總司申付爲致渡海候哉又は右之わけ不存候て參候哉異國人答申候は於日本に切支丹宗門御制禁之段は總司は不及申に人々不存者は無御座候勿論某も存罷在候得共總司ゟ就申付候罷渡候然る上は日本に御留被成候とも又は御返し被

成候とも如何樣の掟に被仰付候共御下知次第少も
違背不仕所存之由答申候事
一異國人致所持候大袋之內に有之候品々邪宗門之本
尊幷に書物其外小道具等も有之候に付一々名を爲
承申候尤其身も宗門之本尊珠數を首にかけ宗門之
書物不手離持罷在候右之品々委細繪圖に記此度令
進達之候事
一右道具之內に異國之金子幷に日本小粒日本錢有之
候に付何方にて相求候哉と相尋候得ば異國人答候
は本國にては銀子之外通用不仕候今度日本え參候
に付呂宋國におゐて銀子を遣金子と取替其節日本
金幷に錢も彼所にて致用意持來候由答申候事
一右異國人え致通達候趣阿蘭陀人書付指出候間和ら
げ壹通此度差越之候事
右之趣御老中え委細不申上各ゟ可被申上旨申上
候間被得其意御序之刻可被申上之候以上
十一月廿六日　駒木根肥後守印判
別　所播磨守印判
永井讃岐守殿
佐久間安藝守殿

一本跋
戊戌夏。佐久間維章。從ニ肥之島原一。寫下來其藩寫ニ
長崎鎭臺所レ藏海船之諸疏。府正之命諭一。三十卷上
稱曰ニ華夷變態一。維章就ニ其中一謄ニ此事一。事在ニ寶永
戊子八月一。其時。長崎町奉行。四員。永讃岐守。別井
所播磨守。駒木根肥後守。佐久間安藝守也。御老中。
土屋相模守政直。秋元但馬守喬朝。大久保加賀守忠
增。井上河內守正岑也。

一本奥書
右邏媽人欵狀一册、借三鈔子ニ大石君節家一。寬政七年
乙卯孟春念六　杏花園

大久保酉山翁考云。此四人長崎奉行也。前に子十一
月と有。寶永五年戊子十一月廿六日。

○右羅馬人欵狀は佐久間維章の輯錄せるものと見ゆ
卽本書に記せる羅馬人の申口を最初に長崎奉行よ
り江戶へ屆出でたる書類なり其內に本人攜へ持ち
し品物等の事は本書上卷の末にもかゝげてこれら
の物の形製等つまびらかに記さむ事無用也故にこ
こに略すと記されたれど今此欵狀中にその圖も添

ひたれば欵狀と圖と併せて本書の事すべて具備するなるべしと此に附錄とはせしなり欵狀とは條欵卽箇條がきに記したる狀の意にて口書の事なり

前に掲げたる戊戌夏佐久間維章云々の跋ある本は家藏の一本にて此欵狀のみ單行せるものなり儒士佐久間維章は文爾と稱し夜雨亭と號し寛政十一年己未六月歿せりといへばこゝにいふ戊戌はその二十二年前なる安永七年戊戌なるべし華夷變態といへる書も世に傳寫してあり

杏花園の奧書ある本は是亦家藏の一本西洋紀聞の末に附錄してありしものなり（その書はさきに東京大學へ獻納したりき）蜀山人の別號を杏花園といひきかゝる珍書なれば必ず山人の鈔に出でしものなるべし大石君節大久保酉山は誰人なりや寡聞なれば知らず

前の二本を對照校訂して印刷には附したり地名人名等の假名を杏花園本には片假名にしたれど單行本の平假名としたるかた此頭の届書の眞面目なるべしと思ひたればそれに從ふ但し傍に單線を加へて識別に便ならしむ壬午四月平文彥記す

正德四年甲午三月朔日

一小日向山屋敷に罷在候異國人ヨハンえ可申渡旨に而大目付横田備中守え右之通書付老中秋元但馬守相渡し

申渡之覺

寶永五年戊子八月　　異國人

ヨ　ハ　ン

其方事七年以前此國え渡り來候時速かに御國法に行はるべき事に候へども本國の師より申付候旨を承り候て渡り來り候由を申候付て別の　御恩を以て其儘差おかれ候其節其方申候趣は本國の師申付候はいか樣に被仰付候共御所樣の仰に任すべく由にて幾利支丹之敎の事は全く不忠不義をすゝめ候て上にそむき奉り候法にては無之候何とぞ此旨を申ひらき御ゆるしを蒙り候て其法をひろめ申度存候故に最初より江戸え罷越たき由を望み候然るに願之通に當地へ罷越食物衣類等まで御大恩蒙り候事難有存候由返々申述候處に此度ひそかに望み申人有之に付てクルス等をさつけ候事は御國法を背き候儀は申すに及ばす本國の師いかやうにも仰にそむくまじき由申付候旨共違ひ　御國恩をも顧みず候段不忠不儀の至其罪重疊し候只今迄は本國の師之申付候旨をうけ候由に候へども自今以後は其方心よりして重罪を犯し候上は其科のがれべからず候これによりてまづ此國に於て大罪のものを沙汰し候法に任せて急度禁獄せしむる者也

是年は寶永五年戊子ならむ然らざれば欵狀にいふハッテースの年齡と不合

島津家譜吉貴傳云、寶永五年、隅州馭謨郡、屋久島海上、（屋久島東有種子島、相去不遠、故源君美、采覽異言、作種子海上、其實所指一處耳、）忽有大船一隻、隱見出沒、已經數日、竟指南去、是日島中忽見一人被服帶刀、悉如日本人、而言語侏離、全不可曉、卽送長崎、於是鎭臺有司歷問、海商無能曉其解者、獨和蘭知之、以謂邏馬國人、明年朝廷降旨長崎、送其人于東都、特命源君美、

文廟時正德中、薩摩海濱有一男子鵠立焉、里人見而異之、衆共視之、無相識者、頭髮、面貌、衣服、皆如我人、衣綿布襖、問之、答曰自異邦來、又問何爲而來曰、欲宣天主敎、言語與我人無異、里人大驚、

走而告里正、轉告國官、官正召而問曰、本國禁天主敎殊嚴、汝不聞乎、答曰唯聞之、是以特來耳、我欲親見王而言之、不可以告其下、官正詳問其所從來、則不答、唯言名豫灣、天主敎家抜帖連也、官正以聞薩摩侯驛使、以告東都相府、相府以聞、縣官命薩摩侯、檻送豫灣於東都、至則下吏、囚於天主牢、豫灣在牢中座倚、終日不言不笑、下視如睡不睡如僧坐禪、日食大饅頭數枚氷糖二三兩、飲白湯二三碗、不食他物、官命老奴老婦無子者事之豫灣使奴婢、溫顏和色、視之如傷、奴婢歎服其德、居數歲、奴婢謂守吏曰我二人者、旣受客敎矣、若隱而不告、則罪大矣、敢以告、守吏以聞、縣官乃更囚豫灣於圈、々方數尺、僅可容身、食之以粥、不復與饅頭氷糖、豫灣泣曰、倭人慘矣、幾瘦死、紫芝閣筆、

采覽異言序

昔。天教之來。起自番舶通利矣。法本出于大西邏馬國。西南諸國。鮮有不奉其教者。蓋教之之術。所以惑世溺民。其甚如此。我自國初。乃設其禁。而舊染汚俗。弊亦滋甚。及寬永間。嚴申戒令。諸番互市。一切沮之。嗣後。番人來獻。以求闢(闢或作開、)市。明正典刑。驅之出境。久之其釁少弭矣。寶永戊子秋。薩州管內多禰。海上忽有大舶一隻。隱見出沒。已經數日。竟指西去。是日。島中見一人被服如我俗。而語不可曉者。州卽報長崎。尋送到官。有司歷問海商。皆莫能曉其辭。獨和蘭以謂。蓋係邏馬國人也。

及
文廟嗣位。初降　旨長崎。起送其人于都下。和蘭通事從之。是歲己丑冬十一月。特　命臣美。按驗事由。(初長崎解至。時　上居儲副。頗聞及此事。臣美不敢對。　上復問。乃對曰。未審彼來求我。言猶不通。何由達志。且彼亦人耳。苟有其言。豈惟鳥語牛鳴之比哉。至是　上乃謂臣曰。彼人將至。以前日之言故耳。爾其問焉。)美先試因傳譯。咨諏方俗。其言侏離。似不可辨。徐而諦之。西人用東語。唯其聲音隨方而轉耳。於是美就而問焉。彼於我言。有所不解。輙出懷中小册。撿閱以答。其書則大西所刻。此方寄語也。佗日乃示之以官庫所藏。和蘭鏤版萬國輿地全圖。而其中有未盡釋者。使通事翻之以和蘭語。其說靡々可聽也。居未幾。彼稍熟我語。略無滯礙。神領意得。如響應而鏡照。坐使絕域萬里。超然遠覽。歷々在眉睫間。第如其人。實係邏馬教主使者。不惟陳訴彼冤。求開我禁。蓋亦欲爲諸番(番或作蕃然篇中前後皆作番)遊說。以求貢市也。明年庚寅春。和蘭入貢。美復奉　明旨。私其使者。質以舊聞。旁及時事。緣是每貢爲例。續以後語。筆之於書。(ヨアン、バッテイスタ、シロテ。邏馬人也。凡教門所稱。宗派繫之于上。族姓繫之于下。バッテイスタ。卽是其名。懷中二册子。其一曰ヒイタサントルム。日本紀事也。其一曰テギショナアヨム。日本寄語也。コルネレス、ラルテン。キヨデヨム、ホタン。ウイロン、アアガマンス。皆和蘭人姓名。ラルテン頗通天文地理。然善番書。ホタン寓住印度凡六年。習其方俗。ニ人皆其綱首也。コアガマンス。老于醫者。自少遊學西南諸州。多識草木鳥獸之名。是皆美所遇之人也。西圖。和蘭アムステルダム所刻。ヨアンブラア撰。アムステルダム卽其國都名)若夫職方之氏。輶軒之使。辨其邦國。采覽異言。如我鉛槧之餘。亦何足錄焉。正德癸巳春三月。筑後守從五位下源君美序。

采覽異言

凡例

一西人由海輿地全圖。明儒所レ譯。方國及人物名。美質ニ諸西人之言一。率多ニ紕繆一。大抵西方音多字少。故記ニ其言一字有ニ合成一。而無ニ音所一レ遺。中土字多音少。故翻ニ彼語一。音有ニ轉借一。而無ニ字可一レ該。且絕域殊レ音。歷代異レ稱。而中土之人。各隨レ所レ聞。轉假用レ字。其音所レ訛。亦皆在ニ彷彿閒一耳。我今所レ譯。其譜在レ於レ別レ音。凡聲音所レ象。一如ニ琴之有一レ譜。按レ譜而求レ音。則殊方之言。可ニ盡譯一也。若ニ其義例一。具詳レ予レ譜故不レ贅焉。

一大西方國之言。亦自不レ同。其凡有レ三。曰邏馬語。蓋其中土正音也。曰意太里語。蓋其西南之言也。曰和蘭地語。蓋其東北之言也。又有ニ波爾杜瓦爾語者一。書中嵌ニ註邏、意、和、波、等字一。要レ辨ニ其異一。其無レ所レ註者。蓋彼方通語也。

一西方之言。中土譯文。舊有ニ異同一。並今附レ註。若ニ其舊譯一。或有ニ遺漏一。或有ニ疑滯一。姑闕以俟。

一凡亞細亞諸國。雜ニ見元明史書一者。略取ニ其說一。以備ニ參考一。

輿地總叙

美。嘗聞西人輿地之說。曰天形渾圓。地居其中。海水相附。共爲圓體。猶雞子中黃。孤居靑內。唯天包子外。旋轉不息。地凝子中。確定不動。而上下四旁。皆有人居焉。天之旋轉。相爲其樞者。如輪之有轂。如磨之有臍。名曰南北二極。二極相距正中之界。名曰赤道。界之南北。斜絡於赤道者。名曰黃道。黃赤二道。卽是太陽經行限界。四時寒暑。晝夜昏曉。所以相分也。夫天地之體。共是渾圓。故天有南北二極。地亦應之。天分三百六十度。地亦同之。但天包地外。爲甚大。其度廣。地處天中。爲甚小。其度狹。每地南北相距。二百五十里。極星高低。各差一度。則知地之周圍。有九萬里。隨人所居之地。太陽所照。亦自不同。居赤道之下南北二十三度半之地者。春秋二分。太陽正過其上。日中無影。春分之後。太陽漸北。則其影在南。秋分之後。太陽漸南。則其影在北。其地常暖。其人皆精。南北二十三度半以外。纔至六十六度半之地。太陽所經。不遠不近。其地不甚冷熱。其人亦多聰明。南北二方。自六十六度半。各抵其極。太陽餘照。時見時隱。隱見之候。相爲晝夜。因此推之。其地甚冷。若夫地既爲圓體。固無上下方隅。姑從人所居。乃分五大州。(州、似宜作洲。)以爲上下南界耳。蓋南北極界。亦各有大州。而生人已來。足跡未到之所。置而不論。此其大較也。

附

美舉示明儒所刻萬國坤輿平面半球等圖。以問其說。西人笑而對曰。我方舊有地球圖。近古已來。和蘭鏤版山海輿地全圖。盛行于世。地形渾圓。本無可畫以入圖。譬如醫經有人形圖。必要面背二圖。始可明全體。故其圖分爲二圖。並以南北極爲經。赤道爲緯。周圍分度。皆與天應。凡五方四海。方之各國。海之各島。其形勢之高卑曲直、廣狹遠近。道路之所由。水陸之所產。無不其載。推步有法。測量有度。因小知大。因顯知微。盈尺之幅。能圖天地。可謂精(精、或作擇、或作決。)千古未發之秘矣。近觀支那人推作平面半球二圖。不惟疏漏

頗多一。亦其謬妄特甚。若二其所レ謂平面者一。地之圓體。變成二扁土一至レ如二半球一。最爲レ無レ理。中分二南北一爲二兩界一。縈二繞東西一爲二四圍一。果如二此圖一則是其南界無レ北。而其北界無レ南也。且物象有レ圖。要レ使下人便中于二觀覽一耳。天壤之間。人跡所レ及。古今未レ有。到レ于下極星直在二人上一之地上者中則是圖不レ作而可也。

采覽異言目錄

采覧異言目録終

采覽異言卷第一

エウローパ（和呼ニエウロッパ。）

歐邏巴（凡譯文係明人所刻坤輿圖說。後皆倣此。）

南接アフリカ。北至ヲセヤヌス、セツプテンテリヨ、ナリス。東與アジア接。西至マーレ、アツトランテイフム。

圖說（明人所刻萬國坤輿圖說也。後凡言圖說。亦皆倣此。）云。歐邏巴。南至地中海。北至臥蘭的亞。及氷海。東至大乃河（タナイス）。黑何的湖（メオチス）。大海。西至大西洋。參之西圖（和蘭鏤版。萬國全圖也。後言西圖者。皆倣此。）及邏馬和蘭人等說。是州東南諸國。在大乃河。黑何的湖外者。大小凡三十餘。臥蘭的亞。亦在北海之北。明人所說。頗為不合。又圖說云。歐邏巴州有三十餘國。諸國共一總王。非世及者也。國之王子中。常推一賢者為之。凡官有三品。其上主興教化。其次判理俗事。其下專治兵戎。其說亦異乎我所聞。是州凡有大小百餘國種。自相牽領。不能統一。而其國強盛。雄長一時。猶周末（下、或有三字。）五伯迭興。主諸夏盟。則有之矣。大抵諸國所稱君長之號者六。其上則猶言天中天也。所謂教化王（王、一作主。）獨有此稱焉。其次有猶言帝者。其次三等。則屬國小王。部落酋帥之號。是皆其世有分土者也。（號凡六等。邏馬人說曰。ホンテヘキス、マキスイムス。曰インペラートル。曰レキス。曰プレンス。曰ホルスト。曰ドクス。其上則最第一無上等之義也。其次二等。猶云帝王（或作猶言帝王。）也。其次三等。猶有大將軍。將軍。諸將校之別也。和蘭人說。其第二等。曰ケイヅル。其第四等。曰ホルス。餘則皆同。蓋南北異言耳。）然天教之法。以他犯為大戒。故其奉法者。無論貴賤。一夫一妻。（一夫之上（或有皆字。））夫死不再嫁。妻死不再娶。無子而嗣絕。往々而有。凡諸國建君。其有適長則立之。若其嗣未定。則舉國臣民。各自題當嗣者名。密封以呈。乃立其所薦之人多者。君之於臣亦如之。（或作如此。）不敢自得授一官於其人也。人物士俗。隨方自殊。東北之人。長身白皙。朱髮碧瞳。不與西南人同。如其方言。有古今雅俗之辨。（諸國方言不同。而其大約有三。曰ヘイベレイウス。曰ラテン。曰キリイキス。又云ヘレツキス。凡記大事。必用此等語耳。ヘイベレイウス。古國名。ラテン呼云ユデヨテ。意太里亞。呼云ジユデア。漢譯如德亞是也。即今アフリカ地方。猶有遺墟存。（存下、一有馬字。）其國人子孫。散在諸方。號曰ヨード。蓋如德（一有亞字。）之訛。餘皆國名。其地並今不詳云。）文字體製。（製、或作制。）有如篆籀者。有如行草者。（字體凡二。曰ラテン。曰イタアリヤ。其ラテン。如篆籀。イタアリヤ。如行草。尋常皆用其草

體者耳。學之之法。亦有音韻詞章等科。音韻之學。曰カシアマテイカ。如梵有悉曇也。詞章之習。曰レトリカ。如漢有文章也。其餘。天文地理曆象算數。至方術技（或作伎、）藝之小。皆無不有焉。其冠服制。亦不同。冠皆金玉飾。新主即位。必服之。乃亦相傳。以爲國寶耳。聲樂有絲有管。唯其爲制。不與此同。攻伐則吹蠡擊鼓。兼有幡旗。若其徽號。各國殊別。冠及旌旗。各國殊制。美嘗作其圖。故今略此。銃砲之制。甲于天下矣。邏馬人說。銃去今二千餘年トッツパルカイン始作。其地舊隷如德亞國云。和蘭人說其始所出。我未之聞。方今デイヌマルカ。スウェイテ等國所製最妙。二國見後。

イタアリヤ
意大里亞 里一作禮
ロマン 意呼ロマ

邏馬國圖說。歐邏巴南界國名。復有羅馬。與此相混。西語。此名ロマン。彼名ロマア。

意大里亞。在歐邏巴南海上。即地中海。邏馬即國都名。圖說云。此方敎化王。不娶專行天主之敎。在邏馬國。是已。其都累石爲羅城。周十八里。王之所居。屑次高上。殿宇規制。最爲宏麗。立國已來。千有餘年。凡一千三百八十年。國中無災。居人殷實。（實、或作富、）天地所生。無物不有。其俗露頂著小袖長袍。敎導之官。加以白氎幅布。製如方袍者。兩肩近下開之曳地。隨其長短。以分品階。其王所服。則兩侍者執裾而從之。其官九等。學分二十科。四方學者。皆來聚會。不耕不織。衣食其中。凡七十萬人矣。已上邏馬人說。嘗觀其法衣制裁。用濶幅白布。其長丈許。上有圓領。狹如拇指大。領下爲細襞積。被之兩肩。當胸鉤以金紐。背後散垂曳地。亦猶西竺僧伽黎制也。番名ルリチヨ。波羅杜瓦爾語カッパ。其官次敎化王者。有七十二員。王死則枚卜其人。以定嗣位。凡官稱學科。皆其番語。義不盡釋。故略不載。予所遇者。其學既通十六科云。和蘭人說。意大里亞。其國地廣人稠。惟王普施敎化於四方。諸部大人。相率領國事。國都闉（一作周、）二十四里。地勢嚴（一作巇、）險。七山秀起于其間。飛樓湧殿。金碧相映。眞天下偉觀也。其俗機巧。銅鐵諸器。皆精妙。遠近之人。來學工藝。亦不少。

ゼルマアニヤ 和呼ホゴドイチ。又云ドイチ
入爾馬泥亞 爾一作耳

其國在北境。土極廣。有九屬國。東南至大河（大河、多惱北河也、爲大乃河、非、）外。即大乃河。番名タナイス。西北至氷海上。亦多其與國。而部落大人。各有分土。兵馬强盛。最雄歐邏巴之地。諸國推稱其君。謂之インペラドル。其屬國君長。亦有ホルスト之號。和蘭語。稱其君。曰ケイヅル。屬國君長。曰ホルス。邏馬人說。其屬七國。和蘭以謂九國。蓋和蘭爲其與國。說不可謬已。（謬已、一作謬耳、）但其九國。名皆不詳。和蘭又說。其國最强。而用兵最難。所以然者。九國之君。其議不合。則不可動衆故也。其人物風俗。與和蘭相類。地出金。銀。水銀。水晶。鬱金香艸。

及髭髭。古貝。（恐吉貝之誤。吉貝棉布也。）皮革之屬。土氣多寒。不宜秔稻。而不產鹽硝。唯仰給於和蘭耳。圖說云。海出琥珀。生石上。如石乳然。多在海濱。金色者爲上。藍次之。赤最下。我未之聞。我又聞邏馬人說。昔見此國王妃來拜天像。其輿從甚盛。蓋其妃伊斯把你亞王女。崇信天教也。

ディヌマルカ

第那瑪爾加

地在入爾馬泥亞西北。其俗頗類和蘭。善制大砲。西洋諸國皆仰之。所謂紅夷砲是已。和蘭人說。ムシカトン。此云大砲也。其制亦多。カノン。鐵彈重四十斤。僅至半里外。是身不甚長。故不及遠。スランガ。鐵彈重八十斤。此可二里外。ボシ。鐵彈其大合抱。虛內貯藥。向上引放。飛激半天。墮地分裂。穿土五六尺。灰燼方五六百步。是器最及遠耳。ムシケット。此云鳥銃也。其大曰スナップハアン。其小曰ペストル。二者不用火繩。機發火出。如遇風雨。最爲捷利。其餘產銅。鐵。錨纜。瀝青。即番瀝青也及麻。苧材木之屬。

フランデブルコ（又名フランデボルコ）

肥良的亞

國在入爾馬泥亞北。氣候風俗。亦皆相類。

ボロニヤ（又名ボルニ）

波羅泥亞

其國。西接入爾馬泥亞。人物亦相類。地出琥珀及皮革之屬。按寬永己卯年。長崎市舶司。捕獲番人天學之徒。即斬之。後聞其人此國王姪姬名アルヘル。死時年二十餘。

ホタラニヤ

波多里亞（里一作禮）

其國在入爾馬泥亞東。波羅泥亞北。

リトニヤ（又名リホニア）

禮勿泥亞

其地濱海。近波多里亞。俗亦相類。

スウエイツヤ（一云スウェツヤ。又云スエシア。和呼スウェイデ。又云スベイデ。又云スペツラント。）

蘇亦齊（又云蘇皮亞。）

東南濱海。海有二灣。其一ホチユルセ。舊譯波的海。其一ヘンスセ。舊譯爲々所德海。西北與諸爾京地連接。其人類和蘭。來美嘗觀此國人從和蘭。形貌與和蘭同。但其面色微帶赤耳。方物與第那瑪爾加同。

ノルウエヂヤ（又云ノルイキ）

諸耳勿乂亞（又云諸爾京）

其國地廣。西北際大海。即歐邏巴直北界也。土氣多寒。人物大較與和蘭類。俗善治劍。地產鐵鋼（或作銅。）及帆柱屋材之屬。

モスコビヤ（又云ムスコビヤ）

沒廁箇未突（一作莫。所未得）

國在歐邏巴東北地。夏沮洳。冬積雪。人皆長大。赤

髮皙面綠瞳。俗與莫臥兒略同。以白紵纏其首。衣細軟㲲布。羔羊皮裘。土氣多寒。雖大河亦半氷。以板藉足。屈木支腋。乃馳氷上。一蹴百步。稼有禾。粟。大小麥。地產琥珀。雲母片。及皮革之類。莫臥兒。番語モゴル。元時所呼囘々是也。美嘗觀大西所畫冬景圖。有人長大深目高鼻。拳髮多鬚。毛色皆赤。頭上及領。纏白羊皮。窄袖長袍。躡白羊裘。立氷河上。傍有一人。氈帽毳褐。拔如杖者。坐跪納履。問之和蘭人。對曰モスコビヤ人也。其說與唐書所載黠戛斯同。蓋兩地相距。不甚相遠。卽是西北方俗耳。

サクソニヤ

沙瑣泥亞 瑣一作所

地與入耳馬泥亞相近。其所在未詳。西圖。此國名闕。蓋有別名也。羅馬人只說。地與入耳馬泥亞隣。吾未聞其詳。今據其說。地亦在東北耳。

シシリヤ

西齊里亞

地在意大里亞南海中小島上。海生紅珊瑚。海名マレカスピヨム。所謂地中海也。紅珊瑚。番名コラアリウム、ルウブリイ。此海所出樹。大者高三四尺。梗枝婆娑。其色亦鮮於南方諸國所產也。圖說云。島有二山。一常出火。一常出烟。晝夜不絕。亦同。○按。寬永庚申年。此島人到于此。番名コンパニヤヨシセフ。耶蘇之徒也。頗有才辨。著書三卷。官給衣食。亦命其名曰郡就。稱岡本三右衛門。年七十餘。及延寶中而死。

イスパニヤ 和呼イスパンヤ 又云イスパンヤ

伊斯把儞亞 斯一作西

歐邏巴西方大國也。其役(一本作從。似是)屬者。凡十八國。民物豊饒。俗善貨殖。歷市海外。因得北亞墨利加地。新開其國。ノバイスパニヤ。譯新伊斯把儞亞。舊遂併有南海呂宋國。君民。皆崇信天教。尊敬其徒。上下悉依教門。而行云。初其國。地廣物衆。而世有英傑之主。夷人信服之。遂雄長于一方。其俗善貨殖。商賈轉販。以通西南諸國。明嘉靖中。稱滿剌加夷者。則言其開市場於古俚。滿剌加等地耳。慶長之初。(慶長之上。一本有吾字。)始通於此。(通下於字。一本或無。)自是其來不絕。始其併得呂宋。亞墨利加等地。蓋此間時事也。其後官禁沮之。以其挾天教之徒而來故也。寬永元年春。遣使來請貢市。官移告卻之。是後遂絕。

ポルトガル

波爾杜瓦爾 又作波羅多伽兒。又作蒲麗都家。(一本家下有呂字。)

大西諸國。惟波爾杜瓦爾。與拂郎察。斯把儞亞。足以綱領諸國。而拂郎察。斯把儞亞。爲波爾杜瓦爾後障。其國西際大洋。東與斯把儞亞。俺大魯西亞接壤。民物富饒。兵馬強盛。其俗亦與斯把儞亞同。初其王妃。斯把儞亞王女也。王死。王名ドンコツ(コジ。或作マンシ。或作ユシ。或作エン。)アンテルセイロ 妃還本國。國人聞其有娠。追而止之。及子生。立之爲王。王名ドンセバスチアン。王年廿一。死而無子。前王有弟出家修道者。迎之爲王。王名ドン

コン（コン、或作ニユン、或作ニエン一）リケ。王不レ娶無レ子。以ニ其女姪一爲レ嗣。
乃以ニ政事一委ニ之斯把爾亞國一。而女姪有レ子。名ドンテヨドヨシ。
（ヨシ、或作ニヨン一）崇ニ奉天教一。棄ニ絕人事一。講ニ求其說一。勸ニ勉國
人一。其子亦厭レ俗。修ニ道於ニ邏馬國一。國人患レ乎レ無
レ君。教化王誡ニ其子一曰。天以レ國與レ子。子棄ニ其國一。
是棄レ天也。國人遂立レ之爲レ王。王名ドンヨン（ヨン、或作ニコン一）アンクソル（ク
ソル、或作ニクフレ一）始其國無レ君者六十餘年。於レ是乎。則復
有ニ其君一焉矣。時王遣レ使來告ニ嗣位一。修ニ其舊好一。我辭而却レ之。實是正保四年丁亥六月事也。
西番之來。自ニ此國一始。天文十年辛丑秋。七月蕃有ニ
大海舶一隻一。直至ニ豐後國神宮浦一。其所レ駕者。二
百八十人。明茅元儀曰。西番波羅多伽兒國佛來釋
古者。傳ニ鳥銃於ニ豐州一。卽謂レ之也。佛來釋古者。番名フランシスクス、
サベイリウス。彼方教師。聲名籍甚者也。詳見レ于後。十二年癸卯秋。八月其人駕ニ六
大舶一來。其中一隻泊レ于ニ多禰島一。事見ニ薩州僧南
浦集一。繇レ是而後。來ニ我西鄙一。歲々不レ絕。元龜元
年庚午春。至ニ肥前國一。求以ニ互市一。置ニ場於ニ彼杵
海口一。兼演ニ其教法一。今長崎港卽此。（此或作レ是。）天正
十二年甲申春。豐後國遣レ使。往報ニ其聘一。大使遇
レ疾。死レ于ニ彼國一。美聞ニ之西人說一。爾時大使。攜ニ
其幼子一。來ニ邏馬國一。以爲ニ其徒一。大使之墓。在レ于ニ
山中一。於レ今猶存。輙出下懷中冊子所レ書ニ其像一者上
以示レ之。考ニ其使人名氏一。曰ニ植田玄佐一。原係ニ美
濃國齋藤氏族一者也。十五年丁亥春。豐關白西巡
之日。怒ニ彼教師無禮一。驅レ之出レ境。然如ニ其通市一。
羈縻不レ絕。置レ場如レ舊。始自ニ番舶來一。貪者逐ニ其
利一。愚者歸ニ其教一。愚之與レ貪。其弊日甚。國初以
來。嚴設ニ厲禁一。而竟格不レ行。激成ニ其亂一。及ニ島賊
既平後一。諸番貢市。一切沮レ之。其冒レ禁陷レ戮者。
通レ于ニ前後一凡二十八萬人。禍亦慘矣。此國之人。我俗呼ニ南蠻一者。其來多取ニ道呂宋一也。其船呼爲ニ黑舶一者。塗レ之以ニ番瀝青一故耳。

アンダルシヤ
　俺大魯西亞（俺一作レ唵）
地在ニ波爾杜瓦爾東一。地中海上一。人物習俗。與ニ波爾
杜瓦爾一同。亞墨利加南地。爲ニ是國一所レ併。

ガラナタ（又呼ニガラナアタ一）
　瓦辣那達（又名ニ瓦刺察一）
地在ニ俺大魯西亞東一。地中海上一。國亦富強。又併ニ亞
墨利加北地一。

カステイラ（和呼ニカステリヤン一）
　加西蠟（蠟一作レ郞）

地在伊斯把爾亞南。其俗亦同。邏馬人說。フランシスクス、サベイリウス。原係此國人。世爲王族。師神性朗悟。論辨出倫。周流天下。隋方行化。曾過此土。遊歷(或作歷遊)京師。西歸到于臥亞。與其弟子永訣示滅。即葬金棺內。面貌猶生。某將來此。禮拜其塔。渾身不朽。於今尙存。其餘亦說斯人種々奇特(特、一作持)。不可盡述矣。質之和蘭人。對曰。敎門之說。衆口皆然。但其棺四牆。嵌琉璃板。就而視之。瞑目趺坐。毛髮可數。蓋大西孛露國。生巴爾娑摩樹(バルサモ)。其汁塗屍。不傷不朽。此樹亦在如德亞。妖人用此。誑惑愚俗耳。或云。師者那勿蠟國王族也。

ナハラ

那勿蠟　一作那勿蠟巴

北際大海。南接伊斯把爾亞。蓋小國也。其王崇信天敎。棄國修道。自誓普度四方。路經呂宋。來到長崎。竟就顯戮。寬永丙子年事也。其名マルセイロ。

ガアリヤ　是國別號特多。邏呼フランガレキス。又フランガレンキヨム。意呼フランスヤ。又フランガレイキ。和呼フランス。

拂郞察　一曰佛郞機。又作佛狼機。又作發郞機。

地在北海上。與和蘭。斯把爾亞。意大里亞等國。相接壤界。又併得亞墨利加北地。蓋亦大國也。產色段。色絹。古貝。花布。金銀。器皿。禾。粟。麥。豆。蒲萄。阿剌吉(アラキ)諸酒之類。世相傳。是國商舶。昔通於此。然其事未考。明正德丁丑。佛狼機國貢舶。始至廣城懷遠驛。事見顧應祥說。後十二年。波羅多伽兒人。始至我西鄙。大西通西南諸國。蓋由佛郞機人鑿空耳。

ヲランド　又云ヲランデヤ

喝蘭地　又作和蘭。別名紅夷

和蘭。本北海小島名。其先入爾馬泥亞人也。初其人來往海上。捕魚爲業。種衆日多。開拓土宇。分七部落。服屬于伊斯把爾亞焉。及後伊斯把爾亞自負強大。虐用其人。衆皆怨畔。遂與之絕。伊斯把爾亞。乃舉兵伐之。累戰失利。和蘭繇是張甚。遂陷其十州。兵連禍結。八十餘年。隣國亦厭其亂。共爲之謀。平二國之怨。於是和蘭還其侵地。退自保聚。定爲七州。前百二十年事也。其七州。曰ヲブルイツスル。曰フリイスランド。曰ヲルランド。曰ゼランド。曰グルニンゲ。曰ゲルドルランド。曰ウイトラキト。不建其君。軍國之事。各有司存。通職連事。以治其政令。酋帥部長。皆出乎一國之選。無代業相繼者。始自軍興以來。傾國之用。通市海外。以圖贍給。俗素多智。兼善天文地理。道之所經。國地山川。遠近夷險。其地氣風俗物產。皆有誌焉。萬國輿地全圖。所由作也。前百七十年。國人名マゴラアンス。與善游者。駕六大舶。齎十年糧。周流四方。窮其所見。舶已壞者。焚而棄之。其所餘三隻乃還。於是則創爲山海輿地圖矣。明人圖說。以其人名爲墨瓦蠟泥加。又以爲拂亙機人者。皆傳譯人訛爾。厥後一百七十年間。連檣萬里。靡有覆溺之患。到今市舶所通。東南三百餘國。而其中設場置務者。三十餘所。本國之地。其幅員不過四日程。而兵威所震。隱若一大國矣。其人皆長大色皙。赤髮蓬首。藍睛點白。男子頭戴氈笠。衣物多用毛布花布。常

袖窄袗。僅容支體。其長至膝。兩襟雙臂。鈎以鏤金衣紐爲飾。衣紐云コノプ。波爾杜瓦爾呼爲ブタン。此云ボタン。卽其轉訛爾。以白氈布纏其領。而垂于前。彩帛褌袴。毛布裹脚。織成絲襪。見其尊長。則去笠被髮入以爲禮。又披皂縵(或作皂慢)如帊。爲莊服。猶浮屠著僧伽黎也。笠云フウト。上衣云マントル。波爾杜瓦爾呼爲カッパ。此間(或作此方)雨衣。蓋倣其制也婦女束髮。簪以珠玉。花織窄袖長衣。加之襈裾。皆綉以金線。男婚女嫁。兩家問神祝。爲之媒。神祠云テンプル。祝師云プレイデカン。生子。則以前世大人偉(或作健)者名字命之。無子則嗣絶。莫養以爲子。死者種族。各有葬地。露坎如池沼。疊石爲砌甃。旁通匿溝。洩其淫水。棺内斂屍。納之石槨。勒以名標及歲月。標云ワアフ。各家有其徽幟(或作號)也。隨其行第。置諸坎中。祭天之神。謂之天主。奉之之法。不與諸國同。故教門之徒。呼爲妖賊。或曰。初伊斯把爾亞。與和蘭相惡。以不肯受其教故也。其神名曰デウス。云是剏造天地之神也。和蘭之法。邏馬人呼爲ルテイルス。猶言邪徒也。蓋要其歸。則同源而異派者耳矣

美按。和蘭。明人呼爲紅夷。又爲紅毛。曰。紅夷國。在安南西北。其人不制衣。以綿布渾身纏裹。以紅絹纏頭。其形類回回。此王元翰所記也。曰。萬曆甲辰七月。紅毛艘。渡閩求市。其人長身紅髮。深目藍睛。高鼻赤足。帶劒走舟若飛。登岸不能疾行。此李衷一所記也。和蘭本非與安南接壤者。亦非與回回同俗者。後說頗爲近是。然若是二說。或卽其服色而呼之。或卽其形貌而名之。皆非本國號也。

美嘗得和蘭人說國事本末。頗爲詳悉。卽有紀事二卷。故今擧其大較云爾。

アンゲルア　又云アンゲリヤ。意呼エンゲルタイラ。波呼アンギリヤ。和呼インゲランド。

漢又刺亞　又作諳厄利亞

歐邏巴西北海中。有二大島。此國與思可齊亞。相分島地。其一則喜百泥亞也。國在海中。俗善操舟。人亦勇悍。最習水戰。亦善作劍。號爲天下名器。番語劍云テイヘン。西南諸國。皆畏其人。以爲海賊。此俗亦呼番賊。云イギリス。卽指此而言。王惡聞其名。卽下令禁市舶。不聽國人闌出外洋。其國素習天教。教門十戒。他犯莫大焉。及王廢其妃。以妾爲妃。邏馬教王。(或作教主)以爲捨戒。乃與諸國共謝絶矣。二事皆在我寬永年間耳。初慶長五年春。此國人與和蘭人。各駕一大舶。共到泉州界浦。世傳。和蘭始附此人得通海外。或其然也。及十八年秋。其王贈書通聘。明年復遣使來。厥後未詳。延寶元年夏。其人來求開市。不聽。及秋乃還。

スコッテヤ　和呼スコットラント。又云シコッテア。

思可齊亞

在歐邏巴西北海中。與漢乂剌亞。共分一島。其國在漢乂剌亞之北。

イベリニヤ 和呼イイルランド。

喜百泥亞

歐邏巴西北海中大島也。與漢乂剌亞。思可齊亞。相接其界。

グルウンランデヤ

臥兒狠德 又作臥蘭的亞。

地最荒濶。南阻歐邏巴北海。北接亞墨利加北界。東西不知其所極也。地氣寒凍。不生人物。和蘭人。時逐海鯨。到此而捕之云。和蘭人說。鯨有大小三種。ソルヘシ。最其大者。其次ブレンヘス。其次ノルカフル。又說。此方(恐北方之誤。)海中有二種大魚。形似鯊魚。無鱗。灰色。眼細。齒長。性好陸居。其齒可以爲刀柄。其名ワルロス。又有海獸。形如馬。而有一角。往往拾得其退角。大至七八斤。入藥神驗勝於犀角。名曰ウンコル。方語。ウン。一也。コル。角也。古老相傳。昔本國人。踰海止此。見其坐衣糧屋具。凡可禦寒之物。皆無不備。明年有人到此。見其坐者坐死。臥者臥死。無有一人活者。屍如乾脯。不腐不爛。土氣寒凍。若此之甚。和蘭又說。去秋。某至五島時。見海魚噴水者。ブレンヘス之類。然亦其大(恐甚大之誤。而甚上、恐脫不字。)也。美因出西人所畫大魚噴水圖。以問其名。曰卽是ソルヘシ。其頭最鉅。隅(隅、或作偶、或作細。)目。侈口踈齒如鋸。大耳如箕。鼻上兩穴。噴水激上。綠色有鱗。耳端尾末。如閃紅旗。美怪而問之。曰。此方呼爲海鰍者。其色深黑。無鱗無耳。大與之異。何也。曰。如所聞者。ブレンヘス。如所畫者。ソルヘシ。卽物理小

識云把勒亞是已。其說曰。把勒魚。長數十丈。首有二大孔。噴水上出。淺處得之。熬油可數千斤。凡和蘭語。ヘシ。ヘス。皆魚也。ワル。把勒。一聲之轉。方氏蓋得之波爾杜瓦爾人說也。因此觀之。海族大者。亦多其種。此方小海所有。亦不甚大也耳。

美嘗聞邏馬人說。曰。近者。西土大亂。民不聊生。既已十年。初伊斯把儞亞君無子。君名イノセンチウス、ドデシムス。解云ドデシムス、此云第十二世也。凡併擧其世數而稱之者。西方之俗也。後皆倣此。其女弟入爾馬泥亞妃。而生二子。國人欲使其少者爲嗣。謂是我出也。且彼君賢也。其國大也。嗣未定。君寢病。親作書。藏諸金匱中。番語テステメンテト。卽遺書也。乃召群臣。授而命之曰。予病不起。卽相率國人。與到于天主像前。發書視之。嗣乃定矣。王死。國人相從群臣。赴邏馬國。聽其遺令。書曰。國人共迎拂郞察君之孫。立之爲君。其孫名。ヒリイフス。クイントス。此云第五子也。卽是拂郞察世子之第五子。衆皆驚愕。無敢發言。雖然。君所命也。不敢不從。迎而立之。入爾馬泥亞。將納其子。子名。カアルロルス、テルチウス。曰テルチウス。此云第三子也。邏馬教主。(主、或作王、)卽說二國君平之。教主之號ホンテヘキス、マキスイムス、ドデシムス。曰ドデシムス。卽十二世也。已上猶云最第一無上等也。入爾馬泥亞君不聽。水軍四萬。送其少子。九國之兵皆從之。入爾馬泥亞。水軍大將軍之名。チボルス。九國卽言屬國者九也。伊斯把儞亞。乃發兵三萬。與拂郞察兵四萬。共(或作與、)拒之。和蘭。漢乂剌。赴援東軍。波爾杜瓦爾。加西郞諸國。亦皆救

西師。實是庚辰年事也（入爾馬泥亞國。在東北。伊斯把你亞國。在西南。庚辰。我元祿十三年也。）緜是。兵連不息。禍結不解。方內分裂。無國不亂。後四年。入爾馬泥亞君死。明年。波爾杜瓦爾君死。東西水陸戰士物故。亦既及十八萬人。是年。又波羅泥亞君死。入爾馬泥亞。及肥良的亞。禮勿泥亞。各爭其國。波羅泥亞人。死者七千。入爾馬泥亞。亦戰亡二千人。又沒厮箇未突。與沙瑣泥亞。交侵蘇亦齊地。某將來此。取途拂郎察。到于北津（地名カロンネ。）即此我方諸國之要會。嘗見居人豐衍。百貨旁午。丹樓粉墻。萬家如雲。未數歲。則赤土茫々。不見青草。乃求一小船。轉向西洋。和蘭。漢又刺。兵馬二十萬。所駕大艦。若山嶽者。一百八十艘。充塞海口。不可得行。偶有船中與入爾馬泥人相識者。因得過此海口（歐邏巴。利未亞。二大州界。即舊譯云巴爾德坡。疑此。西人呼為チビリタイラ。地中海口。西人又說。過此海口。乃到海島。名カナアリヤ。按マレ、アットランテイフム。即是大西洋也。海中諸島。大小十餘。曰カナアリア。曰テネリハ。曰ゴメラ。曰ヘルロ。曰マデラ。曰ポルトサント。曰カラチヨザ。曰ホルテヘントラ。曰パルマ。總而名之。曰カナアリヤ、インスル。並屬佛郎察焉。圖說止載福島。鐵島。木島。三者。曰福島。曰鐵島。此島無水泉。唯一大樹葉。恒雲降成水。人畜皆資焉。曰木島。去波爾杜瓦爾。半月程。樹木茂翳。地肥美。波爾杜瓦爾人。至此焚之。八年始盡。今種葡萄。釀酒絕佳。質之和蘭人。乃笑曰。西洋島中。出葡萄酒者。名曰イリヤデルホウゴ。猶言火島也。昔時。此地葡萄曼衍。釀成美酒。於後其山無故自焚。因得此名。近年已來。稍產葡萄耳。一島有一峯極高。常在雲間。名曰テネリハ。島嶼雖小。豈復有樹葉間露。以生活其人畜者耶。）嗣後。聞之和蘭人曰。己丑夏（寶永六年四月）和蘭。與拂郎察。斯把儞亞人（斯上、或有伊字、下同、）戰。斬獲萬餘。取拂郎察三城（曰レイセル。曰バルゲ。曰タウルネキ。）和蘭戰亡者。其數亦相當（萬餘）庚寅夏（寶永七年四月）和蘭及斯把儞亞戰。斬首五千。虜獲三千。又與拂郎察戰。斬首萬三千。（萬三千之上、或有一字、）虜獲四千。和蘭兵戰死。且萬一千。遂降其四城（曰ドワイ。曰ベドチ。曰モンス。曰センタマン。）辛卯秋（正德元年七月）和蘭。攻入拂郎察。去國都四十里。取其一邑（國都名。バレイス。邑名ブヨジム。）先是沒厠箇未突。數侵蘇亦齊。蘇亦齊（或無下蘇亦齊、而亦作又、）亦遂與入爾馬泥亞人。及斯把儞亞。戰而敗之。奪第那瑪爾加地。是年秋（八月）都兒。韃靼。援蘇亦齊。與沒厠箇未突。大戰破之。蘇亦齊。乃復其地。和蘭亦救第那瑪爾加。因使二國相和。反其侵地。壬辰春（正德二年（一本、二年之下、有二月二字、））漢又刺亞。與和蘭。共說都兒。沒厠箇未突。平之。夏（四月）和蘭援入爾馬泥（亞字脫歟）與拂郎察。斯把儞亞戰。兩軍各十萬。西兵死者萬餘。東軍所亡。九千五百七十。秋（七月）和蘭攻取拂郎察邊邑（邑名タイノ。（或作ニツイノハ、））進軍將入。無利乃還。始一君亂命。二國構怨。兵戈一動。戰鬪四

起。海內虛耗。萬姓厭亂。於是。南北君長。欲紓其難。以平二國之怨。東西亦各有言。癸巳秋九月。（正德三年）入爾馬泥亞。伊斯把爾亞。各還所虜之人。歸所侵之地。其和遂成矣。

右係歐邏巴州。（歐邏巴諸國。其數猶多。是編所載。止錄邏馬和蘭人等說之所及耳。後凡倣此）

附

歐邏巴北海中洲嶼。西人所圖。示其端倪已。如新增白臘。（番名ノチバセンバ。卽新增白臘也。ヘペツパルコ。卽松枳法也。譯語只在其彷彿間耳。）松枳法等地。皆止有其西邊。臥蘭的亞。亦止有其南邊。蓋此方僻居北極圈中。日月之光所不照。晝夜亡辨。故莫能明其全形也。若夫明人所圖。則不然也。凡歐邏巴亞細亞北海諸島。盡皆歷々可數。且其新增白蠟。松枳法。併在一大島中。（又其西有加臥爾島者。番人呼爲アイラントゴイル。卽松枳法旁近小島耳。）考之西圖。新增白臘。與歐邏巴州。不甚相遠。松枳法僻在北海之北。（此島居于北極已南十二度半之間。）兩地相距。本自懸絕。又其北海。圖說以伯爾作（一作昨）客爲名。西人所呼。本有其名。（チセヤメス、セツプテンテリヨナリス卽此。）伯爾作客。卽海中一小島名。亦非北海名也。（島名ベルアイランド。卽伯爾作客也。）

采覽異言卷一終

采覽異言卷第二

アフリカ

利未亞

南至カアプトボネスペイ。北與エウローハ接。東至マーレ、ルブロム(卽西紅海)ヲセヤーヌス、ヲラノエンターリス。(卽小西洋)西至ヲ、セヤーヌス、エテウピークス。(卽河摺亞諸滄)インスーレテカボヘル。(卽大西洋)此州環以四海。唯其東北隅。有一線路。與アラビヤ相聯耳。

圖說云。利未亞。南至大浪山。北至地中海。東至西紅海。仙勞冷祖島。西至河摺亞諸滄。卽此州只以聖地之下微路。與亞細亞相聯。(聖地。言如德亞國也。圖說。如德亞註云。天主降生於是地。人故謂之聖土。卽是。)其餘全爲四海所圍。中有七百州。參之西圖。及邏馬和蘭人等說。頗有異同。我今所錄。姑從舊聞。(番名アフリカ。圖說翻云利未亞。音義不詳。美質之西人。皆云非也。考之西圖。アフリカ西地國名。有リビイヤ者。圖說云小利未亞。卽此。豈非如漢郡唐州後爲國號者也耶。然其事不可得而考。美又按圖說。其可疑者凡四焉。利未亞之南。和蘭呼爲カアプ。圖說載。仙勞冷祖島之南。曰曷叭(或作吩。)布剌。兩地相距。僅隔一水耳。而曷叭布剌。卽カアプ之語。則其可疑者一也。圖說。利未亞之南。曰大嵐。凡西人呼國爲タイラ。其代語也。漢又刺亞、亦呼爲エンゲルタイラ。地中海口。亦呼。爲チビリタイラ。(タイラ羅甸語テルラ之訛、地也。)若止呼爲タイラ者。不可知其爲何國也。大嵐。卽タイラ之語。則其可疑者二也。圖說。利未亞西海。皆有曰河摺亞諸滄。西人呼大水爲ヲセヤヌス。凡海之大者。皆有此名。如圖說譯云東西大洋者。皆是也。若止呼爲ヲセヤヌス者。不可知其爲何海也。河摺亞諸滄。卽ヲセヤヌス之語。則其可疑者三也。邏馬呼爲ユデヨテ、意大里亞呼爲ジユデア。圖說譯云如德亞。卽此。如德亞舊隸歐邏巴州。其國既滅。幾二千年。亞蠟皮亞地。今有遺址猶存焉。中世以來。都兒強盛。遂併其地矣。圖說。以如德亞。爲天主降生之地。以奉天主。爲歐邏巴州之俗。亦係其國於亞細亞地方。則、其可疑者四也)

トルカ(意呼トルコ。波呼ツルコ。)

都兒(兒一作耳)

其國極大。與歐邏巴。亞細亞等州。相接疆界。國都在巴耳巴利亞北。(番名バルバリヤ。)古邏馬君所避地也。(地名コスタンチイ、又云コンスタンチヤ。漢譯名闕。)其俗與韃靼相類。(韃靼。番呼爲タルタリヤ。)以馬上戰鬪爲國。世有威名。西北人勇悍。衆亦極盛。發令一日兵聚二十萬。(其言曰。兵聚二百千。蓋彼方之語也。)至其二日三日。則如水之方增。數不可計也。歐邏巴諸國。每患其害。列亭障。設屯戍。置候望。通烽火。嚴備寇掠矣。(邏馬人說。此國最强大。方域之內皆隸焉。至入爾馬泥亞之東。沙馬大剌之西。亦其屬國已。質之和蘭人。曰。其地東北接韃靼國。是其種類也。然則大乃河東北。高海西。盡皆爲之屬國矣。但其東徼。跨海至沙馬大剌。似有可疑者。考之西圖。仙勞冷祖島已東。海中諸島。或連或絕。凡大小六十餘。以至沙馬大剌西。蓋此皆其所屬也。圖說止載利未亞。有大江大城爲天下之極者、至於此國强大如此。則無其言所及者。獨何與。)

美按。都兒卽土魯格。一作土耳。是已。土魯番。本漢車

師地。晉屬高昌郡。唐爲交河縣。在火州西。明永樂中。遣使入貢。正統天順間。朝貢不絕。成化初。其酋阿力始强。稱速檀。猶言王也。累引兵劫掠哈蜜諸部。哈蜜。古伊吾廬地。唐之伊州也。去肅州西。千五百里許。地幾盡。攻擾甘肅。爲不休。嘉靖中。阿力酋孫沙速檀。款關入貢。此後朝貢亦不絕。蓋其以多事於西略也。土魯番。不獨大西諸國苦其侵寇也。茅元儀以謂。土魯番漸張。呑併諸國。地大人衆。異於向時。謂與西人所說相合。或曰。土魯番。卽唐之吐番也。說見續文献通考注。美亦按。元史。西北地名。途魯吉。卽今番名。聲音亦相近者耳。

カアプトホエスペイ 意呼カアボテ、ボ子イスフランサ。和呼カアボテ、ホスフランス。又名カアプ

曷叭布剌 說既見前(或作已)

地在利未亞之南。其北連大山。餘三面。皆際大海。土俗極陋。不與人類。熊。虎。犀兕。獅子。禽獸異者甚多。邏馬人曰。近者。和蘭倂得此地。問之和蘭人。曰非也。洋舶轉向東南。必所經之地。故我有宿泊之所。凡產多(恐轉倒)牛。鹿。野牛。野猪之類。其肉可得耳。獅子尤可畏者。時々見跳過人家屋上。身輕且捷。行無其音。形似虎而如狗(或作駒。)大。頭大。多髯。尾長有茸。渾身毛色。嫩白漸黃。抵老變紫。其聲一震。草木盡偃。一種大鳥。其羽可爲瓔珞。又有形大如鴈。長喙大脚。而淺黑色。好立如人。其名パフィエウン。他邦所無。亦可以異已。番名ベル熊也。ティゲル虎也。レノストル犀也。クウベイスト牛也。ハルトベイスト鹿也。ホッコカ野牛也。ハルカ野猪也。大鳥不詳。蓋圖說載孛露國所出極大之鳥。名爲厄幕エミユウ是已。

マダガスカ 又マダガスカル 一名サンロレン

麻打曷失曷。一名仙勞冷祖島。

利未亞東南海中大島也。人皆黑色。其俗極陋。產鳥木諸獸之屬。和蘭人說。泊舶海港。取其產物。土人畏避。不肯相近。但見棄食餘。竊行食之。其俗如此。烏木名。アイペンボウ。

右係利未亞州。圖說。載利未亞有七百州。至如名山大川。亦紀其略。美嘗聞之邏馬和蘭等人。並皆其說不詳。蓋近世已來。都兒張甚。歐邏巴人不肯到此。故地理人物。難得其詳已。(已、一作也。)

附

明人所刻大小二圖。利未亞正南。有鸚哥地。連亘東西。萬有餘里。曰。佛郎幾商。曾如馬。三字人名(坤輿全圖、如馬二字、作爲、恐非人名。)船過此海。望見鸚哥地。而未能泊。考之西圖。不特地勢大異。而名亦不同。蓋此地。番方所呼。其語頗長。番名アウストラリヤインコクニタ。譯文從省。而其用字亦是借音。非呼鳥名也。鸚哥。番名ルウリ。西圖。止畫其西北一隅者。餘皆未審之故耳。

采覽異言卷第二終

采覧異言巻第三

アジア

亞細亞

南至マレ、インチトル（即南海名）。ゴルホ、デ、ベンガラ（即西南海）。マレ、アラビコム（即小西洋）。北至タルタリヤ、マリヤ（即韃靼海）。東至ヲセヤヌス、シネンシス（即東小洋）。西與エウロパ接界。

圖說云。其至沙馬大蠟。呂宋。等島。北至新增白臘。及北海。東至日本島。大明海。西至大乃河。墨何的湖。大海。西紅海。小西洋。按。新增白臘。即是一島。居于北海中者。西圖唯畫其西北兩邊。餘則皆闕。蓋未審之故也。而其西南一隅。與歐邏巴州。沙爾馬齊亞相對。僅隔一水耳。（番名ノチバセンバ。即新增白臘也。サアモ。即沙爾馬齊亞也。兩地海口。名ワイガット。）不知其地本係亞細亞耶。亦係歐邏巴耶。且如其分亞細亞地。屬新增白臘。而在北海之外。亦以歐邏巴數州。在大乃河東者。皆屬亞細亞地。皆可疑之甚。故今姑闕以俟後考。（西圖モルゴムリヤ。亞細亞西北隅濱海之國也。明人圖說。係之新增白臘地。分而爲二。曰勿耳瓦。曰莫而耶。又歐邏巴東方之地。曰チブトラ。曰コンドラ。曰ホルカリヤ。曰ナガヤ。曰アスタラカン。明人所翻。兀眘耶。公多辣。莫爾加耳泥亞。南幹牙。亞私大蠟甘等國。並係大乃河東北地。而謂亞細亞至大乃河。其說亦自矛盾。爲可疑耳。）

アラビヤ

亞蠟皮亞（又作拖落野）

其地曠漠。北接亞利士刺。馬入多。加臘馬溺亞等國。其餘三方。皆際（或作接）大海。（今據西圖。及邏馬和蘭人等說。此方本係歐邏巴地。其北與アリトリ。カラマニヤ等國接壤。アリトリ。即亞利士刺也。カラマニヤ。即加臘馬溺亞也。南至マレアラビコム。即小西洋。東至マスアラット。即默丁海。西至マレルブロム。即西紅海也。）此地出一種藥物。（地名アラビヤデサルト、）云是地氣極熱。暍死人肉。焦爛而化。諸疾皆驗。質之和蘭人。曰疑是人肉藥物。煉和所成耳。蓋元人陶九成說。天方國所出。木乃伊。番人所呼名亦相似。（ラテン呼爲ムミヤ。和蘭呼爲モミイ。）果其然。則所謂天方國。在海西之盡者。亞蠟皮地即此。（陶氏輟耕錄云。天方國。有人年七八十歲。願捨身濟衆者。絕不飲食。惟澡身啖蜜。經月便溺皆蜜。既死。國人殮以石棺。仍滿用蜜浸之。鐫年月于棺瘞之、俟百年後起封。則成蜜劑。遇人折傷肢體。服少許立愈。雖彼中不多得。亦謂之蜜人。揚升菴引杜環（或作社稷、恐非。）經行記。以天方爲古大食國。疑非。續文獻通考云。天方在海西之盡。古筠冲地。）圖說云。乳香產於此地。其樹甚小。他處則無。又產一藥。名巴爾刺。塗尸不敗。美按。巴爾刺。西人所云如德亞產巴爾娑摩

樹是已。古如德亞國。與此接壤耳。

考。天方。古筠冲地。舊名天堂國。又名西域。一域作城。地多曠漠。風景融和。四時皆春。田沃稻饒。民以安業。自不爲盜。酋長治不事刑罰。亦無科擾。男子削髮以布纏頭。婦人編髮盤頭。自古置有禮拜寺。寺分爲四方。方九十間。共三百六十間。皆白玉爲柱。黃甘玉爲地。中有墨石一片方丈餘。曰。漢時天降也。寺層次高上如塔狀。每見月初生。其酋長率其民。皆拜天。號呼稱揚。以爲禮。又日落聚爲市。蓋日中熱故也。產金。銀。寶石。珍珠。獅子。駱駝。祖剌法。豹。麂。馬八尺高名天馬。珊瑚。犀角。明宣德七年。國王遣使。以方物。獅子。麒麟。來貢。其國有回々曆。與中國曆前後差三日。按。元劉郁西使記云。報達之西。馬行二十日。有天房。內有天使神人之祖葬所也。師名癖顏八兒。房中懸鐵絙。或作組。以手捫之。心誠可及。不誠者竟不得捫。經文甚多。皆癖顏八兒所作。天房豈卽天方國耶。

附

西闘テアマ。又名メテノー。國在西紅海上。舊譯默德那。考之明世諸書所載。默德那與天方接壤。卽回々祖國也。城地宮室。田園市肆。大類江淮間。寒暑應候。亦有星曆。醫藥。音樂。諸技藝。人俗重殺。非同殺亦不食。不食豕肉。織金彫鏤器皿。最精巧。按會典。天方貢物。又有各色毯氈。初國王謨罕驀德。生而聖靈。臣服西域諸國。諸國尊爲別諳拔爾。猶華言天使也。國中有佛經三十藏。凡三千六百卷。書兼篆草。西洋諸國。並傳用之。隋開皇中。國人撒哈八撒阿的幹葛思。始傳其教入中國。其教以事天爲本。明宣德壬子。冬十月。國王遣使。隨天方使來朝貢。美按。別諳拔爾。卽元史作別菴伯爾。西使記作癖顏八兒者。其教以事天爲本。卽與天主教法同源而異派者。說見後書兼篆草。元時呼爲回回文字者。卽今西洋諸國書體是已。此方西海。名マレルブロム。番語マレ海也。ルブロム赤也。明人因譯云西紅海。邏馬人說。天主降如德亞。爲人說法。擧國崇信。王惡欲殺其人。衆與之逃。王追之而及於此。海中路開。衆皆過去。潮亦忽湧。追兵溺死。水變血色。故名。蓋炎方熱蒸。水變赤鹹者。西南洋中。往々而在。否則北亞墨利加。有東紅海者。亦是何說也。

オルムス

恩魯謨斯 恩又作忽

國在默僧丁海之東北。圖說云。此地無艸木。其牛。羊。駝。馬。皆食海乾魚。山連五色。皆鹽也。取之鏇爲器皿之類。食物就用。而不必加鹽。產珍珠。

寶石。龍涎。美按。明永樂宣德間。大監鄭和等。再奉使西洋。其所至止此。（永樂十三年、宣德六年）西人之說。吾未之聞。併取明人所述以補遺闕。

考。國在西南海中。石城石屋。自古里國西北行二十五日可至。濱海傍山。通諸國貨。故國人多殷富。無甚窘者。有則衆濟之。産大馬。西洋布。獅子。駝雞。福祿。羚羊。長角馬哈獸。上下皆回々教門。喜作佛事。常歌舞。惡殺。

パルシヤ

巴爾齊亞（爾一作耳。又作巴爾西。）

國在恩魯謨斯東北。民俗豐衍。土出名馬。乳香。甘艸。蘇合油。薔薇露。把擔。乾葡萄。各色胡絲。段絹。織金。花毯。皮革之類。（和蘭人說。天下產良馬。唯有上國與巴爾齊亞已。他邦所出。眞是駑材。皆不足觀焉。美竊歎曰。昔田饒事魯。而不見察。告其君曰。臣將去君黃鵠擧矣。雞有五德。烹而食之。以其從來近也。鵠無此五德。而君猶貴之。以其從來遠也。吾安知我產爲天下良馬也耶。慶長元和間。暹羅占城諸國。歲貢丐馬。和蘭之說蓋不誣矣）

圖說。巴爾齊亞地。産各色玉石。金剛石。鴉靑石。

美按。明正德入貢巴喇西國卽此。蓋絕域殊譯。明人遂不知其所在焉耳。

考。正德辛未。巴喇西國。遣使臣沙地白入貢。言。其國在南海甚遠。始領其王命。在洋舶行。凡四年半。被風飄。至西瀾海面。舶壞。唯存一脚艇。又在洋飄風八日。得至吉零國。住十二箇月。又往地名秘得。住八箇月。乃遵陸行。二十六日。至暹羅國。以情白王。王賜日給。又與婦女四人。住彼又四年。至今年五月。纔附番人奈林船入廣。其所貢木匣（或作匣、似是。）六枚。內金葉表文。祖母綠一塊。珊瑚肆株。琉璃瓶四把。玻璃醆四箇。及瑪瑙珠。胡黑丹。（續文獻通考。）美按。鄭和西使道里圖。西瀾卽齊狠島。吉零國卽吉令港。隸滿剌加。秘得蓋亦滿剌加北地名。今據和蘭人說。去此水行。二千四百里。至暹羅。又六百里。至齊狠島。又二千一百里。至巴爾西。其使未諳海路。且遇飄風。所歷艱難如此耳。

モゴル（波呼モウル）

莫臥兒（兒一作爾）

莫臥兒。古印度地。接韃靼都兒等諸國。東南薄海。榜葛剌。應帝亞。皆屬焉。此方大國也。然殊域接界。或相侵伐。戰爭不已。其人赤髮紺瞳。男女皆白布纏頭。衣無領。窄袖斜絡綵帨。俗敬事天神。以爲其教。如都兒諸國。亦皆奉其法。民物蕃盛。産古貝。

搭黎。白茲。姜黄。絲絞。間道各色織布。紅印花布。花段。金段。綉被。(被、或作皮。)花毯。乳香。木香。沒藥。安息香。蘇合油。麒麟血。胡黄連。眞珠。瑪瑙。水晶。硝石。赭石。摻青。藤黄。椰子。(椰、或作椰、或作獅、)鯊皮之屬。和蘭人說南至應帝亞。及齊猥等海中諸島。北接沒厠箇未突。撒馬兒罕。東至應士私當。亞蠟敢。(蠟、或作臘、下同、)榜葛剌。西至甘巴牙。巴耳齊亞。恩魯謨斯。方俗皆與此同。蓋亦大國也。○撒馬兒罕。又作撒麻耳干。番名サマルカン。應土私當。又作印度斯當。番名インドスタン。亞蠟敢。番名アラカン。甘巴牙。又作坎八葉。又作坎巴夷。又作坎巴夷替。番名カンパヤ。曰モハア。曰サラアタ。曰コストコルモンテイル。亦其屬部。和蘭通市之所也云。○モハヤ已下。漢譯未詳。美按。此國即元明之世。呼爲回々者。元人所謂象鼻。猫睛。毯絲。頭袖。其俗即此。明人以默德那。爲回々祖國。曰與天方接壤。天方即今亞蠟皮亞也。回々徒居古印度地。更名莫臥兒。未詳其所始也。美又按。明人呼默德那。爲回々祖國者。言回々教門所自出也。據元史。回々。本唐之回鶻國。其地最大。亦總名西域。太祖十七年。親征。(親下、或有往字。)其主札蘭丁遁去。遂定其地。遺種散處諸國者。所謂回々人也又有回々氏者。即別菴伯爾之裔耳。

考。回々在西域。地與天方國隣。其先即默德國王謨罕驀德。生而神靈。臣服西域諸國。々中有佛經三十藏。凡三千餘卷。書兼篆艸。西洋諸國皆用之。宣德中。國王遣人。隨天方國朝貢。由肅州入。至今或三年或五年一貢。其附近諸國。如土魯番。天方。撒馬罕。舊隸回々館譯審。此外如占城。日本。眞臘。瓜哇。滿剌加諸國。皆習回々教。遇有進貢番文。亦屬本館代譯。此明章潢所記也。章氏以爲土魯番。天方。撒馬兒罕。與此附近。其書兼篆艸。西洋諸國。皆用之者。皆可也。其以回々法。爲佛教。且謂占城。日本。眞臘。瓜哇。滿剌加諸國。皆習其教者。未可也。回々教法。本與佛氏異。大西天教。頗亦不同。眞臘。占城。自古以來。皆有佛法。其餘諸國。近世以來。或習大西之法。未必皆奉回回教耳。邏馬人說。大抵天下教法。其宗有三。曰キリステヤン。曰ヘイデン。曰マアゴメタン。其キリステヤン。是我大西教也。マアゴメタン。是莫臥兒法。而今亞細亞及都兒諸國。亦皆從之也。ヘイデン。亦名ゼンテイラ。及二教方織。其法即裒。(即裒、或作既裒、印度之上、或有即字、)印度浮屠法。其裒亦如之。支那又有一種曰儒教者。我方呼爲コンフウショス。其徒呼之曰アテイエス。其教所由。亦既久之。支那本居東南一隅。而其化猶未能行于域中也。亦何敢望及其佗。況今擧其國。遂變爲韃靼者乎。如是小教。(小教、或作小數、恐非、)雖有若亡。不足爲天下之教。

インデヤ

應帝亞

古西印度也。北與莫臥兒接壤。其餘三面。皆際大海。蓋亦大國。西洋諸番之會也。圖說云。應帝亞總名也。中國所呼。小西洋以應多江爲名。美云。此說非也。印度。應帝。聲音之轉。半(上、或有一字、)在安義江內。一半在安義江外。

天下之寶石寶貨。自是地出。細布。金。銀。安義河水產金沙椒料。木香。乳香。藥材。青朱等。無所不有。故四時有西東海商。在此交易。人生黑色弱順。其南方少穿衣。無紙以樹葉寫書。用鐵錐當筆。其國王。及其各所。言語不一。以椰子爲酒。五穀惟米爲多。諸國之王。皆不世及。以姊妹之子爲嗣。其親子（或作親子弟、）給祿自贍而已。美按西圖。此國東有サントメイ。西有チヤウル。皆屬部也。洋舶所載來。有各色間道緞布。係兩地名者。皆其所產也。圖說。チヤウル。作剎兀兒。サントメイ。名闕。

アラバアル 又マルバアル

麻辣襪爾

應帝亞西瀕海之地。西洋要會也。元時呼爲馬八兒。卽此。土氣常燠宜稻。產縮紗。香猫。及種々戎器。板楯之屬。卽今和蘭互市之所也云。

考元史云。南海諸番。惟馬八兒與倶藍。足以綱領諸國。而倶藍又爲馬八兒後障。自泉州至其國。約十萬里。其國至阿不合大王城。水路得便風。約十五日可到。比餘國最大。世祖至元間。晙都等。奉璽書十通。詔（或作招、）諭諸番。占城。馬八兒。倶奉表稱藩。續文献通考云。馬八兒諸國。其沿革。土風。物產。歷代朝貢。倶不可考。本朝亦無。美按。馬八兒。麻辣襪爾。聲音轉訛。倶藍又作唄喃。卽是永樂中。鄭和出使小葛蘭。一作小唄喃。亦作葛蘭。圖說作哥爛是已。凡地名隨方訛。號與時改。古今之變。不可勝窮。況又絕域殊譯。隨意用字。王氏以爲不可考。復何怪哉。柯枝錫蘭之類。亦皆倣此。

ゴア 波呼ゴワ

臥亞

麻辣襪爾北。洋舶所會也。西人皆謂。臥亞近屬波爾杜瓦爾。按。慶長元和間。每有稱西域國總兵巡海務事者發舶此處。來獻方物。卽是番舶綱首。其本國求通關市也。（關、或作開、）圖說云。此處有善馬良獸。不飲不食。身無定色。遇色借映爲光。但不能紅白色。美未聞之。美按。臥亞卽古里國瀕海之（之字、或無、）地名耳。古里一作古俚。又云西洋古里。蓋與古里班卒。古里牙。等國相別耳。

考。古里大國。西洋諸番之會也。西瀕海。南距柯枝國。北距狠奴兒國。海近山遠。東七百里許。距坎巴夷。自柯支海行可三日至。參之鄭和諸番道里圖。頗與此合。柯枝亦作柯支。番呼コチン。狠奴兒國未詳。坎巴夷見前。瀛涯勝覽云。距中國十萬里餘。十字恐訛。（訛、或作誤、）今據和蘭人說。去此水行三千七百餘里。其去中國。準彼里法。當可一萬八九千里耳。人有五等。一回々。一南毘。（毘、一作昆、下同、）一哲地。富有財者。一革全牙儈一木

瓜。（卑賤者。業海樵。）王南毘人。（南毘。西南海中小國也。）其將領回回人。國事皆決于二將領。俗尚信儀。行者讓路。道不拾遺。海濱爲市。通諸番。用金銀錢。有西洋布。曰撦黎。出于隣邦坎巴夷之處。每匹濶四尺五寸。長二丈五尺。有色絲間花帨。濶五尺。長一丈三二尺。（三二、或作二三。）廠産。胡椒。椰子樹。蔬有薑。芥。蘿蔔。胡荽。蒜。胡盧。茄。瓜。東瓜。四時有小瓜。如指長一寸許味美。果有芭蕉子。波羅蜜。木鱉（或作鼈。）子。有米無麥。有雞。鴨。無鵝。羊高如騾灰色。水牛不大。黄牛則大。禽有孔雀。烏。鴉。鷹。鷺。無餘鳥。及諸香。（香、或作畜。）永樂元年。國王遣使朝貢馬。三年。又遣使朝貢。詔封爲古里國王。給銀印誥命。五年。令太監鄭和。賜王誥幣。陞其將領。有差。

コチン

各正

國在應帝亞之南。與錫蘭山相對。卽柯枝是也。居人傍海。綴椰葉覆屋。氣候常熱。夏月連雨。（瀛涯勝覽云。夏連雨成河。比屋不能出入。至七月始霽。八月望後始晴。至冬猶然。三月又雨。諺云。半年有雨半年晴。）有米。粟。麻。豆。黍。稷。無大小麥。有象。馬。牛。羊。犬。猫。雞。無騾。及鵝。市用金銀錢。銀錢十五。當金錢一。所出胡椒。蘇木。象牙。（卽今和蘭通市之所。）

考。明永樂二年。國遣使來朝貢。請封其國大山。詔封爲鎭國山。御製碑文。命立其上。七年。太監鄭和。使至其國。（自錫蘭山。海行六晝夜。至小葛蘭。又自葛蘭山。海西北行一晝夜。至其國。）王瑣（鎖、或作鎖、下同。）里人。其國人分五種。如古里。王首纏黄（或無黄字。）白布。上不衣。下繋紫（或無紫字。）絲帨。束絲縵腰。其南毘與王同類。祝髪。線縣脛爲貴賤。又有一種曰濁肌者。娶妻不剃叭。爰髪縷々垂後。行吹大螺。妻隨之乞錢。蓋優婆塞也。

附

小葛蘭。與柯枝接壤亦西番諸國馬頭也。俗尚浮屠。少物産。藉榜葛剌國米爲食。鄭和亦至其國。王瑣里人。遂遣使入貢。（瑣里。西海中小國也。葛蘭。古俱藍。說見于前。）

セイラン（又呼サイロン。）

齊狼島（齊一作錫）

島在南海中。與柯枝（一作支、）相峙。卽錫蘭國也。俗與莫臥兒類。氣候常暑。地豐米穀。産眞珠。寶石。肉桂。檳榔。椰子。象牙。水牛。皮角之屬。南方一

種。其人黑色。古之所謂崑崙奴是耶。（其地。和蘭呼爲コロンボ。云此人黑色故。西人凡呼黑人爲コロンボ。按。唐扶南傳。國王姓古龍。盤々傳。國人有崑崙勃姓。亦云古龍。曰古龍者。崑崙聲近耳。コロンボ。崑崙勃。聲亦相近。蓋本因地爲姓也。鄭和諸番道里圖。錫蘭國南地名。有高郎務。和蘭所呼コロンボ即此。高郎務。即崑崙勃之轉耳。因記。大和初。見其人相隨和蘭來。形瘦而小。赤髮而拳。色不深黑。然亦覺其唇甚絳而眼甚白耳。）

考。南海中有翠藍山。山有三四。高大者曰梭篤蠻。自帽山東南。（山在沙馬大蠻（或作臘）、西北海中。）乘東北風。三日方至。俗云赤卯（或作卵）塢。此地是已。又西海行七八日。見鸎哥觜山。又三二日。至佛堂山。始爲錫蘭國。泊舟曰別羅里。（一作別羅里。）濱海山麓磐（或作盤）石。隱然足跡尚存。長可二尺。佛足至此也。寺有臥佛榻。沈香爲之。飾以八寶。華麗鮮侔。佛牙舍利子。俱存于寺。所謂涅槃其地是已。按續文獻通考云。佛寺內。有釋迦佛。混身側臥。尚存不朽。其寢座用各色寶石。裝嵌沈香木爲之。甚華麗。豈其然乎。又西北陸行五十里。始至王居。地廣人稠。亞于瓜哇。國富民饒。厥產鴉忽有青紅黄三色。（紅黄、或作黄紅。）青米。（或作青朱。）藍石。昔剌。泥窟。沒藍石二種。出于沙中。山被水衝。流下則有之。海洲日映光浮。乃蚌珠氣也。爲池。間二三年。寘蚌子（或作子、）池。有司守之。珠可淘取。有稻。芝。麻。菉豆。無麥。多椰子。果有芭蕉子。波羅蜜。甘蔗。瓜。蔬。牛。羊。鷄。鴨亦有。王瑣里人也。男子上身赤膊。圍絲布手巾。加以壓腰。髭鬚幷滿身毫毛。皆剃去淨。（或無淨字。）止留其髮。用白布纏頭。女人髻綰腦後。不圍白布。其新生小兒。則剃頭。女則腦後不剃。就養至長。人無酥。油。牛乳。不食其飯。若人欲喫飯。則於暗處潛食。不令人見。檳榔。蔞葉。不絕其口。所食米。穀。豆。麻。皆有。惟無麥麵。椰子至多。酒。油。糖。（或作糠、恐非。）飯。皆將此物做造。而食用之。王以金（下或有銀字、）爲錢。通行使用。每箇重一分六釐。中國麝香。紵絲。色絹。青磁。盤碗。銅錢。樟腦。甚喜則將寶石珍珠換易。永樂己丑。遣中官鄭和。奉敕齎金銀供器。及綵粧織金寶幡。布施于寺。及建石碑。賞賜國王頭目等。始其國王亞烈若奈兒。負固不服。謀害舟師。和以兵擊破之。俘其王。辛卯。獻闕下。尋宥之。遣王歸國。壬辰。封耶巴乃那爲王。自是西夷畏服。（耶巴乃那。故王族人也。一名剌葛廢巴里剌亞。國人以賢。故封之。）正統十年。遣其臣耶（或作那、）巴剌謨的里啞等來朝。貢珍寶石。宣德八年。遣使朝貢。賜王々妃及其（或無其字、）使臣等各有差。天順

三年。國王葛力生夏剌昔利把交剌惹。復遣使朝貢。今金陵靜海寺藏有佛寶。來自西方。每歲時出。獻佛堂上。祝云。亦鄭和所取。

ナガパタン

沙里八丹

マジリパタン（又呼マスリパタン）

加寧八丹

應帝亞東南。一帶沿海之地。以八丹爲名凡四。其中。近南二者。和蘭置場通市之所也。圖說。地名皆闕。參之鄭和諸番道里圖。其南與錫蘭山相對者。沙里八丹也。（番名ナガパタン）在其北者。加寧八丹也。（番名マジリパタン）亦在東者。骨八丹也。（番名ヒミリパタン）亦在其東者。旁不八丹也。（番名マキギパタン）譯名雖異。地理皆合。因知和蘭市場所在。即爲沙里加寧之地耳。（耳上、或有也字。）

オレキサ

烏里舍

其國邊海。在應帝亞東南。鄭和所圖烏里舍。即與西圖合。圖說作何里沙。或此。

アラカン

亞蠟敢（蠟、或作臘、）

古南印度地。俗與莫臥兒同。地氣常燠。產金。穀。象牙。麻苧之屬。（西圖一本。作テルモンデル。疑似併言亞蠟敢。孟道者。姑俟後考。）

ベンカラ（和呼ベンカアラ）

榜葛剌（剌一作闌。亦作榜葛。亦作旁葛臘。）

古東印度地。即今屬莫臥兒焉。其國最大。地豐穀蔬。厥產織金間道各色段布。金繡巾被。麝香。牛黃。硼砂。阿片。阿仙藥、硝石。赭石。氷糖。砂糖。牛乳。牛筋之屬。市用銀錢。

考。榜葛剌。地廣人稠。財物豐碩。自蘇門荅剌海西北行二十日。方至淛地港。更小舟入五百餘里。（一作二十六站）至鎖納兒港。舍舟而陸。西南行（或作陸行西南、）三十五里站。至其國。（一作二十站至板獨哇）王及將領冠服。用回々制。甚潔整。語言榜葛俚自成一家。亦有巴兒西語者。氣候常熱如夏。曆止十二月。無閏。厥產。紅粟。麥。芝蔴。豆。黍。稻一年二熟。蔬有薑。芥。葱。蒜。瓜。茄。酒有椰子酒。樹子酒。茭蔁酒。以檳榔當茶。畜有駝。馬。騾。水黃牛。山綿羊。鷄。鴨。猪。鵝。犬。猫。果有芭蕉子。波羅蜜。酸石榴。蔗糖蜜。布有數色華布。姜黃布。羅

紗布。（羅紗上、或有布字、紗、或作沙、）兜羅綿。蠶絲。祇織絲。嵌帨、亦有絹成錦（或作綿、）者。布有白者。樹皮製成。器有髹漆杯盤。鑌鐵。鎗剪。王氏續四裔考云。榜葛剌。本忻都州府。西天有五印度地。此即東印度也。國最大。城郭甚嚴。其國王殿宇廣大。周圍以磚灰（灰、或作瓦、似是、）甃砌。內門三重九間。殿柱皆黃銅包飾。雕琢花獸。左右長廊。內設明甲馬隊千餘。外列巨漢。明盔明甲。執鋒刃弓矢。丹墀左右。孔雀翎扇蓋數百。又置象隊百數于殿前。王正殿高座。嵌八寶。王箕踞坐其上。劍橫於膝。王及諸官。皆囘囘人。男祝髮白布纏頭。圓領長衣。束綵帨。躡金錦羊皮靴。俗尚信義。男女勤耕織。婦人穿頭衫。圍色布絲綿。不施粉。耳垂寶釧。頂掛纓絡。髻椎後。四腕手足戒指。又一種印度。不食牛肉。飲食男女不同處。夫死不再嫁。妻死不再娶。若孤寡無托。則同村人轉膳。官有印章行移。刑笞杖徒流。軍有糧陰陽。醫卜。百工技藝。大類中國。產高你布。兜羅綿。翠羽。金綉巾帨。琉璃。永樂戊子。國王靄牙思丁。遣人朝貢。十三年。國王塞弗丁。遣臣把一濟等。奉金葉表文。貢麒麟。正統三年。又表貢。今中國佛殿。皆金碧耀日。而佛像盤坐。豈所謂八寶嵌座。而王箕踞者。故仍其俗歟。

ベグウ（和呼ベイグウ）

琵牛

其地不知古何國。居榜葛剌東。自暹羅（或無羅字。）陸行三日可至。暹人相傳。是南印度地。佛跡及此。疑即賓童龍國也。風氣人物。頗與暹類。厥產。米。漆。寶石。（番名ベイン）象牙。亞鉛。阿仙藥之屬。

考。賓童龍國。與占城連接。有雙澗水澄清。佛書所謂舍衛乞食。即此地也。目連所居。遺址尚存。人物風土。草木氣候。與占城大同小異。惟喪事能持孝服。設佛以度死者。酋首出入。或象或馬。一如占城。地產棋楠香。象牙。貨用金。銀。花布之屬。美按西圖。國有二水南流。一入于榜葛剌海。一入于暹羅海。豈其所謂双澗下流歟。

スイヤム（波呼シャム。又名シャムロ）

暹羅

暹羅不知古何國也。慶長元和間。此方海商。歲々來往。間有紀事者焉。故今併取大西及明人諸說。以備參考。（備參考、或作參考之。）○馬氏勝覽云。自占城西南舟行七晝夜。方至新門海口。入港方達其國。美按。自占城外羅山南行四百里。至柬浦寨。（或作塞、）崑崙山。轉向西北。行百里。至新門海口。入港三里。而有一城。是為抽分之所。此去

水行七十二里。路過二城。方達王都。境内有大庫司凡九。猶言布政司也。府十四。（府上、或有有字、）縣七十二。俱分隷各府。曰遲羅。曰可剌細馬。曰疋曹。曰皮細祿。曰東骨胎。曰果平定。曰倒腦細。曰封歪。（歪或、作盃）曰六昆。其大庫司也。曰釆納。曰老無。曰北釆。曰東板普。曰辣皮。曰疋皮里。曰釆野。曰多饒。曰千如無里。曰細辭滑。曰釆欲。曰款細灣。曰沾奔。曰魁山。其府也。其土地（其上、如字、或無、）東南平衍。西北多大山。圖書編云。東南平衍饒稻。西北多大山。參之馬氏勝覽云。環國皆山。峭拔崎嶇。地下濕土疎惡。罕宜耕種。頗不相合。氣候多熱。常如盛夏。居人覆屋以瓦。並爲高閣。藉以藤席竹簟。寢處其上。以避蒸暑。男子剃除鬚鬢。（鬚鬢、或作鬢髮、）止留頂毛。戴金花冠。加瓔珞。謂之天冠。單衣長袖。腰佩（或作帶、）一刀。婦女以香油沐髮。盤髻加飾。被以單帔。卑賤服制。大較相同。唯用黃鍮。易金飾已。續文獻通考云。男女椎髻。白布纏頭。被服長衫。頗不相合。王出以象駕輿。百姓畜象。以充耕耨任載之用。穀一歲三熟。春初種苗。餘皆自生。其米春冬所收。不如夏熟味美也。蔬四時有瓜。茄。果有椰子。甘蔗。沙糊樹。有奇楠。紫檀。烏木。貝多。花藜。竹之大者。貧家以爲棟梁材。家畜孔雀。如鷄鴨。馬小于驢。鴉皆白色。河出鯉。鯽。鱸之（之字、或無、）類。野多虎。豹。獅子。香麝。其國所無。則大小麥。黃白粱。白瓜。松樹。鳶。猿之屬。貿易通用銀及銅錢。以米一斛八斗。博銀一兩。瀛涯勝覽云。厥產。紅馬肯的石。次于紅鴉忽。明瑩如石榴子。國西北二百餘里。有市鎭。曰上水。通商居（商或作南、居或作土、並恐非、）人。無慮六百家。各種番貨。俱有黃連香。羅褐速香。降眞沈水。亦有花黎木。白荳蔲。大風子。血結。藤結。蘇木。花錫。象牙。翠毛。蘇木賤如薪。色絕勝。獸有白象。獅。猫。白鼠。果有梅。橘。西瓜。甘蔗（或、無甘字、）椰子。蕉子。其波羅蜜。形如東瓜。荔枝大如雞子。蔬有東瓜。黃瓜。胡盧。芥。薑。葱。有米酒。椰子酒。皆燒酒也。凡番貨。有雪白間道雜色花布。花縵。花氈。乳香。鬱金。白檀。肉桂。檳榔。蘇木。蘆薈。阿片。麒麟血。阿仙藥。椰子油。沙姑米。蔗糖。棉花。班技花。藉藤。黃蠟。烏漆。花錫。瞻礬。硝石。赭石。滕黃。雌黃。鯊皮。蛇皮。虎皮。犀角。象牙。象皮。牛皮。鹿皮。水牛皮。山馬皮之屬。圖說云。暹羅古赤土國。一名波羅利。（利、或作剌）美按。赤土國。始見隋書。以爲扶南之別種。頗爲相近。然其說曰。國在大海中。東波羅剌國。西婆羅娑國。南訶羅旦國。北距大海。地方數千里。卽今地理。與此大異。唐書所載。驃國。東隣眞臘國。西接東天竺國。南盡溟海。北通南詔些樂城界。其都城。相傳本是舍利佛城。頗與此合。續文獻通考云。其羅城。構以甎甓。周一百六十里。濠岸亦構以甎。相傳本是舍利佛〔或作弗、〕城。內有居人數萬家。佛寺百餘區。其堂宇。皆錯以金銀。幄以丹彩。地以紫鑛。覆以錦罽。其土宜菽粟稻粱。無麻麥。〔下、或有之屬二字〕且今都下。有一大伽藍。豈是所謂舍利佛城者也耶。南海舟人。名宗心。〔宗心下、或有者字、〕寬永丙寅庚午。再渡暹羅。紀行云。其國都有一大伽藍。奉安大像。相傳。本是須達長者居址也。其像坐者立者臥者凡三。臥佛小指。高厚一丈八尺。其大可知也。高甍層棟。聳峙雲間。其廣袤六十

里。宇下通三條廣陌。陌廣四丈八尺。萬家居于其中。俗以貼金爲供養。積累之久。殿堂佛像。金光晃曜。不知金石土木。何物所作。眞是化城。蓋是鑿開一石山。以造之也。西南洋舶。將投于此國中。平衍莫有所見。唯望此城爲準也云。

考。續文献通考。暹羅。本暹與羅斛二國地。暹乃赤眉遺種。元至正間。始降於羅斛。合爲一國。俗尖海爲鹽。釀秫爲酒。氣候不正。人尙侵掠。明洪武初。暹羅斛國王。遣使朝貢。進金葉表。永樂初。其國止稱暹羅國。洪武四年。暹羅解國王。遣使朝貢。十年。復遣于朝貢。賜詔及暹羅國王之印。十六年。給勘合文册。令如期朝貢。永樂元年。稱暹羅國。遣使表貢。且乞量衡。爲國中式。從之。至今朝貢不絕。按賜金綺量衡者。永樂十五年事也。萬曆二十年九月。經略侍郎宋應昌奏。暹羅國正(或作王、)使握叭喇等。願督兵蕩勦倭巢。實是我勝國主侵伐朝鮮時事也。萬曆二十年。歲次壬辰。當文祿元年。〇慶長年間。有源長正者。頗有勇材。稱山田二(或作仁、)左衛門尉。或云伊勢國(或作州、或無、)山田人也。忽駕海舶。抵暹羅國。遇其國亂。屢有戰功。累被擢任。主管國事。因說其主。與我通聘。元和辛酉夏。國王來(或作奈、)舜烈摩倫摩匹浮臘浮烈照果倫怕臘馬嘑陸闔㝹瓦臘互离西卒皮耶馬嘑离洛縛樂喇納臘日他尼無离倫。遣使坤屹賓參密坤備斜茸等。齎金葉書。來贈方物。自是聘問無絕。至寬永戊辰冬。王死。明年己巳春。嗣王奈(或作柰、)舜烈摩倫摩匹洛臘照果朗怕臘馬訶(或作記、)陸悃㝹瓦納瓦雛西昆耶摩訶離祿普樂喇納臘日他尼務離倫。遣使鑾沙悃納勅坤喇圭離坤若車末(或作末、)等。奉金葉書。來修舊好。其事本末。具詳別考。故不贅焉。

附

西人未嘗說到處。所亦當併考者。今據西圖附此。

暹羅東南占臘國。卽眞臘。一名漢甫寨。舊作甘孛智。又作敢浦只。圖說。又作甘波牙。卽今作柬埔寨。番名カンボヂヤ。其北占城國。又作蘸八。或作占八。並見元史。番名チョンパイ卽蘸八也。又名チャンパ。卽占八也。其北安南。舊名交趾。番名クイナン。廣南之轉也。又ボロン。富艮也。ギヤン。義安也。チヌパイ。清化也。其北東京。番名トンキン。其東卽廣西也。番名クシンシイナ。卽廣西支那之轉也。

マロカ 又呼マラカ。又名マラヤ。

滿刺加 滿一作麻。或作麻六甲。

地在亞細亞極南。其北連山。餘皆際海。土氣極熱罕宜耕種。按。舊名五嶼。以海有此山也。單嶼。雙嶼。雞骨嶼。在西。昆宋(或作崑宋。或作宋昆、)嶼。長腰嶼。在東。並皆洋舫(或作船。或作舶。)准望之所也。東南距海。西北皆岸。岸連山。地瘠(或作瘦。)鹵。收獲殊寡。故未稱國。隷暹羅。歲輸金五千兩。以爲納稅。或作四十兩。未知孰是。明永樂三年。其王遣使奉表。言願內附爲屬郡。效職貢。七年。太監鄭和。奉詔賜以印誥錦綺。建碑封域。爲滿刺加國。暹羅始不敢擾。王白帛纏首。衣青花袍。躡皮履。乘轎。俗淳朴。尙回々敎。民舍如暹羅。刳木爲舟。泛海而漁。

旁海人畏ニ龜龍一。龜龍番名コロコデル。高四尺。四足。身負ニ鱗甲一。露ニ長牙一。遇レ人卽嚙。々卽死。厥產。黃連香。烏木。打魔香。花錫。卽斗錫也樹沙姑。卽沙姑米也茭葦。果有ニ甘蔗。芭蕉子。波羅蜜。野荔支(或作レ枝。)之類一。蔬有ニ葱。薑。蒜。芥。東瓜。西瓜。燕窩之類一。牛。羊。鷄。鴨。罕レ有。驢馬無。山有ニ黑虎一。視レ虎差小。初暹羅數加ニ侵伐一。至レ及ニ明世一。其國內屬。始得ニ自立一。嘉靖年間。復有ニ滿剌加夷者一。見レ于ニ閩書一。蓋是之時。復受ニ制西番一也。慶長己丑春。和蘭來告。以下連歲與ニ加西郎一戰レ于ニ滿剌加一事上。所レ謂滿剌加夷。卽加西郎也。若レ今則波爾杜瓦爾人據ニ有此地一矣。

附

鄭和諸番道里圖。參ニ之西圖一。暹羅西南。有ニ吉蘭丹一。丹亦作レ單。番名不レ詳。(不。或作レ未。下同。)其南彭坑(バハン)。坑亦作レ亨。番名不レ詳。其南答那溪。番名タニイ。圖說作ニ大泥(バタネ)一。亦作ニ大尼一。是也。圖說云。大泥出ニ極大之鳥一。名爲ニ厄墓(エミユー)一。有レ翅不レ能レ飛。其足如レ馬。行最速。馬不レ能レ及。羽可レ爲ニ盔纓一。喙亦厚大。可レ爲レ杯。其西吉令港。卽吉寧國也。番名不レ詳。港之北有ニ答那思里(タナセリ)一。番名タノシリ。其北打歪落坑等所。番名並皆不レ詳。蓋係ニ琵牛地一。其西卽榜葛剌也。

スマアタラ　又名ニスマンタラ一。

沙馬大剌　又名ニ蘇門答剌一。答或作レ塔或云ニ蘇門一。又作ニ須文達那一。舊作ニ須文那一。又作ニ蘇木都剌一。

國在ニ亞細亞南海之中一。東北阻レ海。卽滿剌加國也。其地直在ニ赤道之下一。春秋二分。大陽正過ニ其上一。日中無レ影。春分已後。其影在レ南。秋分已後。其影在レ北。氣候極熱。但其夏冬。不ニ甚熱一耳。人皆裸體。其色黝黑。俗與ニ暹羅一類。土石焦黃。地險宜レ稻。一歲再稔。無ニ大小麥一。依レ山種ニ胡椒一。有ニ芭蕉子。甘蔗。吉柿。波羅蜜。賭爾烏。甘橘一。四時有ニ綠橘一。不レ酸柰レ久不レ爛。蔬有ニ葱。蒜。薑。芥。東瓜。西瓜一。東瓜久留不レ敗。西瓜綠皮紅子長二三尺。山有ニ野犀。黃牛一。多有ニ乳酪一。羊皆黑色。雄雞大者七八斤。鷄頂(或作ニ鷄項一恐非、)大レ于レ鴨。毛黑脛長。腦骨厚寸餘。內黃外紅。鮮麗可レ愛。火雞。食レ炭。大レ于レ雞。頸亦過長。軟紅冠。銳嘴。毛如ニ青羊色一。脚長黑色。其爪甚利。蠶桑不レ省レ繰レ絲。但成レ綿。棉布名曰ニ考呢々一。又有ニ蜂蜜。龍涎。沉速。降眞。黃熟。諸香一。硫黃出ニ巖穴一。山則不レ生ニ草木一。而產ニ黃金一。和蘭卽採焉。

美曰。苻堅有レ言云。(云、或作レ言、)海東之事。與レ古不レ同。吾於ニ海南之事一。亦言レ之也。須文那。蘇木都剌。元時始聞焉。或云。那哈。卽蘇門荅剌。或云。卽

漢ノ條支。唐ノ波斯。大食。皆其地也。是說可疑之甚。自滿剌加國。向西南。好風行五晝夜。至其海口。地名荅魯蠻。圖說作大兒俺。卽此。繫船。往東南十餘里。可到其國。南去有百里之遠。是大深山。北是大海。東又(或作亦)是大山。至阿魯國界。阿魯或作亞路。或作魯啞。正西邊海。山連小國二處。先至那孤兒界。後至黎代界。那孤兒。卽花面國也。那孤。蓋元史云那旺。卽此。黎代。又在那孤兒西。其南是大山。北臨大海。西連浡里國。卽南浡里。又作南巫里。蓋元史云南無力。卽此。自蘇門往西。好風晝夜。可至浡里。其國西北海內。有一大平頂峻山。半日可到。名帽山。山西大海。正是西洋也。云番名那沒黎。洋西來過洋船隻。俱投此山爲准。按。那沒黎者。南浡里也。卽今番名。ドスボルコス。亦是南浡里也。阿魯。亦自滿剌加國開船。好風行四晝夜。可到其國。南是大山。北是大海。西是蘇門國界。東方平地。堪種稻穀。已上雜出明世諸書。蓋其東西北諸國。蟻附于海中大洲上。而南方大山之外。未詳其所極也。參之永樂中鄭大監出使外番道里圖。南巫里東南。有大小花面國。南巫里。卽南浡里也。大小花面。蓋謂那孤兒。黎代。二國也。其東北。卽蘇門荅剌。蘇門荅剌東。卽亞路也。亞路。卽阿魯也。亞路之南。有班卒。龍牙。甘巴。舊港。攬邦等國。至是則一洲之地盡矣。班卒。卽古里班卒國。竜牙。卽言竜牙門在三佛齊之西北。是也。甘巴。卽甘巴里國。舊港。卽三佛齊國。攬邦。卽覽邦。或云。漢踈勒國也。其南隔海。卽瓜哇國也。因此觀之。元明之世。各國有王。皆遣使入貢。圖說云。此島。古名大波巴那。周圍共四千里。有七王君之。按古名七王說。皆未審。故姑附此。永樂初。詔封其國。爲蘇門荅剌者。則其一小國已。若今則不然也。海中大洲。總而稱之。曰蘇門荅西。蓋阿魯等諸國。盡皆爲其所併矣。今據西圖。蘇門荅剌國。大約其西北至東南三千餘里。東西或七八百里。或四五百里。國之正中。直在赤道之下。其東北與滿剌加國相對。如衣之交領。然其南亦隔海與瓜哇西北接界。卽此東西大洋分界之所也。以古准今。今居赤道之下至其北四度半之地者。古ノ那哈。阿魯。大小花面等國。而居赤道之下。至其南四度半之地者。古ノ班卒。龍牙。甘巴。舊港。覽邦等國耳。

附

舊港。古號三佛齊。又曰浡淋。別號先留。或云南蠻之別種。占城爲隣。居眞臘。闍婆之間。所管十五州。人習水戰。臨敵敢死。伯於諸國。其國在海中。扼諸番舟車往來之咽喉。若商舶過不入。卽

出船合戰。期以必死。故諸國之舟輻湊焉。或云。邦隷瓜哇。東距瓜哇。西距滿剌加。南距大山下。西北濱海。番船輻湊。參之鄭大監海外道里圖。舊港即今沙馬大剌東南邊海之地。舊名三佛齊。海有此山也。（即三佛嶼）前者二說。頗與圖合。明人所刻大小二圖。並係三佛齊於眞臘。滿剌加之間。其地理懸隔。不知是何據也。但如西圖。舊港番名。不可得考。姑闕以俟。

ボルネヨ（又云ボルネル。）

波耳匿何（舊作渤泥）

國在沙馬大剌正東。海中大洲也。地廣人稠。俗尚奢侈。亦煮海爲鹽。釀秫爲酒。產龍腦。片腦。檀香。水晶。玳瑁。象牙。鶴頂。古貝布。有貝多。加蒙。二樹。心可爲酒。亦產紙。類木皮而薄。瑩滑。色微綠。

考。浡泥。本闍婆屬國。所統十四州。宋太平興國元豐間。遣使入貢。元無聞焉。明洪武三年。遣使往諭其國。明年（或有其王二字）遣使來朝貢。永樂三年、詔封其王。賜印符誥幣。六年秋。王率妃及子弟來朝。冬。王卒于會同館。賜諡禮葬。樹碑立祠、春秋致祀。王子甫四歲。嗣爵。遣使送之國。王請封其國後山。賜名長寧鎭國。帝爲文刻石。十二年。洪熙元年。皆來朝貢。

ヤアワ（本ノマヽ、イヤウワ）又云ヂャワ。又名ジャガタラ。

瓜哇（舊作闍婆。別名咬𠺕吧。亦作咬喇巴。亦作交留巴。）

地在南海中。瓜哇即國都名。（番作呼爲ジャガタラ。字作咬𠺕吧。其義未詳。）其西北距沙馬大剌。東北距波耳匿何。西南皆外洋也。氣候常燠。穀一歲再熟。物皆豐饒。西南諸番之要會。（一本、番下、有人字、會下、有也字。）金寶充溢。俗頗與暹羅類。赤髮面黑。間有文身者。男蓬頭。女椎髻。（髻、或作結、）纏以白布。上衣下帨。厥產。丁子。龍腦。胡椒。肉荳蔻。檳榔。椰子。班枝花。萪藤。甘蔗。燕窩。蜜臘。各色間道古貝。黑布。鸚武。遼（或作鷯、）哥。哵々。孔雀。火雞。水犀。豪猪。香猫。栗鼠。猴。犬。牛。鹿之屬。

番名ナイカル。丁子也。カンプル。龍腦也。ペフル。胡椒也。ノフト、ムスカアト。肉荳蔻也。ピイナンカ檳榔也。カラップル。椰子也。カツホツコ。班枝花也。カットン。萪藤也スセイクル。甘蔗也。ホゴルニャイスト燕窩也。ホニキ。蜜也。ワス。蠟也ピイナサギンガン。間道布也。ギネイス。古貝布也。カカトワ。鸚鵡也。ルウリ。鷯（或作鸚、）哥也。パパカアイ。哵々也。パアウ。孔雀也。カズワル。火雞也。レノストル。犀也。イイスルバルコ。豪猪也。ムスクスカット。香猫也。シエトルカット。栗鼠也。アアフ。猴也。ホント。犬也。クウベイスト。牛也。ハルヘイスト。鹿也。

按。古闍婆國。又名蒲家龍。元時稱瓜哇。屬國有蘇吉丹。打板。打綱。底勿等國。圖說云。瓜哇即訶陵。並皆不詳。宋元嘉中。始通中國。後絕。宋淳化大觀間。遣使朝貢。元世祖。撫有四夷。出師海外諸番者。唯瓜哇之役爲最大。然竟不能克。其國分東西二王。明洪武三年。西王遣使奉表。貢方物及黑奴三百人。已而明使至三佛齊。瓜哇要而殺之。十三年。復遣使朝貢。詔諭責王。遂絕其使。永樂二年。東王遣使朝貢。請印。與之。五年。西王與東王戰。滅東王。時殺明八于東王城下。西王懼遣使謝罪。且貢金償死者。詔蠲其金。賜錢幣諭之。國人大抵三種。西番賈胡居久者。服食皆雅潔。中國流寓者。尙回々敎。持齋受戒。曰唐人。土人有名無姓。性頗昏惰。西番善賈多巧術。往々以珍奇陷土人。遂據板淡。雅罷牙等地。番名バンタン。板淡也。アヒア。雅罷牙也。實是萬曆年間。番即波爾杜瓦爾人也。天啓四年夏。和蘭人襲取其地。連築磚城十餘。分兵三千。屯戍據守。唐人寓住三萬。皆隸焉。即今國都。古東王城(或作王地。不是、)也。其南去海不相遠。城方三十餘里。民居朴陋。俗多遊惰之人。初和蘭寓于茗荅閙。即旁近海島也。因襲波爾杜瓦爾。遂取其地。實我元和九年五月三十日事也。カピタン。名ヤンピイタルセクン。番語カピタン。猶言部將也。漢譯加比丹是已。當今治城。東南去國都陸行十四五日程。呼爲バタアヒヤ。蓋并稱兩地名也。美問和蘭人曰。吾嘗聞明人之說。曰國人尙氣好鬭。何其取地若是之易也。曰否。國居赤道已南五度半之下。故其人昏弱。且物皆豐饒。性自懶惰。試擧一二而證之。俗好喫阿片。若嗜烟酒然。不至昏醉則不已。亦信鬼畏猪。蓋習回々敎也。初波爾杜瓦爾。欲復其地。竊與國謀。急襲我城。其鋒甚銳。或望而視之。加手於額曰。土人居半。是易與耳。乃驅猪數十。鼓譟從之。其衆曳兵而去。擧軍潰矣。美曰。西洋諸番。盤據古俚。麻剌加。瓜哇。呂宋等國。皆以利誘之也。洋舫(或作船、或作舶、)載貨。啗以珍奇。請置權場於要地。以通互市。夷中固安于無法而關防不嚴、因託以盜賊水火。願築土墻以護貨物。既而內築堡壁。分兵屯戍。隱若敵國矣。夫利之所在權之所歸。富者爲之貨殖。貧者藉之衣食。恩與威行。皆其私人。攘臂聲四起。客轉而爲主。反掌而已。南方之俗。古稱簡慢。利孔一開。奸詐百出。眞是七日而渾沌死矣。

附

瓜哇東方海中島嶼大小三十餘。圖說以謂此處海島甚多。船甚難行。是也。然其所圖與西圖頗不相合。其中番名ソロレス。即梭羅島也。テイモル。即地木島也。按。古瓜哇屬國。有底勿。豈謂此島歟。二島旁近小島。各有常時出火者。其傍梭羅島者。番名クノンヤピ。其在地水島東北者。番名フランテンリアイラント。圖說

所レ載。瓜哇正南。有二小瓜哇。及白且等島一。白一作レ伯。是皆西圖所レ不レ載。而西人所レ不レ聞者。不レ知三果有二何據一也。

セレベス

食力百私百一作レ白

島在二渤泥東南海中一。島之南隅。卽麻曷沙爾也。番名マがザル氣候常熱。俗與二莫臥兒一同。產二黃金。白檀。米穀。烟草之屬一。

マロク

馬路古

島在二食力白私東海之中一。氣候。人物。方產。皆與二食力白私一同。

馬路古。食力白私。東南海中。大小洲島。凡一百餘。其中セイロン或云二セイラス一。タルナアダ。地形稍大。又有二バンタン。又云二バンタ一。卽セイロン之屬也。アンボイナ一。又云二アンボン一。卽タルナアダ之屬也漢譯並皆不レ詳。氣候人物。與二食力百私一同。方產並有二丁子。沉香。白檀。胡椒。肉荳蔲。紅綠白鸚武。火鷄。風鳥之屬一。(屬、或作レ類、)風鳥不レ詳。番名ハアラディシホコル。鳥身無レ脚。長尾毿々。或白或五彩。土人猶未レ見二其生者一。往々取二得死而墮レ于レ地耳。美按二圖說一云。馬路古地方。無二五穀一。只出二沙姑米樹一。其皮生レ粉以爲レ米是說以二滿剌加一爲二馬路古一。因二音相近一而訛爾。白且與二バンタン一。音相混。食力百私與二セイラス一。聲相亂。觀者審焉。白且見二前圖說一。又有二食力私島者一。

ホルランリアノウワ又チランデヤノチバ

譯闕ホルランリア。チランデヤ。其語相通。卽和蘭地也。ノウワ。ノチバ。語亦相通。此云新也。

地在レ于二東南大海中一。和蘭新到二其地一。(新到、或作二始到一、)因得二此名一。美問二其人一。對曰。始自二瓜哇一開(或作レ向、似レ非、)洋。南行四百餘里。而至二其北岸一。蓋其地東接二新入匿界一。番名ノチバクニヤ。卽新入匿也。去レ此西南沿レ岸。亦轉向レ東。其南阻レ海。遙望三其西南地角於二天末一。唯見下土壤荒曠。而不上レ知二其所一レ極也。我天文年間事也。和蘭人名。マゴラアンス。圖說所レ云墨瓦臘泥加是已。大約去二赤道之南一九度半。始至二其北界一。亦其南三十二度之下。卽其西南地角也云。前三十年。天和癸亥年復駕二二大舶一。去欲レ窮二其地一。炎方之洲。毒熱酷烈。暍死頗多。僅得二生還一者。十之三四。其國人。形貌醜怪。情性語言。不レ能二相通一。卽掠二得其人一而來者。前後四口。敎導指引。竟難二馴習一。故其國土山川。風俗物產。雖レ欲レ審レ之。末レ由也已矣。按。明人所レ刻大小二圖。並載二瓜哇西南瑪力肚地方一。亦以二其地一。連二接墨瓦臘泥加界一。云盡在二南方一。惟見二南極出レ地。而北極常藏焉。其界未レ審二何如一。故不二敢訂一レ之。惟其北邊。與二大小瓜哇。及墨瓦臘泥峽一爲レ境也。大約各州百餘國。其所レ圖者。旣與二西圖一不レ合。其說亦異二我所一レ聞。

ロソン 邏呼ロクソン。和呼ルコニヤ。

呂宋

國在東南海中。其地頗大。邏馬人說。其國在カンタン之南。與フルモザ相近。カンタン。即廣東也。フルモザ。即臺灣也。古時有王。明永樂三年。呂宋國王。遣使朝貢。是也。及後國亂。遂隸西番。伊西把你亞。併得其地者。明萬曆年間事也。其主（或作王）及將領。盡皆伊西把你亞人。南方瑪爾泥訝地。產白銀。故國亦富厚。地名。番呼マテヤ。亦呼マネラ。明人諸說。其國甚小。顧產黃金。以故亦富厚。吾聞邏馬和蘭等人之言。僉曰產白銀。故姑從之。西南銀場。採煉工匠。皆係支那人。凡十二萬餘。亦有日本流寓。分其東地而居者。嚴設關防。不令過界。其人被服帶仗。不變本俗。即今孳衍。至三千。又東海島中。產金地。乃遣國人往採焉。島名。番呼カルシナ。即一柱島。亦名金島。テシエルタ。即雙柱島。亦名銀島。○按。天文已降。西番諸國。來市漸多。我開國初。呂宋遣使來聘。且告此方之人侵寇其境。是後聘問歲々不絕。其書所稱。或有呂宋國王者。或有鎮守呂宋東洋總評事者。或有呂宋國羨攏沙機等藩鎮者。蓋其稱王者。西番所署其酋長也。餘皆其將領耳。及後天教有禁。遂與之絕。西番素尙天教。其使來時。內帶其徒。多行詐譎故也。其所謂我流寓者。此方敎門之徒。放諸海外也。凡西南諸番。有我人之後者。多其敎門（或有之字）子孫也。間亦有漂蕩不還。散處各國者。邏馬人說。前十四年。此國之人漂到呂宋者十四口。國乃安插東地之類。是也

附

呂宋西南諸島。大小凡百。而其中茗荅閙。番名メンダナラ。非利皮那。番名カラミヤネス。地亦稍大。不知古何國也。即今其土俗物產。吾未之聞。姑附于此。

チイナ

支那

支那。西圖地名多漏。西人解說亦略。番名ヘツキン。北京也。ナンクイ。南京也。シクヤヌ。晉安。即福州也。フクワン。湖廣也。サントン。山東也。クサンスイ。山西也。カンタン。廣東也。アイナン。海南。即瓊州也。クンシイ。廣西也。ユンナ。雲南也。圖說云。大明。聲名文物之盛。自十五度至四十二度皆是。其餘四海朝貢之國甚多。總圖略載岳瀆省道大略是也。

マカヲ 又名アマカワ。

阿馬港

港在廣東。即西洋商舶所泊之私澳也。事詳于續文獻通考。我慶長元和間。歲々遣使來獻。或稱西域總兵巡海務事。或稱西域奉行天川港知府事者。皆是波爾杜瓦爾舶長也。圖說。阿馬港。係之滿剌加地方者訛。

イラステフラモル 又名マンリ

萬里石塘

嶕在瓊州南海之中。東西二三百里。南北七八百里。蓋古之時。此處有國。大地既陷。唯今見其山岳岡巒之頂耳。正德甲午春。美得此說於和蘭加比丹。是歲季秋。彼已將還去。過此嶕。忽遇暴風。合船齏粉矣。嗟可悼夫。加比丹姓名。コルネレス、ラルテン。

ヤアパン

日本

國在二東方極界一。赤道已北。三十一度。至二三十八度一。其地東西長。而南北狹。四時平。而風氣和。眞壽域也。西方有二此問紀事一。而古今沿革。山川水土。人物方產。其所二載錄一。頗爲二詳悉一。其說亦長。唯擧二其人槪一耳。按二西圖一。我土有下東方邊陲。轉出レ于二地平線下一者上（地名ウヤアパン）蓋東陸州瀕海之所耳。今據二地理一。蓋南部東北邊地耳。寛永癸未秋。和蘭閉二舶瓜哇一。東洋遇レ風。漂蕩至レ此。卽是也。圖說云。日本乃海內一大島。長五千二百里。寬不レ過二六百里一。今有二六十六州一。各有二國主一。俗尙二强力一。雖レ有二總王一。而權常在二强臣一。其民多習レ武。少習レ文。土產二銀。鐵。好漆一。其王生レ子年三十。以レ王讓レ之。其國大抵不レ重二寶石一。只重二口及金銀古窰器一。（重下一字、諸書皆失、或作二只重二金銀及古窰器一）

ヱソ　野作

按二西圖一。此地唯畫二東南沿海一帶地一。見二其端倪一耳。其東旁近有二一小島一。（島名スタテンラント）亦其東方大島。唯畫二西邊一帶地一。（島名コンペルラント）美質二之和蘭人一。曰。大抵我人止是（或作レ見、似レ是、）其所二經歷一。畫以入レ圖。於二其所一レ不レ至。蓋闕如也。今據二地理一。スタテンラント。卽毛人呼爲二クルミセ一是也。コンペルラント。卽毛人呼爲二クルシリ一是也。圖說。野作。係二之黃頭室韋地一。不レ知二何所レ據也。今據二地理一。蝦夷海外三十七國。有二シキモシ、シキアシコタン者一。シキ卽室韋也。但其夷習簡陋。不レ記二相去近遠幾何一耳。詳見二蝦夷志一。故不レ錄レ此。西圖。野作。原係二地下圈中一。而毛人自レ古我羈縻之屬。故從二圖說一。姑附レ于レ此。

タルタリヤ　韃靼

地在二亞細亞東北一。國最極大。東北際二大海一。其西至二歐邏巴界一。南與二支那一。莫臥兒等地一。連二接疆域一。圖說云。韃靼。地方甚廣。自二東海一至二四海一皆是（四字蓋西字之訛。然其說亦過甚。）種類不レ一。大概習レ非。以レ盜爲レ業。無二城郭一。無二定居一。駕二房屋於車上一。以便レ移レ居。按。圖說所レ載地名。多據二歷史統志等書一耳。西圖與二其所レ載地形一大異。而地名亦略。蓋其不レ詳也。故今姑闕以俟二後考一。（和蘭人說。前二十三年。本國遣二使支那一。道由二歐邏巴一東去。歷二韃靼西地一。而至二北京一。往還已經二三載一。其地荒邈可レ知也。按。前二十三年。歲次庚午。清康熙二十四年。我元祿三年也。）

右係二亞細亞州一。

采覽異言卷第三終

采覽異言卷第四

ソイデアメリカ

南亞墨利加（番語ソイデ南也。譯語取ニ音與一レ義耳。）

南至ニスメトンラント一。（南海小島名）北至ニマルデルノルト一。（海名）東至ニヲセヤヌス。エテウピクス一。（海名見レ前）西至ニヲセヤヌス。ペルヒヤヌス一。（卽孛露海也）西北隅。地形狹長。勢若ニ橋梁一。以接ニノオルトアメリカ南界一。

圖說云。南亞墨利加。今分爲ニ五邦一。一曰ニ孛露一。以ニ孛露河一爲レ名。二曰ニ金加西蠟一。以ニ所レ産金銀之甚多一爲レ名。三曰ニ坡巴牙那一。以ニ大邦一爲レ名。四曰ニ知里一古（或作レ方丶）名。（二字未レ詳）五曰ニ伯西兒一。卽中國所レ謂蘇木也。其至南又有ニ巴大温地方一。其人長八尺。故謂ニ長人國一。皆無ニ文字一。以ニ結繩一爲レ治。考ニ之西圖一。地勢頗異。諸國疆域。亦自殊絕。今姑從ニ我之所一レ聞。

バラシリヤ

伯西兒

此地幅員最廣。西連ニ大陸一。其餘三面。皆際ニ大海一。土氣極熱。其人黎黑。地少ニ高山一。平野荒濶。椰樹大者。往々成レ林已。圖說云。伯西兒。此云ニ蘇木國一。人不レ作ニ房室一。開レ地爲レ穴以居。好食ニ人肉一。但食レ男不レ食レ女。（考ニ西圖一。分ニ斷肢（或作レ腹）體一。炙而食レ之耳。）以ニ鳥毛一織レ衣。又其椰林地。人臥無ニ床褥一。但結レ繩爲レ網。旁高中窪。兩頭以ニ木椿一掛レ之。假ニ臥其中一。行卽爲レ轎。（西人所レ說。亦與レ此合。但其所レ圖地形。與ニ西圖一異。）

パタゴラス

巴大温（番呼ニ温熱一。爲ニゴラス一。譯文亦取ニ音與一レ義也。）

地在ニ伯西兒之西南一。圖說云。巴大温。卽長人國。此國人。長不レ過ニ一丈一。男女以ニ各色一畫レ面爲レ飾。美問ニ之和蘭人一。對曰。昔有三我人始至ニ此海口一。（卽マゴラアンス。圖說云ニ墨瓦臘泥加一者也。）唯望下其地荒濶。而岸上有中草屋無ニ墻壁一如ニ亭子一者上。乃登レ岸而視レ之。其規制高大。中有ニ燒レ火之所一。又見三沙上有ニ人跡一。比ニ之常人一長大二倍。兩間相距廣濶亦如レ之。因知ニ其人長且大一也。船中水乏。因欲レ取レ水。數人駕ニ小船一泝レ河而入。待レ之二日。竟不レ得レ還。衆心怖畏。發レ船而去。未レ有レ見ニ其人是何如一也。事載在ニ圖說一。異邦之人。不レ解ニ我字一。而後人附會。亦至レ如レ此。豈勝ニ妄說一哉。

美曰。孔子曰。僬僥氏三尺。短之至也。長者不過十之。數之極也。防風之骨。其節專車。長狄之首。眉見於軾。似已過三丈矣。洪範五行傳。以爲長狄之人長五丈餘。或然也。若翁仲。巨無霸。乞活。夏默等。皆其長不能過二丈。至魏襄武縣大人。長三丈餘。跡三尺二寸。亦幾過其極矣。蓋聞古有其人。未聞有其國也。馬氏通考。載長人國。在新羅東。人類長三丈。新羅常屯弩士數千守之。然我在新羅東。而未之聞。參諸東史。亦不載其事。蓋如其說。本乎魏志。而騁其奇異耳。魏時東沃沮在高勾麗蓋馬大山之東。濱大海。(或作天海。)而居。問其耆老海東復有人不。耆老說。得一布衣從海中浮出。其身如國人衣。其兩袖長三丈。又嘗聞東方耆老言。元和中。一大木槨。漂至金浦。其制如船。長十餘丈。土人斧斫開之。內有一長人屍。卽婦女也。身被紺布。耳璫用鉛。居未幾。最上氏亡。以爲其兆而已。近者又聞南部士人言。寬文初。東海漁人。網得一臂。時城中年少出觀。聚而觀之。竝肩而立其上者八人。某見其指骨。一節長四寸(或作一寸、非。)大抵人指節間四寸。則其人長當二丈四尺許。今據西圖。我邦東南。距巴大濕西南。可二萬五千里。而其中暨有寸土尺壤相爲間隔者。海潮沸騰。芥其人物。漂蕩至此。理亦或然也。

附

按。圖說載。巴大濕西南海中一大洲。有白峰。師峰。大江小島濱等所。總而名之曰墨瓦蠟泥加峽。其說云。墨瓦蠟泥加。係拂郎機國人姓名。前六十年。(歲次壬寅。我天文十一年。明嘉靖二十一年也。)始過此峽。幷至此地。故歐邏士。(士、或作巴。)以其姓名。名峽名海名地。考之西圖。最爲大異。西圖所畫。巴大濕西南海中。只有一尖地角。(地名スメトンラント。番語凡呼島之小者。爲ラント。)卽自其兩間。轉折西去。一線水路。委曲詳悉。蓋此處船行難過之故也。其餘則積水渺茫已矣。且其始至此者和蘭人。非拂良機人也。

ギリ(又呼ゲリ。又名チリ。)

智里

地在伯西兒之西。瀕海之所也。

ペイル(又呼ペル。)

孛露

地在智里之北。其西卽大海也。卽孛露海。(番名チセヤヌス、ペルヒヤヌス。)圖說云。此地不知耕種。自多菓蔬。人皆仰給。產香名巴爾娑摩樹。(番名パルサモ。)樹生初。以刀劃之油出。塗尸不敗。其刀劃處。周十二時。卽如故。又出極大之鳥。名爲厄慕。(番名不詳。只呼爲大鳥耳。(厄慕、番名エミユウ之音譯也。))有翅不能飛。其足如馬。行最速。馬不能及。羽可爲盔纓。喙亦厚大。可爲杯。

アロワカス

譯闕

地在伯西兒西北。渴里伯那(番名カリハナ。)之西。大水自南流入北海。卽亞勒利西那河是也。(番名アロラス。)海上諸島。(島凡十八。總而名之。曰マリカランタ。)其中一島。始出烟草之所也。(島名セント、ヘンセント。)

カスティラ、デル、ヲゴ

金加西蠟

地在二北海上一〇苔泥戀地多産二白銀一〇（地名二タリエン一〇西人皆説二此地産一レ銀。圖説云。多産二金銀一。未レ知二孰是一。）

ホホヤナ

坡巴牙那

地居二西北極界一〇即與二北亞墨利加一〇接二其疆域一已。

ニカラアグリ（以下四國、當レ入二北亞墨利加一）

譯闕

ボンテイラス

鄷慶臘

地在二坡巴牙那西一〇（考二圖説一即里漢詣（或作レ諸）柯瓦的馬革等地。）

ルカタン

路革堂

ウワテマラ

哇的麻剌

並在二坡巴牙那西地一〇南北皆海。西接二北亞墨利加界一〇

右係二南亞墨利加州一〇（圖説載。是州北地。有二新晻大晉西亞國一。蓋其國併二取此（或作レ是）地一也。而西圖不レ載。西人不レ説。故附レ于此。）

采覽異言卷第四終

采覽異言卷第五

ノオルト、アメリカ

北亞墨利加（番語ノオルト北也。譯語取音與義也。）

南至マルデルスル（海名。）與ソイデ、アメリカ相接。東至ヲセヤヌス。デウカレドヲニウス（海名。）西界不知其所極也。

圖說云。南北亞墨利加。全爲四海所圍。南北以微地相聯。（聯、或作連。）考之西圖。其地形勢。與此大異。西圖北亞墨利加地。其所入畫者。止有東南兩邊耳。北與臥蘭的亞相聯。西自赤道二十八度已北之地。（卽其末蠟地也。）未知其所極也。故諸國分界。及其地名。彼此乖異。或有或無。而圖說又云。其地廣濶。而人蠻猾。迄今未詳審地內各國人俗。其說亦不分曉。蓋後說近是矣。

イスパニヤ、ノヲバ（又呼ノヲバ、イスパニヤ。）

新伊斯把你亞

地稍廣大。其北連山。餘皆際海。其南則馬金色。墨是可等地也。（西圖作マキシコ。明人所刻圖。分而爲二。皆其屬國也。圖說乃曰。墨是可地。產各色鳥羽。人輯以爲畫。山水人物皆妙。）西北與新瓦剌察相接疆域。初北荒之地。諸國大亂。人與禽獸相食其肉。伊斯把你亞人。乃攘其亂（亂、或作臂。）撫而有之。拂郞察。瓦剌察等諸國。分土斥境。皆是之時矣。圖記云。南北亞墨利加。自古無人知有此處。惟一百年前。歐邏巴人。乘船至其海邊之地。蓋歐邏巴諸國。各併此地。亦惟其所謂一百年後之事耳。（明人以萬曆壬寅。刻坤輿全圖。蓋其所謂一百年前。彼弘治之末。我文龜永正間也。慶長十五年秋。新伊西把你亞商船。過洋遇風。漂至我東地。舳艫盡碎。官命繕治。乃給資糧而還。十七年夏。其國遣使來聘以謝。其禮物有自鳴鐘一口。我有此制。實自是始。爾時我舶商。亦與彼使俱去。明年得還。說其民物蕃庶。且說彼人謝曰。兩地懸隔。萬里艱險。請勿復來。是後遂絕。邏馬人按。指其海口一所曰。此地名アカプルコ。昔我到此。西洋諸國要會之衢。因說其地豐衍。亦與我人所說合。）

ノヲバ、ガラナダ

新瓦剌察（瓦剌察。卽瓦辣那達別號。）

國在新伊西把你亞之西北。地頗荒曠。南際東紅海。（パイラルコスト。卽其海曰。イラデキカン。海中小島也。其水赤濁如血。因得此名。）北至白吳爾。（爾一作耳。地有南北。）東有祖瓦蠟。蘇亞蠟山等地。（祖瓦蠟。蘇亞蠟。字異語同。番名スワラ。）西至其未蠟。（其一作新。番名アキペイラデカアト。譯文從省耳。）自此西北。巨蛇猛獸。魑魅羣行。不可往矣。此北荒之極也。

ニウ、ソイデ、ワアルス、

ニウ、ノオルド、ワアルス、

譯闕

卽白呉耳南北之地。ソイデ。此云南也。ノオルド。此云北也。ワアルス。卽白呉耳之語也。ニウ。未聞。蓋言新也。此地最荒漠。南連新瓦剌察。其地在西亞八加爾。其地在東。等地。北接臥蘭的亞地。東有大海灣。西莫能明其境也。海灣之中。有一大島。圖說以爲亦利多的蘭地。其東以爲把革老地者卽此。海名チセヤヌス、デツカレドナニウス。其近南灣處。ブトンスバイ。近北處。バヘンスバイ。海中大島。西圖呼爲夜國。島之正中直北極圈内外分界之所。日光難到故也。或云。海中大島。名イリタテランド。吾未之聞。

ノヲバ、フランシヤ

新拂郎察

幅員最大。四面皆海。而其南阻少(或作小、似是、)海。卽諸龍伯耳瓦。亞伯耳耕等地是也。可耳得勒亞耳的。卽其東方瀕海之地。亦作可爾得勒亞爾地。番名カナデンシス。此地北與臥蘭的亞隔海相對。卽大(セントジユリ)海口也。圖說其北海。呼爲默羅它海。默羅它。卽海中小島名。番名ホルトエツテ。是也 海中亦有仙如星(或作里、似是、)漢(カン)。及鬼島等所也。テイラノサバ。卽仙如星漢島。イラセンテホル。卽鬼島也。

ノランベイガ

諸龍伯耳瓦

地在新拂郎察東南。其東及南北。皆際大海。西接莫可沙。

美按。圖說載新拂郎察北有如龍伯耕農地。南亦有諸龍伯耳瓦地。考之西圖。新拂郎察。北際大海。其南卽諸龍伯耳瓦地也耳。蓋如龍伯耕農地。諸龍伯耳瓦地。方言殊譯。其地本同。而獨以聲音轉訛。乃析而二之。可謂添蛇足矣。

モコサ

莫可沙 又作摩可廉國。

地在諸龍伯耳瓦之西。與亞伯耳耕。亞八加爾等國相接。

アバカル

亞八加爾

地廣且大。南際大山。北接南白臭爾。東至莫可沙。西與新瓦剌察。分其疆界。其東有アバナレ及アルバルトス等地。皆其屬國也。

アバルカン

亞伯耳耕

南際大海。北連大山。其東卽莫可沙。其西卽大入耳也。其東南。山外瀕海地。名モクワク。圖說所云。革利國也。

タゼル

大入耳

地稍廣濶。南際二大海一。北連二大山一。東至二亞伯耳耕一。西與二瓦剌察一。斯把你亞一分二其疆域一。其西阻レ河有二奇沙國一。（番名キイサ。）即其屬國也。南瀕レ海之所。即花地也。圖説。訝巴剌方爾。註云。得（爾勿羅洛。譯云二花地一。西圖作二フロリダ一。一作二テラフラロ一。即得爾勿羅洛亘。又按。訝巴剌方爾。與二亞伯耳耕一。其音相近。蓋以二花地一爲二亞伯耳耕地一歟。考二之西圖一。花地本與二亞伯耳耕一相接。然其所レ畫。界域甚分明。故姑從レ之。）圖説云。自二農地一（即耕農地。）至二花地一。其方總名。曰二耳耶托兒一。然各國有二本名一。其人醇善。異方人至二其國一者。推能厚待。大約以レ皮爲レ裘。以レ漁爲レ業。其山內深入半年。相殺戰奪。惟食二蛇蝗蜘蛛等蟲一。考二之西圖一諸龍伯耳瓦。至二新瓦剌察地方一。重山層嶂。連二亘東西七八千里一。自レ此之レ南之レ北。皆無二隴斷一焉。據レ此觀レ之。所レ謂如龍伯耕農地。即爲二諸龍伯耳瓦一。亦足レ徵矣。

クハ

古巴島

島在二花地南海中一。牙里（作レ埋、爲レ是。）加。（番名ヤマイカ。）亦在二其南一。即小島也。

スパンヨウラ

小伊西把你亞

島在二古巴之東一。與二牙里加一（牙、或作レ如、非。）鼎二峙海中一。即（或作二小字一。）伊西把你亞屬國也（ヨウラ。此云小也。）

カルホルニヤ

角利勿爾泥亞（泥、或作レ尼。）

地在二西南海中一。其東與二新瓦剌察一。僅隔二東紅海一耳。（考二之西圖一。此地本是一大島耳。明人所レ刻大小二圖。與二其未曉一。新瓦剌察等地一連。按二其壤一者。非也。）

附

按二西圖一。南北亞墨利加西南海中。有二三十餘島一。皆如二晨星相臨一。唯其西南一隅。見レ有二一島地角一耳。（番名セイランデヤ、ノヲバ。其地角呼爲二アイランド、テレゴシゲン一。彼云二アイランド一。此云島也。）與下明人所レ圖。南方一帶。其地廣大。連二亘萬里之外一者上。最爲二大異一矣。

右係二北亞墨利加州一

采覽異言卷第五終

書異言後

漸西李之藻。刻二萬國坤輿圖一。萬曆年間。大西利瑪竇。重修攷定。附以二南北半毬圖一。事具三二子所レ述。而一時薦紳楊景淳吳中明之徒贊述焉。正德己丑冬。

美得レ過二西人一。乃按二其圖一。訪以二方俗一。其人曰。此圖明人所レ作。稍似二縝密一。然與二地理一不レ合。莫レ由二依據一。敢辭。美意謂。彼不レ解二漢字一。敢爲二大言一耳。美乃（白石遺文、敢爲大言耳美乃七字、作二强爲之辨四字一。）曰。是則歐邏巴人利瑪竇。所下携入二于中州一者上。世稱二其善一。子無レ取焉。獨何與。曰。某未下嘗聞中我人有二其姓名一者上也。（遺文、無二我下人字一。）曰。西教東漸。自二利氏一始。子不レ知二其人一可乎。彼笑而不レ荅。既而索三得西圖於二官府一以示レ之。披翫久レ之。曰。是和蘭鏤板。蓋百年之物也。雖二我西土一。亦不レ易レ得。某與二此圖一。雖レ得三二見レ之矣。於レ是左把右指。章步而亥筭。使下人不レ待レ窮二夫轍迹上。而周三游乎二八極一。名山大川。擧望而出。殊方絕域。隨レ顧而在。亦奇矣哉。誠得二其術一也。明年春。和蘭入貢。美私二其使者一以質焉。對曰。輿地全圖。舊有二數本一。此版弊邑所レ刻。去レ今既及二一百一十三年一。先レ是。西土（或作レ土）佛來釋古者。姑倡三天教於二東南諸州一。其塔今在二印度地一。香華之盛。一二百七十年於レ茲焉。（遺文、焉作レ矣、）歐邏巴人。未レ聞レ有下利氏之子者上也。

美竊怪焉。（遺文、竊作レ尤、）嗣後。適得三金闇鐘始振闢邪論於二新增大藏函中一。因知。竇本生レ於二廣東旁近海島間一。北學レ於二中國一者。實非二西方之人一。則前者之說。果不レ誣矣。李氏之徒。徒嘆二其學在一レ夷。而不レ知レ用レ夏變二於レ夷也。故今我是編所レ採其說。係二之明人一者。蓋從二其實一也。癸巳之秋。源君美書。

采覽異言大尾

明治三十九年四月二十日印刷
明治三十九年四月廿五日發行

非賣品

著者相續人　愛知縣名古屋市七間町二丁目八十三番地　新井太吉
編輯兼校訂者　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地　市島謙吉
發行者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地　吉川半七
印刷者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地　本間季男
印刷所　東京活版株式會社